

平成 21 年度「先導的大学改革推進委託事業」

大学の質保証及び学位プログラムの在り方  
に関する調査研究  
報告書

2009年7月



財団  
法人

**未来工学研究所**

**THE INSTITUTE FOR FUTURE TECHNOLOGY**



## まえがき

本報告書は、平成 21 年度先導的大学改革推進委託事業として、財団法人未来工学研究所が文部科学省との委託契約に基づき平成 21 年 4 月 1 日から 7 月 30 日まで実施した、「大学の質保証及び学位プログラムの在り方に関する調査研究」に関する成果をとりまとめたものです。

本調査研究では、①諸外国における質保証システムに関する調査、②諸外国における学位プログラムに関する調査、③大学として備えるべき要件についてのアンケート調査を実施しました。

本報告書を提出するに当たり、関係者各位から多大な御支援と御助言を頂き、心から感謝の意を表します。また、お忙しい中、インタビュー調査、アンケート調査にご協力いただいた多くの方々に感謝いたします。

平成 21 年 7 月

財団法人未来工学研究所

## 目次

はじめに .....	1
1 調査の目的と内容 .....	1
1-1 調査の趣旨と目的 .....	1
1-2 調査の内容 .....	1
1-2-1 諸外国の質保証システムについての調査 .....	1
1-2-2 諸外国における学位プログラムに関する調査 .....	1
1-2-3 大学として備えるべき要件についてのアンケート調査 .....	1
1-3 スケジュール .....	2
1-4 調査の体制 .....	2
1-5 報告書の構成 .....	2
I 諸外国における大学の質保証システム及び学位プログラムに関する調査 .....	4
2 米国 .....	4
2-1 質保証システム .....	4
2-1-1 連邦政府の関与 .....	4
2-1-2 州政府の関与 .....	6
(1) カルフォルニア州 .....	6
(2) ニューヨーク州 .....	20
2-1-3 地区基準協会 .....	35
(1) 西部地区基準協会 .....	36
(2) 中部地区基準協会 .....	38
2-2 学位プログラム .....	46
2-2-1 カルフォルニア州 .....	48
(1) カルフォルニア大学ロサンゼルス校 .....	48
(2) カルフォルニア州立大学ノースリッジ校 .....	84
(3) ポモナ・カレッジ .....	109
2-2-2 ニューヨーク州 .....	129
(1) ニューヨーク市立大学ニューヨークシティカレッジ .....	129
(2) ニューヨーク大学 .....	136
(3) バサー・カレッジ(Vassar College) .....	149
3 欧州 .....	163
3-1 ボローニャ・プロセス .....	163

3-1-1	進展の現状 .....	164
(1)	学士 - 修士構成の広範囲における実施 .....	164
(2)	欧州単位互換システム (ECTS) .....	166
(3)	各国学位資格枠組み.....	166
3-2	高等教育質保証 .....	167
3-2-1	質保証システム .....	167
3-2-2	質保証基準 .....	168
3-2-3	学位の資格枠組み.....	175
3-2-4	現地調査による補足.....	178
4	イギリス .....	179
4-1	質保証システム .....	180
4-1-1	大学の設置、認可.....	182
4-1-2	大学の質保証.....	190
(1)	大学自身による教育の質の評価 .....	190
(2)	QAA による教育の質の第三者評価.....	191
(3)	QAA によるガイドライン：実施規範 (Code of Practice) .....	194
(4)	研究の質の評価.....	196
(5)	現地調査による補足 .....	198
4-2	学位プログラム .....	199
4-2-1	国レベルの政策、基準 .....	200
4-2-2	大学での取り組み.....	205
(1)	サセックス大学.....	205
5	ドイツ .....	246
5-1	高等教育質保証 .....	246
5-1-1	認証システム .....	246
5-1-2	外部認証機関認証.....	248
(1)	認証機関認証基準 .....	248
(2)	認証機関認証・再認証実施手順規定 .....	250
5-1-3	学位プログラム認証.....	251
(1)	プログラム認証基準 .....	251
(2)	プログラム認証実施手順規定.....	253
5-1-4	内部システム認証.....	256
(1)	システム認証基準 .....	257
(2)	システム認証手順規定.....	259
5-1-5	現地調査による補足.....	261

追補： 各州文部大臣会議共通体系ガイドライン .....	265
5-2 学位プログラム .....	273
5-2-1 ケルン大学 .....	273
(1) 学位プログラムの枠組み .....	273
(2) 学位プログラムの実施に係る教育課程 .....	278
(3) 学位プログラムの実施体制 .....	285
(4) 学位プログラムの実施に係る質保証の仕組み .....	292
6 フランス .....	299
6-1 高等教育質保証 .....	299
6-1-1 学位プログラム認証 .....	299
6-1-2 AERES による評価 .....	303
(1) AERES の業務 .....	303
(2) AERES の組織 .....	303
(3) AERES の評価 .....	304
6-1-3 現地調査による補足 .....	306
6-2 学位プログラム .....	309
6-2-1 パリソルボンヌ大学（パリ第4大学） .....	309
7 オーストラリア .....	339
7-1 オーストラリアの質保証システムの概要 .....	340
7-1-1 大学の設置、認可 .....	341
(1) 高等教育認可手続きに関する全国基準（ナショナル・プロトコル） .....	341
7-1-2 大学の質の保証 .....	346
(1) Government Accreditation Authorities .....	347
(2) オーストラリア大学質保証機構（AUQA） .....	358
7-1-3 今後の改革 .....	369
7-2 学位プログラム .....	372
7-2-1 国レベルの学位の基準：オーストラリア資格枠組み（Australian Qualifications Framework） .....	372
7-2-2 大学での取り組み .....	375
(1) シドニー大学 .....	375
(2) アボンデール・カレッジ .....	408
II 大学として備えるべき要件に関するアンケート調査 .....	423
8 調査の目的と方法 .....	423
8-1 目的 .....	423
8-2 方法 .....	423

8-2-1 調査対象及び抽出方法、調査票の配布 .....	423
8-2-2 調査項目 .....	425
8-2-3 調査スケジュール .....	425
9 回答結果 .....	426
9-1 回答状況 .....	426
9-2 回答者・回答機関の属性 .....	427
9-2-1 学長 .....	427
9-2-2 教員 .....	428
9-2-3 職員 .....	430
9-2-4 学生 .....	431
9-2-5 企業 .....	432
9-3 回答結果の概要 .....	433
9-3-1 学長 .....	433
(1) 大学の機能別分化についてどのように考えるか .....	433
(2) 質保証システムについての考え方 .....	439
(3) 大学の目的を達成するための施設、設備、機能等の要件 .....	442
(4) 大学に備えておくべき職員 .....	444
(5) 入学志願者に対する情報提供 .....	444
9-3-2 教員 .....	445
(1) 質保証システムについての考え方 .....	445
(2) 学生に対する説明、情報の開示 .....	449
(3) 学位課程のカリキュラム .....	450
(4) 大学の目的を達成するための施設、設備、機能等の要件 .....	451
(5) 大学に備えておくべき職員 .....	452
9-3-3 職員 .....	453
(1) 質保証システムについての考え方 .....	453
(2) 大学の目的を達成するための施設、設備、機能等の要件 .....	457
(3) 大学に備えておくべき職員 .....	458
9-3-4 学生 .....	459
(1) 大学の質保証についての考え方 .....	459
(2) 学士力 .....	461
(3) 学生に対する説明、情報開示 .....	462
(4) カリキュラムの編成 .....	464
(5) 大学の目的を達成するための施設、設備、機能等の要件 .....	464
(6) 受験する際に重視した大学の情報 .....	465

9-3-5 企業 .....	466
(1) 学士力 .....	466
(2) 質保証システムについての考え方 .....	468
(3) 大学の学位課程について .....	472
(4) 大学の目的を達成するための施設、設備、機能等の要件 .....	473
9-4 回答結果の分析 .....	474
9-4-1 回答結果の調査対象間の比較 .....	474
(1) 質保証についての考え方 .....	475
(2) 学士力 .....	478
(3) 教育プログラム .....	479
(4) 必要な施設等の要件 .....	481
(5) 備えておくべき大学職員 .....	483
9-4-2 回答結果のクロス集計（調査対象内） .....	483
(1) 学長 .....	483
(2) 教員 .....	496
(3) 職員 .....	508
(4) 学生 .....	517
(5) 企業 .....	521
資料編 .....	524
1. 調査票 .....	524
2. アンケート調査の自由回答（抜粋） .....	556
3-1 学長 .....	556
3-2 教員 .....	571
3-3 職員 .....	587
3-4 学生 .....	593
3-5 企業 .....	605



## 図目次

図 2-1	カリフォルニア州における大学の質保証システム（概念図）	7
図 2-2	ニューヨーク州における大学の質保証システム（概念図）	21
図 2-3	米国地区基準協会管轄区域一覧図	36
図 2-4	カリフォルニア大学ロサンゼルス校の管理組織	61
図 2-5	UCLA の College of Letters and Sciences の組織図	62
図 2-6	UCLA のガバナンス組織（アカデミックプログラム関係）	66
図 2-7	UCLA における収入項目別内訳	67
図 2-8	UCLA における支出項目別内訳	68
図 2-9	UC システムから配分される収入の増加要因と支出の増加要因の関係	72
図 2-10	プログラムレビューのプロセス	77
図 2-11	新しいプログラムを提案する際の検討プロセス	79
図 2-12	カリフォルニア州立大学ノースリッジ校の管理組織	92
図 2-13	カリフォルニア州立大学ノースリッジ校のガバナンス組織（プログラム関係）	94
図 3-1	最も一般的に採用されている 2 段階構成モデル（2008/09）	165
図 3-2	ECTS 実施レベル（2008/09）	166
図 3-3	各国資格枠組みの設立ステップ（2008/09）	167
図 4-1	イギリスにおける大学の質保証の概要	182
図 4-2	イギリスにおける新しい大学の設置認可の概念図	189
図 4-3	サセックス大学の組織図（アカデミック組織）	216
図 4-4	サセックス大学の組織図	230
図 5-1	ドイツにおける認証システム	247
図 5-2	ケルン大学におけるバチェラー及びマスター学位課程の発展	294
図 6-1	フランス LMD 導入以前の大学教育課程	299
図 6-2	パリソルボンヌ大学における教育課程	318
図 6-3	パリソルボンヌ大学の 1 年間のスケジュール	319
図 7-1	Flexible First Year のカリキュラム	386
図 7-2	シドニー大学の管理部門組織	390
図 7-3	Academic Board の組織	395
図 7-4	シドニー大学の収入（2009 年）	398
図 7-5	シドニー大学の支出（2009 年）	399
図 9-1	学長（アンケート回答者）の所属する機関の設置区分と大学規模	428
図 9-2	学長（アンケート回答者）の所属する機関の設置区分と地域区分	428

図 9-3	教員（アンケート回答者）の所属する機関の設置区分と、職階 .....	429
図 9-4	教員（アンケート回答者）の専門分野と、所属する機関の設置区分 .....	429
図 9-5	教員（アンケート回答者）の所属する機関の人数規模と設置区分 .....	430
図 9-6	職員（アンケート回答者）の所属する機関の設置区分と、職階 .....	430
図 9-7	職員（アンケート回答者）の所属する機関の設置区分と地域区分 .....	431
図 9-8	学生（アンケート回答者）の所属する機関の設置区分と、学年 .....	431
図 9-9	学生（アンケート回答者）の学士課程の専門分野と学年 .....	432
図 9-10	企業（アンケート回答機関）の人数規模と業種 .....	432
図 9-11	企業（アンケート回答機関）の人数規模と地域区分 .....	433
図 9-12	大学の機能別分化の考え方（「我が国の高等教育の将来像」）に同意するか（学長、 n=532） .....	434
図 9-13	機能別分化の各類型に当てはまるかどうか（学長、n=532） .....	435
図 9-14	機能別分化の各類型に当てはまるかどうか（学長、n=532）：回答結果から大学 を 10 個のクラスターに分類した場合 .....	438
図 9-15	大学の最低基準としての質保証はどの機関が責任を持つべきか（学長、n=532） .....	439
図 9-16	大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は、どの機関が 責任を持つべきか（学長、n=532） .....	440
図 9-17	大学の質保証の在り方についてどう考えるか（学長、n=532） .....	441
図 9-18	大学の質保証において国や公的な機関が担うべき役割（学長、n=532） .....	441
図 9-19	大学の質保証を図るためのアプローチについての考え方（学長、n=532） .....	442
図 9-20	学校基本法における大学の目的を達成するために必要な、施設、設備、機能等の 要件（学長、n=532） .....	443
図 9-21	学校教育法第 92 条第 1 項及び第 2 項にて定められている職員及び、備えること が可能な職員以外で、大学に備えておくべき職員（学長、n=532） .....	444
図 9-22	入学志願者に対する情報提供にあたり、重視している項目（学長、n=532） .....	445
図 9-23	大学の最低基準としての質保証はどの機関が責任を持つべきか（教員、n=493） .....	446
図 9-24	大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は、どの機関が 責任を持つべきか（教員、n=493） .....	447
図 9-25	大学の質保証の在り方についてどう考えるか（教員、n=493） .....	447
図 9-26	大学の質保証において国や公的な機関が担うべき役割（教員、n=493） .....	448
図 9-27	大学の質保証を図るためのアプローチについての考え方（教員、n=493） .....	449
図 9-28	教育の目標、卒業要件は、学生に対して十分説明されているか（教員、n=493） .....	450

図 9-29 教育の目的、教育課程、教育内容、卒業要件等についての情報開示は十分か（教員、n=493） .....	450
図 9-30 学位課程のカリキュラムは教育目標・目的を達成するために適切に編成されているか（教員、n=493） .....	451
図 9-31 学校基本法における大学の目的を達成するために必要な、施設、設備、機能等の要件（教員、n=493） .....	452
図 9-32 学校教育法第 92 条第 1 項及び第 2 項にて定められている職員及び、備えることが可能な職員以外で、大学に備えておくべき職員（教員、n=493） .....	453
図 9-33 大学の最低基準としての質保証はどの機関が責任を持つべきか（大学職員、n=360） .....	454
図 9-34 大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は、どの機関が責任を持つべきか（大学職員、n=360） .....	455
図 9-35 大学の質保証の在り方についてどう考えるか（大学職員、n=360） .....	456
図 9-36 大学の質保証において国や公的な機関が担うべき役割（大学職員、n=360） ..	456
図 9-37 大学の質保証を図るためのアプローチについての考え方（大学職員、n=360）	457
図 9-38 学校基本法における大学の目的を達成するために必要な、施設、設備、機能等の要件（大学職員、n=360） .....	458
図 9-39 学校教育法第 92 条第 1 項及び第 2 項にて定められている職員及び、備えることが可能な職員以外で、大学に備えておくべき職員（大学職員、n=360） .....	459
図 9-40 大学の教育の質に満足しているかどうか（学生、n=883） .....	460
図 9-41 大学の教育の質の向上（授業の改善等）にあなたの意見は反映されているかどうか（学生、n=883） .....	460
図 9-42 教育の質を改善するためにはどのような手段で学生の意見を反映させることが可能か（学生、n=883） .....	461
図 9-43 学士力の各項目はどの程度カリキュラムで重視すべきか（学生、n=883） .....	462
図 9-44 学生に対する説明が十分にされているか（学生、n=883） .....	463
図 9-45 学位の目的等についての情報開示は十分か（学生、n=883） .....	463
図 9-46 学位課程のプログラムは学位の教育目的を達成するために適切か（学生、n=883） .....	464
図 9-47 学校基本法における、大学の目的を達成するために必要な、施設、設備、機能等の要件についてどう考えるか（学生、n=883） .....	465
図 9-48 受験する大学を選ぶ際に、重視した大学の情報は何か（3 つまで選択可）（学生、n=883） .....	466
図 9-49 「学士力」を構成する 13 要素について、大学の学士の卒業生が備えているべき能力として、どの程度重視するか（企業、n=128） .....	467

図 9-50 「学士力」を構成する 13 要素は学位プログラムでどの程度重視されるべきであるか (3 つまで選択可) (企業、n=128) .....	468
図 9-51 大学の質保証システムに関する考え方に合意できるかどうか (企業、n=128) .....	469
図 9-52 大学の最低基準としての質保証はどの機関が責任を持つべきか (企業、n=128) .....	469
図 9-53 大学は目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証はどの機関が責任を持つべきか (企業、n=128) .....	470
図 9-54 大学の質保証の在り方についてどう考えるか (企業、n=128) .....	471
図 9-55 大学の質保証について国の機関が担うべきことは何か (企業、n=128) .....	472
図 9-56 学位課程についての考え方について同意するかどうか (企業、n=128) .....	473
図 9-57 学校基本法における、大学の目的を達成するために必要な、施設、設備、機能等の要件 (企業、n=128) .....	474
図 9-58 大学の最低基準としての質保証はどこが責任を持つべきか (学長、教員、職員、企業の比較) .....	475
図 9-59 大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証はどの機関が責任を持つべきか (学長、教員、職員、企業の比較) .....	476
図 9-60 大学の質保証の在り方に関する考え方 (学長、教員、職員、企業の比較) ....	476
図 9-61 大学の質保証に関して、国や公的な機関が担うべきもの (学長、教員、職員、企業の比較) .....	477
図 9-62 大学の質保証に関する取り組みについての考え方 (学長、教員、職員、企業の比較) .....	478
図 9-63 学士力を構成する 13 項目はどの程度大学のカリキュラムで重視されるべきか (学生と企業の比較) .....	479
図 9-64 教育の目標と卒業要件が学生に対して十分に説明されているかどうか (教員と学生の比較) .....	480
図 9-65 学士の学位の目的、教育課程、教育内容、卒業の要件などについて情報開示が十分になされているか、学位課程のカリキュラムは、学位の教育の目標・目的を達成するために適切に編成されているか (教員と学生の比較) .....	480
図 9-66 学校基本法における大学の目的を達成するために必要な施設、設備、機能等の要件 (学長、教員、職員、学生、企業の比較) .....	482
図 9-67 大学に備えておくべき職員 (学長、教員、職員の比較) .....	483
図 9-68 大学の機能別分化について、どのように考えるか (学長、設置区分別) .....	484
図 9-69 機能別分化の考え方①：世界的研究・教育拠点を目指す大学である (学長、設置区分別) .....	485
図 9-70 機能別分化の考え方②：高度専門職業人養成を重視する大学である (学長、設置	

区分別) .....	485
図 9-71 機能別分化の考え方③: 幅広い職業人養成を重視する大学である (学長、設置区分別) .....	486
図 9-72 機能別分化の考え方④: 総合的教養教育を重視する大学である (学長、設置区分別) .....	486
図 9-73 機能別分化の考え方⑤: 特定の専門的分野の教育・研究を重視する大学である (学長、設置区分別) .....	487
図 9-74 機能別分化の考え方⑥: 地域の生涯学習機会の拠点を目指す大学である (学長、設置区分別) .....	487
図 9-75 機能別分化の考え方⑦: 社会貢献機能を重視する大学である (学長、設置区分別) .....	488
図 9-76 大学の最低基準としての質保証①: 国や公的な機関が責任を持つべきである (学長、設置区分別) .....	489
図 9-77 大学の最低基準としての質保証②: 個々の大学が責任を持つべきである (学長、設置区分別) .....	489
図 9-78 大学の最低基準としての質保証③: 認証評価機関等の第 3 者機関が責任を持つべきである (学長、設置区分別) .....	490
図 9-79 大学の最低基準としての質保証④: 学生が入学を選択するかどうかの評価に委ねるべきである (学長、設置区分別) .....	490
図 9-80 大学の質保証の在り方①: 最低基準を下回らないようにすることを重視すべきである (学長、設置区分別) .....	491
図 9-81 大学の質保証の在り方②: 国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである (学長、設置区分別) .....	492
図 9-82 大学の質保証の在り方③: 目的・目標適合性の是非に関らず、恒常的に質の向上が図られていることを重視すべきである (学長、設置区分別) .....	492
図 9-83 大学の質保証の在り方④: 各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべきである (学長、設置区分別) .....	493
図 9-84 大学の質保証に関して国や公的な機関が担うべきこと①: 最低基準を下回らないようにすることを重視すべきである (学長、設置区分別) .....	494
図 9-85 大学の質保証に関して国や公的な機関が担うべきこと②: 国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである (学長、設置区分別) .....	494
図 9-86 大学の質保証に関して国や公的な機関が担うべきこと③: 目的・目標適合性の是非に関らず、恒常的に質の向上が図られていることを重視すべきである (学長、設置区分別) .....	495
図 9-87 大学の質保証に関して国や公的な機関が担うべきこと④: 各大学が掲げる目的・	

目標が達成されていることを重視すべきである（学長、設置区分別） .....	495
図 9-88 大学の質保証に関する取り組み①：大学の設置基準や設置認可審査の厳格化を図るべきである（教員、専門分野別） .....	498
図 9-89 大学の質保証に関する取り組み①：大学の設置基準や設置認可審査の厳格化を図るべきである（教員、設置区分別） .....	498
図 9-90 大学の質保証に関する取り組み②：大学の自己点検・評価の充実を図るべきである（教員、専門分野別） .....	499
図 9-91 大学の質保証に関する取り組み②：大学の自己点検・評価の充実を図るべきである（教員、設置区分別） .....	499
図 9-92 大学の質保証に関する取り組み③：大学の認証評価（第三者評価）の厳格化を図るべきである（教員、専門分野別） .....	500
図 9-93 大学の質保証に関する取り組み③：大学の認証評価（第三者評価）の厳格化を図るべきである（教員、設置区分別） .....	500
図 9-94 大学の質保証に関する取り組み④：大学としての望ましい在り方を示したガイドラインを策定すべきである（教員、専門分野別） .....	501
図 9-95 大学の質保証に関する取り組み④：大学としての望ましい在り方を示したガイドラインを策定すべきである（教員、設置区分別） .....	501
図 9-96 大学の質保証に関する取り組み⑤：各分野毎のコア・カリキュラムを作成すべきである（教員、専門分野別） .....	502
図 9-97 大学の質保証に関する取り組み⑤：各分野毎のコア・カリキュラムを作成すべきである（教員、設置区分別） .....	502
図 9-98 大学の質保証に関する取り組み⑥：各分野毎の到達目標（サブジェクト・ベンチマーク）を策定すべきである（教員、専門分野別） .....	503
図 9-99 大学の質保証に関する取り組み⑥：各分野毎の到達目標（サブジェクト・ベンチマーク）を策定すべきである（教員、設置区分別） .....	503
図 9-100 大学の質保証に関する取り組み⑦：各分野毎の共通教材を開発すべきである（教員、専門分野別） .....	504
図 9-101 大学の質保証に関する取り組み⑦：各分野毎の共通教材を開発すべきである（教員、設置区分別） .....	504
図 9-102 大学の質保証に関する取り組み⑧：分野共通や分野毎の到達度判定テストを開発すべきである（教員、専門分野別） .....	505
図 9-103 大学の質保証に関する取り組み⑧：分野共通や分野毎の到達度判定テストを開発すべきである（教員、設置区分別） .....	505
図 9-104 大学の質保証に関する取り組み⑨：分野共通や分野毎の大学間比較のための指標を開発すべきである（教員、専門分野別） .....	506

図 9-105 大学の質保証に関する取り組み⑨：分野共通や分野毎の大学間比較のための指標を開発すべきである（教員、設置区分別）	506
図 9-106 大学の質保証に関する取り組み⑩：大学の教育研究の実施状況についての情報公開を促進すべきである（教員、専門分野別）	507
図 9-107 大学の質保証に関する取り組み⑩：大学の教育研究の実施状況についての情報公開を促進すべきである（教員、設置区分別）	507
図 9-108 大学の質保証の考え方：大学の最低基準としての質保証は国や公的な機関が責任を持つべきである（大学職員、設置区分別）	508
図 9-109 大学の質保証の考え方：大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は国や公的な機関が責任を持つべきである（大学職員、設置区分別）	509
図 9-110 大学の質保証の在り方に関する考え方：国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである（大学職員、大学人数規模別）	510
図 9-111 大学の質保証に関して国や公的な機関が担うべきもの：国や公的な機関は、国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである（大学職員、大学人数規模別）	510
図 9-112 大学の質保証に関する取り組み：大学の認証評価（第三者評価）の厳格化を図るべきである（大学職員、大学人数規模別）	511
図 9-113 大学の質保証に関する取り組み：大学の教育研究の実施状況についての情報公開を促進すべきである（大学職員、大学人数規模別）	511
図 9-114 大学に備えておくべき職員①：キャリアアドバイザー、T A（大学職員、大学人数規模別）	512
図 9-115 大学に備えておくべき職員②：その他教務系職員（大学職員、大学人数規模別）	513
図 9-116 大学に備えておくべき職員③：研究支援職員、R A（大学職員、大学人数規模別）	513
図 9-117 大学に備えておくべき職員④：その他研究系職員（大学職員、大学人数規模別）	514
図 9-118 大学に備えておくべき職員⑤：施設・設備保守・管理職員（大学職員、大学人数規模別）	514
図 9-119 大学に備えておくべき職員⑥：産学連携推進職員（大学職員、大学人数規模別）	515
図 9-120 大学に備えておくべき職員⑦：知財管理職員（大学職員、大学人数規模別）	515
図 9-121 大学に備えておくべき職員⑧：国際化対応職員（留学生・外国人教員対応者）（大学職員、大学人数規模別）	516
図 9-122 大学に備えておくべき職員⑨：その他事務系職員（大学職員、大学人数規模別）	516

図 9-123	大学に備えておくべき職員⑩：医療系職員（大学職員、大学人数規模別） ..	517
図 9-124	大学に備えておくべき職員⑪：技術・技能系職員（大学職員、大学人数規模別） .....	517
図 9-125	大学の教育の質に満足しているか（学生、専門分野別） .....	518
図 9-126	あなたの意見は大学の教育の質の向上（授業の改善等）に反映されているか（学 生、専門分野別） .....	519
図 9-127	教育の質を向上するためにどのような手段で学生の意見を反映させることが可 能か（学生、専門分野別） .....	519
図 9-128	「学士力」を構成する項目はどの程度カリキュラムで重視されるべきか（学生、 専門分野別） .....	520
図 9-129	「学士力」を構成する 13 項目を大学の学士の卒業生が備えているべき能力とし てどの程度重視するか：「非常に重視している」「重視している」の合計割合（企業、企業 人数規模別） .....	521
図 9-130	学士力を構成する 13 項目は、どの程度大学のカリキュラムで重視されるべきか （企業、企業人数規模別） .....	522
図 9-131	学生の採用に当たり、学生の学位の内容や教育課程の質の情報を入手する事が 困難か（企業、企業人数規模別） .....	523
図 9-132	大学の教育の質を保証するシステムにおいて企業の声を反映することが必要で ある（企業、企業人数規模別） .....	523



## 表目次

表 2-1	現在登録されているプログラムの変更と、承認の必要性 .....	27
表 2-2	地区基準協会の設立年と認証開始年 .....	35
表 2-3	調査項目と内容 .....	47
表 2-4	調査対象の大学の比較 .....	48
表 2-5	カルフォルニア大学ロサンゼルス校で授与される学士の学位の種類 .....	50
表 2-6	UCLA の入学申請数と合格者、入学者数（フレッシュマン、トランスファー） .....	59
表 2-7	カルフォルニア大学ロサンゼルス校の教員・スタッフ .....	60
表 2-8	UCLA の学生数（所属別） .....	65
表 2-9	UCLA の支出組織別内訳 .....	69
表 2-10	分野別認証団体から認証を受けた UCLA の学位プログラム等 .....	75
表 2-11	UCLA で新設を計画している学位プログラム一覧 .....	80
表 2-12	カルフォルニア州立大学ノースリッジ校で授与される学士学位の種類 .....	84
表 2-13	カルフォルニア州立大学ノースリッジ校の学士学位プログラム（組織別） .....	86
表 2-14	学生数 .....	94
表 2-15	カレッジ別の学生数（学士、大学院）（頭数） .....	94
表 2-16	2008-09 年度の Base budget（学術関係） .....	97
表 2-17	カルフォルニア州立大学ノースリッジ校で分野別認証を受けているプログラム .....	98
表 2-18	ポモナ・カレッジで授与される学位（B.A.）の種類 .....	109
表 2-19	ポモナカレッジの学位プログラムと教育の基本組織との関係 .....	111
表 2-20	学士学位取得のための一般教育についてコア要件（core requirements） .....	132
表 2-21	学士学位授与のコア要件（core requirements） .....	133
表 2-22	シティカレッジの教員の職階別、所属 Department 別の人数 .....	134
表 2-23	New York Univeristy における学部学生の人数（カレッジ・スクール別） .....	137
表 2-24	New York Univeristy の教員数と職員数 .....	142
表 2-25	ニューヨーク大学のプログラムレベルでの認証 .....	143
表 2-26	バサーカレッジの学位プログラム .....	151
表 2-27	ポモナ・カレッジにおけるカリキュラム・ディビジョン（curricular divisions） .....	153
表 2-28	バサーカレッジにおける教員の所属 .....	155
表 3-1	欧州学位資格枠組みの段階区別 .....	177
表 4-1	高等教育機関数：2008 年 8 月時点 .....	179
表 4-2	学生数（2006-07 年） .....	180
表 4-3	高等教育進学率：1998-2007 年 .....	180

表 4-4	FHEQ レベルの典型的な高等教育資格の例および FQ-EHEA 対応サイクル	201
表 4-5	サセックス大学で授与される第一学位 (First Degree) と学位プログラム (分野別)	208
表 4-6	学位プログラム (第一学位) と教育研究の基本組織との関係	217
表 4-7	経済学 (BA) のカリキュラム	226
表 4-8	学位のクラス	227
表 4-9	収入と支出 (2008-2009) (百万ポンド)	236
表 4-10	サセックス大学の勅許状の構成	238
表 4-11	新規プログラムの承認ステップ概要	243
表 5-1	ケルン大学の学位プログラムと教育の基本組織との関係	277
表 5-2	ケルン大学の数学・人間科学部・化学専攻のカリキュラム	281
表 5-3	ケルン大学化学理学士号取得のための課程の学習負荷	282
表 5-4	教員の教育活動義務	287
表 5-5	ケルン大学の学生数 (学部別、2009-10 年度)	289
表 5-6	授業料の学部別配分額 (2008 年)	291
表 5-7	ケルン大学の支出の内訳	292
表 5-8	AQAS により認証を受けているプログラム抜粋	296
表 5-9	ASIIN により認証を受けているプログラム	296
表 6-1	フランスにおける学位とバカロレアからの標準学修年限	300
表 6-2	フランス国民教育省学位授与権認証評価基準	301
表 6-3	フランスにおける学位授与権申請 (学士・修士) にかかる認証審査手順	302
表 6-4	パリ・ソルボンヌ大学における第 1 学位 (licence) の専攻分野 (Mentions)、選択分野 (Spécialité) と教育コース (Parcours)	313
表 6-5	パリ・ソルボンヌ大学における第 1 学位 (licence) の専攻分野・選択分野と、UFR との関係	317
表 6-6	歴史学専攻 (Licence レベル) のカリキュラム	321
表 6-7	パリ第 4 大学における教員の所属と数 (2009 年 6 月現在)	327
表 7-1	オーストラリアの高等教育機関の種類と数 (2007 年)	339
表 7-2	オーストラリア高等教育の学生数 (2008 年)	340
表 7-3	各州における高等教育の認可関連の法律	343
表 7-4	Government Accreditation Authorities 一覧	348
表 7-5	AUQA の評価者 (Honorary Auditors) の人数 (2008 年 12 月 31 日現在)	359
表 7-6	AQF 資格	372
表 7-7	シドニー大学の各学部で提供される学士レベルの学位	380
表 7-8	シドニー大学における成績評価区分	387

表 7-9	入学者志望者の参考ポイント (UAI、IB、OP) の例.....	388
表 7-10	専攻分野別の年間授業料 .....	389
表 7-11	シドニー大学の教員数 (職位別) .....	392
表 7-12	シドニー大学の教員数 (学部別) .....	393
表 7-13	登録された学部生と大学院生数 (2007) .....	397
表 7-14	シドニー大学のコースの専門認証機関による認証 (主なもの) .....	402
表 7-15	アボンデール・カレッジの Faculty と提供される学士レベルの学位.....	409
表 7-16	BA 学位取得のために必要なクレジット数.....	411
表 7-17	Double major、Specialization、Major、Minor として選択可能な専攻の一覧.....	411
表 7-18	アボンデールカレッジにおける学位取得に要するの年数とクレジット数.....	413
表 7-19	アボンデール・カレッジの各 Faculty の所属教員.....	415
表 7-20	アボンデール・カレッジで提供される学位の認証、専門機関からの認定.....	418
表 8-1	設置区分、専攻分野別の学生数 (学士レベル) の割合 .....	424
表 8-2	設置区分、専攻分野別のアンケート送付対象学部数.....	424
表 8-3	調査対象別の主な調査項目.....	425
表 9-1	調査票の配布数、回答数と回答率.....	427
表 9-2	機能別分化の各類型に当てはまるかどうか (学長、n=532) .....	435
表 9-3	機能別分化の各類型に当てはまるかどうか (学長、n=532) : 各類型が当てはまる 程度の相関の分析.....	436
表 9-4	大学の質保証に関する取り組みについての考え方 : 専門分野・設置区分別の回答 結果の相違.....	497

## はじめに

### 1 調査の目的と内容

#### 1-1 調査の趣旨と目的

文部科学大臣の中央教育審議会への平成 20 年 9 月 11 日付け諮問「中長期的な大学教育の在り方について」において、多様なニーズに対応する大学教育を実現するための「学位プログラム」を中心とする大学制度及びその教育の再構成や、その際の質保証システムの在り方、大学の質の評価における国際的な視点の導入の在り方等についての検討が要請されている。このような要請を踏まえ、中央教育審議会において検討を進めるための基礎資料の収集及び論点の整理を行う観点から、諸外国の質保証制度や学位プログラムを中心とした大学制度に関する現状や、優良事例の把握等のための調査研究を行う。

#### 1-2 調査の内容

##### 1-2-1 諸外国の質保証システムについての調査

諸外国における質保証システム（設置認可、評価、情報公開、財政支援制度、大学関係者団体による質保証）の概要及び具体的な審査・評価のチェックポイントについて、先行研究、文献、資料等の調査（基準等の翻訳を含む）及び現地ヒアリング調査により把握、整理する。

調査対象：アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア、EU

##### 1-2-2 諸外国における学位プログラムに関する調査

アメリカをはじめとした諸外国における学位プログラムの管理運営、設置基準・認可及び学生の履修支援等の実態と課題について、先行研究、文献、資料等の調査及び現地ヒアリング調査により、国ごとに大学の事例を取り上げ、把握、整理する。

調査対象：アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア

##### 1-2-3 大学として備えるべき要件についてのアンケート調査

大学として備えるべき要件等についての関係者（学長、教員、職員、学生、企業）の意識についてアンケート調査を通じて把握する。

以上の調査結果を踏まえ、(1) 大学の質を保証するために各大学が保持すべき要件、機能を抽出・整理するとともに、(2) それらをチェックする方法の検討、(3) 学内における学位プログラムの管理運営の在り方について、適宜外部有識者の助言等を得つつ、具体的な検討を進めるため

の参考資料としてとりまとめる。

### 1-3 スケジュール

本調査は、①質保証システムに関する調査、②学位プログラムに関する調査、③アンケート調査の3種類の調査項目から構成される。文献調査の結果を踏まえ、更に詳しく調査すべき事例・事項を検討し、以下のスケジュールで質保証システム、学位プログラムについて現地調査を実施した。

5月10日～21日 米国調査（ニューヨーク、サクラメント、ロサンゼルス）

5月24日～30日 オーストラリア調査（シドニー、メルボルン）

6月7日～20日 欧州調査（ドイツ、フランス、イギリス）

また、大学として備えるべき要件などについて、学長・教員・大学職員・学生・企業に伺いたい質問事項を検討し、調査票を作成し、6月後半から7月にかけてアンケート調査を実施し、結果を集計・分析した。

### 1-4 調査の体制

本調査研究の実施担当者は以下の通りである。

- 菊田 隆 科学技術政策研究センター 主席研究員
- ◎依田 達郎 科学技術政策研究センター 主任研究員
- 平澤 雅彦 21世紀社会システム研究センター主任研究員
- 山形 敏男 21世紀社会システム研究センター主任研究員
- 小松 正和 科学技術政策研究センター 主任研究員
- 大竹 裕之 科学技術政策研究センター 主任研究員
- 山田 健智 21世紀社会システム研究センター 研究員
- 和田 佳子 科学技術政策研究センター 副研究員
- ◎研究主幹

### 1-5 報告書の構成

Iにおいて諸外国における大学の質保証システム及び学位プログラムに関する調査の結果を説明し、IIにおいて大学として備えるべき要件に関するアンケート調査の結果を説明する。

Iでは、第2章でアメリカ、第3章で欧州、第4章でイギリス、第5章でフランス、第6章でドイツ、第7章でオーストラリアについて各々の国、地域の大学の質保証システム及びケースとして取り上げた大学の学位プログラムについて説明する。IIでは第8章でアンケート調査の目的と方法、第9章で回答結果について記述する。

資料編では、調査票、アンケート調査の自由回答からの抜粋を掲載する。

報告書の執筆は以下の者が担当した。

1～2章 依田達郎

3章 平澤雅彦

4章 4-1 山形敏男、4-2 依田達郎（本文）、平澤雅彦（出張報告）

5章 5-1 平澤雅彦、5-2 Mika Takeuchi-Jösten (Interkulturelle Kommunikation  
Takeuchi-Jösten)・依田達郎（本文）、平澤雅彦（出張報告）

6章 6-1 平澤雅彦、6-2 依田達郎（本文）、平澤雅彦（出張報告）

7章 7-1 依田達郎・山形敏男、7-2 依田達郎

8～9章 依田達郎

資料編 依田達郎

# I 諸外国における大学の質保証システム及び学位プログラムに関する調査

## 2 米国

### 2-1 質保証システム

アメリカでは、合衆国憲法の修正第 10 条において、「憲法によって合衆国に委任されず、州に対して禁止されていない権限は、州と人民に留保される」(The powers not delegated to the United States by the Constitution, nor prohibited by it to the states, are reserved to the states respectively, or to the people.) とされている。教育に関する権限は連邦政府に委任されていないため、州政府に属するものとされており、質保証に関する連邦政府の役割は後述のように間接的であり、限定的である。州政府は、大学の設置やプログラムの登録などの局面で、設置や登録を認めるかどうかの基準を設定し、審査を行うことで、大学の質保証を行っている。しかし、州政府の質保証についての役割は、ニューヨーク州の認可基準は厳しく、カルフォルニア州のそれは緩やかであるなど、州によって異なる。

また、州政府による質保証とは別に、米国においては、非営利の非政府機関によるア Krediyeshon 機関 (accrediting agencies) が重要な役割を果たしている。ア Krediyeshon (accreditation、認証) は、大学の水準の維持・向上とその社会的な保証をしており、学生が連邦政府からの奨学金を受けるための条件として、大学がア Krediyeshon をされている必要がある。<sup>1</sup>

#### 2-1-1 連邦政府の関与

連邦政府の教育省 (U.S. Department of Education) 長官は、法律により、信頼できるア Krediyeshon を行う機関のリストを作成し公表することが義務付けられている。認知 (recognition) を受け、このリストに載ることを希望するア Krediyeshon 機関は、長官の設定する基準を満たすことを示す必要がある。

ア Krediyeshon 機関は教育省に申請を行い、教育省長官の機関である「機関の質とインテグリティに関する国家諮問委員会」(National Advisory Committee on Institutional Quality and Integrity) によるレビューを受ける。諮問委員会は教育省長官に対してレビュー結果に基づき勧告をし、長官は決定を下す。

このように、連邦政府の教育省は自らア Krediyeshon を行うことで、大学を直接的に審査することはないが、ア Krediyeshon 機関を認知するという行為を通して、大学の質保証に間接的に関与している。

教育省には、「中等後教育オフィス」(Office of Postsecondary Education) の下に、「ア Krediyeshon

---

<sup>1</sup> 以上、財団法人大学基準協会、平成 9 年度米国基準協会等の大学評価に関する実態調査報告書 (中間報告)、大学基準協会資料第 60 号、平成 10 年 2 月、p.2

レディテーション機関評価ユニット」(The Accrediting Agency Evaluation Unit)が置かれている。このユニットは、このアクレディテーション機関の教育省長官による認知の手続きのマネジメントをしている。この他に、このユニットは、アクレディテーションの基準、手続き等について検討をすることや、アクレディテーション機関との連絡調整などを所掌している。<sup>2</sup>

教育省(「機関の質とインテグリティに関する国家諮問委員会」)がアクレディテーション機関の審査をする際の基準は、連邦規則として公表されており(“The Secretary’s Recognition of Accrediting Agencies”)、<sup>3</sup>アクレディテーション機関はその基準項目に対応する申請書を作成し申請する。それに加えて、以下の項目について記した書類の提出が必要である。

- アクレディテーションの基準や手続き
- 機関の政策や手続き
- 機関の最近の財務監査報告書
- アクレディテーションを受けている学校やプログラムのリスト
- セルフ・スタディのガイドライン
- 実地調査の訪問メンバーのためのガイダンス文書
- セルフ・スタディの報告書のサンプル
- 実地調査報告書のサンプル
- 実地調査報告書への機関の反応のサンプル
- 決定をする会合の議事録のサンプル

#### 【アクレディテーション機関の認知に用いる基準】

以下は、アクレディテーション機関を認知するための審査の基準を定めた“The Secretary’s Recognition of Accrediting Agencies”において、アクレディテーション機関の設定している基準を審査する際の基準である。

##### アクレディテーションの基準

- アクレディテーションの基準が、以下の項目において、機関やプログラムの質を効果的に評価していること。
  - 学生が機関のミッションに照らしてみても成功しているか(卒業率、就職率など)
  - カリキュラム
  - 教員
  - 施設、装置
  - プログラムや機関の運営規模からみて適切な、財政的・管理的能力
  - 学生への支援サービス
  - 入学者選抜、カタログ、出版物、成績評価
  - 学位の目的、プログラムの長さ
  - 学生の苦情の記録
  - 機関の Higher Education Act の Title IV におけるコンプライアンス

##### 基準の適用

- 機関やプログラムが基準を満たしているかの評価において以下を判断している。
  - 明確な教育目的を維持していること

<sup>2</sup> Department of Education, Accreditation in the United States, URL: <http://www.ed.gov/admins/finaid/accred/index.html>

<sup>3</sup> Part 602 The Secretary’s Recognition of Accrediting Agencies, Title 34 of the Code of Federal Regulations, 1999年10月20日公表、2000年7月1日施行, URL: <http://www.ed.gov/legislation/FedRegister/finrule/1999-4/102099a.html>



<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 目的の達成に成功していること</li> <li>➤ 基準を満たす学位やサーティフィケートを維持していること</li> <li>● 機関によるセルフ・スタディが実施されている</li> <li>● 少なくとも1回の実地調査が実施されている</li> <li>● 機関やプログラムが実地調査の結果に対して反論する機会が与えられている</li> <li>● セルフ・スタディ、実地調査、機関の反論等に関して、独自の分析を行っている</li> <li>● 機関に対して、評価結果の詳細な報告を書面で行っている</li> </ul> <p><u>意思決定の一貫性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準の適用が一貫して行われないことを効果的に防ぐための仕組みがある</li> <li>● 公表された基準に基づきアクレディテーションの意思決定を行っている</li> <li>● アクレディテーションの決定を行う際に用いる情報が正確かどうかを判断するための基盤を持っている</li> </ul> <p><u>アクレディテーションを受けた機関やプログラムのモニタリング</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● アクレディテーションをした機関やプログラムを定期的に決められた期間毎に再評価している</li> <li>● アクレディテーションを受けている期間を通じてモニタリングを実施している</li> </ul> <p><u>基準の強制 (enforcement)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 機関やプログラムが基準を満たしていないことが分かった場合にはただちに対応している</li> <li>● 機関やプログラムが基準を満たしていないことが分かった場合には、設置されて1年以内のプログラムについては12ヶ月以内、設置されて1年以上2年未満のプログラムは18ヶ月以内、2年以上のプログラムは2年以内に、基準を達成するように適切な対応をしていること</li> </ul> <p><u>基準のレビュー</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準が教育機関やプログラムの質を評価するために十分であるかをレビューするための体系的な検討プログラムを持っている</li> <li>● 基準の検討は、以下のものである必要がある <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 包括的である</li> <li>➤ 定期的の実施されており、継続している</li> <li>➤ それぞれの基準についてと、基準全体について検討している</li> <li>➤ レビューに関係機関が全て含まれており、関係機関からの情報インプットがある</li> </ul> </li> <li>● 基準の変更が必要であることが判明した場合には、12ヶ月以内に変更を行う。ただし、変更について関係機関に周知し、提案された変更についてコメントする機会を十分に与えなければならない</li> </ul>
--

## 2-1-2 州政府の関与

### (1) カルフォルニア州

カルフォルニアの公立の高等教育システムは3階層であり、コミュニティカレッジ、カルフォルニア州立大学システム (California State University (CSU))、カルフォルニア大学システム (University of California (UC)) から構成されている。コミュニティカレッジは2年制であり、カルフォルニア州の高校を卒業していれば誰でも入学できることが法律で規定されている。州外からも学生を受け入れている。州全体で109校のコミュニティカレッジがあり約250万人の学生がいる。

カルフォルニア州立大学システムは学部生の教育を中心とする公立大学である。州全体で23校の大学があり、学生数は約40万人である。カルフォルニア大学システムは学部から博士課程

までを持つ公立の総合大学である。州全体で 10 校の大学があり、学生数は約 20 万 8 千人である。州の高校の卒業生の成績上位 12.5%を対象にしている。

独立系の大学 (WASC-Accredited Independent Institutions) は、西部地区基準協会 (Western Association of Schools and Colleges (WASC)) からア krediyテーションを受けている大学である。殆どの大学は非営利の私立の大学であり、117 校ある。例えば、スタンフォード大学 (Stanford University) や、カルフォルニア工科大学 (California Institute of Technology) はこのカテゴリーに属している。西部地区基準協会のカレッジ大学委員会 (WASC Commission for Senior Colleges and Universities) からア krediyテーションを受けた 4 年生の大学が大部分であるが、コミュニティ・ジュニアカレッジ委員会 (WASC Commission for Community and Junior Colleges) からア krediyテーションを受けた 2 年制の短期大学が 12 校ある。

州による承認または承認免除の大学 (State Approved and Exempt Universities) は、カルフォルニア州消費者省 (Department of Consumer Affairs) から承認を受けた大学か、承認の免除が認められている大学である。営利を目的としている教育機関が多い。ただし、後述のように 2009 年 7 月現在では消費者省による承認が行われていない。承認が行われていた 2007 年 6 月 30 日の時点では、このような大学は 206 校あった。<sup>4</sup>

カルフォルニア州の大学の質保証への関与は、上述の州による承認の大学に対して、消費者省が 2007 年まで実施していたものと、公立大学に対して、教育省が実施しているものがある (図 2-1 参照)。独立系の大学の質保証については州は関与していない。以下、それぞれについて説明する。

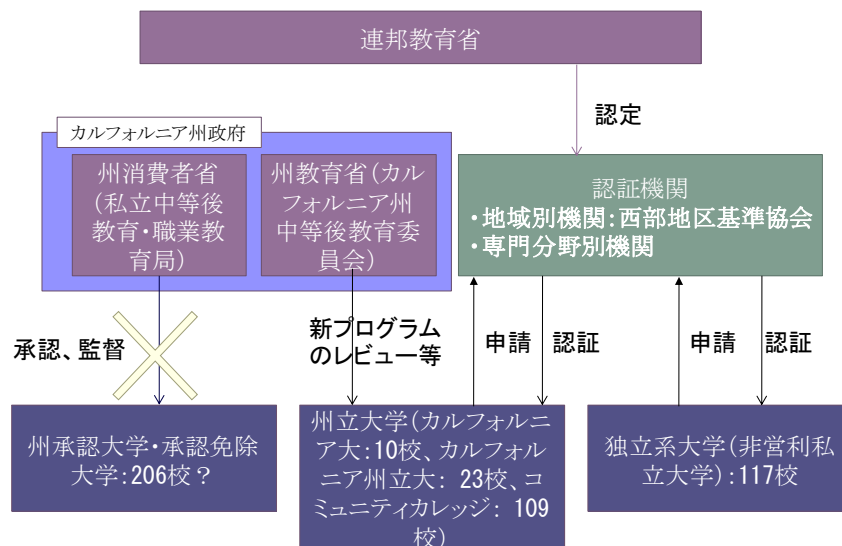


図 2-1 カルフォルニア州における大学の質保証システム (概念図)

<sup>4</sup> California Postsecondary Education Commission, *California Colleges and Universities, 2008: A Guide to California's Degree-granting Institutions and Degree, Certificate, and Credential Program*, 2008

#### a. 消費者省によるプログラムの承認

消費者省 (Department of Consumer Affairs) の「私立中等後教育・職業教育局」 (Bureau for Private Post-Secondary and Vocational Education) が担当していた。その根拠となるカルフォルニア州法の「私立中等後教育・職業教育法」 (Private Postsecondary and Vocational Education Act) は 2007 年 6 月 30 日に無効になり、2008 年 1 月 1 日に廃止になった。このため、現在、カルフォルニア州においては、私立の大学を監督するための法律はなく、私立中等後教育・職業教育局も廃止されている。結果として、カルフォルニア州では、大学を設立する際にも、州による承認は必要ではない状態にある。

現在、カルフォルニア州議会においては、「私立中等後教育局」 (Bureau of Private Postsecondary Education (BPPE)) を設立し、私立の大学を監督する権限を与える法案が 2008 年 12 月に提案され審議中である。(AB 48)<sup>5</sup>

このような状態になっている背景を簡単に説明すると以下の通りである。

1980 年代には、カルフォルニア州教育省 (Department of Education) の「私立中等後教育・職業教育課」 (Private Post-Secondary and Vocational Education Division) によって、私立の中等後教育と職業教育は規制されていた。しかし、学位やディプロマの濫造、質低下に対する懸念が高まる中で、議会は、「私立中等後教育・職業教育法」を採択し、20 人のメンバーからなる「私立中等後教育・職業教育審議会」 (Council for Private Postsecondary and Vocational Education) が設立され、規制の責任を持つこととなった。更に、この機関が十分に機能を果たしていないとの認識のもとで、1997 年には、消費者省の中に「私立中等後教育・職業教育局」が設立され、規制の責任を与えられた。<sup>6</sup>

「私立中等後教育・職業教育法」は、2005 年 1 月 1 日までに廃止されることになるとのサンセット条項があり、2002 年には、カルフォルニア州議会の両院サンセットレビュー委員会 (Joint Legislative Sunset Review Committee) において、レビューが実施された。「私立中等後教育・職業教育法」の条項は複雑、曖昧、互いに矛盾するものであり、また、承認に要する時間が長過ぎるなどの否定的な結論が出された。その後、議会は消費者省による報告書の提出を要求したが、その報告書によれば (Monitor report)、問題点は以下のようにまとめられている。

法律の複雑さの最大の問題は、異なるカテゴリーに属する機関に対する、異なる基準や要求事項が設定されていることである。現在の分散された規制の枠組みは全般的に見直され、全ての非学位、学位授与の機関に適用可能な統合されたものになる必要がある。

その後、議会においては、新たな枠組みを作るための提案が複数なされているが、議会で採択された法案も、旧法律からの改善が十分になされていないとの理由で、シュワルツネッガー・カルフォルニア州知事に拒絶 (veto) されており、2009 年 7 月現在では法律になるには至って

---

<sup>5</sup> Private Postsecondary & Vocational Education Information のウェブサイト、URL: <http://www.bppve.ca.gov>

<sup>6</sup> Private Postsecondary Overview, URL: [http://www.bppve.ca.gov/about\\_us/history.shtml](http://www.bppve.ca.gov/about_us/history.shtml)

いない。<sup>7</sup>

#### b. カルフォルニア州中等後教育委員会によるプログラムのレビューと議会・知事への勧告

「カルフォルニア州中等後教育委員会」(California Postsecondary Education Commission (CPEC))は、州全体の高等教育の計画と調整をする政府機関として 1974 年に設立された。後述のように、職員数 20 名程度の小規模の組織である。その目的は、以下の通りである。

- 州全体の中等後教育について、教育的・経済的に正しく、活力があり、革新的で、調整された計画を作成すること
- カルフォルニア州における教育、研究、公的サービスのニーズを反映する政策を同定し、勧告すること
- 高い品質の中等後教育の機会へのアクセスを最も確保するような政策と予算上の優先順位について、知事と議会に助言を行うこと

これらの目的を果たすための役割の 1 つとして、CPEC は、学問的・職業プログラムのレビューを実施している。また、新しいキャンパスとキャンパス外の施設の必要性についてのレビューも行っている。

CPEC のプログラムレビューについての任務は以下の通りである。

- カルフォルニア州の公立高等教育の理事会が作成した長期的計画をレビューし、コメントし、州議会と州知事に対する勧告 (recommendation) を作成する。
- 公立高等教育システムによって提案された、新たなプログラムをレビューし、コメントし、州議会と州知事に対する勧告を作成する。
- 公的高等教育システムにおけるプログラムのレビュープロセスを評価し、コメントする。
- 社会における教育ニーズを同定し、高等教育機関が変化に適用するように奨励する。
- 社会人を対象とする学校の利用可能性について定期的にレビューし、適切な勧告をする。

CPEC は、プログラムレビューを行う際の原則を、以下のように設定している。原則は、プログラム資源の配分における非効率をなくすこと、新しいプログラムが教育ニーズ・社会ニーズに合致しているものであること、プログラムがよく検討され望ましい教育的・社会的効果を持つことの 3 点を達成することを意図している。

#### 【プログラムレビューの原則とガイドライン】<sup>8</sup>

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 学生の需要<br/>現在と将来における学生数の予想に基づき、プログラムに対する学生の需要を評価する。</li><li>2. 社会のニーズ<br/>プログラム卒業生に対する労働力需要の予測に基づき、プログラムへの社会的なニーズを評</li></ol> |
|---|

<sup>7</sup> Letter to the members of the California State Senate, Arnold Schwarzenegger, September 30, 2008. In California Postsecondary Education Commission, *Legislative Update December 2008*, p.2.

<sup>8</sup> California Postsecondary Education Commission, *Program Planning and Review to Promote Responsiveness to Public Needs, 2006-07*, p.13-14, June 2007

価する。

3. 機関のミッションにとっての適切さ

「カリフォルニア州高等教育マスタープラン」(California Master Plan for Higher Education)に定められている各機関のミッションと、プログラムが合致しているかどうか評価する。

4. 分野における現在と、提案中のプログラムの数

全ての中等後教育の現在と計画されているプログラムのリストと比較して、明らかな重複や不必要なプログラムの設置が行われていないかを評価する。

5. プログラムのコスト

他の同種のプログラムと比較した場合のコストを評価する。新たな教員の数、教員と学生の割合、プログラムに必要な装置・図書館・施設の費用を含む。新しいプログラムの場合、当初の資金源と長期的な資金源について評価する。

6. 質の維持と改善

プログラムは高品質である必要がある。プログラムの質に関する責任は機関自体にあるが、コミッションは、プログラムの運営とプログラムの評価について高水準が確立されているかを確認する。

7. 知識の増進

プログラムが知的で創造的な学問の発達に貢献するものであるかを評価する。知識の増進が必要である場合には、コスト、学生の需要、雇用機会などの要因は第2次的なものである。

## 現地インタビュー調査内容 (California Postsecondary Education Commission)

2009年5月12日に、California Postsecondary Education Commission (CPEC)の担当者5名にインタビュー調査を実施した。以下のその概要である。

### ◎全般的事項

1. California Postsecondary Education Commission (CPEC)の組織や業務はどのようなものか。

CPECの事務局組織は、管理部門 (Executive Office)、政策と研究部門 (Policy and Research)、教師の質向上部門 (Improving Teacher Quality)、情報システム部門 (Information system) からなる。委員会である Commission 自体は、16名のメンバーから構成されている。州知事から任命されるメンバー、議会 (上院 (Senate) と下院 (Speaker) のそれぞれ) から任命されるメンバー、2名の学生がいる。また、3つの Public university system (カルフォルニア大学、カルフォルニア州立大学、コミュニティカレッジ) の代表がいる。年4回会合を開催し、施設、予算、長期計画などについて議論をする。

CPECでは、データを収集しており、それに基づき様々な質的分析、量的分析をしている。分析結果はすべてウェブサイトに掲載されている。高等教育へのアクセス、公正さ (equity) や、労働力と高等教育の関係について、また、K-12 (高校までの12年間の教育) の生徒と高等教育の連結、パフォーマンス評価などについて分析がある。

また、去年であるが、連邦政府の政策の No Child Left Behind Act の関係で800万ドルがCPECに対して配分された。Teacher developmentのための資金であり、CPECからカルフォルニア州の大学に対して教員の授業能力向上のためのグラントとして配分した。この関連

で言うと、日本で行われている lesson studies（授業研究）にはアメリカでも大きな関心がある。

カルフォルニア州には、大きな税金額が教育に使われているが、そのシステムは複雑であり、それぞれのシステムは自分のところのビジョンを実現するために様々なプログラムを計画し運営する。それはそれで良いことなのであるが、全体としてカルフォルニア州の税金が効率的、効果的に使われているかどうか、もっと効果的、効率的に使用することはできないかどうかを客観的に分析することが必要であり、その仕事を CPEC はしている。

CPEC は、議会にも属していない。客観的な分析を常に行うために、また、客観的な分析を行う組織として皆に認識されるためには、政治的に中立な場所にいるべきだからである。また、州知事部局にも属していない。州知事の政策上の優先順位を配慮して分析の内容を変えることはしないからである。このように、CPEC は、政治的な組織からは独立した組織として設置されている。

教育についての政策分析を行う組織は、議会にもあるし、州教育省にもあるが、高等教育に関して中立的な立場からの分析を行い、データを分析することができる組織はカルフォルニア州では CPEC のみである。

2. CPEC と州の教育省 (California Department of Education) はどのような関係にあるのか。

CPEC の Executive Director は以前に州教育省で勤務していたことがあるが、CPEC と州教育省は別の組織である。CPEC は高等教育について担当している。州教育省は初中等教育 (K-12) について担当しており、高等教育については担当していない。

そういう点を含めて、カルフォルニア州の高等教育のシステムについては、California 州の State Code of Education に書いてある。Code の 66052 番などである。www.leginfo.ca.gov に教育関係も含めて、カルフォルニア州の全ての code が掲載されているので誰でも参照可能である。

3. カルフォルニア州の資金はどのように配分されているのか

カルフォルニア大学(UC)は、研究中心の大学であり、カルフォルニア州立大学 (CSU) は教育が中心であり、修士のレベルまでの課程がある。コミュニティカレッジ (CC) は 2 年間の課程であり、associate degree を出すことができる。カルフォルニア州では、高校を卒業するためには、California High School Exit Examination (CAHSEE) に受かる必要がある。授業はすべて終えても、この試験に合格できない学生が数多くいるので、コミュニティカレッジでは、この試験の準備のためのコースも最近では提供されるようになった。それぞれのシステムの governance は違っている。UC だけがその設置が州の憲法に規定されている。それぞれの大学のシステムにおいては、例えば、CSU では Chancellor's office があり、Board of Trustees がいる。

州の予算には General Fund というカテゴリーがあり、そこから教育、警察、消防など州

の活動に対して配分されている。州の高等教育の費用は **General Fund** から出ている。カルフォルニア州では授業料のことは、**Tuition** ではなく **fee** といっている。**General Fund** から約 120 億ドル支出されている。これでは全てをカバーできないので、学生から約 30~40 億ドルの **fee** を取っている。

CC については、K-12 と同様に、土地税 (**local property tax**) からの税収が当てられている。約 20~30 億ドルになる。残りは学生の **fee** である。コミュニティカレッジも授業料は課すが、1 ユニット当たり 20 ドルに制限されている。

これら以外には地方債 (**Local bond**) の発行による収入がある。これは選挙民の 55% の承認で実行することができる。この担当は州教育省であり、調整は課題である。更に、その他の資金源として、地方債 (**local bond**) を議会の 3 分の 2 以上の賛成があれば発行することが可能である。この資金によって、大学のキャンパスを拡大したり、建物を建てたりすることができる。

カルフォルニア大学もカルフォルニア州立大学も配分された資金をどのように使うかについては、それぞれのキャンパスにかなりの裁量 (**autonomy**) が与えられている。

カルフォルニア州の高等教育システムで問題なのは、**statewide** のシステムとして、**goal** が設定されていないことである。また、カルフォルニア州の州民に対するアカウントビリティ (**accountability**) の指標をどのようなものにするべきかについて明確ではない。それについては、州議会で議論がある。

現在、カルフォルニアでは予算不足の **crisis** があり、議会で検討している。CPEC は、**Fee** を低いレベルにし、**General Fund** のレベルを増やすことを主張している。

#### 4. カルフォルニア州の私立大学への資金の配分

州政府から私立大学への直接的な資金の配分はないが、私立大学の学生に対して、連邦政府、州政府からの資金的な支援がある。私立への政府の資金は、学生に対して直接配分される連邦政府や州政府のローンである。**Pell grant** や **Cal grant** がある。

カルフォルニア州の憲法に、公的資金を私的な機関に配分することを禁止する条項がある。これを迂回するために学生に対する支援が行われている。学生は受け取った援助のお金を公立大学の授業料にも私立大学の授業料としても使用することが可能であるから憲法違反にならないからである。

例外的なものとしては、私立大学が建物を建てる時に、州政府の投資資金にアクセスすることができるが、全体としてみれば、大きなものではない。また、教員の授業能力向上のためのプログラムにおいては、私立大学に対しても資金が配分されている。教員の授業についての専門的能力の向上のためのプログラムである。また、全米科学財団 (**National Science Foundation (NSF)**) などの科学研究についての競争的資金は私立大学も受けとることが可能である。

## ◎プログラムレビュー

5. プログラムレビューのガイドラインがあり、項目としては、1) 学生の需要、2) 社会のニーズ、3) 機関のミッションにとっての適切さ、4) 分野における現在と、提案中のプログラムの数、5) プログラムのコスト、6) 質の維持と改善、7) 知識の増進がある（「プログラムレビューの原則とガイドライン」を参照）。どのようなことが重視されるのか。

プログラムのレビューのためには、Program Review Advisory Committee があり、基準を作っている。7つの基準がある。労働市場においてプログラムに対する需要があるかどうか、学生がプログラムの教育内容を価値あるものとするかどうか、などである。私たちは、プログラムの質も見ると、プログラムのコストも検討する。

CSU などの州の公立大学は、長期的な Plan を作ることを求められている。10 年間、5 年間などの間に作る予定の新プログラムについて Plan に含まれている。

毎年、この Plan を CPEC は受け取る。例えば、カルフォルニア州立大学全体で、2009 年の新プログラムの提案は 20 個ぐらいある。

大学は、CPEC の勧告 (recommendation) に関わらず、新プログラムを設置することも可能である。しかし、通常は、大学は私達からの recommendation の内容を真剣に受け取る。

最近、カルフォルニア大学の Irvine 校ではロースクール (Law School) を作る計画があった。3000 万ドル (約 27 億円 (1 ドル 90 円で換算)) かかる計画である。カルフォルニア州の財政状況や、地域において同じようなプログラムがあることから、CPEC はこの新設を recommend しなかった。同じ時期に、カルフォルニア大学 Riverside 校はメディカルスクール (Medical School) を作る計画があり、資金がいる時期だったこともある。しかし、州知事は賛成した。Orange County に住むお金持ちから、建物の建設費用の資金援助があったことも原因である。

6. プログラムレビューのプロセスはどのようなものか。

アカデミックプログラムについては、大学の学部 (department) レベルで検討が始まり、提案が、department の Chair に承認され、次に academic senate で承認され、その後、大学レベル、大学システムレベルで承認されると、Commission と WASC (Western Association of Schools and Colleges、西部地区基準協会) に同時に送付される。

Commission は全てのプログラムのレビューをする訳ではない。Commission と UC、USC、CC との間で合意 (Agreement) があり、レビューを行う新プログラムの範囲が決まっている。例えば、UC については、学士レベルのプログラム (undergraduate program) のレビューは行わずに、レビューをするのは大学院のプログラムのみであり、CC については、最初のプログラムである場合や資本投資額が 100 万ドル以上の規模のプログラムについてのみである。

新プログラムについては、大学レベルで決定されてから Commission に話が来るのではなくて事前の相談もある。事前の相談で、プログラムの内容や質、プログラムに対するニーズ



などに問題があれば、大学レベルで検討が終わり、CPEC に送付されないで終わるものもある。また、長期計画の策定の関連での大学からの相談もある。

UC Merced (カルフォルニア大学マースト校) は、カルフォルニア大学の一番新しい大学であるが、Medical School を作る希望があり、10 年間の長期計画にもその計画が入っていた。しかし、カルフォルニア大学の Riverside 校で医学部を最近新設しており、州に十分な資金がないことから、この計画をしばらくの間は進めないことを CPEC の意見として言っている。このため、この計画が今後進展することはないと考えている。

2001 年 9 月 11 日の米国に対するテロ行為発生の後には、国土安全保障 (homeland security) についての関心が高まった。それに関する新プログラムを作るという話も多かった。例えば、Emergency Management in Homeland Security (国土安全保障における緊急事態マネジメント) というような名前の新プログラムの提案があった。しかし、中身を見ると、国土安全保障には関係があまりなく、緊急事態マネジメントについてのこれまでのコースを集めたものだった。それで、タイトルを emergency management に変更するように recommend した。

カルフォルニア州の公立大学の各システムにはそれぞれにビジョン (vision) がある。それと同時に、カルフォルニア州全体のニーズもある。CPEC としては、全体の資源が効率的 (efficiently) で効果的 (effectively) に使われるようにもっていききたい。

カルフォルニア州には、教育について、議会で議論するし、州知事 (Governor) も当然関わる。K-12 を担当する州教育省があり、そこには、教育長官 (Secretary of Education) と教育長 (Superintendent) がいる。そして、高等教育については、CPEC がアドバイスをする。

CPEC がルールを決める権限 (rule-making authority) がある訳ではなくて、州の高等教育をシステム全体の観点から分析し、評価をし、意見を言うための機関である。州の教育予算については、CPEC から意見を言うし、法律案の内容についても意見を言う。CPEC は、このような政治的な環境の中で意見を言うていく必要がある。

7. プログラムのレビュー結果は、どのように利用されるのか。レビュー結果が良くない場合にはプログラムを作ることは認められてないのか。

レビュー結果が良くなくても、大学はプログラムを作ることもある。知事の指示があるなどの政治的なケースである。

CPEC の提言が、具体的な影響を及ぼした例としては、前述のいくつかの例の他には、コミュニティカレッジによるオフキャンパスの教育センターの設立がある。オフキャンパスのセンターは、地域の住民に対して、コミュニティカレッジの提供する教育へのアクセスを高める役目を果たす。学校のキャンパスを建設することに比べると、オフキャンパスの教育センターの設立は低コストで行うことができる。コミュニティカレッジのガバナンス機関である California Community College Board of Governors (カルフォルニア州コミュニティカレッジ・ガバナーズ委員会) は、当初は、1000 人のフルタイムの学生に対してサービスを

提供することができることを、教育センターの建設のために州の資金を受けることの条件としていた。CPECで分析をしたところ、教育センターの設置は、人口の少ない地域において高等教育へのアクセスを上昇させるために非常に良い方法であることが判明したため、1000人ではなく、500人を州の資金を受けるための条件とすることを提言した。この提言が採用されることになり、州の法律においては500人という数字が書いてある。

また、CSUでは博士レベルのプログラムは制限するようにしているが、最近では教育関係において、校長のスキルを高めるためのものである、「教育リーダーシップ」の博士課程プログラムの提案があった。我々としては、このプログラムの教育内容によって、どのようにK12の生徒の学習に影響を与えることができるのかが明確ではなかったため、そのような内容についての追加の提案を求めた。また、きちんとした評価計画 (evaluation plan) も新プログラムの提案には必要である。

8. プログラムのレビューにはどの程度の時間をコストをかけているのか。どのようなデータを使っているのか。

CPECでは分析スタッフは8人でやっている。それに学生のアシスタントがいる。学生のアシスタントは優秀な学生である。また、CPECには、data teamとして、6人がいる。

CPECには公には公開していないデータベースを作っている。データは student identifier があり、個人のレベルのデータである。データは公立大学のシステムから貰っている。私立大学の学生のデータはない。データは、Race, gender, major, high school などの項目からなる。SSN データ (social security number) はあるが、それを SSN が分からない identifier に変換することで個人が特定できないようになっている。プライバシーは尊重している。データは2000年位から集めている。

データを分析することで、特定の cohort (コーホート (例えば、20~24歳の白人女性コーホートなど)) がどうやっているかが分かる。例えば、4年後、5年後などにどれだけ卒業しているか。どの major に進路を選んでいるか、どのようなクラスを受講したか、どの学位を取ったかどうか、などを分析することができる。ただ、私立大学のデータはないので、例えば、コミュニティカレッジの学生が私立大学に転籍したかどうかは分からない。

K-12についても、現在、unique identifier のデータベースを作っているところである。これには SSN はリンクされてはおらず、大学の学生のデータベースとはリンクされていない。このため、小学校から大学を卒業するまでの子供の進路をトラックすることは現在のデータベースシステムでは行うことができない。

また、college 卒業後については、州の雇用開発省 (Employment Development Department) が雇用保険のデータベースを持っている。それで誰がどこで働いていて、給与がいくらであるか、あるいは失業しているかどうかなどが分かり、各個人のデータには SSN のデータがある。もし、このデータベースとリンクすることができれば、大学教育の効果について本格的に分析することが可能となるだろう。

多くのシンクタンクなどの教育の専門家は、このような K-12 から卒業後の雇用についてのデータベースがなければ、教育の本当の効果の分析を行うことはできないと主張している。今のオバマ政権の景気刺激予算パッケージの中には、このような longitudinal なデータベースの改良のための予算が組まれている。

現在は、このようなデータベースは限定的なものであるが、例えば、大学のプログラムに対する学生の需要についての分析などのために使用されている。

CPEC の仕事の重要性は、大学がそれぞれ考える提案について、システム全体の中での他のプログラムへの影響を考えると、州全体にとっての必要性を考えるとということであるが、このようなツールがあれば、そのような役割をより十分に果たすことが可能になるだろう。

#### 9. CPEC と、西部地区基準協会とはどのような関係なのか。

公式の関係はない。しかし、CPEC のスタッフも、地域認証機関による認証のプロセスを理解しているのは重要なことである。現在は CPEC のスタッフの数は 20 人で少ないので日常的には交流を行う余裕がない状況である。

#### ◎大学の設置

#### 10. カルフォルニア州で大学を設置する際には、州政府からの許可を取る必要があるのか。

現在は proprietary (営利) の教育機関については法律がなくなっているため、設立は自由に行うことができる。

過去 20 年間の間に 3 つの法律があった。1980 年代に出来た法律では、規制は州の教育省で行うこととされた。しかし、州教育省では十分な規制ができないという声が出てきたため、中立の規制機関として、Council for Postsecondary and Vocational Education (後高等教育・職業教育諮問会) が作られた。しかし、私立の学校から規制に対して不満の声が上がったため、この機関は解散させられて、代わりに州消費者省 (Department of Consumer Affairs) の中に規制を担当する部署が新たに作られた。州消費者省では、消費者保護の観点から、許可をしていた。しかし、この機関についても運営などについて様々な問題があった。法律には sunset clause (サンセット条項) があり、1 年延長されたが、その後は更新されなかったため、担当する組織は閉鎖された。

法律がなくなった後も、州政府と proprietary institutions の間には Voluntary agreement (自発的な合意) があるが、これはあくまでも voluntary なものであり、強制力を持つ regulations (規制) はない状態である。

現在の州議会では、AB-48 など、2 つの法案が代替案として、審議中である。AB48 は消費者省に規制する部署を再び作るという案であるが、議論があるのは、どのような認定の基準を設定するのか、どのようなデータを機関は提出するのか、などのことである。

また、新しい Bureau を Commission の中に作るという案もあるが、それには CPEC とし

ては、反対している。Commission のやっていることの焦点が不明瞭になることもあるし、この組織を政治的な存在にしてしまうし、人員の問題もある。いずれにせよ、現在は、カリフォルニア州は財政危機の状態であるので、新しいことを始めるのに良い時期ではない。登録する私立の機関の登録料で運営することにするにせよ、最初のセットアップのための費用は支出する必要がある。

#### ◎スタッフ

11. Commission には何人ぐらいのスタッフがいるのか。プログラムのレビューは何人が担当しているのか。長期プランニングのスタッフと同じなのか。

スタッフは約 20 人である。レビューを直接担当しているスタッフは 3 人である。

12. スタッフはどのようにリクルートされるのか。バックグラウンドや教育レベルはどのような人が多いのか。長期的に契約されるのか。

スタッフは Ph.D.などを持っている専門家である。教育の経験があるスタッフもいる。専門分野や経験を活かして、大学についての量的・質的な分析をしている。数量的分析 (quantitative analysis)、質的分析 (qualitative analysis) ができる能力があることが必要である。また、質の高い学生が 3~4 人インターンとしてオフィスで働いている。インターンから職員に雇用される人もいる。

スタッフは civil servant であり、州の人事のプロセスの中で採用される。採用広告は、州の人事局 (State Personnel Board) のホームページなどに掲載される他、Chronicle of Higher Education や Inside Higher Education などの、この分野に関心のある人がみている専門誌やウェブサイトに掲載されている。人を募集する時には、州教育省などの知り合いなどにも声をかけて、応募するポジションに応じたスキルや経験を持っている人にポジションがオープンであることが伝わるように努める。

スタッフは civil servant で、契約雇用されている訳ではないが、昔とは違って、職場を変えることも普通にある。今のスタッフの中でも一度外の組織で働いてまた戻ってきて働いている人もいる。スタッフは、高い学位や専門知識を持っているので転職もしやすいのだろう。ただ、CPEC のトップの Director のポストでは特別で、Commission によって任命されているので、Commission のメンバーは director の仕事に満足ができなければ交代させられる。

また、全ての分析を CPEC の中で行うことはできないので、協力者やシンクタンクなども利用している。

13. スタッフは何校程度を担当しているのか。担当は大学のタイプ等によって割り振られるのか。毎年、何件程度のプログラムのレビューが発生するのか。

Proposal の数は、CSU で 20~30 個、UC が 20 個ぐらい、CC が 15 個ぐらいである。CC では昔は 70~80 個の提案があったこともある。CC との間には提出する提案書についての合意ができたので、その後は毎年の提案書の本数は 15 個位まで減った。コミュニティカレッジ

は 112 校あり、昨年に開設された新しいプログラムは約 850 個もある。平均すれば各コミュニティカレッジにおいて 7~8 個のプログラムが出来ていることになるが、合意書があるので、その大部分は我々のレビューを必要としないものである。

スタッフの検討は long range plan の観点からが中心であり、事前の段階から大学とは協議しており、大学側はどのようなプログラムの設立に関心があるのかなどを早い段階からこちらに知らせる。大学からは毎年数多くの提案があるので、我々の少ないスタッフでレビューするのは数を絞っているとは言え大変である。大学の意向には沿わないレビュー内容になることもあるので、その場合には、大学と見解が対立することにもなる。

規則があって、提案がなされてから 60 日以内にレビューを終える必要がある。まず、提案を受け取ってから 30 日以内にレビューをして、質問や追加情報の要求がある場合には大学に対して行う。質問に対する大学からの回答を受け取ってから 30 日以内にレビューを終えて、回答をする必要がある。

カルフォルニア大学やカルフォルニア州立大学からの提案で、修正が必要になるプログラムは、全体の 20% ぐらいであり、残りの 80% はきちんとした内容の提案である。修正が必要になるプログラムは CC ではもう少し UC や CSU よりも割合が高い。スタッフの間で新プログラムについての意見が異なる場合などは意見を調整するのが大変なこともある。

14. レビューにおいて外部の評価者はいるのか。

現在は、ピアレビューのシステムは使っていない。ただ、教員の質についてのプログラムで grant を大学に配分する際に、ピアレビューシステムを使うなどのことはあった。

他方、我々が提案書のレビューをすることを助けるような、大学教員から構成されるレビュー委員会を設置した方がいいかもしれないという意見があり、そのような内容の報告書も公表している。

15. レビューのために、外部のコンサルタントや、調査機関を利用することはあるか。どのような組織が利用されるのか。

California Public Policy Institute や California Research Bureau などのシンクタンクを利用している。大学では UC Berkley には教育関係の研究組織がある。また、UCLA では、大学の教育評価をする機関があり、大変優れた分析をする。スタンフォード大学にも教育政策の分析をする機関がある。これらの機関とは相互に協力している。また、独立の教育関係の専門家と契約することもある。

外部の機関にお願いする研究課題としては、例えば、博士課程のプログラムに対する需要がどの程度あるかどうかを調べてもらう。また、数年おきに高校卒業生のうちどれだけの割合がカルフォルニア大学あるいはカルフォルニア州立大学への入学に適しているかを分析することを議会によって求められているが、そのような分析を外部の機関に委託することがある。大学などと Interagency agreement があれば、プロジェクトベースで無料でサービスを支給してくれて報告してもらえる。

16. CPEC における、新プログラムのレビューのためには年間どの程度の予算がかかるのか  
人件費、施設代などすべてを含めて、CPEC の予算は年間約 250 万ドル（約 2.3 億円）である。このうち、45 万ドルは連邦政府からグラントプログラムの資金として受け取っている。この費用で 20 人の正規の職員の給与も全て払っている。

2002 年～2003 年には州の General Fund からの予算は 360 万ドルあったからそれに比べるとかなり減少している。スタッフの給与のランクを下げたり、職員数の調整をしたりして予算を調整している。

#### ◎公立以外の大学

17. カルフォルニア州においては、independent の大学は州ではコントロールしていないようであるが、ニューヨーク州では全て質保証を州が関与している。州の制度の違いはどのような背景から来ているのか。州の制度で、カルフォルニア州は他の州と比較して、際立った特徴があるか。

一般に、米国西部においては、米国東部とは異なり、政府による集権的なコントロールに対する疑念が、市民の間にある。東海岸においては、私立学校の強力なところが数多くあり、トップダウンで規制することができる州教育省も設立されている州が多い。それに対して、西海岸においては、公立大学が私立大学よりも先に設立され、中央集権的な規制体制に対する不信感もある。カルフォルニア州においては、1950 年代の後半から高等教育の Master Plan の検討が始まり、1960 年に署名がされたが、当初の計画から、強力な単一の担当行政機関を設立するという話はどこにもなかった。

カルフォルニア州において、大学のコントロールが様々な機関に分かれているし、他の州と比較すれば、州によるコントロールが少ない理由のひとつだろう。Local なレベルでのコントロールが重視されている。

カルフォルニア州においても、高等教育を担当する 1 つの行政組織があった方がいいかも知れないが、それに大きな権力を与えることは実現が困難だろう。高等教育のそれぞれのシステムも議員など政治的パワーとのコネクションがあって、合意ができない。For profit の学校であれば、ビジネスのように運営するのであるから、政府からの規制ができるだけ少ない方が望ましいと主張する。

ただ、質の高い大学の中には、州による規制をもっと導入するべきであると主張する人達もいる。ディプロマ・ミル (Diploma mill) があるので、承認されている、ちゃんとした学位なのかどうか学生からは分かりにくいという問題があるからである。規制がないことで評判の良くない学校が沢山できるとその他の問題の全くないような学校に対する信頼性も落ちてしまうことがある。しかし、規制が強過ぎれば、それぞれの機関における意思決定に過度に干渉することになるからバランスの問題である。

18. Proprietary universities には CPEC からはコントロールは及ばないのか (プログラムの

レビューなど)。  
及ばない。

## (2) ニューヨーク州

ニューヨーク州には、270校の学位を授与する大学があり、368のメインのキャンパスとブランチのキャンパスがある。2008年秋学期における学生数は、119万3千人である(頭数ベース)。2005年度には、25万人に対して学位が授与されている。2003会計年度における大学の予算(運営費、研究費含む)は約300億ドル(約2兆7千億円)であり、そのうち州からの支出は14%だった。残りの86%は、授業料、地方政府、連邦政府等から支出された。ニューヨーク州には、2つの公立大学がある。ニューヨーク州立大学(The State University of New York)とニューヨーク市立大学(The City University of New York)である。<sup>9</sup>

ニューヨーク州の全てのカレッジや大学は、公立も私立も含み、「ニューヨーク州大学区」(The University of the State of New York)のメンバーである。<sup>10</sup>ニューヨーク州大学区は、1784年に州法によって設立され、理事会(The Board of Regents)によって統治されている。理事会は、16人の委員からなり、州議会により5年の任期で選任される。理事会の議長は、「教育コミッショナー」(Commissioner of Education)と呼ばれる。理事会は、ニューヨーク州の教育に関する全般的な責任を有する機関であり、州法により、カレッジ、大学(university)、学校、図書館、博物館、歴史団体、公共テレビ・ラジオ会社を含め、あらゆる種類の教育機関を運営するために法人(corporation)を設置することに関して権限を与えられている。

また、機関やプログラムが、理事会によって法人として認められているかどうかに関わらず、理事会、教育コミッショナーと州教育省(State Education Department)は、教育機関やプログラムを、登録(registration)、ライセンスを与え、承認することについて権限を与えられている。法人にすること(incorporation)は、登録やライセンスを与えることと関連性が強いが、両者は全く別の事柄として扱われている。<sup>11</sup>

図2-2にニューヨーク州における大学の質保証システムの概念図を示す。以下、州教育省法務部を窓口としての教育法人としての認可と、州教育省高等教育部によるプログラムの「登録」について説明する。

<sup>9</sup> ニューヨーク州教育省ウェブサイト、The Structure of Higher Education in New York State. URL: <http://www.highered.nysed.gov/ocue/structureofhe.html>

<sup>10</sup> 「ニューヨーク州大学区」は、カレッジや大学も含め、幼稚園から大学院、図書館、博物館、その他教育機関がメンバーとなっている。理事会によって、コーポレーションとして認められ、メンバーになることが許可された場合に、メンバーに加わる。

<sup>11</sup> The University of the State of New York, The State Education Department, Office of Counsel, *Education Corporations: Law Pamphlet 9*, 2000, p.1

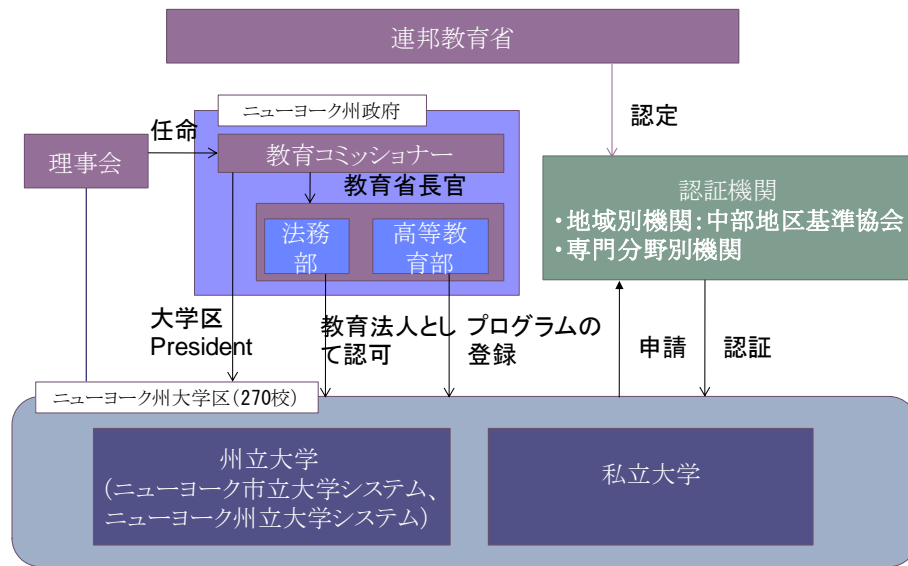


図 2-2 ニューヨーク州における大学の質保証システム（概念図）

#### a. 教育法人としての認可

カレッジ、大学、専門訓練機関、学校、図書館、博物館、歴史団体、公共放送(テレビ・ラジオ)の教育法人としての地位を明記した文書は、チャーター (Charter) と呼ばれる。

チャーターの発行を申し込むための手続きは以下の通りである。

- 州教育省の法務部 (Office of Counsel) へ請願書 (petition) (正 1 通、コピー 2 通)、100 ドルの小切手とその他書類の提出をする。その他の書類は、教育機関の計画とその現在の状況について十分に説明するものである。例えば、予定する学生数、提供される科目、施設、教員の履歴書、財政的狀態などである。
- 法務部は請願の法的十分性についてレビューし、州教育省の担当部署が、基準 (後述) に合致しているかを含め、教育上の考慮の側面からレビューする。多くの場合には、追加書類が要求され、担当部署と機関との面談が行われる。
- 1 回か 2 回の州教育省の職員による実地調査により、提案されている施設とプログラムを視察し、評価する。
- 理事会へ、州教育省のスタッフの推薦状が提出される。
- 理事会の定期的な月例会議における正式の決定が下される。認められた場合には、ただちに法人の地位が認められる。

請願書は、5 名以上の機関の理事 (Trustees) の署名付きで、理事会宛てに送付される文書であり、以下の事項を含む。<sup>12</sup>

- 機関の名称、機関の目的

<sup>12</sup> The University of the State of New York, The State Education Department, Office of Counsel, Education Corporations: Law Pamphlet 9, 2000, Appendix C Forms



- 非営利組織であることの明記
- 理事の人数は 5 人以上 25 人以下であることの明記
- 第 1 理事の名前と住所
- 連邦歳入法(Internal Revenue Code)上の法人税が免除されている機関に認められていない活動をしないことの明記
- 政治的プロパガンダの発表、議会への影響行使、政治活動に関わらないことの明記
- 解散した場合の財産の処分が、連邦歳入法で法人税を免除されている機関に認められている方法に則り行われることの明記

このプロセスは時間がかかるために、法人化が必要な時期の少なくとも 4 ヶ月前には請願書と書類を提出することが望ましいとされている。

教育法人として新設されるためには、一般にまず「暫定認可」(provisional charter) (1 年以上 5 年以下) を受ける。その後、十分な機関の安定性などが示されていれば「正式認可」(absolute charter)を受取る。十分な安定性など示すことができない場合には、暫定認可を更新することができる。「暫定認可」の法人は「正式認可」の法人と同等の権限を有するが、学位は「暫定認可」の期間中には法人から授与することができず、代わりに理事会が授与する。

チャーターが理事会により発行されるためには以下の要求事項が満たされている必要がある。<sup>13</sup>

#### 【チャーターの発行における判定基準】

##### 教育上の基準

適用される基準は、機関のタイプによって異なる。カレッジと大学の場合には、教育コミッショナー規則 (The Regulation of the Commissioner of Education) の Part 52 (後述する) が適用される。ただし、これらの基準は、機関やプログラムの「登録」の際に適用されるものであるため、請願する機関は、法人化した後しかるべき時間が経てば、基準を満たすことができる能力について示す必要がある。

##### 法人の名称

法人の名称は、その目的から考えて適切なものである必要があり、また、他の既にある大学の名称と紛らわしいものであってはならない。また、学位を授与する権限を有しない機関は、「カレッジ」(college)や「大学」(university)を名称に含めることはできない。

##### 財政的資源

学位プログラムの運営や教育上の目的の達成のために必要な十分な財政的資源を有することを示さなければならない。必要とされる最低限の財政的資源が法律や規則によって決められてはいなく、ケースに応じて判断される。

##### 非営利の地位

法人は、非営利組織であり、株式を発行することはできない。

<sup>13</sup> The University of the State of New York, The State Education Department, Office of Counsel, *Education Corporations: Law Pamphlet 9*, 2000, Chapter II. “Charters and Certificates of Incorporation.” 法律上は、Education law, clause 218. “Conditions of incorporation”において規定されている。

また、正式認可を受けるためには以下の要求を満たす必要がある。<sup>14</sup>

### 【正式認可の判定基準】

#### 資源、組織について

理事会の判断において、機関は、自らの利用することができる資源や装置を有しており、それらは、そのチャーター上の目的の達成のために十分であり、適切なものである。また、理事会にとって満足のいく程度の有効性と特質を持つ組織を維持している。

#### 学問的プログラムの登録について

高等教育と専門的学習のための機関の場合には（カレッジ、大学と、法律・医学・歯学・薬学・獣医学・看護学・検眼（optometry）・足病学（podiatry）・カイロプラクティック・建築・工学のためのスクールを含むが、これらに制限される訳ではない）、機関は、書面で、学問的プログラムの登録に成功するであろうことを示す、理事会の判断に足るような証拠を明示している。

機関の名称を変更する時、法人の目的を変更する時、チャーターで認められていない学位の授与を開始する時、キャンパスの場所を変更か新たなブランチキャンパスを開設する時、チャーターで認められていない行動を行う時には、チャーターの変更が必要になる。これらは後述のプログラムの「登録」とともに発生することがありうるケースである。その際には、教育省法務部に請願書、60ドルの小切手を提出する。<sup>15</sup>

### b. ニューヨーク州教育省によるプログラムの「登録」

チャーターについての窓口は教育省法務部であったが、法人として登録を取ることとは別に、プログラムについては州教育省カレッジ大学評価室（Office of College and University Evaluation (OCUE)）に「登録」する必要がある。州教育省のカレッジ大学評価室は、ニューヨーク州教育省（New York State Education Department）の高等教育オフィス（部）（Office of Higher Education）の質保証オフィス（課）（Office of Quality Assurance）に属している。

カレッジ大学評価室（OCUE）は、ニューヨーク州の学位を授与するカレッジと大学を監督し(oversee)、提供されるプログラムが最低限の質基準を満たし、超えていることを保証することを任務とする。機関が新しいプログラムを提供する際には、OCUEは、カリキュラム、教員、図書館、その他学習のための資源、アカデミックな助言、記録、管理部門のオーバーサイト、施設、財政基盤をレビューする。OCUEは、登録プログラムの目録（Inventory of Registered Programs）を維持しており、目録には2万5千近い数のプログラムの情報を含んでいる。

具体的には、「登録」が必要になるのは、新しいプログラム（カリキュラム）の登録であるが、新しいレベルでの学位の提供の際には、手続き（提出書類など）が異なってくる。以下、それぞれの手続き、基準について説明する。なお、カリキュラム（curricula）、プログラム（program）

<sup>14</sup> The University of the State of New York, The State Education Department, Office of Counsel, *Education Corporations: Law Pamphlet 9*, 2000, Appendix B Rules of the Regents Incorporation.

<sup>15</sup> The University of the State of New York, The State Education Department, Office of Counsel, *Education Corporations: Law Pamphlet 9*, 2000, Appendix B Rules of the Regents Incorporation

とは、「サーティフィケートか学位の資格を得るために、教育上必要とされるものであり、一般教育か、特定の分野での専門的な学習か、あるいは、その両方を含むものである」とされ、両者は同じ内容を示す言葉として使われている。<sup>16</sup>

### 新しいプログラム（カリキュラム）の登録

以下のカリキュラムを作る際には、ニューヨーク州教育省に登録することが必要である。<sup>17</sup>

- 学位授与に至るカリキュラム
- 学位に向けてのクレジットを取ることで授与されるサーティフィケートとディプロマの授与に至るカリキュラム
- 教育法第 8 章で規定する専門職業のライセンスに至るカリキュラム
- 規則、理事会の規則、教育コミッショナーの規則において登録が必要と規定されているカリキュラム
- 教育法人格のない営利目的のカレッジによって提供されるカリキュラム

申請書は以下の内容を含む必要がある。<sup>18</sup>

- プログラムの要約（250 字以内で、教育上・キャリア養成上の目的と、機関で既に登録されているプログラムとの関係について述べる）
- プログラムの内容と要求（コア科目、専門科目、専門選択科目、一般の選択科目のリスト（タイトル、クレジット数、新たな科目か、修正された科目か）、必要な合計クレジット数）
- 新しい科目、修正された科目のシラバス
- プログラムのスケジュールの例（入学から卒業までの各学期においてどの科目を取得するのか）
- 評価方法（プログラムの学問的質と効果を評価する際に用いる基準、例えば、卒業率、学生の達成度、卒業生の就職実績、教員の研究等実績、雇用者の評価など）
- 資源（図書館の蔵書でプログラムに関係するもの（だいたいの蔵書数、購読学術雑誌数）、装置、コンピュータ、研究室、その他施設）。新たに購入することが必要な場合には、プログラムのためにいくら予算を取るのか、その支出スケジュール
- 教員の名前、教える科目とクレジット数、取得している最高学位の名称・大学名、職務上の経験、取得している資格、最近の学問的業績
- 教員の名前、職位、フルタイムかパートタイムか、パートタイムの場合プログラム外で教えている科目

---

<sup>16</sup> Office of College and University Evaluation, State Education Department, *Program Registration Procedures*, p.22, revised 2007, Appendix A – Glossary.

<sup>17</sup> Office of College and University Evaluation, State Education Department, *Program Registration Procedures*, revised 2007, Appendix C – What requires registration?

<sup>18</sup> Office of College and University Evaluation, State Education Department, *Program Registration Procedures*, revised 2007, p.3-15

- 新たに雇用される教員の職位、人数、要求される資格、雇用予定時期
- 入学者に対する要求事項、要求事項がどのようにプログラムでの成功に貢献するのかの説明。代表性の低いグループからの入学者を増やすためにどのような方法を用いるのかの説明

### 新たなレベルでのカリキュラムの提供 (Master plan の変更を伴う)

上記の新たなプログラムの「登録」に加えて、以下の場合には、「機関マスタープラン」(Institutional Master Plan) の作成、修正の承認が必要である。機関マスタープランは、機関の哲学、目的、方向性、対象とする学生、プログラムのレベルと幅、研究内容、提供されるサービス内容について説明した文書である。<sup>19</sup>

- 機関の最初の学位授与 (新たなカレッジなど)
- 新たなレベルでの最初のプログラムの提供 (最初の修士の学位プログラムなど)
- ブランチキャンパスの開設、機関をまたがるプログラムの開始
- 農学、生物科学、ビジネス、教育学、工学、芸術、健康学 (Health Sciences)、人文科学、物理科学、社会科学のいずれかにおいて初めての学位プログラムを開始 (準学士、学士、プロフェッショナル、修士、博士)

これらの場合には、上記の新しいプログラムの「登録」の申請で要求されている内容に加えて、以下の事項を準備して提出する必要がある。

教育省は、機関マスタープランの変更内容を受け取った場合には、その要約をニューヨーク州のカレッジと大学に送付し、提案されたプログラムへのニーズと需要、他の機関への影響についてのコメントと助言を求める。

- プログラムに入学可能性のある学生の地域 (機関の所在するニューヨーク州カウンティ、理事会の定めるニューヨーク州地域区分、州内、州外のそれぞれについて記述)
- 入学者数の算定に用いた計算の根拠
- 計画に関する記述
  - ▶ 計測されたデータを用いてプログラムの必要性について記述する
    - ◇ 同種のプログラムを提供している、理事会の定める地域区分内の他の機関
    - ◇ 他の機関が現在のニーズを満たしていない理由
    - ◇ 計画しているプログラムがニーズを満たす程度について正確に記述する
  - ▶ プログラムの設置を要請している学生の数。どのようにその数を推定したかの説明 (サーベイ実施など)。
  - ▶ プログラムの卒業生が就職する可能性のある雇用者と、その雇用に関するニーズ (何人必要とされるかを含む)。

<sup>19</sup> Office of College and University Evaluation, State Education Department, *Program Registration Procedures*, revised 2007, Appendix D – What Requires Approval of a Master Plan Amendment?

▶ 外部的なニーズではなく、機関の目的を達成するためにプログラムを開始する場合には、以下を記述する

- ✧ 機関のミッションとの関係
- ✧ 機関の提供する他のプログラムをどのように補完するか
- ✧ 機関の活力 (viability) にどのように貢献するか

- 機関が最初の新しい学位のレベルのプログラムを提供する場合には、セルフ・スタディを実施し、提案書とともに提出することが必要である。セルフ・スタディは、少なくとも 2 人の外部評価者の報告を含み、事前に、州教育省カレッジ大学評価室によって承認されている必要がある。外部評価者は、プログラムの提案書、機関の自己評価、通常は実地訪問に基づき、Appendix O で定められた書式で<sup>20</sup>報告書を作成する。また、機関はできるだけ早く、事前に、カレッジ大学評価室と面談を持つ機会を持つべきである。カレッジ大学評価室は自らの実地調査を、ピア評価者のチームとともに実施する。
- 新しいブランチキャンパスを開設する場合には、Appendix M の書式<sup>21</sup>で、施設取得コスト、装置取得コスト、資金源について記述する。
- 機関マスタープランの修正（または新たに作成されたもの）の要約を作成する。

▶ 1～2 枚の要約を作成する。以下の内容を含む。

- ✧ プログラムの名称、授与する学位
- ✧ プログラムの目的、機関のミッションとの関係、機関の現在のプログラムとの関係
- ✧ カリキュラム、プログラムのユニークな特色
- ✧ プログラムに入学するための必要条件、対象とする学生の特色
- ✧ プログラム開始 1 年目、5 年目の予想入学者数
- ✧ 利用可能な施設、装置、教員、その他学問的資源。それらの購入計画
- ✧ プログラムのニーズ

▶ ブランチキャンパス開設と機関をまたがるプログラムの場合には以下の内容を含む。

- ✧ 場所、住所、メインキャンパスからの距離
- ✧ 開始の理由
- ✧ 利用する施設
- ✧ ブランチキャンパスや機関をまたがるプログラムの管理組織
- ✧ プログラムの責任者である教員
- ✧ 学生への支援サービス

---

<sup>20</sup> Office of College and University Evaluation, State Education Department, *Program Registration Procedures*, revised 2007, Appendix O – Assessing Institutional Readiness to Offer Programs at a New Level, pp.58-79

<sup>21</sup> Office of College and University Evaluation, State Education Department, *Program Registration Procedures*, revised 2007, Appendix M –Distribution of Space at a Proposed Branch Campus or Interinstitutional Program, p.55

## 既存のプログラムの変更

現在既に登録されているプログラムの変更を行う場合は、教育省カレッジ大学評価室からの「承認」が必要である。表 2-1 に承認が必要になるプログラムの変更を示す。承認の必要がない場合にもすみやかに教育省カレッジ大学評価室に知らせることが必要である。

変更の承認を求める際には以下の情報の提供が必要である。

- 機関の名称、責任者の名前、現在のプログラムの名称等
- 提案される学位の名称、プログラムの名称
- 提案されるプログラムの変更内容（教員、資源、サポートサービスの変化を含む）
- 提案される新たな場所
- カリキュラムの変更の場合には、追加されるコースと追加の理由、廃止されるコースと廃止の理由、カリキュラムの新旧対照表
- 追加されるコースのシラバス、担当する教員の名前、資格、経験
- プログラムの新たなスケジュール（入学から卒業まで学期ごと）

表 2-1 現在登録されているプログラムの変更と、承認の必要性

変更内容	承認の必要性
1. 学士学位プログラムの焦点やデザインを変えない程度の変更であり、クレジット数の変化が 14 を超えない場合	なし
2. 学士学位プログラムにおいて、クレジットの変化の数に関わらず以下の変更がある場合 ・ オプションやコンセントレーションの追加 ・ プログラムの焦点やデザインの変更（ビジネスのプログラムでのマネジメントコースの中止など） ・ インターンシップ、臨床実習など実習の中止 ・ 一般教養の内容の理事会規則で要求されている割合以下への変更	必要あり
3. 大学院プログラムでの変更	必要あり
4. プログラムが関係する主要な学問ディシプリンの変更	必要あり
5. プログラムが提供される場所の変更	必要あり
6. 教員資格のためのプログラムにおける全ての変更	必要あり
7. プログラムの名称の変更	必要あり
8. 在籍学生がいないプログラムの廃止	なし
9. 在籍学生がいるプログラムの廃止	必要あり
10. 学位タイトルの変更（BS から BBA への変更など）	必要あり
11. プログラムの財政支援条件に変化を与える変更（昼間から夜間への変更など）	必要あり
12. ライセンス取得を前提としないプログラムをライセンス取得のためのプログラムにする時	必要あり
13. 2つのプログラムをダブルプログラムとする場合（BS と MS のジョイントプログラム）	必要あり
14. サーティフィケート、ディプロマプログラムにおける変更	必要あり

## 【基準】

これらのプログラムの「登録」等の審査の際の基準については、カレッジ大学評価室作成の Program Registration Procedures (2007年変更) の Part 52 に記されている。以下は、その内容である。

### 【Section 52.2 学士と大学院のカリキュラム登録のための基準 (Standards for the registration of undergraduate and graduate curricula)】

#### (a) 資源

- (1) ミッションを達成し、各々の登録されたカリキュラムの目的を達成するための財政的資源を持っている。
- (2) 教室、教員のオフィス、視聴覚室、研究室、図書館、コンピュータ施設、医務室、スタジオ、練習室、その他の授業で持ちいる資源を持っている。さらに、それらは、カリキュラムの目的を支援するために、十分な数、デザイン、状態、アクセス状態にある。
- (3) 授業、研究、学生の活動を支援するために十分な量と質の装置を持っている。
- (4) 図書館を持っている。機関のミッションの達成と、各々の登録されたカリキュラムの目的の達成を支援するために、十分な深さと幅を持つ蔵書を持ち維持している。図書館は、専門的に訓練されたスタッフにより管理されており、スタッフは十分な人員により支援されている。図書館サービスと資源は、十分に頻繁に、適切な時間帯で、学生と教員にとって利用可能であり、機関のミッションと、各々の登録されたカリキュラムの目的の達成を支援している。

#### (b) 教員

- (1) 全ての教員は、割り当てられた授業を提供し、他の学問的な責任を果たすことができることを確かに示すための証拠を持っている。訓練、授与された学位、学問業績、経験、教室でのパフォーマンス、その他の証拠である。
- (2) 学問的なプログラムと政策に継続性と安定性を涵養し、維持するために、機関には、十分な人数のフルタイムの教員がいる。
- (3) 各々のカリキュラムにおいて、機関は、教員のチームを任命し、彼らは、機関のアカデミックオフィサーとともに、カリキュラムの目的の設定、目的が達成されているかどうかの測定手段の決定、カリキュラムの目的達成の評価、学生への学問的助言を与えることに責任をもつ。
- (4) 学士の学位を授与する各々のカリキュラムにおいて、少なくとも1人の教員は、適切な分野において博士の学位をもっている。ただし、教育コミッショナーがカリキュラムに他の基準を適用することが適切であると判断する場合においてはこの限りではない。
- (5) 大学院の学位を授与するカリキュラムにおいては、全ての教員は、授業をしている分野において、博士の学位か最終学位を持っている。または、他の幅広く認められている方法によって、大学院において学生を指導している分野において特別の能力をもっていることを示している。
- (6) 各々の教員の授業と研究は、教員の責任と合致するように、機関によって定期的に評価される。経験の浅い教員の授業は、任命の最初の期間において、特別の監督を受ける。
- (7) 教員は、それぞれの責任に応じて、十分な時間を与えられ、割り当てられた授業を行い、管理的仕事を行うことその他に、専門的知識を広くし、授業で用いる教材の準備をし、学生に助言し、独立の学習と研究を行い、授業を監督し、機関の管理事項に参加し、地位に応じたその他の学問的な責任を果たす。

#### (c) カリキュラムと学位

- (1) セクション 53.3 の要求事項<sup>22</sup>に加えて、各々のカリキュラムと科目の目的は書面でよく定義されている。科目の説明は明確に、内容と要求事項について規定している。
- (2) 各々のカリキュラムにおいて、(6)から(10)に規定されている最短の期間で、プログラムを修

<sup>22</sup> 学生に対する財政的支援に関する情報の提供。

了することが可能となるような、十分な頻繁さで、科目は提供される。

- (3) 学士の学位に向けてのクレジットは、カレッジのレベルの授業に対してのみ与えられる。大学院の学位に向けてのクレジットは、大学院の学生のためのものであると明示的に規定された授業に対してのみ与えられる。高校生の大学の科目への授業登録、大学生の大学院の科目の授業登録、大学院生の大学の科目への授業登録は、機関によって厳しく管理されている。
- (4) 1セメスター分のクレジットを与えるための時間は、以下の場合のみ、50.1に規定されている時間よりも短くすることができる。(i) 教育コミッショナーが登録しているカリキュラムの一部として承認している場合、(ii) 機関により作成された、授業の同等性を説明するような学問的基準を述べた書面に対して、教育コミッショナーが事前の承認を与えている場合。
- (5) 機関は、クレジットを与えるような学習活動の目的を達成した学生に対してのみクレジットを与えている。
- (6) 準学士 (associate) の学位プログラムは、通常は、2年間のフルタイムの学習か、それと同等のパートタイムの学習で修了可能であり、60セメスター時間(semester hours)を下回らない学習が必要とされる。
- (7) 学士の学位プログラムは、通常は、4年間のフルタイムの学習か、5年間のプログラムの場合には、5年間のフルタイムの学習か、それと同等のパートタイムの学習で修了可能であり、120セメスター時間を下回らない学習が必要とされる。
- (8) 修士の学位プログラムは、通常は、最低で1年間のフルタイムの大学院レベルの学習か、それと同等のパートタイムの学習で修了可能であり、30セメスター時間を下回らない学習が必要とされる。研究、同等の職務や専門的な経験は修士の学位プログラムの一部となることがある。修士の学位の要求条件は、通常は、包括的試験の合格(コンプリヘンシブ試験)、独立の研究に基づく論文執筆、適当な特別プロジェクトの完成のいずれかを含む。
- (9) このセクションの要求条件に加えて、ニューヨーク州教育法 (Education Law) の第8章 (Title VIII) <sup>23</sup>に規制される職業でのライセンスを取得するための必要条件を果たすプログラムは、法律、理事会の規則、他のセクションの条件を満たす必要がある。
- (10) 教育法セクション6507の(3)(a)に示されている専門的ライセンスを取ることや、先生、生徒に対するサービス専門家、学校の管理者と監督者、学校の地区管理者になるための教育上の条件を満足するように意図されている全ての登録されたプログラムは、子供の虐待や不適切な扱い (malpractice) を同定し、報告することに関する、2時間の承認されたコースワークか訓練を含む。そのようなコースワークや訓練は、子供の虐待や不適切な扱いに関する物理的・行動科学的な指標についての情報、ニューヨーク州社会サービス法 (Social Services Law) のセクション413から420までに規定されている法律上の報告義務についての情報を含む。後者は、いつ、いかに報告されるべきか、他のどのような行動を報告者は取るべきであるか、また取ることを認められているか、報告者に与えられる法的な保護、報告しない場合にどうなるか、についての情報を含む。

#### (d) 入学

- (1) 学生の入学は、秩序のあるプロセスを通じて、公表された基準を公平に適用して、決定される。特に、入学のプロセスでは、全てのレベルにおいて、歴史的に代表性の低いグループからの入学者の増加を奨励する。
- (2) 入学は、必要な学習をするための学生の能力と、学生がプログラムを修了するために必要な支援を与える機関の能力の両方を考慮している。

### 現地インタビュー調査内容 (ニューヨーク州教育省)

2009年5月13日に、ニューヨーク州教育省 (New York State Department of Education) の高等教育部の質保証担当者2名にインタビューを実施した。以下はその概要である。

1. ニューヨーク州の質保証のシステムはどのようなものか。

<sup>23</sup> 医師等のライセンスを要する職業 (profession) について規定。



理事会 (Board of Regents) は全ての教育機関について control して、oversight している。私立も公立の大学も含めて監督し、同じ質保証の基準を適用している。もし、大学のプログラムが基準を満たしていない場合には、それを閉鎖することを命ずる権限を持っている。また、機関全体を閉鎖する権限も有している。実際には公立大学についてその権限を使ったことがこれまでにはないが、私立の大学やカレッジに対しては過去の例がある。

他の州においては、州の許可はペーパー上のことで、質保証については、地域の認証機関が行うところもあるが、ニューヨーク州においては、そうではない。認証機関があるが、質保証については州の教育省が責任を持ってレビューをして、駄目な場合にはプログラムの提供を止めるように命ずる。

州の教育省は Board of Regents のために州の大学システムを管轄している。大学の Chartering や、大学のプログラムの registration をしている。

## 2. ニューヨーク州の公立大学はどのようなものがあるのか。

2つの public の大学システムとして、SUNY (ニューヨーク州立大学) と CUNY (ニューヨーク市立大学) があるが、これも oversight している。SUNY は NY 州全体にわたってあるが、CUNY は NY 市のみに所在している。

ニューヨーク州では、SUNY が 1948 年に出来るまでは、公立の大学システムはなかった。SUNY は、当時の教員養成のカレッジや、技術カレッジを統合してできたシステムである。SUNY の設立は第 2 次世界大戦後の復員兵の教育需要に対応するためであった。

CUNY は 1961 年にできた。ニューヨーク市の 6 個程度の都市型カレッジを統合してできた。その中には、起源が 19 世紀にさかのぼるカレッジもある。CUNY の設立はニューヨーク市に独特の需要に対応するために設立された。

## 3. ニューヨーク州の質保証システムや、大学の州による管理は他の州とは異なるものなのか。

他の州と違うのは、ニューヨーク州の教育省は、米国の教育長官によって 1951 年以来認証機関として認められていることである。ニューヨーク州の基準は常に他よりも厳しかった。

基準 (standards) は、数量的なものというよりは質的なものである。ピアレビューがある。学生の苦情が多いところなどはより注意深くみることになる。

NY 州の特徴は、州の教育省が、公立も、私立も、for profit の機関も全て同一の質保証のシステムのもとにしていることである。他の州では私立については別の基準でやっているところもある。

NY 州では新しいプログラムは registration が必要である。連邦政府から Pell grant などのローンが学生に対して支給されているが、そのためには質保証のレビューを受ける必要がある。NY 州からのローンも学生に対して、30 億ドル程度支給されている。最低年収の学生の場合には、年間 5,500 ドルのローンを受けることができる。このためにも registration を受けているプログラムに在籍していることが条件である。

NY 州では 1784 年に公立大学が出来て、そのガバナンスの権限は Board of Regents に与

えられた。州の法律の Part 52 に registration が必要であることが規定されている。NY 州では、私立大学にも政府からの資金の配分がある。Bundy Aid といい、McGeorge Bundy が作った制度である。援助を受けるためには認証されている必要があり、また、宗教的組織からは独立している必要がある。援助は、運営経費の 1%程度であり、規模は 4,200 万ドルぐらいであり大きな規模ではない。

4. 州教育省の高等教育部門には何人のスタッフがいるのか。

ニューヨーク州教育省の高等教育局 (Office of Higher Education) には、スタッフは 133 人いる。その半分は、初等中等教育関係の仕事をしている Office of Teaching Initiatives にいる。残りの半分の約 60 人が、高等教育関係の仕事をしている。

そのうち、質保証関係のスタッフは 15~20 人である。データ収集や分析の仕事は、約 5 名がしている。データ担当スタッフは、データを使ってスライドを作ったりする。データは非常に重要であり、それに基づいて、各機関のレベルで分析をしている。

学生数が何人か、フルタイムの学生は何人か、それが前年からどれだけ変化をしているかを特に注意して見ている。それに大きな変化がある時には注意することが必要だ。もし大きな変化、例えば、学生数の急激な伸びあるいは急激な減少がある時には、何が起きているのかを知ることが必要である。スタッフが大学に訪問をして調査をすることになる。

5. 私立大学と州政府の教育省との関係はどのようなものか。

私立大学は independent colleges と呼ばれ、そこの board of trustees は、自分達は独立であるから、プログラムの登録や学位の授与などを自分達だけで決めたいという意向を持つこともある。私立大学と州教育省の間には、常にテンションがある。州教育省としては、できるだけ協力的に仕事をするように注意する必要がある。過去にはバトルがあったこともある。

6. ニューヨーク州教育省とニューヨーク州大学区 (The University of the State of New York) との関係は？

Board of Regents が University of the State of New York を監督している。Board of Regents は大学だけではなくて、初等中等教育から全てを監督している。University of the State of New York には 2 つの公立大学のシステム、約 140 個の independent の大学、44 個の for profit のカレッジを含んでいる。For profit のカレッジにも同じ質保証の基準が適用される。また、University of the State of New York には図書館や博物館も含まれている。そのため、これらのシステムの大学は州の図書館からも本を貸し借りすることが可能である。

7. 州教育省の質保証担当のスタッフはどのようにリクルートされるのか。バックグラウンドはどのような人が多いのか。長期的に契約されるのか。

スタッフは先生であった人、英語、教育、歴史学の専門家、student service の専門家など様々である。様々な学問分野の専門家がいるが、全ての専攻分野のスタッフがいる訳ではないので、外部レビューをお願いすることもある。

スタッフは civil servant である。長期間働く人が多い。30 年以上働いている人もいる。

非常に深刻な財政危機などがあってポストがなくなったり人員整理がある場合を除いてはずっと雇用される。5年前には、予算があったので新しい人員が入ってきた。長期間雇用ではあるが、この仕事の内容を次の世代に引き継いでいくことは重要である。

給与レベルは大学教員と同程度である。Upper middle class の職業である。Evaluator といってもいろいろあり、プログラムの効率性や効果の評価をするコンサルタントを民間でしている人はもっと収入が多いだらう。

8. 州教育省のスタッフは質保証にどのように関わっているか。

現在、registration をされているプログラムは約 30,000 個あるが、毎年 1200~1500 個のプログラムが新たに registration を求める。新しいプログラムもあれば、これまでのプログラムの修正もある。登録されているプログラムは、inventory of registered program でデータベースになっている。修正がある場合にはデータベースのレコード内容が更新される。

Office of College and University Evaluation のスタッフは一人が 20~40 個の申請を担当する。自分がリエゾンを持っている機関からの申請書を担当する。スタッフは、プログラムの内容などが質保証の基準を満たしているかどうかを判断し、不明確なところがあれば機関に対して内容を改めるように求め、また、外部レビューが必要な提案内容であれば、レビューをするように機関に対して求める。

結果については、プログラムの新設や修正を認める正式の手紙を出す。

9. 基準としては、資源、教員、カリキュラム、入学についての基準などがある。これらの基準は、安定しているものか。変更はあるのか。

基準は、1980 年に出来たものである。それから既に 30 年近く経っている。今は、その基準で果たして十分であるかどうか検討しているところだ。gap が見られないか、今の状況から考えて基準に穴がないかどうかを考えてみる必要がある。論点としては、ニューヨーク州だけではなくて、他の州についてもそうであると思うが、engineering などの分野においては、知識はどんどん変化している。このような academic program については、変化を反映して中身の renew をしているかが重要である。

カレッジや大学ではこれまでとは違う専攻分野を開講したい希望がかなりある。例えば、最近ではヘルスケアについてのプログラムを作りたいところが多い。911 のテロ事件の以降には、criminal justice 関係の新プログラムの申請が急増したこともある。

大学はピアレビューの結果を我々に示す必要があり、我々も専門家がプログラムについてどのように考えるかについての意見を求める。その報告書を我々は見て、カレッジにレスポンスを求め、報告書での指摘を踏まえてどのように提案された内容を変更するかをみる。

難しいのは全く新しい領域の場合である。卒業生に対する需要がどの程度あるのか、どのような技術が生まれつつあるのかなど判断することが困難な場合がある。また、新たなプログラムを運営するだけの資金はあるかどうか、必要な教員を雇えるだけの資源を持っているかどうかをチェックする。重要なのは、機関が財政的に健全であるかどうかということであ

る。

#### 10. 特に重要な基準の項目はあるのか。

基準はいくつかあるが、どれも重要であり、全て満たしている必要がある。しかし、基準は質的なものであり、機関はそれをどのように満たしているのかどうかを我々に説明してやることになる。

大学院のプログラムにとっては、プログラムの質などが特に重視されることになるが、2年間のカレッジでは、入学の基準がしっかりしていて、入学した学生がきちんと卒業できるためのサービスが提供されていることが示されていれば、プログラムが認められるチャンスは高い。プログラムの性質によっては、教員の適格性、教授内容の質などがより重要になることもある。

基準を満たすためには、資源がもっとも重要である。機関が十分な資源を有していなければ、適格性を持つ教員の採用、図書館の建設、装置の購入など全てのことが大変になってくる。もうひとつ重要なのは、教員が機関をコントロールしているかどうかである。教員のガバナンスシステムがきちんとしている機関では、教員が自信をもっており、すべきことを行い、また、そのための権限も与えられている。このような機関においては、正しいことが行われており、問題が発生することも少ない。問題があるのは、大学の管理部門の人と教員の間で意見の大きな相違が常にある場合や、教員と **governing board** の間で争いがある場合などである。教員のコントロールが弱いところでは不平不満が発生することが多い。

さらには、大学のレベルの内容の教育を提供していないことがある。申請書類を見ているだけでは分からないので、実際に教室に行ってみて、大学レベルの内容の教育が提供され、学生がそれをきちんと学習しているかどうかを確認する必要がある。問題が発生していそうな機関はデータを見ることである程度分かるので、そういう機関を中心に調べることにしている。学生数の上下が激しいところや、卒業率が低いところ、ペルグラント受給資格のある低所得の学生に対する依存率が高いところなどである。

#### 11. 閉鎖する時にはどのような対応を取るのか。

機関が閉鎖される時には、その機関が他の機関との間で在籍学生がどのように卒業できるかについて取り決めをすることを求めている。我々も他の機関との間の調整を行う。数年前にそのような閉鎖を行った時には、カレッジフェアを開催して、少なくとも 40 以上の機関が参加し、学生をリクルートした。閉鎖する場合にも、学生は常に保護される対象である。

このような決定をする際に政治的な圧力は大きい訳ではない。政治家からの問い合わせや要請などは当然あり、それを取り扱うのは州の機関の職員であれば対応することが当然必要であるが、基準を満たしていない機関についても政治的に存続を許すというような圧力はこれまでに経験したことがない。問い合わせのようなものはあるが、圧力というものとは違う。

ニューヨーク州は基準が厳しいが、他の州においてももっと厳しくすべきところはある。例えば、カルフォルニア州やワイオミング州では私立の大学に対する州政府からの監督が全

くない。

12. 教育省のスタッフの他に、外部の評価者がいるのか。何人ぐらいいるのか。

数百人の evaluator がいる。Peer review をしている。カレッジの中には PhD プログラムを新たに設置したい希望を言うてくることもあるが、このような場合のレビューをする人はその分野の学位を持っているというだけでは十分ではない。実際に、PhD プログラムを運営し管理したことがあるかどうか重要である。独立した判断を下せる判断力を持っていることが重要である。最終的な決定はスタッフがしている。Board of Regents が決定の権限を州教育省に対して委譲している。

カレッジがこれまでに全く提供したことがないレベルの教育プログラムを開設する場合には、Master Plan amendment が必要になり、その場合には、Board of Regents が判断する。科学のプログラムしか教えていなかったカレッジが、エンジニアリングについてもプログラムを開設する場合などである。

13. New York 州は認証機関 (accrediting agency) の機能も持っているのはなぜか。どのような大学が MSCHE ではなく州の認証のサービスを利用するのか。

NY州は accreditation をすることについて連邦政府から承認を貰っている唯一の州である。地域の accreditation agency から accreditation を受ける大学もあるが、それ以外の大学で州から accreditation を受ける大学もある。約 20~30 の大学やカレッジである。その多くは非常に専門化されたプログラムを提供するカレッジである。例えば、Graduate School of Sloan Kettering Cancer Center である。ここでは、生物学についてのひとつの PhD プログラムだけを開設している。

州教育省では全ての大学やカレッジに適用される質保証の基準とは異なる基準を認証機能のために設定している。Accreditation を受けた機関が self study を準備し、提出する必要がある。他の大学やカレッジの教員が self study の内容を検討し、機関を訪問し、報告書を作成し、その報告書は州教育省で認証を担当している advisory board に行き、そこで検討され、recommendation が作成される。その recommendation に基づいて、Board of Regents が決定する。決定は認証をするかどうか、認証をする場合に何か条件を与えるかどうかについてである。

大学の質保証プロセスは米国で 1880 年代から 1890 年代初期にかけて始められたが、ニューヨーク州教育省での質保証はその位古く 100 年以上の歴史がある。地域認証機関の Middle States Association が 20 世紀の初めに出来た時に、その基準や手続きをニューヨーク州の教育省で使われたものを見習って作られたのもっともらしい話があるくらいである。

1951 年に連邦政府が認証機関を認めることを開始した時に、ニューヨーク州教育省も申請をして認められ、その後ずっと認定され続けている。1951 年にそのような経験を有していたのはニューヨーク州だけだった。

14. 州教育省の持つデータベースシステムはどのようなものか。

州の教育省では P-16 のデータシステムを作りつつある。Pre-kindergarten から大学卒業までを対象としている。フロリダ州にはそのようなデータシステムが既にできている。個人の情報を明らかにするというのを目的とするのではなく、個人のレベルでデータを集めることによって、ニューヨーク州の教育の効果を測定することが目的である。教育を良くするためには、何が機能して何が機能しないのかを知ることができるシステムがある必要がある。さらにそのシステムをニューヨーク州の労働省の賃金のデータベースと連結すれば、教育の効果を収入との関係で測定することができるようになる。

現在は、そのようなシステムが部分的にある。Pre-kindergarten から高校卒業までのデータベースはある。ニューヨーク州立大学や、ニューヨーク市立大学も、学生が入学してから卒業するまでのデータベースがある。

現在やっているのは、このような今あるシステムを統合して、公立大学について、データベースを作ることである。公立大学を優先しているのは、私立大学にはプライバシーに対する懸念を持っている人がいるからである。現在は、私立大学にデータベースを拡大することは難しいが、公立大学についてのシステムの有効性を示すことができれば私立大学の学生についても将来的には延長することが可能になることを期待している。

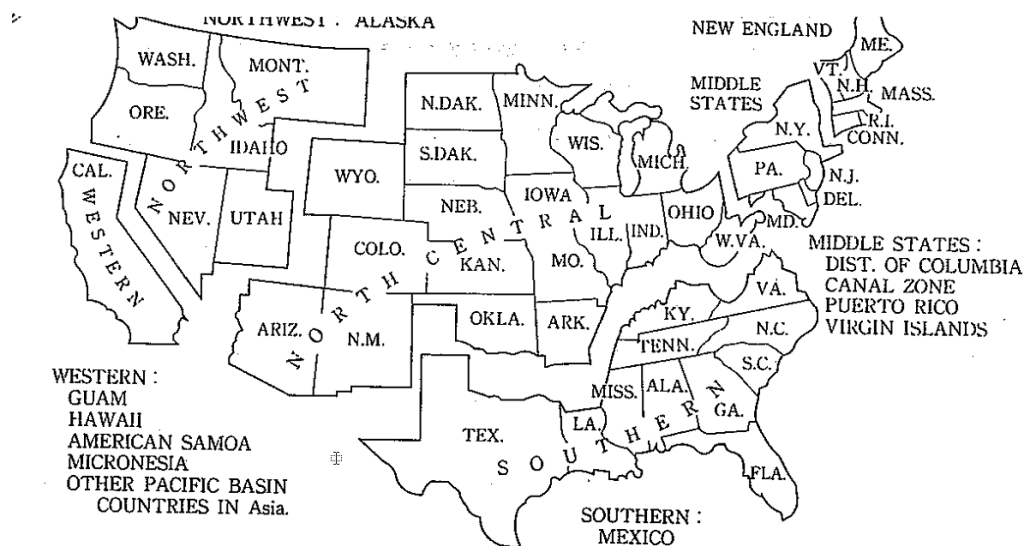
### 2-1-3 地区基準協会

米国には、表 2-2 に示すように 6 つの地区基準協会がある。それぞれの協会は、図 2-3 に示すようにカバーしている州の大学等についてのアクレディテーションを実施している。それぞれの協会において大学の認証を行う Commission が設置されている。ただし、西部地区基準協会においては、コミュニティカレッジ担当の Commission と大学担当の Commission が分かれて設置されているため、全米では、7 つの地域認証機関があることになる。

表 2-2 地区基準協会の設立年と認証開始年

名 称	設立年	認証開始年
ニューイングランド地区基準協会 (New England Association of Schools and Colleges)	1885 年	1954 年
中部地区基準協会 (Middle States Association of Schools and Colleges)	1887 年	1921 年
北中部地区基準協会 (North Central Association of Schools and Colleges)	1895 年	1910 年
南部地区基準協会 (Southern Association of Schools and Colleges)	1895 年	1919 年
北西部地区基準協会 (Northwest Association of Schools and Colleges)	1917 年	1921 年
西部地区基準協会 (Western Association of Schools and Colleges)	1924 年	1949 年

出典：財団法人大学基準協会、平成 9 年度米国基準協会等の大学評価に関する実態調査報告書（中間報告）、大学基準協会資料第 60 号、平成 10 年 2 月に基づく。



出典：財団法人大学基準協会、平成9年度米国基準協会等の大学評価に関する実態調査報告書（中間報告）、大学基準協会資料第60号、平成10年2月、p.3

図 2-3 米国地区基準協会管轄区域一覧図

以下はカルフォルニア州を担当する「西部地区基準協会」と、ニューヨーク州を担当する「中部地区基準協会」の概要と、それぞれの協会で使用されているアクリディテーションの基準の概要である。

### (1) 西部地区基準協会

(Western Association of Schools and Colleges (WASC))<sup>24</sup>

この団体の基本的な文書は以下のものがある。

- *Constitution* <http://www.wascsenior.org/files/WASCConstitution11.06.pdf>  
この団体の組織、手続きなどについて基本的事項について規定した最上位の文書
- *Bylaws for the Association for Senior Colleges and Universities* (2001年6月)  
Association for Senior Colleges and Universities のメンバー、選任手続き、議事などについて規定した文書
- *Handbook of Accreditation* (2001年1月、約150ページ)  
WASC の基準、レビュープロセス、決定プロセス、政策文書などについて解説した文書

メンバー制の非営利組織である。The Accrediting Commission for Schools、The Accrediting Commission for Community and Junior Colleges (ACCJC)、The Accrediting Commission for

<sup>24</sup> ウェブサイトは、<http://www.wascsenior.org/>

Senior Colleges and Universities の3つの委員会がある。このうち、The Accrediting Commission for Senior Colleges and Universities が学士以上の学位を授与している大学の認証評価を担当している。カリフォルニア州、ハワイ州、グアム、太平洋地域を担当している。

コミッションは25名のメンバーから構成される。3年任期である。コミッションは3人のパブリックのメンバー、太平洋地域の代表者、Accrediting Commission for Community and Junior Colleges の代表者、Accrediting Commission for Schools の代表者を含む。メンバーの選定に当たっては、組織のミッション、サイズ、地域、資金、スポンサーなどの機関の特質と、人種、性別、経験などの個人の特質における多様性を確保する。

レビューのプロセスは以下の通りである。<sup>25</sup>

- ① アクレディテーションの申請をしようとする大学は、大学全体または、教育プログラムについて、認定基準に即して点検・評価 (self study) を行い、その結果を点検・評価報告書 (self study report) にまとめ、協会に提出する。
- ② 協会は、大学の規模、性格、または、教育プログラム等に応じて、実施視察団 (visiting team) を組織する。
- ③ 実施視察団は、点検・評価報告書をもとに、大学への実施視察を行う。
- ④ 実施視察団の団長は、視察の結果を実地視察団報告書にまとめ、協会の評価委員会 (Commission) に提出する。
- ⑤ 協会の評価委員会は、実地視察団報告書と大学の点検・評価報告書をもとに、大学をア kredィットするか否かを決定する。
- ⑥ 協会から大学に対して評価結果が通知される。

## 【基準】

西部地区基準協会の使用しているアクレディテーションの基準の概要は以下の通りである。<sup>26</sup>

2つのコミットメントが設定されている。これが判断基準を決める上での上位の概念である。

機関の能力へのコミットメント (Core commitment to institutional capacity)  
明確な目的、高いレベルの機関の統合性 (integrity)、財政的安定、目的を達成するための組織の構造を有していること。

教育能力へのコミットメント (Core commitment to educational capacity)  
明確に述べられた、適切な教育上の目的と設計を、組織全体とプログラムの双方のレベルで有していること。  
データの収集と使用を含むようなレビュープロセスを有していること。レビュープロセスは、授与される学位やサーティフィケートにとって適切なパフォーマンスのレベルで、プログラムの遂行と学習者の達成度合いを確かにするようなものであることが求められる。  
この2つのコミットメントに関する判断基準として、4つの基準が設定されている (2008年2月にアップデートされたもの)。

<sup>25</sup>財団法人大学基準協会、平成10年2月、p.4より引用。

<sup>26</sup> Accrediting Commission for Senior Colleges and Universities, Western Association of Schools and Colleges, *Handbook of Accreditation*, January 2001



1. 機関の目的を定義し、教育上の目的を確かなものにしていく (Defining institutional purposes and ensuring educational objectives)

- 機関の目的
- インテグリティ

「機関はその目的を定義し、機関の目的と特色と合致するような教育上の目的を設定している。機関は、その本質的価値と特徴、特徴を構成する顕著な要素、高等教育コミュニティにおける自らの位置、社会全体との関係について明確に把握している。機関の目的と教育上の目的を通じて、機関は、高度の学習、真理の探求、知識の配布に貢献している。機関はインテグリティを持ち、自立的に機能している。」

2. 主要な機能を通じて、教育上の目的を達成している (Achieving educational objectives through core functions)

- ティーチングと学習
- 学問と創造的活動
- 学生の学習と成功への支援

「機関は、その主要な機能である、授業・学習、学問、創造的活動と、学生の学習と成功への支援を通じて、機関の目的と教育上の目的を達成する。機関は、これらの主要な機能が効果的に果たされており、また、教育効果を得るための努力において、これらの機能がお互いに役立っていることを示す。」

3. 維持可能性を保証するために、資源と組織構造を開発し、適用している (Developing and applying resources and organizational structures to ensure sustainability)

- 教員とスタッフ
- 財政的、物理的、情報資源
- 組織構造、意思決定過程

「人的・物理的・財政・情報資源への投資と、適切で効果的な組織の構造と意思決定の構造を通じて、機関はその運営を維持し、教育上の目的の達成を支援する。これらの主要な資源と組織構造は、機関の目的と教育上の目的の達成を促進し、高品質の学習環境を作り出す。」

4. 学習と改善にコミットした組織を作っている (Creating an organization committed to learning and improvement)

- 戦略的思考と計画
- 学習と改善へのコミットメント

「どのように効果的に機関の目的を達成しているか、教育の目的を達成しているかについて、機関は持続した、エビデンスに基づく、参加型の議論を行っている。これらの活動は、機関の計画と教育効果に関する体系的な評価に資するものである。機関における検討、研究、データ収集は、機関の様々なレベルにおける優先順位を付けることと、機関の目的、構造、教育・学習・学問的な仕事に対するアプローチを改善することに使われる。」

(2) 中部地区基準協会

(Middle States Association of Colleges and Schools (MSA))<sup>27</sup>

「中部地区基準協会」の基本的文書は以下のものがある。

- *MSCHE Operating Provisions*

MSCHE の組織、運営、権限など基本的事項について規定。

- *Characteristics of excellence in Higher Education, eligibility requirements and standards for accreditation* (2002 年改正, 90 ページ)

基準等について解説

<sup>27</sup> <http://www.middlestates.org/>

- *Becoming Accredited: Handbook for Applicants & Candidates for Accreditation* (2008年、39ページ)

応募機関担当者に対して基準やプロセスなどを解説。

Middle States Commission on Higher Education (MSCHE) が大学を担当。デラウェア州、ワシントン D.C.、メリーランド州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、ペンシルバニア州、プエルトリコ、バージン諸島を担当している。

適格性のための要求事項 (Eligibility requirements) としては、以下の 22 項目が列挙されている。認証を受けるための候補の機関となるためには、まずこれらを満たすことが最低限必要である。

適切な政府機関からの運営認可、学生の在籍、ミッションが規定、学位に向けてのクレジット授与、基本的な計画の存在、資金、資金の教育目的への配分、ガバナンス、ガバナンス組織に任命された CEO の存在、管理スタッフの存在、入学ポリシー、教員、施設、学位プログラム、一般教育、学生へのサービス、学習・情報サービス、学生の評価、機関の評価、関連する政策へのコンプライアンス。

### 【認証のための基準】

大学機関 (Institutional context) に関わる項目と教育効果 (Educational effectiveness) に関わる項目から構成される。<sup>28</sup>

#### 制度上のコンテキスト (Institutional context)

##### 基準 1：ミッションと目標

「機関のミッションは、大学教育のコンテキストにおいて、機関の目的を明確に定義し、誰のためにサービスを提供するのか、何を達成する意図を持つのかを示す。高等教育に対する希望と期待に合致するように設定された、機関の目標は、機関がそのミッションをいかに果たすのかを明確に示す。ミッションと目標は、機関の構成員と管理組織の参加のもとで、機関によって開発・認知され、プログラムや方法を開発すること、またその効果を評価することに使われる。」

##### 基準 2：計画、資源配分、機関の更新

「機関は、ミッションと目標に基づき、計画や資源配分を行い、目的を設定し、評価活動の結果を機関の改善のために利用する。戦略的計画や資源配分の実行と評価は、機関の質を改善し、維持するために必要な発展と変化を生み出す。」

##### 基準 3：機関の資源

「機関のミッションと目標を達成するために必要な、人的・財政的・技術的資源・物質的施設やその他の資源が利用可能である。機関の資源の使用が、機関のミッションとの関連において効果的で効率的であるかどうか、継続的なアウトカム評価の一部として分析される。」

##### 基準 4：リーダーシップとガバナンス

「機関のガバナンスのシステムは、政策の立案と意思決定における、機関の関係者の役割をはっきりと定義している。ガバナンスの構造は、常設の運営団体を含むものであり、その団体は、機関の使命に合致するように、機関のインテグリティを確かなものにし、政策

<sup>28</sup> Middle States Commission on Higher Education, *Characteristics of EXCELLENCE in Higher Education: Eligibility Requirements and Standards for Accreditation*, 12th Edition, 2006

や資源配分の責任を果たすために、十分な自律性を備えたものである必要がある。」

基準 5：管理

「機関の管理の構造やサービスは学習や研究・学問を手助けし、質の向上を助長し、機関の組織やガバナンスを支援する。」

基準 6：インテグリティ

「プログラムと、その他活動において、機関は、倫理基準と、機関自身が設定した政策を遵守し、学問と知性の自由に対する支援を提供する。」

基準 7：機関の評価

「機関は、ミッションと目標、アクレディテーションの基準を達成しているかどうかについて、全般的な効果を評価するアセスメントプロセスを実行している。」

教育上の効果 (Educational Effectiveness)

基準 8：学生の入学と維持 (retention)

「機関は、その関心、目標や能力が、機関のミッションに合致するような学生を入学させ、学生が自らの教育上の目標を追求し、学生が進級できるよう努める。」

基準 9：学生支援サービス

「機関は、各々の学生が、学生にとっての機関の目標を達成することを可能にするため、学生支援サービスを提供する。」

基準 10：教員

「機関のインストラクション、研究、サービスプログラムは、資格のある専門家によって、作成され、モニターされ、支援されている。」

基準 11：教育の提供

「機関の教育の提供は、学問的な内容、厳格さ、一貫性において、高等教育のミッションに相応しいものである。機関は、教育を提供する上で、学生の学習目標と目的を同定する。」

基準 12：一般教育

「機関のカリキュラムは、学生が、カレッジレベルにおける一般教育と重要なスキルに通じるように設計されている。少なくとも、口頭と文書でのコミュニケーション、科学的・数想的思考、批判的分析と思考、技術的なコンピテンシーを含むものである。」

基準 13：関連する教育活動

「機関のプログラムや活動は、その内容、場所、伝達方法、スポンサーシップにおいて、適切な基準を満たすものである。」

基準 14：学生の学習のアセスメント

「学生の学習のアセスメントは、卒業の時点、あるいは他の適切な時点において、知識、スキル、コンピテンスを持つことを示している。それは、機関や高等教育の目標に合致している。」

レビューのプロセスは、「西部大学基準協会」と基本的に同じである。大学が自己研究報告書 (self study report) を作成する。評価者が self study report に基づき評価をする (大学の訪問を含む)。最初の認証から 5 年後に再度評価をし、その後は 10 年毎に評価を行う。定期的レビュー報告書 (Periodic Review Report (PRR)) が、最初の認証から 5 年後と、10 年後との評価の 5 年後に作成される。それは評価において指摘された事項に対して大学がどのように対応しているかを評価するものである。

## 現地インタビュー調査内容（中部地区基準協会（Middle States Association of Colleges and Schools (MSA)））

2009年5月12日に中部地区基準協会の Vice President の一人にインタビューを実施した。

1. MSCHE の Commission、Commissioner や Executive Committee はどのような役割を果たしているのか。どのように選任されるのか。

Commission は決定を行う。Commission の会合は年に3回開催される。Commission のメンバーが Commissioner であり、25～28人のメンバーがいる。会合では、スタッフの勧告（recommendation）を変更することが可能であり、変更した決定がすることが実際にある。我々スタッフは recommendation を行うだけである。

例えば、評価者によって、2つの大学について財政的な問題がある時に、異なる基準で recommendation がなされる場合がある。両方を見て公平な判断であるかどうかの議論が行われる。公平ではないと判断されれば、別の決定が行われるだろう。

Commissioner は MSCHE の会員である大学の学長（President）や副学長であり、その他に Public のメンバーもいる。Public のメンバーが選ばれるのは連邦政府の規則に従うためである。ノミネーションに基づきメンバーは選出される。

皆が容易に同意できるようなアジェンダであれば、議論にはあまり時間はかからずに決定がされるが、深刻なアクションが必要な場合には議論になる。どのくらいの審議の時間がかかるのかは問題の性質による。メンバーの議論の間には、スタッフは静かに同席して聞いている。スタッフが発言するのは通常は説明を求められた場合のみである。

Executive Committee は Commission よりも小さなグループであり、1月に1回集まり、認証の決定についてではなく、管理的な事項についての審議を行う。

2. スタッフは、ウェブサイトでは、Executive Office が3人、Institutional field relations が7人、Accreditation & Volunteer service が3人、Planning & Policy が1人、Finance & Administration が3人、Events & Training が2人、Communication & Public relations が1人、合計で20人いた。それぞれ、どのような役割なのか。

Institutional field relations はみな Vice Presidents である。全員で、地域の530の大学とカレッジの認証を分担して担当している。大学とのリエゾンとして機能している。スタッフである我々は、評価チームにおける判断が厳し過ぎたり、緩過ぎたりしないようにバランスがある判断になるように気を付けている。

また、Volunteer service のスタッフは、volunteer（認証に参加する評価者）の調整を担当している。認証評価の評価者は、大学関係者などのボランティアによって勤められている。

3. スタッフはどのようにリクルートされるのか。バックグラウンドはどのような人が多いのか。長期的に契約されるのか。

認証を担当しているスタッフ（Vice Presidents）のバックグラウンドは、PhD を持ってい

ることや、大学の管理部門での顕著な経験を持っている。Dean や Deputy Dean、Associate Dean などのポストである。学問の専攻は様々であり、ビジネス、心理学、宗教学、教育学などである。一番重要なのは、大学において、リーダーシップを取るポジションでの勤務経験があることである。大学がどのように運営されているのかについて幅広い知見が必要である。2 番目に重要なのは、認証のプロセスについての経験がある必要がある。約 10 年以上の大学での経験、そのうちの約 5 年以上はシニアなレベルでの経験が必要である。

スタッフは permanent employee (永続雇用) であり、契約に基づく有期の雇用ではない。ただ、今のスタッフで 5 年以上勤めている人はいない。2 人は 1 年以下である。

4. スタッフは何校程度を担当しているのか。担当は大学のタイプ等によって割り振られるのか。日常的にはどのようなリエゾン業務があるのか。毎年、何件程度のレビューが発生するのか。

プエルトリコの大学を担当するためには、スペイン語ができる必要があるが例外であるが、スタッフは様々なタイプの大学を担当するようにしている。地域的にも特定の州ではなく様々な州の大学を担当する。

私は 45 の大学とカレッジを担当している。他の Vice Presidents は、50~58 の大学・カレッジを担当している。私自身は大学の認証関係者のトレーニングについても責任を持っているので、担当数が他のスタッフよりも少ない。

様々な種類の仕事がある。大学を訪問することもあるし、毎日 80 件程度の e-mail のやり取りがある。最初の年には、自分が担当している大学のファイルは 95% が更新されていた。95% の大学においては、認証に関連してコンタクトや動きがあったということだ。大学からはいろいろな質問が来る。10 年ごとに認証があるが、そのプロセスについての質問が多い。また、5 年ごとに review もあり、それについての質問が多い時もある。ある年において、認証や review をしているのは地域の 530 校の中では約 20% であり約 100 校である。

それ以外にも新しいこととして、新しい場所での新プログラムの設置や、新しい学位ができる場合がある。新プログラムや新学位の設置を含めて尋ねるために、カレッジに対しては毎年サーベイをしている。

5. 評価者 evaluators は何人ぐらいいるのか。リクルートはどのようにしているのか。任期はあるのか。

Volunteer のデータベースがある。Volunteer Coordinator が管理している。Volunteer のリクルートについては誰か 1 人に責任がある訳ではなく、Vice President が大学などを訪問した時には適宜適当な人がいるか照会している。

何人データベースに入っているかは不明であるが、約 2,000 名である。ただ、Update は全てしている訳ではないので、活動していない人なども含まれている可能性がある。データベースにはいろいろなデータが入っている。学位の専門分野やこれまでの経験などである。

6. 評価者の経歴等、評価 team の構成、評価者の役割分担はどのようなものか。

Volunteer は大学で働いている教員か管理者である必要がある。必ずしも tenured (終身雇用) の教員である必要はない。Chairman は、Vice President が決める。その他のメンバーの選択の方法は決まったやり方がある訳ではない。Vice President が決める時もあれば、Volunteer service 担当者が調整をすることもある。

Chairman については、peer institution (似た大学) から選ばれる。例えば、Vassar College のような私立のリベラルアーツカレッジについては、そのようなカレッジからであり、公立の都市型の大学については同じような大学から選ばれる。Chairman は、Provost や President をしている人やしたことがある人が選ばれる。原則として、他の州の大学であるが、ペンシルバニア州やニューヨーク州はとても大きいので、同じ州からも選ばれる。Conflict of interest (利益相反) がなければいい。

他のチームのメンバーは、財政の専門家、アセスメント専門家などである。2 人は対象の大学の学問分野についての専門家が選ばれる。また、学生の retention (退学者を減らすこと) が問題になっている場合には retention の専門家が入るなどケースバイケースである。

Vice President はトレーニングを提供している。1 日のセッションであり、ホテルなどで行う。スタッフはプレゼンテーションをし、また、スタッフが材料を提供してグループに分かれて議論をしてもらう。100~150 人ぐらいが参加し、旅費は支払う。3 年ごとに新しい volunteer の人たちを訓練している。

評価者になることについて普通は価値のある経験と肯定的に捉えられている。Volunteer は他者に貢献しようとする人たちである。スタッフからも支援をしている。ただ、大学によっては認証のプロセスについて良く思っていないところもあり、そのような大学においては、大学教員が volunteer になることに対して支援もないだろう。

Volunteer は大学教育の質の改善に貢献することが出来る。また、評価においてアイデアがあれば、自分の機関を良くすることにも役に立つだろう。そういったことが、volunteer になることのインセンティブなのではないか。

Vice President は評価チームには加わらない。米国の認証機関の中には、スタッフも加わるところがあるが、この機関ではそうしてはいない。スタッフはチームメンバーが基準を正しく解釈し、プロセスを理解するようにフォローをする。スタッフは大学やプロセスについて非常によく知っているので、チームメンバーが敬意を払い過ぎになる。スタッフはチームが大学を訪問している間の 3 日間には特に何もしない。質問がある場合には答える。チームの評価は、緩過ぎることも厳し過ぎることもある。同じ基準で判断するようことを保証することはスタッフにとって重要である。

7. 基準は、institutional context (ミッション・目標、計画・資源配分・制度更新、資源、リーダーシップとガバナンス、管理、インテグリティ、評価)、と educational effectiveness (学生の入学と維持、学生の支援サービス、教員、教育の提供、一般教育、関連教育活動、学生の学習のアセスメント) から構成される。この中では何が特に重視されるのか。全て

において、最低ラインをクリアしていればいいのか。

それは議論のあるところである。認証においては、14の基準の全てが等しく重要であることは確かである。それらのうちでひとつでも満たしていなければ認証を失うことになる。教育の質を評価する上ではより重要な基準とそうではない基準はあるが、現在の基準はそのような評価の構造にはなっていない。

この中で、大学にとって、達成するのが難しい基準は「学生の学習のアセスメント」である。その理由は新しい基準だからである。アセスメントについては数十年以上議論はしてきているが、実際に基準として採用されているのはここ10年のことである。大学も学生の学習のアウトカムについてはデータを収集することなくこれまでずっと運営してきた。しかし、この基準を満たすためには、大学は学生の学習アウトカムのデータを計測している必要がある。

8. 学生のラーニングアウトカムについての評価が最近認証において重視されているが、何が期待されているのか。

この10年でアウトカムが重要視されるようになったのは、1998年に連邦政府の法律（Higher Education Act）が改正されて、学習のアウトカムの計測が求められるようになったことである。

2つ目の理由は、国際的にも教育関係者の learning-centered education（学習中心の教育）の考え方が主流になってきたことである。アウトカムのアセスメントを行い、それを teaching にも反映させることで質の良い教育を提供するという考え方である。

アセスメントの方法については、私たちは、5つのルールがあるだけである。

①アセスメントの結果を teaching の改善のために使っていること。②アセスメントのデータが学生の学習に関する重要な目標に対して結びついていること。③Direct evidence（直接的な証拠）が必要なこと。すなわち、学生に作文がどれだけできるようになったかについてアンケート調査するだけではだめで、実際に作文を評価している必要がある。④複数のエビデンスがあること。⑤最後に、Sustaining process（維持可能なプロセス）である必要がある。

大学は、これらの5つのルールを満たしていればどのようなアセスメントをしても良い。アセスメントの導入によって、学生の learning は増加しているのではないかと思う。大学はまだ全ての学部においてアセスメントを導入してはおらず、一部の学部について先行的に導入している。また、データは長期的には収集されてはいないのでどれだけ learning が増加したかを示すことは難しい。ただ、アセスメントの導入によって起こった大学の teaching の変化から、それが学生の learning の増加に結びついていることについては確信がある。

9. 今の基準は、2006年に出ているが、前回の版とは何が違うのか。

基準の決定は長いプロセスである。基準の決定は Commission が行う。私たちは、他の認証機関の基準を調べて、政府の規制を調べ、そして、基準案を作成して、会員の大学からコ

メントを求めた。また、企業や学生メンバーのサーベイを行った。改正は、数年はかかる作業である。

前回の改正は 2002 年に行った。7~10 年ごとに改正を行っている。この時には全面的に書き改めた。アウトカムを重視するように改正したからである。基準案は我々スタッフと Commission が作成した。また、1 年か 2 年ぐらいで見直す必要があるだろう。しかし、2002 年とは違って全面的な改正は必要ではない。今は 14 個の基準があるが、8 個から 9 個程度に少なくした方がいいかも知れない。例えば、今の基準では **academic program** と **learning assessment** は分かれているが統合する必要があるかも知れない。

10. MSCHE における基準は他の地域認証機関とは異なる特色はあるか。

全米では 7 つの地域認証機関がある。カルフォルニア州には、コミュニティカレッジを対象とする機関と、大学を対象とする機関の 2 つがある。7 人の **President** がいて、彼らの間の交流があり、2 年置きに 7 つの機関のシニアなスタッフの間での交流のための会合がある。

これらの機関の基準は異なっている。しかし、数年前にアセスメントについてどのような記述があるか調べてみた時には、どの機関の基準も似ていることに驚いた。どの機関もアセスメントの必要性について述べており、また、アセスメントと教育目的とのリンク、教員参加、アセスメントの結果の利用について強調されていた。ただ、異なっていたのは、全ての機関の基準は、一般教育については述べていたが、いくつかの機関の基準においてのみ、具体的なコンテンツの分野やスキルの内容について述べられていた。

他の機関の基準を見てみると、**too specific** (細か過ぎる) な基準の機関がある。例えば、ニューヨーク州にはいろいろな大学がある。**New York** 大学などの大きな大学もあるし小さな大学もある。大規模な大学の認証もするし、小さな **Art school** や宗教学校の認証もしている。**Too specific** な基準であることはできない。また、社会の流れは **outcome** を重視する方向であるが、基準において、**Input** に重点が置かれ過ぎていることもある。

11. ニューヨーク州などの州の教育省とはどのような関係があるのか。

**Volunteer** が大学を訪問する時に、州教育省の職員と一緒に行くことはある。**Stay in touch** () にはしているが、正式な関係がある訳ではない。

12. WSCHE は、Delaware, the District of Columbia, Maryland, New Jersey, New York, Pennsylvania 州を担当しているが、これらの州において、大学の質保証システムについてはどのような相違があるのか。特に、ニューヨーク州ではどうか。また、それが認証機関の認証方法に影響するのか。

Delaware 州は小さい。そこでは **Middle States Commission** で認証されれば、大学の運営をすることができることとなっている。それに対して、NY 州は大きい。NY 州自体が連邦政府から認証機関として認められている。州自体が自分の基準を持っている。

ただし、州の法律は認証とはあまり関係がないので、州レベルの法律の違いが、認証の方法に影響を与えることはない。州レベルの法律の違いや、システムの違いについても常にフ



フォローしている訳ではない。大学が、州の規制において問題が発生している時には、私たちに知らせる。

13. 連邦政府とはどのような関係にあるのか。教育における連邦政府の役割は限定されているが、そのことによる弊害はないのか。

Washington D.C.は、連邦政府が管轄を持っているので関係があるが、それ以外の州については連邦政府とは関係がない。ただ、連邦法である **Higher Education Act** があり、認証機関から認証を受けていることが所属の学生が奨学金を受けるために必要である。

14. MSCHE による、大学へのセミナー活動は頻繁に実施されているのか。大学関係者からの要請があるのか。関係者の熱心な参加があるのか。

トレーニングのプログラムやワークショップを開催している。大学からのニーズが何かについてのフィードバックに基づいて行われる。中でも、最近ではアセスメントは最重要な課題となっている。1回のトレーニングのプログラムで、80~100人が参加する。

15. 大学組織の質保証についての努力を引き出すには苦労はあるのか。

一概に言うことはできないが、殆どの大学においては、認証プロセスにおいて協力的である。一部の大学では、リーダーシップに問題がある場合に、問題が見られることがある。

16. 大学においては、質保証はどのような体制で実施されていることが多いのか。どのようなことをしている大学が **self study** の実効や、その質保証への反映などにおいて、うまくいっていると観察するか。

システムは1つではない。90人の学生の大学もあるし、ニューヨーク大学のように大規模な大学もあり、それぞれ望ましい体制は異なるだろう。重要なのは **culture** である。**Commitment to quality improvement** があることが重要である。計画や意思決定においてエビデンスを重視することも重要である。

17. 専門分野の認証機関と地域認証機関はそれぞれどのような面で業務を補完しているのか。

率直に言って、それぞれは補完的に仕事をしているというよりも、独立してやっている。大学の中には、専門的な認証機関と、地域的な認証機関からの質保証についての期待が異なり、全てを満たすことが困難であることに対して、フラストレーションを感じているところもある。

18. 一般的に、大学教育の質について米国において最近変化は見られているか。

過去5、6年の間で大学教育の質が良くなっているかどうかについてのデータはまだない。10年ぐらい経てばそれをきちんと評価できるデータが集まってくるだろう。

## 2-2 学位プログラム

学位プログラムについては、以下の項目を中心に調査を行う。

- 学位プログラムに関する学内の管理運営の実態
- 教育課程の編成及びその責任体制、成績評価、教員組織、学生の学修支援の取組等の実

態

- 学位プログラムと認証評価（分野別含む）との関係
  - ▶ 調査対象大学のホームページを利用して調査し、必要に応じて翻訳・要約作成等の作業を行う
- 下表に示すように、1. 学位プログラムの枠組み、2. 学位プログラムの実施に係る教育課程、3. 学位プログラムの実施体制、4. 学位プログラムの実施に係る質保証の仕組みのそれぞれについて調査する。<sup>29</sup>

表 2-3 調査項目と内容

調査項目	内 容
1. 学位プログラムの枠組み	<ul style="list-style-type: none"><li>● 学位プログラムの種類、分野及び範囲</li><li>● 教育研究の基本組織（学部、研究科、学科等）との関係</li></ul>
2. 学位プログラムの実施に係る教育課程	<ul style="list-style-type: none"><li>● 教育課程の編成方針、編成方法、教育課程の管理及び具体的な教育内容</li><li>● 各学問分野の教育到達目標、標準的なカリキュラムや教材等の在り方</li><li>● 成績評価、単位認定、卒業認定、修了要件や修業年限の在り方</li><li>● 入学者選抜の在り方</li></ul>
3. 学位プログラムの実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>● 教員組織の在り方</li><li>● 教員の教育活動や勤務時間管理の在り方</li><li>● 教授会の在り方や権限</li><li>● 学生の所属及び学生の履修支援等の在り方</li><li>● 教育課程のガバナンス体制や学生に対する教育の責任</li></ul>
4. 学位プログラムの実施に係る質保証の仕組み	<ul style="list-style-type: none"><li>● 設置基準の在り方</li><li>● 設置認可の在り</li><li>● 学位プログラムと分野別認証評価との関係</li></ul>

カルフォルニア州については、上位の州立大学であるカルフォルニア大学のロサンゼルス校（University of California, Los Angeles）、中位の州立大学であるカリフォルニア州立大学のノースリッジ校（California State University, Northridge）とこれらの州立大学よりも規模の小さい私立のリベラルアーツ大学であるポモナ・カレッジ（Pomona College）を調査する。

ニューヨーク州については、特色のあるプログラムを提供し、移民を含むニューヨークの多様な若者に高等教育の扉を開いている公立大学であるニューヨーク市立大学（City University of New York）のニューヨークシティカレッジ、私立大学のニューヨーク大学（New York University）と私立のリベラルアーツカレッジであるバサーカレッジ（Vassar College）を対象とする。

それぞれの大学の概要を表 2-4 に示す。

<sup>29</sup> 館昭、改めて「大学制度とは何か」を問う、東信堂、2007年7月。第3章「そもそも教員組織とは」の分析整理の方法を参考にする。

表 2-4 調査対象の大学の比較

名前	タイプ	学生数 (FTE)	教員数	学部等組織	学位
カルフォルニア大学ロサンゼルス校	州立総合	学士 25,000 人 大学院 11,000 人	4,016 人	1 つのカレッジと 11 のスクール	125 の学士、90 の修士、110 の博士の学位
カルフォルニア州立大学ノースリッジ校	州立 (博士なし)	学士 24,500 人 修士 3,800 人	4,000 人	8 つのカレッジ	64 の学士の学位、52 の修士の学位
ポモナ・カレッジ	私立リベラルアーツ	1,520 人	178 人	1 つのカレッジ	45 の majors (natural sciences, humanities, social sciences と fine arts の分野)
ニューヨーク市立大学ニューヨークシティカレッジ	市立総合	約 23 万人 (学位プログラムのみ、head count)	6,100 人	11 のシニアカレッジ、6 つのコミュニティカレッジ、7 つのスクール	760 以上の program が提供
ニューヨーク大学	私立総合	約 5 万人	6,755 人	14 のスクール & カレッジ	
バサールカレッジ (Vassar College)	私立リベラルアーツ	2,450 人	290 人	27 の Department 等	50 以上の Major で A.B. を授与

## 2-2-1 カルフォルニア州

### (1) カルフォルニア大学ロサンゼルス校

#### (University of California, Los Angeles (UCLA))

10 校あるカルフォルニア大学の 1 つであり (2-1-2 (1)参照)、1919 年に設立された。ロサンゼルスにキャンパスがある。教員は 4,016 人 (teaching 担当教員のみ)、26,928 人の学士学生、11,548 人の大学院学生がおり (2007 年)、大規模な公立大学である。ノーベル賞受賞者が過去 5 名おり (化学部門 3 人、物理部門 1 人、生理学・医学部門 1 人) おり、全米でもトップレベルの研究成果を上げている大学である。また、卒業生でノーベル賞を受賞された人もこれまでに 5 人おり、トップクラスの学生が学んでいる。<sup>30</sup>

#### a. 学位プログラムの枠組み

##### 学位プログラムの種類、分野及び範囲

UCLA では最初の学士の学位は 1923 年に授与された。修士の学位については 1934 年、博士

<sup>30</sup> UCLA ウェブサイト、URL: <http://www.ucla.edu/about.html>

の学位は 1938 年である。現在では、125 個のプログラムにおいて学士 (Bachelor) の学位が授与されている。学士の学位のタイトルは、Bachelor of Science (B.S.) または Bachelor of Arts (B.A.) である。分野については次節で説明する。

修士 (master) の学位は 90 分野、プロフェッショナルまたは博士 (doctoral) の学位は 110 分野のプログラムにおいて学位を授与している。<sup>31</sup>

#### 教育研究の基本組織との関係

UCLA には、1 つのカレッジと 11 のスクールが設置されている。カレッジ (College of Letters and Sciences) は、人文 (Humanities)、生命科学 (Life Sciences)、物理科学 (Physical Sciences)、社会科学 (Social Sciences)、学部教育 (Undergraduate Education) の 5 つの部門 (Division) から構成されており、その下に Division の学部分野に関連する Department が置かれている。スクールにおいても Department が設置されている。

学士の学位は、カレッジに加え、エンジニアリング・応用科学スクール (Henry Samueli School of Engineering and Applied Science)、芸術・建築スクール (School of the Arts and Architecture)、看護スクール (School of Nursing)、演劇・映画・テレビスクール (School of Theater, Film, and Television) の 4 つのスクールで授与されている。それぞれのカレッジ、スクールで授与される学位の種類と数は以下の通りであり、表 2-5 にカレッジ、スクールで授与される学位の種類と名称を詳しく示す。

- College of Letters and Science (76 種類の B.A. と 33 種類の B.S. を授与)
- Henry Samueli School of Engineering and Applied Science (9 種類の B.S. を授与)
- School of the Arts and Architecture (7 種類の B.A. を授与)
- School of Nursing (1 種類の B.S. を授与)
- School of Theater, Film, and Television (2 種類の B.A. を授与)

学位プログラムと Department のレベルで対応が付くプログラムがほとんどであるが、Interdepartmental program では (Study of Religion Interdepartmental Program や Computational and Systems Biology Interdepartmental Program など)、複数のデパートメントが共同して学位プログラムを提供している。

ちなみに、メディカルスクール (David Geffen School of Medicine)、教育・情報研究グラデュエートスクール (Graduate School of Education and Information Studies)、マネジメント・グラデュエートスクール (John E. Anderson Graduate School of Management)、歯学スクール (School of Dentistry)、ロースクール (School of Law)、公共政策スクール (School of Public Affairs)、公衆衛生スクール (School of Public Health) の 7 つのスクールにおいては、学士の学位を出していない。

---

<sup>31</sup> UCLA, *General Catalogue 2008-2009*

表 2-5 カルフォルニア大学ロサンゼルス校で授与される学士の学位の種類

カレッジまたはスクール名	Division(カレッジの場合)	デパートメント名	学位プログラム名称
College of Letters and Sciences (76種類のB.A.と 33種類のB.S.)	Humanities	Art History Department	Art History B.A.
		Asian Languages and Cultures Department	Asian Humanities B.A. Asian Religions B.A. Chinese B.A. Japanese B.A. Korean B.A.
		Classics Department	Classical Civilization B.A. Greek B.A. Greek and Latin B.A. Latin B.A.,
		Comparative Literature Department	Comparative Literature B.A.
		English Department	American Literature and Culture B.A. English B.A.
		French and Francophone Studies Department	French B.A. French and Linguistics B.A.
		Germanic Languages Department	German B.A. Scandinavian Languages B.A.
		Italian Department	Italian B.A. Italian and Special Fields B.A.
		Linguistics Department	African Languages B.A. Linguistics B.A. Linguistics and Anthropology B.A. Linguistics and Asian Languages and Cultures B.A. Linguistics and Computer Science B.A. Linguistics and English B.A. Linguistics and French B.A. Linguistics and Italian B.A. Linguistics and Philosophy B.A. Linguistics and Psychology B.A. Linguistics and Scandinavian Languages B.A. Linguistics and Spanish B.A.
		Musicology Department	Music History B.A.
		Near Eastern Languages and Cultures Department	Ancient Near Eastern Civilizations B.A. Arabic B.A. Hebrew B.A. Iranian Studies B.A. Jewish Studies B.A.
		Philosophy Department	Philosophy B.A.
		Slavic Languages and Literatures Department	Central and East European Languages and Cultures B.A. Russian Language and Literature B.A. Russian Studies B.A.

		Spanish and Portuguese Department	Portuguese B.A. Spanish B.A. Spanish and Community and Culture B.A. Spanish and Linguistics B.A. Spanish and Portuguese B.A.
		<i>Study of Religion Interdepartmental Program</i>	Study of Religion B.A.
	Life Science	Ecology and Evolutionary Biology Department	Biology B.S. Ecology, Behavior, and Evolution B.S. Marine Biology B.S.
		Microbiology, Immunology, and Molecular Genetics Department	Microbiology, Immunology, and Molecular Genetics B.S.
		Molecular, Cell, and Developmental Biology Department	Molecular, Cell, and Developmental Biology B.S.
		Physiological Science Department	Physiological Science B.S.
		Psychology Department	Cognitive Science B.S. Psychobiology B.S. Psychology B.A.
		<i>Computational and Systems Biology Interdepartmental Program</i>	Computational and Systems Biology B.S.
		<i>Neuroscience Interdepartmental Program</i>	Neuroscience B.S.
	Physical sciences	Atmospheric and Oceanic Sciences Department	Atmospheric, Oceanic, and Environmental Sciences B.S.
		Chemistry and Biochemistry Department	Biochemistry B.S. Chemistry B.S. General Chemistry B.S.
		Earth and Space Sciences Department	Earth and Environmental Science B.A. Geology B.S. Geology/Engineering Geology B.S. Geology/Paleobiology B.S. Geophysics/Applied Geophysics B.S. Geophysics/Geophysics and Space Physics B.S.
		Institute of the Environment, Center for Interdisciplinary Instruction	Environmental Science B.S.
		Mathematics Department	Applied Mathematics B.S. Mathematics B.S. Mathematics/Applied Science B.S. Mathematics for Teaching B.S. Mathematics of Computation B.S.
		Physics and Astronomy Department	Astrophysics B.S. Biophysics B.S. Physics B.A., B.S.
		Statistics Department	Statistics B.S.

		<i>Chemistry/Materials Science Interdepartmental Program</i>	Chemistry/Materials Science B.S.
		<i>Mathematics/Atmospheric and Oceanic Sciences Interdepartmental Program</i>	Mathematics/Atmospheric and Oceanic Sciences B.S.
Social sciences	Anthropology Department		Anthropology B.A., B.S.
	Asian American Studies Department		Asian American Studies B.A.
	Chicana and Chicano Studies Department, Cesar E. Chavez		Chicana and Chicano Studies B.A.
	Communication Studies Department		Communication Studies B.A.
	Economics Department		Business Economics B.A. Economics B.A. Economics/International Area Studies B.A.
	Geography Department		Geography B.A. Geography/Environmental Studies B.A.
	History Department		History B.A.
	Political Science Department		Political Science B.A.
	Sociology Department		Sociology B.A.
	Women's Studies Department		Women's Studies B.A.
	<i>Afro-American Studies Interdepartmental Program</i>		Afro-American Studies B.A.
	<i>American Indian Studies Interdepartmental Program</i>		American Indian Studies B.A.
	<i>East Asian Studies Interdepartmental Program</i>		East Asian Studies B.A.
	<i>European Studies Interdepartmental Program</i>		European Studies B.A.
	<i>Global Studies Interdepartmental Program</i>		Global Studies B.A.
	<i>History/Art History Interdepartmental Program</i>		History/Art History B.A.
	<i>International Development Studies Interdepartmental Program</i>		International Development Studies B.A.
	<i>Latin American Studies Interdepartmental Program</i>		Latin American Studies B.A.
	<i>Middle Eastern and</i>		Middle Eastern and North African

		<i>North African Studies Interdepartmental Program</i>	Studies B.A.
		<i>Southeast Asian Studies Interdepartmental Program</i>	Southeast Asian Studies B.A.
	その他、共通	<i>Individual Field of Concentration</i>	Individual Field of Concentration B.A.
		<i>Mathematics/Economics Interdepartmental Program</i>	Mathematics/Economics B.S.
Henry Samueli School of Engineering and Applied Science (9種類のB.S.)	Bioengineering Department	Bioengineering B.S.	
	Chemical and Biomolecular Engineering Department	Chemical Engineering B.S.	
	Civil and Environmental Engineering Department	Civil Engineering B.S.	
	Computer Science Department	Computer Science B.S. Computer Science and Engineering B.S.	
	Electrical Engineering Department	Electrical Engineering B.S.	
	Materials Science and Engineering Department	Materials Engineering B.S.	
	Mechanical and Aerospace Engineering Department	Aerospace Engineering B.S. Mechanical Engineering B.S.	
	School of the Arts and Architecture (7種類のB.A.)	Architecture and Urban Design Department	Architectural Studies B.A.
Art Department	Art B.A.		
Design   Media Arts Department	Design   Media Arts B.A.		
Ethnomusicology Department	Ethnomusicology B.A.		
Individual Field of Concentration	Individual Field of Concentration B.A.		
Music Department	Music B.A.		
World Arts and Cultures Department	World Arts and Cultures B.A.		
School of Nursing (1種類のB.S.)	Nursing Department	Nursing B.S.	
School of Theater, Film, and Television (2種類のB.A.)	Film, Television, and Digital Media Department	Film and Television B.A.	
	Theater Department	Theater B.A.	



## b. 学位プログラムの実施に係る教育課程等<sup>32</sup>

### 教育課程の編成方針、教育課程の管理及び具体的な教育内容

入学した学生はまずカウンセリングを受け、個々の学生の関心やキャリア上の目的を満足させるためにどのような専攻や科目を選択することができるのかについて考える。

College of Letters and Sciences の学生は、専攻分野 (major) の宣言 (declaring a major) は3年生の初めまで (90 ユニット取った時点) に行わなければならないが、スクールによっては入学の時点で専攻分野を決めることが必要な場合もある。専攻分野を宣言する時には、「専攻分野宣言請願書」 (Petition to Declare a Major) を専攻分野が所属するカレッジかスクールのオフィスに提出する。カレッジの学生は専攻分野を宣言しないでも1年生、2年生の間に Pre-major の学生として専攻分野の科目に登録することは可能である。専攻分野によって、1年生、2年生の間に受講する科目に対する要求事項が異なるため、学生は、pre-major の間にも、どの major を選択するかを考えて科目を選択することが必要になる。そのため、カレッジには、カウンセラーがおり、1年生の学生の科目選択や、学生の関心に合うどのような major があるかなどをアドバイスしている。その後、専攻分野を変更することを希望する場合には、「専攻分野変更請願書」 (Petition for Change of Major) を提出する。ただし、専攻分野のカレッジまたはスクールと学部 (Department) の承認が必要である。

学生が4年間で卒業するためには、1年間に45 ユニット履修することが必要である。quarter 制で1年に3学期あるので1学期に15 ユニットである。1学期5 ユニットの科目 (course) であれば、1学期に3科目受講することになる。4年間では合計180 ユニットになる。各々のカレッジとスクールは最低限の進歩 (minimum progress) についての規定を設けている。学生は、最低限の進歩を示す必要がある。

### 各学問分野の教育到達目標、標準的なカリキュラムや教材等の在り方<sup>33</sup>

具体的に説明するために、カレッジにおいて、経済学を専攻分野として学士学位 (Economics B.A.) を取得することを例として説明する。Economics B.A. は Economics Department (経済学部) で提供されている学位プログラムである。Economics Department は College of Letters and Sciences の Social Sciences Division (社会科学部門) に属している。この Department では、他には Business Economics B.A. (ビジネス経済学)、Economics/International Area Studies B.A. (経済学・国際分野研究)、Mathematics/Economics B.S. (数学・経済学) の学位があり、Minor として、Minor in Accounting (会計学副専攻) がある。

教育の範囲と目標 (Scope and objectives) の概要は以下の通りである。<sup>34</sup>

<sup>32</sup> UCLA General Catalog 2008-2009, Degrees

<sup>33</sup> UCLA Economics ウェブサイト、URL: <http://www.econ.ucla.edu/undergraduate/majors/econ.html>

<sup>34</sup> UCLA General Catalog 2009-2010, p.281

- 経済学の学士プログラムは、実証的・理論的な経済学へのアプローチについての徹底的な理解を得ることを目指す学生のためのものである。プログラムで特に強調されるのは、個人の間での利益の争いを解決し、希少資源を使って実施する生産活動を調整するための経済原則についてである。
- 学生は、カリキュラムを通じて、応用的な問題を考えるために必要となる、理論的・技術的な能力を十分に身に付ける。学士プログラムは、社会・経済現象に関する分析の訓練を提供するとともに、経済学・法律・マネジメント・公共経営・ジャーナリズム・社会福祉・建築地域開発・教育の大学院教育を受けるための理論的なバックグラウンドを提供する。

なお、教材については、教材に関する知的所有権についての方針が UC システムレベルで決定されている。<sup>35</sup>

#### 成績評価、単位認定、卒業認定、修了要件や修業要件や修業年限の在り方

学位を授与されるためには、大学からの要求事項、カレッジまたはスクールからの要求事項、学部の要求事項の3つを満たすことが必要である。大学の要求事項は2つある。1つ目は、エントリーレベルの作文 (Entry-Level Writing) または第2外国語としての英語 (English as a Second Language) である。2番目は、アメリカの歴史・制度 (American History and Institutions) である。エントリーレベルの作文については、College Board Advanced Placement Tests in English で3~5のスコアを取るなどの方法で、入学前または1年生の間に必要なレベルにあることを示すことが必要である。これが出来ない場合には、適当なレベルの英作文 (English Composition) のコースを受講し、C以上の成績を取ることが必要である。「アメリカの歴史・制度」については、アメリカの歴史についての高校での1年以上の科目でB以上の成績を取っていることや、大学での関連する科目を受講しC以上の成績を取ることが求められている。ただし、この要求は米国民に対してのみ適用されており、留学生については必要な手続きを取ればこの要求は免除される。

カレッジまたはスクールの要求事項はそれぞれ異なるが、基本的に以下の4点である。

- 卒業するために必要なユニットの合計
- 最低の GPA の点数
- UCLA のキャンパスで過ごすべき最低の期間
- 一般教育科目、作文科目、外国語科目、コア科目を含む、学位を取得するために受講すべき科目

学部の要求事項は以下の2点である。

- 専攻分野への準備 (preparation for the major) についての要求として、受講すべき下

<sup>35</sup> University of California, *Policy on Ownership of Course Materials*, 2003.

位科目 (lower division courses)

- 専攻分野について受講すべき上位科目 (upper division courses)

160 ユニット (エンジニアリングの学生は 172 ユニット) を取った時点で、学生は卒業をする学期がいつになるかを URSA (University Record System Access : 大学の履修管理システム) を通じて届け出る必要がある。届出の締め切りは学期の第 2 週の金曜日である。これを超えた場合には、卒業は次の学期として記録される。エンジニア以外のカレッジとスクールにおいて卒業に必要なクレジットは上述のように最低で 180 ユニットである。エンジニアのスクール

(HSSEAS) において必要なユニットは専攻に応じて異なるが、180~200 ユニットである。なお、コミュニティカレッジから転校した場合には、クレジットのトランスファーは、最大で 105 クォーターユニット (70 セメスターユニット) が認められる。

卒業のためには、A、B、C、Pass のグレードを取ることが必要である。学生は少なくとも C (2.0) の平均を保つ必要がある。C の平均を保つことができなかった学生は、仮及第 (Academic probation) か退学 (Dismissal) になることがある。それぞれのカレッジやスクールはこれ以外の基準を設けることがある。GPA (Grade Point Average、成績の平均点 (A は 4 点、B は 3 点、C は 2 点、D は 1 点として計算)) が 1.5~1.99 の学生は仮及第になる。仮及第は、学生が 1 学期の間 C 平均を取り、全ての平均について C 平均になった時に終わる。2 学期の間に仮及第を終えることが出来なかった学生は退学になる。それも含めて以下の場合に退学になる。

- 1 学期の間の平均が 1.5 未満の場合
- 仮及第の間に、1 学期の間の平均が C(2.0)未満の場合
- 2 学期の間に、仮及第を終えることができなかった場合

「学位進歩レポート」 (Degree Progress Report (DPR)) で、卒業に向けての進歩をチェックすることができる。DPR は URSA を通じて入手可能である。学位監査者 (Degree auditor) は最後の学期にそれぞれの学生が卒業資格を満たしているかどうかチェックする。卒業の要件を満たしていない場合には学生はその旨の知らせを受ける。その場合には、学生は学位監査者と早急に話し合う必要がある。

ラテンオナー (Latin Honors (summa cum laude, magna cum laude, cum laude : 成績優秀者表彰)を受けるためには、90 個以上のレターグレード (pass 以外のグレード) を取っていることが必要である。それぞれの Latin Honor を受けるために必要な GPA については、クラススケジュール (Schedule of Classes) の学位ポリシー (Degree Policies) に説明されている。

経済学の学士学位を例に、具体的にみてみると、まず、学位を取るためには、カレッジの要求事項を満たす必要がある。College of Letters and Sciences における要求事項は 7 つあり、以下の通りである。

1. ユニットについての要求 : 卒業するためには 180 ユニットを取ること。そのうち、60

- ユニットは upper class division の科目であることが必要。
2. 成績についての要求：全ての科目で C 以上の成績で、major の科目についての GPA は 2.0 以上であること
  3. UCLA での取得ユニットについての要求：最後の 45 ユニットの UCLA で取得すること。最低 24 ユニットの upper class division の科目は UCLA で受講すること。
  4. 作文についての要求：Writing I と Writing II を受講し、C 以上の成績を取ること。
  5. 数量的論理 (quantitative reasoning) についての要求：統計学、数学などの学部の指定する科目を 1 つ受講し、C 以上の成績を取ること。
  6. 外国語についての要求：カレッジレベルの外国語のクラス (UCLA でレベル 3 以上の科目) を受講するか、指定した試験で能力があることを示すこと。
  7. 一般教育 (General education) の要求：以下の 3 つのグループの科目から、指定されたサブグループに属する科目を受講する。最低 10 科目で 48 ユニットを取ること。
    - Foundations of arts and sciences (文芸と科学の基礎)
      - Literacy and cultural analysis (文学と文化の分析) 1 科目
      - Philosophical and linguistic analysis (哲学と言語の分析) 1 科目
      - Visual and performance arts analysis (映像とパフォーマンスの分析) 1 科目
    - Foundations of society and culture (社会と文化の基礎)
      - Historical analysis (歴史の分析) 1 科目
      - Social analysis (社会の分析) 1 科目
      - 上のどちらかのサブグループからもう 1 つの科目
    - Foundations of scientific enquiry (科学的探究の基礎)
      - Life sciences (ライフサイエンス) 1 科目
      - Physical sciences (物理科学) 1 科目

これらのカレッジの要求事項を満たすとともに、学部 (department) である Economics Department の設定する要求を満たす必要がある。まず、Economics B.A. の pre-major の要求科目は以下の通りである。

- Economics 1
- Economics 2
- Economics 41
- Math 31A
- Math 31B
- Economics 11
- Any L&S Writing II Requirement

これらの科目を全て受講し、最低で 2.5 の GPA を取り、それぞれの科目の成績は全て C 以上であることが必要である。専攻分野の宣言は 72~137 ユニットの間に、宣言はいつでも行うことができる。

Major の要求科目は以下の通りである。Economics Elective (選択科目) は、upper class division の科目であり、少なくとも 3 つの field of economics (経済学の分野) から選択する必要がある。

- Economics 101
- Economics 102
- Economics Elective #1
- Economics Elective #2
- Economics Elective #3

- Economics Elective #4
- Economics Elective #5
- Economics Elective #6
- Economics Elective #7

これらの科目を全て受講し、最低で 2.0 の GPA を取り、Economics 101 と Economics 102 の成績は C 以上であることが必要である。

#### 入学者選抜の在り方

California Master Plan (1960 年に策定されたカリフォルニア州の高等教育計画) では、カリフォルニア大学に入学する学生はカリフォルニア州の高校の卒業生の上位 8 分の 1 (12.5%) の成績の学生であることが決められており、それが入学のための必要条件 (Entrance Requirements) である。ただし、それだけで UCLA に入学が可能となる訳ではなく以下のような複数の審査項目を総合的に判断して入学の可否は決定される。<sup>36</sup>

1. 高校における成績
2. 個人的な特質 (リーダーシップ、モチベーションなど)
3. キャンパスに対して期待される知的・文化的な貢献
4. 標準テストにおける点数 (SAT など)
5. 大学のアカデミックエンリッチメントプログラムでの達成度
6. その他の達成してきたこと (運動、芸術活動など)
7. 機会 (どんな機会があり、それをどう生かしたか)
8. チャレンジ (どんなチャレンジ (貧困など) に直面しそれにどう対処したか)

ちなみに、2009 年の UCLA への入学申請書は 55,000 件提出され、そのうち 90% は入学条件をクリアするものだった、すなわち上位 8 分の 1 の学生による申請だったが、入学を許可された学生は全体の 4 分の 1 だけだった。

また、College of Letters and Sciences においては入学時点において専攻分野は考慮されないが、それ以外のスクールにおいては入学する専攻分野に応じて、重視する項目が異なってくる。例えば、工学のスクールにおいては数学の能力が重視され、演劇のスクールにおいては特別の才能を示すことが重視される。

さらに、表 2-6 に示すように、入学は Freshman として 1 年生から入学する以外の方法として、カリフォルニア州のコミュニティカレッジの卒業生を中心にトランスファー (転校) の学生を数多く受け入れている。2006 年では、フレッシュマンとして 4,809 人、トランスファー学生として 3,286 人が入学している。州の Master Plan では Freshman と Transfer の比率は 2 対 1 にすべきことが規定されている。

---

<sup>36</sup> UCLA Undergraduate Admissions and Relations with Schools, *UCLA Freshman Selection Overview*, Fall 2010

表 2-6 UCLA の入学申請数と合格者、入学者数（フレッシュマン、トランスファー）

		Fall 2002	Fall 2003	Fall 2004	Fall 2005	Fall 2006
フレッシュマン	申請者数	43,443	44,994	43,199	42,227	47,317
	合格者数	10,566	10,591	9,949	11,361	12,189
		24%	24%	23%	27%	26%
トランスファー	申請者数	12,041	13,131	13,679	13,189	13,137
	合格者数	3,733	5,083	4,954	5,076	5,350
		31%	39%	36%	38%	41%
	入学者数	4,257	4,269	3,723	4,422	4,809
		40%	40%	37%	39%	39%
	入学者数	2,271	3,256	3,066	3,150	3,286
		61%	64%	62%	62%	61%

出典：UCLA Office of Analysis and Information Management, Required Data Exhibits:

Table 1.1 Admission Activities by Level

### c. 学位プログラムの実施体制等

#### 教員組織の在り方

表 2-7 に 2008 年現在の教員とスタッフの人数（雇用ランクと予算で分類）を示す。大学の通常予算（General Funds）で雇用されている教員は、2,711 人（FTE（フルタイム換算）では 2,418 人）であり、グラントなどの他の資金で雇用されている教員は 4,144 人（FTE では 2,792 人）である。Regular rank（教授、准教授）の教員は General Funds で雇用されている人の割合が高いが、それ以外の教員と研究担当の教員は他の資金で雇用されている人の割合が高くなっている。

教員以外のスタッフは、通常予算で 4,177 人（FTE で 3,390 人）、グラント等の資金で 24,554 人（FTE で 19,699 人）が雇用されている。このようにスタッフは General Funds ではなく、その他の資金で雇用されている人の割合がとても高い。

表 2-7 カルフォルニア大学ロサンゼルス校の教員・スタッフ

**Total Campus Personnel**  
November 2008

	General Funds (19900)			Other Funds (1)			Total Funds		
	Headcount	% of All Personnel	FTE	Headcount	% of All Personnel	FTE	Headcount	% of All Personnel	FTE
<b>ACADEMIC STAFF</b>									
Academic Administrators	76	0.19%	73.00	35	0.09%	29.78	111	0.27%	102.78
Reg Rank Teaching Faculty-Ladder	1,690	4.18%	1,676.31	126	0.31%	122.61	1,816	4.49%	1,798.92
Reg Rank Teaching Faculty-Acting	5	0.01%	5.00	1	0.00%	1.00	6	0.01%	6.00
Lecturers	482	1.19%	310.12	141	0.35%	57.94	623	1.54%	368.06
Other Teaching Faculty	306	0.76%	207.39	1,498	3.70%	1,254.57	1,804	4.46%	1,461.96
Research	56	0.14%	50.24	1,557	3.85%	1,259.19	1,613	3.99%	1,309.43
Librarians	92	0.23%	92.00	29	0.07%	28.20	121	0.30%	120.20
University Extension	0	0.00%	0.00	744	1.84%	37.45	744	1.84%	37.45
Other Academic	4	0.01%	4.00	13	0.03%	1.75	17	0.04%	5.75
<b>SUBTOTAL ACADEMIC STAFF</b>	<b>2,711</b>	<b>6.70%</b>	<b>2,418.06</b>	<b>4,144</b>	<b>10.24%</b>	<b>2,792.49</b>	<b>6,855</b>	<b>16.95%</b>	<b>5,210.55</b>
<b>STUDENT ACADEMIC</b>									
Student Instructors	1,487	3.68%	691.15	17	0.04%	7.00	1,504	3.72%	698.15
Student Research	212	0.52%	79.12	1,352	3.34%	560.58	1,564	3.87%	629.70
Interns & Residents	345	0.85%	343.51	888	2.20%	863.68	1,233	3.05%	1,207.19
Other Academic	396	0.98%	134.23	166	0.41%	54.06	562	1.39%	188.29
<b>SUBTOTAL STUDENT ACADEMIC</b>	<b>2,440</b>	<b>6.03%</b>	<b>1,248.01</b>	<b>2,423</b>	<b>5.99%</b>	<b>1,475.32</b>	<b>4,863</b>	<b>12.02%</b>	<b>2,723.33</b>
<b>TOTAL ACADEMIC STAFF</b>	<b>5,151</b>	<b>12.73%</b>	<b>3,666.07</b>	<b>6,567</b>	<b>16.24%</b>	<b>4,267.81</b>	<b>11,718</b>	<b>28.97%</b>	<b>7,933.88</b>
<b>STAFF PERSONNEL</b>									
Senior Management	27	0.07%	27.00	8	0.02%	8.00	35	0.09%	35.00
Management & Professional Administrative & Professional	481	1.19%	471.95	1,289	3.19%	1,159.86	1,770	4.38%	1,631.81
Career	2,421	5.99%	2,375.64	15,510	38.34%	15,079.26	17,931	44.33%	17,454.90
Casual-Nonstudent	156	0.39%	82.74	1,850	4.57%	829.18	2,006	4.96%	911.92
Casual-Student	989	2.45%	344.07	4,281	10.58%	1,519.41	5,270	13.03%	1,863.48
Contract/Per Diem	103	0.25%	89.16	1,616	4.00%	1,104.06	1,719	4.25%	1,193.22
Subtotal Admin & Professional	3,669	9.07%	2,891.61	23,257	57.50%	18,531.91	26,926	66.57%	21,423.52
<b>TOTAL STAFF PERSONNEL</b>	<b>4,177</b>	<b>10.33%</b>	<b>3,390.56</b>	<b>24,554</b>	<b>60.70%</b>	<b>19,699.77</b>	<b>28,731</b>	<b>71.03%</b>	<b>23,090.33</b>
<b>TOTAL ACADEMIC AND STAFF PERSONNEL</b>	<b>9,328</b>	<b>23.06%</b>	<b>7,066.63</b>	<b>31,121</b>	<b>76.94%</b>	<b>23,967.58</b>	<b>40,449</b>	<b>100.00%</b>	<b>31,024.21</b>
<b>TOTAL ACADEMIC AND STAFF PERSONNEL EXCLUDING STUDENTS</b>	<b>5,899</b>	<b>19.46%</b>	<b>5,464.55</b>	<b>24,417</b>	<b>80.54%</b>	<b>20,972.85</b>	<b>30,316</b>	<b>100.00%</b>	<b>26,437.40</b>

出典：UCLA web site, UCLA AIM, Office of Analysis and Information Management, 2008

教員はデパートメントに属している。

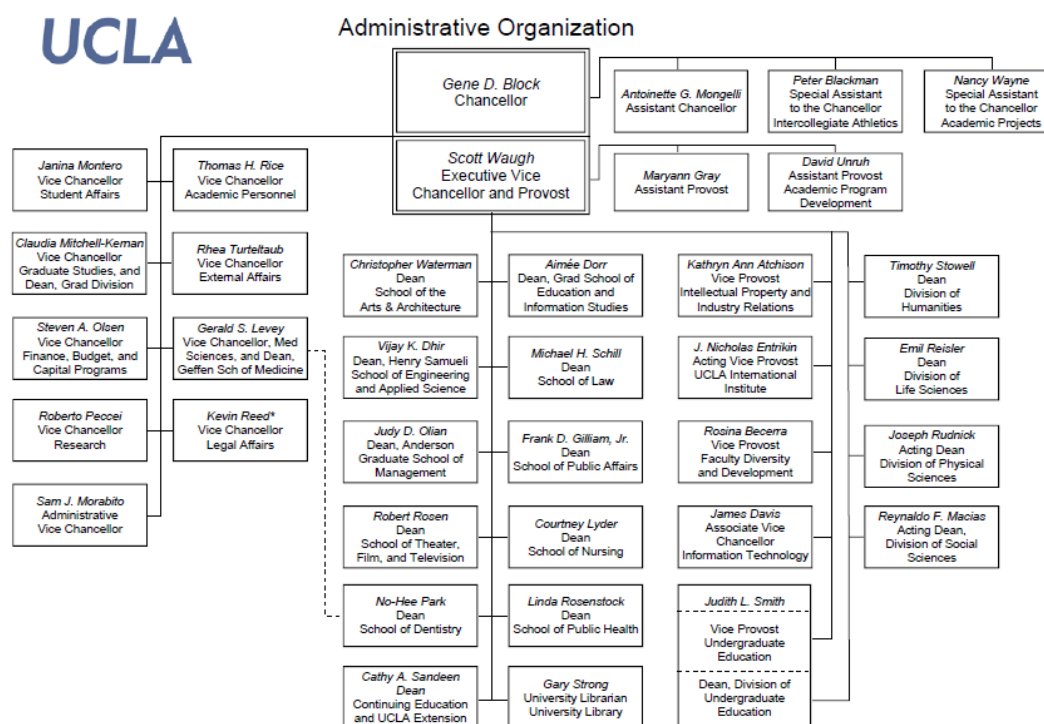
図 2-4 に管理組織図を示す。総長（Chancellor）は UCLA において人事、学生、研究、財務、施設、広報など全てに責任を有する最高責任者である。その下には、Executive Vice Chancellor がおり、UCLA の運営を担当し、総長がいない時には代理を勤める。Executive Vice Chancellor は Provost であり、College of Letters and Sciences の学部長でもある。このことから大学運営における学部教育の重視が分かる。更に 5 人の副総長（Vice Chancellor）がおり、アカデミック人員（Academic personnel）、管理、対外（External Affairs）、財政予算、大学院、法務、研究、学生を担当している。副総長補（Associate Vice Chancellors）は、デヴェロップメント（Development、資金獲得活動）、教員のダイバーシティ（Faculty Diversity）、情報技術を担当する。<sup>37</sup>

その他の大学の管理ポストは以下の通りである。

- Provost, College of Letters & Sciences
  - Dean, Division of Honors and Undergraduate Programs
  - Dean, Division of Humanities
  - Dean, Division of Life Sciences
  - Dean, Division of Physical Sciences
  - Dean, Division of Social Sciences
- Vice Provost of UCLA International Institute

<sup>37</sup> UCLA Faculty Handbook and Resource Guide - Section II, organization of the university

- Provost of the Medical Sciences and Dean of the David Geffen School of Medicine
- Dean, The Anderson Graduate School of Management
- Dean, School of the Arts and Architecture
- Dean, School of Dentistry
- Dean, Graduate School of Education and Information Studies
- Dean, The Henry Samueli School of Engineering and Applied Science
- Dean, School of Law
- Dean, School of Nursing
- Dean, School of Public Health
- Dean, School of Public Policy and Social Research
- Dean, School of Theater, Film and Television
- Dean, UCLA Extension
- Dean, Graduate Division
- University Librarian
- Director, UCLA Medical Center
- Director, Neuropsychiatric Hospital and Clinics



出典：UCLA website

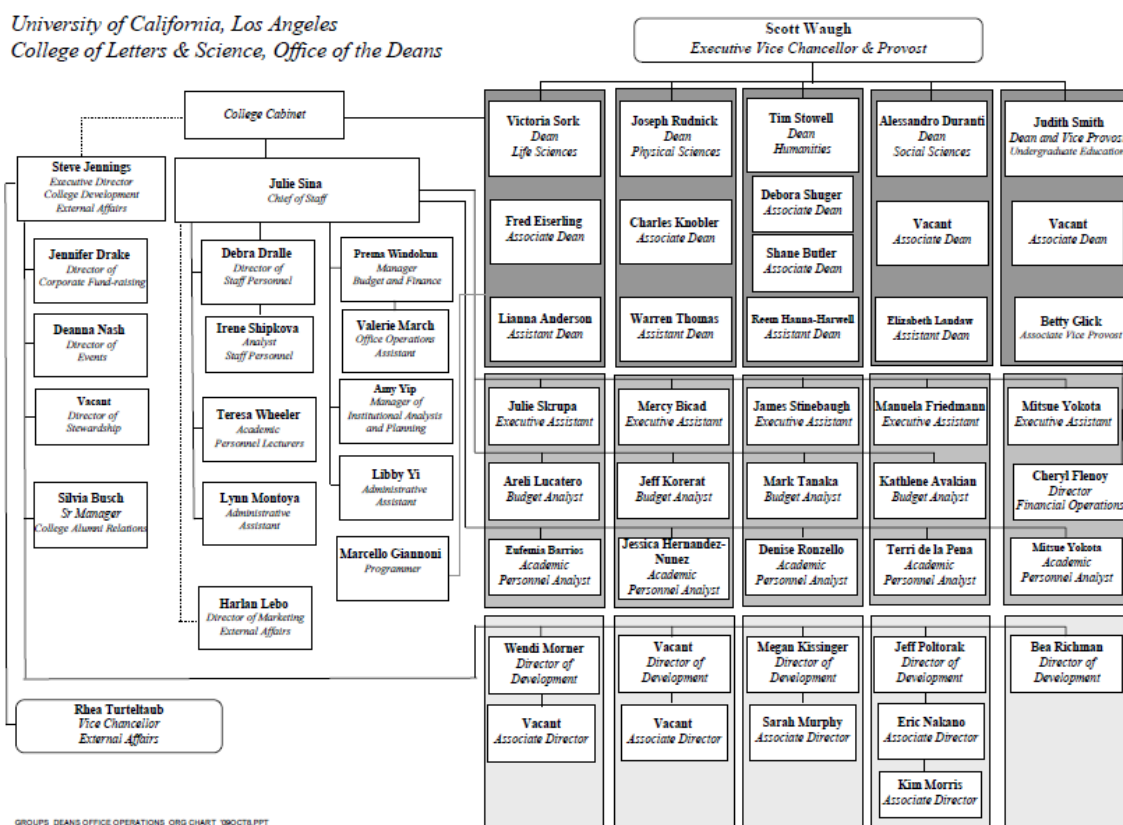
URL:<http://www.aim.ucla.edu/CampusProfile/Administration/chancellor.pdf>

図 2-4 カルフォルニア大学ロサンゼルス校の管理組織

学位プログラムの実施体制についても経済学 major を具体例にとって説明する。前述のように Economics Department は、Social Sciences Division に属している。Social Sciences Division の長は Dean (学部長) である。図 2-5 に、Social Sciences Division を含め、College of Letters and Sciences の組織図を示す。それぞれの Division には Dean の下に、Associate Dean と



Associate Division が補佐役として置かれている。その他のポストとして、Executive Assistant、Budget Analyst、Academic Personal Analyst、Director of Development がある。また、College 全体の事務部門があり（図の左側）、Chief of Staff がその長を務め、予算、人事、データなどの係が置かれている。



出典：UCLA ウェブサイト、<http://www.college.ucla.edu/college-governance.pdf>

図 2-5 UCLA の College of Letters and Sciences の組織図

Economics Department には 1 人の Chair（長）と 2 人の Vice Chair が置かれている。26 人の professors（教授）、16 人の professors emeriti（名誉教授）、6 人の associate professors（准教授）、16 人の assistant professors（助教授）から構成されている。これらの教員で、前述のように、Economics B.A.を含め 4 つの学士の学位プログラムと大学院教育を担当している。大学院の学位としては、Master of Arts in Economics（経済学修士）と Doctor of Philosophy in Economics（経済学 PhD）を授与している。また、16 人のチューターがおり、経済学専攻の大学院学生から選ばれている。それぞれのチューターは担当する授業の補佐をしている。<sup>38</sup>

<sup>38</sup> UCLA, Economics Department ウェブサイト、URL:<http://www.econ.ucla.edu/people/index.html>

Economics major の学生数は 2009 年秋学期において、1・2 年生が 78 人、3・4 年生が 651 人、大学院生は 104 人である。また、Mathematics/economics 専攻の学生数は、1・2 年生が 43 人、3・4 年生が 219 人、Business economics 専攻の学生は、1・2 年生が 547 人、3・4 年生が 749 人、Economics/International area studies 専攻は 1・2 年生が 80 人、3・4 年生が 108 人登録している。<sup>39</sup>

Economics Department の事務管理部門 (administration) には、Chair が 1 人、Vice Chair が 2 人 (Graduate vice chair と Undergraduate vice chair) 、Director of business economics program が 1 人の管理職がいる。これらの管理ポスト以外には、以下の職員がいる。

- Main Office (メインのオフィス) : 2 名のアシスタント
- Undergraduate Program Office (学士プログラムオフィス) : Undergraduate advisor (学士アドバイザー) 2 人
- Graduate Program Office (大学院プログラムオフィス) : Graduate Advisor (大学院アドバイザー) 1 人
- Accounting Office (会計オフィス) : Accounting Assistant (会計アシスタント) 1 人、Accounting Coordinator (会計調整者) 1 人
- Academic Personnel Office (アカデミック人事オフィス) : Academic Personnel Coordinator (アカデミック人事調整者) 1 人
- Assistant to the Chair and scheduling (学部長アシスタント) : Academic Program Coordinator (アカデミックプログラム調整者) 1 人
- Information Technology Office (情報技術オフィス) : Information Technology Assistant 1 人、Information Technology Coordinator 1 人

#### 教員の教育活動や勤務時間管理の在り方

教員の昇任プロセスにおいては、以下の 4 つの項目によって審査される。<sup>40</sup>

1. 教育
2. 研究または創造的な仕事
3. 専門的能力を使つての活動
4. 大学管理または公的な活動

この中で教育については、Tenured の教授は以下の能力を示すべきであると規定されている。

<sup>41</sup>

- 教科内容についての知識
- 教科の分野についての継続的な知識の成長
- 教材を組織する能力とそれを力強く論理的に提示する能力
- 科目の知識と他の分野の知識のつながりを学生の中に気付かせる能力
- 学生の独立と論理的思考力を培う能力
- 学習と教授を活気あふれるものにするスピリットと熱意

<sup>39</sup> UCLA ウェブサイト、URL:<http://www.aim.ucla.edu/enrollment/enrollment.asp>

<sup>40</sup> The University of California, *Faculty Handbook*

<sup>41</sup> Review and Appraisal Committees, Appointment and Promotion APM-210

- 初心者の学生から好奇心を引きだし、上級レベルの学生には高水準を奨励し、創造的な作品を作らせる能力
- 教授と学生に対して影響力を生み出すような個人的な特質
- 学生の一般的なガイダンス、メンタリング、助言をするための能力とスキル
- マイノリティへの支援を含め、オープンで学生を励ますようなアカデミックな環境を効果的に作り出す能力

教員の教育活動については、このような視点から評価がされているということを示している。

一般に、教員の雇用条件等については、*Univeristy of California Academic Personnel Manual* に規定されているが、<sup>42</sup>教員の勤務時間管理についての条項は設けられていない。

#### 教授会の在り方や権限

カルフォルニア大学システム（UC システム）の Academic Senate（また Senate）は大学全体に関するアカデミックポリシーを決定する。Senate のメンバーは、教員と学長等の大学管理ポストに就いている者から構成される。Senate は、入学基準、学位授与の条件を決定し、コースやカリキュラムを許可し、監督し、予算や教員の任命・昇任について大学の管理者に助言をする。

Academic Senate の個々の Division（UCLA の場合、Los Angeles Division）が、各キャンパスにおいて設置されており、それぞれの大学についてのアカデミックポリシーを決定する。学生は UC システム全体の Academic Senate にも、個々の大学の Academic Senate の政策決定にも参加する。<sup>43</sup>

#### 学生の所属及び学生の履修支援等の在り方

学生はカレッジまたはスクール、さらにその下のレベルのデパートメントに所属している。表 2-8 に UCLA の学生数をカレッジ、スクールの所属別に示す。

---

<sup>42</sup> University of California, *Univeristy of California Academic Personnel Manual*, URL: <http://www.ucop.edu/acadadv/acadpers/apm/welcome.html>

<sup>43</sup> Academic Catalogue 2008-2009, p.10

表 2-8 UCLA の学生数 (所属別)

	Undergraduate	Graduate					Total graduate	Interns and Residents	Total Enrollment
		First professional	Professional masters	Masters	Doctorate				
<b>COLLEGE OF LETTERS AND SCIENCE</b>									
Humanities	3,124	0	0	44	572	615	0	3,739	
Life Sciences	6,196	0	0	32	417	449	0	6,644	
Physical Sciences	2,793	0	0	74	751	825	0	3,618	
Social Sciences	8,144	0	0	124	653	777	0	8,921	
General	250	0	0	0	0	0	0	250	
Institute of the Environment	202	0	0	0	0	0	0	202	
International Institute	728	0	0	68	13	81	0	809	
<b>PROFESSIONAL SCHOOLS</b>									
Graduate School of Education and Information Studies	0	0	508	41	385	934	0	934	
Henry Samueli School of Engineering and Applied Science	3,193	0	0	772	854	1,625	0	4,818	
John E. Anderson Graduate School of Management	0	0	1,773	1	65	1,839	0	1,839	
School of Law	0	1,006	75	0	5	1,086	0	1,086	
School of Public Affairs	0	0	283	130	75	487	0	487	
School of the Arts and Architecture	931	0	267	17	119	402	0	1,333	
School of Theater, Film, and Television	370	0	278	47	48	373	0	743	
<b>BASIC BIOMEDICAL SCIENCES</b>									
LS: Basic Biomedical Sciences	514	0	0	1	24	25	0	538	
Medicine: Basic Biomedical Sciences	0	0	0	0	26	26	0	26	
<b>HEALTH SCIENCES</b>									
David Geffen School of Medicine	0	644	0	24	266	934	1,331	2,265	
School of Dentistry	0	366	0	28	9	402	103	505	
School of Nursing	245		298		45	343		588	
School of Public Health	0	0	340	68	236	644	0	644	

出典 : UCLA Office of Analysis and Information Management, *Enrollment in UCLA College and Schools, Fall Quarter, Summary By Degree Level: Fall 2009, Unduplicated Headcount (1)*

学生に対しては、先に述べたように、科目選択等についてカウンセリングを受けることができるとともに、授業内容の理解を深めるためにチューターからの指導を受けることが可能である。

### 教育課程のガバナンス体制や学生に対する教育の責任

カリフォルニア大学システム（UC システム）は、「理事会」（Board of Regents）によって、統治されている。そのメンバーはカリフォルニア州知事によって任命される。理事会は、UC システムのために一般的な政策事項の決定、予算決定を行い、それぞれの大学の学長、Chancellor に加え、それぞれの大学の個々のプログラムの director や Dean を任命する。

理事会は、学問的な内容についての権限は、先述の Academic Senate に委譲している。

図 2-6 にアカデミックポリシーやアカデミックプログラムに関するガバナンス関係組織の関係を示す。



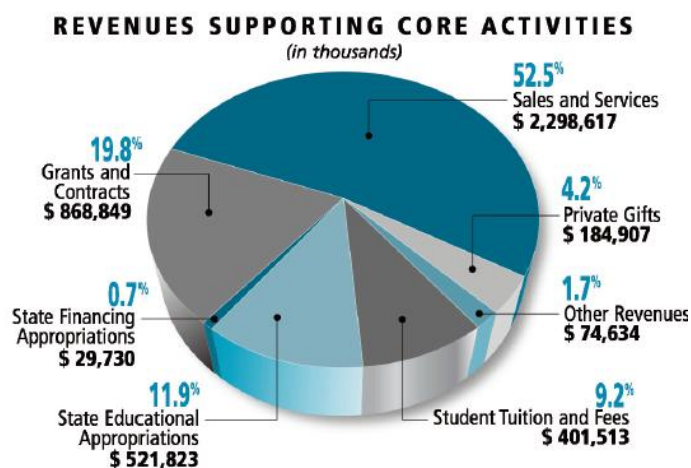
図 2-6 UCLA のガバナンス組織（アカデミックプログラム関係）

### 資金

UCLA の 2008 年度の年間予算は約 44 億ドルだった。図 2-7 にその項目別の内訳を示したが、最も多いのが Sales and Services（セールス収入とサービス収入）で 5 割を超えるが、これは主として病院収入と学生の住居収入である。次に多いのは、Grants and Contracts（グラントと契約収入）で、主として政府等からの競争的研究資金である。State Educational Appropriations（州政府教育予算配分）は 3 番目に大きい収入項目であり、これはカリフォルニア州政府からの公的資金の配分である。その内訳は State General Funds と UC General Funds であり、前者は州の一般会計からの支出であり、後者はカリフォルニア州外出身の学生（Non resident）の授業料と、競争的研究資金等からの間接費用回収分である。カリフォルニア州の財政危機のために、2008 年度のこの項目の金額は前年度に比較すると 18.8% 減少した。また、授業料収入は全体の 9.2% でその次に大きい項目である。

支出項目においては、用途が特定されているものについてはその用途のために使用する必要がある。例えば、ある研究を実施するために連邦政府から受領している研究資金を用いて、例えば、

英語学部における学士レベルの教育の赤字を埋めることはできない。また、寄付にしても使用が特定されているものもある。このような意味で大学が自由に配分することができるのは、主として州政府からの資金と授業料収入である。この2つの支出項目については、Univeristy of California system の Office of President が UC の各キャンパスに毎年配分している。

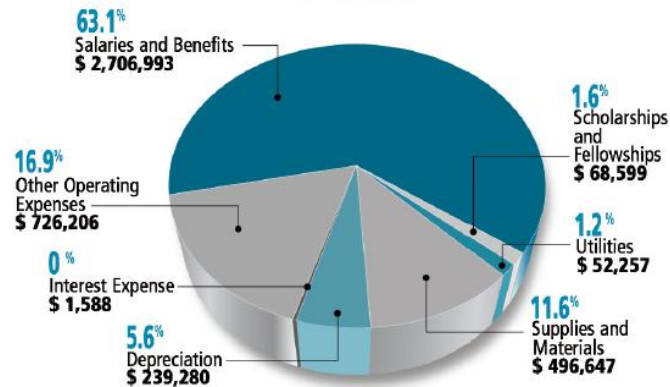


出典：UCLA, *Annual Financial Report 2008-09*, p.11

図 2-7 UCLA における収入項目別内訳

図 2-8 は支出の用途別の内訳を示している。支出項目で最も大きいのは教員・職員の給与であり、全体の 63.1% を占める。次に大きいのが、「その他運営経費」である。Supplies and Materials には病院の治療用用具の購入費なども含む。

**EXPENSES ASSOCIATED WITH CORE ACTIVITIES**  
(in thousands)



出典 : UCLA, *Annual Financial Report 2008-09*, p.11

図 2-8 UCLA における支出項目別内訳

これに対して、表 2-9 は、支出をカレッジ、スクールの組織別で示したものである。表の 2 列目から 4 列目には学生数と職員数を同時に示した。スタッフ給与を職員数で割り算すれば平均給与を計算することができるが、高いのは 11.4 万ドルの University Extension、10.1 万ドルの School of Management、99.8 万ドルの School of Law であり、逆に低いのは、61.2 万ドルの School of Theater, Film and Television、62.0 万ドルの School of Arts and Architecture だった。また、School of Medicine や Medical Center にはレジデントが数多くいるため、給与総額が高く、また、経費総額も大きいことが分かる。

表 2-9 UCLA の支出組織別内訳

	学士学生 数	大学院、イ ンターン、 レジデン ト	職員数 (FTE)	スタッフ給 与(千ドル)	その他経費 (千ドル)	経費合計 (千ドル)
College of Letters and Science	21,552	2,757	3,739	255,569	129,684	385,253
School of the Arts and Architecture	925	390	502	31,130	17,957	49,087
School of Dentistry	-	499	392	31,660	20,055	51,715
School of Education & Information Studies	-	923	462	31,436	16,004	47,440
School of Engineering and Applied Science	3,003	1,501	848	63,522	44,129	107,651
School of Law	-	1,072	270	26,938	14,669	41,607
School of Management	-	1,766	414	41,823	29,475	71,298
School of Medicine	-	2,241	7,733	625,977	385,955	1,011,932
School of Nursing	202	363	135	9,827	4,800	14,627
School of Public Health	-	671	338	29,378	26,313	55,691
School of Public Affairs	-	486	156	13,284	4,497	17,781
School of Theater, Film and Television	368	388	271	16,588	7,983	24,571
Basic Biomedical Sciences	489	59	204	14,139	8,962	23,101
University Extension	-	-	306	34,887	34,503	69,390
Medical Center	-	-	7,628	563,413	664,556	1,227,969
All Others	-	-	7,626	453,819	364,670	818,489
Subtotal Organizations	26,539	13,116	31,024	2,243,390	1,774,212	4,017,602
Depreciation Expense					239,280	239,280
Other Operational Expenditures					33,100	33,100

出典：UCLA, Annual Financial Report, p.7

さて、このような予算の策定プロセスと方法であるが、UCLA の予算策定は、University of California System レベルの予算の策定に連動しているため、そこから理解することが必要である。

UC (University of California) システムレベルでは、予算過程は 7 月に始まり、UC System の Office of Academic Planning and Budget が Office of President にデータを提出し、Board of Regents (理事会) での予算の決定のための予算案が作成される。11 月に Board of Regents は翌年度の UC の予算案を決定し、州政府に送付する。翌年 1 月に州知事が州予算案を作成する。その中には Regents から提出された UC の予算案に基づき作成された UC の予算も含まれている。その後、州議会よりヒアリング、州議会による予算案の作成、5 月の税収入確定に伴う予算案の修正などを経て、6 月中旬に州議会は州知事に最終予算を送付し、6 月中に州知事は州予算に署名をし決定となる。州の会計年度は 7 月 1 日に始まる。これを踏まえて、UC の Board of Regents は、UC の予算を州予算に合うように修正し、8 月から 9 月にかけて、UC の各キャンパスに予算が配分される。<sup>44</sup>

<sup>44</sup> UCLA Office of Academic Planning & Budget, *Budgeting: Participants Manual*, revised Oct. 2006



UC システムレベルでの配分の方法であるが、まず配分対象になるのは州政府からの資金と授業料収入の 2 つである。州政府の資金は、前年度予算をベースにしている部分 (base budget) と、学生数の増加分に対応している部分に分けられる。学生数増加分については、州の予算は marginal cost of instruction formula (MCOI) に基づき決定されている。MCOI は 1 人の学生のために要する教育費用と解釈することができる金額であり、全てのキャンパスで、学士学生・大学院学生を平均すれば約 11,000 ドルである。授業料収入については、授業料の変化と学生数の変化によって変動する。

UC の OP (Office of President) はまず、base budget と授業料収入を各キャンパスに一律の対前年度比の伸び率で配分する。これらの予算は教員・職員の給与、ベネフィット、その他経費を賄うために使用される。次に、学生数の増加分に対応している部分について、増加が見込まれるキャンパスに対して配分する。この予算は増加する学生の教育や奨学金、必要であればスペースの増加のために使用される。

各キャンパスの予算の作り方はそれぞれのやり方で策定されている。例えば、UCLA と UC バークレー校 (UCB) については、学生数と教員の比率は 10 : 1 で計算されているが、より新しいキャンパスについては 14 : 1 や 18.7 : 1 で計算されており、UCLA と UCB においては、学生一人当たりの金額が他のキャンパスと比較すると約 3,000 ドル高くなっている。このようなことが可能になるのは、州の base budget の予算配分が対前年度比で決まり、ゼロベースで実施していないためである。他方、新しいキャンパスにおいては、学生数の伸び率が高くなるためにその分については、学生数の増加分の予算が追加的に配分されている面で、各キャンパスの扱いに大きな差がないような配慮がされている。また、FTE の計算は、学部学生は 45 Quarter Unit で 1 人の FTE、大学院学生は 36 quarter units で 1 人の FTE と計算され、各キャンパス毎に計算される Conversion ratio で補正されている。Conversion ratio は、学部 1・2 年生 (lower division)、学部 3・4 年生 (upper division)、大学院の各レベルで計算され、過去 6 学期分について、それぞれのレベルで登録する学生について履修登録したユニット数と、フルタイムで取るべきユニット数との比率を平均して得られた値である。なお、学生数の集計においては、Nonresident の学生や、Self sponsoring (資金を自己調達している) のプログラム (MBA プログラムなど) が含まれない。<sup>45</sup>

収入源としては、State General Funds、UC General Funds、Student Fees の 3 種類あることを述べたが、それぞれについては以下の固有の変動要因が挙げられる。

- State General Funds
  - 州の base budget の増加
  - 入学者増加

---

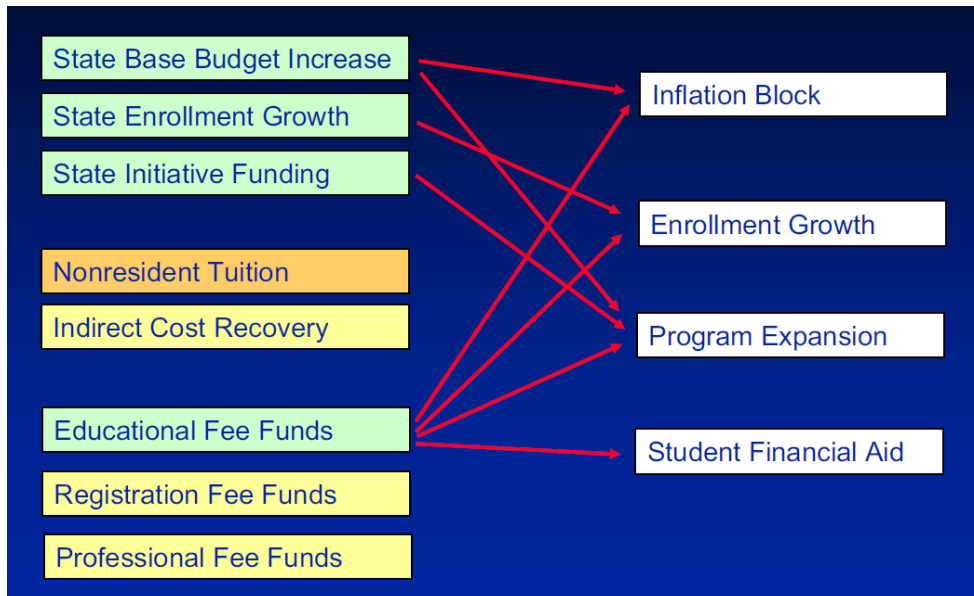
<sup>45</sup> University of California, Office of President, Budget Office, *The Univeristy Budget: Process and Issues*, Institutional Research Staff Conference, January 2009; Mary Jo Anderson, Director, Analytical Studies, Planning & Budget Office, UC Davis, *The Conversion Ratio: Its Definition, Use, and History at UC Davis*

- 新たな政策イニシアティブなど
- UC General Funds
  - Nonresident の学生の授業料の増加
  - Nonresident の学生の入学者数の増加
  - 研究費からの間接費用収入の増加
- Student Fees
  - 入学者数の増加
  - 授業料の増加

また、費用については、Inflation 要因、学生数増加、新たなプログラム、学生の経済支援の 4 つの項目に分けることが可能であるが、それぞれに就いて以下の変動要因が挙げられる。

- Inflation 要因
  - 教員の給与増加
  - 職員スタッフの給与増加
  - ベネフィットコストの増加
  - 非給与の価格の上昇
- 学生数増加
  - 新たな教員、TA の雇用
  - その他の支援サービス
  - 新たなスペース、施設の維持
  - 学生の経済支援
- 新たなプログラム
  - 科目開設、そのための教育費用
  - アカデミックな支援追加
  - 学生の健康維持費用
  - その他のイニシアティブ経費
- 学生の経済支援
  - Return to Aid スキームの変更
  - 追加の学生支援

これらの収入の増加要因と支出の増加要因の関係を図 2-9 に示す。例えば、州の Base budget の増加分についてはインフレーションによる支出増加やプログラムの拡張、新設の用途のために、また、学生数増加による State General Budget 増加分は、学生数の増加のための用途に一般には使用することとなる。特に、新プログラムの設立については、State General Budget の Base budget の増加分と新イニシアティブ、授業料収入分等を使用して実施することが可能である。また、この図には明記されていないが、UC General funds (Nonresident tuition と Indirect cost recovery)については用途に制限はないが、州 General budget に比較すると予算規模が少ない。



出典：University of California, Office of President, Budget Office, *The University Budget: Process and Issues*, Institutional Research Staff Conference, January 2009

図 2-9 UC システムから配分される収入の増加要因と支出の増加要因の関係

以上が UC システムの予算策定プロセスと配分方法であるが、これに対して、UCLA の予算過程は 9 月中旬に、UCLA の Office of Academic Planning and Budget が一般原則を作成し、それを Provost が承認するところから開始する。10 月から 11 月にかけて、Faculty Executive Committee が Deans 等と意見交換をし、11 月 15 日までに Strategic Plan をまとめる。翌年 1 月に州知事により発表される予算案の内容を踏まえて、Provost から修正指示が出される。1 月から 3 月にかけて Office of Academic Planning and Budget による分析が実施され、Provost と Chancellor が考えるべき論点を浮き彫りにする。4 月から 5 月にかけて Management Review が Provost、Dean、Vice Chancellor によって実施され、6 月中に Chancellor による決定がなされる。<sup>46</sup>

この際には、Provost、Dean がまとめ役として主たる役割を演じているが、実際のコストユニットは Department であり、2009 年のカルフォルニア州財政危機に際しても UCLA の Provost から Department に対して概略以下の指示が出され、検討結果を所属するスクールやカレッジの Dean に提出することを求めている。<sup>47</sup>

- Major（専攻分野）において必要とされる科目の数の制限または再検討
- 学生数の慎重な計画を通じて、必要な時期に絞って科目が開講されるようにすること

<sup>46</sup> UCLA Office of Academic Planning & Budget, *Budgeting: Participants Manual*, revised Oct. 2006

<sup>47</sup> *UCLA Today*, “Provost Scott Waugh outlines next budget steps for UCLA,” Jul 02, 2009. URL: <http://www.today.ucla.edu/portal/ut/provost-scott-waugh-outlines-next-95270.aspx>

- Major におけるコア科目を検討し、科目の提供において優先順位を付けること
- テニユアの教員がコアの科目を教えるように努めること
- 提供される科目の数を減らすこと
- テニユアの教員のコースリリース（course release（管理ポストなどに就いた場合の教授の一部免除））を減らすこと
- 夏休み中に開講されている科目を Major において利用することが可能か検討すること
- コースマテリアル費用を学生から取ることができないか検討すること
- University Extention（社会人学校）と協力し、収入を上げることができないか検討すること

なお、予算をデパートメントまたはスクールに配分するために用いる数量的モデル（Cost Allocation Model）が UCLA において現在使用されているとの情報は得られなかった。

ちなみに、UCLA においては 1990 年代に Responsibility Centered Management (RCM) を予算プロセスに導入しようとの試みがあったが、結局それを全面的に採用することはなかった。RCM ではデパートメント、スクールといった予算ユニットにおいて収入と支出に責任を持たせるための手法であり、ビジネスマネジメントにおいて企業内に独立採算制のユニットを多数作ることで収支を改善し業績を上げるとの手法の大学に対する応用だった。RCM では、大学全体として得る収入については Formula（公式）を使って、なかば機械的にユニットに分配するとともに、各ユニットでは独自の収入源を開拓し、発生する支出を抑えることが奨励される。当時の関係者によれば、RCM の最大の欠陥は全ての組織ユニットが自ら収入を生みだすことができる独立した単位ではないということだった。また、そもそも、機械的に収入をユニットに配分するための Formula を作成したとしても最終的には人間の判断が必要になる。例えば、当初は組織ユニットの学生数に応じて収入を配分することで議論されていたが、例えば、技術分野ではより経費がかかる、芸術分野の指導では一人の教員で教える人数に限られるといった指摘が相次ぎ、単純な Formula による配分は不可能であり、最終的には権限のある人間同士の交渉や判断が必要になる。1990 年代後半に、大学の計画予算委員会の議長を務めていた UCLA 教授によれば、最終的にそのような判断が必要になるのであれば、最初からそのような複雑な Formula を作って機械的に配分しようとするアプローチが誤っているとの判断が Chancellor のレベルでなされ、UCLA における RCM のそれ以上の追求は止められたところである。<sup>48</sup>

現在、UCLA においては、予算の準備は、Campus Budget Information Gateway (C-BIG) System を使用しているが、ここでの予算の基本組織単位は Department である。<sup>49</sup> RCM の追求は既に止められているが、予算ユニットを明確にし、予算策定プロセスや会計プロセスを透明性を持って効率的に進めることは実施されている。

<sup>48</sup> AAUP Date (American Association of University Professors), "Budget Restructuring at UCLA and Responsibility Centered Management," by Dwight Read, Winter 2000.

<sup>49</sup> UCLA, *Campus Budget Information Gateway (C-BIG) System: Oracle Hyperion Planning and Reports Training Manual*, August 2009

#### d. 学位プログラムの実施に係る質保証の仕組み

##### 設置基準の在り方

UCLA は 1881 年に設立された Los Angeles State Normal School に起源を持つ。1919 年にカリフォルニア州知事の William D. Stephens が Assembly Bill 626 (議会法案 626 番) に署名し、この学校がカリフォルニア大学の一部となり、南支所 (South Branch of the University of California) として開校した。<sup>50</sup> UCLA はバークレー校の次に開校したカリフォルニア大学のキャンパスである。

現在では、California Education Code (カリフォルニア州教育法) の Title 3 の Division 9 (ディビジョン 9) <sup>51</sup>にカリフォルニア大学について規定されている。"University of California" の名称、"Regents of University of California" の設置とガバナンス、大学財政などについての規定がある。また、Title 3, Division 5, Part 40 (Donahoe Higher Education Act) にカリフォルニア大学のミッションが以下のように規定されている。

- カリフォルニア大学はリベラルアーツと科学において、また教師を含む職業教育において学士・大学院教育を提供する
- カリフォルニア大学は、法律家養成のための教育、医学・歯学・獣医養成のための教育に関して、公教育における排他的管轄を有する
- カリフォルニア大学は、公教育において、博士課程学位を授与する唯一の権威を持つ。ただし、カリフォルニア州立大学と特定の分野において共同で博士課程を授与することに合意することができる
- カリフォルニア大学は州が第一に支援する研究の機関である

カリフォルニア大学のキャンパスの設置や具体的な学位プログラムについての記述は

Education Code にはない、すなわち、法律事項ではないため、カリフォルニア大学の Regents において決定することが可能である。例えば、UCLA は 1919 年に設置された後、1927 年に Regents の決定によって、名称を University of California at Los Angeles に変更し、さらに 1953 年に University of California, Los Angeles と変更している。

##### 設置認可の在り方

p.9 において説明したように、カリフォルニア州中等後教育委員会 (California Postsecondary Education Commission (CPEC)) は新しいプログラムを開設する際にはレビューを実施している。

---

<sup>50</sup> Los Angeles: Historical Overview, URL: [http://sunsite.berkeley.edu/uchistory/general\\_history/campuses/ucla/overview.html](http://sunsite.berkeley.edu/uchistory/general_history/campuses/ucla/overview.html)

<sup>51</sup> California Education Code は Title, Division, Part, Article の構造である。Title 3 は高等教育についての条項である。

## 学位プログラムと分野別認証評価との関係

General Catalogue 2009-10 によれば、表 2-10 に示すような分野別認証団体から認証を受けている学位プログラムがある。

表 2-10 分野別認証団体から認証を受けた UCLA の学位プログラム等

学位プログラム等の名称	認証した団体名
Library and Information Science (M.L.I.S.)	American Library Association
Graduate School of Education and Information Sciences で与える Credential (Administrative Services credential、Preliminary Administrative Services credential、Teacher credential)	California Commission on Teacher Credentialing
Henry Samueli School of Engineering and Applied Science の学位プログラム	Accreditation Board for Engineering and Technology (ABET)
Henry Samueli School of Engineering and Applied Science の Computer science and engineering program	Accreditation Board for Engineering and Technology の Computing Accreditation Commission
School of Law の Juris Doctor のプログラム	American Bar Association
School of Nursing のプログラム	Commission on Collegiate Nursing Education
School of Public Health の residency プログラム	American Board of Preventative Medicine
School of the Arts and Architecture の Master of Architecture	National Architectural Accrediting Board (NAAB)
Biomedical/Physics M.S./Ph.D.プログラム	American Association of Physicists in Medicine (AAPM)

出典：UCLA, General Catalogue 2009-10 の情報をもとに作成。

## 認証機関による認証

UCLA は、西部地区基準協会 (Western Association of Schools and Colleges) による認証を受けている。また、上記のように、多くの特別の専門機関 (special agencies) によって認証を受けている。

## 大学内部の質保証の仕組み

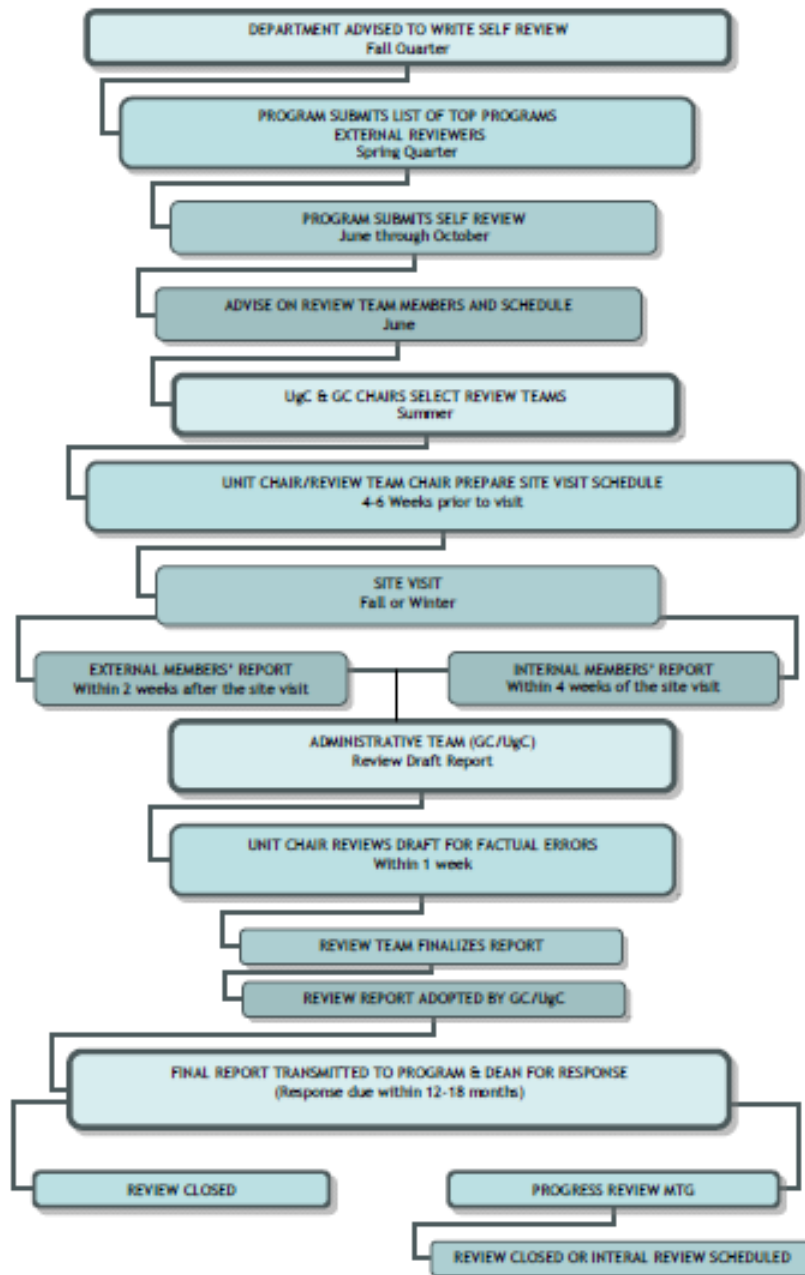
### アカデミックプログラムのレビュー

アカデミックプログラムは、質を維持するためには、Academic Senate によって継続的にレビュー、評価される。<sup>52</sup> レビューは 8 年毎に実施される。Academic Senate の Undergraduate Council は学士のプログラムのレビュー、Graduate Council は大学院のプログラムのレビューに責任がある。レビューはプログラムにとって助けになり支援的なもの (helpful and

<sup>52</sup> UCLA Academic Senate, Appendix XVI: Graduate Council and Undergraduate Council Procedures for Academic Program Reviews

supportive) と位置付けられており、その目的は、プログラムの強い点と何を達成したかを認識すること、プログラムの目標設定と計画を促進すること、注意すべき分野を同定することの3つである。図 2-10 にプログラムレビューのプロセスのフローチャートを示す。レビューは self study 報告書の作成と、評価者チームの site visit が中心である。Self study は簡潔な文書であり、その作成に当たっては教員と学生の話し合いが奨励され、ドラフト案の承認には教員の投票が必要である。Self review 報告書は外部に公表され、ウェブサイトからアクセス可能である。評価チームは、UCLA 内部メンバーとして Undergraduate Council または Graduate Council のメンバー2名と外部評価者2名から通常は構成され、Undergraduate Council または Graduate Council の Chair の承認が必要である。Site visit は2日間が基本であり、評価報告書が作成される。

プログラムレビューの結果、プログラムに問題があると判断された場合の選択肢としては、入学者受け入れの一時停止 (Suspension of admission)、レシーバーシップ (receivership)、第5付属文書アクション (Appendix V action) の3つがある。レシーバーシップとは、プログラムがレビューの勧告を実施するかどうかを監督する権限を与えられたユニット外部の人を任命することであり、第5付属文書アクションとは、プログラムの廃止、統合などである。



出典：UCLA ウェブサイト、URL:

<http://www.senate.ucla.edu/programreview/procedures.htm>

図 2-10 プログラムレビューのプロセス

例えば、経済学専攻の場合、プログラムレビューは 2009～2010 年にかけて実施される。<sup>53</sup>Site visit は 2010 年 1 月 19 日に予定されている。Self review 報告書は 2007 年 10 月に作成されて

<sup>53</sup> UCLA ウェブサイト、URL: <http://www.senate.ucla.edu/programreview/ReviewSchedule.htm>



いる。Self review 報告書は 4 人の担当教員からなる委員会が作成を担当した。報告書案は、教員、スタッフ、大学院生と多くの学部生に配布された。会議が開催されて、議論され、最終ドラフトに反映された。教員の投票が e mail によって実施され、28 人の全員賛成で承認された。報告書は以下の構成の 27 頁の文書である。<sup>54</sup>

- A. Introduction
- B. General information
  - Our goals
  - Recruiting and Retention in Economics
  - Our Accomplishments
  - Continuing Challenges
  - Development Activities
- C. Undergraduate programs
- D. Graduate program
  - Admissions
  - The Second Year
  - The Third Year and Beyond
  - Initiatives
  - Evaluating the Success of Past Initiatives
  - The Diversity Outreach Program
  - Conclusions
- E. Comparison to previous review
- F. Tables
- G. Appendices

報告書においては、トップレベルの経済学者の採用と雇用保持が Economics Department の最大の懸案事項だと分析している。前回のレビュー以降に 6 人のシニアレベルの教員が他の大学に移っており、5 人の教員が他の大学から採用オファーを受けて on leave 中であるとのことである。また、学士教育については、学生規模が全米大学の経済学部で最大であるにも関わらず教員規模は他大学と同程度であることが問題であると指摘している。

#### プログラム新設の際の評価

新しい学位プログラム (degree program) を作るためには、Academic Senate または The Regents によって承認される必要がある。<sup>55</sup> 図 2-11 に新しいプログラムを提案する際のカルフォルニア大学システムにおける検討のプロセスを示す。学士レベルのプログラムであれば、President の承認は要せず、CPEC によるレビューも必要ない。大学院レベルのプログラムは President の承認を要し、CPEC の承認を要する。主な検討プロセスは以下の通りである。

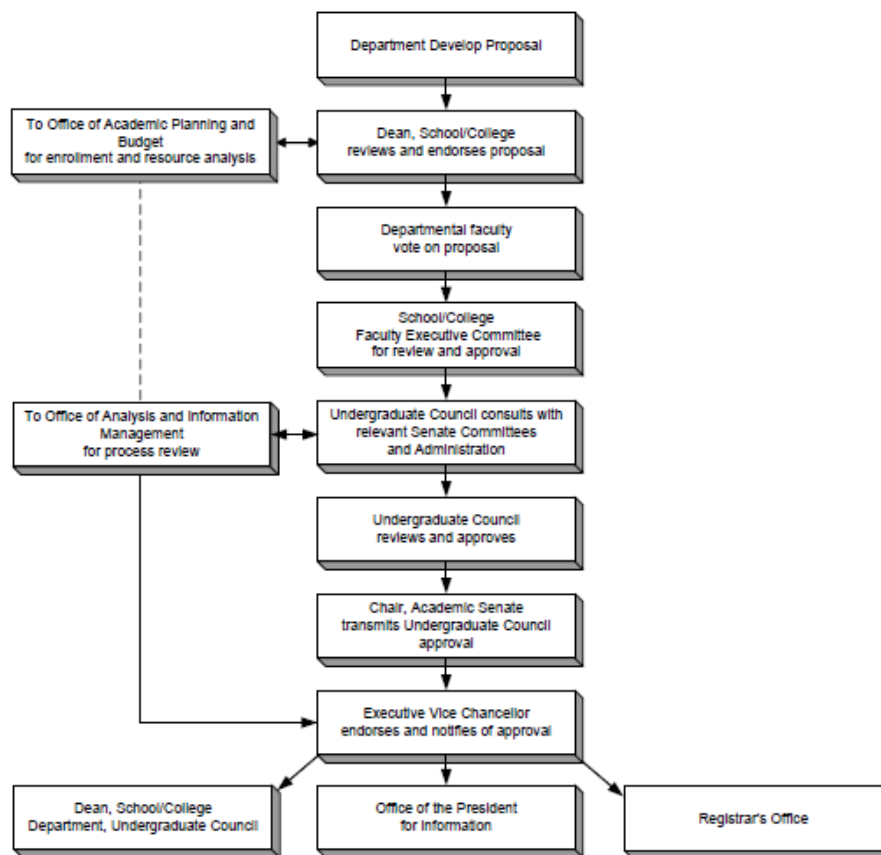
- Department による提案書の作成
- School または College の Dean への提案書の提出、Dean による検討と提案することの支持
- Dean は提案書を Office of Academic Planning and Budget に送付し、入学者と資源の

<sup>54</sup> UCLA Economics Department, *Economics Department Self Review*, October 23, 2007, URL: <http://www.senate.ucla.edu/programreviews/documents/SelfReview-Economics.pdf>

<sup>55</sup> Academic Catalogue 2008-2009, p.9

分析を依頼

- Department の教員によるレビューと投票による提案書の決定
- Department は、School またはカレッジの Faculty Executive Committee of School/College に提案諸を送付し、検討と承認を依頼
- 提案書の Undergraduate Council への送付。
- Undergraduate Council が承認後、Academic Senate の Chair に送付。
- Academic Senate の Chair は、提案書を Executive Vice Chancellor と Office of Analysis and Information Management に送付。
- Office of Analysis and Information Management は、検討結果を Executive Vice Chancellor に送付。対応を Executive Vice Chancellor と調整。
- 決定結果を School またはカレッジの Dean、Department、Undergraduate Council、President に知らせる。



出典 : Procedural Manual for the Review of Proposals for Academic Programs and Units, May 2003, University of California Academic Senate

図 2-11 新しいプログラムを提案する際の検討プロセス

現在、UCLA で新設を計画している学位プログラムは表 2-11 に示す通りである。Status（検討状況）は、1.提案リストに載った段階、2.department レベルでの検討段階、3.大学レベルでの検討段階、4.CPEC での検討段階を示している。

表 2-11 UCLA で新設を計画している学位プログラム一覧

Proposed Programs	Degree	Status
<b>UNDERGRADUATE PROGRAMS</b>		
Armenian Studies	B.A.	2
Complex Human Systems	B.A.	2
Computational & Systems Biology	B.S./M.S.	3
Music	B.M.	2
Social Complexity	B.A.	2
Dance	B.A.	2
Art	B.F.A.	1
Art	B.F.A.	1
<b>GRADUATE PROGRAMS</b>		
Proposals added for 2008 update are shown in <b>BOLD</b>		
Bioinformatics	M.A./Ph.D.	4
Nursing Administration	M.S.N.	3
Chicana/Chicano Studies	M.A./Ph.D.	2
Geographical Information Systems	MSGIS	2
<b>Health Education &amp; Promotion</b>	<b>M.P.H.</b>	<b>2</b>
<b>Healthcare Management &amp; Policy</b>	<b>M.P.H.</b>	<b>2</b>
Translational Research	Ph.D.	2
<b>Afro-American Studies</b>	<b>Ph.D.</b>	<b>1</b>
Applied Statistics	M.S.	1
<b>Applied Statistics</b>	<b>M.S.</b>	<b>1</b>
<b>Asian American Studies</b>	<b>Ph.D.</b>	<b>1</b>
Communication Studies	M.A.	1
Design & Media Studies	Ph.D.	1
<b>Electronic Arts</b>	<b>M.S.</b>	<b>1</b>
Law & Medicine	J.D./M.D.	1
Law & Philosophy	J.D./M.A.; J.D./Ph.D.	1
Museum & Curatorial Studies	M.A.	1
Public Administration (school-wide)	E.M.P.A.	1
<b>Risk Management</b>	<b>M.S.</b>	<b>1</b>
<b>Systems Engineering</b>	<b>M.S.</b>	<b>1</b>
Teaching of Statistics	M.S.	1

出典：CPEC, Program Planning and Review to Promote Responsiveness to Public Needs,  
June 2009

### 現地インタビュー調査内容（カルフォルニア大学ロサンゼルス校）

2009年5月19日に、UCLAの学位プログラム開発担当 Provost 室のスタッフにインタビューを実施した。

#### ◎全般

##### 1. UCLA の特徴。どんな学生が多いのか。

College of Letters and Sciences に大部分の学生は入学する。約 85%である。2 番目に入学する学生が多いのは School of Engineering で約 15%である。今の UCLA の Provost は以前は College の Dean だった。そういうことから College of Letters and Sciences の重要な位置づけが分かるだろう。

Major は入学する時には選択することは求められない。入学後に自由に選択することができる。ただ、あまりにも人気があり過ぎる major がある。例えば、経済学であり、1000 人ぐらいの学生は経済学やビジネスに関心がある。しかし、ビジネススクールは学部レベルの

教育を提供することには興味がない。非常に少ない学生数の major もある。

アメリカでは学部教育の時代は、discovery process であるとの位置づけである。NYU などでは、major によって applicant を募集したことがあるが、アメリカでは major は入学後に選択することができる。

学生の selection standards はそれぞれの専攻で設定されている。進学する前に取得すべき科目や GPA の要求などである。

カルフォルニア州では、1960年に State legislature で、州の高等教育の master plan を作成した。3階層システム (3 tier system) として構成するという計画である。CC システムは、open admission であり、全員受け入れる。CSU は CC よりも selective であり、学士レベルの教育を提供する。UC は、top tier の大学であり、10校ある。その中では、Berkeley と UCLA の規模が大きい。CC からは UC や USC に transfer することができる。

UC では、教育と研究と public service の3つの機能の中では、研究に中心がある。Board of Regents によって govern されている。President が UC システムのトップにいる。それぞれの UC の大学にはトップに Chancellor がいる。

大学において承認がなされた後で、Regents や、President's Office において、UC システムのミッションに適合しているかなどの検討がなされる。ある面官僚的な組織である。ただ、最近では、キャンパスは independent になるようになってきている。

Provost は、Chief Academic Officer であり、Executive vice chancellor である。Provost の任期は 5 年間である。大学では Chancellor が一番の力を与えられているが、shared governance の伝統があり、決定にはいろいろな部門が関わってくる。

Academic Senate は教員がメンバーであり、様々な Committee が置かれている。

#### ◎プログラム

2. 学位プログラムに関する全学的な共通方針はあるのか。新しい学位プログラムを作る際にはどのようなプロセスを経るのか。

新プログラムは小さなグループで最初は議論が始まる。ひとつの department の話であれば、Chair などに話が行くし、複数の department が関係するプログラム提案であれば、いくつかの Chair が話す。資源が必要なプログラムは Dean が支援する必要がある。

新プログラムを始める時には通常は既に core になる faculty がいる。今いる faculty がコアの faculty になる。Tenure の faculty によって普通は始まる。

その後、Proposal を作成する。プログラムの必要性、学生、産業のニーズ、州や国のニーズなどについてである。Ph.D. のプログラムの場合には、Ph.D. を取得した後に、どうするののかも説明する必要がある。

次に、提案は Provost Office に行く。Provost は、資源配分を担当する部署である Academic Planning and Budget Office と話をし、新プログラムの資源面からの feasibility を検討する。同時に、提案が Academic Senate でも検討される。Academic Senate は tenured faculty

がメンバーに入っている。担当している委員会は、Committee on Undergraduate Program と Graduate Committee の2つである。Academic 面からと resource 面からの検討がなされる。Committee のメンバーは department からの volunteer である。3年間の任期であり、20人位のメンバーがいる。Dean はメンバーではない。毎年3分の1のメンバーが交代していく。

President's Office でも検討がされる。その後はスムーズに話が進む。President's Office はオークランドにある。150人ぐらいが働いている。Data analysis などをしている。また、システム全体の調整を行っている。UC の各大学と、President's Office の間には人の交流はない訳ではないが、稀である。

プログラムの検討には約2年間はかかる。時間がかかるのは department のレベルである。

また、プログラムをどのように終わらせるのは、始めるよりも難しい。学生の人気がない場合や、主要なメンバーである faculty が retire する場合などである。

Department などの組織の検討についても、major の新設の検討を同じプロセスで行われる。Interdepartmental のプログラムが、独立の department になることもある。Department of Communication studies などの例がこれまでにある。

3. 新プログラムを作成する時には、州の California Postsecondary Education Commission に承認される必要があるのか。そのプロセスはどのようなものか。

CPEC は advisory な機関であり、Watchdog 機関である。分析などを行うのが主な仕事であり、承認は必要ではない。

4. 新たな学位プログラムができると、どのような経費がつくのか。学生数として経費が割り当てられるのか。

資源配分については、大学院のプログラムであれば、fellowship と teaching assistant の必要性の検討を行う。Fixed pool of resources なので、どこかで増やせばどこかで減らすことが必要である。資源は外部から探すことが重要である。州からの予算は減ってきている。

ちなみに、Self supporting program では、州からの資金援助を一切受けていない。MBA プログラムや、オンラインのコースである master in engineering は self-supporting program である。普通はプロフェッショナルレベルのプログラムである。

UCLA への資金は全体として、受け取っている。学生の enrolment の数により分配が決まっている。全体額を計算するための Formula がある。例えば、80人の Full time equivalent の学生で、1人の faculty member と換算する。

5. どういう経験・経歴を持つ人物がカリキュラムやプログラムの編成・運営の際の担当者として選ばれるのか、どのように役割分担がなされ、責任は誰が負っているのか。

プログラム開発担当の Vice Provost は tenured faculty member がやっている。Assistant Provost については、Ph.D.を持っている人で、faculty ではない人がやっている。私は以前は UCLA でポスドクをやっていて、Administration の仕事をするようになった。大学につ

いての知識があり、faculty のニーズについても共感を持って考えることができる。もう一人は MBA を持っている人が Assistant Provost をしている。2 人の Assistant Provost がいる。

Supporting staff はたくさんいる。Administration で働いている人の数は多いと思う。Administration に対しては demand がいろいろあり過ぎるぐらいある。

#### ◎質保証

6. 一度できたプログラムの質保証はどのように行われているのか。

Academic program について 8 年毎に review が行われている。

新しい Ph.D. プログラムについては、8 年間の間はレビューはない。毎年の dean への report などある。

3～4 人のメンバーによる site visit が行われる。2 名は UCLA の外部（他の大学）からのメンバーである。その後、報告書が書かれる。レビューには 1 年間は要する。結果は Dean に対して行く。15～20 個のレビューが毎年行われている。

レビューに必要な資金は volunteer basis で行われているので多くはない。Outside visitor に支払われるだけである。外部評価者は Senior faculty member である。

強い recommendation が出る時もあるし、bad review の時もある。このような場合には、修正がなされるまで学生を受け入れないなどの措置が取られることもある。

質保証は、Academic senate が担当している。

#### ◎教員

7. 教員が採用される際に、どういう選考や契約がなされるのか。

契約については、junior faculty member については、5 年間のアポイントメントを行う、6 年目に tenure のレビューを行うなどが決められる。Tenured faculty を外から採用する時にはよりシビアなレビューが行われる。採用のためのレビューが Academic Senate である。そこでレベル設定などについて検討される。

8. 教員の教育能力の評価や質保証はどのように進められているのか。

Performance の評価は学生の evaluation form がある。Fixed question と open question がある。

教員のレビューは department において行われる。Fellow faculty によって評価される。率直なところを言うと、ここの大学では、teaching よりもむしろ research productivity の方が評価の項目としては重要だろう。

9. 教員の授業担当負担の管理はどのように行われているのか。

Department のレベルで local にコントロールされてきた。Department の Chair が決めていた。最近 Provost が大学の Dean や Department Chair に対して書類を出して、教員に大きな規模のクラスの授業や学部レベルの授業を教えることを促している。多くの教員は大学院レベルのクラスの授業のみを教えることに関心がある。

ポリシーとしては、Provost が Dean や Department Chair に対してどうした方がいいと

いうことはこのようにできるが、決定するのは Department chair である。

10. Student learning assessment についてはどのような活動をしているのか。

いくつかの department においては実施されているだろうが、大学全体としてはまだ取り組んではいない。

(2) カルフォルニア州立大学ノースリッジ校

(California State University, Northridge (CSUN))

23 校あるカルフォルニア州立大学の 1 つであり (2-1-2 (1)参照)、1958 年に設立された。約 36,000 人 (頭数) の学生がおり、大規模な公立大学である。学士の学生数は約 30,500 人であり、学士教育が中心の大学である。

a. 学位プログラムの枠組み

学位プログラムの種類、分野及び範囲

カルフォルニア州立大学ノースリッジ校には 8 つのアカデミックカレッジがある。64 種類の学士の学位 (baccalaureate degrees)、52 種類の修士の学位 (master's degree) を授与している。また、教育分野において 55 種類の教師資格プログラム (teaching credential programs) を提供している。<sup>56</sup> 2007 年度には、6,619 人に学士学位が、1,543 人に修士学位が授与された。

以下の 9 つのカレッジがある。Tseng College は社会人教育のためのカレッジである。

- Mike Curb College of Arts, Media, and Communication (芸術、メディア、コミュニケーション)
- College of Business & Economics (ビジネスと経済)
- Michael D. Eisner College of Education (教育)
- College of Engineering & Computer Science (工学とコンピュータサイエンス)
- Tseng College
- College of Health & Human Development (健康とヒューマンデヴェロップメント)
- College of Humanities (人文)
- College of Science & Mathematics (科学と数学)
- College of Social & Behavioral Sciences (社会行動科学)

学士においては、以下の 64 種類の専攻 (major) に応じた学位が授与されている。

表 2-12 カルフォルニア州立大学ノースリッジ校で授与される学士学位の種類

Accountancy, B.S. African American Studies, B.A. Anthropology, B.A. Art, B.A., Asian American Studies, B.A. Biochemistry, B.S.
---

<sup>56</sup> <http://www.csun.edu/academic/>

Biology, B.A., B.S.  
 Business Administration, B.S.  
 Central American Studies, B.A.  
 Chemistry, B.A., B.S.  
 Chicano and Chicana Studies, B.A.  
 Child Development, B.A.  
 Cinema and Television Arts, B.A.  
 Civil Engineering, B.S.  
 Computer Engineering, B.S.  
 Construction Management Technology, B.S.  
 Communicative Disorders, B.A.  
 Communication Studies, B.A.  
 Computer Science, B.S.  
 Deaf Studies, B.A.  
 Economics, B.A.  
 Electrical Engineering, B.S.  
 English, B.A.  
 Environmental and Occupational Health, B.S.  
 Family and Consumer Sciences, B.S.  
 Finance, B.S.  
 French, B.A.  
 Geography, B.A.  
 Geology, B.S.  
 Health Science, B.S.  
 History, B.A.  
 Humanities, B.A.  
 Information Systems, B.S.  
 Journalism, B.A.  
 Kinesiology, B.S.  
 Liberal Studies, B.A.  
 Languages and Cultures, B.A.  
 Linguistics, B.A.  
 Management, B.S.  
 Manufacturing Systems Engineering, B.S.  
 Marketing, B.S.  
 Mathematics, B.A., B.S.  
 Mechanical Engineering, B.S.  
 Modern Jewish Studies, B.A.  
 Music, B.A., B.M.  
 Nursing, B.S.  
 Philosophy, B.A.  
 Physics, B.A., B.S.  
 Political Science, B.A.  
 Psychology, B.A.  
 Public Sector Management, B.A.  
 Recreation, B.A.  
 Religious Studies, B.A.  
 Sociology, B.A.  
 Spanish, B.A.  
 Special Major, B.A.  
 Theatre, B.A.  
 Urban Studies and Planning, B.A.  
 Women's Studies, B.A.



### 教育研究の基本組織との関係

9つのカレッジが設置されていることを説明したが、カレッジには Department が設置されており、基本組織単位をなっている。例えば、Mike Curb College of Arts, Media, and Communication には Arts、Journalism など6つの Department が所属している。

表 2-13 に学位プログラムと、これらの Department との関係を示す。Department とプログラムは対応しているが、College of Humanities の Humanities Program、Jewish Studies program、Liberal Studies program、Linguistics and TESL Program は、Interdisciplinary なプログラムであり、Department に所属する教員が Program Committee をつくり、Program Coordinator の指揮のもとで運営されている。

また、Special Major, B.A.は、既存の学位プログラムの範囲の外の関心領域について学習を追求したい学生のための学位であり、個人的に Special Major Coordinator と相談し、申請が認められた場合に授与される学位である。

**表 2-13 カルフォルニア州立大学ノースリッジ校の学士学位プログラム（組織別）**

College名	Department名またはプログラム名	学位プログラムの名称
Mike Curb College of Arts, Media, and Communication	Art Department	Art, B.A.
	Cinema and Television Arts Department	Cinema and Television Arts, B.A.
	Communication Studies Department	Communication Studies, B.A.
	Journalism Department	Journalism, B.A.
	Music Department	Music, B.A. Music, B.M.
	Theatre Department	Theatre, B.A.
College of Business and Economics	Accountancy Department	Accountancy, B.S.
	Economics Department	Economics, B.A.
	Finance Department	Finance, B.S.
	Information Systems Department	Information Systems, B.S.
	Management Department	Management, B.S.
	Marketing Department	Marketing, B.S.
	1.Department of Business Law 2.Department of Finance, Real Estate and Insurance 3.Department of Marketing 4.Department of Finance, Real Estate and Insurance 5.Department of Systems and Operations Management	Business Administration, B.S. 1. Business Law Option 2. Financial Services Option 3. Global Supply Chain Management Option 4. Real Estate Option 5. Systems Operations Management
Mike D. Eisner College of Education	Deaf Studies Department	Deaf Studies, B.A.
College of Engineering and Computer Science	Civil Engineering and Applied Mechanics Department	Civil Engineering, B.S.

	Computer Science Department	Computer Science, B.S.
	Electrical and Computer Engineering Department	Computer Engineering, B.S. Electrical Engineering, B.S.
	Manufacturing Systems Engineering and Management	Engineering Management, B.S. Manufacturing Systems Engineering, B.S.
	Mechanical Engineering Department	Mechanical Engineering, B.S.
The Tseng College	Public Sector Management	Public Sector Management, B.A.
College of Health and Human Development	Child and Adolescent Development Department	Child Development, B.A.
	Communication Disorders and Sciences Department	Communication Disorders, B.A.
	Environmental and Occupational Health Department	Environmental and Occupational Health, B.S.
	Family and Consumer Sciences Department	Family and Consumer Sciences, B.S.
	Health Sciences Department	Health Science, B.S.
	Kinesiology Department	Athletic Training, B.S. Kinesiology, B.S.
	Recreation and Tourism Management Department	Recreation, B.A.
	<i>Nursing program</i>	Nursing, B.S.
College of Humanities	Asian American Studies Department	Asian American Studies, B.A.
	Chicana and Chicano Studies Department	Chicano and Chicana Studies, B.A.
	English Department	English, B.A.
	Gender and Women's Studies Department	Women's Studies, B.A.
	Modern and Classical Languages and Literatures Department	French, B.A. Languages and Cultures, B.A. Spanish, B.A.
	Philosophy Department	Philosophy, B.A.
	Religious Studies Department	Religious Studies, B.A.
	<i>Central American Studies program</i>	Central American Studies, B.A.
	<i>Humanities Program</i>	Humanities, B.A.
	<i>Jewish Studies program</i>	Modern Jewish Studies, B.A.
	<i>Liberal Studies program</i>	Liberal Studies, B.A.
	<i>Linguistics and TESL Program</i>	Linguistics, B.A.
	College of Science and Mathematics	Biology Department
Chemistry and Biochemistry Department		Biochemistry, B.S. Chemistry, B.A. Chemistry, B.S.
Geological Sciences Department		Geology, B.S.
Mathematics Department		Mathematics, B.A. Mathematics, B.S.
Physics and Astronomy Department		Physics, B.A. Physics, B.S.
College of Social and Behavioral Sciences	Anthropology Department	Anthropology, B.A.
	Geography Department	Geography, B.A.
	History Department	History, B.A.

	Pan African Studies Department	African American Studies, B.A.
	Political Science Department	Political Science, B.A.
	Psychology Department	Psychology, B.A.
	Sociology Department	Sociology, B.A.
	Urban Studies and Planning Department	Urban Studies and Planning, B.A.
—	—	Special Major, B.A.

## b. 学位プログラムの実施に係る教育課程等<sup>57</sup>

### 教育課程の編成方針、編成方法、教育課程の管理及び具体的な教育内容

Semester制であり、1年に2つの学期がある。1 Semesterに取ることが出来るユニットは、学部で19ユニット以下、大学院で15ユニット以下である。仮入学 (probation) の学生と、退学処置の後に再入学を許された学生については、13ユニット以下である。

最初の60ユニットを取るまでの間に、一般教育を合計48ユニット取る必要がある。内訳は、以下の通り。米国の歴史と政府のユニット取得は、California Law, title 5に規定。

- 基礎スキル：12ユニット
- サブジェクト：29ユニット（自然科学8ユニット、人文6ユニット、社会科学6ユニット、ライフロングラーニング (life long learning) 3ユニット、比較文化・外国語6ユニット）
- 米国の歴史と政府：6ユニット

全ての学生は60ユニットに達する以前（3年生になる以前）に主専攻 (Major) を選ぶ必要がある。Majorでは少なくとも45ユニットはMajorの分野において取得する必要がある。<sup>58</sup>

副専攻 (Minor) を選ぶことができるが選ばなくてもよい。Minorを取るためにはMinorに関連するユニットを必要なユニット数だけ取得する必要がある。最低のユニット数は18であり、そのうち6ユニットはupper division workであることが必要である。同じDepartmentがMajorとMinorを同じ学生に授与することはできるが、異なる学位プログラムに関するMajorとMinorであることが必要である。

### 各学問分野の教育到達目標、標準的なカリキュラムや教材等の在り方

具体例として、経済学 major の場合の教育課程を簡単に説明する。Economics Departmentは、College of Business and Economicsに属している。Bachelor of Arts in Economicsの学位を授与している。

以下の学習目標を設定している。<sup>59</sup>

<sup>57</sup> Academic policies URL: <http://www.csun.edu/a&r/soc/academicpolicies.html> など

<sup>58</sup> Major declaration について。URL: <http://www.csun.edu/catalog/academicadvisement.html>

<sup>59</sup> Economics Degree Learning Goals、URL: [http://www.csun.edu/busecon/assessment/BAE\\_Learning\\_Goals.pdf](http://www.csun.edu/busecon/assessment/BAE_Learning_Goals.pdf)

- 一般的な学習目標
  1. 強い数量的スキルを持っている
  2. 強いコミュニケーションスキルを持っている
- 経済学関連の学習目標
  1. ビジネス環境と公共政策を分析するために需要と供給分析を適用することができる
  2. モノの交換から利益が得られることを理解している
  3. 意思決定における機会コストの重要性を理解している
  4. 豊かな国と貧しい国がある理由を理解している
  5. 経済活動のマクロ経済指標を理解している
  6. 経済活動における市場の役割を理解している
  7. 直観的に、また同時に公式的に、経済的概念を表現することができる
  8. 経済データと統計を効果的に使用し解釈することができる
  9. 金融政策、財政政策のマクロ経済変数へのインパクトを理解している
  10. 公共政策にとっての市場の失敗の重要性を評価することができる

科目履修スケジュールは以下の通りである。特に、断りがない場合には1科目3ユニットである。GEは一般教育科目 (General Education)、Title 5はアメリカ歴史か政府についての科目、Electiveは学生が選択する科目である。4年間で合計120ユニットを取得する。

- YEAR 1: 1st Semester (計15ユニット)
  - GE Basic Skills: Written Communication
  - Math Requirement (meets Lower Division Math and GE Basic Skills: Mathematics)
  - GE Arts and Humanities
  - GE Comparative Cultures
  - Elective
- YEAR 1: 2nd Semester (計16ユニット)
  - Economics Communication Requirement
  - Lower Division Statistical Method Requirement SOM 120 or Math140
  - GE Natural Science (with lab requirement) (4ユニット)
  - GE Basic Skills: Oral Communication
  - GE Comparative Cultures
- YEAR 2: 1st Semester (計16ユニット)
  - Accounting 220
  - Economics 160
  - GE Natural Science (with lab requirement) (4ユニット)
  - GE Basic Skills: Critical Thinking
  - Title 5 Requirement
- YEAR 2: 2nd Semester (計15ユニット)
  - Title 5 Requirement
  - Economics 161
  - GE Social Sciences
  - Electives (6ユニット)
- YEAR 3: 1st Semester (計15ユニット)
  - GE Upper Division Arts and Humanities (select course to meet IC part 2 requirement)
  - Economics 309
  - Economics 310 (also counts in GE Upper Division Social Science)
  - Economics 311
  - Elective
- YEAR 3: 2nd Semester (計15ユニット)
  - GE Upper Division Lifelong Learning
  - Economics 401

Upper Division Economics Elective  
Electives (6 ユニット)

- YEAR 4: 1st Semester (計 13 ユニット)  
Upper Division Economics Elective (300 or 400 level)  
Upper Division Economics Elective (400 level)  
Upper Division Electives (7 ユニット)
- YEAR 4: 2nd Semester (計 15 ユニット)  
Upper Division Economics Elective (300 or 400 level)  
Upper Division Economics Elective (400 level)  
Electives (at least 7 units must be Upper Division Elective Units) (9 ユニット)

教材の在り方についての規定は特に見つかからないが、使用する教材に関する知的財産権の問題についての規則が制定されている。<sup>60</sup>

#### 成績評価、単位認定、卒業認定、修了要件や修業要件や修業年限の在り方

学士の学位を取得するためには、以下の条件を満たす必要がある。<sup>61</sup>

- 一般教育の要求を満たすこと
- Major の要求を満たすこと
- Writing skill の要求を満たすこと
- GPA は 2.0 以上である。
- B.A で 120 ユニット (うち、40 は Upper-Division のユニット)。B.S. では 120 ユニット (うち 36-47 ユニットは Upper-Division のユニット)。B.M. では 132 ユニット (40 は Upper-Division ユニット)。少なくとも 9 ユニットは General Education のユニットを取得する。
- 30 ユニットは CSUN で取得すること。うち、24 ユニットは upper division class であること

卒業するためには、Application for Bachelor's Degree and Diploma を提出する必要がある。

累積 GPA が 2.0 以下または CSUN における GPA が 2.0 未満になる場合には、学生は仮入学 (probation) のステータスになる。仮入学の学生は、アカデミックアドバイザーと面会をするまでは、クラス登録をすることができない。

もし仮入学の学生が次のセメスター終了後の GPA が以下を下回る時には、Disqualified のステータスになる。

- 1 年生 (29 ユニットまで) 1.50
- 2 年生 (30 - 59 ユニット) 1.70
- 3 年生 (60 - 89 ユニット) 1.85
- 4 年生 (90 ユニット以上) 1.95

Disqualified になった場合には、Tseng College の Open University を通じてのみ CSUN のコースを登録することができる。学位に向けては 24 ユニットまでが認められる。必要なスキルや能力を獲得した後に、Academic Performance Agreement によって通常のステータスに戻る

<sup>60</sup> Academic Senate, Faculty Authored Material Policy, Approved September 30, 1991

<sup>61</sup> CSUN ウェブサイト、URL: <http://www.csun.edu/catalog/bachelorsdegreerequirements.html>

ことができる。

### 入学者選抜の在り方

カルフォルニア州立大学ノースリッジ校の入学者選抜の特色は、大学の周辺地域の学生、大学周辺地域以外のカルフォルニア州の学生、カルフォルニア州以外の学生に対して、異なる入学者選抜の基準が適用されることである。<sup>62</sup>

まず、大学の周辺地域の学生は、入学基準を満たしていれば原則として全員が入学することができる。基準は以下の通りである。

- 高校を卒業している（また卒業見込み）。あるいは、Certificate of General Education Development (GED)を取得するか、California High School Proficiency Examinationに合格している。
- 以下の大学入学に必要な科目を履修し、C以上の成績を取っている
  - 英語：4年間
  - 数学：3年間
  - 社会科学・歴史：2年間（1年間の米国の歴史または米国の歴史と政府を含む）
  - 科学：2年間（1つの生物科目と1つの物理科目で、どちらも実験を含む）
  - 外国語：2年間
  - 芸術・舞踏・演劇または音楽：1年間
  - 選択科目：1年間（英語、上級数学、社会科学・歴史、実験科学、外国語、芸術等、農学から選択）
- Eligibility index が基準点以上である。Eligibility Index の計算方法は以下の通り。GPAは高校の3年間の間の成績の平均点である。
  - (SAT点数を使う場合) SATの点数(数学とCritical Reading) + 800 × GPA
  - (ACT点数を使う場合) 10 × ACTの点数(writing scoreは除く) + 200 × GPASAT (Scholastic Aptitude test)の場合 2900点以上、ACT (American College Test)の場合 694点以上、SATまたはACTの点数がない場合にはGPA3.0以上が必要である。

大学周辺地域以外のカルフォルニア州の学生の場合には、上の3番目の基準について、GPA3.0以上、または、Eligibility Index が3200点(SATを使う場合)か740点(ACTを使う場合)となり、周辺の学生よりも高い基準となっている。また、全員が入学できる訳ではなく、これらの基準を満たす学生の中から良い成績の学生から入学者が選抜されていく。

最後に、カルフォルニア州以外の学生については、3番目の基準が、Eligibility Index が3502点(SATの場合)、842点(ACTの場合)、またはGPA3.61以上が基準となり、さらに高くなる。基準を満たす学生について、良い成績の学生から入学者が選抜される。

---

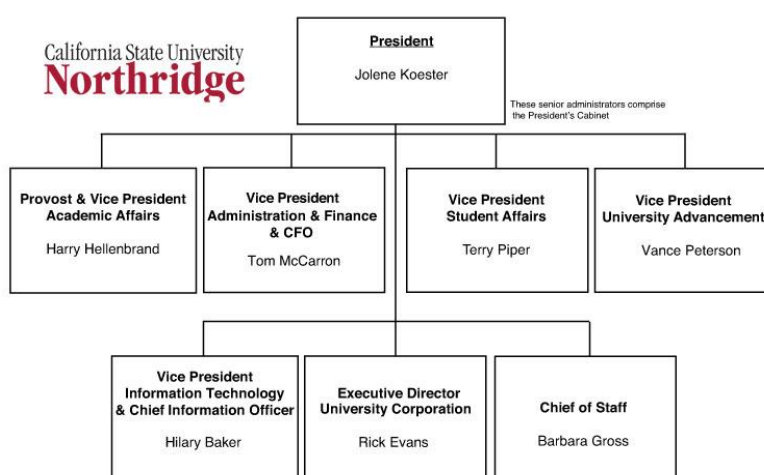
<sup>62</sup> California State University, Northridge, "First-time freshman admissions criteria", URL: [www.csun.edu/anr/applyftf.html](http://www.csun.edu/anr/applyftf.html)

入学申請書においては、Intended Major（専攻分野の予定）を記入することが求められるが、Undeclared（未決定）を選択することも可能である。

### c. 学位プログラムの実施体制等

#### 教員組織の在り方

図 2-12 に大学の管理部門の組織図を示す。大学のトップは President であり、その下に Vice President 5 名などが置かれている。



出典：CSUN ウェブサイト、URL: <http://www.csun.edu/presofc/orgchart.html>

図 2-12 カルフォルニア州立大学ノースリッジ校の管理組織

大学の教員数は頭数で、フルタイムの教員が 1,481 人（85.0%）、パートタイムの教員が 261 人（15.0%）の合計 1,742 人である。また、フルタイムの教員の職名は、教授が 325 人（36.6%）、准教授が 250 人（28.2%）、助教授が 245 人（27.6 人）、インストラクターが 67 人（7.6%）である。教員は、Department に所属している。

#### 経済学 Major の場合

Department of Economics においては、フルタイムの教員が 13 人（Professor 11 人、Associate Professor 2 人）、パートタイムの教員が 8 人いる。パートタイムの教員は皆 Lecturer（講師）である。経済学専攻の学生数は FTE で約 430 人である。

#### 教員の教育活動や勤務時間管理の在り方

カルフォルニア州立大学の教員の労働条件等については、California Faculty Association

(CFA)による団体交渉合意 (Collective Bargaining Agreement) に規定されている。特に、教員のワークロード (仕事量) については、第 20 条に規定がある。以下はその概略である。<sup>63</sup>

- 20.1 条 a. 教員の第一の責任は、教えること (teaching)、研究、学術 (scholarship)、創造活動、大学・専門職業 (profession) ・コミュニティへのサービスである。
- b. 教員の追加の責任は、学生への助言、キャンパスとカルフォルニア州立大学システムの委員会への参加、オフィスアワーを設けること、同僚と協力的に仕事をする事、アカデミック機能への参加である。
- c. 教員の責任は、教室における義務を超えて、授業の準備、学生の評価、シラバスの準備、分野の文献レビューと研究、教育手法の検討を含む。
- d. 教員の責任は、研究、学術、創造活動、教室における貢献、専門職業への貢献を含む。
- e. この合意の当事者は、上記の規定に関わらず、教員が通常は上記の全ての活動に、各々の学期または年の間に、参加しないことを理解する。

また、これらの活動に要する時間については同じく第 20 条に以下のように規定されている。

- 20.2 a. 教員の義務と責任は、固定した時間量に制限して定義することはできない。教員の義務と責任は、Department や教員と相談した後に適切な管理者によって決定される。
- b. 教員の授業の割り当ては、Department chair 等との相談の後に、適切な管理者によって決定される。

#### 教授会の在り方や権限

カルフォルニア州立大学システムの Academic Senate は、それぞれのキャンパスの教員の代表から構成され、Chancellor を通じて、Board of Trustees に対して、アカデミックな事項についての提言をする。

それぞれの州立大学においても、Academic Senate を設置している。教育政策委員会 (Educational Policies Committee) は、Senate により選ばれた 8 名のメンバー、学長によって任命された 2 名のメンバー、Associated Students Senate により任命された 1 名の学生のメンバーから構成される。委員会は 1 つのカレッジまたは図書館から 2 名を超えるメンバーを持つことはできない。この委員会は、大学全体の教育関係の方針策定と、学部のカリキュラム、一般教育、学部教育のアカデミック基準に関係する政策を検討し、提言を行う (Faculty bylaws)。

<sup>64</sup> 大学院については Graduate Studies Committee (大学院委員会) が担当している。図 2-13 にこれらの組織の関係を示す。

---

<sup>63</sup> California Faculty Association (CFA), Collective Bargaining Agreement, May 15, 2007 – June 30, 2010

<sup>64</sup> Educational Policies Committee (<http://www.csun.edu/epc/>)



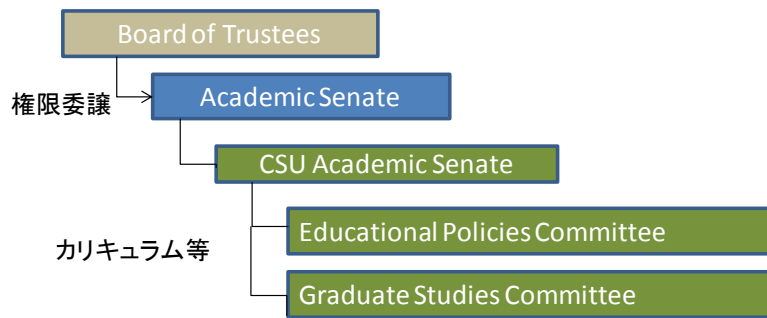


図 2-13 カルフォルニア州立大学ノースリッジ校のガバナンス組織（プログラム関係）

学生の所属及び学生の履修支援等の在り方

学生は表 2-14 に示すように学部・大学院合わせて約 3 万 6 千人であり、学部生が約 84% を占めている。学生は、Major を Declare した後は、プログラムを提供する Department、カレッジに所属することになる。表 2-15 にカレッジ別の学生数を示したが、Undeclared の学生は約 11% であり、大部分の学生は Department に所属していることになる。

表 2-14 学生数

	FTE	頭数	割合 (頭数)
学士	24,667	30,237	84%
大学院	3,792	5,971	16%
合計	28,459	36,208	100%

出典：California State University, Northridge, *Enrollment Report System - Student (ERSS)*.

表 2-15 カレッジ別の学生数（学士、大学院）（頭数）

カレッジ名	学生数 (頭数)	割合
Arts, Media, Communications	5091	14%
Business Admin & Economics	6915	19%
Health & Human Development	4632	13%
Education	1790	5%
Engineering & Computer	2401	7%
Humanities	3176	9%
Science & Mathematics	2491	7%
Social & Behavioral Science	5793	16%
Undeclared/Special	3919	11%
合計	36208	100%

出典：California State University, Northridge, *Enrollment Report System - Student (ERSS)*.

学生の学習支援のために、Learning Resources Center (LRC) のサービスを受けることができる。LRC ではチューターによる学習支援、ワークショップの開催、補習プログラムの開講など

を通じて学生がプログラムを終えることができるように支援をしている。支援の分野は、作文、数学、勉強方法の相談などである。<sup>65</sup>

#### 教育課程のガバナンス体制や学生に対する教育の責任

Donahue Higher Education Act of 1960 によりカリフォルニア州立大学のシステムができた。カリフォルニア州立大学の責任は理事会 (Board of Trustees) にある。25 人の Trustees (理事) の構成は以下の通りである。<sup>66</sup>

- 州政府等のポストにある者 (5 人) : 州知事、副州知事、議会の議長 (Speaker of the Assembly)、州公教育長 (State Superintendent of Public Instruction)、カリフォルニア州立大学システムの学長 (Chancellor)
- 卒業生 (1 人) : CSU Statewide Alumni Council が任命した卒業生。任期は 2 年。
- 教員 (1 人) : Academic Senate が提案したメンバーを州知事が任命。任期は 2 年。
- 学生 (2 人) : California State Student Association が提案したメンバーを州知事が任命。1 名のみ投票権を与えられる。任期は 2 年。
- 州知事任命のその他の Trustees (16 人) : 州知事が任命し、州の上院が承認する。任期は 8 年。

Board of Trustees の任務は以下の通りである。

- 州立大学システムの管理的な政策を策定すること
- 州立大学システムの各キャンパスのカリキュラムの開発を指揮し、調整すること
- 資金、財産、施設、投資の効率的なマネジメントを監督すること
- カリフォルニア州立大学システムの CEO である Chancellor と ViceChancellors を任命し、それぞれのカリフォルニア州立大学のキャンパスの CEO である学長 President を任命する。
- カリフォルニア州立大学の教育の現在の効果と将来のニーズについて理解すること

Board of Trustees には、監査 (Audit)、キャンパス計画 (Campus Planning)、建築 (Buildings and Grounds)、団体交渉 (Collective Bargaining)、教育政策 (Education Policy)、ファイナンス (Finance)、政府関係 (Governmental Relations)、制度 (Institutional Advancement)、組織規則 (Organization and Rules)、大学教員 (University and Faculty Personnel) の 9 つの委員会が設置されている。

#### 資金

大学の一般予算において、2008 年までの数年においては、州の一般予算からの配分 (state appropriations) は約 65%、大学のその他収入 (revenue) (授業料など) は約 35% を占めて

---

<sup>65</sup> California State University, Northridge, Learning Resource Center, URL: [www.csun.edu/lrc/](http://www.csun.edu/lrc/)

<sup>66</sup> California State University website, Board of Trustees URL: [www.calstate.edu/bot/overview.shtml](http://www.calstate.edu/bot/overview.shtml)

いたが、2009-10年度においては、カルフォルニア州の財政危機の影響によって、州からの配分額の割合が49%まで低下、revenueは51%になった。

カルフォルニア州立大学ノースリッジ校においては、学術分野においては、非集権的な予算策定の原則（Principles of Decentralized Budgeting in Academic Affairs）が取られている。予算はDepartment（またはDepartmentがない組織ではProgram、Center）に対して配分される。予算配分の際に考慮されるのは以下の事項である。

- 前年度の Base budget
- 予算の修正要因（教員減、新規の採用、学生の FTE 増加、学生の FTE を減少させる計画）
- 教員・スタッフの給与増加
- 一般予算以外の収入（Lottery budget、グラント収入など）

このように基本的に対前年度予算をベースに、修正を加えていく方法であり、ゼロベースでファンディングフォーミュラ（Funding Formula）を適用することによる Department への予算配分は実施されていない。

特に、カルフォルニア州立大学は教育中心の大学であるため、教員の人件費の占める割合が高く、全体では89%を占めている。また、8つのカレッジに限定して考えれば、教員人件費の割合は92%である。教員の給与以外の主な予算項目は、パートタイムの教員給与、授業補助者の給与、運営経費（Supplies and Materials、装置、旅費など）などである。<sup>67</sup>

表 2-16 に 2008-09 年度における Base budget の学術・教育目的への配分をカレッジ等の組織レベルで示した。

---

<sup>67</sup> Diane Stephens, Director of Academic Resources; Edith Winterhalter, Budget Analyst, Department of Academic Resources and Planning, "BUDGET 101": New Department Chair Orientation, August 14, 2008

表 2-16 2008-09 年度の Base budget (学術関係)

大項目	小項目	予算額
Instruction	Arts, Media, and Communication	\$14,666,402
	Business and Economics	\$11,983,741
	Education	\$12,444,800
	Engineering and Computer Science	\$7,881,807
	Health and Human Development	\$11,660,304
	Humanities	\$13,605,096
	Science and Mathematics	\$14,859,634
	Social and Behavioral Sciences	\$15,543,554
	Subtotal Colleges	\$102,645,338
	Developmental Writing	\$969,979
	Developmental Mathematics	\$803,242
	Freshman Seminar Program	\$246,701
	Total Instruction	\$104,665,260
Academic Support Services	Library	\$7,677,391
	Educational Opportunity Program	\$2,775,701
	Admissions and Records	\$4,220,199
	Learning Resources Center	\$532,189
	Academic Services for Student Athletes	\$207,598
	Center for Innovative and Engaged Learning Opportunity (CIELO)	\$381,547
	Total Academic Support Services	\$17,191,365
Academic Affairs Administration		\$10,398,391
Held for Anticipated Reduction		\$8,000,000
Total Academic Affairs General Fund Base Budget		\$104,255,016

出典：California State University, Northridge website, 2008/2009 Academic Resources

Budget

d. 学位プログラムの実施に係る質保証の仕組み

設置基準の在り方

カルフォルニア州立大学ノースリッジ校は、1958年に Los Angeles State College の Valley 地域の分校として開校した。San Fernando Valley State College の名称となった。カルフォルニア州立大学システムは、当時は California State Colleges という名称だった。Trustees の決定によって、1972年まで California State Colleges は、19校のうち12校は California State University に、2校は California State Polytechnique University の名称に変更された。これに伴い、San Fernando Valley State College は、California State University, Northridge の名称に正式に変更された。<sup>68</sup>

<sup>68</sup> California State University, "Historic Milestones", URL: <http://www.calstate.edu/PA/info/milestones.shtml>; California State University, Northridge, "CSUN History" URL: <http://www.csun.edu/aboutCSUN/history/>

California Education Code (カルフォルニア州教育法) の Title 3, Division 5, Part 40 (Donahue Higher Education Act) において、カルフォルニア州立大学のミッションについては、学部学生と、修士課程までの大学院生に対してリベラルアーツ、科学、教育養成を含む専門教育に関する教育を提供する、と規定されている。

また、Title 3, Division 8, Part 55 において、カルフォルニア州立大学の設置、ガバナンス機関としての Trustees の設置などについて規定されている。また、カルフォルニア州立大学を置く 25 の地名が記載されている。ノースリッジ校については、San Fernando Valley の地名が規定されている。各校の名称をどのようにするかについては Trustees の権限で決めることができる。

#### 設置認可の在り方

カルフォルニア大学の項目で説明した通り、カルフォルニア州中等後教育委員会(California Postsecondary Education Commission (CPEC))は新しいプログラムを開設する際にレビューを実施している。

#### 学位プログラムと分野別認証評価との関係

CSUN ノースリッジ校は Western Association of Schools and Colleges の Commission for Senior Colleges and Universities から認証を受けている。また、カルフォルニア州の State Board of Education から認証を受けている。

個々の学位プログラムについては、表 2-17 に示すア krediyation を受けている。<sup>69</sup>

表 2-17 カルフォルニア州立大学ノースリッジ校で分野別認証を受けているプログラム

学位名称	ア krediyation 団体
Art. B.A., M.A., and M.F.A. programs	National Association of Schools of Art and Design (NASAD).
Athletic Training. Kinesiology (option III). B.S. program	Commission of Accreditation for Allied Health Education Programs (CAAHEP).
Business Administration. B.S. and M.B.A. programs	Association to Advance Collegiate Schools of Business (AACSB).
Career Counseling. M.S. program	Council for Accreditation of Counseling and Related Programs (CACREP).
Civil Engineering. The B.S. program	Accreditation Board for Engineering and Technology (ABET).
College Counseling and Student Services. M.S. program	Council for Accreditation of Counseling and Related Programs (CACREP).
Communicative Disorders M.S. Programs in Speech Pathology and Audiology	American Speech-Language-Hearing Association (American Board of Examiners in Speech-Language Pathology and Audiology-Educational Standards Board)
Computer Engineering. B.S. program	Accreditation Board for Engineering and Technology (ABET).
Computer Science. B.S. program	Computer Sciences Accreditation Board.
Deaf and Hard of Hearing (Special	Council on Education of the Deaf (CED).

<sup>69</sup> [www.csun.edu/catalog/collegesdegreesandaccreditation.html](http://www.csun.edu/catalog/collegesdegreesandaccreditation.html)

Education: Option). M.A. program	
Education. Credential and graduate programs	National Council for Accreditation of Teacher Education (NCATE). Teacher Certification Program,
Electrical Engineering. B.S. program	Accreditation Board for Engineering and Technology (ABET).
Environmental and Occupational Health. B.S. and M.S. programs	National Environmental Health Science and Protection Accreditation Council. B.S. program
Family and Consumer Sciences. B.S. and M.S. programs	American Association of Family & Consumer Sciences (AAFCS), Council for Interior Design Accreditation (formerly FIDER), American Dietetics Association (Didactic Program in Dietetics and Dietetic Internship).
Genetic Counseling. M.S. Program	American Board of Genetic Counseling.
Journalism. B.S. and M.S. programs	Accrediting Council on Education in Journalism and Mass Communication.
Interior Design. Family and Consumer Sciences (option). B.S. program	Council for Interior Design Accreditation.
Manufacturing Systems Engineering. B.S. program	Accreditation Board for Engineering and Technology (ABET).
Marriage and Family Therapy. M.F.T. Program	Council for Accreditation of Counseling and Related Programs (CACREP).
Mechanical Engineering. B.S. program	Accreditation Board for Engineering and Technology (ABET).
Music. B.A., M.A., B.M., and M.M. programs	National Association of Schools of Music.
Nursing. B.S. program	Commission on Collegiate Nursing Education (CCNE).
Physical Therapy. M.P.T. program	Commission on Accreditation in Physical Therapy.
Public Health. M.P.H. program in Community Health Education	Council on Education for Public Health
Radiologic Technology: Health Sciences (option II). B.S. program	Joint Review Committee on Education in Radiologic Sciences, California Department of Health, Radiologic Health Board.
School Counseling. M.S. program	Council for Accreditation of Counseling and Related Programs (CACREP).
Theater. B.A. and M.A. programs	National Association of Schools of Theatre.
Art. B.A., M.A., and M.F.A. programs	National Association of Schools of Art and Design (NASAD).

#### 内部質保証

Board of Trustees は全てのカルフォルニア州立大学のキャンパスに対してプログラムレビューを行うことを求めている。プログラムレビューはノースリッジ校においては5年サイクルで実施されている。Associate Vice President of Undergraduate Studies、Associate Vice President of Graduate Studies などがプログラムレビューの計画を作成する。プログラムレビューの対象となった Department は、self review 報告書を Educational Policies Committee と Graduate Studies Committee の定めたフォーマットに従い作成する。Self study 報告書は外部には公表されていない。作成された報告書はカレッジレベルにおいて検討される。修正が必要な場合にはカレッジの Dean は修正を Department の Chair に命じる。外部評価者 (external reviewer) チームは Department からの推薦リストに基づき Associate Vice President of Undergraduate Studies などが決定する。外部評価者には最低一人はカルフォルニア州立大学

の関係者が含まれる。評価チームは訪問し報告書を作成する。<sup>70</sup>

新しいカリキュラム提案をレビューする手続きは以下のように規定されている。

#### Curriculum Review Procedures (1993年5月17日承認)<sup>71</sup>

カリキュラム・レビュー・プロセス (Curriculum Review Procedures) (1993年5月17日承認)

第1項 全てのカリキュラム上の提案は department と school のレベルで綿密に審査される。学問的に sound で EPC/GSC Curriculum Manual に規定されているガイドラインに合致するかどうかを保証するためである。(EPC: Educational Policies Committee, GSC: Graduate Studies Committee)

第2項 以下の事項を含む提案は、適当な大学のレベルでの委員会 (EPC か GSC かまたは両方) に承認を求めて提出される。

- a. 一般教育 (General Education)
- b. 新たなプログラムの創設
- c. プログラムへのユニットの追加
- d. スクールの中の concurrence の欠如
- e. 新しいコース (学部のコースのみ)

第3項 上の a から e に該当しない提案の場合には、以下の手続きが取られる。

a. 各々の school はカリキュラム提案の概要を準備する。提案は、内容の記述と、理由から構成される。

b. 概要は、関連する副学長補 (associate vice president)、関連する委員会のメンバー、全ての学部長補 (associate deans) に送付される。これは、EPC と GSC によって決められた日程に従って行われる。

c. 副学長補、委員会メンバー、学部長補は、完全な提案書を要求することができる。

d. 完全な提案書をレビューした後に、副学長補、委員会メンバー、学部長補は、追加の情報や、疑問点に対する回答を要求することができる。例えば、場所の使用、資源の必要性、内容の重複などについての質問である。

e. 追加の情報が副学長補、委員会メンバー、副学部長の懸念を解消しない場合には、提案が、EPC あるいは GSC の議題として取り上げられることを要求することができる。

f. 提案が、しかるべき時期までに EPC か GSC の議題として取り上げられなかった場合には、提案は了承されたものとみなす。

第4項 了承された学部教育レベルの提案は、アカデミックプログラム担当副学長補 (Associate Vice President of Academic Programs) によって署名される。

このうち、学士のレベルにおけるカリキュラムの提案の検討は、教育政策委員会 (EPA) において実施される。その手続きについては、EPA Standard Operating Procedures に規定されている。

#### EPC のカリキュラム・レビュー手続き (EPC Curriculum Review Procedures)

全てのカリキュラムの提案は、department や College のレベルで十分に審査を受ける。学問的に sound であり、EPC Curriculum Manual に規定されているガイドラインに一致することを保証するためである。カリキュラムの提案は、関係するカレッジレベルの委員会において承認を受けた後に、EPC に送付される。カレッジの学部長の署名は、カレッジの内部において、適切な相談と、レビューが実施されたことを示すためのものである。提案は以下の観点からレビューされる。

<sup>70</sup> California State University, Northridge, Program Review Policy and Procedures, Spring 2002, updated 2009

<sup>71</sup> [http://www.csun.edu/senate/policies/curriculum\\_review\\_procedures.pdf](http://www.csun.edu/senate/policies/curriculum_review_procedures.pdf)

1. コンプリートか（必要十分な情報が含まれているか）
2. 重複
3. 拡散（proliferation）（学生の需要を考えずにコースが拡散していないか）
4. 資源（施設、装置、教員、スタッフ支援など）
5. 意見調整における合意

#### カリキュラムの提案（Curriculum Proposals）

全ての学士のカリキュラムの提案は EPC に提出される。全ての大学院のカリキュラムの提案は、GSC に提出される。毎セメスターに、EPC は、(1) プログラムとコースにおける恒久的な変化を求めるカリキュラム提案、(2) 実験的なコースの提案についてレビューを実施する。

#### カリキュラム提案と SLO・アセスメント

以下のタイプのカリキュラムの提案は、学生の学習アウトカム（Student Learning Outcomes (SLO)）とアセスメント手法（assessment methods）についての内容を含む必要がある。この内容を含まない提案書は department に返却される。

- 新しいプログラムの提案
- 主専攻プログラムの修正
- 新しいコースの提案
- 新しい実験コース（experimental course）の提案
- コースの修正（ユニット数の変更、コース内容の変更、コースのタイプの変更、成績評価の方法の変更、プログラムにおけるコースの使用の変更）

以下の場合には、SLO やアセスメント手法については必要ではない。

- コースの修正（コースの削除、コース名の変更、カタログにおけるコースの説明内容の変更、コースの略号の変更、コースの番号の変更、コース受講のための必要条件の変更）
- 副専攻のプログラムの修正（コース番号、コース名、コース受講の必要条件、選択科目リストにおける小さな変更に変化に対応するための変更）

#### カリキュラムの変更の資源への影響（Resource Implications for Curricular Change）

以下のリストは、Department が、新たなコースやプログラムを作るか、既存のコースやプログラムの変更を考える際に、資源についての検討を行うためのガイドである。これらの項目が全てではなく、また、変更の内容によって検討する項目は異なるだろう。

- 施設の変化・追加
  - 新たなスペースは必要か
  - 既存の施設の変更は必要か
  - 施設の変化や追加にはいくらかかるか
  - 継続的にかかるコストはあるか（休み中の光熱水量など）
- 装置・ソフトウェア
  - 新たな装置、ソフトウェアは必要か
  - 装置にはいくらかかるか（初期費用、維持費用、メンテナンス、保険、交換費用）
  - スタッフや教員をトレーニングする必要はかかるか
- 受講者数が少ない（最初に開講される場合）
  - いつコースの受講者は定員まで達するか
  - 定員に達するまでの間に、いくらコストが発生するか
- 管理・スタッフ支援
  - 管理的・技術的な支援は追加的に必要か。
  - 支援が必要な場合には、いくらかかるか
- GA/TA 支援
  - 大学院生の支援や教授の支援は必要か
  - 必要な場合には、いくらかかるか
- 教員のコスト
  - プログラムに対してリーダーシップを提供することが可能な常勤教員は十分に department にいるか
  - パートタイムの教員を雇用することが必要か



- パートタイムの教員の雇用にはいくらかかるか
- 新たなコースを提供するための、他のコース等の減少
  - 新たなコースは、Department のコース提供のローテーションにどのように関わるか
  - 新たなコースの追加は、department における他のコースの提供を制限するか
  - 制限される場合には、どのコースが削減の対象となるか
  - その場合に、卒業率へのインパクトはどの程度か。他の department における入学者数にどの程度影響するか
- プログラムにおけるコースの重複
  - 新たなコースは、他のコースで教えられている内容を含むか。
  - 含む場合には、どの程度の重複があるか
- 出版物
  - 新たなコースの追加する場合には、主要な出版物の修正を必要とするか
  - 出版物のためにいくらかかるか
- 図書館の蔵書とサービス
  - プログラムを支援するために必要な図書を購入し、維持するためにいくらかかるか(オンラインを含む)
  - 図書館司書からどのようなレファレンスや教育上の支援が必要とされるか
- 助言機能
  - カリキュラムの変更は、アドバイザーの訓練や、新たな助言サービスを必要とするか

一般教育の提案のレビュー (EPC Review of General Education Proposals)

EPC は一般教育のプログラムに関する全ての政策や手続き、一般教育のカリキュラムの提案について責任を有する。一般教育のためのコースは、特定の一般教育のセクションのために承認される必要がある。一般教育コースの内容は、特定の一般教育セクションの目標と学生学習アウトカム (SLO) に一致しなければならない。

既存の一般教育のコースの再サーティフィケーション (Recertification of Existing General Education Courses)

一般教育のコースは定期的にレビューされ、(少なくとも 5 年に 1 回) 再サーティフィケーションを受ける必要がある。通常は、一般教育の 1 つのセクションに属する全てのコースが同じ学期に同時にレビューされる。(略)

再サーティフィケーションは、提案されるコースポートフォリオに基づき行われる、。

- コースは、全ての学生がコースの学習アウトカムを達成するようにデザインされ、教えられていることを示す十分なエビデンスが提供されているか。
- コースの改善が継続しており、学生の学習を改善することに焦点があるか
- コースのアセスメントの計画は現実的で実現可能か。
- 複数のセクションを持つコースは、コースの全てのセクションが、SLO を達成するように調整されていることを示すエビデンスがある

現在 CSUN において設置が計画され、検討されている学位プログラムは以下の通りである。<sup>72</sup>

2009 年

BS Computer Information Technology

MPP Master of Public Policy

2010 年

MS Computer Engineering

MS Information Technology

MS Marketing and Design Management

MA Humanities

MA Economic Policy Analysis

MA Music Industry Studies

<sup>72</sup> CPEC, Program Planning and Review to Promote Responsiveness to Public Needs, June 2009

MA Assistive Technology in Human Service  
MS Assistive Technologies and Rehabilitation  
2011 年  
MS Structural Engineering  
MS Quality Management  
MBA/JD Business Administration and Law  
2012 年  
BS Industrial and Quality Mgmt

## 現地インタビュー調査内容

2009年5月18日に、カルフォルニア州立大学ノースリッジ校のアカデミック部門の責任者にインタビューを実施した。

### ◎全般

1. Provost とはどのような機能を果たしているのか。どのような人が選任されるポストか。

Provost は大学で 2 番目の高いポストである。予算や教員管理、教員採用などアカデミック関係の全てについて責任がある。Provost は大学教員が就くポストであり、Dean、Department Chair や Vice President などをしてきた人になるポストである。

今では昔と違って、大学の予算や制度などが複雑になった。この 30 年間位で事情は随分と変化した。Part-time で Provost のような管理ポストを務めるのは難しくなった。私自身は現在クラスは持っていない。Dean をしている頃まではクラスを持っていたが、今はスケジュール的に無理である。

2. 留学生はどのくらいいるのか。

海外からの留学生は 5～6 %位である。しかし、移民の第一世代も含めれば、30～40%の学生はそうである。この地域 (Valley) では、韓国、インドネシア、タイ、ベトナムなどからの学生が多い。日本人の学生はバークレイなどに比べれば少ないだろう。カルフォルニア州立大学の中で日本人の学生が多いのは、ロサンゼルス校だ。

しかし、カルフォルニア州立大学は海外留学生をあまり受け入れないこととなっている。State Charter で、カルフォルニア州立大学は地域のための大学であり、入学決定において 1 番の優先順位は地域の学生に与えることと決まっている。そこがカルフォルニア大学とは違う。

3. カルフォルニア州立大学は何校あるのか。

カルフォルニア州立大学は 23 校ある。このうち、California State Polytechnic University, Pomona (Cal Poly Pomona) と、San Luis Obispo にある California Polytechnic State University (Cal Poly) は工学の大学である。その他は総合大学である。また、San Diego State University はカルフォルニア大学サンディエゴ校 (University of California, San Diego) とバイオテクノロジー関係で数々の研究上の連携関係があり、研究も重視している大学である。

## ◎プログラム

### 4. 新しい学位プログラムを作る際にはどのようなプロセスを経るのか。

プログラムの提案はニーズのスクランから始まる。地域のビジネス、教育機関などに意見を求め、地域のニーズがどのようなものかを見る。プログラムを始めるためには、プログラムが機能するということをビジネス面から正当化できることがまず必要である。その後は、提案書を検討し、とりまとめ、大学内部でのいくつかのレベルにおける承認が必要である。

次に、カルフォルニア州立大学システムの Chancellor's Office（カルフォルニア州立大学総長室）で承認されなければならない。プログラムの Quality や Viability について評価して決める。

その後は、地域認証機関である Western Association of State Colleges and Universities (WASC) による承認、必要な場合には他の専門的な accrediting agency (心理学、social work など) からの承認が必要である。最後に、California Postsecondary Education Commission (CPEC) の承認が必要である。また、教員養成のプログラムであれば、California Commission on Teacher Credentialing からの承認が必要になる。

最も、困難なのは、campus レベルで承認を貰うことである。Dean や faculty からの承認が必要である。提案が Campus の外に出ると、承認を受けることの困難さの程度が下がるが、手続きが煩瑣になってくるので時間はかかる。CPEC の承認を受けるのは難しくはない。

プログラムを作るのは、教員であり、最初は Dean と相談しながら内容を検討していく。プログラムの検討には約 1 年を要する。Extension のプログラムやコース（社会人用のプログラムなど）であれば、もっとずっと早く約 1 カ月でも検討を終えることができる。Extension のプログラムには non degree のプログラムも数多くある。

### 5. 新たな学位プログラムができると、どのような経費がつくのか。

資源の配分にはいくつかのケースがある。第 1 には、新しいプログラムがどれだけ大学の資源の成長に貢献しているかに基づく。それについてのフォーミュラがある。第 2 に、州からの特別の資金が来る場合がある。看護人材教育、環境、公衆衛生など州の特別のニーズがある場合に教育プログラムが設置される場合である。その場合には州の法律に基づき資金も配分される。flat rate で学生数にのみ基づいて資金配分を決めると、工学などでは問題が出てくる。技術志向のプログラムにおいては、学生数に基づいて資源配分をすると運営ができなくなる。

通常は、新たなプログラムを作る場合には既にいる教員の中でやりくりして考える。新たな教員の採用は、プログラムの成長にリンクして計画していく。新プログラムの設置は間接的に大学の予算規模に影響を与える。州は、学生数がどのくらいになるかに基づいて予算を配分し、大学のプログラムの内容によって予算規模を決めている訳ではない。その意味でインパクトは間接的である。

### 6. 外部資金は導入されるのか。どのように経費が支払われることが多いのか。

大学には約 3000 万ドル (約 30 億円) の貯蓄がある。現在、経済状況が悪くなっているが、それでも、何とかやっつけていけるだけの余裕が大学にはある。需要が低いプログラムも開講されていない。10 年前に多くの資源配分を変えて、カリキュラムの大きな変更を行った。それが今になって役に立っている。

約 35% の資金は、学生の授業料から、残りの 65% は州から来ている。州からの資金はブロックとして配分され、その使用については各大学のレベルで決定される。

資源の配分にはいくつかのやり方がある。1 番目は、米国と世界における学問分野間での資源配分のパターンを見て決めている。専門分野によって必要な資金の大きさが異なる。理工学、医学などは大きい。それに加えて、このキャンパスにおける事情を考慮して決める。大学院教育志向のプログラムと、学部教育重視のプログラムについて適用するようなフォーミュラを作っている。

7. 学位についての新プログラムは Educational Policies Committee において検討されるのか。

Education Policies Committee (EPC) は学部のレベルだけではなく、全学レベルの検討機関でもある。EPC では、予算について検討して、それに基づき決定をする場ではない。学問的に見たプログラムの質や、プログラムに対するニーズがあるかといった観点からの検討を行う。メンバーは senior faculty である。EPC は、Provost に対して recommendation をする。それに基づいて、Provost が最終的に決定をする。

平均すれば、毎年提案されるコースの提案は毎年約 100 個である。プログラムの提案は毎年 10 個以下である。提案の中で、EPC における段階まで達するのは、約 70~80% である。

カルフォルニア州立大学の Chancellor が全般的な観点から最終的に決定する。Chancellor は州立大学の全体の予算などの広い観点から見て検討するとの立場であり、カリキュラムの内容については、個々の州立大学の決定が殆どは通ることになる。

CPEC は reporting agency であり、規制をするような権限を有していない。

8. Academic Senate で承認されることが必要なのか。意思決定はどのように行われるのか。

大学によっては、全ての教員が Academic Senate のメンバーになっているところもあるが、この大学ではそれぞれのカレッジから選ばれた教員がメンバーとなっている。全部で 50~60 人がメンバーとなっている。Academic Senate では大学全般の policy についての決定をする。Academic Senate は各州立大学においてもあるし、州立大学全体のレベルでもある。

学位プログラムについては、一般教育 (general education) のプログラムについてのみ Academic Senate からの承認が必要である。

9. CSU の Chancellor's Office ではどのような体制なのか。

Chancellor's Office でプログラムのレビューに関係ある仕事をしているのは約 15 人ぐらいである。

10. 学士には interdisciplinary なプログラムはあるのか。カレッジをまたがるプログラムはあ

るのか。

64 個ある学士学位のうちでは、15~20 個が interdisciplinary なプログラムである。

教員が interdisciplinary program で教えることになった場合には、所属する学部で担当する授業数には影響する。

11. CSU のプログラムは UC のプログラムとは異なるのか。

カルフォルニア大学とカルフォルニア州立大学の大きな違いは、カルフォルニア州立大学では、カルフォルニア大学との協力なしでは、博士課程のプログラムを開設することができないということである。

12. 職員や専門スタッフはカリキュラムやプログラムの編成・運営に関わるのか。

サポートスタッフは、アドバイザー、秘書、テクニシャンなどである。サポートスタッフは、Dean のレベルでも、Department のレベルでも、ここの provost office においてもいる。Academic 関係の支援スタッフは、大学全体で合計すれば、300 から 400 人位である。

支援スタッフは、プログラムの開発、支援、運営などの業務に関係している。プログラムの検討を支援するスタッフは、学部レベルのプログラムレビューのために 3、4 人が Undergraduate Dean's Office で、大学院レベルのプログラムレビューのために 3 人のスタッフが Graduate Dean's Office で働いている。

13. プログラムの検討において学生の意見、卒業生や地域の意見は反映されるのか。

学生からのインパクトは大きいものではないが、プログラムを検討する過程においては、学生の意見や関心などはインタビューを行う。プログラムの内容に対して最もインパクトを与えることができるのは、インタビューを通じてである。

#### ◎質保証

14. 一度できたプログラムの質保証はどのように行われているのか。

いくつかの方法がある。第 1 に、5 年ごとに学内において Program review を実施している。プログラムについてのデータを検討し、学生の学習成果についてサンプルを取って検討する。2 番目には、プログラムは、毎年、自己アセスメント報告書 (staff assessment report) を提出することが求められている。報告書においては、学生の成績以外の指標などを使って、学生の学習について測定する必要がある。3 番目には、技術志向などのプログラムであれば、5 年~7 年毎に認証機関による認証プロセスがある。教員養成、工学、心理学などのプログラムである。専門的認証機関によって認証されているプログラムは大学全体で約 40 個ある。

15. 質保証のための self study はどの部署を中心に実施されているのか。

Self study は、Office of Undergraduate Studies が担当している。多くの教員が Self study の作成には関わっている。Self study を作成する際には、5 人から 7 人のメンバーから構成される委員会を作る。委員会のための支援スタッフは通常は 1 人である。

16. Accreditation や self study の結果はどのようにプログラムの内容や、大学の運営などに反映されているのか。

Self study 作成のプロセスや、認証プロセスに価値があるかどうかは、その方法によって決まる。学生が学習しているか、学生が何をしているかなどの最終的な目標についてのアセスメントに焦点があるとすれば、効果がある。逆に、もし、いくつかのクラスを教員が受け持っているかとか、何がいくつかあるなどのインプットの測定に焦点があるのであれば、あまりうまくいかないことが多い。

Self study や認証の結果として、大学の教育プログラムなどについて変更があった例は以下の通りである。CACREP というカウンセリングプログラムについての認証機関がある。この機関にプログラムの教員は学位を持っている人であるべきであるとの提言を貰った。これを受けて、その後の教員の雇用については学位を持っていることを条件とした。また、工学の認証機関から、いくつかの研究室について、施設を更新すべきであることと、工学のいくつかの授業については、受講の条件を明確にすることを求められた。この指摘をその後実行した。

通常は、認証機関から多くの変更を求められることはない。その理由は、認証機関の基準が現在どのようなものなのかについての情報を集め、Department に対して、その内容を、認証プロセスが始まる前から知らせているからである。

#### ◎教員

17. 教員は9つのカレッジのそれぞれに属しているのか。

教員はカレッジの Dean、Department Chair によって雇用されている。教員のパフォーマンスについてはピアレビューに基づく。教員が interdisciplinary なプログラムに関わりたいと考えた場合には、Dean か Department Chair からの承認を貰う必要がある。通常は承認を貰うのは困難なことではない。

18. 教員が採用される際に、どのような選考や契約がなされるのか。

教員には tenure-track の教員と、part-time の教員の 2 種類がいる。Tenure track の教員は tenure (終身教授) になることが可能である。Part time の職員の雇用は、有期の更新可能な契約に基づいている。Tenure track の教員は、教えるとともに、研究を実施することが求められる。カルフォルニア州立大学では、教えることの能力がより重視され、カルフォルニア大学では研究能力がより重視される。

19. 教員の教育能力の評価や質保証はどのように進められているのか。

いくつかの教員評価の方法がある。第 1 に、教員の授業評価が、受講した学生によって行われる (teaching evaluation)。第 2 に、教員によるピアレビューが毎年ある。他の教員が教室を訪問して授業を評価する。第 3 に、定期的に、教員はファイルを作って、Provost に提出する。それを Provost がレビューする。教員のサービスや授業レビューを見る。このような評価によって、教員の昇進が決まる。

Tenure を取った教員のパフォーマンスに影響を与える手段は多くはないが、給与やどのような仕事を与えるかということがある。

20. 成績評価システムと学生の経済的負担との関係はあるか。

成績と授業料とは関係がない。授業料は全ての学生にとって同じである。

21. 教員の授業担当負担の管理はどのように行われているのか。

第1に、Faculty member については、faculty union contract (教員労働組合契約) がある。基本的な事項についてはそれで決まっている。第2に、教員の授業負担についての米国におけるデータ、国際的なデータを検討して、決める。第3に、Department では、これらに基づいて決定するが、それぞれの教員の関心や専門知識に応じて、小さな変更をしている。大部分の Tenure-track の教員は、1学期に3つのクラスを担当している。

22. Student learning assessment についてはどのような活動をしているのか。

いくつかの活動をしている。第1に、Collegiate Learning Assessment という国レベルの学習評価の試験があり、それを学生のサンプルについて実施している。第2に、各 Department は学習目標を設定している。学生のサンプルについて、その学習目標を達成しているかどうかを調べている。その調査手段は、試験、エッセイ、インタビューによる。第3に、卒業率、就職状況、Graduate Record Examination (GRE)の試験結果などについて、National data との比較を行っている。

このように、学生の学習について、Longitudinal (経時的) でどのような変化があるかどうかについて調べている。このようなアセスメントを実施することによって、学部教育の Lower level で、数学や英語の授業内容を変更するなどの改善があった。

学習のアセスメントについては、大学レベルの委員会として、University Assessment Committee がある。この委員会では、各 Department のアセスメント担当コーディネータが、アセスメントの手続きについて毎年検討することとなっている。

(3) ポモナ・カレッジ  
(Pomona College)

ポモナ・カレッジは私立の全寮制のリベラルアーツカレッジである。学部生の教育に重点が置かれている。カルフォルニア州のロサンゼルス近郊のクレアモントにあり、U.S. New and World Report によれば、リベラルアーツカレッジでは全米で第6位と評価されている。1887年に設立され、学生数は1,523名である。<sup>73</sup>近辺の5つのカレッジ (Scripps College、Claremont McKenna College、Harvey Mudd College、Pitzer College) と2つの大学院大学 (Claremont Graduate University、Keck Graduate Institute) と Claremont Colleges を構成しており、図書館や施設をお互いに開放し、また、所属するカレッジ以外の授業を受講することを可能としている。<sup>74</sup>

a. 学位プログラムの枠組み

学位プログラムの種類、分野及び範囲

ポモナ・カレッジでは以下の45の専攻分野 (major) に応じた学位が授与されている。全て Bachelor of Arts (B.A.) の学位である。人文・芸術、自然科学、社会科学、学際分野に関する学位の種類がある。学際的な学位 (Interdisciplinary programs) が3分の1を占めているのが特徴である。

表 2-18 ポモナ・カレッジで授与される学位 (B.A.) の種類

<u>Humanities and Fine Arts (15 個)</u>
Art and Art History
Chinese
Classics (Classical Studies option が可能)
English (Writing option が可能)
French
German
Japanese
Linguistics
Music (Composition, History, Performance, or Special Research)
Philosophy
Religious Studies
Romance Languages
Russian
Spanish
Theatre and Dance (Dramatic Literature, Dramaturgy, Performance, Design and Technical Theatre, or Theatre/Dance)

<sup>73</sup> Pomona College Fact Sheet, 2009-2010

<sup>74</sup> <http://www.pomona.edu/Welcome/AboutPomona/FactsAndFigures.shtml>



<p><b><u>Natural Sciences (9 個)</u></b></p> <p>Biology  Chemistry  Computer Science  Geology  Mathematics  Molecular Biology  Neuroscience  Physics (Astronomy option が可能)  Psychology</p>
<p><b><u>Social Sciences (7 個)</u></b></p> <p>Anthropology  Economics  History  International Relations  Linguistics and Cognitive Science  Politics  Sociology</p>
<p><b><u>Interdisciplinary Programs (14 個)</u></b></p> <p>American Studies  Asian American Studies  Black Studies  Chicano Studies  Environmental Analysis  German Studies  International Relations  Gender and Women's Studies  Latin American Studies  Media Studies  Philosophy, Politics, and Economics  Public Policy Analysis  Russian and Eastern European Studies  Science, Technology, and Society</p>

過去 5 年の間で、最も人気のある Major は、Economics、English、Politics、Psychology、Biology、History、Neuroscience、International Relations、Media Studies、Mathematics、Public Policy Analysis、Chemistry である。また、学生と教員との相談の上で、学際的な Major や double major、special major を専攻することも可能である。

#### 教育研究の基本組織との関係

カレッジの Department は 3 つのディヴィジョン (Divisions) に分かれている。それぞれの Division には、2 年の任期の長 (Chair) が置かれている。

- Division I (人文科学関係の 12 の Department)
  - Art and Art History Department
  - Asian Languages and Literatures Department
  - Classics Department

- English Department
- German and Russian Department
- Linguistics and Cognitive Science Department
- Media Studies Department
- Music Department
- Philosophy Department
- Religious Studies Department
- Romance Languages and Literatures Department
- Theatre and Dance Department
- Division II (自然科学関係の7のDepartment)
  - Biology Department
  - Chemistry Department
  - Computer Science Department
  - Geology Department
  - Mathematics Department
  - Physics & Astronomy Department
  - Psychology Department
- Division III (社会科学関係の6のDepartment)
  - Anthropology Department
  - Economics Department
  - History Department
  - Physical Education Department
  - Politics Department
  - Sociology Department

これらの Department と学位プログラムの関係は、表 2-19 に示す通りである。

Interdisciplinary program の場合には、Program coordinator が任命され、各 Department に所属する教員の共同でプログラムが運営されている。

表 2-19 ポモナカレッジの学位プログラムと教育の基本組織との関係

Division名	Department (またはプログラム) の名称	学位プログラムの名称
Division I	Art and Art History Department	Studio Art, B.A. Art History, B.A.
	Asian Languages and Literatures Department	Chinese, B.A. Japanese, B.A.
	Classics Department	Classics, B.A.
	English Department	English, B.A.

	German and Russian Department	German Studies, B.A. Russian, B.A. Russian and Eastern European Studies, B.A.
	Linguistics and Cognitive Science Department	Linguistics and Cognitive Science, B.A.
	Media Studies Department	Media Studies, B.A.
	Music Department	Music, B.A.
	Philosophy Department	Philosophy, B.A.
	Religious Studies Department	Religious Studies, B.A.
	Romance Languages and Literatures Department	French, B.A. Romance Languages and Literatures, B.A. Spanish, B.A.
	Theatre and Dance Department	Dance, B.A. Theatre, B.A.
Division II	Biology Department	Biology, B.A.
	Chemistry Department	Chemistry, B.A.
	Computer Science Department	Computer Science, B.A.
	Geology Department	Geology, B.A.
	Mathematics Department	Mathematics, B.A.
	Physics and Astronomy Department	Physics, B.A.
	Psychology Department	Psychology, B.A.
Division III	Anthropology Department	Anthropology, B.A.
	Economics Department	Economics, B.A.
	History Department	History, B.A.
	Physical Education Department	—
	Politics Department	Politics, B.A.
	Sociology Department	Sociology, B.A.
	<i>Africana Studies Department (intercollegial)</i>	Africana Studies, B.A.
	<i>Asian American Studies Department (intercollegial)</i>	Asian American Studies, B.A.
	<i>Chicano/a-Latino/a Studies Department (intercollegial)</i>	Chicano/a-Latino/a Studies, B.A.
Interdisciplinary program	American Studies Program	American Studies, B.A.
	Asian Studies Program	Asian Studies, B.A.
	Environmental Analysis Program	Environmental Analysis, B.A.
	Gender & Women's Studies Program	Gender & Women's studies, B.A.
	International Relations Program	International Relations, B.A.
	Latin American Studies Program	Latin American Studies, B.A.
	Molecular Biology Program	Molecular Biology, B.A.
	Neuroscience Program	Neuroscience, B.A.
	Philosophy, Politics and Economics Program	Philosophy, Politics and Economics, B.A.
	Public Policy Analysis Program	Public Policy Analysis, B.A.
	Science, Technology and Society Program	Science, Technology and Society, B.A.

注：Intercollegial のプログラム（イタリックの部分）は、周辺の大学（Claremont Colleges）との共同で提供されるプログラムである

出典：Pomona College, Catalog 2009-11 をもとに作成。

## b. 学位プログラムの実施に係る教育課程等

### 教育課程の編成方針、編成方法、教育課程の管理及び具体的な教育内容

ポモナ・カレッジの Course Catalog（学生用の履修ハンドブック）によれば、リベラルアーツ教育は幅広いものであると同時に深いものであるべきであり、また、個々の学生の興味に応えることが必要である。この原則に応えるために、カリキュラムは3つの要素から構成されている。第1に、一般教育プログラム（General Education program）で幅広い柔軟な基礎を学生は習得する。第2に、専攻分野での学習（the major field of study）において、全ての学生が少なくとも1つの専門分野において十分に深く学び、分野における方法や機会を学ぶ。第3に、選択科目において、学生は自らの好奇心の導く方向に学習を進めることを可能とする。個々の学生のカリキュラムはアドバイザーの助言により選択される。

ポモナ・カレッジはセメスター制である。秋セメスター（Fall semester）は、9月初旬から12月中旬まで、春セメスター（Spring semester）は1月後半より、5月中旬までである。

1年生は、考え方、分析、ライティングについてのスキルを学ぶために、Critical Inquiry（批判的探究）のセミナー形式の授業を受ける。

また、ポモナ・カレッジの一般教育の方針である Breadth of Study Requirements（幅広い学習の要求）を満たすことが求められ、学生は以下の分野から少なくとも1つのコースを取ることが必要である。

- 創造的表現（Creative Expression）
- 社会制度と人間行動（Social Institutions and Human Behavior）
- 歴史、価値、倫理、文化研究（History, Values, Ethics and Cultural Studies）
- 物理・生物科学（Physical and Biological Sciences）
- 数学的論理（Mathematical Reasoning）

また、外国語と体育についての規定がある。どの Major を選択するにしても、ポモナ・カレッジの学生には幅広い分野の探求が求められている。<sup>75</sup>

学生は1年生の間にどの Major を選ぶかを考え、2年生の春セメスターの開始までに、すなわち、2年目の2つ目の学期の初めまでに、Major を宣言することが必要である。また、学生は minor を宣言することができる。<sup>76</sup>

1セメスターに4つのクラス、Bachelor of Arts の取得のためには4年間で、合計で32のクラスを受ける必要がある。<sup>77</sup> 学生はそれぞれの Major で卒業のために何が要求されているかを

---

<sup>75</sup> <http://www.pomona.edu/admissions/academics/curriculum.asp>

<sup>76</sup> Course Catalog, p.31

<sup>77</sup> <http://www.pomona.edu/admissions/otherinformation/quickfacts.asp>

前もって注意しておくことが必要である。3年生と4年生では、全ての学生は、senior-year thesis、論文、プロジェクト、Comprehensive Examination（卒業試験）に備えて Major のプログラムの学習を行う。<sup>78</sup>

ポモナ・カレッジにおいては教授（准・助教授含む）が全ての授業（実験も含む）を受け持っており、大学院生が教えることはない。教授と学生の割合は1対7であり、クラスの学生数は平均で14名である。

ポモナ・カレッジでは600のクラスが毎年開講され、学生は Claremont Colleges 全体で提供される2,500以上のクラスにアクセスを持っている。

#### 各学問分野の教育到達目標、標準的なカリキュラムや教材等の在り方

具体例として経済学 major における教育課程について説明する。<sup>79</sup>

経済学専攻には5つの学習目的（learning objectives）がある。第1に、経済理論を学ぶことである。第2に、統計分析に習熟し、個人・集団の行動に関するモデルを厳格にテストすることを学ぶことである。第3に、統計的分析結果の解釈をし、競合する説明の中で最も適切なものを選ぶことを学ぶことである。第4に、経済問題における公共政策の役割を理解することである。第5に、経済現象を効果的に分析し、明確に分析結果をコミュニケーションできるようにすることである。<sup>80</sup>

経済学専攻（Economics B.A.）には以下の2つの Plan がある。全てのコースにおいて C 以上の成績が要求される。

- Plan I General Economics（経済学一般）

11 コースの受講が必要。それに加えて、Senior Exercise の受講が必要である。コア科目は、51, 52, 57, 101, 102, 107 または 167 の 6 コースと、upper division の経済学科目（117 番以上のコース）6 コースである。少なくとも2つの upper division の経済学科目は150 番以上のコースでなければならない。1つの会計学（Accounting）コースは選択科目の一つとして算定することができる。また、少なくとも1コースの解析学（calculus）（数学科目30 番以上のコース）の受講が必要である。

- Plan II Mathematical Economics（数理経済学）

13 コースの受講が必要。それに加えて、Senior Exercise の受講が必要である。コア科目は、51, 52, 57, 101, 102 と 167 の 6 コースと、4 コースの upper division の経済学科目である。

---

<sup>78</sup> Course Catalog, p.30. <http://www.pomona.edu/ADWR/Registrar/catalog/catalog.pdf>

<sup>79</sup> Catalog 2008-2009 p.111

<sup>80</sup> Pomona College Economics Department, General Information. URL: <http://www.economics.pomona.edu/info.html>; その他の Major の学習目的については、"Department Learning Objectives: A Work in Progress" (<http://www.pomona.edu/adwr/academicdean/learningobjectives/>)からアクセスすることができる。

少なくとも 2 コースの upper division の経済学科目は 154,161, 162, 163 または 164 の科目でなければならない。

1 コースの会計学 (Accounting) 科目は選択科目の一つとして算定することができる。数学科目は、多変数解析学 (数学コース 32 または 107)、数学科目 60 番と、数学科目 101, 102, 131,151, 183 または 187 番の 3 コース以上の受講が必要である。

Senior Exercise として、Plan I の学生も Plan II の学生も Senior Seminar (190 番) と Senior Activity (195 番) を受講する。Senior Seminar では経済学上の問題に関する分析を行い、Senior Activity では Major Field Achievement Test in Economics (経済学の総合的な試験) を受けることと、経済学部で開催される研究会への出席が要求される。2008 年度には 9 回の研究会が開催された。研究会では他大学の経済学者や企業・銀行のエコノミスト等による発表が行われる。

また、経済学 minor を取るためには、51, 52, 57, 101, 102 の 5 コースと選択科目 3 コースの合計 8 コースの受講が要求される。全てのコースにおいて C 以上の成績が要求される。

開講されているコースとコース番号は以下の通りである。下線を引いたコースはコア科目である。

51. Principles: Macroeconomics

52. Principles: Microeconomics

57. Economic Statistics

59. Introduction to Empirical Methods Economics

101. Macroeconomic Theory

102. Microeconomic Theory

107. Applied Regression Analysis

116. Race in the U.S. Economy

117. Managerial Accounting and Financial Analysis

118. Economic History of Europe

119. U.S. Economic History

120A. History of Economic Analysis: Mercantilism to Marx

120B. History of Economic Analysis: Marx to the Moderns

121. The Economics of Gender and the Family

122. Poverty and Income Distribution

123. International Economics

126. Economic Development

127. Environmental and Natural Resource Policy

128. Energy Economics and Policy

129. Health Economics

150. Industrial Organization

151. Labor Economics

152. Money, Banking and Financial Markets

153. Urban and Regional Economics

154. Game Theory for Economists

155. Law and Economics

157. Corporate Finance

158. Quantitative Investment Management

159. Economics of the Public Sector

160. Freedom, Markets and Well-Being

161. Advanced Macroeconomic Analysis

162. Advanced Microeconomic Analysis

- 163. International Macroeconomic Policy and Monetary Institutions
- 164. Technology and Growth
- 167. Econometrics
- 168. Financial Decision Making
- 190. Senior Seminar
- 195. Senior Activity
- 99/199. Reading and Research

#### 成績評価、単位認定、卒業認定、修了要件や修業要件や修業年限の在り方

成績評価 (letter grades の場合) は以下の通りである。

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	0
A	A-	B+	B	B-	C+	C	C-	D+	D	D-	F

C以上の成績であれば、科目に対するクレジットが与えられる。GPA (grade point average) は、すべての成績を平均して計算される。また、Pass / No credit の授業においては Pass (合格) と No credit (不合格) だけが示され、letter grades の成績が付かない。

学位を取得するためには以下の 4 つの条件を満たすことが必要である。<sup>81</sup>

#### 1. 一般教育の条件

Critical Inquiry seminar、Breadth of Study requirement、Foreign language requirement、Physical education requirement を満たすこと。

#### 2. クレジットの条件

32 のコースのクレジット取得が必要である。そのうち、16 については Pomona College において取得することが必要である。

#### 3. GPA の条件

GPA は最低で 6.0 (C) であることが必要である。

#### 4. Major の条件

Senior exercise を含め、Major における要求を満たすことが必要である。

#### 入学者選抜の在り方

志願者を選抜する上では、学術面での優秀さを最も重視している。各々の志願者の出願書類は Admissions Committee のメンバーによって精査される。入学を認めるかの判断は個々の志願者に依ってなされるため、一律な判断基準を示すことができないとされている。また、最も優秀な学生を選抜することに重点があるため、授業料の支払い能力は米国市民と永住権保有者に対しては考慮されていない。<sup>82</sup>

高校でどのような教育プログラムを受けたか、そこでの成績や業績、エッセイにおける思考の

<sup>81</sup> Catalogue 2010-11, p.29.

<sup>82</sup> Pomona College, Introduction to Applying, URL : <http://www.pomona.edu/admissions/applying/appintro.asp>

質、高校教師からの推薦状が一番重要である。オリジナリティ、エネルギー、動機、リーダーシップも考慮される。

入学者選抜は、Dean of Admissions（後述）に責任がある。Admissions Committee（後述）は5人の教員、Dean of Admissions、2人の学生、Director of Financial Aid（奨学金ディレクター）から構成される。この委員会は入学者の判断において Dean of Admissions を助けるとともに、入学選考についての規則の検討も行う。<sup>83</sup>

2009年において、フレッシュマンの入学志願者は6,149人であり、合格者は992人、入学者は390人だった。合格者のSATスコアの平均はCritical Readingが735点、Mathが727点、Writingが723点であった。<sup>84</sup>

### c. 学位プログラムの実施体制等

#### 教員組織の在り方

2009年度のフルタイムの教員数は188人であり、パートタイムの教員数は37人である。<sup>85</sup>

学長は後述の Board of Trustees（理事会）によって任命される。

学長の補佐役として、6人の副学長が学長によって提案され、理事会により任命される。

- Vice President for Academic Affairs and Dean of the College
- Vice President and Dean of Students
- Vice President and Dean of Admissions
- Registrar
- Vice President and Treasurer
- Vice President for Institutional Advancement

学長はカレッジの教育と規律について全般的な監督責任を持ち、全ての教員の任免、昇進、終身教授権（tenure）の授与、Department chair（学科長）の任命について権限を持っている。

また、副学長の中では、Vice President for Academic Affairs and Dean of the College（アカデミック担当副学長）が学長に次ぐポストであり、アカデミックな事項に関しては責任を持っている。

教員は、学長（President）、Deans（上記の3人）、それ以外の教員から構成される。教員は、学長の方針の下、理事会（Board of Trustees）の承認に基づき、カリキュラム、アカデミ

---

<sup>83</sup> Pomona College Faculty Handbook 2009-10, p.17

<sup>84</sup> Pomona College Fact Sheet, 2009-2010. UCLA の合格者の下位 25% / 上位 25% の SAT スコアは、SAT Critical Reading: 560 / 680、Math: 600 / 730、SAT Writing: 570 / 690 であるのでかなり高いと言える。(Allabout.com, UCLA - SAT Scores, Costs and Admissions Data)

<sup>85</sup> Pomona College Fact Sheet, 2009-2010.



ックプログラム等について決定する。<sup>86</sup>

教授クラスの教員全員が参加する会議体としては、Cabinet がある。Cabinet のメンバーは、学長、3人の Deans と、Professor のランクであり1年以上カレッジで勤務している全ての教員である。Cabinet では、全ての教授の任免、昇任、終身教授の任命について助言を与え、同意をする責任がある。<sup>87</sup>

カレッジの Department は前述のように3つのディヴィジョン (Divisions) に分かれているが、それぞれの Division は、2年の任期の長 (Chair) を選出する。

Department の長は、3年の任期で学長により任命される。Department 長は、学長に対して、教員の任命、承認、テニューアについて推薦する。また、Department 長は、Department を代表して、コースの変更について、学部長に対して、提案を行う。また、予算案を作成し、年次報告書を作成し、学部長に提出する。

学際的な学位プログラムの責任者であるプログラム・コーディネータは、3年の任期で学長により任命される。各々のプログラムは、プログラムに関わる教員を特定するための手続きを持っている。コーディネータは、3名から6名の教員から構成される運営委員会を設置し、その議長を務める。

- プログラム・コーディネータが任命されているプログラム : American Studies; Asian Studies; Dance; Environmental Analysis; Gender & Women's Studies; International Relations; Latin American Studies; Media Studies; Molecular Biology; Neuroscience; Philosophy, Politics & Economics; Program in Public Policy Analysis; Science, Technology & Society

例えば、経済学部 (Economics Department) は、Division III に属しており、Department Chair が1人 (教授)、Professors が6人 (Department Chair を含む)、Adjunct Professor が1人、Associate Professor が1人、Assistant Professors が5人、Lectures が3人いる。2009年の Economics major の卒業生は56人、minor の学生は3人いた。

教員の任命には3つのタイプがある。第1に、教員は1つの Department に対して任命される。第2のタイプは、Joint appointment (共同の任命) であり、主たる所属先となる Department (home Department) と、第2の Department またはプログラムに対して任命される。第3のタイプは、hybrid な任命であり、専らあるいは大部分を interdisciplinary program を教えるために契約されるというものである。また、教員は契約においては1つの Department に対して

---

<sup>86</sup> Pomona College, Faculty Handbook 2008-09, p.14-18.

<sup>87</sup> Pomona College Faculty Handbook, 2009-2010, p.15

任命されているとしても、他の Department に対して連携関係を持ったり (affiliation)、自発的な協力関係を持ったりする (voluntary association) ことが可能である。<sup>88</sup>

#### 教員の教育活動や勤務時間管理の在り方

Faculty Handbook によれば、ポモナ・カレッジの教員の第 1 の責任は、良い教師であること (The first responsibility of the faculty member ... is to be a good teacher.) とされている。<sup>89</sup> そしてよい教師であるための方法やスタイルは様々なものがあり得るが、全ては専門分野における学術面でのコンピテンス (scholarly competence in an academic discipline) と、学生に個人として対応しようとする態度 (willingness to deal with students as individuals) であるとしている。

教員の授業の割り当ては、通常は 1 年間を通じて 4 つのコースである。更に、学生に対する学術面での助言も責任である。1 年生の学生は全ての教員に対して割り当てられる。教員はオフィスアワーを毎週設定することが義務付けられている。教員は学生と接触することが奨励されており、そのために教員に対しては、週に 1 回まで学生の食堂での食事券が支給される。

教員は、カレッジにおける責任に対してフルタイムで時間を割り当てることが期待されている。外部における責任を引きうける場合には、Dean of the College に対して知らせることが求められ、毎年のレビューを受ける。外部における雇用やコンサルティングなどを引きうける際には、教員は多くても週に 1 日までに外部の仕事量を制限することが求められる。

#### 教授会の在り方や権限

教員が参加する委員会には以下のものがある。Cabinet Agenda Committee、Executive Commiee、Faculty Personnel Committee、Faculty Position Advisory Committee、Faculty Grievance Committee においては委員は選出されるが、それ以外の委員会では、教員の任期は通常 1 年間であり、Executive Committee による推薦によって学長によって任命される。

Academic Procedures Committee  
Academic Discipline Board  
Academic Standards Committee  
Admissions/Financial Aid Committee  
Alumni Association Board  
Animal Care and Use Committee  
Asian American Resource Center Advisory Committee  
Athletic Committee  
Budget Planning Advisory Committee  
Cabinet Agenda Committee  
Communications Committee  
Curriculum Committee  
Commission on the Education of Women  
Committee of Faculty Emeriti  
Executive Committee of the Faculty

---

<sup>88</sup> Pomona College Faculty Handbook 2009-10, p.25

<sup>89</sup> Pomona College Faculty Handbook 2009-10, p.38

Faculty Grievance Committee  
Faculty Personnel Committee  
Faculty Position Advisory Committee  
Harrassment and Dscrimination Grievance Committee  
Human Research Protection Committee  
Institutional Biosafety  
Health Sciences Committee  
Orientation Book Committee  
President's Advisory Committee on Diversity  
Public Events Committee  
Radiation Safety Committee  
Research Committee  
Committee on Social responsibility  
Student Affairs Committee  
Study Abroad Committee  
Teaching and Learning Committee

このうち、Executive Committee は、最も主要な委員会であり、メンバーは、6人の教員であり、各 Division の Chair 3人と、それぞれの Division から選出された教員 3人から構成される。カレッジ全体に関わる規則を検討し、委員会間の調整をするとともに、委員会のメンバーを任命し、Board of Trustees の委員会に参加する教員を任命する。

カレッジのカリキュラムについての責任は教員が全体として持っているが、教員は以下の責任については、Curriculum Committee (カリキュラム委員会) に権限を委譲している。

- a. アカデミックポリシーに関する一般事項と長期的計画
- b. 新たなコース提案、カリキュラムの変更の評価、教員への提案<sup>90</sup>

カリキュラム委員会の委員は、Dean of the College、Associate Dean、レジストラ (Registrar)、6人の教員 (各ディビジョン (Division) から 2名)、ASPC (Associated Students of Pomona College : 学生の組織) によって選ばれた 3人の学生である。Division からの少なくとも 1名の教員は、テニュア (tenure) の教員でなければならない。また、1つの Department から同時に 1名以上の教員はメンバーとなることはできない。

Faculty Personnel Committee は、学長が教員の任命、昇任等について前述の Cabinet に提案するに当たって、助言を与えることが任務である。学長が委員会の議長であり、Dean of the College が副議長を務める。その他の教員メンバーは 9人であり、各 Division から 3人である。

学生は以下の委員会のメンバーとなっている : Admissions, Academic Procedures, Communications, Curriculum, Study Abroad, Public Events, Student Affairs and the Women's Commission。また、学生は Board of Trustees の 4つの委員会 (Academic Affairs, Student Affairs, Buildings and Grounds, and Institutional Advancement.) においてメンバーとなっている。<sup>91</sup>

---

<sup>90</sup> Pomona College Faculty Handbook 2008-09, p.18

<sup>91</sup> Pomona College, Catalog, p.274.

### 学生の所属及び学生の履修支援等の在り方

カレッジの学生であることを超えて、どこかに組織単位に所属するという概念は特に規則においては強調されていないが、2年目に Major を宣言した後は、学生は、専攻分野の学位プログラムとそれを提供する Department との連携関係が出てくる。

入学と同時にアカデミックアドバイザーが全ての学生に対して指定される。学生は少なくとも1学期に1回はアドバイザーを面会することが求められ、また、履修登録のためにはアドバイザーの承認を受けることが必要である。学生は、アドバイザーを変更することが可能であり、Major が決まった後は、Major の教員にアドバイザーを変更することを勧められている。

### 教育課程のガバナンス体制や学生に対する教育の責任

Board of Trustees（理事会）がガバナンス機能を与えられている。ポモナ・カレッジは非営利機関に関する法律のもとで運営されており、Board of Trustees は、カレッジを専ら教育目的のために所有し、運営する権限を与えられている。Board of Trustees の主な権限は以下の通りである。

- カレッジの財産の所有と処理
- 資産の獲得と処理
- 学位の授与
- アカデミックな規則の監督
- 職員の任命と免職

メンバー（理事）は42人おり、任期は4年である。少なくとも10人はカレッジの卒業生であることが必要であり、カレッジの学長（President）もメンバーである。Board of Trustees においては、Chair（議長）と6人の Vice-Chairs が任命される。Chair は、カレッジの運営を監督し、学位を含め、全てのカレッジの公式の文書に署名をする。

Board of Trustees は年に4回開催され、予算を承認し、新しい Trustees を選出し、終身(tenure)の教授の承認をし、教授を選出し、新学長を任命し、学長を免職する。

大部分の Board of Trustees の検討は以下の委員会において行われている。

- Executive Committee
- Academic Affairs Committee
- Audit Committee
- Facilities and Environment Committee
- Finance Committee
- Honorary Degrees Committee
- Institutional Advancement Committee
- Investments Committee

- Committee on Student Affairs
- Trusteeship Committee
- Wig Fund for Teaching Committee

このうち、Academic Affairs Committee は、カレッジにおける教育プログラムを監督し、学長による教員の任命や昇任について検討する。終身教授の任命、教授の昇任、教授の faculty leave については Executive Committee に検討結果を報告する。

## 資金

2009 年度のカレッジの予算総額は、1 億 4,412 万ドルである。カレッジの Endowment fund は、2009 年 6 月末の市場価値で 13 億 9,100 万ドルである。<sup>92</sup>

Department への資金の流れを理解するためには、Restricted funds と Unrestricted funds の 2 種類の資金があることを理解することがまず重要である。

Restricted funds は、ある特定の Department への寄付による資金である。例えば、卒業生がある Department に寄付をした場合には、大学がその寄付を投資し、利子については寄付を受けた Department が利用することになる。このような資金については、対象となる Department だけが使いことができ、しかも通常は用途も、夏の間の研究に使用する、あるいは、講演会の開催に使うなど、限定されていることが多い。このような Restricted funds の額は Department によって異なり、一般には古い Department の方が大きな金額を受けることができている。

これに対して、Nonrestricted funds とは、一般運営予算において大学本部から Department に配分されているものである。配分の際には、Funding Formula（資金配分のための公式）は使用されていない。一般には、多くの Restricted funds を受けている Department に対しては、Unrestricted funds の配分額は少なくなることになる。また、科学など実験室での研究が必要な分野においては、競争的資金の収入が運営資金をカバーする上で重要な役割を占めている。

### d. 学位プログラムの実施に係る質保証の仕組み

#### 設置基準の在り方

ポモナ・カレッジは 1887 年 10 月 14 日に法人となった。授業は 1888 年 9 月 12 日に開始した。当初は Pomona 地区における家で授業を行っていたが、翌年 1 月に Claremont 地区における建築中のホテルと周辺の土地がカレッジに対して寄付されたため、現在の場所に移転した。最初の学位は 1894 年に授与された。7 人の Bachelor of Arts、2 人の Bachelor of Letters、1 人の Bachelor of Science の学位だった。

同じく南カルフォルニアに所在する UCLA が正式に発足したのは 1919 年であるからかなり

<sup>92</sup> Pomona College Fact Sheet 2009-2010.

早い時期に設立されたカレッジであると言える。

当時、どのような設置基準に基づき学位を授与する機関として認められたのかについての情報は得られなかった。

#### 設置認可の在り方

ポモナ・カレッジは Western Association of Schools and Colleges の Commission for Senior Colleges and Universities の認証を受けている。<sup>93</sup>

ポモナ・カレッジは、2009-2010 年度に再認証 (re-accreditation) を受ける必要がある。現在の認証は、組織的学習と改善をもたらすような、システマチックで参加的な探求プロセスが重視されているが、現在、ポモナ・カレッジにおいてはそのプロセスを実施しているところである。

94

#### 学位プログラムと分野別認証評価との関係

Catalog 2010-11 には認証を受けたことを言及している学位プログラムは確認できなかった。

#### セルフ・スタディ (self study) <sup>95</sup>

10 年毎に、Department と Program はセルフ・スタディを実施する。セルフ・スタディは教員に教育の目的等について高所から検討する機会を与えるとともに、理事会、学長、Department の長には Department や Program の必要性について考える機会を与える。セルフ・スタディは、外部評価者による現地調査と、その準備としてのセルフ・スタディ報告書の作成から構成される。セルフ・スタディ報告書は外部には公表されていない。

現地調査は、2 月から 3 月の間で、2 日間に渡って実施される。外部評価者は 3 名であり、1 名はポモナ・カレッジのような小規模のリベラルアーツカレッジの教員、1 名は PhD プログラムを持つような規模の大学の教員から、現地調査の 1 年前に選ばれる。セルフ・スタディの報告書は 2 名の教員を中心に秋から作成が開始され、現地調査の遅くとも 2 週間前には外部評価者に送付される。外部評価者は、レビュー結果の報告書を提出し、Department か Program はフォローアップ報告書を作成する。

セルフ・スタディのための予算は 7,000 ドルであり、旅費や外部評価者への謝礼 (1 人 1000 ドル) 等のために使用される。Department は 24 個、Program は 14 個あるので、毎年平均 3.8 のセルフスタディが実施されることになり、毎年の予算は約 2 万 7 千ドル (約 250 万円) であると推測できる。

セルフ・スタディの報告書においては、以下のような項目についての検討がなされる。<sup>96</sup>

---

<sup>93</sup> Course Catalog, p.3

<sup>94</sup> <http://www.pomona.edu/institutionalresearch/assessment/wasc.shtml>

<sup>95</sup> Policies, Procedures, and Guidelines, <http://www.pomona.edu/adwr/academicdean/guidelines/>

<sup>96</sup> Self-Study Questions to Consider, URL:

## 【セルフ・スタディにおける検討項目の例】

### 教授と学習

- 学科 (Department) やプログラムの学生の学習のための目標は何か。どの目標は専門分野に固有のものであり、どの目標はカレッジにおけるより広い目標か。
- 学科やプログラムは、これらの目標が現在のカリキュラムで満たされているかどうかをどのように判断するか。どのようなエビデンスが使用されているか。
- 学科やプログラムは、カリキュラムを評価し、改善するために、どのようにエビデンスを使っているか。
- どのようなアクティブな学習の機会を学生に提供しているか。
- どのような教員と学生の協力を、学科やプログラムは支援しているか。この協力はどの程度効果的か。
- 4年生の演習は、学科やプログラムの目標との関係において、どの程度適切なものか。演習は、学生が学習した情報・概念・スキルをどのように統合するために役立っているか。4年生の演習をカリキュラムを評価するための機会としてどのように使っているか。
- 学生の人種間、男女間の差は顕著であるか。もし差が顕著であればどのように差を縮めることができるか。

### Department や Program が検討することを望むであろう関連質問

- 主専攻と副専攻の要求 (requirements) はどの程度首尾一貫しているか。学生は専門分野の歴史的な起源と発展を学んでいるか。主専攻の構造には改善が蓄積されているか。コースはグループに編成され、各々のグループから1つのコースを取ることが要求されているか。主専攻は、明確な始め、中間、目印になる経験を持つように構成されているか。
- 主専攻は、大学院での勉強にはどの程度備えているか。あるスキル、分野、考え方を学ばないために学生にハンディキャップを与えていないか。主専攻の学生は、大学院の入学にどの程度成功しているか。主専攻の卒業生は、大学院での勉強において、成功や困難を報告しているか。他のキャリアパスにおいて成功しているか。
- 学科やプログラムは、主専攻以外の学生にどの程度の満足を与えているか。カリキュラムは、1つか2つのコースしか取らない学生に対して、有益なスキル、知識を与えるようなコースを提供しているか。
- 学科やプログラムに含まれないコースで、学生が取ることを勧められるものはあるか。
- 他のクレアモントカレッジにおけるコースの利用は十分に実施されているか。重複や見逃しはないか。

### ファカルティ・ディベロップメント

- 教員はどの程度教えることを楽しんでいるか。異なるコースを教えることや、今教えているコースを違うやり方で教えることを望んでいるか。カリキュラムは、教授やコースの開発におけるイノベーションを許すようにフレキシブルなものか。
- 教員スタッフは、学科やプログラムの目標や入学者を考えてみた時に、適切であるか。学生はどの程度継続している教員のメンバーにより教えられているか。学科やプログラムの目標を達成するために、他のクレアモントカレッジにおける資源は利用可能か。
- 学科やプログラムの教育・研究上の目標は、物理的な施設面での制限により達成が難しくなっているか。
- 教員や学生の目的にとってクレアモントカレッジの図書館の蔵書は十分に適切か。どのように判断するか。
- 何が教員の学問的な興味と目的か。どのような要因が学科やプログラムの未来の専門知識を形成するか。
- 教員の研究のパフォーマンスについて、質と量に関しては、どの程度の期待があるか。その期待は満たされているか。もし満たされていないならばなぜか。学科やプログラム

の期待は、カレッジ全体、あるいは、他大学における同じ専門分野の学科やプログラムと比較すると、どの程度のものか。

- 教員の学問上のパフォーマンスはどの程度奨励されているか。障害はあるか。

#### Department や Program のガバナンス

- 学科・プログラムのガバナンスはどの程度良くなされているか。個々の教員の間にはどのようにそのための責任が分担されているか。学科・プログラムを通じてリーダーシップは奨励されているか。
- ジュニアの教員は教育、研究、サービスに関してどのようにベテラン教員からメンターを受けているか。情報や期待は効果的にコミュニケーションされているか。
- 教員がお互いに交流し経験を共通する機会はあるか。学科間の協力の可能性はあるか。学科において、管理的・技術的なスタッフのニーズは何か。現在はニーズは満たされているか。

### 現地インタビュー調査内容（ポモナ・カレッジ）

2009年5月18日に、ポモナ・カレッジのアカデミック関係担当責任者の一人である教員にインタビューを実施した。

#### ◎全般

1. ポモナ・カレッジの特徴。どんな学生が学ぶのか。

ポモナ・カレッジのような小さいリベラルアーツカレッジはアメリカで20～30校程度ある。入学する学生は、寮生活の経験が欲しいという人が多い。ポモナ・カレッジでは4年間寄宿寮に入るが、UC（カリフォルニア大学）では1学期だけ campus に住んでいる。

また、大学には大学院が普通はあるが、ここでは学士の教育課程だけである。普通は大学院の学生中心になりがちである。ここでは学士の教育に教員が注力している。ポモナ・カレッジには Law、Medical、Nursing などのプロフェッショナルスクールもない。

ポモナ・カレッジでは金持ちの学生が集まらないように努めている。Financial aid を貰うことができる。60%の学生は financial aid を貰っている。ローンではないので返却する必要はない。全学費を払う必要のない学生も中にはいる。

2. Major はいつ選択するのか。

学生は major を選択する必要がすぐにはない。3年初めまでに選べばいい。2年間の教育を受けている間に考えることができる。学生の major についての希望はできるだけ受け入れるようにしている。学生の希望は毎年変化がある。最近では environmental analysis（環境分析）の人气がすごい。プログラムは Economics のような大きなものも、Arts や History のように学生数が少ない小さいものもある。

3. 卒業率はどの程度か。卒業生はどこに進むのか。

4年間で95%の学生は卒業している。この割合は他の大学よりも高い。昨日は Commencement があり、4年生は既に卒業した。夏の間は、寮は開放されており、滞在す



ることができる。夏休みの間、約 300 人の学生は科学の研究アシスタントをしている。夏の間、RA として働いている。共著者として、論文を書くことができる。ジャーナルにアクセプトされる論文を書く学生も沢山いる。

卒業後は多くの学生は大学院に行く。約 40%はカレッジ卒業後に直接大学院に行く。15%は同じ専門分野の大学院に進学している。米国では大学と同じ大学院にみな進学する訳ではない。Yale の学生であっても、Yale の大学院に行ける訳ではない。

また、ポモナ・カレッジは medical school に進学するためには理想的な教育であると思う。

4. Associate Dean of College とはどのような機能を果たしているのか。どのような人が選任されるポストか。

教員は 3 年間管理関係 (administration) の仕事をする。ただし、Dean of the College のは Board of Trustees によって任命されるポストであり、任期は定められていない。

Associate Dean of College の仕事は、アセスメント、教授を探すこと、学生・教員の多様性 (diversity) を図ることである。これらの仕事において、Dean of the College を助けている。もう一人の Associate Dean は、研究に焦点があり、グラントの申し込みなどで教員の支援をしている。

Associate Dean の 3 年間については、クラスを教える必要はない。75%の時間は Administration に、25%の時間は research & teaching に使われる。Faculty の給与は 9 カ月分だけ支払われているが、Administration の仕事をしている間は、11 か月分の給与が支払われる。

Associate Dean は、Dean of the College によって選ばれる。Trust できる人が選ばれると思う。スタッフは、Assistant Dean がもう一人おり、その他に 4 人のアシスタントがいる。

#### ◎プログラム

5. 新しい学位プログラムを作る際にはどのようなプロセスを経るのか。

新しいことに対応するために、Interdisciplinary program を作っている。環境分析については、Geology、化学、生物学、歴史、文学などに関係がある。歴史というのは例えば、Forest service の歴史などのテーマがある。Molecular biology、Latin American Studies など 15 ぐらいのプログラムがある。

学際的なプログラムの利点は、フレキシブルであることだ。学生の関心についてフレキシブルである。

新プログラムの提案は、Curricular Committee で検討される。新しいプログラムを作りたい時には 20 人いればプログラムを作ることになる。通常は学生から要望があって始まる。Neuroscience などのプログラムがそうである。終わるプログラムもある。Asian language、German language などはプログラムが終わった。

6. 教員はどのように雇用されるのか

Interdisciplinary program には問題が少しある。例えば、Faculty は Department に雇用

されており、プログラムは第2の場所になる。だから、Department を第一に考えて、プログラムを第2に考えがちである。

人気のあるプログラムは、Department に格上げされることもある。例えば、media studies は Department になった。

Faculty の雇用決定は Department が行う。Department appointment が第一である。6年間で tenure (終身教授) になるかどうかが決まる。Department Chair が決めている。

Department と Program の大きな違いは、プログラムは雇用が出来ないということである。例えば、Media Studies Program では教えている人はみな専門分野が違うのでお互いの分野についての評価が難しい。

プログラムの Coordinator になった場合には、Dean が course release (コースからのリリース) をしている。普通は2つの Senior で教えて、合計4つのコースを教えることになっているが、実際には5つ目のコースを教えている。この5つ目については Coordinator になれば course release される。また、extra stipend (追加給与) がある。

#### 7. 予算はどのように決定されるのか

予算には restricted funds と unrestricted funds があるが、後者については、カレッジにおいて配分する。Rich な人の寄付により、endowed lectureship がある。経済学や英語学などは gift が沢山ある。

Dean of the College はプログラムについての最終決定者である。

Board of Trustees に承認はされなければならないが、Board of Trustees が関心があるのは、ビルの建設など、カレッジの大きな投資についてである。Day to day の運営には関係はあまりない。

#### 8. 一度できたプログラムの質保証はどのように行われているのか。

Self Study と認証プロセスには WASC (西部地区大学基準協会) が関係する。WASC にはルールが決められている。

また、Bush 大統領以来、テスト重視である。学生の Learning がなされているかどうかについてのテストである。Lifelong interest in learning (学習への生涯の関心) を重視しているが、何をテストすればいいのか明確には分からない。学生が死ぬまで分からないのではない。卒業生のサーベイはしている。

大学院に入学する学生がいる。また、有名な大学院入学する学生がいる。そういう人数も指標になると考えている。

Self study は外部の専門家3名に見てもらう。外部専門家は、報告書を読み、インタビューを行う。外部 reviewer には1000ドル程度支払う。旅費も支払う。

Self Study 報告書はプログラムの Chair が書く。プログラムの内容について説明し、カリキュラムの歴史 (過去10年間について)、シラバス、メンバーの CV などが含まれる。薄い報告書もあれば厚いものもある。Self study は認証のためだけにやっている訳ではない。

9. 認証やセルフ・スタディの結果はどのようにプログラムの内容や、大学の運営などに反映されているのか。

評価の結果が悪い時はどうするか。**Tenured**の教授の場合には、退いてもらうのは難しい。そういった場合には直接の **consequences** を起こすのは難しいこともある。

**Outside reviewer** に指摘されたが、**Language** 関係のプログラムでは、**Literature** が **Language** よりも **higher hierarchy** であると考えられており、**Literature** は **full professor** が教える傾向がある。こういう点を改善したりすることがある。

ただ、**Self study** は価値があると考えている。大学の教育の質のために重要な仕事である。

10. 学生に対する金銭的支援はどのようなものがあるか。

学生には、夏の間、**SURP (Summer Undergraduate Research Program) grant** を提供している。**Faculty** と夏の間一緒に働き、研究をする。

フェローシップを維持するための **grade** の条件は、成績が **C** 平均以上であることなどであり、普通は困難ではない。

11. 以上の内容（プログラムの新設の検討、教員組織など）について、大学の特色は何かあるか。（私立のリベラルアーツカレッジ）

質保証の特色としては、学生が大学院に進んで成功しているかどうか、プログラムの質についての有効な指標になると考えている。失敗しているとすれば **concern** になるだろう。

## 2-2-2 ニューヨーク州

### (1) ニューヨーク市立大学ニューヨークシティカレッジ

(The City College of New York, City University of New York (CUNY))

ニューヨーク市立大学 (CUNY) は、都市部における全米最大の公立大学である。1961年に設立された。11校のシニアカレッジ、6校のコミュニティカレッジ、ジャーナリズム大学院、ロースクールなどのプロフェッショナル・スクールと23つの研究所から構成される。約24万3千人の学位プログラムの学生と、約24万人の社会人学生がいる。約6,100人のフルタイムの教員が教えている。<sup>97</sup>

ニューヨーク市立大学は2つのタイプの学士レベルの学位を出している。准学士 (Associate degree) と学士 (bachelor degree) である。Associate degree は約60のクレジット、bachelor degree は約120のクレジットを卒業のために必要とする。Bachelor degree は760以上のプログラムが提供されている。以下の11種類の bachelor degree (括弧内は学位提供の数) がある。

98

- Bachelor of Arts (BA) (495+)
- Bachelor of Science (BS) (190+)
- Bachelor of Technology (BTech) (5+)
- Bachelor of Science in Education (BSEd) (15+)
- Bachelor of Science in Nursing (BS Nursing) (1)
- Bachelor of Professional Studies (BPS) (1)
- Bachelor of Business Admin (BBA) (15+)
- Bachelor of Architecture (BArch) (1)
- Bachelor of Engineering (BE) (15+)
- Bachelor of Fine Arts (BFA) (10+)
- Bachelor of Music (BMus) (5+)

11個の4年制のカレッジはニューヨーク州の5つの boroughs (区) に分散している。このうちで、ニューヨーク市立大学の中で、最も歴史のあるカレッジであるニューヨークシティカレッジ (CCNY) について細部をみてる。

#### a. 学位プログラムの枠組み

ニューヨークシティカレッジ (以下、シティカレッジと言う) は、1847年にニューヨーク市の住民の住民投票により設立が決まった。シティカレッジの役割は、貧乏な家庭の子供や、労働者の子供、移民に対して最高の教育の機会を与えることだった。シティカレッジはニューヨーク

---

<sup>97</sup> CUNY のウェブサイト、URL: <http://web.cuny.edu/about/index.html>

<sup>98</sup> CUNY のウェブサイト、URL:

<http://web.cuny.edu/academics/academic-programs/degree-offerings/baccalaureate-degrees.html>

<http://tipps.cuny.edu/cgi-bin/RegisteredPrograms/Programs.pl?KEYWORD=All&COLLEGE=All&LEVEL=Baccalaureate+Degree&STYLE=NEW>

市立大学の中でも最も古いカレッジである。<sup>99</sup>

学生数は約 1 万 5 千人である (2008 年)。フルタイムの学生は約 9,200 人、パートタイムの学生は約 6,200 人である。学士の学生は約 1 万 2 千人 (FTE では約 9,600 人)、大学院修士の学生が約 3,300 人 (FTE では約 1,700 人)、PhD の学生が 25 人である。<sup>100</sup> 2007 年には、1,463 人に対して学士の学位が、921 人に対して修士の学位が授与された。

学芸科学学部 (The College of Liberal Arts and Science) は 4 つのディビジョンから構成される。

- 人文科学ディビジョン (Division of Humanities and the Arts)
- 科学ディビジョン (Division of Science)
- 社会科学ディビジョン (Division of Social Science)
- ワーカー教育ディビジョン (Division for Worker Education)

プロフェッショナル・スクールは、以下の 4 つがある。

- School of Architecture, Urban, Design and Landscape Architecture
- School of Education
- Grove School of Engineering
- Sophie Davis School of Biomedical Education

シティカレッジでは、以下の学位を授与している。<sup>101</sup>

- Bachelor of Arts
- Bachelor of Science
- Bachelor of Engineering
- Bachelor of Science in Education
- Bachelor of Fine Arts
- Bachelor of Architecture

また、多くの修士の学位、B.A./M.A.の学位が授与されている。博士のレベルのプログラムもシティカレッジにおいて多く提供されているが、PhD の学位は、市立大学大学院・大学センター (Graduate School and University Center of The City University) を通じて授与されている。

The Sophie Davis School of Biomedical Education は、7 年間の課程である B.S./M.D.のプログラムを提供している。

下の表は、シティカレッジで授与されている学士のプログラムを示している。<sup>102</sup>

<p><b><i>College of Liberal Arts and Sciences</i></b></p> <p><b><u>DIVISION OF HUMANITIES AND THE ARTS</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● Department of Art, B.A., B.F.A. in Electronic Design &amp; Multimedia</li><li>● Asian Studies Program, B.A.</li><li>● Comparative Literature Program, B.A.</li><li>● Department of English, B.A.</li><li>● Department of Foreign Languages and Literatures, B.A. in Romance Languages</li><li>● Department of History, B.A., B.A./M.A. (Combined Degree)</li><li>● Jewish Studies Program, B.A.</li></ul>
--

<sup>99</sup> TheCityCollege Undergraduate Bulletin 2007-2009, p.268, URL: [http://www1.cuny.cuny.edu/CCNYBulletin/upload/2007\\_09\\_UGraduateBulletin.PDF](http://www1.cuny.cuny.edu/CCNYBulletin/upload/2007_09_UGraduateBulletin.PDF)

<sup>100</sup> City College of New York, City Facts Fall 2008, Table 1a など。

<sup>101</sup> Ibid. p.271

<sup>102</sup> TheCityCollege Undergraduate Bulletin 2007-2009 に基づき作成。

- Department of Media and Communication Arts, B.A. in Communications, B.F.A. in Film and Video
- Department of Music, B.A., B.F.A.
- Department of Philosophy, B.A.
- Department of Theatre and Speech, B.A.

#### DIVISION OF SCIENCE

- Department of Biology, B.S.
- Department of Chemistry, B.S.
- Department of Earth and Atmospheric Science, B.A. in Geology, B.S. in Geology
- Environmental Earth Systems Science (THE GROVE SCHOOL OF ENGINEERING との interdisciplinary program) B.S.
- Department of Mathematics, B.A., B.S., B.A./M.A. (Combined Degree)
- Department of Physics, B.S.

#### DIVISION OF SOCIAL SCIENCE

- Department of Anthropology, B.A.
- Black Studies Program, B.A.
- Department of Economics, B.A. (Economics), B.A. (Management and Administration), B.A./M.A. (Combined Degree)
- International Studies Program, B.A.
- Latin American and Latino Studies, B.A.
- Department of Political Science, B.A.
- Pre-Law Program, B.A.
- Department of Psychology, B.A., B.S., B.A./M.A. (Combined Degree)
- Department of Sociology, B.A.

#### DIVISION OF WORKER EDUCATION

- Department of Interdisciplinary Arts and Sciences, B.A. (Interdisciplinary Arts and Sciences), B.S. (Early Childhood Education)

#### **The School of Architecture, Urban Design and Landscape Architecture**

- Architecture, Urban Design and Landscape Architecture
- Bachelor of Architecture (B.Arch.)
- Bachelor of Science (B.S.)

#### **The School of Education**

- Department of Childhood Education
- Bilingual Childhood Education (B.S. Ed.) (Chinese, Haitian, and Spanish)
- Childhood Education (B.S. Ed.)
- Early Childhood Education (B.S.) (Department of Interdisciplinary Arts and Sciences/Division of Worker Education)
- Department of Secondary Education
- Science Education-Biology, Chemistry, Earth Science and Physics (B.S.)

#### **The Grove School of Engineering**

- Department of Biomedical Engineering, B.E. (BME)
- Department of Chemical Engineering, B.E. (Ch.E.)
- Department of Civil Engineering, B.E. (C.E.)
- Computer Engineering, B.E. (Cp.E.) (Departments of Computer Science and Electrical Engineering との共同プログラム)
- Program in Earth System Science and Environmental Engineering (School of Engineering and the Division of Science との interdisciplinary program) B.E.
- Department of Electrical Engineering, B.E. (E.E.)
- Department of Mechanical Engineering, B.E. (M.E.)
- Department of Computer Science, B.S. (C.Sc.)

#### **The Sophie Davis School of Biomedical Education**

- B.S./M.D. Program
- B.S. Physician Assistant Program

## b. 学位プログラムの実施に係る教育課程等

### 学位取得の要件<sup>103</sup>

シティカレッジでは、学士の学位を取るために、以下の要件を満たす必要がある。

- クレジット 120 以上
- 平均で C 以上の成績 (GPA2.0 以上)
- 主専攻の科目で平均で C 以上の成績 (GPA2.0 以上)
- 84 クレジット以上か、最後の 32 クレジットをシティカレッジで取っていること
- 主専攻の 60%以上のクレジットは、シティカレッジで取っていること
- 全てのカレッジとニューヨーク市立大学の **proficiencies** を終えていること
- 全ての授業料を卒業までに支払っていること

ちなみに、2000 年の秋学期に入学した通常の 1 年生の学生の中で、72.7%は 1 年後にも在学していた。58.1%は 2 年後に、48.6%は 3 年後に、40.8%は 4 年後も在学していた。6 年間で卒業することができたのは、入学者の 30.0%であった。<sup>104</sup>

### 一般教育

表 2-20、表 2-21 に示すように、College of Liberal Arts and Science において学士学位取得のためには、一般教育についての要件がある。例えば、45 クレジットを取るまでに、Freshman Inquiry Writing Seminar (1 年生のための探求作文セミナー) と Freshman Quantitative Analysis in Contemporary World (1 年生のための現代における数量分析) を受講することが求められている (表 2-20)。また、哲学、米国社会、世界の文明、世界の Humanities の 4 科目は、Bachelor of Arts でも Bachelor of Science でも受講が求められている (表 2-21)。

表 2-20 学士学位取得のための一般教育についてコア要件 (core requirements)

Stage I	Completed by 45 credits	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Freshman Inquiry Writing Seminar (FIQWS) (English 11000 fulfills this requirement for students entering in 2007-8)</li> <li>● Freshman Quantitative Analysis in Contemporary World (FQUAN)</li> </ul>
Stage II	Completed by 60 credits	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3 Perspective courses labeled W</li> <li>● 2 Perspective courses labeled I</li> <li>● Two Perspective courses labeled Q</li> <li>● Meet Speech requirement</li> </ul>
Stage III	Completed by Graduation	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Additional Perspective courses until one course is taken from each Perspective</li> <li>● One advanced course to meet In-depth requirement</li> <li>● Foreign Language requirement</li> </ul>

出典：TheCityCollege Undergraduate Bulletin 2007-2009, p.299

<sup>103</sup> Ibid. p.10

<sup>104</sup> Ibid. p.276.

表 2-21 学士学位授与のコア要件 (core requirements) 105

	Bachelor of Arts/ Fine Arts (B.A.)/(B.F.A.)	Bachelor of Science Non-Science Majors (Psychology) (B.S.)	Bachelor of Science For Science Majors (B.S.)
Philosophy 30000 (3)	X	X	X
U.S. Society 10100 (3)	X	X	X
World Civilizations 10100 or 10200 (3)	X	X	X
World Humanities 10100 or 10200 (3)	X	X	X
<b>Human Behavior/Social Science</b>			
Political Science 10100 (3)	X choose two	X choose one	X choose one
Economics 10000 (3)			
Anthropology 10100 (3)			
Psychology 10200 (3)			
Sociology 10500 (3)			
<b>Science-Interdisciplinary</b>			
Science 10300 & 10400 (6)	X		
Science 20000 (3) or EAS 32000 (3)			X
<b>Other Lab Science</b>			
Earth & Atmospheric Science 10600 (4)		X choose four laboratory sciences	X
Biology 10100 (& 10200*) (4/8)			X
Chemistry 10301 & 10401 (8)			X
Physics 20300 & 20400 (8)			X choose one sequence
Physics 20700 & 20800 (8)			
<b>Mathematics</b>			
Mathematics 15000 (3)	X		
Mathematics 20100, 20200 & 20300 (10)		X choose one sequence	X choose one sequence
Mathematics 20500 & 20900 (8)			
<b>World Arts</b>			
Art 10000 or Music 10000 (3)	X	X	X
<b>Total Credits</b>	<b>30</b>	<b>37-39</b>	<b>57-59</b>

出典：TheCityCollege Undergraduate Bulletin 2007-2009, p.300

#### 学士レベルのコースのナンバリング<sup>106</sup>

コース番号は、コースの内容の難しさに応じて付けられている。

10000-19900：導入コース。低学年の学生のため。

20000-29900：主専攻のコースの始め。2年生、3年生のため。

30000-39900：最初の上級のコース。中級の主専攻のコース。

40000-49900：高度な学士のコース。3年生、4年生のため。

50000-59900：高度な学士のコース。大学院のクレジットが与えられる。

#### 経済学 Major の場合

具体例として経済学専攻の場合の教育課程を説明する。College of Liberal Arts and Sciences の Division of Social Science に属する Department of Economics (経済学部) において経済学の学位が授与されている。経済学部においては、学士の学位として、B.A. (Economics)、B.A.(Management and Administration)、B.A./M.A. (Combined Degree)の3種類が授与されている。大学院の学位としては、Master of Arts in Economics が授与されている。

Economics Major で卒業するためには、以下の専門科目を受けることが要求されている。

- 入門科目 (Econ 100 と 103)
- 解析学

<sup>105</sup> Ibid. p.300.

<sup>106</sup> Ibid. p.295.



- 中級ミクロ経済学 (Econ 220) と中級マクロ経済学 (Econ 225)
- 統計学(Econ 290)と計量経済学 (Econ 294)
- 5つの経済学の選択科目

60%以上の専門科目のクレジット (22 以上) はシティカレッジにおいて取らなければならない。  
また、一般教養のコア科目を受講することが要求されている。

### c. 学位プログラムの実施体制等

#### 教員

2007 年には、教員数はフルタイムの教員が 555 人、パートタイム教員が 894 人、合計で、1,449 人である。テニユアを持っている教員は 343 人である。管理部門の人数は 286 人である。<sup>107</sup> 表 2-22 は、教員の職階級別、所属別の人数を示している。

表 2-22 シティカレッジの教員の職階級別、所属 Department 別の人数

Departments	Job Titles										Total
	Adjuncts	Assoc Prof	Assist Prof	Cont Ed Teacher	Professor	Other	Grad Assist	Researcher	Visiting Assist Prof		
Adult Continuing Education				25							25
Anthropology	3				4	1					8
Architecture	58	9	4		11						82
Art	67	5	5		3	6					86
Biology	18	3	5		14	1	5		1		47
Biomedical Engineering	2	4	2		3				1		12
Biomedical School	65	10	5		10	5			4		99
Chemical Engineering		2	2		11						15
Chemistry	30	5	5		14	1	9		2		66
Childhood and Early Childhood Education	39	7	10		2	3					61
Civil Engineering	6	3	8		7		6				30
Communications, Film and Video	19	5	5		3	1					33
Computer Science	3	9	3		12		3		2		32
Earth Atmospheric Science	4	3	1		3		1				12
Economics	9	1	8		4	1					23
Educational Leadership, Foundations and Special Education	25	1	7		1	3					37
Electrical Engineering	20	6	7		16		3		1		53
Engineering Admin									5		5
English -includes ESL	111	6	4		14	6					141
Foreign Languages	45	7	5		5	4					66
Gateway Institute	2										2
History	13	7	6		5	3					34
Interdiscp Arts & Science (IAS)	43	2	5		1	3					54
Levich Institute									1		1
Library		7	7		2	3					19
Math	25	5	3		11	7			1	2	54
Mechanical Engineering	13	5	2		13	1	3				37
Music	34	7	5		3	1					50
Natural Sciences Admin Office	4		1						1		6
Philosophy	12	1			6						19
Physics	17	5	2		19		8		3		54
Political Science	15	4	2		6	1					28
Psychology	25	10	4		18		7				64
SEEK Office	2	1	2			4					9

Departments	Job Titles										Total
	Adjuncts	Assoc Prof	Assist Prof	Cont Ed Teacher	Professor	Other	Grad Assist	Researcher	Visiting Assist Prof		
Secondary Education	14	5	4		3	2					28
Sociology	4	5	5		4	2					20
Speech/Theater	27	2	3		1	4					37
Transportation Institute Office									1		1
Ultrafast Spectroscopy and Lasers Institute									1		1
Women's Studies	2										2
Total	776	152	137	25	229	63	45		24		21,453

(出典) City College of New York, City Facts Fall 2008, Table 47

<sup>107</sup> City College of New York, City Facts Fall 2008, Table 46

The Gateway Academy は、入学した学生や、30 クレジット未満の学生を支援するための組織である。数学、リーディング、ライティングのスキルを向上させることに主眼が置かれている。

学生支援サービスプログラム (Student Support Services Program) は、アカデミック、キャリア、金銭的、個人的なカウンセリングを提供している。特に、アカデミック面での支援を必要とする、低収入で、大学入学が第 1 世代の学生に対する支援が提供されている。

#### 経済学 Major の場合

Professor が 4 人、Associate Professors が 1 人、Assistant Professors が 8 人いる。これら以外には、Adjunct の教員が 9 人、その他区分の教員が 1 人、合計 23 人いる。学生アドバイザーは、13 人の professors によって勤められており、学生は名前のイニシャルによってアドバイザーが割り当てられている。学生アドバイザーは、オフィスアワー (office hour) 中に学生の科目履修などの相談に応じ、専攻申請書と卒業申請書へのサインをする。

#### d. 学位プログラムの実施に係る質保証の仕組み

##### ニューヨーク市立大学におけるパフォーマンスマネジメントシステム

ニューヨーク市立大学はプランニングとゴールセッティングをリンクさせたパフォーマンスマネジメントプロセスを採用している。カレッジ等は主要な目標項目について、毎年の進歩を計測することが求められている。毎春、Chancellor は、大学の Master Plan に合致するような当年のパフォーマンスゴールを発表する。各々のカレッジの学長は、それぞれの組織のパフォーマンスゴールやターゲットを、大学のパフォーマンスゴールに合致するように設定する。<sup>109</sup>

シティカレッジの 2009 年度におけるゴールとターゲットの主な項目は以下の通りである。

1. フラッグシッププログラムを強化すること。カリキュラムとプログラムミックスの継続的な改善(Raise Academic Quality)
2. 強力な教員の雇用と育成 (教育、学術、創造的活動) (Raise Academic Quality)
3. 学生が質の高い一般教育を受けること。(Improve Student Success)
4. 学生のリテンションと卒業率を高めること。(Improve Student Success)
5. 卒業後のアウトカムを向上すること (Improve Student Success)
6. 学生の学問支援体制の質を高めること (Improve Student Success)
7. 入学者数を増やすこと(Enhance Financial & Management Effectiveness)
8. 収入を増やし、経費を減らすこと(Enhance Financial & Management Effectiveness)
9. 管理的サービスを改善すること (Enhance Financial & Management Effectiveness)

1 番目の項目において、フラッグシッププログラムとしては、Biomedical Engineering, Chemical Engineering, Biology, Earth and Atmospheric Sciences, Economics と Foreign Languages and Literatures の 6 つが指定されている。<sup>110</sup>

<sup>108</sup> P.283.

<sup>109</sup> CUNY ウェブサイト、URL: <http://web.cuny.edu/administration/chancellor/performance-goals.html>

<sup>110</sup> The City College of New York, Goals and Targets 2009-10

## プログラムレビュー

5年サイクルでプログラムレビューを実施している。

## 新プログラムの承認

シティカレッジにおける新プログラムの提案の実現のためにはシティカレッジ、Board of Trustees、ニューヨーク州教育省の3つから承認を得る必要がある。このため、実現には時間を要し、1年から2年を要することも多い。シティカレッジにおいては、Office of Academic Affairsがこのプロセスの管理を担当している。<sup>111</sup>

プログラムの性質によって重視すべき点が異なるが、一般に評価基準は以下の点である。

- 学問的な質
- ニーズ（社会ニーズ（国・州・地域的観点、卒業生のキャリアの機会、学生の関心））
- CUNYの他のプログラムとの関係（重複はないか）
- 他のキャンパスのプログラムとの関係、カレッジ・大学のミッションとの関係
- プログラムの実行のために利用可能な資源
- 認証機関の基準との合致
- 州教育省の規制との合致

## 認証

全ての学位プログラムは、ニューヨーク州教育省に登録されている。また、シティカレッジは、Middle States Commission on Higher Educationによって、認証を受けている。

更に、プロフェッショナル・スクールの専門プログラムは、National Architectural Accrediting Board、the National Council for Accreditation of Teacher Education、Accreditation Board for Engineering and Technologyを含む分野別の認証機関によって認証を受けている。<sup>112</sup>

## (2) ニューヨーク大学

(New York University)

ニューヨーク大学は1831年に設立されたニューヨーク州の私立大学である。その規模は全米の私立大学で最大である。マンハッタンにキャンパスがある。2008年の学生数は約5万5千人（学士約2万1千人、大学院約2万2千人、ノンクレジット学生1万1千人）であり、卒業生数は合計1万2千人（準学士319人、学士5074人、修士6050人、博士423人、プロフェッショナル996人）だった。常勤のフルタイムの教員数は約3,100人である。以下の14のスクールとカレッジから構成されている。

- College of Arts and Science
- School of Law
- Graduate School of Arts and Science
- Steinhardt School of Culture, Education, and Human Development
- Leonard N. Stern School of Business

---

<sup>111</sup> Office of Academic Affairs, The City University of New York, *Faculty Handbook for the Preparation of New Academic Programs*, Spring 2008

<sup>112</sup> Ibid. p.268

- Courant Institute of Mathematical Sciences
- School of Continuing and Professional Studies
- Robert F. Wagner Graduate School of Public Service
- School of Social Work
- Tisch School of the Arts
- Gallatin School of Individualized Study
- Institute for the Study of the Ancient World
- School of Medicine
- College of Dentistry
- Institute of Fine Arts
- School of Continuing and Professional Studies

#### a. 学位プログラムの枠組み<sup>113</sup>

ニューヨーク大学においては、学士課程の規模は学生数が 116 人の小さなところから 6,929 人の大規模なものまでである。160 以上のプログラムが設置され、2,500 以上のコースが毎学期開講されており、25 種類の異なる学位を授与している。<sup>114</sup>

学部学生の所属するカレッジやスクール別の人数と割合は、表 2-23 に示す通りである。College of Arts and Sciences の学生が学部学生の全体の 36.1%を占めており最も多い。

表 2-23 New York University における学部学生の人数（カレッジ・スクール別）

スクール・カレッジ名称	人数	割合
College of Arts and Science	7,672	36.1%
Steinhardt School of Culture, Education, and Human Development	2,435	11.4%
Leonard N. Stern School of Business	2,307	10.8%
School of Continuing & Professional Studies (SCPS) - Tisch Center Hospitality Programs	298	1.4%
Tisch School of the Arts	3,165	14.9%
Gallatin School of Individualized Study	1,273	6.0%
Silver School of Social Work	130	0.6%
College of Nursing	633	3.0%
College of Dentistry	239	1.1%
Liberal Studies Program	1,892	8.9%
SCPS McGhee Division	1,136	5.3%
SCPS Diploma Programs	89	0.4%
Total of All Undergraduate Programs	21,269	100.0%

出典：New York University, Total Undergraduate Fact Sheet 2008-2009

このうち、College of Arts and Science においては、Bachelor of Arts または Bachelor of Science が授与される。カレッジには以下の専攻分野がある。Major only を記されている分野については、主専攻としてのみ専攻することが可能であるが、それ以外の分野については Major としても Minor としても専攻することが可能である。全ての科目において、B.A.が授与され、B.S.は chemistry, neural science, physics, biology, computer science, mathematics において授

<sup>113</sup> New York University Bulletin 2008-2010, College of Arts & Science

<sup>114</sup> <http://www.nyu.edu/about/>

与される。

- Advanced Mathematical Methods
- Africana Studies
- Anthropology
- Anthropology and Classical Civilization (major only)
- Anthropology and Linguistics (major only)
- Architecture Studies
- Art History
- Art History and Classics (major only)
- Asian/Pacific/American Studies
- Biochemistry (major only)
- Biology
- Chemistry
- Cinema Studies
- Classical Civilization
- Classical Civilization and Hellenic Studies (major only)
- Classics (major only)
- Comparative Literature
- Computer Science
- Computer Science and Economics (major only)
- Computer Science and Mathematics
- Dramatic Literature
- East Asian Studies
- Economics
- Economics and Mathematics (major only)
- Language
- Engineering (majors only)
  - Biomedical Engineering
  - Chemical Engineering
  - Civil Engineering
  - Computer Engineering
  - Electrical Engineering
  - Engineering Physics
  - Environmental Engineering
  - Mechanical Engineering
- English and American Literature
- Environmental Studies
- European and Mediterranean Studies
- French
- French and Linguistics (major only)
- Gender and Sexuality Studies
- German and Linguistics (major only)
- German Literature and Culture
- Hebrew Language and Literature
- Hellenic Studies
- History
- Iberian Studies
- International Relations (major only)
- Italian
- Italian and Linguistics (major only)
- Jewish History and Civilization
- Journalism (major only)
- Language and Mind (major only)
- Latin American Studies

- Latin and Greek
- Latino Studies
- Linguistics
- Luso-Brazilian Language and Literature
- Mathematics
- Medieval and Renaissance Studies
- Metropolitan Studies
- Middle Eastern and Islamic Studies
- Music
- Neural Science (major only)
- Philosophy
- Physics
- Politics
- Psychology
- Religious Studies
- Romance Languages (major only)
- Russian and Slavic Studies
- Self-Designed Major
- Social and Cultural Analysis (major only)
- Sociology
- Spanish and Latin American Literatures and Cultures (major only)
- Spanish and Linguistics (major only)
- Urban Design and Architecture Studies
- Urban Studies

#### b. 学位プログラムの実施に係る教育課程等<sup>115</sup>

College of Arts and Science において学士の学位を取得するためには、学生は少なくとも 128 ポイントを取る必要があり、GPA は 2.0 以上でなければならない。4 ポイントのコースであれば、128 ポイントは 32 コースを受講することに相当する。また、学生は、専攻分野の要求を満たすとともに、Morse Academic Plan (MAP) を履修することが要求される。

Morse Academic Plan (MAP) は、一般教育のカリキュラムプランとして College of Arts and Science においてコースが開講されている。MAP は、以下の 4 つの構成要素からなり、それぞれの要素について学生は関心に応じて自由に科目を選択することが可能である。2 年生の終わりまでに必要な MAP を終えることが期待されている。

1. 作文プログラム (The Expository Writing Program)
2. 外国語の勉強 (Study of a foreign language)
3. 現代文化の基礎 (Foundations of Contemporary Culture (FCC))
4. 科学的探究の基礎 (Foundations of Scientific Inquiry (FSI))

「現代文化の基礎」は、西欧における会話 (Conversations of the West)、世界の文化 (World Cultures)、社会と社会科学 (Societies and the Social Sciences)、文化表現 (Expressive Culcute) の 4 種類のコース類からなる。「科学的探究の基礎」は、数量的推論 (Quantitative Reasoning)、自然科学 I (Natural Science I)、自然科学 II (Natural Science II) の 3 種類のコース類からなる。

---

<sup>115</sup> New York University Bulletin 2008-2010, College of Arts & Science

Major の宣言 (Declaration of Major) は、64 ポイント以上を取得した時点で行われなければならない。Major の宣言は 64 ポイントを取らない時点でも行うことが可能であり、できるだけ早い時点に行うことが推奨されている。<sup>116</sup>

#### 経済学 major の場合

専攻の具体例として経済学について説明する。経済学 Major は経済学部において提供されている学位プログラムである。経済学 Major においては、学生の関心に応じて、Policy Concentration (政策コンセントレーション) と Theory Concentration (理論コンセントレーション) の 2 つの Concentration (集中) がある。Policy Concentration (政策コンセントレーション) は、経済学の考え方の応用に関心を持つ学生用であり、数学的な扱いはできるだけ少なくなっている。少なくとも 42 ポイント (10 コース) を経済学部において取ることが要求される。6 つのコアコース (V31.0001, V31.0002, V31.0010, V31.0012, V31.0018 と V31.0238) と 4 つの選択コースである。V31.0018 は 6 ポイントであり、その他のコースは 4 ポイントである。典型的なコースの取り方は、2 年生に V31.0001、V31.0002 と V31.0018、3 年生に V31.0010、V31.0012 と V31.0238、4 年生に 4 つの選択科目を取るものである。

これに対して、Theory Concentration (理論コンセントレーション) は、経済学の正式の分析ツールを学ぶことを求める学生に相応しい concentraion であり、PhD プログラムに進学することも目指している学生を主な対象としている。少なくとも 40 ポイント (10 コース) を経済学部において取ることが要求される。6 つのコアコース (V31.0005, V31.0006, V31.0020, V31.0011, V31.0013 と V31.0266,) と 4 つの選択コースである。典型的なコースの取り方は、2 年生に V31.0005、V31.0006 と V31.0020、3 年生に V31.0011、V31.0013、V31.0266 と 1 つの選択科目、4 年生に 3 つの選択科目を取るものである。

どちらのコンセントレーションにおいても、全てのコースの成績は C 以上であることが必要であり、Minor として専攻することも可能である。

成績優秀な学生は Honors Program を受けることができる。希望する学生は、Director of Undergraduate Studies と事前に相談することが必要であり、全体の GPA と経済科目の GPA の両方が 3.65 以上であることが必要である。学生は 3 年生の春semesterまでに選択しなければならない。Honors Program においては、Policy Concentration の場合、46 ポイント (11 コース)、Theory Concentration の場合 44 ポイント (11 コース) が卒業要件であり、また、選択科目として 2 コースの Honors コースを受講しなければならない。

以下は経済学部で開講されるコースの一覧である。P は Policy concentration、T は Theory concentration の学生のためのコースである。

#### 2 年生のためのコース

- Economic Principles I (P)V31.0001

---

<sup>116</sup> New York University, Economics Department ウェブサイト、URL: <http://econ.as.nyu.edu/object/bulletin0810.ug.degreereq>

- Economic Principles II (P)V31.0002
- Introduction to Economic Analysis (T)V31.0005
- Mathematics for Economists (T) V31.0006
- Statistics (P) V31.0018
- Regression and Forecasting Models (P) V31.0019
- Analytical Statistics (T) V31.0020

3年生のためのコース

- Intermediate Microeconomics (P) V31.0010
- Microeconomics (T) V31.0011
- Intermediate Macroeconomics: Business Cycles and Stabilization Policy (P) V31.0012
- Macroeconomics (T) V31.0013
- International Economics (P) V31.0238
- Introduction to Econometrics (T) V31.0266

200番台の選択科目

- Economic History of the United States (P, T) V31.0205
- History of Economic Thought (P, T) V31.0206
- Ethics and Economics (P, T) V31.0207
- Urban Economics (P, T) V31.0227
- Money and Banking (P, T) V31.0231
- Poverty and Income Distribution (P, T) V31.0233
- Gender and Choices (P, T) V31.0252
- Honors Seminar: Politics and Finance (P) V31.0296

300番台の選択科目

- Strategic Decision Theory (T) V31.0310
- Industrial Organization (P) V31.0316
- Market Structure and Performance (T) V31.0317
- Forecasting in Macroeconomic and Finance Models (T) V31.0320
- Economic Development (P, T) V31.0323
- Topics in the Global Economy (P) V31.0324
- Economics of Energy and the Environment (P, T) V31.0326
- International Trade (T) V31.0335
- International Finance Theory (T) V31.0336
- Ownership and Corporate Control in Advanced and Transition Economies (P, T) V31.0340
- Political Economy (T) V31.0345
- Labor Economics (P, T) V31.0351
- Public Economics (P, T) V31.0353
- Law, Economics, and Society (P) V31.0355
- Experimental Economics (P, T) V31.0360
- Elements of Financial Economics (T) V31.0363
- Advanced Micro Theory (T) V31.0365
- Financial Economics (P) V31.0368
- Topics in Economic Theory (T) V31.0375
- Topics in Econometrics (P) V31.0380

Honors Program と Independent study のためのコース

- Honors Tutorial (P, T) V31.0410
- Honors Thesis (P, T) V31.0450
- Independent Study (P, T) V31.0997,0998

c. 学位プログラムの実施体制等

College of Arts and Sciences の入学者はオリエンテーションにおいて、個別にアドバイザー



と面会し、教養科目の選択などについて相談を行う。アドバイザーは、College of Arts and Sciences の College Advising Center に所属している。

ニューヨーク大学全体での教員数と職員数は通りである。

表 2-24 New York University の教員数と職員数

職員のタイプ	フルタイム	パートタイム
教員	3,695 人	3,540 人
専門的・管理 (Professional and administrative)	4,528 人	534 人
技術的・準専門的 (Technical and paraprofessional)	842 人	58 人
秘書 (Clerical and secretarial)	2,426 人	127 人
技能者 (Skilled Crafts)	239 人	1 人
サービスマンテナンス (Service and maintenance)	474 人	11 人
合計	12,204 人	4,271 人

出典 : New York University, Employee Demographics, Fall 2008

#### 経済学部の場合

経済学部 (Department of Economics) は College of Arts and Sciences にある Department の一つである。Professors が 29 人、Associate Professors が 7 人、Assistant Professors が 8 人いる。

#### 資金

一般的に、New York 大学のスクール、カレッジ等は、授業料収入、投資収入、研究収入、病院収入といった自らの収入の枠内で活動している。いくつかのスクールにおいては赤字となっているため、その場合には、他のスクールの収入から補てんされることになる。また、Provost が Discretionary funds を配分するが、これは特別の用途のための資金である。<sup>117</sup>

#### d. 学位プログラムの実施に係る質保証の仕組み

##### 新プログラムの設立

新プログラムを提案する場合には、学部レベルの場合には Undergraduate Curriculum Advisory Committee の承認が、大学院レベルの場合には Graduate Commission の承認が必要である。<sup>118</sup>

学部レベルのプログラムが Undergraduate Curriculum Advisory Committee の承認を受けるためには以下を示す必要がある。

<sup>117</sup> インタビューのフォローアップの質問に対する電子メールでの回答。2010 年の予算については、ニューヨーク大学のウェブサイト (<http://www.nyu.edu/budget2010/>) で詳しい資料を読むことが可能である。

<sup>118</sup> New York University, Office of Academic Program review, URL: <http://www.nyu.edu/apr/process.htm>

1. スクールやカレッジにとってのプログラムの重要性
2. 学問的ディシプリンやトピックを十分にプログラムがカバーしていること
3. ニューヨーク大学のアカデミックコミュニティにおけるユニークさ、または既にあるプログラムとの協力し、それらのプログラムの価値を高めること
4. スクール内における検討状況、同種のプログラムを持つスクールとの協議内容

Undergraduate Curriculum Advisory Committee は、15 人のメンバーであり、Office of Provost から 2 名（うち一人が Chair）の他、各スクールとカレッジからの代表者がメンバーとなっている。年に 2 回程度開催される。

次に、提案するスクールやカレッジの Dean から Office of Academic Program Review に届ける必要がある。Office of Academic Program Review はニューヨーク州教育省とのプログラムの registration に関する調整を行う。この Office の長は Assistant Provost である。

#### 認証

大学の認証は中部地区基準協会から受けている。プログラムでのレベルの認証は、表 2-25 に示すように数多くのプログラムが専門認証機関から受けている。

表 2-25 ニューヨーク大学のプログラムレベルでの認証

PROGRAM	ACCREDITING AGENCY
<b>COLLEGE OF ARTS AND SCIENCE</b>	
Journalism and Mass Communication (BA)	Accrediting Council on Education in Journalism & Mass Communication
Chemistry (BA, BS)	American Chemical Society
<b>COLLEGE OF DENTISTRY</b>	
DDS	American Dental Association
Dental Hygiene Program (AAS)	American Dental Association
Endodontics (Advanced education program)	American Dental Association
Oral and Maxillofacial Surgery (Advanced education program)	American Dental Association
Orthodontic and Dentofacial Orthopedics (Advanced education program)	American Dental Association
Pediatric Dentistry (Advanced education program)	American Dental Association
Periodontics (Advanced education program)	American Dental Association
Prosthodontics (Advanced education program)	American Dental Association
<b>GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCE</b>	
Clinical Psychology (PhD)	American Psychological Association
Ergonomics and Biomechanics (MS)	Oxford Research Institute Review Board
Journalism (MA)	Accrediting Council on Education in Journalism & Mass Communication
<b>SCHOOL OF CONTINUING AND PROFESSIONAL STUDIES</b>	
Diagnostic Medical Sonography (AAS)	Commission on Accreditation of Allied Health Education Programs Joint Review Committee on Education in Diagnostic Medical Sonography
Paralegal Studies (Diploma)	American Bar Association Standing Committee on Legal Assistants

<b>SCHOOL OF LAW</b>	
Law	American Bar Association, Council on Legal Education
Law	Association of American Law Schools
<b>SCHOOL OF MEDICINE</b>	
MD	American Medical Association - Liaison Committee on Medical Education
<b>SCHOOL OF NURSING</b>	
Nursing (BS, MA)	National League of Nursing
Nursing-Midwifery (MA)	American College of Nurse Midwives
<b>MOUNT SINAI SCHOOL OF MEDICINE OF NYU</b>	
MD	American Medical Association - Liaison Committee on Medical Education
<b>SILVER SCHOOL OF SOCIAL WORK</b>	
Social Work (BS, MSW)	Council on Social Work Education
<b>STEINHARDT SCHOOL OF CULTURE, EDUCATION, AND HUMAN DEVELOPMENT</b>	
Art Therapy (MA)	American Art Therapy Association, Inc
Community Public Health (MPH)	Council on Education for Public Health
Counseling Psychology (PhD)	American Psychological Association
Drama Therapy (MA)	National Association for Drama Therapy
Early Childhood and Elementary Education (MA in Montessori Teacher Education Sequence)	Montessori Accreditation Council in Teacher Education American Montessori Society
School Psychology (PhD and PsyD)	American Psychological Association
Nutrition and Dietetics: Clinical Nutrition (Dietetics Internship) (MS)	American Dietetic Association-Council on Education-Division of Accreditation and Approval
Nutrition and Dietetics: Clinical Nutrition (Didactic Program in Dietetics) (MS)	American Dietetic Association-Council on Education-Division of Accreditation and Approval
Nutrition and Food Studies: Nutrition and Dietetics (Didactic Program in Dietetics) (BS)	American Dietetic Association-Council on Education-Division of Accreditation and Approval
Occupational Therapy (MA)	Accreditation Council for Occupational Therapy Education, American Occupational Therapy Association
Physical Therapy (MA, DPT, PhD)	American Physical Therapy Association
Professional Child/School Psychology (PsyD)	American Psychological Association
Speech-Language Pathology (MA)	American Speech-Language and Hearing Association-Council on Academic Accreditation
Teacher Education Programs	Teacher Education Accreditation Council
<b>STERN SCHOOL OF BUSINESS</b>	
Stern School of Business	American Assembly of Collegiate Schools of Business
<b>WAGNER SCHOOL OF PUBLIC SERVICE</b>	
Health Policy and Management (MPA)	Commission on Accreditation of Healthcare Management Education
Public and Non-Profit Management and Policy (MPA)	National Association of Schools of Public Affairs and Administration
Urban Planning (MUP)	Planning Accreditation Board (American Institute of Certified Planners and the Association of Collegiate Schools of Planning)

### 現地インタビュー調査結果

2009年5月11日にニューヨーク大学の Office of Academic Program Review 担当者にインタビューを実施した。

◎学位プログラムについて

1. 学位プログラムに関する全学的な共通方針はあるのか。

New York 州ではプログラムの承認が州の教育省が必要である。州の定めた document を提出する必要がある。New York University には 14 のスクールがある。Program の責任は各 School の faculty にある。各学部には academic committee がある。ここで第 1 のレベルとして新しいプログラムやプログラムの変更については検討する。次の段階では道がいくつかある。新プログラムは Office of Academic Program Review に来る。

Undergraduate のプログラムであれば、Undergraduate Curriculum Advisory Committee の審議に諮られる。Graduate のプログラムであれば、Graduate Commission である。これらの Committee では、duplication があるかどうか、などが検討される。また、最近では、海外で行われているプログラムについては、global programs のコミッションがレビューしている。

2. Undergraduate Curriculum Advisory Committee (UCAC) (または、Graduate Commission) と Office of Academic Program Review との関係。

Office of Academic Program Review では主として州の規則に則ったプログラムの提案がされているかをチェックする。UCAC などの検討の前段階から学部から相談を受けている。Office の長は、Graduate Commission のメンバーでもある。

各学部でどの位の時間をかけて新プログラムの検討をするのかは、プログラムによって異なるだろうが、数年かけて検討されているものもある。新たなレビューがされる必要があるかにもよる。Repackaging するようなプログラムであれば時間はあまりかからない。

3. UCAC、Graduate Commission のメンバーは、どのような人になるのか。誰が責任者なのか。

これらの委員会は、各 semester に 1 回集まる。決定は majority vote に基づく。全ての提案が automatically に決まる訳ではない。最近の Spring semester の会合では、5 つのプログラムの提案があった。通常は 3 ~ 4 つの提案がある。Undergraduate では、Minor についての提案などがある。また、dual degree の提案もある。UCAC のメンバーは各学部の Dean であり、それぞれに互いの提案に意見を言う。実質的な議論がある。

4. 大学レベルにおいての検討ではどのような側面が重視されるのか。学部レベルでの検討との違い。

大学レベルでは duplication などについて検討される。既にコースが提供されている場合がある。提案書は会合の 1 ヶ月前に提出する必要がある。会議の席で資料を配布されて、すぐに決定がある訳ではない。

会合は 1 時間半である。ひとつの提案にかける時間は 15 分程度である。この前の会合では、最初の提案が問題がなく、すぐに終わったが、次の提案では議論があり、30 分程度検討した。また、会合の前に意見が出て、会合では修正した提案が説明されることもある。提案

を説明するのは、提案した学部の教員である。説明は事前に資料を配布しているので **brief** に行われる。

提案を **reject** するのは稀である。しかし、変更されることはよく起こる。私がここで働いて数十年になるが、**reject** された例は2つだけだ。変更は、コース内容の変更、タイトルの変更などである。

5. **Office of Academic Program Review** における検討はどのような視点からなされるのか。

**UCAC** などでの検討は **academic** 内容についての検討が中心である。**Office of Academic Program Review** では、州レベルの規制と合致しているかなどの検討が主体である。また、**Duplication** の観点からレビューすることもある。

新プログラムは、通常は、個々の **faculty member** の **initiative** で開始される。ただ、各学部の **Dean** の意思で開始される場合もある。その学問 **field** が重要である、などの判断に基づく時である。

新プログラムの承認について、州の規則にはそれ程頻繁に変更がある訳ではない。安定している。州の教育省でカウンターパートなのは、**Office of Higher Education** や **Bureau of College and University Evaluation** である。

6. **Provost** の承認はどのような観点が重視されるのか。ここで否定されることもあるのか。

**Provost** は **Commission** などでの決定を否定することもできるが、そういうことはまず起こらない。否定されるようなプログラムは **Commission** での議論で否決されるだろう。

**Graduate Commission** は、**ByLaws** で設置が決まっていて、メンバーの任命は **Provost** によってなされる。**Undergraduate Curriculum Review Committee** は、2年ぐらいしかまだ歴史がない。どちらも **Academic Senate** の委員会という訳ではない。プログラムの承認はこれら2つの委員会の決定の後、**Provost** が最終的に決定できる。

**Board of Trustees** は主として、**Finance** の問題について検討する。**Academic Affairs** については首を突っ込むことはない。決定については **Board of Trustees** に対して **inform** はされる。

7. 最近の新しいプログラムの例が何かあるか。

最近の新しいプログラムの例は、**communication biology**、**global public health**、**nursing program**、**environmental laws**、**creative writing in Spanish** などがある。**Global public health** のプログラムでは5つの **school** が関係している。また、**creative writing in Spanish** はニューヨークにはスペイン系の人口が多いから新設が決まった。新しいプログラムは大学院レベルのものがどちらかといえば多い。

8. 教育省によるプログラムの承認は、形式的なものなのか。内部における検討がなされていることが説明できれば十分なのか。

**Graduate** のレビューでは、2人が **site visit** に訪れる。**State regulations** に合致するかどうかなど審査される。また、**finance information** についても検査される。また、新プログラ

ムが出来てから5年経っても、支出超過ということなどになると問題になる。施設についても検査される。Laboratory がどういうものかもみられる。

Licensure program (ライセンスを必要とする職業のためのライセンスを与える) の場合には、審査はより厳しくなる。内容を修正する必要がある時もある。Teaching program などである。History program などについてもいろいろ審査される。

9. 州からはどの程度の資金を受けているのか。

州のお金は、Bundy money がまずある。各々の degree について貰っている。State legislature に基づく。サイズはそんなに大きくはない。量は減ってきている。政治的な種類の金である。

他には、学生に対して支払われるものがある。また、ある社会階層の学生に支払われるなどのプログラムに基づくものがある。連邦政府のお金では学生が貰っているものがある。外国語の教育などについて支払われる連邦政府のお金もある。

この大学は私立大学なので70%のお金は授業料から来ている。残りの30%は、このような州政府や連邦政府からのお金であり、endowment からお金もある。

10. カリキュラム提案の際に、検討は誰によって、どのように進められるのか。

各学部における新プログラムなどのレビューは Dean's Office で実施している。担当の associate dean がいる。レビューの中心は faculty である。アセスメントなどを実施する。特に、最近では、地域の accrediting agency である、Middle States Commission が learning assessment を求めているという事情もある。

スタッフについては、もともとは academic としての訓練を積んでいる人が多い。仕事で、evaluation 研究などの専門を持つようになる。スタッフは non contract employment (契約に基づかない長期の雇用) である。

11. 学生の意見、卒業生や地域の意見は反映されるのか。

学生は先ほどの2つの commission にはメンバーにはなっていない。Faculty、Department のレベルでの検討では、学生や卒業生の意見を聞いている。

Field の意見をどれだけ重視するかは、nature of program によっている。分野によっては、Field の人の意見が重視される。

Arts and sciences については、faculty が academic な面での評価を重視する。

12. 新たな学位プログラムができると、どのような経費がつくのか。

Finance については、各 School に責任がある。各学部の Dean's Office は finance 面での検討をする。ただ、全ての新プログラムが新たな資金を必要とする訳ではない。新たな教員の採用を必要としないものもある。新プログラムへの資金は、大きいのは学生の授業料からである。また、faculty の再配置を伴う場合もあるが、普通は必要ではない。

各学部の Dean に責任があるので、他の School や Vice Provost for Finance などに相談をする。また、Senate の Finance Committee で検討される。

新プログラムのレビューをする2つの委員会においては、資金面の検討はしない。

13. 教員の教育能力の評価や質保証はどのように進められているのか。

Faculty は tenure review の際に、teaching review がある。一旦、tenure になったら、後はそのようなレビューはなくなる。

全ての授業について、Course evaluation はある。Assessment of student learning を行う。これは、教員を攻撃するために使うのではなくて、授業の質を改善することが目的である。

Community College では学生の学習についての直接的なアセスメントをしているのではないか。

14. 各授業での成績評価、単位認定の実態はどうか。

Assessment movement の中で、成績評価については、シラバスで明確に説明をしている。例えば、試験で 50%、レポートが 30%、授業参加が 20%などと書いてあり、それぞれの基準も説明する。学生からの complaint はあるが、学生は成績には常に満足しないものだ。成績と、授業料の間には関係がない。ただ、academic scholarship があるので、それを貰っている学生は一定の成績を求められるだろう。大学院のレベルでの fellowship でもそうだ。

15. 教員組織の学内の責任体制はどうなっているのか。

教員組織についての責任は各 School である。新たな採用をする場合には、Provost もレビューをする必要がある。Faculty Office があり、ガイドラインがある。

16. 教員の授業担当負担の管理はどのように行われているのか。

各 School で決めている。各 Dean がガイドラインを決めている。

教員の仕事は、teaching、research、community service の3つであるが、Department Chair がレビューをする。Grant 獲得額、論文発表数などの活動についてのレビューである。

17. 一度できたプログラムの質保証はどのように行われているのか。

地域認証機関から認証を受けるために、10年毎に self study をして、self study の5年後に follow-up をしている。今、丁度この作業をしているところである。Office of Academic Program Review がこの作業の担当である。検討のための学内の組織、システムについては、検討をするたびに作っている。5年前に self study をした時には、大きな組織を作った。

New York University は非常に大きい大学であるので、全てについて検討することは困難なので、focused study をしている。前回のトピックは undergraduate education だった。その際には、Steering Committee を設置した。Faculty や学生から構成される。Academic Affairs についてと、Undergraduate Student Affairs についての Sub-committee を設置した。

これらの委員会で論点や質問などを議論した。また、パートタイムのスタッフを雇った。トピックについて、Working paper を作成して、議論をした。Paper は、問題や提案につい

て書かれた。Paper は、各 Dean や Senate にも送付されて、質問を受け付けた。また、Middle States Commission からのコメントを貰った。

18. Accreditation や self study の結果はどのようにプログラムの内容や、大学の運営などに反映されているのか。

President は Self Study の結果が棚置きされないようにすることを支持した。Undergraduate education についての検討やそこでの recommendation が、各 School にとってどう関係してくるかの意見を求めた。

Advisory committee の設置、新たなプログラムの開設、major、residence hall での faculty の配置、Health service についての事柄などが反映された例である。

Major については、新たな Major を 2 つ作った。また、Minor について、cross school minor を作った。また、複数の school のコースを使った minor を作った。

19. 以上の内容（プログラムの新設の検討、教員組織など）について、大学の特色は何かあるか。

New York University は大規模な大学で、大都市の大学であることに特色があるが、レビュープロセスなどについて、他とは異なる unique なところがあるかと言われれば、それ程違いはないのではないか。

### (3) バサー・カレッジ (Vassar College)

バサーカレッジは全寮制の共学のリベラルアーツカレッジである。2,450 人の学生がおり、60%が公立高校から 40%は私立高校から進学してきている。最近の新入生では非白人の割合は 22~28%であり、外国からの学生は 8%を占めており、50 カ国から来ている。1861 年に設立された。当初は女子大学で、1969 年から共学になった。U.S. News and the World の Liberal Arts College Ranking によれば全米で 11 位である。<sup>119</sup>

290 人の教員がおり、ほぼ全てが博士号を取得している。全てのクラスは常勤の教員によって教えられている。学生と教員の人数の比率は 9 対 1 で、平均のクラス規模は 17 人である。70%以上の教員はキャンパスかその近郊に住んでおり、全ての学生用レジデンスホールには 1 人か 2 人の教員がハウスフェローとして住んでいる。<sup>120</sup>

#### a. 学位プログラムの枠組み

以下の 28 個の Department が設置されている。<sup>121</sup>

人類学 Anthropology; 芸術 Art; 生物学 Biology; 化学 Chemistry; 中国語・日本語 Chinese and Japanese; 古典学 Classics; コンピュータ科学 Computer Science; ドラ

<sup>119</sup> U.S. News and the World ウェブサイト, URL: <http://www.usnews.com/sections/rankings>

<sup>120</sup> About Vassar College URL: <http://www.vassar.edu/about/index.html>

<sup>121</sup> About Vassar College URL: <http://www.vassar.edu/about/index.html>



マ・フィルム Drama and Film; 舞踏 Dance; 地球科学・地理 Earth Science and Geography; 経済学 Economics; 教育学 Education; 英語 English; フランス語 French; ドイツ研究 German Studies; ヒスパニック研究 Hispanic Studies; 歴史学 History; イタリア語 Italian; 数学 Mathematics; 音楽 Music; 哲学 Philosophy; 体育教育 Physical Education; 物理学・天文学 Physics and Astronomy; 政治学 Political Science; 心理学 Psychology; 宗教 Religion; ロシア研究 Russian Studies; 社会学 Sociology.

以下の Department を超えたプログラム (Interdepartmental Programs) が設置されている。

生物化学 Biochemistry; 地球科学と社会 Earth Science and Society; 地理人類学 Geography-Anthropology; 中世ルネッサンス研究 Medieval and Renaissance Studies; 神経科学と行動 Neuroscience and Behavior; ヴィクトリア研究 Victorian Studies

以下のマルチディスプリナリーなプログラムが設置されている。

アフリカ研究 Africana Studies; アメリカ文化 American Culture; アジア研究 Asian Studies; 認知科学 Cognitive Science; 環境研究 Environmental Studies; 独立プログラム The Independent Program; 国際研究 International Studies; ユダヤ研究 Jewish Studies; ラテンアメリカ研究 Latin American Studies; メディア研究 Media Studies; 科学・技術・社会 Science, Technology and Society; Urban Studies; 女性研究 Women's Studies

Bachelor of Arts が授与される。卒業するためには 34 ユニットを終えることが要求される。これは、Board of Regents of the University of the State of New York により要求されている 120 セメスター時間 (semester hours) と同等である。<sup>122</sup> ユニットとは、1 セメスターの 1 コース分に対して与えられる単位である。

以下のリストは、ニューヨーク州の教育省 (Education Department of the State of New York) により維持されている登録学位・サーティフィケートプログラムのインベントリーと合致する学位プログラムの一覧である。<sup>123</sup> 全ての学位プログラムにおいて AB (Bachelor of Arts) が授与されている。生物学と化学においては MA (Master of Arts) も授与されている。

ニューヨーク州教育省により承認されたプログラムは Inventory of Registered Program にリストされている。これらは、教育省のホームページにおいて

(<http://www.nysed.gov/heds/irpsl1.html>) リストアップされている。HEGIS コードとは、The Higher Education General Information Survey (HEGIS) code のことであり、Inventory of Registered Program においては、HEGIS コードが使用されている。<sup>124</sup>

---

<sup>122</sup> 以下の学位に関する事項は、Degrees and Courses of Study: URL: <http://catalogue.vassar.edu/degreesandcourses.html> に基づく。

<sup>123</sup> Degree programs, URL: <http://catalogue.vassar.edu/degreeprograms.html>

<sup>124</sup> A note on the HEGIS to CIP Crosswalk, URL: <http://www.highered.nysed.gov/oris/codes/xwalk.htm>

表 2-26 バサールカレッジの学位プログラム

プログラム PROGRAM	HEGIS コード	学位
アフリカ研究 Africana Studies	2211	AB
アメリカ研究 American Culture	0313	AB
人類学 Anthropology	2202	AB
人類学・社会学 Anthropology-Sociology	2208	AB
芸術 Art	0831	AB
アジア研究 Asian Studies	0302	AB
天文学 Astronomy	1911	AB
生物学 Biology	0401	AB, MA
生化学 Biochemistry	0414	AB
化学 Chemistry	1905	AB, MA
中国語 Chinese	1107	AB
古典研究 (ラテン語) Classical Studies: Latin	1109	AB
古典研究 (ギリシャ) Classical Studies: Greek	1110	AB
古典研究 (原始社会) Classical Studies: Ancient Societies	1504	AB
認知科学 Cognitive Science	4901	AB
コンピュータ科学 Computer Science	0701	AB
ドラマ Drama	1007	AB
地球科学 Earth Science	1914	AB
地球科学と社会 Earth Science and Society	2299	AB
経済学 Economics	2204	AB
環境研究 Environmental Studies	0420	AB
英語 English	1501	AB
フィルム Film	1010	AB
フランス語 French	1102	AB
地理・人類学 Geography-Anthropology	2206	AB
地理 Geography	2206	AB
ドイツ研究 German Studies	1103	AB
ヒスパニック研究 Hispanic Studies	1105	AB
歴史 History	2205	AB
独立プログラム Independent Program	4901	AB
国際研究 International Studies	2210	AB
イタリア語 Italian	1104	AB
日本語 Japanese	1108	AB
ユダヤ研究 Jewish Studies	2299	AB
ラテンアメリカ・ラティノ研究 Latin American and Latino/a Studies	0308	AB
数学 Mathematics	1701	AB
メディア研究 Media Studies	0605	AB
中世・ルネサンス研究 Medieval and Renaissance Studies	4903	AB
音楽 Music	1005	AB
神経科学と行動 Neuroscience and Behavior	2099	AB
哲学 Philosophy	1509	AB
物理学 Physics	1902	AB
政治学 Political Science	2207	AB
心理学 Psychology	2001	AB
宗教学 Religion	1510	AB
ロシア研究 Russian Studies	1106	AB
科学、技術と社会 Science, Technology and Society	4903	AB
社会学 Sociology	2208	AB
都市研究 Urban Studies	2214	AB
ビクトリア研究 Victorian Studies	4903	AB
女性研究 Women's Studies	4903	AB

## b. 学位プログラムの実施に係る教育課程等

バサーカレッジは、セメスター制である。Fall Semester は9月前半に始まり、12月中旬に終わる。Spring Semester は、1月後半に始まり、5月中盤に終わる。それぞれ15週間である。

125

### 入学者選別 Admission<sup>126</sup>

応募書類の締め切りは1月1日である。入学者委員会 Admission Committee の決定は3月終わりから4月初めに知らされる。候補者は5月1日までに入学するかどうか知らせる必要がある。

応募書類と60ドルの審査料に加え、高校のコースと成績を示した書類、SATテスト(College Board SAT Reasoning Test) の Reasoning Test の結果、2つのSATテストの Subject Test の結果またはACTテストの結果、高校のカウンセラーによる入学候補者の入学資格についての評価、アカデミック内容についての高校の先生による推薦状、personal statement かエッセイである。

他の大学からの転入者は通常は2年生か3年生の秋学期か春学期から転入する。全ての転入学生は、バサーカレッジにおいて最低で17ユニットの単位を取ることが必要である。このため、4つのセメスターを超えている学生はバサーカレッジに転入することは通常はできない。

入学者には、高校において、5つの主要な科目(英語、数学、外国語、自然科学、歴史・社会科学)を4年間学習することを勧めている。また、高校の最終年における達成物の質を重視する。典型的な入学志願者は、高校の成績はA-以上であり、クラスの10%から20%より上位の学生である。また、カリキュラム外の活動にも熱心に関わり、リーダーシップを示し、成果を挙げている学生である。<sup>127</sup>

2008年度には、7361人が応募し、その約4分の1が入学を認められた。<sup>128</sup>

### 教育課程

1年生の時には作文コース(Freshman Writing Seminar)、数量分析コース(Quantitative Course)を受講し、外国語のコースを取るか、能力資格を取ることが必要である。

4年間が卒業に必要な通常の期間であるが、これよりも短いことも長いことも学生が選択可能である。卒業を4年よりも短期に行うことを希望する学生は、Dean of Studies と相談することが必要である。

学生は、学位の取得のために4つの方法から選択することが可能である。

- 一つのデパートメントにおける専攻(concentration in a department)
- 独立プログラム(Independent Program)

<sup>125</sup> Academic Calendar, URL: <http://www.vassar.edu/academic/calendar/index.html>

<sup>126</sup> Admission, URL: <http://catalogue.vassar.edu/admission.html>

<sup>127</sup> Prospective Students FAQ, URL: [http://admissions.vassar.edu/applyprospective\\_faq.html](http://admissions.vassar.edu/applyprospective_faq.html)

<sup>128</sup> Admitted Students FAQ, URL: [http://admissions.vassar.edu/applyadmitted\\_faq.html](http://admissions.vassar.edu/applyadmitted_faq.html)

- マルチディシプリナリープログラム(multidisciplinary program)
- インターデパートメントプログラム(interdepartmental program)

「マルチディシプリナリープログラム」は、一つのディシプリンでは解決することができない問題に対するものである。12のプログラムが提供されている。「インターデパートメントプログラム」は、二つかそれ以上のデパートメントがともに関心がある問題に関する専攻分野である。「独立プログラム」は、デパートメントやインターデパートメントプログラム、マルチディシプリナリープログラムで提供されていない専攻を選択することを希望する学生に提供されている。

一つのデパートメントにおける専攻の場合、学生は2年生の終わりまでに major を選択する。Registrar に届出を行う。

学位取得に必要な34ユニットのうちで、17ユニット以上が一つの選択された専攻で取得することは許されていない。少なくとも、8.5ユニット（4分の1）は専攻した分野以外の Division（表 2-27）において取ることが必要である。学生は、4つの Division のそれぞれにおいてコースを取ることが薦められている。また、1つのセメスターにおいては一つ以上のデパートメントのコースを取ることが期待されている。

表 2-27 ポモナ・カレッジにおけるカリキュラム・ディビジョン (curricular divisions)

芸術 Arts	外国語・文学 Foreign Languages and Literatures	社会科学 Social Sciences	自然科学 Natural Sciences
芸術 Art 舞踏 Dance ドラマ Drama 英語 English フィルム Film 音楽 Music 体育 Physical Education	アラビア語 Arabic 中国語 Chinese フランス語 French ドイツ研究 German Studies ギリシャ語 Greek ヘブライ語 Hebrew ヒスパニック研究 Hispanic Studies イタリア語 Italian 日本語 Japanese ラテン語 Latin ロシア研究 Russian Studies	人類学 Anthropology 経済学 Economics 教育 Education 地理 Geography 歴史 History 哲学 Philosophy 政治学 Political Science 宗教 Religion 社会学 Sociology	天文学 Astronomy 生物学 Biology 化学 Chemistry コンピュータ科学 Computer Science 地球科学 Earth Science 数学 Mathematics 物理学 Physics 心理学 Psychology

平均的な学生のコースロードは1セメスターに4または4.5ユニットである。学生は、1セメスターに5ユニットを超える場合、または3.5ユニットを下回る場合には Committee on Leaves and Privileges から許可を受けることが必要である。ただし、1年生の場合には、1年生の Dean と Pre-major アドバイザーから許可を受ければ3ユニットまで減らすことができる。(General Academic Regulations and Information)

4年生は、シニアイア・リクワイアメント (The Senior Year Requirements) を満たす必要がある。必要とされる学習内容はデパートメントやプログラムによって異なる。

平均で C 以上、2.0 点以上の成績、かつ、専攻分野の平均で C 以上の成績を取ることが卒業のための最低限の成績のレベルである。

学生は、Committee on Leaves and Privileges に申請して、ダブルメジャーの許可を得ることができる。アカデミックアドバイザーとそれぞれのデパートメントの長の許可を得ることが必要である。学生は、各々のメジャーの卒業要件をどちらも満たすことが必要となる。通常は、成績の良い学生が許可され、学生は2つの提案された分野を学習することのメリットを明確に説明することが求められている。

#### クラスのスケジュール<sup>129</sup>

クラスは 8 時か 9 時に開始する。水曜日の午後 3 時以降と、水曜日の夜は、フィールドワークかプロジェクトスタディのためにオープンとされている。クラスは週に 50 分授業を 3 回か、75 分授業を 2 回提供される。セミナーや実験ではより長い時間が取られている。月曜日、火曜日、木曜日の夜には少数のクラスが実施されているが、夜の時間は、会合、特別のプログラムなどのためにオープンとされている。

#### コースナンバリングシステム<sup>130</sup>

以下のナンバリングシステムが使われている。

- 000-099 ノンクレジットのコース
- 100-199 イントロダクションコース (プリリクイジット prerequisite はない)
- 200-299 中間レベルのコース (1~2 ユニットのイントロダクションまたは Advanced Placement か許可を要する)
- 300-399 高度のコース (2 ユニットの中間レベルの単位か許可を要する)
- 400- 大学院レベルのコース
- 290 フィールドワーク
- 297 リーディングコース reading course
- 298 中間レベルの独立したワーク Intermediate Independent Work
- 399 シニア独立ワーク Senior Independent Work

180 番台、280 番台のコースは、新たに開設したもので、試行段階で実施される。最初のコース提供の後で、コースは正規のコースとして許可されるか、今後提供されないかどうか、デパートメントにより決定される。

#### 卒業

Student Right-To-Know Act により、卒業率についてのデータは公表する必要があるが、最も最近のバサーカレッジの卒業率は 89% である。この場合の卒業率は、通常必要とされる期間の 150% 以内ということとして定義されており、すなわち、6 年以内の卒業生の入学者に対する割合である。

---

<sup>129</sup> Instruction 2008/09, URL: <http://catalogue.vassar.edu/instruction.html>

<sup>130</sup> Instruction 2008/09, URL: <http://catalogue.vassar.edu/instruction.html>

### c. 学位プログラムの実施体制等

教員は 28 個設置されているデパートメントに所属している。下の表はそれぞれのデパートメントにおける職階別の人数を示す。

表 2-28 バサールカレッジにおける教員の所属

デパートメント Department	Professor	Associate professor	Assistant professor	Lecturer	その他
人類学 Anthropology	5	1	2	0	2
芸術 Art	8	2	2	1	5
生物学 Biology	5	5	5	1	1
化学 Chemistry	2	5	3	2	5
中国語・日本語 Chinese and Japanese	0	3	2	2	0
古典学 Classics	3	1	2	0	1
コンピュータ科学 Computer Science	1	1	3	0	1
舞踏 Dance	1	1	0	1	1
経済学 Economics	6	2	4	1	1
英語 English	11	7	8	1	13
フランス語 French	3	3	2	0	0
ドイツ研究 German Studies	0	3	1	0	1
ヒスパニック研究 Hispanic Studies	2	3	2	0	0
歴史学 History	4	7	3	0	3
イタリア語 Italian	1	2	2	0	1
数学 Mathematics	5	0	2	0	2
音楽 Music	2	3	0	3	23
哲学 Philosophy	6	1	2	0	1
体育教育 Physical Education	4	3	0	11	0
政治学 Political Science	8	4	3	0	2
心理学 Psychology	6	7	5	2	1
宗教 Religion	1	3	2	1	1
ロシア研究 Russian Studies	1	1	1	0	0
社会学 Sociology	3	5	2	0	0

(注) Course description (URL: <http://catalogue.vassar.edu/#generalinformation>) から作成。

#### Interdepartmental Programs とマルチディスプリナリーなプログラム

Department を超えたプログラム (Interdepartmental Programs) とマルチディスプリナリーなプログラムは、デパートメントに所属する教員が担当している。例えば、インターディシプリナリーなプログラムである、アフリカ研究プログラムにおいては以下のような担当である。カッコ内は所属である。

ディレクター Director: Ismail Rashid (History and Africana Studies)

教授 Professors: Lawrence Mamiya (Africana Studies and Religion), Lizabeth Paravisini-Gebert (Hispanic Studies)

准教授 Associate Professors: Joyce Bickerstaff (Africana Studies and Education), Patricia Pia-Celerier (French), Lisa Collins (Art), Diane Harriford (Sociology),

Timothy Longman (Africana Studies and Political Science), Mia Mask (Film), Ismail

Rashid (History and Africana Studies); Assistant Professors: Eve Dunbar (English), Sarita Gregory (Political Science), Jonathan Khan (Religion), Kiese Laymon (English), Candice Lowe (Anthropology), Quincy Mills (History), Tyrone Simpson (English), Laura Yow (English)

アジャクントアシスタントプロフェッサー-Adjunct Assistant Professor: Dennis Reid

ビジッティングプロフェッサー-Visiting Assistant Professor: Mootacem Mhiriab

アジャクントインストラクター-Adjunct Instructors: Randa Abdelrahman, Tagreed Haddad.

### 学生への支援体制<sup>131</sup>

学生はアカデミックのアドバイスを学習ディーン、1年生ディーン、2年生アドバイザー、3年生アドバイザー、4年生アドバイザー、前メジャーアドバイザー、メジャーアドバイザーから受けることができる。また、インフォーマルなアドバイスは、住居のハウスフェローの教員や個々の教員から受けることができる。学生ディーンと住居生活ディレクターは学生の非アカデミックな事項についてのアドバイスを与える。

入学する学生は、前メジャーアドバイザー (Pre-major advisor) が付けられる。専攻分野を決定し、デパートメントやプログラムアドバイザーが割り当てられるまでは前メジャーアドバイザーがアドバイスする。教員メンバーは、学生が科目登録をし、専攻の選択をする際に学生を助ける。

ラーニングティーチングセンターは、ラーニングスペシャリスト (learning specialists) がいて、作文、数量分析スキル、学習スキル、時間管理、テスト準備などで、学生を支援する。障害支援サービスオフィス (Office of Disability and Support Services) のサービスに登録している学生に対しては、アカデミックコーチングが提供される。

キャリアディベロップメントオフィスは学生や卒業生がキャリアオプションを検討し、雇用やインターンシップの申し込みをする際に支援する。

プリプロフェッショナルアドバイジング・フェローシップオフィス (The Office for Preprofessional Advising and Fellowships) は、メディカルスクールやロースクールに入学を考えている学生や、フェローシップの申し込みを検討している学生を支援する。

カウンセリングサービスは、心理療法士や精神科医 (psychologists, consulting psychiatrists) がおり、学生の個人的な相談に応じている。カウンセリングは、健康サービス部門の医者、宗教精神生活オフィス (the office of religious and spiritual life) のディレクター、キャンパスコミュニティオフィス (the office for campus community) のディレクター、障害支援サービスオフィス (the office for disability and support services) のディレクターによっても提供されている。

---

<sup>131</sup> Student Services and Activities, URL: <http://catalogue.vassar.edu/studentservices.html>

## 資金<sup>132</sup>

大学の資金には大学本部から Department のリクエストに応じて配分する centralized fund と、毎年 Department に配分する dispersed funds の 2 種類がある。

Centralized funds を配分するのは以下の場合がある。

- 研究委員会 (Research Committee) が教員の研究のために、教員からの申請書から判断して、配分する。
- Dean of the Faculty が教員の学会等への出席のための旅費を支援するために配分する。米国での会議では 850 ドル、米国外での会議では 1200 ドルまでである。1 年に 2 回目の会議出席の場合には 500 ドルまでの配分を受けることができる。
- Dean of the Faculty は特別の場合に教員のニーズを満たすために配分する、自由裁量の資金を持つ。
- Equipment fund があり、教員の研究装置の支出のために配分される。
- 新任教員はスタートアップ資金として一定額の資金の配分を受ける。
- Dean of the Faculty は、講演会を開催するなどの場合には Department に対してそのための資金を配分する。
- Computing and Information Service が教員にコンピュータを支給するために資金を使用する。

これに対して、Dispersed funds は毎年の Department の運営費用を賄うための資金である。配分金額は Department により異なり、例えば、ドラマの Department に対しては舞台装置などの費用が多くかかるために大きな金額が配分されるが、フランス文学の Department に対しては大きな支出項目がないために小さな金額が配分される。個々の Department のアカデミックなニーズなどを考慮して、1 年間に 1 回配分規模を検討の上配分される。Dispersed funds は個々の Department が自由に使うことができる。

研究のために、外部からの競争資金を獲得することも当然可能であり、大学は申請プロセスに対する支援をし、獲得された場合にはその資金のマネジメントを行う。

### d. 学位プログラムの実施に係る質保証の仕組み

#### 認証

バサーカレッジは、中部地区基準協会 (the Middle States Association of Colleges and Schools) の認証を受けている。<sup>133</sup>

10 年毎にアクレディテーションを受けているが、2007 年がその年に該当した。Self Study を 2007 年に実施し、2008 年に協会からの訪問チームが大学を訪れ、認証が更新されるとのスケジュールだった。

<sup>132</sup> インタビュー後のフォローアップの質問に対する電子メールでの回答。

<sup>133</sup> Academic Life, URL: <http://catalogue.vassar.edu/academiclife.html>



大学には Self Study を実施するための 9 つのグループから構成される、11 名のメンバーからなる「中部地区レビュー運営委員会」(Middle States Review Steering Committee) が編成され、報告書がまとめられた。報告書は約 150 頁である。<sup>134</sup>報告書の章だては、教員、図書館、財政構造、施設などを含む。

運営委員会には学生の代表 2 名も加わった。バサー学生団体 (Vassar Student Association (VSA)) の代表と学術担当部長である。<sup>135</sup>

#### 大学設置認定

バサーフィーメールカレッジを設置する法律 (チャーター) が 1861 年にニューヨーク州議会で承認され、大学の設置がニューヨーク州により承認された。<sup>136</sup>

法律は以下の条項を規定しており、学位を授与することが認められている。

2. 機関の目的は、若い女性の、文学、科学、芸術における教育を振興することである。
3. カレッジは、所属する学生に対して、自らが指定するような形式において、学位 (diploma) や honorary testimonials を与えることができる。また、米国における大学やカレッジにおいて授与されているような名誉、学位、ディプロマを授与することができる。
4. カレッジにより授与される学位は、その所有者に対して、他の大学やカレッジからのディプロマの所有者に対して、その使用や法律によって許されるような免除や特権と同様の権利を与える。

ちなみに、このチャーター (charter) は、1969 年 2 月に改正され、共学教育をすることが認められるようになった。具体的には、以下の修正条項が追加された。<sup>137</sup>

- 1 チャーターを以下に修正する。第 2 条を「この機関の目的は女性と男性の、文学、科学、芸術における教育を振興することである」に修正する。

#### 大学のガバナンス

理事会 (Board of Trustees) が大学の施設、ビジネス、その他事項について管理する権限を有している。理事会は 22 人以上 35 人未満のメンバーから構成される。<sup>138</sup> 教員は、一般に教育に関する政策を決定する権限を持つが、学位の性質に大きな変更をもたらす決定や、大きな財政的な変更については、理事会の承認を求める必要がある。<sup>139</sup>

マルチディシプリナリープログラムは、2 つかそれ以上のデパートメントの教員によるカリキュラムについての提案が、カリキュラムポリシー委員会 (committee on curricular policy) に持ち込まれ、教員組織による承認によって設置されるものである。

各々のプログラムは、ディレクターと運営委員会が置かれる。教員のメンバーになるかどうか

---

<sup>134</sup> VSA Council Minutes, September 23, 2007. URL: <http://vsa.vassar.edu/minutes/Sept23rd2007.pdf>

<sup>135</sup> Vassar begins reaccreditation process, self-study, The MISC, Brian Farkas, 09/28/07. URL: [http://misc.vassar.edu/archives/2007/09/vassar\\_begins\\_r.html](http://misc.vassar.edu/archives/2007/09/vassar_begins_r.html)

<sup>136</sup> The Charter and Amendments: An Act to Incorporate Vassar Female College. Passed January 18, 1861.

<sup>137</sup> Amendment III. February 28, 1969.

<sup>138</sup> By-Laws of the Board of Trustees. Article I. Powers, Article II. Membership. Office of the Dean of the Faculty. Editor: Kathleen A. Brown. THE GOVERNANCE OF VASSAR COLLEGE. Poughkeepsie, New York. July 22, 2008.

<sup>139</sup> Principles Underlying Relations of Trustees, Faculty, and Students. Section 2. Authority of the Faculty.

は、教員がそのプログラムに参加する契約であるか、そのプログラムへの参加が内規 (by-laws) に規定されているかどうかで決まる。<sup>140</sup>プログラムは、教員により承認されている教育政策と合致するような教育政策を決定することができる。<sup>141</sup>

## 現地インタビュー調査内容

2009年5月13日に Planning and Academic Affairs の責任者にインタビューを実施した。

1. Office of Planning and Academic Affairs はどのような機能を果たしているのか。Office of the Faculty とは違うのか。

Vassar College には2人の Academic Dean がいる。Dean of Planning and Academic Affairs と Dean of the Faculty である。他の大学には Provost が置かれているが、この大学では Provost の仕事を二人の Dean で分担している。Dean of Planning and Academic Affairs は、図書館、入学、アスレチックス、教員の compensation、グラントなどを担当している。数年間のポストである。教員がこのポストに就くのは、大学ガバナンスに faculty の視点を入れるためである。

2. バサーカレッジにはどのような入学者が来るのか。

Vassar College の入学者に特に要求しているのは、3つある。1番目は、多様性とフレキシビリティである。幅広いことへの関心を示している必要がある。2番目は、energy があることと intelligence を示していることである。3番目は、music などに関心がある学生がこのカレッジでは入学してくるが、そのような才能を示していることである。

カレッジを卒業後は、最近では NPO などに就職する学生が多い。例えば、Harvest for Humanity International などである。また、大学院に進学する学生も多い。Teach for America などに応募する学生もいる。

3. どのような Major があるのか。

人気がある major は英語、歴史、心理学、経済、政治学である。また、multidisciplinary program がある。

学生は入学前に major を選択する必要はない。

4. 新しいプログラムはどのように作るのか。

例えば、Media Studies というプログラムが出来たが、文学、人類学、社会学、コミュニケーション学などでメディア研究に関心があった。何年かかけて、どのようなプログラムを作るかについて最初は検討を行う。カリキュラムなどについて検討する。

検討した結果は、Committee on Faculty / Students にプレゼンテーションを行う。この

---

<sup>140</sup> Article IV. The Faculty as Members of Multidisciplinary Programs. Section 1. Definition of Multidisciplinary Programs.

<sup>141</sup> Section 2. Educational Policy.

委員会のメンバーは **faculty** から選出される。8 人のメンバーがいる。Humanity、Social Sciences、Natural Sciences、Multidisciplinary Programs からそれぞれ 2 人ずつである。学生メンバーも 4～5 名選ばれる。学生は **senior class** である必要はなく、1 年生でも選ばれる。

プログラムを止めるのは新たに作ることもより困難である。プログラムを止めるためのシステムはない。例えば、Women's Studies は 2 番目に出来た Multidisciplinary Program であり、できた時には、多くの関心を持っている Faculty がいたが、現在は当時よりも関心が少なくなっている。

プログラムは出来た後には、最初のメンバーだけではなく、後から加わるメンバーもあり、内容も変わってくる。

5. プログラムを作る時には、卒業生は関与しているか。

カレッジの卒業生にはプログラムを作るプロセスにおける役割は与えられていない。

卒業生との関係には 3 つの形があるだろう。1 つは、**class organization** がある。これは 5 年おきなどに行われる **reunion** のための組織である。2 つ目は、**faculty member** が直接、**class** と接触することである。3 番目には、卒業生は 1 人の **faculty** に対してコンタクトすることである。卒業生を対象としている **magazine** が定期的に発行されている。

6. カリキュラム提案を判断する基準はあるのか。

新プログラムを作るための基準は **formalize** されていないが、3 つの基準があるだろう。1 つ目は、関心のある教員がいるかどうかである。2 番目には、学生からの要求があるかどうかである。3 番目には、教育課程は **elementary**、**intermediate**、**advanced** の 3 つのレベルがあるが、知的な **coherence** があるカリキュラムとなるかどうかである。Senior の学生には **thesis** などの **project** がある。

新プログラムを作ったり、今あるプログラムを変更したりする場合には、NY 州教育省に **registration** が必要になる。**Registration** のプロセスは面倒 (**tedious**) ではあるが、難しくはない。

カレッジのレベルでは **Majority vote** で決定する。カリキュラム **Committee** で決定する。

7. Independent program とは学生の希望によるものなのか。

**Independent Program** は、学生のイニシアティブで行われるプログラムである。**Requirement** があり、3 つの **Department** で教育を受ける必要がある。また、二人の **Advisor** が必要である。学生はみずから教育内容について、**Proposal** を作成して認められる必要がある。例えば、言語学を勉強したい学生などが **Independent Program** を受けることがある。プロセスは困難であるが、多くの学生が取り組んでいる。

**Independent program** は州の登録を各々の学生について行う必要はない。

8. 質保証のための **self study** はどの部署を中心に実施されているのか。

**Self study** のプロセスは、地域認証機関による **reaccreditation** のためである。

この前の例では、Steering Committee を作った。Faculty member、学生、管理職員がメンバーになった。それぞれのメンバーがグループを作った。基準に対応した、Self Study の各章に対応したテーマについて検討した。それぞれのグループは追求する質問をリストして検討した。1 年間はデータを収集して、それから報告書を書いた。各章ができた後で、Steering Committee で検討した。

Self Study は 10 年毎に実施されるものであり、検討において重視する側面を選ぶことができる。前回の Self Study においては、Strategic Planning と Assessment の 2 つの側面を重視した。報告書の各章 (Academic program、Library などのテーマ) は、この 2 つの論点を中心に検討した結果を書いた。

9. Accreditation や self study の結果はどのようにプログラムの内容や、大学の運営などに反映されているのか。

認証機関の評価者はカレッジに対して Recommendation をするから、それに対して、respond する必要がある。Recommendation にどのように対応するかについては、担当する Committee に提案内容を割り振って検討した。

例えば、図書館については、どのように将来に向けて計画をするか、どのようにコレクションを形成していくかについて Library Committee において検討した。

10. 新たな学位プログラムができると、どのような経費がつくのか。

新プログラムを作る時の主なコストは Director を置くためのコストである。Faculty member がプログラムの Director になる時には course release がある。すなわち、教える授業の数を減らすことが認められる。そのための replacement があるので、それがコストになる。パートタイムの教員を雇うことがある。他の Department から教員を borrow することもある。

また、管理的な仕事の支援が必要になるが、通常は他のプログラムとシェアされる。

プログラムへの予算の配分は、学生の数は関係しない。例えば、中世ルネサンスプログラムがあるが、このプログラムで提供しているのは 1 つのコースのみである。他のコースについては他のプログラムから borrow している。クラスを維持できるだけの学生がいればいい。クラスを開講するための最小人数は 20 人である。登録する学生はそのプログラムの major の学生である必要はない。

11. Student learning assessment についてはどのような活動をしているのか。

Assessment については、簡単な基準を用いることを避けている。ただ、代替りのものを作るのはなかなか困難である。

Assessment Committee を作った。学生の Learning のさまざまな側面をみている。今年は Writing に焦点を当てている。

12. 教員は誰が採用する権限があるのか。

教員は、Department によって採用される。授業については、採用の際に、例えば、歴史

を3つと、interdisciplinaryを2つなどと決められる。

教員は Department Chair によって管理 (oversight) される。教員の performance のレビューはやり方が決まっている。Department Chair が行う。Department の中に担当の committee が設置されている。

教員の採用は最近は行っていないが、原則として、今いる教員が retire する際には補充するために新たに採用を行う。

また、プログラムの人気がある場合、プログラムが新たにできる時には採用を行うことがある。例えば、歴史学の Asian Studies のプログラムが新しく出来る時などである。

教員がカレッジを去るのは、6年間で tenure を取れない時や、より多くの研究をしたい人が大きな大学に移る時がある。

## 3 欧州

### 3-1 ボローニャ・プロセス

欧州諸国の大学は大半が国や州によって設置され、資金もほぼ政府からのみ提供され、国際的には比較的乏しい資金で運営されて来た。また、高等教育の大衆化が進んでも、学生から授業料を徴収せず無償を保持した。このような中で政府支出の緊縮は、教育研究環境に悪化をもたらした。さらに、一般に、学生は6年近く在学し、欧州の第一学位である修士レベルの学位を得て、卒業することが期待されていた。これらのため、1980年代以後にグローバル化と知識社会化が進展する中で、欧州の高等教育は国際的競争力を欠く危機感を抱くことになった。<sup>142</sup>

1998年5月に、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス各国の教育大臣は、欧州が協力し世界規模の挑戦に応じるための基礎として、4カ国の高等教育システムの構造を調和させる意思を表明した。このソルボンヌ宣言（Sorbonne Declaration）に示されたイニシアティブは他の欧州諸国にも肯定的に受け入れられ、1999年6月にイタリアのボローニャに会した欧州29カ国の教育大臣は、高等教育に関する共同宣言（いわゆるボローニャ宣言：Bologna Declaration）に署名した。そこでは、欧州高等教育圏（EHEA：European Higher Education Area）の創設が謳われ、2010年までに、次に示す目標を達成することが公言された。<sup>142</sup>

- ・理解しやすく比較可能な学位制度を採用すること
- ・学士課程と大学院課程という2段階の学修構造をすべての国に導入すること。学士は、修業年限3年以上の課程を前提とし、欧州の労働市場で適切なレベルであること
- ・学生・教職員の自由な移動を阻む障害を取り除き、流動化を促進すること
- ・学生の流動化を促進するために、欧州単位互換制度（ECTS：European Credit Transfer System）と互換性のある単位制度を導入すること
- ・質の保証に関して比較可能な基準と方法を開発し、欧州の協力を進めること
- ・高等教育における欧州の視点を促進すること

なお、ECTSは、欧州共同体（EC：European Community）および欧州連合（EU：European Union）において、1980年代後半から徐々に普及してきた制度である。また、上記目標の達成状況を確認し、次の措置を検討する手段として、2年ごとに参加国が一堂に会することが合意されており、目標に向けた過程はボローニャ・プロセス（Bologna Process）と呼ばれる。現在

---

<sup>142</sup> 大学評価・学位授与機構、「大学評価文化の展開—高等教育の評価と質保証」2007.第4章第2節 ヨーロッパにおける高等教育の質保証：ボローニャ・プロセスによる学位制度の改革と質保証の意味

まで、ボローニャ・プロセスの会合は次のように進んで来た。<sup>143</sup>

- ・2001年(5月)：プラハ教育大臣会合 (Prague Summit)  
4カ国がボローニャ・プロセスに参入。次回会議までの2年間のガイドライン (プラハ・コミュニケ) を採択。高等教育は社会の公益を追求し、社会に対して責任を負うという点が強調。
- ・2003年 (9月)：ベルリン教育大臣会合 (Berlin Summit)  
7カ国がボローニャ・プロセスに参入。ベルリン・コミュニケを採択。学士・修士の2段階だけではなく博士課程という第3段階を重視すること、2005年会合まで質の評価保証・2段階構造制・学位システムと就学期間における進捗を評価すること、が主な点。
- ・2005年 (5月)：ベルゲン教育大臣会合 (Bergen Summit)  
5カ国がボローニャ・プロセスに参入。ベルゲン・コミュニケを採択。質保証に関する基準・指針 (3-2-2 項参照) など、現実的な計画の実施に行動の重点を移すことが合意。
- ・2007年 (6、7月)：ロンドン教育大臣会合 (London Summit)  
1カ国がボローニャ・プロセスに参入。ロンドン・コミュニケを採択。このコミュニケには、2009年に向けて、3段階学位構造、質保証、学位や在学期間の認知に関して、優先的に取り組んでいくことが盛り込まれた。
- ・2009年 (4月)：ルーバン教育大臣会合 (Leuven Summit)  
ルーバン・コミュニケを採択。質保証機関による外部評価が重要であり、また、外部質保証プロセスは資格枠組み (3-2-3 項参照) や特に所期の修学成果に対してより注目すべきであるとされた。

現在、EUの加盟国27カ国を含め、46カ国がボローニャ・プロセスに参加しているが、ボローニャ・プロセスは国際的な法律や協定が各国政府や高等教育機関に拘束力を持つようなものではなく、プロセスの実行は各国の自発的協力に委ねられている。<sup>142</sup>

### 3-1-1 進展の現状

欧州高等教育は動的であり、目まぐるしく変化する状況の中で進化しているため、変革プロセス自体が各国における実施の結果として新たな課題を常に作り出している。ゆえに構造改革の影響と、高等教育機関とシステムが新たな課題にどのように対応しているかが注目されている。

#### (1) 学士 - 修士構成の広範囲における実施

ボローニャ・プロセスの現段階において、新たな3段階構成が名目上、完全に実施されてい

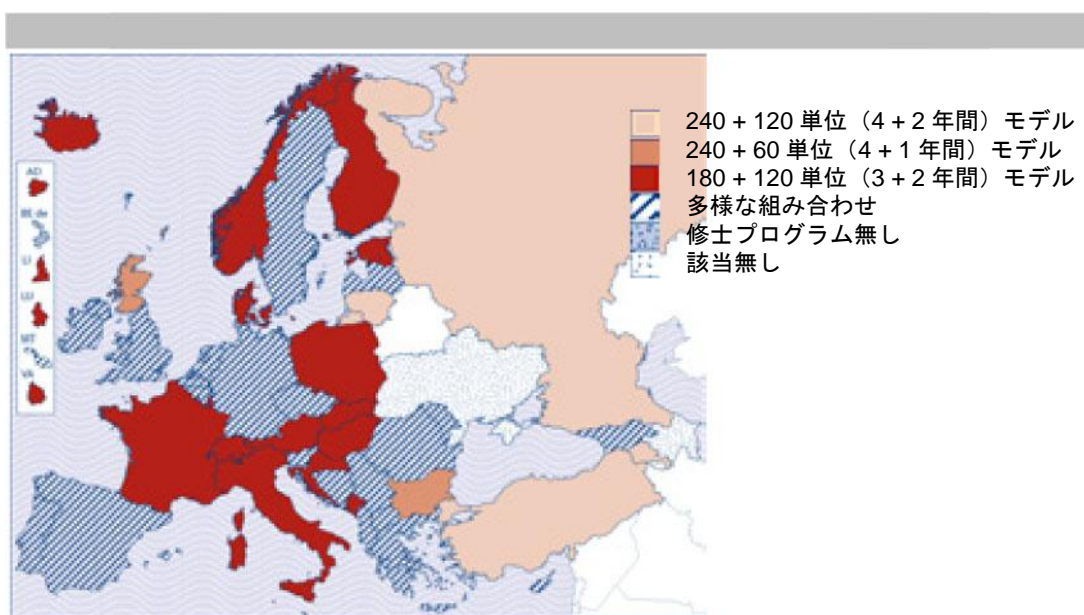
---

<sup>143</sup> Council of Europe, "Higher Education Research — Bologna Process" <http://www.coe.int/>.

る、もしくはすべての国のほとんどの機関やプログラムにおいて少なくとも広く導入されている。しかし、医学的研究、建築、工学などいくつかの研究分野をこの新たな構造から外している国もある。

最初の2段階モデルへの収束は明らかに起きている。第1段階の学士プログラムでは、モデルが19ヶ国において180ECTS単位（3年間の学修期間）が占めているのに対し、11ヶ国においては240ECTS単位（4年間）が優位にある。一方、第2段階の修士プログラムでは、120ECTS単位（2年間）モデルが他のモデルに比べて圧倒的な地位を築いている。第1と第2段階のプログラムの組み合わせを見ると、180 + 120 ECTS単位（3 + 2年間）の2段階構成が最も一般的に採用されているモデルである。

職業教育の高等教育第1段階への連結がヨーロッパ地域におけるアプローチの著しい多様性を生んでいる。職業教育が大学とは別のシステムで行われている国では、職業教育へのボローニャアプローチ適用が無視される傾向がある。職業教育に意識的にボローニャ構造（特に学士コンセプト）を採用している国はわずか10カ国である。<sup>144</sup>



**注釈**

各国において単一のモデルが必ずしも作成・実施されているわけではなく、高等教育機関は採用の余地を与えられている。

出典：European Commission, *Higher Education in Europe 2009: Developments in the Bologna Process*, 2009. p.20

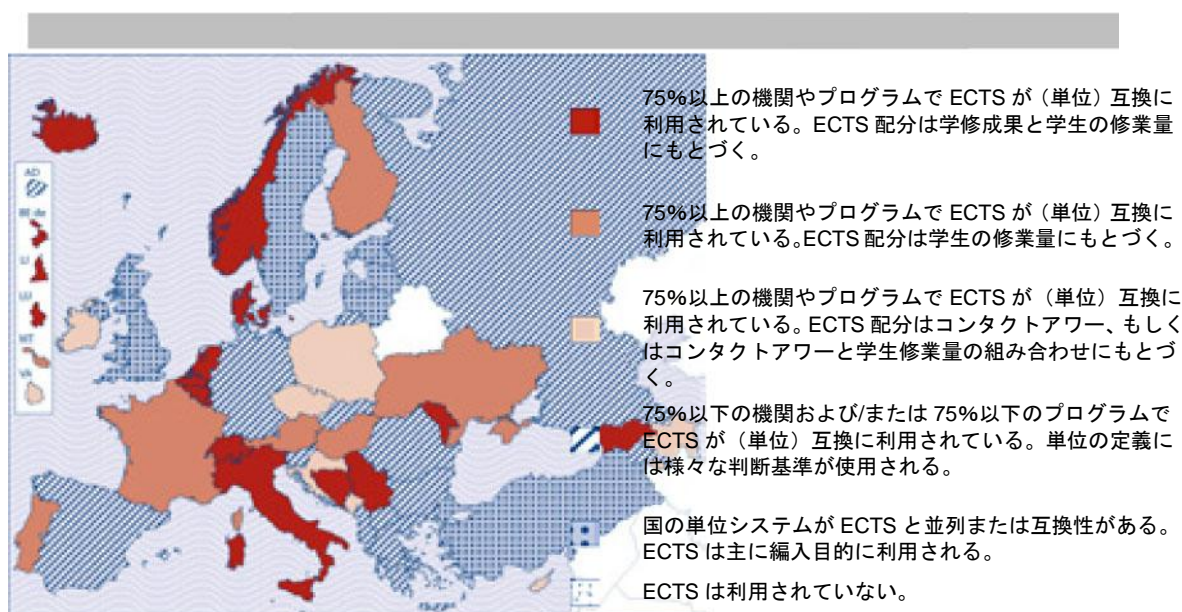
図 3-1 最も一般的に採用されている2段階構成モデル（2008/09）

<sup>144</sup> European Commission, *Higher Education in Europe 2009: Developments in the Bologna Process*, 2009.



## (2) 欧州単位互換システム (ECTS)

大部分の国において ECTS の導入は法律と規制にもとづいている。現時点でそのような法的枠組みはほとんどすべての国において構築されており、そのため公式レベルにおける共通の欧州単位互換システムの開発速度は目覚ましい。しかし ECTS を実際に実施するにはまだまだ大きな進歩が必要である。ほとんどの場合、学生の修業量も取り扱いが難しい概念であるものの、学修成果はいまだ広く理解されておらず、使用もされていない。従って単位はコンタクトアワーやコンタクトアワーと名目上の学生修業量を含む多様な組み合わせをもとに多様に異なる方法で定義され続けている。<sup>145</sup>



出典：European Commission, *Higher Education in Europe 2009: Developments in the Bologna Process*, 2009. p.29

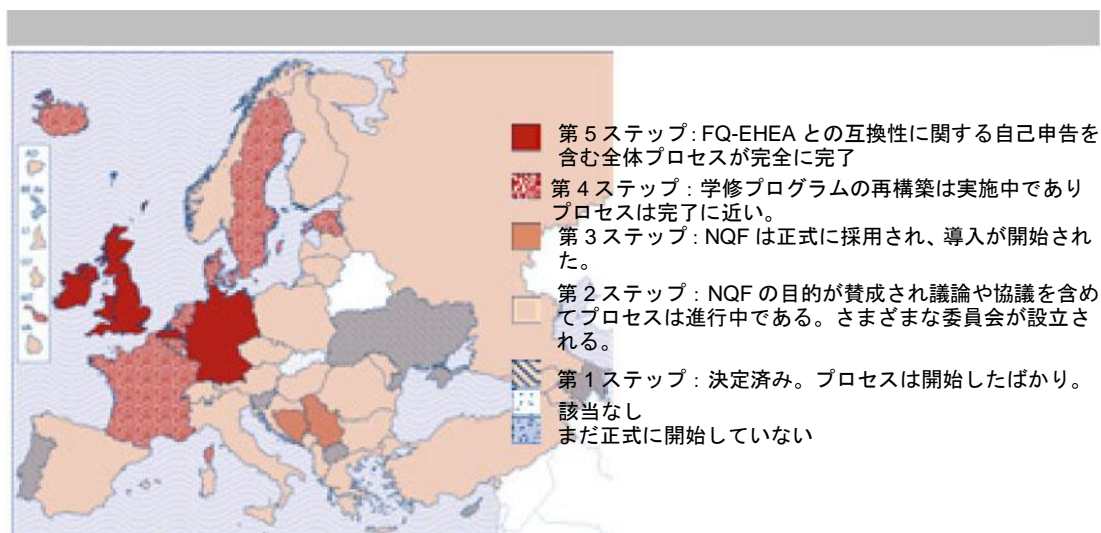
図 3-2 ECTS 実施レベル (2008/09)

## (3) 各国学位資格枠組み

大多数のボローニャ・プロセス加盟国が国レベルで学位資格枠組み (NQF: National Qualifications Frameworks) を定義・実施するためのプロセスを開始している。中でも 5ヶ国は欧州高等教育圏学位資格枠組み (FQ-EHEA: Framework for Qualifications of the European Higher Education Area) との互換性に関する自己申告を含む全体プロセスを完了している。その他の国々はプロセスを開始したが、そのうちの多くが 2012 年までに終了しない

<sup>145</sup> European Commission, *Higher Education in Europe 2009: Developments in the Bologna Process*, 2009.

と判断される。各国資格枠組みの計画と発展は複雑であり、枠組みとその目的の理解を確実にするべく広範囲に及ぶ協議と公開討論が必要不可欠である。<sup>145</sup>



出典：European Commission, *Higher Education in Europe 2009: Developments in the Bologna Process*, 2009. p.41

図 3-3 各国資格枠組みの設立ステップ (2008/09)

## 3-2 高等教育質保証

### 3-2-1 質保証システム

欧州諸国では、1980年代以来の高等教育の大衆化と財政緊縮を背景に、国の干渉を緩め、高等教育機関の自律性を強める動きが進んできた。そして、その過程で高等教育の質保証が注目されてきた。しかし欧州では、高等教育は公共財であり公的責任であるとする立場が広く共有されており、政府による認可が欧州の高等教育システムの基盤である点は変わっていない。すなわち質保証は、個々の高等教育機関ないし教育プログラムに存立の権利を与える政府の権限を代替するには至っていない。<sup>146</sup>

米国においては、自発的に組織された認定機関が判断を下し、その判断を政府が受け入れるというモデルが採用されている。欧州ではその代わりに政府が質保証機関を設置し、その機関が個々のプログラムを審査し認定するという方法が多くとられている。しかし、そうしたプロ

<sup>146</sup> 大学評価・学位授与機構、「大学評価文化の展開—高等教育の評価と質保証」、2007。第4章第2節。

グラムレベルでの質保証は大学の責務であり、国は機関レベルの質保証に自らを制限すべきであるとの考え方が強くなって来ている。<sup>146</sup>

### 3-2-2 質保証基準

ボローニャ宣言を受けて 2000 年に欧州における高等教育の質保証機関のネットワーク組織である欧州高等教育質保証協会（ENQA：European Association of Quality Assurance Agencies in Higher Education）が設立された。ENQA は 2004 年に現在の協会組織となり、質の向上に関する情報、経験などの普及を行っている。ENQA は、ボローニャ・プロセスにおける 2003 年のベルリン教育大臣会合において、質の向上に関する基準策定の要請を受けた。このため、欧州高等教育圏質保証基準（ESG：Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area）を策定し、その第 2 章で質の向上に関する基準および指針を示した。この基準および指針は、2005 年のベルゲン教育大臣会合にて採択された。基準および指針は、第 1 部「高等教育機関における内部質保証に関する欧州基準と指針」、第 2 部「高等教育の外部質保証に関する欧州基準と指針」、第 3 部「外部質保証機関に関する欧州基準と指針」で成り立っている。<sup>147</sup>

#### <基準および指針><sup>148 149</sup>

##### 第 1 部：高等教育の内部質保証のための欧州基準と指針

###### 1.1 質保証の方針と手順

基準：

機関（institutions）は、プログラムと学位の質と水準を保証するための方針と手続きを持つべきである。また、その仕事における質と質保証の重要性を認める文化の発展に専門的な知識をささげるべきである。これを達成するために、機関は質の継続的な強化に対する計画を展開、実行するべきである。

その計画、政策、手順は正式の位置づけを持ち、一般に利用できるようにすべきである。またそこには学生や他の関係者の役割が含まれるべきである。

指針：

正式な方針と手順は、高等教育機関がその中で発展でき、質保証システムの効果を監視できるような枠組みを与える。また、機関自治に国民の信頼を与えるのに役立つ。方針は意思の表明と達成される重要な手段を含む。手続きについての指針は、方針が実行される方法についての詳細な情報を与えるものであり、手続きを実行する実際的な側面を知る必要がある者に対して、有益な参照を提供するものである。

施政方針は以下が含まれることが望ましい：

<sup>147</sup> メディア教育開発センター、「諸外国における ICT 活用教育に関する調査研究報告書(2006 年度) —質の向上、コンテンツ共有、学習スタイルの視点から—」2007. 77 頁

<sup>148</sup> European Association of Quality Assurance Agencies in Higher Education, “Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area”, 2005.

<sup>149</sup> 学習開発研究所、「海外調査資料（ボローニャプロセス）」<http://www.u-manabi.org/>. の翻訳を基に、誤訳の箇所を中心に修正を加えた。

- ・ 機関内の教育活動と研究間の関係；
- ・ 質と水準に対する機関の計画；
- ・ 質保証システムの機構；
- ・ 質の保証に対する部（学科）、学校、構成員や他の組織的な単位や個人の責任；
- ・ 質保証における学生の関与
- ・ 方針が実行され、監視され、改良される方法。

欧州高等教育圏（EHEA）の実現は、そのプログラムが明快で明確な成果予定を持つこと；そのスタッフが整い、いわず教育と学生の成果達成のための学習者支援ができること；特別優秀で専門知識と献身を示すスタッフによる仕事への十分・適宜・確実な貢献がみとめられることを確実にするという機関のすべての段階での貢献に決定的に依存している。

## 1.2 プログラムと学位の承認、監視および定期的レビュー

基準：

機関は、プログラムと学位の承認、定期的レビュー、監視に対して正式なメカニズムを持つべきである。

指針：

学生や他の関係者の高等教育に対する信頼は、プログラムが確実に効果的にデザインされ、定期的に監視され、規則的にレビューされ、それゆえ継続的な妥当性と通用性を確保するような効果的な質保証活動を通すと、より確立しやすく維持しやすい。

プログラムと学位の質保証は以下が含まれることが望ましい：

- ・ はっきりと意図された学習成果の開発と公表；
- ・ カリキュラムとプログラムデザインと内容への念入りな配慮；
- ・ （たとえば、フルタイム、パートタイム、遠隔学習、e-ラーニングなど）配信方法や（たとえば、学問的、職業的、専門的などの）高等教育の型が違う場合の特定のニーズ；
- ・ ふさわしい学習資材の利用；
- ・ プログラムを教える者以外の組織によって実施する、正式なプログラムの承認手順；
- ・ 学生の進捗と到達度の監視；
- ・ （外部のパネル・メンバーを含む）プログラムの規則的な定期レビュー；
- ・ 雇用者、労働市場の代表者やその他関係機関からの規則的なフィードバック；
- ・ 質保証活動における学生の参加。

## 1.3 学生の assessment

基準：

学生は一貫して適用される公表されている基準や規則や手順に従って、評価（*assess*）されるべきである。

指針：

学生の評価は高等教育の最も重要な要素の一つである。評価の結果は学生の将来のキャリアにはかり知れない影響がある。このため、評価が常に専門的に遂行され、試験（*testing*）や *examination* のプロセスに必要な幅広い知識を考慮に入れることは重要である。評価はまた試験と学習者支援の効果について機関に貴重な情報を与える。

学生の評価手順は以下のことが期待されている：

- ・ 意図した学習成果と他のプログラムの行動目標（*objectives*）の達成を測定するようにデザインされていること；
- ・ 診断用、形成的、総括的（*diagnostic, formative or summative*）などその目的にふさわしいこと；
- ・ 明瞭で公開された *marking* のための基準を持つこと；
- ・ 未来の資格を想定した知識と技術の到達に向けた学生の進行度合いにおける評価の役目を理解する人々によって行われること；
- ・ 可能な場合には、一人の試験官の判断によらないこと；
- ・ *examination* 規定によって起こるであろうすべての結果を考慮に入れること；

- ・ 学生の欠席や病気や他の軽減事由を補う明瞭な規定を持つこと；
- ・ 機関の規定する手順に従って評価 が確実に行われるということを確認すること；
- ・ 手順の正確さを確かなものにするために、管理的な確認を実施すること。

加えて、学生にはっきりとプログラムに使用された評価の方針、どんな examinations や他の評価手法に従ったか、それに何を期待しているのかパフォーマンスの評価に適用される基準について知らされるべきである。

#### 1.4 教授陣の質保証

基準：

機関は、学生の指導に関わるスタッフが資格を持ち、その力量があることを満足する方法を持つべきである。その方法について、外部レビューを行う人々は知ることができ、報告書においてコメントされるべきである。

指針：

教師は大部分の学生が利用できる最重要の学習資源である。教える人々は十分な知識と教える科目に対する理解を持ち、教科内容の範囲で教師の知識と理解を効果的に学生に伝えるのに必要な技術と経験を持ち、その行動に対する反応にアクセスできることは重要である。機関は、新スタッフの確保と任命手順に、新しいスタッフ全員が資格の最低限レベルを持っていることを確かめる方法を含むことを保証すべきである。

教授陣は教授能力を発展、伸長させる機会を与えられるべきであり、その技能に価値を置くことが奨励されるべきである。機関は教授能力の乏しい教師に受け入れられるレベルにまで技能を改良する機会を提供するべきであり、もし明らかに効果が見られない場合、教える仕事からはずす手段を持つべきである。

#### 1.5 学習資料と学生支援

基準：

機関は学生の学習支援に利用できる資料が与えられたプログラムごとにふさわしく、また十分であるよう保証するべきである。

指針：

教師に加えて、学生は学習を支援する一連の情報に依存する。資料は図書館やコンピュータ施設などの物理的資源からチューターやカウンセラーや他のアドバイザーなどの形をとる人的支援まで多様である。学習資料や他の支援メカニズムは学生にとって簡単にアクセスでき、必要性を考慮してデザインされ、提供されるサービスを利用した人々からの反応に敏感であるべきである。機関は、学生が利用できるサービス支援の効果を定期的に点検、レビュー、改良されるべきである。

#### 1.6 情報システム

基準：

機関は学習や他の活動のプログラムを効果的に管理するための関連情報の収集、分析、使用を保証するべきである。

指針：

機関の自己認識は効果的な質保証のための出発点である。機関は自身の活動についての情報を収集、分析する手段を持つことは重要である。これがなければ、機関は何が効果的に機能し、何に注意が必要か、革新的実践の結果はわからないだろう。

個々の機関が要求した質に関連した(quality-related)情報システムは、ある程度地域環境によるものであるが、少なくとも以下の事項をカバーすることが望まれる：

- ・ 学生の進捗と成功率；
- ・ 卒業生の雇用可能性；
- ・ プログラムへの学生の満足度；
- ・ 教師効果；
- ・ 学生人口のプロフィール；

- ・ 利用できる学習資料とその価格；
- ・ 機関自身の主要業績評価指標。

欧州高等教育圏（EHEA）内外の同様の組織と比べることに、機関にとって価値がある。これによって自己認識の範囲を広げることができ、自身の実践を改良することができる方法にアクセスできる。

## 1.7 情報公開

基準：

機関は提供するプログラムと学位についての最新の、公平で客観的な情報を質的、量的な形で定期的に公表すべきである。

指針：

この公的な役割の履行する上で、高等教育機関は情報提供に責任を持っている。提供する情報は、提供するプログラム、その期待される学習成果、与える資格、指導、使用された学習手順と **assessment** の手順、学生が利用できる学習機会についてである。公表された情報にはまた、過去の学生の意見と雇用先と、現在の学生人口の特色が含まれることがある。この情報は正確、公平、客観的で簡単に入手できるべきであり、単にマーケティング機会として利用されるべきではない。機関は公平さと客観性についてはそれ自身の期待に応じていることを検証すべきである。

## 第2部：高等教育機関内での外部質保証のための欧州基準と指針

### 2.1 内部質保証手順の使用

基準：

外部質保証手順は、1部に述べられた欧州基準と指針の内部質保証の効果を考慮に入れるべきである。

指針：

第1部に含まれる内部質保証のための基準は外部質保証プロセスの貴重な土台を提供する。機関自身の内部方針と手順は、基準を満たすのはどの程度であるかを定めるために外部手順の中で注意深く評価(evaluate)されることは重要である。

もし高等教育機関がそれ自身の内部質保証のプロセスの効果を示すことができ、そのプロセスが質と基準をきちんと保証するのであれば、外部プロセスはそうではない場合に比べれば徹底的に実施する度合いが低くなることもあるかもしれない。

### 2.2 外部質保証手順の開発

基準：

質保証の手順の基本目標(aims)と行動目標(objectives)は、手順それ自身が開発される前に、(高等教育機関を含む)すべての責任者によって決められるべきである。また、使用される手順の解説を添えて公表されるべきである。

指針：

明瞭な目的と透明性のある手順を確保するために、外部質保証の方法は、高等教育機関を含む重要な関係者を伴うプロセスを通してデザインされ、構築されるべきである。最後に同意をみる手順は公表され、使われる手順の記述と同様にプロセスの基本目標と行動目標の明確な説明を含むべきである。

外部質保証は高等教育機関に要求を行うものであるから、予備的な影響調査 (impact assessment) を実施し、採択された手続きが適切であり、必要な程度を超えて高等教育機関の通常の業務を干渉しないことを確かめるべきである。

### 2.3 決定基準(criteria)

基準：

外部質保証活動の結果としてだされた公式な決定はどんなものでも、一貫して適用される明

確な公的基準に基づくべきである。

指針：

質保証機関(agencies)によってなされた公式決定は、判断される公的機関とプログラムに大きな影響をもたらす。平等と信頼のために、決定は公表された基準に基づいて、一貫した方法で解釈されるべきである。結論は記録された証拠に基づき、必要であれば、機関(agencies)はその決定を調整する方法を整えるべきである。

## 2.4 目的にあった手順

基準：

すべての外部質保証の手順は、そのために設定された基本目標(aims)と行動目標(objectives)の達成を確実にするように明確にデザインされるべきである。

指針：

欧州高等教育圏 (EHEA)内の質保証機関 (agencies) は違う目的、違う方法によっては違う外部プロセスを行う。質保証機関が自ら定義し、公表した目的に沿った手順を行うべきでということとはきわめて重要である。しかしながら、経験が示すように、外部レビュープロセスのいくつかの広く利用される要素がある。その要素は妥当性、信頼性、実用性を確実にするだけでなく、欧州規模の質保証への基盤を提供する。

この要素の中で、以下は特筆すべき事項である：

- ・ 外部質保証活動を行う専門家はふさわしい技術を持ち、その仕事を遂行する力量を持つのだという主張
- ・ 専門家の選出における配慮；
- ・ 専門家のために適切なブリーフィングやトレーニングを提供すること；
- ・ 国際的な専門家の利用；
- ・ 学生の参加；
- ・ 使用されたレビュー手順が、レビュー結果と到達した結論を支持するための十分な証拠を提供するために十分であることを確認すること；
- ・ 自己評価、査察、草案、報文、レビューのフォローアップモデルの利用；
- ・ 質保証における基本的な要素としての制度的改善と強化政策の重要性の認識

## 2.5 報告

基準：

報告は、簡潔で、読者が簡単に入手できる文書として公表されるべきである。報告書に含まれるどんな決定、称賛、提言も読者にとって分かりやすいものであるべきである。

指針：

外部質保証プロセスからの最大の恩恵を確実にするために、報告書は意図される読者層の要求に応えるべきだということが重視される。報告書はときに異なる読者層集団に提供するように意図されるので、構造、内容、文体、文調に特別注意を払わなければならない。

一般的に、報告書は記述、(関連する証拠を含む) 分析、結論、推薦(commendations)、提言(recommendations)をカバーする構造であるべきである。一般読者をレビューの目的や形態や決定基準を理解させる十分な前説明をすべきである。重要な成果、結果、提言は読者が容易に探すことができるべきである。

報告書は容易に入手できる形態で公表されるべきである。また (関連機関以外の) 報告書の読者や利用者がその有効性を解説する機会があるべきである。

## 2.6 追加 (follow-up) 手順

基準：

行動への提言を含む、あるいは続いて起こる行動計画を要求する質保証手順は、一貫して遂行される、あらかじめ定められた追加(follow-up)手順を持つべきである。

指針：

質保証は原則的に個別の外部調査(individual external scrutiny events)に関するものではない

い：つまり、それは継続的によりよい仕事をしようとするものであるべきである。外部質保証は報告書の公表で終わるのではなく、提言がふさわしく処理され、要求された行為が文書に作成され、実行されることを保証する体系化されたフォローアップ手順を含むべきである。この手順は機関やプログラムの代表者との更なる出会いを含むこともある。行動目標(objective)は、改善が確認された領域(areas)がスピーディーに処理され、更なる強化が奨励されるように保証することである。

## 2.7 定期的審査

基準：

機関とプログラムの外部質保証は、サイクルに則って実施されるべきである。サイクルの長さで使用されるレビューの手順ははっきりと定義され、事前に公表されるべきである。

指針：

質保証は静的ではなく、動的なプロセスをとる。それは継続的で、「人生に一度きり」ではない。最初のレビューや、正式なフォローアップ手順の完成で終わるのではない。定期的に更新されなければならない。次の外部レビューは前のできごとから起こった進捗状況を考慮するべきである。すべての外部レビューに利用されたプロセスは、外部質保証機関(agency)によってはっきりと定義されるべきである。また機関への要求は、その行動目標(objectives)の達成に必要な分以上に大きいものであってはならない。

## 2.8 システム全体についての分析

基準：

質保証機関は時々、レビューや evaluation や assessment などに見られた一般的な結果を説明、分析する概略報告書(summary report)を発行するべきである。

指針：

すべての質保証機関(agencies)は、高等教育全体にわたって個別プログラムと（または）機関についての豊富な情報を収集し、この情報によって資料を体系的に分析することができる。また、このような分析は、展開、傾向、良い実践の出現、持続的な問題や弱点について大変有益な情報を与え、政策展開や質強化の有益な道具になることができる。機関(agencies)は、その作業から最大の利益を引き出すために、活動の中に研究開発機能を含めて考慮すべきである。

## 3部：外部質保証機関のための欧州基準

### 3.1 高等教育の外部質保証手順の使用

基準：

質保証機関の実施する外部質保証は、欧州基準と指針の第2部に述べられた外部質保証手順の存在と効果を考慮に入れるべきである。

指針：

第2部に含まれる外部質保証の基準は外部質評価プロセスにとって貴重な土台を提供する。それは1990年代初めからヨーロッパで外部質保証の発展を通して得られたベストプラクティスと経験を反映している。従って、これらの基準が、高等教育機関に対して外部質保証機関によって適用されるプロセスに統合されることが重要である。

外部質保証のための基準は、外部質保証機関のための基準とともに、高等教育機関の専門的で信頼できる外部質保証のための基礎となるものである。

### 3.2 公的立場

基準：

質保証機関は、欧州高等教育圏(EHEA)内の、能力を有する公的な権限のある機関によって、外部質保証に責任をもつ機関として正式に認められるべきであり、確立された法的な基盤を持つべきである。運営する法的な区域における法的な要求事項に従うべきである。



### 3.3 活動

基準：

質保証機関は（制度上、あるいはプログラムレベルの）外部質保証活動を定期的に行うべきである。

指針：

これらの活動は evaluation、レビュー、audit、assessment、accreditation あるいは、他の同様の活動を含むことがあり、質保証機関の中心機能の一部である。

### 3.4 資源 (resources)

基準：

質保証機関は、外部質保証プロセスを効果的・効率的に組織、運営し、プロセスと手順の開発をするために十分な資源を人的・経済的の両面において持つべきである。

### 3.5 任務に関する声明 (mission statement)

基準：

入手可能な公式声明に含まれる仕事に対する明確な (clear and explicit) 最終目標 (goals) と行動目標 (objectives) を持つべきである。

指針：

これらの声明は質保証機関の質保証プロセスの最終目標 (goals) と行動目標 (objectives)、高等教育、特に高等教育機関の関係者との分業、その作業の文化的、歴史的な文脈を説明するべきである。声明は、外部質保証プロセスが機関の主な活動であることと、その最終目標 (goals) と行動目標 (objectives) に到達する体系的なアプローチがあることを明らかにすべきである。どのように声明が明瞭な方針と管理計画に言い換えられるかを示す文書が作成されるべきである。

### 3.6 独立性 (independence)

基準：

質保証機関は、その運営に対して自律的な責任を持ち、報告書中の結論や提言が高等教育機関や省庁やその他の利害関係者のような第三者に影響されない程度に独立しているべきである。

指針：

質保証機関は独立性を以下のような手段を通じて示す必要がある。：

- ・教育機関や政府から運営上独立していることが公的文書で保証されている（例えば、ガバナンス組織や立法）。
- ・その手順と方法の定義と運用、外部専門家の指名と任命、質保証結果の決定は政府、高等教育機関、政治的影響力を持つ機関から自律的、独立的に行われる。
- ・高等教育の関係者、特に学生や学習者は質保証プロセスコースの中で意見交換する一方、質保証プロセスの最終結果は機関 (agency) の責任が残る。

### 3.7 質保証機関によって使用される外部質保証基準と手順

基準：

質保証機関によるプロセス、基準、手順は事前に定義され、公式に入手できるようにしておくべきである。一連のプロセスには一般的に以下のことが含まれる：

- ・質保証プロセスを受ける対象による自己評価 (self-assessment) あるいは、同等の手続き
- ・必要に応じて、一人あるいは複数の学生や、質保証機関によって決められた現地訪問を含む、専門家のグループによる外部評価
- ・決議、提言、それ以外の公的な成果を含む、報告書の公表
- ・報告書に含まれる提言を踏まえて、質保証プロセスの対象によって取られた行動をレビューするための事後的な手続き

指針：

質保証機関は特定の目的のために他のプロセスと手順を展開したり、使用することがある。質保証機関はいつも公表された原則に注意を払うべきであり、そこでの要求とプロセスが専門的に管理されていることと、たとえ決定が異なる人々の集団によって作られたとしても、結果と決定が一定の方法で到達することが保証されるべきである。

正式の質保証の決定や、正式の帰結のある結論を下す質保証機関は、再審理のための手続きを持つ。再審理のための手続きの性質と形態は、各々の質保証機関の規約に照らして決定されるべきである。

### 3.8 説明責任の手順

基準：

質保証機関は自らの説明責任に対する手順を整えるべきである。

指針：

これらの手順には以下が含まれることが望ましい：

1. ウェブサイト上で利用可能になったその質保証機関自身の質の保証のための公開された方針；
2. 以下が示された文書；
  - ・ 質保証機関のプロセスと結果が、機関のミッションと質保証の目標を反映する；
  - ・ 質保証機関は、外部の専門家の仕事において、利害相反を防ぐ仕組みを設け、強化する；
  - ・ 質保証手続きの一部のあるいは全要素が他の団体(party)に下請けされるなら、質保証機関は請け負った者が作り出した活動と資料の質を保証する信頼できるメカニズムを持つ；
  - ・ 質保証機関は、内部フィードバックメカニズム（つまり機関自身のスタッフと、委員会(council)/理事会(board)からのフィードバックを集める手段）、内部反映メカニズム（つまり内外からの改善のための提言に反応する手段）、外部フィードバック構造（つまり専門家や、レビューを受けた機関から、将来の発展のためにフィードバックを集める手段）を含む内部質保証手順を設けており、そのことで、自身の発展と改善を支えている
3. 少なくとも 5 年度ごとのサイクルで実施する質保証機関活動に対する義務的な外部レビュー

### 3-2-3 学位の資格枠組み

質保証をより具体化するためには、学位の資格定義を明確化する必要がある。共同質保証イニシアティブ（JQI：Joint Quality Initiative）は、ボローニャ宣言から派生した欧州における学位プログラム質保証・認証のための非公式ネットワーク組織であり、ドイツ、イタリア、イギリスを含む欧州 12 カ国が参加している（フランスは参加していない）。JQI は、主に、学位の欧州資格枠組みを発信している。

2003 年のベルリン教育大臣会合でのコミュニケでは、比較可能で互換性のある欧州高等教育圏での包括的な学位資格枠組み（各学位における修業量、水準、学習成果、能力等）を作成することが推奨された。これを受け、JQI は既に作成していた学士と修士に関する資格枠組みを改定し、学士・修士・博士に対する資格枠組み（Dublin' Descriptors と呼ばれる）を作成した。2005 年のベルゲン教育大臣会合において、この資格枠組みは採択され（FQ-EHEA：Framework for Qualifications of the European Higher Education Area と呼ばれる）、各国は合致する国レベルの学位資格枠組み（NQF：National Qualifications Frameworks）の整備を求められること

になった。<sup>150</sup>

イギリス（2001年）やフランス（2002年）では、既に国の学位資格枠組みが完成していたが、現在までに、ほぼ、互換改定を完了させている。またドイツは、2005年からのスタートであったが既に学位資格枠組みを完成させている。しかし、欧州の他の多くの国々はまだその作業を開始した段階にある。<sup>151</sup>

#### <Dublin' Descriptors における学位の資格記述>

以下に、2004年10月18日にダブリンで開催された JQI 会議において提示された Dublin' Descriptors<sup>152</sup>における学位の資格記述を示す。

高等教育短期（第1段階内）終了資格（higher education short cycle (within 1st cycle)）は以下の学生に授与される。

- 通常は上級レベルの教科書を使用する一般中等教育における知識や理解力を身につけており、そこでの知識は職業分野、自己開発、そして第1段階を完了するために必要な更なる学習の基礎となり、
- 自身の知識や理解力を職業的文脈で生かすことができ、
- 明らかに具体的・難解な問題への対処法を作成するためにデータを特定・利用する能力があり、
- 自身の理解力、スキル、活動について同僚、上司、クライアントと意思疎通ができ、
- ある程度の自主性を持って更なる研究を行うための学習スキルを有していること。

第1段階終了資格(completion of 1st cycle)は以下の学生に授与される。

- 基礎的学習分野および一般中等教育における知識と理解力を身につけており、一般的に上級レベルの教科書を利用して対象となる研究分野の最先端の知識が備わったレベルにあり、
- 自らの知識と理解を専門家（注1）アプローチ方法で仕事や職業に応用ことができ、議論の組み立てや維持、自分の研究分野の問題解決を通じて能力（注2）が典型的に現れており、
- 関連するデータ（通常は自分の研究分野において）を集める力があり、関連する社会的、科学的、または倫理的問題の反映を含めて判断を下すことができ、
- 情報、アイデア、問題、そして解決策を専門家と非専門家聴衆に伝えることができ、
- 高い自主性を持って一層研究を継続するために必要なそれらの学習スキルが備わっている。

第2段階終了資格は以下の学生に授与される。

- 多くの場合研究（注3）文脈において、基礎となり、それを学士レベルに高め、アイデアの考案と応用に独自性の土台や機会を提供する知識と理解力があり、
- 新しい環境において知識と理解力ならびに問題解決能力を研究分野に関連した広い（多様な）文脈内で応用することができ、
- 知識を統合して複雑性に対処し、不完全または限られた情報をもとに判断できるが、それには知識の応用と判断に関連する社会的・倫理的責任を熟考し、
- 結論とそれを裏付ける知識と根拠を専門家・非専門家聴衆に対し明瞭・明確に伝えることができ、

<sup>150</sup> Joint Quality Initiative, Home, Countries, <http://www.jointquality.nl/>

<sup>151</sup> European Commission, *Higher Education in Europe 2009: Developments in the Bologna Process*, 2009. Pp.39-42.

<sup>152</sup> Joint Quality Initiative, "Shared 'Dublin' descriptors for Short Cycle, First Cycle, Second Cycle and Third Cycle Awards," 2004.

- ほとんど自主的に研究を継続できる研究スキルを身に付けている。
- 第3段階終了資格は以下の学生に授与される。
- 専門分野を体系的に理解しており、またその分野に関する調査スキルと方法を習得しており、
  - 学者としての品位を持って研究プロセスの大部分を考案、計画、実施、適用させることができ、
  - 国内または国際的に参照される書籍に値するような研究作業の大部分を発展させ知識の限界を広げることにより独自の研究を通じて貢献することができ、
  - 新しく複雑なアイディアの批判的分析、評価、統合ができ、
  - 同僚、より大きな学術界、そして一般社会と専門分野に関して意思疎通ができ、
  - 学問的・専門的文脈内で知識を基礎とした社会における技術的、社会的または文化的発展を促進することができる。

注（用語解説）

1. [専門家]とは作業や仕事を引き受けるのが適当な人物で、発展的学習の応用を含む最も広い意味でディスクリプタに使用される。規制された職業に関する具体的要件に対しては使用されない。
2. [能力]とは最も広い意味でディスクリプタに使用され、能力やスキルの分類を可能にする。[はい/いいえ] アセスメントのみをもとにした狭い意味では利用されない。
3. [研究]とは、しばしば学習分野との関係で、さまざまな活動を網羅するのに利用され、ここでは知識の体系的理解や重要な気づきのもとに行われる慎重な学習や調査を意味する。この用語は人文科学、伝統芸術・舞台芸術・その他造形芸術を含むすべての学術的・専門的・技術的分野におけるオリジナルで革新的な仕事をサポートする活動すべてに対応する包括的方法に使用される。限定または制限的観点では使用されず、伝統的な「科学的方法」だけに関連して使用されるものではない。

表 3-1 欧州学位資格枠組みの段階区別<sup>153</sup>

段階	知識および理解力
1 (学士)	上級レベルの教科書を利用して研究分野の最先端知識を身につけている。
2 (修士)	主に研究場面においてアイディアの考案と応用をする際に創意工夫のベースや機会を提供する。
3 (博士)	研究分野を体系的に理解し、その分野に関連する研究方法に精通している。

	知識と理解力の応用
1 (学士)	議論の組み立てと維持ができる。
2 (修士)	幅広い（分野横断的）文脈内の新しい環境における問題解決能力がある。
3 (博士)	研究過程の大部分を学者としての品位を持って考案、計画、実施、適応させることができる。 国内または国際的に参照される書籍に値するような研究作業の大部分を発展させて知識の限界を広げることにより貢献することができる。

<sup>153</sup> Joint Quality Initiative, “Shared ‘Dublin’ descriptors for Short Cycle, First Cycle, Second Cycle and Third Cycle Awards,” 2004.

	判断力
1 (学士)	関連するデータを収集し解釈できる。
2 (修士)	知識を統合して複雑性に対処し、不完全な情報をもとに判断できる。
3 (博士)	新しく複雑なアイデアの批判的分析、評価、統合ができる。

	コミュニケーション
1 (学士)	情報、アイデア、問題と解決策を伝えることができる。
2 (修士)	結論とそれを裏付ける知識と根拠を専門家・非専門家聴衆（モノローグ）に対し伝えることができる。
3 (博士)	専門分野（広い範囲）に関して同僚、より大きな学術社会、社会一般（対話）と意思疎通ができる。

	学習スキル
1 (学士)	高いレベルの自立性を持って更なる研究を行うために必要なスキルを有している。
2 (修士)	主に自主的または自立していると言える方法で研究を行う。
3 (博士)	学術的・専門的場面において技術的、社会的、または文化的発展を促進することができる。

### 3-2-4 現地調査による補足

以下は、フランス研究・高等教育評価機関（Agence d'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur (Evaluation agency for research and higher education)）の Head of International Affairs（ENQA の President of Board 兼任）、および、ドイツ学長会議（Hochschulrektorenkonferenz (German Rectors' Conference)）の Head of International Department へのインタビューにより得られたものである。

欧州全体において、質保証メカニズムを設置しようという動きがある。この動きは、国により規制されたシステムから、大学により多くの自由を与えるシステムに変化させようとしており、これにより、大学それぞれの中に質保証のメカニズムを設定するべきであるという動きである。この変化は、大学がより多くの自律性を持つことになる大変重要な変化であると考えられている。

欧州では、ボローニャ・プロセス全体に対して、学位プログラムを欧州全体で画一化する狙いがあるのではないかという懸念が表明されている。ルーバンでの教育大臣会合では、外部質保証において修学成果を重視することが主張されたが、修学成果を均一化するには学位プログラムを同一化しなければならない。しかし、それには能力、知識およびその内容というものが関わっており、それらを欧州全体で画一化することは不可能であると考えられている。修学成果を重視するには様々な方法があり、欧州各国が各国の方法で進めればよいと考えられている。

## 4 イギリス

英国では 1979 年のサッチャー政権以降 1997 年までの保守党政権下で、経済発展のカギとして特に実践的な知識・技能を教育するポリテクニクを中心として高等教育の拡大が図られ、1992 年には継続・高等教育法によってそれらが大学へ昇格する途が開かれた。この間、フルタイムの大学生数は 51 万人から 110 万人に倍増した一方、予算均衡化の一環としての支出の抑制により学生一人当たりの政府の高等教育支出は約半分に減少してきた。<sup>154</sup>

高等教育機関の質の劣化に対し、1997 年に出されたいわゆるデアリング報告で公式に懸念が表明された。これは 21 世紀の英国高等教育の将来像を描いた基本文書で、あらゆる局面にわたって高等教育政策の基本となっており、高等教育の拡大、高等教育の水準・質の管理、高等教育財政の改善のための受益者負担原則（授業料）の導入、公財政支出高等教育費の対 GDP 比増加などが提言された<sup>155</sup>。

現在の大学と高等教育機関数、学生数、進学率を下表に示す。イングランドの高等教育進学率については 2003 年の白書「高等教育の将来」(The future of higher education) で 2010 年の目標が 50%とされているが、40%程度で頭打ち状態になっている。

表 4-1 高等教育機関数 : 2008 年 8 月時点

	高等教育機関 (大学含む)	大学
イングランド	133	90
スコットランド	20	14
ウェールズ	12	3
北アイルランド	4	2
英国計	169	109

注) 継続教育カレッジを含む、英国内で運営されている海外大学は除外  
(出典: "Facts & Figures", Universities UK, Summer 2008 )

<sup>154</sup> 芝田政之、「英国の大学における施設設備整備資金交付の仕組みと我が国の課題」、大学財務経営研究第 5 号、国立大学財務・経営センター、2008 年 6 月

<sup>155</sup> The National Committee of Inquiry into Higher Education, "Report of the National Committee", <http://www.leeds.ac.uk/educol/ncihe/>  
「英国高等教育制度検討委員会（「デアリング委員会」）報告について」中央教育審議会大学分科会制度部会(第 10 回)資料 3-2、平成 16 年 7 月 13 日

表 4-2 学生数 (2006-07 年)

	学部生		大学院生		計
	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム	
イングランド	985,810	508,955	201,830	260,605	1,957,200
スコットランド	66,005	38,095	11,175	16,490	131,765
ウェールズ	126,115	38,390	26,680	32,350	223,535
北アイルランド	30,720	9,335	3,390	6,880	50,325
英国計					2,362,825

(出典: "Facts & Figures", Universities UK, Summer 2008 )

表 4-3 高等教育進学率: 1998-2007 年

	1998 -99	1999 -2000	2000 -01	2001 -02	2002 -03	2003 -04	2004 -05	2005 -06	2006 -07*
HEIPR English domiciled	-	39	40	40	41	40	40	42	40
API Scots-domiciled	48	49	52	52	49	49	46	47	-
HEAPI NI	41	45	46	46	46	44	45	48	46

注: HEIPR (Higher education initial participation rate) English domiciled: 17-30 歳のイングランド居住学生の英国高等教育初回進学率。

API (Age Participation Index) Scots-domiciled: 21 歳以下のスコットランドの対象者の高等教育進学率

HEAPI (Higher Education Age Participation Index) NI: 北アイルランドの 18 歳人口に対する、英国およびアイルランド共和国高等教育への 21 歳以下フルタイム進学率

(出典: "Facts & Figures", Universities UK, Summer 2008 )

#### 4-1 質保証システム

こうした高等教育への政府支出の拡大や学生の授業料の自己負担化に対応して、納税者や学生へのより大きな説明責任が求められることになる。

1990 年から 91 年にかけて、学長委員会 (Committee of Vice-Chancellors and Principals ; CVCP) (現 Universities UK ; UUK) の発案により大学監査ユニット (Academic Audit Unit ; AAU) が設立され、同意した機関が AAU の監督の下に行なう大学監査 (Academic Audit) は、高等教育財政機関からの包括交付金に対する公的説明責任と位置付けられた。

しかしこれは高等教育財政機関の目的を十分に満たすものではないとして、政府は 1992 年継続・高等教育法で高等教育財政機関に教育、学習と成績評価の実践について学科レベルの審査を実施、あるいは委託する法的権限を与えた。

この結果、イングランド高等教育財政カウンスル (HEFCE) は 1992-93 年度に学科レベルの査定を導入し、大学監査ユニットから発展した高等教育質カウンスル (Higher Education Quality Council ; HEQC) に分野別審査 (Subject-level review) を委託し、以後 2001-02 年度まで大学監査と並行して存続することになった。HEQC は 1997 年 8 月にさらに現在の高等教育質保証機構 (Quality Assurance Agency ; QAA) に再編成されている。

その後、分野別審査の結果が全般的に向上したこと、および大学監査と分野別審査の双方を徹底する対費用効果の点から、それらを統合して、当該機関の全体の中でいくつかの学科を抽出し、学科レベルで相当に限られた範囲での綿密な調査と、機関が提供する教育の質を保証する機関の能力の評価を結合させた新しい方法が決定され、現在に至っている。

その概要は HEFCE のウェブページに紹介されている。

HEFCE は、資金を提供する大学およびカレッジにおいて教育の質が評価されることを保証する責任を負っている。

質保証フレーム・ワーク(QAF)は、教育の質、および高等教育機関が授与する資格の基準を確実にすることを目指して、HEFCE、QAA および高等教育セクターによって共同で開発され、次のものから成る：

- 機関別監査(全ての高等教育機関はサイクル内に1回の監査を受ける)
- 大規模で複雑な「共同教育」に対する共同教育監査
- ウェブサイト Unistats での教育の質情報(TQI)の公表；全国学生調査(National Student Survey；NSS)、および高等教育卒業生進路調査 (Destinations of Leavers from Higher Education survey) を含む。

これは 2002-03 年に 3 年間の過渡期的サイクルで始まり、現在は 2010-11 年までの 6 年間サイクルにある。

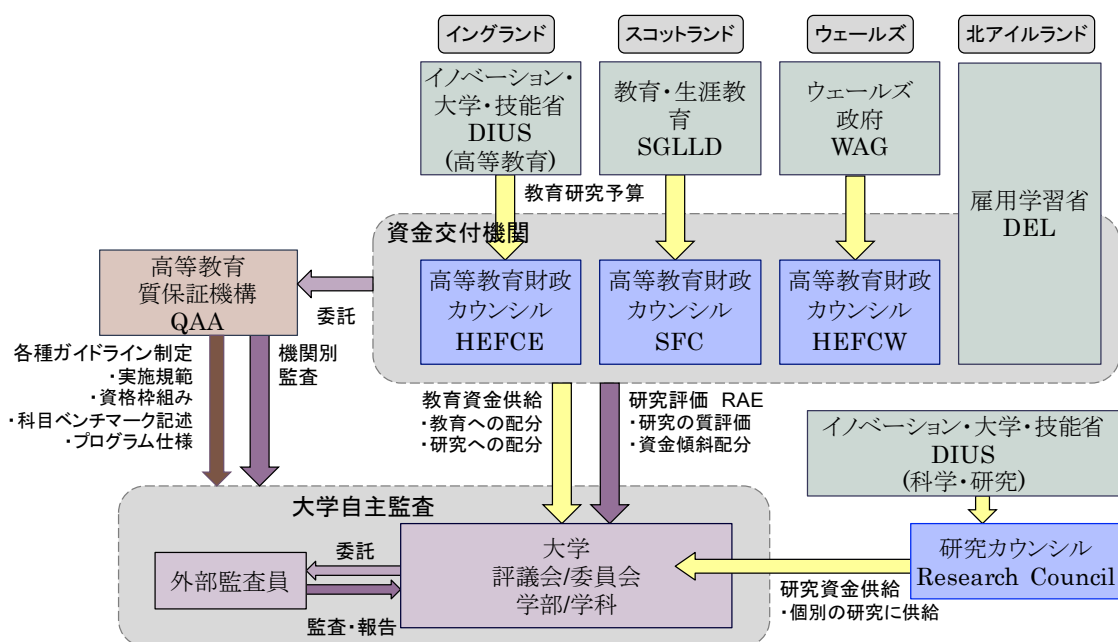
他の英国の資金提供団体と同様に、質保証方法の立案、遂行は Quality Assurance Agency(QAA)に委託の契約しており、QAA は、HEFCE を代理してイングランドで公的資金が提供されたすべての高等教育提供の質をレビューする責任を負っている。

QAA はこれらの質保証プロセスを支える学問的基盤 (Academic Infrastructure) (後述) という学問的な基準を記述する手段を開発しており、公開情報として、高等教育に対する明確で明示的な基準を定め、他の質保証プロセスに対する基準点となっている。

なお、HEFCE から大学およびカレッジへの毎年の資金交付に際して財政覚書 (Financial Memorandum) を交わしており、その雛型の説明文書の中に QAA の再査察 (re-inspection) に失敗した場合には交付金の返還もありうる旨が示されている。

図 4-1 にイギリスの大学の教育・研究の質保証システムの概要を示す。





注：DIUS: Department for Innovation, Universities and Skills  
 SGLLD: Scottish Government, Lifelong Learning Directorate  
 WAG: Welsh Assembly Government  
 DEL: Department of Employment and Learning in Northern Ireland  
 HEFCE: Higher Education Funding Council for England  
 SFC: Scottish Funding Council  
 HEFCW: Higher Education Funding Council for Wales  
 RAE: Research Assessment Exercise

図 4-1 イギリスにおける大学の質保証の概要

#### 4-1-1 大学の設置、認可

英国の高等教育機関の種類、組織形態は、大きくは大学と高等教育カレッジに分類され、さらに大学は古い大学と新しい大学に分けられる<sup>156</sup>。

- ・古い大学：1992年以前から存在していた大学は、国王からの勅許状(Royal Charter)や立法措置により、学位授与権と独立した法人格を与えられた機関であり「古い大学(old universities, pre-1992 universities)」と呼ばれている。
- ・新しい大学：「1992年継続・高等教育法(Further and Higher Education Act 1992)」第77条により、それまでのポリテクニク、高等教育カレッジ等が、枢密院(Privy Council)の承認を得て大学に昇格しており、これらは「新しい大学(new universities, post-1992 universities)」と呼ばれている。「高等教育コーポレーション(higher education corporations)」ないし有限保証会社(Company limited by guarantee)という位置付けを有している。

<sup>156</sup> 榎本剛、「英国の教育」、財団法人 自治体国際化協会、2002年7月

- ・高等教育カレッジ：多くは、1970年代に教員養成課程を持つ教育機関が、技術カレッジ等と統合されて規模を拡大する形でできあがっている。現在は、教員養成課程のほか小規模で特定の分野に特化した人材養成を行うところもあれば、複数の学部を有することもあり、その状況は様々である。高等教育カレッジで独自の学位授与権を持つところは枢密院の承認を得てユニバーシティカレッジ(University College)を名乗ることもできる。

枢密院(Privy Council)の責務は、古い大学の勅許状修正の申請に対する女王陛下への助言、学則の修正の認可、および新しい大学の規程等の修正の認可などが挙げられている<sup>157</sup>。そのメンバーは、Cabinet Minister や Junior Minister として政権に入っている政治家である。<sup>158</sup>

古い(1992年以前)大学は、全般的構成を設定する勅許状(Royal Charter)および実際にどのように運営するかといったより詳しい学則(statutes)のもとに運営されている。枢密院は大学からの勅許状の修正の申請に対する女王陛下への助言、および学則の修正を認可する責務がある。

殆どの新しい大学(1992年以降)およびその他の一部の高等教育機関は構成規程(instrument of government)や管理運営規則(articles of government)に基づいて運営されている。これらの文書の修正には枢密院の認可を必要とする。

枢密院は1992年継続・高等教育法に基づき、ユニバーシティ(ユニバーシティカレッジを含む)という名称を使用することの認可についても責任を持っており、また学位の授与の資格を認可できる。

学位については、1992年継続・高等教育法第76条<sup>159</sup>において、(a)学習のコースを修了して評価を満たしたものに授与される学位、および(b)指導された研究のプログラムを修了して評価を満たしたものに授与される学位とされており、それぞれ課程学位(taught degrees)、研究学位(research degrees)と呼ばれている。

76.-(1)枢密院は令により高等教育を提供する機関を、以下の(2)(a)および(b)に掲げるような学位のいずれかまたは双方をこの節に定めるところにより授与する資格があると認定することができる。

(2)前掲(1)の学位の種類は、

(a) しかるべき学習のコース(course of study)を修了し、かつしかるべき評価を満たしたものに授与される学位、および、

(b) しかるべき指導された研究(supervised research)のプログラムを修了し、かつしかるべき評価を満たしたものに授与される学位

大学の学位授与権の申請認可の基準については教育技能省(Department for Education and

<sup>157</sup> Privy Council Office, <http://www.privy-council.org.uk/output/Page27.asp>

<sup>158</sup> Privy Council, URL: <http://www.privy-council.org.uk/OutPut/Page25.asp>

<sup>159</sup> "Further and Higher Education Act 1992, CHAPTER 13"

Skills : DfES) が 2004 年に制定 (改訂) したガイダンス<sup>160</sup>に示されており、そのガイダンスの導入部分と一般原則の部分を以下に示す。「課程」学位 (taught degrees) および「研究」学位 (research degrees) の授与権の認可について、学術基盤 (academic infrastructure) や高等教育資格のための枠組 (Framework for Higher Education Qualifications ; FHEQ) などの基準 (後述 : 4-1-2 (3)) に従うことが求められている。枢密院への学位授与権の申請は当該地域 (イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド) の教育担当大臣に送られ、さらに QAA に送られる。QAA は検討結果 (非公開) を大臣を通じて枢密院に助言する。

### 学位授与権、および大学の称号の認可申請のためのガイダンス (導入部分と一般原則の部分)

<p><b>教育学位授与権限、研究学位授与権限、および大学の称号の認可申請</b>  <b>イングランドおよびウェールズにおける申請組織のためのガイダンス (2004 年 8 月)</b></p> <p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本書は、イングランドおよびウェールズにおける、学位授与権限および/または大学の称号の認可を求める申請の手続を定めている。これらのガイダンスの記載および付随する基準は、高等教育質保証機構の諮問のもと、教育雇用訓練省およびウェールズ局によって承認された。</li> <li>2 1992 年継続・高等教育法のセクション 76 および 1992 年継続・高等教育法 (スコットランド) のセクション 48 は、枢密院に対し、認可授与の権限を持つものとして高等教育機関を指定する権限、言い換えれば、高等教育機関に独自の学位を授与する権限を認可した。このような権限に対する申請を検討する際、枢密院は、高等教育を管轄する当該担当大臣からの助言を求める。代わりに、当該大臣は機構からの助言を求める。</li> <li>3 大臣は、申請を検討する拠りどころとなる基準を維持管理する。イングランドとウェールズの場合、申請は、2004 年 9 月 1 日に大臣が承認した基準に従って検討される (本書の付随文書 1 として含まれている)。スコットランドと北アイルランドの場合、申請は、1999 年 10 月に大臣が承認した基準に従って検討される (2004 年より前、これはイギリス連邦すべてに適用されていた)。スコットランドと北アイルランド内の申請組織のための独立したガイダンスは、以下の段落 48 に記載されている住所の機構で入手できる。</li> <li>4 申請に関する諮問に際し、機構は該当する基準および関連の証拠の要件に従う。この分野における機構の業務は、省庁の下部委員会である、学位授与権限に関する諮問委員会 (ACDAP) によって監督される。</li> </ol> <p>一般原則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 権限は、一般に「課程」学位 (taught degrees) および「研究」学位 (research degrees) と称される 2 つの学位分野に関連して認可することができる。付随文書 1 は、教育または研究学位授与権限を考慮する際の基準について定め、説明している (セクション 1 および 2)。それはまた、大学の称号の認可のための基準 (セクション 3)、および前の対応によって教育学位授与権限を持つ高等教育機関に大学の称号を認可するための基準 (セクション 4) も定めている。</li> <li>6 独自の学位を認可することを希望する組織は、付随文書 1 に定められた関連の基準を満たしていることを実証することが求められる。とりわけ、組織はその現行の規定と質保証の</li> </ol>
--

<sup>160</sup> Department for Education and Skills, "Applications for the grant of taught degree-awarding powers, research degree-awarding powers and university title, Guidance for applicant organisations in England and Wales", August 2004、および Web page, <http://www.qaa.ac.uk/reviews/dap/briefGuideDAP.asp>

ための対応の実効性、および国家の学術基盤 (academic infrastructure) に定められているように学術的基準および質管理に関して求められている事柄を満たす能力を示すことができなければならない。教育学位授与権限を求める場合、組織は通常の場合、以下を実証することができなければならない:

- ✓ QAA によって刊行された、イングランド、ウェールズ、および北アイルランドに対する高等教育資格のための枠組 (Framework for Higher Education Qualifications ; FHEQ) のレベル H と少なくとも同等のレベルの高等教育プログラムの提供を、申請年の直前に、少なくとも 4 年間連続して経験している;
  - ✓ 通常の場合、FHEQ のレベル H およびそれ以上だと見なされる学習プログラムに、その高等教育の学生の過半数が登録している。
- 7 機構の精査により、申請組織が、要求している権限の行使または要求している称号の保有に適しているか否かが決定される。申請者は、現在と未来の両方において、その学術的基準および学位の質を保証するシステムの中に、公の信頼性があることを明確に実証できなければならない。
  - 8 基準は、申請組織が、その基準の堅固な保護精神を実証することのできる、確固たる基盤を持ち、一貫性と自己批判性を有する学術的コミュニティであるということを立証するために考え出されている。この目的のために、機構は、提供された証拠の検討を通じ、また基準に照らして、組織がイングランド内、ならびに該当する場合には海外において提供する学位の学術的規準を維持する能力における公の信頼性を発生させる程度を判断する。組織が提供する証拠のいくつかは定量的であり、いくつかは定性的でもある。すべての証拠は、学術コミュニティの上級メンバーによる同僚審査の対象となる。
  - 9 研究学位授与権限を求める組織は、まず教育学位授与権限を確保しなければならない。しかしながら、機構は、申請者から要求があった場合、両方の権限セットへの申請を同時に処理する。研究学位授与権限だけの申請を検討する場合、機構は、組織が教育学位授与権限の認可を左右するすべての基準を継続的に満足し、このような権限の適切な管理を実行しているという証拠を求める。
  - 10 すべての事例において、機構は個々のメリットについて申請を検討し、質と規準を維持する申請組織の能力を徹底的に評価する。
  - 11 大臣は、「ユニバーシティカレッジ」という称号は、教育学位授与権限を認可されてはいるが、「大学」という称号には適格でないか、その使用を望んでいない高等教育機関に与えられると表明している。教育機関は、ユニバーシティカレッジという称号を求めるべきかどうかを決定し、求めたいとした場合に、枢密院に特定の称号の承認を求める申請書を提出する。

付属文書 1 では以下に示すように、学位授与権認可の期限について、公的資金が供給されている高等教育セクターは学位授与権を期限なしに認可されるのに対し、その他の機関については 6 年間の期限付きで認可され、更新には QAA の監査で「問題なし」の判定を受けていることが条件とされている。ここで公的資金が供給されている機関とは、HEFCE (Higher Education Funding Council for England) や HEFCW (Higher Education Funding Council for Wales) から直接資金供給されている機関を指している。

#### 学位授与権と大学の称号認可の基準 (認可申請ガイダンス付属文書 1 の抜粋)

##### 付随文書 1

##### 学位授与権限および大学の称号の認可に対する政府の基準

8. 公的に出資された高等教育セクターにおける組織は、教育および研究学位授与権限を無期限に認可される。残りのすべての組織は、6 年という一定期間、教育および研究学位授与

権限を認可される。各 6 年の期間の最後に、学位授与権限の更新のために組織が有していなければならない条件は以下のとおりである：

- (i) これらの 6 年間を通じて QAA（あるいは、指定された場合には同様の他の外部質保証組織）に認可されている；
- (ii) QAA による外部監査の対象となっている；
- (iii) 監査時に、QAA によって行われた組織内の「問題なし」という判定を受けている。このような判定を有していない組織は、QAA によってその理由を与えられ、組織と QAA の間で合意された行動計画を準備し、実施しなければならない。QAA が満足するようにこの行動計画を完了させることが、組織の学位授与権限の更新の条件となる。

また付属文書 1 のセクション 1 とセクション 2 には、それぞれ課程学位と研究学位の授与権のための判定基準が示され、QAA が刊行した高等教育の質・水準の保証のための実施規範（「実施規範」）や高等教育資格のための枠組（FHEQ）などの基準（後述）を満たすこと、活動を自己評価すること、などが挙げられている。

### 学位授与権の基準（認可申請ガイダンス付属文書 1 のセクション 1、2 抜粋）

#### セクション 1: 教育学位授与権限のための基準

##### A: ガバナンスと学術的管理

###### 基準 A1

教育学位授与権限を認可された組織は、その学術的責任のためのアカウントビリティの明確かつ適切な方針によって、効果的に支配、管理、および監督される。その財務管理は健全であり、その財務政策と、その高等教育提供の質と水準の保護の間には、明確な関係が存在する。主として高等教育機関ではない組織の場合、その主要な活動は、高等教育プログラムおよび学位資格の提供に置き換えられる。

###### 説明

学位授与組織は、あらゆる点において健全な基盤に立脚しており（制度、管理、財務、学術の面で）、組織およびその学位にはあらゆる公の信頼性がある。財務的な不測の事態および他の圧力によって学術的な規準あるいはプログラム仕様に定められているプログラムの質が危機に瀕することがないように、適切な保護策が用意されていることが重要である。

##### B: 学術的規準と質保証

###### 基準 B1

教育学位授与権限を認可される組織は、高等教育の資格授与を管理する適切な規定枠組を備えている。

###### 説明

学位および他の高等教育資格認定の学術的規準の確保は、その授与を管理する規定に大きく依存している。これらの規定は、学位の承認の計画から、学生のアセスメント、ならびに学術的決定への抗告にいたる幅広いトピックをカバーすることが求められる。それらの多くは、QAA が刊行した高等教育の質・水準の保証のための実施規範（「実施規範」）で取り扱われている。学位を授与する組織は、これらの問題をカバーする総合的な規定のセットを備えていることが求められる。

###### 基準 B2

学位授与権限を認可される組織は、提供する高等教育の学術的規準を定義し、確保するための明確かつ一貫して適用されるメカニズムを備えている。

###### 説明

イングランドでの学位授与権限を持つ組織は、自身の資格認定が、QAA によってイング

ランド内の学術コミュニティのために刊行され、維持管理されている、高等教育のための学術基盤の要請を満たしていることを保証する必要がある。インフラストラクチャ内では、当該の FHEQ で、さまざまなレベルの高等教育の資格認定およびその特徴的な機能が記述されている。これらの要請を満たすために、学位授与権限を求める組織は、適切かつ効果的な質保障の構造とメカニズムを備えていることを保証する必要がある。高等教育の資格認定の一貫性と比較可能性における公的利益は、イングランドにおいて認められた学位授与組織によって授与されるすべての学位が、少なくとも FHEQ の要請を満たしていることを求めている。

#### 基準 B3

教育学位授与権限を認可された組織による教育の提供は、宣言された学習目標を一貫して満たし、その意図された結果を達成している。

##### 説明

高等教育授与を提供する組織は、提供しているプログラムの目的と目標を慎重に検討することが求められる。これらの組織は、勤勉な学生に対し、目的と目標を達成する最善の機会と、求めている資格にとって必要な学術的規準を提供できるような方法で、そのカリキュラムと提供する学習支援を設計することも求められる。高等教育の授与を行う組織は、その意図が実地に満たされることを自身に対して証明できる手段を有していなければならない。

#### 基準 B4

教育学位授与権限を認可される組織は、長所を促進し、認識された制約に対応するための効果的な行動をとる。

##### 説明

独自の教育学位の授与権限を持つ組織は、自己のパフォーマンスを批判的に審査する手段を用意していなければならない。他の同様の組織と比較してどのような状況であるかを知り、良好な慣行を普及させるための堅牢なメカニズムを用意することが必要であり、自己の活動における制約や不具合を判別し、必要な時にタイムリーかつ効果的な対処行動をとることもできなければならない。これは、その活動の定期的な審査における内部および外部の両方の要素を意味する。

### C: 学術的スタッフの学識と教育的効果

#### 基準 C1

教育学位授与権限を認可される組織のスタッフは、授与される資格のレベルに見合うだけの、授業、学習の促進、アセスメント実施の能力を備えている。

##### 説明

授業を行い、学習の促進と評価を行うスタッフの能力と有能性は、学生に提供される教育の価値の中心である。独自の学位を授与する組織は、学生が価値ある教育を受け、その資格認定のために必要な学術的規準を確保する機会が、効果的な授業によって最大化されることを保障するための極めて重要な責任を有している。これには、スタッフが自分の教科における研究と学識の発展の現状に関する、詳細かつプロフェッショナルな理解を確実に維持する責任が含まれ、彼らがそれを行うための構造化された機会の準備が整っており、広く実現されている。これは、学位レベルの資格認定のための授業が、慎重、意図的、かつ知的要求度の高い方法で、学習教科における最新の発展を反映していることも意味する。全部または一部が指導課程によって実施される博士号を提供する組織の場合、授業は、研究および／または先進の学識において現役でありかつ広く世間に認められた参加者であるスタッフによって実施されることが特に重要である。組織はまた、その学生のアセスメントが、学位の学術的規準の維持を保証する、プロフェッショナルかつ一貫した方法で確実に実施されるようにする責任も有している。

### D: 教育高等教育プログラム提供の環境支援

#### 基準 D1

学生への支援および運営支援の対応を含む、教育学位授与権限を認定された組織の教育および学習インフラストラクチャが、効果的であり、点検を受けている。

説明

授業と学習インフラストラクチャ、すなわち、学生が価値ある教育を経験し、求めている資格認定を得るという機会を最大化するために提供されている、あらゆる制度や活動は、目的のための手段である。独自の学位を授与する組織には、その授業および学習インフラストラクチャが、宣言された目標を満たすかどうかを点検し、特定された制約にタイムリーかつ効果的に対応するためのメカニズムを備えていることが求められる。

**セクション 2: 研究学位授与権限の授与のための基準**

**基準 1**

組織による、研究を行う学生の監督および、博士レベルで行われる授業は、学習教科における、最新の研究に関するプロフェッショナルな知識の高いレベルと、先進の学術的活動によって特徴付けられている。

説明

創意的な研究または他の形態での先進的な学識による、新しい知識の創出と解釈を認定する学位の授与は、授与を行う団体に特定かつ多大な責任を課す。組織の学術的スタッフは、研究学位プログラムを提供するに値するという、相応の敬意と信頼感を高等教育セクター全体の学術的同胞から集める必要がある。研究学位の提供を希望する組織は、組織の学術的スタッフや、博士課程およびその他の研究学生の中の、創造的で高い質の研究および学識を積極的に促進し、支援する強力な基礎風土を備えていなければならない。

**基準 2**

組織は、研究学位の授与に関連した、適切な国内のガイダンスを満たしている。

証拠

申請組織は、以下の条件を満たしているか、満たすことのできる能力を有していることを実証できなければならない:

- ✓ 研究学位プログラムのレベルに関連した FHEQ
- ✓ QAA の慣行規約
- ✓ 関連の研究カウンシル、出資団体、およびプロフェッショナル/法制団体によって発行された研究学位管理枠組

**基準 3**

申請組織は、イングランドのパートナー大学を通じて授与された 30 を超える博士号 (Doctor of Philosophy) 授与を達成している。

更に付属文書 1 のセクション 3 では大学 (University) の称号の認可に対する判定基準として、4,000 人のフルタイム相当の学生が登録されていることが挙げられ、またセクション 4 では、従前の取決めで学位授与権が認可されているが大学の称号は持っていない機関に対して大学を認可する判定基準として、セクション 1 と 3 を満たすこととされている。

**学位授与権の基準 (認可申請ガイダンス付属文書 1 のセクション 3、4 抜粋)**

**セクション 3: 大学の称号の認可のための基準**

「大学」の称号の使用認可申請を希望する組織は、以下を満たさなければならない:

- ✓ 教育学位を授与する権限を認可されている。
- ✓ 通常の場合、少なくとも 4,000 人のフルタイムに相当する高等教育の学生を擁し、そのうちの少なくとも 3,000 人が学位レベルコース (基礎学位プログラムを含む) に登録している。
- ✓ そのセクターに関連する良好なガバナンスの原則に配慮していることを実証できる。

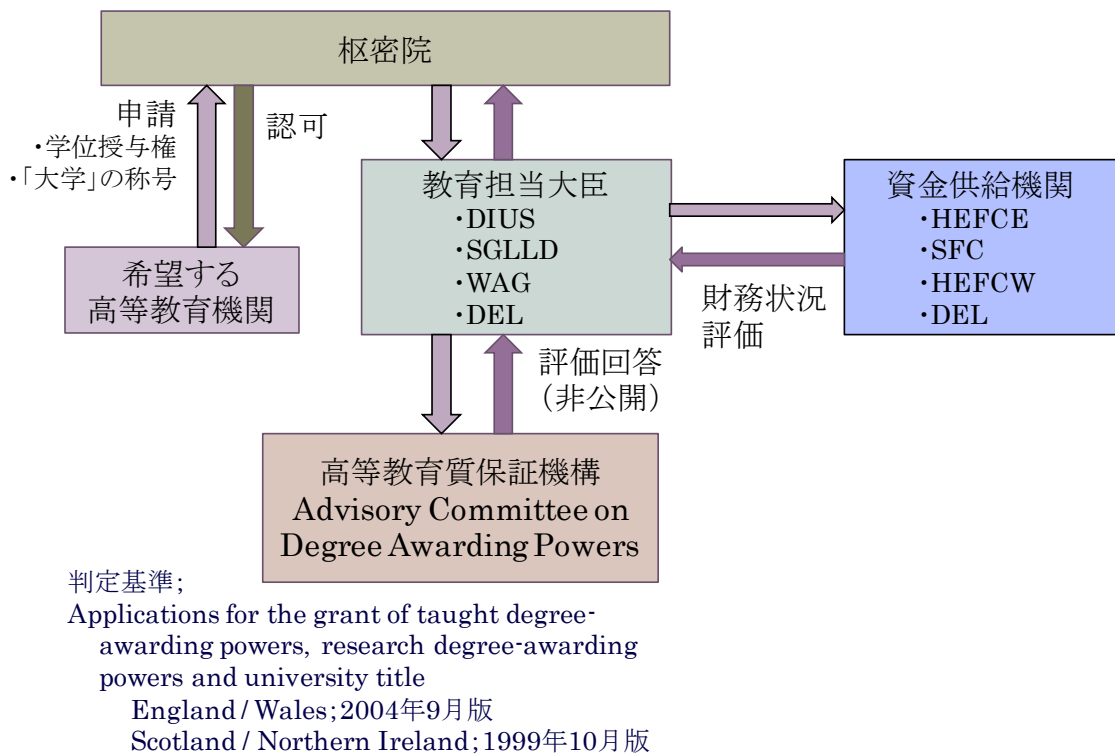
**セクション4: 従前の取決めによって教育学位授与権限を持っているが、大学の称号は有していない教育機関に対する授与の基準**

上記のセクション1に示された基準の導入に先立って、学位授与権限を認可されていた組織は、以下を完全に満たした場合に、要求に基づいて大学の称号を授与されることができる:

- ✓ 教育学位の授与のための、セクション1のすべての基準
- ✓ セクション3に示された基準

申請組織は、上記のセクション1(C)に記載されている基準を満たすことができることを特に実証することが求められる。

図4-2にイギリスの新しい大学の設置の認可の概念図を示す。



注: HEFCE: Higher Education Funding Council for England  
SFC: Scottish Funding Council  
HEFCW: Higher Education Funding Council for Wales  
DEL: Department for Employment and Learning, Northern Ireland  
DIUS: Department for Innovation, Universities and Skills  
SGLLD: Scottish Government, Lifelong Learning Directorate  
WAG: Welsh Assembly Government  
DEL: Department of Employment and Learning in Northern Ireland

図4-2 イギリスにおける新しい大学の設置認可の概念図



## 4-1-2 大学の質保証

英国の高等教育の質保証（quality assurance）の1要素として、公的資金供給に対するアカウンタビリティとして第三者評価が実施されている。大学の設置形態は自治法人団体であって運営は自治の下での自律的・主体的なものであり、教育や研究についての責任はまず個々の大学自体にある<sup>161</sup>。第三者評価はこの前提に立って、教育の評価と研究の評価との2本立てで実施されている。

教育の評価は非営利の独立機関である QAA が行っており、質の向上の中心的役割を果たしている。一方研究の評価はイングランド高等教育財政審議会（Higher Education Funding Council for England : HEFCE）が行っており、その結果は国庫補助金の資金配分に反映されている。

### (1) 大学自身による教育の質の評価

各大学における自己点検や評価は、QAA の「英国高等教育質保証ガイドブック」<sup>162</sup>によれば、以下のように実施されている。

- ・各機関は、適切な水準を満たし教育の質を維持・向上させるために、それぞれが独自の仕組みを持っており、特に、学生の成績評価、教育課程の計画／承認／監督／見直しに取り組んでいる。
- ・監督業務では、教育課程が目的を効果的に達成しているか、学生が期待されている学習成果を上げているかについて各課程で自己評価されている。
- ・イングランドのすべての高等教育機関は、教育の質と水準を確保するための学内の対応に関する情報の提供を義務付けられている。

### 学内における質保証

英国の大学や高等教育カレッジは独立の自治機関である。各機関は高等教育資格（academic awards）及び教育プログラム（programmes）の水準と質に対する責任を負っている。各機関では、適切な水準を満たし、教育の質を維持・向上させるために、それぞれが独自の仕組みを持っている。

特に、各機関は以下の点を通して、教育の水準と質に対する責務に取り組んでいる。

- ・学生の成績評価
- ・教育プログラムの計画（design）、承認（approval）、監督・見直し（monitoring and review）の方法

監督業務では、教育課程が目的をどの程度効果的に達成しているか、また学生が期待されている学習成果を上げているかどうかを検討される。通常、各学科で監督が行われ、学年度末には各課程において自己評価が行われる。このプロセスにおいては、学外審査員による報告書や、教職員や学生のフィードバック、教育課程を認定する職能団体からの報告

<sup>161</sup> 安原 義仁、「イギリス高等教育の質的保証システム」（広島大学高等教育研究開発センター編、「高等教育の質的保証に関する国際比較研究」、第7章）

<sup>162</sup> Quality Assurance Agency for Higher Education, “A brief guide to quality assurance in UK higher education”, 2003

書、卒業生や雇用主からのフィードバックも考慮される。その結果、継続的な効果を得るために、カリキュラムや学生の評価が見直される場合もある。

各機関における定期的な評価は、5年ごとに行われるのが一般的で、通常、学外の専門家も参加する。教育課程の目的や目標とする学習成果が引き続き妥当で、達成されているかどうかを検討される。また各機関では、様々な学生サービスに関する定期的な評価のための実施体制も整備されている。

### 学外審査員 (External examiners)

各高等教育機関は、機関の長に直属の学外審査員を任命している。学外審査員とは、他の機関の教員あるいは関連分野から選出された専門家のことで、特定の教育課程の実施状況について公平な助言を行う。各機関は、以下の点について学外審査員に専門的な判断を求める。

- ・ 専門分野別資格水準、高等教育資格水準、教育課程要項などを踏まえ、教育の水準が高等教育資格及びそれらの専攻に見合っているかどうか
- ・ 学生の成績の水準、及びその水準と国内の他の高等教育機関で同様の課程を履修する学生の水準との比較
- ・ 成績評価、修了試験、及び高等教育資格授与審査のプロセスが、どの程度健全かつ公正に実施されているか

### 情報提供

2004年以降、イングランドのすべての高等教育機関は、以下の点に関する情報の提供を義務付けられている。<sup>163</sup>

- ・ 機関の概要
- ・ 学生の入学、進級、修了に関すること
- ・ 教育の質と水準を確保するための学内の対応

## (2) QAAによる教育の質の第三者評価

QAAは1997年に設立され、大学及び高等教育カレッジからの会費と高等教育補助金交付団体(HEFCE等)との契約によって運営されている。2002年まで高等教育機関に対して主に学科や教育プログラムレベルの分野別教育評価(subject review)と機関レベルの監査(institutional review)の2種類の評価を行っていた。この評価活動が全機関を一巡したことによって評価活動が見直され、大学側の金銭や作業上の負担を減らすために2002年より分野別教育評価が縮小され、機関別監査(institutional audit)が導入されることになった<sup>164</sup>。

QAAの機関レベルの評価は、「機関別監査ハンドブック」<sup>165</sup>によれば、機関別監査は、以下

---

<sup>163</sup> 情報の種類と形式については、クック・レポート(Cooke report)として知られる『高等教育の質と水準に関する情報』(02/15号)(Information on quality and standards in higher education (02/15))に詳述されている。

<sup>164</sup> メディア教育開発センター、「諸外国におけるICT活用教育に関する調査研究報告書(2006年度)」、2008年3月

<sup>165</sup> Quality Assurance Agency for Higher Education, "Handbook for institutional audit: England and Northern Ireland 2006"

について調査するものである。

- ・ 高等教育機関内部の質保証に関する体制や仕組みが、英国の高等教育指標（Academic Infrastructure）及び欧州高等教育における質保証のための基準とガイドライン（欧州質保証ガイドライン、The European standards and guidelines for quality assurance in higher education : ESG）に照らして有効に機能しており、また、教育提供の質や高等教育資格の水準について、定期的に調査され、改善策が実践されていること。これにより、国内外の基準を満たす高等教育資格の授与機関としての適格性、健全性に関する情報を国民に提供することができる。
- ・ 大学院研究課程において適切な教育水準を維持し、質を高めるために、効果的な取組みを行っていること
- ・ 教育提供の質を高める取組みを機関全体で行うため、機関での質保証の取組みの成果や外部評価結果、学生や卒業生、雇用主から得た情報やフィードバックを体系的かつ効果的に取り入れていること
- ・ 教育の質に関する情報データベース（Teaching quality information : TQI）など、各機関が公表している高等教育資格の水準や教育提供の質に関する情報が、正確かつ完全なものであること

また監査の焦点としては、各高等教育機関が授与する高等教育資格の水準の確保に関する管理のあり方や、学生がその水準に達するための学習機会の質に関する管理のあり方に着目している。また、「機関別監査ハンドブック」によれば、2005年度から2010年度にかけて実施される機関別監査において、監査チームは以下について評定を下すとのことである。

- ・ 各機関の現在の、及び将来の高等教育資格の水準について、その健全性に問題がないまたは問題が起きないと期待できるかどうか
- ・ 各機関が学生に提供する学習機会の管理に関して、現在の、及び将来の管理状況に問題がないまたは問題が起きないと期待できるかどうか

監査チームの評定は教育の水準そのものについてではなく、当該機関が学内外の審査員を用いて、高等教育指標の規準に照らした検証作業を実施することにより、教育水準が確保されるよう実行されているかを評定する。同様に、監査チームは学習機会の質そのものというよりは、学生に対して提供されている学習機会が適切な質を維持し、高等教育指標の示す内容に準拠するよう、当該機関が適切な方策を講じているかを評定する。

監査チームが、教育の水準または教育提供の質の維持管理についての現状またはいずれかの将来の見通しについて、懸念がある場合は、「一部問題あり (limited confidence)」、

深刻な懸念がある場合は、「問題あり (no confidence)」の評定を下すとともに、その判定に至った経緯を明示する。

監査チームが、「一部問題あり」または「問題あり」の評定を下す場合は、報告書を公表するとともに、フォローアップのための計画を立てられる。QAA は当該機関に対しアクション・プランの提出を義務付けるほか、定期的に進捗状況の報告を要請する。当該機関が計画の成果を収めて完了するまで、最長 18 カ月間完了期限を延長する。その時点でもまだ、改善措置の実効性に懸念が残る場合、QAA は追加訪問を実施する。それでも満足のいく進展が見られなかった場合、HEFCE から財政支援を受けているイングランドの高等教育機関については、HEFCE は補助金の一部または全額を停止することができる。

機関別監査の報告書には、各機関のさらなる検討を促す提言が記載されるほか、教育の水準を確保し、教育の質を管理するための取組みの中で、特に貢献度が高いと考えられる、優れた取組みについても言及する。

監査チームの提言は、重要度に応じて以下のように分類される。

- ・ 「必須 (essential)」は、質または水準が現在、危機的な状況にあると思われ、至急、是正措置が必要なもの
- ・ 「勧告 (advisable)」は、質または水準が危機的な状況に直面する可能性があると思われ、予防措置または是正措置が必要なもの
- ・ 「推奨 (desirable)」は、学習機会の質の改善または高等教育資格の水準のさらなる確保が可能だと思われるもの

更に、機関別監査プロセスの特色として、「機関別監査ハンドブック」は、基準の利用を挙げており、単に機械的に用いたり細部に至るまで盲目的に遵守したりするものではないが、学外の規準として学術基盤 (Academic Infrastructure) (後述) を参照すると記述している。

監査の実施に当たっては、以下のように学外の専門家から成る監査チームが構成される。すなわち、機関別監査を実施する基本チームは通常、4 名の監査員 (auditor) と 1 名の書記 (audit secretary) によって構成される。それぞれの役割は明確に分かれているが、立場は同等である。教育の提供が広い範囲にわたる、または複雑な機関の場合、当該機関の活動領域を十分にカバーし、判定やコメントを適切なものとするために、監査員を増やさなければならないこともある。書記及び監査員は、自身が所属する機関を担当する監査チームには任命されない。

監査員は任命される時点で、高等教育における指導や管理に関する最近の専門知識と経験を有していることが求められる。監査員は英国高等教育機関からの候補者の中から、QAA が選任しているが、どの機関からも数名の候補者が名前を挙げてくることが期待されている。また、監査が要求を満たし、専門的かつ信頼のおける形で実施されるよう、各機関が提示する候補者

は十分な実績、知識、技術を有するものと期待されている。監査員の選任基準は公表され、研究分野、地理、性別、人種などの観点から、適切なバランスの取れたグループとなるよう、最大限の努力が払われるものとする。書記は通常、機関の上級管理スタッフの中から募集される。彼らは管理的支援を行い、機関に対する視察中に主要な調整および連絡窓口の機能を果たす。

監査員および書記のための訓練は、QAAにより直接あるいは適切な訓練提供者と共同して行われる。訓練の目的は、以下の通りである。

- チームメンバーがみな監査プロセスの目的と目標 (aims and objectives) を完全に理解することを保証すること
- 関連するすべての手続きに精通すること
- 各自の役割と課題、QAAの期待、およびプロセスを律する行動規則を理解すること
- データ分析の技術
- 監査計画の策定、仮説の構築と検証、会議の運営、報告書作成等について練習する機会を設けること

### (3) QAAによるガイドライン：実施規範 (Code of Practice)

QAAは高等教育機関を監査・評価する際の主な基準として、学術基盤 (Academic Infrastructure) を用いている。これらの学術基盤は、共通の出発点として国家的に合意された一連の基準点であり、大学が質の向上に関するガイドラインや方針、戦略等を作成する上でも参考にされている<sup>166</sup>。

学術基盤には以下の4つの要素があり、それらは相互に関連している。実施規範 (Code of Practice) は質の管理に関わり、他の3要素は水準の設定について機関に助言を与えるものであるとされている。

- 1) 高等教育の質・水準の保証のための実施規範 (Code of Practice for the assurance of academic quality and standards in higher education) : 高等教育機関が、さまざまな活動への個々の取組みの有効性を検討できる枠組みを検証することにより、学術水準と質の保障の責務を果たすことを支援することを意図している。
- 2) 高等教育資格の枠組み (Frameworks for Higher Education Qualifications : FHEQ) : イングランド、ウェールズ及び北アイルランド版とスコットランド版の2種類が有り、イングランド、ウェールズ及び北アイルランド版では、高等教育資格を5段階に分けてその水準と学修程度を資格記述 (qualification descriptor) を用いて記述している。

---

<sup>166</sup> QAA, "Academic standards and quality", <http://www.qaa.ac.uk/academicinfrastructure/default.asp>

3) 科目ベンチマーク記述書 (Subject Benchmark Statements) : 科目の学術的特徴、学位・資格を授与されるのに必要な知識、技能および理解などを定義。

4) プログラム仕様 (Program Specifications) : 各高等教育機関が作成する教育プログラムについて、学習成果とその達成手段が記述されたガイドライン。

この内、高等教育資格の枠組み、科目ベンチマーク記述書およびプログラム仕様については学位やコース設定に強く関連するものであり、あらためて、セクション 4-2-1 (学位プログラム : 国レベルの政策、基準) の項で説明することとする。

質の管理に関わる実施規範 (Code of Practice) は以下の 10 のセクション (分冊) で構成されている。

第 1 章 : 大学院の研究プログラム (Postgraduate research programmes)

第 2 章 : 共同プログラムの提供および柔軟な分散学習 (E ラーニングを含む) (Collaborative provision and flexible and distributed learning (including e-learning))

第 3 章 : 障害のある学生 (Students with disabilities)

第 4 章 : 学外試験 (External examining)

第 5 章 : 学問的事項に関する学問的上訴と学生の苦情 (Academic appeals and student complaints on academic matters)

第 6 章 : 学生の学習達成度の評価 (Assessment of students)

第 7 章 : プログラムの設計、認可、モニタリング、見直し (Programme design, approval, monitoring and review)

第 8 章 : キャリア教育、情報とガイダンス (Career education, information and guidance)

第 9 章 : 労働ベース教育と学外教育 (Work-based and placement learning)

第 10 章 : 高等教育への入学 (Admissions to higher education)

実施規範は、1998 年から 2001 年の間作成された後、2004 年 9 月に改定され、以前よりも成果 (学生の学習経験等) を重視する内容となっている。各セクションは高等教育セクターおよび主要利害関係者グループの参加による協議で作成されており、英国高等教育の提供者と利用者の総意を示すものであるとされている<sup>167</sup>。

実施規範の各セクションは、活動のそれぞれの領域で機関が考えるべき主要な問題を示している。指針は、各自の質保証取決めを通じて機関が取組むと合理的に期待し得る事項を盛り込んでいる。付随するガイダンス/説明は、これらの期待が満たされ実証され得る方法を提示している。

高等教育の質と基準の保証の基盤となる優れた実践として、実施規範の中で確認される主要原理は、以下の通りである :

- 責務の明確な定義
- 方針の一貫した適用、および公正さと機会均等の原則に支えられた実践
- 明確で入手可能な情報の利用可能性

<sup>167</sup> “Code of practice”、<http://www.qaa.ac.uk/academicinfrastructure/codeOfPractice/fullintro.asp>

- スタッフの能力
- 方針、手順、および習慣のモニタリングと見直し

#### (4) 研究の質の評価

HEFCE は高等教育補助金配分機関（教育技能省に属さない外郭公共団体）として国からの研究補助金を大学側に配分し、高い質の教育と研究の遂行を支援している<sup>168</sup>。

2007-2008 年には政府からの公的資金 71 億ポンドをユニバーシティとカレッジに分配し、高い質の教育、研究や関連した活動を遂行するのを支援している。<sup>169</sup>HEFCE は、外郭公共団体（non-departmental public body）として、教育技能大臣（Secretary of State for Education and Skills）から付託された権限において活動するが、教育技能省（Department for Education and Skills (DfES)）には属していない。このため、しばしば機関と政府との間の仲介団体と称される。

教育への資金供給の方法は類似の活動に同様の資金を供給することであり、それにより各高等教育機関の学生の人数やタイプ、教育科目、ロンドンで活動しているとか歴史的建物を維持しているなどといった付加的なコスト、などという要因を考慮に入れられる。

他方、研究への公的資金は“デュアルサポート”（dual support）システムによっている。HEFCE の資金は給与、施設、図書館などのインフラコスト、および“純粋研究”（blue skies research）に充てられ、研究カウンスル（Research Councils）の資金は特定のプロジェクトに充てられる。優位性を促進するため、研究への資金供給方法は高度に選択的で、最良の研究を遂行する高等教育機関は最大の分配を受ける。研究の質は研究評価（Research Assessment Exercise : RAE)によって数年ごとに評価される。

#### 教育への資金配分

教育への資金分配額は以下のように算定されており、ここには教育の質の評価に関わる要素は含まれない。

- ①標準経費(standard resource)の算出：学生数、科目分野因子（subject-related factors）、ロンドン加重（London weighting）により算出する。学生数は英国と EU からの学生数で、大学院生は含まず、フルタイム相当(FTE, full-time equivalent)に換算。

<sup>168</sup> Higher Education Funding Council for England (HEFCE), “Who we are and what we do”, July 2007

<sup>169</sup> 資金配分方法については、Higher Education Funding Council for England, “Funding higher education in England: How HEFCE allocates its funds”, 2008 年 9 月；榎本剛、「英国の教育」、財団法人自治体国際化協会、2002 年 7 月

群	説明	加重
A	臨床医歯学、獣医学	4
B	実験系（科学、前臨床医歯学、工学技術）	1.7
C	スタジオ系、実験室、野外研究要素	1.3
D	その他	1

所在地	加重
インナーロンドン	8%
アウターロンドン	5%

②想定経費(assumed resource)の算出：前年の配分実績に対してインフレ等の因子や授業料収入で補正する。

③標準経費と想定経費との差異の比率を求める。

④差異が±5%の許容帯(tolerance band)以内であれば配分実績を引き継ぎ、外れる場合は大学側の学生数の変更ないし分配額の調整を行う。

#### 研究への資金配分

一方、研究への資金供給は殆どが研究の質と量に応じて高度に選択的に分配されている。研究の質は数年ごとに評価される研究評価（Research Assessment Exercise：RAE）に基づく。評価が3a以下には資金分配がないのに対し、同じ研究量でも最高評価の5\*（5 star）では評価4の約4倍の資金が分配されるなど、高度に選択的となっている。

①科目分野(subject area)への分配の算定：研究への資金は、68の科目分野（評価のユニット）に対して、その研究量（volume of research）と費用加重（cost weights）をかけた量に応じて割り振られる。研究量はほぼRAE評価が4以上の部門のフルタイム相当研究者（research-active academic staff）数できまり、費用加重は分野毎の相対的研究費用を反映させるように各分野が3分類されている。

②各機関への分配の算定：68の科目分野毎に、各機関の研究の量と質の因子との積に応じて比例配分される。各機関の研究の量は上記の①と同様に測られ、研究の質は最新のRAE評価（2001年）による。

群	説明	加重
A	高経費の実験系及び臨床系	1.6
B	中間的分野	1.3
C	その他	1.0

2001RAE 評価	加重
3a, 3b, 2, 1	0
4	1
5	3.180
5*	4.036

教育への資金と研究への資金は一塊として供給され、機関はその裁量で内部に自由に分配できる。



研究評価 RAE は HEFCE、スコットランド高等教育財政カウンシル (Scottish Funding Council :SFC)、ウェールズ高等教育財政カウンシル (Higher Education Funding Council for Wales : HEFCW)、および北アイルランド雇用学習省 (Department for Employment and Learning, Northern Ireland : DEL) が合同して遂行しており、その主要目的は各機関から提出された研究業績について質のプロファイル (quality profiles) を作成することである<sup>170</sup>。

RAE2008 の実施の詳細については *RAE2008 Guidance on submissions*<sup>171</sup> で申請提出の内容と所要データ、申請を用意する際の指針と実際の事柄を示しており、またその結果については報告書 (*Research Assessment Exercise 2008: the outcome*)<sup>172</sup> に詳しく記述されている。2008 年 RAE の後は新たな研究評価手法を開発するが、2009-10 年以降 2014 年までは 2008 年 RAE の質プロファイルに応じて研究資金が分配される予定である。

## (5) 現地調査による補足

以下は、英国大学協会 (Universities UK) の Quality Expert と Manager of UK HE Europe Unit へのインタビューにより得られたものである。

### <指導・調整者>

1991 年に、高等教育質保証機構 (Quality Assurance Agency ; QAA) の前身である AAU (Academic Audit Unit) が、UUK の前身である学長委員会 (Committee of Vice-Chancellors and Principals; CVCP) の発案により、設立された。現在では、HEFCE と大学の両者が QAA に資金を付与し、QAA は両者から依頼されることを行っている。従って、高等教育質保証システムの革新に対して指導的役割を担うのは、HEFCE と大学である。また、最初の新たなアイデアの提示も、大学と HEFCE の共同による。さらに、HEFCE と UUK が共同で、質保証システムの改革に係る組織・機関の間の主要な調整役を行っている。

### <システム改善点>

今年から学生が監査員 (auditor) に加わるようになったことなど、常に改善はなされているが、質保証システムそれ自体は完全であると考えられている。ただ、大学の外部の人が理解するにはシステムは複雑すぎ、一般人が理解できるようにする必要があると考えられている。

なお、大学側は、欧州質保証システムを歓迎している。さらに関わりをすすめる予定でいる。

### <科目別質保証の重さ>

英国の大学では、内部質保証は Subject Benchmark Statement に従い、各科目 (subject)

<sup>170</sup> RAE, "rae2008", <http://www.rae.ac.uk/>

<sup>171</sup> RAE, "rae2008 Guidance on submissions", June 2005

<sup>172</sup> RAE, "Research Assessment Exercise 2008: the outcome", December 2008

に対して行われる。全財源の中でどの程度の割合が使われているかは不明だが、それに対して多くの金と時間がかけられている。QAAは大学から4百万ポンド、政府から8百万ポンドを受けているが、大学はその合計の12百万ポンド以上のお金を内部質保証にかけている。QAAは6年に1度、内部質保証システムの働きをチェックするために大学にくるだけだが、大学は毎年質保証をしなければならない。

<バッキンガム大学の意見について>

バッキンガム大学 (Buckingham university) の監査 (audit) においては、質管理システムの導入レベルではなく修学成果 (learning outcome) が見られるべきであるという、バッキンガム大学側の主張があったが、多くの大学はバッキンガム大学に同意しないと考えられており、従って特有の意見であると考えられている。バッキンガム大学は修学成果を評価することが重要であるというが、どのように修学成果を評価するかは難しい事であると考えられている。

<修学成果測定について>

教育の質を評価するために、進学率や就職率だけでなく修学成果の定量的評価結果も用いることを、大学側は歓迎しない。そのような測定をすべきかどうかに関しては常に議論が付きまとっている。大学は様々な特色を持って異なっており、ランキングシステムを一般に好まない。誤解を生むと考えている。しかし、欧州連合 (European Union; EU) や欧州高等教育質保証協会 (European Association of Quality Assurance Agencies in Higher Education; ENQA) は必ずしも同意見ではない。

## 4-2 学位プログラム

英国の高等教育レベルの学業に対する資格 (academic qualifications) は一般に “awards” と呼ばれ、学位 (degrees) とその他の資格 (certificates, diplomas など) に大別される。このうち学位の授与権は大学に与えられた最大の特権の1つである。

しかし従来、英国の高等教育機関が授与する学位の種類と名称は個々の大学・高等教育機関が独自に定めており、また英国内の4地域間 (特にイングランド、ウェールズ、北アイルランドを合わせた地域と、スコットランドとの間) の教育制度にも差があった。

英国企業の採用責任者でも理解が不足しているなど、国内の労働市場からの要請として、資格の名称と水準の統一を望む声が高い。また欧州内での国を超えた高等教育資格の流通性が不可欠になっているなど、グローバル化にともなう国際的基準の必要性が高まっていた。

こうした状況に対し、前出のデアリング報告では英国内に単一の高等教育資格枠組みを構築することも勧告し、政府は委員会の概要を出発点として、高等教育領域における代表団が枠組みの細部を承認するよう期待を表明した。その展開にあたっては高等教育質保証機構 (Quality

Assurance Agency for Higher Education、以下、質保証機構とする)が指導的役割を任じられ、高等教育機関と種々の関係団体と協議を重ね、2001年初頭に最終的な資格枠組みを公表した。

#### 4-2-1 国レベルの政策、基準

大学の質保証のセクションで説明したように、QAAは学術基盤(Academic Infrastructure)を整備しており、高等教育資格の枠組み、科目ベンチマーク記述書およびプログラム仕様は学位やコース設定に関連しており、本セクションにおいて説明する。

##### **(1) 高等教育資格の枠組み**

高等教育資格の枠組みとして、QAAはディグリー(Degree)、ディプロマ(Diploma)、サーティフィケート(Certificate)など高等教育機関が授与する学位・資格の学修レベル記述を発行している。「英国における高等教育資格の枠組み、イングランド、ウェールズ、北アイルランド版」(The framework for higher education qualifications in England, Wales and Northern Ireland :FHEQ)と「英国における高等教育資格の枠組み、スコットランド版」(The framework for qualifications of higher education institutions in Scotland)<sup>173</sup>である。

FHEQは2008年8月に第2版として改定されたものであり、その目的は以下の通りである。

- 高等教育機関が学問的水準を維持するのを支援するため
- 国際間、特に欧州での学問水準の比較可能性の情報提供するため
- 国際的競争優位性を確保するため
- および学生や卒業生の流動性を促進するため

高等教育機関がFHEQを参照することは、それぞれの資格が表す学修成果や属性についての主要関係者(将来の学生、保護者、学校、雇用者)との議論において役立つことが期待されている。

FHEQの基本的前提は、資格は、学習の年数ではなく学修された成果や学識に基づいて授与されるべきであるということである。資格記述はこの前提の鍵となるものであり、授与される個々の資格に対して期待される一般的な学修成果と属性を設定している。

各資格のレベル、および欧州内での取り決め、欧州高等教育資格枠組(FQ-EHEA ; The Framework for Qualifications of the European Higher Education Area)との対応を表4-4に示す。

---

<sup>173</sup> The Quality Assurance Agency for Higher Education, “Guidance on the implementation of the framework”, 2008SCQF, “An Introduction to The Scottish Credit and Qualifications Framework”, 2001

表 4-4 FHEQ レベルの典型的な高等教育資格の例および FQ-EHEA 対応サイクル

各レベルの典型的な高等教育資格	FHEQ レベル*	FQ-EHEA の対応サイクル
博士号 (例、PhD、DPhil (新課程博士も含む)、EdD、DBA、DClinPsy) **	8	第 3 サイクル (サイクル修了) 資格
修士号 (例、MPhil、MLitt、MRes、MA、MSc)	7	第 2 サイクル (サイクル修了) 資格
統合修士号*** (例、MEng、MChem、MPhys、MPharm)		
大学院ディプロマ		
大学院教職サーティフィケート (PGCE) ****		
大学院サーティフィケート	6	第 1 サイクル (サイクル修了) 資格
優等学士号 (例、文系・理系の優等学士号)		
学士号		
学部教職サーティフィケート (PGCE) ****		
学部ディプロマ	5	短期サイクル (第 1 サイクルに所属・関係するサイクル) 資格
学部サーティフィケート		
基礎学位 (例、FdA、FdSc)		
高等教育ディプロマ (DipHE)	4	
高等全国ディプロマ (HND)		
高等全国サーティフィケート (HNC) *****	4	
高等教育サーティフィケート (CertHE)		

\* 従前は、FHEQ の 2001 年版では、課程修了 (C)、中級 (I)、優等 (H)、修士 (M)、博士 (D) の形でレベルが明示されていた。

\*\* 専門職向け博士課程には、研究論文に加えて、ある程度の講義科目が盛り込まれている。運用内容には幅が見られるが、主な専門職向け博士課程の場合、最低 3 年間にわたる大学院レベルの課程に、全体の 3 分の 1 を上回らない範囲でレベル 7 の学習課程が盛り込まれている。

\*\*\* 一般的に、統合修士課程の場合、最低 4 年間相当の学科課程が含まれており、そのうち、最低 1 年間分の学習課程がレベル 7 となっている。そのため、学部レベルの課程が修士レベルの学習内容に取り込まれており、この学科課程は、レベル 6 とレベル 7 の資格記述を全面的に満たせる形で制度設計が行われている。

\*\*\*\* 2005 年 4 月に、教員養成大学審議会、高等教育カレッジ学長会議、英国大学協会、高等教育質保証機構から、PGCE の資格名称に関する共同声明が打ち出されている。この声明文の全文は、[www.qaa.ac.uk/academicinfrastructure/FHEQ/PGCEstatement.asp](http://www.qaa.ac.uk/academicinfrastructure/FHEQ/PGCEstatement.asp) に掲載されている。

\*\*\*\*\* 高等全国サーティフィケート (HNC) は、Edexcel のライセンスに基づいて同証書を授与している高等教育機関の運用内容を反映して、レベル 4 に位置付けられている。

FHEQ での資格に対する記述の例として、レベル 6 の学士 (優等) (Bachelor's degree with honours) の記述を以下に示す。

英国における高等教育資格の枠組み (FHEQ) : レベル 6 の学士 (優等) の記述の抜粋

レベル 6 「学士 (優等)」 (Bachelor's degree with honours) における高等教育資格の資格記述

FHEQ のこのレベルに関して定められた資格記述は、学士号 (優等) に関するものであり、学士 (優等) の場合には、資格記述を漏れなく満たす必要がある。また、この資格記述は、

学士号や大学院ディプロマなど、レベル 6 に属する他の資格の判断基準としても用いられることがある。

**学士（優等）が授与される学生は、下記の要件を満たした学生である。**

- 一貫性のある詳しい知識を習得しているなど、学習分野の主な側面について系統的に理解しており、少なくともその一部については、学問領域の所定分野の最前線のものであるか、最前線から得たものであること
- 学問領域における分析・調査面で確立された技法を正確に運用できること
- 概念を的確に理解していることから
  - 議論を構築・確認し、問題を解決でき、その中には、学問領域の最前線のものが含まれていること
  - その学問領域における現在の研究内容の特定側面や最新知識に関して説明・コメントを行えること
- 知識の不確実性、不明確性、制約条件を理解していること
- 自分自身で学習した事柄を実際に運用し、学術研究や一次資料を活用できること（例えば、その学問領域に関連する査読付き研究論文や独創的資料）

**一般的に、この資格を所持している場合、下記の能力を有していることになる。**

- 自分が学習した方法・技法を用いて、自分の知識・理解の評価、補強、拡大、応用を行い、研究活動を実施できる
- 議論の内容、想定事項、抽象的概念、データ（不完全な場合がある）を批判的見地から評価して判断を下し、問題解決に至る適切な論点を洗い出すことができる
- 専門家と専門家以外の人の双方に対して、情報、考え方、問題点、解決策を伝達できる

**資格を所持している場合、下記の技能があることになる。**

- 下記の職種に必要な資質と他分野にも応用可能な技能を持ち合わせている
  - イニシアチブをとり、個人的責任を負う必要がある職種
  - 複雑で予想が不可能な状況で判断を下さなければならない職種
  - 職業その他の性質を有する適切な研修をさらに進めていく上で必要となる学習能力を要する職種

36. 学士号（優等）を所持していれば、一連の複雑な知識を理解していることとなり、その中には、学問領域の最前線の知識が含まれていることになる。このことを通じて、幅広い職種に応用できる形で、分析技法や問題解決能力を身につけていると考えられる。この種の資格を取得していれば、証拠、議論、想定事項を評価し、正しい判断に到達でき、また、その内容を効果的に伝達できることになる。

37. 学士号（優等）を取得している場合、個人的責任を負う必要がある職種や、複雑で予想が不可能な状況で判断を下さなければならない職種において必要とされる資質を備えていると考えられる。

38. 学士号（優等）は、高等教育資格の中でも、最も大きなグループとなっている。一般的に、この種の学科課程の学修成果は、3年間の学習活動をこなせば到達できると考えられており、文科系・理科系の学士号（優等）などの称号を得られる。このレベルでは、学士号以外に、短期課程や職業「転換型」課程が存在しており、この種の課程は、学部レベルの教材が主に用いられており、履修生は、他の学問領域ですでに卒業している者であり、学部サーティフィケートや学部ディプロマを取得していくケースが普通である。

## **(2) 科目ベンチマーク記述書**

英国における各科目分野の学位基準を明確にするために、科目ベンチマーク記述書（subject benchmark statements）を発行している<sup>174</sup>。学科に一貫性と同一性を与えるものは何かを説

<sup>174</sup> QAA, “Subject benchmark statements”, <http://www.qaa.ac.uk/academicinfrastructure/benchmark/default.asp>

明し、卒業生が当該学科の一定レベルで学術的な学位・資格を授与されるのに必要な知識、技能および理解を定義する。

科目ベンチマーク記述書は国家的なカリキュラムを表すものではなく、むしろ学界によって確立された総体的な概念的枠組みの範囲でプログラム設計の柔軟性と新たな工夫を許容するものであり、プログラムの設計、供給、見直しの従事者を支援するものである。また科目分野での学位の性質と基準について情報を求めている将来の学生、雇用者にも役立つことが期待されている。以下の4種類の記述書がある。

- Honours 科目ベンチマーク記述書
- Master レベル科目ベンチマーク記述書
- NHS/保健省科目ベンチマーク記述書
- Scottish 科目ベンチマーク記述書

Honours degree benchmark statements としては以下の 55 科目が掲載されている。

Accounting (2007)
Agriculture, forestry, agricultural sciences, food sciences and consumer sciences (2002)
Anthropology (2007)
Archaeology (2007)
Architectural technology (2007)
Architecture, architectural technology and landscape architecture (2000)
Area studies (2008)
Art and design/ History of art, architecture and design (2008)
Biomedical science (2007)
Biosciences (2007)
Construction, property and surveying (2008)
General business and management (2007)
Chemistry (2007)
Classics and ancient history (including Byzantine Studies and Modern Greek) (2007)
Communication, media, film and cultural studies (2008)
Computing (2007)
Criminology (new 2007)
Dance, drama and performance (2007)
Dentistry (2002)
Early childhood studies (new for 2007)
Earth sciences, environmental sciences and environmental studies (2007)
Economics (2007)
Education studies (2007)
Engineering (2006) HTML
English (2007)
Finance (new for 2007)
Geography (2007)
Health studies (2008)
History (2007)
History of art, architecture and design/Art and design (2008)
Hospitality, leisure, sport and tourism (2008)
Housing studies (new for 2007)

Landscape architecture (2007)
Languages and related studies (2007)
Law (2007)
Librarianship and information management (2007)
Linguistics (2007)
Materials (2008)
Mathematics, statistics and operational research (2007)
Medicine (2002)
Music (2008)
Optometry (2007)
Osteopathy (new for 2007)
Philosophy (2007)
Physics, astronomy and astrophysics (2008)
Politics and international relations (2007)
Psychology (2007)
Social policy and administration (2007)
Social work (2008)
Sociology (2007)
Theology and religious studies (2007)
Town and country planning (2008)
Veterinary science (2002)
Welsh (2008)
Cymraeg (2008)

(出典：QAA Web Page, “Honours degree benchmark statements”,  
<http://www.qaa.ac.uk/academicinfrastructure/benchmark/honours/default.asp#top>)

また、例えば Engineering (2006)<sup>175</sup>では、16 ページにわたって以下の項目が記載されている。

- 科目の性質と範囲
- 工学学位の特徴
- Bachelor および Master レベルの工学
- 工学の学位と専門的実践
- 学問的プログラムと専門職認定
- 水準の国際的關係
- 水準
- 教育、学習と評価

### **(3) プログラム仕様**

プログラム仕様<sup>176</sup>は、高等教育プログラムから得られると目論まれた学修成果と、達成するための手段、実証について、簡潔に記述されたガイドラインとして QAA が発行している。具体的記述については、各教育機関に任せる形としているが、以下の推奨する項目を示している。

- 学位授与の団体／機関

<sup>175</sup> QAA, “Subject benchmark statement Engineering 2006”

<sup>176</sup> QAA, “Guidelines for preparing programme specifications”, 2006

- 教育する機関（異なる場合）
- 職業的／法的団体による資格認証の詳細
- 最終学位の名称
- プログラム名称
- UCAS コード
- プログラムへの受け入れ基準
- プログラムの目標
- 関連する科目ベンチマーク記述と、プログラム成果を知るための他の外部および内部の基準点
- プログラムの成果：知識と理解；技能とその他属性
- 成果の達成と証明のための教育、学習、および評価策
- プログラム構成と要求事項、水準、モジュール、クレジット（単位）および学位
- 履修の様式
- 履修の言語
- プログラム仕様の記述日ないし更新日

さらに、以下の情報を含めてもよいとしている。

- プログラムの特色
- 評価の規則
- 学生の支援
- 学習の質の評価と向上のための方法で、例えば現在の学生、卒業生、雇用者などの利害関係者のフィードバックを考慮に含む

#### 4-2-2 大学での取り組み

##### (1) サセックス大学

サセックス大学は 1960 年代のニューウェーブの最初の大学でイングランド南東部、イースト・サセックス州にある。

イングランド高等教育財政審議会(HEFCE)による RAE2008 (p.196 参照)では同大学の研究活動の 90%以上が世界トップレベル (4\*)、国際的レベル (3\*)、または国際的に認知されているレベル (2\*) に格付評価された。全得点の単純平均では英国の主要 30 研究大学に入ることが確認されている。18 分野 (subjects) において英国で 20 位以内であり、特に、アメリカ研究は 1 位、政治学は 2 位、芸術史は 3 位だった。<sup>177</sup>

<sup>177</sup> University of Sussex website, “About the University of Sussex” URL: [www.sussex.ac.uk/aboutus/](http://www.sussex.ac.uk/aboutus/)



## a. 学位プログラムの枠組み

### 学位プログラムの種類、分野及び範囲

サセックス大学が授与する学位の種類は規則 (Ordinances) <sup>178</sup>に示されている。括弧内は学位の略称である。

#### 学士レベル以前の学位

- ファウンデーション学位 (Foundation Degrees)
  - ・ Foundation Degree (Arts) [FdA]
  - ・ Foundation Degree (Science) [FdSc]

#### 学士レベルの学位

- 第一学位 (First Degrees)
  - ・ Bachelor of Arts [BA]
  - ・ Bachelor of Engineering [BEng]
  - ・ Bachelor of Music [BMus]
  - ・ Bachelor of Medicine [BM]
  - ・ Bachelor of Surgery [BS]
  - ・ Master of Chemistry [MChem]
  - ・ Master of Computing [MComp]
  - ・ Master of Engineering [MEng]
  - ・ Master of Mathematics [MMath]
  - ・ Master of Physics [MPhys]
  - ・ Bachelor of Science [BSc]
  - ・ Bachelor of Laws [LLB]

#### 大学院レベルの学位

- 講義中心の修士学位 (Taught Masters Degrees)
  - ・ Master of Arts [MA]
  - ・ Master of Fine Arts [MFA]
  - ・ Master of Laws [LLM]
  - ・ Master of Business Administration [MBA]
  - ・ Master of Research [MRes]
  - ・ Master of Music [MMus]
  - ・ Master of Science [MSc]
  - ・ Master in Teaching and Learning [MTL]
  - ・ Master of Philosophy (Development Studies) [MPhil (Dev Studies)]
  - ・ Master of the University [MUniv]
- 研究学位 (Research Degrees)
  - ・ Master of Philosophy [MPhil]
  - ・ Doctor of Philosophy [DPhil]
  - ・ Doctor of Medicine [MD]

---

<sup>178</sup> University of Sussex, "Ordinances and Regulations 2008/09"

- Doctor of the University [DUniv]
- 専門職学位 (Professional Degrees)
  - Professional Master of Philosophy [MPhil]
  - Doctor of Education [EdD]
  - Doctor of Social Work [DSW]
- 上級研究学位 (Higher Research Degrees)
  - Doctor of Laws [LLD]
  - Doctor of Letters [DLitt]
  - Doctor of Music [DMus]
  - Doctor of Science [DSc]

「ファウンデーション学位」とは、学士レベル以下の学位であり、2年間のコースである。また、「上級研究学位」は、Senate（主として教員から構成される大学の教授会組織。後述）によって、学問の進歩に対して顕著な貢献をしたと認められた者に対してのみ授与される。授与されるためには、サセックス大学の卒業生であること、サセックス大学のパーマネントの教員を2年以上務めていることが必要条件である。

学位は、Senateの権限の下に授与される。<sup>179</sup>

学部レベルの学位を授与する教育プログラムには以下の種類がある。<sup>180</sup>

- Single honours (シングルオナーズ)
 

Single honours プログラムでは、単一の subject に集中し、特定の分野の勉学をする。他の subject から補足的なコースを選択することで、より広範囲に subject を理解することも可能である。
- Joint degrees (ジョイントディグリー)
 

2つ以上の subject を同時に深く勉学したい学生は、Joint degrees で複数の subject を学ぶことが可能である。
- Majors and minors (主専攻と副専攻)
 

主要な分野について学習しつつ、他の subject についても理解を得たい場合には、主学位プログラムに並行して“副専攻”を設定することが可能なプログラムで学ぶことでそれが可能になる。この場合には、例えば、主専攻 subject に 3/4、副専攻 subject に 1/4 の時間を費やす。

学位のタイトルについては、プログラムの学術面の内容を反映させること、できるだけシンプルな名称であること、QAAの資格枠組みにおける学位名称についての規定を守ることを満たすように付けられている。<sup>181</sup>

<sup>179</sup> University of Sussex, Ordinance III 1.

<sup>180</sup> University of Sussex website, “Our subjects – how to choose your degree”  
URL: [www.sussex.ac.uk/studywithus/ug/degrees](http://www.sussex.ac.uk/studywithus/ug/degrees)

<sup>181</sup> University of Sussex, *Framework for taught awards*

表 4-5 に、サセックス大学で授与される学士レベル(First Degree)の学位を、学問分野(subject)別に示す。<sup>182</sup> 例えば、数学については、Master of Mathematics の学位が Mathematics、Mathemaitcs with Computer Science、Mathematics with Economics の3つの学位プログラムにおいて授与される。先に説明したように、Master of Mathematics は第一学位 (First Degree) に分類されている。

なお、Joint degree の場合のプログラムでは、例えば、Philosophy and English というように2つの Major を and で結んだ学位のタイトルの付け方であり、Major/Minor のプログラムでは Mathematics with Economics というように Major と Minor の分野を with で結んだタイトルが付けられる。

表 4-5 サセックス大学で授与される第一学位 (First Degree) と学位プログラム (分野別)

分野 (subject)	学位 (First Degree) の種類と学位プログラム
Mathematics (数学)	<u>MMath</u> Mathematics Mathematics with Computer Science Mathematics with Economics
Physics and astronomy (物理学・天文学)	<u>MPhys</u> Astrophysics Physics Physics (research placement) Physics with Astrophysics Theoretical Physics
Engineering(electrical, electronic, computer systems) (工学 (電子電気・コンピュータシステム) )	<u>MEng</u> Computer Systems Engineering Electrical and Electronic Engineering Electronic and Communication Engineering <u>BEng</u> Computer Systems Engineering Electrical and Electronic Engineering Electronic Engineering Engineering degrees (with a Foundation Year)
Engineering (mechanical and automotive) (工学 (機械・自動車) )	<u>MEng</u> Automotive Engineering Mechanical Engineering <u>BEng</u> Automotive Engineering Engineering degrees (with a Foundation Year) Mechanical Engineering
Product design (製品デザイン)	<u>BSc</u> Product Design Product Design (with a sandwich year)

<sup>182</sup> University of Sussex website, “Our subjects – how to choose your degree”  
URL:<http://www.sussex.ac.uk/studywithus/ug/degrees/subjects> の情報をもとに作成。

Computing (コンピューティング)	<u>Mmath</u> Mathematics with Computer Science <u>BA</u> Music Informatics <u>BSc</u> Computer Science Computing Sciences (with a Foundation Year) Computing and Artificial Intelligence Games and Multimedia Environments (GAME) Information Technology for E-Commerce Mathematics with Computer Science Multimedia and Digital Systems Music Informatics
Cognitive sciences (認知科学)	<u>BA</u> Philosophy and Cognitive Science <u>BSc</u> Neuroscience with Cognitive Science Psychology with Cognitive Science
Psychology (心理学)	<u>BSc</u> Psychology Psychology with American Studies Psychology with Cognitive Science Psychology with Neuroscience Psychology with Sociology
Biochemistry (生物化学)	<u>BSc</u> Biochemistry Biochemistry (with a sandwich year) Biosciences (with a Foundation Year)
Biology (生物学)	<u>BSc</u> Biology
Biomedical sciences (生医科学)	<u>BSc</u> Biomedical Science Molecular Medicine Molecular Medicine (with a sandwich year)
Chemistry (化学)	<u>MChem</u> Chemistry Chemistry (with a sandwich year) <u>BSc</u> Chemistry
Ecology and conservation (生態系と保存)	<u>BSc</u> Ecology and Conservation
Human sciences (人間科学)	<u>BSc</u> Human Sciences
Medical neuroscience (医神経科学)	<u>BSc</u> Medical Neuroscience
Molecular genetics (分子遺伝学)	<u>BSc</u> Molecular Genetics Molecular Genetics (with a sandwich year)
Neuroscience (神経科学)	<u>BSc</u> Medical Neuroscience Neuroscience Neuroscience with Cognitive Science Psychology with Neuroscience
Medicine (医学)	<u>BMBS</u> Medicine

<p>Business and management studies (ビジネス・マネジメント研究)</p>	<p><u>LLB</u> Law and Business</p> <p><u>BSc</u> Business (Finance) Business (Human Resource Management) Business (International Business) Business (Marketing) Business and Management Studies Economics and Management Studies Finance and Business</p>
<p>Economics (経済学)</p>	<p><u>MMath</u> Mathematics with Economics</p> <p><u>BA</u> Economics Economics and Development Studies Economics and International Relations Economics and Politics</p> <p><u>BSc</u> Business and Management Studies Economics Economics and Management Studies Finance and Business Mathematics with Economics</p>
<p>Anthropology (人類学)</p>	<p><u>BA</u> Anthropology Anthropology and Cultural Studies Anthropology and Development Studies Anthropology and Languages Anthropology and a Language Geography and Anthropology History and Anthropology International Relations and Anthropology Politics and Anthropology</p>
<p>Development studies (開発研究)</p>	<p><u>BA</u> Anthropology and Development Studies Development Studies Development Studies with Languages Economics and Development Studies Geography and Development Studies International Relations and Development Studies Politics and Development Studies Sociology and Development Studies</p> <p><u>BSc</u> Business and Management Studies</p>
<p>Geography (地理学)</p>	<p><u>BA</u> Geography Geography and Anthropology Geography and Development Studies Geography and International Relations Geography and a Language</p> <p><u>BSc</u> Geography</p>

International relations (国際関係)	<u>BA</u> Economics and International Relations Geography and International Relations International Relations International Relations and Anthropology International Relations and Contemporary European Studies International Relations and Development Studies International Relations and Language(s) International Relations and Sociology Politics and International Relations <u>LLB</u> Law with International Relations
Social work (社会福祉)	<u>BA</u> Social Work Social work (part-time) Specialist Social Work with Children and Young People, their Families and Carers
Contemporary European studies (現代欧州研究)	<u>BA</u> International Relations and Contemporary European Studies Language(s) and Contemporary European Studies Politics and Contemporary European Studies <u>LLB</u> Law with Contemporary European Studies <u>BSc</u> Business and Management Studies
Law (法律)	<u>LLB</u> Law Law and Business Law with American Studies (3 years) Law with American Studies (4 years) Law with Anthropology Law with Contemporary European Studies Law with International Relations Law with Politics Law with a Language
Politics (政治学)	<u>BA</u> American Studies and Politics Economics and Politics History and Politics Politics Politics and Anthropology Politics and Contemporary European Studies Politics and Development Studies Politics and International Relations Politics and Philosophy Politics and Sociology Politics and a Language <u>LLB</u> Law with Politics

Sociology (社会学)	<u>BA</u> History and Sociology International Relations and Sociology Philosophy and Sociology Politics and Sociology Sociology Sociology and Cultural Studies Sociology and Development Studies Sociology and Media Studies Sociology and a Language <u>BSc</u> Psychology with Sociology
Film studies (フィルム研究)	<u>BA</u> American Studies and Film Studies Art History and Film Studies Drama Studies and Film Studies English and Film Studies Film Studies Film Studies and a Language History and Film Studies
Media (メディア)	<u>BA</u> English and Media Studies Media Practice and Theory Media Studies Media Studies and a Language Media and Cultural Studies Sociology and Media Studies
Music (音楽)	<u>BA</u> Music Music Informatics Philosophy and Music
Drama studies (ドラマ研究)	<u>BA</u> Drama Studies and English Drama Studies and Film Studies Drama Studies and a Language
English (英語)	<u>BA</u> American Studies and English Drama Studies and English English English and Art History English and English Language Teaching English and Film Studies English and History English and Media Studies English and a Language Philosophy and English
English language (英語)	<u>BA</u> English Language English Language and English Language Teaching English Language and Language(s) English Language and Literature English Language with a Language
English language teaching (英語教育)	<u>BA</u> English Language Teaching and Language(s) English Language and English Language Teaching English and English Language Teaching

American studies (アメリカ研究)	<u>BA</u> American Studies American Studies and English American Studies and Film Studies American Studies and History American Studies and Politics <u>LLB</u> Law with American Studies (3 years) Law with American Studies (4 years) <u>BSc</u> Psychology with American Studies
Art history (芸術史)	<u>BA</u> Art History Art History and Archaeology Art History and Cultural Studies Art History and Film Studies Art History and a Language English and Art History
History (歴史)	<u>BA</u> American Studies and History English and History History History and Anthropology History and Film Studies History and Philosophy History and Politics History and Sociology History with a Language
Philosophy (哲学)	<u>BA</u> History and Philosophy Philosophy Philosophy and Cognitive Science Philosophy and English Philosophy and Music Philosophy and Sociology Philosophy and a Language Politics and Philosophy
Cultural studies (文化研究)	<u>BA</u> Anthropology and Cultural Studies Art History and Cultural Studies Language(s) and Cultural Studies Media and Cultural Studies Sociology and Cultural Studies



Languages	<u>BA</u> Anthropology and Language(s) Art History and a Language Development Studies with Languages Drama Studies and a Language English Language Teaching and Language(s) English Language and Language(s) English and a Language Film Studies and a Language French Geography and a Language History with a Language International Relations and Language(s) Language(s) and Contemporary European Studies Language(s) and Cultural Studies Languages (two languages) Media Studies and a Language Philosophy and a Language Politics and a Language Sociology and a Language Spanish
-----------	--

出典：University of Sussex, Undergraduate Prospectus 2010, “Our subjects – how to choose your degree” URL:<http://www.sussex.ac.uk/studywithus/ug/degrees/subjects> の情報をもとに作成。

#### 教育研究の基本組織との関係

サセックス大学には、12 個の School が設置されている。Multi-discipline (学問分野が複数存在) の School においては、School の下に Department が置かれている。<sup>183</sup> School には、Head of School (スクール長)、Department には Head of Department (学部長) の職が置かれている。Dean に該当する職は置かれておらず、12 人の Heads of School が大学の学術面のリーダーである。また、新たな Schools of Study は、Senate の提案に基づいて Council によって設立される。<sup>184</sup>

- School of Mathematical and Physical Sciences (数学・物理科学スクール)
  - Department of Mathematics (数学部)
  - Department of Physics and Astronomy (物理学・天文学部)
- School of Engineering and Design (エンジニアリング・デザインスクール)
- School of Informatics (インフォマティクススクール)
- School of Psychology (心理学スクール)
- School of Life Sciences (生命科学スクール)
  - Department of Biology and Environmental Science (生物学・環境科学部)
  - Department of Chemistry and Biochemistry (化学・生物化学部)

<sup>183</sup> University of Sussex website, “About the University of Sussex” URL: [www.sussex.ac.uk/aboutus/schoolsdepartments/](http://www.sussex.ac.uk/aboutus/schoolsdepartments/)

<sup>184</sup> University of Sussex, Charter, Article 13 (1).

- Centre for Genome Damage and Stability (ゲノム損傷安定性センター)
- School of Business, Management and Economics (ビジネス・マネジメント・経済スクール)
  - Department of Business and Management (ビジネス・マネジメント学部)
  - Department of Economics (経済学部)
  - SPRU - Science and Technology Policy Research (科学技術政策研究)
- School of Global Studies (グローバル研究スクール)
  - Department of Anthropology (人類学学部)
  - Department of Geography (地理学部)
  - Department of International Relations (国際関係学部)
- School of Education and Social Work (教育社会福祉スクール)
  - Department of Education (教育学部)
  - Department of Social Work (社会福祉学部)
- School of Law, Politics and Sociology (法律・政治学・社会学スクール)
  - Department of Law (法律学部)
  - Department of Politics (政治学部)
  - Department of Sociology (社会学部)
- School of Media, Film and Music (メディア・フィルム・音楽スクール)
  - Department of Media and Film (メディアとフィルム学部)
  - Department of Music (音楽学部)
- School of English (英語スクール)
- School of History, Art History and Philosophy (歴史・芸術史・哲学スクール)
  - Department of American Studies (アメリカ研究学部)
  - Department of Art History (芸術史学部)
  - Department of History (歴史学部)
  - Department of Philosophy (哲学部)

これらの 12 の School 以外に、University of Brighton と共同運営している、Brighton and Sussex Medical School (ブライトン・サセックス医学スクール)、また、語学学校として、Sussex Language Institute (SLI) (サセックス語学学校)、継続教育を担当する組織として Center for Community Engagement (CCE) (コミュニティ関与センター) が設置されている。SLI と CCE は Department に相当する組織上の位置付けである。

図 4-3 にサセックス大学のアカデミック関係の組織図を示す。この図においては、科学関係、社会科学関係、芸術人文科学関係にまとめられて、組織構造が示されているが、School の上に更にこのような括りが存在する訳ではない。



出典：University of Sussex, New Academic Structure, URL:  
[www.sussex.ac.uk/vc/1-3-9-3.html](http://www.sussex.ac.uk/vc/1-3-9-3.html)

図 4-3 サセックス大学の組織図（アカデミック組織）

なお、この School を中心とする組織構造は 2009 年 8 月に発足した。それまでは、5 つの School と 30 近くの Department を中心とした組織構造だった。それを、ディシプリンレベルでの自主性を確保するとともに、よりトップダウンでの大学レベルでの政策を実施できることを可能とする組織構造に改革された。Strategic Plan 2009-2015 (Making the Future, 2009-2015)のもとで、大学の成長を図るために実施されたものである。<sup>185</sup>

<sup>185</sup> University of Sussex, "New Schools at Sussex" URL: [www.sussex.ac.uk/vc/1-3-9.html](http://www.sussex.ac.uk/vc/1-3-9.html). Prof Michael Farthing, Vice-Chancellor, "From Function to organisational structure" URL: [www.sussex.ac.uk/press\\_office/bulletin/08feb08/article7.shtml](http://www.sussex.ac.uk/press_office/bulletin/08feb08/article7.shtml)

表 4-5 において分野 (subject) 別に示した学位プログラムを、表 4-6 では、スクールとデパートメントとの関係において示した。表においては、3 列目においては Single honours program を、4 列目において Joint program または Major/Minor program を示した。多くの Joint program または Major/Minor program があることが分かる。これらのプログラムには、Economics and Management Studies (BSc) のように、同じスクール (School of Business, Management and Economics) に所属する 2 つのデパートメント (Department of Business and Management と Department of Economics) によって提供されるプログラムもあれば、Psychology with American Studies (BSc) のように、2 つのスクール (School of Psychology と School of History, Art History and Philosophy) にまたがって提供されているプログラムもある。なお、SPRU と Department of Education においては、学士レベルのプログラムは提供されていない。

表 4-6 学位プログラム (第一学位) と教育研究の基本組織との関係

スクール名	デパートメント名	学位プログラム (第一学位)	
		Single Honours Program	Joint Program, Major/Minor
School of Mathematical and Physical Sciences	Department of Mathematics	<u>MMath</u> Mathematics	<u>MMath</u> Mathematics with Computer Science Mathematics with Economics
	Department of Physics and Astronomy	<u>MPhys</u> Astrophysics Physics Physics (research placement) Theoretical Physics	<u>MPhys</u> Physics with Astrophysics
School of Psychology	—	<u>BSc</u> Psychology	<u>BSc</u> Psychology with American Studies Psychology with Cognitive Science Psychology with Neuroscience Psychology with Sociology
School of Life Sciences	Department of Biology and Environmental Science	<u>BSc</u> Biology Human Sciences Ecology and Conservation	—
	Department of Chemistry and Biochemistry	<u>BSc</u> Biochemistry Biosciences Chemistry Biomedical Science Molecular Medicine Molecular Genetics Medical Neuroscience Neuroscience <u>MChem</u> Chemistry	<u>BSc</u> Neuroscience with Cognitive Science Psychology with Neuroscience

School of Engineering and Design	—	<u>MEng</u> Computer Systems Engineering Electrical and Electronic Engineering Electronic and Communication Engineering Automotive Engineering Mechanical Engineering <u>BEng</u> Computer Systems Engineering Electrical and Electronic Engineering Electronic Engineering Automotive Engineering Mechanical Engineering <u>BSc</u> Product Design Product Design (with a sandwich year)	—
School of Informatics	—	<u>BA</u> Music Informatics <u>BSc</u> Computer Science Computing Sciences (with a Foundation Year) Computing and Artificial Intelligence Games and Multimedia Environments (GAME) Music Informatics Information Technology for E-Commerce Multimedia and Digital Systems	<u>MMath</u> Mathematics with Computer Science <u>BSc</u> Mathematics with Computer Science Neuroscience with Cognitive Science Psychology with Cognitive Science <u>BA</u> Philosophy and Cognitive Science
School of Business, Management and Economics	Department of Business and Management	<u>BSc</u> Business (Finance) Business (Human Resource Management) Business (International Business) Business (Marketing)	<u>LLB</u> Law and Business <u>BSc</u> Economics and Management Studies Business and Management Studies Finance and Business
	Department of Economics	<u>BA</u> Economics <u>BSc</u> Economics	<u>MMath</u> Mathematics with Economics <u>BA</u> Economics and Development Studies Economics and International Relations Economics and Politics <u>BSc</u> Economics and Management Studies Finance and Business Mathematics with Economics
	SPRU-Science and Technology Policy Research	—	—

School of Global Studies	Department of Anthropology	<u>BA</u> Anthropology	<u>BA</u> Anthropology and Cultural Studies Anthropology and Development Studies Anthropology and Languages Anthropology and a Language Geography and Anthropology History and Anthropology International Relations and Anthropology Politics and Anthropology
	Department of Geography	<u>BA</u> Development Studies	<u>BA</u> Anthropology and Development Studies Development Studies with Languages Economics and Development Studies Geography and Development Studies International Relations and Development Studies Politics and Development Studies Sociology and Development Studies
	Department of International Relations	<u>BA</u> International Relations	<u>BA</u> Economics and International Relations Geography and International Relations International Relations and Anthropology International Relations and Contemporary European Studies International Relations and Development Studies International Relations and Language(s) International Relations and Sociology Politics and International Relations <u>LLB</u> Law with International Relations
School of Education and Social Work	Department of Education	—	—
	Department of Social Work	<u>BA</u> Social Work Social work (part-time) Specialist Social Work with Children and Young People, their Families and Carers	—
School of Law, Politics and Sociology	Department of Law	<u>LLB</u> Law	<u>LLB</u> Law and Business Law with American Studies (3 years) Law with American Studies (4 years) Law with Anthropology Law with Contemporary European Studies Law with International Relations Law with Politics Law with a Language

	Department of Politics	<u>BA</u> Politics	<u>BA</u> American Studies and Politics Economics and Politics History and Politics Politics and Anthropology Politics and Contemporary European Studies Politics and Development Studies Politics and International Relations Politics and Philosophy Politics and Sociology Politics and a Language International Relations and Contemporary European Studies Language(s) and Contemporary European Studies Politics and Contemporary European Studies <u>LLB</u> Law with Politics Law with Contemporary European Studies <u>BSc</u> Business and Management Studies
	Department of Sociology	<u>BA</u> Sociology	<u>BA</u> History and Sociology International Relations and Sociology Philosophy and Sociology Politics and Sociology Sociology and Cultural Studies Sociology and Development Studies Sociology and Media Studies Sociology and a Language <u>BSc</u> Psychology with Sociology
School of Media, Film and Music	Department of Media and Film	<u>BA</u> Film Studies Media Practice and Theory Media Studies	<u>BA</u> American Studies and Film Studies Art History and Film Studies Drama Studies and Film Studies English and Film Studies Film Studies and a Language History and Film Studies English and Media Studies Media Studies and a Language Media and Cultural Studies Sociology and Media Studies
	Department of Music	<u>BA</u> Music Music Informatics	<u>BA</u> Philosophy and Music

School of English	—	<u>BA</u> English English Language English Language and Literature	<u>BA</u> American Studies and English Drama Studies and English English and Art History English and English Language Teaching English and Film Studies English and History English and Media Studies English and a Language Philosophy and English English Language and English Language Teaching English Language and Language(s) Drama Studies and English Drama Studies and Film Studies Drama Studies and a Language
School of History, Art History and Philosophy	Department of American Studies	<u>BA</u> American Studies	<u>BA</u> American Studies and English American Studies and Film Studies American Studies and History American Studies and Politics <u>LLB</u> Law with American Studies (3 years) Law with American Studies (4 years) <u>BSc</u> Psychology with American Studies
	Department of Art History	<u>BA</u> Art History	<u>BA</u> Art History and Archaeology Art History and Cultural Studies Art History and Film Studies Art History and a Language English and Art History
	Department of History	<u>BA</u> History	<u>BA</u> American Studies and History English and History History and Anthropology History and Film Studies History and Philosophy History and Politics History and Sociology History with a Language
	Department of Philosophy	<u>BA</u> Philosophy	<u>BA</u> History and Philosophy Philosophy and Cognitive Science Philosophy and English Philosophy and Music Philosophy and Sociology Philosophy and a Language Politics and Philosophy

出典 : University of Sussex, Undergraduate Prospectus 2010, “Our subjects – how to choose your degree” URL:<http://www.sussex.ac.uk/studywithus/ug/degrees/subjects> の情報をもとに作成。



## b. 実施に係る教育課程

### 教育課程の編成方針、教育課程の管理及び具体的な教育内容

1年間に3学期 (term) が開講される。10月に新学年が始まり、翌年の6月に終わる。ちなみに、2010～11年度においては、それぞれの学期の日程は以下の通りである。<sup>186</sup>

Autumn term (秋学期) : 2010年10月4日 (月) ～12月10日 (金)

Spring term (春学期) : 2011年1月10日 (月) ～3月18日 (金)

Summer term (夏学期) : 2011年4月27日 (水) ～7月1日 (金)

秋学期は10週間、春学期は10週間、夏学期は9週間と3日である。

科目には、その科目を終えた時に与えられるクレジット数が決められているが、クレジットには以下の5つのレベルが設定されている。<sup>187</sup>卒業のためには、取得すべきクレジットの合計数に加えて、例えば、第一学位の Honours program であれば、レベル3のクレジットについての取得すべき数も規定されている。

レベル0 : 高等教育以前のレベル

レベル1 : 学士、certificate のレベル

レベル2 : 学士、diploma のレベル

レベル3 : 学士、honours のレベル

レベルM : 修士のレベル

1クレジットは、10時間の学習時間を必要とすることを想定している。学習時間には、講義を受ける時間以外の、自習時間や試験のための時間を含んでいる。1科目のクレジット数は通常は6の倍数で設定される。

3年間の学士の honours degree program の場合には、少なくとも360クレジットの取得が必要があり、しかも、そのうち90クレジットについてはレベル3であることが求められている。4年間のプログラムの場合には、少なくとも480クレジットの取得が必要である。

また、Single major の学位プログラムでは、360クレジットのうち、240クレジットは専攻学問分野に関連するものである。Joint degree の学位プログラムでは、2つの専門分野のそれぞれが少なくとも全体の40%のクレジット数(3年間のプログラムでは144クレジット、4年間のプログラムでは192クレジット)であることが必要である。また、Major と Minor を設定した学位プログラムの場合には、クレジット数はおおよそ3対1であり、かつ、Minor の専攻分野についても、順序立てて科目が選択され、適切な数のレベル3のクレジットを取得することが求められている。

---

<sup>186</sup> University of Sussex website, "Teaching term dates 2010/11"  
URL: [www.sussex.ac.uk/studywithus/ug/applying](http://www.sussex.ac.uk/studywithus/ug/applying)

<sup>187</sup> University of Sussex, *The academic framework of the University of Sussex*, 2. Credit

また、科目には、以下の 6 種類がある。

**Mandatory for programme** : 必修科目。この科目のクレジットなしで卒業できない。

**Mandatory for progression** : 必修科目。この科目のクレジットなしで、プログラムの次の段階に進むことはできない

**Core course** : 必修科目。ただし、他の科目のクレジットで代替することも可能である。

**Optional course** : 選択科目。プログラムの指定する科目から選択。

**Elective** : 選択科目。自由に選択可能(レベルとクレジット数についての指定はある)。

**Expected** : 選択科目。学生が取得することが期待されるが、卒業の条件ではない。

各々の学位プログラムは、一連の科目から編成される。科目は一つの学位プログラムのためだけに開講されるのではなく、複数の学位プログラムにおいてカリキュラムに入ることが可能であるが、そのような場合であっても、その科目に対して与えられたクレジット数とレベルは同一でなければならない。<sup>188</sup>

異なる学位プログラムについて、例えば、1 年目と 2 年目の科目が同一で、3 年目の科目のみ異なる場合もある。このように、プログラムの出口が異なり、異なる目的や期待する学習アウトカムが設定されている場合には、共通の科目があったとしても、異なる学位プログラムということになっている。<sup>189</sup>

以上を含め、サセックス大学が提供する学位プログラムについては、大学のアカデミックフレームワーク (Academic Framework of the University of Sussex) に、英国の資格枠組み (FHEQ (Framework for Higher Education Qualifications)) に従うことと、基準としてクレジット値を使用することなどが記載されている。また、サセックス大学課程学位枠組み (Framework for taught awards) には、授与する学位の判定基準およびそれらの取得のための所要クレジット値が設定されている<sup>190</sup>。

#### 各学問分野の教育到達目標、標準的なカリキュラムや教材等の在り方

以下、経済学のデパートメントにおける教育課程を例にとって、教育到達目標やカリキュラムについて具体的に示す。表 4-6 に示したように、経済学のデパートメントにおいては、以下の第一学位レベルの学位プログラムが提供されている。

- Economics (Bachelor of Arts (BA)) (経済学)
- Economics (Bachelor of Science (BSc)) (経済学)

<sup>188</sup> University of Sussex, *The academic framework of the University of Sussex*, 6. Credit and course status in programmes

<sup>189</sup> University of Sussex, Framework for taught awards,

<sup>190</sup> Academic Office, "Academic framework of the University of Sussex", <http://www.sussex.ac.uk/academicoffice/1-3-2-3-3-4.html>; "University of Sussex Framework for Taught Awards", <http://www.sussex.ac.uk/academicoffice/1-3-2-3-3-1.html>

- Economics and Development Studies (BA) (経済学と開発研究)
- Economics and International Relations (BA) (経済学と国際関係)
- Economics and Politics (BA) (経済学と政治学)
- Economics and Management Studies (BSc) (経済学とマネジメント研究)
- Finance and Business (BSc) (経済学とビジネス)
- Mathematics with Economics (MMath) (数学と経済学)
- Mathematics with Economics (BSc) (数学と経済学)

このうち、Economics (BA)の学位プログラムについて詳しく見てみる。

このプログラムは第一学位レベルの Honours level であり、GCE Advanced Level の成績は ABB-BBB 程度以上が合格するためには必要であり、GCSE については Mathematics で grade B 以上の成績を取ることが入学の条件とされている（これらのテストについては後述）。教育プログラムの目的と、達成すべき学習アウトカムについては、以下のように規定されている。

#### 教育プログラムの目的

1. 経済学のディシプリンにおける訓練を提供すること。学生に経済学に対して関心を持たせ、分析的・批判的な観点から経済・社会問題を検討することを促すこと
2. 柔軟なカリキュラムを提供し、経済学以外のアプローチや方法論を探求することを可能とし、様々な見方に対して開かれた心と柔軟性を身に付けさせること
3. 支援的な学習環境を提供すること
4. 一般的なスキルを提供し、分析的に思考をし、明瞭に表現をし、独立して仕事をやりぬき、締め切りを守り、イニシアティブを発揮することを可能とすること
5. 経済学固有のスキルを提供し、経済学理論と経済学データを分析し評価すること、一貫した論理的な議論を構築すること、経済学における研究を独立して行うことを可能とすること
6. 教育コースのレビューと評価のプロセスに参加させること

#### 教育プログラムの学習アウトカム

##### A. 知識と理解

- A1. 経済学のコアの原則についての知識を身に付けること（コアの原則は QAA の経済学についての subject benchmark に規定されているもの）
- A2. これらのコアの原則について、経済問題との関連の上での理解を示すこと
- A3. 経済学の専門分野（労働経済学、開発経済学など）についてのより詳細な知識と理解を示すこと

- A4. 経済学において必要とされる数量的な方法についての知識を身に付けること
- B. 知的スキル
  - B1. 経済問題について本質的な特徴に焦点を当てるための抽象化をすることができ、政策効果について評価するための枠組みを提供することができること
  - B2. 適切な理論的な枠組みを使うことにより、経済問題を分析することができること
- C. 実践スキル
  - C1. 必要な経済情報やデータをどこで探せばよいかに関する知識を身に付けること
  - C2. 実証的な仕事をどのように実施し評価すればよいかについての知識を身に付けること
  - C3. 適切な分析手法を用いて実証的な仕事を実施する能力を示すこと
  - C4. 自主的な勉学や研究を実施する能力を示すこと
- D. 移転可能スキル
  - D1. 意思決定を行う上で幅広く使用することができる経済学上の概念(機会費用など)についての理解を持っていること
  - D2. 経済上のアイデア・概念・情報を、話し相手や問題の内容に適切なコミュニケーション方法で伝えることができること
  - D3. アイデアを評価するために役立つ厳格な議論の重要性を理解しており、そのような議論を構築することができること
  - D4. 数字や数量的な方法を自由に使うことができ、例えば、グラフを正しく解釈することができること
  - D5. 幅広いコンピュータソフトウェアを適切に使用する能力を有していること

Economics (BA)のカリキュラムは、表 4-7 の通りである。各学期には必修科目と選択科目があるが、1 年、2 年の間の選択科目は、経済学科目以外の科目も履修することも、専門科目を履修することも可能であり、柔軟なカリキュラムとなるような配慮がされている。3 年生の春秋学期には、経済学についての論文を書き、それが 36 単位 (2 科目分の講義の単位) となる。

各科目には先に説明したように、1~3 の間のレベルと単位数が割り当てられている。各学期に取得する単位数は、秋学期が 48 単位 (12 単位の科目×4)、春夏学期が 78 単位 (18 単位の科目×4) であり、年間で 120 単位である。3 年間の合計は 360 単位である。春夏学期は連続して同じ科目の履修をすることとなる。

表 4-7 経済学 (BA) のカリキュラム

学年	学期	Status	科目名	レベル	クレジット
1	秋学期	1 科目選択	SSCS Autumn Elective 1 (選択科目)	1	12
		必修科目 (Core course)	Contemporary Economic Issues (現在の経済問題)	1	12
		必修科目	Introduction to Mathematics for Finance and Economics (ファイナンスと経済学のための数学入門)	1	12
		必修科目	Introduction to Economics (経済学入門)	1	12
	春夏学期	1 科目選択	SSCS Spring/Summer Elective 1 (選択科目)	1	18
		必修科目	Macroeconomics 1 (マクロ経済学)	2	18
		必修科目	Microeconomics 1 (ミクロ経済学)	2	18
		必修科目	The World Economy since 1945 (1945年後の世界経済)	1	18
2	秋学期	1 科目選択	SSCS Autumn Elective 1 (選択科目)	2	12
		必修科目	Macroeconomics 2 (マクロ経済学)	3	12
		必修科目	Microeconomics 2 (ミクロ経済学)	3	12
		必修科目	Statistics for Economics and Finance (経済学とファイナンスのための統計学)	2	12
	春夏学期	1科目選択	SSCS Spring/Summer Elective 1 (選択科目)	2	18
		必修科目	Advanced Macroeconomics (上級マクロ経済学)	3	18
		必修科目	Advanced Microeconomics (上級ミクロ経済学)	3	18
		必修科目	Applied Economics Topics (応用経済学のトピック)	2	18
3	秋学期	1科目選択	Economics of European Integration (欧州統合の経済学)	3	18
			International Finance and Macroeconomics (国際ファイナンスとマクロ経済学)	3	18
			Labour Economics (労働経済学)	3	18
			Monetary Theory and Policy (金融理論政策)	3	18
		必修科目	Econometrics (計量経済学)	3	18
		必修科目	Understanding Global Markets (グローバル市場の理解)	3	12
		春夏学期	2科目選択	Applied Econometrics (応用計量経済学)	3
	Climate Change Economics (環境変化の経済学)			3	18
	International Finance and Macroeconomics (国際ファイナンスとマクロ経済学)			3	18
	International Trade (国際貿易)			3	18
	Labour Economics (労働経済学)			3	18
	The Economics of Development (開発の経済学)			3	18
	必修科目		Applied Economics Dissertation (応用経済論文)	3	36

出典 : University of Sussex, Economics (BA)

URL: [www.sussex.ac.uk/economics/syllabus/2009/L1017U.html](http://www.sussex.ac.uk/economics/syllabus/2009/L1017U.html)

Economics (Bachelor of Science (BSc)) (経済学) の場合には、必修科目に、より数学を使った高度な経済学や統計学の科目が含まれているが、共通の科目も多い。また、Economics

and Development Studies (BA) (経済学と開発研究) などについては、共通の経済学系統の科目に加えて、開発研究などについての科目が必修科目として指定されている。教育プログラムの目的や、教育プログラムの学習アウトカムについても、それぞれの学位プログラムについて作成されている。Mathematics with Economics (MMath)については4年間のプログラムであるが、それ以外については、いずれも3年間のプログラムである。

教材の在り方については、特段の規定は見つからなかった。

#### 成績評価、単位認定、卒業認定、修了要件や修業要件や修業年限の在り方

科目の成績評価は0～100点の点数で付けられる場合と、合格・不合格だけが示される場合がある。点数で成績が付けられる場合には40点以上の場合には合格であり、その科目のクレジットが与えられる。<sup>191</sup> 成績評価は各科目によって異なり、試験によるもの、日常点によるもの、レポート提出によるもの、あるいはその組み合わせのものがある。組み合わせの場合には、それぞれにどれだけの比重を与えられるのかが示される。例えば、試験が80%、日常点が20%などである。

卒業時には、平均点に応じて、以下のClassificationが与えられる。もっとも成績の良い学生はFirst classのクラスで卒業をする。重みづけの対象となるのは通常は3年のプログラムで2年目、3年目の科目で、クレジット数に応じて重みづけがなされる。例えば、2・3年時の総クレジット数が240で、18クレジットの科目であれば、成績に対して18/240がかけられる。

表 4-8 学位のクラス

学位のクラス	重みづけの平均点
First class	70～100%
Second class, Division I	60～69.999%
Second class, Division II	50～59.999%
Third class	< 50%

出典：University of Sussex, *Examination and Assessment Handbook for Undergraduate Students 2008/09*, p.64

第一学位についての卒業要件は、大学規則によれば、以下の通りである。<sup>192</sup>

- 学位に関連する規則に則り、登録していること
- Senateにより規定された教育プログラムを追求し、Senateにより決められた試

<sup>191</sup> University of Sussex, *The academic framework of the University of Sussex*, 7. Course pass marks

<sup>192</sup> University of Sussex, *Ordinance IV: First Degrees*, 2.

験の要求条件を満たしていること

- 授業料を支払ったこと
- その他関連する規則を守っていること

具体的には、前述のように、3年間の学士の **honours degree program** の場合には、少なくとも 360 クレジットの取得が必要があることなどが求められているが、それらの条件を満たせば、プログラムの修了要件を満たすことになり、学位が授与される。

### 入学者選抜の在り方

2010年10月に入学を希望する者については、以下のスケジュールで入学者選抜が実施されている。<sup>193</sup>

#### ○申請書類の提出（2009年9月1日～2010年1月15日）

申請書類を UCAS(Universities & Colleges Admissions Service)を通じて提出する。5つまでの希望する教育プログラムに対して申請することが可能である。UCASは、イギリスの高等教育機関の学士課程の教育プログラムに入学を希望する者の入学申請書類の受付を一元的に実施している機関である。申請書類の受付や連絡などはインターネットを通じて行われている。締め切りは医学スクールについては10月15日であるが、それ以外の教育プログラムについては翌年の1月15日である。

#### ○インタビュー、オファー（2009年11月～2010年4月）

サセックス大学は入学者を決める前にインタビューを実施することがある。インタビューは大学で実施される。ただし、医学や社会福祉などのプログラムではインタビューが実施されるが、それ以外のプログラムにおいてインタビューが実施されることは例外的である。

#### ○クリアリング (Clearing) (2010年8月～10月)

入学者を決定した後で、空きがある教育プログラムがある場合には、追加募集を実施する。これをクリアリングと言う。募集広告は、新聞や雑誌などに掲載される。

入学者については、GCE Advanced Level (A-level)の成績などによって決定される。それぞれのプログラムについて参考として入学できるためのおおよその成績が示されている。また、入学するためには前提条件が GCSE (General Certificate of Secondary Education) の科目と成績について設定されている。A level は中等教育の最後の2年間の終わりに受ける試験であり3つのモジュールについて A～E の成績が付けられる。GCSE は 15-16 歳の中等教育の生徒が科目を選んで受ける試験であり、A～G の成績が付けられる。

例えば、経済学部で提供されている学士の学位プログラムについては、GCE Advanced

---

<sup>193</sup> University of Sussex website, "Teaching term dates 2010/11"  
URL: [www.sussex.ac.uk/studywithus/ug/applying](http://www.sussex.ac.uk/studywithus/ug/applying)

Level の成績は ABB・BBB 程度以上が合格するためには必要であり、GCSE については Mathematics で grade B 以上の成績を取ることが入学の条件とされている。UCAS を通じて申請された書類は大学の Admission Office に集められ、成績に加えて、Personal Statement (エッセイ) やレフリーのコメントを総合して合格するかどうかの決定が行われる。

### c. 実施体制

#### 教員組織の在り方

Vice Chancellor が学長に相当するポストである。Charter によれば、Vice Chancellor は、Chief Academic and Administrative Officer of the University であると規定されている。<sup>194</sup> すなわち、大学の学術教育と管理の両面における最高責任者である。後述のように、ガバナンス機関である Council が統治の最高機関であるが、Vice Chancellor は大学の運営においてもっとも権限を有している。大学規則においては、Vice Chancellor は、Council が決定した Policy や規則の下において、大学のマネジメント面での監督 (management supervision of the University)、大学の効率と秩序の維持と促進 (maintaining and promoting the efficiency and good order of the University) に責任があると規定されている。Vice Chancellor は、Senate と相談した後に、Council によって任命される。<sup>195</sup>

Vice Chancellor の補佐役として、Deputy Vice Chancellor (副学長) と、4 人の Pro-Vice-Chancellor (学長補佐) がいる。Pro-Vice-Chancellor は、それぞれ、資源 (resources)、研究、教育、国際を担当している。いずれもサセックス大学の教授が就いているポストである。また、Vice Chancellor は、Registry and Secretary (事務局長)、Director of Finance (財政課長) によって補佐されており、副学長と学長補佐を加え、学長の Executive Group を構成している。<sup>196</sup>

図 4-4 に、これらのポストを含め、大学の組織図を示す。

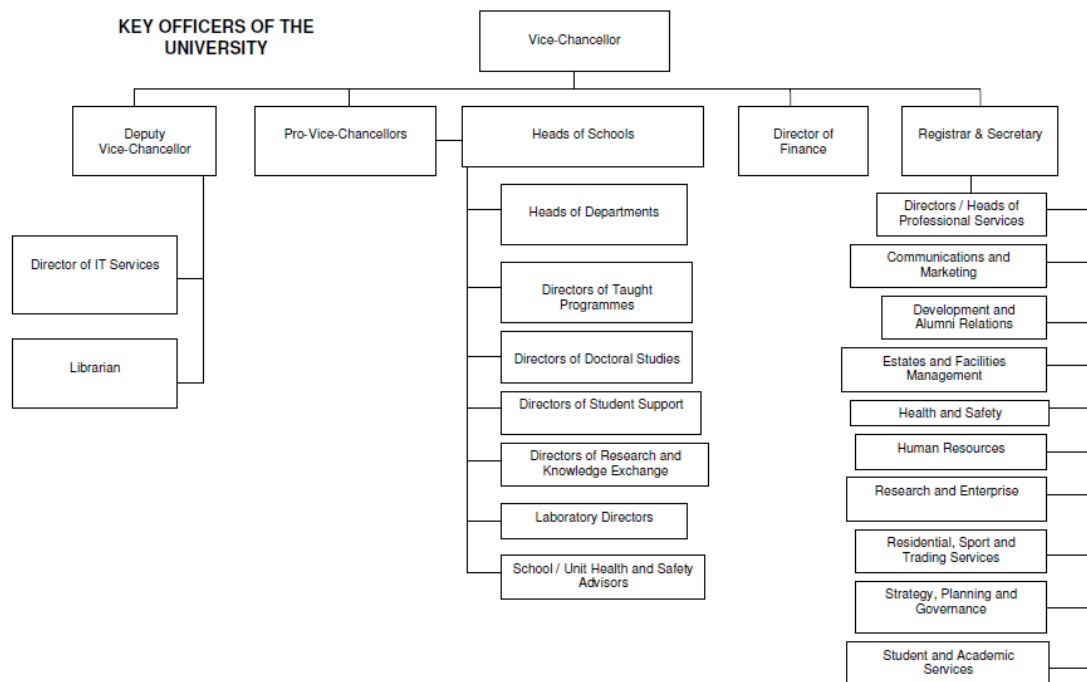
---

<sup>194</sup> University of Sussex, Charter, Article 7.

<sup>195</sup> University of Sussex, *The Schedule, Statutes of the University*, V.

<sup>196</sup> University of Sussex, "Vice-Chancellor's Office." URL: [www.sussex.ac.uk/vc/](http://www.sussex.ac.uk/vc/)





出典：University of Sussex, *The Organization of the University 2009/10*, p.110

図 4-4 サセックス大学の組織図

前述のように、12 個のスクールが設置されている。教員はスクールに所属している。スクールには以下の職が置かれ、3 年の任期で教員が就いている。

- Head of School (スクール長)
- Director of Doctoral Studies (博士研究ディレクター)
- Director of Research and Knowledge Exchange (研究・知識交換ディレクター)
- Director of Taught Programmes (教育プログラムディレクター)
- Director of Student Support (学生支援ディレクター)
- Head of Department (デパートメント長 (Department が設置されている School の場合))

計画、マネジメント、資金についての責任を有する組織単位は、スクールである。教員や学生はスクールに所属し、プログラムや予算、人事はスクールのレベルで、Head of School の責任のもとに決定されるものである。

Department レベルで策定された計画や予算は、スクールの計画や予算の一部を構成するとの位置づけである。また、教員や学生の所属はスクールであるが、同時に Department が設置されているスクールにおいては、教員と学生は Department の一部を構成する。すなわち、教員と学生はスクールに *belong to* (所属している) であるが、Department に

*associated with* (関わりを持ち) であり、*part of* (一部を構成する) である。<sup>197</sup>

Head of School は、Vice-Chancellor の推薦に基づき、Senate の合意の下で Senate によって任命される。Head of School は以下の権限と責任を与えられている。<sup>198</sup>

- スクールの戦略と計画を策定すること、目標を定めること
- スクールの教育と学習が最高の質のものになるような教育カリキュラムを作ること
- スクールで最高水準の研究が実行されることを保証すること、そのための資金を確保すること
- スクールの学生が大学で最高の質の経験を持てることを保証すること
- マネジメントチームを作り、リーダーシップを発揮すること
- スクールのスタッフ計画を作り、必要なスタッフを採用すること
- パフォーマンス管理のための計画を策定すること
- スクールの収入と支出を計画し、管理し、コントロールすること
- 大学内外とのコミュニケーションを図ること
- 機会均等、健康と安全、データ保護への配慮をすること

#### 教員の教育活動や勤務時間管理の在り方

Head of School (スクール長) が、スクールに所属する教員についての勤務時間管理の責任者である。勤務時間管理についての大学規則 (Regulation、Ordinances) は特に策定されていない。具体的な内容については、個々のポストについての雇用契約によるものと考えられるが、その内容は公表されていない。

一般的には、教員には Teaching Faculty (教育教員) と Research Faculty (研究教員) の種類がいる。Teaching faculty の職名は、Professor、Reader、Senior Lecturer、Lecturer、Tutorial Fellow がある。また、Research Faculty の職名は、Professor、Professional Fellow、Senior Research Fellow、Research Fellow、Research Officer などである。基本的に、Teaching Faculty は、教育と研究の両方に責任を有し、Research Faculty は主として研究に責任を有している。Research Faculty の場合には、研究資金を外部資金として取得することが必要である。2008年12月現在で、Teaching Faculty は、543人、Research Faculty は298人在籍している。<sup>199</sup>

#### 教授会の在り方や権限

Senate は、大学の学術面、すなわち、教育と研究に責任を有している。さらに、学生の

---

<sup>197</sup> University of Sussex, "FAQs" URL: [www.sussex.ac.uk/vc/1-3-9-22.html](http://www.sussex.ac.uk/vc/1-3-9-22.html)

<sup>198</sup> University of Sussex, Regulations on Heads of Schools of Studies

<sup>199</sup> University of Sussex, *Facts and Figures 2008/9*

規律についても責任がある。<sup>200</sup>

Senate のメンバーは以下の通りである。<sup>201</sup> Vice Chancellor は、Senate の会合において議長を勤めることとされている。(Charter, 7)

- 大学管理者：Vice Chancellor、Pro-Vice-Chancellors、Heads of the Schools of Studies など
- 教員代表者（各スクールから 2 人）
- 管理スタッフ代表者（2 人）
- 学生団体（Students' Union）の代表者（2 人）
- 学生の代表者（5 人）

Senate の有する権限は以下の通りであり、主として、大学の教育・研究についての事項である。大学の財政面や教員の任命などについては、後述の Council が権限を有している。

- 大学での教育（instruction and teaching）の監督と規制
- 学位授与の条件を満たした者に対する学位の授与の決定（名誉学位は除く）
- Schools of Studies その他のアカデミック組織の設立について Council に対して報告すること
- 一時的恒久的な休学を学生に求めること
- 原因がある場合に、学位をはく奪すること
- 大学における研究を促進すること
- 大学図書館の管理
- 試験官の任命等
- アカデミックな事項に関して、Council に対して報告すること
- Senate に対して Council から付託された事項について Council に報告すること
- 大学に関係する如何なる事項についても議論をし、意見を表明すること
- アカデミック組織においてのいかなる行為をレビューし、修正し、管理し、許可を取り消すこと
- 奨学金等について試験を提供し、授与を決定すること
- 学生の規律について規制すること
- 大学への入学、教育コースの受講について規制すること
- 必要な場合に、大学のメンバーによって着用される、アカデミックな服装について決めること
- Council が権限を与える場合に、上記以外の事項を行うこと

---

<sup>200</sup> University of Sussex, Charter, Article 12 (1)

<sup>201</sup> University of Sussex, *The Schedule, Statutes of the University*, XIV 1.

## 学生の所属及び学生の履修支援等の在り方

学生数は、2008年12月現在で、学士7,920人、大学院2,873人、合計10,793人である。<sup>202</sup> 学生の所属は前述のようにスクールである (belong to)。ただし、デパートメントが置かれたスクールにおいては、デパートメントの一部であるか (part of)、つながりを有する (associated with) とされ、日常的にはデパートメントの一員として勉学している。

前述のように、各スクールには、Director of Student Support (学生支援ディレクター) が置かれており、School に関して、主として以下の責任を有している。<sup>203</sup>

- 学生に対する支援システムをマネジメントすること
- 学生のリテンションのための政策と戦略を開発すること
- 学生のアカデミック面での進歩をモニタリングすること
- School の Induction プログラムを計画し、実行すること
- 学生に対するメンタリング (mentoring) システムを機能させること
- 障害のある学生や特別の必要のある学生を支援する仕組みを監督すること

このような責任を果たすために、Director of Student Support は、School 内においては、Head of School や Head of Department、Director of Taught Programmes と、全学レベルでは、Pro-Vice-Chancellor、Head of Student Support and Experience などの職にある人と必要な調整を行うこととされている。

全学レベルでは、Student Advice Teams が3つあり、それぞれ Arts、Science、Social Sciences 関係のスクールの学生に対するサービスを提供している。それぞれのチームは7～8名のアドバイザーから構成されている。Student Advice Teams が提供するアドバイスは、大学の各種手続き、学術面の相談、試験結果に対する疑問、休学の相談など、大学の教育に関することであれば内容に制限はない。

また、Student Support Unit は、障害 (身体障害、精神障害、学習障害) のある学生に対する支援を提供している。

## 教育課程のガバナンス体制や学生に対する教育の責任

### *Council* について

大学のガバナンス機関 (Goerning Body) として Council が設置されている。大学の収入や財産に関する管理、大学に関する全般事項、目的、機能等に関する管理に責任を有している。<sup>204</sup>

Council のメンバーは以下の通りである。<sup>205</sup> 選任されたメンバーの任期は3年間である。

<sup>202</sup> University of Sussex, *Facts and Figures 2008/9*

<sup>203</sup> University of Sussex, New school structure: duties of the director of student support

<sup>204</sup> University of Sussex, Charter, Article 11 (1).

<sup>205</sup> University of Sussex, *The Schedule, Statutes of the University*, XIII 1.

メンバー数は 20 人程度である。学長など大学管理職ポストの者、教員、学生、大学外部のものが適切なバランスで選ばれる仕組みになっている。

- 管理ポストに就いている者：Vice Chancellor、Deputy Vice Chancellor、Treasurer
- 大学のスタッフでも学生でもない者で、Court（後述）によって選ばれた者 6 人
- 大学のスタッフでも学生でもない者で、Council によって選ばれた者 6 人
- Senate のメンバーである教員で、Senate によって選ばれた者 4 人
- Council の定める規定に従って、教員によって選ばれた者 2 人
- Council の定める規定に従って、大学職員によって選ばれた者 1 人
- 学生団体の代表者（President of the Students' Union）1 人

Council は以下の権限を有している。<sup>206</sup> 教員の任命、組織の新設、財政などに権限を有している。

- Senate からの報告を受けて後に、教授等の職（Professorships、Readerships、Lectureships）を設けるとともに、任命すること
- Senate からの報告を受けた後に、School of Studies その他のアカデミック組織を設立すること
- 大学の財政、投資、資産、ビジネス等について管理し、規制すること
- 大学における研究を準備すること
- Senate における行為をレビューし、修正し、管理し、許可を取りけすこと
- 大学図書館の運営について Vice Chancellor に対して責任を持つ図書館員を任命すること
- Senate からの報告を受けた後に、名誉教授等（Emeritus Professor、Honorary Professor、Reader、Lecturer）のタイトルを授与すること
- 学生に課す授業料等を決定すること
- Senate との相談の後に、資金提供者が決めた条件の枠内で、奨学金等を設けること
- 学生の福祉を提供すること
- 管理職員の雇用条件等について決定すること
- 大学の資金を株式等に投資すること
- 大学のために資産の売買を行うこと
- 大学の仕事のために建物、土地等を提供すること
- 大学のために資金を借りること
- 大学のために契約を締結し、キャンセルすること

---

<sup>206</sup> University of Sussex, The Schedule, Statutes of the University, XIII 4.

- 大学のスタッフのために年金、退職手当の準備をすること
- 大学の卒業生の利益を代表する団体を認めること

### *Court* について

*Court* は大学の運営についての報告を受ける権利を有している。<sup>207</sup> *Court* は、報告を受けた事項を含め、大学についてのいかなる事項についても議論をし、意見を *Council* に伝える権限を有している。<sup>208</sup>

メンバーは、以下の通りである。地域の代表メンバーなどが数多く加わっており、大学に対する意見を、幅広く大学の運営に反映させていくための審議体であることが分かる。

- 大学管理者 (*ex officio* メンバー) : *Chancellor*、*Vice Chancellor*、*Treasurer* など
- *Senate* の任命する教員 8 人、管理職員 6 人まで、地域が任命する者 1 人、地域の保健機関の推薦する者 2 人、地域の学校の教員、地域の社会人教育学校の校長など
- *Court* によって任命された者 20 人以下
- *Council* によって任命された者 20 人以下

### 資金

大学の資金規則には、大学資金についての取り扱いの責任は以下のように規定されている。

<sup>209</sup>

- 学長は大学の学術・管理面における最高のオフィサーであり、*Council* に対して全ての財政管理事項について責任を持っている。実際には、学長は資金事項について財政ディレクターに権限を委譲することができる。
- 監査委員会 (*The Audit Committee*) は、財政規則をレビューし、*Council* に対して、財政規則の変更について助言をすることに責任を有する。また、監査委員会は、財政ディレクターとともに毎年、資金の使われ方のコンプライアンスについて学長に報告する。
- スクールの長と、管理部門の長は、それぞれ管理する資金について適切に使用することに責任を有する。資金管理について権限を委譲することが可能であるが、全般的な責任は、スクールの長、管理部門の長に残る。

財務ディレクター (*Finance Director*) は、毎年、*Council* による承認に先立って、戦略資源委員会 (*Strategic Resources Committee*) による検討のために全般的大学予算と資本計画を準備する責任を持っている。

表 4-9 に、2008-09 年度における大学の収入と支出を示す。スクールにおける支出は計約

<sup>207</sup> University of Sussex, Charter, Article 10 (1).

<sup>208</sup> University of Sussex, *The Schedule, Statutes of the University*, XIII 6.

<sup>209</sup> University of Sussex, *Financial Regulation*, April 2009. "1.5. Financial responsibilities within the University" p.2

5,540 万ポンドであるが、スクール別の内訳については公表されていない。

表 4-9 収入と支出 (2008-2009) (百万ポンド)

収入項目	金額(百万ポンド)	支出項目	金額(百万ポンド)
HEFCE	56.3	スクール	55.4
授業料および支援交付金	34.6	学問的サービス	9.3
研究助成金と研究契約	26.3	研究	20.1
その他運営収入	27.5	宿舎、配膳および事業	14.6
雑収入	0.6	施設	12.9
収入合計	145.3	管理運営事務	9.0
		その他	18.5
		支出合計	139.8

(出典：University of Sussex, Facts and Figures 2008-09 をもとに作成)

また、大学共通の収入をスクールを含め大学各部門に配分するために用いているモデル Resource Allocation Model (RAM)が存在するが、その内容については外部に公表されていない。モデルは配分過程の透明性を高めるために使用されている。

配分対象は、HEFCE からの教育と研究に関してブロックで受ける資金や学生授業料などである。Research Council 等からの研究に関する競争資金はスクールが自ら取得した資金として資金を獲得したスクールに直接配分され、このモデルの配分対象にはならない。配分方法の概要は、HEFCE の Teaching 資金については、プログラム別に学生数の FTE に重みづけ (Band と呼ばれ、プログラムにより異なる) をかけた数に応じて配分される。この重みづけの計算はプログラム、すなわちデパートメントレベルであるが、予算関連の責任についてはあくまでもスクールレベルである。HEFCE の研究資金については HEFCE からの指定に従ってデパートメントレベルに配分される。

また、一般管理費については、所要コストを過去のデータから計算し、その総額を管理スタッフや学生の FTE、施設面積などに応じて配分する。この場合の FTE を用いた計算では重みづけは使用しない。

なお、サセックス大学で使用されている重みづけや資金配分の方法は、p.196 で説明した HEFCE が教育資金、研究資金を各機関に配分する時に使用されている手法に則っている。

#### d. 質保証の仕組み

##### 設置基準の在り方、設置認可の在り方

サセックス大学の前身は、University College of Sussex であり、1959 年 5 月に 1948 年会社法に基づく保証有限会社 (Company limited by guarantee) として設立された。

その後、Privy Council（枢密院）の承認により、設立勅許状（Charter）<sup>210</sup>がエリザベス女王2世の名のもとに1961年8月に授与され、“The University of Sussex”（サセックス大学）の名前、大学の内部組織、大学の権限についての許可がなされた。すなわち、サセックス大学の設立は1961年8月である。1992年以前に設立された「古い大学」であり（p.182）、勅許状が授与されたときに設立を許可されるために満足すべき設置基準が設定されていた訳ではない。勅許状（Charter）には表4-10に示す項目が記載されている。

---

<sup>210</sup> University of Sussex, “Charter and Statutes (Amended by the Privy Council on 25 August 2009)”



表 4-10 サセックス大学の勅許状の構成

項 目		内 容
前文	前文	大学設立の請願に対して以下のように規定
名称	1.許可と名称	サセックス郡への大学設立許可と名称
設立	2.法人としての設立	メンバー構成、紋章、法人としての効力
大学の目的	3.大学の目的	学習と知識を進めること、学生が教育を受けられること
査察	4.査察と査問の権利の保留	大学への立入査察、大学活動の査問に対する女王陛下の権利
内部組織	5.総長 (Chancellor) の設置	役割、初代総長の指名、学則 (Statute) で規定すべきこと
	6.総長代理 (Pro-Chancellor) の設置	役割、学則 (Statute) で規定すべきこと
	7.学長 (Vice-Chancellor) の設置	役割、初代学長の指名、学則 (Statute) で規定すべきこと
	8.会計官 (Treasurer) の設置	役割、学則 (Statute) で規定すべきこと
	9.学長代理 (Pro-Vice-Chancellor) の設置	役割、学則 (Statute) で規定すべきこと
	10.コート (Court) の設置	役割、学則 (Statute) で規定すべきこと
	11.評議会 (Council) の設置	役割、構成、学則 (Statute) ないし規則 (Ordinance) で規定すべきこと
	12.セネト (Senate) の設置	役割、構成、学則 (Statute) で規定すべきこと
	13.学部 [スクール] (Schools of Studies) の設置	学術的組織としての役割、セネトが提案し評議会が承認詳細は規則 (Ordinance) で規定
	14.学生ユニオン (Students' Union)	設置、規則 (Ordinance) で規定すべきこと
大学の権限	15.大学の権限 (22 細目)	学生の入学、学位授与、学位取消、人の任免、経済活動、など
規則	16.学則 (Statute)	制定、修正、承認、発効、枢密院の承認が必要
	17.規則 (Ordinances)	制定、承認、改廃、セネトが提案し評議会が承認
	18.細則 (Regulations)	制定、承認、改廃、セネトも評議会もその責任範囲内で可能
	19.議事規則 (Standing Orders)	議事録の管理のための作成、改廃
禁止事項	20.金銭分配の禁止	メンバーへの褒賞、報酬、特別許可以外の金銭の分配の禁止
	21-22.差別の禁止	人種、男女、宗教、政治理念
改正等	23-24.勅許状の改正手続き	評議会手続き、女王陛下の承認
	25.勅許状の解釈	大学および勅許状の目的の推進のために好意的に解釈すること

(出典 : University of Sussex, " Charter and Statutes (Amended by the Privy Council on 29 August 2007)"より作表 )

具体的には、大学は Charter によって以下の権限を授与されている。<sup>211</sup>

- 学生を大学の教育コースに受け入れること
- 大学が設けた教育コースを受け、試験に合格した者に対して、学位等 (Degrees、Diplomas、Certificates) を授与すること

<sup>211</sup> University of Sussex, Charter, Article 15.

- 名誉学位 (Honorary degrees) を授与すること
- 授与した学位をはく奪すること
- 学生の規律についての規則を作ること
- 研究や知識の増進と普及に寄与すると大学が考える内容について、教育を提供すること
- 大学の学生以外に講義を提供すること
- 他の大学で実施された試験での合格や学習の期間を認めること
- 他の機関と連携関係を作ること
- 他の教育機関と協力すること
- 教授等 (Professorships、Readerships、Lectureships) を任命すること
- 大学内に管理組織を作ること
- 奨学金を与えること
- 学生の住居を作り管理すること
- 知的財産に関する商取引をすること
- 授業料を要求し受け取ること
- 寄付を募り、資金を管理すること
- Charter に反しない目的のために、合意し、契約すること
- 財産、資産、権利を維持し、管理すること
- 銀行その他の金融機関に対して保証を与えること
- 大学の教育と学習の場としての目的を深めるための上記以外のこと

学則 (Statutes) には主に大学の管理組織構成が規定されており、その変更は勅許状 (Charter) と同様に枢密院の承認を必要とする。これに対し規則 (Ordinances) や細則 (Regulations) は大学内で作成変更できる規定であり、具体的な学部 (スクール) や授与する学位、コース等の事項はこれらに含まれる。すなわち、スクールや部門の新設や新たな学位プログラムの開設については大学の判断で実施することが可能である。

#### QAA によるレビュー

Quality Assurance Agency による Institutional Review は過去 3 回実施されている (2000 年、2004 年、2008 年)。2008 年のレビューにおいては、学位のアカデミック面の水準と、学生の学習機会の質の管理が大学において健全に実施されてきており、今後もされるだろうことについて自信が持てるとのレビュー結果が出ている。<sup>212</sup>

---

<sup>212</sup> 学位の水準については、"the confidence that can reasonably be placed in the soundness of the institution's present and likely future management of the academic standards of awards" と記述。(Quality Assurance Agency. *Institutional review: University of Sussex*, May 2008)

## 学位プログラムと分野別認証評価との関係

分野別認証評価、すなわち、専門団体からの認証を受けているプログラムは以下の通りである。このリストは、Undergraduate Prospectus 2010 の記述に基づくものであり、その限りにおいて網羅的である。

- BScs in Product Design and in Product Design  
Institution of Engineering Designers によって認証されている。
- Sussex Language Institute  
British Council によって英語教育機関として認証されている。
- Psychology  
全てのプログラムは British Psychological Society によって認証されており、psychologist としての訓練を更に積むことを可能とする。
- Foundation Degree in Community Development  
English Standards Board for Community Work Training and Qualifications によって認識されている。
- MEng (Computer Systems Engineering, Electrical and Electronic Engineering, Electronic and Communication Engineering)  
Institution of Engineering and Technology (IET)によって認証されている。
- MEng and BEng programmes in Automotive Engineering and Mechanical Engineering  
Institution of Mechanical Engineering (IMechE)によって認証されている。
- BA in English Language Teaching and Language(s), English Language and English Language Teaching, English and English Language Teaching  
Trinity College London Cert TESOL の資格を受けることができる。
- MChem (Chemistry, Chemistry (with a sandwich year))  
Royal Society of Chemistry (RSC)によって認証を受けており、卒業者は、Chartered Chemist のタイトルを受けることができる。

## 大学内部の質保証組織

2009年8月に12個のスクールが設置され、それに伴い、質保証の体制も変更されており、一部検討作業も続いている。<sup>213</sup>

現在の検討の基本的な案によれば、それぞれのスクールには School Teaching and Learning

---

<sup>213</sup> University of Sussex, “Quality Assurance Processes” URL: [www.sussex.ac.uk/vc/1-3-9-9-9.html](http://www.sussex.ac.uk/vc/1-3-9-9-9.html)

Committee (STLC) (教育学習委員会) と Academic officer である Director of Taught Programmes (教育プログラムディレクター) が置かれる。STLC は、カリキュラム編成を含め、学部教育の質保証を担当する。

Director of Taught Programmes の責任は以下の通りである。<sup>214</sup>

- カリキュラムを戦略的に発展させること
- カリキュラムのマネジメント
- マーケティング、リクルーティング、アドミッション (学生の入学関係)
- 学生のリテンション (退学を無くすこと) と参加の拡大 (widening participation)
- プログラム間の移動など、学生関係の事柄を処理すること
- 学生の雇用可能性 (employability) を上げること
- スクールのマネジメントチームの一員として貢献すること
- 委員会へ参加すること、STLC の議長を務めること
- スタッフの能力開発をすること

この上に全学レベルの機関として、Teaching and Learning Committee (TLC) と Taught Program Committee (TPC) が置かれる。それぞれのメンバーと責任は以下の通りである。

- Teaching and Learning Committee (TLC)
  - 議長 : Pro-Vice Chancellor, Education (教育担当の学長補佐)
  - メンバー : Heads of School、関係する管理部門スタッフ
  - 責任 : アカデミック戦略と政策
- Taught Program Committee (TPC)
  - 議長 : PVC Education (教育担当の学長補佐)
  - メンバー : 各スクールの Director of Taught Programmes、関係する管理部門スタッフ
  - 責任 : カリキュラムと質保証関係の事柄

また、各スクールには School Research Committee (研究委員会) と Director of Doctoral Studies (博士研究ディレクター) が置かれ、大学院レベルの教育についての質保証を担当する。この上に全学レベルの機関として、Research Committee (研究委員会) と Doctoral School Committee (博士スクール委員会) が設置される。これらの委員会の議長は、Pro-Vice Chancellor, Research (研究担当の学長補佐) が務める。

#### 定期的サブジェクトレビュー (Periodic Subject Review)

大学の各 Department は 5 年ごとにレビューを受ける。まず、自己評価報告書を作成し、その後 1 日レビューチームの訪問を受ける。レビューチームは 3 人の大学内部の異なる専門分野

---

<sup>214</sup> University of Sussex, New school structure: duties of the director of taught programmes

のシニアレベルの教員と、2人の外部の同じ専門分野の教員の計5人から構成される。レビューチームは訪問中に学生との会合も持つこととなっている。<sup>215</sup>

自己評価報告書 (Self evaluative documents) は、カリキュラムやその承認プロセスなどについて現在実施していることを冗長に記述することはせずに、なぜそのようにしているのか、あるいはなぜ変更をしたのか、その結果どのような結果が得られたかなどのオピニオンを中心に書くべきであるとされている。その構成は以下の通りである。<sup>216</sup>

- コンテキスト (約 1500 字)

提供されているプログラム、デパートメントの目的、プログラムの目的、将来の計画について記述する。

- コアファクト (約 1500 字)

学生、教員、資源について記述する。

- 評価 (約 7,000~10,000 字)

何をしているのか、どのくらいうまくやっているか、どのようにうまくやっていることが分かるのかなどについて記述する。項目として、カリキュラムの開発・計画、教育と学習、アセスメント、学生支援、学生の業績、資源、研究、質保証、平等・多様性への取り組みについて取り上げる必要がある。

### 新規プログラム等の策定

すべての新規プログラム提供と重要なし主要な変更(プログラム改訂)は、表 4-11 に示すプロセスに従うとされる。まず、一般的に **Department** から提案され (ステップ 1)、それが学部 (School) で支持されアカデミックオフィスに送られる (ステップ 2)。続いて、アカデミックオフィスはプロフェッショナルサービス部門 (Professional Service) による市場/費用/戦略の調査をまとめ、またア krediteーション所要条件などを明らかにし、報告書は **Head of School** と **Head of Department** に送られる (ステップ 3)。次に、スクールはこの報告書を検討し、スクールの年次計画に盛り込むとともにアカデミックオフィスに支持声明書を送る (ステップ 4)。戦略資源委員会 (Strategy and Resources Committee) のサブグループがこの提案を調査し、承認された時点で大学案内にも掲載できることになる。またこの承認についてアカデミックオフィスから教育学習委員会 (Teaching and Learning Committee) に報告され、更に **Senate** に報告される (ステップ 5)。最後のステップ 6 として、アカデミックオフィスは学部学科と協議して検証 (Validation) の計画調整を行う。検証としては、学生ニーズに合っていることや、**FHEQ** や科目ベンチマーク記述、実施規範 (Code of Practice) との整合などについて、外部学識者 (ピア) を含んで招集されたパネルで議論され、決定される。

---

<sup>215</sup> University of Sussex, Michael Moon, Periodic Subject Review

<sup>216</sup> Academic Office, University of Sussex, *Guidelines for Preparing a Self-Evaluation Document for Periodic Subject Review*, November 2005

表 4-11 新規プログラムの承認ステップ概要

ステップ	内容	関係する組織
ステップ 1 (6月開始)	新規プログラム/主要改定の構想の特定	Department (最小限の文書化)
ステップ 2	School に支持された構想	School (最小限の文書化)
ステップ 3 (10月)	Professional Services は School による検討のために、提案についての詳細な市場/費用/戦略の報告書を提供する	Professional Services (重要研究と報告)
ステップ 4 (11月)	School は Professional Service 報告を検討し、進めて年次計画に盛り込むか、または停止/延期/見直し、することを勧告する	School (運営/戦略レベル)
ステップ 5 (12月)	計画プロセスは、大学の戦略目標に沿って提案を承認/却下する - 承認されればこの時点で新規プログラムは学校案内に掲載できる	Strategy and Resources Committee (DVC と PVCs)のサブグループ
ステップ 6 (春学期の実施前)	完全な承認と外部の認証イベント	Department (文書化) School (イベント組織化) Professional Services (支援/指導)

(出典：University of Sussex, Academic Office Student and Academic Services, “Curriculum Development and Approval”, p.11, October 2007)

#### 現地調査による補足

以下は、サセックス大学 (University of Sussex) の Head of the Academic Office へのインタビューにより得られたものである。

##### <大学財政事情>

学生総数はパートタイムも含めて約 10,000 名であり、財政収入は約 100 百万ポンドである。財政危機により昨年より政府の財政支援が減少している。また、数年前に比較しスタッフ経費などが増加している。企業などに資金を求めているが、大学財政は非常に厳しい状態にある。

##### <教員の種類と所属>

大学ホームページには、教員 (faculty) 数は教育教員 (teaching faculty) と研究教員 (research faculty) に分けて記載されている。教育教員は研究も行う。研究教員は研究のみを行う。教員全体の時間は、だいたい、1/3 が教育、1/3 が研究、1/3 が管理に使われる。

##### <承認プロセス補足>

新しい学位プログラムの承認プロセスのステップ 1 において、1 年に出される新学位プログラムのアイディアは、大学院課程のものの方が学部課程のものより多いが、1 つの Department 当たり 1～2 個である。しかし、戦略的に学部課程において 1 つの Department

で数個の学位プログラムが作られる年もある。

承認プロセスにおいて、多くのアイデアはステップ 5 まで行き、ステップ 5 を通過するのは約半数である。ステップ 6 は確認 (validation) に過ぎず、ステップ 5 を通過すれば承認される。

承認のどのステップにおいても、学生も学生代表もまったく決定に参加せず、意見を述べる場もない。

承認ステップ 1、2 において、文書化は教員のみで行われる。

承認ステップ 2 で、スクールが初期見解を求めることができる **School Teaching and Learning Committee** は、スクールの長と **Heads of Departments** で構成される。

承認ステップ 3 で登場する **Student Recruitment Services** のスタッフは、国内または国際的に学生募集に関する専門職経験を持つ者で構成される。また、同様に承認ステップ 3 で登場する **Strategy Planning and Governance** のスタッフには、学生の要求に関する知識をもち、新たなプログラムを開発し、質の高い学生を引きつける能力が求められる。

1 つの新しい学位プログラムアイデアに対して、承認ステップ 3 で作成される **Professional Service Report** は、ビジネス分析者、市場分析者、運営管理者など約 5 名の専門職により、通常、2 日で作成される。市場、経費、戦略面の結論を簡潔に 2 枚程にまとめたものが作成されるが、内容は濃い。なお、学科が学位プログラム全体を設計するには 6 ヶ月がかかる。

ステップ 4 において、スクールレベルの決定を行う **School Management and Strategic Group** は、スクールの長と部門の長で構成される。なお、彼らはおおよそ **School Teaching and Learning Committee** のメンバーと同じである。

承認ステップ 5 において、**Strategy and Resource Committee** のサブグループを構成しているのは、教育関係 **PVC (Pro-Vice-Chancellor)**、研究関係 **PVC、DVC (Deputy Vice-Chancellor)**、計画支援関係で、通常 4 名である。

**Teaching and Learning Development Unit (TLDU)** と **Academic Office (教務事務局)** は、新学位プログラムの承認に関して互いに独立している。TLDU の役割は、高等教育での教育開発であり、行動規範を作成することである。Academic Office の戦略的志向と TLDU の質保証とは利害が異なるため、多くの大学でこの 2 つの部門は分かれている。

**Teaching and Learning Committee of Senate** は、新学位プログラム承認に関して形式的な責任により、承認ステップ 6 での **Validation Panel** の指名を行う。なお、承認ステップ 6 においては、学外から 1 または 2 名の外部研究者が **validation panel** に召集される。

承認ステップ 6 から、外部出席者の新たなニーズや意見は、学位プログラム設計の条件という形で、学位プログラムに反映される。

<学際的プログラム頻度>

学科・学部横断的な新学位プログラムアイデアが出る頻度は極めて少ないが、そのような横断的学位プログラムアイデアの場合、Academic Office の長が学科・学部間の調整を行う。

<資源配分基準>

承認ステップ4の段階で、まったく新たな学位プログラムアイデアに対して、学部が付加的な資源（resource）を要求することは可能である。ただ、学部は既存の学位プログラムの資源を削ってその資源を作ることもできる。どの方向が勧められるかは、その学位プログラムアイデアの市場（market）面などに依存する。

Director of Finance により用意されるスクールや部門（Division）への最初の財源配分は、基本的に研究ではなく教育に基づいて行われる。その教育とは本質的に学生教育のためのお金である。

Strategy and Resources Committee は、新たな学位プログラムにその学位プログラムの学生数に応じて資源を配分する。将来的に財政カウンスルからの補助金につながる可能性（その学位プログラムの学術的重要性）を考慮することは、投資面が多く難しい。



## 5 ドイツ

### 5-1 高等教育質保証

ドイツ高等教育では、大学在学者の増加と在学期間の長期化による教育・研究環境の悪化が、1960年代から続く改革課題となっていた。また、ドイツの大学の伝統的第一学位（Diplom や Magister）は、欧州大陸では修士レベルの学位となっており、国際的に比較可能な学位構成にはなっていなかった。

このような状況の中で、ボローニャ・プロセス（Bologna Process）による3段階制の学位構成導入は、上記課題の解消につながる期待があった。しかし、ドイツ連邦政府は憲法上、高等教育政策に直接干渉する権限を認められていないため、各大学が自由意思でボローニャ・プロセスの具体化に着手する策として、認証制度を導入したと考えられる。<sup>217</sup>

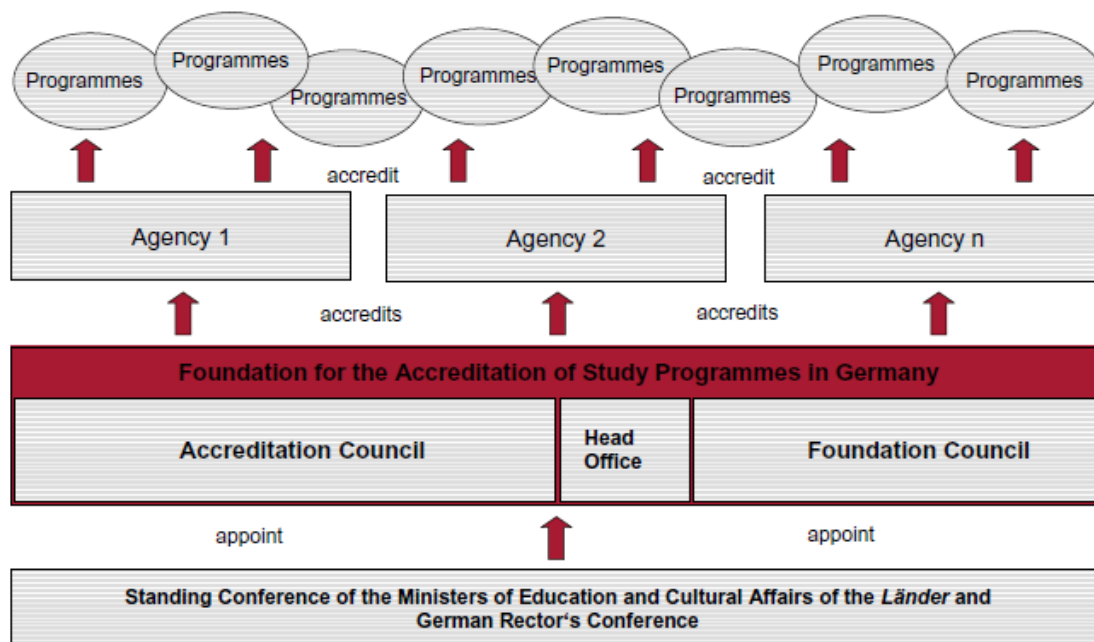
#### 5-1-1 認証システム

1999年に、ドイツ認証評議会（GAC: Akkreditierungsrat（German Accreditation Council））は、1998年12月に可決された各州文部大臣会議（KMK: Kultusministerkonferenz）の決議案に基づき設立された。GACは、欧州高等教育質保証協会（ENQA: European Association of Quality Assurance Agencies in Higher Education）の会員機関となっている。

図5-1において、GACはAccreditation Councilによって、KMKはStanding Conference of the Ministers of Education and Cultural Affairs of the Länder and German Rector's Conferenceによって表わされている。

---

<sup>217</sup> 田中正弘,「21世紀型高等教育システムの構築:政策の国際比較ードイツの事例よりー」2007.



出典：Akkreditierungsrat, “Akkreditierungsrat – Accreditation System“ <http://www.akkreditierungsrat.de/>

図 5-1 ドイツにおける認証システム

図 5-1 において Agency 1～3 によって表わされている) により行われ、その認証機関は GAC により認証設置される。中心的意思決定機関である GAC は、認証手続きの基本要件を定め、信頼性、透明性、国際認証性を有する基準の下で認証が行われるよう監視する。

GAC は、ドイツ学位課程認証機構 (SASD: Stiftung zur Akkreditierung von Studiengängen in Deutschland (Foundation for the Accreditation of Study Programmes in Germany)) に置かれている。認証システムの法的基盤は、母体機構であるドイツ学位課程認証機構の設置法、および、機構と認証機関の間で締結される契約にある。そこには、認証システムでの高等教育機関の権利と義務が定められている。それらの契約協定の一部として、各州文部大臣会議の各州共通体系ガイドライン (Ländergemeinsamen Strukturvorgaben : 本章・追補参照) も考慮に入れて、認証機関は認証評議会の基準や決定を展開する。

ドイツの認証機関としてはこれまでに以下の 7 機関が認証されている。

- ACQUIN : Accreditation, Certification and Quality Assurance Institute (所在地 : バイロイト)
- AHPGS : Accreditation Agency for Study Programmes in Health and Social Sciences (所在地 : フライブルグ)
- AKAST : Agency for Quality Assurance and Accreditation of Canonical Study

Programmes (所在地：アイヒシュテット)

- AQAS : Agency for Quality Assurance by Accreditation of Study Programmes (所在地：ボン)
- ASIIN : Accreditation Agency for Degree Programmes in Engineering, Informatics/Computer Science, the Natural Sciences and Mathematics (所在地：デュッセルドルフ)
- FIBAA : Foundation for International Business Administration Accreditation (所在地：ボン)
- ZEvA : Central Evaluation and Accreditation Agency Hannover (所在地：ハノーファー)

2008年にはAKASTが新たに認証された。AKASTは聖職者資格を得るためのプログラムの認証を行うために設立された機関である。

#### 5-1-2 外部認証機関認証

認証機関の認証と再認証は、ドイツ認証評議会（GAC）の中心的な業務である。<sup>218</sup>以下に示す、認証機関認証基準と、認証機関認証・再認証実施手順規定に従って、GACによる認証が実施されている。後述のように、認証機関が実施する認証行為には、プログラム認証と、システム認証の2つのものがあるが、認証機関として認証を受ける際には、プログラム認証を行う機関として認証を受けるのか、システム認証を行う機関と認証を受けるのか、あるいは両方を実施する機関として認証を受けるのか、を明らかにして申請を行うこととされている。<sup>219</sup>

##### (1) 認証機関認証基準

以下にGACが2005年12月15日に制定し、2007年10月8日に改正した、認証機関認証基準<sup>220</sup>を示す。

#### 基準1 - 認証業務を理解していること

1.1 認証業務の基本要素の背景にあるのは質の確保であるが、当該機関において、その質の確

<sup>218</sup> Akkreditierungsrat, *Work Report 2008*, p.11.

<sup>219</sup> 現在7つの認証機関がGACより認証されているが、2008年に認証されたAKAST以外の6つの機関はプログラム認証、システム認証の両方を行うことについて認証を受けている。AKAST以外の認証機関は、システム認証の制度ができる以前に認証を受けていたため、システム認証を行うことについての認証については、簡素な申請手続きを経て、認められた。

<sup>220</sup> Akkreditierungsrat, "Criteria for the Accreditation of Accreditation Agencies," 2007.

保について理解している旨を公式に記載した書面があること。当該機関の活動が質の向上という目的に沿ったものであり、また、教育学習の内容や質の面で高等教育機関が大きな責任を担っている点も踏まえた活動内容になっていること。

- 1.2 プログラムの認証権限が認められた場合、高等教育機関すべての認証を行うとともに、各種の学科科目の認証を行うこと。
- 1.3 プログラム認証ができるようにするには、「学位プログラム認証基準」、「学位プログラム認証実施手順一般規定」の運用を確保する内部プロセス、規則、専門知識を持ち合わせている旨を立証する必要がある。
- 1.4 システム認証ができるようにするには、「内部システム認証基準」と「内部システム認証手順一般規定」の運用を確保する内部プロセス、規則、専門知識を持ち合わせている旨を立証する必要がある。また、当該機関の各部署では、高等教育機関の経営面での専門知識がある点と、高等教育機関の質保証の面で専門知識がある点を立証する必要がある。
- 1.5 システム認証権限の申請のみを行っている場合、以下に定められた基準に準拠してプログラム認証手続を実施できる旨を立証する必要がある。

## 基準 2 - 構造的な組織構成

- 2.1 当該機関は、自己の法人格を保有しており、営利目的で活動していないこと。
- 2.2 プログラム認証資格なのかシステム認証資格なのかによっても左右されるが、当該機関では、認証関連業務を全般的に理解しており、なるべく部署の権能、職責、構成を整備しており、業務実施に関連する各種関係者（各種学問分野の代表者、学生、実務家）の参加を得ていること。
- 2.3 プログラム認証・システム認証それぞれの評価手続に関連する分野すべてとの関係で、手続に参画する者全員の適性が、妥当な人選・準備プロセスにより確保されていること。
- 2.4 個別事案に関して当該機関の部署の独立性が確保されていること。また、当該機関に勤務する者についても、同様に独立性と公平性が確保されていること。

## 基準 3 - 手続の構成

当該機関では、効率的かつ法的拘束力のある規則に基づいた手続を用いてプログラム認証・システム認証が行われており、また、当認証評議会の指針が実施され決定の一貫性が確保されていること。

## 基準 4 - 設備

人的資源・物的資源について、当該機関では、所要の機能領域に照らして人的資源・物的資源を十分かつ持続的な水準で持ち合わせていること。

## 基準 5 - 内部的な質の管理体制

当該機関では、内部的な質の管理システムが制度として整備されており、その管理システムが継続的に用いられていること。なお、内部的な質の管理システムは、下記の要素で成り立つものとする。

- ・ 系統的な内部的フィードバック・プロセスと、内部プロセスの分析
- ・ 高等教育機関との系統的な外部的フィードバック・プロセス
- ・ 職員・専門家向けの研修

## 基準 6 - 内部苦情処理手続

高等教育機関から求めがあった場合に、認証決定を再検討する内部的な手続を整備した上で

実施していること。この手続では、再検討の対象項目が明確化されている必要がある。再検討手続において判断を下す人物については、業務命令から独立した存在にすること。

#### 基準 7 - 報告

当該機関の手続・決定については、透明性が確保されており、一般向けに十分に告知されていること。

### (2) 認証機関認証・再認証実施手順規定

以下に GAC が 2007 年 10 月 8 日に制定し、2008 年 2 月 29 日に改正した認証機関認証・再認証実施手順一般規定<sup>221</sup>を示す。

認証評議会は、「ドイツ学位課程認証機構」設置法の第 2 条第 1 項の 1 番に従い、機関の申請に応じて、認証実行機関としての機関の認証手続きを実行する。この実行に関しては以下の一般規定が適用される。

1. 認証評議会は手続きの実行および決定に際し、2005 年 12 月 15 日の決議「認証機関認証基準」および当決議、ならびに「欧州高等教育圏質保証基準」も含めて、これらを補足または代替する全ての決議を満たす義務を負う。
2. 認定の申請者は根拠のある申請を提出しなければならない。その根拠は、機関の自己描写を包括し、認証実行機関の認定のための基準の遵守を証明しているべきである。
3. 認証評議会は審査手続きに備え、少なくとも 5 人から構成される審査グループを選任する。以下がこのグループに所属する。
  - ・ 認証評議会の会員 1 名
  - ・ 高等教育機関の代表者 2 名
  - ・ 認証分野の国際的な専門家 2 名
  - ・ 学生の構成員 1 名
  - ・ 実務家 1 名
4. 審査員は、審査手続き実行に関してドイツ学位課程認証機構から支援を受ける。これには手続きの準備および審査任務の解説も含まなければならない。
5. 審査は、以下の事項に基づく。
  - ・ 申請根拠の分析
  - ・ 現地訪問し、認証機関において認証の最終決定に責任を持つ意思決定のための委員会を傍聴する
  - ・ 認証機関の理事、従業員および鑑定／監視人、ならびに必要な場合には、既に認証機関による認証手続きを修了した高等教育機関の代表者との個別会談
  - ・ 認証手続きで認証機関が行う現地視察への参加
  - ・ 必要がある場合には、前回の認証以降の認証評議会による評価の顧慮
6. 決定の前に認証評議会は、認証機関のヒアリングを行う。
7. 議決の前に、認証機関は意見表明のため、決定推奨を含まない審査人報告を受ける。
8. この手続きに引き続き認証評議会は、決定、申請根拠および判定報告書を公開する。

<sup>221</sup> Akkreditierungsrat, "Allgemeine Regeln zur Durchführung von Verfahren zur Akkreditierung und Reakkreditierung von Akkreditierungsagenturen", 2008.

### 5-1-3 学位プログラム認証

認証手続きの対象は、ドイツにおける州または州が認めた高等教育機関からの学士および修士にかかる学位プログラムである。学位プログラムの認証は期限付きの認証である。いくつかの学位プログラムが合理的・正当に合併されるなら、認証は合併体に対しても行われる。そのような場合、認証は個々の学位プログラムを基礎としてなされる。

認証手続きはいくつかの段階からなり、ピアレビューを原則として実施される。高等教育機関が学位プログラムを認証機関に出願するとき、関連認証機関は、その学位プログラムの専門分野だけでなくそのプログラムのプロフィールをも反映させた評価グループを設定する。各場合において、評価グループは、高等教育機関の代表者、すなわち、教員や学生、および、専門職代表から構成される。学位プログラムの評価では、原則として評価者による高等教育機関訪問がおこなわれ、GACによる学位プログラム認証基準に従い評価が実施される。評価グループによる査定報告書に基づき、また、GACによる決定規則に従い、認証機関による認証委員会は、当該学位プログラムに対して、合格、条件付合格、手続き保留、不合格のいずれかを決定する。

2008年12月までに合計4,160個の学士と修士のレベルのプログラムが認証されている。2008年の1年間で、認証を受けたプログラムの数は千を超えた。これまでに認証を受けたプログラムは、現在提供されている学士と修士レベルのプログラムの約40%である。4,160個の認証を受けたプログラムのうち、約10%は条件付きで認証を受けており、また、これまでに40のプログラムは認証申請を却下されている。<sup>222</sup>

#### (1) プログラム認証基準

以下にGACが2006年7月17日に制定、2008年2月29日に改正した、学位プログラム認証基準<sup>223</sup>を示す。

##### 基準1：大学のガバナンス管理

高等教育機関は、学位プログラムの質を志向した開発・実現をなすべく、教育と学習における質について独自に解釈し、これを成文化すること。

この質の解釈は、その機関の独自の考えおよび機関像を反映したものであること。これは以下のものに反映すること。

- ・学位プログラムの資格目的の定義
- ・学位プログラムの基本構想の、目的に合った設定と持続的な適用
- ・包括的な質保証構想

##### 基準2：学位プログラムの資格目的

学位プログラムは、専攻分野の教育目標と学位レベルに対応した、専門分野・学際分野に対する (disciplinary and trans-disciplinary) 資格を目的とすること。

上記資格目的は、次の全てに関連すること。

- ・学問的資格

<sup>222</sup> Stiftung zur Akkreditierung von Studiengängen in Deutschland, *Work Report 2008*, p.27.

<sup>223</sup> Akkreditierungsrat, "Criteria for the Accreditation of Study Programmes", 2008.

- ・資格を有する職業に就くことが可能なこと
- ・民主的市民権を担う能力
- ・個性／個性の発達

資格目的を定義する際には、高等教育機関は卒業生の進路調査結果をも考慮すること。

### 基準3：学問システム内での学位プログラムの概念的な分類

学位プログラムは以下に従うこと。

- (1) 2005年4月21日付けのドイツ学位資格枠組みにおける要求
- (2) 2003年10月10日付けの学士および修士プログラムの認証に関する高等教育大綱法(HRG)第9条第2項に従う各州(Länder)共通体系ガイドラインにおける要求
- (3) 適用可能な範囲において、学士および修士プログラムの認証に対する各州(Land)別体系的ガイドライン
- (4) 適用可能な範囲において、認証評議会に拘束力がある(1)から(3)項の解釈および略式理解

学位プログラムは、これらの要求それぞれに、特に以下の点に関して合致すること。

- ・学位プログラムの定義と類型学的分類
- ・その資格レベルに割り当てられた記述子(descriptors)の適用
- ・ECTS(European Credit Transfer System)およびモジュール方式組み立ての適用
- ・適性オリエンテーション

分類は、入学および他の学位プログラムからの移行に関する定めを含むこと。

### 基準4：学位プログラム構想

学位プログラム構想は、

- ・専門分野および学際分野の(disciplinary and cross-disciplinary)知識の提供が可能であること
- ・方法論的および一般的技能の習得を可能とすること
- ・教育的／教訓的発想を育むこと
- ・構成に関して明快であること
- ・定められた資格目標に関して目的に整合すること
- ・特に、望ましい入学資格、学生の修業量、試験システム、学習支援・相談の提供、実施段階の設計、優先学習に対する判断規則を考慮に入れた上で、学科として実現可能(実行可能)であること
- ・十分に多くの選択手順を含むこと
- ・特定のプロフィールを持つ学位プログラム(例えば、訓練目的の学位プログラム)においては、それぞれの具体的要請に対応すること
- ・高等教育機関でのジェンダー公平の観念を満たしていること

学位プログラムを設計するに当たっては、高等教育機関は学生の修業量、勉学成功(卒業)率、卒業進路調査結果に間する研究を含めた評価所見を検討すること(これは、初回認証には適用しない)

### 基準5：学位プログラムの実現

プログラムの実現は、他の学位プログラムとの関係も考慮した、定性・定量両面からの人的、物的、空間的資源により確実となる。

勉学組織は適切な支援手段のために、特に、教員による指導だけでなく学問的・非学問的学⽣支援サービスを提供すること。ハンディキャップを持った学生への心遣いも考慮されること。

### 基準6：試験システム

定められた教育目標の達成をテスト・確認するための試験は、基本単位に関連し、知識だけでなく能力に関連すること。適切で修業量に見合った頻度での試験が課せられ、その試験が適切に編成されることにより、学位プログラムの管理可能性が保証されること。

ハンディキャップを持った学生の、時間順についての、また正式の学習の要求事項における不利に対するクレーム、全ての最終的なまたは学習に伴う成績記録へのクレームが、能力評価試験の範囲において、保証されること。

高等教育機関は、試験規定が全ての法的要求に合うことを保証すること。

#### 基準 7：透明性と文書化

高等教育機関は、適切な文書化や発行によるアクセス可能な形で、学位プログラム、学位のコース、試験に関する要件を、ハンディキャップを持った学生に対する不利調整に気遣った規定を含め、作成すること。

学生は、学問的、そして、(一般的な) 非学問的な助言や指導を通して支援されること。

#### 基準 8：質保証

高等教育機関は内部質保証手続きを実施し、初回の認証から離れて、適切な結論をその実施結果から導出すること。

## (2) プログラム認証実施手順規定

以下に GAC が 2007 年 10 月 8 日に採択され、2008 年 2 月 29 日に新規定として採択された学位プログラム認証・再認証実施手順一般規定<sup>224</sup>を示す。

### 1) 一般規程

1. 認証機関は手続きの実行および決定に際し、「学位プログラム認証基準」、2007 年 10 月 8 日の「認証機関の決定：種類／方式および効力」、ならびにこれらを補足または代替する全ての決議を満たす義務を負う。
2. 業務委託の受諾段階で認証機関は、手続きを申請している大学に重要な内容、手続きの全工程および認証計画の基準について通知する。これに関連して認証機関は、全遂行任務の確実な叙述を行い、その報酬を確定する。
3. 申請を行う大学は、ひとつあるいは複数の学位プログラムの叙述を包括し、学位プログラムに関する認証のための基準遵守を記録した、根拠ある申請書を提出しなければならない。
4. 認証機関はその審査手続きに備え、審査手続きのために重要な全領域（例えば専門的側面、学位プログラムの構造的および形式的側面や社会的側面など）の審査を保証するような審査人グループを選任する。審査人グループには重要な利害関係者、とりわけ学界の代表者、学生の代表者および実業界の代表者が所属する。

組み合わせパッケージの認証の場合には、認証機関は、組み合わせパッケージの各々のプログラムが十分に、その規模と内容の観点から適切な、専門家のグループによって評価されることを確実にする。

認証機関は審査人の公平を保障し、申請を行っている大学に対する公正を維持する。この

<sup>224</sup> Akkreditierungsrat, “Allgemeine Regeln zur Durchführung von Verfahren zur Akkreditierung und Reakkreditierung von Studiengängen“ (General Rules for Carrying Out Procedures for the Accreditation and reaccreditation of Study Programs), 2007.



目的のために、認証機関は大学に異議申し立ての権利を認める。大学側に、提案の権利および拒否権はない。

5. 認証機関は、審査人に手続きに対する準備をさせる。

6. 審査は、主として以下の事項に基づく

- 申請根拠の分析
- とりわけ大学の理事、教官および学生との個別の会談を含む現地訪問

再認証の際は、認証評議会の関連規程に従ってプログラム認証に関して得られた 2 年以内に行われた審査結果がある場合、認証機関は現地訪問を放棄することができる。

あるシステム認証のプログラム標本調査 (Programmstichprobe) の一部であった学位プログラムの場合には、このプログラム標本調査が認証評議会のプログラム認証のための関連規程に従って実行されており、その結果がプログラム認定に支障をきたすものでなければ、改めて現地訪問を行う必要がない。

7. 決定の前に、大学は意見表明のため、決定推奨を含まない審査人報告を受ける。

8. 認証機関は、大学の意見表明を尊重し、審査人報告およびその決定推奨に基づき決定を下す。

認証機関は、認定もしくは条件付認定を宣告するか、または認定を否認する。認証機関による手続きの保留は、一度に限り 18 ヶ月間可能である。

9. この手続きに関連して、認証機関はその決定および審査人の氏名を公開する。認定の否認が決定された場合には、この公開に代わり、認証評議会に相応の伝達が行われる。認証機関は、認証評議会に対する報告の義務を損なうことなく、手続きにおける信頼性を保障する。

10. 認証機関は、条件付与により限定された認定または総合的に否定された認定、および手続き保留に関する決定の根拠を示す。

11. 認証機関は、認定にあたって付与された条件が大学により履行されているかどうかを点検する。

## II) コンビネーション学位プログラムの認証に関する特別規程

### 1. 認証の対象

いわゆるコンビネーション学位プログラムにおける認証の対象は、コンビネーション学位プログラムであり、その各部門プログラムではない。これは、2005 年 9 月 22 日版の「学士および修士プログラムの認証に関する高等教育大綱法 (HRG) 第 9 条第 2 項に従う各州共通ガイドライン」、ならびに認証評議会による関連決議事項 (認証機関認証基準および学位プログラム認証基準) に基づく。

### 2. 学位プログラム認証基準

学位プログラム認証基準は従って、単に部門学位プログラムに限らず、そのコンビネーション選択肢の全プログラムを含めたプログラムとして学位プログラムに適用されなければならない。

### 3. 適性目標

大学は、コンビネーション形式の学位プログラムの提供に関するコンセプトを持っている。ただし学位プログラムコンセプトの根底にある適性目標（2. 学位プログラム認証基準）が、部門学位プログラムの適性目標の総体から成る可能性もある。

### 4. 学位プログラムコンセプト

矛盾無く一貫した学位プログラムのコンセプト構築という要求（2.学位プログラム認証基準）は、部門学位プログラムにおいて適用が可能でなければならない。

### 5. 専攻の可能性（重なる回避）

大学は全ての部門学位プログラムに関して、各講義／ゼミナールおよびモジュール単位の試験が、専攻できることを保証するよう互いに調整されていることを証明する。

大学は全てのコンビネーション学位プログラムに関して、少なくともしばしば選択される組み合わせにおける講義等の重なりを回避し専攻の可能性を保証し、あまり選択されない専攻の組み合わせに関しても重なり回避に努める。重なる事例が発生した場合、大学は学生に対して特別な案内の義務を負う。

### 6. 認定の補足

コンビネーション学位プログラムの認定は、部門学位プログラムの専攻可能な部門学位プログラムカタログへの追記により補足が可能である。

これに関連する審査においては、前述の基準が適用されなければならない。認証の期限は、これによって変更されない。

### 7. 共同の認証手続き

それぞれが別々の学位プログラムグループを審査することによって、複数の認証機関が共同でコンビネーション学位プログラムに関する認証を行う場合は、それに引き続き共同で認証の決定を行わなければならない。大学が補足すべき部門学位プログラムの審査のため、認証機関を変更した場合には、新たに選任された認証機関が独立で審査の決定を下すことなく、必要に応じ、これらの部門学位プログラムの認証適合性証明を行う。この認証機関はこれについて、コンビネーション学位プログラムの認証を行った認証機関に通知する。通知を受けた認証機関は、新たに追加された部門学位プログラムについて認定証明書を補足する。

### 8. 証明書

認定証明書には、そのコンビネーションの認証対象であった全ての部門学位プログラムが記載されなければならない。

証明書発行の後に部門学位プログラムを、コンビネーション専攻が可能な部門学位プログラムのリストへ追記することによって認証が補足された場合は、新発行されるべき証明書において、その点が顧慮されなければならない。

### 111) グループ認証手続きに関する特別規程

1. 学位プログラムのグループ化は、個々の（部門）学位プログラムの高度で専門的な類似性を前提とする。類似性は、単なる専門類型への属性（人文および精神科学、社会系諸科学または自然科学）を超え、（部門）学位プログラムの学問的な近似が認められる場合に所与である。  
単に（部門）学位プログラムに共通する体系的なメルクマール（指標）が存在するというだけでは、専門的な類似性の根拠にならない。
2. 審査人グループ構成に際して、全ての（部門）学位プログラムの十分な審査が保証されなければならない。学位プログラムグループ内にある各専門分野に対して、単独の専門審査員のみで制限される場合は、その理由の説明を必要とする。
3. 現地視察の時間的な構成は、グループ内の各学位プログラムが、学位プログラム認定のための基準を遵守しているかどうか十分に検査されうることを保証するものでなければならない。これは、審査報告にも詳述されなければならない。

#### 5-1-4 内部システム認証

上記の学位プログラム認証については、個々の学位プログラムについて質を検討し、認証を実施するものであり、近年ますます重要性を増している高等教育機関内部において質を保証するためのプロセスや組織構造に対する検討は、学位プログラム認証を通じては十分実施されていないとの認識があった。<sup>225</sup>このような認識を背景として、「学位プログラム認証」の有意義な補足・代替として、「内部システム認証」の制度が2008年に導入された。この内部システム認証は、さらに、大学にそれぞれのプロフィールに適合する認証手続きを選択する余地を与えるとされる。<sup>226</sup>

システム認証の対象は、高等教育機関での教授（teaching）と学修における内部質保証システムである。欧州高等教育圏質保証基準（ESG: Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area）、KMKのガイドライン、GACの基準に照らし、教授と学修に関する構成と手続きが、目標達成への適切性、および、学位プログラムの質保証性に関して評価される。

システム認証は、その高等教育機関において、教授と学修における質保証システムが、認定目標達成および学位プログラムの質基準保証において適切であることを、証明する。従って、システム認証の後に立ち上げられた学位プログラムは認証される。

高等教育機関が、教授と学修に対して、すなわち提示学位プログラムの計画と実施に対して、そして、教授と学修の質保証に対して、管理能力と実効的責任をもつならば、特別例外ケースとして、高等教育機関は、機関の1つまたはいくつかの学位関連部門の内部質保証システムに

<sup>225</sup> Stiftung zur Akkreditierung von Studiengängen in Deutschland, *Work Report 2008*, p.6.

<sup>226</sup> Hochschulrektorenkonferenz, "Weitere Entwicklung der Systemakkreditierung" 2007.

対して、システム認証を申請できる。<sup>227</sup>

高等教育機関のシステム認証申請受理の必要条件は以下のとおりである。

1. 初めてのシステム認証の場合には、高等教育機関は直近の冬期に登録された学生 2,500 人ごとに、少なくとも 1 つの認証済みプログラム、どのような場合でも少なくとも 1 つの学士プログラムや修士プログラムが示されていること。高等教育機関が州規定学位プログラムまたは教師訓練プログラムを提示する場合は、各々のプログラムタイプにおいて少なくとも 1 つの認証が示されていること。システム再認証の場合には、高等教育機関は認証期間の中間点における無作為標本調査 (half-time random sample) の結果についての情報を提出すること。
2. 高等教育機関は、高等教育機関全体にわたる正式化された質保証システムを設定したことを適切に示していること。
3. 過去 2 年間に、その高等教育機関がシステム認証に関して否定的決定を受けていないこと。

特別例外ケースとして、高等教育機関の編成単位に対するシステム認証申請受理の必要条件は以下のとおりである。

1. 高等教育機関は、上記に沿ったシステム認証申請受理の前提条件を満たしていること。初めてのシステム認証の場合には、認証済み学位プログラムの提示は、学位関連編成単位に関してのみでよい。システム再認証の場合には、半数の無作為標本に対する成績を示す報告書は、同様に、学位関連編成単位に関してのみでよい。編成単位の質保証システムは、高等教育機関全体の質保証システムに組み込まれていること。
2. 高等教育機関の責任者は、1 つまたはいくつかの学位関連編成単位に対するシステム認証を申請し、かつ、高等教育機関全体の質保証システムの認証が依然として妥当あるいは現実的でないことに対する解りやすい理由を提示すること。さらに、高等教育機関責任者は、システム認証手続きの内部編成に責任を持つことを言明すること。

## (1) システム認証基準

以下に GAC が 2007 年 10 月 8 日に採択し、2008 年 2 月 29 日に改正した、内部システム認証基準<sup>228</sup>を示す。

### 1. 資格付与目標

高等教育機関側から、教育機関としての教育内容に加え、戦略的發展構想の一環として学位プログラムの教育内容を明確化され公表されていること。その学位プログラムの資格付与目標を検証する手法が整備されており、その手法が継続的に用いられていること。

<sup>227</sup> Akkreditierungsrat, "Criteria for System Accreditation" 2008.

<sup>228</sup> Akkreditierungsrat, "Criteria for System Accreditation" 2008.

## 2. 教育学習領域における運営制度

その高等教育機関において、教育学習領域における運営制度が設けられており、その運営制度が継続的に用いられていること。これにより、最新版の「学位プログラム認証基準」を踏まえた上で、学位プログラムの資格付与目標が具体的かつ説得力のある形で決定される。資格付与の目標には、学科関連の側面、学際関連の側面の双方が含まれており、特に、科学的適性、雇用適性（資格を要する職に就職できること）、市民社会や人格形成の分野に関与する資格といった側面が含まれる。この制度によって担保される事柄としては、下記の諸点が挙げられる。

- ・ 学術的に実現可能で（実用的で）、資格付与の所期の水準・内容を確保する形で、学位プログラム構想の資格付与目標と所期の学習成果を実現できる。この中には、学生の学習負荷の現実的評価・検証、ECTS の適用、適切なモジュラー化（modularisation）、試験のための十分な体制、相談・支援の提供、男女平等への配慮、子持ちの学生・留学生・健康障害を抱える学生の要求事項に加えて、過去の学習内容を認定する規則が含まれる。<sup>229</sup>
- ・ 質的・量的に十分な資源と人材育成・資格付与の措置を基にして、適切に学位プログラムを運用できる。
- ・ ドイツ高等教育学位資格枠組みに合わせる形で資格付与を行うとともに、法令上の要件（特に、各州共通体系ガイドライン、州別体系ガイドライン、また、適切と判断される場合には、各州の規制対象となっている職種に就職する学生向けの学位プログラム関連の既存特別規則）との整合性が確保される。
- ・ 教授や学生、卒業生、外部専門家、実務家が学位プログラムの企画立案・改良に参加できるようになる。各州の規制対象となる職種に関して準備を行う学位プログラムの場合、適切な専門家の関与を得る必要がある。

## 3. 内部的な質確保の手續

高等教育機関の側で、「欧州高等教育圏質保証基準」を満たす形で、教育学習領域において質の保証を図る手法が導入されており、その手法が全体的構想に取り入れられていること。

内部的な質保証制度には、その制度の持続可能性を確保する形で人員と設備が割り当てられていること。教育学習領域における内部的な運営プロセスの実効性を評価するとともに、教育学習面の質を確保し継続的に向上できるものが望ましい。

詳しく述べると、内部的な質保証制度の内容は、下記の通りとなる。

- ・ 学習内容や試験の構成を加味した上で、学位プログラムの内部的・外部的評価が定期的に行われていること。
- ・ 教員の質について学生側によってコース内容の評価が定期的に行われていること。
- ・ 教授が雇用されている場合には教育・試験領域における教授の適性の検証が行われており、定期的な研修の成果について検証が行われていること。
- ・ ドイツ連邦共和国各州文部大臣会議や当認証評議会が指定した学位プログラムの認定ガイドラインとの整合性が定期的に検証されていること。
- ・ 勧告内容を実行していくための拘束力のある手續と、インセンティブシステム。

これにより、教授、学生、職員、卒業生、実務家の参加が可能になるだけでなく、判断に関して独立性を確保された機関（個人）が内部評価・外部評価で質の評価を行えるようになる。

## 4. 報告制度とデータ収集

高等教育機関側において、学位プログラムの企画立案面・運用面での構造や手續に加え、質保証の構造、手續、措置、その結果と効果を書面に記録する内部報告制度が設けられていること。

## 5. 責任

教育学習に関する運営制度において、また、内部的な質保証制度において意思決定手續、資

<sup>229</sup> 複数ある指標のうち、いくつかをランダムに抽出して、抽出された指標についてのみ基づいて、機関の全ての学位プログラムについて詳しく調べ、評価するという考え方である。

格要件、責任が明確化されており、その内容が当該高等教育機関全体で公表されていること。

#### 6. 書類整備

高等教育機関から、教育学習領域における質保証関連の措置の手續と結果について、適切な方法にて、教育学習所轄機関に対し少なくとも年 1 回通知が行われており、世間一般、所轄官庁に対しても適切な形で通知が行われていること。

### (2) システム認証手順規定

以下に GAC が 2007 年 10 月 8 日に制定し、2008 年 10 月 31 日に改正した、内部システム認証手順一般規定<sup>230</sup>を示す。

1. 認証機関はシステム認証の実行に際し、2008 年 2 月 29 日の決議「内部システム認証基準」、2008 年 2 月 29 日の「認証機関の決定：種類／方式および効力」、ならびにこれらを補足または代替する全ての決議を満たす義務を負う。
2. 認証機関は申請を行っている大学と準備のための会談を行い、大学に重要な内容、手続きの工程および基準について通知する。認証機関は、大学に全遂行任務の確実な叙述を行い、その報酬を確定する。
3. 大学は、設備およびその内部管理システム、ならびに大学での勉学と教育の領域における質保証システムの手短な叙述を包括した申請書を提出する。システム再認証の場合には、大学は期間中間の標本調査結果についての報告書を提示する。該当する州に固有の規制がある場合は、この申請は管轄省庁経由で提出されなければならない。
4. 認証機関は予備検査を行い、大学がシステム認証のための許可前提を満たしているかどうかを判断する。明らかにシステム認定を得る見込みが無い場合、認証機関は、予備検査の結果について 4 週間以内に大学、および認証評議会に通知する。
5. 大学は認証機関に、とりわけ内部の管理運営および決定の構造、大学の基本理念およびプロフィール、提供する学位プログラム、定められた質目標および大学での勉学と教育の領域における内部の質保証システムを明確化した記録文書を提示する。この記録文書では、質保証および質の発展のための処置手順の機能方法が明確にされなければならない。システム再認証の場合、この記録文書は、必要に応じて大学が中間標本調査の結果に基づき講じた質の欠陥補填のための全処置を詳述する報告も包括する。この記録文書には、大学の学生代表による意見表明が添付されなければならない。
6. 認証機関は審査手続きに備え、少なくとも以下の人員によって構成される審査人グループを選任する。
  - ・ 大学の管理運営および大学内部の質保証の領域で経験のある 3 名の構成員
  - ・ 大学自治および認証における経験のある学生構成員 1 名
  - ・ 実務家 1 名審査人グループ構成員からそれぞれ 1 名が、大学理事、学位プログラムの構築および大学での勉学と教育の質保証における経験を持っているのが望ましい。  
審査人グループ構成員の 1 人は、他国の出身者であるのが望ましい。  
手続きにおいて職業に関わる法的な補足確認に関する判定が必要とされる場合に限り、国家

<sup>230</sup> Akkreditierungsrat, "Allgemeine Regeln zur Durchführung von Verfahren der Systemakkreditierung," 2008.

規程による要求の範囲内で、さらに追加的に専門家が関与しなければならない。大学が、神学的な研究部門を伴う教職およびコンビネーション教育プログラムを提供する場合は、メルクマール（指標）標本調査実行の際、プロテスタントもしくはカトリック教会の専門家が参加しなければならない。

認証機関は委員長を指名する。

認証機関は審査人の公平を保障するため、適切な準備対策を立て、大学に対する公正を維持する。審査人指名の際、認証機関は大学と連絡をとる。大学に提案の権利および拒否権は認められない。

認証機関は、審査人に手続きに対する準備をさせる。

7. 審査手続きには以下の事項が含まれる。

• 2回の視察

• 学位プログラム構成、教育プログラムの実行および質保証の重要なメルクマール（指標）の、学士および修士教育プログラムにわたる厳密な比較調査（メルクマール標本調査）。メルクマール標本調査は、特に各州文部大臣会議（KMK）のガイドラインおよび州に固有の基準、ならびに大学の全教育プログラムにおける学位プログラムの認証に関する認証評議会の基準について、その遵守を再検査するために役立つ。メルクマール標本調査の対象として、とりわけ以下のものが可能である。大学のモジュール型カリキュラム枠組みのコンセプト、欧州履修単位相互認定システム（ECTS）ポイントの授与、試験システム、教育プログラム構成および適性目標。大学が規制のある教育プログラムを提供している場合は、これらの学位プログラムのうち少なくとも1つに固有のメルクマール（指標）が追加されなければならない。審査人は、認証機関と認証評議会の間で協定される一貫した規則に従って、メルクマール標本の組成を決定する。

• 全学位プログラムの15%、ただし少なくとも3つの教育プログラムに関する厳密な審査（プログラム標本調査） 認証機関はプログラム標本選択の際、システム審査およびメルクマール標本調査の結果と同時に、大学教育における全専門領域、学士および修士教育プログラムの関係、ならびに小規模および大規模教育プログラムの関係に配慮する。大学が規制のある教育プログラムを提供している場合は、これらの1つがプログラム標本に含まれなければならない。教職学位プログラムの場合は、提供されている各教職タイプからそれぞれ1つの学位プログラムが取り入れられなければならない。その他においては、認証機関が無作為化原則に従って決定を行う。

• プログラム標本の学位プログラムが既に認定されている場合、認証機関は、その認定が3年以内に行われたものであれば視察を放棄することができる。

最初の視察は主として、大学およびその管理運営システムに関する情報を得るために役立つ。審査人は、提示された書類を、その意義／正当性および完備性に関して再検討し、2度目の視察に備えて大学がどういった書類を補足し、提示する必要があるかを判定する。メルクマール標本選択の際には、審査人が参加する。認証機関はこれに関する手続きを確定する。

2度目の視察は、提示された書類およびメルクマール標本調査の実行についての批判的な分析に役立つ。この視察は、大学が必要な記録文書をまとめるための十分な時間を確保できるよう計画されるべきである。

審査人はとりわけ大学の理事、管理運営の担当者、機会均等担当者、質保証の責任者ならびに教官および学生の代表者との会談を行う。

審査人は、提示された書類の批判的分析、ならびにメルクマール標本調査および行われた会談の結果を顧慮した当座の報告書を作成する。

認証機関はプログラム標本調査の審査人に、この報告書を提供する。

8. 認証機関が、学位プログラムの認証に関しても許可されている場合、この認証機関はシステム認証の一環として、大学の学位プログラムの各組織的構成単位から、教育プログラムに関する厳密な審査（プログラム標本調査）を実行する。認証機関はこのプログラム標本調査の実行を、認証評議会によって許可された別の認証機関に委託することができる。

認証機関がプログラム認証に関して許可されていない場合、これらのプログラム標本調査はプログラム認証を許可された認証機関によって行われなければならない。

プログラム標本調査に備えて、これを実行する認証機関は、学位プログラムの実情に即した専門的審査を、検査手続きに重要な全領域において保証するような審査人グループを選任する。州共通および州固有の構成基準、ならびに認証評議会の「学位プログラム認証基準」は、適宜に顧慮されなければならない。学生組織および実務家の審査人が参加しなければならない。神学的な研究部門を伴う教職またはコンビネーション学位プログラムの場合、プロテスタントもしくはカトリック教会の専門家が参加しなければならない。この手続きにおける審査は、独立した審査の決定に至ることなく、認証評議会の決定、「学位プログラム認証実施手順一般規定」に従う。

9. システム認証の審査人はプログラム標本調査による審査を顧慮し、プログラム標本調査の審査人グループ委員長の関与下で、システム認証のための決定推奨を含む最終報告書を完成させる。

審査人はとりわけ、メルクマール標本調査およびプログラム標本調査において確認された質の欠陥が、組織のシステム上の原因（systemic reasons）によるものかどうかを判断しなければならない。

10. 認証機関は、意見表明を行うよう、大学に決定推奨を除いた審査人の報告書を送達する。

11. 認証機関は、大学の意見表明を尊重し、審査人報告およびその決定推奨に基づき決定を下す。認証機関は、認定を宣告するかまたはそれを否認する。条件付与下での認定はあり得ない。認証機関による手続きの保留は、一度に限り原則として 12 ヶ月間、最長で 24 ヶ月間可能である。

12. 手続きが否定的な審査決定に至った場合、認証機関はその根拠を説明しなければならない。（プログラム標本調査の結果を利用する方法は、決議「学位プログラム認証実施手順一般規定」を参照せよ）

13. 認証機関は決定、専門家の報告書の要約、および関わった専門家の氏名を公開する。認証機関はさらに、認証評議会に対する報告の義務を損なうことなく、全ての手続きにおける秘密保持を保証する。

14. 認証期間の半ば過ぎ、認証機関は「内部システム認証基準」に従う学位プログラムに関する厳密な審査（中間標本調査）を実施する。<sup>231</sup>  
認証機関は、必要に応じて質の欠陥補填のための推奨を含む中間標本調査結果について報告書を作成し、これを大学に提供し、公開する。この手続きにおける審査は、独立した審査の決定に至ることなく、認証評議会の決定、「学位プログラム認証実施手順一般規定」に従う。

#### 5-1-5 現地調査による補足

以下は、ドイツ認証評議会（Akkreditierungsrat（German Accreditation Council））の Managing Director（ENQA の Vice-President of Board 兼任）、および、ドイツ学長会議（Hochschulrektorenkonferenz（German Rectors' Conference））の Head of the Quality

<sup>231</sup> システム認証を受けた高等教育機関について、その認証期間の中間時点において、いくつかの高等教育機関をランダム抽出し、ランダム抽出された高等教育機関についてのみ詳しく調べるという考え方。



Management Project と Head of International Department へのインタビューにより得られたものである。

#### <大学財政事情>

1970年代からドイツでは大学進学者が増加した。1970年代以前は10%が大学に進学していたが、1970年代以降はそれが30%になった。これにより、ドイツの大学は財政困難となった。また、ここ数年来、公共の財政が逼迫しておりその影響により大学の財政が苦しくなっている。さらに、現在では世界同時経済危機によりさらに厳しい状況となっている。

#### <政府と教育の関係>

大学教育は、連邦政府ではなく州政府の管轄下にある。連邦政府は、研究助成には力を持つが、教育政策に関しては力を持たない。他の欧州諸国でも同様な状況であるが、この状況は変えられようとしている。ドイツ連邦政府は大学教育をも助成し力を持つようとしているが、州政府は反対している。

ドイツは16の州から成り、各州がそれぞれの大学法を持つことは他国にはない特徴である。学生や教員の移動は、他州間より他国間の方が楽であるといっても過言ではない状況にある。

大学の自治に関しては、州の文部大臣の意見が大きな要素となっている。自由民主党 (Freie Demokratische Partei) 議員が文部大臣を務める州が2つあり、そこでは大学の自治が非常に熱心に進められている。なお、学費に関しては、ドイツ社会民主党 (Sozialdemokratische Partei Deutschland) 議員が文部大臣と成っている州では徴収されておらず、キリスト教民主同盟 (Christlich Demokratische Union) 議員が文部大臣となっている州では徴収されている。ただし、旧東ドイツ圏ではどちらの政党議員が文部大臣でも学費徴収には反対している。

#### <質保証関連組織の役割と関係>

各州文部大臣会議 (KMK) は、学位プログラムに関するガイドラインを提示し、各州が歩調を合わせて進む方向を話し合っているが、立法権は無く決議に対して各州は強制されない。ドイツ学長会議 (HRK) はドイツにおける大学の利益学会であり、大学の立場から連邦政府、州政府、KMK に対し大学の利益を主張するために作られている。文部大臣が大学教育に関する新立法を行う場合には、常に、HRK に意見書を求める。また、HRK はドイツ認証評議会 (GAC) の組織に関して要求を出す。さらに、HRK は KMK と共に GAC の構成メンバーを指名する。このメンバーには、大学関係者、学生関係者、産業界関係者が入る。この GAC が大学質管理に関する最高組織である。

#### <学部・大学院システムの現状>

ドイツの全ての大学は2段階システムに移行しているが、全ての学位プログラム (study

program) が移行したわけではない。

ドイツでは、医学と法学の 2 つの分野に国家試験があり、この 2 つの分野は移行に時間がかかる予定であるが、他の分野は、3 年後には移行が完了する予定である。

ドイツでは、2 段階システムにおいて 3+2 年あるいは 4+1 年を選択できる。単一モデルの欧州諸国に対して 2 段階システムへの移行が遅れているわけではない。学位プログラムレベルで移行が完了していないのは他の欧州諸国も同様である。

#### <学位プログラム認証の現状>

2009 年 6 月現在で、学位プログラム認証 (accreditation of study programmes) を受けた学位プログラムは全学位プログラムの約 60% である。州により、認証を受けないと学位プログラムを開設できない州と、申請さえしていれば開設できる州がある。後者の場合、申請が通らなかつた時には、その学位プログラムは閉鎖しなければならない。

ボローニャ・プロセスの 2010 年という目標から見れば、60% は遅れているが、学位プログラム認証を受ける速度は非常に速くなっているため、2011 年には学位プログラム認証は完了していると思われる。

学位プログラム認証における否認証 (denial of accreditation) の率は 6~7% であり、60~65% が条件付き認証である。手続き保留 (suspension of procedure) は 10% であるが、申請書不備のためであるため、1 年後に再申請となる。条件付き認証が条件を満たすのは、最長で 1 年半後であるが、多くの場合はそれよりずっと短い期間で条件を満たす。また、ほとんど全ての条件付き認証が条件を満たし認証を得る。

フランスでは、学位プログラムの数が多く認証での審査が十分に行われていないという問題があるが、ドイツでも同様の悩みがある。

フランスでは、認証後に実際に行われる学位プログラムの内容が、申請した内容と異なっているということがあがるが、それは、ドイツでも実際に起こっている。しかし、5 年という期間が置かれており、その間に多少の変化があることは全く正常なことと考えられている。ただ、変わり方が度を超えており、認証時からかけ離れた教育内容となるようであれば、認証を新たに直すことが必要になる。

#### <内部システム認証の現状>

内部システム認証 (system accreditation) にすでに申請した大学は 2 校のみである。内部システム認証がスタートしたのは昨年であり、また、従来の学位プログラム認証でいくか内部システム認証でいくかを、決めていない大学がほとんどである。なお、まだ内部システム認証された大学は無い。

内部システム認証を受けることは大学の義務ではないが、大学が質に対してフレキシブルな方法で責任をとることができる点が、第一の利点である。第二の利点は、内部システム認証の

方が取るための手間が少なく済むという点であり、大きな大学ほどその利は大きい。

なお、工学部と MBA に関しては内部システム認証よりも学位プログラム認証の方が適切と考えられている。工学部にはワシントンコードができていたためであり、これは、教育の質というよりマーケティング（外国からの学生）に関する問題から来ている。

学位プログラム認証から内部システム認証への移行の大きな目標の 1 つが、大学の自治権を高めることであり、実際に高めることになる。大学の自治権を高める方向はドイツに限った話ではなく、他の多くの欧州諸国でも同じように考えられている。

内部システム認証手続きにおける修学成果（learning outcome）の扱いにおいて最も大きな点は、各単位科目をその構成部分に分け実施するモジュール型試験において、モジュール毎にどのような成果を要求するかが準備されているかという点である。

#### <外部認証機関による審査人グループ構成>

GAC および認証 7 機関（agency）全体のスタッフ数は、約 100 名である。

認証機関による審査人グループ（experts' group）の構成では、学界代表者と学生代表者に関しては、ボローニャ・プロセスに関して知識を持っている者を選んでいる。ただ、学生代表者には適当な者が見つからないという問題がある。産業界の代表者には、その大学の卒業生が就職する可能性のある産業界の代表を選んでいる。

認証機関は審査人を大学側に前もって知らせる。その選定された審査人に対して大学側が懸念を持つ場合には、表明できる。

#### <ドイツ学位資格枠組みについて>

ドイツの National Qualifications Frameworks (NQF) は、Framework for Qualifications of the European Higher Education Area (FQ-EHEA) を見ながら同時に作られたので、FQ-EHEA と整合している。

ドイツの NQF には、大学教育は知識を伝えることも大事であるが、知識を獲得する能力を養うことも重要であることが記されている。以前は、大学教育の目標として知識が羅列されていたが、現在は能力も入っている。特に、コミュニケーション能力や社会性を身につけなければならないといったようなことは、以前には全くなかったことである。

#### <科目別枠組みについて>

イギリスの Subject Benchmark Statement に相当する科目別の枠組み（framework）を、ドイツではソーシャルワーク（social work）と工学に関して作成する予定がある。工学に関しては、出来るとするとイギリスとよく似たものになる予定である。

## ＜その他＞

2段階制が導入される前は、ドイツの大学は政府が決定した規則を実行するだけであったが、導入後は質保証に関して大学が自己責任を持つことが実現した。これが、質保証の観点からみた他の欧州諸国に比べたドイツの特徴である。

内部質保証での質とは何であるかという議論は、ドイツでもいまだに行われている。①学位プログラムにより大学は何を実現したいか。②その目標を実現するために大学はどのようなコンセプト、条件をもっているか。③大学はこれらの質問に答えることができるか。④大学はその目標を実現できない場合にどうするか。以上の4質問に対し各大学が自問自答してみると内部質保証を議論するうえで役に立つと考えられている。

## 追補： 各州文部大臣会議共通体系ガイドライン

以下に、上記各項で登場する KMK の共通体系ガイドライン（「学士および修士プログラムの認証に関する高等教育大綱法(HRG)第9条第2項に従う各州共通体系ガイドライン」<sup>232</sup>2003年10月10日採択、2008年9月18日改正）を付する。

### 序 文

以下に述べる学士および修士プログラム（高等教育大綱法（HRG）第19条）に関する構成ガイドラインを以って、州は同法第9条第2項に従って、修学成績、試験成績、および学位の相互に適合する等価性、ならびに高等教育機関交換／転校の実現性を保証するという法的任務を遂行する。この基準は同時にボローニャ・プロセスの枠内における欧州高等教育圏を築くための重要な一歩である。

学士および修士プログラムは認証（認定審査）されなければならない。認証の際には、財団の設立法第2条第1項の2番に従うガイドライン、「ドイツの学位プログラムに関する認証のための財団」（ノルトラインヴェストファーレン州に関する法律および通達広報（GV.NRW.）2005年版の45ページ）が根底に置かれなければならない。このガイドラインは従って、直接認証評議会および認証機関に向けられている。同時にこのガイドラインは、認定のために必要な教育プログラムプランニングおよびそのコンセプトのための基盤（オリエンテーション大綱）として、高等教育機関にも役立つ。

これに対し、この構成ガイドラインは個々の修学行為の規制には一切結びつかない。そのため、例えばひとつの高等教育機関の学士と修士の連続プログラムは、規定在学期間が合計5年を超えない場合のみ認証可能であるが、個々の学生は、ある高等教育機関における4年制の学士課程の後、別の高等教育機関において2年制の修士課程で修学することを妨げられない。

国家的規制のある教育課程領域（特に医学、法律学）における学士および修士課程に関しては、特別な規定が前提に置かれている。教会系の学位を伴う教育プログラムに関しては、2007年12月13日の各州文部大臣会議（KMK）で決議された「カトリックまたはプロテスタント神学または宗教を伴う学位プログラムにおける、教育プログラム構成に関する基準」が参照に指示される。

<sup>232</sup> Kultusministerkonferenz, "Ländergemeinsame Strukturvorgaben gemäß § 9 Abs. 2 HRG für die Akkreditierung von Bachelor- und Masterstudiengängen", 2008.

## 部門 A：全学問分野に関する一般規定

### A 1. 教育プログラムの構成および期間

高等教育大綱法（HRG）は基本的に、同法第 19 条に従う学士および修士課程と、同法第 18 条に従うディプロムおよびマギスター課程を区別する。ただしこれは、これらの異なる両学位授与システムの教育プログラムにおいて、部分的に同一の教育提供が利用されることを排除するものではない。しかし両教育課程システムの構成上の混同は排除されなければならない。段階的な構成の学位を含むシステムにおいて、学士学位は学位プログラムの通常学位である。学士学位には、ディプロムおよびマギスター学位に対し、規定の在学期間内で伝達されるべき内容を通して明瞭にされなければならない独自の職業資格面がある。職業資格に導く教育プログラムとして、学士課程では、職業分野に関連する、学問的基礎、方法についてのスキル、および資格が提供されなければならない。

その他については以下の通りである。

1.1 学士および修士課程は、総合大学および同等の大学だけでなく専門大学においても、これら各種高等教育機関の教育目標差異に疑問を差し挟むこと無く、その開設について許可される。

1.2 さらに学士課程は、相応する修士学位の取得が不可能な高等教育機関においても、その開設について許可される。また、高等教育の第 1 学位所有者のための修士課程の開設は、相応する学士課程の提供が無い高等教育機関の場合でも認められる。

学士および修士課程の規定在学期間は、高等教育大綱法（HRG）第 19 条第 2～5 項に従う結果、学士課程については最短で 3 年、最長 4 年、および修士課程について最短 1 年、最長 2 年となる。連続的な教育プログラムの場合には、規定総在学期間が最高 5 年である。より短い方の規定在学期間は、教育組織上の特別な処置に基づいてその実現が可能である。

1.3 規定在学期間が 3 年の場合は、学士学位を取得するために原則として 180ECTS（欧州単位互換システム）ポイントを証明しなければならない。国際的要求に対応し、修士学位を取得するためには、職業資格を証明する 1 つ目の学位授与までに先行する修学を含め 300ECTS ポイントが必要とされる。他の場合に関して、学士および修士課程において取得されるべき ECTS ポイント数は、高等教育大綱法（HRG）の規定枠内において実現可能な各規定在学期間に従って調整される。

1.4 質保証のため学士課程では、修士課程と同様に、あらかじめ義務として学位論文（学士学位論文または修士学位論文）が計画に込みこまれている。これによって、定められた期間内にそれぞれの専門に関するテーマを自主的に、学術的方法に従って取り扱う能力が証明されるべきである。編纂の規模は、学士学位論文については最低 6ECTS（欧州単位互換システム）ポイントで、12ECTS ポイントを超えてはならない。修士学位論文の編纂規模は 15～30ECTS ポイントが計画に組み込まなければならない。

1.5 提供教育が全て重複無く専攻可能であるかどうかは、認証において検討されなければならない。

1.6 4 年制の学士課程では試験規定によって、高等教育大綱法（HRG）第 15 条第 1 項の第 2 段落に従い中間試験の合格と同等にあたる、モジュール枠が明確に説明される。

### A 2. 入学前提条件および移行

段階的に構成された教育プログラムのシステムにおいて、1 つ目の職業資格を証明する学位としての学士学位は通常学位を表し、それによって学生の大多数を初めての職業機会へと導く。それゆえ修士課程への入学前提条件には、より上級の職業資格を証明する学位としての修士学位の特性が強調されなければならない。その他の点では、新学位授与システムの導入後も、大学のシステムにおける融通性／開放性が維持されなければならない。これらのことから以下の結論が導かれる。

2.1 修士課程のための入学前提条件は、どの場合でも職業資格を証明する学位である。労働市場を通じた修士学位の国際的な評価および受け入れ／信頼のため、少なくとも既に設立された各ディプロム学位に相応するべく、高度で専門的および学術的な水準が保証されなければならない。それゆえ修士課程における修学は、さらに上級の特別な入学前提条件により限定されるべきである。入学前提条件は、認証の対象である。入学権利基準の認可は、各州の権限による遂行が認められる。

2.2 高等教育大綱法 (HRG) 第 18 条に従う教育プログラムと、同法第 19 条に従う学士および修士課程との間の移行は、一般的な評価規則に従い実現が可能である。詳細は、試験規定または州法の規定において規制されなければならない。

2.3 総合大学 (Universitäten) および同等の大学 (Hochschulen) または専門大学 (Fachhochschulen) で取得された修士学位には、基本的に博士課程への進級権利が付与される。総合大学および同等の大学は、博士課程入学の権利を自身の博士号授与規定において規制する。学士学位の所持者は、適性 (能力) 確認手続きによって連続する上級学位を取得しなくとも、直接博士課程への進級許可を得ることができる。総合大学は入学権利および適性 (能力) 確認手続きの整備、さらに必要に応じて博士号授与規定における専門大学との共同を規定する。

2.4 職業資格を証明する学位の取得者は他のどの高等教育機関での修学も可能であるという原則に従って、学士学位は一般的な大学入学資格に相当する高等教育機関入学の資格権利を与える。

(注：バイエルン州では一般的な大学入学資格としての通用性に関連して、学士学位が、資格に関する法令で同等高等教育機関のディプロム学位と対等に位置づけられている。)

2.5 高等教育機関システムの枠外で取得された知識や能力資格の、高等教育機関での修学への算入に関しては、2002 年 6 月 28 日の各州文部大臣会議 (KMK) による相応の決議が参照に指示される。この決議は各最新版が、学士および修士課程に関する州共通の当ガイドラインを構成する要素となっている。

### A 3. 教育プログラムのプロフィール

国際的に、学士および修士課程では「実用／応用中心指向の」および「研究中心指向の」というそれぞれのプロフィールによる差別化が一般的である。ただしこれは、区別が修士課程の局面で行われていれば十分である。各教育プログラムの継続期間に応じた区別は行われない。詳細については以下の通りである。

3.1 学士課程においては、学術的基礎、秩序／体系的な能力、および職業分野に関連する技能が教授、伝達される。学士課程のプロフィールタイプ「実用／応用中心に方向付けが行われた」および「研究中心に方向付けが行われた」への分類は行われない。

3.2 修士課程は、プロフィールタイプ「実用／応用中心指向の」および「研究中心指向の」に従って区別されなければならない。各高等教育機関は各修士課程に関して、そのプロフィールを確定する。修士課程については、これら両プロフィールタイプのひとつへ分類が行われ、それが「ディプロマサプリメント」(学位附属書) に叙述されている場合のみ認定が可能である。国際的な発展を考慮して、認証評議会はプロフィールタイプへの分類に関する基準を作成する。この分類は認証において検証される。修士学位に授与される証明書は、授与する大学を証明しなければならない。証明書に、さらに教育プログラムのプロフィールを示すことも認められる。

### A 4. 連続的、非連続的な修士課程、および社会人教育のための修士課程

修士課程開設の際には、それが連続的、非連続的な教育プログラムまたは継続教育のための教育プログラムのうちどれを扱うものであるかを確定しなければならない。この分類は、認証において検討を必要とする。

4.1 連続的な学士および修士課程とは、修学規定もしくは試験規定に応じて内容的に相前後して構成され、原則として時間的な枠 3+2 または 4+1 年に適合する、もしくは修士学位取得まで 5 年という規定在学の総期間枠を超過しない教育過程である。(これには 7 ゼメスター (学期) の学士および 3 ゼメスターの修士課程を含む) この修士課程では、学士課程を専門的に継続して深める、または専門的な関連が保持される範囲で、学際的に広げることが可能である。学士および修士課程では、個々に様々な高等教育機関、種類系統の異なる高等教育機関において、さらに 1 番目と 2 番目の学位取得の合間に就業局面を伴った場合でも、連続的な修学が可能である。

4.2 非連続的な修士課程とは、内容的に先行した学士課程に基づかない構成のものである。この修士課程は、要求事項 (条項 1.3 および 1.4) においては連続的な修士課程に相当し、同様の能力水準および同一の資格へと導く。要求事項の等価性は認証で確認されなければならない。

4.3 継続教育のための修士課程は、資格を証明する学位取得の後、原則として 1 年以上の職業実践的な経験資格の証明を前提とする。継続教育の修士課程の内容は、職業的経験を顧慮し、これに関連づけられたものでなければならない。継続教育のための修士課程を構想する際には、高等教育機関は職業的な資格証明との関係および提供する教育プログラムを詳述する。

継続教育のための修士課程は、要求事項 (条項 1.3 および 1.4) において連続的な修士課程に相当し、同様の能力水準および同一の資格へと導く。要求事項の等価性は認証で確認されなければならない。

(注：継続教育のための修士課程に関する学費および報酬徴収の問題は、これによって影響を受けない。)

## A 5. 学位

学士および修士課程はそれぞれ、独自の学位に導く独自の教育プログラムである。そのことから以下の結果が導かれる。

5.1 効果を得て修了された学士および修士課程に対して、それぞれ 1 つの学位のみの授与が認められる。それゆえ高等教育大綱法 (HRG) 第 19 条に従う学士および修士の学位が、同法第 18 条に従うディプロムおよびマギスターの学位をもって同時に授与されることはあり得ない。これと同様に、同法第 19 条に従う学士および修士の学位をもって同時に、同法第 18 条に従うディプロムおよびマギスターの学位が授与されることはあり得ない。

5.2 高等教育大綱法 (HRG) 第 19 条に応じる学位授与システムに従い、修士学位では上級の職業資格を根拠に学位が授与される。(同法第 19 条第 3 項の第 1 段) それゆえ修士学位の取得は、既に 1 つ目の職業資格を証明する学位がある場合のみ可能である。従って、4 年または 5 年の後に直接修士の学位に導くような、根本からの教育プログラムはあり得ない。

5.3 学士および修士課程において、規定在学期間の継続時間による学位の差別化は計画されない。従って学士課程に対して、3 年制および 4 年制の区別のある学位の授与は行われない。同様のことは 1 年または 2 年後に達成される修士課程に関しても当てはまる。7 ゼメスターの学士課程および 3 ゼメスターの修士課程という場合にも、意味に即して同様である。「honours」(優等) を付記した学士学位 (「B.A. hon.」) は許可されない。

## A 6. 学位の称号

労働市場での受け入れ/信頼および国際的な共同のため、異なった学位称号はできる限り少数を抑えることにより、透明性および一貫性を保障することが要求される。学位の称号では、各プロフィールタイプ間の区別は行われない。学士学位および連続的な修士学位に関しては以下の称号が使用されなければならない。

学問分野グループ	学位称号
言語学および（精神）文化学 スポーツおよびスポーツ科学 社会科学 美学／芸術学	バチェラーオブアーツ（B.A.） マスターオブアーツ（M.A.）
数学 自然科学 医学 <sup>233</sup> 農学、林学および栄養学 <sup>233</sup>	バチェラーオブサイエンス（B.Sc.） マスターオブサイエンス（M.Sc.）
エンジニアリングサイエンス	バチェラーオブサイエンス（B.Sc.） マスターオブサイエンス（M.Sc.） または バチェラーオブエンジニアリング（B.Eng.） マスターオブエンジニアリング（M.Eng.）
経済学	各教育プログラムの内容の方向付けに従って バチェラーオブアーツ（B.A.） マスターオブアーツ（M.A.） または バチェラーオブサイエンス（B.Sc.） マスターオブサイエンス（M.Sc.）
法律学 （注：国家的に規制された教育プログラムには該当しない）	バチェラーオブローズ（LL.B.） マスターオブローズ（LL.M.）

学際的な教育プログラムでは、その教育プログラムにおいて内容が優位を占める専門分野に応じた学位称号が授与される。エンジニアリングサイエンスおよび経済学では、各教育プログラムの内容の方向付けに応じた学位称号が授与される。専門分野の称号への付記は認められない。

継続教育のための教育プログラムおよび非連続的な修士課程に関しては、前述の称号とは異なるような修士学位の使用も認められる。（例：MBA）

学位の称号にドイツ語形式を使用することも認められる。（例：Bakkalaureus der Wissenschaften）言語を混合した称号は認められない。（例：Bachelor der Wissenschaften）学位の基礎にある専攻についての個々の情報は、それぞれ「ディプロマサプリメント」（学位附属書）により与えられる。

学位称号の変更は、認証および再認証の進行に従って行われる。

#### A 7. モジュール型枠組み化および業績ポイントシステム

学士および修士課程の認定のためには、教育プログラムがモジュールに枠組み化され、クレジット単位ポイントシステムが整備されていることが証明されなければならない。1つのモジュールの内容は、それが原則として1ゼメスター（学期）または1年以内に教授、伝達されよう規定されなければならない。特に根拠が示された場合には、1つのモジュールの数ゼメスターに跨る拡張も可能である。

詳細は、各州文部大臣会議（KMK）による2000年9月15日の決議、「単位ポイントシステムおよび教育プログラムのモジュール化導入に関する大綱」が参照に指示される。この決議は各最新版が、高等教育大綱法（HRG）第9条第2項に従う学士および修士課程に関する州共通の当ガイドラインを構成する要素となっている。

<sup>233</sup> 国家的に規制された教育プログラムには該当しない



## A 8. 平等化

高等教育大綱法（HRG）第 19 条に従う学位授与システムの導入により、従来のディプロムおよびマギスターの学位が結果として過小評価される事があるとはならない。それゆえ、学士および修士の学位（HRG 第 19 条）ならびにディプロムおよびマギスター学位（HRG 第 18 条）の価値に関しては以下の通りである。

- 学士学位には、基本的に専門大学のディプロム学位と同等の資格が付与される。
- 修士学位には、総合大学および同等の高等教育機関のディプロムおよびマギスター学位と同等の資格が付与される。

部門 B： 個々の学問分野に関する特別規定

### B 1. 芸術および音楽の高等教育機関における芸術的教育プログラムに関する特別規定

芸術および音楽の高等教育機関における芸術的教育プログラムには、A 1 から A 8 までの一般規定が以下の条件付きで適用される。

関連条項 A 1 および A 3.1： 学士課程の目標

芸術的教育プログラムは芸術の造形に関する能力を強化し、これをさらに発展させる。このプログラムでは学術的基礎および専門に応じた秩序／体系的な能力、ならびに職業分野に関連する技能が教授、伝達される。

関連条項 A 1.3： 規定在学期間および欧州単位互換システム（ECTS）ポイント

条項 1.3 とは異なり、芸術および音楽の高等教育機関の芸術的主要専門学科においては、州法の詳細な規定に従って、例外的に規定総在学期間が 6 年までの連続的な学士および修士課程の開設が認められている。規定総在学期間が 6 年の連続的な学士および修士課程では、360ECTS ポイントの取得をもって修士の水準に到達する。

音楽高等教育機関においては、芸術的主要専門学科にとりわけ声楽、作曲および指揮専門学科ならびに器楽の訓練教育が数えられる。芸術高等教育機関では、専門学科フリーアートがこれに当たる。その他の専門学科の芸術的主要専門学科への分類は、高等教育機関のプロフィールから読み取られ、高等教育機関と学術管轄局との合意で確定される。

（注：段階的構成の教育課程にフリーアート教育課程を含めることに関しては、学術管轄局が各高等教育機関と共同して決定する。）

関連条項 A 1.4： 学位論文

フリーアート学科では例外的に、学位論文の編纂規模は、学士に関して 20ECTS ポイントまで、修士学位に関しては 40ECTS ポイントまで許可される。

関連条項 A 2.1： 修士課程への入学権利

芸術的学科の修士課程への入学許可には、学士学位に加えて、これに関して必須の特別な芸術的能力が証明されなければならない。これは、特別な適性試験により行われてもよい。

関連条項 A 2.3： 博士課程入学権利

芸術および音楽の高等教育機関における修士学位には、修士課程の修了によって意図する博

士学位に対する十分な学術的能力が取得された場合に限り、博士課程への入学権利が付与される。

#### 関連条項 A 2.4 : 学士学位による一般的な大学入学資格の取得

芸術および音楽の高等教育機関での芸術的教育プログラムにおける学士学位によって、一般的な大学入学資格を取得するためには、現行の州法による規定が用いられる。

#### 関連条項 A 3.2 : 芸術的プロフィール

芸術および音楽の高等教育機関における修士課程には特別なプロフィールが存在すべきである。このプロフィールは認証評議会の基準に従う認証において確定され、学位附属書 (diploma supplement) に証明されなければならない。

#### 関連条項 A 4.3 : 継続教育を提供する修士課程

継続教育を提供する芸術的修士課程へ入学する際には、それを妨げるような州法の規定が無い限り、修学中に果たされた職業実践的な活動も顧慮されうる。

#### 関連条項 A 6 : 学位称号

芸術および音楽の高等教育機関における芸術的教育プログラムのための学位称号は、以下の通りである。

学問分野グループ	学位称号
フリーアート (Freie Kunst)	バチェラーオブファインアーツ (B.F.A.) マスターオブファインアーツ (M.F.A.)
応用芸術 (Künstlerisch angewandte Studiengänge) パフォーミングアート (Darstellende Kunst)	バチェラーオブアーツ (B.A.) マスターオブアーツ (M.A.)
音楽 (Musik)	バチェラーオブミュージック (B.Mus.) マスターオブミュージック (M.Mus.)

#### 関連条項 A 7 : モジュール型枠組み化

学士課程における芸術的主要専門学科に関しては、少なくとも 2 つのモジュールが義務付けられる。これには、およそ修学時間の 3 分の 2 が要求される。(4 年制の学士課程の場合 160 ECTS ポイント) 芸術的課程および教職課程の適合性は相互に配慮されなければならない。

### B 2. 教職のための基礎を提供する教育プログラムに関する特別規定

教職のための前提が教授、伝達される教育プログラムに関しては、2005 年 6 月 2 日の「教職のための教養前提が教授、伝達される教育プログラムにおける、学士および修士学位の相互承認に関する基準」および 2007 年 2 月 28 日の補足決議が参照に指示される。さらに A 1 から A 8 までの一般規定が以下の条件付きで有効である。

関連条項 A 3 : 教育プログラムのプロフィール

教職のための前提が教授、伝達される修士課程は、とりわけ教職に関連するプロフィールを持つ。これは認証評議会の基準に従う認証において確定され、学位附属書 (diploma supplement) に証明されなければならない。

関連条項 A 6 : 学位称号

教職のための前提が教授、伝達される教育プログラムに関する学位称号は以下の通りである。

- バチェラーオブエデュケーション (B.Ed.)
- マスターオブエデュケーション (M.Ed.)
- 

関連条項 A 8 : 同等性

各州法における職業規則は、ここでの記述により影響を受けない。

## 5-2 学位プログラム

### 5-2-1 ケルン大学

ケルン大学は他のドイツの中世後期に創立された大学とは一線を画した形で、ケルン市民の手によって 1388 年に設立された。1960 年にその管理運営がノルトライン・ヴェストファーレン州に移行し、現在（冬学期 2009/2010）44,708 人が登録している。そのうち、9,319 人が学士課程の学生である。外国人学生は 5,408 人<sup>234</sup>学んでいる。ドイツは連邦制を採用しており、教育行政は州の管轄となっている。

#### (1) 学位プログラムの枠組み

##### 学位プログラムの種類、分野及び範囲

ケルン大学にバチェラー及びマスター課程は 2007 年度から導入されている。バチェラー Bachelor (学士号) 課程においては、理学士号 Bachelor of Science、法学士号 Bachelor of Law、並びに文学士号 Bachelor of Arts を取得することができる。卒業証書には、例えば、Bachelor of Science im Fach Betriebswirtschaftslehre (バチェラー・オブ・サイエンス 経営学にて) といったように、それぞれの学士号並びに専攻学問名が記載されるが、学位としては、単に理学士号、法学士号、文学士号と称される形で学部から授与されている。また文学士号は 3 つの種類、「単科式文学士号」、「コンビネーション式文学士号」、「複数科式文学士号」に分類されている。<sup>235</sup>単科式文学士号は一つの専攻を選択し研究する。複数科式文学士号は、下記のケルン大学取得可能学位リストのように、選択した専攻と他の複数式学士号が取得できる専攻学問リストの内の一つと組み合わせるか、もしくは一つの専攻分野の内二つの専門研究分野を選択して研究することになる<sup>236</sup>。そしてコンビネーション式文学士号は、学際的で様々な他学部専攻学問を選択必須専攻としてコンビネーションすることができるようになっている。その際、重点をどちらの専攻に置くかは個人で決定することとされている。また学士号は 6 学期間、計 3 年間で取得することとされている。

この学士号は学術的で職業能力を伴う卒業修了資格である。その際この職業能力とは、学位プログラムの目的とされ、学位課程卒業者がさまざまな職業分野において就業できる能力を身

<sup>234</sup> この 5,408 人の外国人留学生の内、1,134 人がバチェラー学位課程、187 人がマスター学位課程、635 人が博士課程に在籍中。その他、教育者養成課程 (438 人)、Diplom 学位課程 (886 人)、Magister 学位課程 (531 人) に在籍中。

<sup>235</sup> 複数科式は米国における double degree、コンビネーション式は Major と Minor を専攻することに相当する。

<sup>236</sup> 専攻の組み合わせは任意に行われることができるのではなく、組み合わせ不可能な専攻同士も存在する。

に付けさせることとされている。そして高等教育機関は新しい学位課程の質保証の際に、それぞれ習得されるべき資格とその職業的利用分野について明言している。また、どの卒業資格が必要とされるのかは、それぞれの職業分野または職によって左右されることになる。学生個人が、自身の職業的目標に沿って、具体的にその目標に沿った授業を在学期間中に履修することができ、また実際に実習などで職業経験を積むことが可能となっている。

以下はケルン大学において取得可能な各学士号の学位の種類と専攻学問名である。<sup>237</sup>

● **理学士号 Bachelor of Science (B.Sc.)**

経営学 Betriebswirtschaftslehre  
 経済学 Volkswirtschaftslehre  
 医療経済学 Gesundheitsökonomie  
 経済情報学 Wirtschaftsinformatik (eigenes Studienschema)  
 社会科学 Sozialwissenschaften  
 脳科学 Neurowissenschaften  
 生物学 Biologie  
 地球科学 Geowissenschaften  
 化学 Chemie  
 数学 Mathematik  
 地理学 Geographie  
 物理学 Physik  
 地球物理学及び気象学 Geophysik und Meteorologie  
 数理経済学 Wirtschaftsmathematik  
 心理学 Psychologie

● **法学士号 Bachelor of Laws (LL.B.)**

法律学 (独・英)<sup>238</sup> Rechtswissenschaft, deutsch-englisch  
 法律学 (独・仏)<sup>239</sup> Rechtswissenschaft, deutsch-französisch

● **文学士号 Bachelor of Arts (B.A.)**

➤ **単科式文学士号 Ein-Fach-Bachelor**

ヨーロッパ考古学 Europäische Archäologie  
 教育学 Erziehungswissenschaft  
 言語療法学 (準備段階) Sprachtherapie (in Vorbereitung)

➤ **コンビネーション式文学士号 Verbund-Bachelor**

ヨーロッパ法言語学 Europäische Rechtslinguistik  
 ロマン言語学と法学 Romanische Sprachwissenschaft und Rechtswissenschaft  
 メディア学 Medienwissenschaft  
 メディア文化学と選択必須専攻 Medienkulturwissenschaft und ein

<sup>237</sup> バチエラー及びマスター課程：学位課程と学位構造の概略

[http://verwaltung.uni-koeln.de/abteilung21/content/e1718/e9065/bachelorstudium\\_web\\_ger.pdf](http://verwaltung.uni-koeln.de/abteilung21/content/e1718/e9065/bachelorstudium_web_ger.pdf)

<sup>238</sup> 8学期間英国法とドイツ法を学ぶ。大学課程はロンドンにて始められ、その2年後ケルンにて学ぶことになる。

<sup>239</sup> 8学期間仏国法とドイツ法を学ぶ。大学課程はケルンにて始められ、その2年後パリにて学ぶことになる。

Wahlpflichtfach

メディア情報学 Medieninformatik  
メディアマネジメント学 Medienmanagement  
メディア心理学 Medienpsychologie  
メディア法律学 Medienrecht  
メディア経済社会学 Ökonomie und Soziologie der Medien

地域研究学・中国 Regionalstudien China

中国学と選択必須専攻 China-Studien und ein Wahlpflichtfach

経営学 Betriebswirtschaftslehre  
法律学 Rechtswissenschaft  
社会科学 Sozialwissenschaften  
経済学 Volkswirtschaftslehre

地域研究学・ラテンアメリカ Regionalstudien Lateinamerika

ラテンアメリカ学と選択必須専攻 Lateinamerika-Studien und ein

Wahlpflichtfach

社会科学 Sozialwissenschaften  
経済学 Volkswirtschaftslehre

地域研究学・中東欧 Regionalstudien Ost- und Mitteleuropa

中東欧学と選択必須専攻 Ost- und Mitteleuropa-Studien und ein

Wahlpflichtfach

法律学 Rechtswissenschaft  
社会科学 Sozialwissenschaften  
経済学 Volkswirtschaftslehre

➤ 複数科式文学士号 **Zwei-Fach-Bachelor**

古代言語学と古代文化学 Antike Sprachen und Kulturen

専門研究分野を一つまたは二つ選択

古代史 Alte Geschichte  
考古学 Archäologie  
ギリシャ文献学/ビザンチン学 Griechische Philologie/Byzantinistik  
歴史比較言語学 Historisch-Vergleichende Sprachwissenschaft  
ユダヤ学 Judaistik  
古典文学 Klassische Literaturwissenschaft  
ラテン語文献学/中世ラテン語文献学 Lateinische  
Philologie/Mittellateinische Philologie

ドイツ語及びドイツ文学 Deutsche Sprache und Literatur

英語学 English Studies

民族学 Ethnologie

史学 Geschichte

情報処理学 Informationsverarbeitung

アジア文化社会学 Kulturen und Gesellschaften Asiens

専門研究分野を一つ選択

中国研究 China-Studien  
インド研究 Indien-Studien  
日本研究 Japan-Studien

美術史学 Kunstgeschichte

言語学及び音声学 Linguistik und Phonetik

音楽学 Musikwissenschaft

オランダ学 Niederlandistik

哲学 Philosophie

ロマンス言語文化学 Romanistik

専門研究分野を一つまたは二つ選択  
     フランス語 Französisch  
     イタリア語 Italienisch  
     ポルトガル語 Portugiesisch  
     スペイン語 Spanisch  
 スカンジナビア学/フィンランド学 Skandinavistik/Fennistik  
     専門研究分野としてどちらも選択可能  
 スラブ学 Slavistik  
     専門研究分野を一つ選択s  
     ロシア語 Russisch  
     ポーランド語 Polnisch  
 アフリカ言語文化学 Sprachen und Kulturen Afrikas  
 イスラム言語文化学 Sprachen und Kulturen der islamischen Welt  
 原始史及び初期史学 Ur- und Frühgeschichte  
 教育学 Erziehungswissenschaft  
 地理学 Geographie

#### 教育研究の基本組織（学部、研究科、専攻等）との関係

ケルン大学は、下記に示すように 6 つの学部 Fakultät から構成されている。またそれぞれの学部 Fakultät の構成名称は学部によって相違しており、例えば経済・社会科学学部では経営学専攻、経済学専攻、そして社会科学専攻の 3 つが設置され、その下に様々なゼミナール Seminar、または研究所 Institut が置かれている。また他の学部においては学部直属研究施設として様々な数多くの研究所・研究センター Institut が設立されている。また哲学部のように専門専攻グループ Fächergruppe にまず分類されていて、その下に様々なゼミナール Seminar や研究所 Institut 等が設置されていることもある。

教育の基本ユニットとして共通の呼び名は学部によって相違しており、Fach, Institut、Department、及び Seminar といったユニットで教育が行われている。法学部と医学部にも様々な研究所 Institut が設置されているが、教育と研究の基本組織は Fakultät ということになる。

学位は前述のように学部単位で授与することになっている。各学部には試験事務局が設置されており、学部内において取得できる学位課程の試験事務を掌っている。またいくつかの学位課程においては他の学部との提携で行われることもあり、その際にはどちらかの学部の試験事務局が担当することになっている。例えば医療経済学の学位は、経済・社会学部にて取得できる学位とされているが、実際には医学部の試験事務局が試験事務を担当することになっている。また、哲学部におけるコンビネーション式文学士号の例では、経営学や法律学、そしてメディア学など、経済・社会学部、法学部、それから人間科学部と提携して学ぶことができるが、学位は哲学部から授与されることになっている。

下に学部内の各専攻、専門分野としての所属学問を分類し、各学部にて取得可能な学位課程を記す。

表 5-1 ケルン大学の学位プログラムと教育の基本組織との関係

学部	専攻	取得可能な学位課程	
経済・社会科学部	経営学 経済学 社会科学	理学士号	経営学、経済学、社会科学、医療経済学（医学部との提携）、経済情報学（数学・自然科学部との提携）
法学部		法学士号	法律学（独・英） 法律学（独・仏）
医学部 <sup>240</sup>		理学士号	脳科学
哲学部	ヨーロッパ考古学	単科式 文学士号	ヨーロッパ考古学
	古代言語学と古代文化学 ドイツ語及びドイツ文学 英語文学 民族学 地理学 史学 情報処理学 アジア文化社会学 美術史学 言語学及び音声学 音楽学 オランダ学 哲学 ロマンス言語文化学 スカンジナビア学/フィンランド学 スラブ学 アフリカ言語文化学 イスラム言語文化学 原始史及び初期史学	複教科式 文学士号	古代言語学と古代文化学 ドイツ語及びドイツ文学 英語文学 民族学 史学 情報処理学 アジア文化社会学 美術史学 言語学及び音声学 音楽学 オランダ語文学 哲学 ロマンス語文化学 スカンジナビア語文学、フィンランド語文学 スラブ学 アフリカ言語文化学 イスラム言語文化学 原始史及び初期史学
	ヨーロッパ法言語学		ロマン言語学と法学
	メディア学		メディア文化学と選択必須学科： メディア情報学、 メディアマネジメント学、 メディア心理学、 メディア法律学、 もしくはメディア経済社会学
	地域研究学科・中国	コンビネーション 式文学士 号	中国学と選択必須学科： 経営学、 法律学、 社会科学、 もしくは経済学
地域研究学科・ラテンアメリカ		ラテンアメリカ学と選択必須 学科： 社会科学もしくは経済学	
地域研究学科・中東欧		中東欧学と選択必須学科： 法律学、 社会科学、 もしくは経済学	

<sup>240</sup> 医学部においては、殆どの学生は国家資格取得課程に属している。この場合、国家資格の取得をもって、大学卒業資格が得られることになる。



数学・ 自然科学部	数学・情報学 物理学 数学・自然科学教授法学 化学 地球科学 生物学	理学士号	数学 数理経済学 物理学 化学 地球科学 生物学 地理学 地球物理学及び気象学
		複数科式 文学士号	地理学（哲学部内の一学科と の組み合わせ）
人間科学部	教育学及び社会科学 治療教育学及び療育学 芸術学 心理学	理学士号	心理学 言語療法学（準備段階）
		単科式文 学士号	教育学
		複数科式 文学士号	教育学（哲学部内の一学科と の組み合わせ）

## (2) 学位プログラムの実施に係る教育課程

### 教育課程の編成方針、編成方法、教育課程の管理及び具体的な教育内容等

現在新しく導入されているバチェラー及びマスター課程における3つの特徴がカリキュラムにおいて反映されている。

#### 資格プロフィール

この新しい課程の構造、その対象となる学問、並びに教授・学習形態は、それぞれある特定の資格プロフィールに合わせて方向付けされている。この資格プロフィールは、専門的であり組織的な、そして他の専門性をも網羅する知識と能力、並びに研究及び職業に関連する重要な資格にまで及ぶ能力分野を意図するものである。

#### モジュール化

授業はモジュール化されており、つまりテーマに関連し、またある特定の資格目的に方向付けされている授業が、教授・学習ユニット（モジュール）に集約されている。各学位課程ごとにモジュールハンドブックが作成されており、その課程内に出席しなければならない必須モジュールについて、並びに個人的に研究の重点を選択することができるような必須選択モジュールについての情報を得ることができるようになっている。名称は各学部によって異なっており、哲学部では課程の初期に基礎モジュールを履修することとし、その後自身の関心によって選択できる補足モジュールやビルトアップモジュールなどが用意されている。また、自然科学部においてはそれぞれ基本的な学問がモジュールとしてまず初期に履修され、その後応用学分野に関するモジュールなどが履修されるようになっている。

#### 学位課程に付随する試験

すべての試験成績は学位課程に付随する形で、またある特定のモジュールに結合する

形で修められることとされている。このことはバチェラー及びマスター論文を含むバチェラー及びマスター試験にも該当する。

また、教育範囲や教育要件は優秀にて卒業するために平均で課程中に必要とされる学習負荷 workload で計算される。そこでは、クレジットポイントシステムが採用されており、欧州単位互換システム European Credit Transfer System (ECTS)のクレジットポイント Credit Point (CP) ですべての業績が計算されている。このシステムによって修業課程中に集めたクレジットポイントを管理しやすくなり、また専攻間及び大学間におけるクレジットポイントのトランスファーが簡易化し、透明化することになった<sup>241</sup>。この学習負荷 Workloads には、授業時間、予習復習時間、試験準備時間等が含まれている。そしてこの計算方法は、週 40 時間及び年間 45 週間を計算の基礎としている。1 クレジットポイント Credit Point (CP) は 30 学習負荷時間とされ、1 学期間に 30 CP、つまり 900 学習負荷時間となり、1 年間では 1800 時間となる。バチェラー課程を修了するためには少なくとも 180 CP、そしてマスター課程には 120 CP が必要となってくる。そしてこれらのクレジットポイント CP は各モジュールにおける研究活動や試験成績を優秀にて修めなければ得ることができない。もし試験に不合格するような場合は、ハンディポイント Maluspunkte<sup>242</sup>が付与される学部もある。

#### 各学問分野の教育到達目標、標準的なカリキュラムや教材等の在り方

学問分野の教育到達目標は、各学部ごとに試験規定に盛り込まれているが、主に実際の職業社会において必要とされる科学的な知識と方術、そして各専門分野における問題提起と理論に対する基本能力を養うこととある。

経済・社会科学部における各課程の教育到達目標は、ウェブサイト上で確認することができる。以下はその要約である。

##### 経営学課程

経営学理学士号取得課程の目標は、実際における経済、公共機関、そして政治において様々な事業分野における経営学を身に付け、難度の高い、また上級の商業専門知識を有し、卒業後下級及び中級管理職への就業が実現されるようにすることである。

##### 経済学課程

経済学理学士号取得課程の目標は、経済生活において様々な形で利用され得る能力を

---

<sup>241</sup> 実際的には大学行政が州管轄のものとなっており、各大学によってクレジットポイントの授与法が相違することもあり、各大学間でのクレジットトランスファーが不公平な形で行われていることが学生たちの間で不満点として挙げられている。

<sup>242</sup> ハンディポイントとは、モジュール終了時に行われる試験等に不合格した場合に、合格する際に得られるポイント分がハンディポイントとして付与されることになる。ケルン大学経済・社会科学部ではもし受験者が 60 点のハンディポイントを付与されてしまった場合、バチェラー試験は不合格と確定されることになる。なお、このハンディポイントの設定の仕方が各大学によって異なるため、現在議論されている。

養い、経済的分析手法を用いて近代経済における経済的問題点を分析検証できるようになることである。

#### 社会科学課程

社会科学理学士号取得課程における目標は、職業においてキャリアを積む際に必要となってくる幅広い知識を養うことであり、難度の高い、また上級の商業専門知識を有し、卒業後下級及び中級管理職への就業が実現されるようにすることである。

#### 経済情報学課程

経済情報学理学士号取得課程における目標は、個人並びに企業における経営学的課題を情報技術の利用によって商業的視点に立って解決する能力を養うことである。

#### 医療経済学課程

医療経済学理学士号取得課程の目標は、卒業後医療経済分野において下級及び中級管理職への就業が実現されるようにすることであり、人口推移の観点から見て今後重要となってくる分野であるため職業的な取り組みが医療健康分野において行える能力が養われることである。

また、カリキュラムについては各学部、各専攻によっては奨励されている選択方法が紹介されたり、またそれぞれの授業の大まかな受講時期を薦めているところもある。その一例として、数学・自然科学部の化学専攻の薦められているカリキュラムについて下記の表のように示されている。<sup>243</sup>

---

<sup>243</sup> 化学専攻におけるバチェラー・オブ・サイエンス課程の履修モジュール一覧表  
[http://fgchemie.uni-koeln.de/fileadmin/user\\_upload/docs/sv\\_bachelor.pdf](http://fgchemie.uni-koeln.de/fileadmin/user_upload/docs/sv_bachelor.pdf)

表 5-2 ケルン大学の数学・人間科学部・化学専攻のカリキュラム

学期	モジュール名	モジュール記号	講義	ゼミナール / 演習	実習	CP	CP/週時間	試験成績 <sup>244</sup>
1	一般化学	1/AIC	4			6	1.5	KL
	一般化学	1/AIC		1		1	1.0	
	モジュール 1 の実習	1/AIC			9	6	0.7	KL/KO
	化学研究者のための物理	2/Ph	3			4	1.3	
	化学研究者のための物理	2/Ph		1		1	1.0	
	数学	3/Ma	2			3	1.5	
	数学	3/Ma		1		1	1.0	
小計			9	3	9	22		2
2	モジュール 2 の実習	2/Ph			4	3	0.8	KO
	数学	3/Ma	2			3	1.5	KL
	数学	3/Ma		1		1	1.0	
	物理化学	4/PC	3			4	1.3	KL
	物理化学	4/PC		1		1	1.0	
	無機化学	5/AC	3			4	1.3	KL
	モジュール 5 の実習	5/AC			12	9	0.8	
	有機化学 I	6a/OCI	3			4	1.3	KL
有機化学 I	6a/OCI		1		1	1.0		
小計			11	3	16	30		5
3	有機化学 II	6a/OCHII	3			4	1.3	KL
	モジュール 6b の実習	6a/OCHII		1	9	7	0.7	KO
	物理化学	4/PC	3			4	1.3	KL
	物理化学	4/PC		1		1	1.0	
	モジュール 4 の実習	4/PC			5	4	0.8	KO
	理論化学	7/TC	2			3	1.5	TKL
	理論化学	7/TC		1		1	1.0	
化学研究者のための化学生化学	8/BC	3			4	1.3	TKL	
小計			11	3	14	28		4(2)
4	理論化学	7/TC	2			3	1.5	TKL
	理論化学	7/TC		1		1	1.0	
	化学研究者のための化学生化学	8/BC	2			3	1.5	TKL
	モジュール 8 の実習	8/BC			3	3	1.0	
	分析学と分光学 I	9a/ASI	3			3	1.0	KL
	分析学と分光学 I	9a/ASI		3		3	1.0	
	合成学	10/SY	3			4	1.3	KL
	合成学	10/SY		2		2	1.0	
モジュール 10 の実習	10/SY			7	7	1.0	KO	
小計			10	6	10	29		3(2)
5	分析学と分光学 II	9b/ASII	3			3	1.0	KL
	分析学と分光学 II	9b/ASII		3		3	1.0	
	分子機能学及び応用分子学	11/FA	3			4	1.3	KL
	分子機能学及び応用分子学	11/FA		2		2	1.0	
	モジュール 11 の実習	11/FA			6	6	1.0	KO
	選択必須科 I	12/WPI	2-4	0-2		6	1.0	KO
	選択必須科 I の実習	12/WPI			5-6	5		KL/KO
小計			8-10	5-7	11 - 12	29		4
	選択必須科 II	13/WPII	2-4	0-2		6		
	選択必須科 II の実習	13/WPII			5-6	5		KL/KO

<sup>244</sup> KL = 筆記試験、TKL = 一部筆記試験、KO = コロキウム、KL/KO = 選択的に筆記試験もしくはコロキウム（討論会）コロキウムとは、大学での教授・学生による学術的な対話や専門家の討論集会などを意味する。

	卒業論文	14/Ba			12	12		B.Sc. - Arbeit
	学士号コロキウム	14/Ba				4		KO
小計			2-4	0-2	17-18	27		3
1-6	毒物学及び法学	15/Tox	2	1		3	1.0	KL
	Studium Integrale	16/SI				12		
合計						180		22(4)

また、下記にこの化学理学士号取得のための課程とそれぞれの学期とその学習負荷について下記の表にまとめられている。<sup>245</sup>

表 5-3 ケルン大学化学理学士号取得のための課程の学習負荷

学期	モジュール	講義 (週時間)	ゼミナール演習 (週時間)	実習 (週時間)	CP	試験 (部分試験)
1		9	3	9	22	2
2		11	3	16	30	5
3		11	3	14	28	4(2)
4		10	6	10	29	3(2)
5		8-10	5-7	11-12	29	4
6		2-4	0-2	17-18	27	3
1-6	毒物学	2	1		3	1
1-6	Studium Integrale				12	
合計					180	22(4)

6 学期で卒業する化学理学士号課程では、180 クレジットポイント (CP) を得なければならず、化学分野の基本的な知識、例えば一般化学、分析化学、有機化学などの授業を受けると同時に実践的な調製化学や分析学における実験技術、実験方法などの実習も行われている。

また、どの学部においても各授業モジュールの他に 12 クレジットポイント (CP) の Studium Integrale と卒業論文が卒業に必要なとなっている。この Studium Integrale は、専門分野を超える内容のものであってもよく、学際的で、科学に関するものであることも可能であり、また職業に関連する内容のものでも良いことになっている。例えば化学専攻の学生が将来日本で就職を希望する場合、日本語を 12 クレジットポイント分学ぶことができるということになる。これにより学生たちが自身のモジュール化されているカリキュラムに独自性または個性を持たせることが可能になってくるのである。

#### 成績評価、単位認定、卒業認定、修了要件や修業年限の在り方

筆記試験、卒業論文、その他の成績評価法は、下記のように 1 から 5 までの数字で表示される。

<sup>245</sup> 化学専攻におけるバachelラー・オブ・サイエンス課程のモジュール一覧表  
[http://fgchemie.uni-koeln.de/fileadmin/user\\_upload/docs/sv\\_bachelor.pdf](http://fgchemie.uni-koeln.de/fileadmin/user_upload/docs/sv_bachelor.pdf)

- 1 優
- 2 良
- 3 満足できる
- 4 可
- 5 不十分

また卒業に必要なクレジットポイント数はすべての学士号課程において 180 となっている。どのようにしてこの 180 のクレジットポイントを得るかは、それぞれの学習負荷の計算法があり、CP 取得の内容が各学部及び各学位ごとに、そして課程ごとに決められている。下記の表形式にていくつかの学部のものを紹介する。

#### 経済・社会科学部

##### バチェラー・オブ・サイエンス (Bachelor of Science)

学習負荷					
主専攻 <sup>246</sup>	副専攻	理論及び関連分野	選択分野	Studium Integrale	卒業論文
72 CP	32 CP	28 CP	24 CP	12 CP	12 CP

#### 哲学部

##### バチェラー・オブ・アーツ (Bachelor of Arts)

単科式学士号課程の学習負荷		
主専攻	Studium Integrale	卒業論文
156 CP	12 CP	12 CP

コンビネーション式文学士号課程の学習負荷				
必須専攻 一部では研究分野	選択必須専攻分野もしくはもう一つの必須専攻分野	一部では選択必須分野	Studium Integrale	卒業論文
68 CP	44 - 64 CP	12 - 24 CP	12 CP	12 CP

複数科式文学士号課程の学習負荷			
専攻 A	専攻 B	Studium Integrale	卒業論文
76 CP - 80 CP	76 CP - 80 CP	12 CP	12 CP

<sup>246</sup> 経済・社会科学部においては、経営学を主専攻とする場合は経済学を副専攻に、経済学を主専攻とする場合は経営学もしくは社会科学を副専攻に、また社会科学を主専攻とする場合は経営学、経済学もしくは社会心理学を副専攻としなければならないことになっている。

数学・自然科学部

バチェラー・オブ・サイエンス (Bachelor of Science)

学習負荷		
企業内実習やエクスカージョン (研修旅行) などの関連する種目の基礎知識を含む主専攻	Studium Integrale	卒業論文
約 156 CP	12 CP	12 CP

バチェラー・オブ・アーツ (Bachelor of Arts)

複数科式文学士号課程の学習負荷			
地理学	哲学部内の一専攻	Studium Integrale	卒業論文
76 CP - 80 CP	76 CP - 80 CP	12 CP	12 CP

人間科学部

バチェラー・オブ・アーツ (Bachelor of Arts)

単科式文学士号課程の学習負荷		
主専攻 (隣接する専門分野を含む) 教育学、または 言語療法学 (準備段階)	Studium Integrale	卒業論文
156 CP	12 CP	12 CP

バチェラー・オブ・サイエンス (Bachelor of Science)

単科式文学士号課程の学習負荷		
主専攻 (隣接する専門分野を含む) 心理学	Studium Integrale	卒業論文
156 CP	12 CP	12 CP

バチェラー・オブ・アーツ (Bachelor of Arts)

複数科式文学士号課程の学習負荷			
専攻 A 教育学	専攻 B 哲学部内の一専攻	Studium Integrale	卒業論文
78 CP	78 CP	12 CP	12 CP

人間科学部の教育学のように、それぞれの学士号課程によって、同じ学問専攻であるとしても取得クレジットポイント内容が相違してくることになる。

また、修了年限については、3年6学期とされている。

入学者選抜の在り方

ドイツにおける大学では、入学試験は存在しない。それぞれ大学進学希望者はギムナジウム Gymnasium でアビトゥアー-Abitur (卒業試験) をパスしていなければならない。またはアビ

トゥアーに相当する大学入学資格もしくは専門アビトゥアー **Fachabitur** を得ていなければならぬ。そしてそれらの資格を得ることができれば、基本的にどこでも自身の希望する大学学部に進学することができる。しかし近年大学入学者が増え、希望する学部学位課程の定員に対し多くの入学希望者が志望してくる場合が増えてきている。そのため、志望者が多いと見られている学部学位課程、例えば医学部、歯学部、薬学部、法学部並びに経営学部等には入学制限制度 **Numerus Clausus** が設けられている。入学志望者は中央学籍配分機関 **ZVS-Zentralstelle für die Vergabe von Studienplätzen** に申し込みをし、自身のアビトゥアー **Abitur** の平均成績を基に志望する専攻分野が学べる大学へと全国規模で配分されることになる。その際、どの大学に配属されるかは任意に決定される。

ケルン大学においては、医学部のみこの **ZVS** プロセスを経て入学資格が与えられることになっているため、すべての学士号課程に関しては直接大学に入学申し込みが行われることになる。しかし入学志望者が定員に対して多い場合、アビトゥアー **Abitur** の平均成績を以って入学資格が順に付与されることになる。入学希望者が定員にもれる場合、1学期から数学期間待機学期として入学を待つことも可能である。その場合、ケルン大学においては待機学期による平均成績の修正は行われぬが、入学者選定の際には優遇されることになっている。

教育行政は州によって行われているため、授業料についての取り決めも州ごとに異なっている。例えば、ヘッセン州においては授業料は無料となっているが、ケルン大学の所在するノルトライン・ヴェストファーレン州においては、2006/2007 冬学期より 1 学期に 500 ユーロの授業料<sup>247</sup>が学生によって負担されている。その他、学期費として各大学それぞれ個別の負担金が加算されている。ケルン大学においては、来学期である 2010 年夏学期の学期費が 207.37 ユーロ、授業料が 500 ユーロ、計 707.37 ユーロが 1 学期間の経費として支払われなければならないことになっている。

### (3) 学位プログラムの実施体制

#### 教員組織の在り方

ケルン大学における学位プログラムの実施に当たり、大学の管理部門組織についてここで概略する。

ケルン大学の管理部門の長として総長 **Rektor** が置かれ、総長 **Rektor** は大学協議会 **Hochschulrat** により選出され、1 期目は少なくとも 6 年間とし、4 年間延長することができる。総長 **Rektor** は、大学役員会 **Rektorat** の長であり、また大学評議会 **Senat** の議長を務める。

大学役員会 **Rektorat** は、現在総長、4 人の副総長 **Prorektor**、それから事務局長 **Kanzler** か

---

<sup>247</sup> 授業料と学期費徴収に関するケルン大学規則  
<http://www.uni-koeln.de/uni/images/studienbeitragssatzung2405.pdf>



ら構成されており、大学を運営している。事務局長 **Kanzler** は大学事務局 **Universitätsverwaltung** を運営し、大学の財政や人事管理、計画管理、学術管理と国際交流、大学建造物管理、学生管理などを行っている。

また新しくノルトライン・ヴェストファーレン州にて導入されている大学自由法による大学協議会 **Hochschulrat** には、5年間の任期を前提として10人の科学または経済分野における人物が任命されており、現在その内3人はケルン大学に従事している科学者から構成されている。大学規則においては、少なくとも7人が外部人材から、また少なくとも2人が内部人材から選出されるべきとある<sup>248</sup>。ニューパブリックマネジメントの概念から、民間企業や科学団体の意思を反映させた大学経営、つまり効率よく競争力の高い、そして実践に対応できる人材育成が行われるように、この大学協議会 **Hochschulrat** 組織導入によって協力ネットワーク構築の取り組みが行われている。

従ってこの大学協議会 **Hochschulrat** に、以前の大学組織における権限、つまり行政機関である大学役員会 **Rektorat** と議決機関である大学評議会 **Senat** の権限が多少ではあるが譲渡されることになった。例えば上記したように **Rektor** の選出が以前大学評議会 **Senat** で行われていたが、現在は大学協議会 **Hochschulrat** にて行われている。ノルトライン・ヴェストファーレン州大学法によると、この大学協議会 **Hochschulrat** はその大学が所在する地域を包括し、大学役員会 **Rektorat** と大学評議会 **Senat** の諮問機関として大学発展計画に助言を与える機関であるとされている<sup>249</sup>。

そして大学評議会 **Senat** は、大学自由法及びケルン大学基本規則によると下記の管轄に関して権限を持つものとされている。

- 大学役員会 **Rektorat** の構成員の認証
- 大学役員会 **Rektorat** の年次報告に対する意見表明
- 大学自由法が他に規定しない限り、大学の枠組み及び規則、または基本規則の制定と修正
- 大学開発計画及び目標取り決めの構想、評価査定報告、経済計画、それから学部、学術施設本部、運営本部、そして医学部施設における人事及び資金配分方針に関する勧告及び態度表明
- 名誉市民及び名誉評議員の任命の際の参加

大学評議会 **Senat** は議決権は保持していないが総長 **Rektor** をその議長とし、大学教員の代表6人、学術研究員の代表2人、学生の代表2人、大学職員の代表1人から構成されている。

---

<sup>248</sup> ケルン大学規則

[http://verwaltung.uni-koeln.de/abteilung11/content/e240/e1047/e242/UzK\\_Grundordnung\\_200607.pdf](http://verwaltung.uni-koeln.de/abteilung11/content/e240/e1047/e242/UzK_Grundordnung_200607.pdf)

<sup>249</sup> ノルトライン・ヴェストファーレン州大学法

[http://www.innovation.nrw.de/objekt-pool/download\\_dateien/hochschulen\\_und\\_forschung/HFG.pdf](http://www.innovation.nrw.de/objekt-pool/download_dateien/hochschulen_und_forschung/HFG.pdf)

そして教員は学部にも所属しており、その教員選出には各学部ごとに招聘委員会 *Berufungskommission* なるものが設置されることになる。この委員会には教授のみならず、学術研究員、非学術研究員、そして後に詳細する小学部会 *Engere Fakultät* の内の二人の代表学生によって選出された学生二人も加わることになる。この委員会を通して求人内容が吟味され、教員が募集され、そして最終的に候補者の優先順位が記されている「招聘リスト」が作成される。このリスト作成を以ってこの招聘委員会は解散することになるが、このリストは学部内のすべての教授や小学部会のメンバーに提示され、承認を受けることになる。最終的には大学評議会に提出され選出承認された後、州政府によって新しい教員が招聘されることになるのである。

#### 教員の教育活動や勤務時間管理の在り方

大学・高等教育機関における教育活動義務に関する法令 *Verordnung für die Lehrverpflichtung an Universitäten und Hochschulen (Lehrverpflichtungsverordnung LVV)*<sup>250</sup>において教員の教育活動義務が定められており、ケルン大学に該当する大学・高等教育機関における教員が教育活動の義務として行わなければならない義務時間数を下記の表にまとめた。時間数は1時間を45分とし、週時間として見なされるものである。

表 5-4 教員の教育活動義務

教員	義務授業時間
大学における教授	9 時間
大学において重点的に教育活動を行う教授	13 時間
高等教育機関における教授、及びある特定の大学学位課程における教授	18 時間
第一期目の准教授	4 時間
第二期目の准教授	5 時間
高等教育機関講師	9 時間
学術助手	4 時間
高等助手、高等技師	7 時間
学術研究員	4 時間

もちろん実際に行う授業（ゼミナール、コロキウム、講義等）の他に、エクスカージョンや卒業論文の添削等も特定する範囲でこの義務時間として換算されることになる。またバチェラー及びマスター課程の場合にのみ、実習 *Praktikum* の時間数もすべて換算される。

こうして算出された授業時間数は、学部長に講義期間後に提出され、学部長は1年に1回総長にその内容を報告することになっている。

<sup>250</sup> 法律と法令（ノルトライン・ヴェストファーレン州）大学及び専科大学の授業義務に関する州法令 [https://recht.nrw.de/lmi/owa/br\\_vbl\\_detail\\_text?anw\\_nr=6&vd\\_id=11515&menu=1&sg=0&keyword=LVV](https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_vbl_detail_text?anw_nr=6&vd_id=11515&menu=1&sg=0&keyword=LVV)

また教授は、最高 3 年間の間上記の自身の義務時間数を、学部長の許可をもとに 2 から 13 時間の間に決定することができる。つまり教員はその学期の状況や学部長の許可の是非にもよるが、自身の授業時間数を任意に減少させたり増加させたりすることが許されている。もちろん、その以後 3 年間の間に減少させた、もしくは増加させた授業時間数が調整されなければならないことになっている。

### 教授会の在り方や権限

学部は学部長 **Dekan** が主管し、大小学部会と共に発展計画を作成し、そしてその実施に関する全責任を負う。また、学部長 **Dekan** の権限として、学部内ポストや資金の配分や、委員会などの学部内組織に対する監督権の行使がある。もし学部内での決定事項が違法と見なされる場合、再度論議を重ね、決議させることができる。しかし、学部長 **Dekan** には決定権がないため結局のところ決定の先送りとなるのみである。また、学部長 **Dekan** は学位課程規則及び試験規則を作成し、大小学部会の準備作業を行い、これをまた主管している。

学部は小学部会 **Engere Fakultät** によって運営されている。日本における教授会といったような、教員のみから構成されている組織ではなく、小学部会 **Engere Fakultät** は教員の他に職員、学生を含む形で構成されている。

ケルン大学基本規則<sup>251</sup>においてこの小学部会 **Engere Fakultät** は次のように定義されている。

- 1) 学部会は小学部会 **Engere Fakultät** と呼称される。
- 2) 小学部会 **Engere Fakultät** に属するのは、
  - a) 議決権のある構成員
    - ・教員代表者 9 人
    - ・学術研究員代表者 2 人
    - ・職員代表者 1 人
    - ・学生代表者 3 人
  - b) 議決権のない構成員
    - ・学部長及び副学部長
    - ・その他の職員 1 人
- 3) 学部長 **Dekan** はこの小学部会 **Engere Fakultät** の議長を務める
- 4) 学生グループにおいては、この小学部会 **Engere Fakultät** での構成員としての任期は 1 年とし、他の構成員グループにおいては 2 年間とする。構成員選出は毎年冬学期に行われ、その直後の夏学期からその任務を果たすことになる。

小学部会の権限としては、学部長 **Dekan** や他の権限に属するもの以外の学部全体に該当す

---

<sup>251</sup> ケルン大学規則

[http://verwaltung.uni-koeln.de/abteilung11/content/e240/e1047/e242/UzK\\_Grundordnung\\_200607.pdf](http://verwaltung.uni-koeln.de/abteilung11/content/e240/e1047/e242/UzK_Grundordnung_200607.pdf)

る基本的案件、つまり学位課程や学部財政に関する意思決定を行う機関とあり、招聘、任命の際、またはドクター学位授与権及び名誉博士号の付与に関しては大学部会 *Erweiterte Fakultät*<sup>252</sup>が小学部会にその勧告を行うことになっている。

また新しい学位課程が導入される際には、まず学部内に設置されている学位課程改革委員会等で検討され、小学部会の承認を経ることになる。そして大学副総長を含む中央学位課程改革委員会に議題として提示され、そこで承認されることによって初めて導入が決定されることになる。なおこの各改革委員会は他の委員会と同様に、教授、非学術研究員、学術研究員、並びに学生から構成されている。

#### 学生の所属及び学生の履修支援等の在り方

学部学生は学部 *Fakultät* にそれぞれ属しており、それぞれ学位課程を選択し研究に取り組んでいる。下記に現在の 2009/2010 年冬学期に登録している各学部の学生数並びに聴講者数の総数を下記の表にまとめた<sup>253</sup>。

表 5-5 ケルン大学の学生数（学部別、2009-10 年度）

学部	ドイツ人学生数	留学生	総学生数
経済・社会科学部	7709	1287	8996
法学部	4468	655	5123
医学部	2840	548	3388
哲学部	12610	1868	14478
自然科学部	6157	646	6803
人間科学部	5516	404	5920
総計	39300	5408	44708

また、学生の履修支援については、各学部ごとに学位課程相談センター *Studienberatung* が設けられている。これらのセンターは、各学部の学位課程に関する情報提供や支援を行っている。特に専攻分野を超越する問題や学術試験支援がそこでは取り組まれている。またその下の各専攻分野においてもサービスセンター施設が設けられている。

その他には、専門専攻分野相談センター、試験相談センター、外国人学生支援センター、留学支援センター、就職支援センター、社会支援センター<sup>254</sup>、子持ち学生支援センター、障害者支援センター、女性支援センター、反差別相談センター、そして聴講生・シニア学生支援センターといった各種支援機関等が設けられている。

ここでは人間科学部教育学専攻における教育学サービスセンター

<sup>252</sup> 大学部会 *Erweiterte Fakultät* は小学部会にすべてのその学部にも所属する教員を加えた組織である。

<sup>253</sup> ケルン大学概略統計 2009/2010 冬学期・全学部概括

[http://verwaltung.uni-koeln.de/stabsstelle01/content/statistik/studierendenstatistik/e693/Kurz\\_Wintersemester\\_2009-2010.pdf](http://verwaltung.uni-koeln.de/stabsstelle01/content/statistik/studierendenstatistik/e693/Kurz_Wintersemester_2009-2010.pdf)

<sup>254</sup> 奨学金、住居支援、心理的サポートなどに関するサービスが提供されている。

Service-Center-Pädagogik を一例として紹介する。

この教育学サービスセンターのウェブサイトを見ると、3人の職員でサービスを行っており、相談予約がオンラインで申請できるようになっている。サービスとしては、新学期における授業内容といった学生に対する情報、または教育学に進学を希望している学生に対して、様々な情報が提供されている。情報の内容は学位プログラムによって分類されており、下記に単科式文学士号に関して掲載されている情報を記する<sup>255</sup>。

- 概略
- 大学研究の組立て方と内容について
- モジュール構造/モジュールタイプ
- クレジットポイント
- 研究項目
- 教育学士号バチェラーに関する情報
- 教育学単科式学士号バチェラーの試験規則
- 教育学単科式学士号バチェラーのモジュールハンドブック
- 学位課程相談
- 入学資格申し込み

#### 教育課程のガバナンス体制や学生に対する教育の責任等

教育課程のガバナンス体制は、先にも述べたように、ケルン大学においては総長を長とする大学役員会 **Rektorat** によって運営されている。そして大学協議会 **Hochschulrat** から総長 **Rektor** が選出されている。

ケルン大学において学部は、学部長 **Dekan** をその長とする、場合によっては数人からなる副学部長 **Prodekan**、そして数人の教授陣、教員または職員、それから学生から構成されている小学部会 **Engere Fakultät** によって運営されている。また学部は、その他にいくつかの専門領域を持つ学部委員会 **Fakultätskommissionen**、もしくは **Gremien** も抱えており、学部長はそのすべてを総括する立場にある。

後述するが、教員の評価は学部長の権限にない。各学部には設置されているクオリティマネジメント委員会等で各教員が行う授業の評価と共に間接的に長所欠点分析が行われ、今後の授業改善に利用されている。

#### 資金の配分

大学運営資金の一部である授業料について、その大学機関内の内訳についてまとめる。

学生から一律ある一定の金額、ケルン大学で言うと1学期につき500ユーロが授業料として学生から徴収されている。この授業料徴収制が導入されて以来、学生たちから支払った授業料がまったく大学運営資金として運用されずに、州政府の財源として利用されているとの批判の

---

<sup>255</sup> ケルン大学人間科学部・教育学バチェラー単科式学位課程に関する情報  
<http://www.hf.uni-koeln.de/30441>

声がドイツ全国から上げられていた。そこでケルン大学においては、その資金運営の変更を余儀なくされ、2008年夏学期は2007/2008年冬学期に比べて、徴収された授業料の内の大学運営資金へ割り当てられた額が3倍に増えており、今後もその額が増加するように努められている<sup>256</sup>。

ケルン大学の2008年の授業料コストパフォーマンス計算書によると、徴収された授業料の総額が30,796,500ユーロとなっており、そこからフェイルセーフファンド分(4,932,990ユーロ)と資金運営金(745,391ユーロ)を引いた金額25,118,119ユーロが実際の大学運営資金として当てられている。その内の25%6,279,529ユーロがまず大学役員会資金プールシステムへ、また他の25%6,279,529ユーロが拘束性学部配分金で、その他の50%12,559,060ユーロが非拘束性学部配分金となる。それぞれの学部への2008年の配分金額を下記にまとめた<sup>257</sup>。

表 5-6 授業料の学部別配分額 (2008年)

学部	拘束性学部配分金	非拘束性学部配分金
経済・社会科学部	1,397,557 €	2,795,115 €
法学部	690,072 €	1,380,145 €
医学部	434,319 €	948,637 €
哲学部	1,777,664 €	3,555,328 €
数学・自然科学部	965,972 €	1,931,945 €
人間科学部	973,945 €	1,947,890 €

また、この計算書にある主な大学規模における支出の内訳をまとめた<sup>258</sup>。

<sup>256</sup> ケルン大学 2008年授業料コストパフォーマンス計算書 (Kosten-Leistung-Rechnung 2008 für die Studienbeiträge an der Universität zu Köln)

<sup>257</sup> ケルン大学 2008年授業料コストパフォーマンス計算書 (Kosten-Leistung-Rechnung 2008 für die Studienbeiträge an der Universität zu Köln)

<sup>258</sup> 同上

表 5-7 ケルン大学の支出の内訳

費用内訳	費用用途	
	人件費	実費（人件費以外支出）
教育		
A1 教授	0 €	0 €
A2 学術研究員	2,975,449 €	13,099 €
A3 学生助手	1,821,272 €	2,635 €
A4 非常勤講師	584,018 €	19,216 €
A5 Studium Integrale	16,234 €	7,651 €
A6 エクスカーション	15,630 €	86,128 €
教育組織・教育クオリティ		
B1 学習指導	850,833 €	372,601 €
B2 試験機関	1,027,707 €	211,493 €
B3 評価	247,452 €	52,169 €
B4 教育優秀賞	0 €	115,349 €
B5 講義者の教育	181,576 €	40,394 €
修業条件		
C1 修業環境	213,674 €	554,946 €
C2 修業環境（引当金）	0 €	500,000 €
C3e ラーニング	97,223 €	187,513 €
C4 図書館	765,992 €	3,222,185 €
C5PC・ラップトップ学習環境	122,997 €	1,321,065 €
C6 技術設備	0 €	711,997 €
C7 実験室設備	11,856 €	773,428 €
特色形成と社会的役割		
D1 国際化	395,922 €	200,718 €
D2 言語奨励	71,129 €	197,072 €
D3 労働市場に対する能力発展	43,937 €	68,039 €
講義・講演が行われる教室		
E1 建設プロジェクト	0 €	1,129,798 €
E2 建設プロジェクト用引当金	0 €	5,550,000 €
その他		
F1 一般指導	127,135 €	18,304 €
F2 奨学金プログラム	0 €	24,535 €
F5 分散型サービス業務	222,309 €	9,313 €
F6 その他	169,243 €	38,349 €
総額	9,961,590 €	15,427,996 €
次年度への学部及び大学役員会の繰り越し		3,603,167 €

#### (4) 学位プログラムの実施に係る質保証の仕組み

##### 設置基準及び設置認可の在り方

欧州高等教育質保証協会（ENQA: European Association of Quality Assurance Agencies in Higher Education）の会員機関であるドイツ認証評議会（GAC: Akkreditierungsrat）が2009年12月8日に改正した認証基準において、質保証とその展開に関して、「高等教育機関の内部質保証管理の成果が学位課程の今後の発展に考慮されている。その際、高等教育機関は評価査定結果、学生の学習量及び学位成績、並びに卒業生の動向の調査が顧慮されること。」と記されている。

る。

また、本報告書の5-1-4で説明したように、「学位プログラム認証」の有意義な補足・代替として「内部システム認証」が設置されている。システム認証に関してケルン大学においては学部単位、もしくは専攻グループ単位でシステム認証の準備が進められている。現在のところ、外部認証機関によるシステム認証はされていない。

そこでここでは、ケルン大学における学位プログラムの質保証の取り組みについて詳しく述べることとする。

まずケルン大学においてはケルン大学の教育及び修学に関する査定規則が2004年1月7日に制定された。そこではその査定の意義として、定期的に行われる査定により教育及び修学並びに大学及び学部のアウトライン形成の確保及び改善がなされることが挙げられている。またこれらの評価査定に関しては学部がその責任を持ち、大学役員会は評価査定を提案したり調整したり、そして評価査定のプロセスや手段に関して示唆することができることになっている。また小学部会 *Engere Fakultät* もしくは小学部会構成員から成っていて、数人の教授、学生などが参加できる査定委員会 *Evaluationskommission* を設立して取り組むこともできるようになっている。

下記にバチェラー及びマスター課程の導入プランの表を記す。<sup>259</sup>

---

<sup>259</sup> ケルン大学バチェラー及びマスター学位課程導入改革  
<http://www.portal.uni-koeln.de/studienreform0.html#c2541>



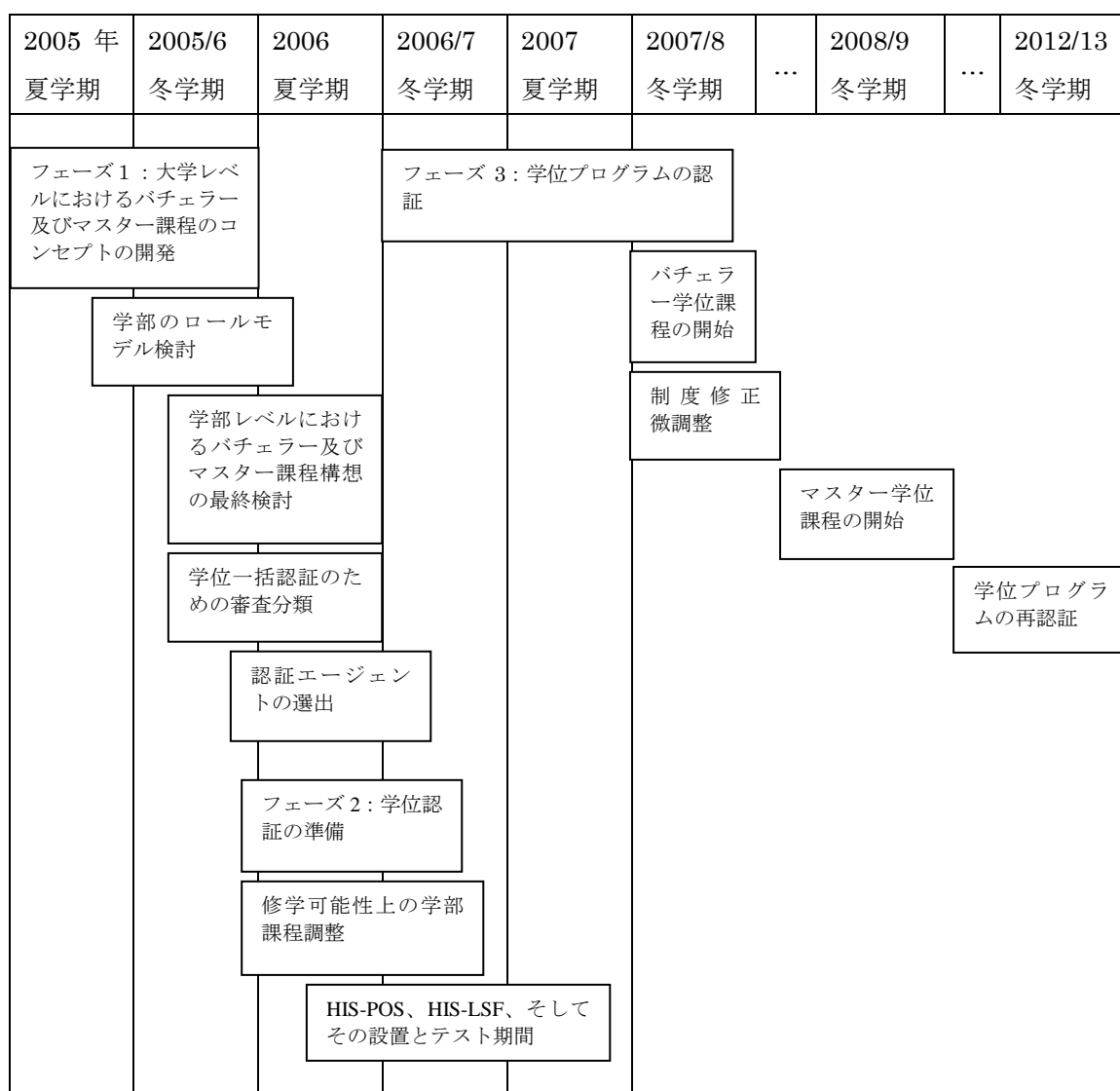


図 5-2 ケルン大学におけるバチェラー及びマスター学位課程の発展

上の図において、2005 年から始まった大学のバチェラー及びマスター課程の発展が表現されている。2005 年初頭から始まった同課程移行期は、学部レベルでのコンセプトが 2006 年夏学期が修了すると同時に策定され、また一括認証に関する審査が行われ、その後分類されることとなる。そして 2006 年初頭より認証手続きが開始され、2006/2007 年冬学期より本格的に課程の認証が始まり、2007/2008 年冬学期まで続くことになったが、その学期から既にバチェラー課程が開始されている。バチェラー及びマスター課程導入に伴い、HIS-POS、HIS-LSF<sup>260</sup>が導入され、大学の IT 化が進められている。

ケルン大学においては、その後現在も引き続き大学教授学センター Zentrum für

<sup>260</sup> HIS-POS は試験管理プログラムで、学生が学位課程や試験の業績を管理することができるシステムである。また HIS-LSF は授業計画管理プログラムで、学生が授業内容を検索したり、選択したり、オンラインで申し込みができるシステムになっている。

Hochschuldidaktik (人間科学部)、教育の質向上センター-Zentrum für Qualität der Lehre (経済・社会科学部) といったように学部によって名称は様々であるが、活動内容をほぼ同じくする質保証活動が行われている。ここでは哲学部のクオリティ・マネジメント **Qualitätsmanagement** の一例をウェブサイトからの情報をまとめて紹介することにする。

ケルン大学哲学部はその財政的及び人事的な可能性の枠内で包括的なクオリティ・マネジメントを構築することに取り組んでいる。その際哲学部は学術的な教育機関の需要、教員能力、学生の要望、そして公からの要求に応えることができるような独自のクオリティ・マネジメント手段を形成し、ヨーロッパの伝統である教員と学生の共同責任において高い質の教育が行われるよう努力を重ねている。またこのクオリティ・マネジメントはノルトライン・ヴェストファーレン州と取り交わされた目標に関する取り決め、目標・業績協定 **Ziel- und Leistungsvereinbarung III (ZLV 2007 - 2010)**<sup>261</sup>に適應するものでなければならず、また大学での学術研究が大学自由法の適應範囲にあることから、それにも適應するよう配慮されていなければならない。この州との目標に関する取り決めは、例えば学位課程面において報告書作成の義務を総長、学部そして大学事務局にまで拡充し、近年導入された授業料の支出に関する情報やその支出による教育環境の改善についての情報が得られるようにされること、そして中国との学術国際交流を振興することなど、研究、教育、国際化、その他様々な分野において取り決められている。

クオリティ・マネジメントの実現のために哲学部はインフラを整備し、学部長が最高責任者として取り組み、当学部のクオリティ・マネジメントプロセスを掌握する全権委任者が任命され、戦略的政策を決定する委員会が設立され、そしてその実施を担当する事務局が設置されている。

このクオリティ・マネジメントにおける主要課題は、様々な分野レベルにおける評価査定の実施である。これらは法的に決められている大学の査定規則によって特定された哲学部の各課程の修学査定である。例えば、各授業の自己評価、卒業生アンケートの準備及びその実施、試験プロセスの評価査定、チュータープログラムの評価査定、教師養成センターとの密な協力関係の下での実習評価査定の構築などが行われている。

また哲学部では組織的な授業の実施法や試験プロセス、並びに学生支援に関して教員に勧告するクオリティ・マネジメントハンドブック **Qualitätshandbuch** を作成することに努めている。それと同時に図書館や事務室のサービス、並びに学部建物管理のための質基準、それから他の設備を発展させること、並びにその維持と拡充に取り組んでいる。また、ますます複雑化し、不透明化する修学内容や試験プロセスに関して学生相談支援構想を構築することに従事している。そして最終的にはシステムティックなコンプレイント・マネジメント（学生の不満、要望

---

<sup>261</sup>出展：目標・業績協定 III (ZLV2007-2020)

[http://www.innovation.nrw.de/objekt-pool/download\\_dateien/hochschulen\\_und\\_forschung/uni\\_koeln.pdf](http://www.innovation.nrw.de/objekt-pool/download_dateien/hochschulen_und_forschung/uni_koeln.pdf)

のマネジメント)の開発と実施が行われることが念頭に置かれている。

最も学部内におけるクオリティ・マネジメントで重要なことは、人材養成対策である。限られた資金の中で教員に教授能力や管理能力を養うような進展教育の機会を与えることである。例えば、雄弁習得セミナーや発声練習コース、コミュニケーション術コースまたはeラーニングコースなどが提供されている。

#### 学位プログラムと分野別認証評価との関係

専門認証機関によって認証を受けている課程について記す。

ケルン大学の学位課程はほとんど、ボンに所在するAQAS(学位課程の質認証による質確認エージェント)(Agentur für die Qualitätssicherung durch Akkreditierung von Studiengängen, Bonn)によって認証されている。全部で44の学位課程の内36がこの認証機関で認証を受けている。下記にその抜粋を記す。

表 5-8 AQAS により認証を受けているプログラム抜粋

古代言語学と古代文化学	文学士号
経営学	理学士号
生物学	理学士号
法律学(独・仏)	法学士号
ドイツ語及び文学	文学士号
法律学(独・英)	法学士号
英国学	文学士号
教育学	文学士号
脳科学	理学士号
心理学	理学士号

そして44の学位課程の内の残りの8つの学位課程は、デュッセルドルフにあるASIIN(工学及び情報学学位課程の認証機関)(Akkreditierungsagentur für Studiengänge der Ingenieurwissenschaften und der Informatik, Düsseldorf)によって認証されている。

表 5-9 ASIIN により認証を受けているプログラム

地理学	複数科式文学士号
化学	理学士号
地理学	理学士号
地球物理学及び気象学	理学士号
地球科学	理学士号
数学	理学士号
物理学	理学士号
数理経済学	理学士号

## 現地調査による補足

以下は、ケルン大学 (Universität zu Köln (University of Cologne)) の Senior Assistant to the Vice-Rector (Vice-Rector は学務担当) へのインタビューにより得られたものである。

### <財政状態>

2007年に選挙があり、キリスト教民主同盟 (Christlich Demokratische Union) がケルン大学が所在するノルトライン＝ヴェストファーレン (Nordrhein-Westfalen) 州の政権を取り、州の大学法が改正され学費が導入された。学費は1セメスターあたり500ユーロであり、これによる大学の収入は年間約50百万ユーロである。

学費により大学の経営は楽になったが、年間予算約400百万ユーロでは大学の教育の質のレベルを保つのは厳しいと判断している。

### <人件費と教育費>

教員 (academic staff) は学部 (faculty) に所属しているが、教員の人件費は人事課 (personalverwaltung) が管理している。人事課の中に学部ごとの担当者がおり、それらの担当者が学部ごとに管理している。また、人件費以外の研究費や教育費は予算課 (haushaltsabteilung) が管理している。

### <学位プログラム作成過程>

新たな学位プログラムの作成では、教授はアイデアだけを出し、それを教授のもとにいる教員が具体化する。教員以外の職員がかかわることはない。ただ、教員の容量もぎりぎりの状態であるため、新たな学位プログラムを作成すること自体が非常に難しく、よほどの根回しと巧みさが無いと作成できる可能性がない状態にある。

学位プログラムの審議過程での理事会等には必ず学生が何人か参加しているため、学位プログラム作成に学生の意見が全く反映されないわけではない。また、学位プログラム作成プロセスとは別に大学は経済界とコンタクトを持っており、経済界からの資金提供により経済界が望む学位プログラムができることはあるため、別ルートではあるが経済界の意見は取り入れられている。

学位プログラムの審議過程での理事会等への参加者は、学長関係者、学部長関係者、教授、教員、学生である。なお、予算課は、既に出てきている学位プログラムに関する仕事を行うのみで、新たな学位プログラムの経済面には関与しない。

教授の発案から学位プログラムができるまでには、約1年の時間がかかっている。また、新たなプログラムを作るための規則は学内で成文化されていない。どのような関所を通るかが学内で知られているだけで、それ以上の規則を作ることは行なわれていない。

新たな学位プログラムの作成は、古いプログラムの廃止とセットになることもあるが、廃止なしに全く新しい学位プログラムができる場合もある。廃止とセットになるケースは、小さな学科でよくみられている。また、学部を超えた学際的なプログラムを作ることは、現状では難しい状態にある。そこで、学際的な学位プログラムを作るための、学際的学位プログラム作成センターを作っている。

#### <認証制度の影響>

全ての学位プログラムが学位プログラム認証を受けている。認証制度が無かった時代には、教授は自分が行いたい学位プログラムを作成していたが、認証制度後は学生が学び得るものでなければならぬと成り改善された。認証制度により大学の外から教授を制御できるのは、非常に良い形態であると考えられている。

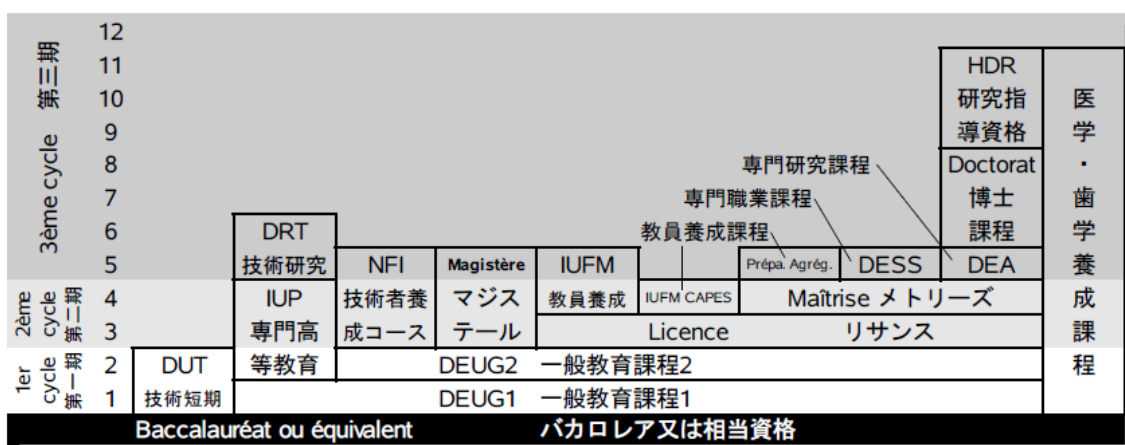
従来は修学成果を測定するために卒業試験しか行われていなかったが、モジュール型試験(課程中のモジュールごとの試験)を行うことにより、学生の修学成果チェックを積み重ねるように、切り替わっている。

## 6 フランス

### 6-1 高等教育質保証

#### 6-1-1 学位プログラム認証

フランスでは、大学の学位授与権は国家の独占と定め国家が学位の質を担保するとしている。このため学位を授与できるのは国が設置する大学のみであり、さらに、各大学が学位プログラムを設定するにはその都度国から授与権の認証（habilitation）を受けなければならない。学位授与権認証は、国と大学間の4年契約の枠組みの中で行われており、その有効期限は原則4年である。国民教育省は学問領域ごとに「学位プログラム編成要領」（maquettes nationales des diplômes）を定め、これに基づいて大学から提出されるプログラムの審査を行ってきた（審査結果の不合格率は30%を超える）。<sup>262 263</sup>



出典：大場淳、「フランスにおける大学教育の質的保証に関する一考察 ―国家学位と認証制度(habilitation)を中心として―」、平成17年2月14日広島大学高等教育研究開発センターCOE 研究組織班「質的保証研究会」、2005。

図 6-1 フランス LMD 導入以前の大学教育課程

<sup>262</sup> 大場淳、「フランスにおける大学教育の質的保証に関する一考察 ―国家学位と認証制度(habilitation)を中心として―」、平成17年2月14日広島大学高等教育研究開発センターCOE 研究組織班「質的保証研究会」、2005。

<sup>263</sup> 大場淳、「ポーロニャ・プロセスとフランスにおける高等教育質保証 ―高等教育の市場化と大学の自律性拡大の中で―」、大学論集第39集（平成20年3月発行）33～54頁、2008。

表 6-1 フランスにおける学位とバカロレアからの標準学修年限

名称	創設年	バカロレアからの標準学修年限
法科適格証(certificat de capacité en droit)	1804	Bac+0/Bac+1
バカロレア(baccalauréat)	1808	—
大学短期技術教育免状(diplôme universitaire de technologie)	1966	Bac+2
大学一般教育免状(diplôme d'études universitaires générales)	1973	Bac+2
リサンス(licence)	1973	Bac+3
メトリーズ(maîtrise)	1973	Bac+4
高等専門職課程免状(diplôme d'études supérieures spécialisées)	1974	Bac+5
専門研究課程免状(diplôme d'études approfondies)	1974	Bac+5
博士(doctorat)		Bac+8
研究指導資格(habilitation à diriger des recherches)		

出典：大場淳、「フランスにおける大学教育の質的保証に関する一考察 —国家学位と認証制度(habilitation)を中心として—」、平成 17 年 2 月 14 日広島大学高等教育研究開発センターCOE 研究組織班「質的保証研究会」、2005.

2002 年、ボローニャ・プロセス (Bologna Process) での 3 段階制の学位構成推進に合わせて、従来の複雑な教育課程や学位構成 (図 6-1、表 6-1 参照) を、学士・修士・博士の LMD (licence-master-doctorat) 構成へ移行させることに伴い、国民教育省は従来の「学位プログラム編成要領」を撤廃し、教育編成の自由が大幅に拡大された。<sup>264</sup>

<sup>264</sup> 大場淳、「フランスにおける高等教育の質保証 —直接統制から間接統制へ—」、フランス教育学会紀要 第 20 号 (平成 20 年 9 月 18 日発行) 15~23 頁、2008.

表 6-2 フランス国民教育省学位授与権認証評価基準

区分	基準(critères)
1. 欧州圏に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育プログラムが明瞭で理解可能であること。</li> <li>● 学習経路が柔軟で、漸次的進路決定或いは進路変更が容易であり、多様な学習者に対応するものであること。なお、これらは ECTS 及びモジュール制の趣旨である。</li> <li>● あらゆる形態の移動可能性（他の学問領域、職業界、外国、他の高等教育機関）を包含すること。</li> </ul>
2. 全体的に一貫性に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究活動と一貫性のある教育活動を行うこと。但し、このことは国が教育研究領域の一覧を定めることを意味しない。</li> <li>● 提供する教育に関して、近隣の他の大学との補充性に配慮すること。</li> </ul>
3. 修士に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指針(indicateurs) <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 修士課程（研究修士(master recherche)及び職業修士(master professionnel)）教育担当者の研究活動業績が評価の対象となること。研究は、基礎研究、目的指向型研究を問わない。</li> <li>✓ 研究修士に関しては、博士課程との一貫性を保つこと。また、職業修士に関しては、専門家の参加が不可欠であり、その質は、関係する職業領域で果たしている責任に基づくべきものであること。更に、経済・社会・文化環境、学生の就職の観点からも必要性が認められること。</li> </ul> </li> <li>● 勧告(recommandations) <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 従前の教育プログラム（メトリーズ、DEA、DESS 等）の焼き直しではなく、全体を見直したプログラムとすること。</li> <li>✓ 一つの修士プログラムの中で多様なコースを設け、漸次的進路決定や流動性を容易にし、多様な目標実現を可能とすること。</li> <li>✓ 学生選抜規定は従前のものから変更しないこと。</li> <li>✓ 教育の性格、目的、教育手法等を示し、教育プログラムの透明性を図ること。</li> <li>✓ 教育編成(organisation pédagogique)、特に単位制度は、研究修士及び職業修士間の移動を容易にするものであること。</li> <li>✓ 修士教育は、最高水準の研究能力に基づくものでなければならず、博士課程(école doctorale)からの支援が必要であること。</li> <li>✓ 修士プログラムは他大学（高等専門学院や外国の大学を含む）との協力によっても提供し得ること。</li> <li>✓ 教員養成の修士は控えること<sup>1</sup>。</li> </ul> </li> </ul>
4. 学士に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 非常に多様な学生の取扱いにおける教育改善、学士後就職する学生のための職業化(professionnalisation)の二つが評価上の主要課題であること。</li> <li>● 教育改善に関しては、2002年4月23日付省令がこれまでの研究成果を取りまとめている点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 教育の領域毎に、漸次的進路決定やキャリア計画策定を可能とするような、学生の目標や利益に応じた多様なコースを設定することができる。</li> <li>✓ 各コースは一つ又は複数の学問領域に基づき、180単位で構成され、120単位の段階で中間的学位（DEUG、DEUST、DUT）を授与することが可能である。</li> <li>✓ 多様な教育手法が許容される。省令（第13条）で講義は全体の半分以下とされている。</li> </ul> </li> <li>● 大学政策において次の二つの優先的方針の実施を図ること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 他の学問領域を援用しつつ一つの学問領域を明確にする教養教育(culture générale)を学士課程教育に取り入れること。</li> <li>✓ 教育法の改善によって理科教育の魅力を回復するよう努めること。</li> </ul> </li> <li>● 学校教育教員の更新を保証すること。</li> <li>● 就職を目的とする教育プログラムを短期技術教育課程(DUT)、職業学士、職業技術教育課程(DEUST)を通じて提供すること。</li> </ul>

出典：大場淳、「ボローニャ・プロセスにおける質保証の枠組構築とフランスの対応 — 評価の規準(standards/références)を中心に —」、平成 18 年 6 月 4 日・日本高等教育学会自由研究発表資料、2006。

その一方で、国民教育省は評価基準（表 6-2 参照）を設け大学の提案を評価し、その評価に



よって教育に質や地理的整合性を担保し、学位の国家性を維持することとした。評価基準は非常に曖昧であり、評価基準だけでは国民教育省は大学に整合性と質を求めるに過ぎないが、提案プログラムに対しては国民教育省によって従来と良く似た審査がおこなわれ、それに基づいて学位授与権が認証される。<sup>265</sup>

その審査過程を表 6-3 に示す。なお各大学内では、学位プログラム申請に際して、教員個人だけでなく教育研究単位（UFR: Unités de formation et de recherche）内や全学的に検討する機会となっている。UFR は学問領域ごとに設置される大学の基本構成単位であり、日本の学部に対応する組織であるが、一般的に学部よりは領域が狭く、また、日本の学部から大学院までに相当する教育を一貫して提供している。ただし、博士教育は従来から他の UFR 等と連携して博士課程研究科において行っている。<sup>266</sup>

表 6-3 フランスにおける学位授与権申請（学士・修士）にかかる認証審査手順

手順	担当組織	内容
1	DES/CMSP	学士プログラムの申請についての審査
	MSTP	修士プログラムの申請についての審査
2	CEPPE	DES (CMSP) 及び MSTP の審査結果についての審議。DES は、その審議結果（合格、不合格、要修正）を大学に通知する。
3	大学	3~5 週間内に CEPPE の意見を踏まえて修正した申請書を再提出。
4	DES 及び大学	修正されて再提出された申請書についての協議。
5	DES	協議に対する大学の回答の審査。
6	CEPPE	最終提案にかかる第二次審査。
7	CEPPE	最終提案を大学に通知するとともに、高等教育局長に提出。当該提案に基づいて高等教育局長は審査の最終決定。
8	CNESER	国民教育省からの報告に基づいて学位授与権認証の可否を審議し、結果を国民教育大臣に答申。大臣はそれに基づいて学位授与権の認証を行う。

注：DES：高等教育局、CMSP：学術教育調査官、MSTP：科学技術教育調査室、CEPPE：大学教育計画専門委員会、CNECER：高等教育・研究審議会

出典：大場淳、「ボローニャ・プロセスとフランスにおける高等教育質保証－高等教育の市場化と大学自律性拡大の中で－」、2008。

しかし、認証申請の数が多く十分に審査がなされていない、認証後実際に行われる教育内容や活動が申請と異なっている、認証されたプログラムに必要な資源の配分が認証と連動していないなどといった課題が指摘されている。<sup>267</sup>

なお、2006 年には、全ての大学が LMD 構成に移行している。この年は、業績評価に重点を置く予算組織法（LOLF: Loi organique relative aux lois de finances）が全面施行された年で

<sup>265</sup> 大場淳、「ボローニャ・プロセスとフランスにおける高等教育質保証－高等教育の市場化と大学の自律性拡大の中で－」、2008。

<sup>266</sup> 大場淳、「フランスにおける大学教育の質的保証に関する一考察－国家学位と認証制度(habilitation)を中心として－」、2005。

<sup>267</sup> 大場淳、「ボローニャ・プロセスにおける質保証の枠組構築とフランスの対応－評価の規準(standards /références)を中心に－」、2006。

あり、同年以降、大学は学位授与権認証を含む国民教育省との契約履行について、業績評価が行われることとなった。<sup>268</sup>

## 6-1-2 AERES による評価

2007年3月に大学評価委員会（CNE: Comité de l'Estimation national）、研究評価委員会（CNR: Conseil national de la recherche）、科学技術教育調査室（MSTP: Mission scientifique, technique et pédagogique）が統合されて生まれた研究・高等教育評価機関（AERES: Agence d'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur）は、研究と教育の総合的な大学評価を行う第三者評価機関（独立行政機関（autorité administrative indépendance））である。

### (1) AERES の業務

AERES は、以下の業務を実施している。<sup>269</sup>

- 研究機関、高等教育機関、科学研究機関・財団、国家科学研究機関を評価すること
- 機関の研究部門（Unités de recherche）によって実施された研究活動を評価すること
- 高等教育機関の教育と学位を評価すること
- 機関の人事評価の手続きの妥当性を調べ、意見を述べること。ただし、AERES は人の評価は行わない。

この枠組みの中で特に AERES は、高等教育省と、4年ごとの契約をしている4つのグループの高等教育機関（A波、B波、C波、D波）の評価を行う。各波に属する機関に対して、AERES の評価は、4年ごとに実施される。例えば、後述のように D 波（2010年～2013年の契約）に属する機関に対する評価は 2008年から 2009年にかけて実施された。AERES は評価報告書の公表をし、評価される機関と、高等教育省の双方に、契約交渉のための基礎となる材料を与える。全ての評価報告書には評価される機関の観察も含むこととなっている。

このように、AERES は評価のみを行い、例えば UFR の承認やその活動資金に関する決定や、国家資格授与権や高等教育機関との契約起草手順に関する決定を含むいかなる決定も行わず、それらは国に委ねられている。<sup>270</sup>

### (2) AERES の組織

AERES には、25人のメンバーからなる評議会（Conseil）が設置されている。メンバーの構成は以下の通りである。

- 9人の資格のある者。少なくとも3分の1は私立の研究機関から選ばれる。

<sup>268</sup> 大場淳、「ボローニャ・プロセスとフランスにおける高等教育質保証 —高等教育の市場化と大学の自律性拡大の中で—」、2008。

<sup>269</sup> AERES, Missions, URL: <http://www.aeres-evaluation.fr/Missions>

<sup>270</sup> European Commission, “The Education System in France (in Eurybase)”, 2008.

- 7人の研究者、エンジニア、教育研究者の資格のある者。公立高等教育機関または研究組織の学長、所長の提案に基づき選ばれる。
- 7人の研究者、エンジニア、教育研究者の資格のある者。評価機関の提案により高等教育機関に関する評価に能力を持つ者が選ばれる。
- 2人の議会メンバー。議会の科学技術評価室（Office parlementaire d'évaluation des choix scientifiques et technologiques）の者が選ばれる。

AERESの所長（President）は評議会によって任命される。Presidentの下には3つの部署（Section）が置かれている。Section 1は、高等教育機関と研究組織（les établissements d'enseignement supérieur et les organismes de recherche）、Section 2は研究部門（les unités de recherche）、Section 3は教育と学位（les formations et les diplômes）である。Sectionの長は、Presidentの提案に基づき、評議会により任命される。<sup>271</sup>

### (3) AERESの評価

機関の評価においては、研究部門（Unités de recherche）や教育についての評価の結果を利用し、機関の活動や戦略についての総合的な評価を実施する。このため、3つのSectionの評価活動は、透明性・コンピテンス・独立の3つの原理に基づく共通のアプローチに従って実施されている。また、AERESにおいて評価基準や評価手続きは、評価対象の特質やミッションや学問分野などに関する、評価対象の多様性を尊重している。<sup>272</sup>

評価は以下の4つの段階で実施される。<sup>273</sup> AERESは、評価される機関の自己評価を重視している。

#### 1. 準備

- 評価専門家に対する評価方法の伝達
- 被評価機関との協議
- 専門家による評価関係文書の検討

#### 2. 訪問

- 専門家による現地訪問評価（機関、研究部門、博士課程）

#### 3. 報告書作成

- 評価報告書の被評価機関への伝達。被評価機関によるコメント作成。
- 採点付与
- 評価報告書と、被評価機関のコメントの公表

#### 4. 分析と統合

- 統合のための文書作成
- 評価経験の反省、評価後の活動の考察

<sup>271</sup> AERES, Organisation, URL: <http://www.aeres-evaluation.fr/Organisation>

<sup>272</sup> AERES, Méthodes & Qualité, URL: <http://www.aeres-evaluation.fr/Qualite->

<sup>273</sup> AERES, Savoir-faire, URL: <http://www.aeres-evaluation.fr/Savoir-faire>

報告書の記述を補完するために、AERES は研究と教育部門に対して採点 (A+、A、B、または C) を付与する。ただし、採点は、あくまでも報告書を補完するものであり、特に、報告書の結論部分における、強みと弱みの指摘や、勧告の記述を、代替するものではないことが強調されている。

- 研究部門の評価：採点は 4 つの論点について付与される (生産 (la production)、魅力 (l'attractivité)、戦略 (la stratégie)、プロジェクト (le projet))。また、総合採点も伴う。
- 修士課程の評価：採点は Mention (専攻分野) と Spécialité (選択分野) について行う。(Mention と Spécialité についての説明は、本報告書 6-2-1 a.を参照のこと)
- Licence 課程の評価：採点は Mention について行われ、4 つの論点 (Licence の運営 (pilotage des licences)、Licence の目的と手段 (objectifs et moyens de la réussite en licence)、Licence の教育 (domaines de formation en licence)、Licence の学位の質 (qualité de licence)) について付与される。
- 博士課程：採点は 4 つの論点 (科学的な質 (qualité de l'adossment scientifique)、博士課程の機能 (fonctionnement de l'école doctorale)、指導 (encadrement)、博士学位取得者のその後 (suivi et insertion des docteurs)) について付与される。総合的採点も付与される。

AERES においては、2007 年 3 月の設立以来、以下の評価が既に実施されてきている。

274

#### 2007 年

1263 件の評価 (vague B (B 波 : 2008 年~2011 年の契約) の契約サイクルに属する機関の評価)

30 の機関、569 の Licence 課程の専攻分野、592 の修士課程の専攻分野、72 の博士課程

#### 2008 年

1386 件の評価 (vague C (C 波 : 2009 年~2012 年の契約) の契約サイクルに属する機関の評価)

33 の機関、666 の研究部門 (unités de recherche)、270 の Licence 課程の専攻分野、384 の修士課程の専攻分野、69 の博士課程

#### 2009 年

1517 件の評価 (vague D (D 波 : 2010 年~2013 年の契約) の契約サイクルに属する機関の評価)

54 の機関、712 の研究部門 (unités de recherche)、294 の Licence 課程の専攻分野

---

<sup>274</sup> AERES, Etapes-et-chiffres-clés, URL: <http://www.aeres-evaluation.fr/Etapes-et-chiffres-clés>

(Mentions)、384 の修士課程の専攻分野、71 の博士課程

### 6-1-3 現地調査による補足

以下は、フランス研究・高等教育評価機関（Agence d'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur (AERES)）の Head of International Affairs (ENQA の President of Board 兼任) へのインタビューにより得られたものである。

#### <フランス高等教育の特色>

フランスの高等教育のシステムは中世に遡り始まる。その後、ナポレオン時代に改革がおこなわれ、現在のシステムになったのは 1968 年の改革からである。この意味で、フランスの現在の高等教育システムは非常に歴史の浅いシステムである。この 1968 年以降に大学の国からの自立現象が顕れてきており、イギリスの大学と異なり、フランスの大学は自立の歴史が短い。逆にいえば、フランスの大学は上からの規制の歴史が長かったといえる。1968 年以降に採択された教育に関する法律の傾向としては、大学側により大きな自律性を与えること、大学側による自律的ガバナンスができるようにすることを目的とする方向となってきた。

#### <大学財政事情>

フランスの公共高等教育は、国から財政支援を受けることになっているため、学費が大学の資金に占める割合はかなり小さい。大学により異なるが、一人あたり 300 ユーロ程である。

大学関係者の意見は、大学財政は不足しているということで一致しており、国以外の資金源を探さなければならないと考えている。現在議論されているアイデアとしては、学費の値上げや民間からの資金活用がある。また、大学が財団を作るという法律が近年採択されている。ただし、国民の一般的感情としては、高等教育は公共財であり国家の伝統であるので、国が財政を負担すべきであるという考えが根強くある。ただそれと同時に、学生を勉学にふさわしい環境で勉強させるためには、環境が不十分であるという認識はだれもが共通して持っているため、現在、様々な議論がおこなわれている。しかしながら、フランスは税率の高い国であるため、高い税率の上での学費の値上げには異論がある。

#### <AERES の独立性>

フランス研究・高等教育評価機関（AERES）が独立しているのは、評価の基本的な概念に基づいている。高等教育の評価に関しては、政策決定と分けて考えるということから来ている。これは欧州の基本理念であり、欧州高等教育圏質保証基準（ESG）にもあるように、評価機関は管轄官庁から独立しているべきであると決められている。

### <AERES 評価の影響力>

高等教育機関への予算配分に関しては、それぞれの教育機関が教育省と交渉を行うことになるが、その際に教育省は必ずしも AERES の評価のみを参考にするのではなく、政府の教育政策も考慮に入れる。従って、AERES の評価と予算政策評価の間には明確な隔りがある。AERES が出す評価はあくまで意見であり、強制力のあるものではない。

新しい学位プログラムの評価を行うのは AERES であるが、その評価を元にして学位授与権認証を行うのは国である。AERES は新しい学位プログラムに対して意見を述べるが、政府はその意見を参考にし他の要素も入れながら学位授与権認証を決定する。

2006 年に予算組織法 (LOLF: Loi organique relative aux lois de finances) が全面施行され、大学は学位授与権認証を含む教育省との契約履行について、業績評価を受けることとなったが、その評価は AERES で行っている。しかし、評価は始まったばかりであり、また、契約履行に関する決定を行う教育省の高等教育局 (Direction de l'enseignement supérieur (DES)) が高等教育就業局 (Direction générale pour l'enseignement supérieur et l'insertion professionnelle (DGESIP)) に再編成中であることもあり、評価がどのように影響するかは不明である。しかし、今後は大学の業績に応じて補助金を変える方向にあり、AERES と教育省の間で評価手法に関して再検討が行われる可能性がある。

### <AERES の総合評価>

AERES では、最も大切なのは機関の評価であり、教育や研究の評価は最終的にはその参考のために行う評価であるとされる。機関の評価で最も大事なものは、その大学のガバナンス能力についての評価であるとされる。これはある意味で総合評価であり、そのため AERES には機関評価と教育評価と研究評価の 3 つの部門がある。

### <フランス質保証傾向>

欧州高等教育圏質保証基準 (ESG) を 2005 年に採択し、フランスではそれが施行されたばかりという状況である。AERES のような独立した機関が作られ、国としても質保証の問題を真剣に考えているといえる。高等教育機関には、質保証が大切な問題であるという政府のメッセージがだいたい浸透してきている。大学に自治を与える方向がある一方で、質保証システムも同時に作り、大学の自治を進めるには質保証システムも同時に進めなければならないということがだんだん理解されて来ている。ただ、このような論理がフランスに浸透してきたのはここ 1 年ぐらいである。質保証システムを大学に設置することの重要性を理解する大学関係者がここ 1 年ぐらいで増えてきている。それは、質保証システムがその大学の名声・評判に直結することを明確に認識する人が増えているからである。

### <科目別枠組みについて>

イギリスの大学には、大学ごとに科目 (subject) がバラバラで統一性が無かったという歴史がある。それを背景として、Subject Benchmark Statement を作ろうという動きがあった。フランスには学位プログラム編成要領が 2002 年まであり、これにより大学ごとの科目が統一されたと考えられているので、Subject Benchmark Statement を作る必要性がなく予定もない。また、フランスの国民性はベンチマーク (Benchmark) を作ることにアレルギー反応を示す。フランスは中央集権的なシステムが伝統なので、ベンチマークを作ることは大学に競争概念を持ち込むと考えるからである。大学の自律性を高めるという今の流れ次第によってはベンチマークを作ろうという動きが出てくるかもしれないが、現時点ではその必要性は無いと考えられている。

### <その他>

欧州全体において、質保証メカニズムを設置しようという動きがある。この動きは、国により規制されたシステムから、大学により多くの自由を与えるシステムに変化させようとしており、これにより、大学それぞれの中に質保証のメカニズムを設定するべきであるという動きである。この変化は、大学がより多くの自律性を持つことになる大変重要な変化であると考えられている。この変化の中で、フランスに他の国との違いがあるとすると、このような変化に対する躊躇があるという点である。大学のストライキなどもその1つの証左である。

内部質保証での質の定義に関して、欧州で統一した回答は出ていない。ただ、質には2つあると考えられている。1つは、欧州の質保証の中で考えられている質で、決められた目標と達成の距離のことである。その目標を機関がどのように設定するかは今では市場原理によっている。もう1つは、それぞれの大学の優秀さ (excellence) であり、この優秀さとは名声やイメージのことである。

## 6-2 学位プログラム

### 6-2-1 パリソルボンヌ大学（パリ第4大学）

パリソルボンヌ大学（パリ第4大学）（フランス語では *Université Paris-Sorbonne*（または *L'Université Paris-IV*））は、人文科学分野、特に古典研究分野においてフランスで最大規模の高等教育機関である。学生数は約 23,271 人（学部生約 14,000 人、大学院生約 9,000 人）、教員数は約 1,300 人、非教員数は 774 人であり、<sup>275</sup>後述のように、Licence、Master、Doctorat の学位を様々な学問分野において授与している。

パリソルボンヌ大学は 1971 年に設立された。1968 年の大学改革後に、以前のパリ大学（*Université de Paris*）の 5 つの学部（*Faculties*）が分割され、13 の学際的な大学（パリ第1大学～パリ第13大学）が誕生した結果である。これらの 13 校の新しい大学のうち、4 つの大学については、パリ大学の文理学部（*Facultés des Lettres et des Sciences*）のために使われていたソルボンヌの大学の敷地を共有することとなった。このうち 3 つの大学は、新しい大学名においてもソルボンヌの名前を冠している。Paris-Sorbonne (Paris IV)、New Sorbonne (Sorbonne Nouvelle, Paris III)、Panthéon-Sorbonne (Paris I) である。

パリソルボンヌ大学はパリ大学の文理学部の大部分を引き継いでおり、文明研究や古典分野における教育を重視している。また、最近では、パリソルボンヌ大学の学生を 21 世紀における職場の需要に如何に教育していくかということを重視しており、インターシッパの導入や、職業に関連のある授業科目を取り入れるなどの改革が行われている。<sup>276</sup>

#### a. 学位プログラムの枠組み

##### 学位プログラムの種類、分野及び範囲

パリソルボンヌ大学においては、学位は、Licence、Master、Doctorat の 3 段階から構成されている。

**Licence** : バカロレア後から<sup>277</sup>3 年間の教育であり、6 学期からなる。180 の ECTS（欧州単位互換システム）のクレジットの取得が必要である。

**Master** : バカロレア後から 5 年間の教育であり（licence の 3 年間を含む）、4 学期からなる。120 の ECTS のクレジットの取得が必要である。Master à finalité recherche（研

<sup>275</sup> Université Paris Sorbonne, *Guide de l'étudiant 2009/2010*, p.12, URL: <http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?article10458>

<sup>276</sup> Website of Université Paris Sorbonne, "History of Paris-Sorbonne (Paris IV)." URL: <http://www.paris-sorbonne.fr/en/spip.php?article5>

<sup>277</sup> フランスでは Lycée 卒業時にバカロレア試験を受け、合格者には大学入学資格が与えられる。



究修士)と Master à finalité professionnelle (職業修士)のどちらかを2年目に選択する。前者は、LMDの3段階に高等教育制度を改革する前のDEAであり、後者はDESSにあたる。

Doctorat : バカロレア後から8年間の教育であり (licenceの3年間、Masterの2年間を含む)、Master à finalité rechercheに続いて入学する。6学期である。180のECTSのクレジットの取得が必要である。<sup>278</sup>

パリソルボンヌ大学では、LicenceとMasterの学位は、以下の8つの専攻分野において提供されている。<sup>279</sup>

- Archéologie et Histoire de l'Art (考古学と芸術史)
- Géographie et Aménagement (地理学と整備)
- Histoire (歴史)
- Information et Communication (情報と通信)
- Langues, Littératures et Civilisations Étrangères / Langues Étrangères Appliquées (言語・文学・海外の文明、応用外国語)
- Lettres Classiques et Modernes, Sciences du Langage (古典文学、現代文学、言語科学)
- Musique et Musicologie (音楽と音楽学)
- Philosophie et Sociologie (哲学と社会学)

博士の学位は7つの分野において、提供される。

- Ancient and Medieval Worlds (古代と中世の世界)
- Modern and Contemporary History (近代と現代の歴史)
- French and Comparative Literature (フランス文学比較文学)
- Civilizations, Cultures, Literature and Societies (文明、文化、文学と社会)
- Concepts and Languages (概念と言語)
- Archaeology and Art History (考古学と芸術の歴史)
- Geography (地理学)

Licence、Master、Doctoratの3つの学位の種類(LMD)が基本であるが、中間的な学位

---

<sup>278</sup> Université Paris Sorbonne, *Guide de l'étudiant 2009/2010*, p.31, p.144.

2002年4月8日付け2002-481番布告(décret n° 2002-481 du 8 avril 2002)は、国家学位(diplôme nationaux)は、baccalauréat(バカロレア)、licence、master、doctoratの4種類であり、これらの学位の授与は国の規制のもとに置かれることを規定している。また、2002年4月8日付け2002-482番布告(décret n° 2002-482 du 8 avril 2002)は、欧州高等教育圏(l'Espace européen de l'enseignement supérieur)における学位の通用性を高めるために、licenceの学位の取得には180 ECTS、Masterの学位の取得のためには300 ECTSが必要となることが規定されている。また、2002年4月23日付け命令(l'arrêté du 23 avril 2002)は、LMD(licence-master-doctorat)の中でのlicenceについての規制を定めている。(Site officiel de l'Université Paris Sorbonne, "Licence : 2ème grade universitaire et diplôme national" URL: <http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?article6512>)

<sup>279</sup> Website of Paris Sorbonne University, "LMD at PARIS-SORBONNE" URL: <http://www.paris-sorbonne.fr/en/spip.php?article599>

(Diplômes Intermédiaires) として、DEUG (Diplôme d'Études Universitaires Générales) と Maîtrise があり、パリソルボンヌ大学においては、学生が要望する場合に、発行することが可能である。<sup>280</sup>

DEUG : バカロレア+2 年間であり、Licence の 1 年と 2 年で合計 120 クレジットを取った段階で授与されることが可能である。

Maîtrise : バカロレア+4 年間であり、Licence と Master の 1 年で 60 クレジットを取った段階で授与されることが可能である。

Licence について詳しく説明すると、表 6-4 に示すように、学問分野 (Domaine)、専攻分野 (Mention)、教育コース (Parcours) で教育内容が階層的に分類される。また、外国語の専攻の場合には選択分野 (Spécialité) を含む。なお、Domain、Mention、Spécialité によって分類することは、2004 年 8 月 30 日付け 405832 番教育大臣通達 (la circulaire n° 405832 du 30 août 2004) において決められている。

Domaine とは、大学において提供される教育の大きな領域を定義するものである。一つの Domain は、多くのディシプリンを含んでいる。パリソルボンヌ大学では、“Humanités” (人文科学) を一つの Domaine として選択した。Humanités は、文学 (les Lettres)、言語 (les Langues)、人間科学・社会科学 (les Sciences humaines et sociales) を含んでいる。<sup>281</sup>

専攻分野 (Mentions) は、Domaine の下の階層であり、ディシプリンに相当するものである。先に示したように、Archéologie et Histoire de l' Art (考古学と芸術史)、Géographie et Aménagement (地理学と整備)、Histoire (歴史) など 8 つの分野がある。選択分野 (Spécialité) は、Langues, Littératures et Civilisations Étrangères / Langues Étrangères Appliquées (言語・文学・海外の文明、応用外国語) においてのみあり、英語、フランス語、ドイツ語など言語の区分に相当するものである。次セクションにおいて説明するように、基本的に、専攻分野 (外国語専攻の場合には選択分野) が、基本教育単位 (UFR) に対応する。

教育コース (Parcours) は、専攻分野 (外国語の場合には選択分野) において、すなわち、ディシプリン内における専攻の違いであり、異なる教育コースは選択科目の違いによってもたらされる。<sup>282</sup>具体的な内容については、教育課程のセクションにおいて詳述する。

学位記は、全ての場合において Domaine (学問分野) と Mention (専攻分野) を、修士課

---

<sup>280</sup> Université Paris Sorbonne, *Guide de l'étudiant 2009/2010*, p.142.

2002年4月23日付布告(arrêté du 23 avril 2002)、2002年4月25日付け布告(arrêté du 23 avril 2002)、2006年12月8日付通達番号 2006-202 (circulaire n° 2006-202 du 8 décembre 2006) において、学位授与権限を付与された大学は、希望する学生に対してこれらの中間学位を授与することができるが規定されている。パリソルボンヌ大学においては、2006年7月23日の管理委員会においてこれらの学位の授与を決定している。(Site officiel de l'Université Paris Sorbonne, “Diplômes nationaux dits « diplômes intermédiaires », DEUG et maîtrise” URL: <http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?article6504>)

<sup>281</sup> Université Paris Sorbonne, *Guide de l'étudiant 2009/2010*, p.142.

<sup>282</sup> Parcours については、décret n° 2002-482 du 8 avril 2002 の article 3 において規定されている。

程と言語の **Licence** 課程においては、それらに加えて **Spécialité** (選択分野) を、修士課程の場合にはさらに **Finalité (Recherche (研究コース) か Professionnelle (職業コース))** を記すことが、後述の学位授与権限を教育研究大臣から付与される上での条件となっている。**Parcours** (教育コース) については、学位記には記されないが、後述のディプロマ・サプルメント (学位の内容を説明する記述) の中には記される。<sup>283</sup>

---

<sup>283</sup> Site officiel de l'Université Paris Sorbonne, "Diplômes nationaux" URL: <http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?article6503>

表 6-4 パリ・ソルボンヌ大学における第1学位 (licence) の専攻分野 (Mentions)、選択分野 (Spécialité) と教育コース (Parcours)

Mentions (専攻分野)	Spécialité (選択分野)	Parcours (教育コース)
Archéologie et Histoire de l'Art (考古学と芸術史)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>Archéologie et histoire de l'art (考古学と芸術史) (1・2年目から)</li> <li>Archéologie (考古学) (3年目から)</li> <li>Histoire de l'art (芸術史) (3年目から)</li> </ul>
Géographie et Aménagement (地理学と整備)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>Géographie (地理学)</li> <li>Histoire-Géographie (歴史と地理学)</li> <li>Géographie - Gestion et Aménagement des collectivités territoriales (地理学：集団地域の管理と整備) (3年目から)</li> <li>Aménagement et Géomatique (整備と地理学) (3年目から)</li> </ul>
Histoire (歴史)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>Histoire (歴史)</li> <li>Histoire-Géographie (歴史と地理学)</li> <li>Histoire-Sciences humaines (歴史と人間科学)</li> <li>Histoire-Langues vivantes (歴史と言語)</li> <li>Bi-Licence "Sciences – Histoire" (2つの Licence : 科学と歴史)</li> </ul>
Information et Communication (情報とコミュニケーション)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>Communication des entreprises et des institutions (企業と機関のコミュニケーション) (3年目から)</li> <li>Communication, médias et médiatisation (コミュニケーションとメディア) (3年目から)</li> <li>Marketing publicité et communication (マーケティングとコミュニケーション) (3年目から)</li> <li>Ressources humaines et communication (人的資源とコミュニケーション) (3年目から)</li> </ul>
Langues, Littératures et Civilisations Étrangères (LLCE)/ Langues Étrangères Appliquées (LEA) (言語・文学・海外の文明、応用外国語)	Allemand (ドイツ語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Allemand LLCE (ドイツ語と LLCE)</li> <li>Allemand (ドイツ語)</li> <li>Allemand-Lettres (ドイツ語と文学)</li> <li>Allemand - Français Langue Etrangère (FLE) (ドイツ語とフランス語) (3年目から)</li> </ul>
	Anglais (英語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Anglais LLCE (英語と LLCE)</li> <li>Enseignement et recherche (教育と研究) (3年目から)</li> <li>Traduction et Médias (翻訳とメディア) (3年目から)</li> <li>Métiers de l'International (国際的職業) (3年目から)</li> <li>Anglais- FLE (英語と FLE) (3年目から)</li> </ul>
	Arabe (アラブ語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Arabe (アラブ語)</li> <li>Arabe et hébreu (アラブ語とヘブライ語)</li> <li>Arabe – FLE (アラブ語と FLE) (3年目から)</li> </ul>
	Danois (デンマーク語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Danois (デンマーク語)</li> <li>Danois – FLE (デンマーク語) (3年目から)</li> </ul>
	Espagnol (スペイン語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Espagnol LLCE (スペイン語と LLCE)</li> <li>Espagnol Catalan (スペイン語とカタロニア語) (2年目から)</li> <li>Espagnol - Civilisation hispanique (スペイン語とスペイン文明) (2年目から)</li> <li>Espagnol - Littérature espagnole et hispano-américaine (スペイン語とスペイン・中南</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>米文明) (2年目から)</li> <li>• Espagnol - Langue et traduction (スペイン語と翻訳) (2年目から)</li> <li>• Espagnol-Français langue étrangère (FLE) (スペイン語と FLE) (3年目から)</li> <li>• Espagnol Pré-professionnalisation pour le concours de professeur des écoles (スペイン語と教員競争試験準備) (3年目から)</li> </ul>
	Hébreu (ヘブライ語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Hébreu (ヘブライ語) (3年目から)</li> </ul>
	Islandais (アイスランド語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Islandais (アイスランド語)</li> <li>• Islandais Français langue Etrangère (FLE) (アイスランド語と FLE (3年目から)</li> </ul>
	Italien (イタリア語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Italien (イタリア語)</li> <li>• Langue, littérature et civilisation (LLC) (言語、文学、文明) (3年目から)</li> <li>• Langue, linguistique, traduction (LLT) (言語、言語学、翻訳) (3年目から)</li> <li>• Italien et FLE (イタリア語と FLE) (3年目から)</li> </ul>
	Néerlandais (オランダ語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Néerlandais (オランダ語)</li> <li>• Néerlandais-FLE (オランダ語と FLE) (3年目から)</li> </ul>
	Norvégien (ノルウェー語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Norvégien (ノルウェー語)</li> <li>• Norvégien-FLE (ノルウェー語と FLE) (3年目から)</li> </ul>
	Polonais (ポーランド語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Polonais LLCE (ポーランド語と LLCE)</li> <li>• Polonais-FLE (ポーランド語と FLE) (3年目から)</li> </ul>
	Portugais (ポルトガル語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Portugais LLCE (ポルトガル語と LLCE)</li> <li>• Portugais-FLE (ポルトガル語と FLE) (3年目から)</li> </ul>
	Russe (ロシア語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Russe LLCE (ロシア語と LLCE)</li> <li>• Russe-FLE (ロシア語と FLE)</li> </ul>
	Serbe-croate-bosniaque (セルビア・クロアチア・ボスニア語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Serbe-croate-bosniaque LLCE (セルビア・クロアチア・ボスニア語と LLCE)</li> <li>• Serbe Croate Bosniaque-FLE (セルビア・クロアチア・ボスニア語と FLE) (3年目から)</li> </ul>
	Suédois (スウェーデン語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Suédois (スウェーデン語)</li> <li>• Suédois-FLE (スウェーデン語と FLE) (3年目)</li> </ul>
	Tchèque (チェコ語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Tchèque LLCE (チェコ語と LLCE)</li> <li>• Tchèque-FLE (チェコ語と FLE) (3年目から)</li> </ul>
	Langues étrangères appliquées (応用外国語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Langues étrangères appliquées (LEA) (応用外国語)</li> </ul>
	Licence professionnelle "Commerce" (専門 Licence 「商業」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Licence professionnelle "Commerce" (専門 licence 「商業」)</li> </ul>
Lettres Classiques et Modernes, Sciences du Langage (古典文学、現代文学、言語科学)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Culture antique et monde contemporain (古代の文化と現代の世界)</li> <li>• Lettres classiques (古典文学)</li> <li>• Langue française et techniques informatiques (フランス語と情報技術)</li> <li>• Lettres modernes (近代文学)</li> <li>• Lettres modernes appliquées (応用近代文学)</li> <li>• Sciences du langage (言語の科学) (3年目から)</li> <li>• Sciences du langage - FLE (言語の科学と FLE) (3年目から)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>• Bi-cursus "Sciences Sociales - Lettres" (2つのカリキュラム「社会科学と文学」)</li> </ul>
Musique et Musicologie (音楽と音楽学)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Musique et musicologie (音楽と音楽学)</li> <li>• Bi-Licence "Sciences et musicologie" (2つのLicence「科学と音楽学」)</li> <li>• Musique et musicologie "Licence-DNSPM (Diplôme National Supérieur Professionnel de Musicien)" (音楽と音楽学のLicenceと、国家高等専門音楽学位)</li> <li>• Licence - CNSMDP (Conservatoire National Supérieur de Musique et de Danse de Paris) (Licenceとパリ国立高等音楽院・舞踏院学位)</li> <li>• "Musique et musicologie" - Enseignement à distance (音楽と音楽学—遠隔教育)</li> </ul>
Philosophie et Sociologie (哲学と社会学)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Philosophie (哲学)</li> <li>• Philosophie+Mineure (哲学+マイナー)</li> <li>• Philosophie+Autres disciplines (哲学+他の分野)</li> <li>• Sociologie (社会学)</li> <li>• Bi-cursus "Sciences Sociales - Philosophie" (2つのカリキュラム「社会科学と哲学」)</li> </ul>

注：LLCE: Langues Littératures et Civilisations Etrangères (外国の言葉・文学・文明)。

FLE: Français Langue Etrangère (フランス外国語)。

出典：Website of Université Paris Sorbonne, "Licence" URL:

<http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?rubrique1963> の情報をもとに作成。

#### 教育研究の基本組織との関係

以下の17の教育研究単位(UFR: Unité de Formation et de Recherche(教育と研究の単位))が設置されている。UFRは一つのディシプリンの範囲に関係し、大学を構成する組織単位(une composante de l'université se rapportant à un champ disciplinaire)である。<sup>284</sup>Departmentに当たる組織単位である。

1. UFR de littérature française et comparée (フランス比較文学学部)
2. UFR de langue française (フランス語学部)
3. UFR de latin (ラテン語学部)
4. UFR de grec (ギリシャ語学部)
5. UFR de philosophie et sociologie (哲学社会学学部)
6. UFR d'histoire(2<sup>nd</sup> and 3<sup>rd</sup> cycle) (歴史学部)
  - Études arabes et hébraïques (UFR of Historyに附置)(アラビア語へブライ語研究)
7. UFR d'histoire de l'art et Archéologie (芸術史考古学学部)
8. UFR de géographie et aménagement (地理学と整備学部)
9. UFR d'anglais (英語学部)
10. UFR d'études germaniques (ドイツ研究学部)
11. UFR d'études ibériques et latino-américaines (イベリア半島ラテンアメリカ研究学部)
12. UFR d'italien et roumain (イタリア・ロマン学部)
13. UFR d'études slaves (スラブ研究学部)
14. UFR de musique et musicologie (音楽・音楽学学部)
15. Institut des sciences humaines appliquées (ISHA) (応用人文科学研究所)

<sup>284</sup> Université Paris Sorbonne, *Guide de l'étudiant 2009/2010*, p.145. Paris Sorbonne Université *Statuts de l'université Paris-Sorbonne (Paris IV)*, 16 décembre 2005

16. UFR de Langues Etrangères Appliquées (LEA) (応用外国語学部)
17. Institut des recherches sur les civilisations de l'Occident moderne (IRCOM) (近代西洋文明研究所)

また、以下の情報通信についての教育・研究をしているスクールを設置している。

- L'ecole de hautes etudes en sciences de l'information et de la communication (CELSA) (情報とコミュニケーション高等教育スクール)

博士のスクール (Les écoles doctorales (ED)) として以下の 7 つが設置されている。CNRS (Centre national de la recherche scientifique (国立科学研究センター)) と強い連携関係にある。博士スクールは、教育と研究のための組織であり、修士の 2 年生と博士の学生の教育指導を行い、彼らが職業的な能力を身に付けることを助けることと、大学の多数の研究者グループを一貫した研究プロジェクト単位に編成し調整するという 2 つのミッションを持っている。<sup>285</sup>

- ED I : Mondes anciens et médiévaux (古代と中世の世界)
- ED II: Histoire moderne et contemporaine (近代と現代の歴史)
- ED III: Littératures françaises et comparée (フランス文学・比較文学)
- ED IV: Civilisations, Cultures, Littératures et Sociétés (文明・文化・文学・社会)
- ED V: Concepts et langages (概念と言語)
- ED VI: Histoire de l'art et Archéologie (美術史と考古学)
- ED VII: École Doctorale de Géographie de Paris: Espace, Sociétés, Aménagement (地理学)

表 6-5 に、表 6-4 に示した Licence の専攻分野・選択分野と、UFR との関係を示した。UFR d'histoire de l'art et d'archéologie (芸術史考古学学部)、UFR de géographie et aménagement (地理学と整備学部)、UFR d'histoire (歴史学部)、Le CELSA (Ecole de Hautes Études en Sciences de l'Information et de la Communication) (情報とコミュニケーション高等教育スクール) については、それぞれ該当するディシプリンの Mentions (専攻分野) の教育を担当している。

また、語学、地域文化などを担当する UFR である、UFR de grec (ギリシャ語学部)、UFR de langue française (フランス語学部) などは、Langues, Littératures et Civilisations Étrangères / Langues Étrangères Appliquées (言語・文学・海外の文明、応用外国語) と Lettres Classiques et Modernes, Sciences du Langage (古典文学、現代文学、言語科学) の Mentions において、該当する言語や地域についての Spécialité (選択分野) の教育を担当している。

<sup>285</sup> Université Paris Sorbonne, *Guide de l'étudiant 2009/2010*, p.109, p.143.

表 6-5 パリ・ソルボンヌ大学における第1学位 (licence) の専攻分野・選択分野と、UFR との関係

Mentions (専攻分野)	Spécialité (選択分野)	UFR (基本教育研究単位) 等
Archéologie et Histoire de l'Art (考古学と芸術史)		UFR d'histoire de l'art et d'archéologie (芸術史考古学学部)
Géographie et Aménagement (地理と整備)		UFR de géographie et aménagement (地理学と整備学部)
Histoire (歴史)		UFR d'histoire (歴史学部)
Information et Communication (情報と通信)		Le CELSA (Ecole de Hautes Études en Sciences de l'Information et de la Communication) (情報とコミュニケーション高等教育スクール)
Langues, Littératures et Civilisations Étrangères (LLCE) / Langues Étrangères Appliquées (LEA) (言語・文学・海外の文明、応用外国語)	Allemand (ドイツ語)	UFR d'études germaniques (ドイツ研究学部)
	Anglais (英語)	UFR d'anglais (英語学部)
	Arabe (アラブ語)	Études arabe et hébraïques (UFR d'Histoire 附置の Département) (アラブ語ヘブライ語学部)
	Danois (デンマーク語)	UFR d'études germaniques (ドイツ研究学部)
	Espagnol (スペイン語)	UFR d'études ibériques et latino-américaines (イベリア・ラテンアメリカ学部)
	Études Nordiques (スカンジナビア語)	UFR d'études germaniques (ドイツ研究学部)
	Hébreu (ヘブライ語)	Études arabe et hébraïques (UFR d'Histoire 附置の Département)
	Islandais (アイスランド語)	UFR d'études germaniques (ドイツ研究学部)
	Italien (イタリア語)	UFR d'italien et roumain (イタリア語ロマン語学部)
	Néerlandais (オランダ語)	UFR d'études germaniques (ドイツ研究学部)
	Norvégien (ノルウェー語)	UFR d'études germaniques (ドイツ研究学部)
	Polonais (ポーランド語)	UFR d'études Slaves (スラブ研究学部)
	Portugais (ポルトガル語)	UFR d'études ibériques et latino-américaines (イベリア・ラテンアメリカ学部)
	Russe (ロシア語)	UFR d'études Slaves (スラブ研究学部)
	Serbe-croate-bosniaque (セルビア・クロアチア・ボスニア語)	UFR d'études Slaves (スラブ研究学部)
	Suédois (スウェーデン語)	UFR d'études germaniques (ドイツ研究学部)
	Tchèque (チェコ語)	UFR d'études Slaves
Langues étrangères appliquées (応用外国語)		UFR de Langues Étrangères Appliquées (LEA)
Licence professionnelle		UFR de Langues Étrangères



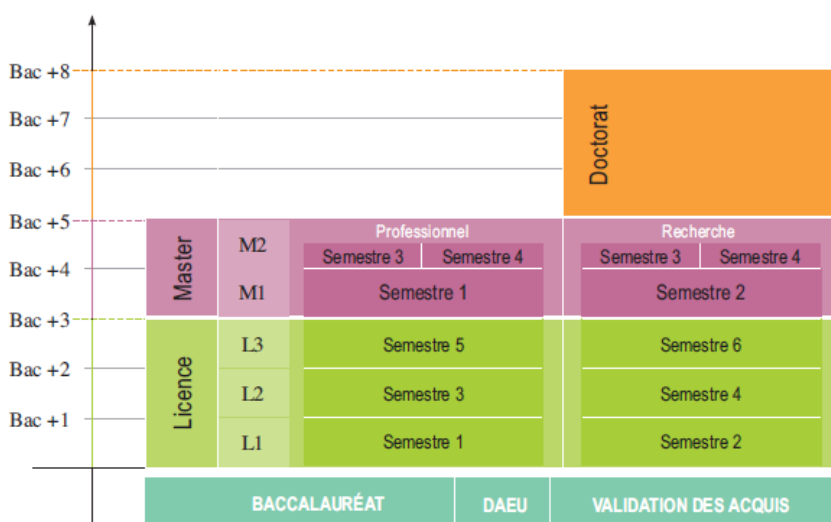
	"Commerce" (専門 Licence「商業」)	Appliquées (LEA) (応用外国語学部)
Lettres Classiques et Modernes, Sciences du Langage (古典文学、現代文学、言語科学)		UFR de grec (ギリシャ語学部) UFR de langue française (フランス語学部) UFR de latin (ラテン語学部) UFR de littérature française et compare (フランス語比較文学学部)
Musique et Musicologie (音楽と音楽学)		UFR de musique et musicology (音楽・音楽学学部)
Philosophie et Sociologie (哲学と社会学)		UFR de philosophie et sociologie (哲学社会学学部)

出典：Website of Université Paris Sorbonne, "Licence" URL:  
<http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?rubrique1963> の情報をもとに作成。

## b. 学位プログラムの実施に係る教育課程

### 教育課程の編成方針、教育課程の管理及び具体的な教育内容

図 6-2 に示すように、1 年間の授業は 2 学期に分かれて提供されている。すなわち、セメスター制 (semestre) が採用されている。セメスター制の採用は、LMD への移行改革の柱の一つである。Licence は 6 学期の授業 (S1 から S6 まで) を 3 年間にわたり受けること、Master は 4 学期の授業 (S1 から S4 まで) を 2 年間にわたり受けることが求められている。Master においては、前述のように、2 年目において、Professionnelle (プロフェッショナル、Master à finalité professionnelle) か Recherche (研究、Master à finalité recherche) についてカリキュラムの選択をする。



出典：Paris Sorbonne University, Guide de l'étudiant 2009/2010, p.31, URL:  
[http://www.paris-sorbonne.fr/fr/IMG/pdf/Comprendre\\_le\\_LMD.pdf](http://www.paris-sorbonne.fr/fr/IMG/pdf/Comprendre_le_LMD.pdf)

図 6-2 パリソルボンヌ大学における教育課程

図 6-3 に示すように、2009～2010 年度において、第 1 学期 (1<sup>er</sup> semestre) は 2009 年 9 月 28 日～2010 年 2 月 6 日、第 2 学期 (2<sup>e</sup> semestre) は 2010 年 2 月 8 日～2010 年 7 月 3 日までである。

	Septembre	Octobre	Novembre	Décembre	Janvier	Février	Mars	Avril	Mai	Juin	Juillet
	1 M	1 J	1 D	1 M	1 V	1 L	1 L	1 J	1 S	1 M	1 J
	2 M	2 V	2 L	2 M	2 S	2 M	2 M	2 V	2 D	2 M	2 V
	3 J	3 S	3 M	3 J	3 D	3 M	3 M	3 S	3 L	3 J	3 S
	4 V	4 D	4 M	4 V	4 L	4 J	4 J	4 D	4 M	4 V	4 D
	5 S	5 L	5 J	5 S	5 M	5 V	5 V	5 L	5 M	5 S	5 L
	6 D	6 M	6 V	6 D	6 M	6 S	6 S	6 M	6 J	6 D	6 M
	7 L	7 M	7 S	7 L	7 J	7 D	7 D	7 M	7 V	7 L	7 M
	8 M	8 J	8 D	8 M	8 V	8 L	8 L	8 J	8 S	8 M	8 J
	9 M	9 V	9 L	9 M	9 S	9 M	9 M	9 V	9 D	9 M	9 V
	10 J	10 S	10 M	10 J	10 D	10 M	10 M	10 S	10 L	10 J	10 S
	11 V	11 D	11 M	11 V	11 L	11 J	11 J	11 D	11 M	11 V	11 D
	12 S	12 L	12 J	12 S	12 M	12 V	12 V	12 L	12 M	12 S	12 L
	13 D	13 M	13 V	13 D	13 M	13 S	13 S	13 M	13 J	13 D	13 M
	14 L	14 M	14 S	14 L	14 J	14 D	14 D	14 M	14 V	14 L	14 M
	15 M	15 J	15 D	15 M	15 V	15 L	15 L	15 J	15 S	15 M	15 J
	16 M	16 V	16 L	16 M	16 S	16 M	16 M	16 V	16 D	16 M	16 V
	17 J	17 S	17 M	17 J	17 D	17 M	17 M	17 S	17 L	17 J	17 S
	18 V	18 D	18 M	18 V	18 L	18 J	18 J	18 D	18 M	18 V	18 D
	19 S	19 L	19 J	19 S	19 M	19 V	19 V	19 L	19 M	19 S	19 L
	20 D	20 M	20 V	20 D	20 M	20 S	20 S	20 M	20 J	20 D	20 M
	21 L	21 M	21 S	21 L	21 J	21 D	21 D	21 M	21 V	21 L	21 M
	22 M	22 J	22 D	22 M	22 V	22 L	22 L	22 J	22 S	22 M	22 J
	23 M	23 V	23 L	23 M	23 S	23 M	23 M	23 V	23 D	23 M	23 V
	24 J	24 S	24 M	24 J	24 D	24 M	24 M	24 S	24 L	24 J	24 S
	25 V	25 D	25 M	25 V	25 L	25 J	25 J	25 D	25 M	25 V	25 D
	26 S	26 L	26 J	26 S	26 M	26 V	26 V	26 L	26 M	26 S	26 L
	27 D	27 M	27 V	27 D	27 M	27 S	27 S	27 M	27 J	27 D	27 M
	28 L	28 M	28 S	28 L	28 J	28 D	28 D	28 M	28 V	28 L	28 M
	29 M	29 J	29 D	29 M	29 V			29 L	29 J	29 S	29 J
	30 M	30 V	30 L	30 M	30 S			30 M	30 V	30 D	30 M
		31 S		31 J	31 D			31 M	31 L		31 S

注：Période de cours：授業期間、Révisions (pas de cours)：授業休み、Examens：試験、Jurys：委員会、Vacances universitaires：大学休日、Dimanches et jours fériés：日曜日・休日  
 出典：Paris Sorbonne University, Guide de l'étudiant 2009/2010, URL:  
<http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?article10458>

図 6-3 パリソルボンヌ大学の 1 年間のスケジュール

教育カリキュラムは教育ユニット (unités d'enseignement (UE)) から構成されている。UE は 1 学期の期間で提供される基本教育単位であり、その期間において一貫した教育内容であるように編成されている。UE は、Éléments Constitutifs (構成要素) から構成される。UE には、授業の時間と必要な個人的な学習時間をもとにして、欧州単位互換システム (ECTS) のクレジットの数が割り当てられている。<sup>286</sup>UE の採用は、LMD へ教育体系を変革する際の基本原則の一つである。取得したクレジット数は蓄積され、それらをフランス内、欧州内において移転することが可能である。1 つの学期は 30 単位の ECTS のクレジットに相当する。

各学問分野の教育到達目標、標準的なカリキュラムや教材等の在り方

Mention (専攻分野) が Histoire (歴史学) の場合を例にとって、教育目標、カリキュラム等について説明する。

<sup>286</sup> Université Paris Sorbonne, *Guide de l'étudiant 2009/2010*, p.145.

## 教育目標

まず、歴史学 Mention の Licence 課程のプログラムは、「事実を多く知るよりも、よく訓練された頭脳」(“des fêtes bien faites que bien pleines”)を育成することを目指している。すなわち、文脈と出来事を理解し、効果的に議論を組み立て、明確に説明をし、好奇心と批判的思考技術を示し、適応し、特に、責任のある決定を下すことができるような、市民を育成することである。また、卒業した後のキャリアは、教育と研究に制限されない。訓練は、政治学大学院、ジャーナリズム大学院、公務への道を開くものである。すなわち、歴史学についての Licence での学習を通じて、仕事の遂行能力と適応力、厳格な方法と基準、分析と統合についての能力を身に付ける。<sup>287</sup>

## カリキュラム

授業は、基盤科目 (enseignements fondamentaux)、機能科目 (enseignements fonctionnelles)、選択科目 (enseignements optionnels) の3つに分類されている。基盤科目は歴史学に関する科目の中で重要科目として全員の履修が求められている。機能科目は、語学の授業などであり、同じく全員の履修が求められている。選択科目は歴史学等に関する科目の中で選択可能な授業であり、複数の選択肢からどれかを履修することが求められる。選択科目のどれを履修するかによって教育コース (Parcours) が分かれてくる。授業は、学期が進むにつれてレベルが上がってくるため、ある学期の単位を取得していない学生は次のレベルの授業を履修することはできない。

表 6-6 は、Parcours Histoire (歴史学コース)、Parcours Histoire/Sciences Humaines (歴史学・人間科学コース)、Parcours Histoire (歴史学・語学コース) の場合の3年間のカリキュラムである。各学期に30単位を取得し、6学期(3年間)で合計180単位を取得する。これらの3つの Parcours (教育コース) の違いは、2~4学期の選択科目において、Option A、B、Cのいずれかを選択するかで決まってくる。

なお、教材の在り方についての規定は、パルソルボンヌ大学のウェブサイト上には見つけることができなかった。

---

<sup>287</sup> Université Paris Sorbonne. 2009 - 2010 LICENCE HISTOIRE Maquette et informations generals, p3.

表 6-6 歴史学専攻 (Licence レベル) のカリキュラム

学期 (semestre)	教育内容
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基盤科目：古代から現代までの歴史学入門 (Fondamentaux : Initiation à l'histoire de l'Antiquité à nos jours) (15 単位 (ECTS))               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 古代と中世の歴史：1 時間の授業と 1 時間半のチューター (8 単位)</li> <li>➢ 近代と現代の歴史：1 時間の授業と 1 時間半のチューター (7 単位)</li> </ul> </li> <li>● 機能科目 (5 単位)               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 語学 (ドイツ語、英語、スペイン語)：2 時間の授業 (3 単位)</li> <li>➢ 歴史学の論証と構成：1 時間の授業 (2 単位)</li> </ul> </li> <li>● 発見：2 科目の選択 (10 単位)               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 芸術史と考古学、ラテン語とギリシャ語、フランス語、哲学、社会学、地理学、語学 2 科目、情報：1 時間の授業と 1 時間のチューター (5 単位×2)</li> </ul> </li> </ul>
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史学の問題 (Questions d'Histoire) (15 単位)               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 古代と中世の歴史：1 時間の授業と 1 時間半のチューター (8 単位)</li> <li>➢ 近代と現代の歴史：1 時間の授業と 1 時間半のチューター (7 単位)</li> </ul> </li> <li>● 機能科目 (5 単位)               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 語学 (ドイツ語、英語、スペイン語)：1 時間半の授業 (3 単位)</li> <li>➢ 文化一般：文学と芸術 (Culture générale: littéraire et artistique)：2 時間の授業 (2 単位)</li> </ul> </li> <li>● 選択科目：オプションを選択し、2 科目の選択：各科目について、1 時間の授業と 1 時間半のチューター (10 単位)               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Option A (歴史学)                   <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 芸術史と考古学、ラテン語とギリシャ語、フランス語</li> </ul> </li> <li>➢ Option B (人間科学)                   <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 社会学、哲学、地理学</li> </ul> </li> <li>➢ Option C (語学)                   <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 語学 2 科目、フランス語、情報</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史学の問題 (Questions d'Histoire)：3 科目の選択 (15 単位)               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 古代史、中世史、近代史、現代史：いずれも 1 時間の授業と 1 時間半のチューター (5 単位)</li> </ul> </li> <li>● 機能科目 (5 単位)               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 語学 (ドイツ語、英語、スペイン語)：1 時間半の授業 (2 単位)</li> <li>➢ 文化一般：宗教における出来事：2 時間の授業 (3 単位)</li> </ul> </li> <li>● 選択科目：オプションを選択し、2 科目の選択：各科目について、1 時間の授業と 1 時間半のチューター (10 単位)               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Option A (歴史学)                   <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「歴史学の問題」で選択しなかった 1 科目 (必修)</li> <li>◇ ラテン語とギリシャ語、フランス語、芸術史と考古学 (1 科目選択)</li> </ul> </li> <li>➢ Option B (人間科学)：                   <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 現代の分析 (Analyse du monde contemporain) (必修)</li> <li>◇ 社会学、哲学、地理学 (1 科目選択)</li> </ul> </li> <li>➢ Option C (語学)                   <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 語学: 作文と口頭表現 (Langue vivante expression écrite et/ou orale) (必修)</li> <li>◇ 語学、「歴史学の問題」で選択しなかった 1 科目 (1 科目選択)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
4 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史学の問題 (Questions d'Histoire)：3 科目の選択 (15 単位)               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 古代史、中世史、近代史、現代史：いずれも 1 時間の授業と 1 時間半のチューター (5 単位)</li> </ul> </li> <li>● 機能科目 (5 単位)               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 語学 (ドイツ語、英語、スペイン語)：1 時間半の授業 (2 単位)</li> <li>➢ 文化一般：政治と経済における出来事：2 時間の授業 (3 単位)</li> </ul> </li> <li>● 選択科目：オプションを選択し、2 科目の選択：各科目について、1 時間の授業と 1 時間半のチューター (10 単位)               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Option A (歴史学)                   <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「歴史学の問題」で選択しなかった 1 科目 (必修)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ラテン語とギリシャ語、フランス語、芸術史と考古学 (1科目選択)</li> <li>➤ Option B (人間科学) : <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 現代の分析 (Analyse du monde contemporain) (必修)</li> <li>◇ 社会学、哲学、地理学 (1科目選択)</li> </ul> </li> <li>➤ Option C (語学) <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 語学：作文と口頭表現 (必修)</li> <li>◇ 語学、「歴史学の問題」で選択しなかった1科目 (1科目選択)</li> </ul> </li> </ul>
5 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史学の問題 (Questions d'Histoire) : 3科目の選択 (15単位) <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 古代史、中世史、近代史、現代史：いずれも1時間の授業と1時間半のチューター (5単位)</li> </ul> </li> <li>● 機能科目 (10単位) <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 語学 (ドイツ語、英語、スペイン語) : 1時間半の授業 (2単位)</li> <li>➤ 「歴史学の問題」で選択しなかった1科目 (5単位)</li> <li>➤ 科学と技術：1~2時間の授業 (3単位)</li> </ul> </li> <li>● 選択科目：1科目の選択：各科目について、1時間の授業と1時間半のチューター (5単位) <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 芸術史と考古学、ラテン語とギリシャ語、社会学、専門的プロジェクトの構築 (construction du projet professionnel)、現代の世界の分析と地政学 (analyse et géopolitique du monde actuel)、地理学、語学、情報、教授競争試験の準備 (préparation au concours de professeur des écoles)、中世フランス語 (1科目選択)</li> </ul> </li> </ul>
6 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史学の問題 (Questions d'Histoire) : 3科目の選択 (15単位) <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 古代史、中世史、近代史、現代史：いずれも1時間の授業と1時間半のチューター (5単位)</li> </ul> </li> <li>● 機能科目 (10単位) <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 語学 (ドイツ語、英語、スペイン語) : 1時間半の授業 (2単位)</li> <li>➤ 「歴史学の問題」で選択しなかった1科目 (5単位)</li> <li>➤ 科学と技術：1~2時間の授業 (3単位)</li> </ul> </li> <li>● 選択科目：1科目の選択：各科目について、1時間の授業と1時間半のチューター (5単位) <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 芸術史と考古学、ラテン語とギリシャ語、社会学、専門的プロジェクトの構築 (construction du projet professionnel)、現代の世界の分析と地政学 (analyse et géopolitique du monde actuel)、地理学、語学、情報、教授競争試験の準備 (préparation au concours de professeur des écoles)、中世フランス語 (1科目選択)</li> </ul> </li> </ul>

注：歴史学専攻 (histoire mention) における Parcours Histoire (歴史学コース)、Parcours Histoire/Sciences Humaines (歴史学・人間科学コース)、Parcours Histoire (歴史学・語学コース) の場合のカリキュラムである。

出典：Université Paris Sorbonne. 2009 - 2010 LICENCE HISTOIRE Maquette et informations generals, p5-10 をもとに作成。

#### 成績評価、単位認定、卒業認定、修了要件や修業要件や修業年限の在り方

学生の知識を管理するための手段としては、各学期の最後に実施される期末試験 (examen terminal)、それに加えて、日常的に実施される試験がある。<sup>288</sup>試験は筆記で行われる場合と口頭で行われる場合がある。期末試験が実施されるのは、基盤科目 (enseignements fondamentaux) についてのみである。

パリソルボンヌ大学においては、LMD への移行に合わせて、学生の成績評価の方法について、管理委員会で審議し規則を決定している (管理委員会 2004年6月25日、2006年6月23

<sup>288</sup>教育法 (Code de l'éducation) では、「学生の能力と知識の獲得は、継続的・定期的な管理、期末試験、または両方の組み合わせによって評価される」と規定されている。

日)。毎年の試験日程は、管理委員会によって決められる。例えば、図 6-3 に示したように、第 1 学期（9 月下旬～1 月）の期末試験は 1 月に、第 2 学期（2 月初旬～6 月）の期末試験は 6 月に行われる。9 月には第 1 学期と第 2 学期の再試験が実施される。試験の実施方法、成績評価の方法（modalités de contrôle des connaissances (MCC)）についても、毎年、勉学・大学生活委員会と管理委員会の審議を経て決定されている。

筆記試験の実施については、大学の試験課（Service des examens）が管理しているが、口頭試験については各々の UFR の責任で実施される。また、試験は、教育ユニット（unités d'enseignement (UE)）の単位において実施され、Éléments Constitutifs（構成要素）の単位では実施されない。<sup>289</sup> 成績評価は 20 点満点で付けられ、10 点以上であれば合格である。

例えば、歴史学専攻（histoire mention）の場合、1 学期に開講される基盤科目である「古代から現代までの歴史学入門（Fondamentaux : Initiation à l'histoire de l'Antiquité à nos jours）」（15 単位（ECTS））についての成績評価（modalités de contrôle des connaissances）は以下のように行われる。<sup>290</sup>

- 全体の 40% の評価：平常点（筆記試験と口頭試験）
- 全体の 60% の評価：期末試験の点数

また、1 学期に開講される機能科目である「語学（ドイツ語、英語、スペイン語）」についての成績評価は全て平常点によって、「歴史学の論証と構成」については学生が実施した研究課題の内容の評価によって行われる。

また、期末試験はセッション 1（通常の試験）に加え、セッション 2（再試験）がセッション 1 の試験で失敗した学生の救済のために用意されている。このため、セッション 2 の試験のことは、「補習試験」（session de rattrapage）とも呼ばれる。上に説明したようにセッション 2 の試験は、1 年に 1 回だけ、9 月に実施される。セッション 2 の試験の規則は以下の通りである。<sup>291</sup>

- 単位を取っている UE について、構成する EC についてだけの再試験を、成績を上げることを目的として受けることはできない
- 不合格だった UE については、成績が 10/20 以下だった構成する EC についてだけ再試験を受けることができる
- 再試験での成績は、例えそれが、セッション 1 の成績より悪かった場合でも、セッシ

---

<sup>289</sup> Website of Paris Sorbonne University, “Service des examens” URL: <http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?article381>; “Examen terminal,” URL: <http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?article6507>; “Modalités de contrôle des connaissances (MCC),” URL: <http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?article6514>

<sup>290</sup> Université Paris Sorbonne. 2009 - 2010 LICENCE HISTOIRE Maquette et informations generals, p5 をもとに作成。

<sup>291</sup> Site officiel de l'Université Paris Sorbonne, “Sessions d'examens ou de contrôle des connaissances : session 1 et session 2” URL: <http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?article6519>  
セッション 2 の試験の実施については、2002 年 4 月 23 日付け教育大臣布告（l'arrêté du 23 avril 2002 relatif aux études universitaires conduisant au grade de licence）に規定がある。

ョン1の成績に置き換わる

- 成績を上げるために、平均点以下の EC や UE の再試験を受けることはできない

### *Jury*による審議

Licence を授与するかどうかの認定は審査員 (Jury) が行う。これは、2000 年 3 月 1 日付け 2000-033 番通達 (la circulaire n° 2000-033 du 1er mars 2000) に、「学位候補者が得る結果の全てから独立した立場で Jury は審議し、Jury による審議の後に学位の授与は言い渡される」と規定されているからである。Jury による審議は、学位に関する諸規則に従って行い、学位候補者を公平、平等に取り扱う必要がある。Jury の審議の議事録は、議長が作成し、議長によるサインがされ、それが学位を授与するか落第かの審議の結果を証明する書類となる。

Jury のメンバーは学長によって任命される。少なくともその半数は、教育研究者 (enseignants-chercheurs) でなければならず、その中から Jury の長 (Président du jury) が選出される。Jury のメンバー構成は公開される。<sup>292</sup>

前述のように、Licence は、バカロレアから 3 年間の教育であり、卒業するためには、180 の ECTS のクレジットの取得が必要であり、Master はバカロレアから 5 年間の教育であり (licence の 3 年間を含む) 120 の ECTS のクレジットの取得が必要である。

なお、ボローニャ・プロセスにおいては、学位の欧州内における通用性を高めるために、学位記に学位の内容等についての説明を付記 (annexe descriptive au diploma または supplément au diplôme) することが推奨されているところであるが、パリソルボンヌ大学では現在そのためのフォーマットを作成している段階である。<sup>293</sup>

学位記に学業の成績について bien、assez bien などと簡単に記すことは各大学の判断に任されているが、パリソルボンヌ大学では、12/20 点以上の平均成績の卒業生には”assez bien”、14/20 点以上の平均成績の卒業生には”bien”、16/20 点以上の平均成績の卒業生には”trés bien”と学位記に記すことが大学の委員会によって決定されている。<sup>294</sup>

### 入学者選抜の在り方<sup>295</sup>

入学者の類型としては、初めて入学登録する者、以前にパリソルボンヌ大学に入学したこと

<sup>292</sup> Site officiel de l'Université Paris Sorbonne, “Délibération des jurys” URL:

<http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?article6502>; “Jury” URL:

<http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?article6511>. Jury の手続きについては、Code of l'éducation, article l712-2, L613-1 に規定がある。

<sup>293</sup> Site officiel de l'Université Paris Sorbonne, “Habilitation à délivrer les diplômes nationaux” URL: <http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?article6493>

<sup>294</sup> Site officiel de l'Université Paris Sorbonne, “Diplômes nationaux” URL:

<http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?article6503>

<sup>295</sup> l'Université Paris Sorbonne, *Guide des Demarches, Article actualisé le 18 décembre 2009, Rentrée Universitaire 2009 – 2010*, URL: <http://www.paris-sorbonne.fr/portail/spip.php?article13>

があり再登録する者、他の大学からトランスファーする者の3種類を想定している。更に、初めて入学する者については、Lycée（中等教育課程の学校）の学生でありバカロレア試験の準備をしている者、既にバカロレア試験を受け大学入学資格を有しているが大学には一度も入学したことがない者、外国に住んでおりバカロレア試験の準備をしている者などが想定されている。

2010年秋に入学を目指し、2010年6月のバカロレア試験の準備をしている Lycée の生徒は、<http://www.admission-postbac.fr/> のウェブサイトを通じて、パリソルボンヌ大学に入学する意思があることを登録することがまず必要である。バカロレア取得後に高等教育進学希望者はこのウェブサイトにおいて36個（1つのタイプの学校について12個）までの進学先候補について優先順位を付けた上で登録することが可能である。登録した後に、希望する専攻分野（Mention）、選択分野（Spécialité）に受け入れられる可能性についての相談を大学から受けることが可能である。その際には、それまでの成績を参考にする。

なお、音楽・音楽学の専攻を希望する場合には、大学において3月に実施される試験を受けることが求められている。

2010年秋に入学するための進学希望先の登録は2010年1月20日～3月20日の間に済ませることが必要であり、結果は6月中旬から7月中旬にかけて3つの段階で知らされる。それぞれの段階では、候補リストの中で最上位の進学先について1つだけ受入れることができることが知らされる。学生は、それを受け入れるか、保留するか、却下するかを回答し、3段階目までで最も希望優先順位の高い進学先への合格を目指すこととなる。<sup>296</sup>

以前にソルボンヌ大学に入学したことがあり再登録する者、他の大学からトランスファーする者については、それまでに取得した単位や学習の内容についての validation（妥当性の確認）という手続きが必要である。

パリソルボンヌ大学において、どのような学生を受け入れることを希望するかなどのアドミッションポリシーが策定されているかどうかについては、ウェブサイトにはそのような情報は掲載されておらず、確認することができなかった。ただ、入学者の選考の方法から考えて、入学希望者について、バカロレア試験などの成績結果に基づいて、受入れる学生を決めているものと考えられる。

なお、2009年度の授業料（tarif）は、Licence で175.57ユーロ（就学費127ユーロ、図書館費30ユーロ、学生互助会費14ユーロ、医療費4.57ユーロ）、Master で235.57ユーロ（就学費187ユーロ、図書館費30ユーロ、学生互助会費14ユーロ、医療費4.57ユーロ）である。専攻分野による授業料の相違はない。<sup>297</sup>

---

<sup>296</sup> Guide d'information pour admission post-bac, Année 2010, version 4, [www.admission-postbac.fr](http://www.admission-postbac.fr)

<sup>297</sup> Portail étudiant de l'université Paris-Sorbonne (Paris IV), "TARIFS 2009-2010" URL: <http://www.etu.paris-sorbonne.fr/spip.php?article662>



### c. 学位プログラムの実施体制

#### 教員組織の在り方

教員数は約 1,300 名であり、教員・研究者 (enseignants-chercheurs) 750 人を含む。教員・研究者は 230 人の教授を含む。研究者は 47 個の研究チームに分かれており、そのうち 13 個については CNRS と連携している。<sup>298</sup>

教員は基本教育研究組織単位である UFR に属している。表 6-7 に教員の所属先と人数を示す。表において、Professeur des universités は正教授、Maître de conférences は准教授に相当する職である。その他に含まれる職としては、Lecteur、Moniteur、ATER、Professeur Agrégé である。教員数が多いのは、歴史学部 (UFR d'histoire) とフランス文学比較文学学部 (UFR de littérature française et compare) である。

---

<sup>298</sup> Université Paris Sorbonne, *Guide de l'étudiant 2009/2010*, p.12.

表 6-7 パリ第 4 大学における教員の所属と数 (2009 年 6 月現在)

	Professeur des universités	Maître de conférences	その他	合計
UFR d'anglais (英語学部)	16	34	37	87
Études arabes et hébraïques (アラブヘブライ語学部)	2	4	4	10
UFR d'études germaniques (ドイツ研究学部)	10	29	23	62
UFR d'études ibériques et latino-américaines (イベリアラテンアメリカ研究学部)	9	32	27	68
UFR d'études slaves (スラブ研究学部)	11	12	24	47
UFR de géographie et aménagement (地理学学部)	14	16	23	53
UFR de grec (ギリシャ語学部)	10	7	10	27
UFR d'histoire (歴史学部)	27	27	74	138
UFR d'histoire de l'art et d'archéologie (芸術史考古学学部)	16	25	36	77
ISHA	5	11	9	25
UFR d'italien et de roumain (イタリア・アロマン語学部)	4	8	7	19
UFR de langues étrangères appliqués (応用外国語学部)	7	12	18	37
UFR de langue française (フランス語学部)	13	23	19	55
UFR de latin (ラテン語学部)	9	14	17	40
UFR de littérature française et compare (フランス文学比較文学学部)	29	29	68	126
UFR de musique et musicologie (音楽・音楽学学部)	9	14	27	50
UFR de philosophie et sociologie (哲学社会学学部)	13	20	31	64
SUAPS	0	0	11	11

注：2009 年 6 月現在で、le service du personnel enseignant（教員人事課）により確認ができていない数にもとづいている。SUAPS は Service Universitaire des Activités Physiques et Sportives（体育スポーツ大学サービス）、ISHA は Institut des sciences humaines appliquées の略である。

出典：Paris Sorbonne University, *Guide de l'étudiant 2009/2010*, p.148-175 の教員リストをもとに作成。

#### *Licence Mention Histoire* の場合

歴史学に関する licence レベルの教育 (Licence Mention Histoire) については、UFR de Histoire が責任があるが、Mention についての責任を持つ教授 (responsable de la mention) が任命されている。また、4つの Parcours (Histoire (歴史)、Histoire-Géographie (歴史と地理学)、Histoire-Sciences humaines (歴史と人間科学)、Histoire-Langues vivantes (歴史と言語)) のそれぞれについての責任者 (responsable du parcours) が任命されている。

### 教員の教育活動や勤務時間管理の在り方

大学のアカデミックな職員には、教育研究者（*enseignants-chercheurs*）と教育者（*enseignants*）、研究者（*chercheurs*）がいる。このうち、教授や准教授に該当する職にあり、教育活動をするとともに、研究活動をし、博士課程の学生などの指導をしているのは、教育研究者である。パリソルボンヌ大学においては、教育研究者の集団において、教授の占める割合が他の大学に比較すると高いという特色を有している。すなわち、学生にとってはより高いレベルの教育研究者の指導を受けることが他の大学よりも容易であることになる。具体的には、パリソルボンヌ大学においては1.8人のMCF（*Maitre de conférences*）に対して1人の教授がいるのに対して、フランスの大学全体の平均（ソルボンヌ大学と同様の学部の場合で計算）は2.3人のMCFに対して1人の教授がいる。

これらの教育研究者の他に、教育活動を担当する職員として教育者が雇われており、パリソルボンヌ大学では両者を合わせると合計で1,218人になる。前者の職員については、研究活動を国際的に競争可能なレベルで実施することが求められており、そのことが大学の教育活動の高さをもたらすものであると位置付けられている。研究活動と教育活動の時間配分の在り方について明示的に規定した文書は公表されたものからは見つけることができなかった。後者の職員については、教育活動を行うことが主たる目的である。<sup>299</sup>

### 教授会の在り方や権限

大学は学長（*Président de l'Université*）によって運営されている。後述する大学の3つの中央委員会（*Les Conseils Centraux*）のメンバーによる投票によって選出される。絶対多数の票を獲得することが必要である。任期は5年間であり、5年の任期後に、連続して学長に選出されることは禁止されている。学長になるためには、大学のパーマネント雇用の教員研究者（*enseignants-chercheurs permanents*）であること、フランス国籍を持っていること、パリソルボンヌ大学において勤務していることの3条件を満たすことが必要である。学長は、副学長（*Vice-présidents*）、事務局長（*le Secrétaire général*）、会計長（*l'Agent comptable*）と事務局スタッフ長（*Directeur de cabinet*）に加え、学長が提案し管理委員会によって承認された教員等（4～6人）によって補佐を受けている。<sup>300</sup>

学長は、大学の運営方針を決める。その際には、中央委員会における検討を考慮する。学長の決めたポリシーは、事務局（*General Secretariat*）の責任で実行に移される。また、学長は、前述の7つある博士スクール（*les écoles doctorales*）の長（*directeurs*）と副長（*directeurs*

---

<sup>299</sup> AERES (agence d'évaluation de la recherche et l'enseignement supérieur), Section des établissements, *Rapport d'évaluation de l'Université Paris Sorbonne – Paris IV, novembre 2009*, p.31

<sup>300</sup> Website of Paris Sorbonne University, "The President" URL: <http://www.paris-sorbonne.fr/en/spip.php?article20>. Paris Sorbonne Université *Statuts de l'université Paris-Sorbonne (Paris IV)*, 16 décembre 2005. Article 9. Article 12.

adjoints) を任命し、Licence と Master の専門分野 (Mentions) の責任者を任命する。<sup>301</sup>

大学の中央委員会として、管理委員会、科学委員会、勉学・大学生活委員会の3つが設置されている。

管理委員会 (Conseil d'Administration (CA)) は 27 人までのメンバーから構成される。14 人の教員研究員、3 人の学生、3 人の管理・技術等スタッフ、7 人の大学外部からのメンバーである。学生は 2 年、学生以外は 4 年の任期である。管理委員会は、予算を採決し決算を承認する。President が議長を勤める。1 年に少なくとも 4 回の会合が開催される。現在の 7 人の外部メンバーとその役職は以下の通りである。<sup>302</sup>

Jean-Louis MISSIKA : パリ副市長 (イノベーション、研究、大学担当)

Véronique SANDOVAL : イル＝ド＝フランス地域圏 (Ile-de-France) の地域アドバイザー

Pierre COPPEY : Cofiroute 社の CEO など

Pierre DUCREY : la Fondation pour l'école suisse d'archéologie の理事長、ローザンヌ大学の元 recteur など

Michel LÉBOUCHE : l'Université de Nancy I (ナンシー第 1 大学) の学長、CNRS の管理委員会のメンバー

Henry de LUMLEY : 国立自然歴史博物館 (Muséum national d'histoire naturelle) の名誉教授など

Christian STOFFAËS : 未来研究・国際情報センター (Centre d'études prospectives et d'informations internationales) の所長、産業省とフランス電力公社 (Électricité de France) の元職員

管理委員会は大学の方針 (la politique de l'Université) について決定をする。また、教育に関するいかなる問題についても討議をする権限を有している。人事の問題について討議をする時には、メンバーは討議される対象となるランク以上の教員に限定して行われる。<sup>303</sup>管理委員会は以下の権限を有している。<sup>304</sup>

- ① 大学の構成組織が定める基本規定 (statuts) の承認
- ② 科学委員会の提案に従って、départments、研究所、研究センターの設立の決定
- ③ UFR の委員会によって討議され提案された、UFR の活動プログラムの承認
- ④ 学生の規則等の制定
- ⑤ 大学における仕事の分配

---

<sup>301</sup> Paris Sorbonne Université *Statuts de l'université Paris-Sorbonne (Paris IV)*, 16 décembre 2005. Article 14.

<sup>302</sup> Website of Paris Sorbonne University, "Conseil d'Administration (CA)" URL: <http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?article671>.

"Conseil d'administration de l'université Paris-Sorbonne Personnalités extérieures." URL: <http://www.paris-sorbonne.fr/fr/IMG/pdf/CApersonnalites.pdf>

<sup>303</sup> Paris Sorbonne Université *Statuts de l'université Paris-Sorbonne (Paris IV)*, 16 décembre 2005. Article 19, 20, 23.

<sup>304</sup> Paris Sorbonne Université *Statuts de l'université Paris-Sorbonne (Paris IV)*, 16 décembre 2005. Article 23.

- ⑥ 予算の投票と決算の承認
- ⑦ 学長によって締結された同意書などの承認
- ⑧ 贈与等の受領の承認
- ⑨ 学長が法的な行為を行う権限の授与
- ⑩ 科学委員会その他の専門委員会の提案によって、教員研究者（enseignants-chercheurs）の採用と昇任の決定

科学委員会（Conseil Scientifique (CS)）は、40人のメンバーから構成されている。20人の教授、2人の大学研究員、6人の大学の博士スタッフ（personnels docteurs）、2人のエンジニアか技能者、1人の非博士教員（enseignant non docteur）、1人の非博士スタッフ（personnel non enseignant non docteur）、4人の博士課程の大学院生、4人の大学外部の者である。20人の教授は、以下の人数が該当する学部から選出される。

区分1（6人）：フランス文学比較文学学部、フランス語学部、ギリシャ語学部、ラテン語学部

区分2（6人）：歴史学部、芸術史考古学学部、音楽・音楽学学部、地理学学部

区分3（5人）：英語学部、ドイツ研究学部、イベリア・ラテンアメリカ学部、イタリア語ロマン語学部、スラブ研究学部、LEA

区分4（3人）：哲学社会学学部、応用人文科学、CELSA、IUFM

学生の任期は2年、学生以外のメンバーの任期は4年である。外部メンバーは、国立フランス図書館館長（le Président de la Bibliothèque nationale de France）の館長、国立本センターの長（le Président du Centre national du Livre）、CNRSの人文科学部の部長（le Directeur du Département des Sciences Humaines du CNRS）と、委員会が任命した者1人の計4人である。Presidentが議長を勤める。一年に少なくとも4回の会合が開催される。科学委員会は、研究ポリシー、科学技術に関する事柄、研究予算の分配について、管理委員会に対して提案をする。また、教育活動と研究活動との橋渡し、調整を担当している。以下の事項について助言を求められる。<sup>305</sup>

- 大学の構成組織から提案された研究プログラムや研究契約
- 教員や研究員の空席ができた場合、新たな雇用ポストの要求があった場合
- 教育プログラム（les programmes de formation initiale et continue）
- 学位を授与すること（les demandes d'habilitations à délivrer les diplômes nationaux）
- 学位を新たに作り、内容を修正すること（les projets de creation ou de modification

<sup>305</sup> Paris Sorbonne Université *Statuts de l'université Paris-Sorbonne (Paris IV)*, 16 décembre 2005. Article 28.

des diplômés)

- 機関の契約

勉学・大学生活委員会（Conseil des Etudes et de la Vie Universitaire (CEVU)）は、20人のメンバーから構成される。8人は教員、8人は学生、2人は管理技術スタッフである。学生の任期は2年、学生以外の任期は4年である。Presidentが議長を勤める。一年に少なくとも4回の会合が開催される。<sup>306</sup> 副議長は選出された学生が勤め、特に、学生に関する事項について、責任を持つ。CEVUは、学生に対する教育、学生が社会生活へ入ることの促進、学生の文化・スポーツ・社会活動、学生の生活条件などについて管理委員会に対して提案する。

さらに、それぞれの構成組織（UFR, Institut, Département）には、委員会（Conseils）が置かれている。例えば、UFRの委員会においては、UFRの方針を決め、UFRの予算を投票し、教育方法などについて検討し、UFRに関係する課題について討議し、UFRの教員・学生などの構成員に対して必要な情報を知らせるなどの任務がある。委員となるのは、選出された教員、管理職員、学生である。UFRは17個あるため、UFR委員会（Les Conseils d'UFR）は17個あることになる。

#### 学生の所属及び学生の履修支援等の在り方

LicenceとMasterの学生はUFRに所属している。博士の学生は、博士のスクール（Les écoles doctorales (ED)）に属している。

学生に対する履修支援としては、チューターによる学生指導を月曜日、火曜日、木曜日の10時～12時まで、14時から16時まで受けることができる。約130人のチューターが登録している。必要を感じた学生に対する支援を行っている。特に、入学したばかりの学生が支援の対象の中心である。チューターは、修士と博士の学生である。チューターで支援する内容は、ペーパーの執筆の補助、翻訳、授業に対する質問に答えること、図書館での文献の調べ方などである。また、授業科目の補講も開講しており、履修登録することなしに受けることが可能である。

また、「機会均等」プログラム（Egalité des Chances）は特別のチュータープログラムであり、フランス語能力に問題のある学生に対して、フランス語の文法等の補講などが週に1回開講される。履修登録の必要はなく、開講される時間に現れるだけで良い。また、博物館、美術館などへのツアーに参加させフランス文化の理解を深めるようにしている。<sup>307</sup>

---

<sup>306</sup> Website of Paris Sorbonne University, “Conseil des Etudes et de la Vie Universitaire (CEVU).” URL: <http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?article673>

<sup>307</sup> Université Paris Sorbonne, *Guide de l'étudiant 2009/2010*, p.96.

### 教育課程のガバナンス体制や学生に対する教育の責任

前述の大学の中央委員会においては、学長は Mention（専攻分野）の責任者の任命等、管理委員会は教育プログラムに関する事項や予算の決定など、科学委員会は教育プログラムの内容や学位の授与等について、勉学・大学生活委員会は学生の立場からの教育課程の内容等について審議し決定する権限を有している。UFR のレベルでは、UFR の委員会が教育内容について審議し UFR レベルでの決定をしている。

また、大学の管理事務組織としては、以下のものがある。<sup>308</sup>

- Présidence（学長室）
- Secrétariat général（事務局）
- Agence comptable（会計部）
- Pôle des Finances（財政部）
- Pôle des Ressources Humaines（人事部）
- Pôle des Systèmes d'Information（情報システム部）
- Pôle du Patrimoine（施設部）
- Pôle Pédagogie et Scolarité（教務部）
- Pôle de la Vie de l'étudiant（学生生活部）
- Pôle de la Recherche（研究部）
- Pôle des Relations internationales（国際関係部）

人事部は、教員人事課（Service du Personnel enseignant）、管理人事課（Service du Personnel administratif）、スタッフ訓練課（Service de la Formation des personnels）、人事処理課（Service du Traitement des personnels）が置かれている。

教務部には、入学登録課（Service des Inscriptions, Validations et Transferts）、試験課（Service des examens）、学位課（Service des diplômes）、訓練課（Service de la formation des maîtres (IUFM)）が置かれている。入学登録課では、新規に大学に入学する学生と、再入学する学生の入学登録を担当している。また、学位の同等性を確認するための記録の管理と、他の大学から移転してくる学生・他の大学に移転する学生に関する事務を担当している。試験課では、Licence における試験の実施を監督し、成績表を発行することを担当している。学位課では、学士と修士、ディプロマ（diplômes d'université）の学位の発行・再発行、1996年以前の成績表の発行を担当している。訓練課では、競争的な教員採用試験の準備について学生に知らせることを担当している。

学生生活部には、学生資金社会支援課（Service de l'aide financière et sociale de l'étudiant）、チューター・機会均等室（Bureau du tutorat et de l'égalité des chances）が置かれている。学生資金社会支援課では、金銭面で就学が困難な学生に対する資金援助を担当している。チューター・機会均等室には、前述のように、チューター活動を行っている。また、学生生活部で

---

<sup>308</sup> Website of Paris Sorbonne University, "The Sorbonne University (Paris IV)." URL: <http://www.paris-sorbonne.fr/en/spip.php?article13>

は、ニューズレターの発行等を通じた学生への広報活動、ハンディキャップのある学生への支援を担当している。

研究部には、博士課 (Service des Doctorats)、研究課 (Service de la Recherche) がある。博士課は、博士課程の入学者の決定、博士学生に関する事務などを担当している。博士課は、科学委員会担当の副学長 (Vice-Président du Conseil scientifique) の責任のもとで運営されている。研究課では、研究資金の管理などを担当している。この他に、研究部では、研究成果の広報、大学出版会 (Les Presses de l'Université de Paris-Sorbonne (PUPS)) に関する事務を担当している。<sup>309</sup>

#### d. 学位プログラムの実施に係る質保証の仕組み

##### 設置基準、設置認可の在り方

パリソルボンヌ大学は、1970年12月23日に decree (décret du 23 décembre 1970) によって設立された。その後、1984年7月17日に decree によって設立が再確認 (confirm) された。(confirmé par le décret du 17 juillet 1984.)<sup>310</sup>

パリソルボンヌ大学は、国家学位授与権限 (Habilitation à délivrer les diplômes nationaux) を2005～6年の間に LMD に移行することを前提として、2004～2005年の間に受けている。その後、現在の4年ごとの契約の始めと合わせるために、学位授与権限の発行情日は2006～7年に更新されている。国家学位授与権限については、教育法 (Code de l'éducation) の L 613-1 に規定されており、大臣決定に基づき付与される。

教育の体系については、Domaine、Mention、Spécialité などを含め、LMD への移行について規定した2004年8月30日付け405832番通達 (circulaire n°405832 du 30 août 2004) に従って提供されるように、教育内容が改訂された。

国家学位授与権限の付与は以下の手続きで進められている。交付年を n 年としている。<sup>311</sup>

[n-1]年8月下旬～9月初旬：教育研究省 (la Ministre de l'Enseignement supérieur et de la Recherche) による行政通達の公表

[n-1]年9月～10月初旬：UFR の委員会、学内委員会 (CEVU (勉学・大学生活委員会)、CA (管理委員会)) における検討

[n-1]年10月～11月初旬：学内合意ができた後に、高等教育担当行政部局に対して、通達  
に規定されて手続きに従い、申請書全体をインターネットを通じて送付

<sup>309</sup> Website of Paris Sorbonne University, "Pôle de la Recherche" URL:  
<http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?rubrique1348>

<sup>310</sup> Website of Paris Sorbonne University, "Historique de Paris-Sorbonne (Paris IV)", URL:  
<http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?article333>

<sup>311</sup> Site officiel de l'Université Paris Sorbonne, "Habilitation à délivrer les diplômes nationaux" URL:  
<http://www.paris-sorbonne.fr/fr/spip.php?article6509>



[n-1]年 12 月：科学ミッション (la mission scientifique) の専門家による申請書の検討

[n]年 4～5 月：専門家と大学との間での申請書の内容に関する修正意見等の往復

[n]年 6 月～7 月初旬：CNESER (Conseil national de l'enseignement supérieur et de la recherche (高等教育研究国家委員会)) に対して決定版の申請書を提出

[n]年 7 月：最終決定意見の通知

[n]年 7 月下旬～9 月：学位授与権の付与

パリソルボンヌ大学は Vague D に属しており、現在の契約は 2006 年度から 2009 年度までであるため、次回の学位授与権の付与は 2010 年であり、そのための手続きは 2009 年の 8 月ごろから始まることになる。<sup>312</sup>

毎年発出されている教育研究省の行政通達においては、例えば、2007 年 9 月 12 日発行の通達についてみれば、高等教育機関における教育についての一般原則 (les principes généraux)、licence 教育についての勧告 (recommandations)、Master 教育についての勧告、手続きと日程について説明している。<sup>313</sup>

一般原則については、教育は以下の 3 つの根本原則 (fondements principaux) に従って提供されるべきであるとしている。

- 教育についての内部評価と外部評価の実施。それは指標を用いて教育の質を測定し、提供されている教育の強みと弱みを診断することを可能とするものでなければならない。
- 研究の支援。科学的潜在力が発揮されるような研究チームの編成の支援。
- 学位に対する、社会・経済からの要求事項の分析と反映。大学外部とのパートナーシップを必要とし、検討内容としては、教育内容の要求への適合、学生の雇用可能性への配慮などを含む。

このために高等教育機関が特に注意すべき事項として、以下が列挙されている。

- 教育体系の一貫性と分かりやすさに注意すべきこと
  - 研究・教育連携部門の設立やパートナーシップを通じた研究の強化
  - より効果的に、また同時に、国内・国外の学生、雇用者にとってより明解になるように教育の提供内容を見直すこと
  - Domain や Mention の名称に、よく使われる名前を用いること
- 学生がどのような知識や能力を身に付け、それを卒業後に活かすことができるのかを

---

<sup>312</sup> 高等教育機関は Vague A から Vague D までの 4 つのグループに分けられており、学位授与権限が与えられる 4 年間でそれぞれ異なるために、特定の年に学授与権交付の検討が集中しないようになっている。Vague A の大学は 2007～2010 年、Vague B の大学は 2008～2011 年、Vague C の大学は 2009～2011 年、Vague D の大学は 2006～2009 年までの期間について学位授与権限を授与されている。(Union nationale des étudiants, “Classment des établissements par vague”)

<sup>313</sup> la Ministre de l'Enseignement supérieur et de la Recherche, *Campagne 2007-2008 d'habilitation à délivrer les diplômes nationaux de licence et de master – Vague B*, 12 septembre 2007

記述すること。これは特に職業教育に関連する学位においては重要である。

- 学生が途中で専門を変えることも可能となるように、段階的に専門特化していく教育課程（un specialization progressive dans les études）になるように留意すること。
- 外国語のスキル(maîtrise des langues vivantes étrangères)と文書作成スキル（outils bureautiques）を学生に与えること

また、Licence 教育については、以下が重要事項として強調されている。

- 新たなバカロレア合格者のオリエンテーションの方策が、客観的な情報の提供と個人的な相談に基づくものであること
- 教育課程の中心となる知識授与の教育基本単位（unités d'enseignement (UE)）の他に、一般的な仕事の方法論に関する UE と職業についての UE を導入すること
- 学生に選択の余地を与えるために、特にカリキュラムの始めにおいては、複数のディシプリンの教育を提供すること
- 教育をするための技法についての準備をすること
- Mention の中に、限られた数の Parcours を設けること
- 援助を必要とする学生など、多様な学生の要求に配慮すること

申請手続きについては、前述のように、教育研究省の中の高等教育担当部局である DGES (Direction générale de l'enseignement supérieur)と大学との間の、4年間の契約とめぐる対話を中心に進められるものであり、その判断は、AERES による機関の評価の意見とそれに対する機関の応答に基づいて実施されるとされている。<sup>314</sup>

高等教育機関に対しては、以下の書類の提出が求められている。

- 機関の政策
  - 教育の政策について（一般原則、現在提供されている教育の一覧表、学生のための施策、各種指標、評価の体制）
  - 各々のサイクルについての要約（教育内容、学生、他の機関とのパートナーシップ）
  - 現在の教育内容と将来の教育内容との対照表（修正を明確に示すこと）
- 各々の Mention（専攻分野）についての情報<sup>315</sup>
  - 教育の目的、知識と能力についての目標、入学の前提となっている知識のレベル、学生の評価方法
  - 教育基本単位（UE）についての説明、Parcours についての説明
  - 教育責任者、教育担当者のリスト

---

<sup>314</sup> “Sur la base de ses (AERES) recommandations et de la réponse de l'établissement, le dialogue contractuel permettra de dégager, dans le contrat quadriennal, une offre diplômante de qualité, aux objectifs clairement définis.”と規定されている。

<sup>315</sup> Mention についての情報の細部の内容については、Annex 2: List Indicative des renseignements a faire figure sur les dossiers de demande d'habilitation (champagne d'habilitation 2007-2008 – vague B)に規定。

- ▶ 学生の出身データ（地理的、経歴）、成功率、退学率、卒業後進路のデータ
- ▶ 語学教育の内容
- ▶ ディプロマサプルメントの内容

#### 学位プログラムと分野別認証評価との関係

パリソルボンヌ大学のウェブサイト上の情報を見る限りでは、分野別認証評価機関から認証を受けた学位プログラムについての情報は確認できなかった。

#### 内部的な質保証体制

AERES (agence d'évaluation de la recherche et l'enseignement supérieur) による大学の機関評価の報告書（2009年）によれば、競争環境の中で運営されている CELSA (情報とコミュニケーション高等教育スクール) などにおいては、自己評価 (auto-évaluation) の文化が根を下ろすようになってきたが、いくつかの UFR においては、評価をすることがそもそも不適切であるとの認識が見られ、また、評価をするために他との比較をすることや、共有されるような評価基準を準備することに対して抵抗感がみられている。その結果として、自己評価が根付いていない。このため、AERES は、パリソルボンヌ大学に対して、教育、研究、財政などについてデータを蓄積し、比較可能な指標を開発することの優先順位を上げることを勧め、また、教育活動の質的評価を準備していくべきであるとしている。<sup>316</sup>

#### AERES による評価

2009年7月に AERES によるパリソルボンヌ大学の Licence レベルの教育の評価報告書が公表されている。<sup>317</sup> 評価報告書では、以下の項目について評価が行われ、項目毎に強み (points forts) と弱み (points faibles) を列挙した後に提言 (recommandations) がなされている。また、A+、A、B、C の4段階評価で点が付けられている。

- Licence の操縦 (pilotage des licences) : 評価 B  
Licence 教育は全般的に見て正しい方向に向いて進んでいるか、問題があれば必要な改革がされているかについて評価。
- Licence における成功の目的と手段 : 評価 B  
Licence 教育において学生が成功しているか、そのための必要な施策が行われているかについて評価。
- Licence における教育分野 : 評価 B  
教育課程は効果的に編成されているかについて評価。

<sup>316</sup> AERES (agence d'évaluation de la recherche et l'enseignement supérieur), Section des établissements, *Rapport d'évaluation de l'Université Paris Sorbonne – Paris IV, novembre 2009*, p.28

<sup>317</sup> AERES: agence d'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur, *Evaluation des licences de l'Université Paris 4 - Paris - Sorbonne*, Juillet 2009

- **Licence** 学位の質：評価 A

licence 教育は、学生が卒業後に職業に就き、さらに勉学を続けるために有効なものかについて評価。

- **総合評価**：B

上の 4 点を踏まえて総合的に評価。

パリソルボンヌ大学の強みとして指摘されている点は、教授陣の質の高さ、学生の成績評価の仕組みやチューターによる学習支援の体制が整備されていること、卒業後の職業に備えた教育の充実などである。弱みとしては、Mentions（専門分野）の構成の悪さ、教育の評価と評価結果を利用する仕組みが未発達であること、卒業生と退学学生の進路についてのデータが十分に集められていないことなどが指摘された。Mentions と Spécialités の編成について検討することや学生の国際流動性を高めること、教育の評価体制をきちんとすることなどが提言されている。

個別の Mentions についての評価もされている。評価点は以下の通りである。強みと弱みの指摘と提言もそれぞれの Mention に対してなされている。

Archeologie et histoire del'art（考古学と芸術史）：評価 C

Geographie et aménagement（地理学と整備）：評価 A

Histoire（歴史学）：評価 A

Information et communication（情報とコミュニケーション）：評価 A

Langues; Litteratures et civilisations etrangeres（外国の言語、文学、文明）：評価 A

Lettres classiques, letters modernes, sciences du langage（古典・現代文学、言語科学）：  
評価 B

Musique et Musicologie（音楽と音楽学）：評価 A

Philosophie et sociologie（哲学と社会学）：評価 C

Languees etrangeres appliques（応用海外言語）：評価 B

Histoire-Geographie（歴史と地理学）：評価 B

上にまとめた AERES による評価内容について、パリソルボンヌ大学の学長から示された文書（Réponse à l'évaluation des mentions de licence Vague D）も公表された評価報告書には含まれている。現在、大学改革のプランである Plan Réussite en Licence（リセンスにおける成功計画）が実行中であり、計画の 2 つの目的は、1 年生の間の退学者数を減らすことと、魅力的で職業前準備として役立つ教育内容の充実であるとし、特に 2 番目の目的のために、bi-licence のプログラム（ダブルメジャー）をパリ第 2 大学やパリ第 6 大学など他大学との協力により拡大してきていることや、学生と教員との対話を広範に実施してきていることが強調されている。

この AERES の評価書とこれに対する大学の反応が、次期（2010～13 年）の国家学位授与権限（Habilitation à délivrer les diplômes nationaux）の審査において、参考にされることになる。

## 7 オーストラリア

オーストラリアの高等教育セクターは表 7-1 に示すように大学とその他の高等教育機関から構成されている。ほとんどの大学は州および準州法令の下で設立されるか承認されている。<sup>318</sup> 大学は自己認証機関 (Self Accrediting Provider) と定義されており、各設置法に規定された権限に基づいて自らのコース (course、学位プログラム) を認証し、それを修了した者に学位や資格を授与している。非自己認証機関 (Non Self-accrediting institutions) は、コースの設置については州や準州から認証を受けることが必要である。

大学は、2003 年高等教育支援法 (Higher Education Support Act 2003 : HESA)によって以下の種類の公的資金を中央政府から受けている。このうち、Commonwealth Grant Scheme (連邦グラントスキーム) は大学に対する運営交付金の位置づけであり、Higher Education Loan Programme (高等教育ローンプログラム) は学生に対するローンプログラムであり、卒業後に学生が一定の収入に達した後に返還するものである。

- Commonwealth Grant Scheme
- Higher Education Loan Programme (HELP)
- Commonwealth Scholarship
- 教育、研究など特定目的のためのグラント

高等教育への資金配分を所管する中央政府の機関は Department of Education, Science and Training (DEST) (教育科学訓練省) である。<sup>319</sup>

表 7-1 オーストラリアの高等教育機関の種類と数 (2007 年)

高等教育機関の種類	数
大学 (University)	39(公立 37、私立 2)
海外の大学のオーストラリア分校 (Branch of overseas university)	1
(大学以外の) 自己認証機関 (Self Accrediting Provider)	4
非自己認証機関 (Non Self Accrediting Institutions (NSAI))	150 以上

(出典 : DEERW Web Page “Higher education summary”, URL: [http://www.dest.gov.au/sectors/higher\\_education/](http://www.dest.gov.au/sectors/higher_education/))

高等教育機関に履修登録している学生数 (頭数) を表に示す。オーストラリア以外の学生が 4 分の 1 以上を占めている。ちなみに、オーストラリアは留学先として英語圏では米国、英国

<sup>318</sup> Australian National University (オーストラリア国立大学)、Australian Film, Television and Radio School と Australian Maritime College の 3 つは連邦 (Commonwealth) の法令の下で設立。

<sup>319</sup> Department of Education, Employment, and Workplace Relations Web Page, “Higher education summary” , URL: [http://www.dest.gov.au/sectors/higher\\_education/](http://www.dest.gov.au/sectors/higher_education/))

に次いで 3 番目になっており、留学生教育はオーストラリア最大のサービス輸出産業で、2006-07 年度にはオーストラリア経済に 117 億ドルの貢献をしたとされている。

表 7-2 オーストラリア高等教育の学生数 (2008 年)

学生の種類	2008 年
コースのレベル	925,511
大学院コース	233,586
学部コース	670,954
他 (非学位取得等)	20,971
学生のタイプ	925,511
フルタイム	667,085
パートタイム	258,426
市民権	925,511
オーストラリア	664,978
ニュージーランド	6,261
永住権者	24,260
人道ビザ	1,385
国内計	696,884
海外	228,627

(出典 : DEERW Web Page “Students 2008 [first half year]: Selected Higher Education Statistics”)

#### 7-1 オーストラリアの質保証システムの概要

2000 年に、「教育・雇用・訓練・青少年問題に関する閣僚協議会」(Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs : MCEETYA (「マキーチャ」と発音)) によって、大学の定義付けおよび認可のための基準として「高等教育認可手続きに関する全国基準」(National Protocol for Higher Education Approval Processes) が制定された。<sup>320</sup>また、高等教育機関と認証組織の監査 (quality audit)、質の向上の支援などを行う非営利の独立行政機関としてオーストラリア大学質保証機構 (Australian Universities Quality Agency (AUQA (「オークワ」と発音)) が設立され、職業教育・訓練及び高等教育部門において付与される資格・学位の全国的な統一を図るための「オーストラリア資格枠組み」(Australian Qualifications Framework : AQF) が本格的実施に移された。その後、National Protocol は 2007 年 10 月に改訂されている。

<sup>320</sup> National Protocols 制定 (2000 年) の直接的契機は、ノーフォーク島の Greenwich University(1998-2002) のディグリーミル問題とされている。

## 7-1-1 大学の設置、認可

### (1) 高等教育認可手続きに関する全国基準（ナショナル・プロトコル）

大学の定義付けおよび認可の基準は 2000 年 3 月に承認されており、以下に示す高等教育認可手続きに関する全国基準（National Protocol for Higher Education Approval Processes）に規定されている（2007 年 10 月改正）<sup>321</sup>。National Protocol では、大学の定義と認可基準に加えて、大学の申請に対して専門家パネルのレビューを受けることなどの認可手続きなどが記述されている。2007 年版の全国基準では、大学その他高等教育機関に対する基準がより明確にされており、AQF の高等教育称号と記述に適合するオーストラリア高等教育の質を提供すること、AUQA による定期的な外部質監査を受けることなどが挙げられている<sup>322</sup>。

National Protocol は 20 ページの文書であり、構成は以下の通りである。3 部構成であり、Part 1 では、目的、背景、高等教育の目標、高等高等教育の質保証について規定されており、Part 2（Protocol A～E）において、高等教育の 4 つの種類の機関（大学、大学以外の Self-accrediting の機関、Self-accrediting institutions、海外高等教育機関）のそれぞれについて基準と承認プロセスについてより詳しく記述されている。Protocol A は全ての高等教育機関共通、Protocol B は Non Self Accrediting Institutions、Protocol C は大学以外の Self accrediting の機関、Protocol D は大学、Protocol E は海外の高等教育機関について記述している。Part 3 は政府認証機関（Government Accreditation Authorities）の責任について規定している。

Part 1 Introduction

Part 2 Protocol A to E

Protocol A Nationally agreed criteria and approval processes for all higher education institutions

Protocol B Criteria and processes for the registration and non self-accrediting higher education institutions and the accreditation of their higher education course/s

Protocol C Criteria and processes for awarding self-accrediting authority to higher education institutions other than universities

Protocol D Criteria and processes for establishing Australian universities

Protocol E Criteria and processes for overseas higher education institutions

Part 3 Obligations on Government Accreditation Authorities

---

<sup>321</sup> “MCEETYA's National Protocols for Higher Education Approval Processes: Part 1 & protocol 1”, Department of Education, Employment and Workplace Relations , [http://www.dest.gov.au/sectors/higher\\_education/policy\\_issues\\_reviews/key\\_issues/MCEETYAS/mceetyas\\_national\\_protocols\\_for\\_higher\\_education\\_part\\_1.htm#top](http://www.dest.gov.au/sectors/higher_education/policy_issues_reviews/key_issues/MCEETYAS/mceetyas_national_protocols_for_higher_education_part_1.htm#top)

<sup>322</sup> “National Protocols for Higher Education Approval Processes, As approved by MCEETYA October 2007”, Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs



## National Protocol for Higher Education Approval Processes (2007) Part 1 の抜粋

### 目的

1. National Protocol はオーストラリアの高等教育の国家レベルの質保証枠組みの主要な要素である。National Protocol は学生とコミュニティに対してオーストラリアの高等教育は決められた基準に適合し、適切な政府の規制のもとに置かれていることを、学生とコミュニティに対して保証し、オーストラリアの高等教育の位置を国家的・国際的に守る。

### オーストラリアの高等教育の目標

17. オーストラリアの高等教育は、National Protocol に規定された国家的に合意された基準 (criteria) を満たすとともに、オーストラリアの高等教育資格を提供することについて政府から権限を与えられている機関によって提供される。

18. オーストラリアの高等教育の目標は以下の通りである。

- ・知識と理解の増進
- ・個人が生涯を通じて学ぶことを可能とすること（個人の成長と充足のため、職場への効果的な参加のため、または社会への建設的な貢献のため）
- ・質の高い教育によって労働市場の需要に応じること
- ・全ての市民の生活の質を向上するために、社会的・文化的・国際的な知識、スキル、態度をコミュニティに植え付けること
- ・民主的・公正な・文明度の高い社会の建設に貢献すること
- ・高いレベルのスキル・知識・研究を通じて国家経済の改善に貢献すること。企業、産業、政府との共同研究をすることを含む。

19. 上に示した目標に貢献するのみならず、政府からの公的資金を受け取っている機関はさらに以下が求められる。

- ・高等教育への公平なアクセスと機会を提供すること
- ・コミュニティの物質的・人的・社会的・環境的幸福を高めるために、コミュニティに関与すること

20. オーストラリアの高等教育システムの多様性（機関の中、機関の間を含む）は、学生、雇用者、コミュニティの期待に応えるために重要である。同時に、高等教育システムの全ての要素は、最高度の質を維持するために努力している。National Protocol は、高等教育機関とそのコースを規制することによって、オーストラリアの高等教育の質を維持するための枠組みを提供するものである。

### オーストラリアの高等教育の質保証

21. オーストラリアの高等教育の質保証の責任は、オーストラリア政府、地方政府と機関自身の間で分担されている。国家的に合意された質保証のやり方については、[www.dest.gov.au](http://www.dest.gov.au) に記述されている。それらは、機関の registration のシステム、コースの accreditation、国家資格枠組み (national qualifications framework)、外部の quality audit を含む。National Protocol は、このうち特に registration と accreditation について関係する。

22. オーストラリア資格枠組み (Australian Qualifications Framework (AQF)) は、義務教育後の、国家資格の統一された体系である。資格のタイトルと記述 (descriptor) について、国家的に合意された学習のアウトカムの性質も含めて、提示される。Accreditation はこれらの個々の資格について与えられ、AQF Implementation Handbook により詳しい内容が説明されている。

23. Government Accreditation Authorities (認証権限を持つ政府機関) は、AQF Register of Recognized Education Institutions and Authorized Accreditation Authorities にリストされており、高等教育の registration と、Non self accrediting institutions による高等教育資格の accreditation に責任がある。Part 3 は、Government Accreditation Authorities の義務について概説する。

24. Australian Universities Quality Agency (AUQA) は、国家の Quality Audit を担当する機関であり、全ての大学、大学以外の Self accrediting institutions、一部の non self accrediting institutions と Government Accreditation Authorities の audit の実施に責任がある。

各州 (準州) は National Protocol に規定された認可プロセスを実体化するための法律や規制を制定する責務を負っており、各州で以下のように立法化されている。

表 7-3 各州における高等教育の認可関連の法律

首都直轄区	Tertiary Accreditation and Registration Act 2003
ニューサウスウェールズ州	Higher Education Act 2001
北部準州	Higher Education Act 2004
クィーンズランド州	Higher Education (General Provisions) Act 2003
南オーストラリア州	Training and Skills Development Act 2003
タスマニア州	Tasmanian Qualification Authority Act 2003
ヴィクトリア州	Tertiary Education Act 2003
西オーストラリア州	Higher Education Bill 2003
連邦政府	Higher Education Support Act 2003

(出典: “Further Development of the National Protocols for Higher Education Approval Processes”, Gus Guthrie, Department of Education, Science and Training, 2004 年, より作表)

National Protocol における各類型の高等教育機関の基準に関する条文を抜粋したものを以下に示す。Protocol A では全ての高等教育機関の基準として National Protocol Part 1 (前述) に記されている高等教育機関の目標に貢献することやガバナンス組織を備えていることなど、Protocol B では Non Self-accrediting Institutions の機関の registration (登録) の基準とコースの accreditation (認証) の基準について、Protocol C では大学以外の高等教育機関に Self-accrediting authority を与えるための基準について、Protocol D では大学を設立するための基準と University /University College/Specialized university の各名称を名乗るための基準について、Protocol E では海外高等教育機関が海外の高等教育資格を与えるための教育をオーストラリアで実施するための基準について規定されている。

National Protocol for Higher Education Approval Processes (2007) Part 2 (Protocol A～

E)の抜粋

(高等教育機関の基準に関する部分)

**プロトコル A—全ての高等教育機関のための国家的に合意された基準と承認手続き**

3. オーストラリアの高等教育実施に従事する機関は以下の基準 (criteria) を満たさねばならない:

- A1. オーストラリアの法によって設立されるかまたは認知 (recognized) されている法人 (legal entity) であること
- A2. National Protocol の Part 1 に規定されているオーストラリアの高等教育の目標に貢献すること
- A3. 学問的追究における自由な知的探求へのコミットメントと支援を含む、明確に規定された高等教育の目的を持っていること
- A4. 先進的知識と探求に関わる教育と学習を提供すること
- A5. ガバナンス体制、質保証手続き、目標や学問的目的にふさわしい教員構成を有すること
- A6. 健全な財政と事業管理、および将来にわたってプログラムの提供を維持するための十分な財政その他資源を有すること
- A7. オーストラリアの高等教育の資格 (qualifications) を提供する場合には、Australian Qualification Framework の高等教育のタイトルと記述に適合すること
- A8. アカデミックスタッフは教育内容を inform するような学問活動に従事し、また、研究学生の指導に関わる際には研究活動を行っていること。
- A9. 学生の効果的な学習のために、十分な支援とインフラを提供すること
- A10. 機関やコースを閉鎖する場合には、学生を保護すること

**プロトコル B—Non Self Accrediting Institutions の registration と、コースの accreditation のための基準と手続き**

機関の registration の基準

4. Protocol A に規定された高等教育の提供のための国家的に合意された一般的な基準に加えて、non self accrediting institution は以下の基準を満たす必要がある。

- B1. 機関のガバナンス、施設、スタッフ、学生サービスを含む高等教育の提供のためのアレンジメントに関して、これらが、高等教育に相応しく、提案されたレベルでのアウトカムを達成するために成功した高等教育の提供を可能にするものであること。

コースの accreditation の基準

5. Protocol A に規定された高等教育の提供のための国家的に合意された一般的な基準に加えて、non self accrediting institution によって提供されるは以下の基準を満たす必要がある。

- B2. オーストラリアの大学における同じフィールドの同じレベルのコースと比較して、同程度の要求 (requirements) と学習アウトカムを持つこと

**プロトコル C—大学以外の高等教育機関に Self accrediting authority を授与するための基準と手続き**

3. Protocol A に規定された高等教育の提供のための国家的に合意された一般的な基準に加えて、self accrediting authority (自己認証権限) を持つ高等教育機関は以下の基準を満たす必要がある。

- C1. 以下の点において effective であり、既存のオーストラリアの Self accrediting の高等教育機関と同等であること。
  - ・ガバナンスと意思決定
  - ・教育 (teaching)、学習、学術 (scholarship)、そして該当する場合には研究

- ・ National Protocol の順守 (compliance)
- C2. オーストラリアの基準 (standards)、もし重要な場合には、国際的な基準と同等の、AQF 資格のための基準 (standards) を設定するために、効果的で包括的な構造とプロセスを持つこと。
- C3. 質保証のプロセスとシステムを持ち、それらは既存のオーストラリアの Self accrediting の高等教育機関と同等であること。
- C4. 高等教育の提供についての質の保証と継続的な質の向上に対するコミットメントを示しており、そのために、教育・学習・質に関するシステムに関する外部とのベンチマーキングを実施する手はずを整えていること。

#### **プロトコル D-オーストラリアの大学を設立するための基準と手続き**

##### オーストラリアの全ての大学のための基準

4. Protocol A に規定された高等教育の提供のための国家的に合意された一般的な基準に加えて、オーストラリアの大学は以下の基準を満たす必要がある。

- D1. コースが提供されるすべての分野の教育と学習を inform するような一貫した学問の文化 (culture of sustained scholarship) を示すこと
- D2. 少なくとも研究修士号(Research Masters)、博士号 (PhD) または等価な研究博士号 (Research Doctorates) が提供される分野において、新たな知識の創造を導く研究や独創的創造の努力に取り組むこと
- D3. 自由な探求と知識の体系的に対して教員・研究者・コース設計者・評価者がコミットメントを示すこと
- D4. ガバナンス体制、手続き規則、組織構造、入学方針、財政措置および質評価プロセスを持ち、それらは大学の価値と目標に支えられ、機関の学問プログラムのインテグリティを保証すること

##### 「大学」(University) の名称を持って運営する機関のための基準

5. Protocol A に規定された高等教育の提供のための国家的に合意された一般的な基準と、上記の D1 から D4 の基準に加えて、大学の名称を持って運営することを承認されるためには、以下の基準を満たすことが必要である。

- D5. 広い学習分野にわたって(少なくとも 3 つの広い学習分野 (broad fields of study) の研究修士号(Research Masters)、博士号 (PhD) または等価な研究博士号(Research Doctorates)を含む) AQF の高等教育資格を提供し、それらの資格についてオーストラリアの基準 (standards) および国際基準 (international standards) と等価な基準を設定していること。

##### University college (大学カレッジ) の名称を持って運営する機関のための基準

6. Protocol A に規定された高等教育の提供のための国家的に合意された一般的な基準と、上記の D1 から D4 の基準に加えて、University college の名称を持って運営することを承認されるためには、設置の時点において以下の基準を満たし、さらに、5 年間以内に大学の名称を持って運営するためには上記の D5 の基準を満たすことへ進んでいくことが必要である。

- D6. 広い学習分野にわたって(少なくとも 3 つの広い学習分野 (broad fields of study) のコースワーク修士号 (Masters coursework degrees) と、少なくとも 1 つの広い学習分野の研究修士号(Research Masters)、博士号 (PhD) または等価な研究博士号(Research Doctorates)を含む) AQF の高等教育資格を提供し、それらの資格についてオーストラリアの基準 (standards) および国際基準 (international standards) と等価な基準を設定していること。

##### Specialized university (専門大学) の名称を持って運営する機関のための基準

7. Protocol A に規定された高等教育の提供のための国家的に合意された一般的な基準と、上記の D1 から D4 の基準に加えて、specialized university の名称を持って運営することを承認されるためには、以下の基準を満たすことが必要である。

- D7. 1 つまたは 2 つの広い学習分野について AQF の高等教育資格を提供し(研究修士号 (Research Masters)、博士号 (PhD) または等価な研究博士号(Research Doctorates)

を含む)、それらの資格についてオーストラリアの基準 (standards) および国際基準 (international standards) と等価な基準を設定していること。

#### プロトコル E—オーストラリアで運営することを目指す海外の高等教育機関のための基準と手続き

5. Protocol A に規定された高等教育の提供のための国家的に合意された一般的な基準に加えて、海外の高等教育機関はオーストラリアで運営する承認を得るためには以下の基準を満たす必要がある。
  - E1. 1 つまたはそれ以上の外国において法に則って設立されていること。
  - E2. 機関と、提供されるコースは、適切な水準 (standard) と位置づけ (standing) にあることを示すこと。
  - E3. 適切に認証されたコースを提供すること。その認証は、適切で権限を与えられている自己認証によるか、またはオーストラリアの意思決定者に適切な位置と権限を持っていると判断されるような海外の質保証機関によっていること。
  - E4. オーストラリアで教育を提供する手はずを整えていること。それらは、海外の機関によって提案されたアカデミックな監督 (oversight) と質保証を含み、少なくとも同等のオーストラリアの高等教育機関と同等のものであること。
  - E5. ローカルパートナーやエージェントがいる場合には、それらが適切な地位 (standing) を持っていること。
  - E6. オーストラリアにおいて高等教育の提供を成功させるために必要な財政的その他の措置を整えていること。

### 7-1-2 大学の質の保証

前述のように、National Protocol の Part 1 に以下のように、オーストラリアの高等教育の質保証のための関係機関 (または仕組み) のそれぞれの役割について規定している。全般的な役割の分担について 21 項で、Australian Qualification Framework について 22 項で、Government Accreditation Authority について 23 項で、Australian Universities Quality Agency (AUQA) について 24 項でそれぞれ説明している。

21. オーストラリアの高等教育の質保証の責任は、オーストラリア、州またはテリトリーの政府と機関自身の間で共通されている。国家的に合意された質保証のアレンジメントは [www.dest.gov.au](http://www.dest.gov.au) に規定されている。それらは、機関の registration、コースの accreditation、国家の資格の枠組みと、外部の quality audit を含む。National Protocol は特に registration と accreditation の手続きに関する。
22. Australian Qualification Framework (AQF) は、義務教育・訓練後の国家資格の統一体系である。それは、資格の名称と、国家的に合意された学習のアウトカムを含む資格についての記述を提供する。それに基づき、accreditation が行われ、AQF Implementation Handbook における詳しいガイドラインに規定されている。
23. Government Accreditation Authority は、AQF Register of Recognized Education Institutions and Authorized Accreditation Authorities にリストされており、高等教育機関の registration、non self-accrediting institution による高等教育資格の accreditation に責任がある。National Protocol の Part 3 は、Government Accreditation Authority の義務を概説している。

24. Australian Universities Quality Agency (AUQA)は、全ての大学、大学以外の self-accrediting の高等教育機関、一部の non self-accrediting institutions と、Government Accreditation Authorities の国家的な quality audit を行う。

また、それぞれの類型の高等教育機関の質保証については Part 2 (Protocol A ~ E) に以下の記述がある。Non Self-accrediting institution には定期的な registration と accreditation があること、大学には AUQA による定期的な quality audit (質監査) があること、海外高等教育機関は海外の認証機関による要求事項を果たすことが求められていることなどについて違いがある。National Protocol によれば、Non Self-accrediting Institutions と、大学以外の Self-accrediting institutions については、外部の quality audit は Government Accreditation Authority によるものであってもよいと規定されている。

#### Protocol B (Non self accrediting institutions)

7. Non self accrediting institutions は定期的な re-registration と re-accreditation によって、行政区とまたは (and/or)、外部の quality audit (Government Accreditation Authority とまたは (and/or) AUQA による) によってレビューされる。質保証プロセスは、海外の活動が実施される場合にはそれらの検討を含む。

#### Protocol C (大学以外の Self-accrediting authority を与えられた高等教育機関)

5. 自身の内部的な質保証メカニズムに加えて、Self-accrediting institutions は AUQA とまたは (and/or) Government Accreditation Authority による外部の quality audit を定期的にする必要がある。質保証プロセスは、海外の活動が実施される場合にはそれらの検討を含む。

#### Protocol D (大学)

9. 自身の内部的な質保証メカニズムに加えて、大学は AUQA による外部の quality audit を定期的にする必要がある。質保証プロセスは、海外の活動が実施される場合にはそれらの検討を含む。

#### Protocol E (海外高等教育機関)

7. オーストラリアで運営することを認可された海外高等教育機関は、海外の認証機関の質保証の要求事項を果たし、またオーストラリアで運営する認可の条件として特定された要求事項を果たす必要がある。

このうち、Government Accreditation Authority と AUQA の果たす役割についてこのセクションで説明し、Australian Qualification Framework (AQF)について、次のセクションで説明する。

### (1) Government Accreditation Authorities

Government Accreditation Authorities は以下に責任を持っている。<sup>323</sup>

- Non self accrediting institutions の registration
- Non self accrediting institutions のコースの accreditation

---

<sup>323</sup> Australian Qualifications Framework ウェブサイト、"Government Accreditation Framework"

- 大学以外の高等教育機関に対して self accrediting の権限を与えること
- 海外の高等教育機関がオーストラリアで海外資格の教育を提供することの認可
- 新しい大学の設立 (university、university college、specialized university を含む)

Government Accreditation Authorities は表 7-4 に示すように各州の高等教育を担当する州政府機関であり、上記の権限を与えられている。なお、Commonwealth (連邦) 政府の Department of Education, Employment and Workplace Relations (教育雇用職場関係省) は Government Accreditation Authority であるが、accreditation や registration を自ら行った例はまだないとのことである。原則は、機関は所在する州の Government Accreditation Authority が監督している。

表 7-4 Government Accreditation Authorities 一覧

行政区名 (州名等)	Government Accreditation Authority
Commonwealth (連邦)	Department of Education, Employment and Workplace Relations
Australian Capital Territory	Accreditation and Registration Council
New South Wales 州	Department of Education and Training, Higher Education Quality and Regulation
Northern Territory	Department of Education and Training
Queensland 州	Department of Education, Training and the Arts
South Australia 州	Department of Further Education, Employment, Science and Technology
Tasmania 州	Tasmanian Qualifications Authority
Victoria 州	Victorian Registration and Qualifications Authority
Western Australia 州	Department of Education Services

出典 : AQF Register of Qualifications and Institutions, URL:

<http://www.aqf.edu.au/RegisterAccreditation/AQFRegister/tabid/174/Default.aspx>

National Protocol には前述のように、オーストラリアの高等教育機関の基準が規定されているが、Government Accreditation Authority ではその基準に従って認可などの決定をしている。そのプロセスについては National Protocol に以下のように規定されている。申請の検討については専門家パネルを作って助言を受けることとなっている。専門家パネルのメンバーについては、一般にはオーストラリアの大学に経験のある少なくとも 1 人のシニアなアカデミックを含むことが必要であるが (Protocol A)、大学については大部分がオーストラリアの大学において高いレベルの経験のあるシニアなアカデミックリーダーであり、申請がなされる行政区の外の行政区からの顕著な数のメンバーを含むことが求められている (Protocol D)。

## National Protocol for Higher Education Approval Processes (2007) Part 2 (Protocol A

### ～E)の抜粋

#### (承認プロセスに関する部分)

#### プロトコル A—全ての高等教育機関のための国家的に合意された基準と承認手続き

##### 高等教育の承認のための全ての申請書に関連する国家的に合意されたプロセス

5. National Protocol のもとでの申請書の評価のされ方についての一貫性を保つため、以下のプロセスが全ての高等教育の承認に関わることに国家的な合意がある。
  - 5.1. 申請書を作成する条件として、申請者 (applicant) は全ての行政区 (海外を含む) における過去の申請と、その結果についての情報を開示することを要求される。
  - 5.2. 申請は法的に権限の与えられた責任のある意思決定者<sup>324</sup>に対してなされなければならない。意思決定者は申請書についての決定を下すに当たって Government Accreditation Authority からの助言を考慮する。
  - 5.3. その助言は通常は専門家パネルによるアセスメントと報告に基づくものである。専門家パネルは申請機関とは独立しており、また、アセスメントと報告は、申請書が承認されるべきか、またどのような条件が承認に付けられるべきかについてである。
  - 5.4. パネルの構成は検討される申請書にとって重要であり適切なものである必要があり、通常はオーストラリアの大学に経験のある少なくとも 1 人のシニアなアカデミックを含んでいる。申請者はパネルの構成とメンバー選定に対してコメントをする権利を持ち、コメントは決定がされる前に検討される。
  - 5.5. アセスメントのプロセスは、National Protocol に規定された基準 (criteria) についての評価を含み、それは提出された書類と申請者との議論に基づき実施され、通常は既に存在する場合には施設の視察を含む。申請機関が既に教育を実施している場合には、スタッフと学生との議論を行うことがある。
  - 5.6. 財政的な健全性を確認し、申請者とその機関のシニアなオフィサーが高等教育機関を設立し、高等教育のコースを提供するのにふさわしい人物であるかどうかを確認するために、適切な調査メカニズム (appropriate investigatory mechanisms) が使われる。
  - 5.7. 承認された場合には、申請者には報告義務と付随条件を果たすことが要求される。海外での活動に対しては海外活動に関する規制のもとでの要求事項に従う必要がある。
  - 5.8. 運営する承認が降りた場合には、通常は 5 年を超えない期間におけるレビューが実施される。
  - 5.9. 承認された申請者は、AQF Register of Recognized Education Institutions and Authorized Accreditation Authorities にリストされる。AQF Register は海外の資格を教えるためにオーストラリアで運営することを承認された海外の機関のリストを含む。
6. Protocol B から E は各々の Protocol に関連する追加プロセスを含む。上記のプロセスと各々の Protocol に関連する追加プロセスは、National Guidelines において詳しく説明される。

#### プロトコル B—Non Self Accrediting Institutions の registration と、コースの accreditation のための基準と手続き

##### 申請書の評価

6. Protocol A に規定された申請書のアセスメントのための国家的に合意されたプロセスに加えて、Non Self-accrediting institutions の承認のための申請については以下が当てはまる。

<sup>324</sup> 「責任のある意思決定者」 (responsible decision-maker) とは、National Protocol に合意した、オーストラリアの行政区分 (jurisdiction) の高等教育に責任を持つ Commonwealth、州、またはテリトリーの大臣 (Minister) である。(National Protocol、p.19)



- 6.1. 高等教育機関の registration と、高等教育のコースの accreditation のプロセスは、専門家パネルの任命を含む。パネルは、申請と同じか類似の分野における高等教育のコースに広範な知識を持つ。
- 6.2. 高等教育機関の registration と、高等教育のコースの accreditation のプロセスは、いかなる海外活動についても検討する。機関の海外活動は、該当するオーストラリアの規制と報告の要求事項を満たす必要がある。
- 6.3. 5年を超えない期間に、コースは re-accreditation される必要があり、期間は re-registration される必要がある。
- 6.4. 良いトラックレコードを持つ機関については、簡素化した re-registration と re-accreditation のプロセスが適用される。

#### プロトコル C—大学以外の高等教育機関に Self accrediting authority を授与するための基準と手続き

##### 申請書の評価

4. Protocol A に規定された申請書のアセスメントのための国家的に合意されたプロセスに加えて、高等教育機関に Self-accrediting authority (自己承認権限) を承認するための申請については以下が当てはまる。
  - 4.1. 機関はいつでも self-accrediting authority と self-accrediting の範囲 (scope) の拡大を申請することができる。
  - 4.2. self accredit する権限は通常は独立した専門家の助言に基づいて決められ、機関が既にトラックレコードを持つ、広い field of study と AQF の高等教育資格に限定されている。意思決定者は、広いまたは狭い field of study と AQF の高等教育資格を示し、機関に対して self-accrediting authority を与える。
  - 4.3. self accredit authority の申請のアセスメントは、いかなる海外活動についても検討する。機関の海外活動は、該当するオーストラリアの規制と報告の要求事項を満たす必要がある。
  - 4.4. 通常は、機関は2つの承認サイクルにおける re-registration と re-accreditation のトラックレコードを通じて、self-accrediting authority の基準 (criteria) を満たしていることを示す必要がある。
  - 4.5. 例外的な場合では、self-accrediting authority は以前の高等教育の提供について何のトラックレコードもない機関に対して授与される。その場合には、アセスメントは詳細な計画に基づいて行われる。設立された後に、現存の self-accrediting authority を持つ高等教育機関と少なくとも同程度の水準で運営される高い確率を示しているかの観点から、計画と人的・財政的資源についての評価が実施される。
  - 4.6. 意思決定者は、self-accrediting authority に対して条件を付すことがある。承認は5年間暫定的に与えられることがある。その間は現存の self-accrediting を持つ機関と連携 (affiliation) することを求めることを条件とすることがある。この期間の後で self-accrediting authority の承認が継続されない場合には、学生の保護措置の提供が保証されなければならない。
  - 4.7. 行政区画 (jurisdiction) は該当する法律のもとで self-accrediting authority を機関に与える。
  - 4.8. Self-accrediting authority は、合理的な根拠に基づき、また、フェアな手続きを経た後で、いつでも取り消すことができる。外部の quality audit、モニタリング、報告のようなプロセスのアウトカムは、行政区の意思決定者による self-accrediting authority の継続や取り消しの決定に対して根拠を提供する。
  - 4.9. Self-accrediting authority の承認を継続するか取り消すかを決定するにあたり、意思決定者は、機関が self-accrediting な分野におけるパフォーマンスについて、AUQA からの助言を求める。
  - 4.10. Self-accrediting authority をオーストラリアの一つの行政区において持つ機関は、

他の行政区においてもその権限を行使することを許可される。Self-accrediting authority を持つ機関は各々の行政区において別の registration を要求されない。

## プロトコル D—オーストラリアの大学を設立するための基準と手続き

### 申請書の評価

8. Protocol A に規定された申請書のアセスメントのための国家的に合意されたプロセスに加えて、この Protocol のもとで運営することの承認の申請については以下が当てはまる。
  - 8.1. 申請書は独立した専門家パネルにより評価 (assess) される。パネルの構成は、大部分がオーストラリアの大学において高いレベルの経験のあるシニアなアカデミックリーダーであり、申請がなされる行政区の外の行政区からの顕著な数のメンバーを含む。大学名称への変更を求める専門機関 (specialized institution) からの申請書の評価のために設立されるパネルの場合には、専門分野における多くの数のアカデミックリーダーを含む。
  - 8.2. 最終報告がなされる前に提案書についてのパブリックコメントのための機会を提供するために、アセスメントのプロセスは十分に公開されたものであることが必要である。
  - 8.3. この Protocol のもとで運営することの申請のアセスメントは、いかなる海外活動についても検討する。機関の海外活動は、該当するオーストラリアの規制と報告の要求事項を満たす必要がある。
  - 8.4. この Protocol のもとで運営することを 1 つの行政区において承認された機関は、他の行政区においても運営することを許可される。

## プロトコル E—オーストラリアで運営することを目指す海外の高等教育機関のための基準と手続き

### 申請書の評価

6. Protocol A に規定された申請書のアセスメントのための国家的に合意されたプロセスに加えて、海外高等教育機関として承認を受けるための申請については以下が当てはまる。
  - 6.1. いかなる申請者も Government Accreditation Authority の許可なしでオーストラリアで運営することは許されない。
  - 6.2. プロセスは、外国または運営する国における、その機関の資格 (credential) と、その機関と任命されているローカルエージェントの関係についての専門家による確認 (verification) を含む。
  - 6.3. Government Accreditation Authority は以下の点について助言を求める。
    - ・その機関の accreditation に責任を持つ団体の国際的な位置と水準 (standard)
    - ・その機関の国際的な位置
    - ・その機関が accreditation を受けている国における、質保証の要求条件と、これまでのトラックレコード
    - ・オーストラリアにおいて提供される、その機関のコースの国際的な位置と水準
  - 6.4. アセスメントのプロセスは独立した専門家パネルを含む。その構成は、同様のオーストラリアの機関と類似したものであり、特に、以下のローカルな教育の提供の手配 (arrangements) (現地パートナーやエージェントとの手はずを含む) に焦点を当てる。
    - ・アカデミックな監督 (oversight) と質保証のための現地のアレンジメント
    - ・現地の教育提供のための財政的その他のアレンジメント (施設、スタッフ、学生サービスなど)
    - ・機関が運営を停止した場合の学生の保護
  - 6.5. 海外の機関が適切な位置と水準を持ち、オーストラリアで位置と水準について認知された海外の認証機関によって認証されており、現地の教育提供のアレンジメントが十分な場合には、申請者はオーストラリアにおいて海外の資格を提供することを許可される。機関は、オーストラリア内における法的な文書、宣伝の文書において、外国の認証プロ

- セスに基づき海外の高等教育の資格を提供していることを明確にしなければならない。
- 6.6. 機関の **accreditation** のステータスやコースが意思決定者にとって満足すべきものではない場合には、意思決定者はその機関がオーストラリアにおいて海外の資格を提供することを許可しない。この場合に、その機関は他の **Protocol** のものでの許可を求めることはできるが、**AQF** に合致するオーストラリアの資格を提供するキャパシティに関して評価が行われる。
  - 6.7. 運営する許可には条件が付くことがあり得る。5年までの間にレビューによって更新される必要がある。運営する許可は、合理的な根拠に基づき、また、フェアな手続きを経た後で、いつでも取り消すことができる。運営許可は、任命されたローカルエージェントに制限される（そうすることが必要な場合）。
  - 6.8. **AQF Register** は、オーストラリアで運営することを許可された海外の機関、そのローカルエージェント（それが必要な場合）
  - 6.9. 運営することを1つの行政区において承認された海外の機関は、他の行政区においても、そこでのローカルな教育提供についての承認が得られれば、運営することを許可される。
  - 6.10. オーストラリアで運営する権限は、機関が使うことができる名称と、その名称の使用についての条件を特定する。
  - 6.11. 大学の名称の使用が許されるのは、機関が **E1** から **E6** までの基準 (**criteria**) を満たし、その位置と水準についてオーストラリアでの受け入れることができる海外の認証権限によって大学であると認められている場合である。しかし、機関は、オーストラリア内における法的な文書、宣伝の文書において、「大学」の名称の使用は、外国におけるその機関の地位によるものであり、その地位に基づき海外の高等教育の資格を提供していることを明確にしなければならない。
  - 6.12. 機関が海外で大学として認知されたいない場合には、「大学」の名称をオーストラリアに使うことは許可されない。使用するためには **Protocol D** のもとでの許可を求める必要がある。

#### ニュースサウスウェールズ州の例

表 7-4 に示したように NSW 州では Department of Education and Training（教育訓練省）の一部門である Higher Education Quality and Regulation（高等教育の質と規制）が Government Accreditation Authority として National Protocol に定められている高等教育機関の認可等の事務を担当している。

NSW 州教育訓練省は、Pre-school（就学以前）、義務教育（kindergarten（幼稚園）から Year 10）、senior secondary education（Year 11 と 12 で NSW Higher School Certificate の授与まで）、高等教育に加え、移民の英語プログラム、職業訓練までを管轄している NSW 州政府の教育行政を担当する政府機関である。予算規模は、118 億ドルであり、NSW 州予算の 4 分の 1 を占めており、また、オーストラリアで官民を含め最大の組織とのことである。<sup>325</sup>

ニュースサウスウェールズ州の高等教育は、表 7-3 に示したように、州法である NSW Higher Education Act 2001 によって規制されている。この Act は、National Protocols for Higher Education Approval Processes と National Guidelines for Higher Education Approval

<sup>325</sup> NSW Department of Education and Training のウェブサイト、「About us.」 URL: <https://www.det.nsw.edu.au/aboutus/index.htm>

Processes に基づき NSW 州において、高等教育機関が設置の承認、コースの accreditation などをする手続きを定めるためのものである。<sup>326</sup>

## 現地インタビュー調査内容（ニューサウスウェールズ州教育訓練省（NSW Department of Education and Training））

2009年5月25日に、ニューサウスウェールズ州教育訓練省の高等教育部門の責任者と質保証担当の上級スタッフにインタビューを実施した。

### 1. 各州に教育省があるのか。

オーストラリアには8つの州がある。New South Wales (NSW)州、Victoria 州、Queensland 州が大きい。州ごとに教育省がある。いずれも National Protocol に基づいて運営しているので、基本は同じであるが、それぞれの政策は若干の違いがある。それは、National Protocol の解釈の違いや、それぞれの機関が歴史的に実施している practice があることから来ている。でも大きな違いはない。NSW 州教育省は NSW 州の大学のみを管轄している。

それぞれの州に議会があり、高等教育についての法律を制定している。ただ、NSW 州は大きい州であるから、他の州と合同の会合においては、他の州に影響を与えることができるポジションにいる。

面倒なのは、シドニーの大学であってもメルボルンにもキャンパスを作ろうとすると、Victoria 州に申請をして承認を受ける必要がある。このことも後に述べるように1つの中央組織を作ろうとしていること背景である。

### 2. NSW 州教育訓練省・高等教育部の質保証担当部署の業務はどのようなものか。

それぞれの州の教育省に accreditation を担当する部署がある。オーストラリアは州を単位とする accrediting system であるということを理解することが重要である。今でも、National protocol があるが、質保証に関する業務は州レベルでやっている。それぞれの州ではやり方も少しずつ異なっている。私の仕事は Non Self Accrediting Institute (NSAI) のアプリケーションを審査することである。NSW 州教育省の Higher Education の部には、質保証の部署以外にも、Policy、Regulation の2つの分野についての部署がある。

### 3. 連邦政府と州はどのような関係にあるのか。

オーストラリアの高等教育のシステムは複雑である。中央政府 Commonwealth と州が関係してくる。キャンベラに所在する Commonwealth 政府は資金を大学に配分している。

---

<sup>326</sup> NSW Department of Education and Training ウェブサイト。"Higher Education", URL: <https://www.det.nsw.edu.au/communityed/higheredu/index.htm>

学生への資金や研究資金も配分している。しかし、大学は州の法律 (State legislation) で設立される。資金は州も払っているが、Commonwealth 政府に比較するとずっと少ない。Commonwealth 政府は多くの高等教育についての政策を作っている。しかし、その際には州も関与させるようにする必要がある。政策を決めるためには、州と話をする必要がある。だから、例えば、国家レベルの認証組織 (national accrediting body) を Commonwealth 政府が作ろうとしているが、そのためには州と交渉をする必要がある。National regulation を作る時には州と話す必要がある。州としても、NSW 州の NSAI についての基準を Commonwealth 政府の基準にどのように統合させていくかについてなどについて中央政府と話し合いをする必要がある。

4. オーストラリアの高等教育機関は National Protocol が規定しているのか。

昨年 (2008 年) から、新しい National Protocol と National Guidelines が使用されている。以下の 4 つの種類があると規定されている。

- University (self accrediting である) 大学は Ph.D. までのレベルのコースを提供する必要があり、研究する必要がある。
- Self accredited institution (Non-university)
- Non self accrediting institutions (NSAI) 大学よりもずっと規模が小さい。
- Overseas institutions 海外の大学がオーストラリアに来て、海外の degree を授与することができる

オーストラリアでは「大学 (university)」の名前は厳しく守られている。大学の基準については、プロトコル D (National Protocols for Higher Education Approval Processes) に書いてあり、厳しい審査や基準を満たした機関だけが大学の名前を名乗ることができる。プロトコル A は全ての高等教育機関のため、プロトコル B は NSAI のため、プロトコル C は Self accrediting authority を受けている Non university のためのものであり、プロトコル E は Overseas institution のためのものである。

大学では Ph.D. のプログラムがあり、教育と研究をする機関である必要がある。ほとんどの大学は公立である。3 つだけ私立の大学がある。ACU (Australian Catholic University)、ノートルダム大学、Bond 大学が私立大学だ。全部では 40 の大学がある。

5. Self accredited の Non-university とは何か。

NSAI が Self-accrediting や大学になることが可能になったのは、新 National Protocol が出来てからである。これまでに NSAI で Self accrediting になったところはまだ出ていないが、今のところ、NSW 州では、6 つの NSAI が self-accrediting の Non-university になりたいと言ってきている。まだ、どこも正式に申請している訳ではないが、今年の終わりぐらいまでには最初の application があると思う。Non self accrediting institution (NSAI) の場合には、全てのコースについて NSW 州教育省の承認を受ける必要があるが、Self accredited になることができれば、その必要はなくなる。州政府は、大学には oversight

する機能は与えられていないが、Self accredited の機関については、5 年ごとに NSW 州教育省から承認を受ける必要がある。大学の地位は州議会の法律で設立されてしまった後については恒久的なものなので、州教育省によってチェックを受ける必要はない。

6. NSW 州にはどのような高等教育機関があるのか。

NSW 州には 10 校の大学がある。University of Sydney などである。また、60 校の NSAI s がある。NSW 州では、30 万人の大学の学生、2 万 5 千人の NSAI の学生がおり、大部分の学生は、大学で学んでいる。大学の方が授業料は安くなっている。私立の方が学生数はずっと少ないが、成長はしている。私立の機関は、ニッチ・マーケットを狙い、外国からの学生を主要なターゲットにしているところがある。National Institute for Dramatic Arts は NSAI であるが有名である。Acting や theater についての人材を育成している。NSW 州には 1 つ Self-accredited の Non-university がある。Australian Film and Television School である。ただ、この学校は、NSAI として始まったのではなくて、最初から Self-accrediting として始まった。全般的に、留学生の数は多い。留学生は、中国やインドが多くて、東南アジア、南アフリカ、カナダからも多く来ている。留学生は政府からの資金は貰えないので full fee を払っている。

一般論としては、高校において最も成績の良いグループにいた学生は NSAI ではなくて、大学に進学するだろう。大学の方が補助金を貰っているので学費が安い。また、シドニー大学などのように、研究レベルが高く、教育のレベルが高い。

7. National Protocol の検討プロセスはどのようなものだったのか。

NSW 州は、National Protocol や Guidelines の策定を主導した。州と Commonwealth の教育省の代表からなる会合で話があって、Draft を作成した。大学や教育のプロバイダーや様々な利害関係者からの意見も反映された。

州と Commonwealth の教育省の大臣で構成されている、Ministerial Council において、National Protocol と National Guideline は決定された。Ministerial Council の依頼によって教育省の職員が内容を検討してできたものである。

新 National Protocol について、NSAI s からの意見は特にはなかった。彼らは happy だった。基本的に大きな変更はなかった。彼らが望んだのは、プロセスが官僚的で red tape が沢山あるようではないようにしてほしいということだったと思う。効率的にプロセスが進むことを望んでいた。

National Guidelines の検討において、特に重視したのは、何が重要なことであり、何が重要ではないかということである。言いかえれば、何については私たちが知る必要があり、何については知る必要がないか。教育 Provider が我々に対して何を示さなければならないかということを確認にした。また、最近の世の中の流れであるように、Input よりも outcome を重視するような中身にした。

8. Non self accrediting institutions は NSW 州には 58 機関あるが、どのような性質の機関

が多いのか。

NSAI は、non for profit の教育機関や宗教的な教育機関、あるいは、for profit の機関など様々なものがある。Accounting の学校や nursing のカレッジもある。NSAI では教育だけであるということが大学との大きな違いだ。大学では研究もしている。1 年間のコースのみの機関もある。

NSAI は degree を授与することができる。Ph.D. の学位も授与することができる。NSAI が大学や self accrediting になることもできるが、そのためには Ph.D. のレベルまでのコースを提供する必要がある、そのためのリソースが必要である。結果として、全ての機関がそのような道を選ぶことは困難である。NSAI は、名前は College や Institute などを使うことができる。

NSAI は、機関としては政府から予算は貰っていないが、学生は Commonwealth 政府からローンを借りることができる。Fee-Help という。ローンは利率が民間のものよりは安く、収入があるレベルになるまでは返却することを求められない。

9. 州教育省は NSAI をどのように監督しているのか。

NSW 州においては、2つのプロセスがある。1番目は、機関は登録 (register) される必要がある。2番目に、コースは認証 (accredited) される必要がある。2つのプロセスは、別のパネルによって並行して行われている。そのパネルの設置のやり方などは各州によって違うだろうが、National Protocol に規定されている同じ criteria によって判断するという基本は一緒である。

10. NSW 州教育省の高等教育部の質保証部門 (Quality and Regulation) には何人のスタッフがいるのか。業務量はどの程度か。

NSAI からの application を受け取る部署にはスタッフは 9 人ぐらいいる。オフィスのスタッフは senior level である。少なくとも大学卒以上であり、修士以上の学位を持つスタッフもいる。Generalist のタイプの公務員の職員である。ローテーションでこの部署に配置されてパネルの運営を中心にマネジメントの仕事をする。高等教育の経験があればいいが、必ずしもそれが必須条件ではない。一般的には分析能力があり、データを見ることができる能力があれば良い。申請処理の質は、スタッフも重要ではあるが、それよりも、パネルのメンバーの資質の方がより重要である。申請書類についての判断はパネルにおける検討に基づいて行われている。

機関の Registration は 5 年ごとである。Course の accreditation も 5 年ごとにあるが、新しいコースを追加する場合もある。だから、どのくらいの申請数があるかは時期や年によって異なる。時期によるが、Course の方が多い。平均すれば、1年に 50 個のパネルを作って検討する。他の州からの申請である場合には、mutual recognition になるのでパネルは作らない。

11. Registration や Course accreditation の審査について州政府での意思決定はどのように行

うのか。

主として大学教員からパネリストは選ばれる。Chair は、退職した、大学の Vice Chancellor や deputy vice chancellor などのレベルの人である。Chair は NSW 州教育省の Higher Education Council Committee で承認される必要がある。パネルが申請書類を見て、判断して、私たちにアドバイスをくれる。メンバーは、大学の推薦や、スタッフによるインターネットサーチ、専門家からの推薦、インタビューなどで決める。大学からだけではなく、産業界からもメンバーは選ばれることがある。データベースがあり、ある人がパネルのメンバーになれば、その人のデータは作成されて更新されている。1つのパネルにおけるパネリストの人数は、registration の場合は3人、course accreditation の場合には4人である。

パネリストにはお金を支払うが、高くはない。政府のレートである。通常は1回だけ会って、後は e-mail で相談する。結論をだすのも e-mail の交換で普通は行われる。判断が難しいケースにおいては、再度パネルが開催されることもある。コンセンサスに基づいて決定する。コンセンサスができない場合は珍しい。パネルが reject するのは、10~15%のケースである。完全に reject をされるのではなくて、申請書類の内容の修正を求めるようなケースが多い。ただし、私たちが申請書類をみて、まだ検討が十分ではないと判断する場合には、パネルにまで諮られないことがある。

決定については、パネルのアドバイスに基づいて、最終決定は州教育省の Director General がすることとなっている。ただ、General Manager for external relations and policy に権限は委譲されている。University application であれば、州の教育大臣 (Minister for Education and Training) である。以前 Vice Chancellor をしていた人が議長を務めている Higher Education Council Committee があり、パネルの作成した報告書が送付される。それを見て、Committee は私たちに recommendation をしている。決定はこれらのアドバイスや recommendation に基づいて行われる。

審査の基準では、NSAI では、academic governance、staff qualification、図書館などの information resources などを見る。これらの分野において、改善を図っていくことが求められる。また、機関内部における質保証の仕組みを見ている。

## 12. Australian University Quality Agency (AUQA)はどのような機能を果たしているのか。

AUQA は、audit をする機関であり、recommendation もしている。大学についても audit を行っている。AUQA は大学について oversight をする訳ではないが、Commonwealth 政府と州政府によって audit をする機関として設立されている。Audit をして、報告書を書き、改善するための recommendation を書く。しかし、AUQA は、大学を閉鎖することも、何かをすることを命令することもできない。大学には高いレベルの autonomy がある。

## 13. 質保証システムの改革について



今議論しているが、数年の間に、オーストラリアでは、national accrediting system に移行する。今あるように8つの州レベルの組織ではなくなり、1つの中央組織が担当するようになる。1つの組織になれば、システムにおいて、consistency が出てくるだろう。質保証は、国家レベルの機関としては、今は、AUQA が担当しているが、3年間で新しい regulatory body に統合されることとなっている。NSW 州や他の州がやっているのは、機関が高等教育のマーケットに入ることの承認と、設立が承認された後の compliance を見ているが、そのような機能が、AUQA の quality assurance の機能と統合していくことが改革の方向性となっている。

New Central Agency は 2011 年に operation を開始する。NSW 州や他の州においても今行っている NSAI の registration や accreditation を継続していく必要がある。変化するのは、governance の仕組みと、decision-making のプロセスである。今のように国全体に小さなオフィスがばらばらにあるのではなくて、ひとつの組織で、トップの決定構造を持ち、その支部が全国に置かれるようなイメージである。NSW 州教育省で registration などを担当している職員が、新しい中央機関に派遣されることも大いにあり得る。

その場合に、NSAI についての意思決定者が誰になるのかはまだ検討しているところである。州は、どのような高等教育機関が州に設置されるのかということについては、経済的なインパクトもあり大きな関心がある。こうしたことから誰が意思決定者になるのかということの検討はなかなか難しい。

## (2) オーストラリア大学質保証機構 (AUQA)

オーストラリア大学質保証機構 (Australian Universities Quality Assurance : AUQA) は 2000 年に Ministerial Council on Employment, Education, Training and Youth (MCEETYA)<sup>327</sup>によって設置された。AUQA は非営利の独立の行政機関であり、MCEETYA のメンバーである連邦政府、州及び準州により管理されている。AUQA は国家の第一の高等教育質保証機関 (principal national quality assurance agency in higher education) として位置付けられており、オーストラリアの大学その他の高等教育の質の公的保証を提供し、これらの機関の学問的な質 (academic quality) を高めることを支援することを機関のミッションとして掲げている。<sup>328</sup>

Annual Report には、AUQA の主な職務として以下の項目が挙げられている。最初の項目については後述する。

- ①オーストラリアの自己認証の高等教育機関 (Self-accrediting Institutions) と、高等教育認証組織 (Government Accreditation Authorities) に対する5年ごとの定期的な質監査 (quality audit)

<sup>327</sup> 連邦政府、州政府の教育等担当大臣の会議体。

<sup>328</sup> Australian Universities Quality Agency Limited, *Annual Report 2008*. p.5.

- ②各機関の監査結果の公表
- ③新大学や非大学機関の認定のための基準に対するコメント
- ④オーストラリアの高等教育システムと質の向上プロセスの国際的位置づけに関する報告

AUQA のスタッフは所長も含めて 15 名であり、そのうち質監査 (quality audit) を担当するポストである Audit Director は 6 名いる。また、質監査のパネルメンバーとして選ばれる外部専門家である Auditor (監査者、評価者) には、表 7-5 に示すように合計 130 人が登録されている。

表 7-5 AUQA の評価者 (Honorary Auditors) の人数 (2008 年 12 月 31 日現在)

	合計	男性	女性
アカデミック (オーストラリアの大学に所属)	52	29	23
海外	38	27	11
その他 (オーストラリアの大学以外)	40	24	16
合計	130	80	50

出典 : Australian Universities Quality Agency Limited, *Annual Report 2008*. p.11.

AUQA の質監査においては、対象機関の活動が、以下の 4 つの側面 (ADRI フレームワーク) から検討される。

**Approach** : 機関の使命、ビジョン、目的、計画

**Development** : 上記の Approach がいかに効果的に実現されているか

**Result** : Development をした後に、当初の Approach に結果をもたらしたか

**Improvement** : 機関が各 ADRI を継続的に実施し向上が見られるか。

質監査の具体的なプロセスは、以下の 4 項目から構成されている。

- ①自己評価: 各機関が自己評価を行い、実績報告書 (Performance Portfolio) を AUQA に提出する。提出された実績報告書を受領後、2~4 週間以内に監査パネルが会議を開き、報告書の内容について議論する。
- ②機関訪問: 上記の会議の後、2~3 週間以内に監査パネルが事前訪問を行い、その後実際の訪問調査を行い、インタビュー等を実施する。
- ③報告書作成・公開: 訪問調査後に監査結果を監査報告書を作成し、公開する。監査後に他の機関に参考となるような活動等を行っている機関については、AUQA Good Practice Database へ登録する。
- ④経過報告書提出: 報告書刊行後 18~24 か月以内に、機関に対して、経過報告書 (Progress Report) の提出を求める。この経過報告書はその機関のウェブサイト

において公開され、少なくとも 12 か月は簡単にアクセスできるようにしておくことが求められる。

AUQA の質監査は、以下の 3 つのタイプの対象機関がある。このうち、主のものは上記のように大学を含む Self-accrediting Institutions (自己認証機関) の質監査である。

- 大学を含む Self-accrediting Institutions (SAIs) (自己認証機関)
- Government Accreditation Authorities (政府認証権限) (連邦政府、州政府、テリトリーの認証権限を持つ機関)
- 連邦法である Higher Education Support Act 2003 のもとで Higher Education Provider として承認された Non self-accrediting institutions (NSAIs)

現在、AUQA は Cycle 1 の質監査を終え、Cycle 2 の質監査を開始しているところである。すなわち、対象機関については一度は質監査を既に実施し、2 回目の質監査を行う段階である。Cycle 2 においては、9 つの Government Accreditation Authority の質監査を 2010 年に実施し、2008～2012 年の間に大学と大学以外の SAI の質監査を実施する予定である。<sup>329</sup>

#### SAI の質監査

SAI に対する Cycle 1 の質監査においては特に以下の項目に留意して監査が実施された。

- 機関の目的に対して機関の活動がどれだけフィットしているか (fitness for purpose audit)
- ADRI フレームワークを使つての監査
- Commendations (称賛)、Affirmations (指摘)、Recommendations (提言) を含む監査報告書 (audit report) の作成
- 対象機関の作成するセルフレビューの重要性の認識

Cycle 2 においては、これらの項目に加えて、アカデミックスタンダードの設定・維持・レビューとアウトカムに焦点が当てられる予定である。また、以下についても質監査が実施される。

- Cycle 1 の進展についてのアップデート (Recommendations、Affirmations についてどのようなアクションが取られたか)
- 2 つの大きなテーマについて、どのように質保証をしているか、アウトカムは何かについてアセスメント (1 つのテーマは「国際活動」と決まっている)
- National Protocol の規定に照らしてのアセスメント

#### GAA の質監査

GAA の Cycle 2 の質監査においては、National Protocol の実施と承認が、それぞれの GAA の管轄地域内部において、またその他の管轄地域と比較して一貫したものとなっているかどうか主要な質監査の事項となることと決まっている。

<sup>329</sup> Australian Universities Quality Agency Limited, “Annual Report 2008.” p.13.

## NSAIの質監査

NSAIは、連邦法である Higher Education Support Act 2003 のもとで Higher Education Provider (HEP)として認定されれば、連邦政府から資金を受けることができるが、そのためには、NSAIは HEP として認定を受けてから 5 年以内に AUQA による質監査を受けることが義務付けられている。

AUQA は 2008 年からいくつかの NSAI の質監査を開始し、NSAI 担当の Audit Director のポストを新たに設けた。今後、約 50 校の NSAI が HEP としての認定を受けることを予定している。

## 現地インタビュー調査内容（オーストラリア大学質保証機関（Australian Universities Quality Agency (AUQA)）

2009 年 5 月 29 日に、AUQA の Audit Director の 1 人にインタビューを実施した。以下はその概要である。

### 1. オーストラリアの高等教育機関はどのようなものがあるのか。

オーストラリアには 39 校の大学がある。そのうち、37 校は公立であり、2 校が私立である。私立の大学は Bond University と University of Notre Dame Australia (UNDA) である。他にも、高等教育の機関が存在している。さらに、少ない数の海外の高等教育機関がある。大学以外の高等教育機関は、大学よりは規模が小さいところが多いが、数は多い。これらの機関は後で説明するように自己認証ではないので、Non Self Accrediting Institutions (NSAI)とも言う。Theology のコースなど、非営利で運営されているところも多い。一番成長しているのはビジネスと IT の機関やコースである。このセクターにおいては統合の動きがみられる。例えば、Navitas や Kaplan などのグループである。

大学は Self accrediting（自己認証）であり、プログラムの設立について外部機関の認証を受ける必要はない。NSAI は、accreditation は州政府によって受ける必要がある。

高等教育とは、ここでは、Bachelor degree 以上と、Associate degree について話している。Certificate を与える Vocational プログラムについては話していない。これらの体系は Australian Qualifications Framework (AQF) に記載されている。

### 2. Non Self Accrediting Institutions とは何か。

NSAI は 150 くらいある。NSAI は政府からブロックファンディングを受けることはできないが、NSAI の学生は Commonwealth の学生ローンを受けることができる。ただし、このためには、学生の通う NSAI がいくつかの Quality requirement を満たしている必要がある。これらの学生ローンを受ける機関であるための条件の一つが、AUQA によって audit を受けているということである。約 80 ぐらいの NSAI の機関ではローンを受けることができる。

NSAI は機関として **registration** している必要があり、さらに、提供する各々のコースについて **accreditation** を受ける必要がある。担当するのは、**Government Accreditation Authority** であり、すなわち、大学の所在する州の州政府である。

3. **National Protocol** とは何か。

大学は、国家プロトコル (**National Protocol**) における規定や条件を満たしている。ただし、大学は **National Protocol** が出来る前に設立されている。**National Protocol** は 2007 年に修正されている。**National Protocol** は法律ではなく、**Protocol** に基づいて、州が議会で法律を決める必要がある。

4. 高等教育について **Commonwealth** と州の関係はどうなっているのか。

オーストラリアは **Commonwealth** (連邦国家) なので、高等教育に関する権限は **Commonwealth** 政府と州政府の間で分担して持たれている。このような権限の配分は、歴史的なものであり、分かりにくい面があるかも知れない。

大学は、州や **Territories** の法律によって設立される。オーストラリアにおいては、歴史的に州に大学や高等教育政策において力がある。最近では、徐々に **Commonwealth** が、州のこのような力を持つようになってきている。その理由は、資金の配分は **Commonwealth** が行っており、財政的な力を持っているからである。**Commonwealth** には、政策立案において力が増えつつある。

**Commonwealth Act** として、**Higher Education Support Act (HESA)**がある。学生数、コースの種類など機関の持ついくつかのパラメータに従って **block funding** を配分する。大学に対して直接的に配分する。また、**Commonwealth** は学生に対する **subsidy** を配分する。**Higher Education Contribution Scheme (HECS)**であり、今では、**FeeHelp** という名前になっている。学生ローンである。

高等教育についての **legislation** はそれぞれの州が制定しており、とても複雑なことになっている。**Mutual recognition** をする取り決めは出来てきているが、機関が複数の州において教育を提供しようとするすると複数の州政府から認可などを受ける必要があり、面倒である。

高等教育については、このように州政府に権限が集中しているために、**Commonwealth** は高等教育について何かをしようとする時には、州政府と交渉をする必要がある。**Commonwealth** 政府が、州政府に対して命令をすることが可能な仕組みにはなっていない。

5. 質評価、学位関係の機関はどのようなものがあるのか。

**AUQA** は 2000 年に 9 つの教育省の合意でできた機関である。**AUQA** は 9 人の **Minister of Education** の合意によって設立されている。**Commonwealth** の **Minister of Education** と、8 つの州の **Minister of Education** である。

8 つの州の **Government Accreditation Authority (GAA)**は、NSAI の機関がそれ程多く

ある訳ではないので、規模は小さい。州の教育省は歴史的には高等教育よりも Vocational education（職業教育）に業務の重点がある。

Australian Qualification Framework (AQF) の事務局 (Secretariat) は、AQF の管理を担当している組織であり、これまでは特に業務のないところであったが、現在は AQF のレビューをすることを求められている。

#### 6. AUQA による Audit はどのようなものか。

AUQA の audit は大学や NSAI に対して実施している。大学は self accredited であるが、大学は設立されれば、法律でずっと設立されるままである。国際的にも、実際の質はどこの大学でも等しく保証されているかどうかをチェックする必要がある。イギリスの QAA と同じような大学に対するアプローチである。

AUQA の audit では、検討した結果に基づいて recommendation を行う。内容は公表しているので、それを実行するかどうかは州政府や Commonwealth 政府にまかせている。後で説明するように、新しい質保証の中央組織をオーストラリアに設立する理由として、AUQA の recommendation が実行させるための権限を AUQA が持っていないことを挙げる人もいる。

現在は、AUQA の audit は第 2 サイクルになっているが、第 1 サイクルにおける recommendation を真剣に考えて実行している大学もあれば、第 2 サイクルの audit の 1 年前から取り組み始めたところもある。

#### 7. Audit のサイクルとは何か。

Audit のサイクルは 5 年毎である。First cycle が終わったところであるが、新しい試みということもあるが、うまくいったと考えている。1st cycle では、self assessment を重視した。全ての大学が、self assessment や Self reflection がもっとも価値があったと答えている。

これから 2nd cycle である。2nd サイクルにおいては、1st サイクルよりも、self assessment の作業がより少ない関係者の手で作成されたり、大学の現状を反映する程度が弱くなったりする可能性がある。大学が 1st サイクルよりも慣れてくるため、全ての情報を見せる必要がないと考える可能性があるということである。

Audit は Enhancement tools として役立てればいいと思っているが、そのためには、大学の方で open disclosure である、すなわち全ての情報を外に見せる方針を持っていることが必要である。

#### 8. AUQA の Audit と、Outcome・Process

AUQA の audit においては、process を見ているだけで、outcome を見ている訳ではないというのは、大学の Vice Chancellor との間でもよく出る議論のテーマである。第 1 サイクルにおいては、プロセスをより重視したのは確かである。また、Outcome については、国家レベルのデータを用いているので、皆が知っている内容に基づいての評価になってい

る。

Process と outcome の間の causality を見つけることは難しい。研究評価においては良い研究アウトプットは良い人材や良い研究チームから生まれる傾向が強いから causality を見つけることは可能かも知れないが、教育評価においては、causality を見つけるのはとても難しい。プログラム毎の評価を大学に対する audit では実施していないことも outcome についての評価を困難にしている原因である。ただ、outcome や、process と outcome の関係についてコメントをすることは可能である。

この問題は重要であるが、少なくとも process を調べることは重要であると考えている。Process が低い評価の時にも、良いアウトカムが出ることはあるかも知れないが、学生のレベルがもともと高いだけである可能性がある。

#### 9. AUQA の Audit における Auditors はどのような人が務めているのか。

評価者は2年間の任期で登録されている。再任される人もあれば、再任されない人もいる。新たに加わる人もいる。その中から auditor が選ばれる。約120人が登録されているが、その人数には上下がある。大学所属の auditor が一番多い。

評価チームの chair になるのは、大学の Deputy Vice Chancellor のレベルである。彼らのアドバイスは非常に価値のあるものである。シニアの人で経験のある人で、大学について広い見識のある人である。メンバーに入るにはシニアな人か経験がとても豊富な人ばかりであり、そのことが audit の credibility を高めている。時々、大学に対してそのような見識のある人の nomination を手紙を書いてお願いしている。登録している Auditors の数は大学の間でバランスが取れるようにしている。

また、国際的なメンバーもチームに入る。通常は、香港、米国、イギリス、ニュージーランドなどからである。国際的なメンバーを入れるのは、国際的な比較の視角からのレビューをお願いしたいからである。オーストラリアの大学人で、オーストラリアの留学生事情に通じている人にも入ってもらう。

また、産業界の人にもメンバーをお願いする。ただ、産業界の人には大学を理解するのが難しい。純粋に産業界の人で大学について分かる人はあまりいないので広く産業界に関係のある人を登録している。

audit パネルのメンバーは chair を含めて5人である。chair 以外のメンバーは、1人のシニアなオーストラリアの大学教員、外国からのメンバー、産業界からのメンバー、AUQA のスタッフである。Audit をする対象について知っている人がいることが大事であり、NSAI の audit の際には、NSAI について知っている人が入っているべきで、大学教員のメンバーばかりであると audit が sympathetic なものでなくなる。また、大学の特色に合わせたメンバーを選んでいる。地域の教育を強調している大学や、学問分野を特定して教育している大学については、それに対応してメンバーを選ぶ。

Auditor には、一日600ドル程度を honorarium として支払っている。ただし、払うの

は AUQA への最初の訪問の際と、audit する大学への訪問の 2 日分だけである。

Non-university の audit の際にも同様である。シニアであることが必要である。

Auditor には Training をしている。AUQA のスタッフは、トレーニングの際には、プレゼンテーションをしたり、facilitator の役割をしたりする。トレーニングの過程において、auditor としては相応しくない性格であることは分かる人もなかにはいるし、すばらしい人であることは分かる人もいる。

10. AUQA のスタッフはどのような人達か。

AUQA には 6 人の Audit Director がいる。スタッフは、大学での経験のある人であり、Ph.D.を持っていることが望ましく、大学の質保証についての経験のある人である。国際的な経験も評価される。例えば、インドや南アフリカの Quality Assurance Agency で働いていた人がいる。海外の大学で Vice Chancellor だった人もいる。NSAI (private provider) について専門としている人がいる。

11. AUQA 自体の質をどのように保証しているのか。

External Board の review があった。2005 年には、AQUA Board は、independent のレビューを委託した。QAA のメンバーを議長として国際的なメンバーを入れたチームによってレビューされている。また、AUQA は、APQA (Asia Pacific Quality Network) や Quality Assurance Agencies in Higher Education (INQAAHE) においても熱心に参加しており、外部の動きにも対応している。

更に、Commonwealth 政府や州政府によって、AUQA は設立されているが、彼らの期待に答えているかどうかを頻繁に連絡を取ることで確認することも質保証を確保する方法のひとつだろう。

通常は、そのような意見の交換は External Board を通じて行っている。External Board には政府のメンバーも加わっている。Audit の際の internal checks and balance や、audit の報告書の内容について consistency などを見ている。

12. AUQA の audit の目的、理念はどのようなものか。

オーストラリアで AUQA を設立する際の基本的な考え方は、オーストラリアの大学に問題があるから規制を強める必要があるということではなく、質を改善し、質を強調するということだった。コンプライアンスよりもインプルーブメントに焦点がある。大学に対して何かのコンプライアンスを求めるとするのは困難であり、guided improvement が効果的との考え方である。そうではあるが、国際的な流れとしては、ますます、Measure of learning outcome について関心が強まっている。卒業生の leaning outcome の測定はとても難しい。それぞれの学生の能力も異なっている。

最近の動きで効果があるだろうと思うのは、Commonwealth 政府が Learning and Teaching Council を設立したことであり、Learning や teaching を高めるための collaborative なプロジェクトに対してグラントを与えている。Competitive granting であ



る。Commonwealth Ministry of Education が管轄している。

もう 1 つ大学の質保証のために有効であると思うのは、Commonwealth 政府が資金配分をしており、その資金の使用についての accountability を求めていることである。資金使用の accountability は、質保証と結びついている。このメカニズムによって、Commonwealth 政府は大学から多くの統計データなどを収集している。これらのデータを使って、Statistician を集めて、benchmarking をしている。また、Outcome Survey として、National Student Outcome Survey がある。CEQ (Course Experiences Questionnaire) がある。CEQ はあまり良いアウトカムメジャーではない。学生が卒業する時にどの程度満足しているかを測定している。しかし、国家レベルでのデータの収集が可能となっているという利点がある。

Audit の時には考慮をしており、国家レベルのベンチマークデータだけではなく、それぞれの大学でのアウトカム指標の提供を求めている。

オーストラリアにおいても、他国においてと同様に、外部からの audit に対して反対する大学がある。そのような大学にとっては、外部の audit は、何も価値を与えることがないというものである。彼らの議論の問題点は、どのように success を定義するのかということである。ミニマムレベルを確保するための基準をトップレベルの大学に適用しても意味はないだろうが、そのような大学においても全ての分野で問題がないということはない。

大学の中には、教育担当大臣のところに行って、audit を受ける必要がない、重要なのは研究であるが研究評価としては既に ERA (research assessment exercise) がある、と言っているところもある。教育の質保証に比較すれば、研究評価の方がやりやすいところがある。インパクトについて数量化することが可能などところがある。競争的資金の金額サイズや、ジャーナルに掲載された論文数などである。それに対すれば、Learning outcome の評価は数量的に、あるいは比較可能な形では困難である。

研究重視のトップの大学においては、次世代の academics をどれだけ育成しているかが評価の対象になるかも知れない。また、研究などにおける、integrity や open enquiryなどを学生に伝えることを重視する大学もあれば、大教室で知識を伝えることができれば教育であると考え人もいる。

13. オーストラリアにおいて設立を予定している質保証の新組織はどのようなものか。

新しい話題は Tertiary Education Quality and Standards Agency (TEQSA、テクサ)である。2009 年予算において、2010 年に設立することが政府により発表されている。AUQA と 8 つの州の質保証の組織、AQF の事務局が、新しい中央組織になることになる。その運営がどうなるかは分からないところもある。例えば、州は大学を設立し、閉鎖する権限を持っている、すなわち、そのような legislation を制定する権限があるが、それについては州が今後も持ち続ける可能性がある。しかし、新組織は大学を accredit し、de-accredit する権限は与えられる。この場合には、新組織が accreditation を与えるかどうかの審査、

判断をして、その結果に基づいて、州がその大学について、establish し続けるか、de-establish するのかを決定することになる。

新組織は、現在そうであるように、NSAI については、コースレベルの accreditation を行うが、大学についてはコースレベルの accreditation は行わない、すなわち、self-accredited のままであるだろう。

新組織の設立については、6月に Commonwealth と州政府の間での大きな会議がある。その会議で設立に関わる権限関係などについて合意する必要がある。現在はこのように政治的な決定の段階である。これからの2、3年の間は、vocational education について議論があるだろう。現在は、各州政府の大きな官僚機構が vocational education の管理を担当している。

14. NSW 州教育省は質保証の新組織の検討にどのように関わっているのか。

AUQA も新組織の検討には関与しているが、強く関わっている訳ではない。主な検討は Commonwealth 政府と州政府の間で行われている。AUQA は新組織に integrate されてもいいと考えている。

今は州が権限を握っている。大学を close する権限を持っているのは州である。しかし、diploma mill の大学を見つけたとしても、小さな州は大学を close down するための resource を持っていないことがある。だから、そのような州にとってもより大きな resource と権限を持つ中央組織ができることはいいことだろう。ただ、新組織が大学を close down する権限を持つかどうかは州と Commonwealth が現在行っている交渉によるのでどうなるかはまだ分からない。

もっとも、オーストラリアの大学はみな評判の高いところであるから、大学を close down するような事態にはならないだろう。いくつかの大学は、資源が不足していることから National Protocol に示されている大学のスピリットを実現することに困難を感じていることはある。また、オーストラリアの大学の問題の1つは、あまりに留学生に収入を頼っていることである。留学生はシドニーかメルボルンに来ることを希望することが多いが、その地の大学が全て受け入れることは困難である。

15. 質保証新組織設立の動機は何か。

1つの中央機関を設立する動機としては、いくつかあるだろうが、まず、今の Labor government が、教育へのアクセス、参加や、教育の質にとっても関心がある。政府の政治的な決定によるところが大きい。過去10年間程度は高等教育についての政治の関心はあまりなかった。

Higher education と Vocational education の間に barrier があるという問題認識がある。その問題意識の結果として AQF ができた。AQF では、Vocational education から higher education まで同じフォーマットの記述によって説明が行われている。

また、大きな動機としては、Commonwealth 政府が高等教育についてのより大きな権

限を持つようにすることである。高等教育へのアクセスの増加や、高等教育への参加の増加をオーストラリアで実現するためには、national レベルでの政策的な関与が必要であるという認識である。

改革についての意見の違いはあまり見えてこない。ある程度の合意ができているために政治的アジェンダになっていることもある。

3つの大きな州（NSW、Victoria、クイーンズランド）があり、これらの州の意見がとて重要であるが、あまり反対意見は聞こえてこない。大きな州は labor government であることも改革を進めることができている要因である。

大学は、改革の動きについては、とって silent である。大学は、Funding ができるかどうかに関心がある。大学への公的資金の規模は近年低下傾向にある。

改革の動機のもう一つは、オーストラリアには留学生がとても多いことである。このことが、国家レベルでの accreditation system において、基準はより厳しいものにするべきであるという流れになっている。

それは移民政策と関わっている。移民政策が教育政策に影響を与えている。数年前にはオーストラリア政府では、スキルのある人の移民が少なく、一部の専門職で労働力の不足があるという主張だった。それで、例えば、会計士が足りないということで、海外から留学生が多くきた。留学生の目的は permanent residents になるということだった。ヘッドレッサーやクックになるための vocational education においても permanent residents になることも可能であり、Permanent resident point (PR points)を取るために多くの学生が海外から留学をしてきていた。特に、インドと中国から大量の留学生が来るようになった。それはオーストラリアにとって最近では問題となっており、特に、vocational education を中心にして提供されている教育内容について懸念があった。

#### 16. 質保証新組織のスタッフイングはどのように行うのか。

新 Agency では contract-based で職員を雇うことになるのではないかと。AUQA は legislation に基づく組織ではないが、新中央 Agency は legislation に基づいて設置されるだろう。

Commonwealth によってのみ管理される組織となるのか、州政府と Commonwealth の共管の組織になるのかはまだ決まっていない。しかし、設立は Commonwealth legislation に基づくこととなるだろう。

Ministerial Council for Education, Employment, Training and Youth Affairs (MCEETYA、マキーチャと発音) は Ministerial Council for Tertiary Education and Employment (MCTEE、マクティー)に 7月からなる。

(<http://www.mceetya.edu.au/mceetya/>)

新組織では職員の採用は open recruitment になるのではないかと。今の職員がみな採用されることが保証される訳ではないのではないかと。

### 7-1-3 今後の改革

現行の高等教育の質保証の枠組みに対し、連邦政府は 2020 年までの 10 年間を見据えた改革に着手している。教育担当大臣の要請によって、2008 年 3 月から調査委員会（Review of Australian Higher Education、ブラッドレイ委員会）がオーストラリアの高等教育の現状の課題、将来方向についての調査検討を進め、2008 年 12 月に最終報告書（ブラッドレイ・レビュー）が提出された<sup>330</sup>。高等教育に係る政策の全般にわたって 46 項目の提言を行っており、アクレディテーションと質保証の強化については特に以下の項目が提言されている。

- オーストラリアの高等教育機関の全ての質監査などを行う国家的な質保証のための規制機関（national regulation body）を設立すること（提言 19、20）。
- オーストラリア資格枠組み（Australian Qualifications Framework）を改定し、学習成果（learning outcomes）の記述を強化すること。資格枠組みについての責任は新たな国家機関が持つこと（提言 19、24）。
- 全ての高等教育提供者を通じて学習成果の質を保証するために、新たな質保証の基準を開発し、それに基づく透明なプロセスを実施すること（提言 19、23）

一番目の項目については、現在は、各州政府の高等教育の担当省が NSAI の認証を実施し、AUQA は大学の質監査を実施しているなど、全国に分散しているオーストラリアの高等教育機関の質保証関係業務を、国家レベルで実施するための新たな機関を設立するというものである。

これらを含め、質保証に関連する提言の抜粋を以下に示す。

#### オーストラリア高等教育のレビュー最終報告（2008 年 12 月）より抜粋（質保証関連部分）

##### 提言 19

オーストラリア政府は、以下を含む高等教育の認証、質保証および規則の枠組みを採用すること：

- ・ コア要件（core requirements）を果たす能力を有しているかに基づき、すべての教育提供者の認証を行うこと：
  - ・ 強化した構成と最新でより一貫した学習成果（learning outcomes）の記述を備えたオーストラリア資格枠組み（Australian Qualification Framework）を作成すること
  - ・ 大学が教育を提供する分野で研究を実施することに対する要求を強化すること。そのことで、大学が知識経済に十分に寄与でき、研究によって内容が豊富になった教育の価値を身に付けた卒業生を生み出せるようにすること
  - ・ 全ての高等教育提供者を通じて学習成果の質を保証するために、新たな質保証の仕組み（arrangeme）を作る。それは、基準の開発と透明なプロセスの実施

<sup>330</sup> “Review of Australian Higher Education Final Report”, Department of Education, Employment and Workplace Relations, Dec., 2008

を含むものである。

- 全てのタイプの高等教育（tertiary education）の規制に責任を持つ、独立した国家の規制機関を設立すること。その機関は、高等教育（higher education）部門において以下を行う。：
  - 新たな大学を含む、新たな教育提供者を認証すること
  - 既存の大学を含む全ての教育提供者を、リスク評価に応じて 10 年までのサイクルで、周期的に再認証すること
  - 全ての教育提供者について、機関の学問的基準（academic standards）とその設定・監視・維持のためのプロセスに焦点を合わせた質監査を実施すること。これは高等教育の質を保証するための、アウトカムと基準に基づく仕組み（standards-based arrangements）の採用を監査することを含む
  - オーストラリアで学ぶ海外学生を保護しその教育の質を保証する法律目的のため、教育提供者を登録し監査すること
  - 要請により、または主体的に、高等教育問題について政府に助言すること
  - 公的補助金が適用されない、授業料の全額負担で提供されたコースについて価格の上限設定を監督（supervise）すること

#### 提言 20

オーストラリア政府は、州と準州との協議の上、2010 年までに以下の責任を持つ、国家の規制機関を設立する：

- 全ての高等教育提供者を認証／再認証し、教育提供者がその権限を持たない場合にはそれらが提供するコースを認証すること
- 高等教育提供者の定期的な質監査を実施すること
- 質、有効性（effectiveness）および効率（efficiency）について助言すること
- Education Services for Overseas Students Act 2000（海外からの学生のための教育サービス法）の目的のために教育供給者を登録し監査すること

#### 提言 21

オーストラリア政府は、州と準州との協議の上、以下を規定するように高等教育の認証と監査のプロセスを改訂すること

- 全ての高等教育提供者を国家の規制機関により最大 10 年までのサイクルで周期的に再認証し、機関は権限に基づき、必要ならば再認証に条件を課し、フォローアップ活動を求め、または運営する権利をなく奪すること
- 学術的な基準と、それらの設定・監視・維持のためのプロセスに焦点を合わせた、より短いサイクルでの質監査を実施し、結果の公表および要求された活動に対するフォローアッププロセスを行うこと

#### 提言 22

オーストラリア政府は、州と準州との協議の上、大学その他高等教育機関の認証に対するより厳密な基準（criteria）を開発し、さらにその基準の開発は大学の認証と再認証の特徴として教育と研究との結びつき（link）を強めることに基づいていること。特に、大学には以下のことが要求される

- 研究高等学位（research higher degrees）を含む高等教育資格を、当初は少なくとも教育の広い 3 分野（broad fields of education）で、また時間とともに多くの分野で提供すること

- ・当初は少なくとも広い3分野で、また時間とともにコース履修学位が提供される全ての広い分野で、十分な研究に取り組むこと
- ・研究高等学位が提供される全ての狭い分野（narrow fields）で十分な研究に取り組むこと

#### 提言 23

オーストラリア政府は、高等教育のための新たな質保証の仕組みの開発に関する業務を委託し、適切に資金を提供すること。開発された仕組みは、提言 19 に示した新しい枠組みの一部となるものであること。これは以下を含む

- ・学修成果（learning outcomes）を直接評価し比較するための一式の指標と手段（indicators and instruments）
- ・分野毎の学問的基準の一式の正式な記述（a set of formal statements of academic standards）と、それらの基準を適用するプロセス

#### 提言 24

オーストラリア政府は、州と準州との協議の上、オーストラリア資格枠組み（Australian Qualifications Framework）の構成と資格記述を改善し明確化するために再検討すること。改訂された資格枠組みに対する現行の責務は国家の規制機関が持つこと

その後、2009年5月に、オーストラリア政府から *Transforming Australia's Higher Education System* が発表された。この報告書は、ブラッドレーレビューでの提言を受けて、今後10年間のオーストラリアの高等教育の改革をどのように進めていくのかをオーストラリア政府として示したものである。この報告書で、上記の質保証の提言については、国家の質保証機関として、Tertiary Education Quality and Standards Agency（TEQSA（「テクサ」と発音）：高等教育質基準庁）を2010年に設立することが明記された。<sup>331</sup>TEQSAは当初は、高等教育の規制と質保証に関する業務に取り組み、2013年からは、職業教育についても業務を拡大することとされている。今後の4年間（2009～2012会計年度）に合計5,700万ドルをTEQSAの設立のために投資する予定である。

TEQSAは、今後オーストラリアにおいて実施する、「基準に基づく質保証枠組み」（standards-based quality assurance framework）のための中心的な機関として位置付けられており、大学を含め高等教育機関の5年ごとの評価を行う。この業務はこれまではAUQAにより実施してきた質監査に相当するものである。また、AUQAの8年間の活動を踏まえ、TEQSAに対しては、基準に達していない教育機関に対して必要な措置を行うための権限を与えることが予定されている。このような改革を今後、連邦政府、州政府を含め、利害関係者の間で協議し、決めていくとしている。

また、Australian Qualifications Frameworkの改訂については、既に、Australian Qualifications Framework Councilによって検討が始まっているが、今後、TEQSAを通じて実施されるとし、提言22、23に述べられた新たな質保証の基準の検討についても、今後、TEQSAを通じて実施される予定である。<sup>332</sup>

<sup>331</sup> Australian Government, *Transforming Australia's Higher Education System*, 2009. p.31.

<sup>332</sup> Australian Government, *Transforming Australia's Higher Education System*, 2009. p.61.

## 7-2 学位プログラム

### 7-2-1 国レベルの学位の基準：オーストラリア資格枠組み（Australian Qualifications Framework）

義務教育後の職業教育・訓練と高等教育部門において付与される資格・学位の全国的な統一を図ることを目的とし、オーストラリア資格枠組み（Australian Qualifications Framework：AQF）<sup>333</sup>がMCEETYAによって策定され、1995年1月より導入されている。AQFは15の資格（qualifications）を含んでおり、表7-6はこれらの15の資格を、学校教育（中等教育）部門、職業教育・訓練部門、高等教育部門の3部門に分類して示している。

表 7-6 AQF 資格

学校教育部門	職業教育・訓練部門	高等教育部門
Senior Secondary Certificate of Education	Vocational Graduate Diploma Vocational Graduate Certificate  Advanced Diploma  Diploma Certificate IV  Certificate III Certificate II Certificate I	Doctoral Degree Masters Degree Graduate Diploma Graduate Certificate  Bachelor Degree Associate Degree, Advanced Diploma Diploma

出典：Australian Qualifications Framework (AQF) Advisory Board, *Implementation Handbook Fourth Edition 2007*, 2007. P.1. “Table 1: Qualifications According to Sector”

AQFでは、15の資格のそれぞれについて内容等を説明したガイドラインがまとめられている。ガイドラインにおいては、各資格について、以下の項目について記述されている。<sup>334</sup>

- 目的（Purpose）：ガイドラインの目的は何か
- 文脈（Context）：ガイドラインがなぜ必要なのか
- 学修成果（Learning Outcome）
  - 権限（Authority）：資格の最終的な決定者
  - 特徴（Characteristics）：この資格において達成される学修成果や能力（competencies）の記述
  - 顕著な特徴（Distinguishing features）：隣接する資格との差を特徴づけるものは何か

<sup>333</sup> Australian Qualifications Framework (AQF) Advisory Board, *Implementation Handbook Fourth Edition 2007*, 2007

<sup>334</sup> Australian Qualifications Framework (AQF) Advisory Board, *Implementation Handbook Fourth Edition 2007*, 2007. P.4.

- 評価の最終責任者 (Responsibility for assessment) : 誰が最終的に評価に責任があるのか
- 資格取得への道筋 (Pathways to the qualification) : どのように資格は達成できるのか
- 資格の発行権限者 (Authority to issue the qualification) : 誰が資格を発行するのか
- 証書の発行 (Certification issued) : いつ資格は発行されるのか、何が発行されるのか

AQFによって以下を達成することが可能であるとしている。

- 義務教育後の教育において達成されるアウトカムについての国家的に統一された認識を提供すること
- 人々がより容易に教育部門と訓練部門の間や、これらの部門と労働市場の間を動くことを可能にするような柔軟性のある道 (flexible pathways) を開発すること。それは、クレジットの移転などの、以前の学習の認識をするための基礎を提供することによって可能となる。
- 教育と訓練の多様な目的に相応しい柔軟性を提供すること
- 個人が、教育と訓練を受け前進していくことを奨励すること。それは、資格へのアクセスを改善し、達成のための道を定義し、生涯学習へ貢献することで可能となるものである。
- より多くの、そしてより高い質の職業教育と訓練の提供を奨励すること。それは、個人・職場・職業のニーズを満たし、国家の経済パフォーマンスに貢献するような資格を通じて行われるものである。
- オーストラリアで提供される資格の国家的なまた国際的な認知度を高めること

例として学士学位 (Bachelor Degree) に関する AQF のガイドラインを以下に示す。<sup>335</sup>英文報告書 2 頁の内容である。例えば、学習成果の一つとしては、「知識の体系的および一貫とした集まり、その原理およびコンセプト、ならびに関連するコミュニケーションスキルおよび問題解決スキルの取得」が例示されている。また、学士レベルの様々な学位プログラムの修了に要する年数が示され、学位の発行する機関として大学などが挙げられている。

### オーストラリア資格枠組みの学士学位 (Bachelor Degree) のガイドライン

#### 学士学位ガイドライン

##### 1. 目的

雇用主、専門職協会 (professional associations)、教育課程の開発者、認証機関 (accrediting bodies)、ならびに学生、保護者および教育研修機関などを含む一般の人々が、資格の水準 (level of the qualification) の決定因子について理解するのを支援すること。

##### 2. 文脈

これらのガイドラインは、これまで資格の水準に関する指針を提供してきた、RATE 概要 (RATE Descriptions) <sup>336</sup>に替わるものである。

<sup>335</sup> Australian Qualifications Framework (AQF) Advisory Board, *Implementation Handbook Fourth Edition 2007*, 2007. P.51, 52

<sup>336</sup> RATE (Register of Australian Tertiary Education)は 1990 年から使用されてきた高等教育の資格枠組みであり、これを AQF が引き継いだ。



### 3. 学修成果

#### 3.1 権限

高等教育機関が、ピアレビューによって定められた要件や関連する専門職団体や雇用主グループの要件を考慮し、授業科目の目標や学術的要件を定めている。高等教育機関が、実践者、雇用主、コミュニティの代表者およびその他の機関の学術スタッフなどの一連の関係者で構成される授業科目諮問委員会 (course advisory committee) を設立し、内容と妥当性の継続的評価を促進する場合もある。大学やその他の自己認証機関は、それぞれ自身の授業科目を認定することが認められている。自己認証機関以外の機関は、その授業科目がオーストラリアの大学の類似の分野における同等のレベルの授業科目に匹敵する要件と学習成果を備えていることを確認するプロセスを通じ、授業科目を政府の認証当局に承認してもらう必要がある。

#### 3.2 特徴

このレベルの学習の成果には、以下の項目が含まれる。

- 知識の体系的および一貫とした集まり、その原理およびコンセプト、ならびに関連するコミュニケーションスキルおよび問題解決スキルの取得
- 一連の情報源から得られる新たな情報、コンセプトおよび証拠の調査の実施、理解および評価に必要な学術的スキルおよび特性の開発
- 専門的な状況における場合を含めた、学習済みの知識および技法の評価、整理、拡大および応用を実施する能力の開発
- 自律した生涯学習のための基盤
- 雇用や更なる学習に適した人間関係およびチームワークのスキル

この資格につながる授業科目には、通常、非常に多くの文献が利用できる専攻科目の学習が含まれる。授業科目の内容は非常に深く、徐々に高いレベルへと導かれており、大学院での学習や専門的キャリアのための基盤が提供されるようになっている。

#### 4. アセスメントの責任

アセスメントの責任は、学士学位を発行する機関にある。

#### 5. 資格取得への道筋

志願者は通常入学時に、適切な年齢や入門、準備、基礎といったプログラムに関するその他の特殊な条項が盛り込まれた中等教育修了証書 (Senior Secondary Certificate of Education) またはそれに相当するものを保持している。また、ディプロマ (Diploma)、アドバンスドディプロマ (Advanced diploma)、または準学士 (Associate degree) から志願することもできる。この場合は、連結や単位互換の配慮が行われている場合もある。あるいは、別のアンダーグラデュエートの学位 (undergraduate degree) から志願することもできる。

学士学位プログラムにはさまざまなものがある。その例は以下の通りである。

- 3年制の学位
- 専門的な状況において各自のスキルを効果的に応用するために必要な実践的スキルおよび技法を学生に提供する3~4年 (あるいはそれ以上) の専門的学位
- 学生が2つの学位から特定の科目の組み合わせを選択することを認め、両方の学位を別々に修了するのに必要な期間よりも短時間で両方の学位を取得して卒業できるようにする、複合あるいは重複学位プログラム (combined or double degree program)
- グラデュエートエントリー学位 (graduate entry degree)。最短で2年間。特にグラデュエートエントリーを想定して設けられたものであり、場合によっては特定の専門分野を対象とし、多くの場合は最初の専門的な準備のための標準的な4年間 (またはそれ以上) よりも短い代替プログラムとなっている。
- アンダーグラデュエート学位プログラムの早い段階で高レベルの達成度を実証している学生が取ることができる名誉学士号 (Bachelor Honours Degree)。これには何らかの研究の準備が含まれる。3年間の学位の場合、名誉学士号には、さらに1年間またはそれに相当する期間の修了が必要となる。4年間 (あるいはそれ以上) の学位

の場合、名誉学士号は、その学位全体における実績の水準に基づいて授与される。学士学位の卒業生は、コースワークプログラム (coursework program) による、関連するグラデュエート・サーティフィケート、グラデュエートディプロマ、および修士学位への入学資格が得られる。名誉学士号の卒業生は、志願者がこのレベルの研究を実施できる可能性を実証した場合に限り、博士学位プログラムへの入学資格も得られる。場合によっては、これらのポストグラデュエート・プログラムへの入学には専門的経験の期間が求められる場合もある。

#### 6. 資格発行の権限

大学が、政府より資格発行の権限を付与されている。さらに、州および準州が、その他の承認された高等教育機関による授業科目のアクレディテーションおよび資格の発行を促進するためのプロセスを設けている。

#### 7. 発行された証明書

資格とは、

ある人物が、特定された個人、専門職、産業あるいはコミュニティのニーズに関連する学習の成果を身に付けたことを認める、関連の承認された団体が発行した正式の証明書のことである。

発行機関は、上記に関する記録の提供および保持に責任を負うものとする。

## 7-2-2 大学での取り組み

### (1) シドニー大学

シドニー大学はオーストラリアの最初の大学として 1850 年にニューサウスウェールズ州シドニーに設立された。公立の総合大学である。2007 年には 14,456 名の院生と 30,726 名の学部生が登録され、内 9,000 名以上は留学生である。

#### a. 学位プログラムの枠組み

##### 学位プログラムの種類、分野及び範囲

シドニー大学では、学位に至るプログラムは Course と呼ばれる。授与される学士レベルの学位は、以下に示すように、各学問分野に対応した名称が与えられている。さらに、それぞれの学位においては、specialization に応じた名前が付けられる。例えば、Aeronautical engineering を specialization とした場合の学位の名称は、Bachelor of Engineering (Aeronautical)となる。

Bachelor of Agricultural Economics  
Bachelor of Resource Economics  
Bachelor of Science in Agriculture  
Bachelor of Design Computing  
Bachelor of Arts  
Bachelor of International and Global Studies  
Bachelor of Liberal Arts and Science  
Bachelor of Political, Economic and Social Sciences  
Bachelor of Socio-Legal Studies

Bachelor of Dentistry (graduate entry)  
Bachelor of Oral Health  
Bachelor of Commerce  
Bachelor of Economics  
Bachelor of Education  
Bachelor of Social Work  
Bachelor of Engineering  
Bachelor of Computer Science & Technology  
Bachelor of Information Technology  
Bachelor of Applied Science  
Bachelor of Health Sciences  
Bachelor of Law (graduate entry のみ)  
Bachelor of Music  
Bachelor of Nursing  
Bachelor of Pharmacy  
Bachelor of Science  
Bachelor of Medical Science  
Bachelor of Psychology  
Bachelor of Veterinary Science  
Bachelor of Animal and Veterinary Bioscience  
Bachelor of Visual Arts

Graduate entry のみのプログラムとは、入学するために他の学士レベルの学位を必要とするものであり、Bachelor of Dentistry、Bachelor of Laws、Sydney Medical Program である。また、Honours のプログラムがあり、通常のプログラムに加え、1年間程度さらに上級レベルの学習をすることで、学位の後に、“with honours”が付けられる。<sup>337</sup>

また、シドニー大学における学位プログラムの特色は、Combined Program が多数提供されていることである。Combined Program (組合せ学位プログラム) は、2つの学部 (Faculties) からの学位取得が可能となる。例えば、Combined Engineering/Medical Science では、コースの終わりに工学士 (Bachelor of Engineering) および医科学学士 (Bachelor of Medical Science) が授与される。このように複数の学位の取得が可能であるため、Combined Program は Double Degree Program とも呼ばれる。

#### 教育研究の基本組織との関係

シドニー大学には、以下に示す 16 の学部 (Faculty) とスクールが設置されている。これらの Faculty の長として Dean が置かれている。

- Faculty of Agriculture, Food and Natural Resources
- Faculty of Architecture, Design and Planning
- Faculty of Arts
- Faculty of Dentistry
- Faculty of Economics and Business
- Faculty of Education and Social Work
- Faculty of Engineering and Information Technologies
- Faculty of Health Sciences

---

<sup>337</sup> University of Sydney, “Studying at the University of Sydney”, p.69, 2009年2月。

- Sydney Law School
- Sydney Medical School
- Sydney Conservatorium of Music
- Faculty of Nursing and Midwifery
- Faculty of Pharmacy
- Faculty of Science
- Faculty of Veterinary Science
- Sydney College of the Arts

後述のように、教育と研究の基本組織は Department である。<sup>338</sup>Unit of Study (UOS)とは、学位を授与するプログラムを構成する独立した一部分、すなわち科目のことであるが (a stand-alone component of an award course)、Department は、この Unit of Study を教えて評価することに責任を持っているアカデミックユニットである。

各 Faculty には以下に示すように School、Department、Discipline が設置されている。例えば、Faculty of Arts においては、Faculty に4つの School が設置され、さらにその下に Department が設置されている。4つの School にはそれぞれ Head が置かれ、Department の長は Chair である。このように実際の名称は様々であるが、教育の基本ユニットについて共通の呼び名として Department という語が使用されている。

なお、Faculty of Agriculture, Food and Natural Resources、Faculty of Architecture, Design and Planning、Faculty of Dentistry、Faculty of Education and Social Work、Sydney Law School、Faculty of Nursing and Midwifery、Faculty of Pharmacy、Faculty of Veterinary Science、Sydney College of the Arts においては、Faculty の下に Department 等の単位は設置されていない。このような場合には、教育と研究の基本組織は Faculty ということになる。

- Faculty of Arts
  - School of Letters, Art, and Media
    - ◇ Department of Art History and Film Studies
    - ◇ Department of Digital Cultures
    - ◇ Department of English
    - ◇ Department of Linguistics
    - ◇ Department of Media and Communications
    - ◇ Department of Performance Studies
    - ◇ Department of Studies in Religion
  - School of Languages and Cultures
    - ◇ Department of Arabic and Islamic Studies
    - ◇ Department of Buddhist Studies
    - ◇ Department of Chinese Studies
    - ◇ Department of French Studies
    - ◇ Department of Germanic Studies
    - ◇ Department of Hebrew, Biblical and Jewish Studies
    - ◇ Department of Indian Sub-continental Studies

---

<sup>338</sup> “Department means the academic unit responsible for teaching and assessing a unit of study. It may be a school, a centre or a unit within the University. It may also mean a faculty if the faculty does not have an internal departmental structure and it may mean a board of studies or interdisciplinary committee.” と学内規則において定義されている。(Academic Board resolution: The Management and Evaluation of Coursework Teaching, 16 May 2001.)

- ◇ Department of Indonesian Studies
  - ◇ Department of Italian Studies
  - ◇ Department of Japanese Studies
  - ◇ Department of Korean Studies
  - ◇ Department of Modern Greek Studies
  - ◇ Department of Spanish and Latin American Studies
- School of Philosophical and Historical Inquiry
  - ◇ Department of Archaeology
  - ◇ Department of Classics and Ancient History
  - ◇ Department of Gender and Cultural Studies
  - ◇ Department of History
  - ◇ Department of Philosophy
- School of Social and Political Sciences
  - ◇ Department of Anthropology
  - ◇ Department of Government and International Relations
  - ◇ Department of Political Economy
  - ◇ Department of Sociology and Social Policy
- Faculty of Economics and Business
  - Discipline of Accounting
  - Discipline of Business Information Systems
  - Discipline of Business Law
  - Discipline of Economics
  - Discipline of Finance
  - Discipline of International Business
  - Discipline of Marketing
  - Discipline of Operations Management and Econometrics
  - Discipline of Work and Organisational Studies
- Faculty of Engineering and Information Technologies
  - School of Aerospace, Mechanical and Mechatronic
  - School of Chemical and Biomolecular
  - School of Civil Engineering
  - School of Electrical and Information
  - School of Information Technologies
- Faculty of Health Sciences
  - Discipline of Behavioural and Social Sciences in Health
  - Discipline of Exercise and Sport Science
  - Discipline of Health Informatics
  - Discipline of Medical Radiation Sciences
  - Discipline of Occupational Therapy
  - Discipline of Orthoptics
  - Discipline of Physiotherapy
  - Discipline of Rehabilitation Counselling
  - Discipline of Speech Pathology
- Faculty of Medicine (Sydney Medical School)
  - School of Medical Sciences
  - School of Public Health
  - School of Rural Health
- Music (Sydney Conservatorium of Music)
  - School of Performance and Academic Studies
- Faculty of Science
  - School of Biological Sciences
  - School of Chemistry
  - School of Geosciences
  - School of Mathematics and Statistics

- School of Molecular and Microbial Biosciences
- School of Physics
- School of Psychology

後述のように、教員は Faculty の下の組織単位である School (Engineering、Medicine、Sciences の場合) や Department (Arts の場合) や Discipline (Economics and Business、Health Sciences の場合) に属している。他方、学士の学生は Faculty に属しており、学士のレベルの学位プログラムは Faculty の単位で提供され、学位は授与されている。ただし、後で説明するように、Faculty of Engineering の場合には School と学生の学位プログラムの specialization の間に対応が見られる。また、School では大学院レベルのプログラムが提供されている。

シドニー大学の学部 (Faculty) と、そこで提供されている学士レベルの学位の関係は表 7-7 に示す通りである。

表 7-7 シドニー大学の各学部で提供される学士レベルの学位

学部の名称	学士学位の名称 (卒業までに要する年数)
Faculty of Agriculture, Food and Natural Resources	Bachelor of Agricultural Economics (4年間) Bachelor of Resource Economics (4年間) Bachelor of Science in Agriculture (4年間)
Faculty of Architecture, Design and Planning	Bachelor of Design in Architecture/ Master of Architecture (3+2年間) Bachelor of Design Computing (3年間) Bachelor of Engineering/ Bachelor of Design in Architecture (5年間)
Faculty of Arts	Bachelor of Arts (3年間) Bachelor of Arts (Honours) (1年間) Bachelor of Arts (Advanced) (Honours) (3年間) Bachelor of Arts (Languages) (4年間) Bachelor of Arts (Media & Communications) (4年間) Bachelor of International and Global Studies (3年間) Bachelor of Liberal Arts and Science (3年間) Bachelor of Political, Economic and Social Sciences (3年間) Bachelor of Socio-Legal Studies (3年間) 【Combined Program】 Bachelor of Arts/ Bachelor of Laws (5年間) Bachelor of Arts (Media and Communication)/ Bachelor of Laws (6年間) Bachelor of International and Global Studies/ Bachelor of Laws (5年間) Bachelor of Political, Economic and Social Sciences/ Bachelor of Laws (5年間) Bachelor of Arts (Advanced) (Honours)/ Bachelor of Medicine/ Bachelor of Surgery (7年間) Bachelor of Arts/ Master of Nursing (4年間) Bachelor of Arts/ Bachelor of Social Work (5年間) Bachelor of Commerce/ Bachelor of Arts (5年間) Bachelor of Education (Secondary: Humanities and Social Sciences)/ Bachelor of Arts (5年間) Bachelor of Engineering/ Bachelor of Arts (5年間) Bachelor of Information Technology/ Bachelor of Arts (5年間) Bachelor of Music Studies/ Bachelor of Arts (5年間) Bachelor of Science/ Bachelor of Arts (4年間)
Faculty of Dentistry	Bachelor of Dentistry (graduate entry) (4年間) Bachelor of Oral Health (3年間)
Faculty of Economics and Business	Bachelor of Commerce (3年間) Bachelor of Commerce (Liberal Studies) (4年間) Bachelor of Economics (3年間) 【Combined Program】 Bachelor of Commerce/ Bachelor of Arts (5年間) Bachelor of Commerce/ Bachelor of Science (5年間) Bachelor of Commerce/ Bachelor of Laws (5年間) Bachelor of Economics/ Bachelor of Laws (5年間) Bachelor of Engineering/ Bachelor of Commerce (5年間) Bachelor of Information Technology/ Bachelor of Commerce (5年間) Bachelor of Economics/ Bachelor of Medicine/ Bachelor of Surgery (7年間) Bachelor of Commerce/ Bachelor of Medicine/ Bachelor of Surgery (7年間)
Faculty of Education and Social Work	Bachelor of Education (Primary Education) (4年間) Bachelor of Education (Secondary: Human Movement & Health Education) (4年間) 【Combined Program】 Bachelor of Education(Secondary: Humanities & Social Sciences)/Arts (5年間) Bachelor of Education (Secondary: Mathematics)/ Bachelor of Science (5年間)

	<p>年間)</p> <p>Bachelor of Education (Secondary: Science)/ Bachelor of Science (5年間)</p> <p>Bachelor of Social Work (4年間)</p> <p>Bachelor of Arts/ Bachelor of Social Work (5年間)</p>
Faculty of Engineering and Information Technologies	<p>Bachelor of Engineering (Aeronautical) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Aeronautical-Space) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Biomedical) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Chemical &amp; Biomolecular) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Civil) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Civil – Construction Management) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Civil – Environmental) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Civil – Geotechnical) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Civil – Project Engineering &amp; Management) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Civil – Structural) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Computer) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Electrical) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Flexible first year entry) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Mechanical) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Mechanical – Space) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Mechatronic) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Mechatronic – Space) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Electrical – Power) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Software) (4年間)</p> <p>Bachelor of Engineering (Telecommunications) (4年間)</p> <p>Bachelor of Computer Science &amp; Technology (3年間)</p> <p>Bachelor of Computer Science &amp; Technology (Advanced) (3年間)</p> <p>Bachelor of Information Technology (4年間)</p> <p><b>【Combined Program】</b></p> <p>Bachelor of Information Technology/ Bachelor of Commerce (5年間)</p> <p>Bachelor of Information Technology/ Bachelor of Arts (5年間)</p> <p>Bachelor of Information Technology/ Bachelor of Science (5年間)</p> <p>Bachelor of Information Technology/ Bachelor of Medical Science (5年間)</p> <p>Bachelor of Engineering/ Bachelor of Arts (5年間)</p> <p>Bachelor of Engineering/ Bachelor of Commerce (5年間)</p> <p>Bachelor of Engineering/ Bachelor of Laws (6年間)</p> <p>Bachelor of Engineering/ Bachelor of Medical Science (5年間)</p> <p>Bachelor of Engineering/ Bachelor of Science (5年間)</p> <p>Bachelor of Engineering/ Bachelor of Design in Architecture (5年間)</p>
Faculty of Health Sciences	<p>Bachelor of Applied Science (Exercise &amp; Sport Science) (3年間)</p> <p>Bachelor of Applied Science (Exercise &amp; Sport Science)/ Master of Nursing (4年間)</p> <p>Bachelor of Applied Science (Occupational Therapy) (4年間)</p> <p>Bachelor of Applied Science (Physiotherapy) (4年間)</p> <p>Bachelor of Applied Science (Speech Pathology) (4年間)</p> <p>Bachelor of Applied Science (Medical Radiation Sciences) (3年間)</p> <p>Bachelor of Health Sciences (3年間)</p> <p>Bachelor of Health Sciences/Master of Clinical Vision Sciences (4年間)</p> <p>Bachelor of Health Sciences/Master of Rehabilitation Counselling (4年間)</p> <p>Bachelor of Health Sciences/Master of Nursing (4年間)</p>
Sydney Law School	<p>Bachelor of Law (graduate entry のみ) (3年間)</p> <p><b>【Combined Program】</b></p> <p>Bachelor of Arts/ Bachelor of Laws (5年間)</p> <p>Bachelor of Arts (Media &amp; Communication)/ Bachelor of Laws (6年間)</p> <p>Bachelor of Commerce/ Bachelor of Laws (5年間)</p> <p>Bachelor of Economics/ Bachelor of Laws (5年間)</p>



	<p>Bachelor of Political, Economic and Social Sciences/ Bachelor of Laws (5年間)</p> <p>Bachelor of Engineering/ Bachelor of Laws (6年間)</p> <p>Bachelor of International and Global Studies/ Bachelor of Laws (5年間)</p> <p>Bachelor of Science/ Bachelor of Laws (5年間)</p>
Sydney Medical School	<p><b>【Combined Program】</b></p> <p>Bachelor of Arts (Advanced) (Honours)/ Bachelor of Medicine/ Bachelor of Surgery (7年間)</p> <p>Bachelor of Commerce/ Bachelor of Medicine/ Bachelor of Surgery (7年間)</p> <p>Bachelor of Economics/ Bachelor of Medicine/ Bachelor of Surgery (7年間)</p> <p>Bachelor of Medical Sciences/ Bachelor of Medicine/ Bachelor of Surgery (7年間)</p> <p>Bachelor of Music Studies/ Bachelor of Medicine/ Bachelor of Surgery (7年間)</p> <p>Bachelor of Science (Advanced) / Bachelor of Medicine/ Bachelor of Surgery (7年間)</p> <p>Bachelor of Medicine/ Bachelor of Surgery (4年間)</p>
Sydney Conservatorium of Music	<p>Bachelor of Music (Composition) (4年間)</p> <p>Bachelor of Music (Music Education) (4年間)</p> <p>Bachelor of Music (Musicology) (4年間)</p> <p>Bachelor of Music (Performance) (4年間)</p> <p>Bachelor of Music (Performance – Jazz) (4年間)</p> <p>Bachelor of Music Studies (3年間)</p> <p>Diploma of Music (2年間)</p> <p>Advanced Diploma of Opera (3年間)</p> <p>Bachelor of Arts (Major in Music) (3年間)</p> <p><b>【Combined Program】</b></p> <p>Bachelor of Music Studies/ Bachelor of Arts (5年間)</p> <p>Bachelor of Music Studies/ Bachelor of Medicine/ Bachelor of Surgery (7年間)</p>
Faculty of Nursing and Midwifery	<p>Master of Nursing (graduate entry のみ) (2年間)</p> <p>Bachelor of Nursing (Post-Registration) (1年間)</p> <p>Bachelor of Nursing (Honours) (1年間)</p> <p><b>【Combined Program】</b></p> <p>Bachelor of Applied Science (Exercise &amp; Sport Science)/ Master of Nursing (4年間)</p> <p>Bachelor of Arts/ Master of Nursing (4年間)</p> <p>Bachelor of Health Sciences/ Master of Nursing (4年間)</p> <p>Bachelor of Science/ Master of Nursing (4年間)</p>
Faculty of Pharmacy	<p>Bachelor of Pharmacy (4年間)</p>
Faculty of Science	<p>Bachelor of Science (3年間)</p> <p>Bachelor of Science (Advanced) (3年間)</p> <p>Bachelor of Science (Advanced Mathematics) (3年間)</p> <p>Bachelor of Science (Molecular Biology &amp; Genetics) (3年間)</p> <p>Bachelor of Liberal Arts and Science (3年間)</p> <p>Bachelor of Medical Science (3年間)</p> <p>Bachelor of Psychology (4年間)</p> <p><b>【Combined Program】</b></p> <p>Bachelor of Science (Advanced)/ Bachelor of Medicine/ Bachelor of Surgery (7年間)</p> <p>Bachelor of Medical Science/ Bachelor of Medicine/ Bachelor of Surgery (7年間)</p> <p>Bachelor of Science/ Bachelor of Arts (4年間)</p> <p>Bachelor of Science/ Bachelor of Laws (5年間)</p> <p>Bachelor of Commerce/ Bachelor of Science (5年間)</p> <p>Bachelor of Commerce/ Bachelor of Science (5年間)</p>

	Bachelor of Education (Secondary: Mathematics)/ Bachelor of Science (5年間) Bachelor of Education (Secondary: Science)/ Bachelor of Science (5年間) Bachelor of Engineering/ Bachelor of Medical Science (5年間) Bachelor of Engineering/ Bachelor of Science (5年間) Bachelor of Information Technologies/ Bachelor of Medical Science (5年間) Bachelor of Information Technologies/Bachelor of Science (5年間) Bachelor of Science/ Master of Nursing (4年間)
Faculty of Veterinary Science	Bachelor of Veterinary Science (5年間) Bachelor of Science (Veterinary) (1年間) Bachelor of Animal and Veterinary Bioscience (4年間)
Sydney College of the Arts	Bachelor of Visual Arts (3年間)

出典： University of Sydney, “Studying at the University of Sydney”, p.4, 2009年2月に基づき作成。

## b. 学位プログラムの実施に係る教育課程

### 教育課程の編成方針、教育課程の管理及び具体的な教育内容

シドニー大学の卒業生が身に付けている能力について、Academic Board は University’s Generic Attributes of Graduates という文書で規定している。<sup>339</sup>それによれば、卒業生は、それぞれの専門分野の学習を通じて、Scholarship、Lifelong learning、Global citizenship の3つの General attributes (一般的な特質) を培うことを目指す。これらの3つの attributes は、以下の5つのスキルと能力のクラスター (cluster of skills and abilities) の結びつきにより達成されるとしている。

- 研究と探究 (Research and inquiry)
- 情報リテラシー (Information literacy)
- 個人と知的オートノミー (Personal and intellectual autonomy)
- 倫理的・社会的・専門的な理解 (Ethical, social, and professional understanding)
- コミュニケーション (Communication)

各コースにおいては、入学する前に学んでおくべき知識 (Assumed knowledge) が示されている。例えば、Bachelor of Agricultural Economics では数学、Bachelor of Resource Economics では数学と、生物学または化学または地球環境科学、Bachelor of Science in Agriculture では数学と化学が Assumed knowledge として指定されている。これらの Assumed knowledge の科目については州ごとにどのレベルの学習をしておくべきかが決められている。例えば、クイーンランド州では数学については Mathematics B または C または I などである。

卒業までのカリキュラムについては、Bachelor of Engineering を例にとって、以下説明する。Bachelor of Engineering を授与されるためには4年を要する。Bachelor of Engineering

<sup>339</sup> University of Sydney, *Academic Board Resolutions: Generic Attributes of Graduates of the University of Sydney*, June 1993

と他の学位との **Combined Degree** の場合には通常は 5 年を要する。

1 年間に、13 週間の学期 (セメスター) が 2 回ある。学生は各学期に 24 クレジットを取ることが求められている。1 クレジットは 1 週間で約 1 時間の学習時間を意味する。学位を取るためには、1 週間に 26 時間をクラスで (12 時間の実験実習を含む) 過ごし、残りの時間は準備のための学習時間や研究に費やす。コースには、コア科目 (core subjects) と選択科目 (electives) がある。4 年のプログラムであれば卒業のためには 192 クレジットが必要である。

Engineering 専攻の学士の学生の 47% は、Bachelor of Engineering /Bachelor of Arts などの **Combined degree** のプログラムを履修している。Bachelor of Engineering /Bachelor of Arts のプログラムにおいては、最初の 3 年間は Engineering の科目を中心にクレジットを取り、5 年間の後半の学期において Arts の科目を合わせて履修する。Arts 関係の科目としては、言語、歴史、人類学、アジア研究、哲学、統計などがある。Arts との **Combined program** では Faculty of Arts と共同してプログラムが提供されている。

また、以下示すように、Faculty of Engineering には 5 つの School があり、それぞれ Specialization とそれに応じた学位を提供している。

- School of Aerospace, Mechanical and Mechatronic Engineering
  - Bachelor of Engineering (Aeronautical)
  - Bachelor of Engineering (Aeronautical - Space)
  - Bachelor of Engineering (Mechanical - Space)
  - Bachelor of Engineering (Mechatronic - Space)
  - Bachelor of Engineering (Mechanical Engineering)
  - Bachelor of Engineering (Mechatronic Engineering)
- School of Chemical and Biomolecular Engineering
  - Bachelor of Engineering (Chemical)
- School of Civil Engineering
  - Bachelor of Engineering in Civil Engineering
  - Bachelor of Engineering in Civil Engineering (Construction Management)
  - Bachelor of Engineering in Civil Engineering (Environmental)
  - Bachelor of Engineering in Civil Engineering (Geotechnical)
  - Bachelor of Engineering in Civil Engineering (Structural)
  - Bachelor of Engineering in Project Engineering and Management
- School of Electrical and Information Engineering
  - Bachelor of Engineering (Electrical Engineering)
  - Bachelor of Engineering (Electrical Engineering) (Power)
  - Bachelor of Engineering (Telecommunications Engineering)
  - Bachelor of Engineering (Computer Engineering)
  - Bachelor of Engineering (Software Engineering)
- School of Information Technologies
  - Bachelor of Information Technology
  - Bachelor of Computer Science and Technology

#### 各学問分野の教育到達目標、標準的なカリキュラムや教材等の在り方

Faculty of Engineering には 5 つの School で学位プログラムが提供されているが、このうち、Aeronautical Engineering を specialization とした場合 (Bachelor of Engineering (Aeronautical)) においては、以下を 4 年間で学ぶこととされている。なお、教育到達目標は、

これら以外には見つけることができなかった。

- 航空機の構造と材料（新しいコンセプトの設計や、躯体の最適化を含む）
- 航空機回りの空気の動きの分析（CFD の使用と風洞試験）
- 航空力学と安定性、航空機デザインの特性へのインパクト
- フライトコントロールシステムの開発と使用
- 実的な飛行訓練（一部の学生はパイロットライセンスの取得可能）
- 航空エンジニアによって使用される最新のソフトウェアの使用
- 技術進歩についていくための強い理論的基礎の習得

Bachelor of Engineering (Aeronautical)の4年間のカリキュラムは以下に示す通りである。

#### 1 年生

Differential calculus  
Linear algebra  
Introduction to aerospace engineering  
Professional engineering  
Integral calculus and modeling  
Statistics  
Engineering mechanics  
Introduction to aircraft construction and design  
Engineering computing  
Dynamics 1

#### 2 年生

Linear maths and vector calculus  
Aerospace technology 1  
Mechanics of solids 1  
Engineering dynamics  
Partial differential equations (intro)  
Materials 1  
Mechanical design 1  
Thermo/ fluids

#### 3 年生

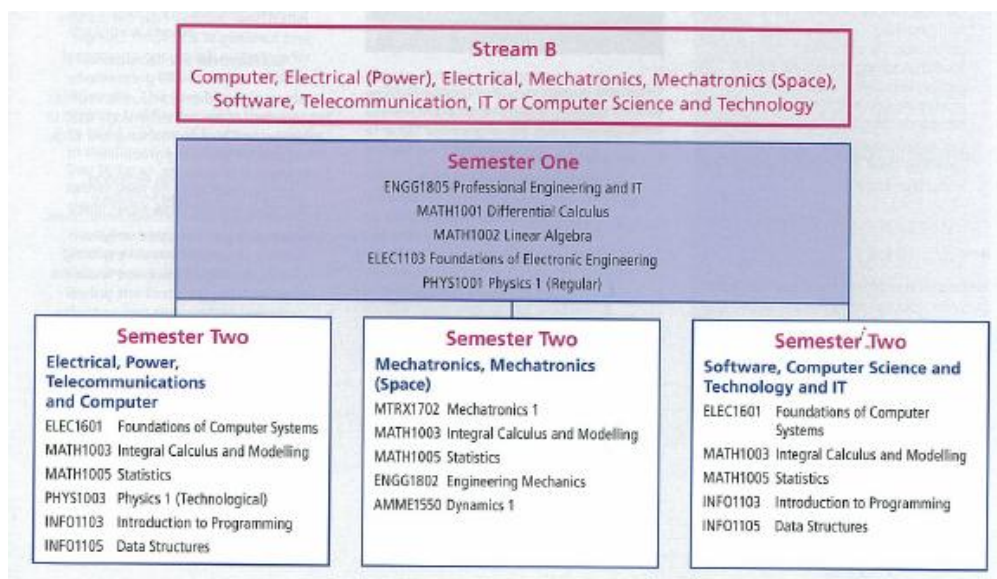
Aerospace structures 1  
System dynamics and control  
Aerospace design 1  
Aerospace management  
Aerodynamics 1  
Flight mechanics 1  
Aerospace technology 2  
Propulsion

#### 4 年生

Aerospace structures 2  
Aerospace design 2  
Flight mechanics 2  
Aerodynamics 2  
Practical experience  
Thesis A and B  
選択科目  
Rotary wing aircraft  
Advanced aircraft design

Advanced flight mechanics  
 Computational fluid dynamics  
 Guidance and control  
 Inertial navigation and the Kalman filter

原則として、入学時に Specialization を決めることとされているが、Specialization を入学時に決めずに、最初の 1 年間は Engineering 全般を学び、2 年生になるまでに specialization を決めることも可能である。その際には、Flexible First Year として登録することが求められる。学生は 1 学期の終わりか、2 学期の終わりに specialization を宣言し、通常の年数で卒業することが可能である。Flexible First Year のカリキュラムは図 7-1 に示す通りである (Stream B の場合)。カリキュラムには、Stream A と B があり、Stream A は Aeronautical、Aeronautical (Space)、Biomedical、Chemical、Civil、Mechanical、Mechanical (Space) または Project Management を specialization として選択可能なカリキュラムであり、Stream B は Computer、Electrical(power)、Electrical、Mechatronics、Mechatronics(Space)、Software、Telecommunication、IT、Computer science を選択可能なカリキュラムである。



出典：University of Sydney, *Engineering and Information Technologies at the University of Sydney 2009*, p.15

図 7-1 Flexible First Year のカリキュラム

成績評価、単位認定、卒業認定、修了要件や修業要件や修業年限の在り方

成績評価（アセスメント）については、Academic Board 作成の全学共通規則である Assessment and Examination of Coursework に方法などについて定められている。<sup>340</sup>原則は

<sup>340</sup> Academic Board Resolutions, *Assessment and Examination of Coursework*, Approved by: Academic Board on 13 December 2000

以下の通りである。

- 成績評価のためのアセスメントは **Effective, Efficient, Acceptable** でなければならない。
- 科目 (Unit of Study) は一般的・個別(**generic and specific**)の目的を明示しなければならない。科目の教育内容は、**University's Generic Attributes of Graduates** (前述) に合致しなければならない。
- アセスメントの実施は、明示的・公平・透明・大学全体で一貫なものでなければならない。(explicit, fair, transparent and consistent across the institution)

成績評価の区分は、表 7-8 に示す通りである。成績評価には、**standards-referencing** (絶対評価) と **norm-referencing** (相対評価) の 2 つの方法があり、主として **norm-referencing** が使われている。相対評価の場合には、1 年生の科目では **High Distinction 3%、Distinction 14%、Credit 42%**、2 年生の科目では **High Distinction 4%、Distinction 18%、Credit 50%** がシドニー大学における長年の経験に基づく成績分布である。ポリシーにおいては成績分布は受講した学生や科目の特質によって変わるものであるとしているが、どのようなパフォーマンスをする場合に **High Distinction** や **Distinction** が得られるかなどを授業の最初において明確にするべきであるとしている。

表 7-8 シドニー大学における成績評価区分

成績	成績 (点数)	注
High Distinction	85-100	-
Distinction	75-84	-
Credit	65-74	-
Pass	50-64	-
Satisfied requirements	-	Pass/Failで成績評価が行われる科目。
Pass (Concessional)	46-49	クレジットの一部しか認められない。学生は再度履修することが可能。
Fail	0-49	不合格
Absent Fail	-	欠席などによる不合格
Withdrawn	-	科目を途中で止めた場合

表 7-7 に示したように、コース (学位プログラム) によって卒業に要する年数、クレジット数は異なっている。

#### 入学者選抜の在り方

シドニー大学の入学志望者対象のパフレットには、それぞれのコース (学位プログラム) について、前年度の入学者の最低の **UAI (Universities Admission Index)** のポイント、**IB** のポイント、**OP (Overall Position)** のポイントが示されている。UAI は、NSW 州などの高校卒業

生に付けられる点数であり、%で与えられる。<sup>341</sup>IB は International Baccalaureate Diploma Programme (IBDP)を卒業した学生に与えられる成績であり 45 点が最高である。OP はクイーンズランド州において 12 年生を終えた学生に対して、それまでの成績に基づき与えられる評価ポイントであり、1~25 の間で付けられる。各コースによって、この点数以外に考慮される要素は異なる。このように、他の要素も考慮されるため、表に示す点数以下の志望者の入学が認められないという訳ではないが、原則としてこの点数が入学の可否の判断にあたってのカットポイントとして使われている。

表 7-9 入学者志望者の参考ポイント (UAI、IB、OP) の例

コースの名称	UAI	IB	OP
<u>Faculty of Agriculture, Food and Natural Resources</u>			
Agricultural Economics	78.95	28	10
Resource Economics	84.50	30	8
Science in Agriculture	73.20	26	12
<u>Faculty of Architecture, Design and Planning</u>			
Design in Architecture	94.00	35	4
Design Computing	87.75	32	7

出典：University of Sydney, “Studying at the University of Sydney”, p.4,  
2009 年 2 月に基づき作成。

大学において入学者の選抜を担当しているのは、Admissions Office である。そのパンフレットによれば、志願者は以下の 7 つのステップで入学に至ると説明されている。入学応募書類の提出やコースの紹介が、NSW 州とオーストラリア首都特別地域 (ACT) の大学で共通のウェブサイト (Universities Admission Center) で行われているところ<sup>342</sup>や、先に述べたように入学者の決定が UAI 等の点数を中心に行われているところに特色がある。<sup>343</sup>ただし、Dentistry、Medical School、Law School、Music、Visual Arts の学位プログラムに応募する場合には、インタビューなどが実施されるとともに、UAI の点数以外にも要求される試験などがある。

ステップ 1：Universities Admissions Center (UAC) のウェブサイト で志願を希望するコースを探す。

ステップ 2：シドニー大学の入学は大部分 UAI に基づき決められるので、その基準を確認する。コースによっては、その他の要求があるので注意する。

ステップ 3：家庭の経済状況や病気などにより、学習が遅れた学生に対しては特別の入学

<sup>341</sup> NSW 州においては、中等教育 (secondary education) を卒業するためには、Higher School Certificate (HSC) を取得する必要がある。このために 12 年生の間に共通試験を受けるが、この点数をもとにして、0 ~ 100 点の UAI (Universities Admission Index) が計算される。

<sup>342</sup> クイーンズランド州では QTAC、ビクトリア州では VTAC、南オーストラリアでは SATAC、タスマニアでは TISC がある。

<sup>343</sup> University of Sydney, “Studying at the University of Sydney”, p.8, 2009 年 2 月

- ルートが用意されているので、それに合致するか確認する。<sup>344</sup>
- ステップ 4：キャンパスを見学する。キャンパスでの大学紹介のイベントが年に何回か開催されている。
- ステップ 5：UAC のウェブサイトを通じて、応募書類を提出する。締切は 2009 年 9 月 30 日である。
- ステップ 6：応募書類を提出した後も 2010 年 1 月 6 日までは内容を変更することが可能である。
- ステップ 7：2010 年 1 月 20 日までに入学オファーが知らされる。

大部分のシドニー大学の学生は Commonwealth 政府からの財政的な援助を受けている。授業料の支払いは、在学中に行うか（20%の割引を受けられる）、卒業後に収入が 41,595 ドルを超えてから行うか選択する。授業料は、専攻分野によって異なり、表 7-10 に示す通り、4つのバンドに分けられている。

表 7-10 専攻分野別の年間授業料

Band	専攻分野	授業料
1	Humanities Arts Behavioural science Psychology など	5,201 ドル
2	Architecture Computing Health Engineering Surveying Agriculture など	7,412 ドル
3	Law Dentistry Medicine Veterinary science Accounting Administration Economics Commerce など	8,677 ドル
4	国家としての優先分野 Education Nursing Mathematics Statistics and science	4,162 ドル

出典：University of Sydney, “Studying at the University of Sydney”, p.10,  
2009 年 2 月に基づき作成。

<sup>344</sup> 例えば、UAI の点数が 5 点まで低い志願者のための Flexible pathway（点数以外の優れた能力を示す必要がある）、何らかの事情があり必要な成績を得ることが出来なかった志願者のための Broadway scheme（事情を示す必要がある）などがある。

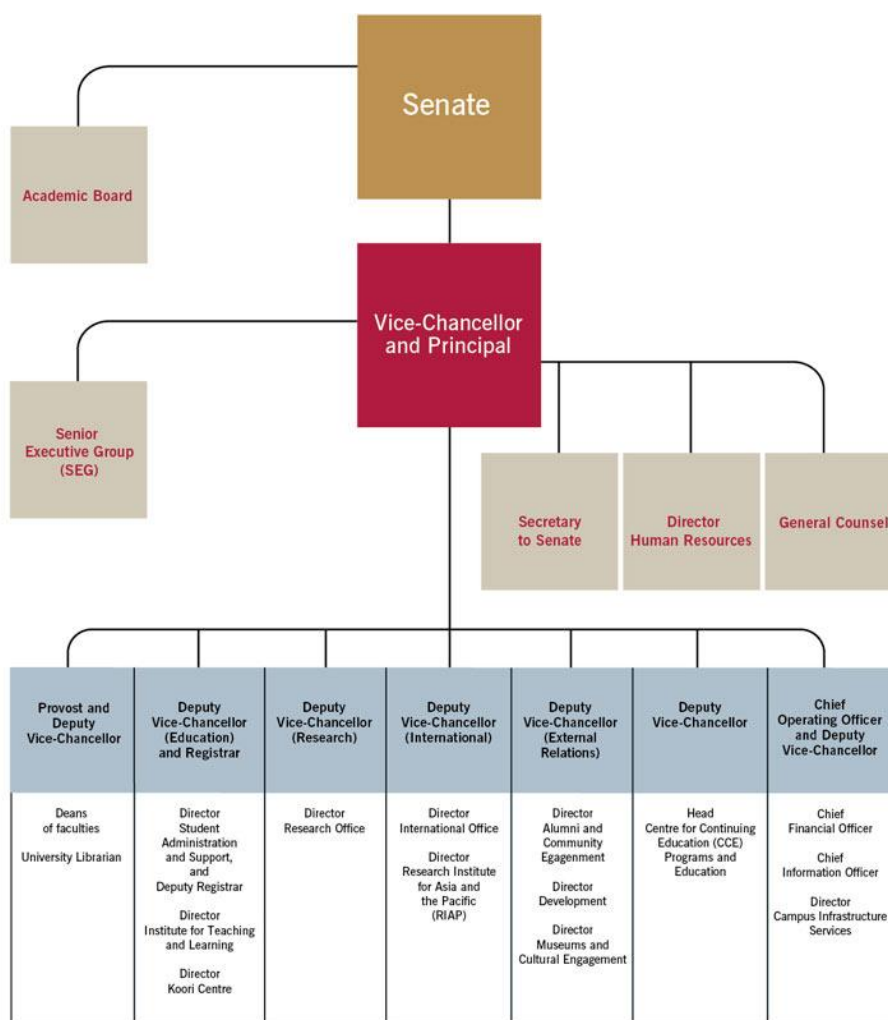


学生は奨学金を受けることができる。750種類以上の奨学金が提供されており、共通の応募書類のフォーマットを使い、何種類の奨学金にも応募することが可能である。奨学金には、学業成績の良い学生のみならず、経済的に苦しい状況の学生やリーダーシップなどの学業以外の顕著な能力を持つ学生などに提供される。

### c. 実施体制

#### 教員組織の在り方

図 7-2 に Senate を含め、シドニー大学の管理部門組織を示す。



出典：シドニー大学ウェブサイト、URL:

[http://www.usyd.edu.au/about/organisation\\_administration/structure.shtml](http://www.usyd.edu.au/about/organisation_administration/structure.shtml)

図 7-2 シドニー大学の管理部門組織

Vice Chancellor は、シドニー大学の Chief Executive Office であり、アカデミックな事項、管理的な事項に関して最上位のポストであり、リーダーシップを果たすべき立場にある。Principal of the University とも呼ばれる。<sup>345</sup>Deputy Vice Chancellor は 7 人おり、教育、研究、国際、対外、財政などを担当している。Deputy Vice Chancellor の最上位のポストは Provost と呼ばれており、大学のアカデミックな事項についての責任者である。各 Faculty には前述のように Dean がいるが、Provost は Dean に対してアカデミックな事項について監督する立場である。

前述のように、Department (実際の名称は School のことも Faculty のこともある) が大学の基本的な単位であるとして位置付けており、教員は Department に所属している。その長 (Head of Department) <sup>346</sup>については以下の通り規定している。<sup>347</sup>

- Head of Department の基本的責任は、Department のアカデミックな目的 (教育と研究を含む) を達成するためにリーダーシップを発揮しマネジメントすることである。
- Head of Department は大学の規則の範囲内で自らが望むように Department の運営を行うことができる
- Head of Department は、Faculty の Dean と効果的な関係を持ち、意見の一致を図ることができなかつた時には、Deputy Vice Chancellor が仲介に入る。

Head of Department は Vice Chancellor によって 4 年までの任期で任命される。Head of Department は Department の運営について、Faculty の Dean を通じて Senate と Vice Chancellor に対して説明することが求められる。具体的には、Head of Department は、アカデミック、資源、人員の 3 つの機能に関して以下の権限と義務を有している (主要なもののみ列挙)。

#### アカデミック面

- Department のアカデミックプラン、目的、優先順位を作成する
- Department の研究分野を開発し、Department 内、Faculty 内、大学内での協力を促進する
- Department における教育と研究プログラムの質とインテグリティを維持する
- Department の教育と研究のレビューを定期的実施し、資源の使用を最適化する
- 新しい科目やコースの設置や、現在の科目やコースの修正を Faculty Board や

<sup>345</sup> University of Sydney, “Studying at the University of Sydney”, p.69, 2009 年 2 月。

<sup>346</sup> “Head of department means the head of the academic unit responsible for teaching and assessing a unit of study. It may be the Head of a school, a centre, or a unit within the University. It may also mean the Dean of a faculty if the faculty does not have an internal departmental structure and it may be similarly mean the Chair of a board of studies or interdisciplinary committee.”と学内規則において定義されている。(Academic Board resolution: The Management and Evaluation of Coursework Teaching, 16 May 2001.)

<sup>347</sup> Senate, Roles of Heads of Departments and Schools and their Authorities and Delegations, 2 September 1991

Committee に対して提案する

資源面

- Department の目的を達成するために、財政的、人力的、物理的資源を効率的・効果的にマネージする
- Department の経費の使用状況をモニターする
- 毎年の予算サイクルにおいて、Dean に対して予算見積もりを準備し、予算案を提出する

人員面

- Senate と Vice Chancellor によって Department に割り当てられたスタッフを監督する
- Department において、スタッフの Performance Management & Development (PM&D)評価を行う
- Department において教育や研究、管理などの仕事の割り振りを行う
- Dean に対してスタッフ（アカデミックスタッフと管理スタッフ）のニーズについて助言を行う

予算案の作成・予算の配分や、教員の採用については、Dean 以上の承認が必要である。Faculty の Dean が予算、人員について権限を持っており、そのような決定を受けての大学の基本的運営組織単位である Department における運営について Head of Department が責任を持つという役割分担になっている。

表 7-11 にシドニー大学の教員数を職位別に、表 7-12 に学部（Faculty）別に示す。これらの教員数には研究のみのアカデミックスタッフの数も含まれる。

表 7-11 シドニー大学の教員数（職位別）

Occupation Classification	Function			Total
	Teaching & research	Research only	Support	
Professor(Level E)	337.6	53.3	1	391.9
Associate Professor(Level D)	256.8	50.5	0	307.3
Senior Lecturer(Level C)	497.8	100.8	1.7	600.3
Lecturer(Level B)	519.6	244.3	1	765
Associate Lecturer(Level A)	110.2	394.7	0	504.9
Casual	426.9	29.1	0.1	456.1
Sub-total	2148.9	872.7	3.8	3025.4

出典：シドニー大学 Strategic Planning Office 統計

表 7-12 シドニー大学の教員数 (学部別)

学部 (Faculty) 名	Cont	Fixed	Casual	Total
Agriculture, Food & Natural Resources	25	32.3	5.8	63.1
Architecture, Design & Planning	31.6	4.1	14.5	50.2
Arts	211.2	112.3	63.6	387.1
Dentistry	14.1	34	24.3	72.4
Economics & Business	179.9	40.9	86.6	307.4
Education & Social Work	81.1	13.5	41.3	135.9
Engineering & Information Technology	71.5	104.7	29.7	205.9
Health Sciences	125.2	71.5	19.3	216
Law	54.9	13.9	11.2	80
Medicine	204.3	417	31.6	652.9
Nursing & Midwifery	15	16.9	20.4	52.3
Pharmacy	32.4	23.4	8.1	63.9
Science	170.9	292.3	62.2	525.4
Sydney College of the Arts	26.3	3.5	8	37.8
Sydney Conservatorium of Music	48.5	14.8	25.6	88.9
Veterinary Science	53.4	29.2	4.1	86.7
Total	1,345.10	1,224.20	456.1	3025.4

出典：シドニー大学 Strategic Planning Office 統計

#### 教員の教育活動や勤務時間管理の在り方

##### 教員の教育活動

学内規則においては、教員は授業を担当する場合には以下の責任があるとしている。<sup>348</sup>

- 教員は効果的な大学教育（大学院と学士含む）へのコミットメントを示す責任がある
- 教員は個々の学生へのアドバイスを与えるために適切な時間を設ける責任がある
- 教員は、学生のための問題解決のメカニズムや支援サービスについての知識を持ち、問題が発生した場合には必要に応じて Head of Department や Faculty、College の長に知らせる責任がある

##### 教員の勤務時間管理の在り方

学内規則は、教員などのアカデミックスタッフの勤務時間、労働量について以下のように解説している。<sup>349</sup>

教員は教育と研究に貢献し、さらに専門的なリーダーシップを示すことを期待されて雇用されている。一般的に、仕事の種類と量については supervisor である Head of Department により毎年の PM&D レビューミーティング (Performance Management & Development) において決定される。その際に考慮されるのは以下の事項である。

- Department の目的と、Department 内でどのように仕事を配分するか

<sup>348</sup> Academic Board Resolution: The Management and Evaluation of Coursework Teaching, 16 May 2001

<sup>349</sup> University of Sydney, Academic workloads, Approved by DVC Infrastructure, effective from 30/11/2005

- 4つの Key Performance Area (KPA)における適切な目的の配分
- 個人の希望、キャリア上の目標

なお、教員の4つの KPA とは Learning and teaching、Research and innovation、Leadership/management、Community, professional and industry engagement である。

教員は、勤務時間について以下の責任を有している。

- 個人と Department の目的の達成するために効率的に働くこと
- 仕事量についての議論に参加し、問題がある場合には共通の理解を持てるようにすること
- PM&D プロセスを通じてスーパーバイザー (Head of Department) と仕事量に関する問題について報告すること
- 可能な場合には、一時的な仕事量上の危機を経験している同僚を支援すること

#### 教授会の在り方や権限

シドニー大学では教授会として Academic Board が設置されている(シドニー大学法 15 条)。Academic Board の運営については、Academic Board Handbook に解説されている。

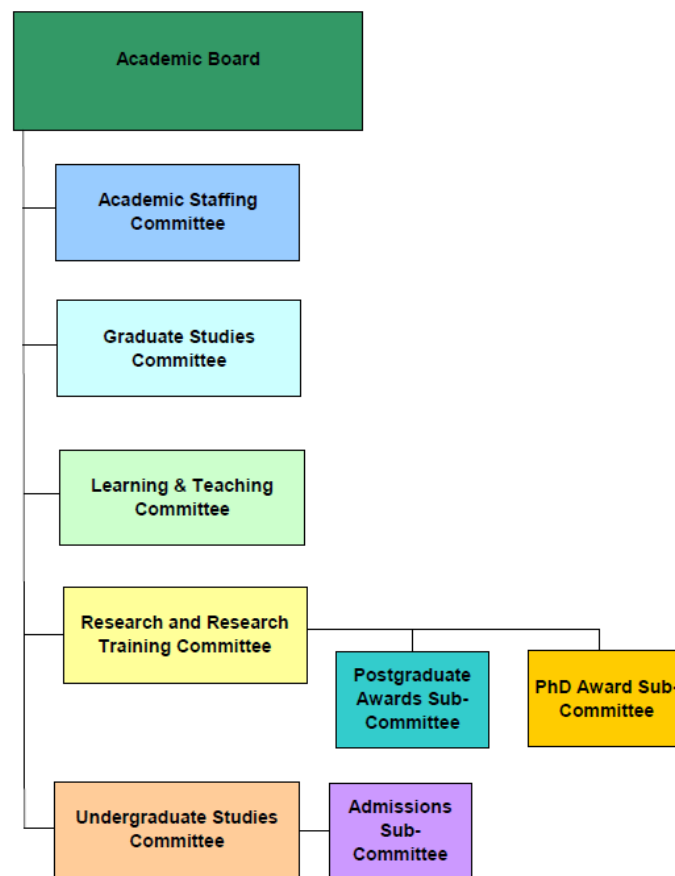
<sup>350</sup>Academic Board は 6 週間に 1 回、年に 8 回開催される。図 7-3 に示すように、5つの委員会が置かれている。

Academic Board の目的と機能は以下の通りである。

- アカデミックな事項についての規則を作ること
- 教育と研究に関する規則や手続きについて Senate と Vice Chancellor に対して助言すること
- 大学の戦略プランにおいてアカデミック面を作成しレビューすること
- アカデミックスタッフの雇用についてアカデミックな観点から助言すること
- アカデミックなスタンダードのメンテナンス
- 各 Faculty に対するクオリティレビューの実施

---

<sup>350</sup> Univeristy of Sydney, *Academic Board Handbook*, 2006



出典：Univeristy of Sydney, *Academic Board Handbook*, 2006, p.4.

図 7-3 Academic Board の組織

Academic Board のメンバーは 112 人である。以下のメンバーを含む。

- 大学の管理ポストに就いているメンバー
  - Chair
  - Vice-Chancellor
  - Deputy Vice Chancellor と Pro Vice Chancellor
  - Executive Dean, Dean と、Directors (Graduate School of Government, Koori Centre, Institute for Teaching and Learning、International Office、Student Administration and Support)
  - University Librarian
  - Presidents of the Students' Representative Council、Sydney University Postgraduate Representative Association
- 選出されたメンバー
  - 常勤教員数が 40 人以下の各 Faculty から 3 人の教員 (Architecture、Design and Planning、Dentistry、Nursing and Midwifery、Sydney College of the Arts)
  - 常勤教員数が 40 人以上 100 人以下の各 Faculty から 4 人の教員 (Agriculture, Food and Natural Resource、Education and Social Work、Law、Pharmacy、Sydney Conservatorium of Music、Veterinary Science)
  - 常勤教員数が 100 人以上の各 Faculty から 5 人の教員 (Arts、Economics and Business、

- Engineering and Information Technologies、Health Sciences、Medicine、Science)
- 17人の学生（各 Faculty と Board of Studies から1人ずつ）
  - 任命された (appointed) メンバー
    - Chair の推薦により Academic Board によって任命された (appointed) メンバー4人まで
  - 選任された (co-opted) メンバー
    - Chair の推薦により Academic Board によって選任された (co-opted) メンバー4人まで

Academic Board のメンバーの責任は以下の通りである。

- Academic Board と大学の利益になるように行動すること
- 自らのユニークな才能と洞察と、大学コミュニティの他のメンバーの利益を Academic Board にもたらすこと
- 大学と Faculty ・ School ・ Department または Discipline の間のコンタクトポイントになること
- 大学とコミュニティの間のコンタクトポイントになること
- Academic Board の意思決定に参加すること (Committee やワーキンググループのために時間と専門知識を提供することを含む)

#### 学生の所属及び学生の履修支援等の在り方

学部の学生は Faculty に属している。表 7-13 に大学院と学部の学生数を学部 (Faculty) 別で示す。

前に説明した通り、学生は入学する前に、各コースで決めている Assumed knowledge を身に付けていることとされているが、不安がある場合には、Bridging course を受けることが推奨されている。Bridging course は、数学、化学、物理学、生物学、文法で提供されている。数学は Mathematics Learning Center、化学は School of Chemistry (Faculty of Science) と Faculty of Health Sciences、物理学は School of Physics (Faculty of Science) と Faculty of Health Sciences、生物学は School of Biological Sciences (Faculty of Science)、文法は Discipline of Speech Pathology (Faculty of Health Sciences) によって提供されている。

学習支援のための機関として Learning Center と Mathematics Learning Center が設置されており、学生は、1対1でチュータリングを受けたり、学習教材を借りたり、ワークショップに参加することが可能である。

表 7-13 登録された学部生と大学院生数 (2007)

学部 (Faculty)	大学院生	学部生	計
Agriculture, Food and Natural Resources	147	606	753
Architecture, Design and Planning	639	693	1,332
Arts	1,262	6,042	7,304
Dentistry	97	398	495
Economics and Business	3,758	4,094	7,852
Education and Social Work	503	2183	2686
Engineering and Information Technologies	548	2513	3061
Health Sciences	1,639	3,899	5,538
Law	1,292	896	2,188
Medicine	1,559	1,074	2,633
Nursing and Midwifery	253	468	721
Pharmacy	184	1,046	1,230
Science	1,160	4,119	5,279
Sydney College of the Arts	181	520	701
Sydney Conservatorium of Music	168	633	801
Veterinary Science	154	798	952
Special Programs	24	583	607
AGSM	860	0	860
Rural Management	28	161	189
Total University	14,456	30,726	45,182

(出典: “The University of Sydney Annual Report 2007”, Univ. Sydney, p.50, April 2008)  
各レベルの登録率

#### 教育課程のガバナンス体制や学生に対する教育の責任

図 7-2 に示す通り、Senate が大学のガバナンス機関である。シドニー大学法 1989 年において、Senate が大学のガバナンス権限を組織であると規定されている。Academic Board は Senate に対してアカデミック面から助言する組織的位置づけである。

Senate のメンバーは、以下の通りである。

- 大学の管理ポジションに就く 3 人 (Chancellor、Vice-Chancellor、Academic Board の長)
- 大臣 (Minister) によって任命された 6 人の外部メンバー
- Senate によって任命された 1 人のメンバー
- 大学の管理部門のメンバー 1 人
- 学士レベルの学生 1 人
- 大学院レベルの学生 1 人
- 大学の卒業生 5 人

Senate は以下の権限を与えられており、大学の運営にとって重要な事項について関与している。

- Vice-chancellor のパフォーマンスのモニタリング
- 大学のパフォーマンスの監督 (oversee)
- 大学のアカデミックな活動の監督
- 大学のミッション、戦略的方向性、年間予算、ビジネスプランの承認

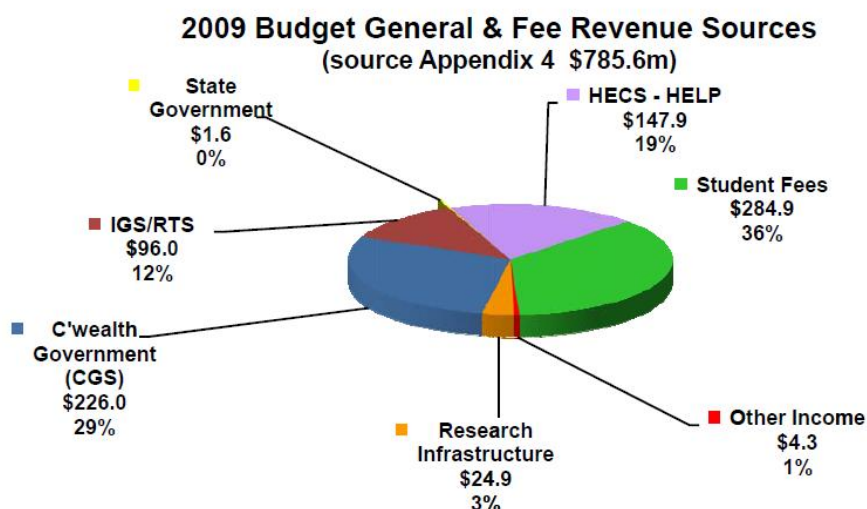


- 大学のリスクマネジメントとリスクアセスメントの監督
- 大学のコントロールとアカウントビリティのためのシステムの承認と監督
- 大学の顕著な商業的活動の承認
- 大学のポリシーや手続きの原則の作成
- 大学における苦情取扱い手続きの作成
- 大学のパフォーマンスのレビューの実施

Senate の議長は Chancellor が、Chancellor が不在の場合には Vice chancellor が務めることとされている（シドニー大学法 Schedule 1-6 条）。

### 資金の配分

2009 年のシドニー大学の予算規模については財務報告書<sup>351</sup>に記述されており、収入 7 億 8,560 万ドル（見込み）である。その内訳は図 7-4 に示す通りである。主な項目は学生の授業料収入（Student Fees）36%、Commonwealth 政府からの収入 29%、奨学金関係の収入（HECS-HELP）19%である。なお、IGS (Institutional Grants Scheme)は、研究活動を推進するための政府のブロックグラントであり、RTS (Research Training Scheme)は研究に従事する修士・博士課程の学生の研究訓練のための政府のブロックグラントである。



注：General and Fee revenue のみであり、用途が決められている（earmarked）収入は含まれない。

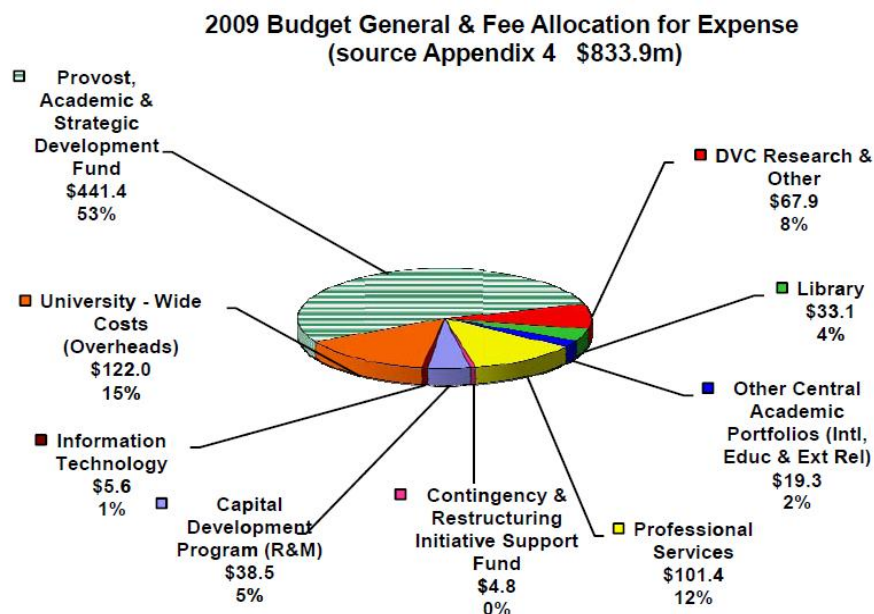
出典：University of Sydney, 2009 Budget Report to Finance and Infrastructure Committee, 17 November 2008

図 7-4 シドニー大学の収入（2009 年）

<sup>351</sup> University of Sydney, 2009 Budget Report to Finance and Infrastructure Committee, 17 November 2008

支出見込みは図 7-5 に示す通りであり、主な項目は、Provost, Academic & Strategic Development Fund 53%、大学全体の経費（University-wide Costs）15%である。

Provost, Academic & Strategic Development Fund は各 Faculty に配分される支出項目であり、University-wide Costs はオーバーヘッドコストである。



注: General and Fee revenue に基づく支出のみであり、使途が決められている (earmarked) 収入に基づく支出は含まれない。

出典: University of Sydney, 2009 Budget Report to Finance and Infrastructure Committee, 17 November 2008

図 7-5 シドニー大学の支出 (2009 年)

現在、シドニー大学では、University Economic Model に基づいて資金の配分を実施する方向で改革を実施している。基本的な考え方は、以下の通りである。

- 予算要求に基づくシステムから、予算単位のパフォーマンスの厳格な評価に基づく予算の配分に変える
- 予算単位の収入と支出のマネジメントをきちんとする
- 大学の収入の 85%を配分する。そのうち、70%は Core academic service (Faculty、Foundation、Library、Scholarship など)、30%は shared and support service (情報化、管理、施設など)に使用する。
- 収入が Faculty から疑問の余地なく発生した場合には、100%を Faculty に対して配分する

2009 年には過渡期として 2 億 1100 万ドルについて Faculty に University Economic Model

に基づき配分された。この際に、Faculty への資金配分は3つの要素（学習と教育（Learning and Teaching）、教育実績（Teaching Performance）、研究実績（Research performance））に基づいて決められた。まず、「学習と教育」に対する資金配分(1億3,700万ドル)は、各々の学部の学生負荷によって計算された。次に、学部生教育への1,030万ドルの資金は、合意された教育実績指標（Teaching Performance Indicators）に基づく実績に従って配分された。そして、研究実績配分は内部の相対的研究実績に基づいて分配された。変動額は前年度の10%以内に収められた。

#### d. 質保証の仕組み

##### 設置基準の在り方

大学を新たに設置する申請をする場合の認可の基準については、National Protocols for Higher Education Approval Processes の Protocol A と Protocol D に規定されている。ただし、National Protocol の制定は2007年であり、それ以前にシドニー大学は設立されているので、この基準に基づいて設置が認可された訳ではない。

シドニー大学は、オーストラリアの最初の大学として、1850年10月1日に Act of Incorporation によってニューサウスウェールズ州シドニーに設立された。その目的は、有益な知識を生みだし、NSW 州の住民がリベラル教育を受けることを促進することとされ、ガバナンス機関として設置された Senate は1851年2月に最初の会合を開いた。最初に設置された学部は、Faculty of Arts であり、3年間ギリシャ語、ラテン語、数学、科学を学ぶことで学位が授与された。<sup>352</sup>

その後、1900年にはシドニー大学の設置についての University and University Colleges Act 1900 が制定され、さらに1989年にそれは University of Sydney Act 1989 に置き換わっている。シドニー大学法1989（the University of Sydney Act 1989）では、法人としての大学の設立、名称、大学の目的と機能、ガバナンス機関としての Senate の構成と機能、総長（Chancellor）、Vice Chancellor をはじめとする大学管理組織とポスト、大学の商業的活動、大学における academic college の設立などが規定されている。

大学の機能として、学位（bachelor、master、doctor）や資格（diplomas、certificates）の授与、知識と探究のための教育と学習の提供、目的を達成するためのガバナンス・手続き・入学ポリシー・財政、質保証プロセスを作ることなどが挙げられている（6条2項）。また、大学の academic college としては、Sydney Conservatorium of Music、Cumberland College of Health Sciences、Sydney College of the Arts の3つが設立されることが記されている。（27条）

---

<sup>352</sup> シドニー大学ウェブサイト。History of the University of Sydney, URL: <http://www.usyd.edu.au/about/profile/history.shtml>

## 設置認可の在り方

上に説明したように、シドニー大学は NSW 州の法律により設立されている。一般に、オーストラリアの大学への資金の配分は、Higher Education Support Act 2003 (HESA) に基づき中央政府によって行われているが、資金の配分を受けるためには中央政府の Australian Minister for Education, Science and Training (Department of Education, Science and Training の担当大臣) の承認を得ていることが必要である。<sup>353</sup>

なお、参考として、上に説明した 2007 年に制定された National Protocol によれば、大学設置の申請書の評価については、以下の手続きを取ることと規定されている (Protocol D, 8.1, 8.2)。<sup>354</sup>

- 申請書は独立の専門家のパネルによって評価される。パネルのメンバーの大部分はオーストラリアの大学において高いレベルの経験を持つシニアな大学教員から構成される。
- 評価のプロセスは、最終判断をする前に、十分に内容を公開し、パブリックコメントをする機会を持たなければならない

オーストラリアの大学は、Self accrediting であり、コース (学位プログラム) の設置については自己の判断で実施することができるが、大学は自らの内部的な質保証メカニズムを作るとともに、AUQA によって定期的にレビューを受けることが National Protocol に規定されている (Protocol D, 9)。AUQA のレビューについては、7-1-2 に説明した通りである。

## 学位プログラムと分野別認証評価との関係

表 7-14 に専門認証機関による認証を受けているシドニー大学のコースの主なものを示している。<sup>355</sup>

---

<sup>353</sup> Department of Education, Employment, and Workplace Relations Web Page, “Higher education summary”, URL: [http://www.dest.gov.au/sectors/higher\\_education/](http://www.dest.gov.au/sectors/higher_education/)

<sup>354</sup> Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs, *National Protocols for Higher Education Approval Processes*, As approved by MCEETYA October 2007

<sup>355</sup> シドニー大学における Accreditation を一覧にまとめたものを見つけることができなかつたため、各学部のウェブサイトから拾い集めて作成したものであり、網羅的なものではない。

表 7-14 シドニー大学のコースの専門認証機関による認証（主なもの）

Faculty 名	コース名	Accreditation 団体等
Faculty of Economics and Business	Business and specialised accounting programs	・ AACSB International ・ EQUIS(European Foundation for Management Development (EFMD)の質保証部門)
	Accounting programs	・ CPA Australia ・ Institute of Chartered Accountants in Australia (ICAA)
	specialised study in human resource management and industrial relations	Australian Human Resource Institute (AHRI)
	Business Information Systems majors (Bachelor of Commerce and Bachelor of Economics)	Australian Computer Society
Faculty of Health Sciences	Bachelor of Applied Science (Speech Pathology) Master of Speech Language Pathology	Speech Pathology Association of Australia Limited
Faculty of Science	Doctor of Clinical Psychology & Master of Science degrees Doctor of Clinical Psychology & Doctor of Philosophy degrees	Australian Psychology Accreditation Council (APAC)
Faculty of Veterinary Science		American Veterinary Medical Association (AVMA)

出典：シドニー大学ウェブサイトの情報に基づく。

### 現地インタビュー調査内容（シドニー大学）

2009年5月26日に、シドニー大学のアカデミックプログラムの責任者にインタビューを実施した。

#### 1. Provost とはどのような機能を果たしているのか。

Provost は、最も Senior な academic である。Chancellor は名誉職であり、大学の外部に対して政治的な役割を果たしている。Chancellor は卒業式などには来るが毎日大学に来ている訳ではない。大学のトップは、Vice Chancellor である。Vice Chancellor が President に相当する職である。Deputy Vice Chancellor が何人かいて、Provost は最も senior な Deputy Vice Chancellor であるとも言える。

シドニー大学は 16 の faculty（学部）に分かれている。それぞれの faculty は Dean に率いられている。Provost は Dean のポストである。それぞれに Dean に対して話をする。Provost が全ての faculty に対して oversight をしている。

この大学は、建物を見れば分かるように、Cambridge 大学や Oxford 大学に倣って作られた。大学の governance system やマネジメントのやり方もこれらの大学に倣って作られている。

2. 入学者は専攻を決める必要があるのか。学部やスクールを変わることはできるのか。

学生は、faculty に入学する。Major をその中で変えることはできる。例えば、Science の Faculty に入った学生は、その Faculty の中において、物理学、生物学などの Major を選択することはできるが、Architecture を専攻する Faculty に変更することは不可能ではないが、難しい。Faculty を変わることは稀である。

Medicine、Architecture、Nursing、Law、Dentistry では graduate の学位だけである。これらのプログラムに入学するためには、まず、First degree を終えている必要がある。

この大学には、Liberal arts の教育はないので、それぞれの faculty が freshman から教育を提供している。それぞれの faculty が独立してやっている。Faculty をまたがるような教養課程のような教育は提供されていない。このようなオーストラリアの大学の教育モデルは、米国とはかなり異なっている。

ただ、多くの学生が、1つ以上の Faculty で教育を受けている。多くの Jointly combined program は提供されており、このプログラムにおいては、複数の Faculty における教育を受けることが可能となる。Arts and law、arts and business、arts and law、science and business、engineering and business、engineering and architecture、Liberal arts and science などのプログラムである。約 10%の学生はこのような Jointly に運営されているプログラムに属している。

3. シドニー大学の入学者の特徴はあるか。

シドニー大学に入学する学生は、top performing students の上位数パーセントである。シドニー大学は、オーストラリアで、Top performing の学生の入学者の割合がもっとも高い大学である。オーストラリアの大学に入学する時には、アメリカの SAT score のような 0-100 の間のスコアを使うが、入学者の大部分は 90 点以上のグループである。シドニー大学では、95+の学生の割合がオーストラリアではもっとも高い。ただ、高校の成績だけではなく、社会的な要因など、より幅広い観点から入学者を決定するようにしている。

4. シドニー大学における教育の質保証はどのように行われているか。

どのように教育の質を保証するかというのはシンプルな質問であるが、様々な階層において、そのための活動が行われている。例えば、質保証システムは3つに分けて考えることができるだろう。1番目は、新しいプログラムを作る場合でもそうだが、既にあるプログラムの質を知るために最も重要と考えているのは、学生からのプログラムに対する需要と、学生からのフィードバックである。シドニー大学は大きい大学であり、学生には choice がある。Degree は unit of study から構成されるが、学生は degree の間で選択するだけでなく、unit of study の間でも選択をする。Unit of study はだいたい 25 時間分の

teaching である。全ての Unit of study は学生によって評価されている。学生が質問票に答えている。自由回答もある。

大学の機関として、Institute for Teaching and Learning があり、この学生のフィードバックをマネージしている。学生からのフィードバックを、教員や Dean、head of school などに対して提供している。学生からのフィードバックは、コースの teaching の質やプログラムの重要性など様々な側面についての評価を含んでいる。この評価は、一人ひとりの教員についても、また、学位、学科、学部、大学全体のレベルでも行われている。この集計に基づいて、大学間での教育の質についての比較がある。全ての大学で同じ質問票でやっている。この調査を行うことは大学の義務となっている。学生が卒業する時にも質問票に教育の質について評価し、回答してもらう。これも全ての大学にとっての義務となっている。

質保証の 2 番目は、大学内部の Academic Board (あるいは Academic Senate と呼ばれる) での検討である。Senior レベルの教員から構成される。大学のマネジメントからは独立している組織である。2~3 年おきに Teaching profession の全体的なレビューがある。16 の学科が大学にはあるが全てについて実施する。

質保証システムの 3 番目は、外部レビューである。外部レビューには 2 つのタイプがある。1 つ目のタイプは、Australian University Quality Agency (AUQA) によるものである。AUQA は独立の Agency である。正直なところを言うと、AUQA による外部レビューはあまり効果的ではない。AUQA のレビューはプロセスの質の評価を重視しているが、プログラムの outcome の質の評価は重視していない。2 つ目の外部レビューのタイプとして、半分の faculty は、professional body によってレビューされている。こちらの方が重要である。例えば、医学部では、Australian Medical Council によってレビューされている。School of Architecture では Professional Architecture Society、Engineering では Engineers Australia によってレビューされている。Engineering Australia は、学生に教えるべき knowledge、Skills を詳しく規定しており、学生の learning outcome を重視している。これらの団体によって認証されないと、卒業生は professional として認められない。Medical doctor、nurses、dentists、lawyers、architecture、school teachers などである。

3 つのそれぞれが重要である。それぞれに利点がある。学生の意見は、それぞれの学生の個人的な経験に基づくものであり、これも重要である。外部レビューは、teaching がどのように行われているかということに焦点がある。どれか 1 つだけというのではダメである。学生からのフィードバックのみであれば、人気投票になってしまうだろう。

##### 5. AUQA の audit はどのようなものか。

述べたように、質保証には、学生のフィードバックがあり、3 年に一度のピアレビューがある。AUQA はあまり重視していない。私の考えでは AUQA のレビューはあまり価値

があるとは考えていない。特に、Senior レベルの大学にいる教員はそう考えており、そのような見解は share されている。AUQA には teeth がない。パフォーマンスが悪い大学に対しても具体的なアクションをすることができない。AUQA は近く、新しくできる政府の中央機関に統合されることになっている。このような改革は、パフォーマンスの高い大学の教員の間では支持されている。

6. 新しい学位プログラムを作る際にはどのようなプロセスを経るのか。Academic board は新プログラムの開発において、どのような役割をしているのか。

Academic Board には委員会がいくつか設置されているが、その中では、Graduate Studies Committee と Undergraduate Studies Committee が、新しいプログラムをレビューしている。これらの委員会におけるピアレビューのプロセスを経ないで、新しいプログラムが大学に設置されることはない。

プロポーザルは、まず、それぞれの faculty (学部) によって検討される。Faculty が新しいプログラムの設置に同意すれば、Academic Board に送付される。Faculty の間の話し合いは、通常はコンセンサスに基づくものである。検討には少なくとも、1 年間はかかる。少なくとも、3～6 か月は Faculty での検討に時間を要し、Academic Board による検討に同様に 3～6 か月の期間を要する。Academic Board における検討の結果、プロポーザルは faculty に内容を改善するために送り返されることもある。

Academic Board での検討は、重複 (duplication) を最小限にすることも重要な役目の一つである。一番重要なのは、プログラムの内容の質を評価することである。学生の意見は重要であるので学生メンバーが Academic Board に入っている。また、Faculty は、提案を Academic Board に提案する前の段階において、学生の意見を聞いて、提案内容に反映させることを求められている。

新たな degree、全く新しいプログラムの提案は少ない。年に 2～3 個程度である。既存のプログラムの modification (修正) についてのレビューが一番多い。新提案が少ないのは、新プログラムを 1 つ作るためには、プログラムを提案する faculty において、今あるプログラムを 1 つ閉鎖する必要があるためである。

7. Faculty, department のレベルでの検討が中心になるのか。基準はどのようなものなのか。

Academic Board に提出する書式に対する Requirement がある。Format of applications がある。その中に新プログラムや既存のプログラムの修正について、書くべき事項が定まっている。それらの質問に対して、justification を記入することが必要である。

提案された application の 50% ぐらいは十分ではないとの理由で、提案した Faculty に送り返される。一番重要なのは student demands である。特に、新プログラムに対して、学生の重要があるかというのが議論の入り口である。そのためには、学生の需要についてのマーケット研究が必要である。

2 番目に重要なのは、Quality of thinking (idea の質) である。提案内容は全体として



coherent で progressive である必要がある。個々の構成要素が積み上がって行って、首尾一貫とした全体を形成している必要がある。

3番目の要素は、Quality of teaching (delivery of program) である。プログラムを学生に教えることについて能力のある教員がいることが示されなければならない。学生の learning が重要である。

Supporting staff は大学にいるが、Application は教員自身によって書かれる必要がある。支援スタッフは、Teaching support のための specialist は各 Faculty にもいるし、大学全体の Teaching and Learning 支援の組織 (Institute for Teaching and Learning) にもいる。彼らの最も重要な役目は、教員にどのように教えるのがいいのかについてアドバイスをすることである。コースのデザイン、ティーチングスキルなどについてである。教員にこのような内容を教えるためのコースを開発している。Junior faculty に対して teaching how to teach を教えている。

8. 新たな学位プログラムができると、どのような経費がつくのか。

資源配分は、funding formula がある。第1に、学生数が重要である。学生数が多ければ予算額が増える。Block money である。だから、学生の需要が大変重要である。

追加の資源配分としては2つの要素がある。まず、teaching quality が良い faculty (学部) に対して、全体の予算の約5%の adjustment がある。学生からのフィードバックを良くすることに対するインセンティブとなっている。次に、約500万ドルは、teaching improvement plan に基づいて Faculty に対して配分する。Faculty は毎年教育を改善するための計画を提出する。大学の本部の判断で、Assist する必要があるところに配分する。90%の資金は学生数による配分である。

年間の予算は約15億ドルである。3分の1は、中央政府の grants で、3分の1は学生授業料で、3分の1は research money から来ている。授業料は留学生の授業料と国内学生の大学院生の授業料が大きい。

1番目のものは、学生数と、プログラムのタイプによって決まる。Arts と medicine では同じ学生数でも資金の配分金額が違う。プログラムのタイプによって教育のコストが異なるからである。政府の資金は全て、中央政府からであり、州の政府からは資金は全く貰っていない。オーストラリアはちょっと奇妙なのだが、National government が全てのお金を出しているが、大学の設置については、州が legislation で決めている。しかし、州政府は資金の配分を行わない。州の政府が大学の governance についての oversight をする権限を有している。

大学には Governing body があり、Senate という。州のビジネスの代表者などがメンバーである。メンバーは州の機関によって任命されている。Vice chancellor や私などのポジションにある人は、大学の運営などについて、Senate に対して責任がある。Senate は、年に数回しか集まらない。Senate は高いレベルにおいて、大学の Quality や大学の評判

に関心がある。Senate は Vice Chancellor を任命する。免職する権限もある。Senate は、プロポーザルを reject することも可能であるが、私の知るところでは、そういうことが起こったことはない。Academic Board はピアレビューの結果を Senate に示すが、知らせるための行為であって、Senate に最終的に決定してもらうためではない。

新プログラムの開発においては AUQA の役目は何もない。AUQA からの承認を求める必要はない。

9. 一度できたプログラムの質保証はどのように行われているのか。Provost's Office における Academic review とは何か。

Faculty による Volunteer peer review である。

10. レビューの結果はどのようにプログラムの内容や、大学の運営などに反映されているのか。

Academic Board がプログラムのレビューを担当している。全ての既存のプログラムのレビューをそれぞれの faculty において実施している。Faculty の内部における全てのプログラムについて実施している。全て、ボランティアのピアレビューに基づくものである。教員はピアレビューに参加することが当然のこととして期待されている。レビューアは大学の中の教員によるものである。

レビューの結果と、資源配分の結果の間には直接の関係はない。Provost に全てのレビューの結果は来る。もし、レビューの中に強い批判がある場合には、そのプログラムの faculty の Dean を話をし、批判に答えるのは、Provost である私の義務である。Academic Board はマネジメントからは独立した組織であるので、レビューにおける recommendation の実施に責任を有している訳ではない。実施に責任を持つのは Provost などマネジメントにいる人である。

Teaching Improvement Plan の提出を毎年求めていると先ほど説明したが、レビューの結果を受けて、どのような改善が提案されているかどうか注目して内容を見ている。

11. Student learning assessment についてはどのような活動をしているのか。

learning outcome を評価するのは我々にとっても challenging である。私たちがこれまでにしたことは、学生の learning outcome をアセスするための幅広い方法を開発していることである。例えば、試験、エッセイ、レポート、グループアセスメント、などがあり、今でもやり方を検討しているところである。グループアセスメントは、学生がグループとして働き能力があるかどうかをみる。Methods of assessment をどのようなものにするかが重要である。1つのやり方で計測することはできない。Wide range of methods of assessment を使用することが必要である。私たちはそれを”Continuous Assessment”と呼んでいる。

## (2) アボンデール・カレッジ

アボンデール・カレッジ (Avondale College) は、学士教育を中心に提供する、私立の高等教育機関である。Non-self accrediting institutions (NSAI)である。1897年に設立されたキリスト教 (Seventh-day Adventist Church) に基づく学校である。ニューサウスウェールズ州の Cooranbong にメインのキャンパスがある。

### a. 学位プログラムの枠組み

#### 学位プログラムの種類、分野及び範囲

アボンデール・カレッジでは、1950年以來学位を授与している。最初は外部のプログラム (University of London の Bachelor of Science) や提携プログラム (Bachelor of Arts, Pacific Union College, California 州; Master of Arts, Andrews University, Michigan 州) を通じてであった。

1974年以降には、ニューサウスウェールズ州政府からの認証 (accreditation) を受けて学位を提供している。1990年代初めからは修士の学位が授与されており、最近では、PhDの学位を授与するようになった。

学士の学位は、Arts、Business、Science、Education、Nursing、Theologyで、大学院レベルの学位は、Education、Leadership and Management、Nursing、Theologyで提供されている。ボケーショナルのコースが航空、ビジネス、アウトドア・レクリエーションの分野で開講されている。

#### 教育研究の基本組織との関係

6つの学部 (Faculty) が設置されている。Arts、Business and Information Technology、Education、Nursing and Health、Science and Mathematics、Theologyの6つである。それぞれの学部で提供されている学位プログラム(学士レベル)は以下の通りである。なお、Faculty of Business and Information Technology、Faculty of Education、Faculty of Nursing and Health、Faculty of Theologyの4つの学部においては修士レベルのプログラムも提供されている。

表 7-15 アボンデール・カレッジの Faculty と提供される学士レベルの学位

学部の名称	提供される学位
Faculty of Arts	Bachelor of Arts Bachelor of Arts/Bachelor of Business
Faculty of Business and Information Technology	Bachelor of Business
Faculty of Education	Bachelor of Education (Early Childhood) Bachelor of Education (Primary) Bachelor of Education (Secondary) Bachelor of Arts/ Bachelor of Teaching Bachelor of Business/ Bachelor of Teaching Bachelor of Science/ Bachelor of Teaching
Faculty of Nursing and Health	Bachelor of Nursing
Faculty of Science and Mathematics	Bachelor of Science Bachelor of Science/ Bachelor of Business
Faculty of Theology	Bachelor of Theology/ Bachelor of Ministry Bachelor of Theology Associate Degree in Theological Studies

#### b. 学位プログラムの実施に係る教育課程

##### 教育課程の編成方針、教育課程の管理及び具体的な教育内容

アボンデール・カレッジの1年は、3月に始まり、12月に終わる。13週間の学期（セメスター）が1年に2回ある。最初の学期は3月初旬から6月中旬まで、次の学期は、8月初旬から11月下旬までである。

アボンデール・カレッジで使われている用語について、「ユニット（Unit）」とは、個々の科目のこと、「コアユニット（Core units）」とは、学位の一部として必修の科目のこと、「コース（Course）」とは、卒業（学位の授与）に至るプログラムのことである。また、EFTSL (Effective Full Time Student Load)とは、1年間の標準的な学習量のことである。

1科目（ユニット）は通常は6クレジットであり、学生は1学期に4つの科目を取ることが期待されている。1ユニットにおいて必要な学習の量は1週間に10～12時間であり、4ユニットでは合計で40～48時間である。1つのユニットでは学期の間に150時間の学習が求められる。5ユニット以上を1学期に登録するためには Course coordinator の許可が必要である。アボンデール・カレッジでは1年間に8ユニットを取得することが期待されているので、1ユニットは0.125EFTSLである。

ユニットには、ユニットコードが付けられている。最初の2つの文字は分野を示し、最初の数字は以下の学年のレベルを示す。

- 0：学位以前
- 1：学部レベルの100番台の科目。
- 2：学部レベルの200番台の科目。

- 3：学部レベルの 300 番台の科目。
- 4：学部の Honors レベルの科目。
- 5：修士レベルの科目。
- 6：研究修士レベルの科目。
- 7：博士レベルの科目。

各学問分野の教育到達目標、標準的なカリキュラムや教材等の在り方<sup>356</sup>

Faculty of Arts の場合について説明する。Faculty of Arts においては、Bachelor of Arts とジョイントプログラムである Bachelor of Arts/Bachelor of Business の 2 種類の学士の学位が授与されている。

Bachelor of Arts の目標については、ホームページには以下の記述がある。<sup>357</sup>

Bachelor of Arts は、多くのディシプリンの学習を必要とする幅の広い学位である。職場・コミュニティ・教会・社会において効果的に機能し貢献することができるような卒業生を育てることを目指している。学位は、学生が、問題認識・問題解決・研究スキル・分析と統合における能力を身に付け、キリスト教の価値観の下で、社会や人間の状態についての批判的思考を持つことができるようになることを目指している。学位は多くの分野における将来の雇用や大学院での更なる学習のための幅広い準備を提供することを目指す。

Bachelor of Arts は、144 クレジット、3 年間で卒業するのが標準であるが、学生は以下の 4 つのカリキュラムから選択する。

- 1 つの Major と 2 つの Minor と、Elective または 3 つ目の Minor
- 2 つの Major と、Elective または Minor
- Specialization と 1 つの Minor と、Elective または 2 つ目の Minor
- Double major と、1 つの Minor または 4 つの Elective

Major、Minor、Specialization、Double major、Elective の意味は以下の通りである。

**Major**—1 つのディシプリン（または調和している複数のディシプリン）における 8 個のユニットである。100 番台のユニットを取ることができるのは 2 つまでである。3 個以上の 300 番台のユニットを取ることが求められている。

**Minor**—1 つのディシプリン（または調和している複数のディシプリン）における 4 個のユニットである。ただし、100 番台のユニットを取ることができるのは 2 個までである。

**Specialization**—1 つのディシプリン（または調和している複数のディシプリン）における 12 個のユニットである。2 個以上の 100 番台のユニット、4 個以上の 200 番台のユニット、4 個以上の 300 番台のユニットを取ることが求められている。

<sup>356</sup> Avondale College, Undergraduate Handbook, 2009-2010, p.61.

<sup>357</sup> アボンデール・カレッジのホームページ、

[http://www.avondale.edu.au/divisions::Faculty\\_of\\_Arts::Undergraduate/](http://www.avondale.edu.au/divisions::Faculty_of_Arts::Undergraduate/)

Double major—1つのディシプリン（または調和している複数のディシプリン）における8個のユニットである。4個以上の100番台のユニット、6個以上の300番台のユニットを取ることが求められている。

Elective—学生は、どの学部でも希望するユニットを受講することが可能である。それぞれのカリキュラムにおいての学位取得に必要なクレジット数の条件を以下の表に示す。

表 7-16 BA 学位取得のために必要なクレジット数

	1つの Major と 2つの Minor と、 Elective または 3 つ目の Minor	2つの Major と、 Elective または Minor	Specialization と 1つの Minor と、Elective また は 2 つ 目 の Minor	Double major と、1つの Minor または 4 つ の Elective
Chirstian Studies Unit	18	18	18	18
Required unit	6	6	6	6
Major A	48	48	—	—
Major B	—	48	—	—
Minor A	24	—	24	—
Minor B	24	—	—	—
Specialization	—	—	72	—
Double major	—	—	—	96
Electives	24	24	24	24
Total	144	144	144	144

Major、Minor、Double major、Specialization としては表 7-17 に示す専攻を選ぶことができる。

表 7-17 Double major、Specialization、Major、Minor として選択可能な専攻の一覧

Major	Minor	Double major	Specialization
Communication English Geography History International development studies Mathematics Music Psychology Religious studies Visual arts	Biblical languages Biological sciences Communication English Geography Graphic design History Information technology International development studies Management Marketing Mathematics Music Psychology Religious studies Visual arts	Religious studies Visual communication	Communication Music Psychology Religious studies Visual arts

教材の在り方については、特に履修の Handbook やホームページにおいて言及がなかった。

#### 成績評価、単位認定、卒業認定、修了要件や修業要件や修業年限の在り方<sup>358</sup>

それぞれの科目においては、Learning tasks が設定されている。Learning tasks は、試験、事例研究、プレゼンテーションなどであり、その内容は以下を考慮して決められる。

- 学生が卒業後に直面するような問題に学んだ知識を適用すること
- 科目において意図された学習のアウトカムが達成されたかどうかを測定すること
- 6 クレジットの科目においては合計で 150 時間以内に終えること

科目内容の説明においては、learning tasks と、それら进行评估する基準、成績評価するに当たっての各 Learning task の重みづけが示される。

成績評価の基準は以下の通りである。Pass 以上の成績が単位認定、すなわち、学位の取得に對して必要である。

- High Distinction : 85~100%の達成 (achievement) を示す。
- Distinction : 75~84%の達成を示す。
- Credit : 65~74%の達成。
- Pass : 50~64%の達成。

これ以下の成績評価は以下の通り。

- Pass Terminating または Pass Conceded : 45~49%の達成。Pass Terminating は 4 年のプログラムで 3 つまで許される。Pass Terminating は上位の科目の prerequisite (その科目に登録するために事前にとっておくべき科目) として認められないが、Pass conceded は認められる。
- Fail, supplementary available : Fail ではあるが、追加の要求を満たせば、pass することが可能。
- Pass with supplementary assessment : 追加の要求を満たすことによる Pass
- Fail : 0 ~49%の達成を示す。
- Fail after supplementary assessment attempted : 追加の要求を満たすことが出来なかったことによる Fail。

各 Faculty における卒業に必要なクレジット数と年限を表 7-18 に示す。これらの条件を満たせば学生は卒業する。

---

<sup>358</sup> Avondale College, Undergraduate Handbook, 2009-2010, pp.52-53. Assessment policy (Undergraduate)

表 7-18 アボンデールカレッジにおける学位取得に要するの年数とクレジット数

学位の名称	年数	クレジット数
Bachelor of Arts	3 年	144
Bachelor of Arts/Bachelor of Business	4 年	192
Bachelor of Business	3 年	144
Bachelor of Education (Early Childhood)	4 年	192
Bachelor of Education (Primary)	4 年	192
Bachelor of Education (Secondary)	4 年	192
Bachelor of Arts/ Bachelor of Teaching	4 年	192
Bachelor of Business/ Bachelor of Teaching	4 年	192
Bachelor of Science/ Bachelor of Teaching	4 年	192
Bachelor of Nursing	3 年	144
Bachelor of Science	3 年	144
Bachelor of Science/ Bachelor of Business	4 年半	216
Bachelor of Theology/ Bachelor of Ministry	4 年	192
Bachelor of Theology	3 年	144
Associate Degree in Theological Studies	2 年	96

(出典) Avondale College, Undergraduate Handbook, 2009-2010 に基づき作成。

Australian Higher Education Graduation Statement はオーストラリアの高等教育機関を卒業した者に対して与えられる。専攻したプログラムのレベルや内容について記されている。オーストラリアで共通の書式となっている。ボローニャ・プロセスには、オーストラリアも参加している。Diploma supplement があるが、オーストラリアにおいても、国際的な学位の名称に合わせる必要がある。アボンデール・カレッジを含め、2010 年からは大学を卒業した人は同じフォーマットのペーパー (graduation statement) を持つことになる。<sup>359</sup>

#### 入学者選抜の在り方<sup>360</sup>

アボンデール・カレッジへの入学者に求められているのは、良い人格であること、知的能力、カレッジの規則を順守することである。入学するためには、オーストラリアからの出願者は 12 年生、ニュージーランドからの出願者は 13 年生を終えていることが必要である。このために、Universities Admission Index (UAI) のスコアなどを提出することが求められる。英語が母国語でない出願者は、IELTS (6.5 以上) や TOEFL (580 点以上) のスコアを提出する必要がある。14% の学生はオーストラリアとニュージーランド以外から来ている留学生である。60% の学士課程の学生は寮生活をしている。<sup>361</sup>

出願者数、合格者数などの情報はウェブサイトには公表されていない。

なお、1 学期の授業料は 5,950 ドルである (2009 年度)。授業料の他に、キャンパス内の寮

<sup>359</sup> インタビュー、アボンデールカレッジ、2009 年 5 月 27 日。

<sup>360</sup> Avondale College, Undergraduate Handbook, 2009-2010, p.46. Academic Policies

<sup>361</sup> アボンデール・カレッジのウェブサイト。URL: <http://www.avondale.edu.au/information/>



に住む学生は、食費込みで年間 7,850 ドル（1 学期 3,925 ドル）かかる。<sup>362</sup>

学生は、Fee-Help のローンを受けることができる。Fee-Help はオーストラリア政府による利子なしローンであり、オーストラリア国民に対して提供される。年間の貸出しの最大額は、83,313 ドルであり、返却は年収が 41,595 ドルに達した時点から始まる。また、教育と看護を専攻する学生で、成績に基づき選抜された学生は、HECS-Help のローンを受けることができる。NSW 州においては、選抜は Universities Admission Index (UAI) の点数によって決められる。

### c. 学位プログラムの実施体制

#### 教員組織の在り方

President は、カレッジの Chief Executive Officer である。President は、Vice-President (Administration and Research)、Vice-President (Learning and Teaching)、Vice-President (Finance)、Director of Advancement and Marketing、Director of Student Services によって補佐されている。これらの管理チームで、カレッジのマネジメントと運営を実施している。

各 Faculty の長は Dean である。教員の職階は、Senior lecture と Lecturer である。その他には、非常勤の教員として Sessional lecturers や honorary research fellow などがいる。各 Faculty における所属教員を表 7-19 に示す。

---

<sup>362</sup> Avondale College, Student Fees 2010, AUSTRALIAN UNDERGRADUATE

表 7-19 アボンデール・カレッジの各 Faculty の所属教員

学部の名称	所属教員
Faculty of Arts	Dean 1 名 Senior lecturers 9 人 Lecturers 4 人
Faculty of Business and Information Technology	Dean 1 人 Senior lecturers 4 人 Lecturers 2 人 Sessional lecturers 6 人
Faculty of Education	Dean 1 人 Senior lecturers 9 人 Lecturers 10 人 Honorary research fellow 1 人
Faculty of Nursing and Health	Dean 3 人 Senior lecturers 4 人 Lecturers 7 人
Faculty of Science and Mathematics	Dean 1 人 Senior lecturers 5 人 Laboratory supervisor 2 人 Sessional Lecturers 6 人
Faculty of Theology	Dean 1 人 Senior lecturers 7 人 Lecturers 1 人 Honorary senior research fellow 5 人 Conjoint staff 4 人

#### 教員の教育活動や勤務時間管理の在り方

教員の教育活動や勤務時間管理についての情報はウェブサイトには公表されていないが、アボンデール・カレッジは教育主体のカレッジであり、教員は教育に重視した時間配分をしていると思われる。

#### 教授会の在り方や権限

Academic Board は Avondale College Council によってアカデミックな事柄についての責任を与えられている。また、Vocational Education Board は、職業教育と訓練に関することについての責任を与えられている。<sup>363</sup>

#### 学生の所属及び学生の履修支援等の在り方<sup>364</sup>

学生は Faculty に所属している。

オリエンテーションは、入学生に対して新学期が始まる前に提供される。内容は、寮生活、科目履修、図書館、コンピュータ、キャンパスライフなどについてである。上級生もアドバイ

<sup>363</sup> Avondale College, Underegraduate Handbook, 2009-2010, p.11

<sup>364</sup> Avondale College, Underegraduate Handbook, 2009-2010, p.11

スをする立場から参加する。留学生に対しては別のオリエンテーションも提供される。

Academic counselling は Dean of Faculties、Course coordinator、Academic Registrar、クラスの教員から提供される。また、Course coordinator は、学生の科目選択についての助言をする。Study support は、英語、作文、算数などについて提供されている。チュートリアルを特定のトピックについてアレンジすることが可能である。留学生は、Director of Student Services からの支援を受けることができる。

キャリアの情報は、Student Service Office とそれぞれの Faculty において提供される。

学生は、オーストラリア政府の奨学金である、FeeHelp と HeCsHelp を受けることが可能である。

#### 教育課程のガバナンス体制や学生に対する教育の責任

ガバナンスの機関は、Avondale College Council であり、そのメンバーは、Chairperson、Pro-chairperson、Deputy Chairperson、President の他に、Council が任命するメンバーが 3 名、卒業生・大学院の学生・学部の学生が任命するメンバーが 1 名ずつ、教員が任命するメンバーが 2 名である。Chairperson は、大学教員などの経験者である。カウンスルは、財政的な決定や政策的な決定を行うが、日常的な運営に関する事項は President に権限を委譲している。President は Administrative committee、Academic Board やその他の委員会から補佐を受けている。<sup>365</sup>

#### d. 学位プログラムの実施に係る質保証の仕組み<sup>366</sup>

##### 設置基準の在り方 (NSW 州教育省での登録と HEP としての登録)

アボンデール・カレッジは、Non Self Accrediting Institution (NSAI) として、NSW 州の Department of Education and Training に登録されている。National Protocol で、NSAI であるための criteria が記載されている。なお、NSAI は地位の変更は可能である。新 National Protocol では、NSAI が self-accrediting や university になる道が出来た。

また、アボンデール・カレッジは Higher Education Act 2003 のもとで登録されている Higher Education Provider (HEP) である。学生がローンを政府から受けるためには、在籍する NSAI が HEP status を持ち、AUQA の audit を受けていることが必要である。政府はローンを学生に出す時に、学生が quality education を受けていることを確認したいため、学生が在籍している機関が HEP であることを求める。HEP の地位を Commonwealth から受けるための基準は、viable であること、fair であること、tuition assurance の 3 つである。Viable

---

<sup>365</sup> Avondale college Handbook 2009. Url: <http://www.avondale.edu.au/Main::information::handbook::1GeneralInformation.pdf>

<sup>366</sup> Avondale College, Undergraduate Handbook, 2009-2010, p.12.

であることは財政データで示す。Fair であることは、grievance procedure があることと、学生の扱いにおいて equity であることである。Tuition assurance はカレッジが破産して、コースの提供を止める場合などのことであり、他のカレッジなどでコースを終えることができるようにする必要がある。そのためにいろいろな同じような機関と協定を結んでいる。<sup>367</sup>

#### 設置認可の在り方 (NSW 州教育省によるコースの認証など)

コース (学位のプログラム) は、Australia Qualification Framework に定める規格で提供されている。学士と大学院のコースは、NSW 州の Department of Education and Training によって認証 ( accredited ) されている。Vocational and Technical Education (VET) については、NSW 州の Vocational Education and Training Accreditation Board (VETAB) によって認証されている。また、アボンデール・カレッジは、Registered Training Organization (RTO, number 91191) である。

また、Commonwealth Register of Institutions and Courses for Overseas Students (CRICOS) にリストされており (number 02731D)、海外からの学生のためのコースとして認められている。アボンデール・カレッジは、米国 Washington DC の Adventist Accreditation Association によって Adventist Institution of Higher Education として認証されている。

HEP になるために、アボンデール・カレッジは、AUQA の audit を受けたところである。Audit においては process improvement の仕組みがあることが必要である。Process improvement は、州政府によるコースの承認とは全く異なるものである。AUQA には audit manual があって web site でも見ることができる。<sup>368</sup> Manual は、audit の考え方や、NSAI 対象の audit 方法など全て説明している。NSW 州の承認においてはある基準を満たしているかどうかであるが、AUQA の audit における主眼は基準を満たしているかということではない。<sup>369</sup>

#### 学位プログラムと分野別認証評価との関係

Bachelor of Business in Accounting – CPA Australia と Institute of Chartered Accountants in Australia から認証を受けている。また、Bachelor of Nursing – Nurses and Midwives Board (NSW 州) から認められている (recognized)。卒業生は NSW 州で登録した後は、他の州やニュージーランドでも登録することが可能である。

Teacher education courses は、Institute of Teachers (NSW 州) により認められている。卒業生は、他の州の department of school education や teacher registration board に登録することができる。

---

<sup>367</sup> インタビュー、アボンデール・カレッジ、2009年5月27日。

<sup>368</sup> <http://www.auqa.edu.au/qualityaudit/auditmanuals/>

<sup>369</sup> インタビュー、アボンデール・カレッジ、2009年5月27日。

これらを含め、表 7-20 に、アボンデール・カレッジで提供される学位の認証、専門機関からの認定の状況を示す。

表 7-20 アボンデール・カレッジで提供される学位の認証、専門機関からの認定

学位	Accreditation	Professional recognition
Bachelor of Arts	NSW Department of Education and Training	—
Bachelor of Arts/Bachelor of Business	NSW Department of Education and Training	CPA Australia または Institute of Chartered Accountants in Australia の必要条件を満たす（科目指定あり）
Bachelor of Business	NSW Department of Education and Training	CPA Australia または Institute of Chartered Accountants in Australia の必要条件を満たす（科目指定あり）
Bachelor of Education (Early Childhood)	NSW Department of Education and Training NSW Children's Services Qualifications Committee	—
Bachelor of Education (Primary)	NSW Department of Education and Training	—
Bachelor of Education (Secondary)	NSW Department of Education and Training	—
Bachelor of Arts/ Bachelor of Teaching	NSW Department of Education and Training	—
Bachelor of Business/ Bachelor of Teaching	NSW Department of Education and Training	—
Bachelor of Science/ Bachelor of Teaching	NSW Department of Education and Training	—
Bachelor of Nursing	NSW Department of Education and Training Nurses and Midwives Board New South Wales	—
Bachelor of Science	NSW Department of Education and Training	—
Bachelor of Science/ Bachelor of Business	NSW Department of Education and Training	CPA Australia または Institute of Chartered Accountants in Australia の必要条件を満たす（科目指定あり）
Bachelor of Theology/ Bachelor of Ministry	NSW Department of Education and Training	—
Bachelor of Theology	NSW Department of Education and Training	—
Associate Degree in Theological Studies	NSW Department of Education and Training	—

## 現地インタビュー調査内容（アボンデール・カレッジ（Avondale College））

2009年5月27日に、アボンデール・カレッジの管理・研究担当責任者（Vice President）にインタビューを実施した。

### 1. Avondale college はどのような機関か。

Avondale College は私立の Not for profit（非営利）の組織である。Avondale College は、Non self accrediting Institution (NSAI)であり、Higher Education Provider (HEP) として承認されている。NSAI の中には for profit の組織もある。また、NSAI の中には HEP ではないものがある。HEP になるためには、政府の承認プロセスにおいて承認を受ける必要がある。

他の NSAI との比較では、Avondale College は古く、既に 110 年の歴史がある。Avondale College の設立は、Ellen White によって、全ての人は tertiary education を受けることが可能であるべきだとの考えに基づいて行われた。彼女が、メインキャンパスのために 600 エーカーズの土地を購入した。メインキャンパスの隣には工場（Sanitarium food company）がある。シリアルなどを作っている。学生も雇用している。Weebix を作っている会社である。もともとのアイデアは学生が午前中に勉強をして、午後に工場で働いて授業料を稼ぐというものだった。裏に川があり、シドニーまで通じているので、シドニーに製品を川で輸送することが可能である。

### 2. どのような学位のプログラムがあるのか。

提供しているコースの幅が広く、カレッジの中のプロセスは大学のようなものになってから既に長い期間が経っている。教育、ナーシング、アーツ、神学、ビジネス、サイエンスの 6 つのコースがある。教員数は多いのは、教育であり、次がナーシングと神学である。このカレッジで学ぶことを希望する学生が多く、Reputation がある。Ph.D.も 4 つのコースで提供されている。教育面では大学と同じ基準であるが、研究面では大学と比較すると十分ではない。

### 3. NSAI は大学とはどのように異なるのか。

オーストラリアには 130 校ぐらいの NSAI がある。NSAI には 1 つのコースだけのものや、1 つの専門分野だけのものがある。NSAI と言ってもさまざまである。30 名の学生数の小さな機関もあれば、非常に大きな機関もある。大学にあるのは status である。大学の名前は marketing 上はあった方が望ましい。特に、アジアの学生はカレッジという名前よりも大学の名前を求めるから、アジアの留学生を増やしたいと思った場合には、大学の名前が必要になるだろう。

ボローニャ・プロセスには、オーストラリアも参加している。Diploma supplement が

あるが、オーストラリアにおいても、国際的な学位の名称に合わせる必要がある。2010年からは大学を卒業した人は同じフォーマットのペーパー（graduation statement）を持つことになる。そこに出てくる言葉は Australian higher education system であり、University とは出てこない。シドニー大学の卒業生も、Avondale College の卒業生も貰うのは同じペーパーである。大学と NSAI の間のギャップはこのようなことから小さくなっていつている。

オーストラリアの大学の定義は他の国とは違っており、より狭い意味でのみ使われている。グリニッジ University は diploma mill だったが、その後、大学の名前を名乗ることは法律で制限されており、National Protocol でも大学の名前を名乗れるための criteria が記載されている。

NSAI は地位の変更は可能である。Self accrediting になることができる。また、University になることができる。University College では1つの分野において Ph.D.を授与している必要がある。University では3つの分野で出す必要がある。新 National Protocol では、NSAI が self-accrediting や university になる道が出来たが、self-accrediting や university になることを希望するかどうかは機関によって異なるだろう。

4. アボンデール・カレッジではどのような学生が多いのか。

アボンデール・カレッジはクリスチャンカレッジであり、学生の約 95%はクリスチャンである。しかし、クリスチャンである必要はない。国内の学生の約半分は NSW 州から来ているが、残りの半数はオーストラリア全体から来ている。2つのキャンパスがある。このメインキャンパスとシドニーキャンパスがある。ビジネスと教育のコースをシドニーキャンパスで作ろうとしている。現在は、シドニーキャンパスでは、ナーシングのコースのみが提供されている。キャンパスが安全であることには力を入れている。全寮制であるが、寮は男女別である。普通は男女共同のところが多いが、学生の親は男女別の方が好ましいと思うだろう。アジアの学生は大学を留学先に選ぶ傾向が強いが、他の地域の留学生は Avondale College で多く学んでいる。

5. 学生の卒業後の進路はどのようなものか。

学生の卒業後の進路としては、public university で大学院に進むことも多い。特に、科学専攻の学生には大学院に進むことを勧めている。また、public university からこのカレッジの大学院に進むこともある。特に、クリスチャン関係のトピックについて研究する場合に、このカレッジを選択することがある。

6. アボンデール・カレッジは政府からは資金を受けているのか。

大学としては政府の資金は配分されていない。Research money も貰っていない。学生はローンで政府から受けている。Research money を政府から受けるためには Table A か Table B に載っている必要がある。シドニー大学などは Table A にある。Avondale College

はどちらの Table にもないので **research money** を受けることができない。

7. 学生の政府からの奨学ローンはどのようなものがあるのか。

HECS-help は大学 (university) 学生のローンであり、Fee-Help は NSAI の学生のためのローンである。大学やカレッジを卒業後に、38,000 ドル以上の収入になった時点から返還の義務が生じる。HECS-help の方が条件がいい。また、大学は国から補助金があるので学生にとっては NSAI よりも負担は少ない。NSAI の学生がこのローンを国から受けることができるようになったのは 2004 年以降である。

8. どの政府機関から監督を受けているのか。

Avondale College の regulator は New South Wales (NSW) 州政府である。新しいコースを作ろうとする場合には、NSW の定める criteria を満たす必要がある。Avondale College が、州政府の承認を受けることは、昔からやっていることなので、難しいことはない。しかし、規則はだんだん厳しくなっているため、新しい機関が NSAI として認証を受けようとするのは難しいかも知れない。

オーストラリアでは、中央政府 (Commonwealth) は資金を配分して、州は regulation を制定することという役割分担になっている。ただ、資金を配分するところが regulator であるべきだという意見もある。これが Bradley Review における考え方であり、オーストラリアで 1 つの regulating body を作ることを提言している。

9. Higher Education Provider (HEP) とは何か。

学生がローンを政府から受けるためには、在籍する NSAI が HEP status を持っていることが第 1 の条件であり、2 番目は AUQA の audit を受けていることである。政府はローンを学生に出す時に、学生が quality education を受けていることを確認したいため、学生が在籍している機関が HEP であることを求める。HEP の地位を Commonwealth から受けるための基準は、viable であること、fair であること、tuition assurance の 3 つである。Viable であることは財政データで示す。ビジネスプランやバランスシートなどの情報である。Fair であることは、grievance procedure があることと equity であることである。Tuition assurance はカレッジが破産して、コースの提供を止める場合などのことであり、他のカレッジなどでコースを終えることができるようにする必要がある。そのためいろいろな同じような機関と協定を結んでいる。

10. AUQA の audit はどのようなものか。

AUQA の audit においては process improvement することが必要である。Process improvement は、州政府によるコースの承認とは全く異なるものである。AUQA には audit manual があって web site でも見ることができる。<sup>370</sup>Manual は、audit の考え方や、NSAI 対象の audit 方法など全て説明している。

---

<sup>370</sup> <http://www.auqa.edu.au/qualityaudit/auditmanuals/>



process continuous improvement は Deming の TQM の考え方から来ているから日本人の方がよく分かるのではないか。改善していることを示すことを必要がある。NSW 州の承認においてはある基準を満たしているかどうかであるが、AUQA の audit における主眼は基準を満たしているかということではない。

11. Bradley review の影響はあるか。

Bradley review の影響はどうかについては私たちも注視している。Bradley review の考えで重要なところは、学生がどこの大学、機関でも行けるようにすることである。私たちは、public か private であるかは関係なく、そのようにすることを政府に希望している。ローンは今は NSAI をカバーしており感謝しているが、ローンを受けられない学生もいる。改革の結果、public か private に関わらずに学生がローンを受けられるようになれば我々にとって大きな助けになる。

Bradley review は、disadvantaged students に焦点がある。Indigenous students や disability のある学生などの equity program が強調されている。非常に大きな大学は disadvantaged students を支援するのが難しい。それに対して我々のような小さな機関はより disadvantaged の学生を支援する対策ができている面がある。そういう点からもレビューの内容は評価できるものであり、私たちのカレッジもすぐに対応することが可能である。Bradley review が出た後に、政府からどのように実行するかについてのガイドラインは示されていないので、具体的にどのようになるかについてはこの程度しか分からない。

Bradley review の結果、新たに質保証を担当する Central accrediting agency ができて NSW 州政府の教育省については単に所属が今の州政府から中央政府の機関に変わるだけなので、accreditation や registration のプロセスなどに影響はないだろう。既に National Guideline があるので、影響があったとしても少ないだろう。NSAI よりも大学に対する影響の方が大きいだろう。

## Ⅱ 大学として備えるべき要件に関するアンケート調査

### 8 調査の目的と方法

#### 8-1 目的

本アンケート調査の目的は、大学学長、大学教員、大学職員、大学生、企業を対象として、大学として備えるべき要件等についての考え方について把握することである。

具体的な調査の項目は、調査対象毎に設定するが、大学の機能別分化、大学教育の質を保証するためのシステム、大学が授与する「学士」学位が保証する能力の内容、大学が授与する学位や大学の教育課程、大学が備えるべき施設・設備・機能等や人員体制、入学志願者に対する情報提供などを含む。質保証システム、学位プログラムに関する質問項目については、本調査における諸外国の事例についての調査結果なども参考にし、質問項目を設定する。

#### 8-2 方法

##### 8-2-1 調査対象及び抽出方法、調査票の配布

###### 1) 学長

全ての大学の学長（733人）を対象とする。

###### 2) 教員

始めに、200学部を抽出する。表8-1は、設置区分（国立、公立、私立）と専攻分野（人文・社会科学、理工系、医療系、その他）について、学生数の割合を示す。学生数は、平成20年度学校基本調査報告書（高等教育機関編）の第11表「関係学科別学生数」に基づいて計算した。この学生数の割合に応じて、抽出すべき学部数を割り振る。表8-2はその結果を示し、この数の学部を対象となる学部から無作為抽出する。

抽出された200の学部のそれぞれについて6人の教員、合計約1,200人の教員に調査票（教員用）を配布する。教員宛ての調査票は、抽出された学部の学部長宛てにまとめて送付する。

調査票の配布は、各学部にお願いした。配布する対象となる教員について、任意に選択するようお願いした。

表 8-1 設置区分、専攻分野別の学生数（学士レベル）の割合

	国立大学	公立大学	私立大学	合計
人文・社会科学系学部	4.1%	2.1%	45.2%	51.4%
理工系学部	8.0%	0.9%	13.6%	22.5%
医療系学部	2.1%	0.9%	5.9%	9.0%
その他学部	3.8%	0.6%	12.7%	17.1%
合計	18.0%	4.5%	77.4%	100.0%

出典：平成 20 年度学校基本調査報告書（高等教育機関編）の第 11 表「関係学科別学生数」に基づいて計算した。

表 8-2 設置区分、専攻分野別のアンケート送付対象学部数

	国立大学	公立大学	私立大学	合計
人文・社会科学系学部	8	4	90	103
理工系学部	16	2	27	45
医療系学部	4	2	12	18
その他学部	8	1	25	34
合計	36	9	155	200

### 3) 職員

抽出された 200 の学部が属する大学に対して、それぞれ、4 人の職員に調査票（職員用）を配布する。無作為抽出の結果、複数の学部が選択された大学があるため、対象となる大学は 162 校（国立 29 校、公立 8 校、私立 125 校）となり、配布対象職員数は 648 人となった。対象となる職員は、事務局長（あるいは事務組織の長）、または事務組織の部・課レベルの長、または事務局長の次席レベルの職とした。職員宛ての調査票は、抽出された学部の属する大学宛てにまとめて送付する。

### 4) 学生

抽出された 200 の学部に対して、それぞれ、12 人の学生に調査票（職員用）を配布する。合計 2,400 人である。対象となる学生は、3 年生、4 年生、4 年生以上のものである。学生宛ての調査票は、抽出された学部の学部長宛てにまとめて送付する。

調査票の配布は、各学部にお願いしたが、その際に、「出来るだけ各学年の人数がほぼ均等になるように配布すること」「出来るだけ、男女の比率が在籍者の男女比率に近くなること」をお願いした。

### 5) 企業

一部上場企業（東京一部、大阪一部、名古屋一部）1755 社の人事・採用担当課長宛てに送付

した。一部上場企業の送付先リストについては、会社四季報 2009 年春号（東洋経済新報社）を利用して作成した。

### 8-2-2 調査項目

調査対象別の主な質問項目は、表 8-3 に示す通りである。全体について共通する質問項目は、大学教育の質を保証するシステム（または在り方）、大学が備えるべき施設・設備・機能等である。

学長・教員・学生について共通する質問項目は、大学が授与する学士や大学の教育課程であり、学長・教員について共通する質問項目は、大学が授与する学位や大学の教育課程である。

調査票（5 種類）は、報告書の資料編に掲載した。

表 8-3 調査対象別の主な調査項目

アンケート調査対象	主な調査項目
学長	①大学の機能別分化 ②大学教育の質を保証するためのシステム ③大学が授与する「学士」が保証する能力の内容 ④大学が授与する学位や大学の教育課程 ⑤大学が備えるべき施設・設備・機能等や人員体制 ⑥入学志願者に対する情報提供
教員	①大学教育の質を保証するためのシステム ②大学が授与する「学士」が保証する能力の内容 ③大学が授与する学位や大学の教育課程 ④大学が備えるべき施設・設備・機能等
職員	①大学教育の質を保証するためのシステム ②大学の教育目標、教育課程 ③大学が備えるべき施設・設備・機能と人員体制
学生	①大学教育の質保証の在り方 ②大学が授与する「学士」が保証する能力の内容 ③大学が授与する学位や大学の教育課程 ④大学が備えるべき施設・設備・機能等 ⑤大学受験にあたっての情報収集
企業	①大学が授与する「学士」が保証する能力の内容 ②大学教育の質を保証するためのシステム ③大学が授与する学位や大学の教育課程 ④大学が備えるべき施設・設備・機能等

### 8-2-3 調査スケジュール

2009 年 6 月 22 日（月）～24 日（水）に調査票を送付した。アンケートの締切は、2009 年 7 月 6 日（月）とした。7 月中に回答を回収するために、このスケジュールとなったが、アンケート回答のための時間は約 2 週間弱であり、大学本部や大学学部から教員や学生、学生への配布に要する時間も考えれば、短いものとなった。ただし、7 月 30 日（木）までに到着した回答については、回答結果に反映した。

## 9 回答結果

### 9-1 回答状況

表 9-1 に、各調査対象についての調査票の配布数、回答数と回答率を示す。

#### 1) 学長

回答率は 72.6%であった。設置区分の内訳をみると、私立大学の学長の回答率が他よりも低く 69.5%だった。国立大学の回答率は最も高く 87.2%だった。

#### 2) 教員

回答率は学長よりも低く 41.1%だった。学長と同様に国立大学の回答率が高く、私立大学の回答率が低かった。専攻分野では、理工系の回答率が 6 割を超えたが、他の分野については、30%、40%台であった。

#### 3) 職員

職員の回答率は、ほぼ学長と同じであり、約 62.1%だった。国立大学が同様に高かったが、公立、私立大学でも回答率は 50%を超えた。

#### 4) 学生

学生の回答率は 36.8%だった。専攻区分では、人文社会科学で 21.3%とやや低かった。

#### 5) 企業

企業の回答率は、7.3%であり、低かった。回答率が低かった理由としては、大学の質保証システムを中心とする設問内容が大学関係者以外にとって分かりにくかったことや、回答期間が短く督促状も送付しなかったことなどが考えられる。

表 9-1 調査票の配布数、回答数と回答率

	調査票配布数	調査票回答数	回答率
学長	733	532	72.6%
(内訳) 国立大学	86	75	87.2%
公立大学	76	60	78.9%
私立大学	571	397	69.5%
教員	1,200	493	41.1%
(内訳) 国立大学	216	114	52.8%
公立大学	54	26	48.1%
私立大学	930	351	37.7%
(内訳) 人文社会科学系学部	618	204	33.0%
理工系学部	270	174	64.4%
医療系学部	108	46	42.6%
その他学部	204	62	30.4%
職員	648	360	62.1%
(内訳) 国立大学	116	72	71.9%
公立大学	32	23	52.8%
私立大学	500	264	55.6%
学生	2,400	883	36.8%
(内訳) 国立大学	432	206	47.7%
公立大学	108	34	31.5%
私立大学	1,860	641	34.5%
(内訳) 人文社会科学系学部	1,236	263	21.3%
理工系学部	540	247	45.7%
医療系学部	216	101	46.8%
その他学部	408	256	62.7%
企業	1,755	128	7.3%

## 9-2 回答者・回答機関の属性

本セクションにおいては、回答結果を 9-3 以降で見る前に、回答者、回答機関の属性がどのようなものかを一通り見ることとする。以下に示すように、回収した結果に地域的、規模、学問分野などの面での偏りがあるかを特に見たが、問題はないものと考えられる。

### 9-2-1 学長

学長の回答者 532 人中、国立大学 75 人、公立大学 60 人、私立大学 397 人だった。回答者について、設置区分と大学規模についてクロスで見たものが図 9-1 であり、設置区分と地域区分についてクロスで見たものが、図 9-2 である。国立大学は公立大学、私立大学よりも学生人数でみた規模が大きい (図 9-1)。また、全国の大学から回答が得られた (図 9-2)。

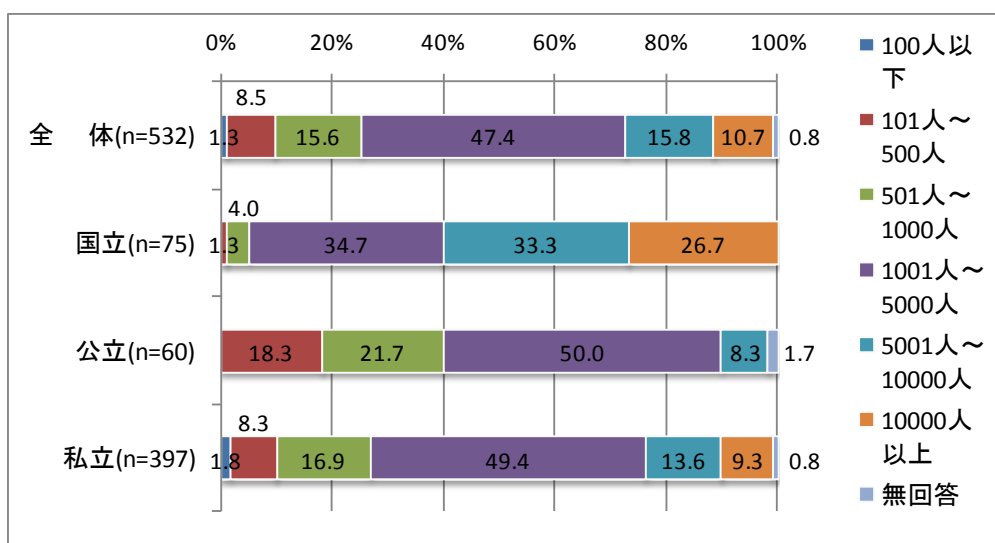


図 9-1 学長（アンケート回答者）の所属する機関の設置区分と大学規模

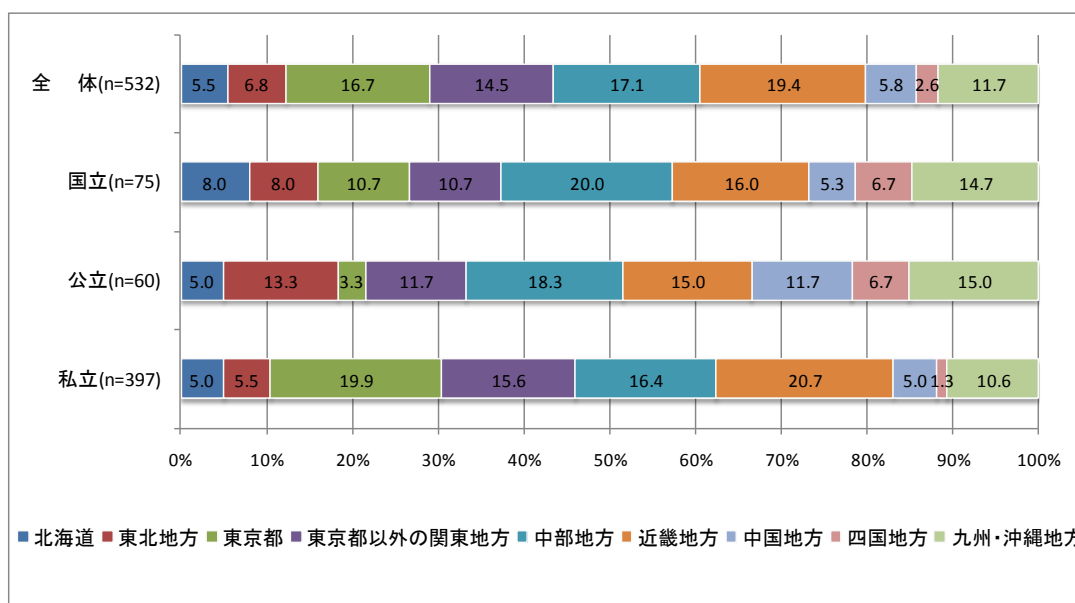


図 9-2 学長（アンケート回答者）の所属する機関の設置区分と地域区分

### 9-2-2 教員

教員の回答者 493 人中、国立大学 114 人、公立大学 26 人、私立大学 351 人だった。全体では約 6 割の回答者が教授であり、2 割が准教授だった（図 9-3）。専門分野別では、人文科学、社会科学、理学、工学の回答者が多かった。理工系の専門分野の回答者の所属は国立大学が多い（図 9-4）。また、規模の大きい大学に所属する回答者は国立大学の教員がより多くなった（図 9-5）。

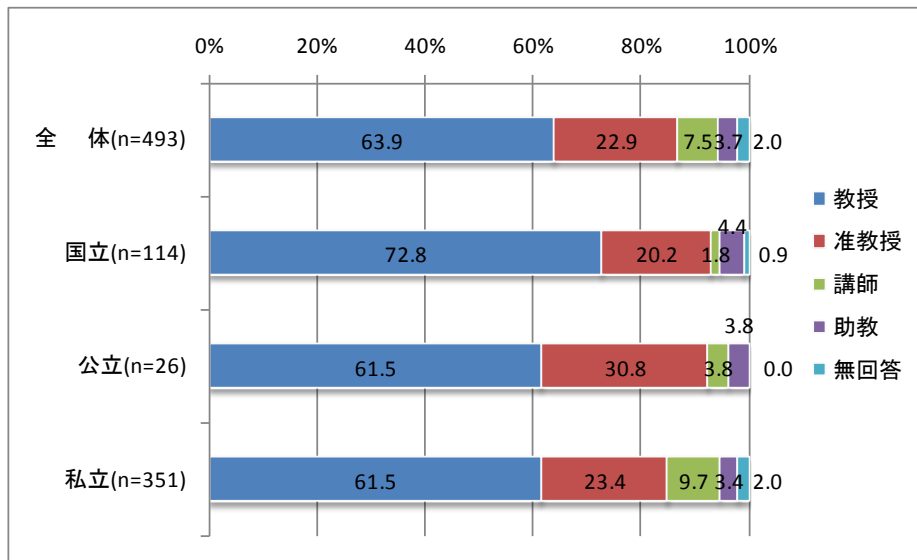


図 9-3 教員（アンケート回答者）の所属する機関の設置区分と、職階

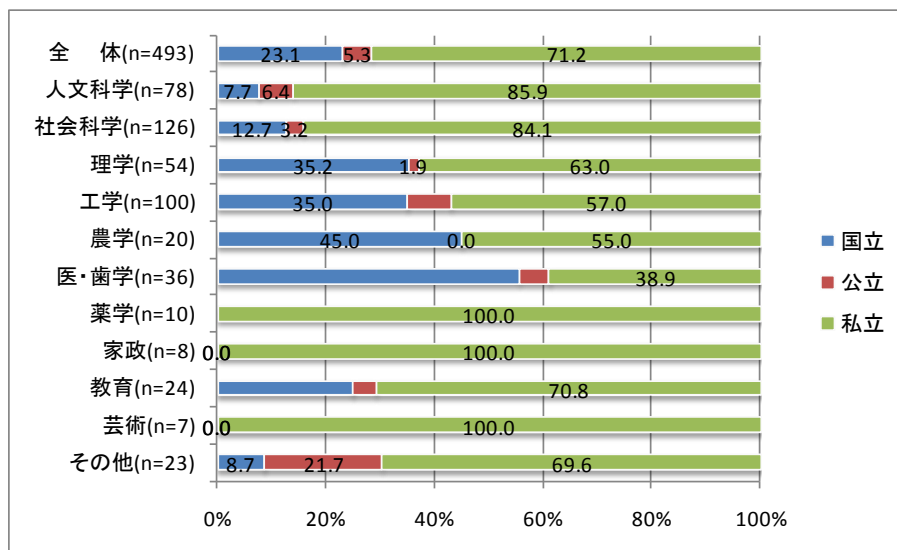


図 9-4 教員（アンケート回答者）の専門分野と、所属する機関の設置区分



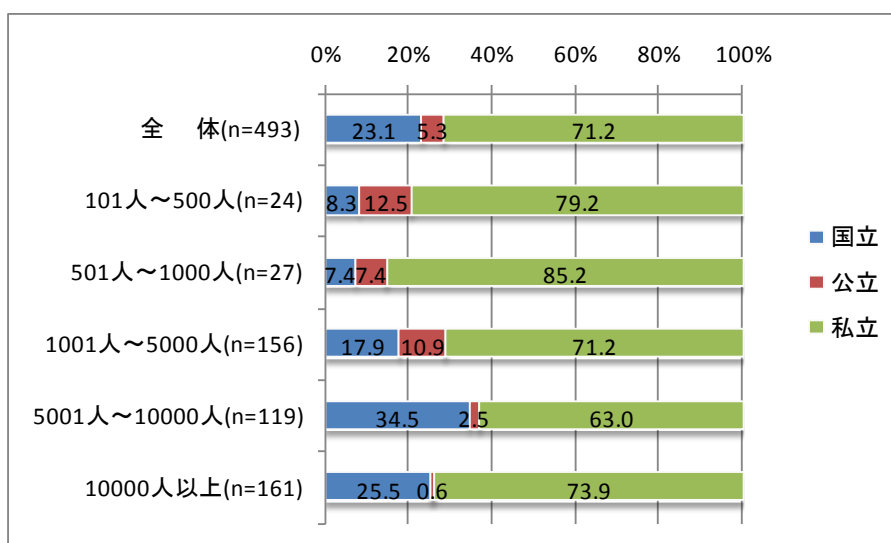


図 9-5 教員（アンケート回答者）の所属する機関の人数規模と設置区分

### 9-2-3 職員

職員の回答者 360 人の中、国立大学 72 人、公立大学 23 人、私立大学 264 人だった。事務局長の回答者が全体では 16.1% であり、約 8 割は事務組織の部課長または次席レベルの職に就くものだった（図 9-6）。全国の大学から回答が得られた。公立大学においては、中国地方の大学に属するものの割合が高くなった（図 9-7）。

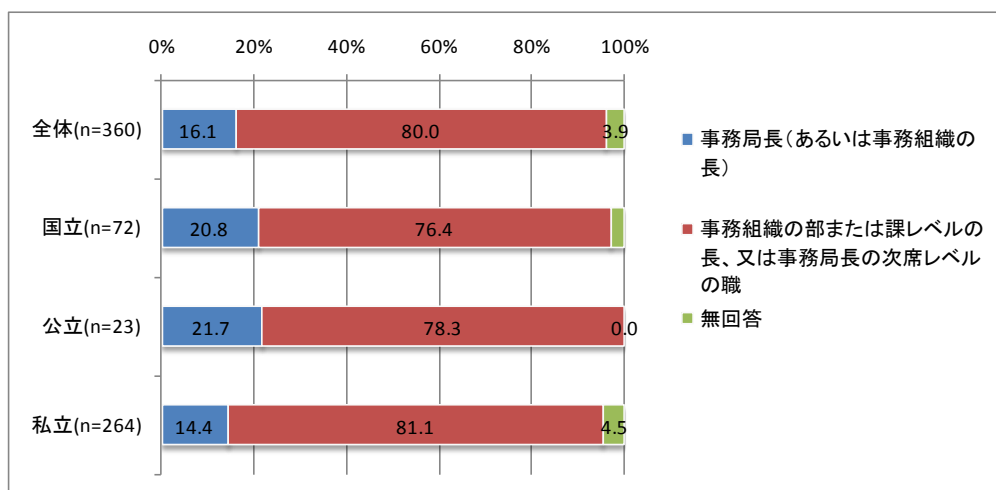


図 9-6 職員（アンケート回答者）の所属する機関の設置区分と、職階

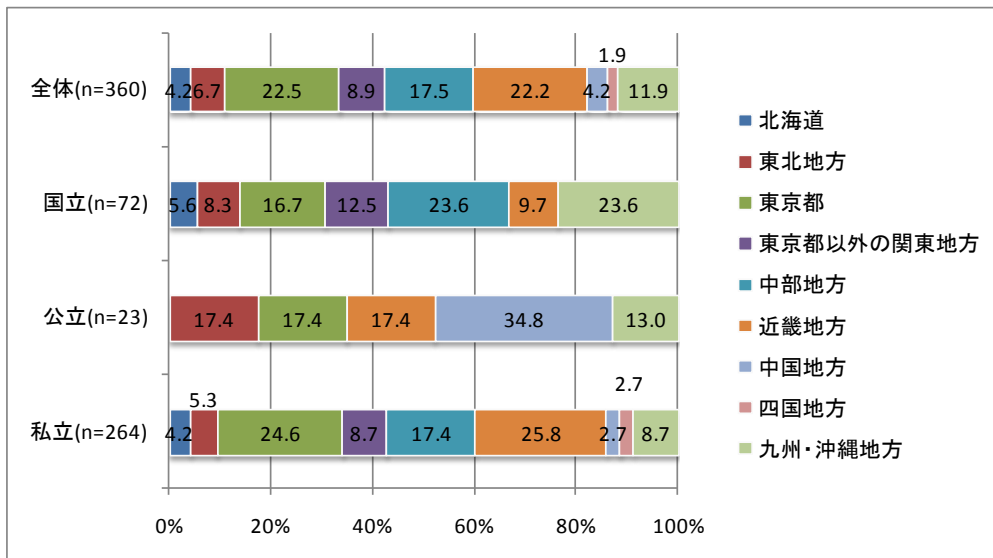


図 9-7 職員（アンケート回答者）の所属する機関の設置区分と地域区分

#### 9-2-4 学生

学生の回答者は 883 人おり、その所属大学の設置区分別にみると、国立大学 206 人、公立大学 34 人、私立大学 641 人だった。約 4 割が 3 年生、半分以上が 4 年生だった（図 9-8）。所属する学士課程の専門分野としては、人文科学、社会科学、理学、工学、医歯学が多かった。専門分野により 3 年生と 4 年生の割合に偏りが見られた（図 9-9）。

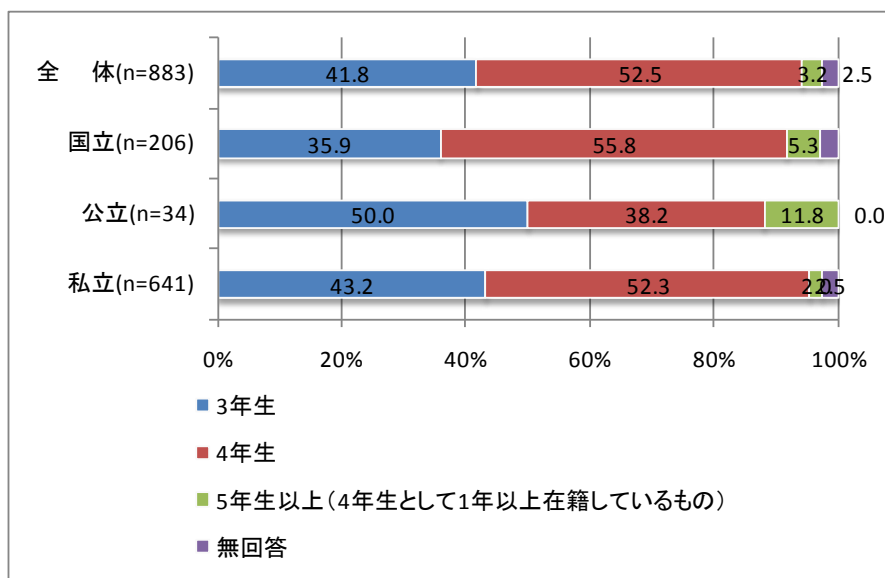


図 9-8 学生（アンケート回答者）の所属する機関の設置区分と、学年

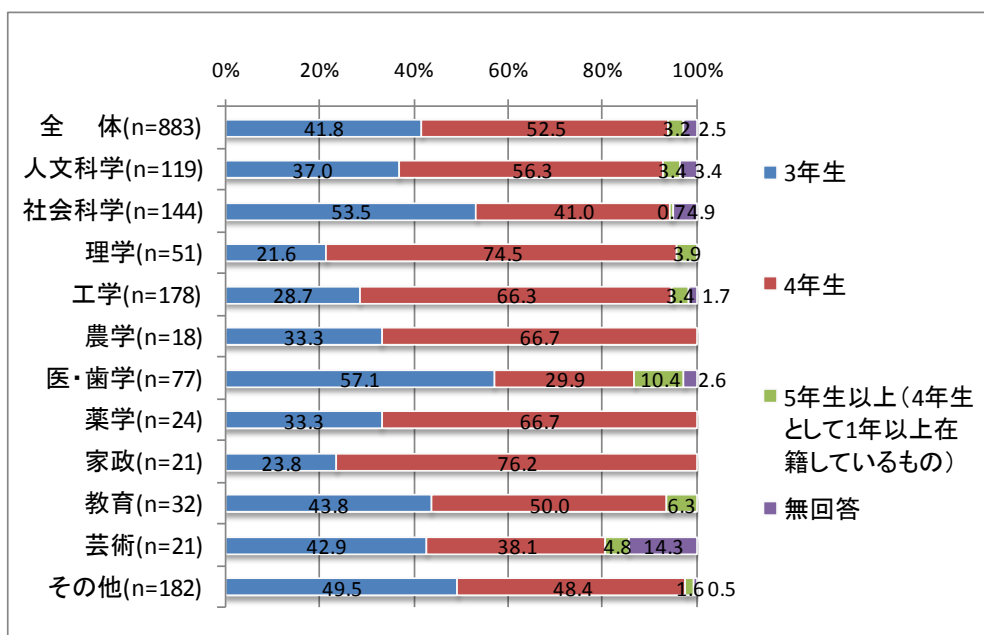


図 9-9 学生（アンケート回答者）の学士課程の専門分野と学年

### 9-2-5 企業

企業の回答は 128 で少なかったが、規模は 1001～5000 人の企業が最も多かった。製造業が約 6 割を占めた（図 9-10）。東京都の企業が全体の約 6 割を占めた（図 9-11）。

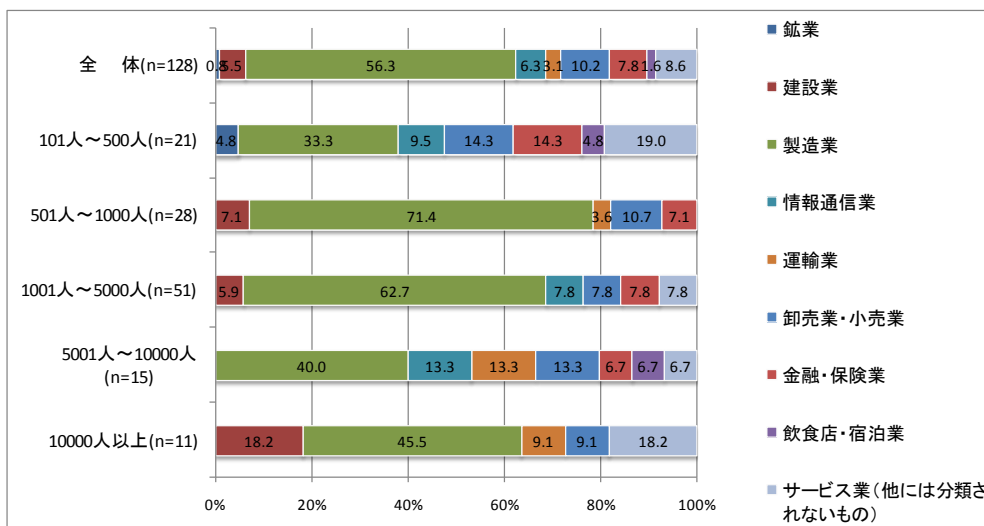


図 9-10 企業（アンケート回答機関）の人数規模と業種

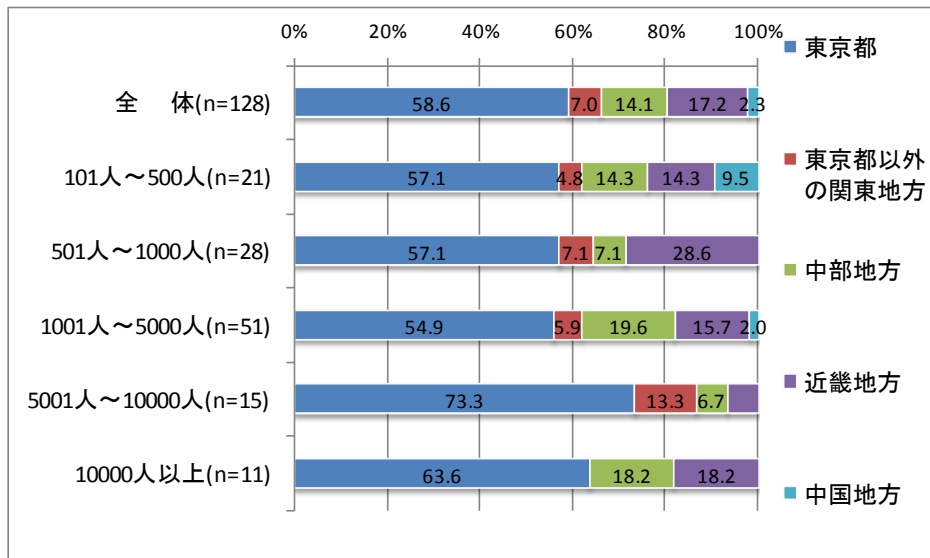


図 9-11 企業（アンケート回答機関）の人数規模と地域区分

### 9-3 回答結果の概要

以下、各調査対象（学長、教員、職員、学生、企業）について、アンケート結果のうち主なものについて単純集計の結果の内容を順次説明する。なお、調査対象間の回答結果の比較については、9-4-1 で行う。また、各対象の結果についての、回答者の所属（大学の設置区分）等についてのクロス集計は 9-4-2 で行う。

#### 9-3-1 学長

##### (1) 大学の機能別分化についてどのように考えるか

質問内容：「平成 17 年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」における大学の機能別分化について、どのように考えるか。」

大学の機能別分化の考え方については、「同意する」「どちらかと言えば同意する」を合わせれば 81.7%で、同意する割合が高かった。「同意しない」「どちらかと言えば同意しない」は合わせて 4.8%であり、割合としては低かった。

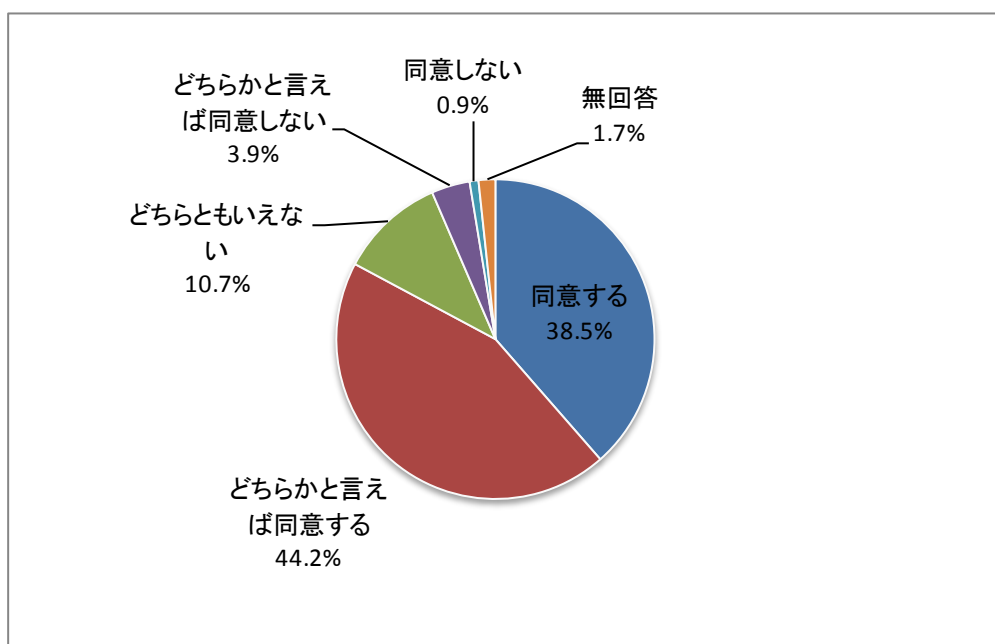


図 9-12 大学の機能別分化の考え方(「我が国の高等教育の将来像」)に同意するか(学長、  
n=532)

質問内容：「あなたの大学においては、どのように機能別分化しているか。」

平成 17 年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」においては、機能別分化について 7 つの類型が提示されているが、その各々についてどの程度当てはまるかどうかを質問した。「非常に当てはまる」「当てはまる」の割合が高かったのは、「高度専門職業人養成を重視する大学である」(58.8%)、「幅広い職業人養成を重視する大学である」(57.9%)、「社会貢献機能を重視する大学である」(71.4%)であった。逆に、割合が低かったのは、「世界的研究・教育拠点を目指す大学である」(24.2%)、「特定の専門的分野の教育・研究を重視する大学である」(27.1%)だった。

表 9-2 は、注に示すように、「非常に当てはまる」などの回答の選択肢を数値化して平均と標準偏差を取ったものである。「1. 世界的研究・教育拠点を目指す大学である」「5. 特定の専門的分野の教育・研究を重視する大学である」は標準偏差(回答のばらつき)が比較的大きいが、「6. 地域の生涯学習機会の拠点を目指す大学である」「7. 社会貢献機能を重視する大学である」は標準偏差が小さい。標準偏差が小さいことは回答者の回答が比較的似ていたことを示している。

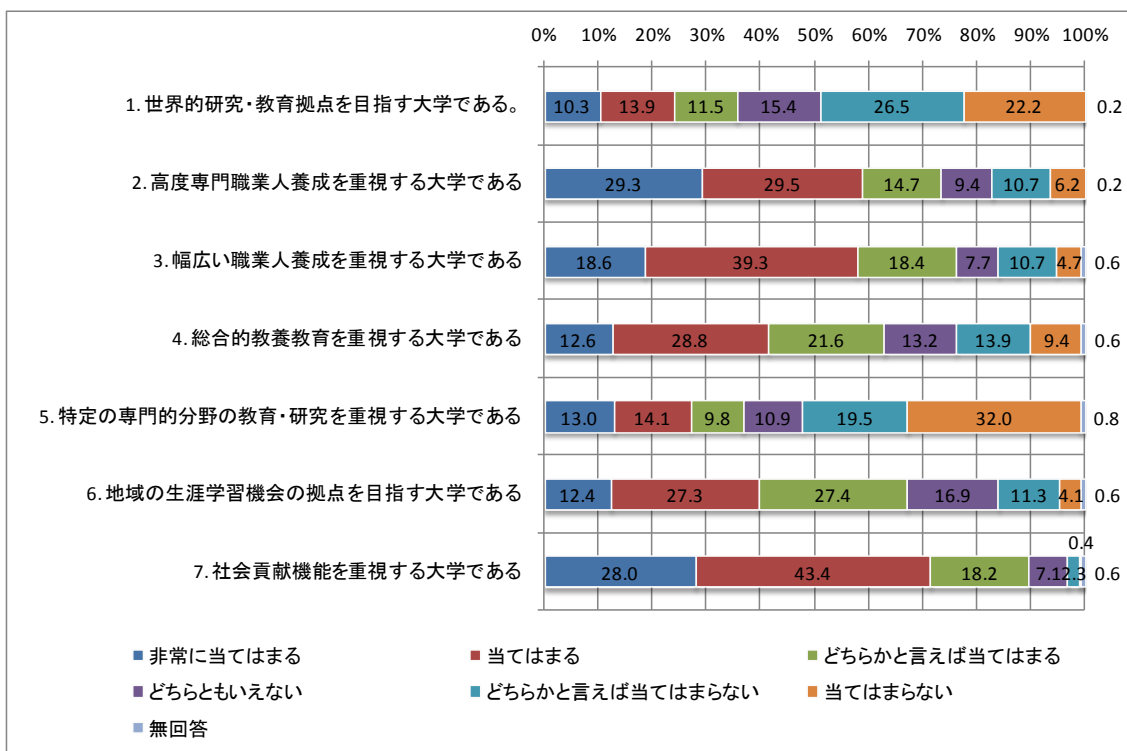


図 9-13 機能別分化の各類型に当てはまるかどうか (学長、n=532)

表 9-2 機能別分化の各類型に当てはまるかどうか (学長、n=532)

機能別分化の項目	平均	標準偏差
1. 世界的研究・教育拠点をめざす大学である	4.01	1.66
2. 高度専門職業人養成を重視する大学である	2.62	1.55
3. 幅広い職業人養成を重視する大学である	2.67	1.40
4. 総合的教養教育を重視する大学である	3.16	1.52
5. 特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究を重視する大学である	4.07	1.82
6. 地域の生涯学習機会の拠点をめざす大学である	3.00	1.33
7. 社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）を重視する大学である	2.13	1.00

注：「非常に当てはまる」を 1、「当てはまる」を 2、「どちらかと言えば当てはまる」を 3、「どちらとも言えない」を 4、「どちらかと言えば当てはまらない」を 5、「当てはまらない」を 6 として、平均と標準偏差を計算した。

表 9-3 は、類型 1～7 についての質問に対する回答結果（該当する機能別分化の類型がどの程度当てはまるか）の間で相関を取ったものである。相関係数は-1 から 1 までの間を取る数値であり、完全な正の相関関係がある場合には 1、完全な負の相関関係がある場合には-1 の値を取る。また、表の括弧内の数字は統計的優位差を示し、数値が小さい程相関

関係が統計的に有意であることを示す。統計的に有意な相関関係で、正負の程度が大きいもの（例えば相関係数の絶対値が 0.2 以上）には以下の関係が見られる。

- 類型 1 と類型 2（相関係数 0.413）
- 類型 1 と類型 7（相関係数 0.236）
- 類型 2 と類型 4（相関係数-0.207）
- 類型 2 と類型 7（相関係数 0.237）
- 類型 3 と類型 6（相関係数 0.212）
- 類型 4 と類型 6（相関係数 0.294）
- 類型 6 と類型 7（相関係数 0.372）

これらのペアにおいては、どちらか一方について、当てはまると回答した場合、もう一方についても当てはまると回答する傾向が強いことを示す。逆に他の類型タイプとはあまり関係のない類型タイプは、類型 5 である。

表 9-3 機能別分化の各類型に当てはまるかどうか（学長、n=532）：各類型が当てはまる程度の相関の分析

	類型 1	類型 2	類型 3	類型 4	類型 5	類型 6	類型 7
類型 1	1						
類型 2	0.413** (0.000)	1					
類型 3	-0.163** (0.000)	-0.101* (0.021)	1				
類型 4	-0.061 (0.165)	-0.207** (0.000)	0.449** (0.000)	1			
類型 5	0.068 (0.121)	0.099* (0.023)	-0.0921* (0.034)	-0.029 (0.506)	1		
類型 6	-0.090* (0.0385)	0.026 (0.547)	0.212** (0.000)	0.294** (0.000)	0.129** (0.003)	1	
類型 7	0.236** (0.000)	0.287** (0.000)	0.126** (0.004)	0.0753 (0.084)	0.0348 (0.426)	0.372** (0.000)	1

注 1：「非常に当てはまる」を 1、「当てはまる」を 2、「どちらと言えれば当てはまる」を 3、「どちらとも言えない」を 4、「どちらかと言えれば当てはまらない」を 5、「当てはまらない」を 6 として、回答における各類型に対する質問への回答の間で相関を取った。

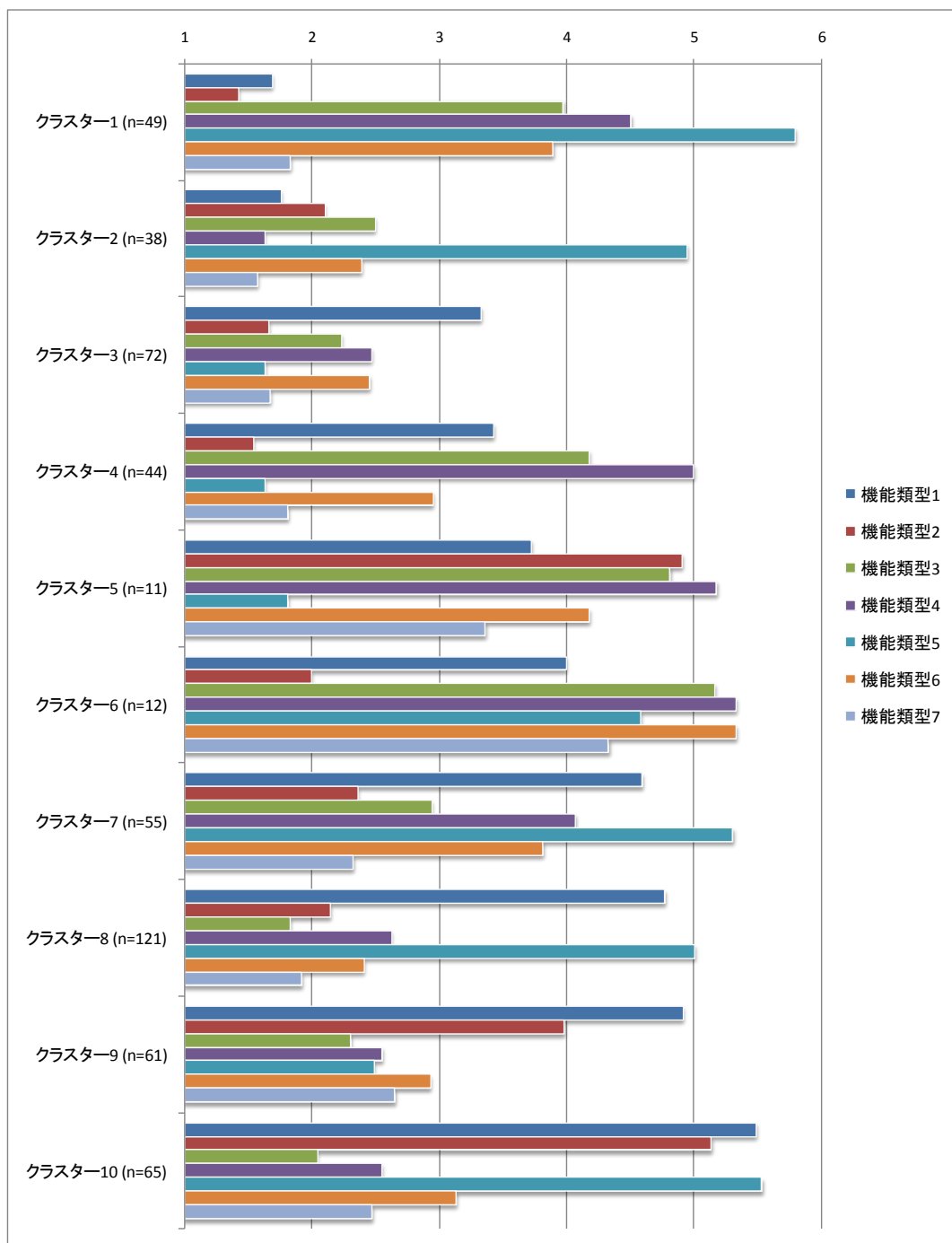
注 2：相関係数と、括弧内に統計的優位水準を示す。\*\*は 1%で統計的に有意、\*は 5%で有意であることを示す。

表 9-3 では、類型のペアについての回答の相関の程度をみることはできたが、各学長は 7 つの類型についての設問にそれぞれ回答しており、その 7 次元の回答のパターンを分析することで、大学のグルーピングをすることが可能である。このような分析のための統計的手法として、クラスター分析があり、ここではクラスター分析手法として、完全連結法 (complete linkage method) を用いて、その結果のデンドグラムを解釈し、大学を 10 のク

クラスター（グループ）に分類した。図 9-14 は 10 のクラスターのそれぞれについて、類型 1～7 の値の平均を示したものである。図から以下の観察が可能である。N は、そのクラスターに属する大学学長の回答数を示す。

- クラスター1 は、類型 1（世界的研究・教育拠点を目指す大学）、類型 2（高度専門職業人養成を重視する大学）、類型 7（社会貢献機能を重視する大学）に当てはまる程度が高い大学である。（n=49）
- クラスター2 は、類型 5（特定の専門的分野の教育・研究を重視する大学）以外については当てはまる程度が高い大学である。（n=38）
- クラスター3 は、類型 1（世界的研究・教育拠点を目指す大学）以外については当てはまる程度が高い大学である。（n=72）
- クラスター4 は、類型 2（高度専門職業人養成を重視する大学）、類型 5（特定の専門的分野の教育・研究を重視する大学）、類型 7（社会貢献機能を重視する大学）に当てはまる程度が高い大学である。（n=44）
- クラスター5 は、類型 5（特定の専門的分野の教育・研究を重視する大学）についてのみ当てはまる程度が高い大学である。（n=11）
- クラスター6 は、類型 2（高度専門職業人養成を重視する大学）についてのみ当てはまる程度が高い大学である。（n=12）
- クラスター7 は、類型 2（高度専門職業人養成を重視する大学）、類型 7（社会貢献機能を重視する大学）について当てはまる程度が高い大学である。（n=55）
- クラスター8 は、類型 1（世界的研究・教育拠点を目指す大学）、類型 5（特定の専門的分野の教育・研究を重視する大学）以外については当てはまる程度が高い大学である。（n=121）
- クラスター9 は、類型 1（世界的研究・教育拠点を目指す大学）、類型 2（高度専門職業人養成を重視する大学）以外については当てはまる程度が高い大学である。（n=61）
- クラスター10 は、類型 3（幅広い職業人養成を重視する大学）、類型 4（総合的教養教育を重視する大学）、類型 6（地域の生涯学習機会の拠点を目指す大学）、類型 7（社会貢献機能を重視する大学）について当てはまる程度が高い大学である。（n=65）





注1：横軸は、1が「非常に当てはまる」、2が「当てはまる」、3が「どちらとも言えば当てはまる」、4が「どちらとも言えない」、5が「どちらかとも言えば当てはまらない」、6が「当てはまらない」に相当する。

注2：クラスターを10個として、クラスター分析を適用した。

図9-14 機能別分化の各類型に当てはまるかどうか（学長、n=532）：回答結果から大学を10個のクラスターに分類した場合

## (2) 質保証システムについての考え方

質問内容：「大学の質保証の考え方（大学の最低基準としての質保証）について、当てはまる選択肢をそれぞれ一つずつ選んでください。」

大学の最低基準としての質保証についてどこの機関が責任を持つべきかどうかを聞いたところ、「個々の大学」の割合が高く、同意するとの回答が 54.7% だった。逆に、「学生が入学を選択するかどうかの評価に委ねるべきである」については、割合が低かった。「国や公的な機関」「認証評価機関等の第3者機関」については、「同意する」の割合は高くなかったが、「どちらかと言えば同意する」まで含めれば、前者で約 5 割、後方で約 4 割が同意するとの回答だった。

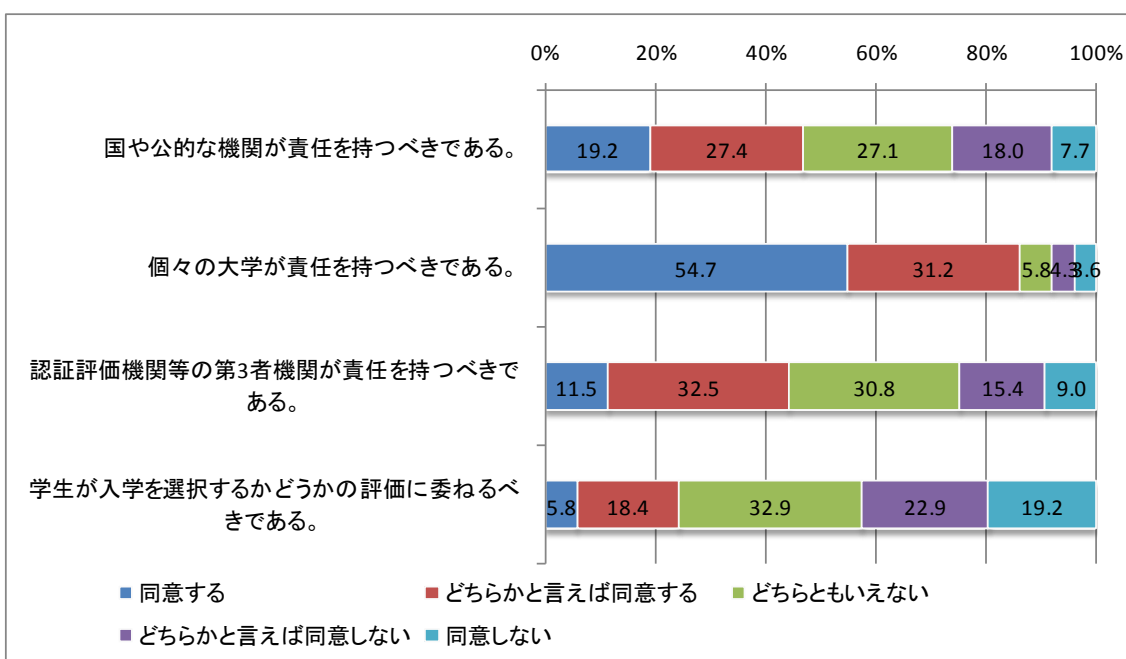


図 9-15 大学の最低基準としての質保証はどの機関が責任を持つべきか（学長、n=532）

質問内容：「大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は、どの機関が責任を持つべきか。」

特に、大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証について質問したところ、上の質問への回答とほぼ同じ傾向が見られた。「個々の大学が責任を持つべき」との回答の割合が図 9-14 と比較すると若干高かった。

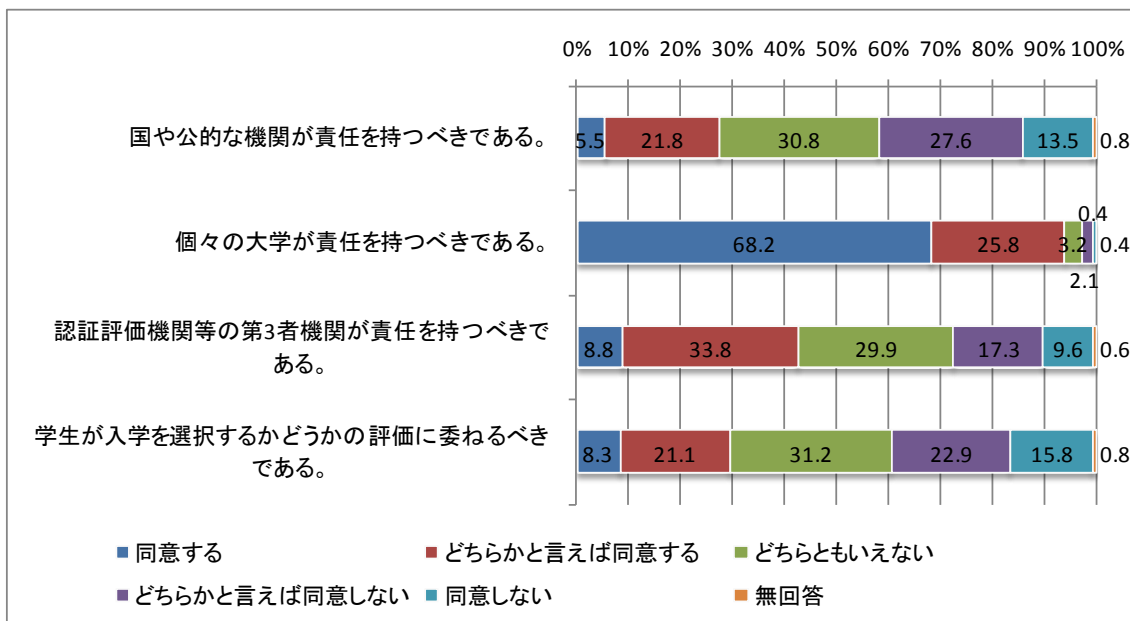


図 9-16 大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は、どの機関が責任を持つべきか（学長、n=532）

質問内容：「大学の質保証の在り方に関する以下の考え方について、どのように考えるか。」

大学の質保証を行う上で、どのような点を重視すべきであるかについて質問したところ、「最低基準を下回らないようにすること」「各大学が掲げる目的・目標が達成されていること」「恒常的に質の向上が図られていること」を重視すべきとの回答の割合が高かった。これらに対して、「国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべき」の回答の割合は比較的lowかった。

なお、「最低基準を下回らないようにすること」については、15.1%が「同意しない」または「どちらかと言えば同意しない」を選択しており、同意しない割合が他の考え方よりも高かった。

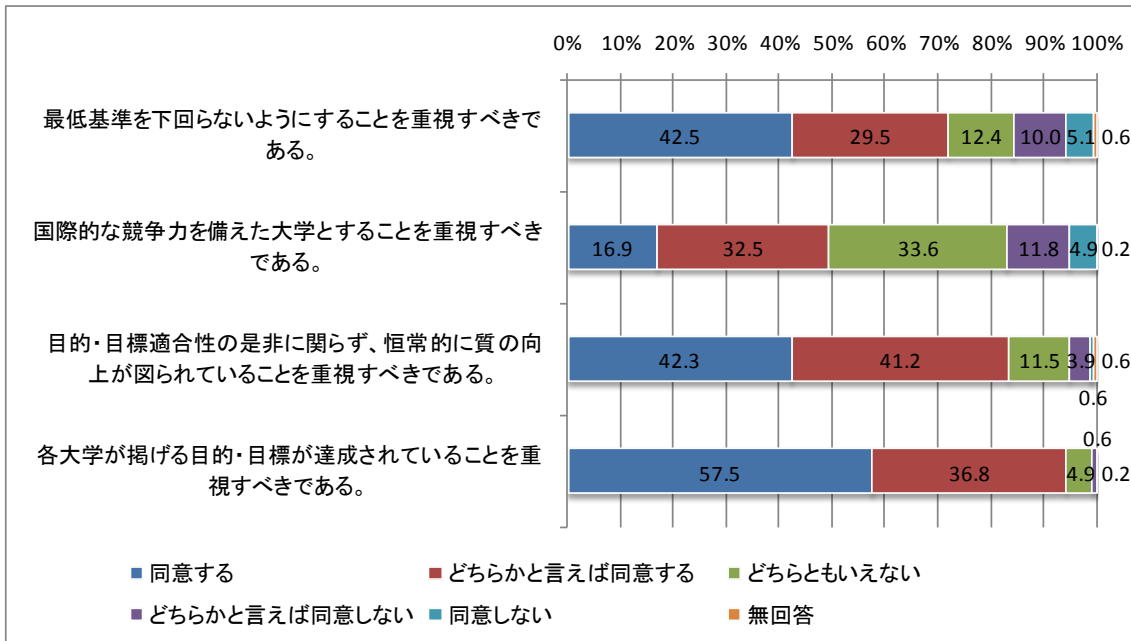


図 9-17 大学の質保証の在り方についてどう考えるか (学長、n=532)

質問内容：「大学の質保証に関して、国や公的な機関が担うべきものについて、どう考えるか。」

国や公的な機関が担うべきものについて、同じ質問をしたところ、「最低基準を下回らないこと」以外の考え方においては、「同意する」を選んだ割合が低下した。

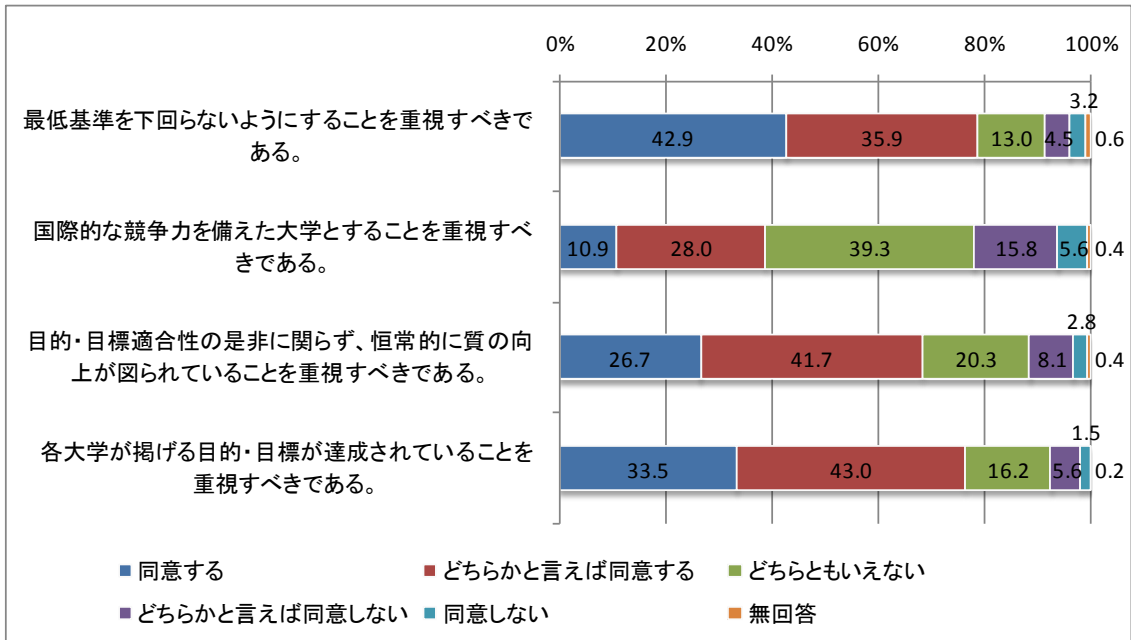


図 9-18 大学の質保証において国や公的な機関が担うべき役割 (学長、n=532)

質問内容：「大学の質保証に関する取り組みについての以下の考え方について、どのように考えるか。」

大学の質保証についてどのような取組みを図っていくことが必要かどうかについてより具体的に質問したところ、学長の中で、同意する回答の割合が高かったのは、2番目の「大学の自己点検・評価の充実を図るべき」（92.7%（「同意する」と「どちらかと言えば同意する」の合計、以下同様））、10番目の「大学の教育研究の実施状況についての情報公開を促進すべき」（92.2%）だった。「各分野毎の共通教材を開発すべき」（35.4%）、「分野共通や分野毎の到達度判定テストを開発すべき」（37.6%）、「分野共通や分野毎の大学間比較のための指標を開発すべき」（23.8%）は他の選択肢よりも割合が低かった。

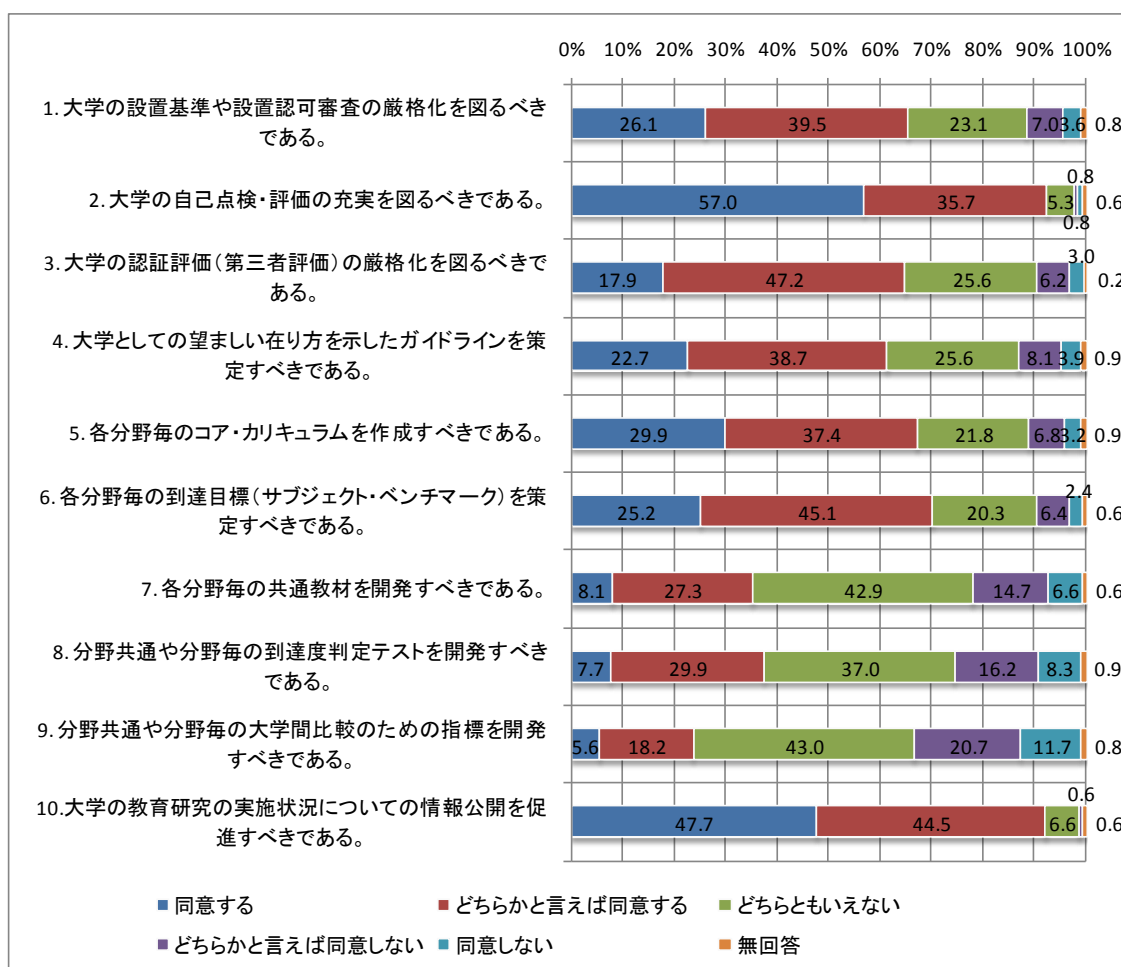


図 9-19 大学の質保証を図るためのアプローチについての考え方（学長、n=532）

### (3) 大学の目的を達成するための施設、設備、機能等の要件

質問内容：「学校基本法における大学の目的を達成するために必要な、施設、設備、機能等の要件についてどのように考えるか」

「全ての大学が備えているべき」「全ての大学が備えていることが望ましい」を合計しても選択の割合が低い施設等は、「寄宿舎」（合計 37.9%）、「託児所」（32.1%）だった。「全ての大学が備えているべき」の割合が比較的低いものは、「サークル活動等課外活動のための施設」

(40.8%)、「休憩等のための十分な敷地面積を有する校地」(26.3%) だった。

これら以外の施設等については、「全ての大学が備えているべき」「全ての大学が備えていることが望ましい」の合計は8割から9割以上であり高かった。

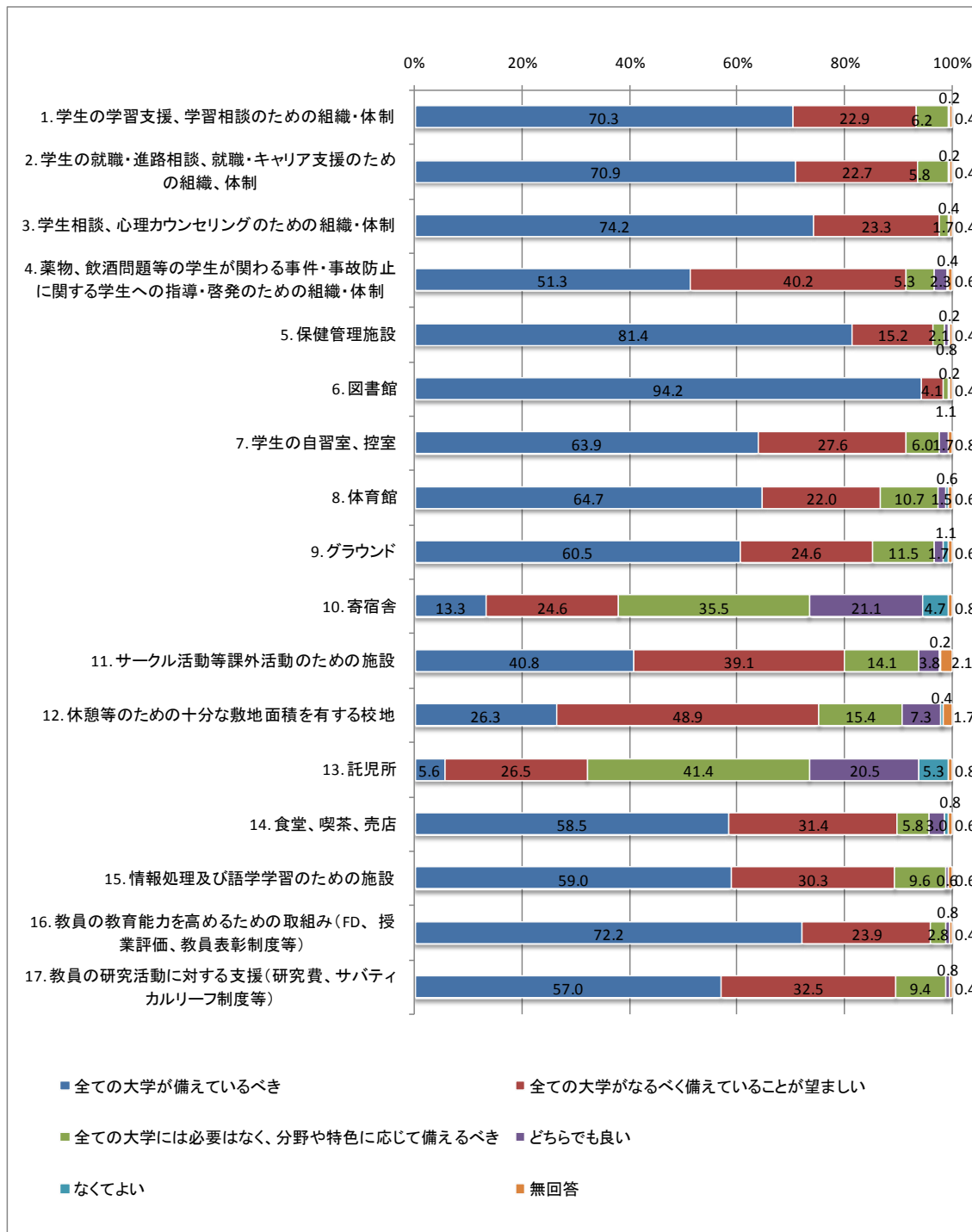


図 9-20 学校基本法における大学の目的を達成するために必要な、施設、設備、機能等の要件 (学長、n=532)

#### (4) 大学に備えておくべき職員

質問内容：「学校教育法第 92 条第 1 項及び第 2 項において定められている職員及び、備えることが可能な職員以外で、大学に備えておくべき職員についてどのように考えるか」

(参考) 学校教育法

第 92 条 大学には、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

「キャリアアドバイザー」「その他教務系職員」「施設・設備保守・管理職員」については、備えているべき、備えていることが望ましいとの回答の割合が高かった。その他の種類の職員については、大学の分野や特色に応じて考えるべきとの回答の割合が比較的高かった。

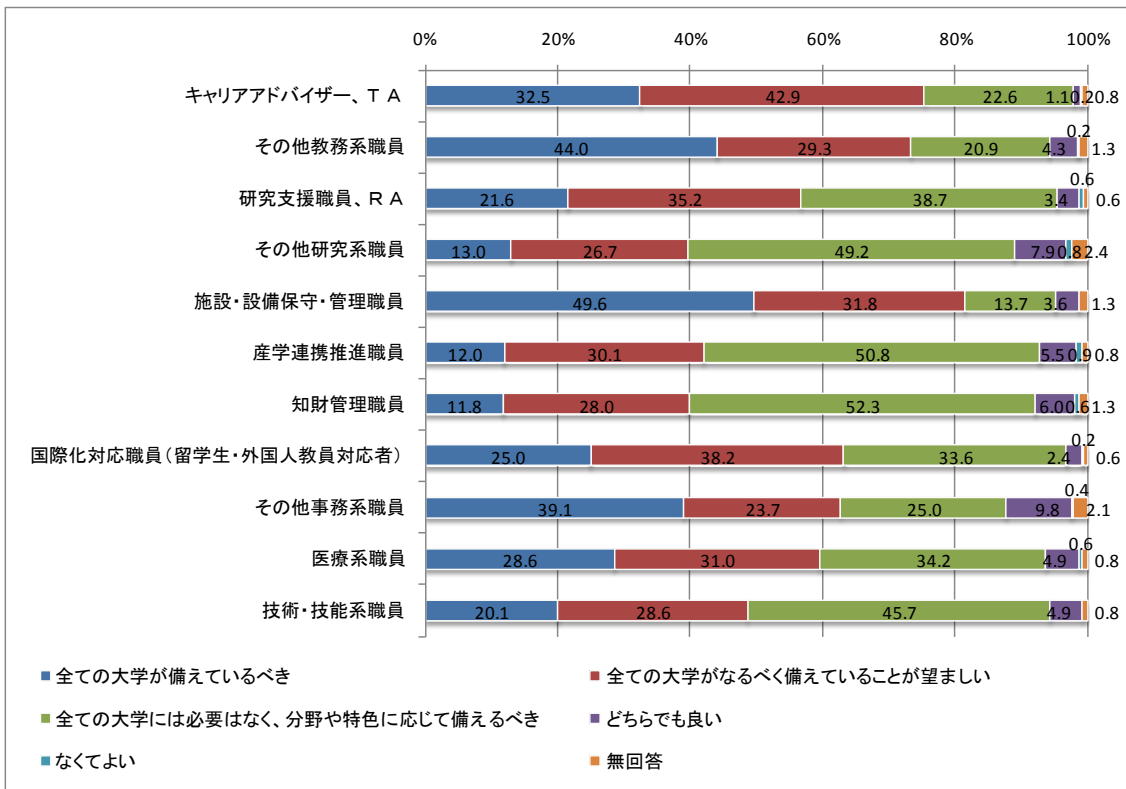


図 9-21 学校教育法第 92 条第 1 項及び第 2 項にて定められている職員及び、備えることが可能な職員以外で、大学に備えておくべき職員 (学長、n=532)

#### (5) 入学志願者に対する情報提供

質問内容：「入学志願者に対する情報提供にあたり、重視している項目について、該当する選択肢を 3 つ選んで、○を付けてください。」

「教育内容」が 96.4%と圧倒的に高かった。それ以外では、「大学の施設、設備」(41.4%)、

「免許・資格」(29.7%)、「就職状況」(51.1%)の割合が高かった。

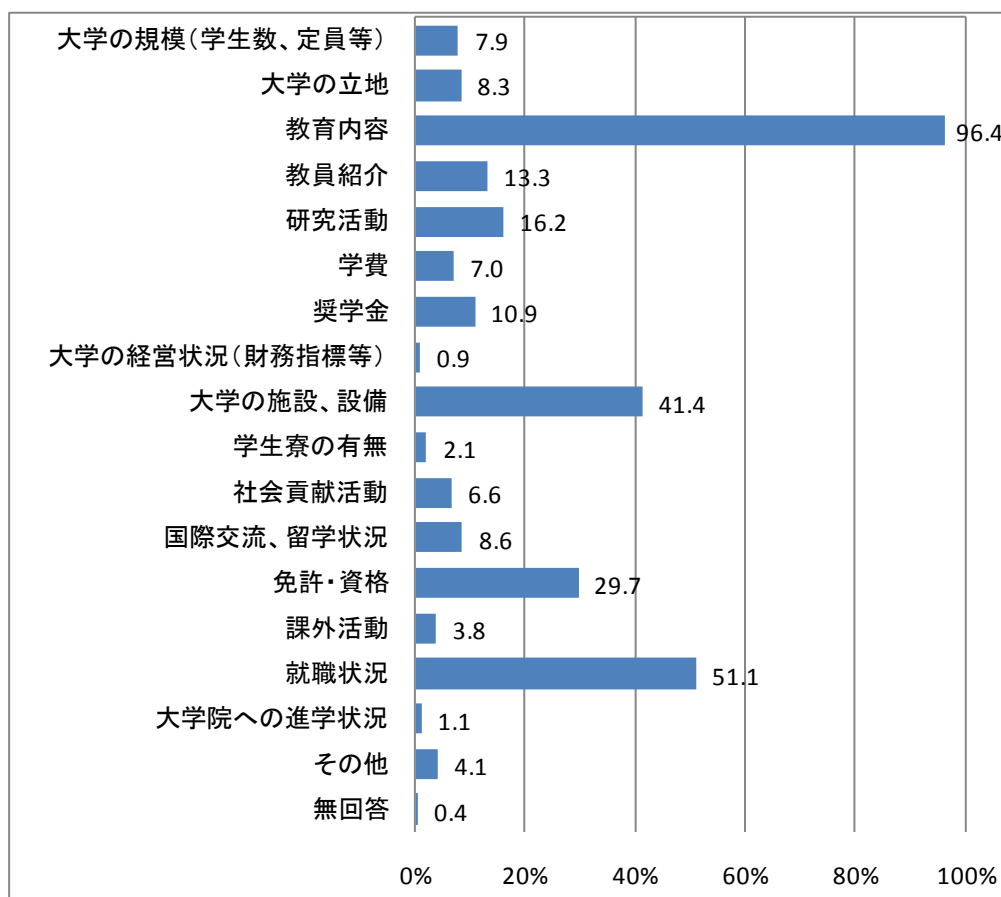


図 9-22 入学志願者に対する情報提供にあたり、重視している項目 (学長、n=532)

### 9-3-2 教員

#### (1) 質保証システムについての考え方

質問内容：「大学の質保証の考え方（大学の最低基準としての質保証）について、当てはまる選択肢をそれぞれ一つずつ選んでください。」

大学の最低基準としての質保証については、個々の大学が責任を持つべきとの回答が最も多く、「同意する」が 52.1%、「どちらかと言えば合意する」を合計すれば、同意が 8 割を超えた。国や公的機関については、約半数が「同意する」または「どちらかと言えば同意する」との回答を選択した。



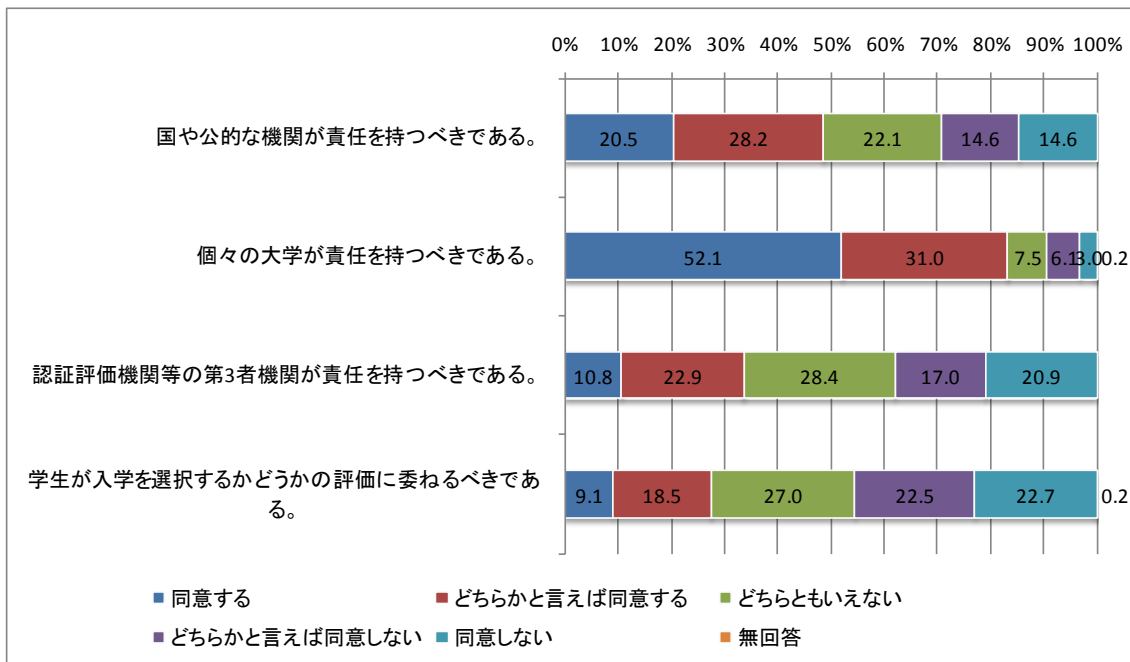


図 9-23 大学の最低基準としての質保証はどの機関が責任を持つべきか（教員、n=493）

質問内容：「大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は、どの機関が責任を持つべきか。」

大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証については、「各々の大学が責任を持つべき」に対する同意の回答の割合が上昇した。「同意する」と「どちらかと言えば同意する」の合計で約 9 割となった。それに対して、国や公的な機関が責任を持つべきに対する同意の程度が下がった。

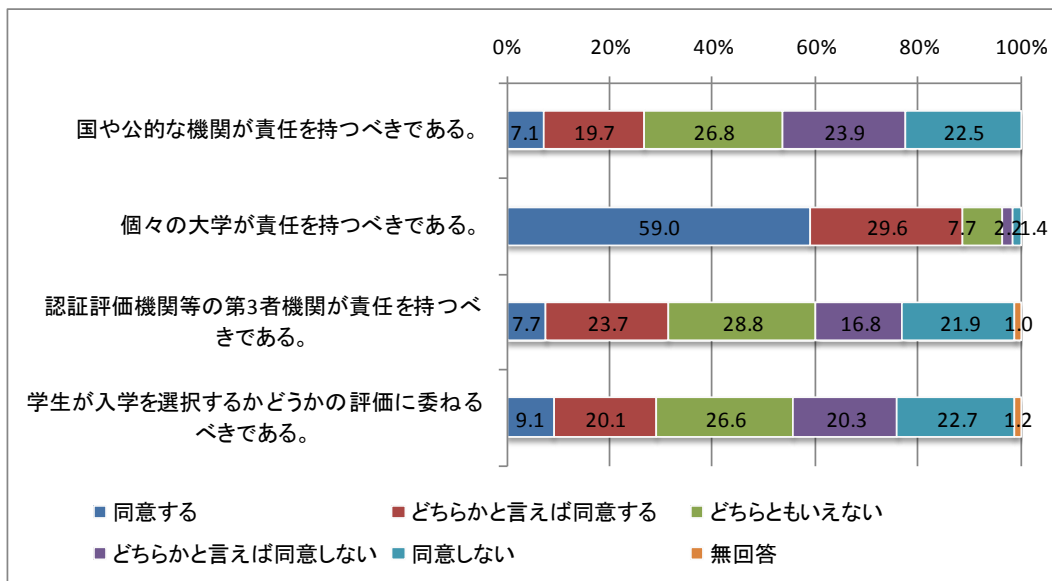


図 9-24 大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は、どの機関が責任を持つべきか（教員、n=493）

質問内容：「大学の質保証の在り方に関する以下の考え方について、どのように考えるか。」

国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきに対しては、「同意する」の割合が他よりも低かったが、その他の考え方については、「同意する」の割合は 30～40%の間でほぼ同じだった。

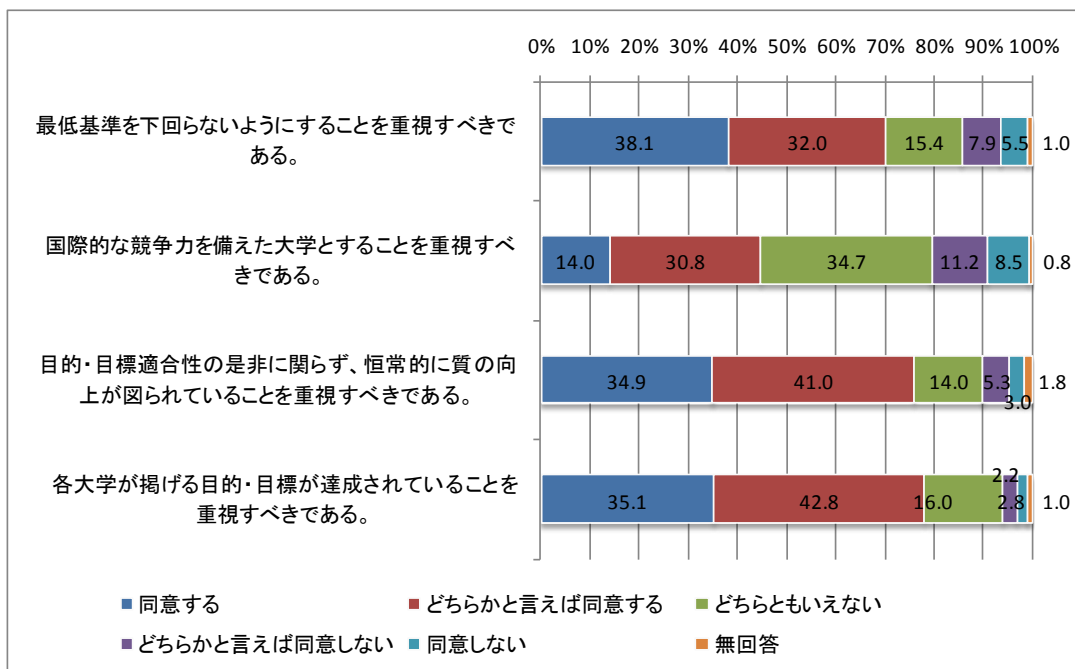


図 9-25 大学の質保証の在り方についてどう考えるか（教員、n=493）

質問内容：「大学の質保証に関して、国や公的な機関が担うべきものについて、どう考えるか。」

上の設問について、国や公的な機関が担うべきことに限定した場合には、「最低基準を下回らないようにすることを重視すべき」以外の考え方について「同意する」の割合が下がった。「最低基準を下回らないようにすることを重視すべき」に対する同意の割合は他よりもやや大きかった（「どちらかと言えば同意する」も含めて、66.8%）。

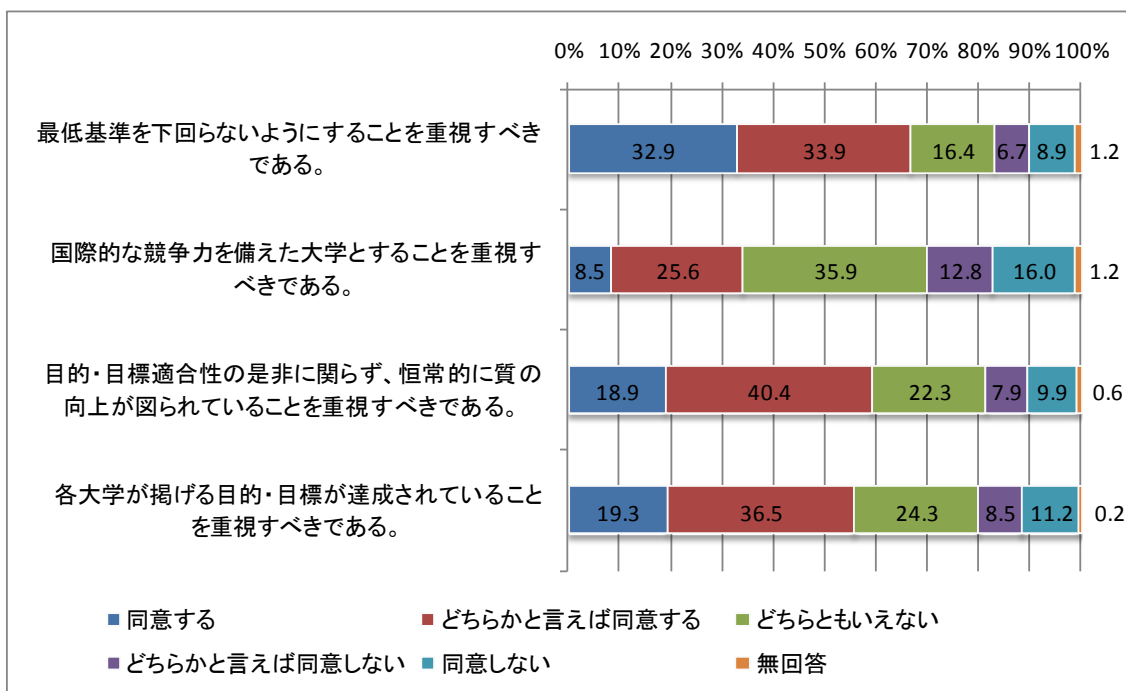


図 9-26 大学の質保証において国や公的な機関が担うべき役割（教員、n=493）

質問内容：「大学の質保証に関する取り組みについての以下の考え方について、どのように考えるか。」

最も「同意する」の割合が高かったのは、「情報公開の促進」（80.9%、「同意する」と「どちらかと言えば同意する」の合計。以下同様）だった。次に高いのは、「設置基準や設置認可審査の厳格化」（62.9%）と「大学の自己点検・評価の充実」（68.3%）だった。「各分野毎の共通教材の開発」「到達度判定テストの開発」「大学間比較のための指標の開発」に対する同意は少なかった。

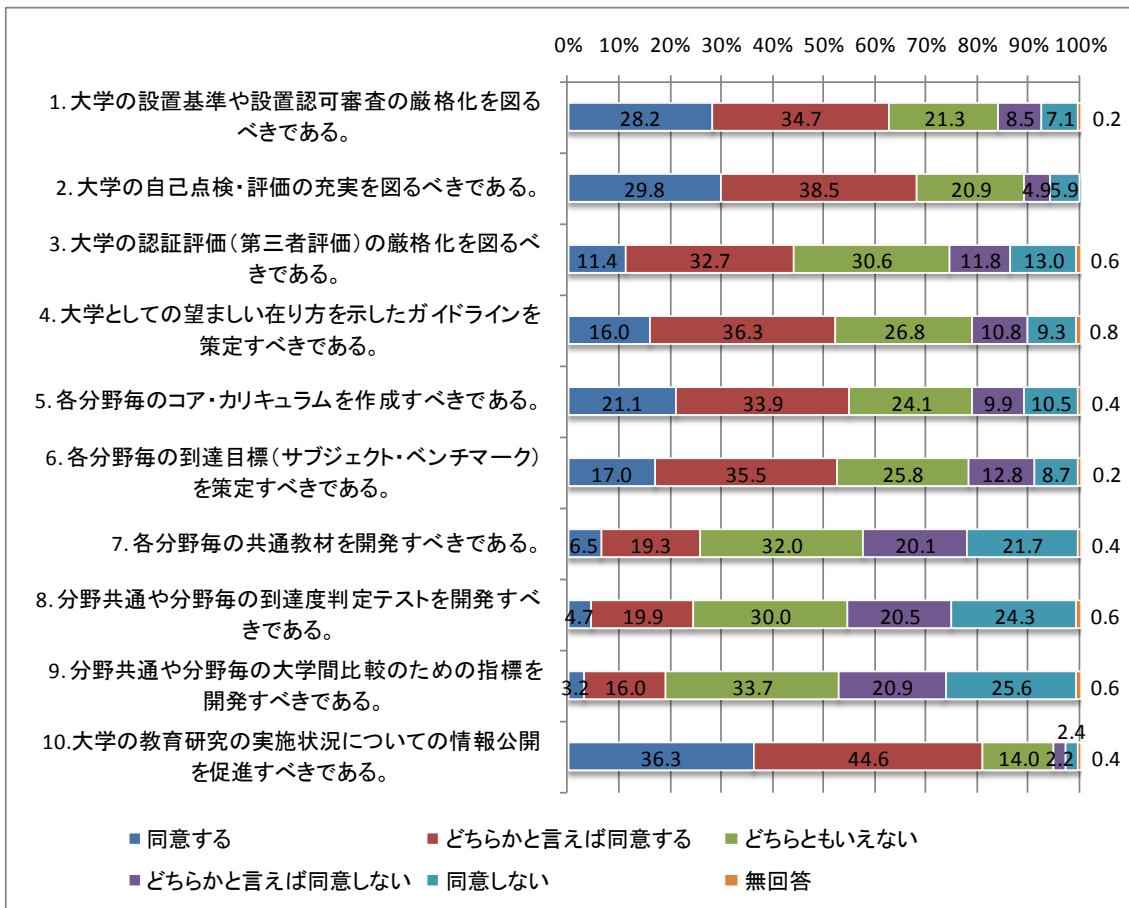


図 9-27 大学の質保証を図るためのアプローチについての考え方（教員、n=493）

## (2) 学生に対する説明、情報の開示

質問内容：「あなたが所属する学部において、学士の学位の教育の目標、学士の学位を取得するための要件（卒業要件）について、学生に対して十分に説明されているか。」

いずれについても「十分に説明されている」、または、「説明されている」の回答の割合が7割を超えたが、「十分に説明されている」の割合は「学士の学位の教育の目標」（20.7%）の方が「卒業要件」（54.8%）に比較すると低かった。また、教育の目標については、「どちらともいえない」との回答の割合がより高かった。

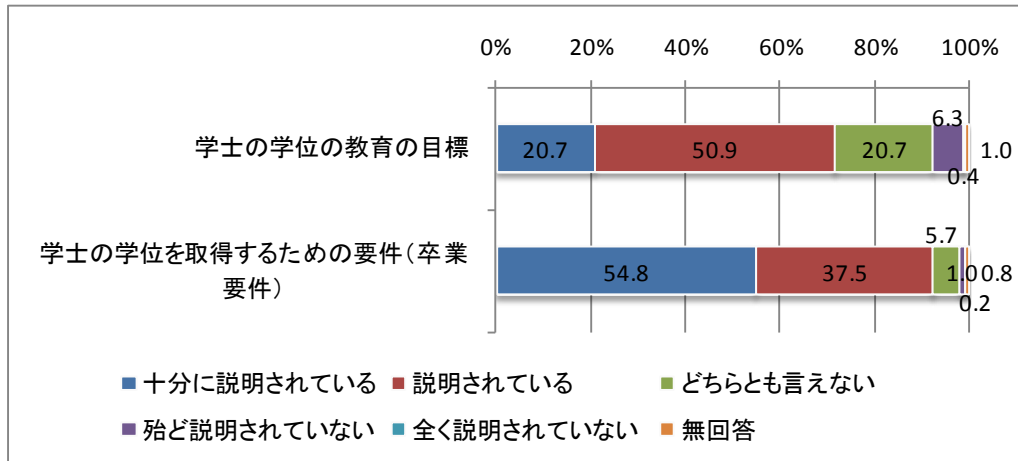


図 9-28 教育の目標、卒業要件は、学生に対して十分説明されているか（教員、n=493）

質問内容：「あなたが所属する学部（または研究科）において、学士の学位の目的、教育課程、教育内容、卒業の要件などについて、情報開示が十分にされているか。」

「十分にされている」の割合が 8 割以上だった。

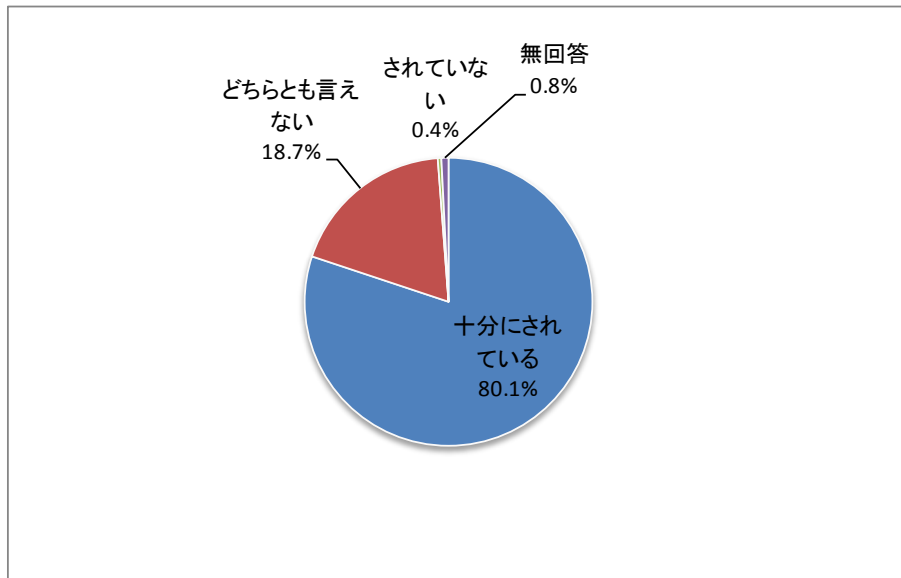


図 9-29 教育の目的、教育課程、教育内容、卒業要件等についての情報開示は十分か（教員、n=493）

### (3) 学位課程のカリキュラム

質問内容：「あなたが所属する学部において、学位課程のカリキュラムは、学位の教育の目標・目的を達成するために、適切に編成されているか。」

「適切に編成されている」との回答が全体の 4 分の 3 であり、「どちらとも言えない」が約 2 割だった。

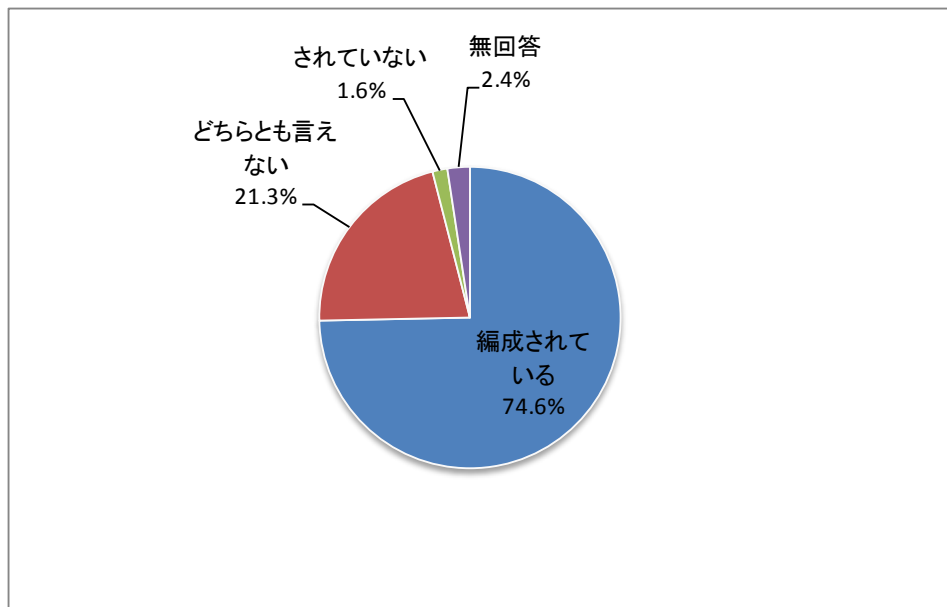


図 9-30 学位課程のカリキュラムは教育目標・目的を達成するために適切に編成されているか（教員、n=493）

#### (4) 大学の目的を達成するための施設、設備、機能等の要件

質問内容：「学校基本法における大学の目的を達成するために必要な、施設、設備、機能等の要件についてどのように考えるか」

「全ての大学に備えているべき」、「全ての大学がなるべく備えていることが望ましい」の合計が 50%を下回ったのは、「寄宿舍」（39.6%）、「託児所」（44.6%）だった。合計が 90%を超えて、特に高かったものは、「学生の就職・進路相談等のための組織・体制」（90.4%）、「学生相談・心理カウンセリングのための組織・体制」（96.6%）、「保健管理施設」（97%）、「図書館」（98.2%）、「教員の研究活動に対する支援」（93.3%）だった。

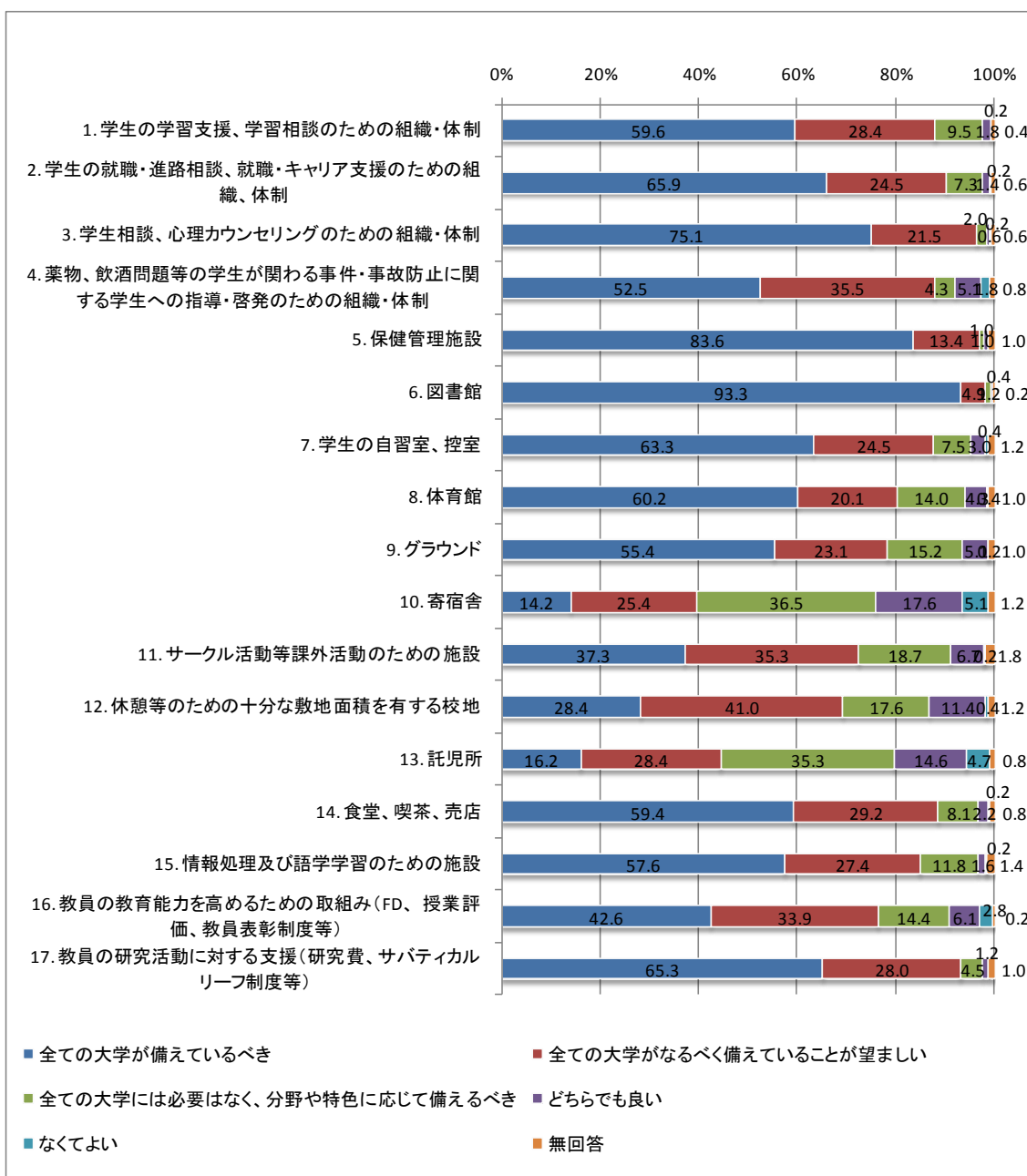


図 9-31 学校基本法における大学の目的を達成するために必要な、施設、設備、機能等の要件 (教員、n=493)

### (5) 大学に備えておくべき職員

質問内容：「学校教育法第 92 条第 1 項及び第 2 項にて定められている職員及び、備えることが可能な職員以外で、大学に備えておくべき職員についてどのように考えるか」

「大学に備えておくべき」の割合が高かったのは、「施設・設備保守・管理職員」(83.1%) だった。50%を下回ったものは、「産学連携推進職員」(37.4%)、「知財管理職員」(46.4%) だった。

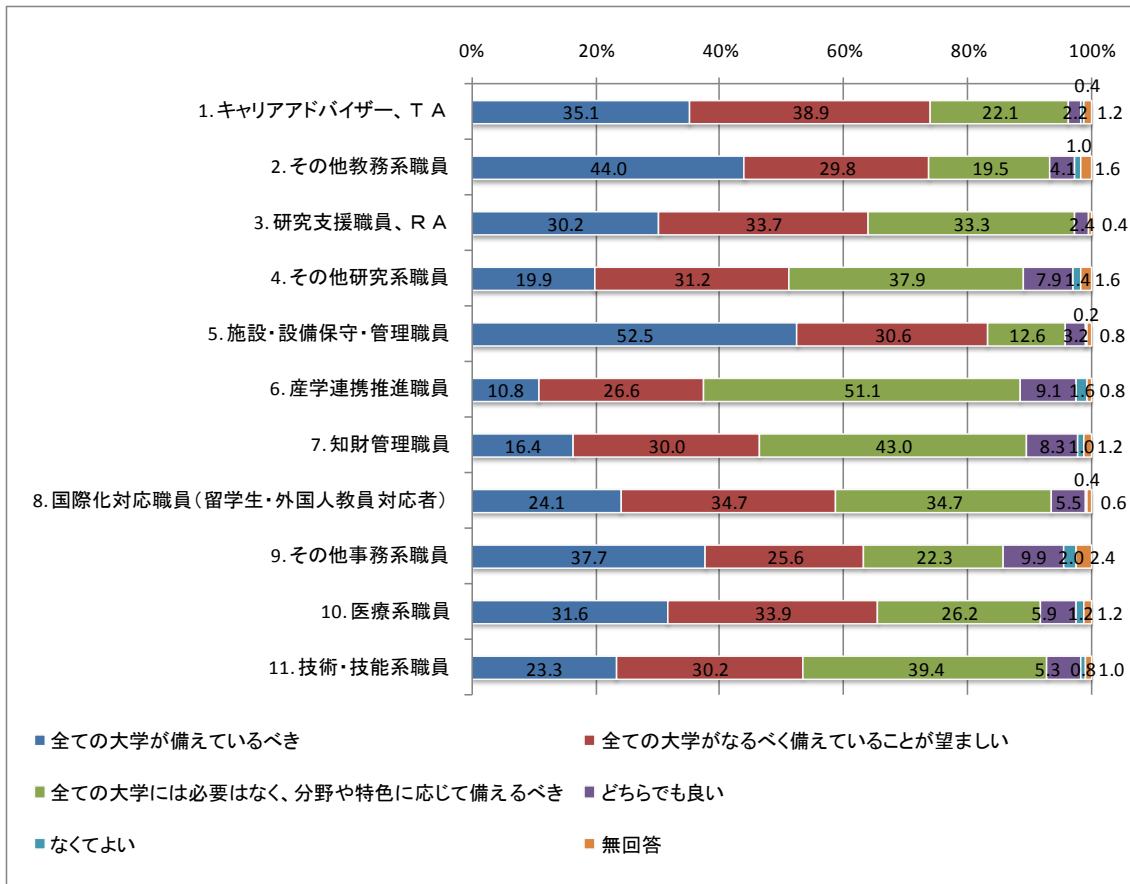


図 9-32 学校教育法第 92 条第 1 項及び第 2 項にて定められている職員及び、備えることが可能な職員以外で、大学に備えておくべき職員（教員、n=493）

### 9-3-3 職員

#### (1) 質保証システムについての考え方

質問内容：「大学の質保証の考え方（大学の最低基準としての質保証）について、当てはまる選択肢をそれぞれ一つずつ選んでください。」

大学の最低基準としての質保証については、「個々の大学が責任を持つべき」について「同意する」の割合が高かった。次に「同意する」の割合が高かったのは、「国や公的機関が責任をもつべき」だった。



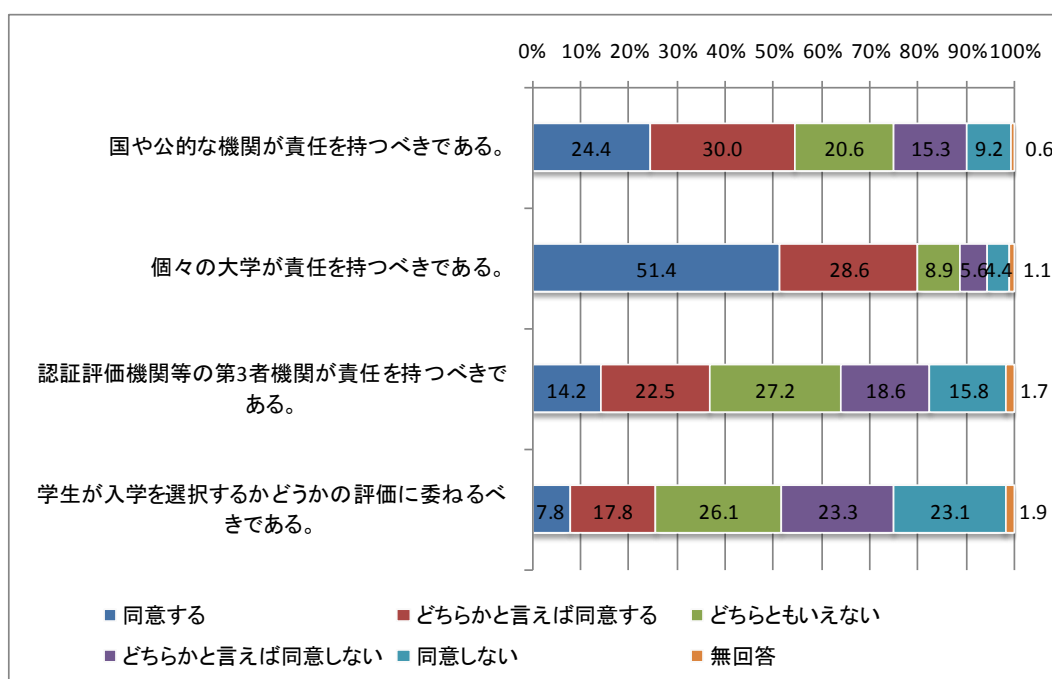


図 9-33 大学の最低基準としての質保証はどの機関が責任を持つべきか（大学職員、n=360）

質問内容：「大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は、どの機関が責任を持つべきか。」

大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証については、「個々の大学が責任を持つべき」に対して同意の割合が高かった。また、図 9-33 の最低基準としての質保証においてよりも同意の割合が高くなった（80.0%→89.4%）。「国や公的な機関が責任を持つべき」に対する同意は、最低基準としての質保証においてよりも低くなった（54.4%→25.8%）。「学生が入学を選択するかどうかの評価に委ねるべき」に対しては同意の割合がやや上がった（25.6%→32.8%）。

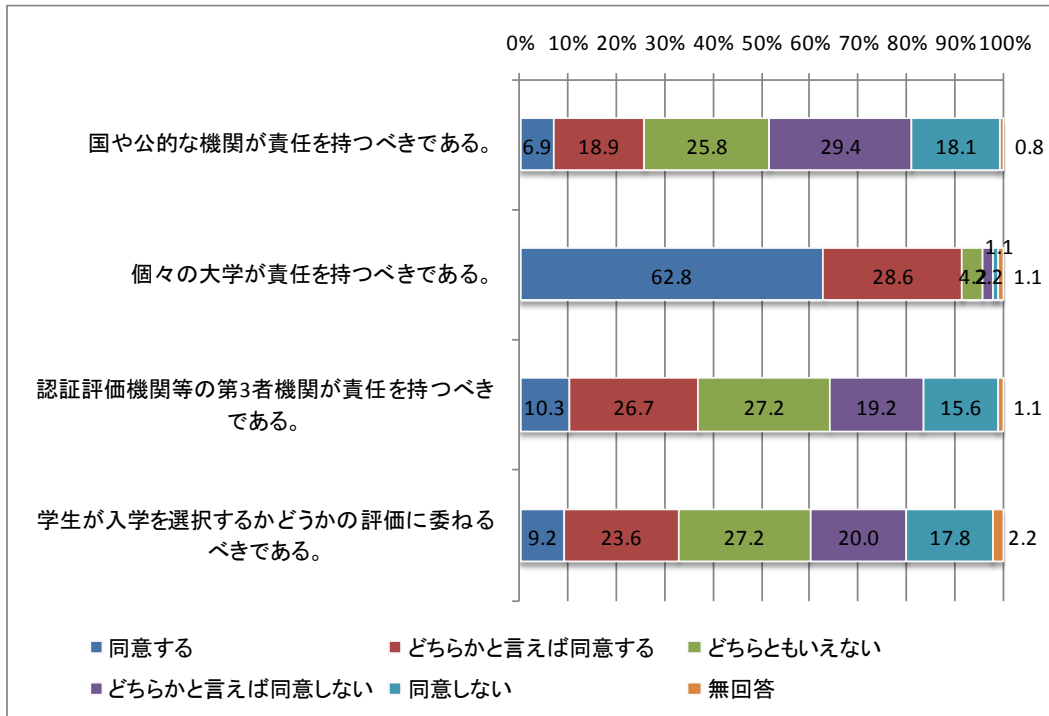


図 9-34 大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は、どの機関が責任を持つべきか（大学職員、n=360）

質問内容：「大学の質保証の在り方に関する以下の考え方について、どのように考えるか。」

「各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべき」について同意の程度が最も大きかった（「同意する」、「どちらかと言えば同意する」の合計で 90.3%）。「国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべき」については他よりも低かった（40.3%）

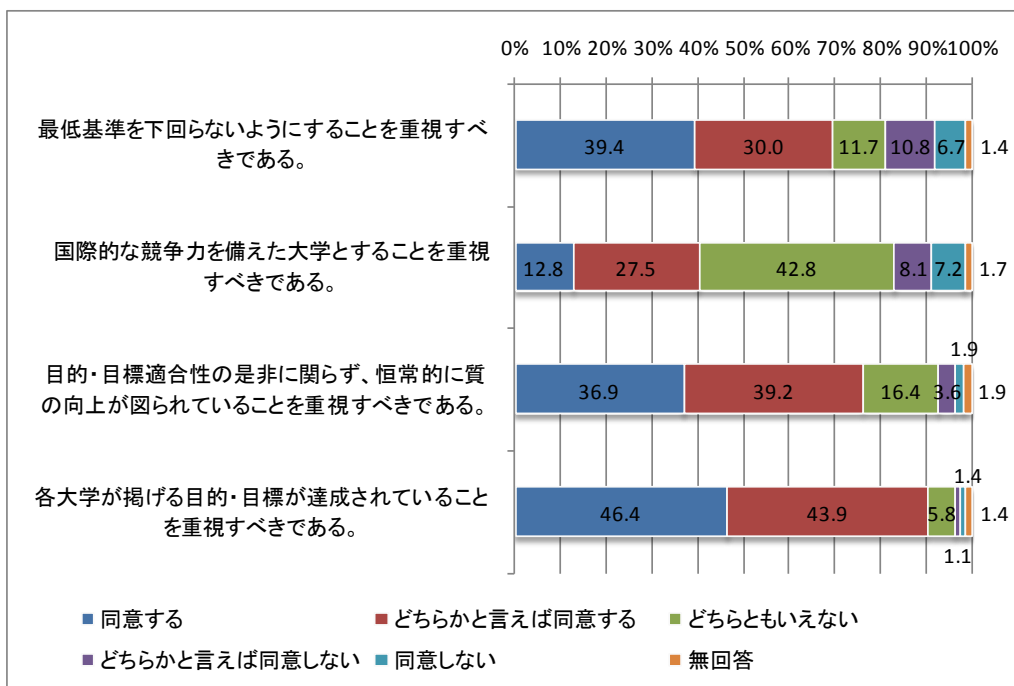


図 9-35 大学の質保証の在り方についてどう考えるか (大学職員、n=360)

質問内容：「大学の質保証に関して、国や公的な機関が担うべきものについて、どう考えるか。」

国や公的な機関が担うべきものについては、「最低基準を下回らないようにすることを重視すべき」に対する同意が先の質問よりもやや上がり（69.4%→74.1%）、「各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべき」と同程度になった。

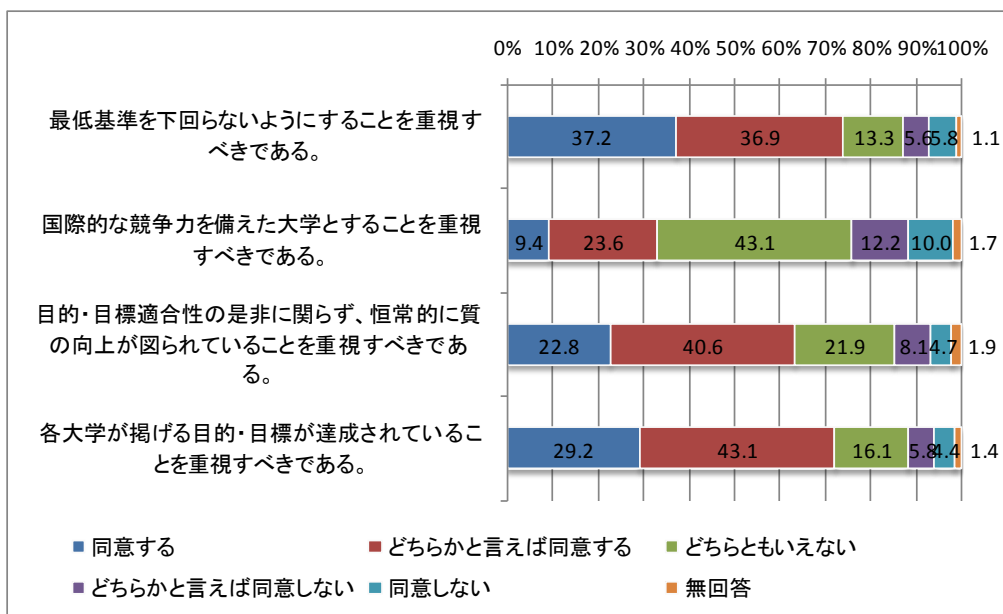


図 9-36 大学の質保証において国や公的な機関が担うべき役割 (大学職員、n=360)

質問内容：「大学の質保証に関する取り組みについての以下の考え方について、どのように考えるか。」

同意の回答の割合が大きかったのは、「大学の自己点検・評価の充実を図るべき」（86.6%）と「大学の教育研究の実施状況についての情報公開を促進すべき」（87.8%）だった。逆に、他と比較した場合に低かったのは、「共通教材の開発」（33.3%）、「到達度判定テストの開発」（35.3%）、「大学間比較のための指標の開発」（34.7%）だった。

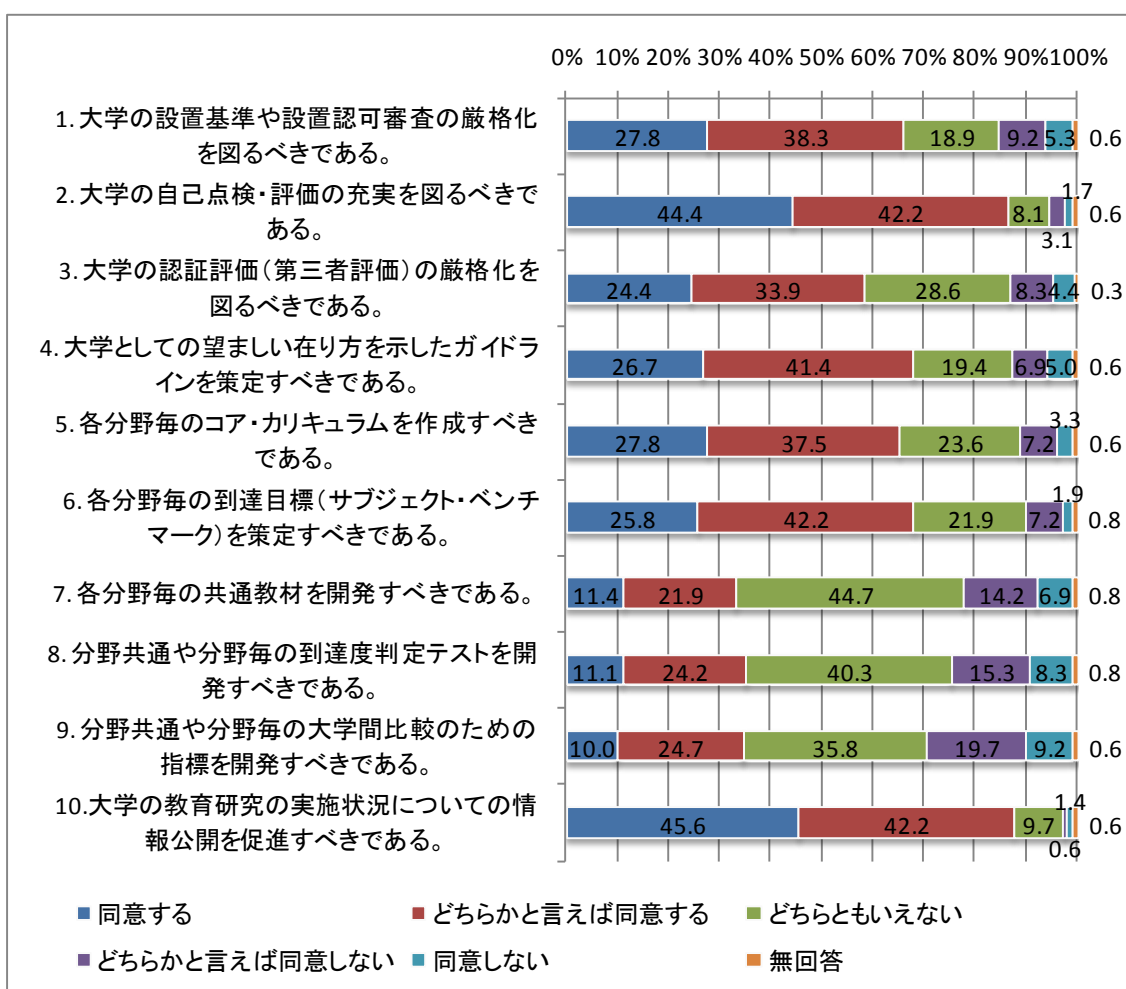


図 9-37 大学の質保証を図るためのアプローチについての考え方（大学職員、n=360）

## (2) 大学の目的を達成するための施設、設備、機能等の要件

質問内容：「学校基本法における大学の目的を達成するために必要な、施設、設備、機能等の要件についてどのように考えるか」

「寄宿舍」「託児所」については備えておくべきとの回答の割合が低い。備えておくべき、どちらかと言えば備えておくべきの合計の割合が 90%を超えるものは、「学生の学習支援、学習相談のための組織・体制」（91.4%）、「学生相談、心理カウンセリングのための組織・体制」

(95.0%)、「保健管理施設」(93.9%)、「図書館」(97.5%)、「教員の教育能力を高めるための取り組み」(95.8%) だった。

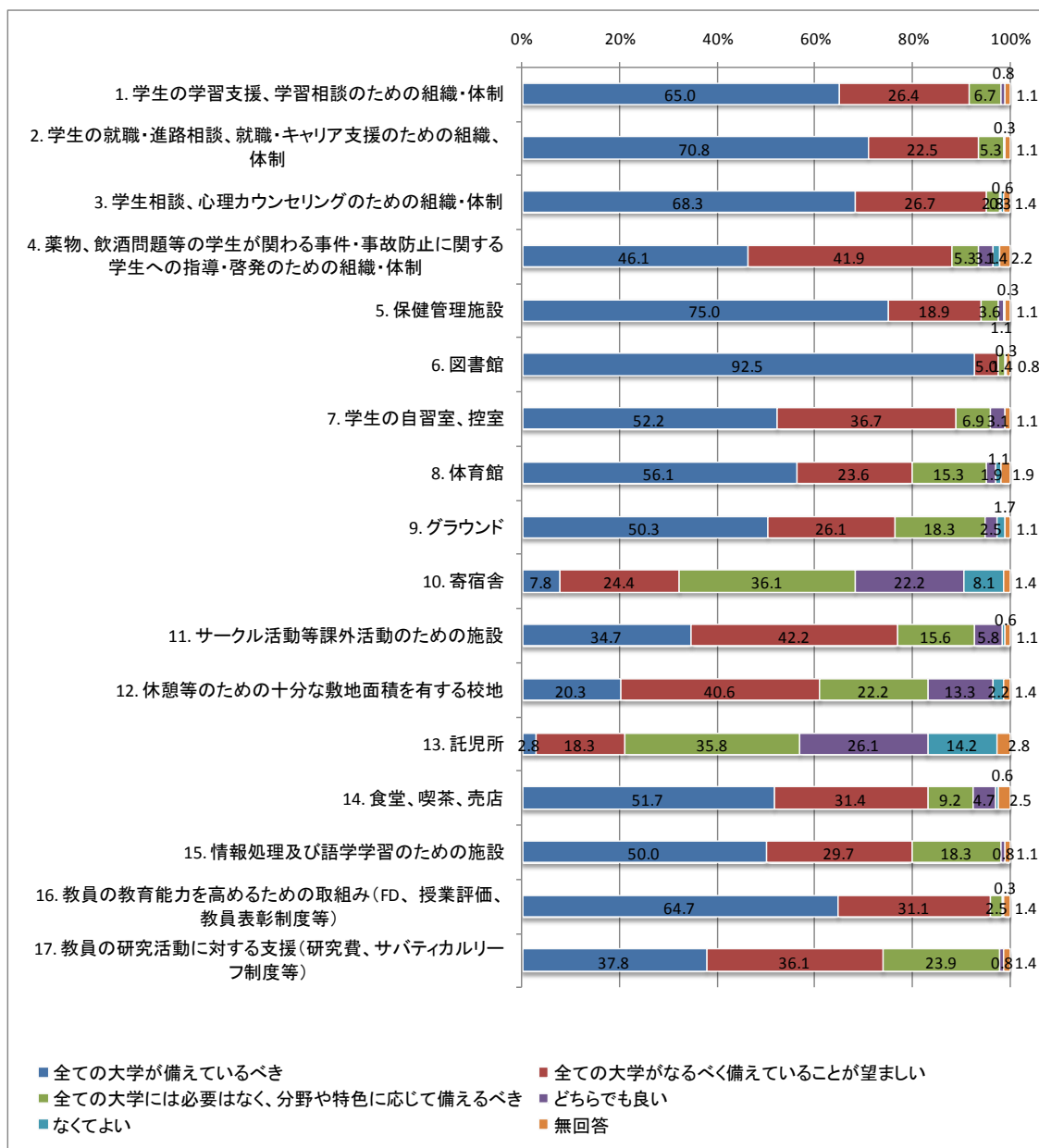


図 9-38 学校基本法における大学の目的を達成するために必要な、施設、設備、機能等の要件 (大学職員、n=360)

### (3) 大学に備えておくべき職員

質問内容：「学校教育法第 92 条第 1 項及び第 2 項にて定められている職員及び、備えることが可能な職員以外で、大学に備えておくべき職員についてどのように考えるか」

最も備えておくべき職員であるとの回答の割合が高かったのは「施設・設備保守・管理職員」

だった。

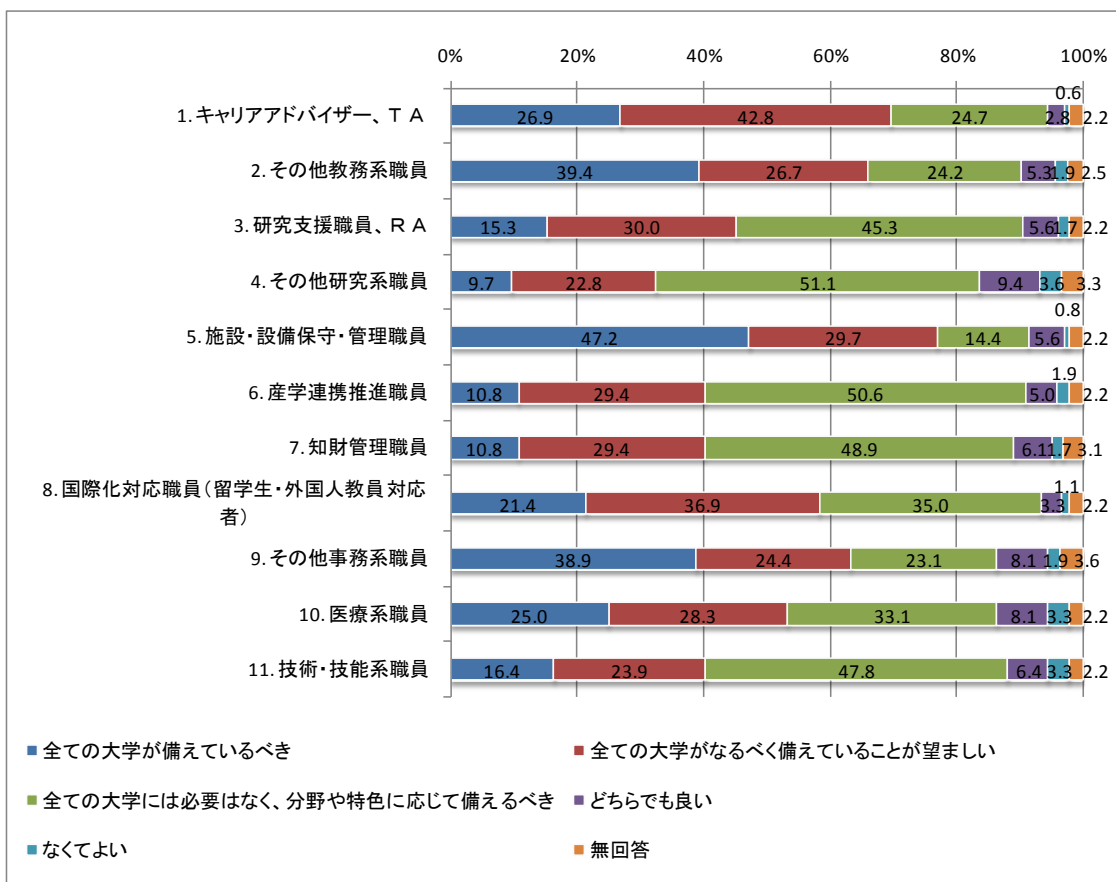


図 9-39 学校教育法第 92 条第 1 項及び第 2 項にて定められている職員及び、備えることが可能な職員以外で、大学に備えておくべき職員（大学職員、n=360）

### 9-3-4 学生

#### (1) 大学の質保証についての考え方

質問内容：「あなたは、大学の教育の質には満足しているか。」

大学の教育の質に「とても満足している」または「やや満足している」学生が回答全体の約 6 割弱だった。「満足していない」「やや満足していない」は合計で約 2 割弱だった。

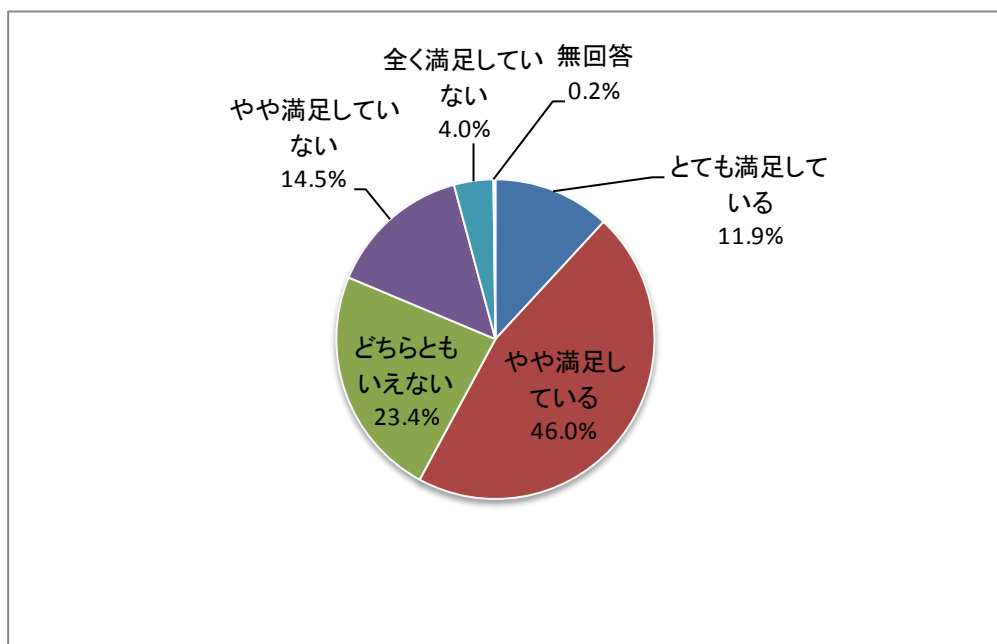


図 9-40 大学の教育の質に満足しているかどうか (学生、n=883)

質問内容：「あなたの意見は、大学の教育の質の向上（授業の改善等）に反映されているか。」

「どちらとも言えない」と回答した学生の割合が高く約半数を占めた。「反映されている」、「反映されていない」を選んだ学生の割合はどちらも約 2 割だった。

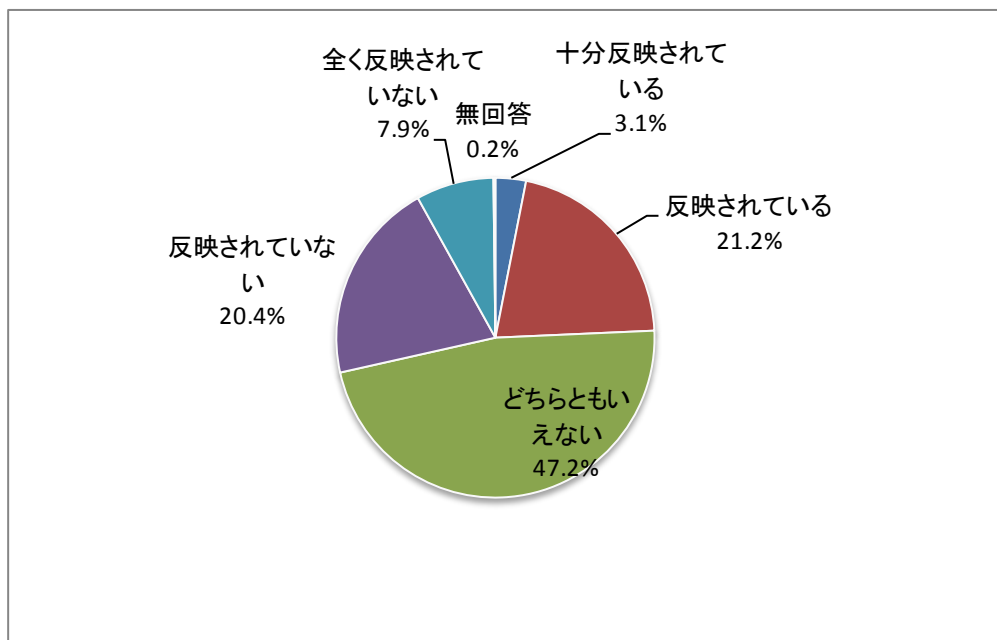


図 9-41 大学の教育の質の向上（授業の改善等）にあなたの意見は反映されているかどうか (学生、n=883)

質問内容「教育の質を向上するために、どのような手段で学生の意見を反映させることが可能か。」

約 4 分 3 の学生が「授業の評価を行うことができる」と回答した。その他の手段については約 2～3 割程度だった。

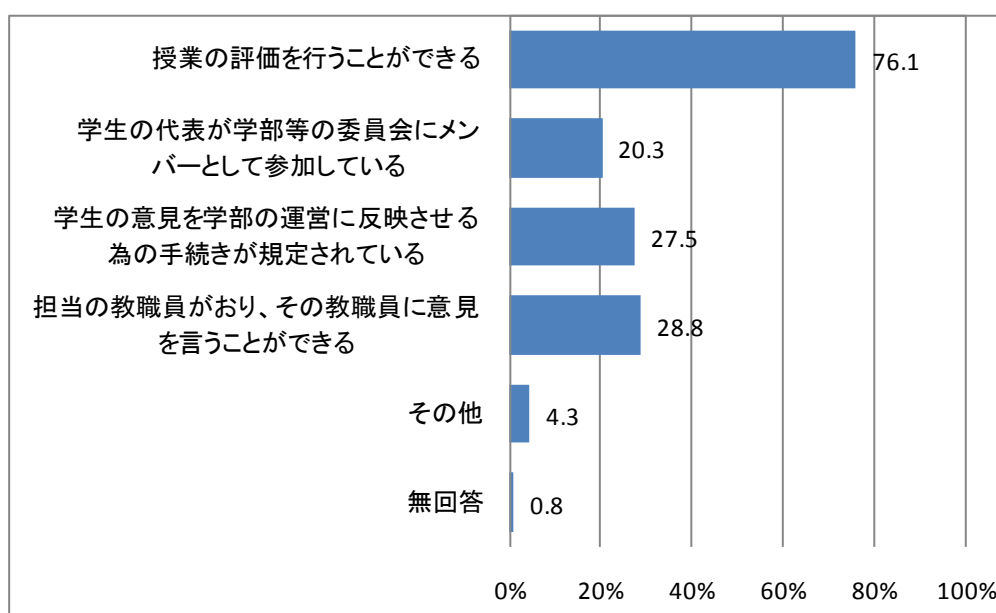


図 9-42 教育の質を改善するためにはどのような手段で学生の意見を反映させることが可能か（学生、n=883）

## (2) 学士力

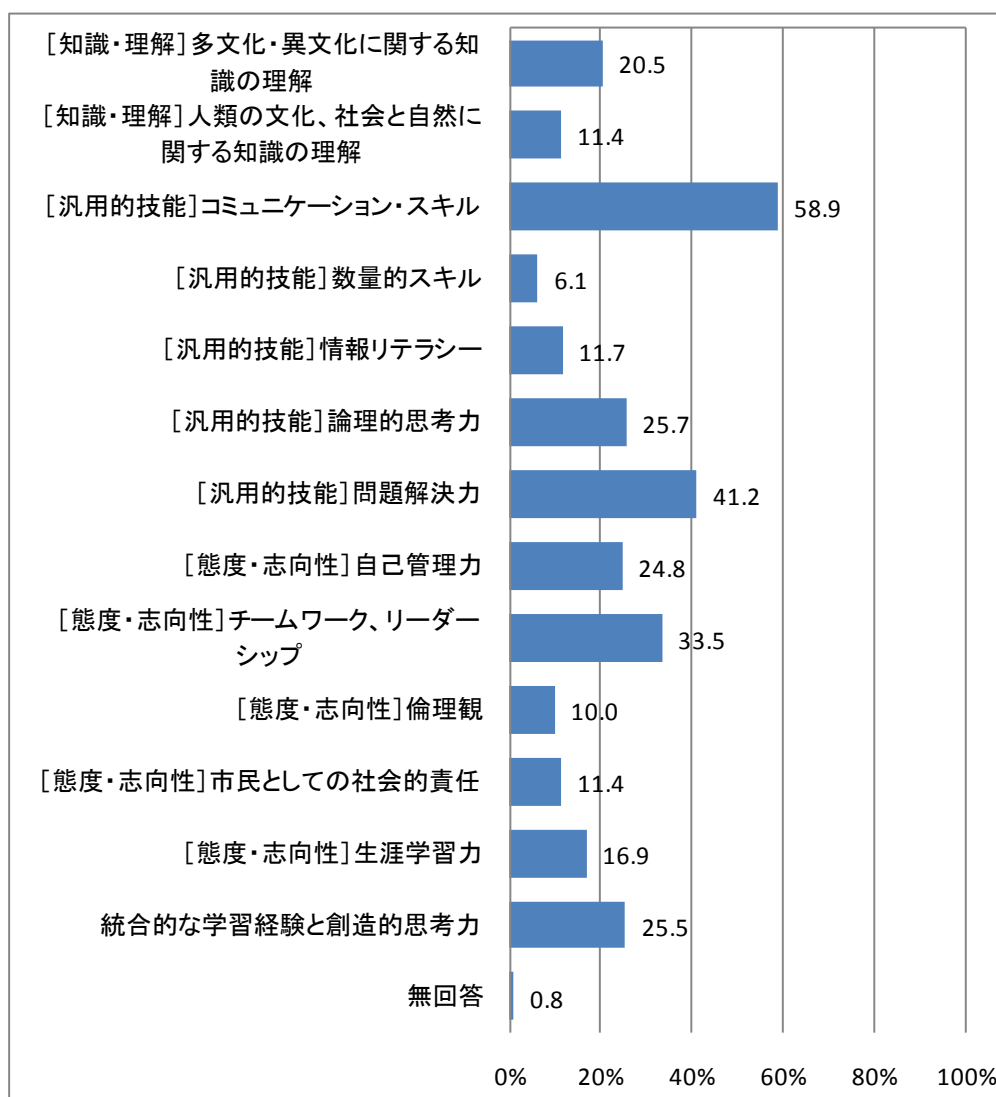
質問内容：「学士力を構成する 13 項目は、どの程度カリキュラムで重視されるべきであると考えるか？重視すべきであると考える項目について 3 つまで選んでください」

(参考)

「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年 3 月 25 日、中央教育審議会制度・教育部会）において、日本の大学が授与する「学士」が保証する能力の内容が示され、各専攻分野を通じて培う「学士力」として、13 個の項目が参考指針として提示されている。それぞれの具体的内容については、資料編の調査票（学生対象）を参照のこと。

カリキュラムにおいて学生が重視すべきと考える項目として、回答の割合が 30%を超えたものは、「コミュニケーション・スキル」（58.9%）、「問題解決力」（41.2%）、「チームワーク・リーダーシップ」（33.5%）だった。





注：％は重視すべきと回答した者の全回答者に示す割合を示す（3つまで選択可）

図 9-43 学士力の各項目はどの程度カリキュラムで重視すべきか（学生、n=883）

### (3) 学生に対する説明、情報開示

質問内容：「あなたが所属する学部において、教育の目標または卒業要件が、学生に対して十分に説明されているか。」

「十分に説明されている」、「説明されている」の合計の割合は、教育目標については約 6 割、卒業要件については約 8 割だった。教育の目標については、「どちらとも言えない」、「殆ど説明されていない」、「全く説明されていない」の合計では、35.0%となり、卒業要件と比較すれば、説明がされていると断定できない学生の割合が高い。

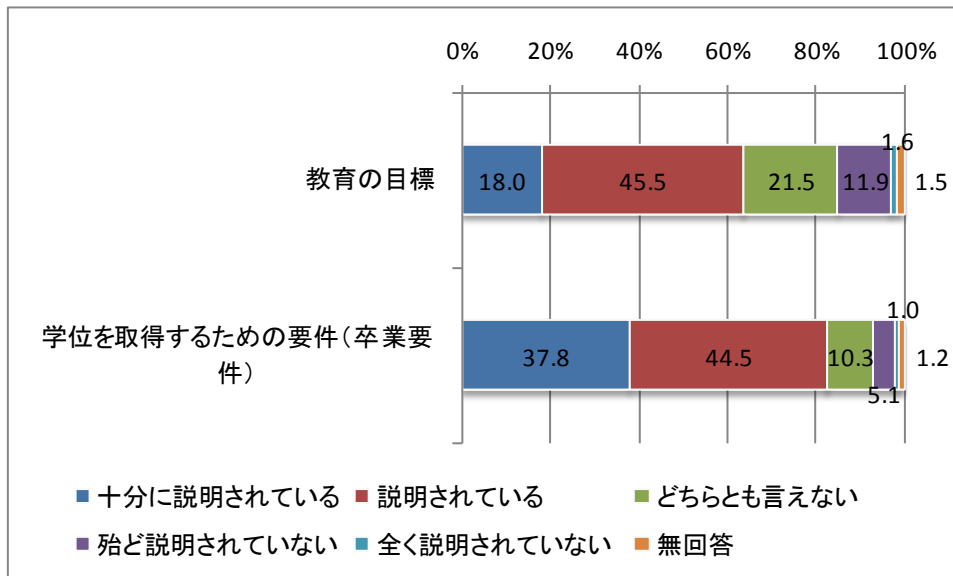


図 9-44 学生に対する説明が十分にされているか (学生、n=883)

質問内容：「学位の目的、教育課程、教育内容、卒業の要件などについて、情報開示が十分にされているか。」

「十分にされている」との回答が全体の約 3 分 2 を占めた。それ以外では「どちらとも言えない」の回答が 2 番目に大きく、全体の約 3 割だった。

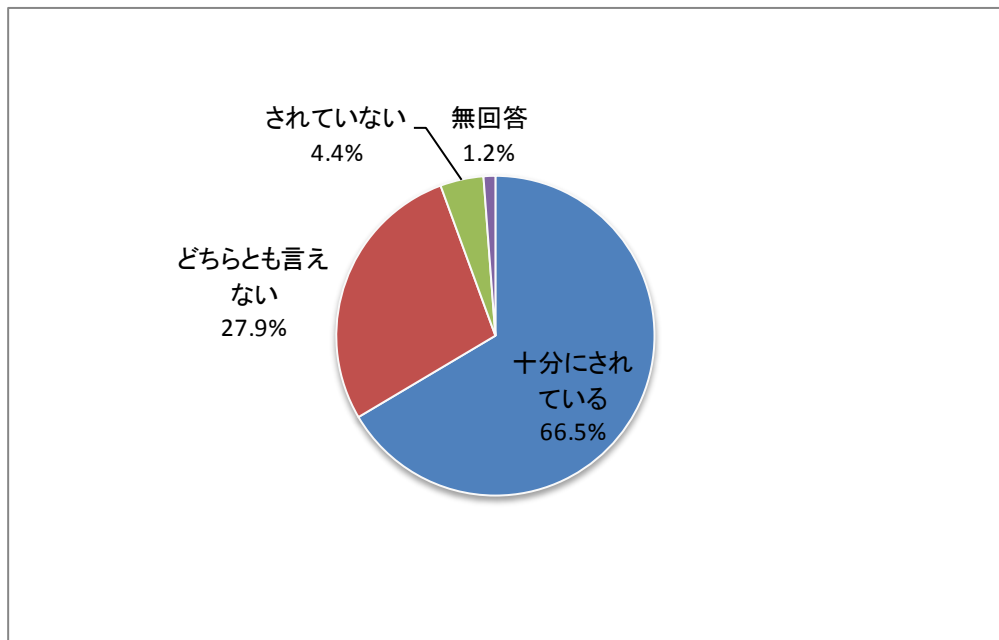


図 9-45 学位の目的等についての情報開示は十分か (学生、n=883)

#### (4) カリキュラムの編成

質問内容：「学位課程のカリキュラムは、学位の教育の目標・目的を達成するために、適切に編成されているか。」

約半数の学生回答者は「適切に編成されている」と回答した。「どちらとも言えない」の割合が約4割で多かった。1割弱が「適切に編成されていない」と回答した。

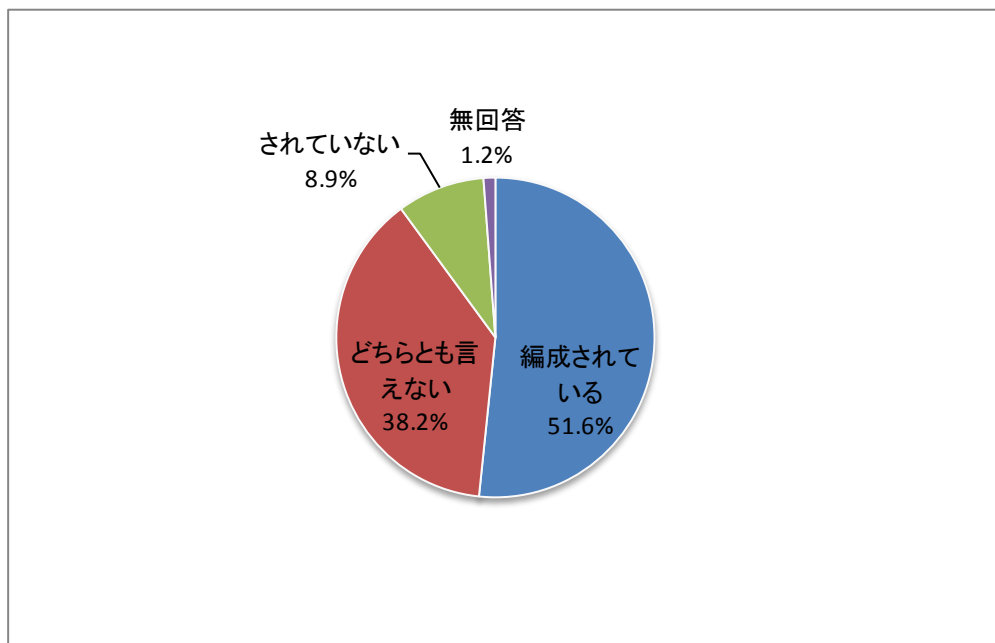


図 9-46 学位課程のプログラムは学位の教育目的を達成するために適切か (学生、n=883)

#### (5) 大学の目的を達成するための施設、設備、機能等の要件

質問内容：「学校基本法における、大学の目的を達成するために必要な、施設、設備、機能等の要件についてどのように考えるか」

「全ての大学が備えているべき」、「備えていることが望ましい」の合計で50%を下回ったものは、「寄宿舍」(44.7%)、「託児所」(21.0%)だった。90%を上回ったものは、「図書館」(92.6%)だった。

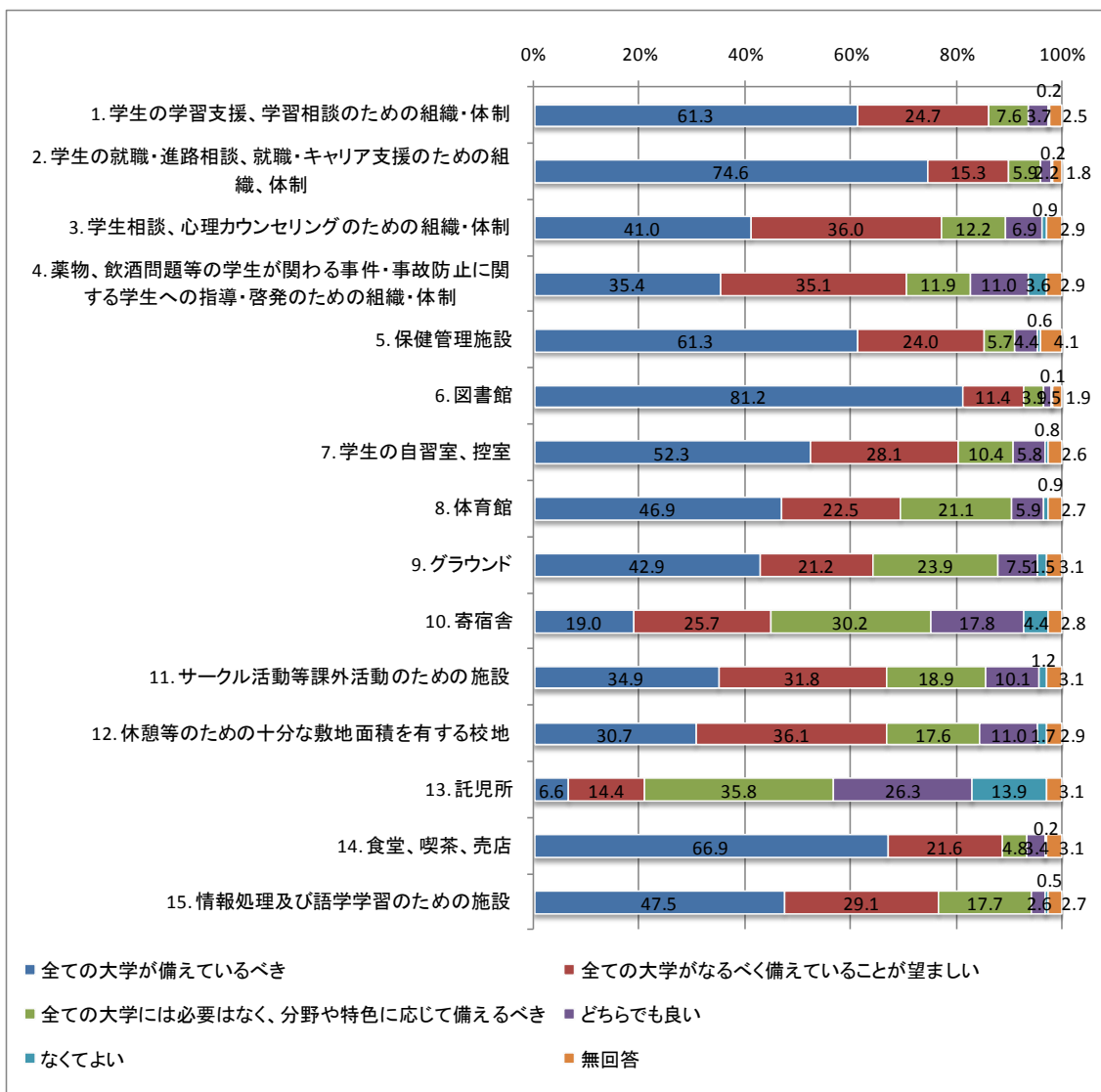


図 9-47 学校基本法における、大学の目的を達成するために必要な、施設、設備、機能等の要件についてどう考えるか（学生、n=883）

#### (6) 受験する際に重視した大学の情報

質問内容：「あなたが受験する大学を選ぶ際に、重視した大学の情報について、該当する選択肢を3つまで選んでください。」

学生が大学受験時に重視した大学の情報において、30%を超えた選択肢は、「大学の立地」（42.0%）、「教育内容」（49.5%）、「就職状況」（33.2%）だった。

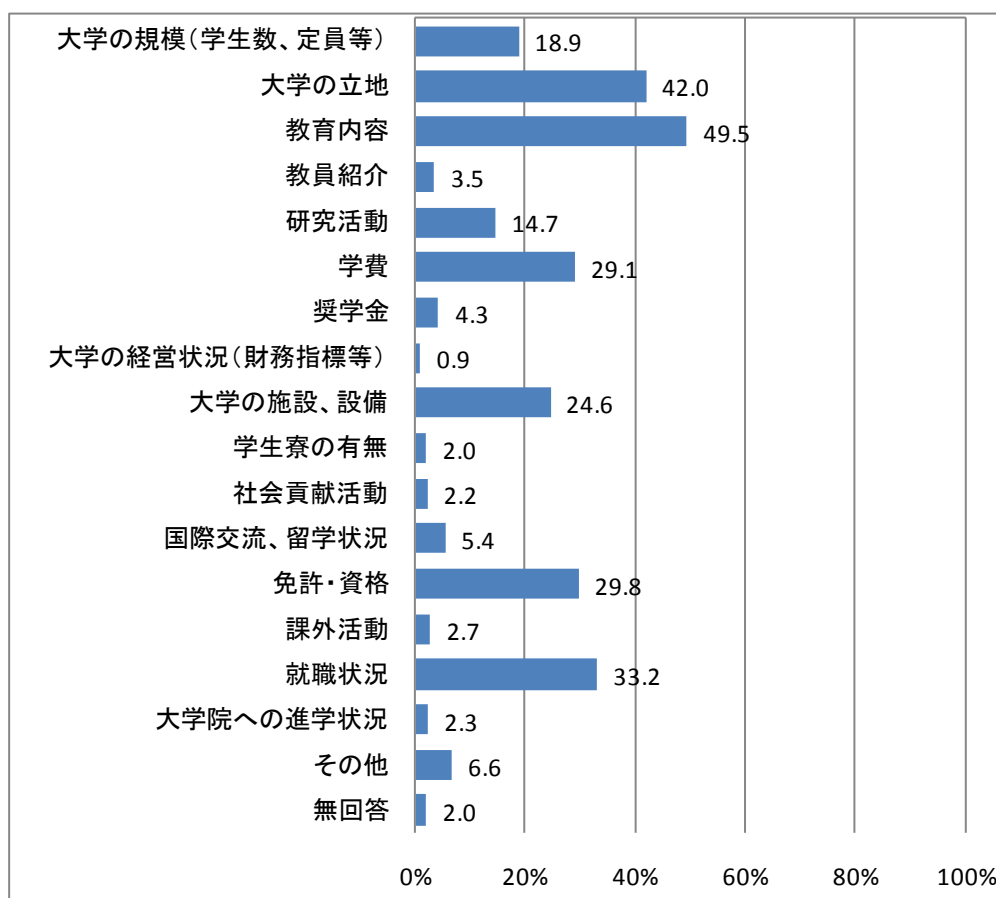


図 9-48 受験する大学を選ぶ際に、重視した大学の情報は何か(3つまで選択可)(学生、n=883)

### 9-3-5 企業

#### (1) 学士力

質問内容：「「学士力」を構成する 13 項目を、大学の学士の卒業生が備えているべき能力として、どの程度重視するか。」

「非常に重視している」、「重視している」の合計が 90%を超えたものは、「コミュニケーション・スキル」(99.2%)、「論理的思考力」(93.7%)、「問題解決力」(92.2%)、「自己管理能力」(94.5%)、「チームワーク・リーダーシップ」(95.3%) だった。逆に、40%以下だったものは、「多文化・異文化に関する知識の理解」(37.6%)、「人類の文化、社会と自然に関する知識の理解」(32.0%) だった。

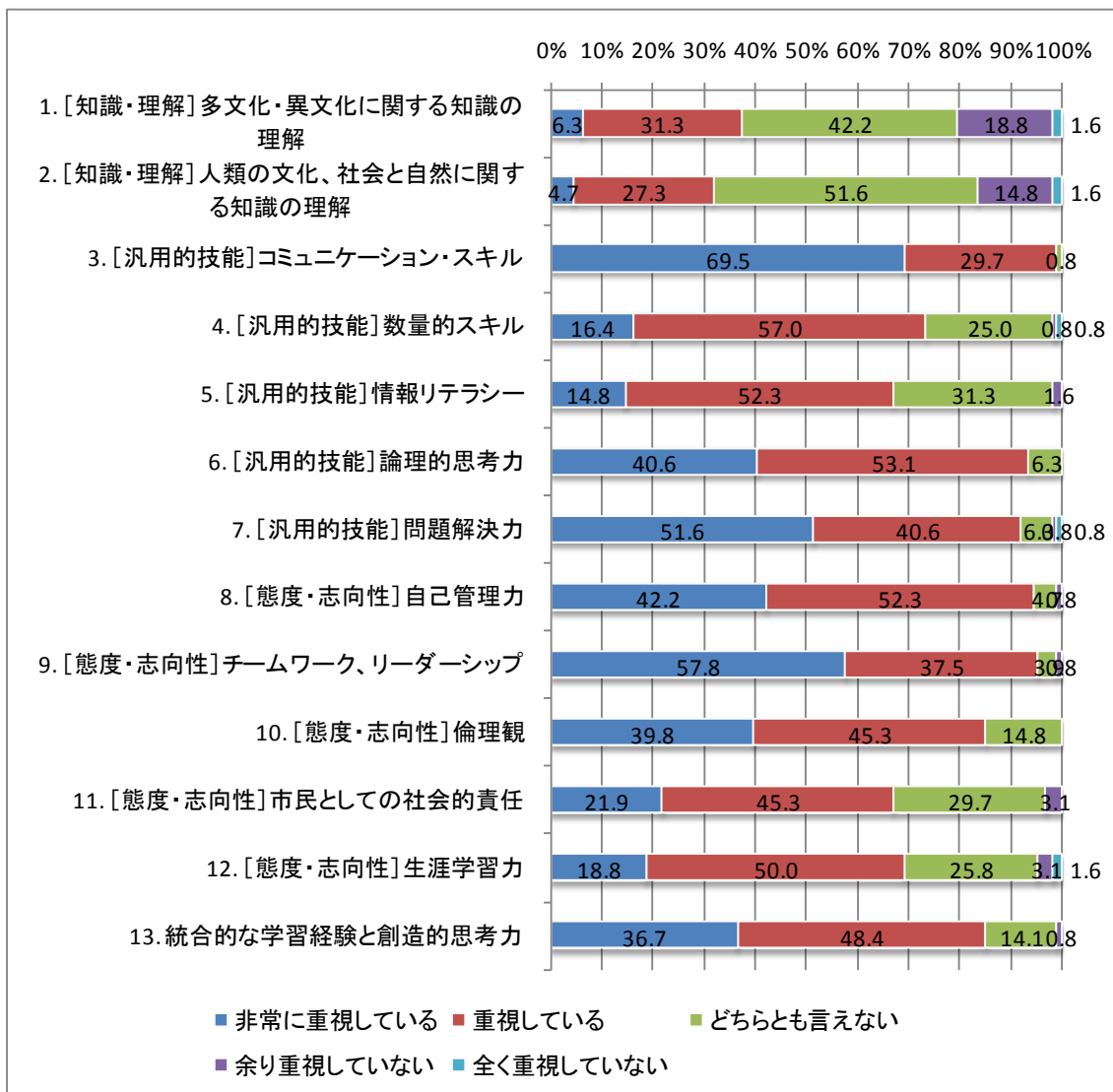


図 9-49 「学士力」を構成する 13 要素について、大学の学士の卒業生が備えているべき能力として、どの程度重視するか（企業、n=128）

質問内容：「これらの学士力を構成する 13 項目は、どの程度大学のカリキュラムで重視されるべきであるか。重視すべきであるかと思う項目を 3 つまで選んでください」

「重視すべき」との回答の割合が 30%を超えたものは、「コミュニケーション・スキル」（56.3%）、「論理的思考力」（54.7%）、「問題解決力」（46.9%）、「総合的な学習経験と創造的思考力」（32.0%）だった。「汎用的技能」に属する学士力の構成要素に対して重視すべきとの意見が強かった。

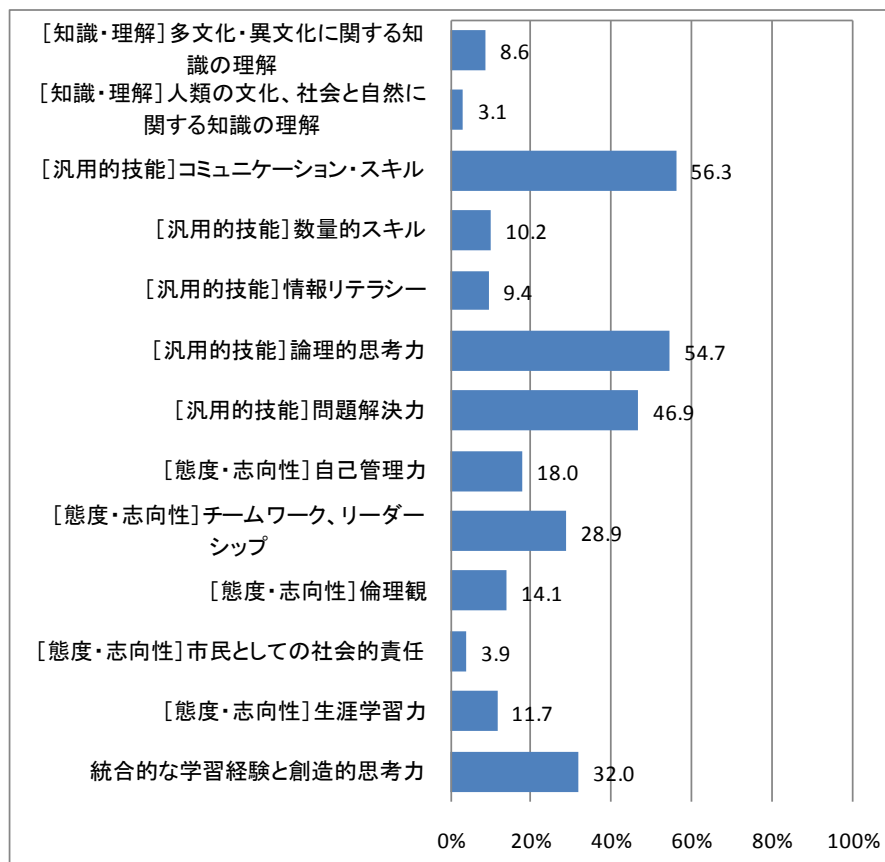


図 9-50 「学士力」を構成する 13 要素は学位プログラムでどの程度重視されるべきであるか（3 つまで選択可）（企業、n=128）

## (2) 質保証システムについての考え方

質問内容：「大学の質保証システムに関する以下の考え方について、どの程度合意できるか。」

どちらの考え方についても、「同意する」または「どちらかと言えば同意する」を選んだ割合は約 50～60% だった。ただし、「どちらとも言えない」との回答の割合も高かった。

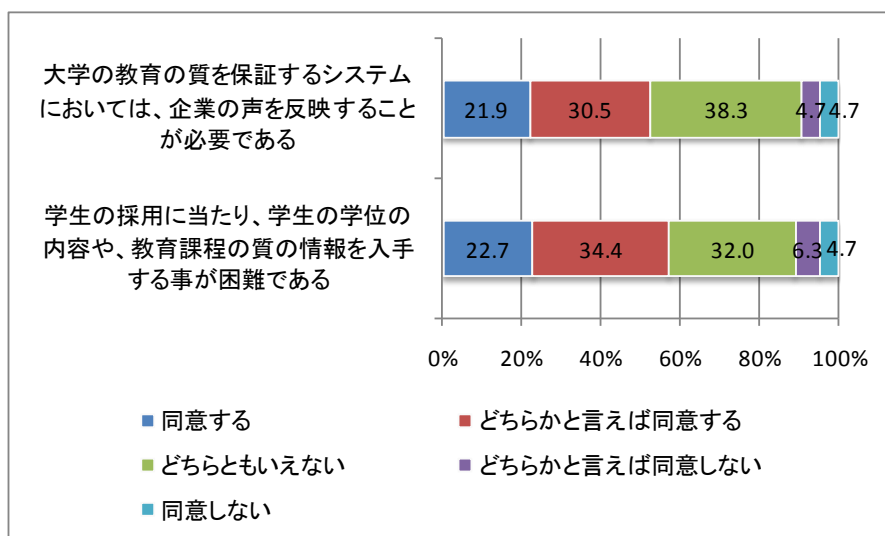


図 9-51 大学の質保証システムに関する考え方に合意できるかどうか（企業、n=128）

質問内容：「大学の最低基準としての質保証は、どの機関が持つべきか。」

大学の最低基準としての質保証については、「個々の大学が責任をもつべき」について同意する割合が高かった。

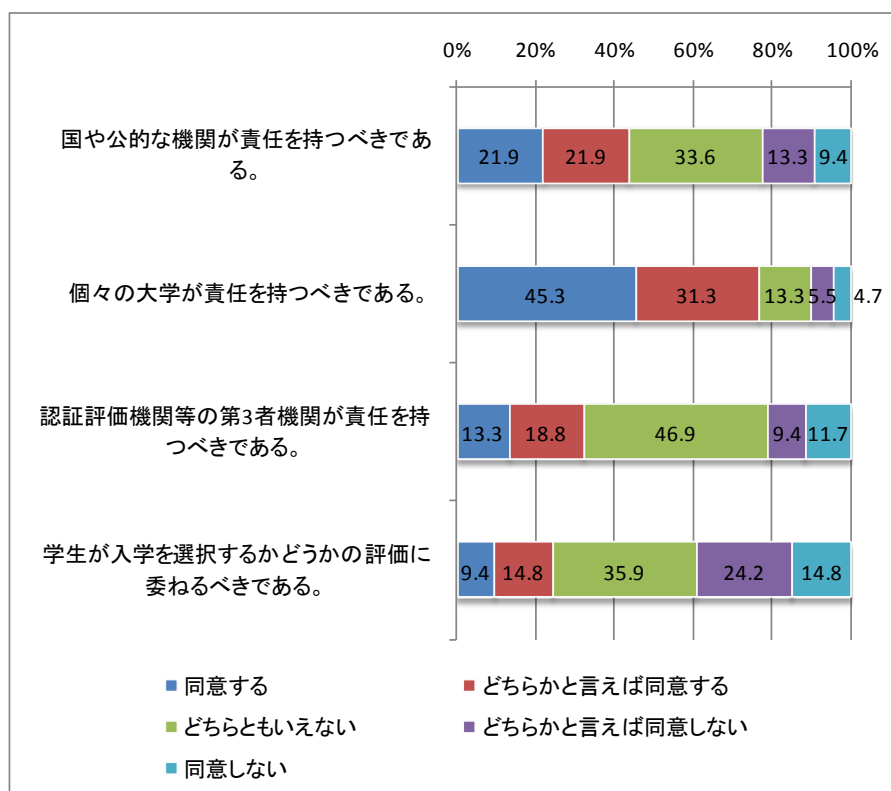


図 9-52 大学の最低基準としての質保証はどの機関が責任を持つべきか（企業、n=128）



質問内容：「大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は、どの機関が責任を持つべきか。」

大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証についても、「個々の大学が責任を持つべき」の回答の割合が他の考え方よりも高かった。

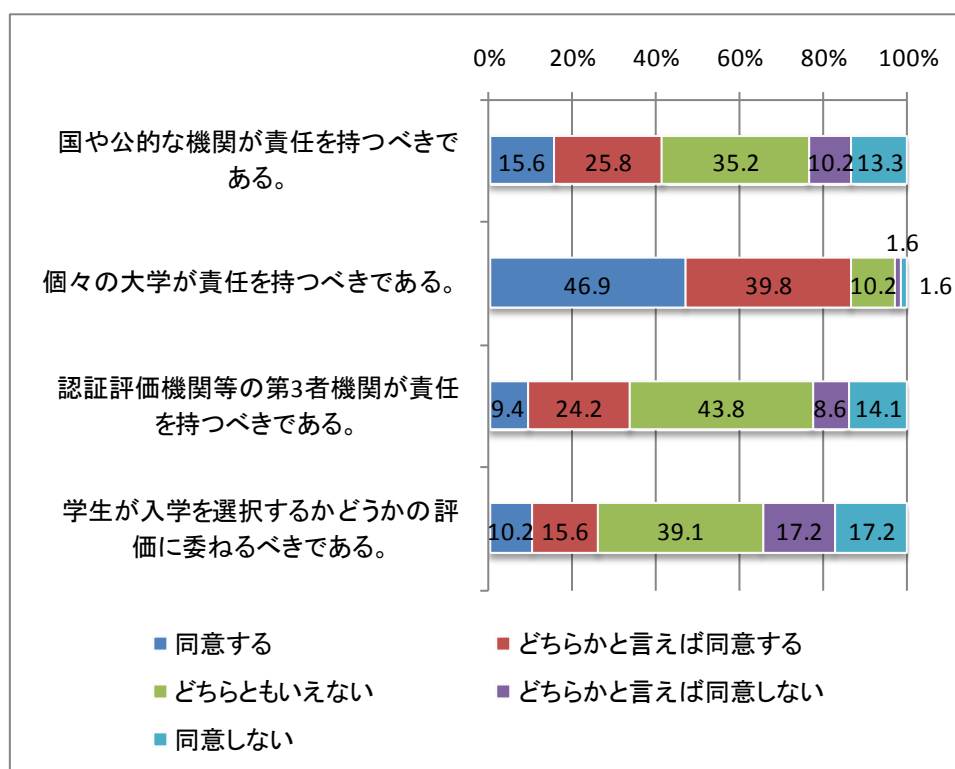


図 9-53 大学は目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証はどの機関が責任を持つべきか（企業、n=128）

質問内容：「大学の質保証の在り方に関する以下の考え方について、どのように考えるか。」

いずれの考え方についてもほぼ同様の結果であり。「同意する」の割合は30～40%、「どちらかと言えば同意する」を含めれば、60～75%程度だった。

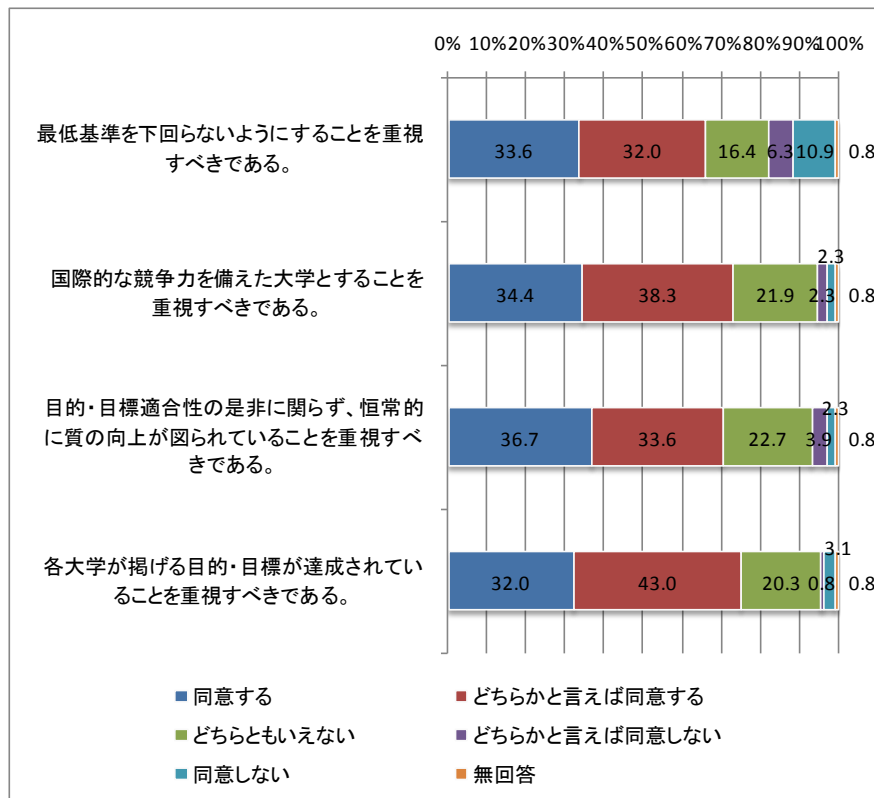


図 9-54 大学の質保証の在り方についてどう考えるか (企業、n=128)

質問内容：「大学の質保証に関して、国や公的な機関が担うべきものについて、どう考えるか。」

大学の質保証について、国や公的な機関が担うべきものに限定した場合には、「各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべき」について同意する割合が下がったが (75.0% → 43.1%)、他についてはほぼ同様だった。

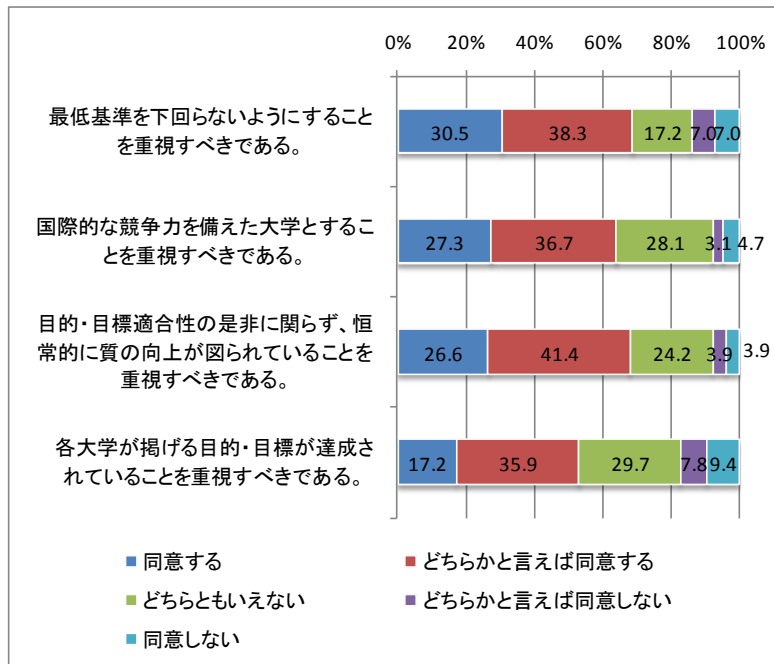


図 9-55 大学の質保証について国の機関が担うべきことは何か（企業、n=128）

### (3) 大学の学位課程について

質問内容：「以下の学位課程に関する命題に対して、どの程度合意できるかについて、選択して下さい。」

「教育の目標が明確に規定され、公表されるべき」、「卒業要件について明確に規定され、公表されるべき」、「学位の目的等について情報開示が十分にされるべき」については「同意する」を選択した割合が 80%を超えた（それぞれ、81.3%、85.2%、86.0%）。

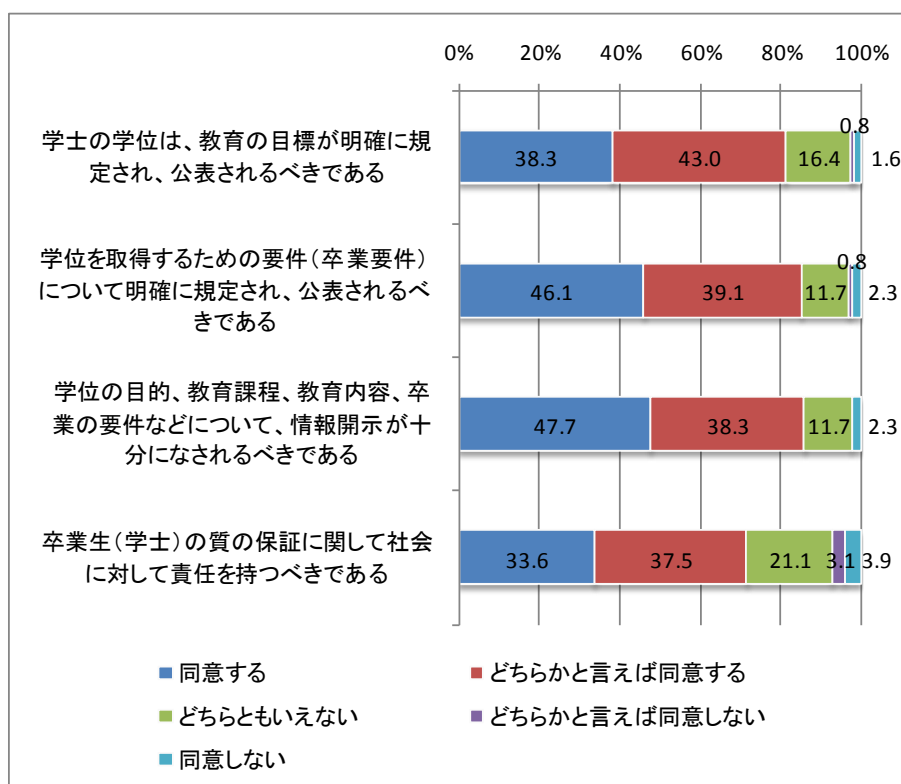


図 9-56 学位課程についての考え方について同意するかどうか (企業、n=128)

#### (4) 大学の目的を達成するための施設、設備、機能等の要件

質問内容：「学校基本法における、大学の目的を達成するために必要な、施設、設備、機能等の要件についてどのように考えるか。」

「全ての大学が備えているべき」、「備えていることが望ましい」の合計で 50%を下回ったものは、「寄宿舍」(26.6%)、「サークル活動等課外活動のための施設」(29.0%)、「休憩等のための十分な敷地面積を有する校地」(36.7%)、「託児所」(14.1%) だった。最も割合が高かったものは、「図書館」で 88.3% だった。

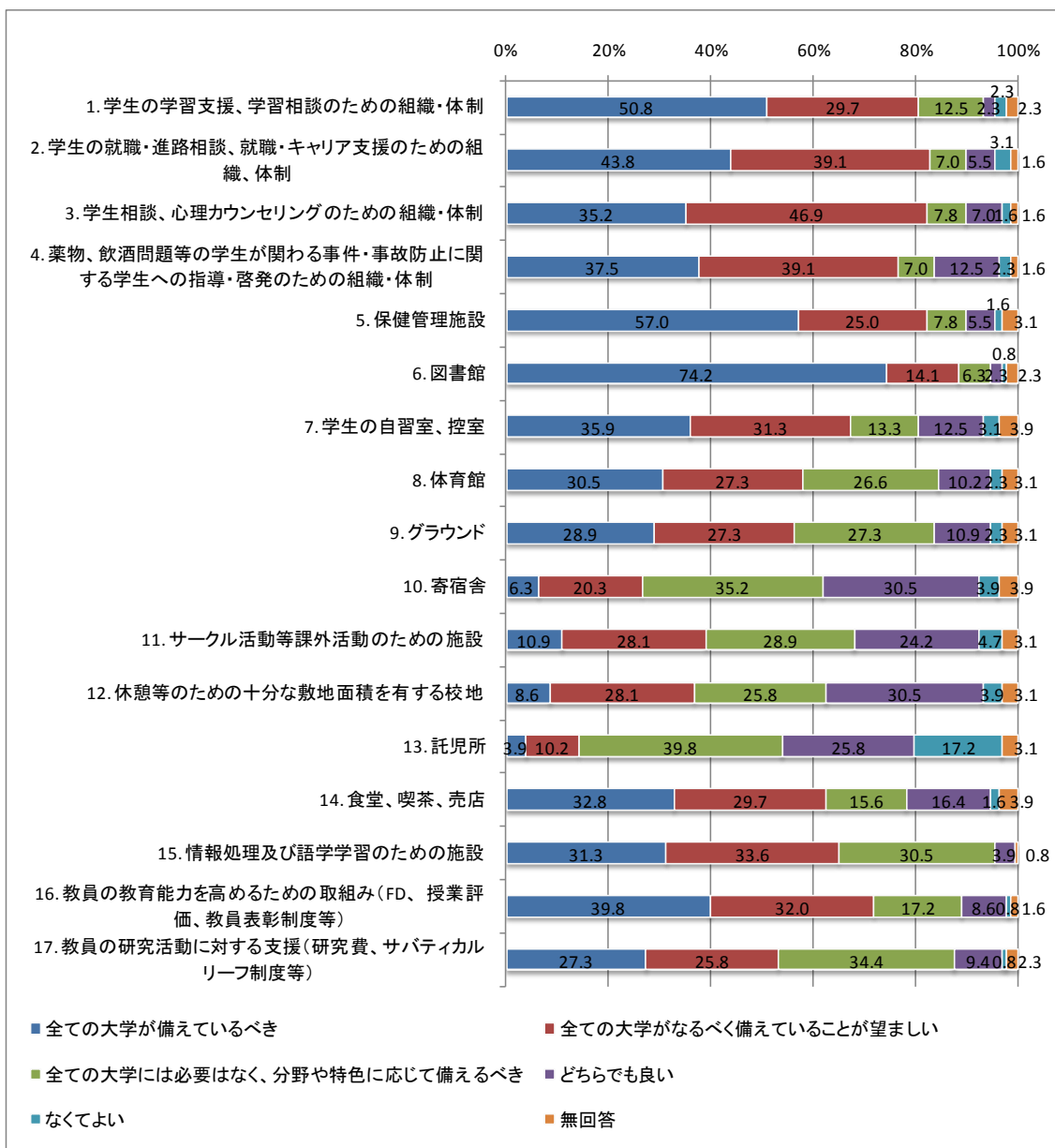


図 9-57 学校基本法における、大学の目的を達成するために必要な、施設、設備、機能等の要件 (企業、n=128)

## 9-4 回答結果の分析

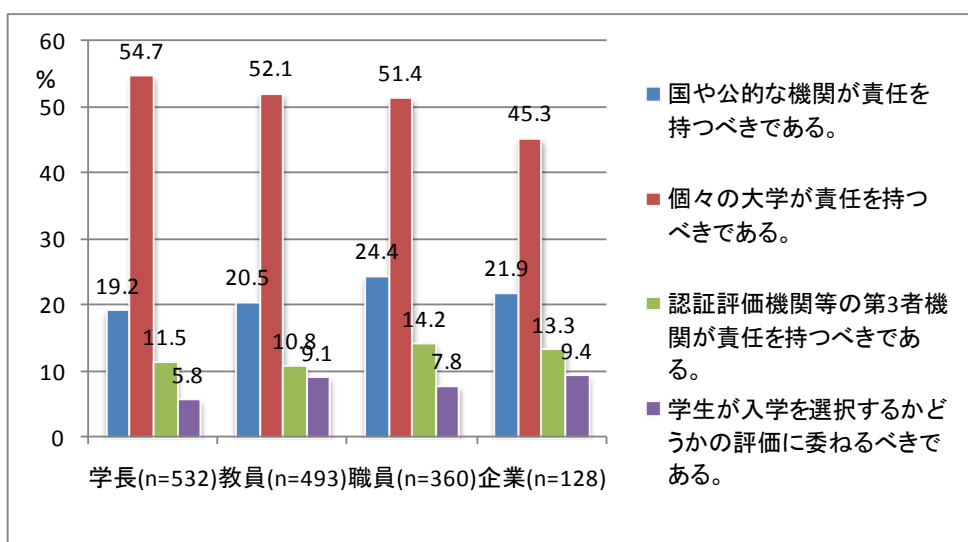
### 9-4-1 回答結果の調査対象間の比較

このセクションでは調査結果を調査対象 (学長、教員、職員、学生、企業) の間で回答結果を比較する。

### (1) 質保証についての考え方

質問内容：「大学の最低基準としての質保証はどこが責任を持つべきか。」

学長、教員、大学職員、企業の回答において、大学の質保証についての命題間での同意の大小の順位は同じであり、大小の程度もほぼ同じである。いずれも「個々の責任が責任を持つべき」の割合が高かった。特に、学長の回答においてこの考え方に対して同意する割合が高かった。

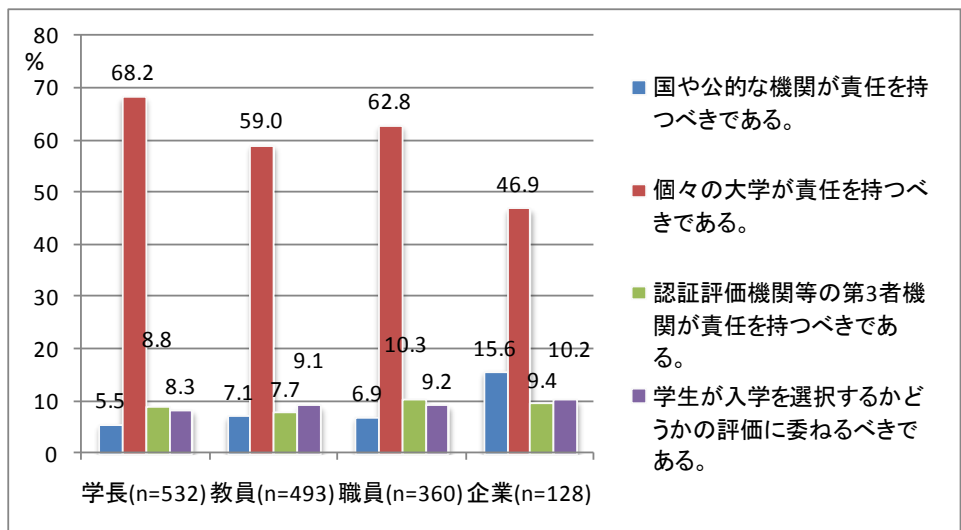


注：「同意する」を選択した割合を示す。

図 9-58 大学の最低基準としての質保証はどこが責任を持つべきか（学長、教員、職員、企業の比較）

質問内容：「大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は国や公的な機関が責任を持つべきである、という考え方に同意するか。」

目的・目標を大学が達成するための教育を実施しているかの質保証に関するこの質問においても、「個々の大学が責任を持つべき」に同意する割合がいずれの対象でも特に高く、他の考え方に対する同意の程度が低かったという点で共通点がみられた。

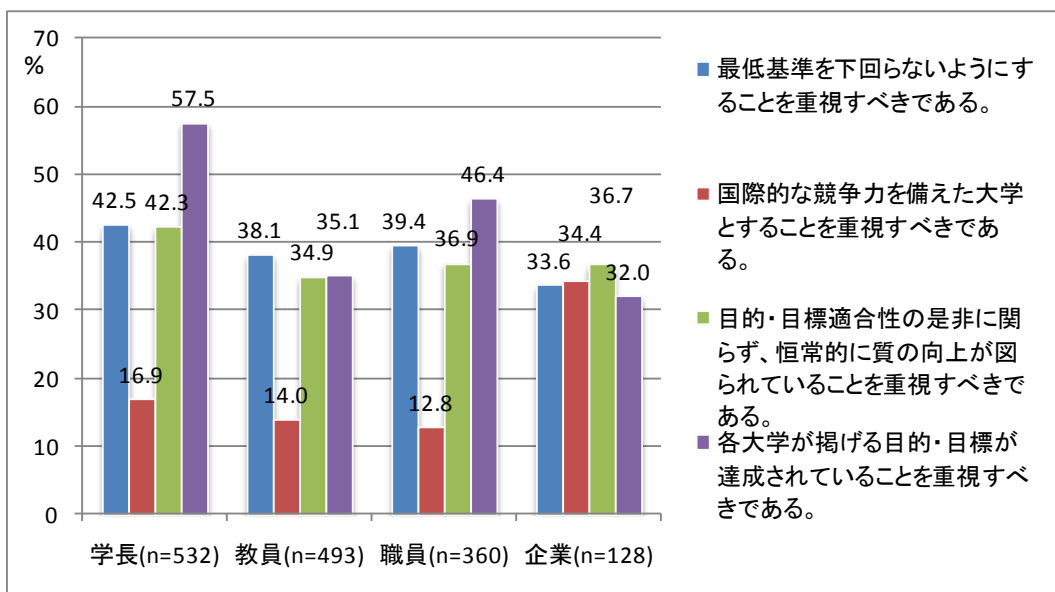


注：「同意する」を選択した割合を示す。

図 9-59 大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証はどの機関が責任を持つべきか（学長、教員、職員、企業の比較）

質問内容：「大学の質保証の在り方に関する以下の考え方について、同意するか。」

学長の回答では「各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべき」に同意する割合が他の対象者よりも高かった。企業のアンケート回答者では「国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべき」に同意する割合が大学関係者よりも高かった。

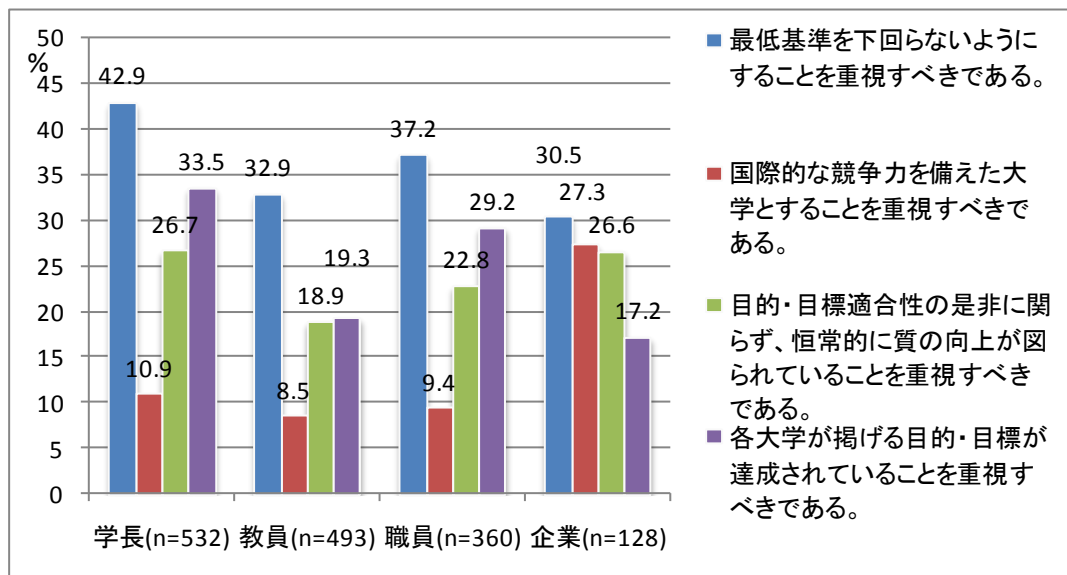


注：「同意する」を選択した割合を示す。

図 9-60 大学の質保証の在り方に関する考え方（学長、教員、職員、企業の比較）

質問内容：「大学の質保証に関して、国や公的な機関が担うべきものについて、どう考えるか。」

この質問においても、企業の回答者では「国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべき」に同意する割合が高かった。学長、教員、職員においては、「最低基準を下回らないようにすることを重視すべき」に同意する割合がいずれも最も高かった。



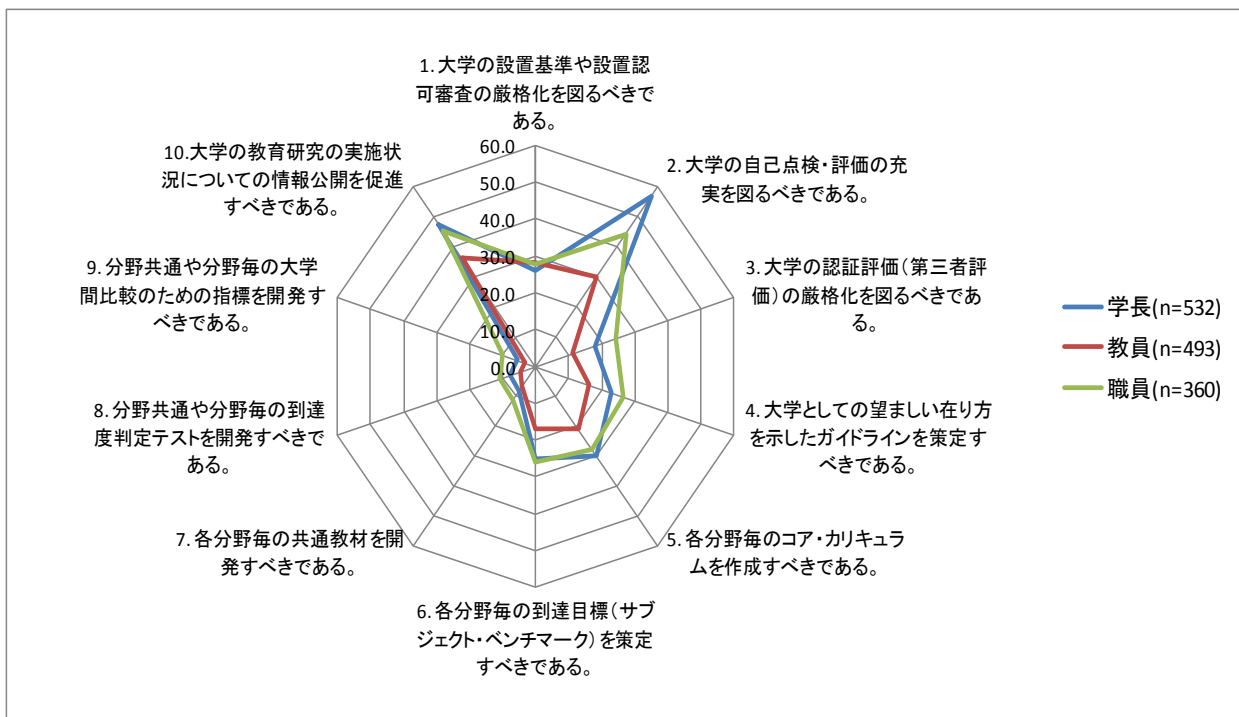
注：「同意する」を選択した割合を示す。

図 9-61 大学の質保証に関して、国や公的な機関が担うべきもの（学長、教員、職員、企業の比較）

質問内容：「大学の質保証に関する取り組みについての以下の考え方について、同意するか。」

教員はいずれの取り組みに対しても同意する割合が学長や職員よりも低かったが、グラフにおいて学長や職員の曲線とほぼ相似形であった。学長は「大学の自己点検・評価の充実を図るべき」に同意する割合が特に高かった。職員と学長は取組みに対する同意の強弱のパターンと大きさがほぼ同じだった。





注：「同意する」を選択した割合を示す。

図 9-62 大学の質保証に関する取り組みについての考え方（学長、教員、職員、企業の比較）

## (2) 学士力

質問内容：「学士力を構成する 13 項目は、どの程度大学のカリキュラムで重視されるべきであると考えるか。（3 つまで選択可）」

「コミュニケーション・スキル」をもっとも重視する点など、企業と学生の回答結果はほぼ似ていた。大きく異なったのは、企業の回答者の間で、「論理的思考力」を重視すべきの割合が学生よりも高かったことである。

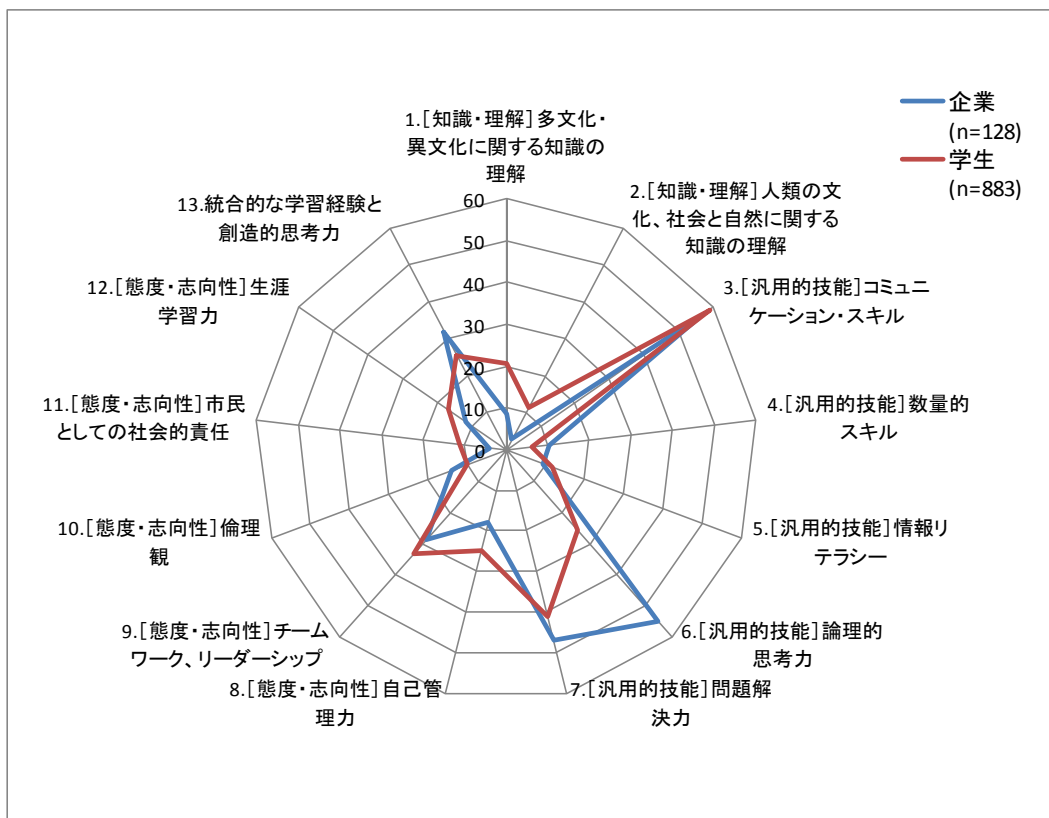
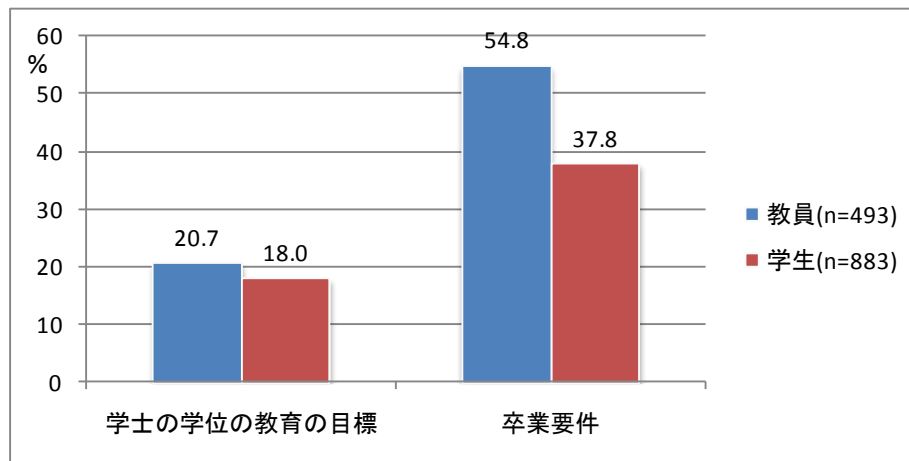


図 9-63 学士力を構成する 13 項目はどの程度大学のカリキュラムで重視されるべきか (学生と企業の比較)

### (3) 教育プログラム

質問内容：「あなたが所属する学部において、教育の目標と、学位を取得するための要件（卒業要件）が、学生に対して、十分に説明されているか。」

学生の回答に比較すると、教育目標や卒業要件が「十分に説明されている」と答えた教員の割合が高かった。教育の目標は、教員と学生のどちらにおいても、十分説明されていると答えた割合は約 2 割に留まり、卒業要件に比較すると低かった。

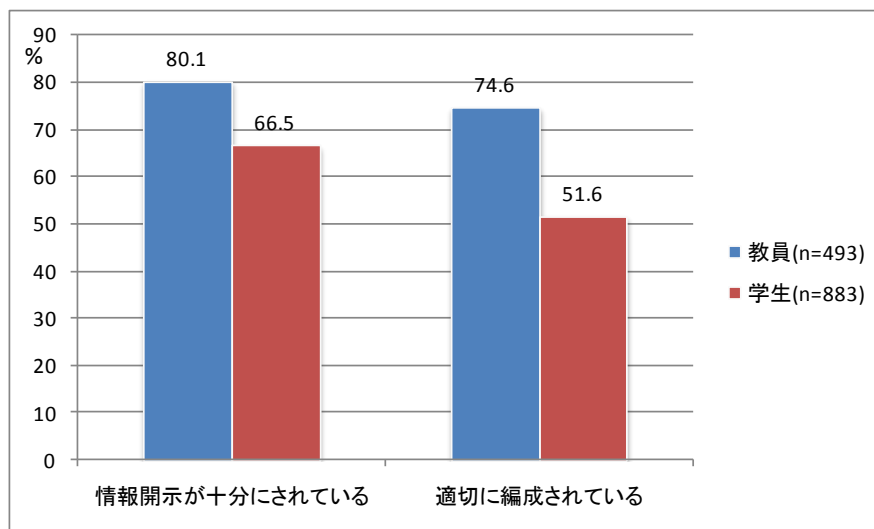


注：「十分に説明されている」を選択した割合を示す。

図 9-64 教育の目標と卒業要件が学生に対して十分に説明されているかどうか(教員と学生の比較)

質問内容：「あなたが所属する学部において、学士の学位の目的、教育課程、教育内容、卒業の要件などについて、情報開示が十分になされているか。学位課程のカリキュラムは、学位の教育の目標・目的を達成するために適切に編成されているか。」

上の質問と同様に教員では学生よりもこれらの質問に肯定の回答をする割合が高かった。



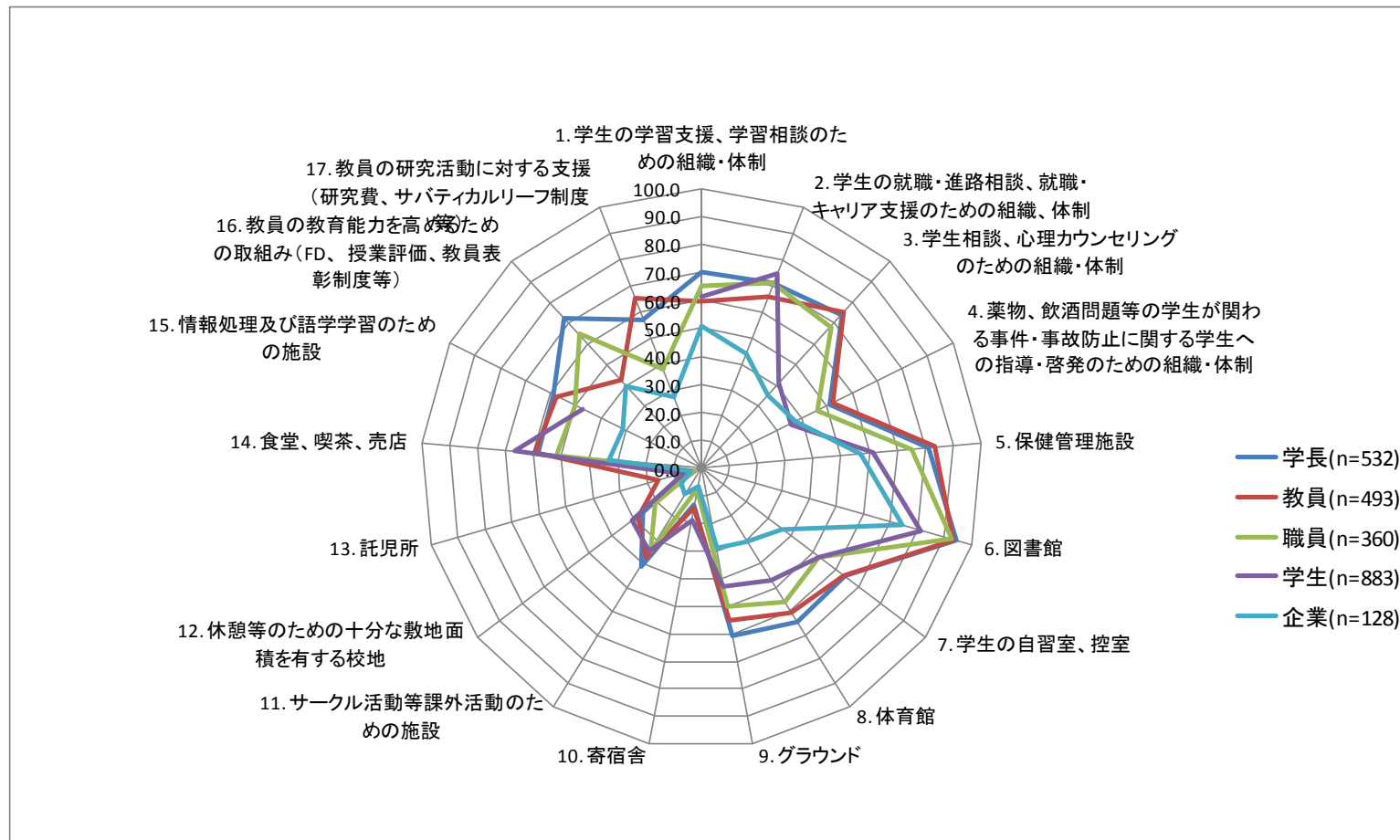
注：「十分にされている」「適切に編成されている」が選択された割合を示す。

図 9-65 学士の学位の目的、教育課程、教育内容、卒業の要件などについて情報開示が十分になされているか、学位課程のカリキュラムは、学位の教育の目標・目的を達成するために適切に編成されているか(教員と学生の比較)

#### (4) 必要な施設等の要件

質問内容：「学校基本法における、大学の目的を達成するために、どのような施設、設備、機能等が必要と考えるか。」

学生は「食堂、喫茶、売店」を除き、学長と教員よりも、必要性についての同意の程度が一般的に低かった。企業の回答者では一般的に学生以上に必要性に対する同意の程度が低かった。学長は「教員の教育能力を高めるための取り組み」で高かったが、教員では逆に弱かった。教員の回答では「教員の研究活動に対する支援」を必要と考えるものが他の対象者よりも高かった。



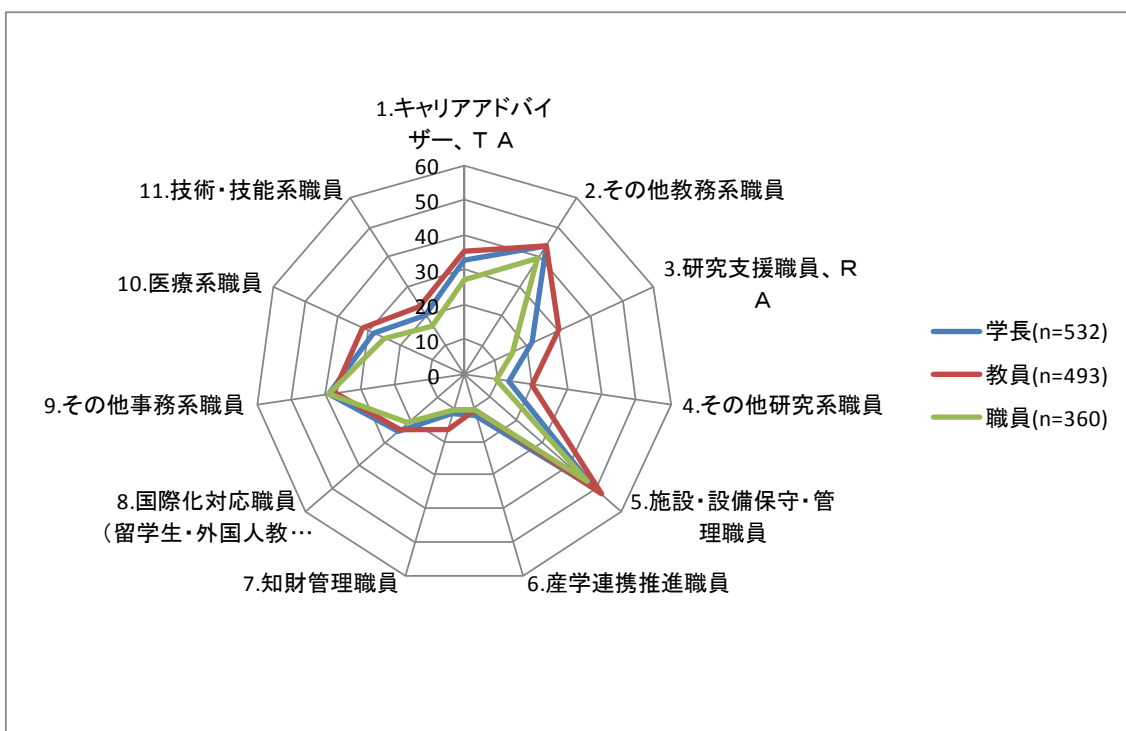
注：「全ての大学が備えているべき」を選択した割合を示す。

図 9-66 学校基本法における大学の目的を達成するために必要な施設、設備、機能等の要件（学長、教員、職員、学生、企業の比較）

### (5) 備えておくべき大学職員

質問内容：「学校教育法第92条第1項及び第2項にて定められている職員及び、備えることが可能な職員以外で、どのような職員を大学に備えておくべきと考えるか。」

職員は学長、教員よりも全般的に低かった。教員は全般的に高く、学長は教員と職員の認識の中間だった。強弱に若干の違いがあるが、「施設・設備保守・管理職員」を最も備えるべき職員と回答するなど、どの種類の職員を備えておくべきかについての認識は、3者の間で共通していた。



注：「全ての大学が備えているべき」を選択した割合を示す。

図 9-67 大学に備えておくべき職員（学長、教員、職員の比較）

#### 9-4-2 回答結果のクロス集計（調査対象内）

##### (1) 学長

設置区分別（国立、公立、私立）に主な回答結果を見る。

##### a. 大学の機能別分化（設置区分別）

質問内容：「平成17年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」における大学の機

能別分化について、どのように考えるか。)]

いずれの設置区分の大学においても、「同意する」、「どちらかと言えば同意する」の合計は8割を超えている。国立の大学の学長の回答において「同意する」の割合が公立や私立よりもやや低くなっており、「どちらかと言えば同意しない」の割合が10.7%であり、公立・私立の学長よりも高かった。

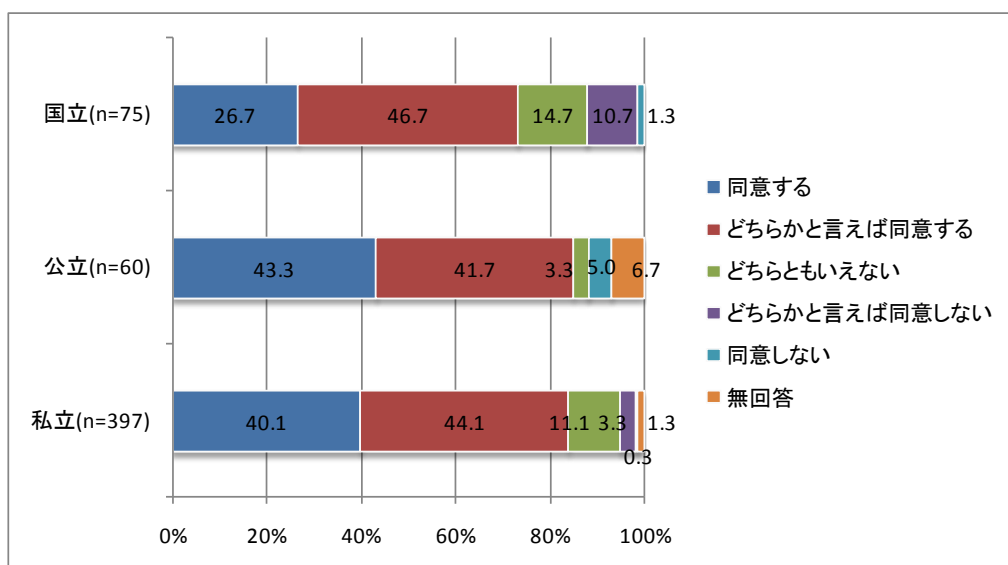


図 9-68 大学の機能別分化について、どのように考えるか (学長、設置区分別)

質問内容：「あなたの大学については、機能別分化について、どのように考えているか。」(図 9-69～図 9-75)

「世界的研究・教育拠点を目指す大学である」は国立大学において「非常に当てはまる」または「当てはまる」の回答の割合が大きく、「非常に当てはまる」が36%であった。「高度職業人養成を重視する大学である」においても国立大学において当てはまるとの回答の割合が高い。「幅広い職業人養成を重視する大学である」と「総合的教養教育を重視する大学である」では設置区分の違いはあまりみられなかった。「特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究を重視する大学である」では、やや公立、私立において、当てはまるとの回答の割合が高かった。「地域の生涯学習機会の拠点を目指す大学である」では、公立大学において当てはまるとの回答の割合が高く、28.3%の学長が「非常に当てはまる」を選んだ。「社会貢献機能を重視する大学である」は、国立大学、公立大学において高かった。

- 世界的研究・教育拠点をめざす大学である。

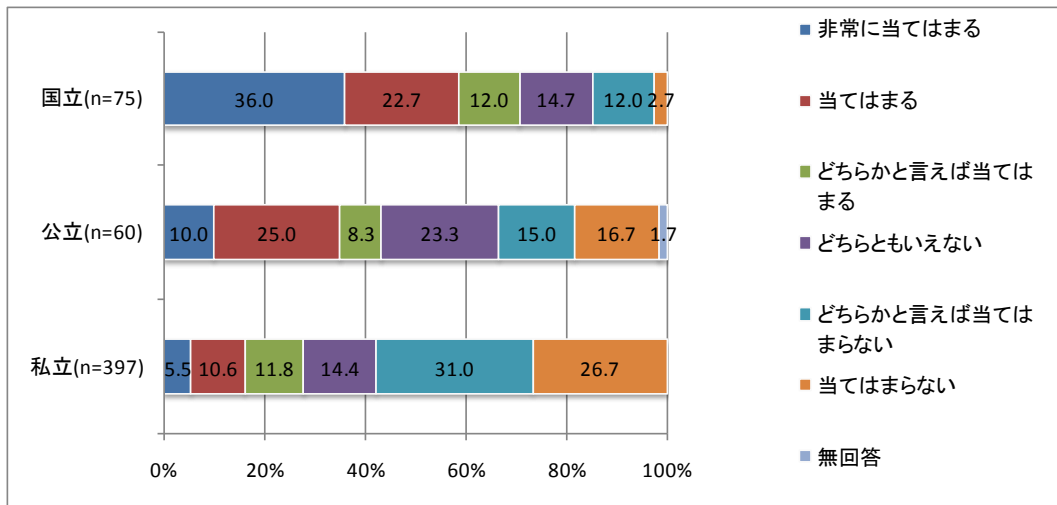


図 9-69 機能別分化の考え方①：世界的研究・教育拠点をめざす大学である（学長、設置区分別）

- 高度専門職業人養成を重視する大学である

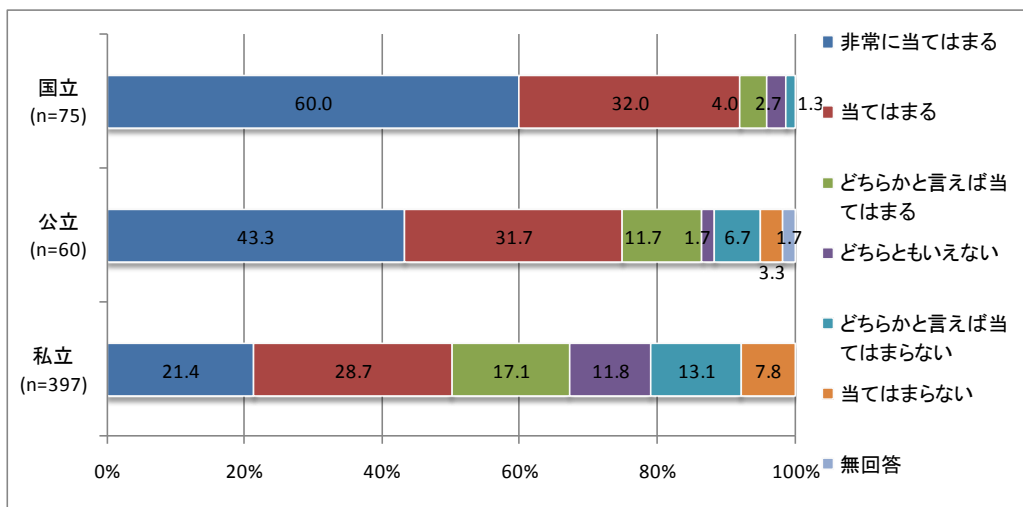


図 9-70 機能別分化の考え方②：高度専門職業人養成を重視する大学である（学長、設置区分別）



- 幅広い職業人養成を重視する大学である

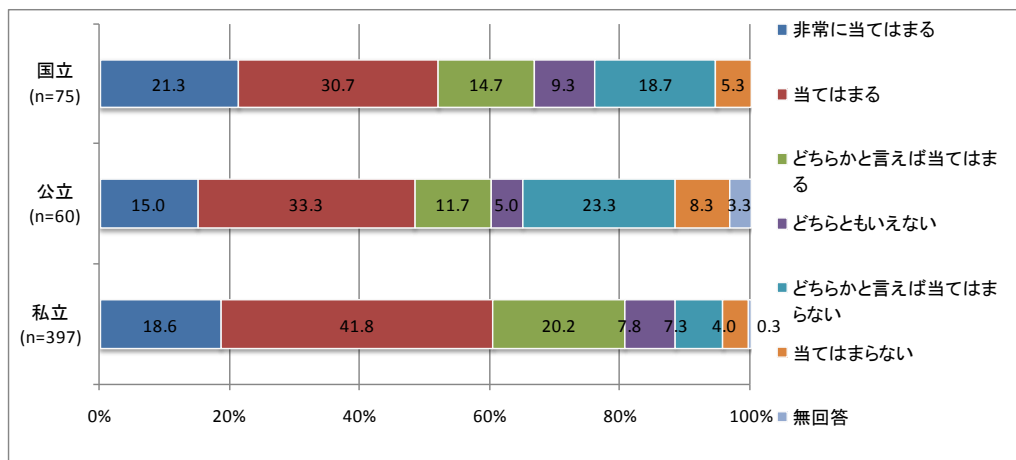


図 9-71 機能別分化の考え方③：幅広い職業人養成を重視する大学である（学長、設置区分別）

- 総合的教養教育を重視する大学である

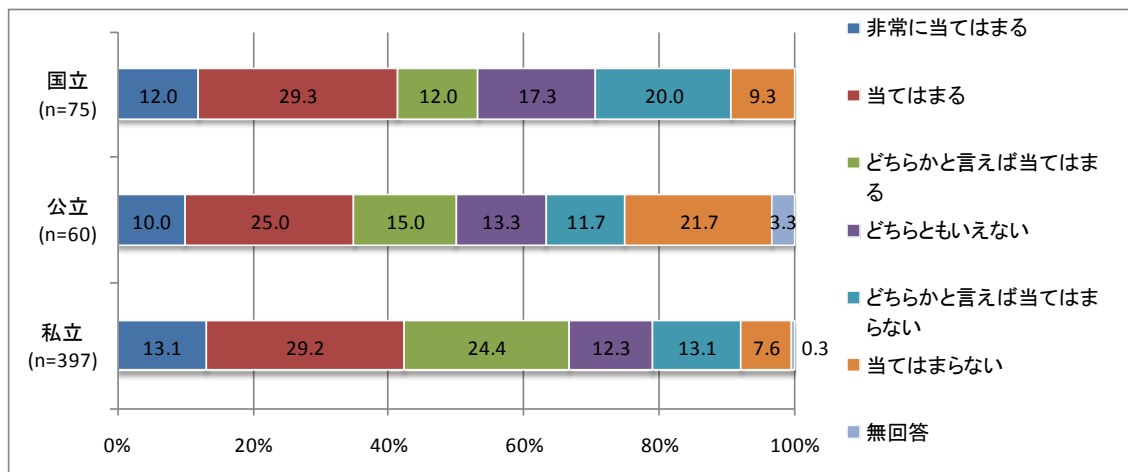


図 9-72 機能別分化の考え方④：総合的教養教育を重視する大学である（学長、設置区分別）

- 特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究を重視する大学である

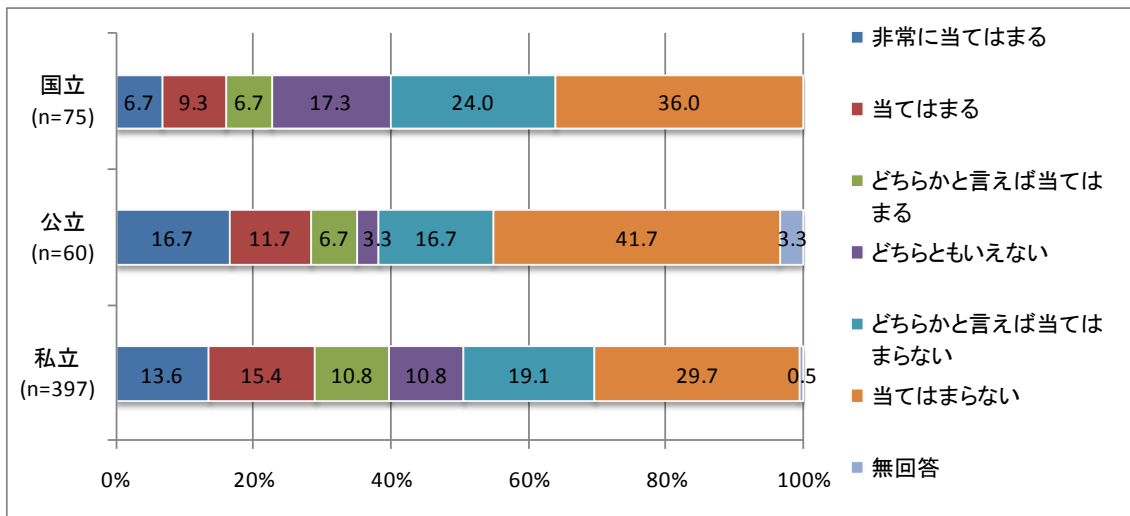


図 9-73 機能別分化の考え方⑤: 特定の専門的分野の教育・研究を重視する大学である (学長、設置区分別)

- 地域の生涯学習機会の拠点をめざす大学である

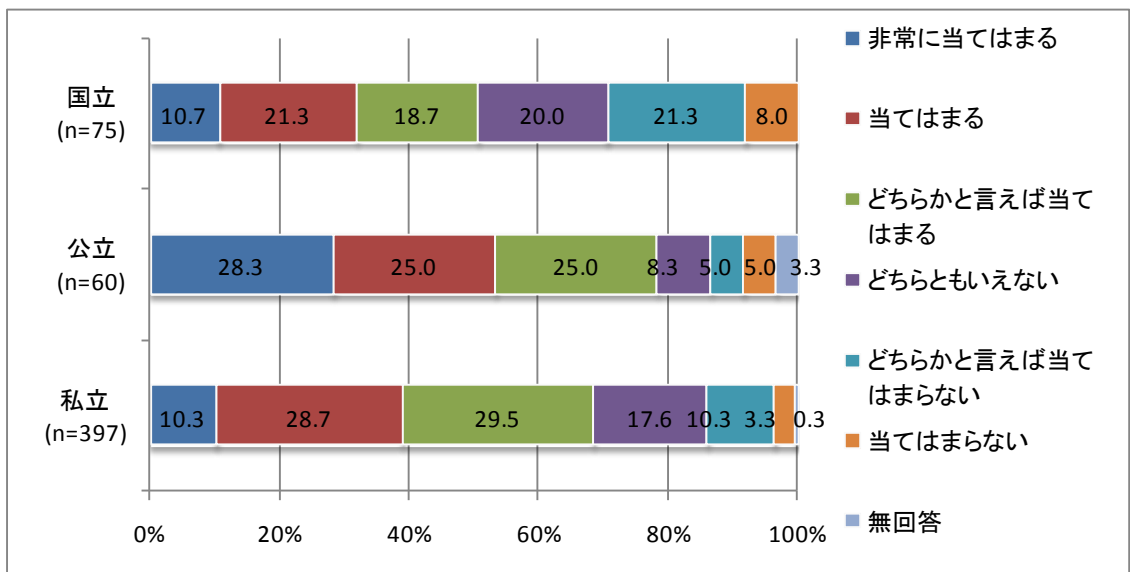


図 9-74 機能別分化の考え方⑥: 地域の生涯学習機会の拠点をめざす大学である (学長、設置区分別)

- 社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）を重視する大学である

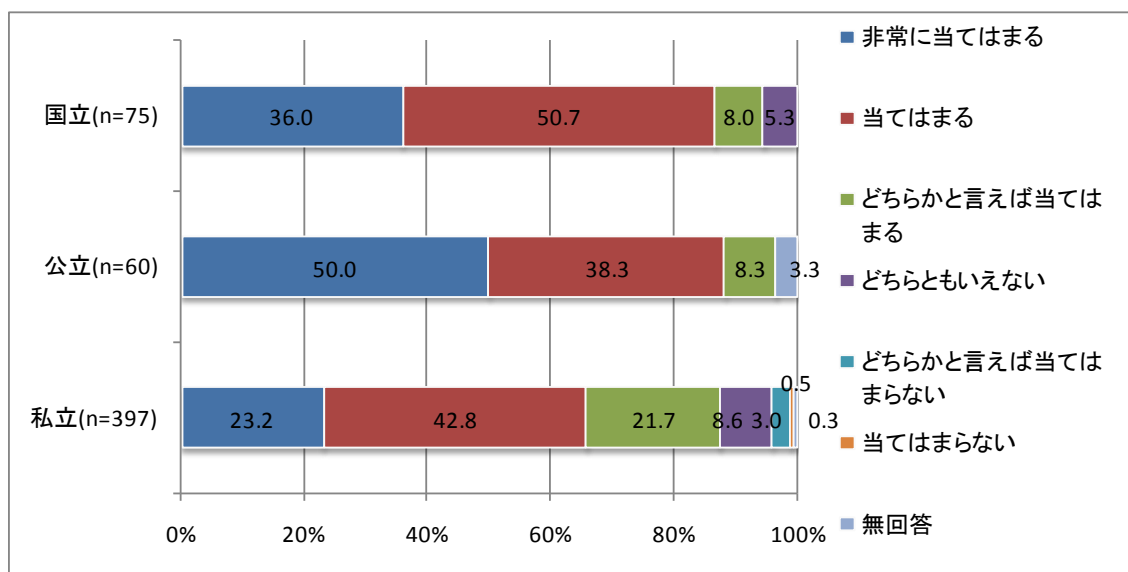


図 9-75 機能別分化の考え方⑦：社会貢献機能を重視する大学である（学長、設置区分別）

#### b. 大学の質保証（設置区分別）

質問内容：「大学の質保証の考え方について、当てはまる選択肢をそれぞれ一つずつ選んでください。」（図 9-76～図 9-79）

国立大学において「同意する」の割合が、公立大学、私立大学の回答よりもかなり高かったのは、「国や公的な機関が責任を持つべきである」との考え方だった。逆に、私立大学において同意するの割合がやや他の区分よりも高かったのは、「個々の大学が責任を持つべきである」との考え方だった。「第三者機関が責任を持つべき」との考え方においては、設置区分別の明確な違いはみられなかった。「学生が入学するかどうかの評価に委ねるべき」については、国立・公立の回答者に「同意しない」の割合が高かった。

- 大学の最低基準としての質保証は国や公的な機関が責任を持つべきである。

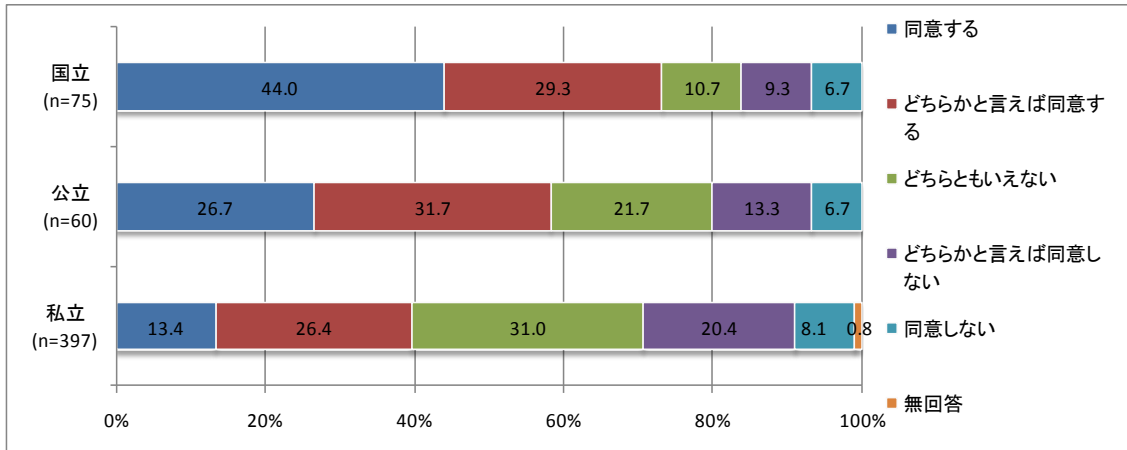


図 9-76 大学の最低基準としての質保証①：国や公的な機関が責任を持つべきである（学長、設置区分別）

- 大学の最低基準としての質保証は個々の大学が責任を持つべきである。

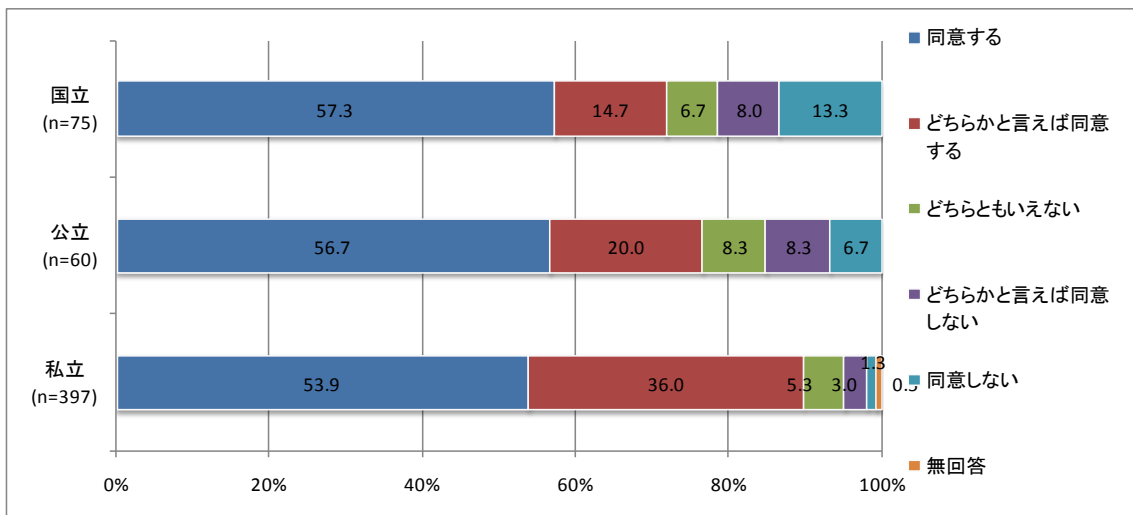


図 9-77 大学の最低基準としての質保証②：個々の大学が責任を持つべきである（学長、設置区分別）

- 大学の最低基準としての質保証は認証評価機関等の第3者機関が責任を持つべきである。

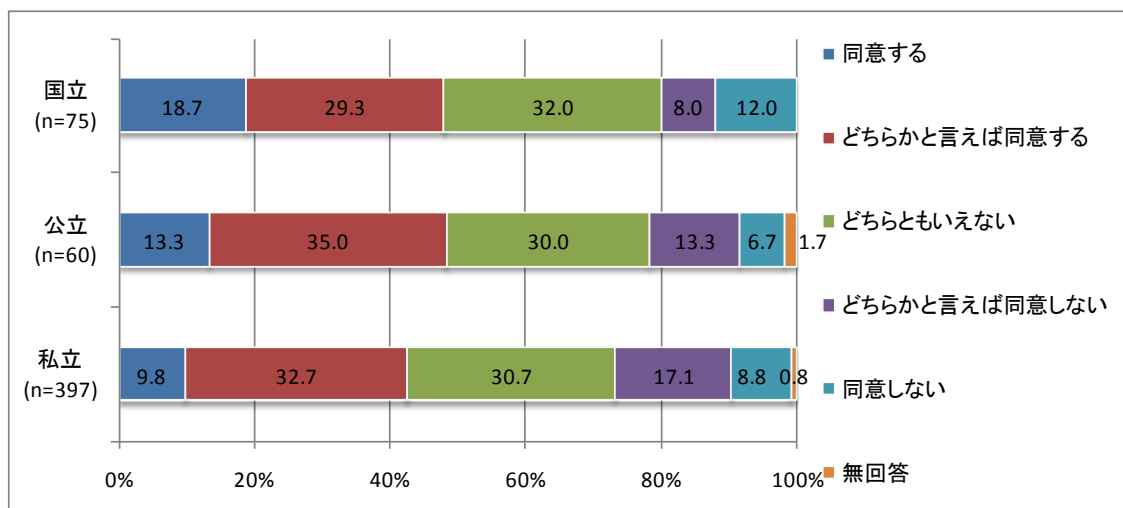


図 9-78 大学の最低基準としての質保証③:認証評価機関等の第3者機関が責任を持つべきである (学長、設置区分別)

- 大学の最低基準としての質保証は学生が入学を選択するかどうかの評価に委ねるべきである。

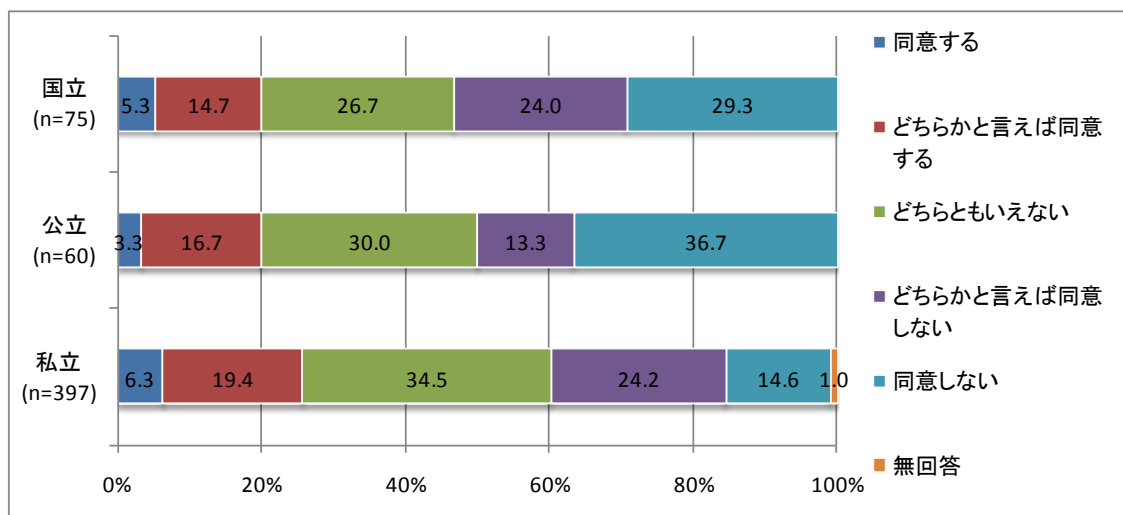


図 9-79 大学の最低基準としての質保証④:学生が入学を選択するかどうかの評価に委ねるべきである (学長、設置区分別)

質問内容：「大学の質保証の在り方に関する以下の考え方について、どのように考えるか。」(図9-80～図9-83)

「最低基準を下回らないことを重視すべき」との考え方においては、私立大学の学長の回答において割合が他の区分よりも高かった。国立大学、公立大学においてやや高かったのは「国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべき」との考え方だった。「恒常的な質の向上が図られていることを重視すべき」、「各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべき」においては、設置区分の間での大きな違いはみられなかった。

- 最低基準を下回らないようにすることを重視すべきである。

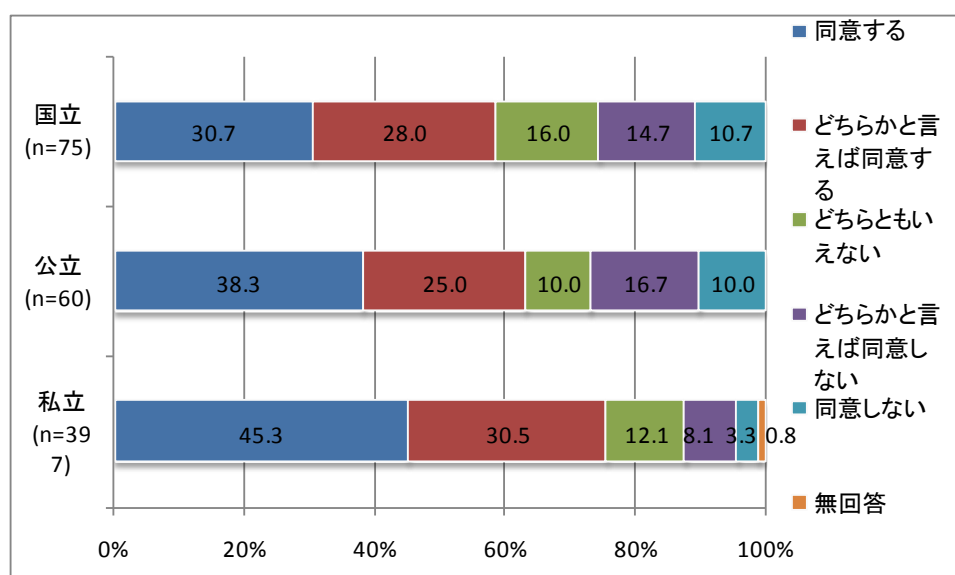


図9-80 大学の質保証の在り方①:最低基準を下回らないようにすることを重視すべきである (学長、設置区分別)

- 国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである。

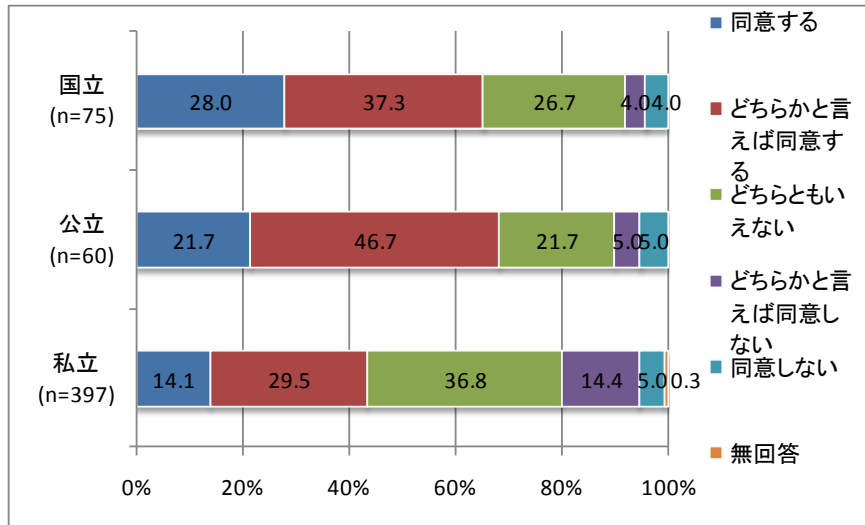


図 9-81 大学の質保証の在り方②:国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである (学長、設置区分別)

- 目的・目標適合性の是非に関らず、恒常的に質の向上が図られていることを重視すべきである。

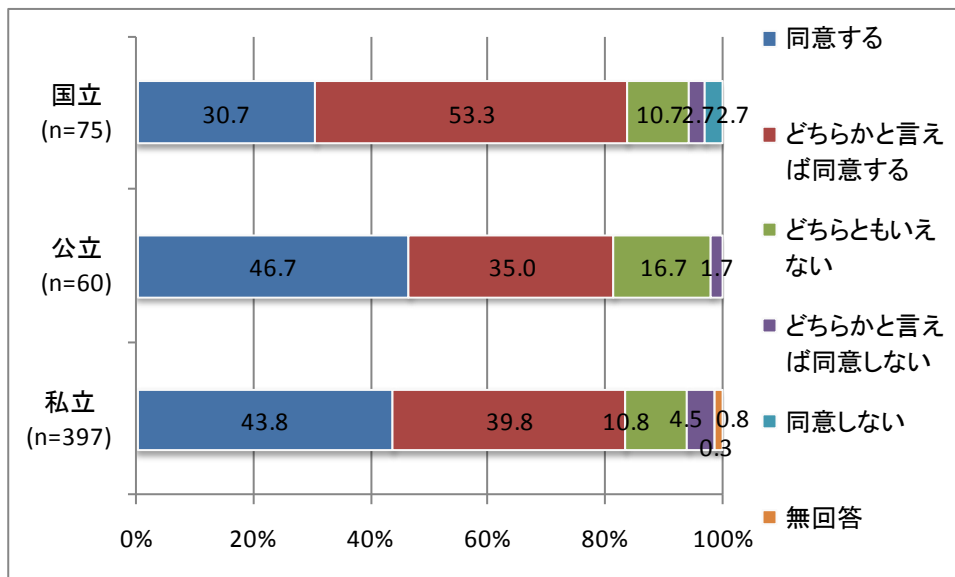


図 9-82 大学の質保証の在り方③: 目的・目標適合性の是非に関らず、恒常的に質の向上が図られていることを重視すべきである (学長、設置区分別)

- 各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべきである。

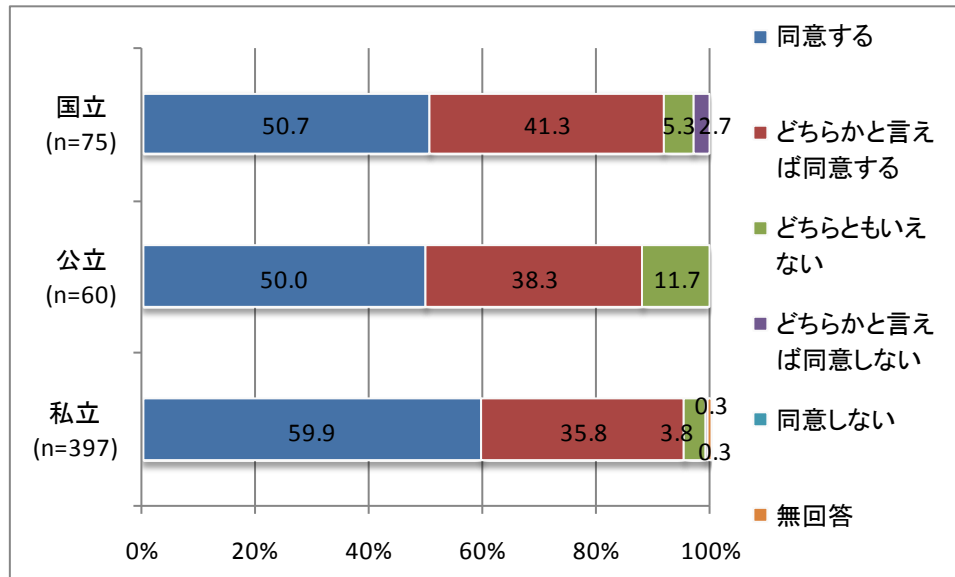


図 9-83 大学の質保証の在り方④：各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべきである（学長、設置区分別）

質問内容：「大学の質保証に関して、国や公的な機関が担うべきものについて、どう考えるか。」  
 (図 9-84～図 9-87)

「最低基準を下回らないようにすることを重視すべき」と「国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである」については、国立大学の学長の回答において同意する割合が他の設置区分の大学の学長よりも高かった。他の考え方では、設置区分別の違いはみられなかった。



- 国や公的な機関は、最低基準を下回らないようにすることを重視すべきである。

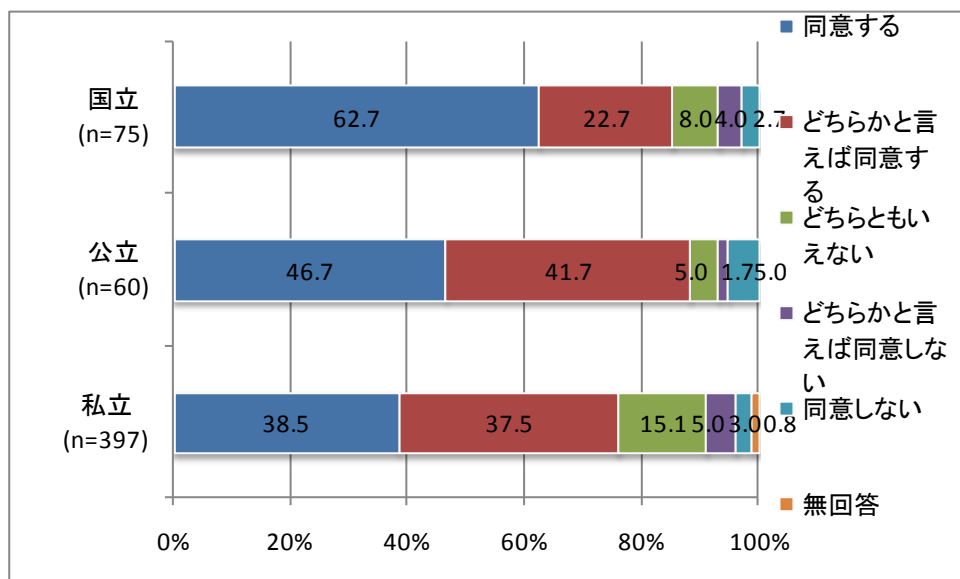


図 9-84 大学の質保証に関して国や公的な機関が担うべきこと①:最低基準を下回らないようにすることを重視すべきである (学長、設置区分別)

- 国や公的な機関は、国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである。

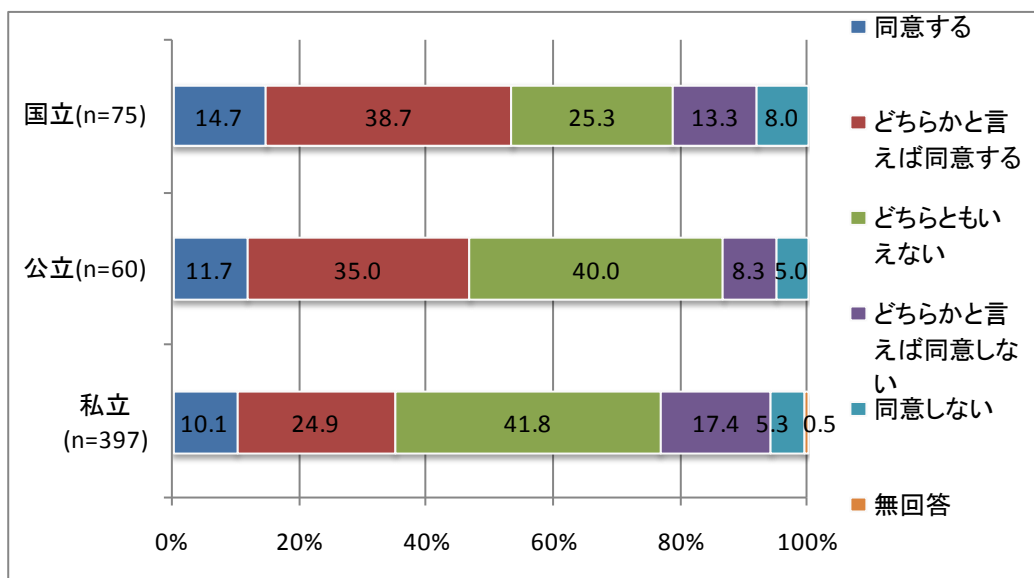


図 9-85 大学の質保証に関して国や公的な機関が担うべきこと②:国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである (学長、設置区分別)

- 国や公的な機関は、目的・目標適合性の是非に関らず、恒常的に質の向上が図られていることを重視すべきである。

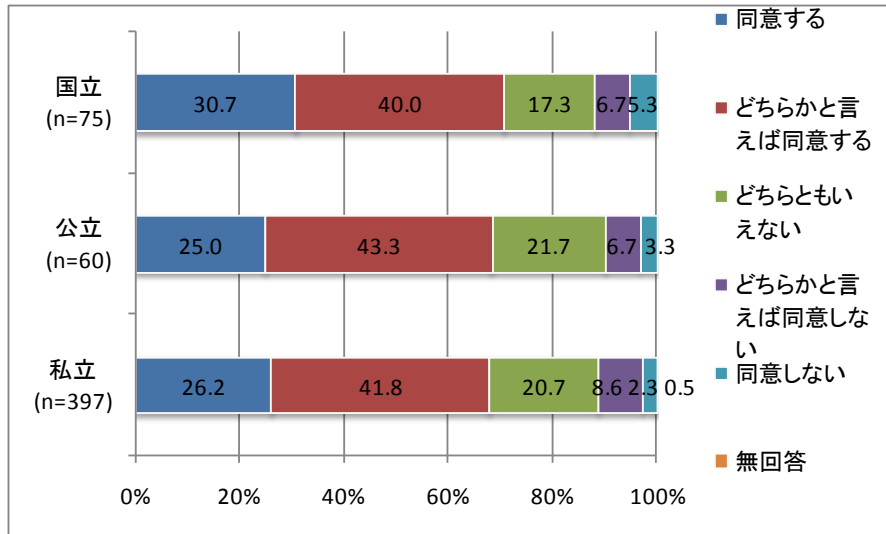


図 9-86 大学の質保証に関して国や公的な機関が担うべきこと③：目的・目標適合性の是非に関らず、恒常的に質の向上が図られていることを重視すべきである（学長、設置区分別）

- 国や公的な機関は、各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべきである。

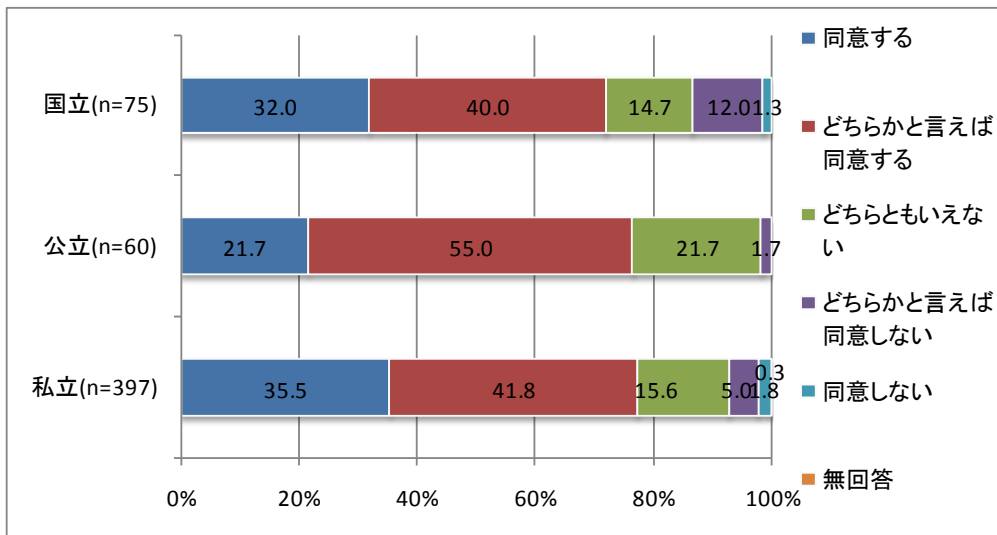


図 9-87 大学の質保証に関して国や公的な機関が担うべきこと④：各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべきである（学長、設置区分別）

## (2) 教員

専門分野別、設置区分別（国立、公立、私立）に主な回答結果を見る。

大学の最低基準としての質保証はどの機関が責任を持つべきか、大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証はどの機関が責任を持つべきか、大学の質保証に関して、国や公的な機関が担うべきものについてどう考えるか、の3つの質問に対する回答結果には、専門分野間、設置区分間で大きな違いはみられなかった。このため、ここでは、以下の質問内容に絞って、専門分野別、設置区分別の回答結果の違いをみている。

なお、専門分野において、農学、薬学、家政、芸術は回答数が20人以下であり、また、設置区分では公立大学の教員は26人であり、他の設置区分よりも少ないため、回答の割合の差の解釈は注意を要する。このため、専門区分については、特に、回答数の多い人文科学、社会科学、理学、工学、医歯薬学を中心に比較し、設置区分については、国立大学と私立大学を中心に比較する。

質問内容：「大学の質保証に関する取り組みについての以下の考え方について、どのように考えるか。」（図9-88～図9-107）

クロス集計結果は、図9-88～図9-107に示す。これらの図から、専門分野間、設置区分間での相違をまとめたものが表9-4である。全般的な傾向としては、工学、医学については、人文社会、社会科学、理学に比較すれば、これらの考え方について、「同意する」との回答をした教員の割合がやや高くなっている。例えば、「大学の自己点検・評価の充実を図るべきである」などの考え方である。特に、医学は「到達目標を策定すべき」「共通教材を開発すべき」「大学間比較の指標を開発すべき」のいずれにおいても他の学部よりも同意する割合が高くなっている。

もっとも、これらの議論はクロスで見た時の相対的な大小の比較であるため、全体として同意のレベルが低い中での高低の場合があるため注意が必要である。

設置区分別にみた場合には、違いは殆ど見られなかった。

表 9-4 大学の質保証に関する取り組みについての考え方：専門分野・設置区分別の回答結果の相違

質保証の取り組みについての考え方	比較軸	主な相違の内容（同意のレベルの高低）
1.大学の設置基準や設置認可審査の厳格化を図るべきである（図 9-88、図 9-89）	専門分野別	医学がやや高い
	設置区分別	ほぼ同じ
2.大学の自己点検・評価の充実を図るべきである（図 9-90、図 9-91）	専門分野別	工学、医学がやや高い
	設置区分別	ほぼ同じ
3.大学の認証評価（第三者評価）の厳格化を図るべきである（図 9-92、図 9-93）	専門分野別	工学、医学がやや高い
	設置区分別	ほぼ同じ
4.大学としての望ましい在り方を示したガイドラインを策定すべきである（図 9-94、図 9-95）	専門分野別	医学がやや高い
	設置区分別	私立がやや高い
5.各分野毎のコア・カリキュラムを作成すべきである（図 9-96、図 9-97）	専門分野別	理学、工学、医学がやや高い
	設置区分別	ほぼ同じ
6.各分野毎の到達目標（サブジェクト・ベンチマーク）を策定すべきである（図 9-98、図 9-99）	専門分野別	工学、医学が高い
	設置区分別	ほぼ同じ
7.各分野毎の共通教材を開発すべきである。（図 9-100、図 9-101）	専門分野別	医学が高い
	設置区分別	ほぼ同じ
8.分野共通や分野毎の到達度判定テストを開発すべきである（図 9-102、図 9-103）	専門分野別	理学が低い、工学はやや高い、医学は高い
	設置区分別	ほぼ同じ
9.分野共通や分野毎の大学間比較のための指標を開発すべきである（図 9-104、図 9-105）	専門分野別	医学が高い
	設置区分別	ほぼ同じ
10.大学の教育研究の実施状況についての情報公開を促進すべきである（図 9-106、図 9-107）	専門分野別	医学がやや高い
	設置区分別	国立がやや高い

- 大学の設置基準や設置認可審査の厳格化を図るべきである。

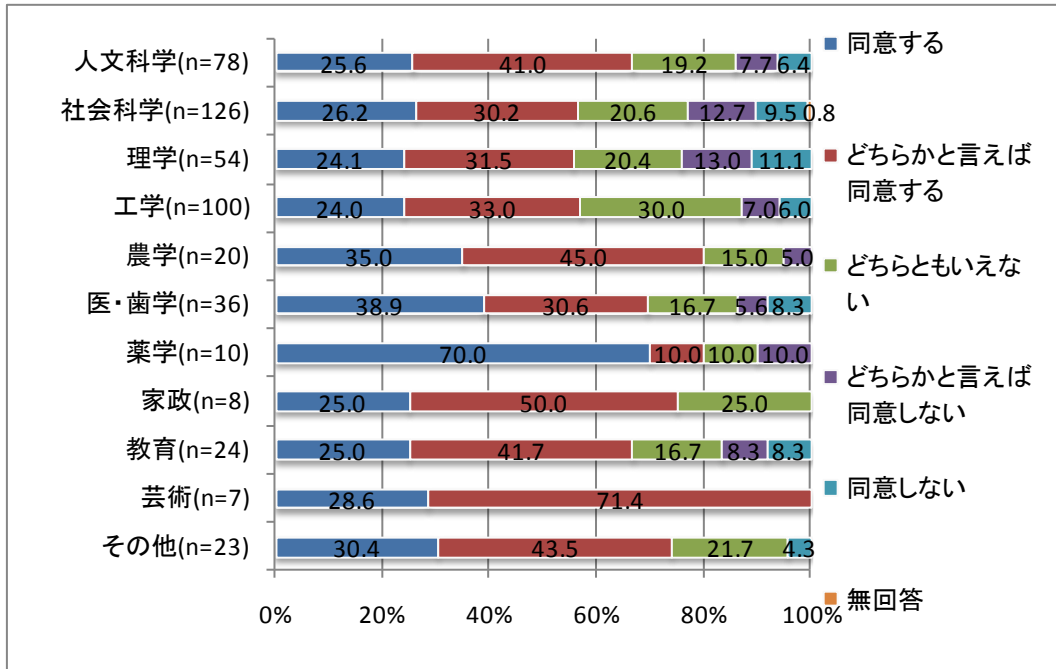


図 9-88 大学の質保証に関する取り組み①:大学の設置基準や設置認可審査の厳格化を図るべきである (教員、専門分野別)

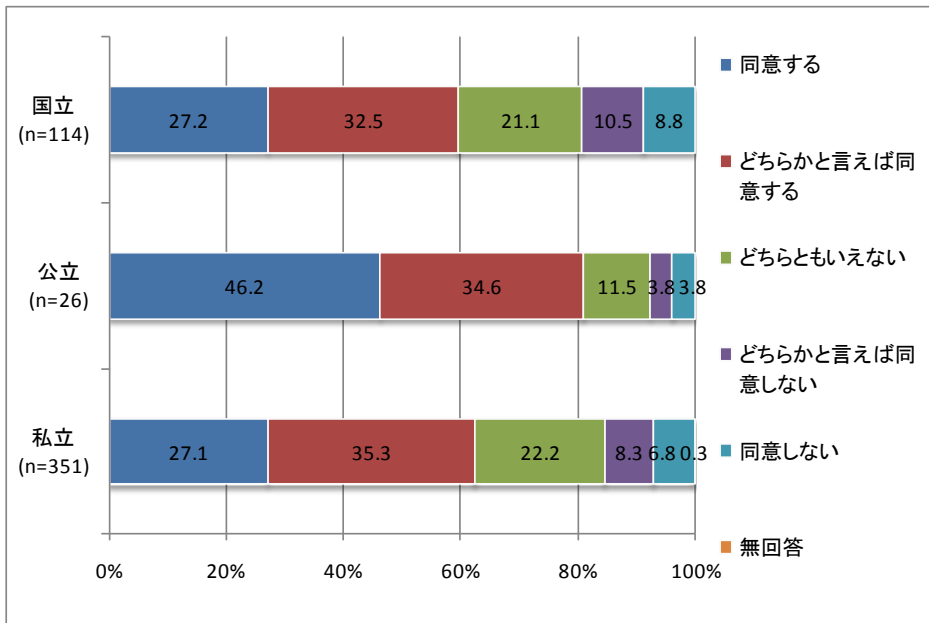


図 9-89 大学の質保証に関する取り組み①:大学の設置基準や設置認可審査の厳格化を図るべきである (教員、設置区分別)

- 大学の自己点検・評価の充実を図るべきである。

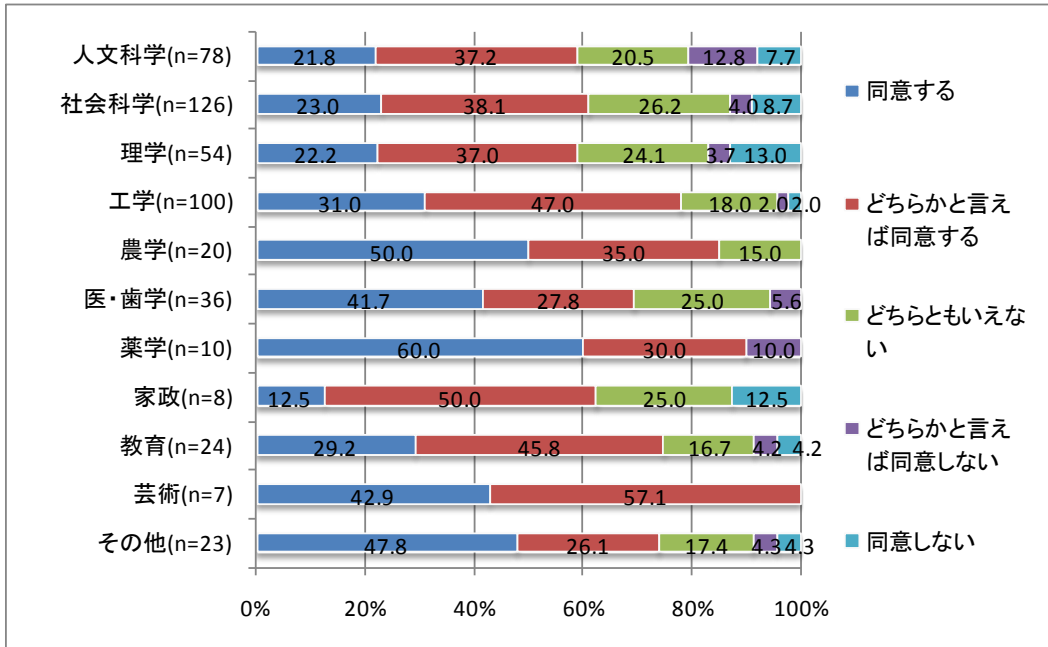


図 9-90 大学の質保証に関する取り組み②：大学の自己点検・評価の充実を図るべきである（教員、専門分野別）

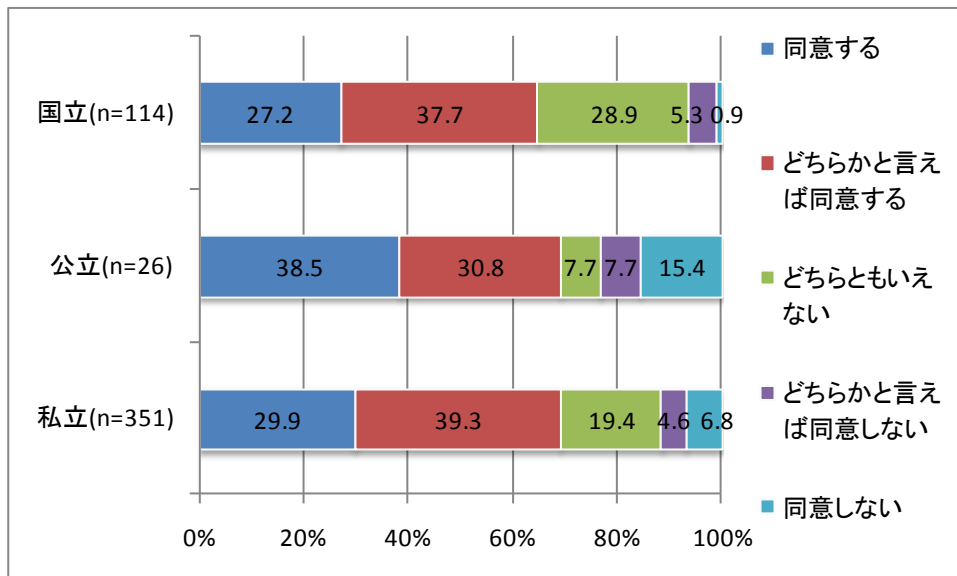


図 9-91 大学の質保証に関する取り組み②：大学の自己点検・評価の充実を図るべきである（教員、設置区分別）

- 大学の認証評価（第三者評価）の厳格化を図るべきである。

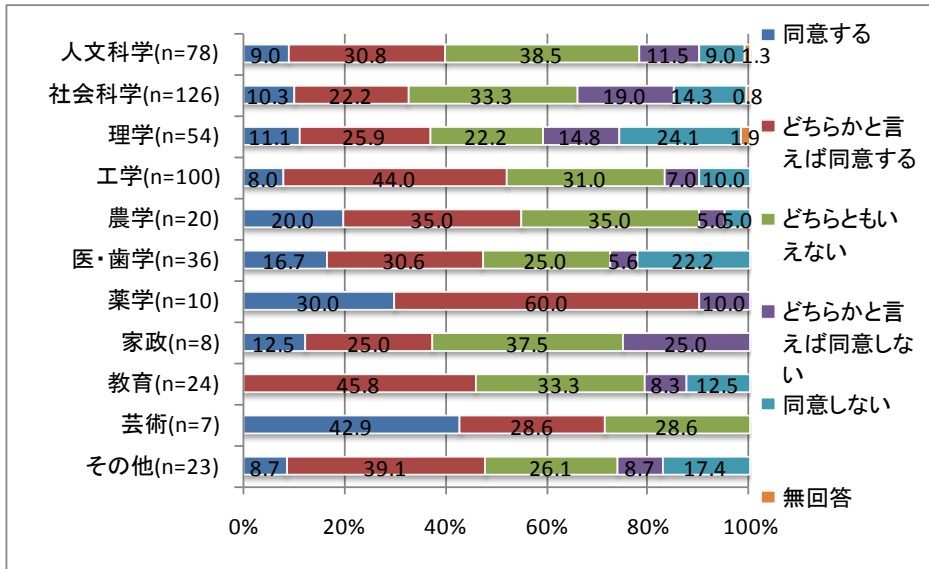


図 9-92 大学の質保証に関する取り組み③：大学の認証評価（第三者評価）の厳格化を図るべきである（教員、専門分野別）

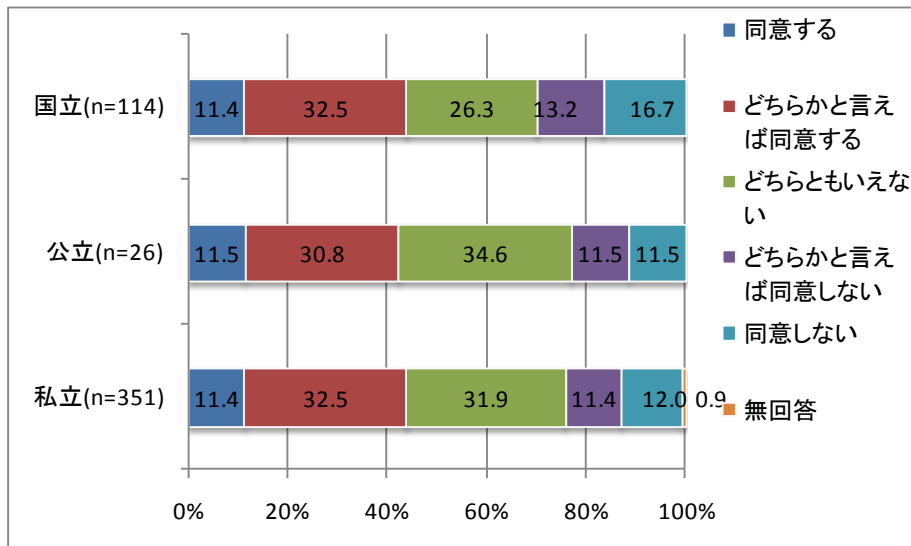


図 9-93 大学の質保証に関する取り組み③：大学の認証評価（第三者評価）の厳格化を図るべきである（教員、設置区分別）

- 大学としての望ましい在り方を示したガイドラインを策定すべきである。

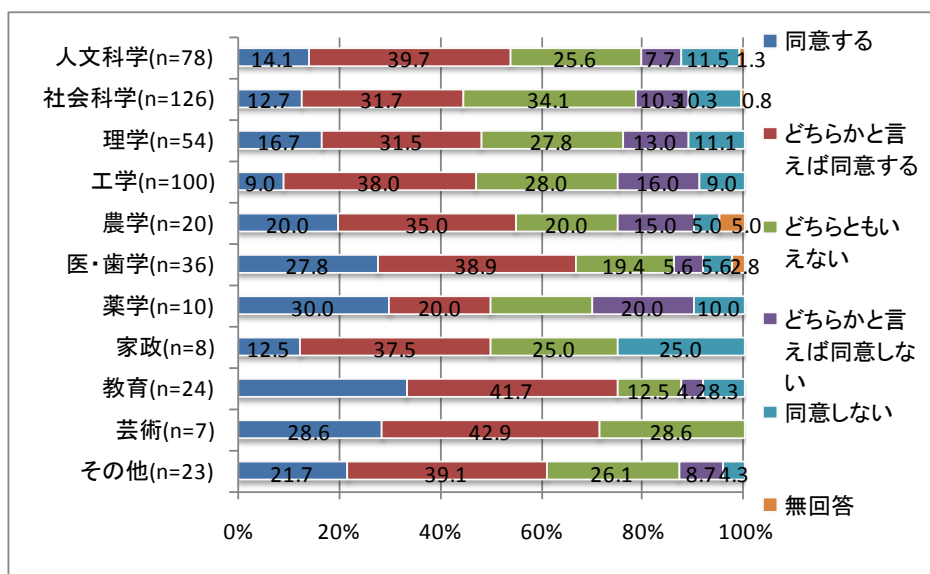


図 9-94 大学の質保証に関する取り組み④:大学としての望ましい在り方を示したガイドラインを策定すべきである (教員、専門分野別)

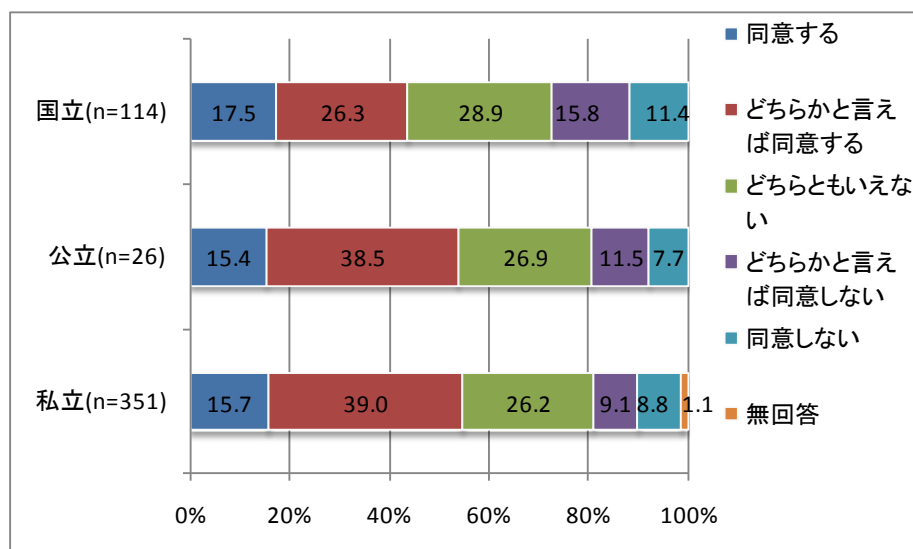


図 9-95 大学の質保証に関する取り組み④:大学としての望ましい在り方を示したガイドラインを策定すべきである (教員、設置区分別)



- 各分野毎のコア・カリキュラムを作成すべきである。

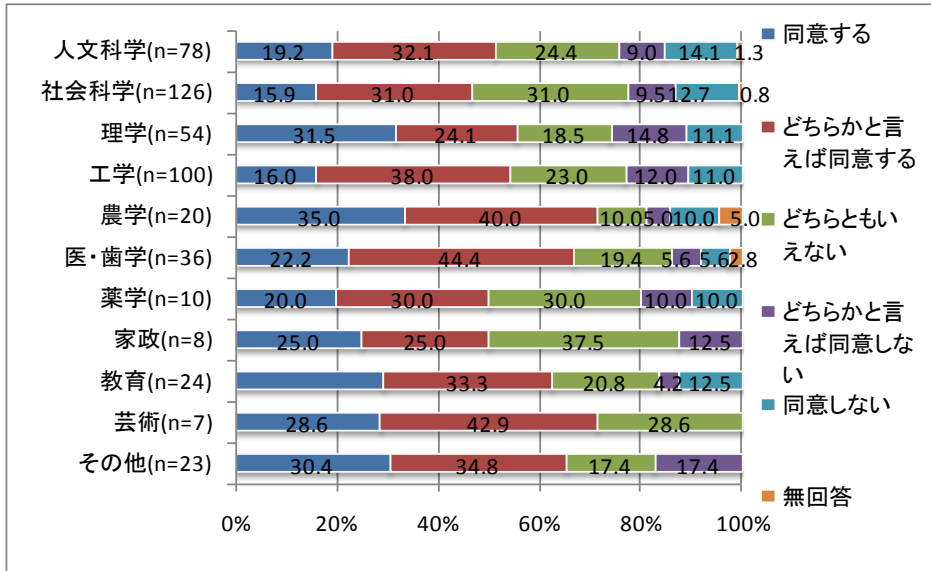


図 9-96 大学の質保証に関する取り組み⑤：各分野毎のコア・カリキュラムを作成すべきである（教員、専門分野別）

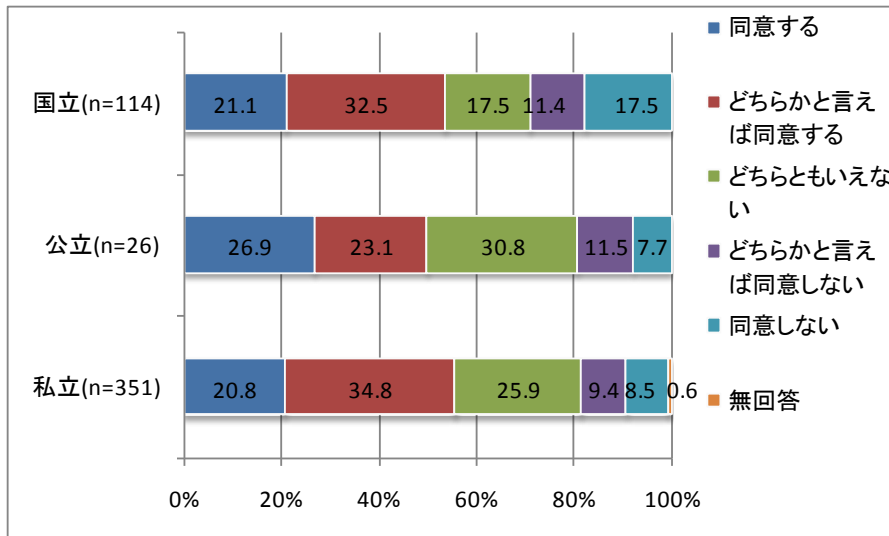


図 9-97 大学の質保証に関する取り組み⑤：各分野毎のコア・カリキュラムを作成すべきである（教員、設置区分別）

- 各分野毎の到達目標（サブジェクト・ベンチマーク）を策定すべきである。

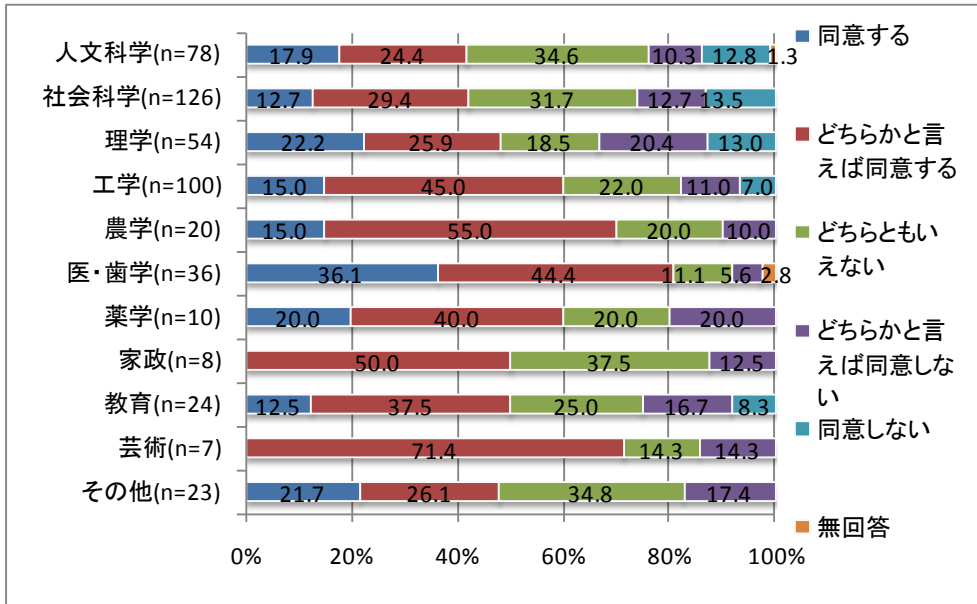


図 9-98 大学の質保証に関する取り組み⑥：各分野毎の到達目標（サブジェクト・ベンチマーク）を策定すべきである（教員、専門分野別）

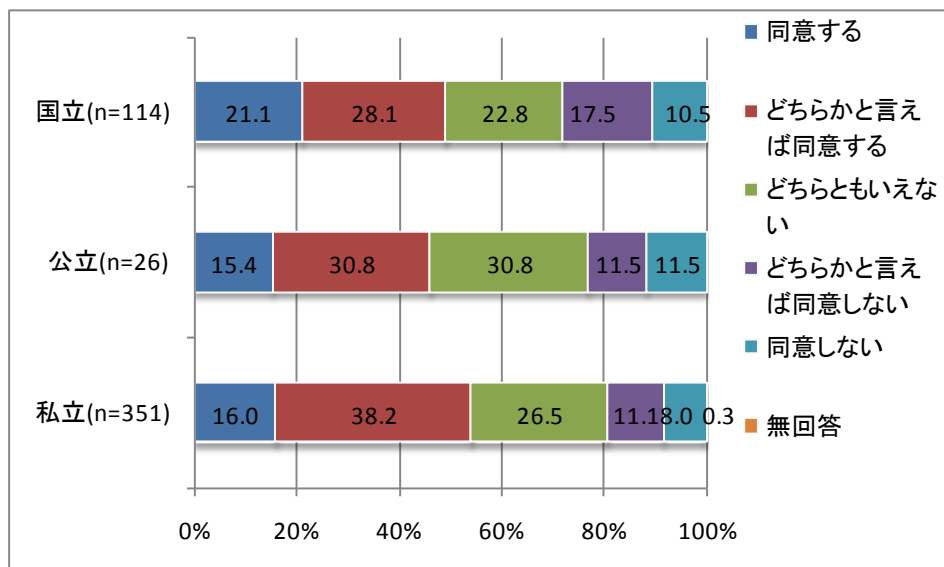


図 9-99 大学の質保証に関する取り組み⑥：各分野毎の到達目標（サブジェクト・ベンチマーク）を策定すべきである（教員、設置区分別）

- 各分野毎の共通教材を開発すべきである。

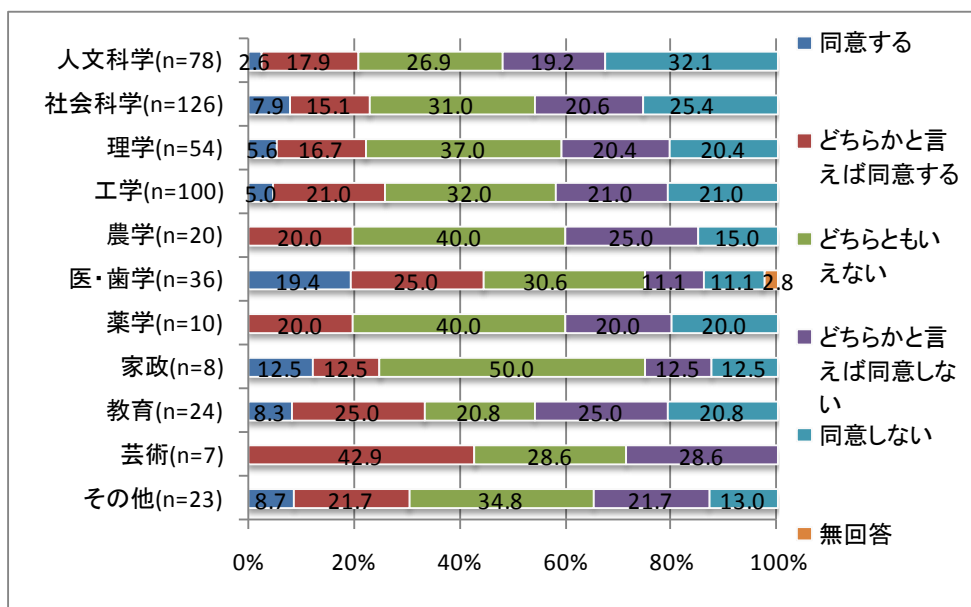


図 9-100 大学の質保証に関する取り組み⑦:各分野毎の共通教材を開発すべきである(教員、専門分野別)

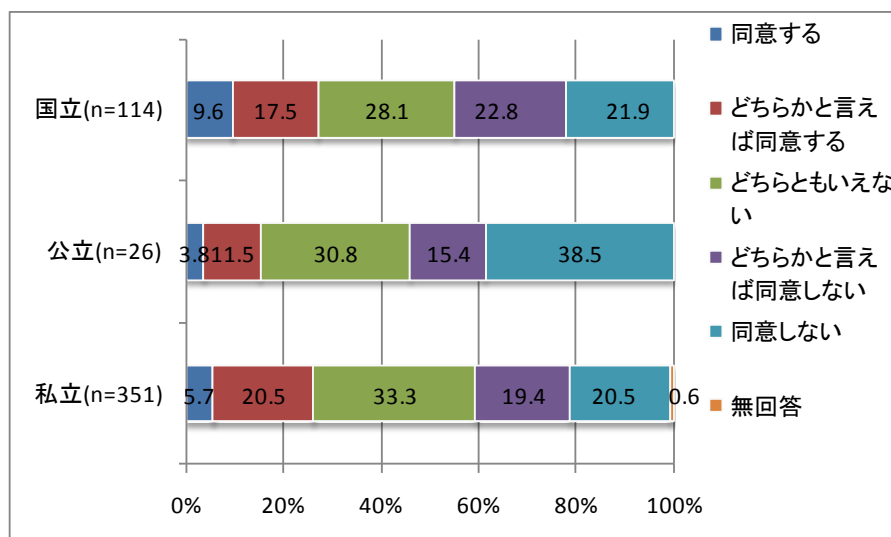


図 9-101 大学の質保証に関する取り組み⑦:各分野毎の共通教材を開発すべきである(教員、設置区分別)

- 分野共通や分野毎の到達度判定テストを開発すべきである。

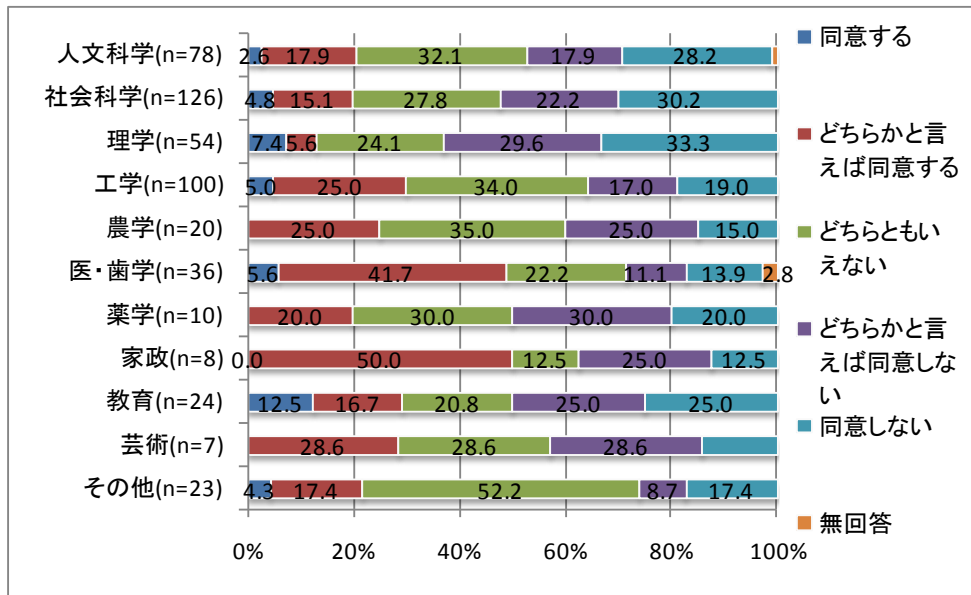


図 9-102 大学の質保証に関する取り組み⑧：分野共通や分野毎の到達度判定テストを開発すべきである（教員、専門分野別）

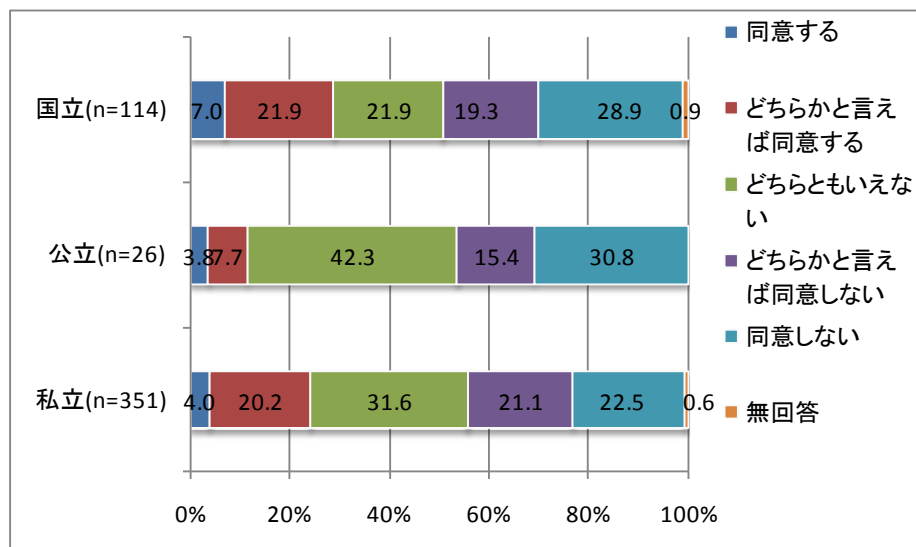


図 9-103 大学の質保証に関する取り組み⑧：分野共通や分野毎の到達度判定テストを開発すべきである（教員、設置区分別）

- 分野共通や分野毎の大学間比較のための指標を開発すべきである。

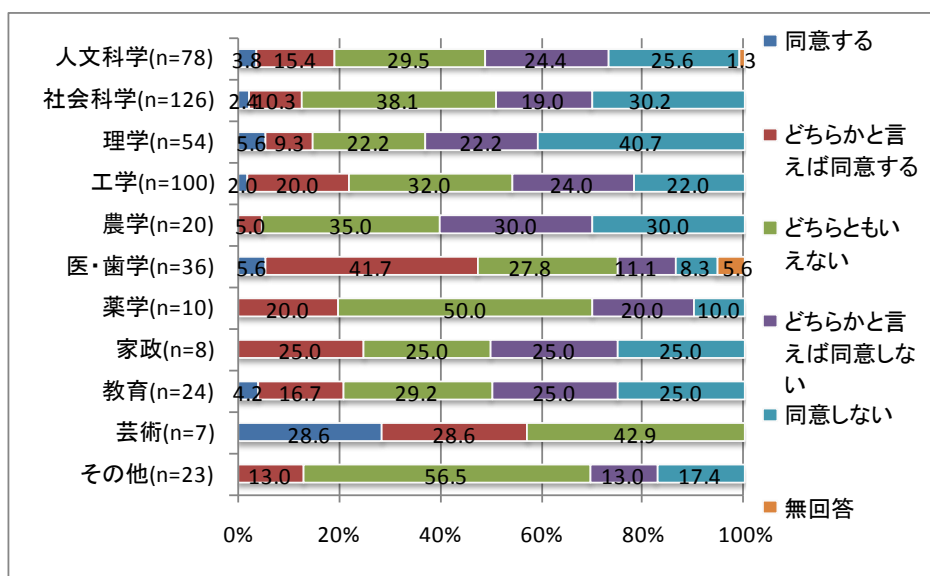


図 9-104 大学の質保証に関する取り組み⑨：分野共通や分野毎の大学間比較のための指標を開発すべきである（教員、専門分野別）

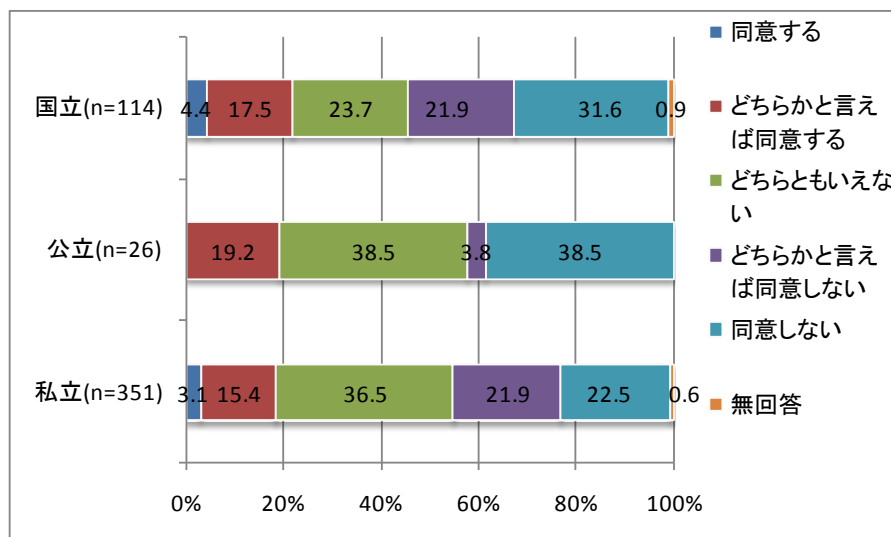


図 9-105 大学の質保証に関する取り組み⑨：分野共通や分野毎の大学間比較のための指標を開発すべきである（教員、設置区分別）

- 大学の教育研究の実施状況についての情報公開を促進すべきである。

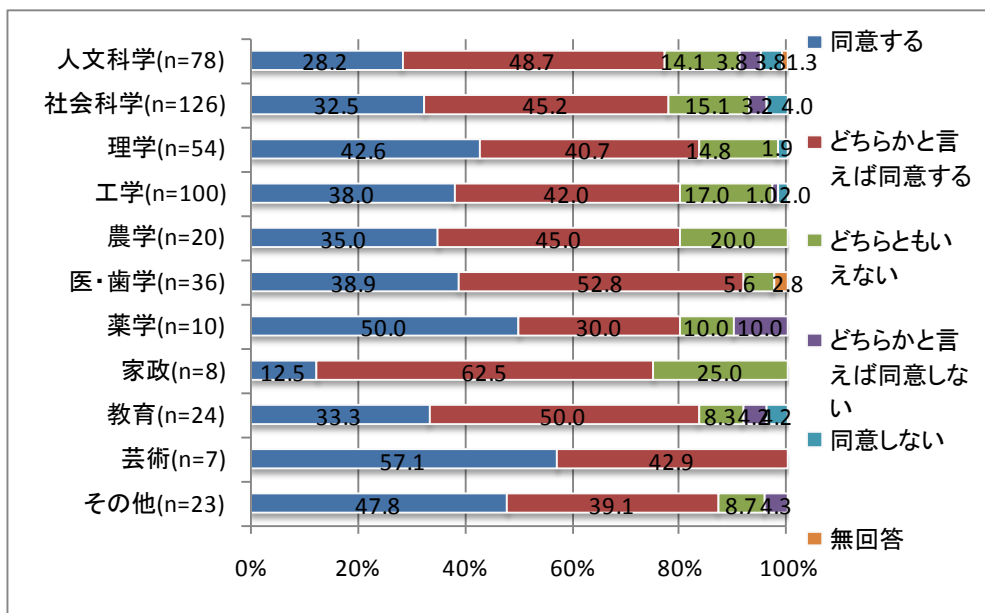


図 9-106 大学の質保証に関する取り組み⑩：大学の教育研究の実施状況についての情報公開を促進すべきである（教員、専門分野別）

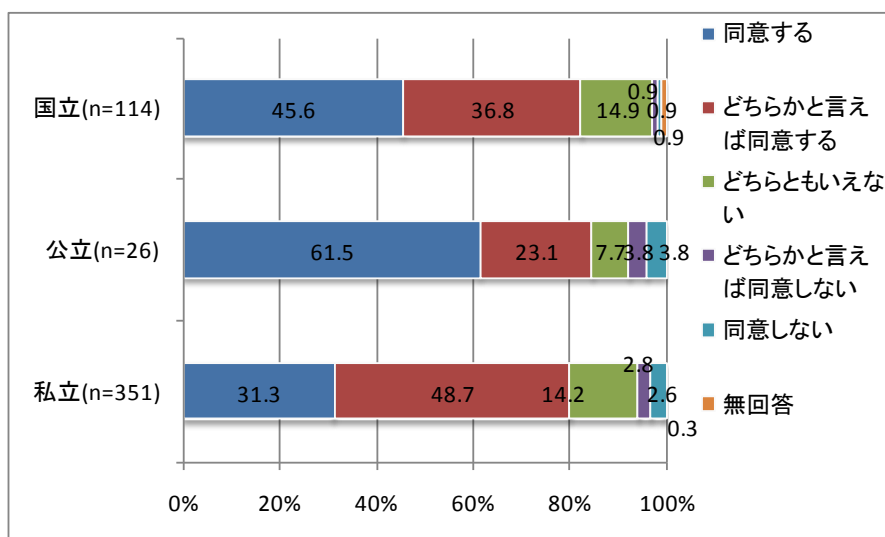


図 9-107 大学の質保証に関する取り組み⑩：大学の教育研究の実施状況についての情報公開を促進すべきである（教員、設置区分別）

### (3) 職員

大学職員によるアンケートへの回答において、設置区分別（国立、公立、私立）または大学の人数規模別に回答内容に相違があるところを中心に説明する。

まず、国や公的な機関が大学の質保証において責任を持つべきかとの問いに対しては、国立大学の職員の方が、私立大学の職員よりも同意する傾向が強かった（図 9-108、図 9-109）。この傾向は大学の最低基準としての質保証においても、大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証においても、当てはまった。

質問内容：大学の質保証の考え方について、当てはまる選択肢をそれぞれ一つずつ選んでください。

- 大学の最低基準としての質保証は国や公的な機関が責任を持つべきである。

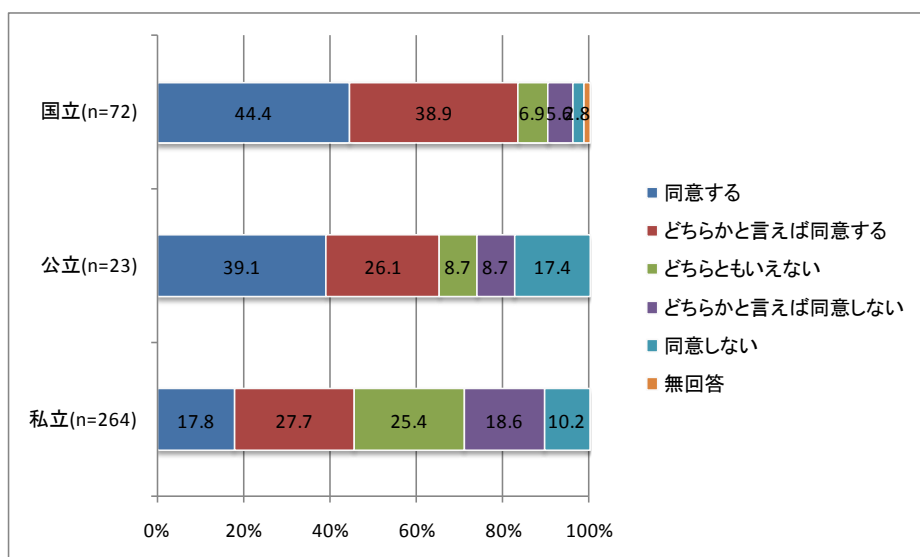


図 9-108 大学の質保証の考え方：大学の最低基準としての質保証は国や公的な機関が責任を持つべきである（大学職員、設置区分別）

- 大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は国や公的な機関が責任を持つべきである。

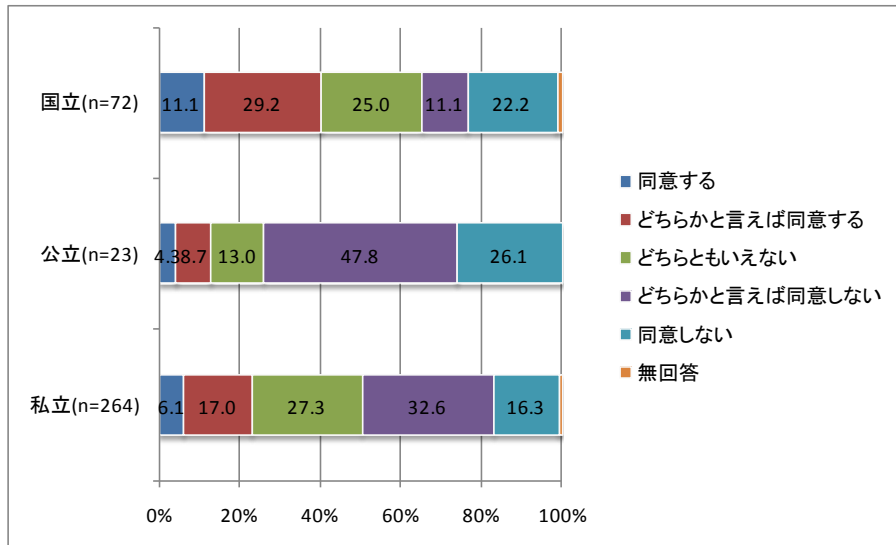


図 9-109 大学の質保証の考え方：大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は国や公的な機関が責任を持つべきである（大学職員、設置区分別）

また、大学の質保証において、「国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべき」との考え方に同意する傾向は、人数規模が大きい大学の職員において、より強かった（図 9-110、図 9-111）。この傾向は、「最低基準を下回らないようにすることを重視すべき」「目的・目標適合性の是非に関らず、恒常的に質の向上が図られていることを重視すべき」「各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべき」においては見られなかった。

同様に、大学の質保証に関する取り組みに関して、「大学の認証評価（第三者評価）の厳格化を図るべきである」「大学の教育研究の実施状況についての情報公開を促進すべきである」について、規模の大きな大学の職員に同意する傾向がより強かった（図 9-112、図 9-113）。アンケート調査の質問に含まれていた質保証のその他の取り組みについては、このような規模による相違が見られないか、傾向が弱かった（「大学の設置基準や設置認可審査の厳格化を図るべき」「大学の自己点検・評価の充実を図るべき」「大学としての望ましい在り方を示したガイドラインを策定すべき」「各分野毎のコア・カリキュラムを作成すべき」「各分野毎の到達目標（サブジェクト・ベンチマーク）を策定すべき」「各分野毎の共通教材を開発すべき」「分野共通や分野毎の到達度判定テストを開発すべき」「分野共通や分野毎の大学間比較のための指標を開発すべき」）。



質問内容：「大学の質保証の在り方に関する以下の考え方について、どのように考えるか。」

- 国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである。

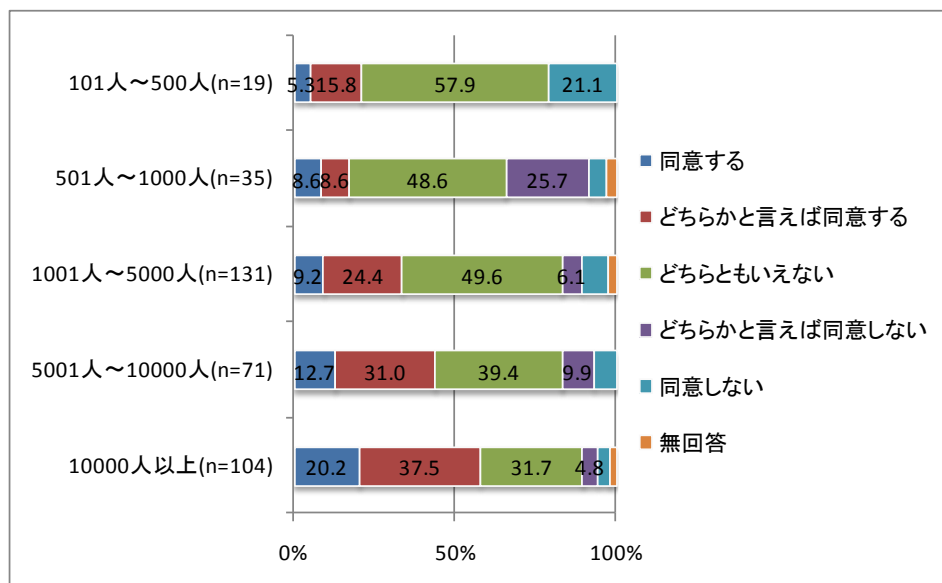


図 9-110 大学の質保証の在り方に関する考え方：国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである（大学職員、大学人数規模別）

質問内容：「大学の質保証に関して、国や公的な機関が担うべきものについて、どう考えるか。」

- 国や公的な機関は、国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである。

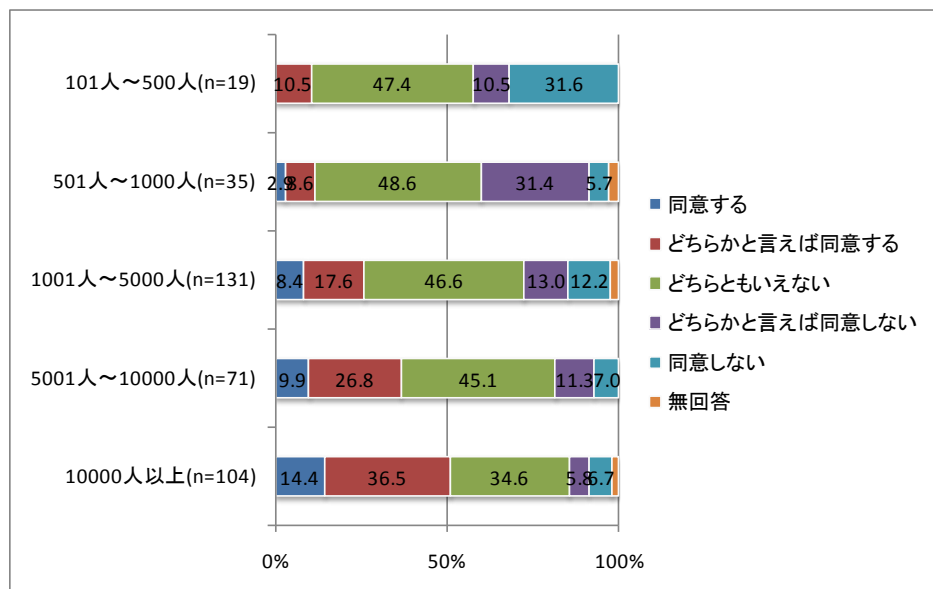


図 9-111 大学の質保証に関して国や公的な機関が担うべきもの：国や公的な機関は、国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである（大学職員、大学人数規模別）

質問内容：「大学の質保証に関する取り組みについての以下の考え方について、どのように考えるか。」

- 大学の認証評価（第三者評価）の厳格化を図るべきである。

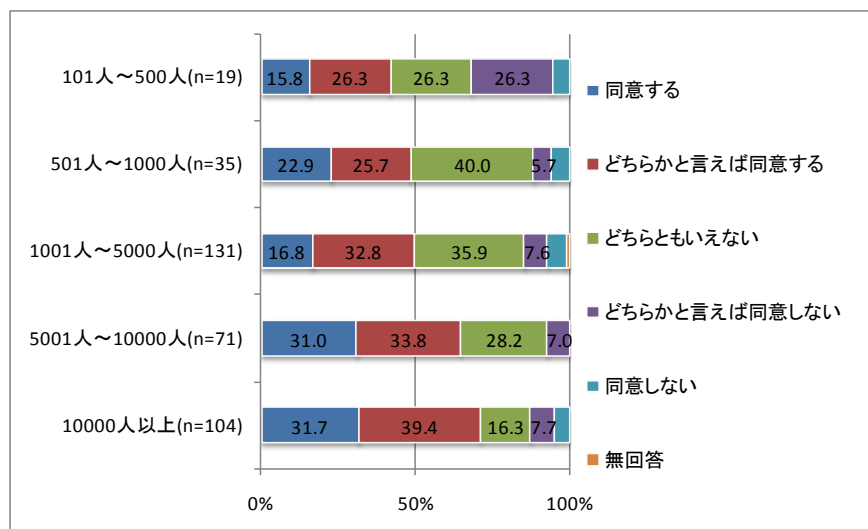


図 9-112 大学の質保証に関する取り組み：大学の認証評価（第三者評価）の厳格化を図るべきである（大学職員、大学人数規模別）

- 大学の教育研究の実施状況についての情報公開を促進すべきである。

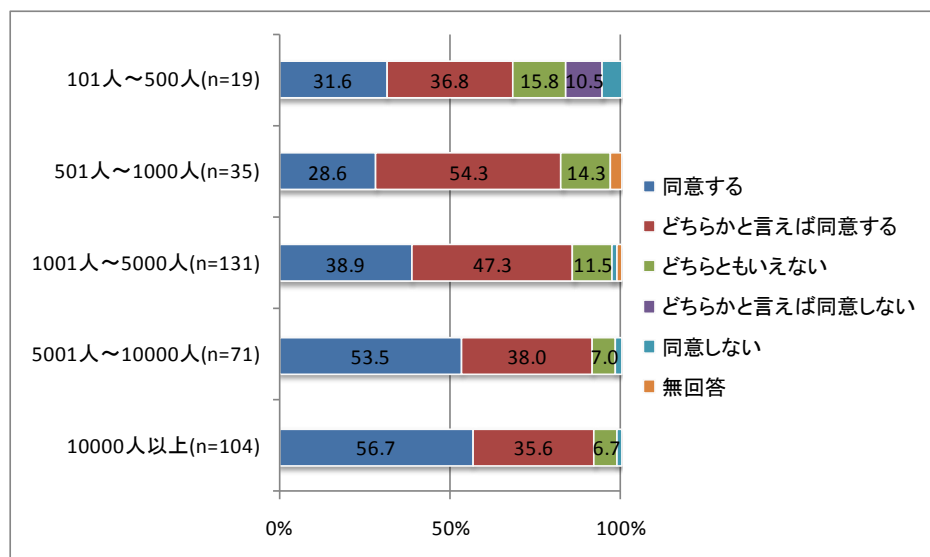


図 9-113 大学の質保証に関する取り組み：大学の教育研究の実施状況についての情報公開を促進すべきである（大学職員、大学人数規模別）

大学に備えておくべき職員について、大学の人数規模別に内訳をみると、「キャリアアドバイザー」、「研究支援職員」、「その他研究系職員」、「産学連携推進職員」、「知財管理職員」、「国際化対応職員」、「技術・技能系職員」については、人数規模の大きい大学の職員の方が、より強く備えているべきだと考える傾向があった。「産学連携推進職員」や「技術・技能系職員」などの職員は、規模の大きな理工系の学部を設置している大学において、備えているべきだと考える傾向が強いことが推測できる。

「その他教務系職員」、「施設・設備保守・管理職員」、「医療系職員」には大学の人数規模との強い関係はみられなかった。

質問内容：「学校教育法第92条第1項及び第2項にて定められている職員及び、備えることが可能な職員以外で、大学に備えておくべき職員についてどう考えるか。」

● キャリアアドバイザー、TA

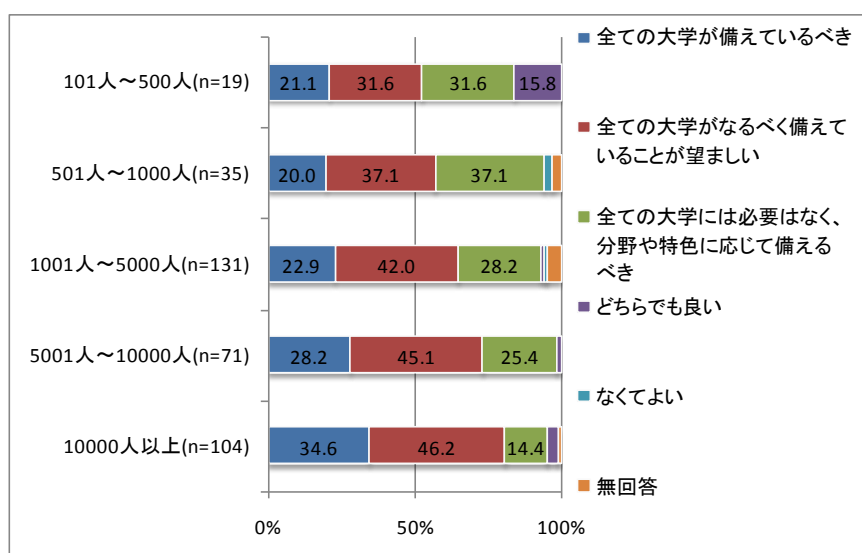


図 9-114 大学に備えておくべき職員①：キャリアアドバイザー、TA（大学職員、大学人数規模別）

● その他教務系職員

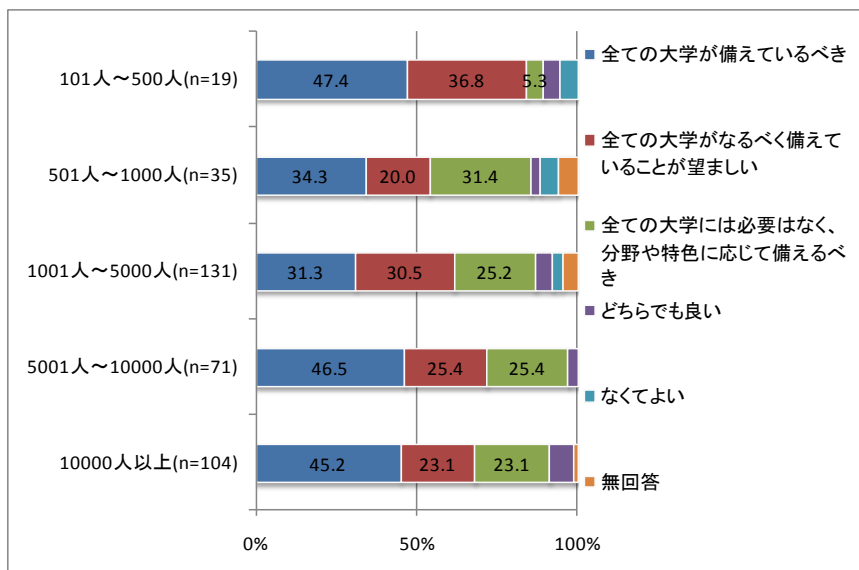


図 9-115 大学に備えておくべき職員②：その他教務系職員（大学職員、大学人数規模別）

● 研究支援職員、R A

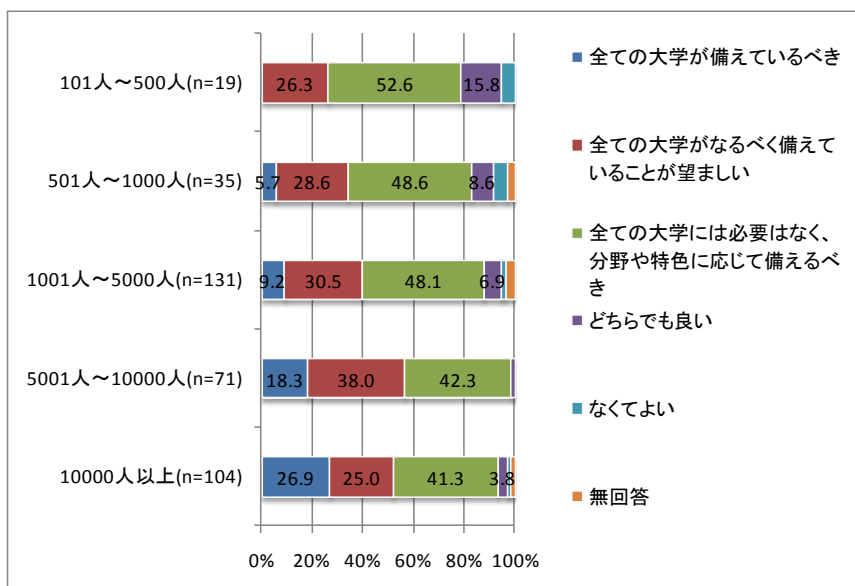


図 9-116 大学に備えておくべき職員③：研究支援職員、R A（大学職員、大学人数規模別）

● その他研究系職員

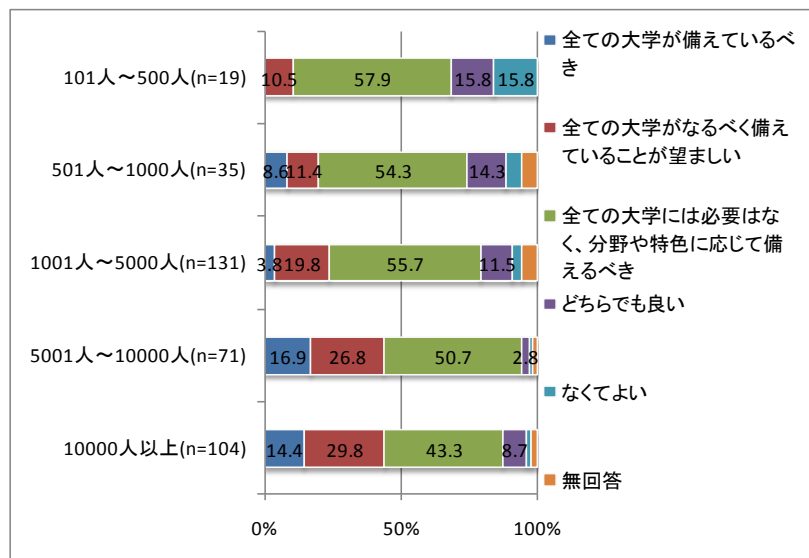


図 9-117 大学に備えておくべき職員④：その他研究系職員（大学職員、大学人数規模別）

● 施設・設備保守・管理職員

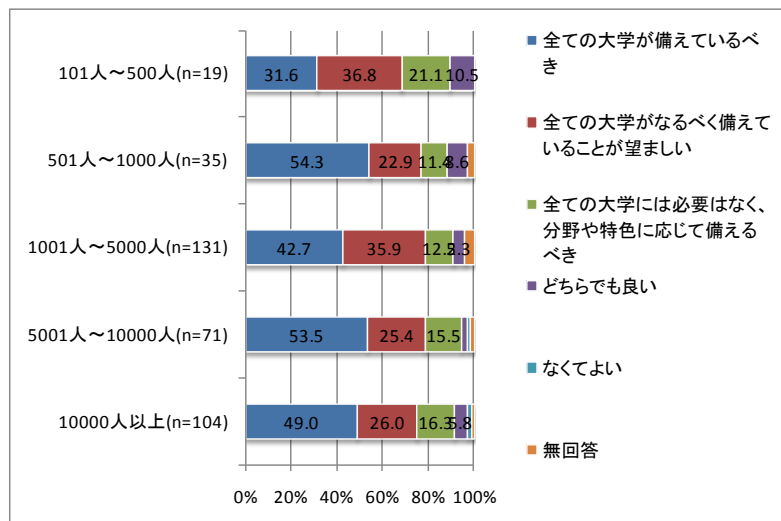


図 9-118 大学に備えておくべき職員⑤：施設・設備保守・管理職員（大学職員、大学人数規模別）

● 産学連携推進職員

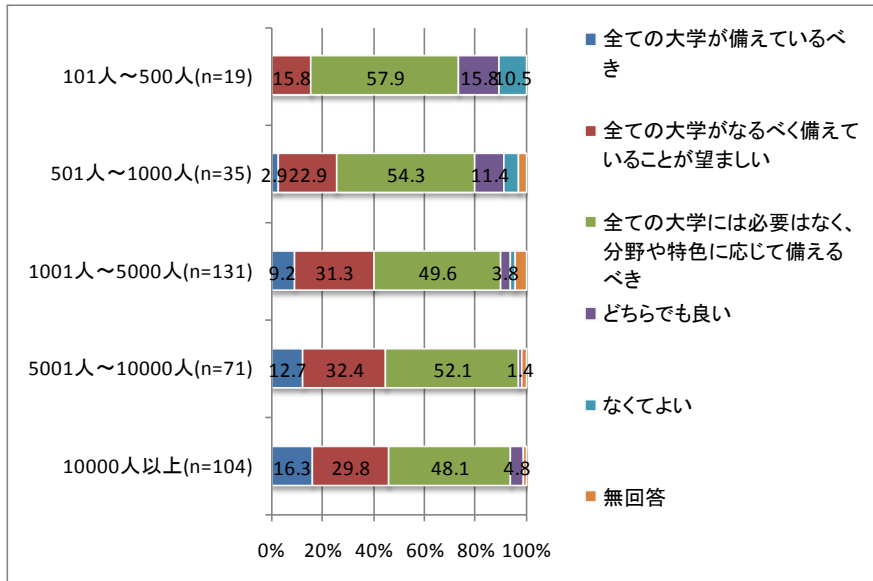


図 9-119 大学に備えておくべき職員⑥：産学連携推進職員（大学職員、大学人数規模別）

● 知財管理職員

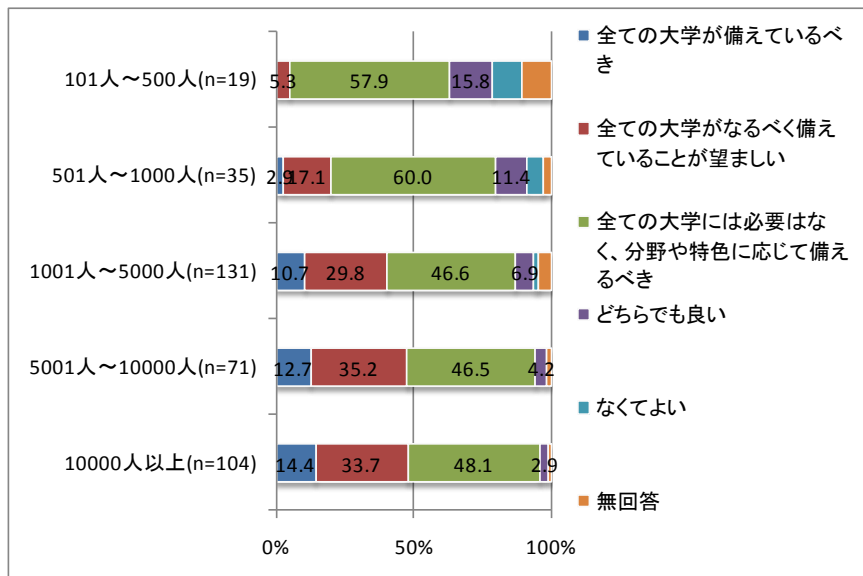


図 9-120 大学に備えておくべき職員⑦：知財管理職員（大学職員、大学人数規模別）

● 国際化対応職員（留学生・外国人教員対応者）

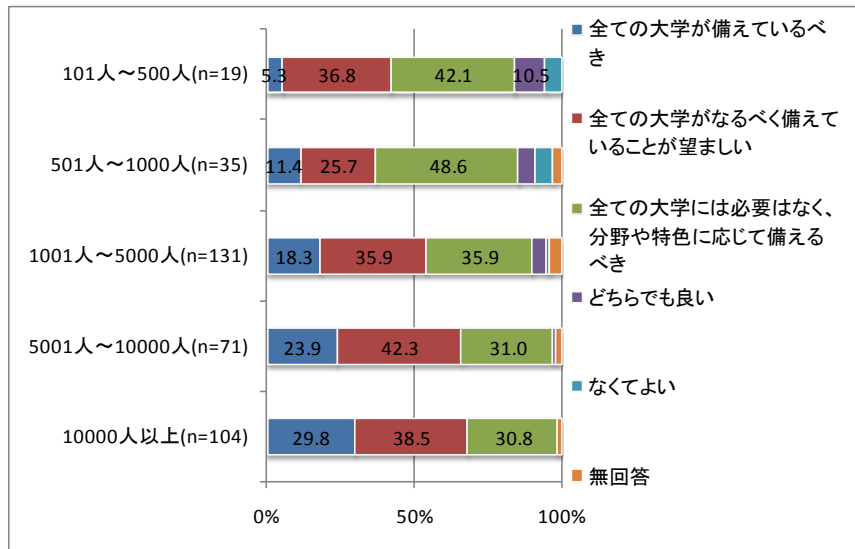


図 9-121 大学に備えておくべき職員⑧：国際化対応職員（留学生・外国人教員対応者）  
（大学職員、大学人数規模別）

● その他事務系職員

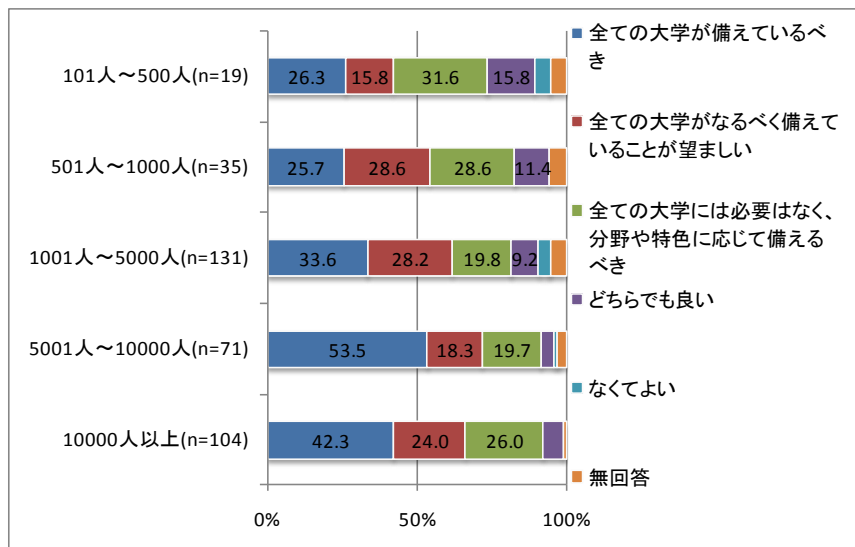


図 9-122 大学に備えておくべき職員⑨：その他事務系職員（大学職員、大学人数規模別）

● 医療系職員

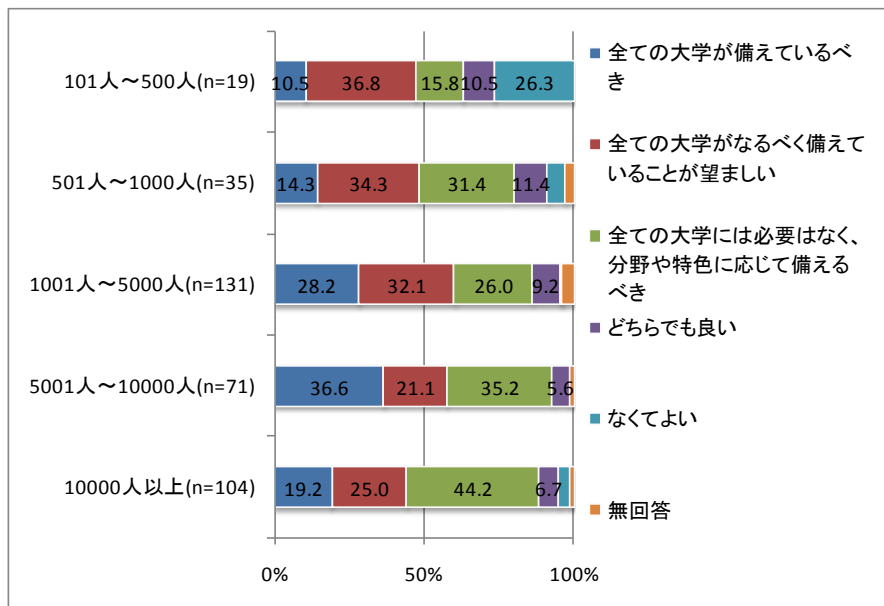


図 9-123 大学に備えておくべき職員⑩：医療系職員（大学職員、大学人数規模別）

● 技術・技能系職員

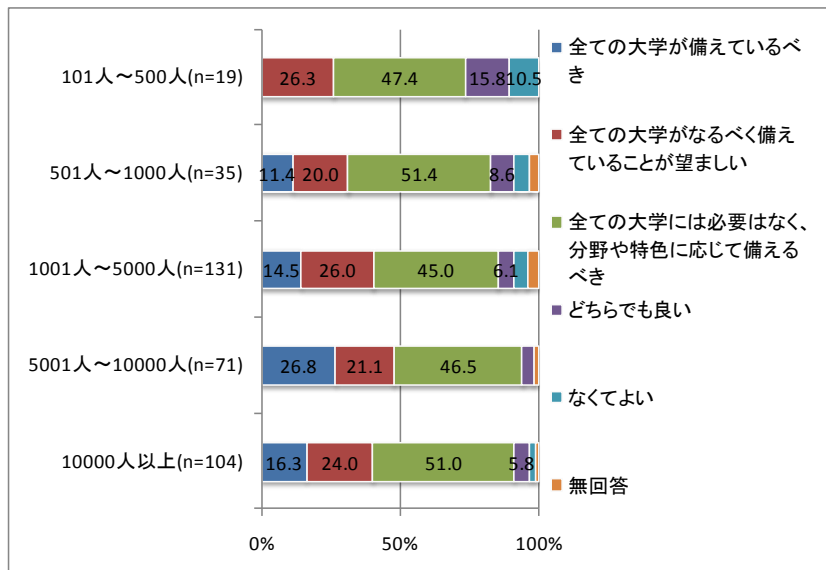


図 9-124 大学に備えておくべき職員⑩：技術・技能系職員（大学職員、大学人数規模別）

(4) 学生

学生のアンケート調査の回答について、学生の大学学士課程の専門分野別に回答内容の相違があるかどうかをみる。学生の回答数が 883 人だったが、専門分野では、人文科学 119 人、社会科学 144 人、理学 51 人、工学 178 人、医歯学 77 人が多く、それ以外の専門部では回答数



が少なかった。比較においては、これらの回答数の多い専門分野を中心にみることにする。

図 9-125～図 9-127 は、大学の教育の質に関する質問に対する回答について示している。

図 9-125 は、大学の教育の質に満足しているかについての質問への回答の結果を示す。医歯学において、若干教育の質に対する満足の程度が他の分野よりもやや低い。それを除けば、専門分野による大きな相違はみられない。

図 9-126 は、大学の教育の質の向上に学生の声が反映されているかとの質問に対する回答の結果である。理学において、やや反映されているとの回答の割合が少ないが、全体としては、専門分野間でこの質問に対する回答に大きな相違がみられるとは言えない。図 9-127 は、学生の意見を反映させる手段についての回答であるが、同様に、専門分野間での大きな差はみられなかった。

質問内容：「あなたは、大学の教育の質には満足しているか。」

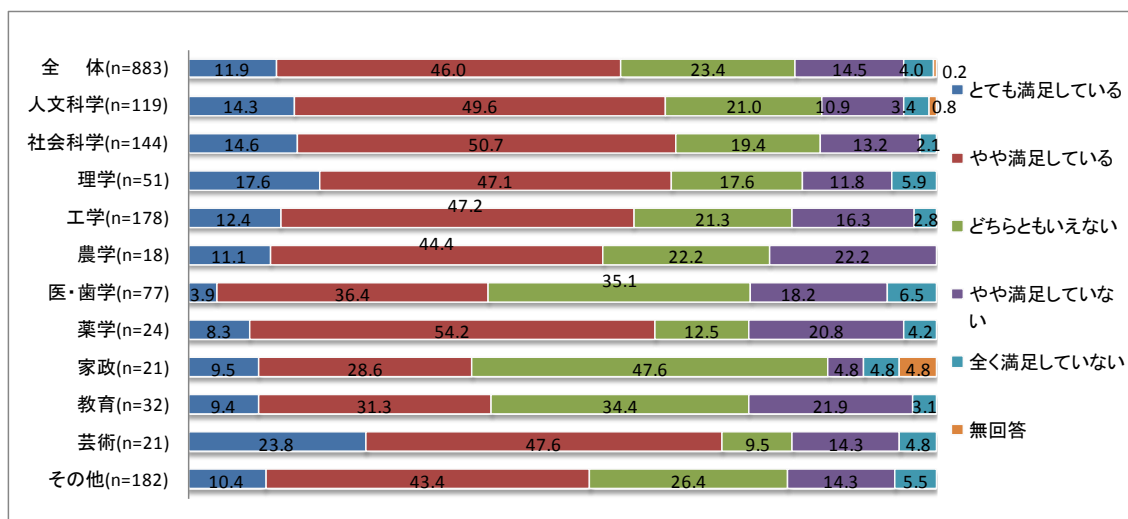


図 9-125 大学の教育の質に満足しているか（学生、専門分野別）

質問内容：「あなたの意見は大学の教育の質の向上（授業の改善等）に反映されているか。」

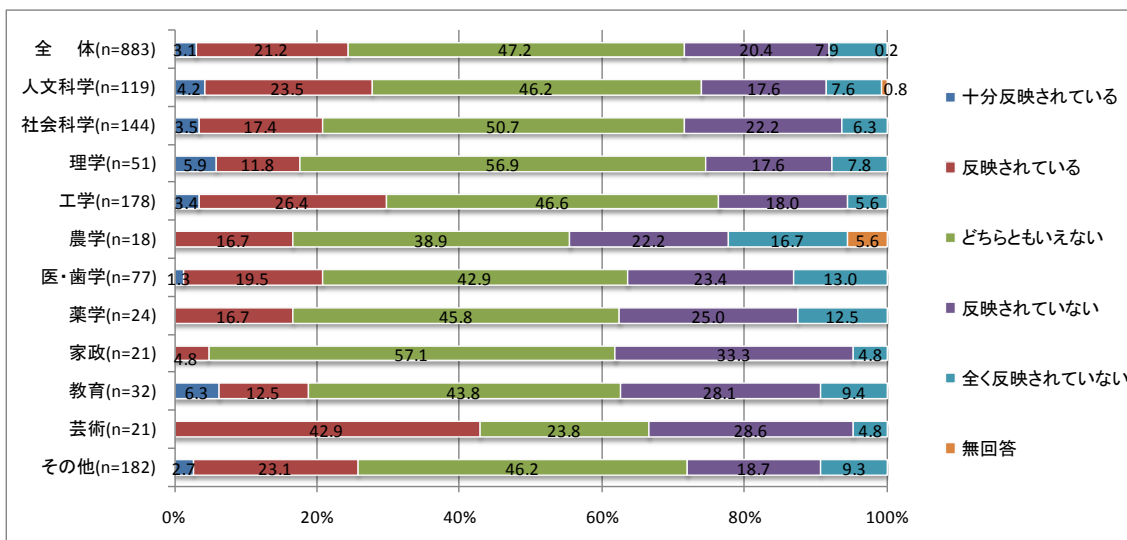


図 9-126 あなたの意見は大学の教育の質の向上（授業の改善等）に反映されているか（学生、専門分野別）

質問内容：「教育の質を向上するためにどのような手段で学生の意見を反映させることが可能か（複数選択可）。」

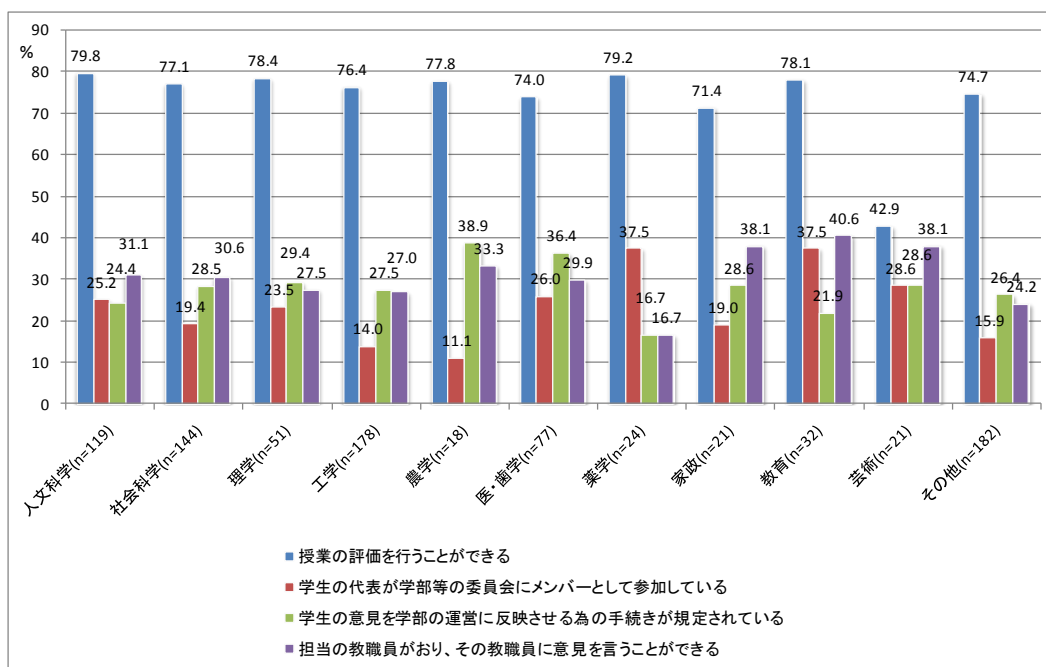


図 9-127 教育の質を向上するためにどのような手段で学生の意見を反映させることが可能か（学生、専門分野別）

また、学士力を構成する 13 の要素について、どれをカリキュラムにおいて重視すべきと考えるかを学生に尋ねた。図 9-128 は、その結果を専門分野別にみたものである。3 つまで選択可であるため、図に示す数値 (%) の合計は 300 となる。全体としては、「コミュニケーション・スキル」、「問題解決力」、「チームワーク・リーダーシップ」が高かったが、専門分野別に大きな差はみられなかった。主な相違点としては、「多文化・異文化に関する知識の理解」が、人文科学の学生において高く、理学と工学の学生において低かった。また、「問題解決力」は、理学、工学において高かった。

質問内容：「学士力を構成する項目は、どの程度カリキュラムで重視されるべきであるか。 (3 つまで選択可)」

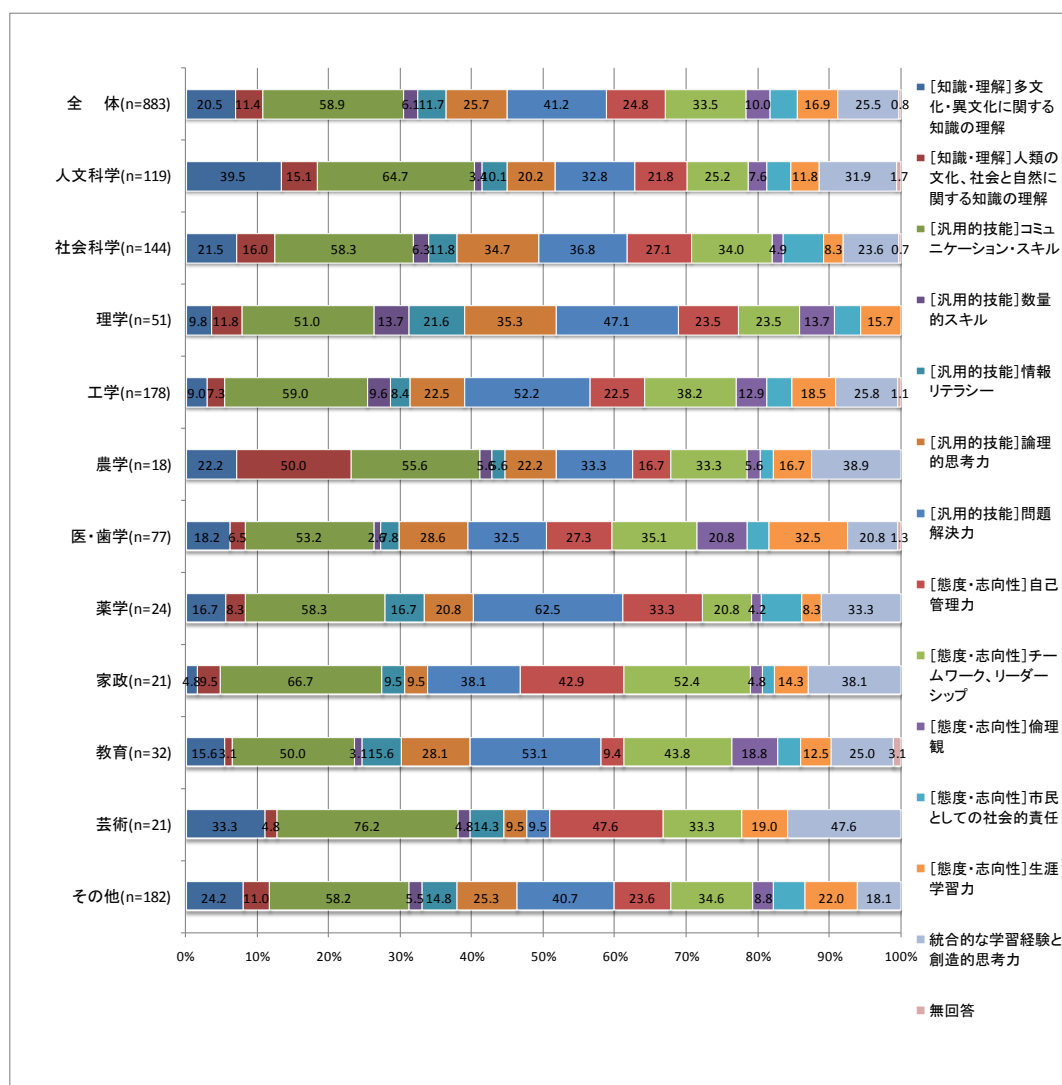


図 9-128 「学士力」を構成する項目はどの程度カリキュラムで重視されるべきか (学生、専門分野別)

(5) 企業

学士力についての考え方に、企業の人数規模別にどのような違いがあるかを見てみる。ただし、企業の回答数は 128 と少なく、それを企業規模別に分けると更に数が少なくなるので解釈には注意が必要である。図 9-129 は、学士力を構成する 13 要素について、学士卒業生が備えているべき能力としてどの程度重視するかについて企業規模別に相違があるかを示す。割合は、「非常に重視している」「重視している」の合計の割合を示す。各項目の相対的な重視の程度は同じであるが、規模の大きな企業の回答においては、「人類の文化、社会と自然に関する知識の理解」「情報リテラシー」「倫理観」「市民としての社会的責任」においてより重視すべきとの回答の割合が高かった。

図 9-130 は、大学のカリキュラムでこれらの構成要素がどれだけ重視されるべきかについて企業規模による違いがあるかを示す。

質問内容：「学士力」を構成する 13 項目を、大学の学士の卒業生が備えているべき能力として、どの程度重視するか。」

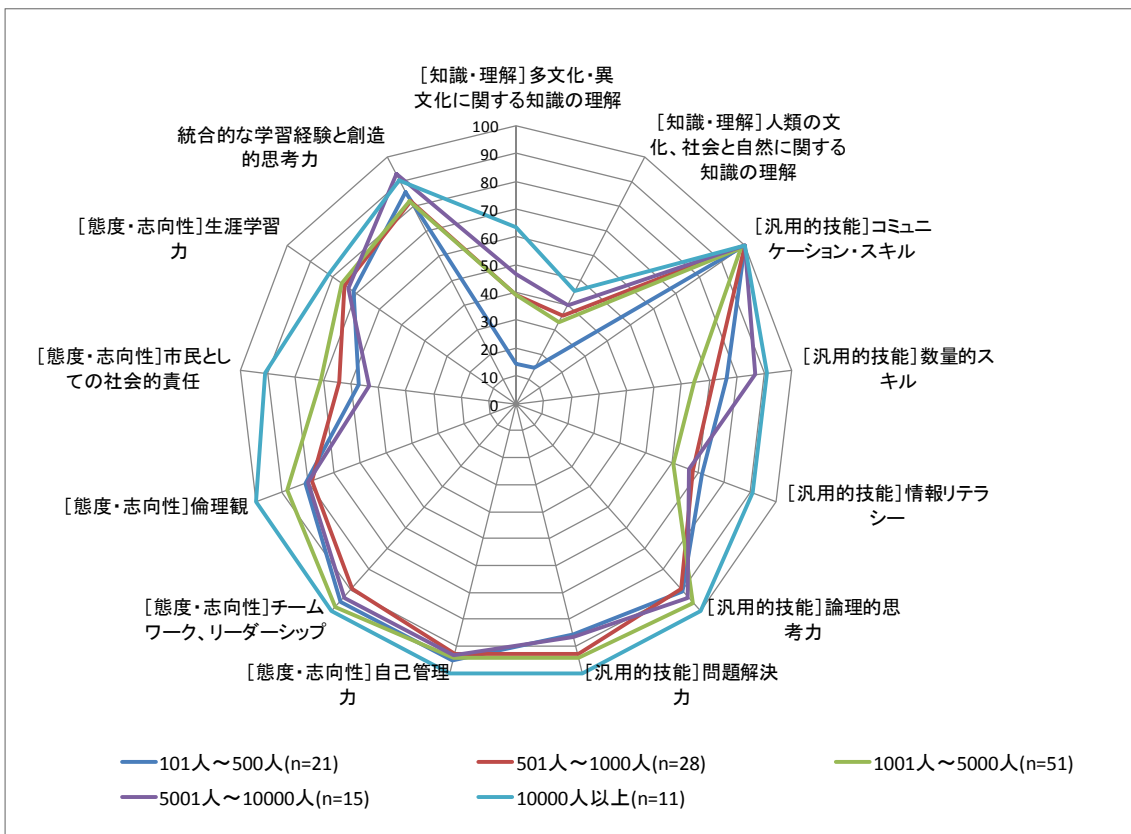


図 9-129 「学士力」を構成する 13 項目を大学の学士の卒業生が備えているべき能力としてどの程度重視するか：「非常に重視している」「重視している」の合計割合（企業、企業人数規模別）

質問内容：「学士力を構成する 13 項目は、どの程度大学のカリキュラムで重視されるべきであるか。（3 つまで選択可）」

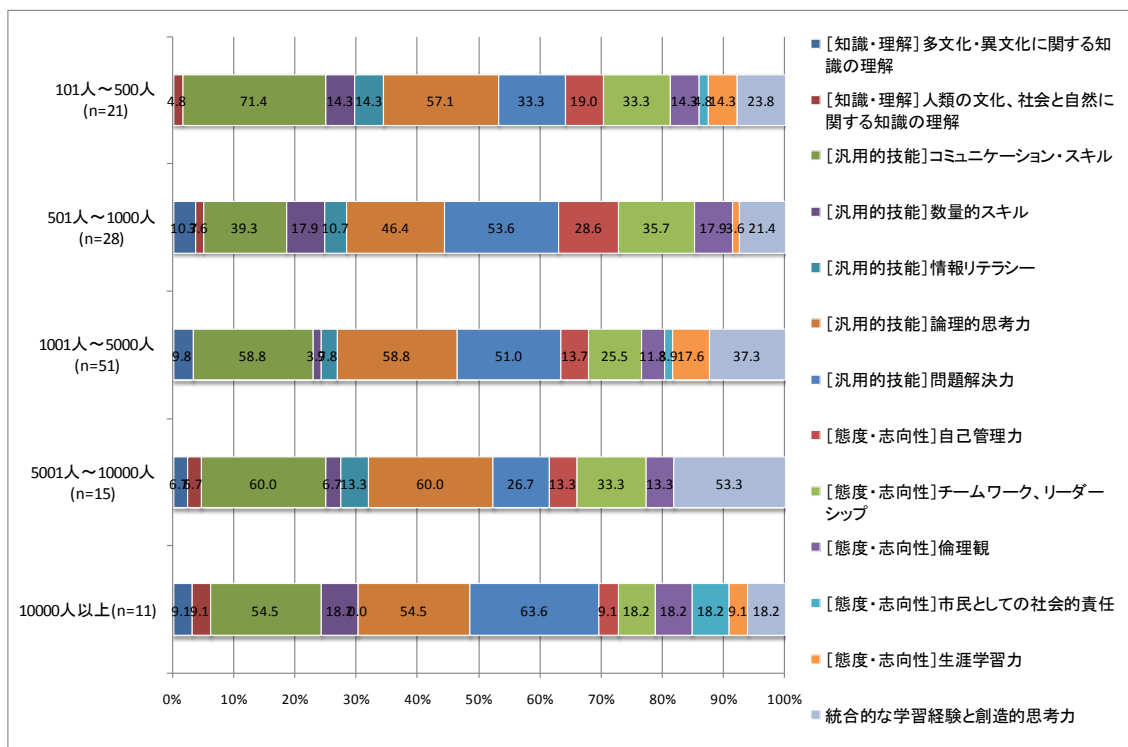


図 9-130 学士力を構成する 13 項目は、どの程度大学のカリキュラムで重視されるべきか（企業、企業人数規模別）

次に、学生の採用に当たっての学位の内容などに関する情報の入手の困難さと、大学の質保証システムに企業の声を反映させることの必要性についての企業規模の違いによる意見の相違をみてみた。

企業規模が大きい程、情報の入手の困難であることに同意する割合が高くなっていった。また、企業規模が大きい程、企業の声を反映させる必要であると考える割合がやや低いとの結果になった。

質問内容：「学生の採用に当たり、学生の学位の内容や、教育課程の質の情報を入手する事が困難である」と言えるか。」

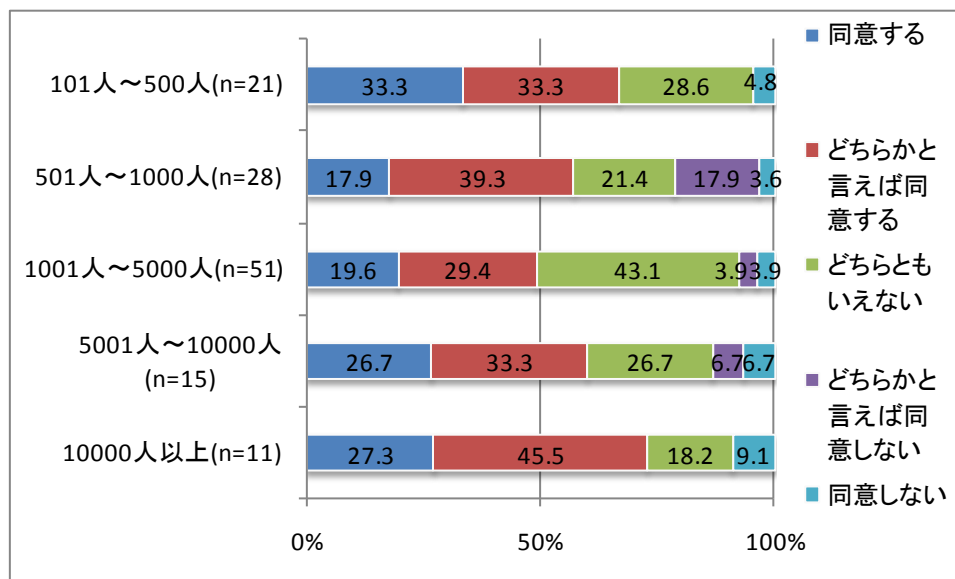


図 9-131 学生の採用に当たり、学生の学位の内容や教育課程の質の情報を入手する事が困難か（企業、企業人数規模別）

質問内容：「大学の教育の質を保証するシステムにおいては、企業の声を反映することが必要である」と言えるか。」

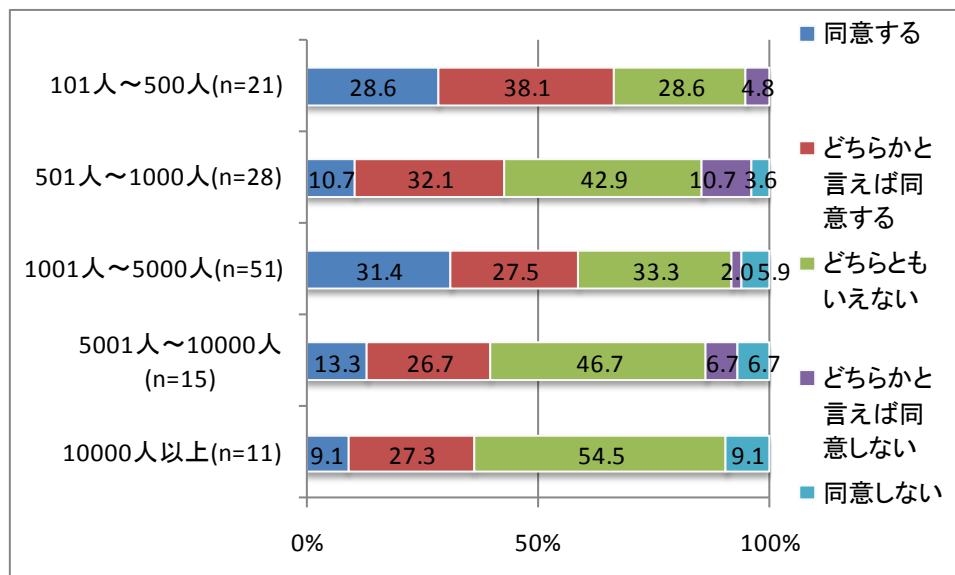


図 9-132 大学の教育の質を保証するシステムにおいて企業の声を反映することが必要である（企業、企業人数規模別）

## 資料編

### 1. 調査票

大学として備えるべき要件についてのアンケート調査（大学学長対象）

調査実施機関：財団法人 未来工学研究所  
平成21年6月

1. この調査は、大学として備えるべき要件について、今後の文部科学省の施策等に資する基礎的なデータを収集することを目的としています。調査の実施は「平成21年度先導的大学改革推進委託事業」（調査テーマ名：大学の質保証及び学位プログラムの在り方に関する調査研究）として文部科学省より（財）未来工学研究所に委託されています。
2. 調査の目的は、①大学の機能別分化、②大学教育の質を保証するためのシステム、③大学が授与する「学士」が保証する能力の内容、④大学が授与する学位や大学の教育課程、⑤大学が備えるべき施設・設備・機能や人員体制、⑥入学志願者に対する情報提供について、大学学長の方々の御意見を伺い、今後の日本の高等教育についての検討に資するようなデータを収集し、分析することです。
3. 調査の結果は統計的に処理し、データを個別に扱うことはありませんので、回答者の方々個人や所属する機関にご迷惑をおかけすることはありません。また、対象者の方々の個人情報厳重に管理し、本調査の目的以外に使うことはありません。
4. ご記入いただいた調査票は、お手数ながら、**2009年7月6日(月)**までに、同封の返信用封筒に入れて、ご投函下さい。よろしくお願ひします。
5. 調査票の質問内容等について不明な点がございましたら、下記の担当者までお問い合わせください。  
<提出先・お問い合わせ先>  
財団法人 未来工学研究所  
〒135-8473 東京都江東区深川2-6-11 富岡橋ビル4F  
TEL:03-5245-1015 FAX:03-5245-1062  
担当：依田達郎、平澤雅彦 E-mail [daigaku@iftech.or.jp](mailto:daigaku@iftech.or.jp)

学長-1

大学として備えるべき要件についてのアンケート調査（大学学長対象）

大学名	
お名前	
メールアドレス	

(無記名可)

報告書の電子ファイルの送付を希望される場合にはチェックしてください。

■あなたが在籍する大学に関してお伺いします

問1. 大学の設置区分を選択してください。

1. 国立
2. 公立
3. 私立

問2. 学生数は何人ですか。「学校基本調査」ベースの数をご記入ください（2008年5月1日現在で、大学院、学部・学科、専攻科、別科、聴講生・通科生・研究生等の学生を含む数）

1. 100人以下
2. 101人～500人
3. 501人～1,000人
4. 1,001人～5,000人
5. 5,001人～10,000人
6. 10,000人以上

問3. 大学の所在地について、①所在する地域、②所属する自治体（市町村または東京都の区）の規模について、それぞれ1つずつ選択してください。大学が複数地域に所在する場合は、主たる所在地についてお答え下さい。

①所在する地域

1. 北海道
2. 東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
3. 東京都
4. 東京都以外の関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県）
5. 中部地方（新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県）
6. 近畿地方（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
7. 中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
8. 四国地方（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
9. 九州・沖縄地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

学長-2



■大学の機能別分化についての考え方についてお伺いします。

問 5. 平成 17 年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において、大学の機能別分化について、「大学は、全体として、①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会との拠点、⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)等の各種の機能を併有するが、各大学ごとの選択により、保有する機能や比重の置き方は異なる。その比重の置き方が各機関の個性・特色の表れとなり、各大学は緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。」とされています。このような考え方について、どのように考えられますか。1つ選んで○を付けて下さい。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 6. あなたの大学については、機能別分化について、どのように考えていますか。以下の各機能について、もつとも当てはまる選択肢をそれぞれ1つ選んでください。  
 「機能別分化」とは、1つの機能に特化すべきことを意味するのではなく、例えば、複数の項目において「非常に当てはまる」ことも「機能別分化」の1つの形態として捉えることが可能です。

問 6-(1) 世界的研究・教育拠点を目指す大学である。

1. 非常に当てはまる
2. 当てはまる
3. どちらかと言えれば当てはまる
4. どちらともいえない
5. どちらかと言えれば当てはまらない
6. 当てはまらない

問 6-(2) 高度専門職業人養成を重視する大学である

1. 非常に当てはまる
2. 当てはまる
3. どちらかと言えれば当てはまる
4. どちらともいえない
5. どちらかと言えれば当てはまらない
6. 当てはまらない

②大学の所在地の属する自治体（市町村または東京都の区）の規模

1. 5万人未満
2. 5万人以上20万人未満
3. 20万人以上30万人未満
4. 30万人以上50万人未満
5. 50万人以上

問 4. あなたの大学で提供している教育課程について、当てはまる箇所全て○を付けてください。

分野/種類	学士	修士	博士	専門職学位
(1)人文科学				
(2)社会科学				
(3)理学				
(4)工学				
(5)農学				
(6)医学・歯学				
(7)薬学				
(8)家政				
(9)教育				
(10)芸術				
(11)その他 ( )				

その他を選択した場合は、0内に種類を記入してください。

問 6(7) 社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）を重視する大学である

1. 非常に当てはまる
2. 当てはまる
3. どちらかと言えば当てはまる
4. どちらともいえない
5. どちらかと言えば当てはまらない
6. 当てはまらない

問 7. 【自由回答】 あなたの大学においては、問 6.の7つ機能には含まれない機能を重視していますか。もし、そのような重視している機能があれば、その内容について説明してください。

■大学の質保証の在り方についてお伺いします。

問 8. 大学の質保証については、大学が本来持つべき教育水準の最低基準としての質の保証と、大学が自ら掲げる目的・目標を達成するための教育を行っているかの質の保証の考え方があります。この二つの考え方について、当てはまる選択肢をそれぞれ一つずつ選んでください。

(最低基準としての質の保証)

問 8a(1) 大学の最低基準としての質保証は国や公的な機関が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 6(3) 幅広い職業人養成を重視する大学である

1. 非常に当てはまる
2. 当てはまる
3. どちらかと言えば当てはまる
4. どちらともいえない
5. どちらかと言えば当てはまらない
6. 当てはまらない

問 6(4) 総合的教養教育を重視する大学である

1. 非常に当てはまる
2. 当てはまる
3. どちらかと言えば当てはまる
4. どちらともいえない
5. どちらかと言えば当てはまらない
6. 当てはまらない

問 6(5) 特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究を重視する大学である

1. 非常に当てはまる
2. 当てはまる
3. どちらかと言えば当てはまる
4. どちらともいえない
5. どちらかと言えば当てはまらない
6. 当てはまらない

問 6(6) 地域の生涯学習機会の拠点を目指す大学である

1. 非常に当てはまる
2. 当てはまる
3. どちらかと言えば当てはまる
4. どちらともいえない
5. どちらかと言えば当てはまらない
6. 当てはまらない

問 8a-(2) 大学の最低基準としての質保証は個々の大学が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 8a-(3) 大学の最低基準としての質保証は認証評価機関等の第 3 者機関が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 8a-(4) 大学の最低基準としての質保証は学生が入学を選択するかどうかの評価に委ねるべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

(目的・目標を達成するための教育を行っているかの質の保証)

問 8b-(1) 大学の目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は国や公的な機関が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 8b-(2) 大学の目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は個々の大学が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 8b-(3) 大学の目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は認証評価機関等の第 3 者機関が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 8b-(4) 大学の目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は学生が入学を選択するかどうかの評価に委ねるべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 9. 大学の質保証の在り方に関する以下の考え方について、どのように考えますか。該当する選択肢をそれぞれ 1 つ選んでください。

問 9-(1) 最低基準を下回らないようにすることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 9(2) 国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 9(3) 目的・目標適合性の是非に関らず、恒常的に質の向上が図られていることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 9(4) 各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 10. 大学の質保証に関して、特に国や公的な機関が担うべきものについて、どのように考えますか。該当する選択肢をそれぞれ1つ選んでください。

問 10(1) 国や公的な機関は、最低基準を下回らないようにすることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 10(2) 国や公的な機関は、国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 10(3) 国や公的な機関は、目的・目標適合性の是非に関らず、恒常的に質の向上が図られていることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 10(4) 国や公的な機関は、各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 11. 大学の質保証に関する取り組みについての以下の考え方について、どのように考えますか。該当する選択肢をそれぞれ1つ選んでください。

問 11(1) 大学の設置基準や設置認可審査の厳格化を図るべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 11-(7) 各分野毎の共通教材を開発すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 11-(8) 分野共通や分野毎の到達度判定テストを開発すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 11-(9) 分野共通や分野毎の大学間比較のための指標を開発すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 11-(10) 大学の教育研究の実施状況についての情報公開を促進すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 12. 【自由回答】 あなたの大学においては、教育の質の向上を図るために、どのような取り組みをしていますか。具体的な取組みがあれば、その内容について説明してください。

問 11-(2) 大学の自己点検・評価の充実を図るべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 11-(3) 大学の認証評価（第三者評価）の厳格化を図るべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 11-(4) 大学としての望ましい在り方を示したガイドラインを策定すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 11-(5) 各分野毎のコア・カリキュラムを作成すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 11-(6) 各分野毎の到達目標（サブジェクト・ベンチマーク）を策定すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

■大学が備えるべき施設、設備、機能等についてお伺いします。

問 13. 学校基本法において、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開することを目的とする。」とされています。このような目的を達成するために大学に必要な、施設、設備、機能等の要件について、以下の17項目のそれぞれについて、5つの選択肢から該当するものを1つ選んで、○を付けてください。

選択肢	1. 全ての大学が備えているべき	2. 全ての大学がなるべし望ましい	3. 全ての大学には必要に応じて備えるべき	4. どちらでも良い	5. なくともよい
施設、設備、機能等					
(1) 学生の学習支援、学習相談のための組織・体制					
(2) 学生の就職・進路相談、就職・キャリア支援のための組織、体制					
(3) 学生相談、心理カウンセリングのための組織・体制					
(4) 薬物、飲酒問題、消費者問題等の学生が関わる事件・事故防止に関する学生への指導・啓発のための組織・体制					
(5) 保健管理施設					
(6) 図書館					
(7) 学生の自習室、控室					
(8) 体育館					
(9) グラウンド					
(10) 寄宿舎					
(11) サークル活動等課外活動のための施設					
(12) 休憩等のための十分な敷地面積を有する校地					
(13) 託児所					
(14) 食堂、喫茶、売店					
(15) 情報処理及び語学学習のための施設					
(16) 教員の教育能力を高めるための取組み(FD、授業評価、教員表彰制度等)					
(17) 教員の研究活動に対する支援(研究費、サブライカルリープ制度等)					

■大学が備えるべき人員体制についてお伺いします。

問 14. 大学には、学校教育法第92条第1項及び第2項において、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならないこと、及び、副学長、学部長、講師、技術職員等を置くことができることになっておりますが、これらの職以外で大学に備えておくべき職員について、以下の11項目のそれぞれについて、5つの選択肢から該当するものを1つ選んで、○を付けてください。

選択肢	1. 全ての大学が備えているべき	2. 全ての大学がなるべし望ましい	3. 全ての大学には必要に応じて備えるべき	4. どちらでも良い	5. なくともよい
施設、設備、機能等					
(1) キャリアアドバイザー、T A					
(2) その他教務系職員					
(3) 研究支援職員、R A					
(4) その他研究系職員					
(5) 施設・設備保守・管理職員					
(6) 産学連携推進職員					
(7) 知財管理職員					
(8) 国際化対応職員(留学生・外国人教員対応者)					
(9) その他事務系職員					
(10) 医薬系職員					
(11) 技術・技能系職員					

⇒ (次ページに続きます)

大学として備えるべき要件についてのアンケート調査（大学教員対象）

文部科学省  
調査実施機関：財団法人 未来工学研究所  
平成21年6月

1. この調査は、大学として備えるべき要件について、今後の文部科学省の施策等に資する基礎的なデータを収集することを目的としています。調査の実施は「平成21年度先導的大学改革推進委託事業」（調査テーマ名：大学の質保証及び学位プログラムの在り方に関する調査研究）として文部科学省より（財）未来工学研究所に委託されています。
  2. 調査の目的は、①大学教育の質を保証するためのシステム、②大学が授与する「学士」が保証する能力の内容、③大学が授与する学位や大学の教育課程、④大学が備えるべき施設・設備・機能等について、大学教員の方々の御意見を伺い、今後の日本の高等教育についての検討に資するようなデータを収集し、分析することです。
  3. 調査の結果は統計的に処理し、データを個別に扱うことはありませんので、回答者の方々個人や所属する機関にご迷惑をおかけすることはありません。また、対象者の方々の個人情報も厳重に管理し、本調査の目的以外に使うことはありません。
  4. ご記入いただいた調査票は、お手数ながら、**2009年7月6日（月）**までに、同封の返信用封筒に入れて、ご投函下さい。よろしくお願ひします。
  5. 調査票の質問内容等について不明な点がございましたら、下記の担当者までお問い合わせください。
- ＜提出先・お問い合わせ先＞  
財団法人 未来工学研究所  
〒135-8473 東京都江東区深川2-6-11 富岡橋ビル4F  
TEL:03-5245-1015 FAX:03-5245-1062  
担当：依田達郎、平澤雅彦 E-mail [daigaku@iftech.or.jp](mailto:daigaku@iftech.or.jp)

教員-1

■入学志願者に対する情報提供についてお伺いします。

問15. 入学志願者に対する情報提供にあたり、重視している項目について、該当する選択肢を3つ選んで、○を付けてください。その他を選択した場合は、（ ）内に具体的な内容を記入してください。

1. 大学の規模（学生数、定員等）
2. 大学の立地
3. 教育内容
4. 教員紹介
5. 研究活動
6. 学費
7. 奨学金
8. 大学の経営状況（財務指標等）
9. 大学の施設、設備（キャンパス、図書館、情報施設、アメニティ環境等）
10. 学生寮の有無
11. 社会貢献活動
12. 国際交流、留学状況
13. 免許・資格
14. 課外活動
15. 就職状況
16. 大学院への進学状況
17. その他（ ）

以上で終わりです。ご協力どうもありがとうございました。

ご記入の済みました調査票は、**2009年7月6日（月）**までに、同封の返信用封筒に入れて、ご投函下さい。よろしくお願ひします。

学長-15

大学として備えるべき要件についてのアンケート調査 (大学教員対象)

大学の名前
学部・研究科名
学科名・専攻名
お名前

(無記名も可)

報告書の電子ファイルの送付を希望される場合にはチェックしてください。

問 1. あなたの専門分野は何ですか。

1. 人文科学
2. 社会科学
3. 理学
4. 工学
5. 農学
6. 医・歯学
7. 薬学
8. 家政
9. 教育
10. 芸術
11. その他 (記入してください)

問 2. あなたの職階は以下のどれに該当しますか。

1. 教授
2. 准教授
3. 講師
4. 助教

■あなたが在籍する大学に関してお伺いします

問 3. 大学の設置区分を選択してください。

1. 国立
2. 公立
3. 私立

問 4. あなたが所属する学部または研究科の学生数は何人ですか。学部・大学院の学生の合計をお答え下さい (2008年5月1日現在)。

1. 30人以下
2. 31人～50人
3. 51人～100人
4. 101人～300人
5. 301人～500人
6. 500人以上

問 5. 大学の学生数は何人ですか。学校基本調査ベースの数を記入ください (2008年5月1日現在で、大学院、学部・学科、専攻科、別科、聴講生・通科生・研究生等の学生を含む数)

1. 100人以下
2. 101人～500人
3. 501人～1,000人
4. 1,001人～5,000人
5. 5,001人～10,000人
6. 10,000人以上

問 6. 大学の所在地について、①所在する地域、②所属する自治体 (市町村または東京都の区) の規模について、一つずつ選択してください。大学が複数地域に所在する場合は、主たる所在地についてお答え下さい。

①所在する地域

1. 北海道
2. 東北地方 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
3. 東京都
4. 東京都以外の関東地方 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県)
5. 中部地方 (新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県)
6. 近畿地方 (三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
7. 中国地方 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
8. 四国地方 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
9. 九州・沖縄地方 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

②大学の所在地の属する自治体 (市町村または東京都の区) の規模

1. 5万人未満
2. 5万人以上20万人未満
3. 20万人以上30万人未満
4. 30万人以上50万人未満
5. 50万人以上



問 7. 所属する大学には修士課程が置かれていますか。

1. はい
2. いいえ

問 8. 所属する大学には博士課程が置かれていますか。

1. はい
2. いいえ

問 9. 所属する大学には専門職学位課程が置かれていますか。

1. はい
2. いいえ

### ■大学の質保証の在り方についてお伺いします。

問 10. 大学の質保証については、大学が本来持つべき教育水準の最低基準としての質の保証と、大学が自ら掲げる目的・目標を達成するための教育を行っているかの質の保証の考え方があります。この二つの考え方について、当てはまる選択肢をそれぞれ一つずつ選んでください。

(最低基準としての質の保証)

問 10a(1) 大学の最低基準としての質保証は国や公的な機関が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 10a(2) 大学の最低基準としての質保証は個々の大学が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 10a(3) 大学の最低基準としての質保証は認証評価機関等の第三者機関が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 10a(4) 大学の最低基準としての質保証は学生が入学を選択するかどうかの評価に委ねるべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

(目的・目標を達成するための教育を行っているかの質の保証)

問 10b(1) 大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は国や公的な機関が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 10b(2) 大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は個々の大学が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 10b-(3) 大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は認証評価機関等の第3者機関が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 10b-(4) 大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は学生が入学を選択するかどうかの評価に委ねるべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 11. 大学の質保証の在り方に関する以下の考え方について、どのように考えますか。該当する選択肢をそれぞれ1つ選んでください。

問 11-(1) 最低基準を下回らないようにすることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 11-(2) 国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 11-(3) 目的、目標適合性の是非に関らず、恒常的に質の向上が図られていることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 11-(4) 各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 12. 大学の質保証に関して、特に国や公的な機関が担うべきものについて、どのように考えますか。該当する選択肢をそれぞれ1つ選んでください。

問 12-(1) 国や公的な機関は、最低基準を下回らないようにすることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 12-(2) 国や公的な機関は、国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 12-(3) 国や公的な機関は、目的、目標適合性の是非に関らず、恒常的に質の向上を図ら  
れていることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 12-(4) 国や公的な機関は、各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべ  
きである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 13. 大学の質保証に関する取り組みについての以下の考え方について、どのように考え  
ますか。該当する選択肢をそれぞれ1つ選んでください。

問 13-(1) 大学の設置基準や設置認可審査の厳格化を図るべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 13-(2) 大学の自己点検・評価の充実を図るべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 13-(3) 大学の認証評価（第三者評価）の厳格化を図るべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 13-(4) 大学としての望ましい在り方を示したガイドラインを策定すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 13-(5) 各分野毎のコア・カリキュラムを作成すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 13-(6) 各分野毎の到達目標（サブジェクト・ベンチマーク）を策定すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 13-(7) 各分野毎の共通教材を開発すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 13-(8) 分野共通や分野毎の到達度判定テストを開発すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 13-(9) 分野共通や分野毎の大学間比較のための指標を開発すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 13-(10) 大学の教育研究の実施状況についての情報公開を促進すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 14 【自由回答】 あなたの所属する学部や研究科においては、教育の質の保証や質の向上を図るために、どのような取組みをしていますか。具体的な取組みがあれば、その内容について説明してください。

教員-10

問 15 【自由回答】 あなたの所属する学部や研究科においては、教育の質の保証や質の向上を図るための取組みの結果、教育の現場において、具体的な質の向上につながっている事例があれば、その内容について説明してください。

■教育目標、教育課程等についてのお伺いします。

問 16 あなたが所属する学部（または研究科）において、学士の学位については、教育の目標が、学生に対して十分に説明されていますか。

1. 十分に説明されている
2. 説明されている
2. どちらとも言えない
4. 殆ど説明されていない
3. 全く説明されていない

問 17 あなたが所属する学部（または研究科）において、学士の学位を取得するための要件（卒業要件）について、学生に対して十分に説明されていますか。

1. 十分に説明されている
2. 説明されている
3. どちらとも言えない
4. 殆ど説明されていない
5. 全く説明されていない

問 18 あなたが所属する学部（または研究科）において、学士の学位の目的、教育課程、教育内容、卒業の要件などについて、情報開示が十分になされていますか。

1. 十分にされている。
2. どちらとも言えない
3. されていない

教員-11

問 19 あなたが所属する学部（または研究科）において、学位課程のカリキュラムは、学位の教育の目標・目的を達成するために、適切に編成されていますか。

1. 編成されている
2. どちらとも言えない
3. されていない

■大学が備えるべき施設、設備、機能等についてお伺いします。

問 20 学校基本法において、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開することを目的とする。」とされています。このような目的を達成するために大学に必要な、施設、設備、機能等の要件について、以下の17項目のそれぞれについて、5つの選択肢から該当するものを1つ選んで、○を付けてください。

選択肢	1. 全ての大学が備えているべき	2. 全ての大学がなるべし望ましていること	3. 全ての大学には必要はなく、分断や特色に応じて備えるべき	4. どちらでも良い	5. なくてよい
施設、設備、機能等					
(1) 学生の学習支援、学習相談のための組織・体制					
(2) 学生の就職・進路相談、就職・キャリア支援のための組織、体制					
(3) 学生相談、心理カウンセリングのための組織・体制					
(4) 薬物、飲酒問題、消費者問題等の学生が関わる事件・事故防止に関する学生への指導・啓発のための組織・体制					
(5) 保健管理施設					
(6) 図書館					
(7) 学生の自習室、控室					
(8) 体育館					
(9) グラウンド					
(10) 寄宿舍					
(11) サークル活動等課外活動のための施設					
(12) 休憩等のための十分な敷地面積を有する校地					
(13) 託児所					
(14) 食堂、喫茶、売店					
(15) 情報処理及び語学学習のための施設					
(16) 教員の教育能力を高めるための取組み					
(FD)、授業評価、教員表彰制度等					
(17) 教員の研究活動に対する支援（研究費、サブバイカルリナーフ制度等）					

■大学が備えるべき人員体制についてお伺いします。

問 21 大学には、学校教育法第92条第1項及び第2項において、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならないこと、及び、副学長、学部長、講師、技術職員等を置くことができることになっていますが、これらの職以外で大学に備えておくべき職員について、以下の11項目のそれぞれについて、5つの選択肢から該当するものを1つ選んで、○を付けてください。

選択肢	1. 全ての大学が備えているべき	2. 全ての大学がなるべし望ましていること	3. 全ての大学には必要はなく、分断や特色に応じて備えるべき	4. どちらでも良い	5. なくてよい
施設、設備、機能等					
(1) キヤリアドバイザー、TA					
(2) その他教務系職員					
(3) 研究支援職員、RA					
(4) その他研究系職員					
(5) 施設・設備保守・管理職員					
(6) 産学連携推進職員					
(7) 知財管理職員					
(8) 国際化対応職員（留学生・外国人教員対応者）					
(9) その他事務系職員					
(10) 医務系職員					
(11) 技術・技能系職員					

以上で終わりです。ご協力どうもありがとうございました。

ご記入の済みました調査票は、7月6日（月）までに、同封の返信用封筒に入れて、ご返函下さい。よろしくお願ひします。

大学として備えるべき要件についてのアンケート調査（大学職員対象）

調査実施機関：財団法人 未来工学研究所  
平成21年6月

1. この調査は、大学として備えるべき要件について、今後の文部科学省の施策等に資する基礎的なデータを収集することを目的としています。調査の実施は「平成21年度先導的大学改革推進委託事業」（調査テーマ名：大学の質保証及び学位プログラムの在り方に関する調査研究）として文部科学省より(財)未来工学研究所に委託されています。

2. 調査の目的は、①大学教育の質を保証するためのシステム、②大学の教育目標、教育課程、③大学が備えるべき施設・設備・機能と人員体制について、大学職員の方々の御意見を伺い、今後の日本の高等教育についての検討に資するようなデータを収集し、分析することです。

3. 調査の結果は統計的に処理し、データを個別に扱うことはありませんので、回答者の方々個人や所属する機関にご迷惑をおかけすることはありません。また、対象者の方々の個人情報厳重に管理し、本調査の目的以外に使うことはありません。

4. ご記入いただいた調査票は、お手数ながら、**2009年7月6日(月)**までに、同封の返信用封筒に入れて、ご投函下さい。よろしくお願ひします。

5. 調査票の質問内容等について不明な点がございましたら、下記の担当者までお問い合わせください。

<提出先・お問い合わせ先>

財団法人 未来工学研究所

〒135-8473 東京都江東区深川2-6-11 富岡橋ビル4F

TEL:03-5245-1015 FAX:03-5245-1062

担当：依田達郎、平澤雅彦 E-mail [daigaku@iftech.or.jp](mailto:daigaku@iftech.or.jp)

職員-1

大学として備えるべき要件についてのアンケート調査（大学職員対象）

大学名	
部署名	
お名前	
メールアドレス	

(無記名も可)

報告書の電子ファイルの送付を希望される場合にはチェックしてください。

問1. あなたの担当業務は何ですか。

1. 会計・経理      2. 総務      3. 人事      4. 教務  
5. 学生関係      6. 施設      7. 就職支援      8. 情報システム  
9. 計画・企画  
10. その他 (記入してください)

問2. あなたの職階は何ですか。

1. 事務局長 (あるいは事務組織の長)  
2. 事務組織の部または課レベルの長、または事務局長の次席レベルの職

■あなたが在籍する大学に関してお伺いします

問3. 大学の設置区分を選択してください。

1. 国立      2. 公立      3. 私立

問4. 学生数は何人ですか。「学校基本調査」ベースの数をご記入ください (2008年5月1日現在で、大学院、学部・学科、専攻科、別科、聴講生・通科生・研究生等の学生を含む)

1. 100人以下  
2. 101人～500人  
3. 501人～1,000人  
4. 1,001人～5,000人  
5. 5,001人～10,000人  
6. 10,000人以上

職員-2

問5. 大学の所在地について、①所在する地域、②所属する自治体（市町村または東京都の区）の規模について、一つずつ選択してください。大学が複数地域に所在する場合は、主たる所在地についてお答え下さい。

①所在する地域

1. 北海道
2. 東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
3. 東京都
4. 東京都以外の関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都）
5. 中部地方（新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県）
6. 近畿地方（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
7. 中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
8. 四国地方（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
9. 九州・沖縄地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

②大学の所在地の属する自治体（市町村または東京都の区）の規模

1. 5万人未満
2. 5万人以上20万人未満
3. 20万人以上30万人未満
4. 30万人以上50万人未満
5. 50万人以上

問6. あなたの大学には修士課程が置かれていますか。

1. はい
2. いいえ

問7. あなたの大学には博士課程が置かれていますか。

1. はい
2. いいえ

問8. あなたの大学には専門職学位課程が置かれていますか。

1. はい
2. いいえ

■大学の質保証の在り方についてお伺いします。

問9. 大学の質保証については、大学が本来持つべき教育水準の最低基準としての質の保証と、大学が自ら掲げる目的・目標を達成するための教育を行っているかの質の保証の考え方があります。この二つの考え方について、当てはまる選択肢をそれぞれ一つずつ選んでください。

(最低基準としての質の保証)

問9a-(1) 大学の最低基準としての質保証は国や公的な機関が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問9a-(2) 大学の最低基準としての質保証は個々の大学が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問9a-(3) 大学の最低基準としての質保証は認証評価機関等の第三者機関が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 9a-(4) 大学の最低基準としての質保証は学生が入学を選択するかどうかの評価に委ねるべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

(目的・目標を達成するための教育を行っているかの質の保証)

問 9b-(1) 大学の目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は国や公的な機関が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 9b-(2) 大学の目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は個々の大学が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 9b-(3) 大学の目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は認証評価機関等の第三者機関が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 9b-(4) 大学の目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は学生が入学を選択するかどうかの評価に委ねるべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 10. 大学の質保証の在り方に関する以下の考え方について、どのように考えますか。該当する選択肢をそれぞれ1つ選んでください。

問 10-(1) 最低基準を下回らないようにすることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 10-(2) 国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 10-(3) 目的・目標適合性の是非に関らず、恒常的に質の向上が図られていることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない



問 10-(4) 各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 11. 大学の質保証に関して、特に国や公的な機関が担うべきものについて、どのように考えますか。該当する選択肢をそれぞれ1つ選んでください。

問 11-(1) 国や公的な機関は、最低基準を下回らないようにすることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 11-(2) 国や公的な機関は、国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 11-(3) 国や公的な機関は、目的・目標適合性に関らず、恒常的に質の向上が図られていることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 11-(4) 国や公的な機関は、各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 12. 大学の質保証に関する取り組みについての以下の考え方について、どのように考えますか。該当する選択肢をそれぞれ1つ選んでください。

問 12-(1) 大学の設置基準や設置認可審査の厳格化を図るべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 12-(2) 大学の自己点検・評価の充実を図るべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 12-(3) 大学の認証評価（第三者評価）の厳格化を図るべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 12-(4) 大学としての望ましい在り方を示したガイドラインを策定すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 12-(5) 各分野毎のコア・カリキュラムを作成すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 12-(6) 各分野毎の到達目標（サブジェクト・ベンチマーク）を策定すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 12-(7) 各分野毎の共通教材を開発すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 12-(8) 分野共通や分野毎の到達度判定テストを開発すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 12-(9) 分野共通や分野毎の大学間比較のための指標を開発すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 12-(10) 大学の教育研究の実施状況についての情報公開を促進すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えれば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えれば同意しない
5. 同意しない

問 13. 【自由回答】 あなたの大学においては、教育の質の向上を図るために、どのような取り組みをしていますか。具体的な取組みがあれば、その内容について説明してください。

⇒ 次のページに続きます

■大学が備えるべき施設、設備、機能等についてお伺いします。

問 14 学校基本法において、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開することを目的とする。」とされています。このような目的を達成するため大学に必要な、施設、設備、機能等の要件について、以下の 17 項目のそれぞれについて、5 つの選択肢から該当するものを 1 つ選ぶで、○を付けてください。

選択肢	1. 全ての大学が備えているべき	2. 全ての大学が望ましくしていることがなるべく	3. 全ての大学には必要は備なく、分野や特色に応じて	4. どちらでも良い	5. なくてよい
施設、設備、機能等					
(1) 学生の学習支援、学習相談のための組織・体制					
(2) 学生の就職・進路相談、就職・キャリア支援のための組織、体制					
(3) 学生相談、心理カウンセリングのための組織・体制					
(4) 薬物、飲酒問題、消費者問題等の学生が関わる事件・事故防止に関する学生への指導・啓発のための組織・体制					
(5) 保健管理施設					
(6) 図書館					
(7) 学生の自習室、控室					
(8) 体育館					
(9) グラウンド					
(10) 寄宿舎					
(11) サークル活動等課外活動のための施設					
(12) 休憩等のための十分な敷地面積を有する校地					
(13) 託児所					
(14) 食堂、喫茶、売店					
(15) 情報処理及び語学学習のための施設					
(16) 教員の教育能力を高めるための取組み (FD、授業評価、教員表彰制度等)					
(17) 教員の研究活動に対する支援 (研究費、サバティカルリープ制度等)					

職員-11

■大学が備えるべき人員体制についてお伺いします。

問 15 大学には、学校教育法第 92 条第 1 項及び第 2 項において、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならないこと、及び、副学長、学部長、講師、技術職員等を置くことができることになっていますが、これらの職以外で大学に備えておくべき職員について、以下の 11 項目のそれぞれについて、5 つの選択肢から該当するものを 1 つ選ぶで、○を付けてください。

選択肢	1. 全ての大学が備えているべき	2. 全ての大学が望ましくしていることがなるべく	3. 全ての大学には必要は備なく、分野や特色に応じて	4. どちらでも良い	5. なくてよい
施設、設備、機能等					
(1) キャリアアドバイザー、TA					
(2) その他教務系職員					
(3) 研究支援職員、RA					
(4) その他研究系職員					
(5) 施設・設備保守・管理職員					
(6) 産学連携推進職員					
(7) 知財管理職員					
(8) 国際化対応職員 (留学生・外国人教員対応者)					
(9) その他事務系職員					
(10) 医薬系職員					
(11) 技術・技能系職員					

以上で終わりです。ご協力どうもありがとうございました。

ご記入の済みました調査票は、**2009年7月6日(月)**までに、同封の返信用封筒に入れて、ご投函下さい。よろしくお願ひします。

職員-12

大学として備えるべき要件についてのアンケート調査（大学生（学部生）対象）

調査実施機関：財団法人 未来工学研究所  
平成21年6月

1. この調査は、大学として備えるべき要件について、今後の文部科学省の施策等に資する基礎的なデータを収集することを目的としています。調査の実施は「平成21年度先導的大学改革推進委託事業」（調査テーマ名：大学の質保証及び学位プログラムの在り方に関する調査研究）として文部科学省より(財)未来工学研究所に委託されています。
2. 調査の目的は、①大学教育の質保証の在り方、②大学が授与する「学士」が保証する能力の内容、③大学が授与する学位や大学の教育課程、④大学が備えるべき施設・設備・機能等、⑤大学受験にあたっての情報収集について、大学生の方々の御意見を伺い、今後の日本の大学教育についての検討に資するようデータを収集し、分析することです。
3. 今回の調査は、学級生で、3年生以上を対象としています。
4. 調査の結果は統計的に処理し、データを個別に扱うことはありませんので、回答者の方々個人や所属する機関にご迷惑をおかけすることはありません。また、対象者の方々の個人情報厳重に管理し、本調査の目的以外に使うことはありません。
5. ご記入いただいた調査票は、お手数ながら、**2009年7月6日(月)**までに、同封の返信用封筒に入れて、ご投函下さい。よろしくお願ひします。
6. 調査票の質問内容等について不明な点がございましたら、下記の担当者までお問い合わせください。  
<提出先・お問い合わせ先>  
財団法人 未来工学研究所  
〒135-8473 東京都江東区深川2-6-1 1 富岡橋ビル4F  
TEL:03-5245-1015 FAX:03-5245-1062  
担当：依田達郎、平澤雅彦 E-mail daigaku@iftech.or.jp

学生-1

大学として備えるべき要件についてのアンケート調査（大学生（学部生）対象）

大学名	
学部名	
学科名	
お名前	
メールアドレス	

(無記名も可)

報告書の電子ファイルの送付を希望される場合にはチェックしてください。

問1. あなたは何年生ですか。1つ選択して○を付けて下さい。

1. 3年生
2. 4年生
3. 5年生以上（4年生として1年以上在籍しているもの）

問2. あなたの所属する学部の分野は以下のうちどれに当てはまりますか。1つ選択して○を付けて下さい。

1. 人文科学
2. 社会科学
3. 理学
4. 工学
5. 農学
6. 医・歯学
7. 薬学
8. 家政
9. 教育
10. 芸術
11. その他（記入してください）

■あなたが在学する大学に関してお伺いします

問3. 大学の設置区分を選択してください。1つ選択して○を付けて下さい。

1. 国立
2. 公立
3. 私立

学生-2

問4. 大学の主たる所在地と、大学の主たる所在地の属する自治体(市町村または東京都の区)の規模をそれぞれ1つ選択してください。

①所在する地域

1. 北海道
2. 東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
3. 東京都
4. 東京都以外の関東地方(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県)
5. 中部地方(新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県)
6. 近畿地方(三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
7. 中国地方(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
8. 四国地方(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
9. 九州・沖縄地方(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

②大学の所在地の属する自治体(市町村または東京都の区)の規模

1. 5万人未満
2. 5万人以上20万人未満
3. 20万人以上30万人未満
4. 30万人以上50万人未満
5. 50万人以上

問5. あなたが所属する学部または研究科の学生数は何人ですか。学部・大学院の学生の合計をお答え下さい。(2008年5月1日現在)。1つ選択して○を付けて下さい。

1. 30人以下
2. 31人～50人
3. 51人～100人
4. 101人～300人
5. 301人～500人
6. 500人以上

問6. 大学の学生数は何人ですか。「学校基本調査」ページの数を記入ください。(2008年5月1日現在で、大学院、学部・学科、専攻科、別科、聴講生・通科生・研究生等の学生を含む数)。1つ選択して○を付けて下さい。

1. 100人以下
2. 101人～500人
3. 501人～1,000人
4. 1,001人～5,000人
5. 5,001人～10,000人
6. 10,000人以上

■大学の質保証の在り方についてお伺いします。

問7. あなたは、大学の教育の質には満足していますか。1つ選択して○を付けて下さい。

1. とても満足している
2. やや満足している
3. どちらともいえない
4. やや満足していない
5. 全く満足していない

問8. あなたの意見は、大学の教育の質の向上(授業の改善等)に反映されていますか。1つ選択して○を付けて下さい。

1. 十分反映されている
2. 反映されている
3. どちらともいえない
4. 反映されていない
5. 全く反映されていない

問9. 教育の質を向上するために、どのような手段で学生の意見を反映させることが可能ですか。該当する選択肢を全て選択して○を付けて下さい。

1. 授業の評価を行うことができる
2. 学生の代表が学部等の委員会にメンバーとして参加している
3. 学生の意見を、カリキュラムの検討など、学部の運営に反映させるための手続きが規定されている
4. 担当の教職員がおり、その教職員に意見を言うことができる
5. その他 ( )

■「学士力」についてお伺いします。

問 10. 「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年 3 月 25 日、中央教育審議会制度・教育  
部会）において、日本の大学が授与する「学士」が保証する能力の内容が示され、各専攻  
分野を通じて培う「学士力」として、以下の項目が参考指針として提示されています。

<p>1. 知識・理解 専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識 体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。 (1) 多文化・異文化に関する知識の理解 (2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解</p> <p>2. 汎用的技能 知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能 (1) コミュニケーション・スキル 日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。 (2) 教養的スキル 自然や社会的現象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができ る。 (3) 情報リテラシー ICTを用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に 活用することができる。 (4) 論理的思考力 情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。 (5) 問題解決力 問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。 3. 態度・志向性 (1) 自己管理能力 自らを律して行動できる。 (2) チームワーク、リーダーシップ 他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動 員できる。 (3) 倫理観 自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。 (4) 市民としての社会的責任 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために 積極的に関与できる。 (5) 生涯学習力 卒業後も自律・自立して学習できる。 4. 統合的な学習経験と創造的思考力 これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題に それらを適用し、その課題を解決する能力</p>	<p>大項目</p> <p>知識・理解</p> <p>汎用的技能</p> <p>態度・志向性</p> <p>統合的な学習経験 と創造的思考力</p>
--	--

学生-5

問 10-1. これらの「学士力」を構成する 13 の項目について、大学において、これまでであ  
なたの能力はどの程度、培われましたか。以下の 13 項目のそれぞれについて、5 つの選択  
肢から該当するものを 1 つ選んで、○を付けてください。

大項目	項目	1. 非 常に重 視 してい る	2 重 視 してい る	3 言 え ない ど ち ら も	4. い 余 り 重 視 し ない	5. い 全 く 重 視 し ない
知識・理解	(1) 多文化・異文化に関する知識の理解					
	(2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解					
	(3) コミュニケーション・スキル					
汎用的技能	(4) 教養的スキル					
	(5) 情報リテラシー					
	(6) 論理的思考力					
	(7) 問題解決力					
	(8) 自己管理能力					
態度・志向性	(9) チームワーク、リーダーシップ					
	(10) 倫理観					
	(11) 市民としての社会的責任					
統合的な学習経験 と創造的思考力	(12) 生涯学習力					
	(13) 統合的な学習経験と創造的 思考力					

⇒次のページに続きます

学生-6

問 10-2 これらの学士力を構成する項目は、どの程度カリキュラムで重視されるべきであると考えますか？重視すべきであると考えられる項目について3つまで選んで下表の右側の列に○を付けてください

大項目	学士力を構成する項目	重要な項目
知識・理解	(1) 多文化・異文化に関する知識の理解	
	(2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解	
汎用的技能	(3) コミュニケーション・スキル	
	(4) 数算的スキル	
	(5) 情報リテラシー	
	(6) 論理的思考力	
	(7) 問題解決力	
態度・志向性	(8) 自己管理能力	
	(9) チームワーク、リーダーシップ	
	(10) 倫理観	
	(11) 市民としての社会的責任	
統合的な学習経験と創造的思考力	(12) 生涯学習力	
	(13) 統合的な学習経験と創造的思考力	

問 11 【自由回答】上のリスト（問 10）に含まれる能力も含めて、入学前に、大学での教育において培うことを期待していた能力のうち、大学教育においては、培うことが困難であると感じている能力は何かありますか。ありましたら、その内容について説明して下さい。

■ 学位、教育課程等についてお伺いします。

問 12. あなたが所属する学部において、教育の目標が、学生に対して十分に説明されていますか。1つ選んで○をつけてください。

1. 十分に説明されている
2. 説明されている
3. どちらとも言えない
4. 殆ど説明されていない
5. 全く説明されていない

問 13. 学位を取得するための要件（卒業要件）について、学生に対して、十分に説明されていますか。1つ選んで○をつけてください。

1. 十分に説明されている
2. 説明されている
3. どちらとも言えない
4. 殆ど説明されていない
5. 全く説明されていない

問 14. 学位の目的、教育課程、教育内容、卒業の要件などについて、情報開示が十分にされていますか。1つ選んで○をつけてください。

1. 十分にされている
2. どちらとも言えない
3. されていない

問 15. 学位課程のカリキュラムは、学位の教育の目標・目的を達成するために、適切に編成されていますか。1つ選んで○をつけてください。

1. 編成されている
2. どちらとも言えない
3. されていない

⇒次のページに続きます

■ 大学が備えるべき施設、設備、機能等についてお伺いします。

問 16 学校基本法において、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開することを目的とする。」とされています。このような大学の目的にかんがみ、大学はどのような要件を備えていることが必要と考えますか。以下の施設、設備、機能等のそれぞれについて、以下の15項目のそれぞれについて、5つの選択肢から該当するものを1つ選んで、○を付けてください。

番号	選択肢	1. 全ての大学が備えているべき	2. 全ての大学がなるべくしていることが望ましい	3. 全ての大学に必要ではなく、分野や特色に応じて備えるべき	4. どちらでもよい	5. なくてよい
1	学生の学習支援、学習相談のための組織・体制					
2	学生の就職・進路相談、就職・キャリア支援のための組織・体制					
3	学生相談、心理カウンセリングのための組織・体制					
4	薬物、飲酒問題、消費者問題等の学生が関わる事件・事故防止に関する学生への指導・啓発のための組織・体制					
5	保健管理施設					
6	図書館					
7	学生の自習室、控室					
8	体育館					
9	グラウンド					
10	寄宿舎					
11	サークル活動等課外活動のための施設					
12	休憩等のための十分な敷地面積を有する校地					
13	託児所					
14	食堂、喫茶、売店					
15	情報処理及び語学学習のための施設					

■ 大学受験にあたっての情報収集についてお伺いします。

問 17. あなたが受験する大学を選ぶ際に、重視した大学の情報について、該当する選択肢を3つまで選んで、○を付けてください。その他を選択した場合は、( )内に具体的な内容を記入してください。

1. 大学の規模 (学生数, 定員等)
2. 大学の立地
3. 教育内容
4. 教員紹介
5. 研究活動
6. 学費
7. 奨学金
8. 大学の経営状況 (財務指標等)
9. 大学の施設、設備 (キャンパス、図書館、情報施設、アメニティー環境等)
10. 学生寮の有無
11. 社会貢献活動
12. 国際交流、留学状況
13. 免許・資格
14. 課外活動
15. 就職状況
16. 大学院への進学状況
17. その他 ( )

問 18 【自由回答】あなたが通う大学の学部・学科の教育において、進学する前には、十分に説明されていないことの中で、事前に情報があれば、現在の学部・学科に進学するかどうかの決定に影響を及ぼしたであろう事柄はありましたか。ある場合には、その内容を説明してください。

以上で終わりです。ご協力ありがとうございます。ございました。

ご記入の済みました調査票は、2009年7月6日(月)までに、同封の返信用封筒に入れて、ご投函下さい。よろしくお願ひします。



大学として備えるべき要件についてのアンケート調査（企業対象）

調査実施機関：財団法人 未来工学研究所  
平成21年6月

1. この調査は、大学として備えるべき要件について、今後の文部科学省の施策等に資する基礎的なデータを収集することを目的としています。調査の実施は「平成21年度先導的大学改革推進委託事業」（調査テーマ名：大学の質保証及び学位プログラムの在り方に関する調査研究）として文部科学省より（財）未来工学研究所に委託されています。

2. 調査の目的は、①大学が授与する「学士」が保証する能力の内容、②大学教育の質を保証するためのシステム、③大学が授与する学位や大学の教育課程、④大学が備えるべき施設・設備・機能等について、企業の方々の御意見を伺い、今後の日本の大学教育についての検討に資するようなデータを収集し、分析することです。

3. 調査の結果は統計的に処理し、データを個別に扱うことはありませんので、回答者の方々個人や所属する機関にご迷惑をおかけすることはありません。また、対象者の方々の個人情報には厳重に管理し、本調査の目的以外に使うことはありません。

4. ご記入いただいた調査票は、お手数ながら、**2009年7月6日(月)**までに、同封の返信用封筒に入れて、ご投函下さい。よろしくお願ひします。

5. 調査票の質問内容等について不明な点がございましたら、下記の担当者までお問い合わせください。

<提出先・お問い合わせ先>

財団法人 未来工学研究所

〒135-8473 東京都江東区深川2-6-11 富岡橋ビル4F

TEL:03-5245-1015 FAX:03-5245-1062

担当：依田達郎、平澤雅彦 E-mail [daigaku@iftech.or.jp](mailto:daigaku@iftech.or.jp)

大学として備えるべき要件についてのアンケート調査（企業対象アンケート）

御社名	
部署名	
お名前	
メールアドレス	

(無記名での回答も可です)

報告書の電子ファイルの送付を希望される場合にはチェックしてください。

■御社についてお伺いします

問1 御社の従業員数は何人ですか。該当する選択肢を1つ選んで○を付けて下さい。

1. 100人以下
2. 101人～500人
3. 501人～1,000人
4. 1,001人～5,000人
5. 5,001人～10,000人
6. 10,000人以上

問2. 御社の産業区分を1つ選択して○を付けて下さい。

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| 1. 農業            | 2. 林業                  |
| 3. 漁業            | 4. 鉱業                  |
| 5. 建設業           | 6. 製造業                 |
| 7. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 8. 情報通信業               |
| 9. 運輸業           | 10. 卸売業・小売業            |
| 11. 金融・保険業       | 12. 不動産業               |
| 13. 飲食店・宿泊業      | 14. 医療・福祉              |
| 15. 教育・学習支援業     | 16. サービス業（他には分類されないもの） |
| 17. その他          |                        |

問3. 御社の主たる所在地と、所在地の属する自治体（市町村または東京都の区）の規模をそれぞれ1つ選択して○を付けて下さい

① 所在する地域

1. 北海道
2. 東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
3. 東京都
4. 東京都以外の関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県）
5. 中部地方（新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県）
6. 近畿地方（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
7. 中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
8. 四国地方（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
9. 九州・沖縄地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

② 所属する自治体（市町村または東京都の区）の規模

1. 5万人未満
2. 5万人以上20万人未満
3. 20万人以上30万人未満
4. 30万人以上50万人未満
5. 50万人以上

■ 「学士力」についてお伺いします。

問4. 「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年3月25日、中央教育審議会制度・教育部会）において、日本の大学が授与する「学士」が保証する能力の内容が示され、各専攻分野を通じて培う「学士力」として、以下の項目が参考指針として提示されています。

1. 知識・理解  
専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。  
(1) 多文化・異文化に関する知識の理解  
(2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解
2. 汎用的技能  
知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能  
(1) コミュニケーション・スキル  
日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。  
(2) 数量的スキル  
自然や社会的現象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。  
(3) 情報リテラシー

ICTを用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。  
(4) 論理的思考力  
情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。  
(5) 問題解決力  
問題を見出し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。  
3. 態度・志向性  
(1) 自己管理能力  
自らを律して行動できる。  
(2) チームワーク、リーダーシップ  
他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。  
(3) 倫理観  
自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。  
(4) 市民としての社会的責任  
社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。  
(5) 生涯学習力  
卒業後も自律・自立して学習できる。  
4. 統合的な学習経験と創造的思考力  
これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

問4-1. これらの「学士力」を構成する13項目を、御社は、大学の学士の卒業生が備えているべき能力として、どの程度重視していますか。それぞれの項目について、5つの選択肢の中から最も当てはまるものを1つ選んで○を付けてください。

大項目	項目	1. 非常に重視している	2. 重視している	3. どちらとも言えない	4. 余り重視しない	5. 全く重視しない
知識・理解	(1) 多文化・異文化に関する知識の理解					
	(2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解					
	(3) コミュニケーション・スキル					
汎用的技能	(4) 教養的スキル					
	(5) 情報リテラシー					
	(6) 論理的思考力					
	(7) 問題解決力					
	(8) 自己管理能力					
	(9) チームワーク、リーダーシップ					
	(10) 倫理観					
態度・志向性	(11) 市民としての社会的責任					
	(12) 生涯学習力					
	(13) 統合的な学習経験と創造的思考力					

問 4-2 これらの学士力を構成する 13 項目は、どの程度大学のカリキュラムで重視されるべきであると考えますか？重視すべきであると考える項目について 3 つまで下の表の右側の列に○を付けてください

大項目	学士力を構成する項目	重視すべき項目
知識・理解	(1) 多文化・異文化に関する知識の理解	
	(2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解	
汎用的技能	(3) コミュニケーション・スキル	
	(4) 数量的スキル	
	(5) 情報リテラシー	
	(6) 論理的思考力	
	(7) 問題解決力	
態度・志向性	(8) 自己管理能力	
	(9) チームワーク、リーダーシップ	
	(10) 倫理観	
	(11) 市民としての社会的責任	
統合的な学習経験と創造的思考力	(12) 生涯学習力	
	(13) 統合的な学習経験と創造的思考力	

問 5. 【自由回答】大学の学士課程を卒業した採用者において足りないと考えられる能力で、大学が学士課程の教育において今後重視すべきものは何かありますか。ありましたら、その内容について説明してください。

■ 大学教育の質保証システムについてお伺いします。

問 6. 以下の大学の質保証システムに関する命題のうちで、合意できるかどうかについて選択肢から 1 つ選んで○をつけてください。

問 6(1) 学生の採用に当たり、学生の取得しようとしている学位の内容や、教育課程の質についての情報入手することが困難である

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 6(2) 大学の教育の質を保証するシステムにおいては、企業の声を反映することが必要である

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 7 【自由回答】現在の大学の教育の質について、どのような意見がありますか。ある場合には、その内容を説明して下さい。

問 8. 大学の質保証については、大学が本来持つべき教育水準の最低基準としての質の保証と、大学が自ら掲げる目的・目標を達成するための教育を行っているかの質の保証の考え方があります。この二つの考え方について、当てはまる選択肢をそれぞれ一つずつ選んでください。

(最低基準としての質の保証)

問 8a-(1) 大学の最低基準としての質保証は国や公的な機関が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 8a-(2) 大学の最低基準としての質保証は個々の大学が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 8a-(3) 大学の最低基準としての質保証は認証評価機関等の第 3 者機関が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 8a-(4) 大学の最低基準としての質保証は学生が入学を選択するかどうかの評価に委ねるべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

(目的・目標を達成するための教育を行っているかの質の保証)

問 8b-(1) 大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は国や公的な機関が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 8b-(2) 大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は個々の大学が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 8b-(3) 大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は認証評価機関等の第 3 者機関が責任を持つべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 8b-(4) 大学が目的・目標を達成するための教育を行っているかの質保証は学生が入学を選択するかどうかの評価に委ねるべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 9. 大学の質保証の在り方に関する以下の考え方について、どのように考えますか。該当する選択肢をそれぞれ1つ選んでください。

問 9(1) 最低基準を下回らないようにすることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 9(2) 国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 9(3) 目的・目標適合性の是非に関らず、恒常的に質の向上が図られていることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 9(4) 各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 10. 大学の質保証に関して、特に国や公的な機関が担うべきものについて、どのように考えますか。該当する選択肢をそれぞれ1つ選んでください。

問 10(1) 国や公的な機関は、最低基準を下回らないようにすることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 10(2) 国や公的な機関は、国際的な競争力を備えた大学とすることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 10(3) 国や公的な機関は、目的・目標適合性の是非に関らず、恒常的に質の向上が図られていることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 10(4) 国や公的な機関は、各大学が掲げる目的・目標が達成されていることを重視すべきである。

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

■ 学位、教育課程等についてのお伺いします。

問 11. 以下の学位課程に関する命題に対して、どの程度同意できるかについて、選択肢から1つ選択して、○を付けて下さい。

問 11-(1) 学士の学位は、教育の目標が明確に規定され、公表されるべきである

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 11-(2) 学位を取得するための要件（卒業要件）について明確に規定され、公表されるべきである

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 11-(3) 学位の目的、教育課程、教育内容、卒業の要件などについて、情報開示が十分にされるべきである

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

問 11-(4) 大学は、卒業生（学士）の質の保証に関して社会に対して責任を持つべきである

1. 同意する
2. どちらかと言えば同意する
3. どちらともいえない
4. どちらかと言えば同意しない
5. 同意しない

■ 大学が備えるべき施設、設備、機能等についてお伺いします。

問 12. 学校基本法において、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開することを目的とする。」とされています。このような目的を達成するために大学に必要な施設、設備、機能等の要件について、以下の17項目のそれぞれについて、5つの選択肢から最も当てはまるものを1つ選んで、○を付けてください。

選択肢	1. 全ての大学が備えているべき	2. 全ての大学が備えていること	3. 全ての大学には必要はなく、分野や特色に応じて備えるべき	4. どちらでも良い	5. なくてよい
施設、設備、機能等					
(1) 学生の学習支援、学習相談のための組織・体制					
(2) 学生の就職・進路相談、就職・キャリア支援のための組織、体制					
(3) 学生相談、心理カウンセリングのための組織・体制					
(4) 薬物、飲酒問題、消費者問題等の学生が関わる事件・事故防止に関する学生への指導・啓発のための組織・体制					
(5) 保健管理施設					
(6) 図書館					
(7) 学生の自習室、控室					
(8) 体育館					
(9) グラウンド					
(10) 寄宿舎					
(11) サークル活動等課外活動のための施設					
(12) 休憩等のための十分な敷地面積を有する校地					
(13) 託児所					
(14) 食堂、喫茶、売店					
(15) 情報処理及び言語学習のための施設					
(16) 教員の教育能力を高めるための取組み(FD、授業評価、教員表彰制度等)					
(17) 教員の研究活動に対する支援（研究費、サブアイカルリース制度等）					

以上で終わりです。ご協力どうもありがとうございました。

ご記入の済みました調査票は、2009年7月6日（月）までに、同封の返信用封筒に入れて、ご投函下さい。よろしくお願ひします。

## 2. アンケート調査の自由回答（抜粋）

### 3-1 学長

問7: あなたの大学においては、問6の7つの機能（大学の機能別分化）には含まれない機能を重視していますか。もし、そのような重視している機能があれば、その内容について説明してください。

（以下、自由記述内容（設置区分、大学の学生数、地域区分）の書式で記載。設置区分別に、学生数の少ない大学から多い大学の順番。）

#### (1) 国立大学

- 7つの機能以外に重視する機能は、現時点では該当はないが、総合大学である本学としては、機能別分化の7つの機能のうち、全くなくなるような機能はない。（国立、5001人～10000人、四国地方）
- 重要な機能の一つとして高等教育の機会を均等にする役割を担っている。現在、国立大学は86大学。その内の39大学は工学、医学、芸術、経済などの単科大学そして女子大や大学院大学など特定の機能あるいは使命を持った大学である。残りの47大学は専門分野の異なる複数の学部を備えた総合大学と分類される。これらの大学の特色は、47という数字が示すように、60年ほど前に都道府県に各1大学を配置して高等教育を普及する機能を持たせたと推察できる。本学のような地方大学、とくに県内に大学の数が少ない地方大学においては、高等教育の普及の使命（機能）は現在でも生きている。（国立、5001人～10000人、九州・沖縄地方）
- 社会科学全域において基礎的研究と萌芽的研究を重視する。（国立、5001人～10000人、東京都）
- 学部によって必ずしも機能が同じとは言えないので大学としての全体の機能に加えて、各部局としての機能もあってよいと考えている（国立、10000人以上、九州・沖縄地方）

#### (2) 公立大学

- 他の職業教育系学校（高専等）との連携による専門職一貫教育（公立、101人～500人、東京都）
- 地域に根ざした研究を世界に向けて発信する機能（公立、101人～500人、九州・沖縄地方）
- グローバル・スタンダードの大学（公立、501人～1000人、東北地方）
- 7つの機能が部分的に複合し、複合することにより個性化を図っている。また、公立大学であり、地方大学であることから、大学として多様化複合型モザイク型である（公立、1001人～5000人、四国地方）
- 県立大学であることから、県および県内市町村の保健医療福祉水準の向上の貢献する機能について、重視している。（公立、1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- 研究が世界的研究、地域的研究と分けうるのか疑問。公立大は地域貢献を強く求められているが、地域のための研究はそのまま人類のための研究といえるテーマも多く、地方の大学といえども国際レベルを目指すのは当然。（公立、1001人～5000人、中部地方）
- 地域における知の拠点（公立、1001人～5000人、近畿地方）
- 教養あり、品格高く、高度な知識・技術をもち、地域、全国、世界で活躍できる人材を養成すること。そのための必須の条件として、高い研究を行うこと。（公立、1001人～5000人、中国地方）
- ⑦の社会貢献機能に該当するかもしれないが、設置者（市）のシンクタンクの機能を果たすべく努力している。（公立、5001人～10000人、近畿地方）

### (3) 私立大学

- 特定の専門的分野（ファッションビジネス）の教育・研究を重視する大学である。（私立、100人以下、東京都）
- 眞の多国籍社会の中で英語ベースで2年間起居を共にしながら国際標準に基く修士課程を習得する（私立、101人～500人、中部地方）
- 建学の精神のもとづく人格教育（私立、101人～500人、九州・沖縄地方）
- 学部・学科ごとに7つの機能のいずれかには分類することが出来ると思っている。教養教育を重視する学部、職業人（管理栄養士）養成を重視する学部がある。（私立、101人～500人、九州・沖縄地方）
- 「学問を通じての人間形成の場」。すなわち、大学が果たすべき機能は、その大学における教養教育や専門教育によって、単に知識を得ることによる、現時点の問題解決に資する人材の育成にとどまるべきではない。今、本当に求められるべきなのは、個々の学生がその属する社会集団において、必要不可欠の存在として成長する場を設営すること。そうした意味で、むしろ、学修のプロセスにおいて、難解な課題や、複雑な問題に対処することで、学問に真剣に接し、困難の克服、試行錯誤等を経験し、その経験を通じて、個々の学生の人間性を陶冶することが大学の機能として重要であると思量。（私立、5001人～10000人、東京都以外の関東地方）
- 「建学の精神」にもとづく人間教育・人格形成を重視する大学である。（私立、501人～1000人、中部地方）
- 医科大学には以上の質問はうまく当てはまらない。専門教育・地域貢献は当然の事である。（私立、501人～1000人、東京都以外の関東地方）
- ①食・栄養に関する専門性の深化、②食・栄養と情報の学際分野の構築、③中等教育との接続の強化（私立、501人～1000人、中部地方）
- 国際交流、インターナショナル・サービス、インターナショナル・ビジネスの3領域の学習プログラムを展開し、国際社会で活躍する異文化コミュニケーターを育成する。（私立、501人～1000人、九州・沖縄地方）
- （3）、（4）、（7）の機能と重複する面もあるが、外国語大学として語学力の養成を目指すことは当然として、「コミュニケーション力」と「人間力」の養成に重点を置いている。（私立、501人～1000人、九州・沖縄地方）
- 市に所在する4大学1高専の高等教育機関連携（コンソーシアム等）の知的、実践的センターとしての役割を重視。（私立、501人～1000人、北海道）
- リベラルアーツ大学としては（4）総合的教養教育領域に分類されるわけだが、本学のカリキュラムは（1）の世界的教育拠点としても十分通用するもの。（私立、1001人～5000人、東京都）
- グローバル化が急激に進行する中で、地方に立地する小規模大学として、これまで地元へ人材を提供して来た経緯から、地方の活性化のためにもグローバルに考え、ローカルに活躍する人材を提供する機能を重視。（私立、1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- 人間性育成を重視する（私立、1001人～5000人、中部地方）
- 薬学、医学などの領域の進歩はめざましく、卒業後も絶えず新しい知識を学んでいく必要があり、卒業後教育セミナーを開催するなど生涯学習の機能も重視。（私立、1001人～5000人、近畿地方）
- これからの地域社会を支える人材の養成（私立、1001人～5000人、東北地方）
- 専門職従事者の専門知識・技術の向上を図るための研修・講習の機関となりうる機能を備えることも重視（私立、1001人～5000人、近畿地方）
- 教員免許状更新講習とは別に、現職の国語科教員（中・高とも）に対して「国語教育研修会」として研修機会を提供（3日間・計12時間）。主に本学卒業の現職教員に対して、様々な教育問題を取り上げて研究を行う「教育研究大会」を年1回開催し、研鑽の場を提供している。本学卒業の学術功労者を取り上げ、その学術的意義等を検証する「公開学術講座」を開催し、広く社会教育に貢献している。様々なシンポジウムを開催し、本学における学問研究の成果を広く社会に発信。（私立、1001人～5000人、東京都）
- 保健医療福祉分野専門職間連携教育を重視している。そのためコア・カリキュラムを設定し、1年次から4年次まで授業科目履修を必須選択させている。連携教育は英国、カナダ、アメリカなどで重視され、WHOでも注目している。（私立、1001人～5000人、中部地方）
- 女性の自立のための能力と自覚を育てる教育を重視している。ボランティア活動に「自己開発」という科目名で単位を与えている。（私立、1001人～5000人、東京都）
- 地域医療支援機能（私立、1001人～5000人、東北地方）
- 「こころの教育」医療人として、人の苦しみがわかる“惻隱の心”を持つ薬剤師を育てる。（私立、1001人～5000人、東京都以外の関東地方）



- 人格教育（私立、1001人～5000人、近畿地方）
- 根幹的な人間性の養成を重視する（私立、1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- 専門か教養かではなく、一つの専門を核とし、専科コースごとに学問のグループを設け、その専門の属するグループの学問をも幅広く学ぶ。専門と教養面総合を旨とした本学独自の教養教育を旨とす（私立、1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- 総合的な人間力（含応用力）の育成。社会的存在としての価値感、実践力の育成（私立、1001人～5000人、中部地方）
- （４）総合的教養教育に含まれるかもしれないが、宗教的情操を基盤とした人間形成に資する教育を重んじている。（私立、1001人～5000人、九州・沖縄地方）
- 宗教系の大学として、人間教育を重視する。（私立、1001人～5000人、近畿地方）
- 大学附属病院による教育・研修・研究システム（私立、1001人～5000人、東京都）
- 実習の機能を重視している。社会福祉の教育、教職課程の教育のいずれにおいても実習は、欠くことができず、多大の教育効果をもたらしていることから、実習の機能を重視。（私立、1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- 女子大学として、社会に内在化している性別役割に囚われることなく、自立・自律した人材育成を目指している。その意味で女性のライフスタイルにふさわしい形で生涯学習を充実させたい。（私立、1001人～5000人、東京都）
- 本学は、大学病院を擁しており、患者さまからの高い信頼と満足を得る大学であることを重視している。（私立、1001人～5000人、中部地方）
- 卒業生との継続的連携。特に卒業後も大学の企画プログラムに参画でき、コンティニアスラーニングの機会を得るしくみをつくる。（私立、1001人～5000人、近畿地方）
- スポーツの実践による社会的効果（私立、1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- 「ものづくり」という部分を重視している。（私立、1001人～5000人、九州・沖縄地方）
- 本学は大学院として、国際協力研究科（修士・博士）をもつ。本研究科は国際開発、国際文化交流、国際医療協力、国際言語コミュニケーション、開発問題の5専攻による構成され、人文科学系及び自然科学系の学際的・国際的研究が行われている。（私立、1001人～5000人、東京都）
- 本学のモットー「いつも人から。そして心から。」の背景にある人間尊重を基本に“いのち”“健康”“暮らし”を軸足にした学部、学科共通のカリキュラムにホスピタリティ論を取り組み人材育成を実施している。（私立、1001人～5000人、九州・沖縄地方）
- 人口10万の市の健康維持に協力し、2年間の医療費を予定より2.2億円節約に成功。（県内で一位）（私立、1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- 社会人基礎力、学士力の確保（私立、1001人～5000人、近畿地方）
- 社会貢献機能のうちとくに地域貢献機能を重視している。（私立、1001人～5000人、中部地方）
- 得意分野で輝ける知的プロフェッショナルの育成（私立、1001人～5000人、北海道）
- 学生生活支援を第一義に、心と身体と徳育の教育を重視し、将来の社会適応能力を身につけさせる。（私立、5001人～10000人、近畿地方）
- 生命科学領域の専門的知識・技能を職業人向けに提供する、地域を超えたりカレント教育の拠点機能。（私立、5001人～10000人、東京都）
- 本学は地方に立地する私立大学ではあるが、迅速で正確な情報の入手や自らの教育力の向上のためにも、首都圏（東京・虎ノ門）にサテライトキャンパスを構え、社会人を対象とする一年制の大学院（工学研究科修士課程・知的創造システム専攻ほか）を設置し、平成16年度以来、即戦力となる人材の育成に注力し200名を超す修了生を輩出してきている。（私立、5001人～10000人、中部地方）
- アジア塾、産業と人間、国際講座等、市民向け講座の開講（私立、10000人以上、東京都）
- 総合大学としては、1つの機能を重視するのではなく、各々の機能を有機的に結びつけるとともに、各場面において、求められる機能を果たしていくことが重要であると考え。（私立、10000人以上、東京都）
- 社会人の再教育機能という視点も重視すべき。特に（２）、（３）にかかわって重視したい。又、（１）の機能においても、社会人の高度化再教育に貢献しうる。私立総合大学にとって、この7つの機能分化論は議論しにくいテーマである。すべてが重要という意味でもあるからである。（私立、10000人以上、近畿地方）
- 建学の精神（浄土真宗の精神）に基づいた情操教育・人間育成・教育の重視（教養教育に限らず）・仏教を中心とした特定分野の重点化・キャリア教育の充実・中等教育から一貫した連携教育（私立、10000人以上、近畿地方）
- アジア太平洋地域における中心的教育拠点。グローバル人材の育成。（私立、10000人以上、東京都）

問 12：あなたの大学においては、教育の質の向上を図るために、どのような取組みをしていますか。具体的な取組みがあれば、その内容について説明してください。

(以下、自由記述内容(大学の人数、地域区分)の書式で記載。設置区分別に、学生数の少ない大学から多い大学の順番。)

### (1) 国立大学

- 授業の公開・授業評価アンケートの実施・FDにおける教員の担当授業科目アンケートの実施(1001人～5000人、近畿地方)
- 学外有識者で構成されるアドバイザー委員会を毎年開催し、教育活動に対する意見の聴取を行っている。・海外FD研修として教員を派遣することや海外からFDの専門家等を招聘し、海外の教育システムを大学に取り入れている。・学生による授業評価や修了予定者アンケートを行い、学生の意見を把握している。(1001人～5000人、近畿地方)
- 「学生満足」をスローガンに掲げ、厳しい指導を行っている。具体的には、少人数教育、オフィスアワーの実施、経済学部におけるエキスパートコース等の特別コースの設置等を実施している。(1001人～5000人、近畿地方)
- 卒業認定基準の厳格化とこれに伴う教職専門科目と教科専門科目における評価基準の統一化(1001人～5000人、近畿地方)
- 教育(研究)プロジェクト・センターの立ち上げについて公募し、毎年10件ほど採択し、3年間事業資金を援助(1001人～5000人、近畿地方)
- 学部・大学院におけるカリキュラムをこれからの教員養成に必要な実践力強化の面から改革し、平成21年度から実施している。養成する人材像を明確にし、カリキュラムツリー等、教育理解におけるそれぞれの科目の位置付けを明確にし、授業における学生評価を実施し、FD研修会を開くなど総合的に取組んでいる。(1001人～5000人、九州・沖縄地方)
- 学部、大学院における教員養成のためのコアカリキュラムの開発、FDを中心とした授業改善(1001人～5000人、四国地方)
- 1. TOEIC、TOEFL成績の単位認定、外国語のクラス、40人以下のクラス、共通教育副専攻科目の新設、教養教育の学生満足度調査等一般教育の改善 2. 学部・大学院教育改善の為に「高等教育推進センター」の設置 3. 学部・大学院の成績評価基準の明確化と学生への周知徹底(1001人～5000人、中部地方)
- 【授業内容及び方法の改善に向けた取組】・学生による授業評価(全授業科目を対象に学生による授業評価アンケートを実施。その結果を踏まえ、教員による自己評価レポートの作成を義務づけ、学生による授業評価アンケート結果とともに学内に公表)・公開授業(小中学校の現職教員等や本学教職員及び学生を対象に実施)・FD研修会(公開授業での参観者からの意見及び授業実践例の紹介や、パネルディスカッション等を取り入れた研修会を実施)【文部科学省の各種GPとして採択された取組の実施】教職キャリア教育による実践的指導力の向上(1001人～5000人、中部地方)
- 学生の授業評価を含む教員の教育評価を実施、優秀者は学長表彰を行う。(1001人～5000人、中部地方)
- シラバスに到達目標等を記載し、全教育課程の中での当該授業科目の位置付けを明確にすること。評価基準を明確化し、同一授業科目に於いては、評価の平準化を行ったうえでの厳格なGPA制度の運用を行うことなど。(1001人～5000人、中部地方)
- ケースメソッド方式による討論型授業の導入・社会人を主な対象とした食品流通安全管理専攻の新設・SOI(School of Internet)に基づく、アジア諸国への英語によるサテライト授業の実施・実験、実習を有効に組み入れた教育を実践(1001人～5000人、東京都)
- 外国語教育の少人数による教育を実施するために外国人教員の採用システムの合理化に全力をあげて取り組んでいる。(1001人～5000人、東京都)
- 1) 英語科目の一部について、習熟度別クラス分けを行っている。2) 基礎共通科目である数学・物理について補習授業を実施。特に、数学についてはTAを配置している。3) 全ての授業科目に対して学生による評価を実施し、優れた評価を得た科目の担当教員にベストティーチング賞を授与しているほか、授業形態などの改善効果が顕著な科目の担当教員にエクセレントプログラム賞を授与。4)

短期間に集中的に学習することにより高い教育効果が得られる科目について、週2回の授業方式(4セメスター制)を導入。5) IT活用教育支援システムによる自主的学習環境を整備。(1001人~5000人、北海道)

- 1. リメディアル(補習)教育科目として理科3科目(生物、化学、物理)を開講。 2. カリキュラムを改正(平成21年度)し、チュートリアル教育においてプレゼンテーション能力を含めたスキルの向上を目指す内容に改善。 3. これまで医学科学生のみ行っていた早期体験実習を、平成21年度から医学科と看護学科の合同実習とした。(1001人~5000人、北海道)
- 学士課程教育プログラムのすべて(6学科8教育プログラム)について日本技術者教育認定機構JABEEの認定を得た。(1001人~5000人、北海道)
- 学生の学力や資質にあった授業形態や学習指導法の充実を図るため、FD研修会を開催している。(平成20年度は、4月、1月の2回)・獣医学教育における蓄産科学分野の知識の補完、蓄産科学教育における獣医学分野の知識の補完を行う、「獣医・農畜産融合教育」を全学的に推進するため、平成20年度に、学部を課程制にするとともに、学部、大学院を通じた一元的な教員所属組織「研究域」を創設し、学士・修士・博士の各プログラム教育を行う体制とした。(1001人~5000人、北海道)
- FDの一環として学生と教員による授業改善を組織的に実施している。授業評価、ピアレビュー等を教育改善委員会の下で実施し、担当教員にフィードバックするなど、PDCAサイクルによる授業改善を実施している。・FDとは別に、学生の学修に対する目的と動機を明確に持たせ、教育の自己管理を行わせるため、学修成果自己評価シート(ポートフォリオ)に自分の成績を記入して成果を認識させ、改善計画を立てさせている。特色GPプロジェクトにおいて、電子ポートフォリオシステムを開発中。(5001人~10000人、九州・沖縄地方)
- 大学の4年間あるいは6年間で専門の知識と技術を教えるには限界がある。問題にぶつかったとき、その問題に必要な専門知識を学習できる能力が必要である。学生は、社会とインターフェースするとともに専門知識とインターフェースする教育を求めている。本学は、現代社会の諸問題を取り上げて問題の核心を発見し解決する能力を身に着ける教育の構築に取り組んでいる。この新たな教養教育を、すべての専門分野に共通のものとして、学士課程から博士課程まで本学の教育の根幹と位置づけた。これからは、キャリアをアップすると同時に学問を通じて自らの人としての成長を継続する社会機構(知的基盤社会)になっていく。大学もそれに沿った構造改革を必要とする。(5001人~10000人、九州・沖縄地方)
- どの大学でもやっていると思うが、具体的な「教育戦略」を策定し、その実現に大学をあげて取り組んでいる。(5001人~10000人、九州・沖縄地方)
- FD参加の徹底・教育改革プログラムへの学長裁量経費による支援(5001人~10000人、九州・沖縄地方)
- ①学部及び全学レベルのFD研修会を実施。 ②学生の授業評価結果を教員にフィードバックし、FDの改善に資している。 ③大学の個性化と魅力作り、例えば国際沖縄学、サンゴ礁の科学沖縄の自然災害などを重点的に取組み教育に反映。(5001人~10000人、九州・沖縄地方)
- 「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査実施概要」に基づき、自己点検・評価委員会が学生アンケートを実施し、各学部等の報告を基に分析を行い、報告書を作成している。同報告書は教育改善を実施する大学教育委員会に提供され、大学教育委員会において教育改善計画を立て、その実施状況と成果・効果を、自己点検・評価委員会に報告している。(5001人~10000人、四国地方)
- FD、SD、授業参観・学生による授業評価・キャンパス・アドバイザー制度・PCルーム、自習室の整備・学生電子カルテの導入(今年度導入予定)・GPAの活用(特待生制度、早期卒業等)・e-learningの活用・「質の高い教育GP」「学生支援GP」を通じた教育改革の取組み・讃岐学の開講(5001人~10000人、四国地方)
- 教・職員の意識改革がなされているか、判定することが必要である。(5001人~10000人、中国地方)
- 教育について全学的に検討する大学教育委員会に学士課程教育の構築に関するWGを設置し、学部・大学院を通じた基盤的能力の育成等について検討を進めている。(5001人~10000人、中部地方)
- 各種のGPとして採択された取組みを通し、それを学部内、学部外へ拡大適用して、従来の教育方法からのステップアップを図りつつある。(5001人~10000人、東京都)
- 公開授業等によるFDの実施 教育実践研究推進機構による附属学校と大学の共同研究(5001人~10000人、東京都)
- 教職員のFD、SD活動、学生・教員による授業評価と改善活動(5001人~10000人、東北地方)

- 基礎から専門へと講義科目の段階的履修を推奨している。授業アンケートやピアレビュー等のFDを実施し、授業の改善に役立てている。(10000人以上、近畿地方)
- 各学部・研究科が文部科学省の大学教育改革GPに応募・採択されるなどして、教育改善に不断に取り組んでいる。また、全学委員会においては、全学共通教育、初年次教育など全学での教育上の取組を推進している。(10000人以上、近畿地方)
- FD、Teaching Award、アンケート調査(卒業後の調査、在学生の授業アンケート等)とその反映。教育評価(学科長、学部長等によるもの)など(10000人以上、九州・沖縄地方)
- 全学及び部局におけるFDの開催による啓発活動・授業評価の実施と教員へのフィードバック・教育GPへ採択された取組みへの財政的支援及び不採択となった取組に対する再度申請するための財政的支援(戦略的GP支援事業)・教育改善に関する財政的支援(教育の質向上支援事業)(10000人以上、九州・沖縄地方)
- 教育コーディネーター制度の導入(平成18年度から。教育コーディネーターとは、カリキュラムの編成、授業内容の改善等の活動において、中核的役割を担う学部・学科の教育責任者のこと。全部で60名余りが指名されている。)・学内専門家による授業及びカリキュラムのコンサルテーション活動・ティーチング・ポートフォリオの導入(ただし、教員の自由意志で作成するかしないかを決める。)(10000人以上、四国地方)
- GPA制度等を活用し、教育の質の保証を行う。又、多角的な評価方法に基づき、教育成果を検証し、教育の改善を行い、教育の質の向上に資する。(10000人以上、中部地方)
- 卒業生、修了生とその上司に対して、2・3年毎に教育成果調査を実施し、その回答を整理・分析して教育現場にフィードバックさせている。(10000人以上、中部地方)
- 開学以来、継続的に自己点検、評価を実施。・教育目標とその達成方法等、教育の枠組みを明らかにした冊子を全学としてとりまとめ、公表。・ファカルティ・ディベロップメントの推進等(10000人以上、東京都以外の関東地方)
- 単位の実質化、GPAの導入、成績評価、単位取得と卒業の関係の明確化(10000人以上、北海道)
- 複数指導教員制、主テーマ+副テーマ、研究プロポーザル講義アーカイブシステム、クォーター制、オフィスアワーによる個別指導、学生による授業評価、FD活動(501人~1000人、中部地方)
- 専攻間の連係を促進し、“広く深く”をモットーとした人材養成プログラムの提供。専攻間を融合したバーチャル専攻の構築。(501人~1000人、東京都以外の関東地方)

## (2) 公立大学

- 理念・目標達成に向けて向上的取組みを絶やさないようにしている。(101人~500人、九州・沖縄地方)
- 授業公開制、複数担当制を通して教員の教育力の向上への意識を高める取組みをしている。(101人~500人、九州・沖縄地方)
- 自己点検の評価、学生による授業評価、改善目標(中期)の達成等実施。FD委員会が研修を企画に実施。(101人~500人、中部地方)
- 授業のビデオ化と公開による教育技術の改善・授業評価に対するアクションプランの策定と公開・産業界によるカリキュラムの体系評価とそれに対する具体的アクション(101人~500人、東京都)
- 各種FD活動を行っている。例)FDミーティング(演習担当者による意見交換会)FD研修会(教員相互の意見交換会)年2回(前期・後期)の学生による授業評価(501人~1000人、九州・沖縄地方)
- 少人数ゼミ教育の実施。フィールドワーク授業(地域現場実習)の導入。(501人~1000人、近畿地方)
- 授業アンケートにより改善の取組み。競争的研究費制度の導入による若手教員の研究意欲の向上(501人~1000人、中部地方)
- FDに関するセミナー。授業参観。学生アンケート。ITによる時間外学習支援。ポケットゼミ教育改善プロジェクト研究(公募型)。一般研究、若手研究、地域貢献のプロジェクト研究(公募型)。教育・研究計画の提出の義務化。教育・研究室実績報告書提出の義務化。全学セミナー・学科セミナー研究関係(501人~1000人、中部地方)
- 「自からの出発」名づけて、入学生全員を半年間、午前中、いかなる専門分野を目指す学生も同時に基礎デザインのコースを必修として行うことにより、教員同志、学生同志の教育のレベルを上げる。又FDを定期的実施し質の向上を図っている。(501人~1000人、中部地方)
- 組織的なFD活動 厳正な成績評価による単位の実質化 客観的な臨床能力試験(OSCE: Objective

Structured Clinical Examination) (501人～1000人、東京都以外の関東地方)

- 5段階の教職員評価によって毎年の給与(年棒)が変わる。すべての教職員が3年の任期制(501人～1000人、東北地方)
- 1. 目標管理の実施と支援. 2. Per group evolution と質改善の実施. 3. F D (501人～1000人、東北地方)
- 教育は6カ年の中期計画の中で毎年到達度を評価しながら改革を進めている。(1001人～5000人、九州・沖縄地方)
- 本学として望ましいあり方を検討中(1001人～5000人、九州・沖縄地方)
- 1. 学生評価、2. F D強化 3. S D評価 4. 社会的説明責任 5. 教員評価 6. 学長裁量経費の有効活用 7. 学長諮問評価会議による評価 8. 自己評価による開発的自律的自己変革の育成(1001人～5000人、四国地方)
- F D活動: 授業アンケート→結果に対する担当教員のコメントの共有と話し合い/学生も交えてのフォーラムの開催。授業参観週間の設定とチェックコメントの共有/学生が選ぶベストティーチャー制度など。 導入前教育: 推薦入学者への読書すべき本の割り当てと要約文の提出の義務付けなど。(1001人～5000人、中国地方)
- 学生の授業評価、教員の相互授業参観、教員の教育、研究、社会貢献及び管理運営に関する自己評価などを実施。教員の個人評価は現在試行段階であるが、平成23年度より本格実施の予定。(1001人～5000人、中国地方)
- 1) 教員間の授業参観 2) 教育質の向上のための研修 3) 学生評価の教員昇任への活用 4) 教員表彰(1001人～5000人、中国地方)
- ①卒業論文を全学部全学生に必須にしており、中間発表や論文発表を公開で行うようにしている。(一部で公開が不十分なところがまだあり改善に努めている。) ②単に教育力が高いだけでなく、研究力の高い教員による、最新の研究成果をふまえた教育が行なわれるように科研費への申請、授採を重視しており、効果はでてきている。(1001人～5000人、中国地方)
- 「授業改善システム」というものを構築した。これは、授業アンケート、教員アンケートのフィードバックから個々の教員が授業を改善し、かつ有効な取組みを学内全体で共有できる仕組みとなっている。(1001人～5000人、中国地方)
- シラバスの事前提示。学生の授業アンケート結果、及びこれに対する個々の教員の学生宛コメントを全学に公開。これに基づく教員の研修会。一部の学部では教員相互に授業を公開。(1001人～5000人、中部地方)
- 文科省等の戦略的大学連携事業、G P (質の高い教育) 事業等でできるだけ獲得し実施する。F Dのプログラムを高度化し実行する。「明るく優しくたくましい若者」の育成を目指し、ことあるごとに総合的人間力をつけること、そのためにクラブ活動、社会活動、ボランティア活動への参加を呼びかけている。(1001人～5000人、中部地方)
- 新規採用教員について、採用時に教育者としての資質を厳格に審査する。全教員の授業を専門家の参観により評価する。(1001人～5000人、東北地方)
- チーム・ティーチングを実施して教員が互いに学べるようしている(1001人～5000人、北海道)
- 学生アンケート(授業アンケート、満足度アンケート)・ピア授業参観・シラバスの作成と実行・全学に共通するカリキュラム構築の指針(カリキュラムのグランドデザイン)を昨定し、それに沿った具体的なカリキュラムを作成中・授業公開・F D活動、研修(5001人～10000人、近畿地方)
- ある学部では「教育促進支援機構」(教員と学生、院生より構成)をつくり、いくつかの課題やテーマを設け、双方向的な議論を行い学生の勉学意欲を高め、もって教育の質の向上を図っている(5001人～10000人、近畿地方)
- ①新任教員研修の充実(平成20年度は、4月・9月の2回開催) ②授業のピア・レビューの実施(平成20年度は、ピア・レビュー研修を実施) ③全学部での授業アンケートの実施及びアンケート結果の学内公開 ④教員活動報告書のホームページでの公表(教員活動報告書は、全教員が毎年、教育、研究、管理運営、社会貢献の各分野についての活動を記載したもの) ⑤シラバスの充実 ⑥F D特命教授の採用 ⑦F D研修(講演会)の開催など(5001人～10000人、九州・沖縄地方)
- 本学のポジショニングを明確にし、ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーの策定に向けたプロジェクトチームを立ち上げた。(5001人～10000人、東京都)

### (3) 私立大学

- 情報発信（学内外向け）・月次報告・四半期報告書・全体ゼミ（100人以下、中部地方）
- カリキュラム検討委員会を定期的に開催し、科目の追加、変更、削除等具体的な検討を行なっている。FD委員会において、本学の将来の方向性や教員の専攻間交流による意見交換を実施している。（100人以下、東京都）
- 授業の学生評価を実施しており、教員にフィードバックするとともに学部長がチェックし、評価の良くない教員は授業を参観し指導している。1、2年の授業は少人数で、二人の教員から成るチームティーチングを取り入れている。（101人～500人、九州・沖縄地方）
- 全学的にFDに関する取組みを行っており、学生による授業評価、教員相互の授業参観を実施している。（101人～500人、九州・沖縄地方）
- FD研修会（年2回）、学生による授業評価、授業公開、研究授業、在学生・卒業生・就職先企業等へのアンケート調査など（101人～500人、四国地方）
- FD活動の一つとしての、学生による授業評価を実行している。学長が折にふれて、教育の質の向上を教員に促している。（101人～500人、四国地方）
- （1）大学における教育は教員の研究の基づくものと考え。そのため教員の研究意識（教育意識も含め）を高めるためFDに力を入れたい。（2）特に地域連携及び国際連携において、学生を実践場に加え教職員一体となり教育を行っていきたい。（101人～500人、中国地方）
- 入学時から、専門教育について「カテゴリー制」を作り、各学期毎の到達目標を指導する教員とともに決める。卒業時の到達目標も決めており、それらは、奨学金制度ともつながっている。（101人～500人、中国地方）
- FD委員会による研修会の定期的な取組み・教育課程編成専門委員会によるカリキュラムの定期的な検討・学術論文紀要検討委員会による、教員の研究の場の提供 これら委員会の活動により、授業、課程、研究の有機的な連動を図る。（101人～500人、東京都）
- FD研修会や教育相互の授業参観を実施し、教授法や講義内容を工夫することを通じて学生の関心を高めることに努力を払っている。また、初年次教育の充実に関心をもって臨んでいる。（101人～500人、東京都以外の関東地方）
- 学生による教員評価、FD会の開催。学長による教員評価（101人～500人、東北地方）
- 本学ではかなり以前から併設の短期大学と共同してFD活動の一環としての学生による授業評価を行っており、すでに「授業評価報告書」（第1～4号）を発刊している。また平行して教員セミナーを実施し、教育の質に対する教員同士の意識の向上を図っている。昨年からFDレターを年2回発刊している。今年は公開授業を行い、教員同士による授業評価を行う予定である。（101人～500人、東北地方）
- 担当者の授業改善のために、毎年、学生による授業アンケートを行い、結果を分析し公表している。・1年次の入門科目においてチームティーチングを実施し、担当教員相互の協同と情報交換を図っている。（101人～500人、北海道）
- 入学時の学生個々のレベル、意欲、就学環境（家庭状況等）が多様化しており一人、一人を対象とした個別指導に力を入れている。（501人～1000人、近畿地方）
- 昭和58年から、大学の医学教育ワークショップを開催、また新任教員全員を対象に新任教員教育ワークショップを開催するなど、ファカルティ・ディベロップメントを行っている。個人レベルでは教員評価を実施して、優秀教員を表彰するとともに、評価の低い教員には指導するなどして、教育の質の向上を図っている。（501人～1000人、近畿地方）
- 自己点検評価、第三者評価結果の教育現場へのフィードバックをかけるシステムを考えている。（501人～1000人、近畿地方）
- 医学部で特殊であるが、PBLチュートリアルの見直し（501人～1000人、近畿地方）
- ①大学への帰属意識を高め、勉学に対する動機づけを強化するため、一年次に全員参加の合宿オリエンテーションを実施。②一年次の必修授業で教育の質の向上を図るために、コミュニケーション能力の向上と、経営の実体験として大学祭の模擬店出店等を義務づけ。③一年次生に対して情報リテラシーの向上を図るため四年次生を授業補助として、授業のサポートをさせている。など、（501人～1000人、九州・沖縄地方）
- 授業評価アンケートの実施 教員研修会という形でFDを行った授業参観も検討中である。（501人～1000人、九州・沖縄地方）
- 授業評価システム・FD活動による教育の質の向上（501人～1000人、九州・沖縄地方）
- 教授会ワークショップを年2回開催している。（501人～1000人、九州・沖縄地方）
- 教育の効果を高めるための対策として、学生ひとりひとりに二人の教員アドバイザー（一人は学

習面のアドバイザー、一人は学生生活面でのアドバイザー)を置き、学生個人カルテを作成して4年間の一貫した指導を行っている。(501人～1000人、九州・沖縄地方)

- F D活動 (501人～1000人、四国地方)
- 小規模校の特性を生かした初年次教育の徹底、外国語学習者の全員長期留学(2ヶ月～1年)、フィールドワーク授業の充実、全学科での卒業研究発表会の実施など。(501人～1000人、中国地方)
- F D研修会の開催による教員の質の向上・カリキュラム毎に学生が授業評価を行うことで、教育の質の向上を図る。(501人～1000人、中国地方)
- 1. 繰り返し、F Dを行う 2. 学習・教育支援センターを設置して、教員の教育能力向上と学生の学習相談・指導を行う 3. 学寮に初年次生は全員入寮し、学習・生活習慣の向上を目指す。 4. 学年主任・クラス主任を置き、少人数教員を徹底する (501人～1000人、中部地方)
- カリキュラムの工夫(クラスター制) F Dの充実 (501人～1000人、中部地方)
- F D委員会による授業評価その他の取組。1・2年生に対する少人数クラスによる基礎演習の開講など。(501人～1000人、中部地方)
- 学生評価を行いその結果に対して各教員が応えるという体制を作っている。F Dの充実 (501人～1000人、中部地方)
- 国家試験に全員合格を目指す。(理学療法学科、看護学科)・情報の統一資格ができればビジネス系の基盤にする。・教養と人間教育の重視。(501人～1000人、中部地方)
- 全学一斉統一試験による学士力の基礎固めを取組もうとしている。(501人～1000人、中部地方)
- F D研究会、各人の個別研究、授業の公開 (501人～1000人、中部地方)
- ①SLDの明確な抽出 ②研究内容と担当科目の連動 ③学生評価と大学による教員支援のサイクルの構築 ④コマーシャルな研究の奨励 ⑤研究力ではなく、教育への熱意、指導力、授業評価、教育歴にこだわった任用を模索 ⑥教員の評価制度の模索 (501人～1000人、中部地方)
- 初年次教育、キャリア教育プログラムの全学必修化をスタートさせた。共通教育を常に見直す専門教学組織の早期設置をめざしている。(501人～1000人、東京都)
- 第1は、入学時に学生は、特定の専攻を志望して入学するが、第1年次のカリキュラムは志望する専攻とは異なる他の専攻の基礎実習を行っている。これは、「芸術は専攻を越えて普遍的なものであり、collaboration が創造を生む」という基本的な方針から実施している。第2は、毎年2月に、卒業制作展を学外(東京都美術館)及び学内のギャラリー等で開催し、4～5日の日程で専攻ごとに作品の展示を行い、その成果を広く学内外に発表することによって創作活動の質の向上を図っている。第3は、学内に地域連携センターを設置し、地域社会との交流を深め、視野の広い立場で芸術文化を学び創作することによって、学生自身の質の向上を図るとともに、地域に対する貢献を目指している。(501人～1000人、東京都以外の関東地方)
- 学生による授業アンケートの実施。全学的なF D活動。(501人～1000人、東京都以外の関東地方)
- 3学部一年生全員を対象とした授業。(初年次教育とも言える授業) (501人～1000人、東北地方)
- 年間を通しての市民開放 大学カリキュラム受講科目の拡大無料提供・いわき駅前ビルにおける夜間開講毎週1回、「いわき学」提供。・市民の生涯学習機会の拡充のため社会人入学への各種便宜の提供。(501人～1000人、東北地方)
- 授業と実際の(現実的な)な問題との乖離を出来るだけ防ぎ、学生が現実的な社会現象に興味をもつように理論にも関心をもち学問の世界が空理空論なものにとらえるようなことのないように配慮している。そのことで応用力の拡大が期待できる。(501人～1000人、東北地方)
- 1. 定期的F D活動 2. 自己点検、自己評価の実施 3. 完全情報公開 4. 教育活動の地域への公開 (501人～1000人、北海道)
- 教育の質の向上には、教員個々人のプロフェッションとしての自覚と自立性を基礎とした自己研鑽と相互研鑽が肝要である。この視点を基礎としたF D活動の促進・制度化をはかっている。(1001人～5000人、近畿地方)
- 授業評価を約10年間実施している。来年度からそれに加えて各教員による reflection paper を作成する。(1001人～5000人、近畿地方)
- 教職員人事評価育成制度・F D活動・教育開発支援センターの設置・全学年での少人数ゼミの実施・英語科目での習熟度別クラスの実施・フィールドワークを組み込んだ教養教育科目の開設・補習教育 (1001人～5000人、近畿地方)
- ◎学科ごとに教育研究目標や育成すべき人物像を明示し、教育研究活動の目標を共有している。◎全学的組織である教務委員会を設置し、本学の基本理念によるカリキュラムの大綱と運用計画を策定するとともに、F D活動を推進し教育の質の向上に取り組んでいる。◎自己点検評価活動の1つとして、前・後期に授業評価アンケートを実施。全学的な動向把握とともに、結果を担当者へフィードバックし、継続的な授業改善に取り組むことを意識付けている。(1001人～5000人、近畿地方)

- 教員の教育、研究業績評価（詳細な評価基準を作成し、修正を加えつつ適用している）・教育設備の充実（最新型の設備の導入を心がけている）・高校や大学間の連携の強化により質のよい学生の確保や他大学との連携による教育、研究の充実を図っている。（1001人～5000人、近畿地方）
- 機能分化を明確にし、それに対応する各分野のコア・カリキュラムの設定が必要と話しているが実現していない。（1001人～5000人、近畿地方）
- FD活動、学生による授業評価、初年次教育、能力別クラス編成等（1001人～5000人、近畿地方）
- FDフォーラム、シンポジウムの定期的開催 学長自ら行う特別講座の開催 教養教育検討委員会における教養教育科目の恒常的検討 カリキュラム総合戦略チームにおけるカリキュラムの抜本的検討（1001人～5000人、近畿地方）
- 昨年6月より「教育開発センター」を設置。教育・研究上の改革の中心施設とし、個々の学生の要望にも答える体制を実現。（1001人～5000人、近畿地方）
- 学生支援、キャリア支援でGPに選択されたので、その内容を全学的に取組む体制を整え、実施中である。基本理念は、「一人ひとりの学生に在学中はむろん入学前、卒業前にいたるまで親切にきめ細かくお世話すること」である。（1001人～5000人、近畿地方）
- 初年次における日本語リテラシー ※このプログラムは従来の小論文とその添削といった知識型の文章プログラムではなく、個々の学生の資質にあわせた指導により、自分の言葉を書くことに重点を置くものであり、大きな成果をあげている。（1001人～5000人、近畿地方）
- 1. 単位制度の実質化の観点から、毎学期、授業評価アンケートを実施してその中で学生の学習時間等の実態把握を行い、教育方法の点検・見直しを行い、質の向上を目指している。2. 各科目の授業計画や成績評価の方法、基準などをシラバスに明示している。3. 初年次教育を行い、大学の教育理念から大学生としての基本的な学習方法の身につけ方などを指導している。4. 「三つの方針」に関する共通理解を確立し、各教員の教育実践の在り方を見直す場として実質的な授業改善のためのFD活動を行っている。（1001人～5000人、近畿地方）
- 成績評価と学修の質の保証システムの工夫 カリキュラムの不断の見直し シラバスの充実と教科担当外教員のシラバスへの助言 全学生と教員との定期的な面談（ポートフォリオ面談教育の質向上と共に学修の質向上のための施策を検討）（1001人～5000人、北海道）
- 教育プロジェクト（プロジェクト型演習、ビジネスパイオニアコース）の外部評価（有識者、企業の人事担当者などから構成される評価委員会による評価）をうける。その結果をFD活動につなげ全学的な「教育の質の向上」を図りつつある。（1001人～5000人、近畿地方）
- 1）FD委員会によるアンケート実施および授業研究・交流 2）シラバスの公開 3）外国語等の共通テキストの検討（1001人～5000人、近畿地方）
- 教員・職員・学生が継続的に自由に参加できる「アート&デザインフォーラム」の開催。ADFからの知的刺激を共同研究・科研等に発展させ教育に反響させる。発表は教員が3年に1度おこない、その内容をホームページで紹介し発信する。 2. 芸術系・芸術工学系の卒業生が継続的に学習できるチャンスを創出。（コンテナスラーニングシステム）（1001人～5000人、近畿地方）
- FD活動として、春・秋学期にそれぞれ2週間ずつ授業公開を行い、それをもとに研修会を開いている。また、教員の教育・研究の活性化の視点から教員の活動評価を2009年度試行実施し、2010年本格的に実施予定である。（1001人～5000人、近畿地方）
- 学習目標として学習ベンチマークを2006年4月に定め大学としての到達目標を定め、それに方向づけた各学科の教育目標づくり、カリキュラム委員会の設置によるカリキュラム改革の組織的・点検体制強化、教育方法と教育評価の改善を当面の課題とするFD活動などの諸施策を講じている。（1001人～5000人、近畿地方）
- 「入学前教育」・「初年次教育」・「専門教育」＋「キャリア支援教育」の有機的連携により、社会人基礎力と学士力の質的保証を担保する教学方針と明確にし、教職員に共有化させている。（1001人～5000人、近畿地方）
- ・FDの推進 ・SDの推進 ・自己点検 ・評価の実質化（1001人～5000人、近畿地方）
- ①初年次教育の充実（底上げが必要） ②学長、学部長、教務部長による授業参観 ③次年度シラバスに前年度学生による授業評価にもとづいた改善姿勢を表明させる。（1001人～5000人、九州・沖縄地方）
- ①FDを毎年2回行っている。（全教員が実施） ②公開授業を行っている。（教員が交互に実施） ③「学生支援カルテ」を設け、学生の目標達成に教職員がベクトルを合わせ支援していくシステムを設けている。 ④教職員の教育目標推進表を設け、目標達成に活かしている。（H21年度より）（1001人～5000人、九州・沖縄地方）
- 1、FDおよび教育研究集会における教員相互の情報交換等による教育方法の質の向上 2、学生による授業評価に基づく改善（1001人～5000人、九州・沖縄地方）
- 「基本理念と教育目標」の明文化、発表会による共有化（1001人～5000人、九州・沖縄地方）



- 新入生のための補習・導入教育（1001人～5000人、九州・沖縄地方）
- FD活動の推進（1001人～5000人、九州・沖縄地方）
- FD活動の充実 カリキュラムポリシーの推進 学生支援センターの設置と活動の推進（1001人～5000人、九州・沖縄地方）
- ◎英語やコンピューターリテラシー等の必修科目において、共通テキスト、共通プログラムを導入し、全学的なレベル向上に努めている。◎授業法研究会を学内に持ち、教員が相互に授業評価することにより、教育方法の改善に努めている。（1001人～5000人、九州・沖縄地方）
- 1. AO入試、推薦入試合格者に対する国語・英語についての入学前の添削指導。2. コース制による教育プログラムの実施。3. 授業の公開と教員相互の教育研鑽。4. 授業の学生評価と錬成度を考慮して、シラバス改善のPDCA。5. キャリアデザイン教育の充実。（1001人～5000人、九州・沖縄地方）
- 週1度の割合でFDを開催し、教育上の問題を検討して授業改善に努めている。（1001人～5000人、九州・沖縄地方）
- FD委員会がリーダーシップをとって各種取組みを行なっている。（1001人～5000人、四国地方）
- 学生による授業アンケートを前期、後期に実施している。・教員研修会を年2回開催し、授業改善について研修を行っている。・教員間における授業参観を実施している。・授業改善学生モニター制度を設け、学生の意見、要望等を聴取している。（1001人～5000人、中国地方）
- FD活動のPDCAサイクルを構築した。（平成20年度）・新しいシラバスの作成（P）。ユニバーサルパスポートによる授業評価のシステム化と実施（C）。教員による授業評価を受けての自己点検評価及びFD活動集の作成（CとA）。平成21年度からGPA制度を導入。学科等の組織的なFD活動支援の調査。年度初めの学問研修会におけるFD活動報告（1001人～5000人、中国地方）
- 1）1年次セミナー担当者の集团的F. D. 2）国家試験対策についての学生支援（1001人～5000人、中国地方）
- 基礎学力のレベルアップを目的とする入学前指導などを試みている。（1001人～5000人、中部地方）
- FD委員会の活動を充実させる。授業参観を大規模かつ計画的に実施する。SD研修を促進させる。（1001人～5000人、中部地方）
- 組織的な教育改善のためのPDCAの構築を検討中。（1001人～5000人、中部地方）
- 学習支援委員会を設置し、1）肢体不自由 2）メンタルサポート 3）低成績者 部門に分かれて教育の質向上を図っている。（1001人～5000人、中部地方）
- FD活動・シラバスの運用の厳格化・GPA制度の導入・落ちこぼれに対するシステムティックな対応（入学前教育、ブレイクメントテスト少人数教育、習熟度別クラス編成、助言教員制度など）（1001人～5000人、中部地方）
- 教職員間の授業公開や研究授業・授業アンケートや学生実態調査に基づく教員懇談会・初任者研修（1001人～5000人、中部地方）
- GPA評価・履修科目数の上限設定。・ポートフォリオ指導・卒業論文審査の厳格化・教員の授業相互参観（1001人～5000人、中部地方）
- ティーチングメソッド研究会の定期的開催・若手学者に対し、博士号取得、科研費取得の推進・自己業績評価の報告、公開（1001人～5000人、中部地方）
- 教授会の充実・FDの実施・研究への支援（1001人～5000人、中部地方）
- FD活動（講演会や授業方法の紹介等）や自己点検評価（1001人～5000人、中部地方）
- FD活動の充実 大学の質の向上を図っていくことは普段から極めて重要だが、あまり画一時にならない方が良い。他面一般論としては大学関係者の一層の努力が望まれる。（1001人～5000人、中部地方）
- アドバイザー制度・アカデミックプランニングセンターによる全学生対象の履修カウンセリング・広範な留学制度・各教員の授業工夫（1001人～5000人、東京都）
- 服飾造形担当教員が相互に授業参観をしたうえで授業方法についての研究会を実施している。服飾業界の専門家による特別講義を年間に多数開講している。（1001人～5000人、東京都）
- 各領域の授業の目標・内容・学年別の進行について、共通理解を深め、相互の関連が学生に理解できるようにするため、領域ごとの教員の検討会を立ち上げている。（1001人～5000人、東京都）
- 通常、教員が自主的判断の元に学会や研修会等に参加しているが、今年度から学長経費を使って、校務出張命令で研修会に出席させて教育資質の向上に取り組んでいる。（1001人～5000人、東京都）
- 全学部において教育の質の向上を図るため“教育推進室”を設置し、ここが中心となりカリキュラムの改善、教育方法を向上させるためのFDとして、毎年“教育者のためのワークショップ”を合宿して施行し、点検と共に学習改善に取り組んでいる。（1001人～5000人、東京都）
- 教育成果の達成状況の検証、評価として「教育奨励賞」を設けている。・FD活動の一環として、全教員の集まる全学教員教議会で「FD講演会」の開催をしている。（1001人～5000人、東京都）

- 「人材養成目的」の作成。大学および各学部におけるFD委員会活動の他に、六月の一週間を「父母による授業見学週間」とし、父母を招いて授業を見学してもらい、同時に教職員も自由に授業を見学して、反省材料とした。また、英語の補習授業としてe-learningを導入した。(1001人～5000人、東京都)
- FD委員会を中心としたFD活動により教員間の教育に関する質の向上を図っている。また、授業評価により教員の授業の見直しにつなげるなど、PDCAサイクルを導入し、教育の質の向上を進めている。・2006年度に(財)日本高等教育評価機構による認証評価を受け、適格と認証された。その後、認証評価機関の評価項目を参考に自己点検評価における評価基準を見直し、2007年度・2008年度自己点検評価を行い継続的に教育の質向上を図っている。・2009年度は教学委員会等でディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの検討を行い、2010年度の授業計画の策定、シラバスの改編を行っている(1001人～5000人、東京都)
- 学生による授業評価 ②公開授業(学内教員への公開)(1001人～5000人、東京都)
- 本学では、開学当初より、学生による授業評価を全ての科目で毎回の授業ごとに実施。この授業評価は、学生の理解度や学生視点での授業運営・内容への提案を記名方式で提出させており、提出された評価結果を次回の授業までに事務局スタッフが取り纏め、当該担当教員と次回以降の授業改善の方針について検討。提出された授業評価のフィードバックが何らかの形で次回の授業に反映されることにより、日々教員の教える技術の向上に繋がるとともに、授業に対する学生のモチベーションも上がり、教員・学生・スタッフ間での真剣で濃密な関係が構築できていると認識。ティーチングシェアリングを始めとする教員研修を年4回実施。(1001人～5000人、東京都)
- 薬剤師国家試験に合格するために教育の質を重視している。これが最低基準。リメディアル教育も重視し教員を充実。(1001人～5000人、東京都)
- 外部有識者を招いてのFD講習会・自己点検、評価の実施及び報告書の作成(1001人～5000人、東京都)
- FDとして、毎年多数の教員が参加し、合宿による「医学教育ワークショップ」を開催し、教育改革に取り組んでいる。(1001人～5000人、東京都)
- 平成19年度文部科学省学生支援GPの採択を受け、「人間知を育む相互交流プログラムの展開」のテーマのもと、世代交流、学び、地域交流、健康及び研修、評価、広報の5つのプロジェクトを行うことで、教育の質向上のための多角的な取組みを実施している。(1001人～5000人、東京都)
- 中長期計画を立て推進することにより、入試対策、学士課程カリキュラム、学位授与に関する方針をセットにして絶えず検証するシステムを樹立しようと試みている。(1001人～5000人、東京都)
- カリキュラム改正への取組み(医学部の統合カリキュラム、チュートリアルシステム等、総合政策学部の学際演習の実施等)が行われた。また、FDによる教員の教育力の向上化が行われている。(1001人～5000人、東京都)
- 授業評価アンケート、在学生アンケート、新入生アンケートの実施、授業参観の実施、大学間ネットワークによるFD活動。(1001人～5000人、東京都)
- 1. 学生、個人、教員間による授業評価の実施。2. FD委員会、英語教育開発センター、教養教育センター、海外交流センター及び各学部、大学院主催の研究会、並びに、外部機関による研究会への参加。3. 教育に関わる研究の推奨。その他の活動を通じて自から工夫した教育の創造に期待している。(1001人～5000人、東京都)
- ①FDの徹底 ②学生の授業評価→教員間公表(1001人～5000人、東京都)
- 本学では、教員の資質の向上、教育内容や指導法等の改善を目的に次のような取組みを行っている。①大学の全教員を対象とする研修会 ②各学科・科目等会議の開催 ③外国人客員教授による実技研修 ④海外研究員等の派遣 ⑤教員による演奏活動の実施 ⑥学外の研修会への参加及び講師派遣 ⑦学生による教員の授業評価(アンケート調査) ⑧教員相互の授業参観(1001人～5000人、東京都)
- 本年度より1・2年生を対象とした基礎能力養成講座(5講座)のうち、2講座(「論理的思考の基礎」と「学びと探求の方法」)を試行的に6クラスで展開。ここでは、共通教材を用いると共に、その改善をしつつ数年後の全学的展開に備えている。(1001人～5000人、東京都以外の関東地方)
- 学生による授業評価、全学的FD、教職員によるSD。教員の研修制度(国内、国外)共同研究制度。(1001人～5000人、東京都以外の関東地方)
- 教員間のピアレビュー等常に学生のニーズと目標に合った教育が提供できているかを精進している。(1001人～5000人、東京都以外の関東地方)
- 学生の授業評価を全科目でとり、その分析を加えた後に各担当教員へ知らせ、教育向上の資料とさせている。その他FD委員会を組織し、いくつかの授業参観をして、評価や改善努力への助言をしたりしている。(1001人～5000人、東京都以外の関東地方)
- FD委員会の設置 次のワーキンググループの設置 ・授業評価アンケートの集計WG・「こころの

教育」記録・編集WG・ハマヤクコンテストWG（「読書感想文コンテスト」）・教育研究事例集WG・FDセミナー、臨床セミナー、研究発表会WG（1001人～5000人、東京都以外の関東地方）

- 「学長ポスト」（目安箱）等による学生、教職員の意見の収集、活用・学科間、学部間の枠を超えた共通教育の実施（検討中）・学習アドバイザーなどの設定（1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- 全学授業公開FDワークショップ 全学FD研究会 卒業研究発表会の一般公開（予定）（1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- FD活動。（1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- 学内シンポジウムの開催。教員による授業相互評価。教育業績書の提出義務化（1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- 研究費の支援配分について研究中であるが、来年度より「学長委嘱研究」をスタートする予定。優秀な先生には、積極的に研究をエンカレッジするため。（1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- 各専攻分野ごとのコア・カリキュラムの提示と学習支援（1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- 自己点検評価への積極的取り組み・認証評価の受認定（平成19年度受認定）・各種委員会及び学長直轄事業である「FD・授業改善」等の活動における教職員の意見交換（1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- 1. カリキュラムの見直しを恒常的に実施している。2. 学生に対する授業アンケートの結果を分析し、教育の改善を図っている。3. 学生の就職先企業との会合を年1回開催し、企業から教育に対する要望を聞いている。（1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- 学生による授業評価アンケートの実施・授業、レッスンの見学（1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- FD（FD研修、学生アンケート、授業改善計画書の作成）教員評価（自己評価）、大学としての自己点検評価等（1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- 文系学部→英語教育の補修（中学高学年クラスから） 理系学部→数学教育の補修（中学高学年クラスから）（1001人～5000人、東北地方）
- 教育改革推進準備室の設置（1001人～5000人、東北地方）
- 学生による授業評価とその公開、これを受けての教員の自主的改善・高等教育の方法論の研究を共創研究センターで行えるようにした。・サバティカル・リープの面を備えた在外、国内研究員制度・学生に近い立場の者による教育支援（TA、RAなど）・小人数での一年次導入教育（フレッシュマンセミナー）・入学直後の一泊合宿（オリエンテーション・ガイダンス）など（1001人～5000人、東北地方）
- FDの実施、授業評価、教員表彰、IT化。国や第三者評価を厳格化する以前に高等教育に対する国の財政支援が不可欠である。（1001人～5000人、東北地方）
- 社会及び教育の情勢に鑑みカリキュラムの検討、学生及び教員による授業評価、教員の授業に対する自己点検自己評価、FD等多面的に取り組んでいる。なお、本調査は資格系でない4年制大学を前提したアンケートであるが、6年制資格系大学では、コアカリキュラムに基づくCBT、OSCEがあり、対応は前者と異なる点が多々ある。（1001人～5000人、東北地方）
- 人文系の学問は価値の多様性の上に成立しているため、到達度の客観的指標はあり得ない。本学では学修内容や研究内容ではなく、その学問的方法論の修得度を評価するために、卒業研究や卒業論文の審査で質の向上を図っている。（1001人～5000人、東北地方）
- 教育改善シンポジウムを毎年開催している。そこでの提案をFDや自己評価委員会に反映している。外部評価委員会を毎年開催している。「学び何でも相談室」で教室で学びもれたことを教える。（1001人～5000人、東北地方）
- 各教科の教授内容をキーワード表示した「知識集」として提示・整理し、教科間の重複・抜けをチェックする態を整備した。これにより、卒業までに習得すべき学問分野の明確化とカリキュラムへの反映が可能になりつつある。（1001人～5000人、北海道）
- FD支援オフィスを設置し、研究会や学生による講義評価、卒業時の教員学生によるFD懇談会、自発的に研修のための講義（参観は自由）を設定、（評価の高い講義のモデル講義の実施）等、を企画実施している。（1001人～5000人、北海道）
- FDの実施、授業アンケート及びその改善策の公開、教育・研究奨励制度（1001人～5000人、北海道）
- 研究会（FD）、授業の公開（相互見学）などにより、各学部単位で様々な努力を行っている。（1001人～5000人、北海道）
- 授業改善アンケート。教授講義公開。各学部別年度毎の目標と方針及び結果報告。科研費その他申

請を促進する。学生第一主義をモットーに徳・体・知にわたる学生の問題を全学的に解決する。教員・学生の表彰。(5001人～10000人、近畿地方)

- 正課授業のほか、「ソーラーカープロジェクト (Team Regalia)」、鳥人間コンテスト出場に向けた「人力プロペラ機製作プロジェクト」、「人工衛星開発プロジェクト (Proiteres)」、「盲導犬ロボットプロジェクト」など各種プロジェクトを縦横に展開している。これら学部・学科の壁を超えたプロジェクト活動を通して、それぞれの自律性とリーダーシップを兼ね備えた社会人基礎力や人間力の豊かな人材の養成を図っている。(5001人～10000人、近畿地方)
- FD活動に組織的に取り組んでおり、前期には授業公開(各学部から1授業)とそれに対する検討会の実施、後期には全教員による授業公開と授業参観を実施することで、教育の質の向上を図っている。(5001人～10000人、近畿地方)
- FDの充実・補習授業の実施(5001人～10000人、九州・沖縄地方)
- ①高校教育レベルの維持に向けた教育センターの充実 ②モチベーションを高めるためのフィールド学習 ③目的意識を明確にするためのキャリアデザイン教育 ④ゼミナールの充実(5001人～10000人、九州・沖縄地方)
- 入学前教育および導入教育(初年次教育)の充実をはかるべくカリキュラムの工夫を行っている。(5001人～10000人、中国地方)
- 入学生の状況、教員と職員の状況、施設・設備・立地条件等、卒業生の活動状況等を総合的にしかも長期的な視点に立って判断し、大学教育を設計しつつある。一部分を取り上げての部分修正の時ではないと判断(5001人～10000人、中部地方)
- 教員の組織的研修の実施(FD)・大学年報(自己点検・評価)の刊行(5001人～10000人、中部地方)
- 大学・学部・学科、それぞれのレベルでFD研修会(講演会、授業参観、シラバス検討など)。学生による授業評価の実施。(5001人～10000人、中部地方)
- ○新採用教員に対しては、年度始めに1日、夏期休暇中に4日間に亘る研修会を実施し、本学の人材育成の目的・目標、自己点検評価システムや授業等におけるプレゼンテーション技法の講習を行っている。○教員全体に対しては、平成16年度以来、学長等から諮問されたテーマに関して教職員から構成されるタスクフォースにおいて組織的に検討した内容を報告する「教育フォーラム」を実施し、平成20年度までに21回が開催された。(5001人～10000人、中部地方)
- 各学部等の部署の独自のFD・SD改革等の活動と、学長室リードの教育の質の向上に向けた全学活動との、両輪的全学改革活動を展開中(5001人～10000人、東京都)
- 各研究室での2年間にわたる小人数教育 事例研究(3年)＋卒業研究(4年)(5001人～10000人、東京都)
- FDの継続的实施 教育開発センターの設置(各部毎)(5001人～10000人、東京都)
- FDを推進する委員会を設置し、FD活動を実施、推進している。・初年度教育として、学部横断の全学必修科目に加え、全学科で専門の基礎となる科目を開設している。・教育効果の向上のため、語学、演習を主とした多くの科目が少人数制で実施されている。(5001人～10000人、東京都)
- 学部単位の取り組みではあるが、以下の内容を実施している。・卒業までに全員がTOEIC600点以上を取得できるよう、授業とあわせて留学制度やeラーニング等を活用し、全体の英語力の向上を図る。・卒業論文を指導教員だけでなく、学部全体でチェックする。(5001人～10000人、東京都)
- 高等教育開発センターを設置。FDの意義の明確化、認識活動を実施中。学生の満足度調査を学習面、大学生生活面から幅広く情報収集し、改善の取組へとつなげている。自己点検評価を充実させ、PDCAのスパイラルアップを意識した質向上に取り組んでいる。(5001人～10000人、東京都)
- 基礎教育や専門教育の改革委員会を開催し、教育の質の向上を図っている。なお、基礎教育については、指針を74ページの冊子にまとめ、在学生、教職員、受験生、高等学校教員等に配布している。専門教育の基本指針についても現在冊子をまとめるべく議論をすすめている。(5001人～10000人、東京都)
- 授業科目の細分化…きめ細かい専門科目を配置したカリキュラム構成・少人数制の教育・卒業論文の必修…すべての学部、学科で卒業論文を書かせる。・卒業論文発表会 学科の教員全員が参加して審査(5001人～10000人、東京都)
- 大綱化による一般教育廃止後、全学共通科目として「総合基礎科目」を9分野に分けて設置、毎年度実情を検証しながら運営している。各学部は、これらの教養的基礎科目と各学科の専門導入科目、より専門的科目との連携カリキュラムを立て、毎年度実情を検証して次年度授業計画を策定している。初年次教育を重視して、TAの他に、学部上級生によるSA制度を導入。(5001人～10000人、東京都)
- 教育学習支援センターを設置し、リメディアル教育とFDの推進を行っている。(5001人～10000人)

人、東京都以外の関東地方)

- 学生に良質な話を聞かせ、学習意欲を高めるためのユニバーシティアワーの実施。・1年次生を総合的にサポートする研究基礎職員サポーター制度・教員のFD活動、職員研修の実施(SD)。・経営と数字が一体となり、教育の質的向上を図るための戦略会議と発展戦略委員会の設置。・厚生へのメンタルヘルスとウェルネスを総合的に対応する健康サポートセンターの設置。・キャリア支援のためのキャリア教育センターの設置とキャリア教育の推進。・学習支援のためのアカデミックアドバイザーの設置他(5001人~10000人、東京都以外の関東地方)
- 教育の質の向上について 本学では自己点検運営委員会、点検評価企画委員会、FD推進委員会を設置し、自己点検・評価を不断に実行している。特に授業に関しては、「授業評価アンケート」を春学期・秋学期の年2回全授業において全教員を対象に実施し、その結果を教員個人および学部学科にフィードバックしている。またアンケート結果に対するフィードバックコメント提示も行っている。その他、「学生による教育環境改善のためのアンケート」の実施、過少・過多科目、開講コマ数の適正な調整のほか、組織的取組としてFD研修会の開催、統一的授業科目の設置、個別的取組としてワークショップ、教授法研究、教材開発などを行っている。(5001人~10000人、東京都以外の関東地方)
- 学園全体で国際標準化機構であるISOの教育の質マネジメントシステムを導入し、中期目標、年度計画、目標を定め、その達成を目指し教育の質向上を図っている。各学科とも年度目標に対し「成果と反省」を繰り返し、継続的改善を行っている。(5001人~10000人、東京都以外の関東地方)
- 平成21年4月、全学的な教育活動の質の向上を目的に「教育開発センター」を創設した。同センターには全学的なFD活動を担う組織であるFD部会に加え本学における学士課程教育を講築し、推進するための組織として学士課程教育部会を置き、副学長や学部長などを委員とし、全学的な学士課程教育の講築に責任を持って取り組める体制を整えた。センターでは学士課程教育部会を中心に中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」を指針として、答申の主要な項目について中期目標を策定、全学、学部で計画化、アクションプランを設定し教育改善・教育活動を進めていく。(10000人以上、近畿地方)
- 恒常的に学生の学習プロセスや教育効果を測定し、各学部が自律的に教育改善につながるような取り組みを行っている。・科目毎に設定した到達目標の達成度をチェックし、学生に対するフィードバック機能の向上を目的として、嘱託を含む全教員を対象とした科目担当者による授業講評制度を導入・実施している。(10000人以上、近畿地方)
- 学生の基礎学力および専門知識へのインセンティブを高めるためにプロジェクト教育(課題設定型)を課外教育として実施している(10000人以上、近畿地方)
- 医学部を除く全学部で定期的に、学生による授業評価、教員同士のピアレビューを行っていること。また半数位の学部で教員がリフレクションペーパーを提出していることなどがあげられる。(10000人以上、近畿地方)
- カリキュラム編成方針を人材目標に照らして作成して、個々の科目が有機的に配置されていることを確認する等、教育の組織だった取り組みに留意している。(10000人以上、近畿地方)
- 2009年度より各学部FD委員会が主催し、本学大学教育開発センターが共催するFD報告会を実施。ここでは、全学的かつ組織的な取組を通じて、FD活動の活性化及び交流を図るとともに、全学的な教学資産の情報交換・共有の場として機能することを目的に活動している。また、大学教育開発センター会議構成員を中心としたアドバイザリーボードを設置。大学教育開発センターの指定研究プロジェクトで、「学生の自習を促進するための方策の研究」をテーマとして、2009年度より研究を開始した。・公開授業・講評会を実施している。(10000人以上、近畿地方)
- 各学部各センターが教育目標を明確に設定し、その実現に向けた行動プログラムを策定(P)、実行(D)、評価(C)。その評価結果に基づく改善(A)を組織的、継続的に図る教育マネジメントサイクル活動に取り組んでいる。(10000人以上、九州・沖縄地方)
- 自己点検・評価を基礎とした認証評価の対応及び教育内容・方法の改善、教員のスキルアップのためのFDの推進。(10000人以上、九州・沖縄地方)
- 恒常的な学生による授業評価とそれに基づく自己点検評価(10000人以上、中部地方)
- 今年度から自己点検・評価体制を再構築するとともに教育開発支援機構を設置して、FD、共通カリキュラム、学生の学習環境の推進、充実化をはかっていく予定である。(10000人以上、東京都)
- GPAの導入と活用(10000人以上、東京都)
- 2004年に「建学の精神」を具現化した「ミッションステートメント」を発表し、本学が輩出する人材像を明示した。これにより、各学部及び共通科目運営センターなどの教育課程における基本理念と一貫性を確保にした。1999年度より全学的に完全セメスター制度とGPA制度(CAP

制度も)導入した。さらに2007年度からはGPA数値を卒業要件化するとともに、アカデミックアドバイザー制度を導入し、GPA数値が所定セメスター数を上回った場合、学部長面談、保護者面談を実施している。同様に1999年度から授業アンケートを全学的に実施し、毎回のすべての結果を教員に通知するとともに、学生等へも広く公表している。2008年度からは、授業アンケート結果に対し教員が必ずコメントを返すことを義務付け、それを各科目のシラバス上に掲載した。また、1999年度には教育・学習活動支援センター(略称:CETL)を設置し、学生への学習支援と、教員への授業支援(FD)を柱として活動を開始し、2003年度にはこのCETLの取り組みが特色ある大学教育支援プログラムに採択されている。その後も全学及び各学部において活発にFD活動を展開している。2009年度には「創造コアプログラム」を導入した。これは学部を問わず本学に学ぶ学生全員が身につけるべきコアとして「英語」「第2外国語」「大学科目」「社会・人文・自然系科目」を明示した。また3つの学部で学生ポートフォリオを試行導入し、2010年度から全学で実施する。上記アカデミックアドバイザー制度とリンクし、よりきめ細かい教育支援、学生指導を目指している。(10000人以上、東京都)

- 学生による授業アンケートならびに、アンケート結果の情報公開・教員による授業相互参観・FDワークショップ(10000人以上、東京都)
- 学生による授業評価 全学共通科目の設置(10000人以上、東京都)
- それぞれの学部において、中期目標、中期計画を策定し、その評価点数結果を「全学プレゼンテーション」として発表し、次年度の予算編成にも反映させるようにしている。(10000人以上、東京都)
- 英語については、プレースメントテストを用いて、能力別教育を導入している。・英語について、学生の意識調査に基づき、教育改善を図る試みで行われている。(10000人以上、東京都)
- 平成19年10月に開設した教育開発センターにおいて、「理工系大学のFD活動の理想的とみなせるモデルの提示」を目標に、教員向けのセミナーや研修を開催するとともに、初年次教育の充実のための各種の施策を行っている。また、各学科においたFD幹事が、それぞれの分野に特化したFD活動をボトムアップ式に行うことを支援し、かつそれらの情報を全学的に共有するシステムの構築を図っている。(10000人以上、東京都)
- 入口、出口における現実的な対応策を徹底することが重要を考えている。各学部の到達目標を学生個人の学習成果と結びつけるシステムを構築中。(10000人以上、東京都)
- 教育審議会という全学的な組織を設置し、建学の理念を実現し得るカリキュラムやシラバスについて、定期的な検討、点検をしている。・個々の授業改善のために、各学部等でFD研修会を行なっている。(10000人以上、東京都以外の関東地方)
- 2009年4月にFD全学委員会を発足させ、FD活動に本格的に取り組みはじめた。同委員会では、これまで、自己点検評価全学委員会が担ってきた「学生による授業書面アンケート」を実施することとなった。(10000人以上、東京都以外の関東地方)
- 卒業までに身につけるべき「学士力」について、大学全体の共通理解を持ち、それにもとづいた到達目標を掲げ、それを実現するための教育課程、教育方法を検討する取組みを始めている。(10000人以上、東北地方)
- 初年次教育→講義(教養・専門)→演習→実験・実習という学習の中で講義はレポートを、データを入れたり、論理的に書かせるなど指導する。演習はP・B・L手法を重視している。なお、G・P・Aはその効果を検討している(、東北地方)

### 3-2 教員

問 14：あなたの所属する学部や研究科においては、教育の質の保証や質の向上を図るために、どのような取組みをしていますか。

(以下、自由記述内容(設置区分、専門分野、学部人数)の書式で記載。設置区分別に、専門分野の順番。)

#### (1) 国立大学

- シラバス・FD。(国立、人文科学、500人以上)
- 1年次導入教育において、共通テキストを開発し使用している。各クラスの進度・内容の調整のた

め、担当者会議を定期的開催。GPAを導入し、その結果をキャップの上限の調整、修学履習相談などに活用している。(国立、社会科学、101人～300人)

- 初年次教育における担当者間会議。(国立、社会科学、101人～300人)
- 教員の授業参観制度。基礎演習(一年生必修)に於ける担当者会議での教育進捗状況確認及び個別学生の状況確認。GPAによる学生個々の把握。学生の自律性を刺激することによる教育の質向上を図っている(地域インターンシップ、エクステンションクラス、その他自律的カリキュラムの用意)。(国立、社会科学、101人～300人)
- 認証評価を受けている。(国立、社会科学、500人以上)
- ベストティーチャー賞の表彰。(国立、社会科学、500人以上)
- JABEEなどが挙げられるかもしれないが、私個人としては当てはまらないと考える。むしろ、適性・能力のある教員の採用、待遇改善を行なった上で各教員の努力によるところが大きい。現在のよな「教育成果」(もしくはシステム)の画一的評価は「教育研究組織」にはなじまず、教員の質の保証と評価を行うことを考えるべき。少なくとも、学部や学科ではJABEEも含め画一評価を試みることで教育の質の保証や向上を図っているようではあるが、私は必ずしもそれが有効に働いているとは考えない。(国立、工学、301人～500人)
- 日本技術者教育認定機構(JABEE)受審し、認定されている。(国立、工学、301人～500人)
- JABEEに基づき、次のことを行っている。外部委員(企業)を含めた授業評価会(毎前期)、授業評価、教育分野ごとの連絡会議、授業の改善事項の学生への公開。(国立、工学、500人以上)
- 国際先端情報科学者養成プログラム(IIF)。(国立、工学、500人以上)
- JABEEへの取組を強化している。学生個人へのケアを強化している。(国立、工学、500人以上)
- 学部全学科でJABEE認定を受けている。認定を受けるには質の保証や質の向上を図るしくみが必要であり、本学では教育委員会やFD委員会を中心に、学生アンケートや教員間での授業見学など、いろいろと取組んでいる。(国立、工学、500人以上)
- 成績指標値(GPA)や履修登録単位上限制に基づく厳格な成績評価を行っている。また、一学科でJABEE認定を受けたカリキュラムに基づく教育を実施している。(国立、工学、500人以上)
- JABEEから教育プログラムの認定を受けている。(国立、工学、500人以上)
- JABEE認定の取得。上記に向けた継続的なFD。(国立、工学、500人以上)
- 1.学部の4プログラムでJABEEの認定を受けたおり、基準に準拠した取組を行っている。2.全体として教員のFDについて検討を行っている。(国立、工学、500人以上)
- JABEE認証取得。(国立、工学、500人以上)
- JABEE受審、アンケート実施、教員FD授業アンケート、教員教育。(国立、工学、500人以上)
- JABEE・FD・継続的なカリキュラムの改善。(国立、工学、500人以上)
- GPA導入、FD研修会の開催、授業アンケートの実施。(国立、工学、500人以上)
- JABEE認定をうけている。(国立、工学、500人以上)
- 基礎教育の改善と充実に向け、数学と物理において平成19年度から入学初年度前期の基礎科目に対してプレースメントテストに基づく能力別クラス編成を導入し、学生の能力にあった教育を行っている。(国立、工学、500人以上)
- 積極的に第三者評価を受審している。(国立、工学、500人以上)
- JABEE認証を受け、国際的な教育効果が保証される体制としている。(国立、工学、500人以上)
- JABEE認証を得て、維持する努力をしている。(国立、工学、500人以上)
- JABEEを行う学科もあるが、社会一般に認知されたものでもなく、事務作業を多く煩雑にし教員に負担を強いているように見える。一クラスを少なくし、アドバイザー制度を充実した方が効果的に思える。(国立、工学、500人以上)
- JABEEの認定を受けている(学科のカリキュラム)。(国立、工学、500人以上)
- JABEE認定を通じて、手法の布教・浸透を図る。(国立、工学、500人以上)
- 学部1年生への導入教育により、1年生の時から生命工学科での研究内容の紹介を行なっている。(国立、工学、500人以上)
- JABEE審査。(国立、工学、500人以上)
- 授業アンケート・FD実施。(国立、理学、101人～300人)
- 学科・学部でのFD活動：学生の評価アンケートを参考にしたり、学科内で各教員の教育内容の相互理解共有化をすすめている。また定期的に科目履修の順序、履修学年、内容などを検討し修正している。(国立、理学、101人～300人)
- 講義や授業の中で、自学の研究者の研究成果を取り入れ、世界の他の研究者の成果と対比させながら、紹介するように推奨している。又、2～3年に一回の輪審で教員による学部内全教員学生を対象とする講演会を開催している。(国立、理学、101人～300人)
- とにかく少人数教育が最も質の保証につながる。今の時代、この少人数教育しか、全体の質を維持

できない若者ばかりの気がする。その理由は小中高での基礎学力不足と、集中力不足です。大学に教員を増員し、教育資金を潤沢することこそ成功の道だ。(国立、理学、500人以上)

- 大学生や大学院生に自学自習を行なわせることを基本にしている。その一方で、学部1年生から少人数クラスを編成し、学生の一人一人の個性にあわせた教育を実践している。(国立、理学、500人以上)
- 学生による授業改善のためのアンケート。(国立、理学、500人以上)
- 学生による授業評価(自由記述を含む)をオンラインでリアルタイムに入力可能なシステムを通して行い、その結果(自由記述も含む)を全てオンラインで公開(学外にも)している。(国立、理学、500人以上)
- ・Webを通じた学生による授業評価と教員からの応答、およびそれらの公開 ・成績評価基準の設定と管理体勢。(国立、理学、500人以上)
- 新入生学力調査を毎年実施している。教員に対するFDを頻繁に実施している。学生による授業評価を実施している。学生のためのオフィスアワーを設けている。演習の時間を多く設け、TA(大学院生)による学習支援を行っている。1年次・3年次に1泊2日の研修を行っている。学生数名に1人の割合で教員がつくという修学指導員制度を導入している。(国立、理学、500人以上)
- 学生による授業評価の実施、及びその公表。(国立、理学、500人以上)
- 講演会の実施、合宿研修、授業公開など。(国立、理学、500人以上)
- 現在のところ、人件費削減に伴う教員数の減少が最大の問題である。このため、カリキュラムの検討に着手したが、教育の質の向上というよりは質の維持を目指しているというのが実情である。(国立、理学、500人以上)
- FD活動(授業評価、各種研修会、全学公開授業、講座・センター内授業研修、教材作成支援講習会等)を全学的に実施しており、授業内容等の継続的改善を行なっている。本年度からの学部教育組織の見直しを機に、各領域での専門性や、教育の実践力をより確実に修得できるよう、カリキュラムを改善した。単位の実質化に向けて学生の意識向上を図るため、GPA値等により成績不振と判定された学生に対する個別の履修指導等を実施し、自主学習の重要性を周知している。自主学習に対しては、従来の情報機器の使用、図書、実験器具等の貸し出しサービスに加え、自主学習を行うスペースを、学内の複数の建物内に増設し、学生が利用できるようにしている。(国立、理学、500人以上)
- ・少人数教育の演習を初年次からゼミ選択時まで一貫して配置し、フォローアップするカリキュラムが構築されている。・地域でのフィードバックを通じた実践的学びの場を数多く提供し、デスクワークの補充、充実を図っている。(国立、農学、101人~300人)
- 学生による授業評価とそれに基づく教員の授業改善・教員による授業聴講。(国立、農学、500人以上)
- 教育の質の保証や質の向上を目指して、教育目標に対するカリキュラムの検証と改善、教員相互の授業参観等の取り組みによる各教員の授業の質の向上、学生による授業評価アンケート調査の実施による教育効果の検証と改善、新任教員に対する研究会などを行っている。(国立、農学、500人以上)
- 学部内におけるFD活動を行っている(講演形式・WS形式)。(国立、医・歯学、500人以上)
- アンケート調査とその結果の各教員への通知。・年1回のFD研修。(国立、医・歯学、500人以上)
- FD活動に活発に取り組んでいる。社会人学生を対象にeラーニングを導入している。(国立、医・歯学、500人以上)
- 合宿研修による集中講義、etc。(国立、医・歯学、500人以上)
- 定期的FDの実施、特に参加型FDの施行。教育の基本に関するworkshopの実施。(国立、医・歯学、500人以上)
- 修士・博士課程ともに授業の実質化を達成している。博士の学位審査に厳格な基準を設けて、公開審査を実施している。(国立、医・歯学、500人以上)
- カリキュラム改善・シラバスの明確化。(国立、医・歯学、500人以上)
- 医学教育に関しては、医学教育モデル・コア・カリキュラムがH13年に制定(H19改訂)され、本学医学部でもこれに沿って医学教育が実施されている。質の保証についても、共用試験(CBT&OSCE)を導入し、医学教育の充実に努めている。(国立、医・歯学、500人以上)
- 学部における分野毎の教育内容(具体的な)の重複を避けたり、充実をはかるために卒業前の4年生が自己評価する技術習得度調査を経年的に実施している。学生の自己評価を学部教育内容への評価ととらえているのが、この調査の特色となっている。毎年の調査結果をふまえて、領域間での教育内容の調整をしたり、内容の追加や削除をはかることで教育の質向上を図っている。(国立、医・歯学、500人以上)
- FD活動。(国立、教育、301人~500人)
- 大学教員間の授業公開の実施。(国立、教育、500人以上)



- 特定の科目のみであるが、その授業科目を運営する委員会をつくり、毎時間の授業を複数の教員が参観し、授業が全て終了した後（学期末）に「反省会」を開催している。その結果は、「年次報告書」に掲載している。（国立、教育、500人以上）
- 初年次教育の実践。教員の集団的力量を発揮した、初年次の基礎演習の設置。そこではジェネリック・スキルの養成と観光学への導入教育を実施している。基礎・教養科目の重視。高い外国語運用能力の養成をめざすとともに、日本文化関連科目（6科目）を準必須として履習指導している。（国立、その他、101人～300人）
- 正規の授業には無い論文の書き方、資料の探し方、文献資料の使い方、図書館の使い方、インターネットの利用の仕方などの特別授業をヴォランタリーに行った。これらは単位化すべきと考える。（国立、その他、500人以上）

## (2) 公立大学

- 授業アンケートの相方向的活用メソッドの開発・実施。（公立、人文科学、301人～500人）
- 英語（TOEIC）、経済数学についてアセスメントテストを入学時に行ない、習熟度別の演習クラスにて緻密な教育を実施している。1年から4年次まで連続のゼミナールにおいて、対話を重視した教育を実施している。これらの方針により、質の向上をはかっている。（公立、社会科学、500人以上）
- 初年次、2年次教育の充実をはかるために基礎演習等の少人数演習科目を設置し、担当教員には一定の共通目的の共有をはかりながら、具体的には各教員の判断に基づき創意工夫した情報収集、分析、報告、レポート執筆、議論の方法等を実践的に教育している。また半期に2回程度、担当教員による報告会を実施、検討がなされている。（公立、社会科学、500人以上）
- 同一科目の複数クラスを実施し、およびクラス担当者間の相互チェックによるPDCAサイクルの実現。（公立、工学、101人～300人）
- FD、授業評価。（公立、工学、500人以上）
- 学生による授業評価。特に自由記述における学生の意見は大変参考となり、次年度の授業改善に役立つ。（公立、工学、500人以上）
- FDの一貫として、教育の講義の公開や評価の高い講義の表彰制度を行っている。大学1・2年次における基礎科目について、教育体制や教科内容などを話し合う取組みをしている。H20年度より学生の意欲向上のため、卒業論文や修士論文等の優秀なもの表彰を行っている。（公立、工学、500人以上）
- FD委員会を今年度より発足（昨年度のFD準備会の検討に基づく）。シラバス記載事項の充実、共通化、学生評価内容の改善などを議論開始。（公立、工学、500人以上）
- 大学院常任委員とFD委員会の共催で、月1回研究や教育の取りくみについて院生から教員まで、プレゼンが実施されている。学長研究費の助成があり、年に1度教員の研究発表会が行われる。（公立、医・歯学、30人以下）
- FD委員会。学生支援委員会などのとりくみがある。（公立、教育、500人以上）
- 取組みというより各教員の自律を促す。そういう風土・文化を作り出す。（公立、その他、101人～300人）
- 現在、自己評価委員会が設置され、その内容を示されることで各教員が自覚を促されているように思う。カリキュラム委員会では教育理念から全教員間で話しをしていこうということで、勉強会が企画運営されている。FD委員会による公開授業も随時活発に行われている。実習については、多くの経験を持つ教授からのレクチャーが適宜行われている。（公立、その他、301人～500人）
- 授業を公開し他の教員が参観し、お互いの授業改善に役立てている。・FDセミナーを開催している。（公立、その他、301人～500人）
- FD活動として、授業評価、研究に関する勉強会の開催。（公立、その他、301人～500人）

## (3) 私立大学

- 自己評価制度。（私立、人文科学、101人～300人）
- 学生全員が検定試験を受験することによる語学の到達度の客観的評価。公開授業の実施。学生による授業評価。（私立、人文科学、301人～500人）
- FD研修など。（私立、人文科学、301人～500人）
- FD研修の実施。（私立、人文科学、301人～500人）
- 英語（必修）におけるクラス分けテストの統一的な実施とその結果の学生、教員へのフィードバック

ク。・授業評価アンケートを学生に実施し、その結果を教員・学生間で共有し、授業の改善に役立てる。・FD懇話会の定期的な開催。(私立、人文科学、301人～500人)

- FD研究会の実施、担当者会議。(私立、人文科学、301人～500人)
- 新聞の筆写他による基礎力の養成。(私立、人文科学、301人～500人)
- ・学生による授業評価とそれに対する教員の振りかえり。・シラバスに各授業科目別到達目標の設定及び評価基準の明確化。・GPA制度を導入し、卒業要件としての基準値を設定。(私立、人文科学、301人～500人)
- 学生からの評価をたびたび行い、それを授業改善にあてる。図書館との連携を深めている。教員が出す果題を図書館が把握し、レファレンスに役立てる。学生がすべて学内メールアドレスを取得している。教員との連絡だけではなく、レポート提出や質問にも役立てている。(私立、人文科学、301人～500人)
- FD活動、講習会の開催。(私立、人文科学、301人～500人)
- 初年度導入教育をすべての入学生に対しておこなっている。キャリア教育と学習への動機付けを高めるための科目を特別に用意している。(私立、人文科学、301人～500人)
- なかなか足並みがそろわず、個々の教員の資質・努力によるところが多い。従って熱心な教員とそうでない教員での差が大きい。(私立、人文科学、301人～500人)
- FD研修、教員・職員間の密な連絡。(私立、人文科学、301人～500人)
- 授業公開、教授法などについての講演会など。(私立、人文科学、500人以上)
- ・学生に授業改善アンケートを依頼し、その結果をホームページ、その他で公開、フィードバックする努力をしている。・教員間で授業を公開し、評価しあう。・全学規模で講演会を実施する。・教員研究会を実施する。(私立、人文科学、500人以上)
- 初年次教育の柱として、全新生にBAIKAセミナーを少人数クラスで実施し、大学生活全般への導入、授業やレポートにどう取り組むかなどの実践的な教育を行っている。(私立、人文科学、500人以上)
- 公開授業、学生による授業評価、その授業評価を受けての意見、改善策についてのレポート提出。(私立、人文科学、500人以上)
- 年に最低回数、教育の質の保証をテーマとしてディスカッションが行われている。(私立、人文科学、500人以上)
- 各学期毎に学生による授業評価調査を行い、その集計結果を公開している。また、教員間で授業見学ができるようになっている。(私立、人文科学、500人以上)
- ・カリキュラムの見直しをし、改訂している。・他の教員の授業の見学を実施している。・学生による授業評価を行っている。・FDセンター主催で、教員研修会を開催している。(私立、人文科学、500人以上)
- 学生の基礎力向上のため(日本語・英語・時事問題)のプロジェクトを学科で推進中。・コースでは基礎研究の重要性を念頭におきつつ教育を行っている。(私立、人文科学、500人以上)
- 読解力と文章力を初年度教育の目標として取り組んでいる。例えば、1年生にレポート基礎といって資料を読ませて、要約させることをしている。3年次からゼミが始まるが、すでに2年次後期に希望調査をして、ゼミの先生に指導を受けるようにしている。また、ゼミごとに研修旅行を実施し、実際目で見ることによって歴史や文化に対する認識、理解を深めようとする取り組みをしている。文献講読や調査の方法、論文の書き方など、ゼミを通して学び、卒論につなげている。(私立、人文科学、500人以上)
- 少人数の基礎ゼミにおいて、共通アプローチに効果的に取り組むようにワーキンググループを立ちあげている。(私立、人文科学、500人以上)
- FD委員会の開催、講習会の開催、授業参観による意見交換など。(私立、人文科学、500人以上)
- FDのとり組みとして、ワークショップを定期的に行なっています。内容は、教材・教え方・学生指導の仕方等、多くのトピックを扱っています。(私立、人文科学、500人以上)
- 各学年の学生が読むべき本を与え、その読解・批判を指導している。(私立、人文科学、500人以上)
- 学部単位でなく、個人で考え実行するような話である。私の取組みは：始業5分前に教室に行き、鉛筆・消しゴム・教材を出さす。・便所は休み時間に行かず。・私語は絶対に許さない(「今日は○○ページの○○から始めます。」と言われてようやく教科書を箱から出す者がいる現状)。(私立、人文科学、500人以上)
- ・教員間の授業公開、参観 ・授業の実践報告、質疑 ・年間の授業実践報告書(計画・実行・確認・反省)……FD活動の一環。(私立、人文科学、500人以上)
- 教育の改善・FDの改善(私立、人文科学、51人～100人)
- 授業評価アンケート。公認会計士試験、公認会計士の職務、簿記試験のガイダンス開催。(私立、社会科学、)

- 第三者評価を受けている。(私立、社会科学、101人～300人)
- 学生による授業評価、FD研修のほか、各学部毎に到達目標を掲げ(資格試験の目標合格者数等)、年一度目標を到達することができたか点検する。GPA制度を導入し、GPA 2.0以下の学生をクラス担当が一名ずつ面談を行い、学習を促す。(私立、社会科学、101人～300人)
- 教員相互による授業参観、学生による授業評価。(私立、社会科学、101人～300人)
- 授業アンケートの実施について、適正な実施方法の確保、実施結果に基づいた授業改善についての取組、および各教員の学生からの評価に対する意見を冊子にまとめ公表している。授業の公開を促進している。(私立、社会科学、301人～500人)
- 積極的なFD活動、ゼミ担当者会議開催、授業相互参観など。学部ごとの取り組みについて情報を共有すること。(私立、社会科学、301人～500人)
- FDの推進。(私立、社会科学、301人～500人)
- 近隣の国立大学で実施しているFDプログラムに参加する。(私立、社会科学、301人～500人)
- 教員の研究支援のために予算を配分している。ただし、申請者に対しては審査の上で配分を決めている。最新の研究成果を教育に活用することが目的である。・教員以外に外部の講師(NPOの代表や企業経営者、市議員、企業経営の実務担当者など)による実践・教育によって理論と現実の関係を教えている。・2・3年生の演習は少人数(10人～15人)教育を実施している。(私立、社会科学、301人～500人)
- 授業公開、学生による授業評価アンケートの実施。(私立、社会科学、301人～500人)
- ・入門セミナーや基礎セミナーの充実 ・イングリッシュチュートリアルの実施(外国人の先生との会話) ・語学的能力別クラス編成 ・TOEICブリッジの全員受験 ・カリキュラム改革、e t c。(私立、社会科学、301人～500人)
- 授業の公開、学生相談システムの充実化、教務委員等による学生への個別的・集団的指導。一年次の基礎演習を通じた専門教育への導入など。(私立、社会科学、301人～500人)
- 学部教員全員が執筆する、教科書をシリーズで作成し、レベルの向上をはかろうとしている。(私立、社会科学、301人～500人)
- 学生による授業評価アンケートを行っている。(私立、社会科学、301人～500人)
- FDの研修会やピアレビュー、学生の授業評価アンケートを実施し、教員はその結果に対して回答。リフレクションペーパーを書き、アンケート結果とともに公表。(私立、社会科学、500人以上)
- 20クラスに分かれている必修簿記の期末統一テスト。・学生による授業評価アンケートとその結果のフィードバックなど。(私立、社会科学、500人以上)
- 学生による授業評価アンケート・学生相談システム(投書によるもの)を通じた教員への要望・その要望に対する回答の公表。(私立、社会科学、500人以上)
- カリキュラム改革(専門性の強化)…2010年度実施。(私立、社会科学、500人以上)
- 語学等の授業において学力別クラス分け、サブゼミの実施(任意)。(私立、社会科学、500人以上)
- (全学部でのとりくみ)FD ・(学科内のコースごとのとりくみ)定期的コース所属教員間の打ち合わせと自己(相互)研修。(私立、社会科学、500人以上)
- ・少人数教育、ゼミ教育の充実。・実務家講師の講義を開く機会を多くしている。(私立、社会科学、500人以上)
- 授業評価アンケートを行ない、毎年その結果をまとめるとともに、教員によるFD会合を定期的に開催して、授業改善の意見交換を行ない、質の改善につとめている。(私立、社会科学、500人以上)
- 各学期ごとの学生に対する授業アンケートと、講義担当者による授業の講評の実施と結果の公表。FD委員会による導入教育についての教員のスキル向上のための検討と、導入教育担当教員の研修。(私立、社会科学、500人以上)
- 自己点検・自己評価、授業評価など。(私立、社会科学、500人以上)
- 授業評価アンケートによる授業改善、定期的なカリキュラムの見直しと改善、学習環境を整えるための年度ごとの予算の確保など。(私立、社会科学、500人以上)
- 自己点検・評価 学生アンケート 教員の相互授業参観 基準協会の査定。(私立、社会科学、500人以上)
- 学期ごとの授業評価とその結果の公表。(私立、社会科学、500人以上)
- FD会合、FD研究会を頻繁に行っている。・学生評価アンケート。(私立、社会科学、500人以上)
- ・学生に対する「授業アンケート」の義務化や、学生による「教育改善意見交換会」の定期的実施。・キャリア教育における一般教養、コミュニケーション能力の向上。・教育改善タスクフォースによる集中的審議と改善計画の策定。・一般教養における理科系科目の積極的導入(論理的思考の形成の為)。・FD。(私立、社会科学、500人以上)
- 恒常的に、教育改革検討をしている。(私立、社会科学、500人以上)
- FD活動を行い、教員相互間で教育質向上と保証に向けた意見交換と改善。(私立、社会科学、500人以上)

人以上)

- 授業調査アンケートを実施し、授業の改善に努めている。教授会の前の時間に全教員を対象にFDのための報告会を開催。GPA制度を採用し、学生の状況をこまかく把握するとともに、履習単位数の少ない学生に対してゼミナールの教員等が面談を実施。(私立、社会科学、500人以上)
- 学部独自のFD活動の実施。(私立、社会科学、500人以上)
- 授業評価アンケートを大半の科目で行い、その結果について教員各自で「教育改善レポート」を作成し、授業の改善の方向を明らかにしている。また、科目グループ(あるいはテーマごと)ごとに情報交換の会を設け、授業における工夫や悩み等を共有している。(私立、社会科学、500人以上)
- 学部FDによるチェック・検討を行い、2008年度より新カリキュラムを策定しています。(私立、社会科学、500人以上)
- 教職員が教育・研究活動の改善を図るために、5年ごとにその活動の全容につき、自己評価を付した「教育・研究年報」を刊行し、広く一般市民に提示している(すでに4号まで刊行)。(私立、社会科学、500人以上)
- 授業評価アンケートの実施とその結果の統計的分析。アンケート評価の高い教師の発表。(私立、社会科学、500人以上)
- 少人数教育、特にワークショップ科目の導入、ゼミ履習率の高さ(95%程度)。(私立、社会科学、500人以上)
- 学生と教員からなる授業評価委員会を設置し、授業評価を年1回実施している。(私立、社会科学、500人以上)
- 統一的な大学一年生に対するゼミ教育での教材作り。1年～4年まですべてにおいてのゼミ(少人数)教育の実施。個別の学生1人について、指導教員を配置など。(私立、社会科学、500人以上)
- 担当科目1科目について、1学期間に学生の語学力を平均10%以上伸長させるという目標を掲げ、その達成度を測定して評価・報告させることにしている。(私立、社会科学、500人以上)
- 授業評価を学生に行い、結果を教員に返す。その結果、改善すべき点があれば改善する。(私立、社会科学、51人～100人)
- ・数回にわたるレポート提出により、学習の程度をチェックしている。・論文執筆水準にあるかどうかの審査を行っている。・論文審査に外部の審査員を入れている。(私立、社会科学、51人～100人)
- 高大連携授業、授業相談員配置、複数教員参加授業。(私立、理学、101人～300人)
- ・導入教育 ・資格取得のサポート ・少人数による実体験教育。(私立、理学、101人～300人)
- 授業評価アンケートを年4回実施。(私立、理学、101人～300人)
- 学科内LANにおいて、e-learningのシステムを開発し、情報等の授業だけに限らず、出席管理、レポートのペーパーレス化、効率的な自学・自習につながる工夫などを各教員がそのシステムを活用して行っている。(私立、理学、301人～500人)
- 大学は就職準備機関としての存在意義よりも、文化の創造される機関として質の向上を図るべきだと思うが、FD活動などは逆行しているようだ。基準協会の活動が阻害要因になっている。画一的な基準を要求しすぎる。(私立、理学、500人以上)
- FD研修会等の実施。(私立、理学、500人以上)
- 学部生が身につけるべきスキル標準を制定中。それに連動し、カリキュラムを改革する予定。(私立、理学、500人以上)
- FD活動に熱心であるが、もともとのFDの意味と異なるため、大変違和感がある。何故文科省がFDを組織的な教育改善への取り組みとしたのか。学生による授業評価はFDではない。教育の質の保証は教員自身の改革なくしてはできない。教員の教育方法等への援助を行なうのが本来のFDである。その意味では日本にはFDが存在しない。(私立、理学、500人以上)
- 入学生に対する補習授業、一部の科目での能力別クラス、英語教育での少人数化、1～3年生へのプロジェクトの実施。(私立、理学、500人以上)
- 教育研究センターなどを中心としてのFD活動、授業アンケート。初年次教育の充実(少人数ゼミや習熟度別クラス編成)。(私立、理学、500人以上)
- 私は初年次(1年次)における数学科目を担当している。現在、本学部は6学科で構成されているが、微分積分学は4学科、線形代数学は3学科で授業内容を統一して試験も同一時間、同一問題での実施を推進し始めました。このような教育推進活動を通して、数学力の質の保証と確認を実施しようと試みている。全国のどの大学よりも先に、学部ミニマムの設定に取り組もうと考えている。(私立、理学、500人以上)
- FD活動。(私立、理学、500人以上)
- 教育開発センター委員会を設置し、FD活動を行っている。また、教育支援専門委員会の中でもアカデミックアドバイザー制度を設け、リメディアル教育を推進している。(私立、理学、500人以上)
- FD委員会や教務委員会で検討している。(私立、理学、500人以上)

- FD活動の実施（研究会・報告会等を含む）。（私立、理学、500人以上）
- 教員が自立して学生に対応できる環境を整備している。アドバイザークラス（担当制）、学習支援体制（TA、SA、RA）教員が自発的に補習を行う。（私立、工学、101人～300人）
- 教員同士によるFD活動の強化。（私立、工学、101人～300人）
- 基礎学力や社会性などの学力向上のため、学生の特性を把握するためのベンチマーク・指標の取得を模索する取り組みが始まった。（私立、工学、101人～300人）
- 1. 学習支援センターを設け各教員が順番に担当に、質問に来た学生を指導している。又、支援センターへ行く様指導している。2. オフィスアワーを設け、学生の質問がしやすいように工夫している。3. S/Tシャトルノートを使用して、個々の学生の状況・問題点を把握すべく活動を開始している。（私立、工学、301人～500人）
- FD推進委員会を中心に大学全体でFD活動を続けている。学力のあり方についても種々の意見があり、特に我が大学のように学力差の大きなところではなかなか standard が決めがたい。（私立、工学、301人～500人）
- GPAによる評価と履修不良者については履修制限がある。ポートフォリオと個別面談の実施など個別の学科としては全国的な技術試験の受験及び国家試験の受験。（私立、工学、301人～500人）
- JABEEの取得や維持。学生による講義アンケート。他の教員による講義参観とその意見による講義改善。（私立、工学、500人以上）
- JABEEを参考にし、その受審の可否によらずFD活動および自己点検を推進している。（私立、工学、500人以上）
- 設置開設2年目であり、これから自己点検を行う予定である。現在は、FD活動を行うにとどまっておらず、入学学生（2年間）の対応で精一杯である。今後の課題としたい。（私立、工学、500人以上）
- 習熟度別クラス編成を行い、きめ細かな少人数教育を行っている。（私立、工学、500人以上）
- JABEE、FD活動（授業改善アンケート）、その他第三者評価（非定常）、自己点検、教員表彰全てを行っているが、教員の負担ばかり増える。（私立、工学、500人以上）
- ・FD活動 ・学生による授業評価。（私立、工学、500人以上）
- JABEE受審の促進やFD活動の行事等。（私立、工学、500人以上）
- 〈日常的PDCAの実施〉講義レベル：各講義毎、1セメスター毎のPDCA←講義カード、授業アンケート 関連科目レベル：分野別会議の実施、授業参観 学科レベル：定期的JABEE/FD会議 学部レベル：FD研修会など。（私立、工学、500人以上）
- ・FD活動、授業評価 ・授業参観、試験結果等の学科教員間での共有。・学生情報（出席状況、課題提出状況等）の教員間での共有 ・チュータと科目担当教員との密な連携 ・関連する科目の担当教員間での密な連携 ・JABEEに対する取り組み。（私立、工学、500人以上）
- JABEE 国際規格制定・改定参加 FD・SD活動 教員業績評価 学会活動 国際会議の開催 学外教員による講義・実習。（私立、工学、500人以上）
- FD活動として定期的に関係するカリキュラムに関する討議や他学系での取り組みの発表がある。またWGを組織し、恒常的にカリキュラム内容の検討を行っている。また学生の授業アンケートを受けて、授業内容の改善を行っている。（私立、工学、500人以上）
- FD活動を実施している。具体的には学生アンケート、定期的に学外から学識者を招いた講演会、FD委員会の下位組織としてのWGを設け活動、教員間での講義参観等の取り組みをしている。（私立、工学、500人以上）
- 工学部においては、JABEEに各学科が取り組むことを推奨しており、JABEE委員会が存在する。（私立、工学、500人以上）
- JABEE受審と認定。（私立、工学、500人以上）
- 学生による授業評価、教員による自己点検評価を実施している。チュータ室などによる学生支援の体制作りにも努めている。（私立、工学、500人以上）
- 建築系教育点検を運営し、恒常的な教育点検、FD研修会および第三者評価の対応等の活動を行っている。（私立、工学、500人以上）
- 熱心なFD活動を推進している。・JABEE受審。（私立、工学、500人以上）
- 教育の質というのは、統一的なスケールで測られることを重視すると、単一的人間教育として高校までの文科省に統一された基準となる危険性がある。各大学の特色による自由なスケールとすべきで、ましてや国家による統一基準とすべきでない。（私立、工学、500人以上）
- 工学部6学科の内2学科がJABEEの認定を受けている。（私立、工学、500人以上）
- 教育貢献賞等によるFD活動。（私立、工学、500人以上）
- 各学科で精査されたカリキュラムは学部レベルでは学務委員会により確認検討がなされる。教育の質に対しては、教育開発センター委員会が中心となって方針を示し、教育検討専門委員会とFD推

進委員会が実施にあっている。一方、教育支援専門委員会も常設されており、高校から大学へのつなぎ教育、基礎学力の強化対策、英語力の強化を目的として支援プログラムの検討がされている。また、4学科にJ A B E E認定対応プログラムを持つコースが設置されており、教育の質の向上が図られている。(私立、工学、500人以上)

- ・授業アンケートの実施 ・FD講演会の開催 ・すぐれた教育実績事例の公開・発表、表彰 ・FD実践の記録蓄積。(私立、工学、500人以上)
- 入学前教育や補習授業 ・入試制度の改善。(私立、工学、500人以上)
- 個別の学習相談を活発に実施している。(私立、工学、500人以上)
- 数年毎にカリキュラム改訂を実施。・多様な学生に対応するための補習授業の実施。(私立、工学、500人以上)
- 教育プログラムがJ A B E Eにより認定されている。(私立、工学、500人以上)
- 平成19年度にJ A B E E教育プログラム(電気・電子・情報通信およびその関連分野)の認可を受けた。平成16年度から分野別検討委員会(前期・後期の各1回開催)を設けて、開講している。全ての専門科目を6分に分別し、科目ごとにシラバス、教科書、試験問題、成績結果を持ち寄って、妥当性や問題点を審議し改善点を明確にしている(Check)。また外部評価委員会(年1回開催)から絶えず助言をいただきながら、改善を進めている(Check, Action)。このようにして教育でのPDCAサイクルを念頭におき、教育の質や保証や質の向上を図っている。(私立、工学、500人以上)
- 少人数教育。(私立、工学、51人~100人)
- ・学生による授業評価アンケートを各学期ごとに実施。集計結果を教員に報告。教員の自己点検に役立てている。・年に1度、大学運営部から教員に自己点検票の提出を義務づけている。(私立、農学、101人~300人)
- 学部においては、数年前から学生による授業評価のアンケート実施と教員によるFD研修委員会を設置し、定期的に研修会を開催している。内容は、実践報告と基調報告ならびに分科会の3分にかけて討議し授業改善・教育改善に結び付けた方向性を出している。(私立、農学、500人以上)
- 入学直後から各教科授講後にいたるまで、知識の蓄積がなされているかどうかを調査(任意)を行っている。社会的生活を送るため、スキルは担任制、最終学年における研究室生活にて養われるよう教員は努力している。(私立、農学、500人以上)
- 大学としてはFDの講習、第三者による大学評価など。学部としては、シラバスの充実、学生評価アンケートの実施など。(私立、農学、500人以上)
- 数年前より大学全体でFD委員会、第三者からの大学評価などの取組は毎年実施され、教科においては、シラバスの充実など教育の質の向上は教員一人一人の義務として意識が高いと思う。(私立、農学、500人以上)
- FDを年に3回開催し、教員の教育能力の向上に努めている。また資格試験合格は、大学のミッションである医療人育成を達成する上で必要不可欠の要件であり、それに向けた対策をとっている。カリキュラムは毎年見直しをおこない、学生との情報交換に努めている。授業や実習も学生からの評価を受けており、良い授業・実習をおこなったところは表彰して、インセンティブを高めている。(私立、医・歯学、301人~500人)
- 一般的なFDの実施(教育ワークショップや授業評価等)。試験問題のブラッシュアップ委員会の活動。医学教育企画・推進室の設置。(私立、医・歯学、500人以上)
- ・FD委員会で教養、基礎、臨床での教育内容を一貫性のあるものとするため、セミナーやワークショップを企画している。・講義を事務職員が撮影し、DVDで見直せるようになっている。・出席の強化、欠席者は本人や保護者へ報告している。(私立、医・歯学、500人以上)
- 教育者ワークショップを定期的に行っている。(私立、医・歯学、500人以上)
- PBL(Problem Based Learning)。(私立、医・歯学、500人以上)
- 試験回数を増やしている。学生自身にも問題を作成させ、さらにグループ検討させる。(私立、医・歯学、500人以上)
- ・教育研修活動：講演会、ワークショップを通じて教員能力を高めている。・教育評価活動：学生、教員の相互評価の実施、ベストティーチャーの表彰。・教育用サーバ設置：試験問題作成、教材の提示などに使用。(私立、医・歯学、500人以上)
- FDセミナーの開催。(私立、薬学、101人~300人)
- FD活動、学生による教員の授業評価(各学期実施)、学生からのアンケート、とりまとめ(業者から)。(私立、薬学、101人~300人)
- 教員が一方的に講義を行うのではなく、学生自ら知識を吸収し、積極性・チームワークを身に付けるための活動を取り入れている。(私立、薬学、500人以上)
- 薬学科においては、卒業後薬剤師国家試験を受験するため、教員は自分が担当する領域の学生の理

解度を試験結果から知ることができる。自分達で模擬問題を作成するが、その中でのディスカッションにおいて教育の質が向上していると思われる。ちなみに、本学科の本年度新卒薬剤師国家試験合格率は全国1位であった。(私立、薬学、500人以上)

- リメディウム授業(いくつかの時期、内容あり)。(私立、薬学、500人以上)
- FD委員会(教育能力upのため)。学会活動に参加し、学生に還元する。(私立、家政、101人～300人)
- ・授業改善アンケート調査を各教科・学期末に実施している。また、その評価に対する回答をまとめ、web上で公開し、授業環境改善および教員の反省とさらなる努力の参考にしている。・授業公開を行い、第三者の意見を聴き、よりよい授業を目標としている。・年度ごとに研究テーマを設定することで教育にも反映される目標を立てて努力を促している。(私立、家政、500人以上)
- FD・公演会など。(私立、家政、500人以上)
- ・教員研究会の開催の他、学科が主催する学会の開催では、学生の研究発表をも企画し、学会誌を発行している。・授業に対するFDアンケートを行ない、その結果と対策などを開示している。・授業を公開し、教員間で意見交換を行なっている。・専攻カリキュラム外で、社会生活、日常生活、集団生活に関わる人間教育を念頭においた講座や研修的活動を必須としている。・学生は20人～60人程度のクラス編成で、クラスを担当する教員を中心に運営され様々な教育的配慮により、細やかな指導が行なわれている。(私立、家政、500人以上)
- 国家試験対策。(私立、家政、500人以上)
- 自己評価アンケート、講座など、授業向上に向けてのとり組みを行なっている。(私立、家政、500人以上)
- 学生による授業評価、授業公開等。(私立、教育、101人～300人)
- 初年度教育の充実―入門ゼミの効果的指導、運営を検討。担当者会議の開催。学生の学習意欲を高めるための「知的作法講座」の実施。英語教育の充実―全1年生対象にTOEIC Bridge Testを実施。English Camp、English Tutorialの実施。退学者対策―教員間の情報把握・交換システム。(私立、教育、301人～500人)
- FDに関して、FD委員会を設け教員相互の授業交流などを実施し、さらに促進・拡大していく予定である。地域との連携による共同研究等を推進し、地域への貢献と教育研究及び地域連携活動の進展を図る。(私立、教育、301人～500人)
- 学科を超えて意見を言い合う勉強会。(私立、教育、500人以上)
- FD委員会の設置。授業公開。学生による授業アンケートの実施。科内会議における学生情報等の交換。(私立、教育、500人以上)
- 年2回(以上)の教職員研修会が行なわれている。特に学内以外のFD関係の人物による研修が行なわれており、教職員の刺激となっている。また、学内(学科)においても現代社会に適応した学生能力の養成を行うために、定期的なカリキュラム等プロジェクトが動いている。(私立、教育、500人以上)
- FD活動。(私立、教育、500人以上)
- 学生による授業アンケート、公開授業、講演などをFDとして行っている。(私立、教育、500人以上)
- FD活動の充実。特に教員同士のフォーマル・インフォーマルな授業見学を実施している。(私立、教育、500人以上)
- ・学生対象のアンケート(追跡調査)を実施し、学生の生活実態・学習の状況・ニーズ・進路への意識等を分析している。・上記アンケート結果を踏まえ、教員同士で(時には学生も混じえて)検討会を行っている。・教員同士の授業見学会を行い、より良い授業づくりについて検討会を行っている。(私立、教育、500人以上)
- 学生の進度によって、習熟度別クラス分けを行っている。→成果あり。(私立、芸術、301人～500人)
- FD研修会の実施、MI21プロジェクトの実施など。特にMI21は自己点検・評価を改善施策に具体的に接続するプロジェクト。3ヶ年計画で改善・改革をめざしている。(私立、芸術、500人以上)
- 学科単独でFD研修会を年に3回開催している。(私立、芸術、500人以上)
- 理念に合ったカリキュラムの作成。(私立、芸術、500人以上)
- インターンシップを実施し、職業体験を早期からさせている。(私立、その他、101人～300人)
- 入学時の学生レベル差解説を目的に導入教育を実施。(私立、その他、101人～300人)
- 入学前教育、初年次教育、国家試験対策、キャリア教育、学部合同実習(多職種連携教育による4学科合同のコミュニケーション・スキルアップ実習、仮想チーム医療実習)など。(私立、その他、301人～500人)

- 毎年教員による講義、実習参観による相互評価を行っている。FDフォーラムを開催し、教育の質の向上を検討している。(私立、その他、301人～500人)
- 付属研究所における定期的研究会の実施。特に年に一度の卒業生を交えた専門セミナーの実施。大学において実施される上記とは別の年一回の専門職セミナーの実施。関連学校の教員による合同研究会の実施。(私立、その他、301人～500人)
- FD研修会。学生アンケート等。(私立、その他、500人以上)
- FD活動について取り組んでいる。(私立、その他、500人以上)
- ・FD教育研修 ・自己点検 ・人事考課 ・研究費助成。(私立、その他、500人以上)
- 自己点検の評価について毎年見直し、きちんと行う。(私立、その他、500人以上)
- J A B E E に申請予定。(私立、その他、500人以上)
- ・FD活動 ・授業評価アンケートの実施。(私立、500人以上)

問 15：あなたの所属する学部や研究科においては、教育の質の保証や質の向上を図るための取り組みの結果、教育現場において、質の向上につながった事例を説明してください。

(以下、自由記述内容(設置区分、専門分野、学部・研究科の学生数)の書式で記載。設置区分別に、専門分野の順番。)

#### (1) 国立大学

- 授業参観。(国立、社会科学、101人～300人)
- 基礎教育カリキュラムの年次毎の見直し、評価基準の再設定。GPAの学生個々の推移観察による指導とカリキュラム検討。年次毎にカリキュラムと内容の問題点を洗い出し再設計するようになっている。\*大学の質と大学生の質は異なる点に留意されたし。(国立、社会科学、101人～300人)
- 初年次教育と学生実験を体系的に配置して、実験学習に効果がみえている。(国立、理学、101人～300人)
- 学部・大学院講義における授業評価アンケートやFD研修が効を奏している。(国立、理学、101人～300人)
- とにかくマンツーマン教育で時間をかけるしかありません。しかし、教育をする時間が会議と事務仕事でとれない。教員の増員しかありません。(国立、理学、500人以上)
- 少人数クラスの実施→留年生が半減している。大学院生に対してのTA、RA活動の位置づけ→大学院生に教育履修をつけさせ、自らを客観的に促えることができるようになっている。(国立、理学、500人以上)
- アンケートに基づき、各教員が工夫を行っている。(国立、理学、500人以上)
- 成績評価の基準を設け、A～C(Dは不合格)の評価のうちBが最も多くなる様な課題の設定(授業内容や試験)を全科目について求めており、大部分の科目がそうなっている。(国立、理学、500人以上)
- ・教員の教育の質の向上への学生からの意見の反映 ・成績評価基準の厳格化に対する学生の学習意欲の向上。(国立、理学、500人以上)
- 学生による授業評価を参考に授業の改善に努めている。(国立、理学、500人以上)
- FD活動等の授業内容等の継続的改善作業により、学生の授業満足度については、高水準を維持できている。成績不振学生の個別指導を徹底したことにより、GPA値の全体的な向上がみられている。授業評価及び学習達成度の関するアンケート調査の結果を見ると、授業における学生の達成度、満足度は良好な水準が得られている。(国立、理学、500人以上)
- 取り組みが結果につながっているかわからない。ただし、一部の教員の意識改革には効果があったかも知れず、これが結果として質の向上につながっている可能性はある。ただし、例えば自分個人としては、教育研究に信念を持っており、学部等の取り組みが明確に良好な効果があったとは考えていない。(国立、工学、301人～500人)
- 授業評価会、学生による授業評価に基づき、授業改善点を明らかにし、学生へ公開し、授業の質の向上につなげている。(国立、工学、500人以上)
- 英語力の向上。(国立、工学、500人以上)
- GPA制度の導入。(国立、工学、500人以上)
- 形式的であればJ A B E E の認定への取り組みであるが、実質的には思い当たらない。(国立、工学、500人以上)



- J A B E E 認定の新規取得および維持。(国立、工学、500人以上)
- 教員の意識改善が進んでいる。(国立、工学、500人以上)
- ・かなりの労働を費やしているが、見合う効果が得られていない。・「質保証」の取り組みが本当に意味のあることかどうかを真摯な姿勢で見直すべきである。(国立、工学、500人以上)
- 実験・演習科目の強化。Webの活用(講義資料の公開など)。(国立、工学、500人以上)
- 平成14年度から厳格な成績評価の一環として、成績指標値(GPA)制度を導入した。これにより、教員が修学指導すべき学生の抽出が行いやすくなり、以前より迅速かつ適切な指導が行えるようになった。一方、学生からも自らの成績の判断基準や具体的な目標ができたという意見が多く、学生の学習意欲向上につながっている。(国立、工学、500人以上)
- F D 活動: 学生による講義評価 教育相互のピアレビュー。学生による自己学習到達度評価。(国立、工学、500人以上)
- 教育プログラムの周知により学生の学習態度に変化が認められ、質の向上につながっている。(国立、工学、500人以上)
- J A B E E の取り組みによって、授業の質の向上、評価の記録が系統的になった。(国立、工学、500人以上)
- 大学だけでは効果は十分ではなく、中学・高校からの取り組みが必要であると思える。(国立、工学、500人以上)
- 授業方法について、生命工学科の教室会議で教員どうして教育方法・学生心理について議論している。(国立、工学、500人以上)
- 教育の質保証に関する取り組みにより効果が現われている。(国立、農学、101人~300人)
- ・教員相互の授業参観等の取り組みによる各教員の授業の質の向上では、特に必修専門基礎科目がオムニバス形態の授業であるため、事前に教員間で意見交換を行うとともに、相互に授業を参観し、さらに、この授業をクラス担任も必ず参観しこの授業とリンクした演習に活かすとともに、次年度の授業改善に活かしている。・学生による授業評価アンケート調査の実施による教育効果では、毎年改定をしながら実施することにより、教育効果をあげている。特に、調査結果を各教員に戻し、問題点の把握及び改善点を記してもらい再度学類長に戻してもらっている。この回答書は教員及び学生も閲覧可能である。(国立、農学、500人以上)
- アンケート調査は、教員によっては学生に feedback を行って直接質の向上のための取り組みとしている様である。(国立、医・歯学、500人以上)
- 教育の基本、たとえば教育の technical term の理解が促進し、教員間の教育に関わる議論が具体化するようになった。(国立、医・歯学、500人以上)
- 大学院教育の国際化に向けて、英会話能力を養う機会を設け、native speaker による英会話指導を見直し、客観的テストによる成績の向上を得ている。博士課程4年を3年で修了できる優れた業績を挙げる学生が毎年数名出ている。(国立、医・歯学、500人以上)
- 共用試験(CBT&OSCE)の導入ならびにこれに沿った学士試験の実施。年2回の履習指導の実施。統合型カリキュラムやテュートリアル教育の導入。(国立、医・歯学、500人以上)
- 領域間での教育内容調査と教材の工夫をはかることで(例)「創傷(手術創、会陰切開創など)のアセスメント(観察)項目を列挙できる」という自己評価が19年度38%であったのが20年度は71%に改善した。(国立、医・歯学、500人以上)
- 教師の基礎的指導技術の改善は見られるが、実施が十分充実しておらず効果は限定的。(国立、教育、500人以上)
- 英語を始めとした外国語運用能力の養成。基礎演習をはじめとして小集団教育やフィードワーク・ピア・サポート等による学生の学習者としての自立的成長。国立大学初の学部に学ぶ者としての観光学教育への意欲的取組。(国立、その他、101人~300人)
- 英語で教える修士プログラムでは毎年度始めに担当教員を集めたオリエンテーションを開いている。特に新規担当者にとっては、外国語での授業のノウハウを知る機会となっており、教育の質の底上げにつながっていると思われる。(国立、その他、500人以上)

## (2) 公立大学

- 年次があがるにつれ、講義内における発言、3年次以上の演習における報告、文章等に格段の進歩が見られる。その成果として、各種論文賞等の受賞などが(学外)増加している。(公立、社会科学、500人以上)
- 就学支援室(勉学のサポート)。(公立、工学、500人以上)
- ・FD委員会の活動開始により、教員の教育改善意識が高まった。・修学支援室の設置により、修学遅れの学生のケアが充実した。(公立、工学、500人以上)

- F Dの企画で各教員の授業評価が講座外の教員2名で行われている。評価する側、される側の教員でディスカッションすることで、教育のあり方について検討することができている。(公立、医・歯学、30人以下)

### (3) 私立大学

- F D活動。(私立、人文科学、101人～300人)
- ・英語のクラス分け統一テストにおける学生のモチベーションの活性化・授業評価アンケートを通じての授業改善・F D懇話会による意見交換、他授業を知ることによる自己反省(教員の側の)。(私立、人文科学、301人～500人)
- 実験・実習の授業でT Aを活用し、少人数指導を進めるとともに、双方向型の学習で成果をあげている。(私立、人文科学、301人～500人)
- 授業期間中の学生評価は、学生が今受けている授業改善に直接役立てられるため、学生の満足度を上げることができる。図書館のレファレンスの質を上げることで、学生の利用率が上がる。学生とのメール連絡は、授業をとどこおりなく行うための助けとなり、指導の迅速さを増す。(私立、人文科学、301人～500人)
- 私の場合は、学生が授業中意欲的に発言・質問し、テストにおいてもいい成績をおさめているが、それは恐らく法学において間違いを成績評価に入れず、積極的に言葉を使うこと自体を重視しているからだと考えている。(私立、人文科学、301人～500人)
- ・全学規模で行っている授業改善アンケート、公開授業、講演会は何を求められ、何が足りないかが具体的にわかるので、非常に有効である。・教員研究会は他分野の研究の一端を知ること、ひらめきを得ることが多い。(私立、人文科学、500人以上)
- 学生による授業評価が年々上がってきていること。(私立、人文科学、500人以上)
- F D活動に参加させられているが、何年やってもこれといった成果につながらず、熱意を保つことが難しい。(私立、人文科学、500人以上)
- 日本語は向上していると思う。コースはやる気のある子が集まっていると思う。(私立、人文科学、500人以上)
- 1年生の時になるべく多く文章を書かせることによって徐々に文章力がついて卒論までつなげている。研修旅行や発掘調査を行うことによって、学生の学問に対する興味、関心が高まっており、それぞれテーマを決めて卒論に取り組んでいる。(私立、人文科学、500人以上)
- 日本語力を向上させるための書き写し、要約、批評を入学後の3セメスターで行ない、レベルアップをはかっている。(私立、人文科学、500人以上)
- P Cのソフトの使い方等がクリアになり、授業に役立てている(e-learningプログラム等)。(私立、人文科学、500人以上)
- 各教員の授業方法・技術が公開されることにより、自身の授業に応用でき質の向上につながっていると考える。(私立、人文科学、500人以上)
- ・講義から授業への変化 ・少人数のアドバイザー制度の導入 ・教育賞の導入と公開(受賞者の授業)。(私立、人文科学、51人～100人)
- 授業およびゼミの内容に関連する学外での研修。(私立、社会科学、101人～300人)
- 教育相互の授業参観を実施し、担当教員にフィードバックを与えることで授業内容の改善を計っている。(私立、社会科学、301人～500人)
- 外国人支援リーダー養成プログラムの実施。社会人の方からの意見を聞くことにより教育内容の幅が広がる。(私立、社会科学、301人～500人)
- 1年次に全学共通の必修科目「学びの基礎1・2」(通年)を全教員により開講することにより、導入教育ならびに教員にとってのF D的役割を果す教育プログラムになっており、ある程度の教育の質の保証につながっていると考える。(私立、社会科学、301人～500人)
- ・外部講評による講義を受けてN P Oに参加したり、インターンシップに参加する学生が増えて、学生の視野が広がった。・教員による事例研究や実践教育研究への研究費を行っているが、こういった活動から得られたデータは学生教育にも役立っている。(例えば、外国人就業の実態調査、商店街と共働する際に学生の意見も取り入れる。学外の研究会における(たとえば、ワーク・ライフ・バランス)の研究発表会を学内で学生参加の上で行うなど)。(私立、社会科学、301人～500人)
- 授業レジュメ配布の徹底。学生による専門分野に対する全体像の把握。(私立、社会科学、301人～500人)
- 人権についてのリレー講義をおこない、それぞれの教員の意識の向上につなげている。(私立、社会科学、301人～500人)
- アンケートの結果を分析して、事後に活かすよう取り組みがなされていること。(私立、社会科学、

301人～500人)

- 学生の授業評価アンケート結果が良くなっている。(私立、社会科学、500人以上)
- 簿記統一テストの実施により、教育内容レベルの統一化が図られるとともに、担当教員・学生とも学習の目安がもたらされ、結果として質の向上に結びついている。(私立、社会科学、500人以上)
- 学生相談システム(投書によるもの)を通じた教員への要望に対する回答が求められる結果として(その回答が公表を前提とするものであることから)授業の進め方・評価方法について、説明責任を果たすことが求められるようになってきている。(私立、社会科学、500人以上)
- 語学については質の向上につながっている。特に総合学科(商業科)からの学生において。(私立、社会科学、500人以上)
- コースごとの定期的打合わせと研修。(私立、社会科学、500人以上)
- 環境変化への対応力の向上(就職率の向上)。(私立、社会科学、500人以上)
- 講義と演習を組み合わせることで確実に基礎力を養うことを行っている。学生の基礎力向上に成果があった。(私立、社会科学、500人以上)
- 導入教育の実施により、レポートの形式や内容の向上、ゼミにおける発表やレジュメの質の向上がみられるようになった。(私立、社会科学、500人以上)
- 教育方法(授業方法)の改善。(私立、社会科学、500人以上)
- 授業の質についての実質的議論が進展している。(私立、社会科学、500人以上)
- 具体的な成果があるかは別として、教員の教育に対する意識変革は確実に進んできている。(私立、社会科学、500人以上)
- 「授業アンケート」に関してはマンネリ化している為、成果が出ていない。改善策が検討されている。「キャリア教育」の成果は、就職率で判断されるものであるが、毎年9割ぐらいで推移しており横ばいである。その他、本年度よりの改善活動である為、現状では成果を語ることはできない。(私立、社会科学、500人以上)
- 法科大学院進学を目指す学生を養成する勉学コースを設置したところ、意欲ある学生群が発生し、一般(学部)講義の雰囲気改善された。(私立、社会科学、500人以上)
- 大学入学前教育の実施と、初年度の導入教育科目として大学で学習するツールなどのリテラシー教育を行っている。学生のプレゼンテーション能力や情報検索能力の向上という結果が得られている。(私立、社会科学、500人以上)
- 面倒見のよい大学づくりに努め、ゼミナールを充実させている。私のゼミでは学生の研究成果を論文集にまとめており、その成果に対して外部資金を得ている(石井記念証券研究振興財団から今年度は19万円の研究助成金を学生の研究活動のために取得)。(私立、社会科学、500人以上)
- 実施している取組みについてフィードバックの弱さが自覚されている現在、特にありません。(私立、社会科学、500人以上)
- 情報交換会(FD会合)により、教育の改善にむける教員の姿勢が明らかになり、互いに刺激をうけるようになった。わずかではあるが、授業評価アンケートの各項目の平均値も上昇傾向にある。(私立、社会科学、500人以上)
- 大教室の人数制限(200人まで)、ゼミ等の少人数教育の重視。(私立、社会科学、500人以上)
- 授業での資料の使い方などで、工夫がみられるようになった。(私立、社会科学、500人以上)
- 問14の取組みの結果、目標を達成したと判定した教員は平成20年度で60%にのぼり、学生に身につけてもらうための授業方法はどうしたらよいかを教員が考える契機となった。(私立、社会科学、500人以上)
- 授業評価をもとに改善につとめ、学生の評価を受ける。経年的な観察を行って、改善をつみかさねる。(私立、社会科学、51人～100人)
- 出来あがった論文の質から見て、かなりの水準にあると思われる。(私立、社会科学、51人～100人)
- 導入教育、ゼミ、実体験教育等を少人数で実施した場合に一定の効果が認められる。(私立、理学、101人～300人)
- 授業評価アンケートを開始した3年前以降、わずかではあるものの継続的な授業満足度平均値の向上が見られる。(私立、理学、101人～300人)
- 問14で説明した取り組みによって、学生のコンピュータスキルが向上し、4年間の学習を通してパソコンを思考のツールとして活用できるように卒学時にはその能力を身につけている学生が多くみられる。(私立、理学、301人～500人)
- 同一科目の期末テストの共通化、教材の共通化を行っている。また、期末テストにおいては、合格点に達しない学生に対しては、追試の実施。(私立、理学、500人以上)
- 初年次教育では、習熟度に応じた学習ができています。授業アンケートの結果、満足度が向上している。(私立、理学、500人以上)

- レポートを中心とした学生個人個人のポートフォリオを作成し、毎時間、学生の基礎・基本の定着度を測定している。当然、間違いの学生は学習支援室へ呼び出し、訂正を義務づけている。現在、試験結果と未訂正率との相関関係に着目し、調査を始めている。(私立、理学、500人以上)
- 入学前補習や入学後の補習を行うことにより、正規の科目が単位取得率が向上している。(私立、理学、500人以上)
- 補習により理解度が向上した。(私立、工学、101人～300人)
- 教員間による授業視察、授業のビデオ撮影による授業評価。(私立、工学、101人～300人)
- 当学科では、在学中に「ME 2種実力検定試験」に合格すること。また、卒業時に「臨床工学技士(国家試験)」の受験資格を得て、国家試験に合格することを目標としており、約3分の1が両方に合格してその道で活躍している。学科カリキュラムは、この目標達成のために何度も改訂しており、これらが質の向上を継続的なものとしている。(私立、工学、301人～500人)
- 学習支援センターを設けて活動し、質問に来た学生は学力が伸びている。(私立、工学、301人～500人)
- 1例としてチャトルノートを全学で実施しているが、学生と先生の距離が近くなり、学生から積極的に質問ができるようになったので、質の向上につながるのではないかと。(私立、工学、301人～500人)
- ・個別面談・全国的な試験の受験及び国家資格受験。(私立、工学、301人～500人)
- 一年次生におけるフレッシュマンセミナー。一年次生を小グループに分け、各研究室をめぐり回ることで、教員との親密なコミュニケーションを得ることができ、その後のスムーズなコミュニケーションを通じて、教育の質の向上を図ることができる。(私立、工学、500人以上)
- シラバスの整備、特に授業回毎の内容の明記、到達目標の明記等を学部内教学委員会、および自己点検委員会主導で徹底している。(私立、工学、500人以上)
- プロジェクト演習により、自発的な姿勢、デザイン能力、プレゼンテーション能力の向上が見られると感じている。これは大学院科目である。学部学生に対しては、多くの実験、演習科目の設定、プレゼンテーションの時間設定等、座学ではない内容を充実させている。(私立、工学、500人以上)
- J A B E Eを通して、専門と教養の先生との連絡。(私立、工学、500人以上)
- エビデンスを残すことにより、採点が厳正・明確化している。(私立、工学、500人以上)
- ・就職率の高さ ・企業からの求人数の多さ ・卒業生の活躍(資格取得など)に表れている。(私立、工学、500人以上)
- 学科教員間で学生情報を共有することで、問題を抱えている学生の早期洗い出し、迅速な対応等が可能となっている。この様なきめ細やかな情報共通・学生対応が退学率・就職率等の向上につながっていると考えている。なお、学生情報を学科教員間で共有することは、学生に対して周知してある。(私立、工学、500人以上)
- ・J A B E E認定基準に準じた継続的改善活動 ・P D C Aサイクルの推進。(私立、工学、500人以上)
- 検討・討議の結果、カリキュラムの改訂が遂次行われている。学生の授業アンケートを受けて、毎学期授業内容の改善が行われている。(私立、工学、500人以上)
- 学生アンケートの集計結果を公開、自由記入欄に書かれた提案・要望・意見に対し、教員が回答を記述するなど対応している。(私立、工学、500人以上)
- F D 研修会等の実施。(私立、工学、500人以上)
- 建築系F D 研修会による全教員の教育点検への理解、J A B E E認定などによる結果を通じて、質の向上につなげている。(私立、工学、500人以上)
- 自身の教育に対するP D C Aサイクルが進む。(私立、工学、500人以上)
- 毎年、各学科が学生の授業アンケート等のデータに基づいて、質の高い講義を行なっている教員を表彰しており、受賞された教員の講演会を開催している。また、小職が所属する学科ではJ A B E E認定コースがあり、J A B E E科目を対象に前期・後期1件ずつの最優良講義賞を出している。受賞者の講義は、全教員が参観する機会を設けており、教育の質の向上を図っている。また、その成果は学生の大学院進学、就職実績で評価することができる。(私立、工学、500人以上)
- 学習意欲の向上が少しずつだがみられる。(私立、工学、500人以上)
- ・学生アンケートによる教員自身の見直し・F D 活動。(私立、工学、500人以上)
- 1. 構成員全体で専門教育に取り組む姿勢が構築できた。2. 各教員が適度な緊張感をもって授業に臨むようになった。3. 分野別検討委員会へ提出された資料と学生アンケートの結果を勘案すると、各教員がどのような授業を行っているか、ほぼ検討がつくようになった。(私立、工学、500人以上)
- とくにない。(私立、農学、101人～300人)
- ・学科ごとに事情は異なるが、各学科の会議では各学生の出欠情報など、こまめに情報交換がなさ

れ、担当のチューターとしての学生指導や科目担当者としての対応に役立っている。・(学部) 教授会へは助教以上、学科会議は助手も含めて全学科構成員(専任)が出席を義務づけられ、情報の共有化が充実している。(私立、農学、101人～300人)

- 「学生による授業評価アンケート」、「授業改善」等を繰り返し行い、同時に生物化学工学科、機械工学科、建築学科の3学科ではJ A B E E認定の学科となり、「学生の理解度を中心とした授業の在り方」へと流れになっている。また、基礎学力向上に対しては、学習支援室を設置し、学生の数学・物理などの学習力アップに寄与している。(私立、農学、500人以上)
- 4年生の研究室配属によって、ほぼ毎日同じ人間に接することで社会性が飛躍的に備わった学生が多い。また学力もその他大勢の立場でないことから、効果的に学生に備わる(ことが多い)。(私立、農学、500人以上)
- 学内・学外実習により実際に体験することにより行動する能力が養われている。またカナダ留学プログラム(4ヶ月)により語学力の向上、異文化経験を通して国際性を備えることができている。独立心も養われていると考える。(私立、農学、500人以上)
- 学科の教育特徴として、フィールド(演習林・牧場等)を使用した。体験教育は多く取り入れており、全員が2年次にC a n a d a留学を体験することにより国際教育と語学教育、異文化教育などの結果は高くなっていると思われる。(私立、農学、500人以上)
- 医学の進歩にともない、旧来の学問体系に囚われない学際領域のコースを新設している。こうした講座・部門横断的なコースでは教員間の意思疎通が大切であるが、F D等の活動を通じて、比較的スムーズに運営されている。教員間の人間交流が重要案件であるとの認識から、更なる教育システムの改良をおこなっている最中である。(私立、医・歯学、301人～500人)
- チュートリアル授業のチューターとしての教員の質の向上にワークショップは役立っている。・授業評価のフィードバックにより、講義内容の質の向上が図られている。・試験問題を関連領域の複数の委員により、ブラッシュアップすることで試験問題の質が保証されている。(私立、医・歯学、500人以上)
- 学生の授業出席率に向上がみられた。(私立、医・歯学、500人以上)
- 学生の評価が向上している。(私立、医・歯学、500人以上)
- 試験回数を増加し、1回ごとの範囲を細分化することで各項目の到達度が学生全体で底上げされたと思われる。課題を与え、問題を作成、グループ検討させる事で各科目の要点が明瞭となり、復習が行いやすくなったとの意見もあることから、スパイラル学習の効果も期待される。(私立、医・歯学、500人以上)
- 活動を通して、教育への関心が高まっている。(私立、医・歯学、500人以上)
- F Dセミナーの開催。非常勤講師も含めた多彩な教員の授業を積極的に推進。(私立、薬学、101人～300人)
- 学生自ら獲得した知識・内容はグループ毎に発表しあい、優れている点を見出し、互いに補っている。この事は将来、チーム医療・地域医療において中心的役割を担い得る。又、医療スタッフから信頼される薬剤師として成長が期待される。(私立、薬学、500人以上)
- ・卒業研究、論文(必習) ・学生による授業評価 ・教員による自主ゼミ ・語学力向上のための個人指導(原書講読) ・□学習面で遅れをとった者のみから構成される自習の勉強会へのコメントーター(インストラクター)としての協力。(私立、薬学、500人以上)
- 学生の満足度・理解度向上。(私立、家政、101人～300人)
- (F D) アンケート調査の結果をコンピューター室がまとめ、教員にもどしてくれるため、学生の希望や現状が把握しやすく、次回の参考にできる。個人的には、調査前よりはより活発な授業を行えるようになったと思っている。具体的には、眠る学生がほとんどいなくなり、熱心に質問する学生が増えた。ていねいに説明するようにしたら、きちんと聴き、ノートもよりよくなるようになった。(私立、家政、500人以上)
- 私個人としては、F Dや外部評価も大切だが、学生の試験(期末試験)の点数が重要だと考えている。(私立、家政、500人以上)
- ・授業改善への取り組みは、授業の形態や方法の研究につながっている。・日常的にクラス編成を中心に学生生活が展開しており、教員とのコミュニケーションがとりやすく、履修方法やカリキュラム内容の把握に始まり、将来展望まで細やかに対応している。・学会や研究会、卒業論文発表会等で学生が学び研究したことを発表する機会が多いので、自らが関心の高いテーマに取り組み、学習態度や研究姿勢を育んでいる。(私立、家政、500人以上)
- 国家試験対策。(私立、家政、500人以上)
- 教員相互の意見交換。学生による授業評価のポイント向上。(私立、教育、101人～300人)
- 具体的な実施効果は現時点ではあげることができないが、教員の意識と学生のモチベーションに多少影響が出ているように思える。学部内の雰囲気も活気付いているように思える。(私立、教育、301

人～500人)

- 授業アンケートの実施とウェブ上での結果の公開。(私立、教育、500人以上)
- メンバー会員で確認しているわけではないので、評価がむづかしい(具体例ではありませんが…)。(私立、教育、500人以上)
- 問14に挙げた学科内プロジェクトが具体的に基礎実習などのゼミ系授業に比較的すばやく反映されている。例えば、新聞コラムの書き写し課題などを実施することで、時事問題への関心を高めるようになった。(私立、教育、500人以上)
- 授業見学を行い、さらに参観者と授業者との双方向的な感想等の交流を行っている。加えて、その感想・意見の交換をまとめたペーパーを全学科教員に配布し、FDに関する啓発も行っている。(私立、教育、500人以上)
- 下級クラスの上達が格段に良くなった。(私立、芸術、301人～500人)
- 学部内のFD研修、MI21プロジェクトの実施(私立、芸術、500人以上)
- カリキュラムの改定に際し、実情に即した科目配置と教育方法が実施されている。学生への個別指導を増やした結果、学生の離籍率が下がった。(私立、芸術、500人以上)
- 社会との連携の重視。(私立、芸術、500人以上)
- 初年次からのきめ細かい教育・指導による国家試験合格率の向上。コミュニケーション・スキルアップ実習、仮想チーム医療実習による汎用的技能の向上など。(私立、その他、301人～500人)
- 教員による相互参観により、見つかった問題点の改良を行っている。(私立、その他、301人～500人)
- 卒業生が現場において向かい合っている課題を大学の教員・研究者が共有し、その課題について多角的なインターディシプリナリなアプローチを提供し、専門職養成に役立つ教育内容を深めていることは、大学の教育の質を具体的に高めていくものとなっている。(私立、その他、301人～500人)
- アンケート結果、学生意見を授業に反映されている。(私立、その他、500人以上)
- 各種のプログラムを用意し、質的な向上を図っている。(私立、その他、500人以上)
- 授業アンケートに基づくフィードバック。評価は年々よくなっているので、うまく機能している。(私立、その他、500人以上)

### 3-3 職員

問15：あなたの所属する学部や研究科においては、教育の質の保証や質の向上を図るための取り組みの結果、教育現場において、質の向上につながった事例を説明してください。

(以下、自由記述内容(設置区分、大学の人数規模、地域区分)の書式で記載。設置区分別に、大学の人数規模の順番。)

#### (1) 国立大学

- 授業評価の活用と公表を推進することにより、教員の質の向上ができる。また、教員評価を、所属する教職員により実施することを考えたい。(国立、1001人～5000人、中部地方)
- 全学FD研修、学生による授業評価、教員個人評価など(国立、1001人～5000人、中部地方)
- 成績評価厳格化、到達目標の明確化とそのためのカリキュラムの充実(国立、1001人～5000人、東京都)
- 海洋工学部において、従来の「優・良・可・不可」の成績評価に加え、新たな成績評点システム(GPA)を導入している。(国立、1001人～5000人、東京都)
- 平成18年度から、学生自ら学び、自ら考える態度の育成を目指した授業科目として「教養ゼミナール」を(H20年度24科目)開講し、学生参加型・課題解決型授業の充実を図っている。・入学して来た学生に対する学習相談体制の構築・充実を目指して平成18年度から「学習ピアサポート・システム」を展開している。(国立、5001人～10000人、東北地方)
- 全学的に学生による授業評価を実施しており、教養教育についてはFD合宿セミナー・公開授業と公開検討会などのFD活動を継続して実施している。また、東日本地区の大学・短大・高専で構成されるFDネットワーク“つばさ”を結成し連携FD活動を推進している。なお、高等教育研究企画センターが中心となり「NG授業」のビデオを制作し公開した。(国立、5001人～10000人、東

北地方)

- 教育に関するデータの収集蓄積、学生による授業アンケート、意見聴取及びそれらのフィードバック、FDの実施・学外関係者からの意見聴取とそれに基づく改善・全教員を対象にした教育改善評価の実施、その評価結果に基づく授業内容、教材、教授技術の改善・TAに対する統一的な研修、技術職員に対する研修の実施（国立、5001人～10000人、東京都以外の関東地方）
- 1年次は全員「総合英語」を履修し、習熟度授業を行っている。主に工学部において、数学や物理学の授業を改編充実しており、多様な仕組みのプログラムを用意し、習熟度別クラス分けの導入等を行っている。（国立、5001人～10000人、東京都以外の関東地方）
- 事務職員の質の向上を図ることにより、教育の質が向上するよう務めている。（国立、5001人～10000人、東京都以外の関東地方）
- GPA、GPCの導入を検討、試行中であるが、進捗状況がおそい状況にある。（国立、5001人～10000人、九州・沖縄地方）
- 学生による授業評価、FD活動、教育職員評価、卒業修了生へのアンケート、卒業生等の就業企業へのアンケート調査等に様々な取り組みが行なわれているが、教育の質の向上を図る観点から一番必要と思われるものとして、学生の学ぶ力を養うことと理解している。その取り組みとして、学習目標に対応した学生自身の学習達成度を認識させ自己評価を行う「学習成果自己評価シート」を導入している。学生は自己評価シートに次期の履修目標、改善計画等を記入させ、指導教員と年2回面談を行うこととしている。なお、自己評価シートには、単位の修得状況、科目系統の達成度、学習・教育目標の達成度等が視覚的に分かるようになっている。（国立、5001人～10000人、九州・沖縄地方）
- 学習成果自己評価シートの導入 学生が自立的に記入したシートを基に担当教員が面談し、指導する。シートには学習系統等が視覚的に判るようになっており、学生、教員の相方が到達度等を容易に確認できる。（国立、5001人～10000人、九州・沖縄地方）
- 学生、研修医、新人看護師等が救急蘇生や基本手技等のトレーニングを行う「臨床技術トレーニングセンター」を設置し、救急蘇生関連・基本手技・専門手技シミュレータや視覚教材等を整備。・農学工学総合研究科博士後期課程を設置し、生命科学・環境科学に関する農学・工学分野が融合した教育コース（環境共生科学教育コース・生命機能科学教育コース）を開設。・公募卒論・修論のうちから、コメンテーター等の評価を基に、学長賞及び教育研究・地域連携センター長賞を授与。・世界をリードする医学・獣医学研究者、教育者及び高度な研究マインドに裏打ちされた質の高い指導「医学獣医学総合研究科」を設置予定（平成22年度）（国立、5001人～10000人、九州・沖縄地方）
- 課題解決型の学習を強化するため、PBLを基軸とする新しい工学教育プログラムの構築に取り組んでいる。内容は、PBLを基軸とするカリキュラムの開発、プロジェクトラボラトリーの設置などの環境トータルデザイン、PBL教育の運営、管理体制の整備（教育GP採択事業）・学生の学修目的と動機の明確化。学修意識の高揚、自己管理能力の向上を図るため、学習成果自己評価シートをベースとする自己評価システム（電子ポートフォリオシステム）を実施。・歯学と工学の学際的融合的教育を推進するため、近隣の歯科大学と歯工学連携教育を実施。大学院レベルでの専門技術者、研究開発者の育成教育を展開。（国立、5001人～10000人、九州・沖縄地方）
- 学生と教員が一緒になってFDを行っている。（国立、5001人～10000人、九州・沖縄地方）
- 国際的に活躍できる専門職業人養成を目指し、英語コミュニケーション能力育成のため、文部科学省特別教育研究費の援助を受けて学士課程一貫の英語教育システムの開発を進めるとともに、それを活かした英語教育の改善に取り組んでいる。・教育GPに採用された「複視眼的視野を持つ国際的医療人の養成」プログラムの中で教育改革を行い、臨床の場で自信を持って英語が使えるように、EMP、ENPの単位を増やし、授業内容について改善している。・卒業研究及び修士論文テーマを一般に公募し、優れた研究発表を行った学生に、学長賞等を授与している。・農学工学総合研究科では、ネイティブスピーカーを招へいして、大学院生の英語によるプレゼンテーション能力を向上させるため、ワークショップを開催し、その成果を踏まえ、博士論文に向けた2年生の英語による中間発表を学長を含めた公の場で行っている。（国立、5001人～10000人、九州・沖縄地方）
- ・開学以来、継続的に自己点検・評価を実施。・教育目標とその達成方法等、教育の枠組みを明らかにした冊子を全学として公表。・ファカルティ・ディベロップメントの推進。・専門職大学院は認証評価を受審済み又は受審中。・中期目標期間毎に大学評価・学位授与機構の評価を受審（国立、10000人以上、東京都以外の関東地方）
- ・教養教育、専門基礎教育、専門教育における総合的な教育目標とその達成方法を表示する枠組として、学士課程の「筑波スタンダード」を作成。・教養教育再構築に向けた検討を加速するため、教養教育機構を設置。・全学FD委員会を設置し、ガイドラインの作成を検討するとともに、学群・大学院全てにおいてFDを実施（国立、10000人以上、東京都以外の関東地方）

- ①到達目標を明示した教育プログラムによる教育…主専攻プログラム ②主専攻プログラムに加えて、幅広い学びを実現する…副専攻プログラム ③一人ひとりのニーズにあった学習ができる幅広い外国語教育 ④入学から卒業までを通じたキャリア教育、キャリア形成支援 ⑤新人教員研修や各種のFD、SDの実施（国立、10000人以上、中部地方）
- ・卒業生及び上司に対する教育成果調査を実施し、その成果を活かすようにしている。 ・学部入学学生全員に対し、英語のプレイスメントテストを実施するなど、英語教育の充実を図っている。 ・教員の指導力向上のための指導上の手引の作成配布、研修会の開催などを実施している。（国立、10000人以上、中部地方）
- ・全学統一した、FD活動（分野別）の実施 ・教育（方法）活動に関する基礎知識について冊子を作成（国立、10000人以上、中部地方）
- 教員相互研修型のFD教育の実践及び、地域連携の中核大学（国立、10000人以上、近畿地方）
- 教育目的に即したカリキュラムの整備、教員の教育能力向上（FD）、学生や外部からの評価の実施、教育や評価の体制整備等の総合的なシステムとして教育の水準の確保と質の向上を図っている。このため、中教審の答申等教育改革全体のトレンドをふまえつつ、各部署が自主的に改革を進めるための方法性を学内委員会を通して提示し、その進捗状況についてアンケート形式で把握することとしている。また、教育改革研究会（FD）を年6回程度開催し、教育の質保証のための取り組みの促進を図っている。特徴的な取組の一例として、教育プログラムの新設や教育GPの審査等においては、教育担当副学長を室長としてカリキュラムの質を保証している。また、一般職員を対象にした評価担当者研修を行うなどの取組を行っている。（国立、10000人以上、九州・沖縄地方）
- ・学生による授業アンケート実施結果を教育改善につなげる、PDCAサイクルの定着を重視し、推進中である。 ・ウェブを活用した授業方法等の改善など、全教員が取り組めるFD活動を重点的にやっている。 ・教員の個人活動評価を実施し、業務改善や給与等に反映させる仕組みの実効性の向上に目下努めている。（国立、10000人以上、九州・沖縄地方）

## (2) 公立大学

- FD委員会を設置し、教育内容の質確保、あるいは改善に努力している ・中期の目標を設置し、実施年度毎に具体的な取り組みを行っている（公立、101人～500人、近畿地方）
- FD研修会の開催 年間5～6回、テーマを決めて、FD講習会を開催し、教育の質の向上を図っている。講師は学内又は学外の教員。（公立、501人～1000人、九州・沖縄地方）
- 学部課程、大学院課程共に学科を改変し、新カリキュラムを導入した。・海外の一流大学との交流協定の締結促進。（一般協定41校 DDP協定8校）・FD推進委員会の設置。・大学発ベンチャー企業の支援（公立、1001人～5000人、東北地方）
- カリキュラムの見直し、運用 ・FD・SD ・各セミナーの活性化（公立、1001人～5000人、東北地方）
- FD活動の充実（公立、1001人～5000人、中国地方）
- 「授業改善システム」を構築し、個々の教員が自からの授業を改善し、かつ、有効な取組みについては学内全体で共有できるシステムとしている。（公立、1001人～5000人、中国地方）
- 「授業改善システム」を構築している。これは、授業アンケート、教育アンケートのフィードバックから個々の教員が授業を改善し、かつ有効な取組みを学内全体で共有できる仕組みとなっている。（公立、1001人～5000人、中国地方）
- FDセミナー（公立、5001人～10000人、東京都）

## (3) 私立大学

- 学生による授業改善のためのアンケート調査や教員相互はもとより、職員、保護者、高校教員等に授業を公開する「FDウイーク」を実施し、授業改善の取組みにつなげている。又、FD研修会の開催を進めている。（昨年度より実施）（私立、101人～500人、近畿地方）
- ・FD委員会による資的向上の為の実践 ・学生による授業評価の実施、結果分析およびフィードバック ・SPOD（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）の積極的活用（私立、101人～500人、四国地方）
- 「FD委員会」を立ち上げ検討中（私立、101人～500人、四国地方）
- FD研修会、学生による授業評価と各教員の各授業に対するコメントを付して公表、卒業生を対象とした満足度アンケートの実施と改善策の作成研究授業とその検討会の実施（私立、101人～500人、四国地方）



- 学生主導による「教育改善意見交換会」を年2回開催し、学生から出た建設的な意見要望に対し教員サイド・職員サイドに分けて回答を行っている。すぐできるものについては、即行っている。(私立、501人～1000人、東北地方)
- 学生に対する授業アンケート(私立、501人～1000人、東北地方)
- 年2回、前・後期に授業アンケートを実施している。各期末までに自由記述も含め結果を各教員に返却し、授業内容の改善に役立てている。年度末に教員からのアンケート結果についてのコメントを集め、大学全体のアンケート集計結果とコメントを整理したものを全学生へ報告している。今年度よりFD委員会において授業方法の改善等具体的な取組を検討をしている。(私立、501人～1000人、東京都)
- ・FDの実施 ・授業アンケートの実施 ・小人数教育の実施(私立、501人～1000人、中部地方)
- 全学及び学部ごとのFDの推進(授業評価、授業公開など)(私立、501人～1000人、近畿地方)
- 専門分野の学び以外に女性として輝やくような全人教育に努めている。(私立、501人～1000人、九州・沖縄地方)
- 1 FDの充実 2 授業評価の活用 3 カリキュラムの見直し(私立、501人～1000人、九州・沖縄地方)
- 教員の指導の質を高めるため、学生による授業評価に加え、教員相互の授業公開と評価を実施して、授業改善を図ることにより、教員の質向上につなげている。(私立、501人～1000人、九州・沖縄地方)
- 学生のキャリア支援教育のため、「キャリアセミナー」という科目を単位化させ、キャリアアップと質向上に取り組んでいる。また、必修で「純心講座」を設定し、建学の精神をベースとして、学生の自立支援、キャリア支援教育を支えている。(私立、501人～1000人、九州・沖縄地方)
- ・教育の質の向上及び改善のためのシステム ・学園(大学)中期計画の策定 ・自己点検・評価活動の推進母体としての自己点検・評価委員会の設置 ・自己申告による教員評価の実施 ・学生による授業アンケートの実施(私立、1001人～5000人、東京都)
- ・FD委員会を設置し学生による授業評価を実施 ・2008年度の大学評価を受け、「大学基準に適合」との認定を受けた。(私立、1001人～5000人、東京都以外の関東地方)
- FD委員会を作り教員が質の向上を図るためのことを策定(私立、1001人～5000人、東京都以外の関東地方)
- ITパスポート資格を全学生が合格(在学中)するような教育整備、支援、取り組み中(私立、1001人～5000人、東京都以外の関東地方)
- 初年次教育に積極的に取り組んでいる。各学部に学習支援室を設置している。(私立、1001人～5000人、中部地方)
- FD推進委員会を設置し、研修を重ね、その結果を全教員に周知徹底し、改善に取り組んでいる。(私立、1001人～5000人、中部地方)
- FD研修会・講演会 授業評価アンケート(学生による)(私立、1001人～5000人、中部地方)
- ・教務委員会にカリキュラムPDCA部会を置く ・FD委員会、学習支援委員会等、組織力的な取り組みを行う(私立、1001人～5000人、中部地方)
- FD活動を通じて、教育の質の向上を図っている。(私立、1001人～5000人、中部地方)
- FD. 自己点検評価(私立、1001人～5000人、近畿地方)
- 正規のカリキュラム以外の時間に、学部・学科の壁を越えて授業のクラスを持ち、その中でより高度な専門的内容の授業を提供している。この授業は単位にはならず、純粋に学問への興味を刺激する目的で実施されており、好評である。(私立、1001人～5000人、近畿地方)
- ・多様な学生のニーズに対応するための学習支援態勢構築(GPA導入、学習支援センター・センタープログラムの充実など) ・教員の教育研究活動を活性化させ、資質の向上を図るためのFD開催。 ・初年次教育により、大学生活への適応を促進させ、初年次サービスマニエールにより、体験と知識の総合化をねらいとするプログラムを導入。(私立、1001人～5000人、近畿地方)
- FDの充実と学生の評価体制の促進。競争的資金の獲得への立案。(私立、1001人～5000人、近畿地方)
- 英語クラス分けテストを1、2年次の全学生に一斉実施し、能力別小人数クラスで英語クラスを編成している。全学年にわたりTOEIC得点の高い者、大きく伸びた者を年1度表彰する。4年次生の高成績者(GPA評価による)に記念賞を授与する。文学部総合文化学科の1年次からの少人数基礎ゼミクラスの実施 人間科学部アドヴァンストコースの実施 学部学科横断的キャリアデザインコースの実施 FDとして授業評価アンケート、ベストティーチャー選出と授業公開、教授会研修会、職員研修等(私立、1001人～5000人、近畿地方)
- 授業評価アンケートの実施・FD活動の推進(私立、1001人～5000人、近畿地方)
- FD活動の一環として、学生の授業評価アンケートや公開授業などを行っている。(私立、1001人

- ～5000人、近畿地方)
- F D活動として ・学生による授業評価アンケート(年2回実施) ・公開授業 ・F D研修会(年1回)(私立、1001人～5000人、近畿地方)
- 中教審答申による各ポリシーの確認作業とその実質化に向けての検討を進めている。各ポリシーの評価指標をどのように設定するのが重要な課題となっている。(私立、1001人～5000人、近畿地方)
- ・入学前教育 ・平成21年4月1日から、G P A制度を取り入れた(私立、1001人～5000人、中国地方)
- F D活動。授業評価アンケート(私立、1001人～5000人、九州・沖縄地方)
- F D・S D研修会の導入(私立、1001人～5000人、九州・沖縄地方)
- 第三者評価は実施しており、教育の質の向上は恒常的にはかかれている。(認証評価機関による第三者評価、学生による授業評価) 全学と学部単位によるF Dも開催されている(私立、5001人～10000人、東京都)
- F D活動(私立、5001人～10000人、東京都)
- 全学的にB S C(バランススコアカード)を導入し、各学科・学部が主体的に教育の質向上に取り組み、その成果を検証し、又次の改革へ反映していく。P D C Aサイクルを確立させる取組みを今年度より初めた。(私立、5001人～10000人、東京都)
- 授業評価 ・F D研修会 ・シラバスの充実 ・授業回数の徹底 ・履修単位数の制限(私立、5001人～10000人、東京都)
- 入口から出口までの連携教育の実施。入試のあり方、人間教育、専門教育さらに進路・就職支援まで、学生一人ひとりへの一貫した教育が行えるよう、学内連携教育に取り組んでいる。(私立、5001人～10000人、東京都)
- 教員のF D、職員のS D建学の理念の研修会 大学理念の共有、それに供う、ブランド展開(学科毎)カリキュラム改革検討会、教職員各部間のワーキンググループによる検討・検証。(私立、5001人～10000人、東京都)
- 外国語教育研究センターでは、本学の英語教育のさらなる改善を第一の目的として、2004年度より英語能力試験の実施を開始した。学生にスコアが返却、フィードバックされることで学生に達成感をもたせることが可能である。英語能力試験を継続的に行うことによって学生の英語力を年度毎に正確に把握し、さらにその結果を授業や指導に反映させることで、より効果的な英語教育の実現を目指している。(私立、5001人～10000人、東京都)
- 大学での基礎教育として、研究基礎(A)(B)の科目を必修(春・秋)とし共通テキスト(本学教員作成)を使用。アドバイザー制度の導入。(私立、5001人～10000人、東京都以外の関東地方)
- 特に他大学の模範となる様な取り組みは実施していない。通常求められている、F D研修、授業評価(授業アンケート、授業見学)、授業方法の改善、シラバスの記載方法の改善、シラバスの活用推進等を実施している。(私立、5001人～10000人、中部地方)
- 平成7年度より教育改革を実施し、現在まで継続的に改善を行っている。(私立、5001人～10000人、中部地方)
- F D推進委員会を設置し、教員のF D活動を促進している。具体的には、シラバスの新たなフォーマットの作成、教育実践例、授業のハンドブックの収集(データベース化)、学生の参加、講演会での啓蒙活動や授業の進め方に関する文献の紹介、他大学の状況の紹介、授業で困ったことについての解決チップ集の紹介などを行っている。また、2009年度中に大学職員の評価制度を開始する予定である。(私立、5001人～10000人、近畿地方)
- 1. 入学前教育 2. 初年次教育 3. 学習支援(恒常的な) 4. F D、S D(私立、5001人～10000人、近畿地方)
- 教育センターを開設し、初年次に於ける、国英数の再教育を実施している。 ・教員資格審査の厳格化。(歴史的にハードルは高い) ・習熟度別クラス編成(英語力による) ・入試選抜に於いて大学教育に耐えられるボトムラインの認識を優先(私立、5001人～10000人、九州・沖縄地方)
- 大学で点検・評価委員会が設置されており、各部局が自己点検・評価活動を行ない、教育の質確保に向け取り組んでいる。(私立、10000人以上、東北地方)
- 学士課程教育の構築に向けて対応すべく、初年次教育を皮切りにカリキュラム等検討していきたい。(私立、10000人以上、東京都)
- 本学の建学の理念は、「学ぶ」ことと「行う」ことは、常に一体であるとし、この理念の行動としてF D推進委員会の下に、学生による授業評価を前・後期各1回実施し、また教員は、授業運営モデル公開授業を適宜開催し、大学教育の質的向上の具現化を目指している。(私立、10000人以上、東京都)
- 法人の主導により、各学部・学科ごとのブランド展開事業を推進し、毎年、年度初めに成果につい

て発表会を開催している。目標を掲げさせてその達成状況を全学的に検証し、意見交換を行っている。(私立、10000人以上、東京都)

- 学部ではコア・カリキュラムについて検討している。 ・一般的ですが、FD活動として、新入教員研修会、TA研修会等の研修会。(私立、10000人以上、東京都)
- 正副学長会議、学部長会、学長スタッフ会議、教務部委員会等において教育の質の向上に向け、常に検討を行っている。 さらに、教育改革支援本部、教育開発・支援センター、教育の長報化推進本部を設置し、様々な取り組みを行っている。 具体的には、文部科学省の各種GPプログラムがあげられる。(私立、10000人以上、東京都)
- 教室での対面授業に加え、e-learningの学習システム「Blackboard Tamagawa」に掲載された教材・講義ノートを利用し、事前学習・復習、課題提出、ディスカッションなど学生一人ひとりの自学自律の学習を推進している。また、インターシップ、教育ボランティア、オフキャンパス・スターディーズなどを通じて、体験学習やグループ学習を重視している。さらに一部の学部では卒業要件にGPAや資格検定試験を課している。(私立、10000人以上、東京都)
- 学長主催による各学部長による「中期目標・中期計画プレゼンテーション」を毎年予算要求の前に実施。(役員・監事・職員を含めたすべての専任教職員の参加が可能)(私立、10000人以上、東京都)
- 学生による授業アンケートの結果を、当該教員へ送付し、授業内でフィードバックする。(私立、10000人以上、東京都)
- 授業評価、外部評価、FD、GPA制度、TA、セメスター制、キャップ制(私立、10000人以上、東京都)
- 「一年次教育」において、大学での授業をいかに効果的に受講するか、キャリアデザインの構築等に重点を置き、目的意識を持った学習を学生に植え付けるようにしている。・学生に授業評価アンケートを実施し、アンケート結果は各担当教員へフィードバックし、授業改善につなげる。(私立、10000人以上、東京都)
- 各学部において積極的に以下のような取り組みを行なっている。 1. 教育方法の改善のためのセンター設置 2. 教育方法の改善のための委員会 3. 新任教員研修会 4. 授業改善のためのアンケートとシンポジウムや検討会(私立、10000人以上、東京都)
- 全学的に学習支援システムを導入し、対面授業とeラーニングを融合したブレンディッド・ラーニングを実施している。インターシップや教育ボランティア(一部の学部)、オフキャンパススターディーズとして学外体験学習やグループ学習を実施している。又一部の学部でGPAや、検定受験(英検・数検等)を実施した、教育の質の向上を図っている。(私立、10000人以上、東京都)
- 教育改革推進会議及び大学教育開発・支援センターなどの組織で取り組みをしている。また、自己点検を定期的に行なっている。(私立、10000人以上、東京都)
- ・学士課程教育の改善のためのガイドライン ・FD(私立、10000人以上、東京都)
- 教育プロジェクト支援制度がある。学内の教育プログラムに対して大学が財政支援をする仕組み。(私立、10000人以上、東京都)
- FD推進センターを設置し、5つのプロジェクトをもとに、教育の質的向上を目指し活動している。(私立、10000人以上、東京都)
- 副学長をトップとする「FD推進センター」を設置した。FD推進センターの下で、平成20年度は、教員研修会、学生による授業評価に基づいた授業改善方法の確立、教育優秀教員の評価法の検討を行った。平成21年度は、20年度の成果を踏まえ教員相互の授業参観、標準教科書作りなどを検討する。(私立、10000人以上、東京都)
- 昨年、本学の将来像に向けた諸施策を進めるための将来構想を策定し、その実現に向けて具体的なアクションプランを策定中である。認証評価に向けた自己点検評価と合わせて教育の質の向上に向けた改善を図っている。(私立、10000人以上、東京都以外の関東地方)
- 学生への授業評価アンケートの実施、FD研修を実施している(私立、10000人以上、東京都以外の関東地方)
- ・推薦入試合格者に対して入学前準備教育を実施している。 ・授業評価アンケートを実施している。(私立、10000人以上、東京都以外の関東地方)
- 一般的ですが、・授業評価アンケート・FD講演会の実施・ベストティーチャー賞(工学部)・研究授業(授業参観)等(私立、10000人以上、東京都以外の関東地方)
- 「戦略プラン」として8つの柱を立てて取り組んでいる。この中に「教育の充実」「研究の充実」「産学官連携の推進」がありそれぞれ基本目標、行動目標を各部署に掲げて推進している。(私立、10000人以上、中部地方)
- 専任教員の授業科目ガイダンスをコンテンツ化して学生・教職員に公開。授業の一部をオンデマンド化することにより教員相互の授業方法の改善改革等にもつながっていくことを期待している。(私

- 立、10000人以上、中部地方)
- 自己点検 評価委員会による自己点検評価報告書の「評価報告書」作成配布 ・ほぼ毎年12月に、外部評価を実施(私立、10000人以上、中部地方)
- 「質の高い大学教育推進プログラム」他G Pの採択は前年度までに9件となりました。フィールドワーク・eラーニング・全学教養教育・初年次教育などの教育改革をすすめています。(私立、10000人以上、中部地方)
- ①FD活動、授業の相互評価アンケート ②教員評価制度(教育・研究・学内外貢献)の3分野について、教員個々の活動を評価する。毎年調査票を作成し、3年分にまとめて評価を行う。 ③カリキュラムの充実(建学の精神と一拠点総合大学という特色を活かしたカリキュラム)(私立、10000人以上、近畿地方)
- FD活動(組織的取組)、自己点検・評価、教員評価、教育目標の認証、G P Aの導入、など様々な取り組みを行っている(私立、10000人以上、近畿地方)
- 中央教育審議会が2008年3月に発表した「学士課程教育の構築に向けて」(審議のまとめ)を受けて、本学における全学的な教育活動を専門的に推進・支援する組織として「教育開発センター」を設置し、センター内にFD部会(事務職員から2名の委員が入っている)を統合するとともに、学士課程教育部会を設置し、「学士課程教育の構築に向けて」の答申に添った取組みを開始している。(私立、10000人以上、近畿地方)
- 授業改善アンケートを実施した教員から自己所見書を提出してもらい公開し、フィードバックを行っている。 授業改善を進めるというテーマで学内FD研修会を年2回実施した。(私立、10000人以上、近畿地方)
- 学生による授業評価を基に、教員が教育の質の向上を図るべき努力をしている。(教員によるピアレビューを実施している学部もある。)(私立、10000人以上、近畿地方)
- ①学生による授業評価アンケートを春期・秋期の2回実施している。 ②全学的にFDの開発・導入(私立、10000人以上、近畿地方)
- FD活動・新任教員意見交換会の実施・授業評価アンケートの実施・全学一斉の公開授業の実施・授業改善のヒント集の発行(私立、10000人以上、近畿地方)
- 「学習者中心の教育」の実現をテーマにして教職員が協同して取り組んでいる。(私立、10000人以上、近畿地方)
- 基礎教育センターの設置(私立、10000人以上、九州・沖縄地方)

### 3-4 学生

問11: 問10-2に含まれる能力も含めて、入学前に大学教育において培う事を期待していた能力のうち、大学教育では培う事が困難であると感じている能力について。

(以下、自由記述内容(設置区分、専門分野、大学の学生人数)の書式で記載。設置区別別に、専門分野の順番。)

#### (1) 国立大学

- 発言能力、考察力など(国立、)
- 私は諸外国(特に途上国)の現状について、知りたかったが、それらが学べる科目はなかった。(国立、その他、)
- 出席点を設けるなど、できるだけ出席を促す様にすれば良い。(国立、その他、10000人以上)
- 私の通う学科は、野外実習が多いため、頻りに大学から離れ、遠征する機会が多い。しかし、学科としての研究費が削られてしまったため、遠征費用の学生の負担が増えた。多文化・異文化人類の文化、社会の自然等にふれる機会が設けられても、参加できない学生が多く見受けられる。(国立、その他、5001人~10000人)
- 大学外での活動が全くなく、また仲間達と一つのことに取り組むことを期待していた私にとっては大変残念なことであった。大学入学当時から卒業まで一人一人の進路について計画的、組織的に取り組むべきである。このままの状態では、高校卒業時には大変有望だった学生が、大学卒業時には

全く使いものにならなくなるというケースが増えていくばかりであろう。(国立、その他、5001人～10000人)

- 大学では社会で働く上で必要なコミュニケーション能力を養うことができると期待していた。しかし実際は、大学に入る前と同様に自分の意見や考えを述べる環境が少なく、4年生の卒業研究を通じて初めてコミュニケーション能力を高めることができていると感じる。(国立、その他、5001人～10000人)
- 市民としての社会的責任。実際、大学在籍中このような能力を感じることはあまりなく、培うことが困難というよりは、大学教育以外においても、自ら積極的にうごくことで培うことができる能力だと思う。(国立、その他、5001人～10000人)
- 医療現場での各職種間でのチームワークと、問題解決能力の向上について、医学部でもっと積極的に取り組んでほしい。(国立、医・歯学、)
- 臨床現場にすぐ対応できるような医学的知識、能力。基礎医学については重視されていると思われる。(国立、医・歯学、10000人以上)
- 個人の問題解決力や責任力など、社会に出るための準備 (国立、医・歯学、10000人以上)
- 論理的思考力 (国立、医・歯学、10000人以上)
- 根性 (国立、医・歯学、1001人～5000人)
- 私は、入学前では、大学での仲間づくりを通して、一緒に勉強したり、楽しんだりすることを考えていたが、大学では、個人での学びが重要で、なかなか、他の人とコミュニケーションをとることができなかった。コミュニケーション能力を、友人同士でもとれるようにしないと、社会に出てからの仲間づくりも難しいと感じる。(国立、医・歯学、1001人～5000人)
- 専門家としての育成を受ける事。(国立、教育、10000人以上)
- 多文化、異文化に関する知識。特に語学力について、大学在籍中に自由に履修できる時間があれば良い。(国立、教育、10000人以上)
- 「学士力」の「市民としての社会的責任」という項目に関して、大学は自らが専攻する学問を学ぶ場であるから、そのようなことは大学では培うことができるとは思えない。そういった能力は大学生活というよりむしろ、課外活動や、部活動など、大学とは違う場で培われるものだと思う。また、大学というのは案外、閉鎖的で狭い世界である。社会の一員としての意識を持てるような環境にあるとはどうしても思えない。(国立、工学、1001人～5000人)
- 大学教育と高校教育の間の差をうめる為に、その時間を費やすことがあり、その分、知識等があまり培われないのと思う。(国立、工学、1001人～5000人)
- 英語 (国立、工学、1001人～5000人)
- 様々な事柄に対するデザイン力。(国立、工学、1001人～5000人)
- 英語の能力を向上させたかったが、第二外国語の履修や、英語の講義内でも特に会話の学習ができない。(国立、工学、1001人～5000人)
- 大学ではコミュニケーション能力向上のため、ディスカッション形式の授業が多いと思っていたが、あまりなく、もう少し、ディスカッション形式の授業を、もりこんでほしい。(国立、工学、1001人～5000人)
- 多文化、異文化の人達と出会う機会が、工学部では、少し難しいと感じる。コミュニケーションの場もある特定の場や、お酒の場での機会が多いと感じることもあり、学校での場は、少なく感じる。(国立、工学、1001人～5000人)
- 社会にでてからの対応など (国立、工学、1001人～5000人)
- コミュニケーション能力、人前で発表することもあまりなく高校時より人と話しあう場面が少なくなった気がする。(国立、工学、1001人～5000人)
- 英語の学習が個人にまかせっきりでである。(国立、工学、5001人～10000人)
- 大学では全ての責任は個人にあるので、学生実験など複数名で行う事でも”コミュニケーション”や”チームワーク”、”リーダーシップ”といった協調性を培う事は学生寮やサークルなどの講義外でしか求められない。しかし、就職活動ではあたり前の事として求められる。(国立、工学、5001人～10000人)
- 自己管理力は培われないと思うが、これは個人の問題なので、重視する必要はないと思う。知識、創造、伝達、この3つに関して培われていれば大学教育の意味をなしていると思う。(国立、工学、5001人～10000人)
- 問題解決力や、答えのない問いに対して、如何に自分の意見を的確に、且つその本質を捕え言うかは、大学生活を過ごすだけでは難しい。(国立、工学、5001人～10000人)
- 大学に入って資格・免許を取得したいと思っていましたが、提示や連絡がほとんどなく、チャレンジする機会がなく、直接役立つスキルを身につけるのが困難であると感じた。その他については、十分培うことができる環境にあると思う。(国立、工学、5001人～10000人)

- 多文化・異文化に関する知識の理解。学習する機会が少ない。(国立、工学、5001人～10000人)
- リーダーシップ：独善的リーダーシップ論が横行していて、協調性のない人間が量産されているだけである。・自文化に対する理解。・遊ぶ力、生涯の余暇をより知的に、有意義に過ごす為の文化的素養の函養の為のプログラム、研究が、あまりにないがしろにされてはいまいか。(国立、社会科学、10000人以上)
- 英語でのコミュニケーション (国立、社会科学、1001人～5000人)
- 第3外国語 (国立、社会科学、1001人～5000人)
- 留学チャンスが少ない。2回生の時にはもっと準備されていると思っていた。(国立、社会科学、1001人～5000人)
- もうすぐ就活がはじまるが、今現在、分からないことだらけで不安だ。(国立、社会科学、1001人～5000人)
- 高等教育の場合の問題解決能力と、社会に出た場合の問題解決能力は違ってくると思う。社会人としてのコミュニケーションスキルや問題解決能力は大学ではなかなか学べないと思う。(国立、社会科学、1001人～5000人)
- 異文化理解、チームワーク (国立、社会科学、1001人～5000人)
- コミュニケーション・スキル。大教室で板書で行われる授業は、ゆるくなった高校の補習といった趣。少人数の授業が増えれば…と思う。(国立、人文科学、)
- 1. ディスカッション能力。もともと不得手な人が、いくらそういった場に参加したところで、育たない。つまり、得意な人がのびのびとやるための場所しか用意していない。2. 語学力。上に同じ。得意な人のことしか考えていない。苦手な人は、これでは余計に嫌いになる。(国立、人文科学、)
- ゼミなど、個々の関心や発表について議論しあう機会はあるが、共同して同じひとつのプロジェクトに関わるなどして、コミュニケーションやチームワークを要求される機会は (存在はしたが) 限られていた。(国立、人文科学、10000人以上)
- コミュニケーションスキル (国立、人文科学、10000人以上)
- 恐らく全てだと思う。今日の大学教育及び卒論レベルで本当に意義のある学士の力は全く育たないと思っています。私自身が学外の活動や留学、(今日の大学教育、体制を真っ正面から批判し、対立している相当特異なケースの先生の) ゼミに学部をまたいで、専門を越えて3つ所属して学んでいることでやっと、本当のモノを見るか行動力等が育くまれている気がしている。(国立、農学、10000人以上)
- 「市民としての社会的責任」。やはり、社会の一員となり働いてみないとなかなか身につく能力ではないと思う。高卒で社会に出て働いている人達と大学に行っている人達とではあらゆることに対する物の考え方が違う。(国立、農学、10000人以上)
- 幅広い分野の勉強をしたかったが授講制限、単位数制限、他の講義とかぶっているなどの理由で満足できる履修はできなかった。(国立、理学、10000人以上)
- 自ら課題を見つけ、解決する能力、というのは大学に限らず昨今の教育課程の中では培う事の難しい能力であると思われる。大学の卒業論文レベルでさえ、場合によってはテーマを教員から与えられて学ぶこととなる。これでは自主的に学ぶ姿勢を培う事は難しいと思う。(国立、理学、10000人以上)
- 大学は教育の「場」は与えてくれるが… (国立、理学、10000人以上)
- 語学力 (大学入試が直接の (コミュニケーションを含む) 語学力に結びついていない) (国立、理学、10000人以上)
- コミュニケーション・スキル。語学に関しては、特に理系は形式のみで身につかない。(国立、理学、10000人以上)
- 就職力、物理学関係ー研究職、教授職など以外の就職に必要なモチベーション。とにかく、就職活動に対してみな精気がない。(国立、理学、10000人以上)
- 社会に出てから必要とされるコミュニケーション・スキルを多く身につけられると思っていたのですが、そのためのカリキュラムが不足している。(国立、理学、5001人～10000人)
- 少人数の講義を増やして、コミュニケーションがとれる機会をつくってもいい。(国立、理学、5001人～10000人)
- コミュニケーション・スキル：理学部 (大学) の授業において、コミュニケーション能力 (プレゼン能力・チームワークなど) を伸ばす授業が非常に少ないので。(国立、理学、5001人～10000人)

## (2) 公立大学

- 海外からの留学生とのコミュニケーション能力、あまり留学生との交流がないためコミュニケーション能力を養うことができない (公立、人文科学、1001人～5000人)

- 語学留学、大学での奨学金制度などが充実していればと思う。(公立、人文科学、501人～1000人)
- 〈語学力〉コミュニケーションスキルにも含まれると思うが、他言語に関する知識はあまり得られなかった。(公立、社会科学、1001人～5000人)
- 大学では各種資格などを取得する「時間」を提供してくれる場所だと思っていたので、能力としてはない。(公立、社会科学、1001人～5000人)
- 問題解決力：すぐ結果や答えを求める→自分で自ら考え、自分の考えを出せなくなった。これらを総合的に評価し、良いと思われる方向へ歩むことができる環境ではなかった。(公立、工学、1001人～5000人)
- 英語力 (公立、その他、1001人～5000人)
- 問題解決力を培うことが難しいと感じる。卒業研究は、自ら問題を見つけ、必要な情報を収集し、解決していくという点で問題解決力を培うことができるものだが、1～3年次にこの作業をすることは難しい。機会もあまりないし、意欲もそこまで強くないのではないかと感じる。(公立、その他、1001人～5000人)
- 教育が売りのハズが全く見えなかった (公立、その他、1001人～5000人)
- 英会話や英語学習の時間が思ったよりも少なく感じた。(第二外国語も含め) (公立、その他、1001人～5000人)

### (3) 私立大学

- 英語を話す力。結局は外人の先生の授業でも、「日本人の学生だらけで」英語しか話してはいけない」という雰囲気にならず (私立、人文科学、10000人以上)
- コミュニケーション・スキルは大学で培うことを期待していたが、週1～2回の授業数は少なく、語学力も十分なレベルに達したとは言えなかった。外国語を使う機会が増えれば意欲も沸くと感じた。大学教育においてコミュニケーションスキルは培うことが困難である。(私立、人文科学、1001人～5000人)
- 多文化・異文化に関する知識の理解に含まれるかもしれないが、語学の授業に限られすぎており、思うようにうまく履習できない。(必修の1年生に向けた授業が多く、上級生になるとレベル的に合わない) (私立、人文科学、1001人～5000人)
- 専門的な知識を十分に習得できると思っていたが、大学ではそのレベルまでは困難であると感じている。(私立、人文科学、1001人～5000人)
- 極限状態までおいこまれた時に自分で何ができるかということ (私立、人文科学、101人～500人)
- 現代日本語についての能力。(文法、用法、表現法など) 古文から近代文についての能力が培われる講義は多いが、現在の日本語を扱う講義が少ない (私立、人文科学、5001人～10000人)
- 「生涯学習力」とは個人が目的や向上心を持って取り組むことが重要であり、大学教育において身につけようとするものではないと考える。(私立、人文科学、5001人～10000人)
- 大学に入って「異文化に関する知識」などが深まると期待していたが、実際には机上の学問ばかりでこのような教科設定は行われていない。これからの国際社会においては、大学での他の文化への理解を深めるための科目を必須とすることを考えても良いと思う。また、論理的分野において、あまり大学の学業で求められていることが少ないよう感じる。定期考査においても、覚えた知識を書かせるといったものが多く感じられる。大学教育においては、より一層、意見発表の機会を備えること、論文などを重視して行ってほしい。(私立、人文科学、5001人～10000人)
- チームワーク。あまり協力して何かを行う授業がないので、講座かサークル活動くらいでしか経験することができない。「多文化・異文化に関する知識の理解。授業や留学制度が充実していても留学生の受け入れをあまり行っていないと、生きた異文化が感じられない。(私立、人文科学、5001人～10000人)
- 特に無し。自分の意志次第で全ては養われる。この大学は恵まれているように感じる。(私立、人文科学、501人～1000人)
- チームワーク・リーダーシップ：大学ではたくさんの人、いろんな考え方をを持った人がいるので、カリキュラムの中にチームワーク・リーダーシップを取り入れるのは難しいと思う (私立、人文科学、501人～1000人)
- 「数量的スキル」：学部の性質上数字にふれることが少ないため。(私立、人文科学、501人～1000人)
- 社会福祉全般における、知識。内容としては、児童、障害、高齢者分野、に関する知識。(私立、人文科学、501人～1000人)
- 英語でのコミュニケーション。力を入れてはいるが、個々の能力に差があり、あまり力になっていない。(私立、社会科学、10000人以上)

- プレゼンテーションスキルの向上（私立、社会科学、10000人以上）
- 特定の外国語のコミュニケーション・スキルは、培うことが困難である。語学系の学部ならまだしも、それ以外の学部だとしたら、特定の外国語の読み・書きはできても、聞き話すまでに達するのは難しいと思う。（私立、社会科学、10000人以上）
- ディベート能力。大教室での講義が多いので、身に付けるのが困難であると思う。ゼミナールなども3年次から配当されているが、期間的に短いし、必修でなかったりもするので、不十分であると考え。（私立、社会科学、10000人以上）
- 「数量的スキル」：法学部では取得できる科目が数学A、Bのみである。その内容もかなり応用的な物で実用的でない。（私立、社会科学、10000人以上）
- 自己管理能力。問題解決能力。資格取得（私立、社会科学、10000人以上）
- とくになし。想像以上に様々な勉強をさせてもらっています。（課外活動含）（私立、社会科学、10000人以上）
- 専門知識の習得←大学進学が一般化してきている為か、各分野の基本的な事を教える様になっている（私立、社会科学、10000人以上）
- 一般教養科目での、自然科学の勉強。特に数学。（私立、社会科学、10000人以上）
- 学生全員が標準値程度のコミュニケーション・スキルや情報処理能力を有していない。（私立、社会科学、10000人以上）
- 多文化理解（私立、社会科学、10000人以上）
- 専門的語学力、学校では基本的なことしかしなかったのもう少し、個人重視のカリキュラムを作り、能力に応じた進め方をしてほしかった。（英語、中国語を選択しました。）（私立、社会科学、1001人～5000人）
- 生徒の意見が反映されない。意見を言っても大学側は無視をするので改善してほしかった（私立、社会科学、1001人～5000人）
- 他者理解力（私立、社会科学、1001人～5000人）
- 倫理観。大学教育というよりは、友人関係の中で育まれる割合が高いと感じるため（私立、社会科学、1001人～5000人）
- 「チームワーク・リーダーシップ」は培うことを期待していたと思うが、大学の授業内では困難だと思う。（私立、社会科学、1001人～5000人）
- 大学程度の数学や語学などの基本教養科目（私立、社会科学、1001人～5000人）
- 一般的に必要であると思われる一般教養（私立、社会科学、1001人～5000人）
- 高度な専門性と、それを活かすための能力。（私立、社会科学、1001人～5000人）
- 規則正しい生活。（私立、社会科学、101人～500人）
- 英語能力について重視しているとのことだったが、残念ながら向上したとは言えない。（私立、社会科学、5001人～10000人）
- 実験道具を使用した実験をやりたいです。（私立、社会科学、5001人～10000人）
- 物事を考えて討論すること（私立、社会科学、5001人～10000人）
- プレゼンテーションをする力や討論する力が培われなかった。その機会が少なすぎた。（私立、社会科学、5001人～10000人）
- コミュニケーション・スキルとチームワーク、リーダーシップ。大学や学部にもよると思うが、私の学部は大教室での講義式の授業が多く、またゼミも人気ゼミで学生が30人近くいて毎回特定の数人としか話さないため、サークル等にでも属していない限り、人間関係が稀薄になるように感じた。（私立、社会科学、5001人～10000人）
- 体力。サークル等にいる人は別だが、私の様に入っていない人間、もしくはやりたいスポーツのサークルが無かった人間にとっては、授業での「スポーツ」が唯一。しかしスポーツは1単位しかもらえない。（私立、社会科学、5001人～10000人）
- 外国語の能力（私立、社会科学、5001人～10000人）
- 大くの人間の交流を期待していたが、大学自体で、そのような交流は少なかった。もちろん自ら交流していかなくちゃいけないのだが、海外ボランティア活動など、大学の援助をしてもらって、そういった交流、活動の機会がもっとたくさんあったらいい。それによってコミュニケーション力をはじめ、チームワークや異文化の理解など様々な能力がつくと思う。（私立、理学、10000人以上）
- 第2外国語の習得、ならびに英語の「話す」スキル。数学のスキル（内容が高校以上と思えなかった）。チームワーク、実験等でも個人作業が多かった。考察も個人プレーのみ。（私立、理学、10000人以上）
- 数学科ということで、高度な数量的スキルを身につけることはできるが、コミュニケーション能力を身につけるには、カリキュラムが重視されていないと思った。（私立、理学、10000人以上）
- 英語の読解、筆記、会話の修得に難があり、授業のみでは英語能力が身につかない。（私立、工学、



10000人以上)

- 社会人としてのマナーや、責任能力など大学で培うことは、難しい。(私立、工学、10000人以上)
- コミュニケーション能力。(主に外国語)。外国語の学習は学校(大高・中含め)では難しいように思う。ある種の「練習」が必要なので授業のみではどうにもならない。大学でコミュニケーションクラスという英語の授業を選択したが、あまり練習にならなかった。(私立、工学、10000人以上)
- 「数量スキル」：高校と大学ではあまりにも差があり過ぎる。(私立、工学、1001人～5000人)
- 最高学府である大学において先端科学を学ぶことを期待していましたが、実際は授業時間の関係から専門科目の表面の部分しか、学べなかった。大学の実験設備が不十分で、高い知識が得られなかった。(私立、工学、1001人～5000人)
- 一般常識(専門分野以外)(私立、工学、1001人～5000人)
- 社会人になるにあたってのマナーや常識。(私立、工学、1001人～5000人)
- 培うことが困難と感じたものは生涯学習力、自己管理能力、市民としての社会的責任です。(私立、工学、1001人～5000人)
- 社会に出ていけるようになってきているのかとても不安。そのような能力を身につけているという自信がほしい。(私立、工学、1001人～5000人)
- 年齢の異なる人達とのコミュニケーション(私立、工学、1001人～5000人)
- 外国語を用いた実用的スキルを培う機会が少ない。(私立、工学、1001人～5000人)
- 「コミュニケーション・スキル」について能力を培うことが困難である。(私立、工学、1001人～5000人)
- 大学では、実践的な学習をすることを望んでいたが、基礎の授業が多く、ほとんど実験などの実用的な経験ができなかった気がする。(私立、工学、5001人～10000人)
- 集団行動をする機会が無い人が多く授業に対する姿勢も良くない人が多いと思う。協調性に欠けている(私立、工学、5001人～10000人)
- 「大学教育」の中に「課外活動」が含まれていないなら、チームワーク、リーダーシップを培うのは困難であると思います。(私立、工学、5001人～10000人)
- 英語を主とした、外国語能力。(日常会話から専門文野まですべて)(私立、工学、5001人～10000人)
- 社会的責任や、倫理観というものは、日常生活の中で培れていくのだと思います。むしろ大学までに、ほぼ培っているべきだと考えていますが、最近では、欠落している人も多くいるのではないかと感じます。カリキュラムで、この2点を取り込むということは、とても大変な事だと思うので、大学教育で培うことが困難なのではないか。(私立、工学、5001人～10000人)
- 情報リテラシー。Microsoft Officeに関する能力は培うことが出来たが、情報言語(Java、C言語等)に関する能力はあまり培われなかった。講義が難し過ぎて何を言っているのか解からなかった。(私立、工学、5001人～10000人)
- 期待はしていなかったが、「コミュニケーション・スキル」「生涯学習力」は小学生から培うべきもの。(私立、工学、501人～1000人)
- 電子部品等、例えばトランジスタを授業で学んで理解する。しかし実用的な使用方法等は教えてもらえないので知識がもったいない。その知識を容易に実践する場も少ないかと。(私立、工学、501人～1000人)
- 社会に対するマナー。(私立、工学、501人～1000人)
- 論理的思考力と、その根拠となる数量的スキル、結論に持っていくまでの根拠が、曖昧な学生が多いのは、大学教育で足りていないのではないかと感じている。(私立、農学、10000人以上)
- 人に頼ることなく自分の力で問題を解決すること。レポートなど人に頼らずに自分の力で考察したりすることが培われるべき能力であると感じた。(私立、農学、10000人以上)
- 問題解決力(私立、農学、10000人以上)
- 倫理観や社会的な側面については、授業を受けた機会があまりなかったので、培うとまではいけなかったと思う。(私立、農学、10000人以上)
- 統率力(私立、農学、10000人以上)
- 困難と感じるのは、コミュニケーション・スキル。理由として、特定の外国語、つまり英語の英会話能力の向上は期待していたが、2年生までで英語の授業は終了し、またその英語・英会話の授業内容が大学生レベルの内容ではなく中学生レベルであったから。(私立、医・歯学、)
- 大学は学問の場である。すなわち、高校までのように単に知識を身につけるだけでなく、その知識を利用して、自分なりの思考の方法や内容を追求する場であると思っていたが、実際入学してみると、専攻分野(医学系)の特性もあり、ただ知識を入れて試験に臨むことの繰り返しになっている。そのため、論理的思考力や、その先の創造力を培うことが困難であると感じる。(私立、医・歯学、10000人以上)

- 好きな勉強をする時間がない。(追究する時間) (私立、医・歯学、10000人以上)
- 論理的思考力について、授業を聞いているだけでは身に付きにくいものと感じる。論理の持っている方、過程(プロセス)を教えてくれると、良いかもしれない。(私立、医・歯学、10000人以上)
- 自己管理能力、及び倫理観(私立、医・歯学、1001人～5000人)
- 多文化・異文化に関する知識の理解について、交換留学や長期留学があると思っていたが、実際は、すこし長い旅行のようなもので、これでは、異物化について実際に体験して学ぶことは困難であると感じた。(私立、医・歯学、1001人～5000人)
- 英語力。「読む」という能力は多少培われましたが、「聞く」「話す」といった実践的英語力に欠けているため。(私立、医・歯学、1001人～5000人)
- 語学能力があまり培えない。英語もあまり教育されず、使わなくなっていることで今までの知識も退化している。(私立、医・歯学、1001人～5000人)
- コミュニケーション・スキル、患者のみならず、一般人の方々と接する機会があまりに少ない。・帰納的な思考力、臨床では演繹的思考も必要だが、多くの場合帰納的に思考しなければならない。これは自己訓練のみでは修得困難である。(私立、医・歯学、1001人～5000人)
- 教員の権力が強すぎて生徒に自主的に行動しようという気力がなくなってしまうている。よって生徒の行動力は相当低いと思う。(私立、医・歯学、501人～1000人)
- コミュニケーション能力、専門用語が多い分野なので、分野外の人に説明する際のことについて、十分学べていない。(私立、医・歯学、501人～1000人)
- 多文化・異文化に関する知識の理解について必修ではなく、選択授業である場合が多く、一部の学生だけが培っているため、全ての学生に、となると困難。・数量的スキルに関しての講義時間が短い。また理解しにくいため培うことに困難が生じていると考える。(私立、医・歯学、501人～1000人)
- 6年制のカリキュラムは、4年制に比べて専門性を高めることを目的にしていると思っていたが、現時点では、4年制と比べて、それほど差がないと思う。4年制の大学を卒業して、大学院に進学した方が、修士も取得できるので、良いと思う。(私立、薬学、10000人以上)
- 外国語の授業数が少なかったため、外国語を話したり、聞いたりする能力。(私立、薬学、10000人以上)
- 華やかなキャンパスライフを満喫するゆとり(私立、薬学、10000人以上)
- 論理的思考力、科学的思考力。暗記ばかりで考える必要のない勉強しかない。(私立、薬学、10000人以上)
- 英語能力の向上(私立、薬学、1001人～5000人)
- 学部間での交流等により他学部とのつながりが少ない。(私立、薬学、1001人～5000人)
- 異文化に対する知識、語学(私立、薬学、501人～1000人)
- もっとコミュニケーション・スキルを重視した授業があるとよいと思った。(私立、家政、1001人～5000人)
- 情報リテラシー。基礎だけでなく応用や専門的なものが学べないこと(私立、家政、1001人～5000人)
- 個人店舗の経営ノウハウ。調理、商品開発技術の向上。調理師、栄養士免許の取得。(私立、家政、101人～500人)
- 英語(私立、家政、5001人～10000人)
- 第二外国語の修得。授業時間が限られている為、コミュニケーションスキルを身につけることは少々困難。(私立、家政、5001人～10000人)
- イメージしていたより武道を学ぶ授業がなかった。しかし、国際化しており多国のの人々とコミュニケーションできる。英語の授業をもっと増やしてほしい(私立、教育、1001人～5000人)
- コミュニケーション能力。積極的なコミュニケーションをとろうとしなくても、大学生活において支障はあまりないので希薄化の傾向にある。積極的にアルバイト、ボランティア活動、委員会などに参画し、対人間関係能力を育てていく必要があると感じる。(私立、教育、1001人～5000人)
- 人をまとめる力、リーダーシップをとるか、積極的に物事を進めるか、大勢の前で自分の考えを話す力など。(私立、教育、1001人～5000人)
- 他言語の習得と活用(私立、芸術、)
- 特殊技能。哲学、知識(圧倒的な)思考プロセスと評価プロセスの獲得。(私立、芸術、1001人～5000人)
- チームワーク・リーダーシップ。今は一応やっていますが、まだまだ慣れていません。(私立、芸術、5001人～10000人)
- 実際の会社での仕事と学校で仕事につくためにしていることにあるギャップが大きいと思う。(私立、芸術、5001人～10000人)
- 情報リテラシー、大学の内容は初歩的であった(私立、芸術、5001人～10000人)

- 自分の想像力である作品の実体化、O、Kをもらわないとつukれないという流れに疑問をもっている。(私立、芸術、501人~1000人)
- 生徒自身の自主性とその責任感(私立、芸術、501人~1000人)
- 個人的人間的質。自由すぎて、だらける傾向にある(私立、芸術、501人~1000人)
- 社会に出たときの対応力。(私立、芸術、501人~1000人)
- 集団で何かを進めるという事が実験ぐらいしかなく、その中でもチームワーク、リーダーシップ等が培われることは少ないということが挙げられる。また、閉鎖的な空間で教育を行うことから、倫理観、社会的責任等も発達が困難であると考えられる。(私立、その他、10000人以上)
- 特になし。(個人の頑張り次第でもあるので)(私立、その他、10000人以上)
- コミュニケーションスキルを培うことが困難であると感じた。大学の講義においても、高校までの授業に似た、ただの座学が多いと感じたからである。(私立、その他、10000人以上)
- コミュニケーションスキル、問題解決力、市民としての社会的責任は今の大学の教育システムではまったくもってうまくいかないと思われる。というのは、教育の授業は一方通行であり、学生側の参加形ではない…アメリカの教育システムをフルにとりいれるべきだ(私立、その他、10000人以上)
- 発言する力。ゼミを除く授業において、ただ講義をきくだけというスタイルだったから。(私立、その他、10000人以上)
- 資格取得(私立、その他、10000人以上)
- 社会的責任(私立、その他、10000人以上)
- 倫理観。己が良ければそれでいいという人間が多いから、そのような環境の中では倫理観を教えるのも学ぶのも難しいと思う(私立、その他、10000人以上)
- チームワーク・リーダーシップの項目は、講義を受けるだけでは培うことが困難である。講義の際一人で受講している人を目にする事が多い。(私立、その他、10000人以上)
- 私は今、バイト・サークル・ボランティアなどを通して色々なものを学んでいる段階だ。私の家計は経済的に苦しく、講義を聞きたくても、聴けない状態になる時がたびたびある。もう少し、奨学金の制度を改定して欲しい。(私立、その他、1001人~5000人)
- 統合的な学習経験と創造的思考力(私立、その他、1001人~5000人)
- 一般教養・人間としての常識(私立、その他、1001人~5000人)
- 語学力(外国語)(私立、その他、1001人~5000人)
- コミュニケーションスキルが伸びないと思う。大学のようにクラス制を採っていない教育機関では学生達は、コミュニケーションの能力の向上は、期待できない。サークル等に入れば、コミュニケーションの機会も増えるであろうが事情により、サークル等に入れない人も大学にはいる。コミュニケーション能力の向上を大学は目指してほしい。(私立、その他、1001人~5000人)
- 社会に対する順応性、アイデアを生み出す能力。大学では、機械的に学習してきたが、ただ言われた事、書かれた事をそのまま吸収するだけなので、自分から何か生み出す、作り出す能力が必要と思う。(私立、その他、1001人~5000人)
- 多文化や異文化など、他の国などの語学や文化を学べると、思っていたが、外国語大学や、専門の学科・学部に行かないと、難しいと思う。共通、一般理解としてまでのところしか、他大学ではやらない。(私立、その他、1001人~5000人)
- 多文化・異文化に関して、知識の理解は、とても難しいと思った。知識を増やすための環境を整えなければいけないと考える。(私立、その他、1001人~5000人)
- 問題解決力に対し、自己が力をつけることの出来る機会が少ないと感じる。ゼミや普通授業を通して、教授や生徒が密接に関わり、具体的事例に対して解決を試みることの出来るような機会があればと思う。(私立、その他、1001人~5000人)
- 本大学の心理学科は、実習がないので、実際に現場での経験から学ぶということが困難である。(私立、その他、1001人~5000人)
- コミュニケーションスキル(私立、その他、1001人~5000人)
- 専門的な問題解決力。英語などの語学力(私立、その他、1001人~5000人)
- 多文化・異文化に関する知識の理解。総合的な学習経験と創造的思考力。大学を卒業した時に一般常識程度の知識は身に付けておきたい。(私立、その他、1001人~5000人)
- 学生同士である問題に協力しながら解決していくことが本来の勉強方法ですが、学生との意見の食い違いで話し合いがまとまらずそのまま終わってしまうことが多い。(私立、その他、101人~500人)
- 生涯学習力(私立、その他、5001人~10000人)
- 自己管理力と倫理観。講義において私語をする生徒、集中して勉強に励む人の集中をさまたげる行為をする生徒が私の大学には非常に多い。私は大学生=大人と考えてきたが大学に入学してその考えは変わった。今の大学生は常識に欠けていると強く思う。(私立、その他、5001人~10000人)

- 他学科の人との交流を通して、医療福祉に関する様々な知識や視点を待られるかと思ったが、他学科と交流する機会さえない。(私立、その他、501人～1000人)
- 資格など、生涯使えるスキルをもっと提示して欲しかった。特に女学校などは積極的にそれらを取り入れるべき、また力をいれるべきだと思った。(私立、その他、501人～1000人)
- 世界各地の民族について。(私立、その他、501人～1000人)
- 問題解決へ向けての実践力(私立、その他、501人～1000人)
- 資格取得、サポートが足りない(私立、その他、501人～1000人)
- 問題解決力、その他…今の大学教育(京都産大の)では、求めなくては学べないことばかりだと感じる。だから、できるだけ多くの人に参加できるプログラムを企画してやる気を促すきっかけを作らなければならない(私立、10000人以上)
- コミュニケーション・スキルにおいて、外国語(特に英語)の学習がTOEIC等の就職に有用となる資格としての勉強に重点を置いた講義であると感じられ、語学学習の主目的である実戦的なものの修得から少しずれている気がする。このことは他の講義にも言えることで、実施者と受講者の思わくが違うことが多々あり、主目的を明確化された講義の遂行が望ましい。(私立、10000人以上)

問 18：大学の学部・学科の教育において、進学する前に十分に説明されていないことの中で、事前に情報があれば進学するかどうかの決定に影響を及ぼしたであろう事柄。

(以下、自由記述内容(設置区分、専門分野、大学の人数規模)の書式で記載。設置区分別に、専門分野の順番。)

#### (1) 国立大学

- 文学部の実学への応用力のなさに気づいていれば、他学部に進学した。学部の性質上、机上の理論に終始しており、つまらないと感じる。(国立、人文科学、10000人以上)
- 教員免許に関して、この学部では、この教科の免許がとれる。という書き方をしている資料がある。しかし、総合大学なのだから、他学部の授業をとり、例えば工学部の学生が外国語の教員免許をとれることがある。資料にこのような情報もものせてほしかった。(国立、人文科学、10000人以上)
- 進学振分けに関する詳しい情報。(国立、社会科学、10000人以上)
- 留学情報、インターンシップ情報、資格等(国立、社会科学、1001人～5000人)
- 立地条件の悪さ。娯楽施設、飲食店が少ない。交通の不便(国立、社会科学、1001人～5000人)
- 新しい学部だったので、ほとんどが決定ではなく、予定だったこと。少し不安だったし、すべてが達成されたわけではなかった。(国立、社会科学、1001人～5000人)
- 免許の取得に関すること。(国立、社会科学、1001人～5000人)
- 学部内でやる授業の内容をもう少し知りたかった。(国立、社会科学、1001人～5000人)
- 大学パンフレット等に記載されているが実際には、開講されていない授業が多数ある。(国立、社会科学、1001人～5000人)
- 他学部の授業も履修できる。(国立、理学、10000人以上)
- 授業の質(国立、理学、10000人以上)
- 大学の大学院の特色。どの分野に強く、どの分野に弱い、ということが事前に分かっていれば、別の選択もあったと思う。(国立、理学、10000人以上)
- 学部生と院生別の就職先と人数を会社名(職種)など細かく書いて欲しかった。(国立、理学、10000人以上)
- 授業内容や科目の具体的内容(国立、理学、5001人～10000人)
- 行きたい研究室が必ずしも全員希望者行けるわけではないこと。具体的な研究室の競争倍率の提示が必要ではないか。(国立、理学、5001人～10000人)
- 夏季休暇の短さ。さらにその短い夏季休暇を、乗船実習という必修単位のために使われるということ。乗船実習は3学部中、2学部が必修であった。カリキュラムの都合上、どうしても休暇期間中になってしまうことは分かるが、私の回りではその事実を知らずに入学してくる学生がほとんどだった。(国立、工学、1001人～5000人)
- 大学で行われる講義の内容情報。(国立、工学、1001人～5000人)
- 建築士の受験資格がもらえると書いてあり、建築に関わる授業があると思っていたが思いのほか少なく、十分に説明してほしかった。(国立、工学、1001人～5000人)

- 大学近辺や周囲の環境が、パンフレットの写真などとは少し感じが違うようにも見えた。(国立、工学、1001人～5000人)
- 建築士の資格について。(国立、工学、1001人～5000人)
- 高等専門学校(工学関係)の教員免許。(国立、工学、1001人～5000人)
- 就職先ではなく就職支援はどの程度行っているか等の情報も説明してほしい。(国立、工学、1001人～5000人)
- 大学とくに、地方国立、県立大学は、自分の研究は「このようなことをしている」というアピールが弱い。高校生が学会誌などに目を通すことはほとんどないのだから、大学の研究室紹介のインターネットホームページくらいは、こまめに更新したり、力をいれるべきだと思う。(国立、工学、101人～500人)
- 将来どのような職に就くのか企業名だけでなく仕事内容も紹介するべきだと考える。(国立、工学、5001人～10000人)
- 理系と文系の生涯賃金の差(国立、工学、5001人～10000人)
- 就職先での仕事内容。(国立、工学、5001人～10000人)
- 卒業研究で実際に取り組む事のできる内容。その学科、コースの研究内容ではあっても、研究を行っている先生がゼミを持っていなくて、学生が取り組めない内容もあった。(国立、工学、5001人～10000人)
- 授業料の免除の申請制度の有無。(国立、工学、5001人～10000人)
- ちゃんと調べれば、情報は公開されていたはずなので、詳しく調べなかった自分の責任だと思っている。(国立、工学、5001人～10000人)
- 夏期休業、冬期休業など長期の休みの日数。PBLの授業に占める割合。(国立、医・歯学、10000人以上)
- 3年前期→後期の際に、相対的に最低20人が留年すること。(国立、医・歯学、10000人以上)
- 男女の比率(国立、医・歯学、10000人以上)
- 養護教諭の資格が在学中にとれないこと。助産のカリキュラムのくみ方。1～4年のカリキュラムのくみ方。(国立、医・歯学、1001人～5000人)
- 専門課程が一年から組み入れられていきついで。(国立、医・歯学、1001人～5000人)
- パンフレットと寮の形態の実態がちがった。(国立、教育、501人～1000人)
- 学習内容や学習計画についてホームページ、大学説明会等で詳しく明らかにするべきである。(国立、その他、5001人～10000人)
- 研究内容と就職先の業務が必ずしも一致するわけではないという情報を知っていれば今より専門的な大学を受けていた可能性がある。(国立、その他、5001人～10000人)
- 単位取得制限(年間24単位まで等)。(国立、)

## (2) 公立大学

- イタリア語が履習できないこと(公立、人文科学、1001人～5000人)
- 必修科目の質と量に関する情報(公立、社会科学、1001人～5000人)
- 〈マイナスの内容〉・英語教育があまり重点的にされていないこと。〈プラスの内容〉・先生の数がとても多く、生徒一人一人に合うゼミ・アドバイスをしてくださること。とても良い(公立、社会科学、1001人～5000人)
- 教える側の教育に対する考え方(公立、理学、101人～500人)
- 施設、研究機材。もっと早く知りたかった(公立、その他、1001人～5000人)

## (3) 私立大学

- 学生寮についてもっと詳細を明記してほしい。(私立、人文科学、)
- 単位認定に関する事が全てわからなかった。(私立、人文科学、1001人～5000人)
- ・具体的な就職状況。・入学後のカリキュラム・学科の変更。(私立、人文科学、1001人～5000人)
- 学部移転について。入学後に「学部移転の予定がある」と聞き困惑。発表に至るほどの段階にはなかったから、という理由で情報が流れていなかった。そのような動きがあったのなら、事前から不確定情報として明示してくれていれば進学時の参考とした。(私立、人文科学、5001人～10000人)
- 就職準備講座や資格の講座が充実していることは先に知っていればプラスに働いたと思う。(私立、人文科学、5001人～10000人)

- 寮が神学生のみ入寮可能という事、明確な情報があれば良かった。(私立、人文科学、501人～1000人)
- ・卒業した後の進路・就職状況・人生におけるのメリット。(私立、社会科学、10000人以上)
- 教員免許の取得条件(取得できる教科科目の説明)(私立、社会科学、10000人以上)
- 公務員志望だったので、法学部「公務員コース」にひかれて入った。しかし、実際は公務員に特化された内容とは全く言えなかったの、かなり残念だった。(私立、社会科学、10000人以上)
- 学部ごとによって、一学年でとれる最大単位数が異なっていることを、開示してほしい。(私立、社会科学、10000人以上)
- 本当の就職、就職率について。授業料、教育充実費、施設充実費の使い方。(運動部や、他の学生に多く使われている気がする。)(私立、社会科学、1001人～5000人)
- 簿記を取得しないと卒業できないと聞いていなかった。教師の教え方も悪く、自分で勉強した。(私立、社会科学、1001人～5000人)
- 社会福祉の資格を取得した上で、一般企業就職率がどれくらいあるのか?一般企業就職率のもっと細かいデータ。(私立、社会科学、5001人～10000人)
- 公務員に合格した人達の確率。(私立、社会科学、5001人～10000人)
- 全体として、受験生の得られる情報の多くは、学生を確保するための”広告”としての情報であり、実際と異なる部分が多い。(私立、社会科学、5001人～10000人)
- 経済学部と経営学部の違いをもっとわかりやすく知りたかった。学部間の相互の関わり(他学部の授業も受講しやすいとか)を知りたかった。(私立、社会科学、5001人～10000人)
- 学生の免許・資格取得者の数とその支援状況。単位の取得方法(学期ごとに取得単位数に制限がある)(私立、社会科学、5001人～10000人)
- ・卒業に必要な単位数と一期内の取得可能単位数・具体的な受講可能授業情報。(私立、社会科学、5001人～10000人)
- キャンパス内の学生のための施設。オープンキャンパス時に紹介された研究棟がキレイで印象が良かったのに、実際にはその研究棟は3つあるうちの1つのコースだけで、他のコースは古い研究棟で主に授業や作業を行うということが入学後に分かったから。(私立、工学、)
- 環境分野という言葉に惹かれて入学したが、実際は環境問題について考えるといった授業はほとんどない。「環境」と一口に言ってもその範囲はとても広いので、もっと具体的な説明がほしかった。(私立、工学、10000人以上)
- 1つの学部内に似た学科がある場合、それらの詳しい違い(授業内容等)(私立、工学、10000人以上)
- カリキュラムの科目の詳細な学習内容の説明。(私立、工学、1001人～5000人)
- パンフレットに載せる教育カリキュラムは、予定されている最新のものを記載して欲しかった。(私立、工学、1001人～5000人)
- 授業風景(できれば動画で)が分かればよりよいと思う。(私立、工学、1001人～5000人)
- 研究室に入るにあたって、一人の教授に対してほしい何人の学生を担当しているのか(私立、工学、1001人～5000人)
- 学部が変わり、授業内容に大きく影響があった。入学前に学部の変更を知っていたら現在の大学は受験していなかったと思う。(私立、工学、1001人～5000人)
- 教員の資格取得への意欲のなさおよび教員の中におけるコミュニケーション不足や一貫性のなさ。また、学内実習の少なさ。(私立、工学、5001人～10000人)
- 資格の充実さ(私立、工学、5001人～10000人)
- 留年状況。町の華やかさ。校舎の雰囲気。各学年でどの位授業を入れれば良いのか、あまりはつきりしない。(私立、工学、5001人～10000人)
- カリキュラムの順序が、わかっているならば、入学しなかったかもしれない。基礎的な数学の科目が、専門科目で必要になる前に行われていないから。(私立、工学、5001人～10000人)
- 大体何年生が忙しくなるのか…暇なうちにもっと遊ぶなりバイトなりしたかったので…(私立、工学、5001人～10000人)
- 本学は、建築系学科が複数あり、それぞれの活動の時色などがわからなかったの、その説明がもう少しほしかった。(私立、工学、5001人～10000人)
- 具体的な教育内容が掲示されていればもっと詳しく大学がどのようなものなのか自前に理解できると思う。(私立、工学、5001人～10000人)
- 研究室紹介をもっと詳しく書いた方がいいと思う。特に研究テーマを詳しく。(研究テーマだけ羅列されてもわからない。現在、行っている研究が将来、どのような役に立つのかをHP上に書くべき)(私立、工学、5001人～10000人)
- 人間性の教育について。(私立、工学、501人～1000人)

- 学年ごとにどの様に教育課程が変わっていくのか、情報をもっと欲しかった。1年時にモチベーションがとても下がった。(私立、農学、10000人以上)
- 教職コースに入ると研究が出来ないこと。(私立、農学、10000人以上)
- 学食がマズイ(私立、農学、10000人以上)
- ゼミごとの研究費の違いについて(私立、農学、1001人～5000人)
- 何年生以上だったら車で通学できるといったことや駐車場の利用についてなどの説明はなかった。(私立、医・歯学、)
- 実験にペーパーテストがあること。(私立、医・歯学、10000人以上)
- 大学生の学生生活の様子。(私立、医・歯学、1001人～5000人)
- 教員の教え方、学生の自由度、学力の高い生徒を伸ばすのではなく低い生徒に合わせて指導すること。(私立、医・歯学、1001人～5000人)
- 大学の立地条件と交通手段について。立地場所が悪く、スクールバスが特定の時間にしかない。バスは1日5本程度で、夜まで学校に残っていると交通手段がなくなり、徒歩となるため。(私立、医・歯学、1001人～5000人)
- 学校の校舎の立地と使用状況について、事前によくわかっていた校舎は、自分達の学科はほとんど使わない。ということを知りやすく知らされていなかった。新しい校舎の方しか存在を知らず、4年間そこを使えるものと思っていた。(私立、医・歯学、1001人～5000人)
- 臨床検査技師の仕事範囲が限られていて、就職も困難であること。免許がない人も検査の社会で働いていること。(私立、医・歯学、1001人～5000人)
- 卒業後の就職が不安定である事、研修歯科医の給料がフリーター以下なのはきっちり説明するべき。(私立、医・歯学、501人～1000人)
- 歯科医師国家試験の合格者を減らしていること、学科の方針がコロコロ変わる事、授業時間の急な変更、他大学(学科)とのタイアップがない(私立、医・歯学、501人～1000人)
- 医療系の大学で、系列の付属病院だけで実習を行うことが出来るという説明であったが、実際は異なっていたこと。(私立、医・歯学、501人～1000人)
- 授業が、先生の好きな分野しか行われていないので、困る。国家試験の範囲を全て授業してほしい。(薬理の授業)(私立、薬学、10000人以上)
- 学校行事について、必ず参加しなければいけない行事があること。(私立、家政、1001人～5000人)
- 学科内の学生の雰囲気や授業風景。(私立、家政、1001人～5000人)
- 入寮に関する事項について、(抽選の有無等)。大学の知名度。(私立、家政、1001人～5000人)
- 教員が食についての専門家ではなく、他学科とかけもちであること。実習や課外活動があまりないこと。(私立、家政、101人～500人)
- 大学独自の制度の説明が足りない(私立、家政、5001人～10000人)
- こんなにもおもしろい人がたくさんいる事を知っていたら、迷わずにここに来た。(私立、芸術、)
- 魅力のある教員について事前にもっと知っておきたかった。(私立、芸術、5001人～10000人)
- 材料費などの説明。授業料だけではなく、その学科ごとに必要になる材料費の詳細の情報もほしかった。今現在苦しい状況だから。(私立、芸術、501人～1000人)
- ・各学科で行われる実験等の詳しい情報。自分の知っていた内容と違ったことがあったため。・1年次に学科混合の実験しかなく、2年次から学科別実験が始まるという情報を知ったのが入学後だったため。(私立、その他、10000人以上)
- 授業内容(私立、その他、1001人～5000人)
- 免許(資格)取得について。(私立、その他、1001人～5000人)
- ・幅広く文化交流が行われることがない。・生徒と先生の距離がある(私立、その他、1001人～5000人)
- 授業の雰囲気。それぞれ先生によって仕方は違うが、一度、授業を受けてみたかった。(私立、その他、1001人～5000人)
- 免許、資格など。(私立、その他、1001人～5000人)
- カリキュラムの組み方や、その授業内容について、事例などを知れると良かったと思う。(私立、その他、1001人～5000人)
- 心理学科での実習の有無と取得資格のもっと詳しい説明(私立、その他、1001人～5000人)
- カリキュラムの内容(概要)(私立、その他、1001人～5000人)
- 就職状況(私立、その他、1001人～5000人)
- 男女の比率(私立、その他、1001人～5000人)
- オープンキャンパスでの教授の説明。(私立、その他、1001人～5000人)
- 資格や卒業までのプラン(私立、その他、1001人～5000人)
- 学校の施設の細かい部分までみれてなくてかなりショボイ。学部・学科には、影響しないけどこの

学校決定は失敗したと思う。でも先生は、いい人が多い。施設と道具以外は、とても大好き。(私立、その他、1001人～5000人)

- はっきりとした学費(私立、その他、5001人～10000人)
- オープンキャンパスやバイザー会議、文化祭といった学校行事にも積極的に参加していることを知っておきたかった。(私立、その他、501人～1000人)
- 入学前までは、卒業すれば、社会福祉の資格がもらえると書いてあったのに、実際入ってみると、受験資格でおどろいた。(私立、その他、501人～1000人)
- 資格に関して、監督官庁との相違があり、決局学生は振り回された。資格認定となる、カリキュラムに関して、大学設置前にしっかりとすべき。(私立、その他、501人～1000人)
- 学長の変更による学校全体の指針が変わったこと。(私立、その他、501人～1000人)
- 推薦であれば授業料が少なく院に行けること、何学部であっても留学が可能だったこと。(私立、10000人以上)
- ある一定の点数をTOEICで取ると、受験料が返還されること。アメリカ、中国、韓国、インドネシアに生活費以外は学校持ちで、留学させてもらえる制度があること。(私立、1001人～5000人)

### 3-5 企業

問5: 大学の学士課程を卒業した採用者において足りないとする能力で、大学が学士課程の教育において今後重視すべきものは何かありますか。

(以下、自由記述内容(業種、会社人数、地域区分)の書式で、業種の順番に記載。)

- 基礎学力(国語、算数・数学)。当社の採用試験で、読み、書き、言葉の意味、計算などのごく基礎的なテストをしたところ、大学名に関らず点数が低い。記述式テストで自社で採点したが、基礎的な箇所も間違いが多かった。他人とのコミュニケーションや何か物事を理解する際にも必要な能力ではないでしょうか。(卸売業・小売業、1001人～5000人、近畿地方)
- 積極的思考と相手の立場に立って考える倫理観について集団の中で活躍するうえで身につけていただきたい。(卸売業・小売業、1001人～5000人、中部地方)
- チームワーク、リーダーシップを養成する教育の必要性を感じている。とりわけ、多くの人を相手に発言、プレゼンする能力、自分の考えを論理的に発言する能力は諸外国に比べて足りてないと思う。また、社会的責任、倫理観については、家庭での教育に多いに差が生じてきているため、大学においても品格のある大人を育成するためのサポートを期待したい。大学では専門的に学問だけでなく、職業教育を今後重視し、民間企業との交わりを増やしていくべきだ。(卸売業・小売業、101人～500人、中部地方)
- 自ら手を挙げ提案し、それに向かって努力する力が足りない学生(受け身な学生)が多いと感じる。(卸売業・小売業、5001人～10000人、東京都)
- 論理的に課題へアプローチし、問題を解決できるようにする教育。(卸売業・小売業、501人～1000人、東京都)
- 併社総合職としての採用の中で、文系出身が8割位になる。例年の入社時研修の中で感じる事は、四則計算レベルの低さだ。高校卒業後4年以上計算をしていない、電卓も使った事がない等の学生が多くいる。片寄った教育を感じる。(卸売業・小売業、501人～1000人、東京都)
- 主体的に考え、意志を持って行動する力。(卸売業・小売業、501人～1000人、東京都以外の関東地方)
- 他者との直接コミュニケーションスキル(特に縦との)。(運輸業、10000人以上、中部地方)
- 教えて身につくものではないが、まず最初に自己の力で困難を乗り越えようとする力。また、ストレス耐性、コーピング。(金融・保険業、101人～500人、東京都)
- ・想像力ー1つの事象に対して、それを事実として受け止めるだけでなく、それが周囲にどのような影響を与えるのかを考える力。あるいは他の事象とのつながり、関係性を考える力。(金融・保険業、5001人～10000人、近畿地方)
- 他者に対する興味、関心。働きかける意思。自分の価値観と異なるものも受け入れることができる視野の広さ、知的好奇心。自らのストレスをコントロールできるメンタルセルフケアの力、等。(金



融・保険業、501人～1000人、東京都)

- 社会性低下傾向が年々顕著化しているように思われる。社会（幅広い年齢層を含んだ）との係りを意識したコミュニケーションを求めたい。(建設業、1001人～5000人、東京都)
- コミュニケーション能力。便利な社会（PC、携帯電話etc）の影響で希薄になった人間関係。心を通わせた交流を社会に出る前に体験・習得できる場であってほしいと思う。モノの見方の選択肢に人の心・相手ということがあることを理解させたい。(建設業、501人～1000人、東京都)
- 主体的に考え、行動する能力。(情報通信業、1001人～5000人、東京都)
- 各専門分野で力をつけるのは当然として、昨今の学生は、社会との接続をイメージする能力（想像力）が欠けている。これは職業観の希薄さにつながり、将来の社会貢献的目標を見出せないことにつながると思う。(情報通信業、1001人～5000人、東京都)
- ・応用力（思考の柔軟性）・チャレンジ精神、精神力・自律心・忍耐力（製造業、東京都)
- ・企業と学生の人と人との関係作りが採用プロセスで成されないケースが多い（平気で裏切る。連絡も無しに辞退する。など）。・礼儀作法など、人としての立ちふるまいを修得して欲しい。(製造業、10000人以上、近畿地方)
- 大学は大学の自治、自主性によって運営される学問の府であり、その有り様に対して企業として意見するのは僭越です。(製造業、10000人以上、中部地方)
- ・世代の違う人とのコミュニケーションスキル・ストレス対処法（製造業、1001人～5000人、近畿地方)
- 答のあることに関しては努力するが、答のない（自ら解を求めなければいけない課題）ものに対しては、対応ができない者が多くなっているように感じる。知識のつめこみではなく、問題解決の楽しさが味わえるようなカリキュラムが増えると良いのでは（抽象的で申し分けありません）。(製造業、1001人～5000人、中国地方)
- 入社試験の面接などで一般的な質問に対しては、しっかり対応できるが、少し視点を変えた質問には発言が止まってしまうことが多い。自らの頭で考え、その考えを自らの言葉でうまく相手に伝えるコミュニケーション能力を身につけるような教育を重視すべきだと思う。(製造業、1001人～5000人、中部地方)
- 難しい質問ですが、新卒入社者に求めることはパソコンの操作、それと読書だ。パソコンは業務で必ず使用する。エクセル、ワードくらいはできるようにしておいていただけるとありがたい。読書は学びの基本であり、本をたくさん読ませるようにしていただきたい。(製造業、1001人～5000人、中部地方)
- ・英語能力は世界のレベルと比較し、非常に低いと思われる。教える側の苦勞もあると思うが、外国人教授等による指導があったら良いと思う。(製造業、1001人～5000人、中部地方)
- 教養（とくに専門分野以外）を積極的に身につけようとする力。(製造業、1001人～5000人、中部地方)
- 自分で考えて前に進む力（特に正解がない課題に対して）。(製造業、1001人～5000人、東京都)
- 自発的行動力（言われた事はきちんとこなすが、自ら進んで行動できる人が、最近少ないように感じているので）(製造業、1001人～5000人、東京都)
- 100%正しい答えがない中で、最適解を求めていく経験と姿勢。前例やマニュアルをすぐに求めず自分で考え抜く力を養うべき。(製造業、1001人～5000人、東京都)
- 企業から求められる人材とは、問題を発見し自己解決出来る能力を求めた人だ。問題を発見する能力とは、標準や基準と現状とのギャップ及び「あるべき理想像」と現状とのギャップを見定める力である。(製造業、1001人～5000人、東京都)
- 自ら考え創造する力が乏しい。今までの生活において、何でも“与えられて”いる印象を受ける。指示すれば取り組めるが、自ら動く力を身に付けて欲しい。(製造業、1001人～5000人、東京都)
- 経済学部卒業生の数学能力が低い(商学部・法学部も必要かもしれません)。(製造業、1001人～5000人、東京都)
- ・キャリア教育 机上の理論を学識者によって叩き込むのではなく、社会に出るための職業訓練的な教育を徹底すべきであると考えている。現在、インターンシップ等の職業訓練が普及しているが、本来の目的とは脱逸していると考えている。企業は即戦力を求めており、そういったコア人材を教育することが急務であると考えており、企業人材育成担当者による講義課程や就活を勝ち抜くテクニックではなく、人生設計を描けるようなキャリア育成をしてもらいたいと考えている。(製造業、1001人～5000人、東京都)
- ・素直さ・明るさ・謙虚さ・常識の基礎となるもの。(製造業、1001人～5000人、東京都)
- 学習よりも、サークル活動やアルバイトを重視している学生が多い傾向がある。(製造業、1001人～5000人、東京都)
- 各学科中の基礎となる科目に対する理解度。(製造業、1001人～5000人、東京都)

- 一般常識、自己管理能力（製造業、1001人～5000人、東京都以外の関東地方）
- コミュニケーションスキルレベルの向上。読み－漢字を知らない。書き－作文力の向上。会話力－目上の人と話す機会を教育の場に設ける。目上の人のお話を聞く機会を増加させる。（製造業、101人～500人、東京都）
- 情報収集力は高いと思いますが、画一的になりやすい傾向がある。もう少し掘り下げた分析力が身に付くようなカリキュラムが必要と感じている。社会性についても、アルバイト経験に頼ることなく身に付くような指導を期待する。（製造業、5001人～10000人、東京都）
- ・公式を丸暗記するのではなく、何故そうなるのかを理解し、応用力、思考力をつけて欲しい。・指示を待つのみではなく、未知の分野に自分で調査・計画をして取り組む能力。（製造業、5001人～10000人、東京都）
- （1）自分で考える力。目的を与えたことに対して、プロセスは自分で工夫して考えて欲しい。（2）説明力。状況に応じて、どの程度の内容を説明すべきか考えて、説明して欲しい（表現力が不足している）。（製造業、501人～1000人、近畿地方）
- 常識的なマナー、モラル。本来は、家庭又は地域社会で学ぶべきかもしれないが、現代は学ぶ機会が失われている様だ。（製造業、501人～1000人、近畿地方）
- ・基本的なマナー（人として）。・自分で考える力。（製造業、501人～1000人、近畿地方）
- ・学生の自主性を高めるべきである。・教員が指導者ではなくサポーターになっていることが根本的にまちがえている。・社会人として一般的とはいえない、大学教授に人生についての助言を受けるのはどうか。（製造業、501人～1000人、近畿地方）
- 足りないというより望む力として、創造し、まきこんでやりとげる力。（製造業、501人～1000人、中部地方）
- 他者との交渉力等欧米の大学カリキュラムに倣ったスキルアップの授業がある程度必要。（製造業、501人～1000人、東京都）
- 全体的な印象として程度の差こそあれ「考え方が浅い」と感じる。・問題意識が薄い＝問題を発見出来ない。一どに解決して良いか分からない。・狭い視野、海外旅行＝グローバル化ではありません。正しく異文化、歴史感を学んで欲しいです。（製造業、501人～1000人、東京都）
- 自発性、チャレンジ精神（製造業、501人～1000人、東京都）
- ・相手の立場に立って物事を考える力（自分本位な行動、言動が多すぎる）。・自分の考え、意思をまとめて伝える力（簡単な質疑応答が成立しない）。・自分で課題に取り組み解決する力（自分で調べようとせずすぐ他人に聞く。自分で取り組むことの範囲が極めて狭い）。（製造業、501人～1000人、東京都）
- 自ら考え動く力。（製造業、501人～1000人、東京都）
- 理系の学士卒の学生の基礎的な数学力低下が顕著だ。最低限、高等学校で学ぶ数学レベルの取得を重視してほしい。（製造業、501人～1000人、東京都以外の関東地方）
- 多様な階層におけるメンバーシップの発揮。（サービス業（他には分類されないもの）、1000人以上、東京都）
- 多角的、客観的視点。（サービス業（他には分類されないもの）、1001人～5000人、中部地方）
- 一般教養（歴史・文化等）、技術者をめざすとしてもこれからは人間性が重視されるゆえ。（サービス業（他には分類されないもの）、1001人～5000人、東京都）
- 学生間及び講師（教授）と学生との間での意見交換の場や討議、ディベートの機会を増やすべき。（サービス業（他には分類されないもの）、1001人～5000人、東京都）
- 仕事や人生に対する目的・目標意識の醸成、能動性、自発性を養うカリキュラム。（サービス業（他には分類されないもの）、101人～500人、東京都）

問7：現在の大学の教育の質について、どのような意見がありますか。ある場合には、その内容を説明して下さい。

（以下、自由記述内容（業種、企業人員数、地域区分）の書式で、業種の順番に記載）

- 知識とともに、倫理感や論理性を身に付け、創造的な成果を結実させるような教育が求められると思う。（建設業、1001人～5000人、東京都）
- 独法化もあってか、各学校とも特色を持たせようと、多様な名称の学科を並べているので、結果と

して学生のバックグラウンドが分かりにくい事がある。また、流行の研究や最先端の研究が脚光を浴びがちであるが、弊業界のように既存の技術のインテグレーション力で勝負している業界としては、力学などの基礎的素養部分の教育に重点を置いて欲しい。(建設業、1001人～5000人、東京都以外の関東地方)

- 学校経営も大事ですが、学生の質(成績・人間性)を守る努力もしていただきたい。(建設業、501人～1000人、東京都)
- 大学全入時代を迎え、学生の質に不安を感じている。(情報通信業、1001人～5000人、東京都)
- ヒューマンスキル、コンピテンシーを高める教育に力を入れて欲しい。(情報通信業、5001人～10000人、東京都)
- 入学することがゴールになってしまい、在学中に勉学を怠る学生が多いことが気になる。卒業時のチェックを強化すべき。(製造業、10000人以上、近畿地方)
- あくまでも大学が考え、実行すべきものだ。企業と学問の場合は別。企業の考える学生を育てるなどと、間違った考えを持つ必要は無い。(製造業、10000人以上、中部地方)
- 有名な大学でも学生によって、かなり差があるように思う。(製造業、1001人～5000人、近畿地方)
- あいさつ、礼儀など日常必要不可欠な常識を持つ人材育成の徹底。(製造業、1001人～5000人、中部地方)
- 大学での勉強は大学を卒業してすぐ役立つことのできるような「実学」ではないと考えている。大学での勉強は社会人としてベースとなる能力、例えばコミュニケーション能力、情報収集力、論理的思考力、問題発見力、問題解決力などを身に付けるのが重要だが、これらの能力は卒業論文、卒業研究の学習の課程を通して、身につくと思うので、卒業研究に特に力を入れてほしい。(製造業、1001人～5000人、中部地方)
- ・大学の数、定員数が多過ぎではないか。・国、公立大学の学費を下げ、本当に教育を受けたいという志のある学生を採るべきではないか。(製造業、1001人～5000人、中部地方)
- 自分の考えを論理的に文章にまとめる訓練が必要。履歴書も十分に書けない学生もいる。(製造業、1001人～5000人、中部地方)
- 大学の教育の質は、大学の教育方針、どういう人材を育成したいのかにかかっているはずであり、画一的な評価にはあまりなじまないものと考えている。各大学で自信を持ってアピールしてもらいたい。(製造業、1001人～5000人、東京都)
- 単位の安易な付与等、学生に対して大学側が甘いと感じる。もっと単位認定を厳しく行っていただきたい。(製造業、1001人～5000人、東京都)
- ・流行に乗っただけのボランティア活動や留学は止めた方が良い。・文系学生のゼミ所属や卒論は必須にして欲しい(理系との差がありすぎる)。(製造業、1001人～5000人、東京都)
- 多くの学生に接してきたが、大学によって教育の質が大きく異なる。現在の偏差値の仕組みや少子化の影響による全員全入時代で、ある程度は仕方ないと考えるが「教育の質」よりも「学生の質」を見直さないと、教育の限界が見えてくると考える。企業も伸びしろのある優秀な学生をできるだけ採用したいと考えており、大学も全く同じ発想で受け入れ、育てていく必要があると考える。学生の質が合ってはじめて、あるレベルの教育が保たれると考えるが、誰でも平等に画一的に教育するのは、不可能ではないだろうか？(製造業、1001人～5000人、東京都)
- ・教科書(紙面)授業ばかりであり、物事の根底となる“理屈”についての教育、及び一般的な常識授業がない。(製造業、1001人～5000人、東京都)
- 大学入学時より学力レベルを維持していけば、単位取得が可能であり、このまま卒業に至っている学生が多い様に感じる。期毎、或は学年次毎にステップアップ(総合的学力)を図ることが必要かと思う。(製造業、1001人～5000人、東京都)
- 大学(特にゼミや研究室)の授業の質により、大差がある所。(製造業、1001人～5000人、東京都以外の関東地方)
- ゆとり教育の弊害なきように、基礎学力の充実を1～2年の教養課程に盛り込んで欲しい。(製造業、101人～500人、東京都)
- ・各学問の根本を理解させる教育。・課題を自分で発見し、計画、実施する経験をさせる。・「環境学科」のように、各学問の中間的な学科が増えているが、どの分野も広く浅くとなってしまう、企業では戦力となりにくい。1つの分野を深くつっこんで学ぶことで、他分野へも類推が働きやすくなり、あとは自己研さんで視野を広げられる。(製造業、5001人～10000人、東京都)
- 同じ大学・学科でも、ゼミによって勉強への力の入れ具合が大きく違うということが、学生の話でとても印象的だった。このような教育内容の質を全国的に統一し、企業の声を反映すべきとは思わないが、大学内・学科内で一定の基準ぐらいはあってもよいかと思う。(製造業、5001人～10000人、東京都)
- 学生の質に差がありすぎる。同じ大学、同じ学部でも差がありすぎる。(製造業、501人～1000人、

近畿地方)

- 自由の意味、自己管理の意味をもっと理解し、自発的な行動を促すような教育をしてあげていただきたい。(製造業、501人～1000人、近畿地方)
- 大学における教育は、アカデミックな世界で生きる人以外では、重視しない。教育に対して、企業側としての要望はただ一つで、非常識なことを植え付けるな、ということのみである。(製造業、501人～1000人、近畿地方)
- 大学名で判断する傾向にある、その学校、学部、教授の取り組みを企業側が簡単に分からない。又、本人のやる気による要素も大きいので、おおよその目安でしかない。よって直接での人物重視での採用となっている。(製造業、501人～1000人、中部地方)
- 質は定性的なものであるので、簡単に比較は出来ないものの、大学間格差を収束できる様なシステムが急務だと思われる。(製造業、501人～1000人、東京都)
- 法人化になってから予算の削減が厳しいと理系の研究室からは良く伺う。先生は企業の共同研究に頼らざるを得ない状況もあり、技術立国日本において、理系学生の減少は衰退を意味する。税金の教育費への投入を(特に理系を育てるといふ国家ビジョンのもと)希望する。(製造業、501人～1000人、東京都)
- ・大学教育の質以前に、本来入学前迄に備えているべき家庭での躰、コミュニティを通しての集団生活力が著しく欠落していると思われる。その状況を踏まえた根本的なカリキュラム構築が必要と感じる。例えば、いくら内容の濃い講義を設けても、集中力の続かない学生や、協調性、コミュニケーション力が欠ける学生には有効ではないと思われる。・質保証をする公的機関を仮に持つことになっても、文部科学省等からの安易な天下りは避けた方が良いと思う。(製造業、501人～1000人、東京都)
- 大学のランク、入試形式(一般受験とAO入試)により、基礎学力の幅が大きくある中で、大学の教育の質を保証するだけでは足りません。学位認定を大学に委ねている限り、学士の能力は低下の一途を辿ると思います。(飲食店・宿泊業、5001人～10000人、東京都以外の関東地方)
- 一部には、自身の専攻についても知識などが少なく、また、出席さえしていれば単位がもらえるということがあり、受け身なままでも卒業できてしまうところは問題があると思われる。まして、昨今では入学試験も緩いので、入る時もある時もある頑張らなくてもよいように思える。(卸売業・小売業、1001人～5000人、近畿地方)
- 入試制度を肯定する訳ではないが、大学全入時代の今日、教育の質というよりは入学時点での学生の学力の素地に各大学間で大きな広きがでていることは明らかに感じる。教育の質を高める前提として、その素地に一定の基準をもうけるということが必要であると思う。(卸売業・小売業、101人～500人、中部地方)
- 教育内容にどんな目的があるのか疑問に思うようなものを排除し、真に必要な人材、頼りになる有用な人材を生み出せるような教育を望む。最低限の質を統一した基準で担保するのは当然であり、むしろ国際的に通用するような競争力を用いる人材を生み出すことができる教育を目指すべき。(卸売業・小売業、501人～1000人、東京都)
- 傾聴能力、意志伝達能力、論理的思考能力の3つが大切と考えている。人の話しを理解して、自分の意見を相手に正しく伝える。伝える手法として、定量的に論理的に話す事が足りないと思う。優秀な方も多くおられると思うが、全体的には少ないと感じる。(卸売業・小売業、501人～1000人、東京都)
- 近年、幅広い分野の学習等を目的とした大学同士の合併や、名称変更等が頻繁に行われているが、実際に何をどの程度学ぶようになったのか、また実際に身につけているのかが分からない。学生自身も大学のカリキュラムの内容を理解できていない。外部からも分かりやすい教育内容を明示してもらいたい。(金融・保険業、101人～500人、東京都)
- バラツキが大きいことが問題だと感じているが、学生自身、教授、周囲の環境など多くの変数があるため、こうすれば質が向上するとは言えないと思っている。(金融・保険業、501人～1000人、東京都)
- 学科名では学生の学んだ科目が容易には推測できない。(サービス業(他には分類されないもの)、1001人～5000人、東京都)
- “考えさせる”だけでなく、考えた後の意見、アイデアを発表したり、意見交換させる方法をとるべき。(サービス業(他には分類されないもの)、1001人～5000人、東京都)
- 個人差が激しい。(サービス業(他には分類されないもの)、101人～500人、東京都)
- 学生に、生涯にわたって学習し、成長しようとする態度を身につけてもらいたい。社会に出ると大学にいる時よりもさらに数多くの難問に出会うことになる。教育を受ける過程で自身の中に思考のシステムを組みこまれるのが重要である。また、社会とのつながりの中で自分自身をとらえる視点を培ってもらいたい。日常生活の範囲でのみしか物事を語れない学生もときおり見る。世界的な動

き、社会の動きと、学問、自分自身とがつながっているという生きた感覚を身につけてほしいと思う。(サービス業 (他には分類されないもの)、101人～500人、東京都)

平成21年度 先導的大学改革推進委託事業  
大学の質保証及び学位プログラムの在り方に関する  
調査研究報告書

2009年7月31日  
財団法人 未来工学研究所  
〒135-8473 東京都江東区深川 2-6-11 富岡橋ビル 3F  
電話 ; 03-5245-1011 (代表)